令和６年版　日本の防衛

防衛白書

防 衛 省

令 和 6 年 版

日 本 の 防 衛

防　　衛　　省

令和６年版防衛白書の刊行に寄せて

防衛大臣

木原 稔

国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、既存の秩序は深刻な挑戦を受け、新たな危機の時代に突入していると認識しており、わが国を取り巻く安全保障環境も戦後最も厳しく複雑なものとなっています。

中国は軍事力を急速に増強するとともに、尖閣諸島周辺を含む東シナ海や太平洋などでの活動を活発化させています。北朝鮮は核・ミサイル開発を進展させ、弾道ミサイルなどの発射を強行しています。また、ロシアはウクライナ侵略を継続させるなかで、北方領土を含む極東地域での活発な軍事活動を継続させており、さらには中国と共同での航空機や艦艇の活動も確認されています。

このように、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のなかで、防衛省・自衛隊は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画に基づき、施策を推進していく考えです。

まず、防衛力の抜本的強化の着実な実現です。スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力といった将来の中核となる能力の強化に優先的に取り組む必要があり、トマホークや地上発射型の12式地対艦誘導弾能力向上型といった各種スタンド・オフ・ミサイルの取得を前倒しすることとしています。イージス・システム搭載艦についても、高度化する弾道ミサイルなどの脅威からわが国を防護するため、早急に建造に着手する予定です。また、持続性・強靱性の強化も重要な課題であり、装備品の可動数向上や弾薬・誘導弾の十分な確保、防衛施設の強靱化への集中投資を進めてまいります。

次に、同盟国・同志国などとの連携です。今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできません。既存の国際秩序への挑戦が続くなか、わが国は普遍的価値と戦略的利益などを共有する同盟国・同志国などと協力・連携を深めていくことが不可欠になっています。

米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸であり、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた具体的な取組を着実に進めてまいります。

同時に、地域の平和と安定のためには、同志国などとの連携を強化することが重要であり、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する取組を進めてまいります。そのために、地域の特性や各国の事情を考慮したうえで、共同訓練や防衛装備・技術協力をはじめとする多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進します。特に、次期戦闘機の共同開発は、防衛力の中核である戦闘機の能力を強化し、今後数十年にわたる世界の安全、安定および繁栄の礎となるものです。

さらに、昨年12月に運用を開始した日米韓3か国での北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有や、日米共同の指揮所演習である「キーン・エッジ」や「ヤマサクラ」への豪軍の初参加など、日米を基軸とした多国間協力も進展しており、今後もさらに進めてまいります。

人的基盤の強化も待ったなしの課題です。わが国が深刻な人手不足社会を迎えるなか、人材獲得競争はより熾烈なものとなっております。防衛力の中核は自衛隊員であり、厳しい募集環境の中でも優秀な人材をしっかりと確保していくため、募集能力の強化、人材の有効活用、生活・勤務環境、給与面の処遇の向上などといった各種施策を含め、あらゆる選択肢を排除せず、人的基盤の強化に取り組んでいきます。

また、人の組織である防衛省・自衛隊において、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ、組織の根幹を揺るがすハラスメントは決してあってはならないものであり、実効性のあるハラスメント防止対策を通じて、ハラスメントを一切許容しない環境を構築してまいります。

令和6年版防衛白書は、以上のようなわが国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の取組を記述しており、特に、防衛力の抜本的強化の進捗、すなわち、わが国の防衛力、抑止力が順調に強化されている様について、丁寧に説明するよう努めました。また、令和6年は、自衛隊が発足70年を迎えるとともに、令和6年版防衛白書は、初版から数えて刊行50回目の節目となるものであり、自衛隊の70年の歩みを振り返る特集も巻頭に設けています。

防衛力の抜本的強化を含む防衛省・自衛隊の取組は、国民一人一人の、そして諸外国の理解と支持があって初めて成り立つものです。この白書が、わが国が置かれた環境や防衛省・自衛隊の取組について、より多くの皆さまの一層のご理解を賜るための一助となることを願っております。

令和６年版　日本の防衛

防衛白書

目 次

特集 1　白書でひも解く 自衛隊発足70年の歩み …… 1

特集 2　私はこうして「日本を守る！」 …… 11

ダイジェスト　本文第Ⅰ部～第Ⅳ部の記述について、分かりやすく要約しています。 …… 23

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

第１章　概観
1　グローバルな安全保障環境 …… 39
2　インド太平洋地域における安全保障環境 …… 40

第２章　ロシアによる侵略とウクライナによる防衛
1　全般 …… 45
2　ウクライナ侵略の経過と見通し …… 45
3　ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応 …… 50

第３章　諸外国の防衛政策など
第１節　米国 …… 55
1　安全保障・国防政策 …… 55
2　軍事態勢 …… 60
第２節　中国 …… 64
1　全般 …… 64
2　軍事 …… 65
3　対外関係など …… 89
第３節　米国と中国の関係など …… 95
1　米国と中国の関係（全般） …… 95
2　インド太平洋地域における米中の軍事動向 …… 96
3　台湾の軍事力と中台軍事バランス …… 99
第４節　朝鮮半島 …… 105
1　北朝鮮 …… 106
2　韓国・在韓米軍 …… 127
第５節　ロシア …… 131
1　全般 …… 131
2　安全保障・国防政策 …… 131
3　軍事態勢と動向 …… 133
4　北方領土などにおけるロシア軍 …… 138
5　対外関係 …… 139
第６節　大洋州 …… 145
1　オーストラリア …… 145
2　ニュージーランド …… 148
第７節　東南アジア …… 150
1　全般 …… 150
2　各国の安全保障・国防政策 …… 150
3　各国の軍近代化 …… 154
4　地域内外における協力 …… 155
第８節　南アジア …… 156
1　インド …… 156
2　パキスタン …… 158
3　カシミール地方の帰属をめぐるインドとパキスタンとの対立 …… 159
第９節　欧州・カナダ …… 160
1　全般 …… 160
2　多国間の安全保障の枠組みの強化 …… 161
3　欧州各国などの安全保障・防衛政策 …… 163
第10節　その他の地域など（中東・アフリカを中心に） …… 167
1　中東 …… 167
2　アフリカ …… 171
3　国際テロリズムの動向 …… 173

第４章　宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など
第１節　情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向 … 175
1　科学技術と安全保障 …… 175
2　軍事分野における先端技術動向 …… 175
3　民生分野における先端技術動向 …… 177
4　情報関連技術の広まりと情報戦 …… 178
5　防衛生産・技術基盤をめぐる動向 …… 180
第２節　宇宙領域をめぐる動向 …… 182
1　宇宙領域と安全保障 …… 182
2　宇宙空間に関する各国の取組 …… 182
第３節　サイバー領域をめぐる動向 …… 186
1　サイバー空間と安全保障 …… 186
2　サイバー空間における脅威の動向 …… 186
3　サイバー空間における脅威に対する動向 …… 188
第４節　電磁波領域をめぐる動向 …… 191
1　電磁波領域と安全保障 …… 191
2　電子戦に関する各国の取組 …… 191
第５節　海洋をめぐる動向 …… 193
1　「公海自由の原則」などをめぐる動向 …… 193
2　海洋安全保障をめぐる各国の取組 …… 193
3　北極海をめぐる動向 …… 194
第６節　大量破壊兵器の移転・拡散 …… 196
1　核兵器 …… 196
2　生物・化学兵器 …… 197
3　弾道ミサイルなど …… 197
4　大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大 …… 198
第７節　気候変動が安全保障環境や軍に与える影響 …… 199
1　全般 …… 199
2　安全保障への影響 …… 199
3　インド太平洋地域における気候変動 …… 200

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

第１章　安全保障と防衛の基本的考え方
第１節　安全保障を確保する方策 …… 203
第２節　憲法と防衛政策の基本 …… 204
1　憲法と自衛権 …… 204
2　憲法第９条の趣旨についての政府見解 …… 204
3　基本政策 …… 205
第３節　安全保障政策の体系 …… 207

第２章　国家安全保障戦略などの「三文書」
第１節　国家安全保障戦略の概要 …… 208
第２節　国家防衛戦略の概要 …… 209
1　防衛大綱から国家防衛戦略への変遷 …… 209
2　国家防衛戦略の概要 …… 211
第３節　防衛力整備計画の概要 …… 219
1　計画の方針 …… 219
2　自衛隊の体制など …… 220
3　整備規模 …… 221
4　所要経費など …… 225

第３章　防衛力整備と予算
第１節　令和６（2024）年度の防衛力整備 …… 226
第２節　防衛関係費 …… 228
1　令和６（2024）年度防衛関係費の概要 …… 228
2　重点ポイント …… 230
3　防衛関係費の内訳 …… 231
4　最適化への取組 …… 233
5　防衛力強化のための財源確保 …… 233
6　各国との比較 …… 233

第４章　安全保障と防衛を担う組織
第１節　国家安全保障会議 …… 236
第２節　防衛省・自衛隊の組織 …… 237
1　防衛力を支える組織 …… 237
2　自衛隊の統合運用体制 …… 241
3　統合作戦司令部 …… 242

第５章　自衛隊の行動に関する枠組み
1　自衛隊の任務 …… 244
2　わが国の防衛 …… 244
3　公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など …… 246
4　重要影響事態への対応 …… 250
5　国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み …… 251

第Ⅲ部 防衛目標を実現するための3つのアプローチ

第1章 わが国自身の防衛体制

第1節 わが国の防衛力の抜本的強化と国全体の防衛体制の強化 …… 255
1 わが国の防衛力の抜本的強化 …… 255
2 国全体の防衛体制の強化 …… 256
第2節 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出 …… 259
1 「瀬取り」への対応 …… 259
2 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集 … 260
第3節 力による一方的な現状変更やその試みへの対応 …… 263
1 わが国周辺における常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR） …… 263
2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置 …… 267
第4節 ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻への対応 …… 270
1 島嶼部を含むわが国に対する侵攻への対応 …… 270
2 ミサイル攻撃などへの対応 …… 275
3 陸・海・空領域における対応 …… 280
4 宇宙領域での対応 …… 283
5 サイバー領域での対応 …… 289
6 電磁波領域での対応 …… 295
7 大規模テロや重要インフラに対する攻撃などへの対応 …… 296
8 国民保護に関する取組 …… 299
第5節 情報戦への対応を含む情報力強化の取組 …… 302
1 情報収集・分析などの機能の強化 …… 302
2 認知領域を含む情報戦などへの対処 …… 304
第6節 継戦能力を確保するための持続性・強靭性強化の取組 … 306
1 弾薬の確保 …… 306
2 燃料などの確保 …… 307
3 装備品の可動状況の改善 …… 308
4 施設の強靭化 …… 309
第7節 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組 …… 311
1 大規模災害などへの対応 …… 311
令和6年能登半島地震への対応 …… 313
2 在外邦人等の保護措置および輸送への対応 …… 316

第2章 日米同盟

第1節 日米安全保障体制の概要 …… 318
1 日米安全保障体制の意義 …… 318
2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容 …… 319
3 日米間の政策協議 …… 319
第2節 日米共同の抑止力・対処力の強化 …… 323
1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力 …… 323
2 統合防空ミサイル防衛 …… 324
3 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動 …… 324
4 米軍等の部隊の武器等防護 …… 324
5 後方支援 …… 324
6 共同訓練・演習 …… 326
7 拡大抑止 …… 326
8 共同使用 …… 326
第3節 同盟調整機能の強化 …… 328
1 同盟調整メカニズムの設置 …… 328
2 運用面におけるより緊密な調整 …… 330
第4節 共同対処基盤の強化 …… 331
1 情報保全およびサイバーセキュリティ …… 331
2 防衛装備・技術協力 …… 331
第5節 在日米軍の駐留に関する取組 …… 333
1 在日米軍の駐留 …… 333
2 在日米軍再編に向けた取組 …… 336
3 在日米軍の駐留に関する取組 …… 350

第3章 同志国などとの連携

第1節 多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進 …… 358
1 同志国などとの連携の意義など …… 358
2 各国との防衛協力・交流の推進 …… 361
3 多国間安全保障協力の推進 …… 397
4 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組 …… 406
5 女性・平和・安全保障（WPS）推進に向けた取組 …… 408
第2節 海洋安全保障の確保 …… 412
1 海洋安全保障の確保に向けた取組 …… 412
2 海賊対処への取組 …… 412
3 海洋安全保障にかかる協力 …… 416
第3節 国際平和協力活動への取組 …… 417
1 国際平和協力活動の枠組みなど …… 417
2 国連PKOなどへの取組 …… 418
3 国際緊急援助活動への取組 …… 422
第4節 軍備管理・軍縮や不拡散への取組 …… 423
1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組 …… 423
2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組 …… 424

第Ⅳ部 共通基盤の強化

第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

第1節 防衛生産基盤の強化 …… 427
1 防衛生産基盤強化法と基本方針 …… 428
2 防衛生産基盤強化法以外の主な取組 …… 433
第2節 防衛技術基盤の強化 …… 437
1 防衛技術基盤の強化の必要性 …… 437
2 防衛技術指針2023に示す防衛技術基盤の強化の方向性 438
3 次期戦闘機の開発 …… 440
4 民生技術の積極的な活用 …… 442
第3節 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進 …… 445
1 防衛装備移転三原則にかかわる制度 …… 445
2 防衛装備移転の推進のための取組 …… 449
3 米国との防衛装備・技術協力関係の深化 …… 450
4 新たな防衛装備・技術協力の構築 …… 451
5 防衛装備・技術協力にかかるその他の取組 …… 456
第4節 装備品の最適化の取組 …… 458
1 合理的な装備体系の構築のための取組 …… 458
2 限られた人材を最大限有効に活用するための取組（無人化・省人化） …… 458
3 ライフサイクルを通じたプロジェクト管理 …… 459
4 契約制度などの改善 …… 460
5 調達の効率化に向けた取組など …… 461
6 FMS調達の合理化に向けた取組の推進 …… 462
第5節 経済安全保障に関する取組 …… 464
1 日本政府内の動向 …… 464
2 防衛省の取組 …… 464

第2章 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

第1節 人的基盤の強化 …… 465
1 採用の取組強化 …… 465
2 予備自衛官などの活用 …… 469
3 人材の有効活用に向けた施策など …… 472
4 生活・勤務環境の改善など …… 473
5 人材の育成 …… 474
6 処遇の向上、再就職支援など …… 474
第2節 ハラスメントを一切許容しない環境の構築 …… 479
1 ハラスメント被害への対応 …… 479
2 ハラスメント根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示など 480
3 防衛省ハラスメント防止対策有識者会議 …… 481
4 ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察 …… 481
5 ハラスメント防止対策の抜本的見直し …… 482
第3節 ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進 … 483
1 ワークライフバランス推進のための働き方改革 …… 483
2 女性の活躍推進のための改革 …… 484
第4節 衛生機能の変革 …… 487
1 戦傷医療対処能力の抜本的強化 …… 487
2 各種事態や多様な任務に対応するための衛生機能の強化 … 489
第5節 政策立案機能の強化 …… 491
1 政策立案機能の強化に向けた取組 …… 491
2 防衛研究所における取組 …… 491
3 その他の機関における取組 …… 492

第3章 訓練・演習に関する諸施策

第1節 訓練・演習に関する取組 …… 494
1 わが国自身による各種事態への対処力強化に資する訓練 … 495
2 日米同盟の強化に資する訓練 …… 499
3 日米に第三国を交えた多国間共同訓練 …… 502
4 同志国との二国間共同訓練 …… 503
5 同志国などとの多国間訓練 …… 505
第2節 各種訓練環境の整備や安全管理 …… 509
1 訓練環境 …… 509
2 安全管理への取組 …… 510

第4章 地域社会や環境との共生に関する取組

第1節 地域社会との調和にかかる施策 …… 512
1 民生支援活動 …… 512
2 地方公共団体などによる自衛隊への協力 …… 513
3 地方公共団体と地域住民の理解・協力を確保するための施策 … 513
4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策 …… 514
5 国家行事への参加 …… 517
6 南極地域観測に対する支援 …… 517
7 部外土木工事の受託 …… 517
8 その他の取組 …… 518
第2節 気候変動・環境問題への対応 …… 520
1 防衛省・自衛隊の施設に関する取組 …… 520
2 在日米軍施設・区域に関する取組 …… 522
第3節 情報発信や公文書管理・情報公開など …… 523
1 様々な広報活動 …… 523
2 公文書管理・情報公開に関する取組 …… 525
3 政策評価などに関する取組 …… 526

COLUMN

解説 特定のトピックについて、政府の立場からより詳しい説明を加えています。

VOICE 現場の隊員や部外の関係者などによる、個人の立場からの考えや感想などを掲載しています。

視点 防衛研究所の研究者による、個人の立場からよりアカデミックな観点での分析を述べています。研究者個人が公刊資料に依拠して独自の立場から記述したものであり、日本政府あるいは防衛省の公式見解を示すものではありません。

第Ⅰ部

第1章 概観
解説 わが国周辺における核・ミサイル戦力の増強 …… 44

第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛
視点 ロシアによるウクライナ侵略の状況 …… 54

第3章 諸外国の防衛政策など
視点 三正面の対応を迫られる米国 …… 63
解説 台湾をめぐる中国の軍事動向 …… 84
視点 連携を強める中国軍とロシア軍 …… 91
解説 2023年以降の北朝鮮の核・ミサイル開発動向 …… 123
解説 わが国周辺におけるロシアの軍事動向 …… 140
解説 太平洋島嶼国が抱える安全保障上の問題 …… 148
視点 フィンランド・スウェーデンのNATO加盟の意義 …… 163
視点 イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突 …… 168

第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など
視点 偽情報を含む影響工作と「情報機関」による「情報戦」の論点 …… 179

第Ⅱ部

第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」
解説 反撃能力 …… 214
視点 抑止力の意義 …… 218

第3章 防衛力整備と予算
解説 安全保障に関連する経費 …… 235

第4章 安全保障と防衛を担う組織
解説 自衛隊の統合運用体制の深化 …… 243

第Ⅲ部

第1章 わが国自身の防衛体制
解説 尖閣諸島について …… 264
解説 南西防衛体制の強化 …… 275
VOICE 宇宙領域把握（SDA）任務 …… 286
解説 宇宙安全保障構想と防衛省の取組 …… 288
VOICE 陸自高等工科学校で学んで …… 293
解説 Jアラートによる弾道ミサイルに関する情報伝達（内閣官房からのお知らせ） …… 299
VOICE 国民保護訓練に参加した隊員の声 …… 301
VOICE 令和6年能登半島地震における災害派遣に従事した即応予備自衛官の声 …… 314

第2章 日米同盟
解説 同盟強化のための取組 …… 322
解説 日米拡大抑止協議 …… 327
VOICE 日米間の調整業務を通じて感じたこと …… 329
解説 米軍ロウワー・プラザ住宅地区の一般開放 …… 344

第3章 同志国などとの連携
VOICE 乗艦協力プログラムに参加した防衛省内部部局職員の声 …… 400
VOICE 令和5年度インド太平洋方面派遣（IPD23）護衛艦部隊幕僚の声 …… 405
VOICE WPS推進に向けた防衛省の取組 …… 411

第Ⅳ部

第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化
VOICE ①装備品の開発・生産拠点強化にかかる取組 ②「君シカオラン」で、装備品のキーサプライヤーに。 … 432
解説 次期戦闘機：国際機関の創設 …… 442
解説 次期戦闘機の第三国移転（国会審議での主要な論点） … 448
解説 防衛装備移転三原則改正に対する諸外国・企業などの反応 …… 449
VOICE 日本製警戒管制レーダーの受領をうけて（フィリピン空軍第580警戒管制団司令の声） …… 455

第2章 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化
VOICE 活躍する即応予備自衛官と雇用主の声 …… 471
VOICE 再就職した隊員と雇用主の声 …… 478
解説 戦傷医療対処能力強化に向けた取組 ～防衛省の戦傷医療における輸血戦略～ …… 489
解説 防衛大学校卒業式 …… 493

第3章 訓練・演習に関する諸施策
解説 令和5年度自衛隊統合演習（実動演習）「05JX」 … 496
VOICE 米海兵隊との実動訓練「レゾリュート・ドラゴン23」に参加した隊員の声 … 501
VOICE 日仏共同訓練に参加した隊員の声 …… 505
VOICE 米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」に参加した隊員の声 …… 507

第4章 地域社会や環境との共生に関する取組
解説 わが国の水産物の消費拡大に向けた取組 …… 519
解説 令和5年度航空観閲式 …… 525

巻末資料 平和を仕事にする …… 539
主要装備品、主な広報施設などについて紹介しています。

■索 引 …… 528

■資料編
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06shiryo.pdf

■防衛年表
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06nenpyo.pdf

表紙のコンセプト「刀鍛冶（かたなかじ）」

防衛省・自衛隊は発足以来、「刀を抜かないために」必死で刀を鍛えてきました。すなわち、抑止力となる刀を鍛え上げ、わが国に対する武力侵攻を未然に防いできました。自衛隊発足70周年の節目にあたり、国家安全保障戦略などを踏まえ、わが国の防衛力、抑止力が順調に強化されている様と、今後もたゆまぬ努力を続ける決意を表現しています。

- 防衛白書は、1970年に初めて刊行し、1976年以降毎年刊行して参りました。防衛白書刊行の目的は、できる限り多くの皆様に、できる限り平易な形で、わが国防衛の現状とその課題およびその取組について周知を図ることです。
- 本書は、2023年4月から2024年3月までの1年間のわが国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の取組を記述しています。ただし、一部の重要な事象については、2024年4月以降のものも記述しています。
- 本書内に掲載している地図は、デザイン、レイアウトに応じて省略などを施している簡易なものであり、必ずしもわが国の領土のすべてを含んでいない場合や正確な縮尺などを反映していない場合があります。
- 防衛白書刊行後も最新の情報へのアクセスが容易となるよう、防衛省ホームページの関連ページなどへのリンクとして二次元コードを充実させています（2024年6月現在のURLに基づいて作成）。また、本書をはじめ、防衛白書のバックナンバーも防衛省ホームページで閲覧できますので、ぜひご活用ください。
- 裏表紙に掲載した写真は、防衛庁開庁記念式典において初代防衛庁長官の木村篤太郎に自衛隊員が敬礼をしている様子です。

■ 令和６年版 防衛白書
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/index.html

■ 防衛白書バックナンバー
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_web/

凡　例

本書の文中において、次の用語について、それぞれ略称を用いたほか、適宜ほかの用語についても略称を用いているところがあります。（一部説明の都合上、正式名称としている場合があります。）

1.防衛事務次官 → 事務次官	6.陸上自衛隊 → 陸　自	11.海上幕僚監部 → 海　幕
2.統合幕僚長 → 統幕長	7.海上自衛隊 → 海　自	12.航空幕僚監部 → 空　幕
3.陸上幕僚長 → 陸幕長	8.航空自衛隊 → 空　自	13.日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 → 日米安保条約
4.海上幕僚長 → 海幕長	9.統合幕僚監部 → 統　幕	14.国際連合 → 国　連
5.航空幕僚長 → 空幕長	10.陸上幕僚監部 → 陸　幕	15.国連安全保障理事会 → 国連安保理

特集1 | 白書でひも解く

自衛隊発足70年の歩み

1954年7月1日に防衛庁・自衛隊が発足し、今年（2024年）で70年の節目を迎えます。
また、令和6（2024）年版防衛白書は、1970年の発刊から数えて50冊目となります。
本特集は、防衛省（庁）・自衛隊が、国民とともに歩んだ70年を、過去50冊の防衛白書の記述を中心に振り返り、その足跡を記録するものです。

※防衛白書発刊以前の事象は、平成6年版防衛白書（発足40年）、平成16年版防衛白書（発足50年）の特集などをもとに、令和6年版防衛白書までの記述から掲載。

～自衛隊発足と漸進的な防衛力整備の時代～

1945年 終戦

終戦後、連合軍が日本を占領し、武装解除が行われた。【時事】

1949年

NATO発足

ドイツ連邦共和国（西独）、ドイツ民主共和国（東独）成立

中華人民共和国成立

1950年

中ソ友好同盟相互援助条約調印

朝鮮戦争勃発

朝鮮戦争における仁川上陸作戦【AFP=時事】

北大西洋条約12か国署名（1949年4月）【NATO HP】

米国は、着上陸作戦における掃海能力の不足を補うため、海上保安庁隷下の掃海部隊を派遣するようGHQを経由して日本政府に依頼。写真は、朝鮮派遣部隊旗船「ゆうちどり」

1950年 警察予備隊創設

朝鮮戦争がはじまり、在日米軍主力が朝鮮半島に展開し、日本国内の治安維持が不安となったことを受けて創設

1952年 保安庁設置

国内の治安維持のための一般警察力を補うことが目的であり、わが国自体の防衛組織を確立するには至らず。

1952年

海上警備隊発足

海上保安庁の一組織として発足

1951年

サンフランシスコ講和条約署名、日米安保条約署名

- 日本が米軍に基地を提供
- サンフランシスコ講和条約により、1952年に主権を回復するも、国の安全保障を駐留米軍に依存

日米艦艇貸与協定による最初の引き渡し式が米国チャールストンで行われ、「あさかぜ」、「はたかぜ」が海自に引き渡された。（1954年10月）

1953年

ソ連が初の水爆実験

米韓相互防衛条約署名

冷戦により、政治、経済体制、イデオロギーなどに対する東西両陣営の政治・軍事的対峙

1954年

パリ協定調印

西ドイツの主権回復、再軍備、NATOへの加盟が承認された。

【NATO HP】

1954年7月1日 防衛庁設置 陸・海・空自衛隊発足 統合幕僚会議設立

1954年

米国の相互安全保障法（MSA）に基づく日米相互防衛援助（MDA）協定調印

経済援助と軍事同盟強化を一体としたものであり、MSA協定締結のためには自ら防衛努力を行うことが条件となっていた。

防衛庁開庁記念式典（木村篤太郎長官に敬礼する隊員）

防衛庁発足に合わせて制定された自衛隊旗（左）と自衛艦旗（右）中央は木村篤太郎長官

米軍第16軍団から陸自北部方面隊に北海道の防衛が移譲された。写真は北海道真駒内駐屯地（1954年9月）

凡例

：国際情勢　：わが国の防衛力強化関連　：日米関連

：国際貢献／国際交流／他国との連携など　：そ の 他

1957年 国防の基本方針策定

- 国連の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- 外部からの侵略に対しては、将来国連が有効にこれを阻止する機能を果たしうるに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

1954年 予備自衛官制度導入

漸進的に防衛力を整備

防衛力整備

第1次防衛力整備計画（1次防）（1957年）
- 国力に応じた必要最小限度の自衛力を整備

2次防（1961年）、3次防（1966年）、4次防（1972年）
- 通常兵器による局地戦以下の侵略に有効に対処することが防衛力整備の目標

静岡県で実施した陸・海・空自を統合した初の海上輸送訓練（1962年）

統合運用

統合幕僚会議の権限見直し（1961年）
- 統合部隊に対する長官の命令を執行

統合幕僚学校新設（同）

米国との安全保障体制

日米安保条約署名（1960年）
- 米国の日本防衛義務が明確化
- 日本の内乱に米軍が出動できるとするいわゆる、「内乱条項」の規定削除
- 米軍の行動に関する両国政府の事前協議の枠組み設置

1955年 ワルシャワ条約機構発足

1962年 キューバ危機

- ソ連のキューバへの核ミサイル基地建設を受け、米ソ間の緊張が高まった。
- 危機後、米ソ間で決定的な対立や破局への発展を回避するための対話・協調の努力により、部分的核実験停止条約締結（1963年）や第1次戦略兵器制限交渉（SALT1）合意（1972年）などにつながる。

ソ連のキューバへの核ミサイル基地建設を受け、海上封鎖を命令するケネディ大統領【Avalon/時事通信フォト】

1964年 トンキン湾事件

これを受け、米軍が北ベトナム魚雷艇基地を爆撃

中国が初の核実験

1956年 防衛庁移転

完成した東京都霞が関の防衛庁新庁舎（越中島⇒霞が関）

1960年 防衛庁移転

東京都六本木（檜町）に移転した防衛庁本庁（霞が関⇒檜町）

1962年 防衛施設庁発足

新たに掲げられる防衛施設庁の看板（1962年11月）

1964年 東京オリンピック支援

第18回オリンピック東京大会で、東京の空に五輪模様を彩る空自ブルーインパルス

1970年頃～ デタント

東西関係は安定的に推移
- 米国は国防努力を抑制
- ソ連は一貫して軍事力を増強するとともに、東南アジア、アフリカなどの地域に進出し、政治的影響力を拡大

米ソ間の緊張緩和（デタント）

1970年 防衛白書発刊

1976年 防衛白書2冊目刊行（以降毎年刊行）

沖縄返還

愛知・ロジャーズ会談（1971年）
- 沖縄返還協定署名

沖縄返還（1972年）
- 沖縄の本土復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、在日米軍施設・区域を提供

沖縄復帰に伴い交換用の通貨540億円の輸送を行う海自艦艇（沖縄県那覇港）

武器輸出

武器輸出三原則を国会で表明（1967年）
①共産圏諸国
②国連決議により武器などの輸出が禁止されている国
③国際紛争当事国またはそのおそれがある国
に対しては武器輸出は認めない。

武器輸出に関する政府統一見解発表（1976年）
武器輸出三原則対象地域以外も武器輸出を慎む。

1971年 全日空機が自衛隊機と衝突

自衛隊機と衝突し、岩手県雫石付近に墜落した全日空機と捜索する隊員

昭和30～40年代、自衛隊は、地元自治体からの要請もあって、主として北海道や東北の農村で農繁期に田植えなどを手伝っていた（援農）。

九州上空を初飛行する日の丸ジェット機（T-33）（1955年1月）

防衛大学校第1期生卒業式（1957年3月）

国会前を埋めた安保反対闘争のデモ隊（1960年1月）

～基盤的防衛力構想の時代、国際貢献の時代～

わが国周辺における主な兵力の状況（概数）（1976年度）

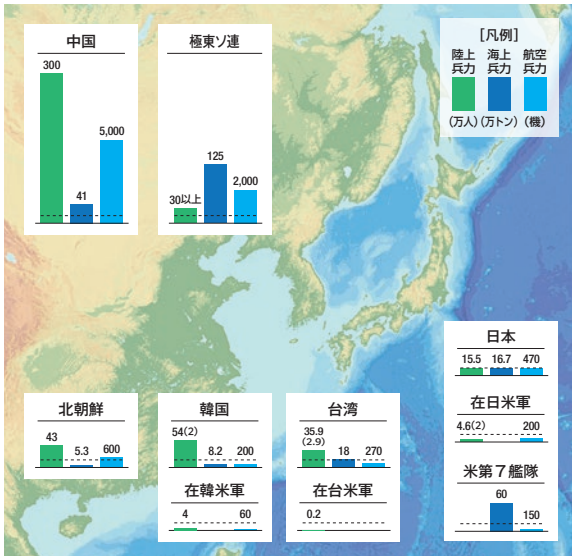

（注）1 昭和52年版防衛白書をもとに作成。
2 各国駐留米軍兵員数は、陸・海・空各要員の総数を示す。
3 （ ）は海兵隊の兵力で内数。
4 日本は、実勢力を示す。
5 - - - - - は、1976年の日本の実勢力の水準を示す。

1976年
ミグ25が函館空港に強行着陸

函館空港にソ連軍用機が強行着陸。レーダーサイトにおける低空侵入対処の問題や早期警戒監視機能の欠落などが課題とされ、早期警戒機の導入、連絡体制整備などにつながった。

1979年
ソ連がアフガニスタン侵攻

1983年
ソ連軍機による大韓航空機撃墜

1987年
米ソ間で中距離核戦力全廃（INF）条約署名

1989年
冷戦終結宣言

1990年
東西ドイツ統一

1989年には東西冷戦の象徴的存在であったベルリンの壁が崩壊【EPA=時事】

1991年
ワルシャワ条約機構が軍事機構解体

宗教上の対立や、民族問題に根差す対立が顕在化

1990年
イラク軍がクウェートに侵攻

多国籍軍はイラクの侵略を排除し、湾岸地域の平和と安全を確保するため武力行使に踏み切り、湾岸戦争が開始された。【AFP=時事】

1991年
ユーゴスラビア内戦勃発

冷戦の終結

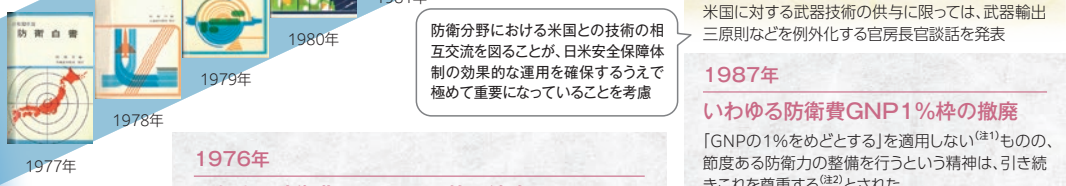

湾岸戦争終結後における海自によるペルシャ湾での機雷除去

わが国の防衛のあり方について政府の考えをできる限り具体的に明示し、国民的合意の確立を目指すものとして策定

1976年 防衛計画の大綱策定（51大綱）

- 「基盤的防衛力構想」
- わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有

1976年
いわゆる防衛費のGNP1％枠の決定

「当面の防衛力整備について」（昭和51年11月5日閣議決定）において、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の100分の1に相当する額を超えないことをめどとすることを決定

防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安全保障体制の効果的な運用を確保するうえで極めて重要になっていることを考慮

1983年
対米武器技術供与決定

米国に対する武器技術の供与に限っては、武器輸出三原則などを例外化する官房長官談話を発表

1987年
いわゆる防衛費GNP1％枠の撤廃

「GNPの1％をめどとする」を適用しない(注1)ものの、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重する(注2)とされた。

（注）1 「昭和62年度予算における「当面の防衛力整備について（昭和51年11月5日閣議決定）」の取扱いについて」（昭和61年12月30日安全保障会議及び閣議決定）
2 「今後の防衛力整備について」（昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定）

日米同盟

日米防衛協力小委員会設置（1976年）
日米防衛協力のための指針（ガイドライン）が閣議で了承（1978年）

- 日本防衛のための共同作戦計画の研究、共同演習や共同訓練の実施を規定
- 日本有事の際の日米の役割を規定

米海軍主催の環太平洋米海軍特別演習「リムパック」に初めて参加し、米空母の横を航行する護衛艦「ひえい」（1980年）

凡例
：国際情勢　：わが国の防衛力強化関連　：日米関連
：国際貢献／国際交流／他国との連携など　：そ の 他

核やミサイルなどの脅威が拡散

1989年

1990年

1991年

1992年

1993年

1994年

1995年

1993年
北朝鮮が核兵器不拡散条約（NPT）脱退を宣言
北朝鮮が日本海中部に向け弾道ミサイルの発射実験
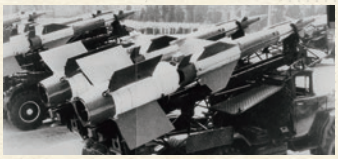
朝鮮人民軍創建60周年慶祝閲兵式で整列する北朝鮮のミサイル【朝鮮通信＝時事】

1996年
北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸で座礁し乗員が韓国領土に侵入

韓国領海内で座礁した北朝鮮の特殊部隊輸送用潜水艦。乗艦していた武装工作員と乗員が韓国領土内に侵入した。【時事通信フォト】

1999年
コソボ紛争勃発

世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のく一方、安全保障上考慮すべき事態は多様化

1995年
防衛計画の大綱策定
（07大綱）

- 「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲
- 防衛力の役割として、「わが国の防衛」に加え、「大規模災害など各種の事態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追加

1996年

1997年

1998年

1999年

2000年

2000年
防衛庁移転

移転当時の市ヶ谷地区（檜町⇒市ヶ谷）

わが国の防衛体制の強化

統合運用

情報本部の新設（1997年）
統合幕僚会議の権限強化（1998年）
- 統合幕僚会議が出動時（防衛出動、治安出動）以外の災害派遣、国際緊急援助活動時なども長官を補佐

防衛庁移転にあわせ中央指揮所運用開始（2000年）

三宅島火山噴火災害派遣において統合調整を実施。写真は、三宅島周辺を飛行中のRF-4偵察機

より安定した安全保障環境構築への貢献

国際平和協力法の施行、国際緊急援助隊法の改正（1992年）
- 人的な面を中心に、より積極的に国際社会へ寄与できるよう国内体制を整備

自衛隊にとって初めての国際平和協力活動となったカンボジアでの活動。道路・橋の修理や停戦監視活動などを行った。

在外邦人等の輸送が、新たに自衛隊の任務に加わったことに伴い、政府専用機の機内設備の仕様を要人輸送用から邦人等輸送用に変更する訓練を実施

国際平和協力業務への派遣
- カンボジア（1992年～1993年）
- モザンビーク（1993年～1995年）
- ルワンダ（1994年）
- ゴラン高原（1996年～2013年）
など

自衛隊法改正（1994年）
- 在外邦人等の輸送が自衛隊の任務に追加

在外邦人等輸送訓練（搭載艇への誘導）

自衛隊法改正（1999年）
- 自衛隊の航空機に加え、船舶や船舶に搭載したヘリコプターによる在外邦人等の輸送が可能に。

弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDにかかわる日米共同技術研究に関する日米両政府間の交換公文、了解覚書署名（1999年）
BMDシステムの導入を政府が決定（2003年）
自衛隊法改正（2005年）
- 防衛出動が下令されていない状況でのBMDシステムによる対処が可能に。

即応予備自衛官の訓練風景

即応予備自衛官制度導入（1998年）

大規模災害など各種事態への対応

阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件（1995年）

災害対策基本法と自衛隊法改正、防衛庁防災業務計画修正（1995年）
- 災害派遣時に自衛官が行使しうる権限の追加（警察官がその場にいない場合の緊急通行車両の通行を確保するための措置）など
- 自主派遣の判断基準明確化と地方公共団体などとの連携の強化

日米同盟

1995年におきた「不幸な事件」を受け、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）が設置（1996年最終報告）

SACO最終報告では、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21％を返還することに合意した。写真は、SACO最終報告で全面返還が示された普天間飛行場【宜野湾市HP】

日米安全保障共同宣言（1996年）
ガイドライン見直し（1997年）
- ①平素から行う協力、②日本に対する武力攻撃に際しての対処行動など、③周辺事態の協力の3分野について検討し、見直した。

周辺事態安全確保法施行（1999年）
- 周辺事態に対応してわが国が実施する措置（後方地域支援、後方地域捜索救助活動など）や、その実施の手続き、その他の必要な事項を規定

日米安全保障共同宣言において、日米関係の中核をなす日米安全保障体制について、その重要性を改めて確認するとともに、21世紀に向けた日米同盟のあり方を内外に明らかにした。【時事】

～防衛力の役割が拡大、新たな脅威や多様な事態への対応の時代～

わが国周辺における主な兵力の状況（概数）（2004年度）

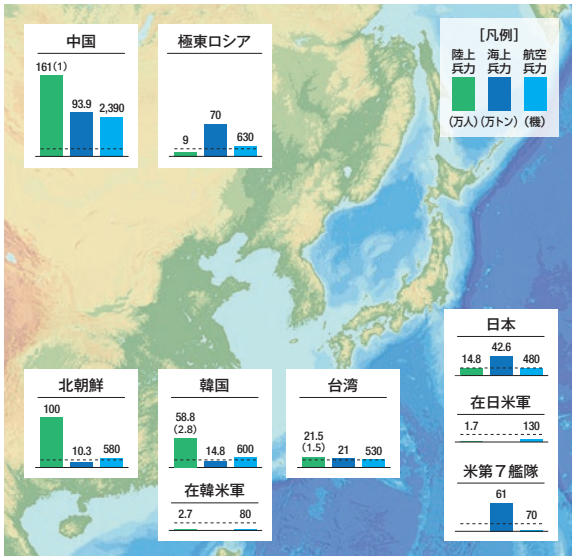

（注）1 平成17年版防衛白書をもとに作成。
2 在日・在韓米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
3 （ ）は海兵隊の兵力で内数。
4 日本は、実勢力を示す。
5 - - - - - は、1976年の日本の実勢力の水準を示す。

2001年
米国における同時多発テロ

【dpa/時事通信フォト】

中国は
周辺海域において
活動を拡大・活発化

2003年
イラク戦争勃発

【AFP=時事】

北朝鮮の動向

北朝鮮が発射したミサイル（テポドン1号と推定）が、わが国上空を通過（1998年）

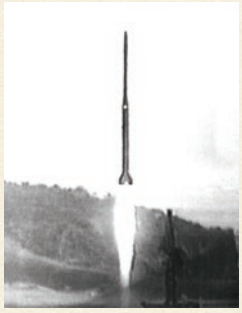

【AFP=時事】

能登半島沖不審船事案（1999年）

核実験（2006年）
- 以降、2009年、2013年、2016年（2回）、2017年に実施

- 国際テロや弾道ミサイルなどの新たな脅威
- 世界の平和がわが国の平和に直結する状況
- 抑止重視から対処重視に転換する必要性

2004年
防衛計画の大綱策定
（16大綱）

2005年

2006年

2007年
防衛庁から防衛省へ移行

- 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組みうるものとすべく、多機能で弾力的な実効性ある防衛力
- 「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承

2004年

2003年

2002年

2001年

2002年
予備自衛官補制度導入

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

法整備など

テロ対策特別措置法（2001年）
自衛隊法改正（同）
- 不審船対処のための改正
（海上警備行動時の武器使用の改正）
- 警護出動とその際の権限を新設
- 武装工作員などへの対処のための改正
（治安出動下令前に行う情報収集の新設、治安出動時の武器使用の改正）

武力攻撃事態対処関連3法成立（2003年）
- 武力攻撃事態対処法では、武力攻撃事態等（武力攻撃事態、武力攻撃予測事態）への対処について、①基本理念、②国、地方公共団体などの責務、③国民の協力などを規定

事態対処法関連7法案と3条約成立（2004年）
- 国民保護法など

護衛中の海自艦艇

国民保護法の成立後、初めて実施された福井県における国民保護訓練に参加する自衛隊員

不審船への対応

初めて海上警備行動発令（1999年）
- 護衛艦による停船命令、警告射撃
- P-3C哨戒機による警告としての爆弾投下

海保との不審船共同対処訓練（1999年～）
- 「不審船に係る共同対処マニュアル」策定

不審船事案の教訓に基づき海上保安庁の巡視船との共同訓練を行う護衛艦

凡例
：国際情勢　：わが国の防衛力強化関連　：日米関連
：国際貢献／国際交流／他国との連携など　：そ の 他

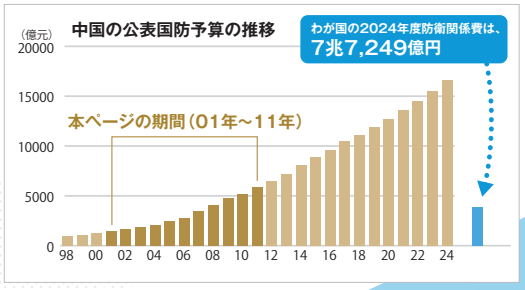

わが国近海などにおける中国の活動

- 中国の原子力潜水艦が、国際法違反となるわが国領海内での潜没航行（2004年）
- 「海監」所属中国船舶が初めて尖閣諸島周辺のわが国領海に侵入し徘徊・漂泊（2008年）
- 尖閣諸島周辺のわが国領海内において、海上保安庁巡視船に対し中国漁船が衝突（2010年）
- 中国当局船が南シナ海でフィリピンの探査船に退去命令（2011年）
- 中国が南シナ海で標柱など新たな建造物を設置する動き（同）
- 中国当局船が、ベトナムの資源探査船に曳航されていたケーブルを切断（2012年）

- グローバルパワーバランスの変化
- 複雑さを増すわが国周辺の軍事情勢
- 国際社会における軍事力の役割の多様化

2010年 防衛計画の大綱策定（22大綱）

2007年

2008年

2009年

2010年

2011年

2011年
防衛装備品等の海外移転に関する基準の包括的な例外措置（内閣官房長官談話）
- 平和貢献・国際協力に伴う案件
- わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件

2011年
東日本大震災

統合任務部隊を編成し、行方不明者捜索をはじめ、被災者支援のための各種活動を実施

- 「動的防衛力」の構築（「基盤的防衛力構想」によらず）
- 各種事態に対して実効的な抑止・対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の安定化・グローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行いうる防衛力

2009年
初の弾道ミサイル破壊措置命令発令

初の弾道ミサイル等に対する破壊措置命令が発令され、東北地方に展開した空自PAC-3（2009年）

2009年～
ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動

ソマリア沖・アデン湾では海賊行為が多発・急増。わが国関係船舶を海賊行為から防護するため、当初は海上警備行動を発令し、海賊対処法制定後、海賊対処行動を発令

ジブチ共和国に、派遣海賊対処行動航空隊のための新活動拠点を運用開始（2011年）

実効的な抑止・対処

南西地域の防衛体制強化
周辺海空域の安全確保
- 潜水艦増勢、P－1哨戒機導入、固定式3次元レーダー更新

迅速な展開・対処能力の向上
- 第15旅団新編、次期輸送機の導入

情報収集・警戒監視態勢の整備
- 那覇の移動式レーダーの増勢、南西地域への沿岸監視部隊の配置

潜水艦「うんりゅう」引き渡し式と自衛艦旗授与

第15旅団新編行事における隊旗授与式

次期輸送機（XC－2）試作機の空自岐阜基地における初飛行

アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化、グローバルな安全保障環境の改善

国際平和協力活動への積極的な取組の継続

能力構築支援への取組を開始（2012年～）
- 相手国軍隊などが国際の平和と地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出

東ティモールで車両整備要領を説明する陸自隊員

統合運用

統合幕僚監部創設（2006年）
- 各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢から統合運用を基本とする態勢へ。

情報本部の「防衛庁の中央情報機関」としての地位・役割明確化（同）

弾道ミサイル攻撃への対応

地対空誘導弾PAC-3の導入（初配備は2007年3月）

イージス艦への弾道ミサイル対処能力付与（2007年12月、護衛艦「こんごう」）

統合運用体制に移行、初代統合幕僚長が就任（2006年3月）

国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組める体制の構築

イラク人道復興支援活動（2003年～2009年）

フセイン政権崩壊後のイラクの被災民の救援や復興支援などのため自衛隊が派遣され、医療、給水などの活動を行った。

女性隊員がPKOに初めて参加（2002年、東ティモール）

国際平和協力活動の本来任務化（2007年）

～平和安全法制、新領域・南西地域の防衛体制強化の時代～

わが国周辺における主な兵力の状況（概数）（2013年度）

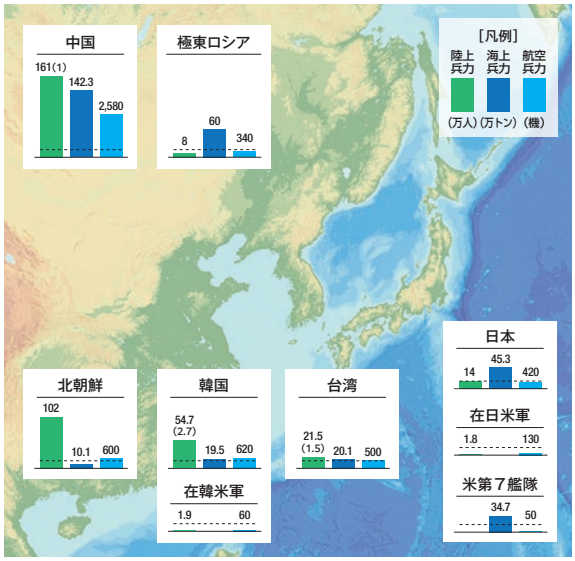

（注）1 平成26年版防衛白書をもとに作成。
2 在日・在韓米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
3（ ）は海兵隊の兵力で内数。
4 日本は、実勢力を示す。
5 - - - - - は、1976年の日本の実勢力の水準を示す。

米国のリバランス（資源の再配分）

2012年

米国が国防戦略指針で「アジア太平洋地域へのリバランス」を公表

海空領域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させる中国

- 政府が尖閣三島を取得・保有した2012年以降、中国船舶の尖閣周辺海域における活動が著しく活発化
- 空母「遼寧」の就役など、水上艦艇・潜水艦などの増強、第4世代戦闘機の増強（2012年）
- 東シナ海で中国艦艇が、海自護衛艦に対し火器管制レーダーを照射（2013年）

中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入日数

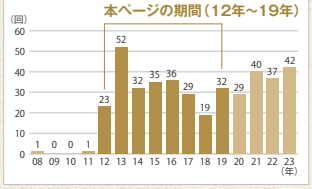

ロシアの動向

クリミア「併合」（2014年）
国家による武力の行使と認定されないように構成された、いわゆる「ハイブリッド戦」を展開

北方領土を含む極東に新型装備を配置、ミサイル戦力を増強

わが国周辺でロシア軍の活動が活発化の傾向

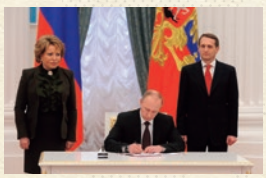
クリミアを編入する法律に署名するプーチン大統領（2014年3月）【SPUTNIK／時事通信フォト】

2016年択捉島に配置した地対艦ミサイル「バスチオン」【ロシア国防省ＨＰ】

2018年以降択捉島に展開したSu-35S戦闘機【ロシア国防省HP】

高まる朝鮮半島の緊張

2010年

韓国海軍哨戒艦「天安」が黄海で沈没

北朝鮮が韓国延坪島を砲撃

2012年

北朝鮮による衛星打ち上げとする発射

宇宙・サイバーなどのグローバル・コモンズへの関心の高まり

2010年

米国国家安全保障戦略（NSS）がグローバル・コモンズに言及

地球上空の軌道上に散らばる宇宙ごみを描いたCG画像（2008年4月）【AFP=時事】

- わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさ増大
- 米国のアジア太平洋地域へのリバランス
- 東日本大震災での自衛隊の活動における教訓

2013年 防衛計画の大綱策定（25大綱）

- 「統合機動防衛力」の構築
- 厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢、航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行いうるよう、統合運用の考え方をより徹底した防衛力

2013年

2012年

2014年

2015年

2014年

防衛装備移転三原則閣議決定

2015年

平和安全法制成立

- 自衛隊法改正（在外邦人等の保護措置、米軍等の武器等防護など）
- 重要影響事態安全確保法（周辺事態を重要影響事態に変更）
- 国際平和協力法（国際連携平和安全活動や駆け付け警護などを追加）
- 事態対処法など改正（存立危機事態追加）
- 国際平和支援法（国際平和共同対処事態における協力支援活動などの実施）

いわゆる「駆け付け警護」の訓練を行う様子

2013年

国家安全保障会議設置、国家安全保障戦略策定

各種事態における実効的な抑止、対処として態勢を確保

周辺海空域における安全確保

中国が「東シナ海防空識別区」設定を宣言後も厳正な対領空侵犯措置を継続するなど、周辺海空域における安全確保

島嶼部に対する攻撃への対応（南西地域の防衛体制強化）

- 南西地域への部隊配備（2016年：与那国島、2019年：奄美大島、宮古島、2023年：石垣島）や、12式地対艦ミサイル部隊などの配備
- 南西航空方面隊の新編（2017年）など、航空優勢の確保のための増強

水陸機動団の新編と海自掃海隊群の機能強化などによる水陸両用作戦能力の整備

弾道ミサイル攻撃への対応

「あたご」型護衛艦2隻へのBMD能力付与、イージス艦2隻の増勢など

宇宙・サイバー空間における対応

自衛隊指揮通信システム隊のもとにサイバー防衛隊を新編（2014年）

凡例
：国際情勢　：わが国の防衛力強化関連　：日米関連
：国際貢献／国際交流／他国との連携など　：そ の 他

- 中国政府が、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定（2013年）
- 南沙諸島において、大規模かつ急速な埋め立てを強行（2014年以降）

【出典：CSIS／AMTI／Maxar】

- 南シナ海に関する比中仲裁判断において、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定（2016年）
- 海警部隊を、中央軍事委員会による一元的な指揮を受けられる武警に編入（2018年）

宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大

世界中で大きな被害を出したマルウェア（破壊工作プログラム）「ワナクライ」の脅迫文画面【EPA＝時事】

ロシアの地上配備電子戦（EW）システム「Leer-3」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

- わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増大
- 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大
- 軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著

2018年 防衛計画の大綱策定（30大綱）

- 「多次元統合防衛力」の構築
- 陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の能力を強化し、全ての領域の能力を融合させる領域横断作戦などを可能とする、真に実効的な防衛力

2018年

2019年

2017年

2016年

2016年
熊本地震災害派遣

2016年
日本が、アフリカ開発会議で「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）を提唱

（三本柱）
- 法の支配、航行の自由、自由貿易の普及・定着
- 経済繁栄の追求（連結性の向上など）
- 平和と安定の確保

2015年
日米ガイドライン見直し

- 平時から利用可能な同盟調整メカニズム設置
- 運用面の調整を強化
- 共同計画の策定・更新

日米「2+2」における新ガイドラインの発表

領域横断作戦に必要な能力強化

宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

- 空自宇宙作戦隊を新編（2020年）
- 部隊を拡充し空自宇宙作戦群を新編（2022年）

サイバー防衛隊の機能などを拡充して、自衛隊指揮通信システム隊を廃止、自衛隊サイバー防衛隊を新編（2022年）

- 陸自電子作戦隊を新編（2022年）
- 陸自ネットワーク電子戦システムの取得（2017年～）
- 空自スタンド・オフ電子戦機開発（2020年～）

従来の領域における能力の強化

海空領域

F-35A戦闘機

「そうりゅう」型潜水艦

- F-35A／B戦闘機、P-1哨戒機、KC-46A空中給油・輸送機の取得
- 新型護衛艦（FFM）の取得
- 潜水艦の増勢
- 「いずも」型護衛艦の改修とF-35B発着艦検証（2021年）

総合ミサイル防空能力

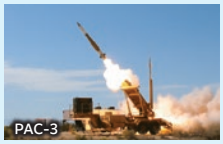
PAC-3

「まや」型イージス艦

- PAC-3MSE地対空誘導弾の配備
- イージス艦の増勢（2020年に8隻態勢完了）

持続性・強靭性の強化

- 航空優勢、水中優勢の確保に必要な弾薬（対空ミサイル、魚雷）の整備

スタンド・オフ防衛能力

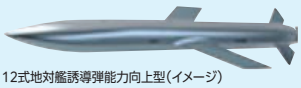
12式地対艦誘導弾能力向上型（イメージ）

JSMを搭載したF-35A（イメージ）

- 12式地対艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾などの研究開発（2018年～）
- スタンド・オフ・ミサイル（JSM）を整備（2018年～）

機動・展開能力

オスプレイ

C-2

16式機動戦闘車

- V-22オスプレイ、16式機動戦闘車、C-2輸送機の取得
- 即応機動連隊を新編

～戦後最も厳しく複雑な安全保障環境と防衛力の抜本的強化の時代～

わが国周辺における主な兵力の状況（概数）（2022年度）

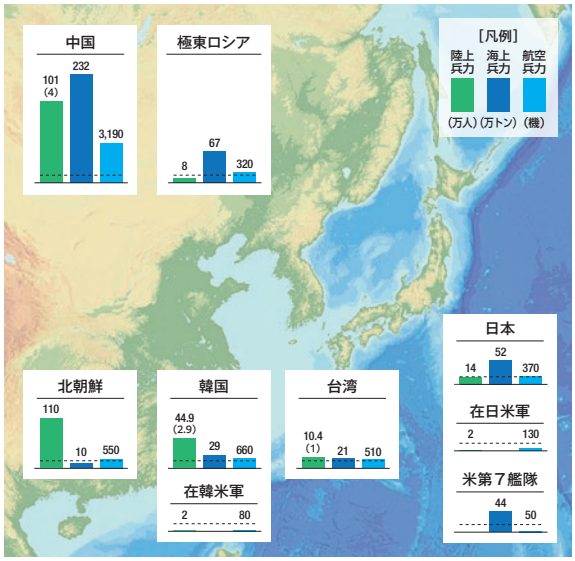

（注）1 令和5年版防衛白書をもとに作成。
2 在日・在韓米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
3 （ ）は海兵隊の兵力で内数。
4 日本は、実勢力を示す。
5 - - - - - は、1976年の日本の実勢力の水準を示す。

中露の共同での活動

- 中露爆撃機の共同飛行（2019年以降）
  2019年以降計7回（2024年3月末時点）
- 中露艦艇の共同航行（2021年以降）
- 共同訓練

ロシア東部軍管区の戦略指揮参謀部訓練「ヴォストーク2022」の一環で、日本海からオホーツク海に至る海域で中露共同航行に参加するロシア軍艦載ヘリと中国軍艦艇（2022年9月）【ロシア国防省公式Rutubeチャンネル】

中露の戦略的な連携

台湾周辺における中国の活動

- 中国が台湾周辺で大規模な軍事行動を実施
- わが国EEZ内を含むわが国近海に弾道ミサイル5発着弾（2022年）
- 台湾空域への中国軍機の進入数が大きく増加

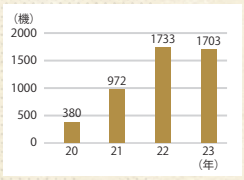

台湾周辺で確認された中国軍機【台湾国防省HP】

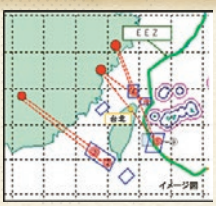

2022年8月の中国の弾道ミサイル発射のイメージ

台湾周辺における中国の活動活発化

顕在化する新しい戦い方

宇宙・サイバー・電磁波領域や無人機による攻撃など

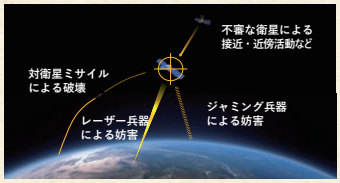

宇宙空間の安定的利用に対する脅威

2022年2月～ ロシアによるウクライナ侵略

大規模なミサイル攻撃

ロシアのミサイル攻撃で破壊されたウクライナの集合住宅（2023年1月）【ウクライナ政府Facebook】

情報戦を含むハイブリッド戦

ウクライナから出国したとの偽情報を打ち消すため、ゼレンスキー大統領が大統領府前で撮影して投稿した動画のキャプション（2022年2月）

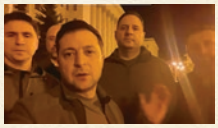

【ゼレンスキー大統領Facebook】

2021年11月 台湾が国防報告書発表「認知戦」への懸念

SNSを通じた「三戦」の展開や偽情報の散布などによって一般市民の心理を操作・かく乱し、社会への混乱を生み出そうとする「認知戦」への懸念に言及

2021年

2020年

2020年～ 新型コロナウィルスへの対応

大規模接種センターにおけるワクチン接種準備の様子。2021年5月から2023年3月までで、約249万回接種

2021年8月 在アフガニスタン・イスラム共和国邦人等の輸送

アフガニスタン・イスラム共和国においてタリバーンによる首都カブール制圧を背景に、統合任務部隊を編成し、C-130により邦人等15名を輸送。写真は、カブール空港における誘導輸送隊の活動の様子

2022年

2022年12月 国家安全保障戦略 国家防衛戦略 防衛力整備計画

- 防衛力の抜本的強化と国力を総合した国全体の防衛体制の強化
- 相手の能力と新しい戦い方に着目
- 防衛大綱に代わって防衛目標・これを達成するためのアプローチ・手段を示す文書として国家防衛戦略を策定
- 多次元統合防衛力を抜本的に強化し、その努力をさらに加速

2023年

2023年4月 在スーダン共和国邦人等の輸送

国軍と即応支援部隊の武力衝突が生起したスーダン共和国から、邦人等45名を輸送中のC-2輸送機内の様子

安全保障に関連する経費はGDPの2%を目標

2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が2022年現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる。（国家安全保障戦略）

日米同盟

宇宙における連携

日米「2+2」にて宇宙における攻撃が日米安保条約第5条の発動につながることがありうることを確認（2023年1月）

様々なレベルでの政策協議

日米共同記者会見（2024年4月）【首相官邸HP】

研究開発などでの協力

- 極超音速誘導兵器（HGV）対処のための滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）や、自律的に判断する無人機のAI技術の共同研究

GPI（イメージ）

凡例
：国際情勢　：わが国の防衛力強化関連　：日米関連
：国際貢献／国際交流／他国との連携など　：そ の 他

2023月11月
北朝鮮による「軍事偵察衛星」の打ち上げ

「軍事偵察衛星」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信=時事】

2023年10月～
イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突

パレスチナ自治区ガザ北部を走行するイスラエル軍の戦車（2023年12月）
【AFP=時事】

2023月4月
北朝鮮による固体燃料推進方式ICBM級弾道ミサイル「火星18」の初の発射

ICBM級弾道ミサイル「火星18」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信=時事】

2024年

2023年12月、2024年3月
防衛装備移転三原則などの一部改正
グローバル戦闘航空プログラムにかかる完成品のわが国から第三国への移転について閣議決定（2024年3月）

2024年1月
能登半島地震災害派遣

2023年10月、11月
在イスラエル国邦人等の輸送

在イスラエル国邦人等の輸送における羽田空港到着後の様子

国全体の防衛体制の強化
- 研究開発（マッチング事業認定など）
- 公共インフラ整備（特定利用空港・港湾）
- サイバー安全保障
- わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力（政府安全保障能力強化支援（OSA））

フィリピンへの沿岸監視レーダー提供にかかるE/N署名・交換式
【首相官邸HP】

わが国自身の防衛体制の強化

わが国侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除する能力

スタンド・オフ防衛能力
- 12式地対艦誘導弾能力向上（地発型）の配備前倒し（2026年度⇒2025年度）
- トマホークの取得前倒し（2026年度⇒2025年度）
- 島嶼防衛用高速滑空弾の開発

地上での様々な試験に耐えた12式地対艦誘導弾能力向上型（試作品）
【三菱重工（株）提供】

統合防空ミサイル防衛能力
- 極超音速滑空兵器（HGV）対処のための滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の日米共同開発
- イージス・システム搭載艦の設計契約を締結
- 各種迎撃用誘導弾の整備（SM-3ブロックⅡA、SM-6、PAC-3MSEなど）
- FPS-5、JADGE能力向上などでセンサー・ネットワークなどを強化

抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合に、上記に加え領域を横断し、非対称的な優勢を確保する能力

無人アセット防衛能力

UAV（中域用）（イメージ）

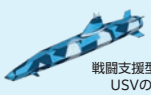
戦闘支援型多目的USVの研究（イメージ）

- 合成開口レーダー搭載のUAV（中域用）の取得
- USV（無人水上航走体）の試験的運用
- 戦闘支援型多目的USVの研究
- 米国との共同開発

領域横断作戦能力
- SDA衛星の整備（2026年度）
- サイバーにかかるリスク管理枠組み（RMF）の実施、陸自システム通信・サイバー学校などで人材育成
- 対空電子戦装置の取得、電子作戦機の開発

対空電子戦装置（イメージ）

指揮統制・情報関連機能
- 統合作戦司令部設置（2024年度）

- 中央指揮システムの整備、認知領域を含む情報戦への対応

迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵略企図を断念させる能力

機動展開能力・国民保護

- 自衛隊海上輸送群（仮称）新編
- 機動舟艇、輸送ヘリコプターの取得
- 民間輸送力の活用

持続性・強靱性
- 各種弾薬の確保、装備品などの維持整備
- 施設の構造強化や再配置・集約化などの整備計画である「マスタープラン」を順次作成し、施設の強靱化や隊員の生活・勤務環境の改善
- 施設の強靱化（部隊新編に伴う施設整備、主要司令部などの地下化、自然災害対策、火薬庫の整備など）

改修したF-15戦闘機用の航空機えん体（空自千歳基地）

同志国などとの連携

キャンプ・デービッドにおける日米韓首脳会談において北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有の運用開始に向けた進展を確認（2023年8月）【首相官邸HP】

次期戦闘機共同開発のため、GIGO設立条約に署名する日英伊国防相（2023年12月）

わが国初めての円滑化協定となる日豪円滑化協定が発効（2023年8月）
写真は署名式（2022年1月）

日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD）（2024年3月）

特集2 私はこうして「日本を

◆多様な任務

南西防衛の要となる部隊での勤務

戦闘訓練における部隊指揮の様子（筆者は右）

私は、2023年3月に新たに開設した石垣駐屯地（沖縄県）に所在する八重山警備隊の普通科中隊長として勤務しています。

那覇から約400km離れた八重山諸島の中心地である石垣島は、宮古島や与那国島と並び、厳しさを増す安全保障環境を最前線で感じる離島防衛の要となる島です。このため、石垣駐屯地には八重山警備隊の他にも地対空誘導弾部隊や地対艦誘導弾部隊が配置され、平素からこれらの部隊と協力してあらゆる事態に対処できるよう活動しています。

駐屯地開設時の防衛大臣儀仗（筆者は左）

3等陸佐 大城（おおしろ） 孝徳（たかのり）
❶ 八重山警備隊普通科中隊（石垣駐屯地）
❷ 普通科

これからも、駐屯地の開設と同時に日本全国から集まった仲間たちと共に、「八重山に励みて国安らかなり」を合言葉に、国防の使命を果たせるよう日々努力していきます。

尖閣周辺などでの警戒監視における私の任務

情報を記録する様子（筆者は右）

海自は、尖閣諸島を含む日本の周辺海域などにおいて24時間態勢で警戒監視を実施しており、私の護衛艦「まきなみ」乗艦後の初めての任務が、その警戒監視でした。中国艦艇などに対応することで常に緊張していたことが強く印象に残っています。

操縦室で勤務中の様子（筆者は手前）

3等海尉 西田（にしだ） 沙季（さき）
❶ 護衛艦「まきなみ」（大湊）
❷ 機関士

私は機関士として、艦のエンジンや電力などの状況をモニター、管理しています。さらに、任務中に監視に必要な情報を記録する必要があり、私はその記録収集の指揮を任されました。

任務を通じて、我々が直面する厳しさを増す安全保障環境を肌で感じ、身が引き締まるとともに、国防に貢献しているという「やりがい」と「自分の成長」を強く感じました。今後も、このやりがいのある仕事に邁進し、成長していきたいと思います。

対領空侵犯措置における心構え

F-2Aの離陸のための準備をする筆者

私はF-2戦闘機の操縦者として、対領空侵犯措置に従事しています。

対領空侵犯措置では、日本周辺を飛行する外国の航空機のうち、許可なくわが国の領空に侵入するおそれのある航空機などに対して、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させて対処を行います。近年は無人機への対処も行っており、緊急発進回数は年間1,000回に近い高い水準で推移しています。

パイロットはスクランブルが下令されたならば速やかに戦闘機を発進させ、領空侵犯のおそれのある航空機の状況を直接確認し、その行動を監視します。

F-2Aと筆者

2等空尉 水越（みずこし） 美紗貴（みさき）
❶ 第8航空団飛行群第8飛行隊（築城基地）
❷ 操縦

空の現場は、国家の意思と能力が示される最前線であることを自覚し、強い責任感と緊張感をもって、厳正かつ毅然とした態度でこれからも任務に邁進していきたいと思います。

守る！」自衛隊員の声

陸上 海上 航空 事務官等　階級 氏名
❶ 勤務先
❷ 職種・職域

（注）階級、勤務先は2024年3月31日現在のもの

阪神・淡路大震災と東日本大震災、2つの災害派遣に従事して

東日本大震災災害派遣へ出発時

私の初めての災害派遣は阪神・淡路大震災であり、当時3等陸曹の班長として人命救助に従事し、自衛官として初めて国民のお役に立てていることを実感しました。東日本大震災では普通科連隊第3科運用訓練幹部として人命救助・行方不明者の捜索に従事し、阪神・淡路大震災以来の教訓を活かして組織的に活動し、自衛隊にしかできない過酷な任務を遂行できました。2つの災害派遣に従事して、我々が活躍するときは国民の苦難のときだということを感じました。自衛隊が高い評価を得る現在ですが、引き続き謙虚に訓練を積み上げ、いついかなる任務にも即応できるよう準備を整えたいと思います。

第４陸曹教育隊での勤務状況

3等陸佐 井久保（いくぼ） 雅徳（まさのり）
❶ 中部方面混成団第4陸曹教育隊（大津駐屯地）
❷ 普通科

弾道ミサイル防衛における私の任務

弾道ミサイル防衛においては、海自だけでなく、陸自や空自と共に統合任務部隊として任務を遂行します。イージス艦は、わが国領域への弾道ミサイル落下の可能性がある場合は、速やかに搭載するミサイルを発射しこれを迎撃します。

護衛艦「あたご」のSPYレーダーと筆者

1等海曹 一ノ宮（いちのみや） 敏明（としあき）
❶ 護衛艦「あたご」（舞鶴）
❷ 射管員

射管員は、イージス艦の主たるセンサーであるSPYレーダーの操作や整備を行います。機器の状態は任務遂行に直結するため、常に全能発揮に努めます。

海上ということもあり、我々の任務は国民の皆様の前に出ることはありませんが、差し迫った脅威を早期かつ確実に排除することこそが、我々の任務であると考えています。

整備作業中の様子（筆者は後列左）

在イスラエル国邦人等輸送任務

日本到着後の見送り（筆者は中央）

私は日頃、国防上必要な装備品の取得や修理役務に関する契約業務を行っています。2023年11月、イスラエルから日本への邦人等の輸送任務に従事しました。10月に情勢悪化の報道を目にしたときから、すぐにでも現地に駆けつけたいとの思いがあったため、派遣を命ぜられた際は自信とやる気がみなぎり、特に、女性自衛官として女性やこどもたちを安心させたいとの思いで現地に向かいました。

現地では空港ターミナルから輸送機までの搭乗の支援を行いました。日本に到着し邦人等の皆様を見送った際、ほっとしたとともに、自衛官として大きな役目を果たせたことに誇りを感じました。この経験を後輩たちに確実に繋いでいき、自分自身もさらに成長して自衛隊の任務を後方から支え続けていきたいと思います。

機内において対応する筆者

空士長 井上（いのうえ） 瑞稀（みずき）
❶ 第4補給処調達部（入間基地）
❷ 調達

特集2 私はこうして「日本を守る！」 自衛隊員の声

◆自衛官を志して

初志貫徹

戦車長としての指揮（筆者は左上）

自衛隊の存在を知る大きなきっかけは「東日本大震災」です。当時、小学5年生であった私は被災地で住民の方々を救助する姿、避難先で野外炊事や入浴支援を行う姿を見て「かっこいい」、「私も必要とされる人になりたい」と感じ、防衛大学校に入校しました。

現在は、戦車小隊長として国防という使命を果たすために操縦訓練、射撃訓練、冬季戦技訓練などを計画し、部隊を強くすべく隊員とともに奮闘しています。戦車の「かっこよさ」に魅了されながら、命を預け合う仲間と共に訓練に励み、充実した日々を送っています。

今後の抱負は「隊員に必要とされる指揮官になる。」です。

初めに抱いた志を最後まで。

冬季戦技訓練（スキー）

3等陸尉 中川（なかがわ） 夏希（なつき）

❶ 第11戦車隊（北恵庭駐屯地）

❷ 機甲科

私は、国民と国のために奉仕する仕事がしたいと思い、憧れていた祖父が海上自衛官だったこともあり海自に入隊しました。現在は鹿屋航空基地の第1整備補給隊で勤務しています。業務内容は主に、P-1哨戒機の電子機器の搭載・取り外し、機器に不具合が生起した際の復旧作業、手先信号を使った航空機誘導などです。

航空機の誘導を行う筆者

1等海士 武市（たけいち） 昂大（こうだい）

❶ 第1航空群 第1整備補給隊（鹿屋航空基地）

❷ 航空電子整備要員（航空士）

電子機器は哨戒機の活動において必要不可欠なものであり、機器の状態が任務達成の可否に大きく影響するので、整備の際は配線などに細心の注意を払い、整備後のチェックも必ず行います。そのため、不具合無しで帰ってきた航空機を見ると、私たちも任務達成に貢献できたという思いで、達成感と職務に対する誇りが湧いてきます。

これからも、国民の皆様と国のために誠心誠意、職務に邁進していきます。

交換する電子機器の搭載作業を行う筆者

任務達成を目指して

◆入隊10年 私は今

10年間の感謝

器材整備中の筆者

私は、東日本大震災で活動している自衛官に感銘を受け入隊しました。地上無線整備員として多くの現場で活躍し、貴重な経験ができ、これまで関わった上司と仲間には非常に感謝しています。現在は、高射部隊の無線器材の整備をする傍ら、部隊の情報システムを管理しています。また、入隊時には考えられなかったのですが、今では家庭を持ち、妻の理解と支えを受けながら仕事ができており、妻には非常に感謝しています。そして、子宝にも恵まれ、わが子を見ると育児にもやる気が湧き、仕事にも身が入り、夫婦で充実した日々を送っています。今後も、国民のため家族のため、自分らしい自衛官として任務に邁進していきます。

情報システム関連業務中の筆者

3等空曹 新里（しんざと） 寿之（としゆき）

❶ 南西高射群指揮所運用隊（那覇基地）

❷ 地上無線整備

陸上 海上 航空 事務官等　階級 氏名 ❶勤務先 ❷職種・職域

（注）階級、勤務先は2024年3月31日現在のもの

◆様々な場所で日本を守ります

宇宙政策の推進のために

宇宙システム全体の機能保障強化のための机上演習の様子（筆者は一番右）

私は技術幹部として、これまでは主に航空機などの研究開発業務に携わってきました。この度、内閣府に出向する機会を頂き、宇宙開発戦略推進事務局で勤務しています。当局は、宇宙政策の総合的かつ計画的な推進・調整を担っており、外交、情報、安全保障、経済、技術といった様々な観点を持って業務に取り組んでいます。昨今、通信・観測・測位などといった宇宙サービスは私たちの日常生活に定着しており、宇宙がより身近なものになってきている一方で、急増する人工衛星やスペースデブリに起因する宇宙の混雑化など、解決すべき課題も多くあります。当局での勤務を通じて、宇宙空間の安定的かつ持続的な利用の確保のために、少しでも役に立てるよう日々の業務に邁進していきます。

1等空佐 早川（はやかわ） 幸彦（ゆきひこ）
❶ 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局（東京都／霞が関）
❷ 技術

退官後、PFI船舶「ナッチャンWorld」で勤務しています。

船内の様子（令和６年能登半島地震派遣時）

私は、元海上自衛官で、学校教官や護衛艦の艦長として勤務していました。

2022年1月に定年退職し、現在はPFI船舶「ナッチャンWorld」の一等航海士として勤務しています。また、2022年10月に予備自衛官に採用され、普段の勤務と予備自衛官としての訓練に努めています。

本船の主業務は自衛隊の輸送であり、私の職務内容は航海直のほか、船内業務全般の調整や監督、戦車などの車両積み下ろし作業の指揮監督など全体に及び、船長を補佐する立場です。これまでの業務で特に印象的なのは、令和6年能登半島地震における救援活動です。防衛省からの通知を受けて函館港を緊急出港し、石川県七尾港へ駆け付けました。現地での活動中、甚大な被害を受けた被災地のために派遣された方々の熱意溢れる姿に接し、さらに我々に対しても温かい感謝の言葉を頂いたことは、私の心に深く刻まれています。

七尾港内にて操船する筆者（令和６年能登半島地震派遣時）

予備1等海佐 高須賀（たかすが） 政信（まさのぶ）
❶ 東洋マリーンサービス株式会社

地域防災力の向上に向けて

令和５年度第２回県災害対策本部運営訓練での県知事への報告の様子（筆者は右から２番目）

私は、陸自の施設科部隊での災害派遣や各司令部での勤務経験を活かし、地元である香川県の地域防災力の向上に貢献したいとの思いから、定年退官後は、県の防災指導監に再就職し、災害発生時における県災害対策本部での活動、県職員の教育訓練、防災講話、自衛隊との連絡調整を担任しています。

香川県では、特に、南海トラフ巨大地震や台風接近に伴う風水害などへの備えと対処が求められますが、他県と比較して災害の発生が少ないことから、自助・共助に資する県民の防災意識の向上と、公助に資する県・各市町・各防災関係機関などが連携した実践的な訓練や教訓の反映が極めて重要であり、災害から県民の皆様の命を救えるよう、力を尽くしていきたいと考えています。

満濃池森林公園第２回防災フェアで防災講話を行う様子（筆者は右上）

陸将補（退官前） 青井（あおい） 常治（つねはる）
❶ 香川県 危機管理総局危機管理課
❷ 防災指導監

特集2 私はこうして「日本を守る！」 自衛隊員の声

GCAPの成功に向けて

グローバル戦闘航空プログラム（GCAP：Global Combat Air Programme）の政府間機関の本部が置かれることとなった英国で、準備チームの日本政府代表の技術者として、戦闘機の日英伊共同開発に携わっています。かつてない高い目標と規模の国際プロジェクトにおいて、複雑かつ高度な技術を統合していくプロセスは、高い専門知識と経験を求められますので、技官として培ったそれらを活かせ、誇りとやりがいを感じています。国によって異なる得意技術や文化、振る舞いの違いをプラスに融合させるため、認め合い、助け合うことがプロジェクトの成功の鍵だと信じ、プロジェクトを牽引していきます。

エンジニア達との打合せの様子（筆者は一番右）

大使館前にて

参事官　土井（どい） 博史（ひろふみ）
❶ 在英国日本大使館（ロンドン）
❷ 外務事務官（併防衛技官）

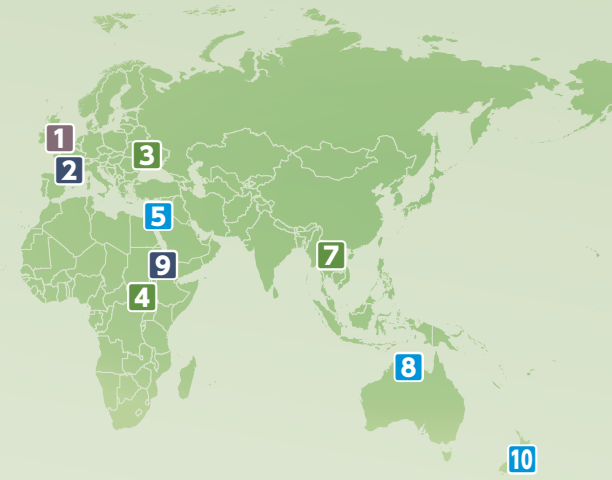

フランス防衛駐在官の声

日仏の人口比は概ね2：1ですが、自衛隊と仏軍の人数はほぼ同規模です。フランスでは2001年の徴兵制停止後、志願制度を採用しつつ、2019年からは「普遍的国家奉仕」によって15歳以上を対象に防衛分野を含む講習履修の義務を課すなど、人口減少社会における国防の維持に際してわが国とは異なるアプローチをとっており、多彩な国防政策に日々、気づきを得ています。任務においては、仏軍関係者や武官団、NATO関連の欧州軍人との交流によってインド太平洋地域への欧州諸国などのプレゼンス強化を働きかけています。また、市内の弓道部に所属し、稽古や関連行事を通して、日本のプレゼンス向上に邁進しています。

天皇記念日レセプションの様子（2024年3月／筆者は中央）

3等海佐　林（はやし） 愛子（あいこ）
❶ 在フランス日本国大使館（パリ）
❷ 二等書記官兼防衛駐在官

戦地の防衛駐在官として

日々、ロシアによる攻撃で多数の民間人が犠牲になっている報に触れます。ウクライナ国民の望む形での早期終結を期待しながら勤務しています。各種兵器を供与しているNATO諸国の武官からは、ロシアに対してウクライナとともに戦っているという連帯感を感じます。わが国は、このような支援はできませんが、自衛隊中央病院への負傷兵の受入れや自衛隊車両の提供に対する多数の感謝の声を聞いています。今後も当地の様々な情報を適宜に収集報告することで、わが国に可能な支援を実現し、平和達成への道筋に貢献できればと思います。

兼轄国モルドバ国防相訪問（筆者は右から2人目（一番左は同じくウクライナ防衛駐在官の田代1空佐））

献花台のある修道院前にて

1等陸佐　出口（でぐち） 新（あらた）
❶ 在ウクライナ日本大使館（キーウ）
❷ 情報科

PKOを通じて日本への信頼をより強いものに

私は2024年1月から南スーダン共和国でUNMISS司令部航空運用幕僚として勤務しており、UNMISSの保有する航空機の日々飛行計画の作成・発出や飛行計画に基づく航空機の運航管理、安全管理や緊急飛行への対応を行っています。

UNMISSに勤務する多国籍のスタッフは、その多くが日本に対して好意的であり、これまで派遣された部隊、司令部要員をはじめとする日本人の築いてきた信頼を強く感じます。引き続き、南スーダンの平和と安定に貢献し、日本への信頼をより強いものにできるよう尽力してまいります。

航空機の運航状況の確認（筆者は右）

他国軍、現地スタッフとの交流（筆者は一番左）

1等陸尉　鈴木（すずき） 若菜（わかな）
❶ UNMISS（国連南スーダン共和国ミッション）（南スーダン共和国／ジュバ）
❷ 航空科

戦地における情報収集 ～イスラエル・パレスチナ情勢～

2023年10月7日に発生したハマスなどによるイスラエルに対する攻撃は、当日だけで1,200名を超える犠牲者を出したイスラエル建国以来最大の悲劇と言われています。その後の戦闘により、ガザ地区を中心にイスラエル・パレスチナ双方で多数の犠牲者が出ており、私も多くの悲しみに接してきました。こうした現地の最新情勢とともに、無人アセットやAIなどの最新技術の活用で知られるイスラエル国防軍についての情報収集を行い、日本へ正確に報告するのが防衛駐在官の任務の一つです。在外邦人等輸送をはじめとした現地に居住される邦人等の安全確保といった直接的な支援とともに、こうした情報収集に励むことで、この中東地域においてわが国防衛にしっかりと貢献していく考えです。

ハマスが発射したロケットをアイアン・ドームで迎撃する様子（筆者撮影）

1等空佐　岡本（おかもと） 淳（じゅん）
❶ 在イスラエル日本国大使館（テルアビブ）
❷ 法務

陸上 海上 航空 事務官等　階級 氏名 ❶勤務先 ❷職種・職域

（注）階級、勤務先は2024年3月31日現在のもの

世界で活躍する防衛省・自衛隊

練習艦隊勤務について

操縦するドローンとの1コマ

私は、初級幹部の教育訓練・各国との友好親善のため、約5か月間、海外をめぐる練習艦隊の司令部要員（通信員）として勤務をしており、通信員の業務と並行して、国内外におけるドローン撮影や寄港地での艦上レセプションの役員をしています。ドローンでは対外的に公開する動画を撮影し、レセプションにおいては国内外のお客様に対し、自衛隊の活動を理解していただけるよう取り組んでいます。練習艦隊司令部では、少ない人数で多くの業務をすることになりますが、他の部隊では経験できない貴重な経験を積める部隊となります。

艦上レセプションにて、ミス・コロンビアとの交流（筆者は右）

2等海曹 木下（きのした） 貴雄（たかお）
❶ 練習艦隊司令部（呉）
❷ 通信員

これからも自衛隊の活動を多くの人に理解していただけるように、職務に邁進していきたいと思います。

ラオス能力構築支援に参加して

現地で活動する様子（筆者は左から2番目）

私は、衛生教育班として、ラオス能力構築支援に参加しました。本事業は、ラオス軍による災害救助にかかる捜索・救助・衛生の各分野の能力向上を目的として実施され、本訓練に参加するラオス軍教官要員に対し、指導、助言を実施しました。言語、文化、習慣や宗教が異なる環境のなかで、任務を完遂し、2国間の信頼醸成、関係強化に寄与できたことを自衛官として誇りに思います。

訓練修了式にて（筆者は右）

国際情勢が不安定ななか、この様な事業などを通じて、人と人との信頼関係を醸成していくことが、今後の国際社会での連携の足掛りになると強く感じました。

3等陸曹 山下（やました） 眞旺（まお）
❶ 第2普通科連隊（高田駐屯地）
❷ 衛生科

米国、豪州への機動展開訓練に参加して

私は、F-35A戦闘機の後方支援情報システム（ALIS：Autonomic Logistics Information System）の維持管理要員として、豪州ティンダル基地へ展開しました。

航空機解析データを送信中の筆者

ティンダル基地では、空自のF-35A戦闘機の航空機解析データを三沢基地（青森県）へ送信する業務に従事しました。国外からのF-35戦闘機のデータ送信は空自として初めてのことであり、国外への展開訓練に貢献できたことで技術員としての誇りとやりがいを感じました。

今回、豪空軍の隊員との親睦を深めるなど、貴重な経験ができたことに感謝するとともに、国内外において活躍できる女性自衛官になれるよう、職務に邁進したいと思います。

空士長 前田（まえだ） 結（ゆい）
❶ 第3航空団整備補給群装備隊（三沢基地）
❷ 電算機処理

派遣海賊対処行動航空隊員として

私は、アフリカ東部のジブチ共和国において、第53次派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機の操縦士として、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動や中東における情報収集活動に従事しています。飛行中は航行船舶を1隻ずつ確認しますが、異常が無いことを確認できるまでは緊張した状態が続くため、着陸後の疲労感が大きい反面、国内では得られない達成感と充実感があります。同地域に派遣されている各国軍と協力して行う任務は、国際的な活動に参加できているという実感もあり、とてもやりがいのある仕事だと思います。自らの世界観を広げられるいい経験になっています。

共に勤務する隊員（筆者は中央）

任務飛行中の様子（筆者は右）

2等海尉 杉田（すぎた） 結光花（ゆきか）
❶ 第53次派遣海賊対処行動航空隊（ジブチ共和国）
❷ 固定翼操縦士

ニュージーランド留学

私は、現在ニュージーランド国防大学にて指揮幕僚課程を履修しています。この課程の最大の特徴は、統合課程であることとクラスの半分近くが留学生であることです。そのため、ニュージーランドの多様性を受入れる国民性とあいまって、軍種と国を超えた活発な議論が日々行われています。実は、自衛隊からの留学は今回が初であり、多くの歓迎と期待の言葉を頂きました。卒業まで、他国の学生とできるだけ多く交流し、今後の勤務の糧にしたいと思っています。勤務を通じて多くの学びの道が開かれている自衛隊は、とても魅力的だと感じています。

デボンポート海軍基地内のマオリの伝統的な集会所の前にて（筆者は前列左から5番目）

3等空佐 中根（なかね） 晃平（こうへい）
❶ ニュージーランド国防大学指揮幕僚課程
❷ 高射整備

特集2 私はこうして「日本を守る！」

◆防衛力の中核は自衛隊員です

人材確保の重要性

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のなか、防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行し、わが国の防衛力を持続的に発揮するためには、優秀な人材を安定的に確保しなければなりません。

少子化や労働人口の減少により、わが国が深刻な人手不足社会を迎えるなか、自衛官の募集を取り巻く環境も厳しくなっていますが、処遇の向上や生活・勤務環境の改善を含めた勤務の魅力向上に取り組むことで人材を確保し、人的基盤の強化を進めていきます。

人的基盤強化施策の例

厳しい任務に従事する隊員の処遇の向上

厳しい任務に従事する隊員に対し、勤務の特殊性を踏まえた処遇の向上に取り組んでいます。

護衛艦、潜水艦などの乗組員に支給する乗組手当の引上げ

支給対象	現行	2024年度～
護衛艦など	現号俸×33%	現号俸×43%
潜水艦	現号俸×45.5%	現号俸×55.5%

レーダーサイトなどで勤務する隊員への対空警戒対処等手当の支給（日額８６０円）

水陸機動団で勤務する隊員に支給する特殊作戦隊員手当の引上げ

支給対象	現行	2024年度～
水陸両用特技保有隊員	現号俸×12.375%	現号俸×25%
洋上活動特技保有隊員	現号俸×6.875%	現号俸×20%

艦艇の通信環境改善

艦艇のような特殊な環境であっても、隊員個人の携帯電話が利用できる通信環境整備に取り組み、隊員が働きやすい環境に改善しています。

携帯電話で番組などを視聴する隊員

試験運用として練習艦「かしま」、「しまかぜ」に「スターリンク」のシステムを搭載

生活・勤務環境の改善・魅力化

隊舎・庁舎の建替え・改修など

全国の駐屯地・基地の隊舎、庁舎の建替え・改修などを集中的かつ効率的に進めるとともに、隊員が快適に生活・勤務できる環境を整備しています。

改善の例

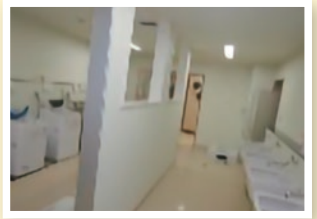
洗濯機増設

シャワー増設

トイレ増設

空調の整備

プライバシー確保のための隊舎居室の個室化

2024年度から設計する生活隊舎の居室は、原則個室として順次整備を進めるほか、既存隊舎の居室については、間仕切りなどでプライバシーの確保を図ります。(教育部隊を除く)

女性活躍推進

自衛官として活躍する女性は、約２万人（2024年３月末時点。全自衛官の8.9%）と年々増加しています。2030年度までに全自衛官に占める女性の割合を12%以上とすることとしており、こうした女性自衛官の活躍に欠かせない教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進しています。

○これまでの主な取組
- 女性職員の採用・登用の拡大
- 隊舎・艦艇の女性用区画整備
- 男性用から女性用トイレへの改修
- 女性自衛官教育基盤の整備

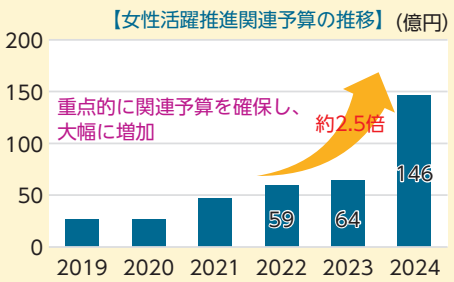

ハラスメント防止対策

組織風土の改革、ハラスメント教育の見直し、リーダーシップの向上、部外専門家による指導能力向上プログラムの拡充などにより、ハラスメントを一切許容しない環境を構築します。

部外人材も含めた多様な人材の確保

2024年度に新設する任期付自衛官制度を活用した民間人材の採用や、キャリア採用幹部として専門的技術を有する者を中途採用する取組に加え、定年年齢の引き上げや再任用などを通じて、経験豊富な人材の活躍を推進するなど、多様な人材の確保に取り組んでいます。

参照 Ⅳ部２章（防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化）

資料：自衛官募集ホームページ
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/

特集2 私はこうして「日本を守る！」

◆自衛隊の仕事図鑑

陸上自衛隊の職種一覧

普通科
地上戦闘の骨幹部隊として、機動力、火力、近接戦闘能力を有し、作戦戦闘に決着をつける重要な役割を果たします。

特科（高射特科）
対空戦闘部隊として侵攻する航空機を要撃するとともに、広範囲にわたり迅速かつ組織的な対空情報活動を行います。

施設科
戦闘部隊を支援するため、各種施設器材をもって障害の構成・処理、陣地の構築、渡河などの作業を行うとともに、施設器材の整備などを行います。

機甲科
戦車部隊、機動戦闘車部隊、水陸両用車部隊および偵察部隊があり、戦車などの正確な火力、優れた機動力および装甲防護力により、敵を圧倒撃破するとともに迅速に機動します。

情報科
情報に関する専門技術や知識をもって、情報資料の収集・処理および地図・航空写真の配布を行い、各部隊を支援します。

システム通信科
各種通信電子器材をもって部隊間の指揮連絡のための通信確保、電子戦の主要な部門を担当するとともに、写真・映像の撮影処理などを行います。

特科（野戦特科）
火力戦闘部隊として大量の火力を随時随所に集中して広域な地域を制圧します。

航空科
各種ヘリコプターなどをもってヘリ火力戦闘、航空偵察、部隊の空中機動、物資の輸送、指揮連絡などを実施して、広く地上部隊を支援します。

武器科
火器、車両、誘導武器、弾薬の補給・整備、不発弾の処理などを行います。

海上自衛隊の職域一覧

射撃
護衛艦などにおいて、砲、ミサイルを操作し、各種目標に対する攻撃を実施します。また弾火薬などの取扱を実施します。

気象・海洋
気象・海洋観測、天気図類の作成、気象・海洋関係の情報の伝達に関する業務を行います。

飛行
P-3C/P-1哨戒機、US-2救難飛行艇、SH-60J/K/L哨戒ヘリコプターなどの搭乗員として飛行任務を実施します。

通信
陸上基地、艦艇および航空機などの通信、暗号の作成および翻訳、通信機材・暗号器材および関連機材の操作整備を行います。

航海・船務
航海は、艦艇の艦橋において航海に関する業務を実施します。船務は、レーダー・電波探知機などを活用し、戦術活動を実施します。

機関
エンジン（ガスタービン、ディーゼルなど）発動機などの運転、整備および火災、浸水対処などを業務とします。

水雷
護衛艦、潜水艦で魚雷などの水中武器、ソナーなどの水中捜索機器を操作し、潜水艦の捜索、攻撃および器材の整備を行います。

給養
艦艇および陸上部隊において、隊員に対する給食業務を実施します。

航空機整備
航空機の機体、エンジンおよび計器ならびにこれらを維持するための器材などの整備、修理、補給などに関する業務を行います。

航空自衛隊の職域一覧

操縦
戦闘機、輸送機、偵察機および政府専用機などを操縦し、防空、航空偵察、航空輸送および航空救難などを行います。

高射
侵攻してくる弾道ミサイルや航空機、巡航ミサイルを撃破するため、ペトリオットミサイルシステムの操作および器材の整備を行います。

情報通信
情報通信器材を操作し、器材の維持管理などを行います。

航空管制
航空自衛隊の飛行場（共用飛行場を含む）における航空交通管制業務を行います。

電算機処理
電子計算機および関連機材の操作やプログラムの作成、電子計算機システムの管理を行います。

武器弾薬
航空機に搭載される武器弾薬などの補給、管理、整備を行います。

兵器管制
日本の領空を常時監視し、接近または侵入してくる航空機を早期に発見・識別し、必要に応じて戦闘機の誘導を行います。

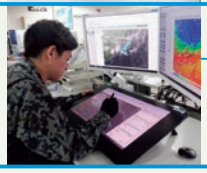

気象
航空機の離着陸および飛行安全確保のため、気象観測・予報を行い、各種気象情報を全国の部隊に通報したり、天気図の作成を行います。

航空機整備
航空機のエンジンや搭載する電子機器類、レーダーなどの整備および航空機の定期整備を行います。

自衛隊はいろいろな職種の自衛官と、防衛事務官・防衛技官などによって成り立っています。陸上、海上、航空自衛隊にはきっとみなさんも興味を持つ様々な職種・職域があります。ここではその一部を紹介いたします。まずは「**自衛官適職診断**」から自分に合った職種・職域と見比べてみてください。

自衛隊の仕事がよくわかる！
自衛官募集ホームページ
次頁の二次元コードで動画もチェック！
防衛事務官・防衛技官などの採用はこちら

陸上自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/gsdf/

需品科
糧食・燃料・需品器材や被服の補給、整備および回収、給水、入浴洗濯などを行います。

警務科
警護、道路の交通統制、隊員の規律違反の防止、犯罪捜査など部内秩序の維持に寄与します。

陸上自衛隊の職種詳細はこちらからご覧ください

輸送科
大型車両をもって部隊、戦車、重火器、各種補給品を輸送するとともに、輸送の統制、ターミナル業務、道路交通規制などを行います。

会計科
隊員の給与の支払いや、部隊の必要とする物資の調達などの会計業務を行います。

音楽科
隊員の士気を高揚するための演奏や広報活動に関する演奏を行います。

化学科
各種化学器材をもって放射性物質などで汚染された地域を偵察し、汚染された人員・装備品などの除染を行います。

衛生科
患者の治療や医療施設への後送、部隊の健康管理、防疫および衛生器材の補給・整備などを行います。

海上自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/msdf/

経理・補給
給与・旅費などの計算、物品の調達、部隊の任務を遂行するために必要な装備品などを準備し、供給する業務を実施します。

情報
情報資料の収集、処理および情報の配布、秘密保全などを業務とします。

海上自衛隊の職域詳細はこちらからご覧ください

航空管制
飛行場およびその周辺を飛行する航空機に対する航空交通管制業務や艦艇において航空機に必要な情報を提供する業務を行います。

地上救難
海上自衛隊の飛行場、また護衛艦に搭載する航空機で発生した火災の対処、搭乗員の救助作業などを行います。

音楽
音楽演奏を通じて隊員の士気を高揚します。また、広報活動に関する業務を行います。

施設
固有財産についての管理、運用、施設器材・施設車両を用いての建設、道路などの工事および器材の設備を行います。

衛生
病院における医療および医務室における健康管理や身体検査を実施するとともに、潜水に関する調査・研究を業務とします。

機雷掃海・潜水
掃海艦艇などで掃海具などを操作し、機雷の処分などを行います。また、潜水により浅海域における機雷・不発弾の処分などを行います。

航空自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/asdf/

施設
基地内施設の維持管理（土木・建築・電気など）および航空機事故や建物火災など非常時の消火、人命救助などを行います。

警備
基地内巡察などを行い、基地の施設や物品の警戒などを行うほか、基地内・基地出入者の監視などを行います。

航空自衛隊の職域詳細はこちらからご覧ください

衛生
隊員の健康診断および各種身体検査のほか、医療、環境衛生、食品衛生検査を行います。

音楽
航空自衛隊には5つの音楽隊があり、国の行事や自衛隊の公式行事の時に演奏を行います。

会計
隊員の給与・旅費の支払いや、部隊などの任務遂行に必要な物品などの調達を行います。

補給
航空自衛隊で使用する物品の需給統制、在庫管理、取得出納、保管などを行います。

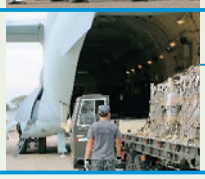

輸送
航空自衛隊で装備・使用されている車両で、人や貨物を輸送したり、航空機へ貨物を搭載したりする業務を行います。

宇宙
防衛省・自衛隊の多様な任務に重要な宇宙空間の安定的利用のため、宇宙領域専門部隊において、国内関係機関および米軍と連携して、宇宙状況監視などの業務を行います。

特集2 私はこうして「日本を守る！」

◆理想の未来を実現する多種多様なコース

二次元コードで動画もチェック！

コース	特　徴	対象年齢
COURSE 01 陸上自衛隊高等工科学校生徒	高機能化・システム化された装備品を運用する陸上自衛官となる者を養成するための学校です。国際社会においても自信をもって対応できる自衛官を育てます。	17歳未満の男子 中卒（見込）を含む
COURSE 02 自衛官候補生	自衛官となるために必要な基礎的教育訓練を経て、任用期間が定められた「任期制自衛官」に任官します。様々な訓練や職務を通じた技術の習得、任期満了後の再就職に向けた資格の取得など、希望に合った将来設計が描けます。	18歳以上33歳未満 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
COURSE 03 一般曹候補生	部隊の基幹隊員である陸・海・空自衛官を養成する制度です。入隊後、教育課程や部隊勤務で知識や経験を積み、それぞれの職域のプロとして活躍します。自衛官の基礎知識はもちろん専門的な技能まで、じっくりと着実に身に付けることができます。	18歳以上33歳未満 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
COURSE 04 航空学生	海自または空自のパイロットなどを養成します。団体生活を送りながら各種訓練を受け、戦闘機、哨戒機、輸送機、ヘリコプターのパイロットなどに最年少でなることができます。	18歳以上24歳未満 海上自衛隊航空学生は18歳以上23歳未満
COURSE 05 防衛大学校学生	将来、各自衛隊の幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。広い視野、科学的な思考、豊かな人間性を持ち、想像力と活力に溢れる幹部自衛官となるため、知育以外に徳育と体育を重視しています。	18歳以上21歳未満
COURSE 06 防衛医科大学校医学科学生	将来、医師である幹部自衛官となる者を6年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。医師としての知識や技能のほかに、生命の尊厳への理解やあらゆる任務を遂行できる強靱な体力も養います。	18歳以上21歳未満
COURSE 07 防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生）	将来、看護師・保健師である幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。看護専門職者としての優れた教養・知識・技能の実践を通じて、防衛省・自衛隊の国内外における活動に貢献できる人材を育成します。	18歳以上21歳未満
COURSE 08 一般幹部候補生	防衛大学校卒業者とともに陸・海・空自衛隊それぞれの幹部候補生学校において、自衛隊組織の骨幹である幹部自衛官として必要な知識と技能を学びながら、その資質を養います。	26歳未満 大学院卒は28歳未満
COURSE 09 自衛隊奨学生（注2）	自衛隊の装備品の研究開発分野などで活躍する人材を、大学や高専の在学生などから選考により採用し、学資金を貸与して修学を助成、卒業後は所定の手続きにより、一般幹部候補生として採用されます。	25歳未満 大学卒業時点で26歳未満 修了時点で28歳未満

募集のHPもチェック！

コース	特　徴	対象年齢
COURSE 10 予備自衛官補	社会人や学生といった自衛官未経験者であっても「予備自衛官補」として採用後、所定の教育訓練を経て「予備自衛官」に任命され、各種事態において自衛官として社会に貢献できます。「一般」と「技能」（語学、医療など）のコースがあります。	18歳以上52歳未満 技能公募はこれに限らず

自衛官になるといっても、その進路は多種多様。
「なりたい自分になる」ために、自分の適性や希望に合うものを探してみましょう。
また、防衛省・自衛隊では、多くの防衛事務官や防衛技官なども活躍しています。

防衛事務官・防衛技官などの採用はこちら

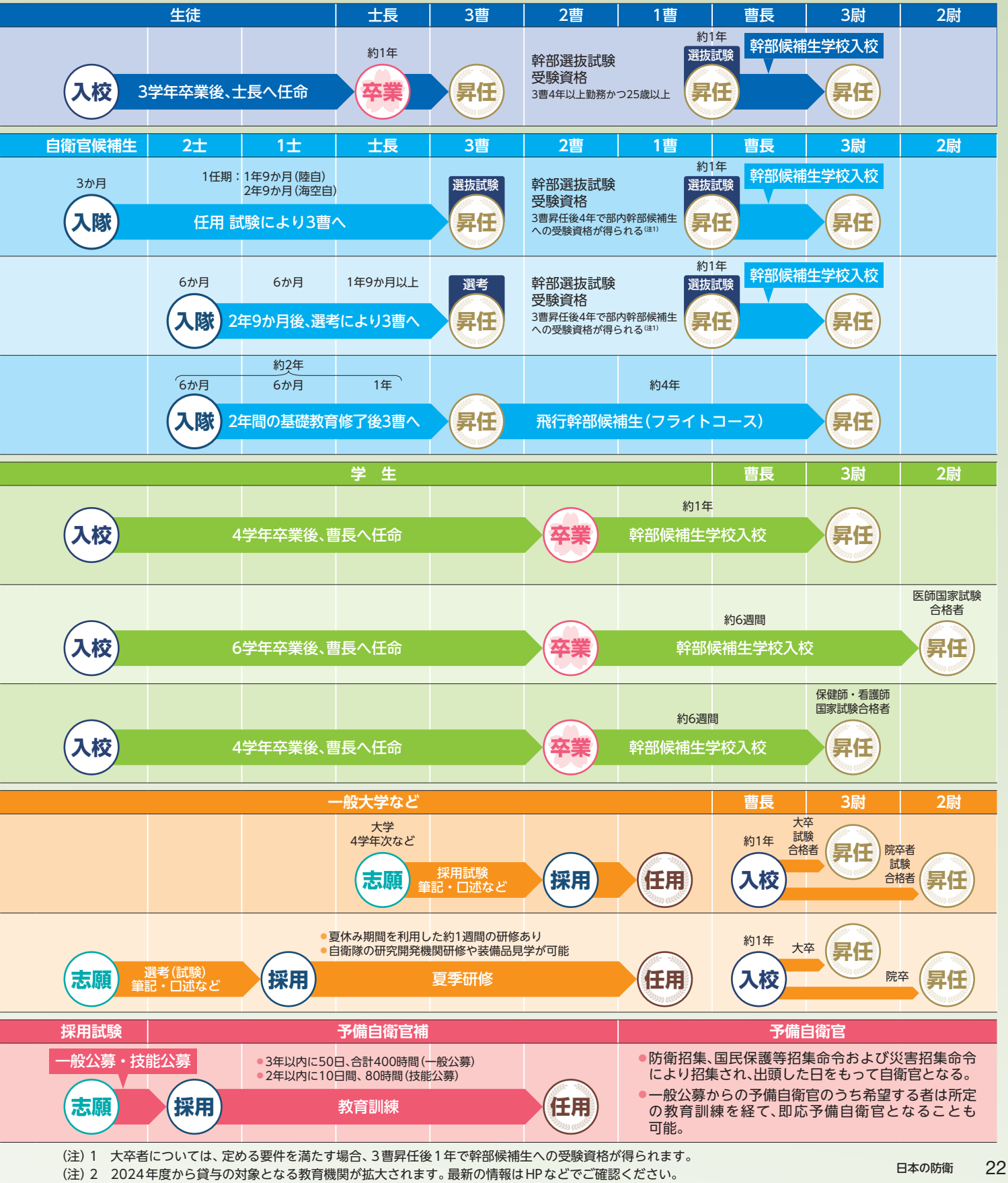

（注）1　大卒者については、定める要件を満たす場合、3曹昇任後1年で幹部候補生への受験資格が得られます。
（注）2　2024年度から貸与の対象となる教育機関が拡大されます。最新の情報はHPなどでご確認ください。

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概　観

第1章 P.39

戦後最大の試練のときを迎える国際社会

- 普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大。力による一方的な現状変更やその試みは、既存の国際秩序に対する深刻な挑戦。国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、新たな危機の時代に突入。グローバルなパワーバランスが大きく変化し、国家間の競争が顕在化し、特に米中の国家間競争が今後一層激しさを増す可能性も
- 科学技術の急速な進展により、安全保障のあり方が根本的に変化。各国は、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を推進。従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生起
- サイバー領域などにおけるリスクの深刻化や、情報戦の展開、気候変動など、グローバルな安全保障上の課題も
- 領域をめぐるグレーゾーン事態が恒常的に生起。軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦がさらに洗練された形で実施される可能性

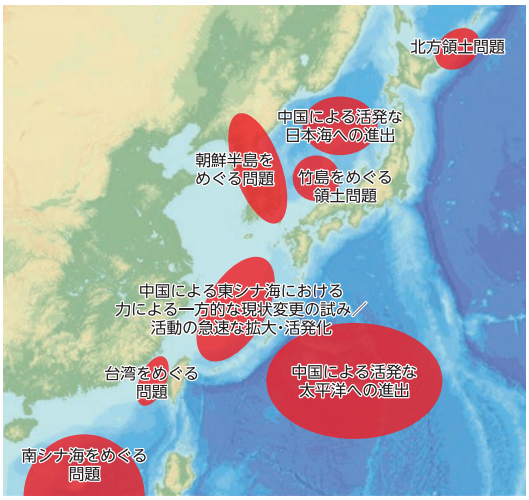

わが国周辺の安全保障環境

厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障

- このようなグローバルな安全保障環境と課題は、わが国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、さらに深刻さを増す可能性
- わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。ロシアによるウクライナ侵略と同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない

ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

第2章 P.45

- ロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反。このような力による一方的な現状変更は、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすもの
- 国際の平和と安全の維持に主要な責任を負うこととされている安保理常任理事国が、国際法や国際秩序と相容れない軍事行動を公然と行い、罪のない人命を奪うとともに核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返すという事態は前代未聞。このような侵略を容認すれば、他の地域でも力による一方的な現状変更が認められるとの誤った含意を与えかねず、わが国を含む国際社会として、決して許すべきではない
- ウクライナ自身の強固な抵抗に加え、国際社会が結束して強力な制裁措置などを実施し、ウクライナを支援し続けることにより、ロシアは大きな代償を払わざるをえない状況。NATO加盟国である米国の同盟国であり、欧州とはユーラシア大陸を挟んで対極に位置するわが国として、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識のもと、その戦略的な影響を含め、今後の欧州情勢の変化に注目していく必要

ウクライナ・ハルキウの被害状況（2024年1月）【AFP＝時事】

諸外国の防衛政策など

第3章 P.55

米国　～同盟・パートナーシップの優位性により中国の挑戦に最優先で対応～ P.55

- 2022年10月に発表した国家安全保障戦略や国家防衛戦略において、中国を「対応を絶えず迫ってくる挑戦」、ロシアを「差し迫った脅威」、北朝鮮を「持続的脅威」と位置づけ
- 中国が米国にとって最も重大な挑戦・戦略的競争相手であり、中国の課題に最優先で取り組む考え
- 米国単独では複雑で相互に関連した課題に対処できないとし、互恵的な同盟・パートナーシップが国家防衛戦略の重心との認識
- インド太平洋地域においては、わが国を含む同盟国とのパートナーシップを深化させ、QUAD(クアッド)やAUKUS(オーカス)などの多国間枠組みを通じて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を推進する姿勢
- 南シナ海における「航行の自由作戦」や米艦艇による台湾海峡の通過を継続するなど、FOIPへのコミットメントを顕示

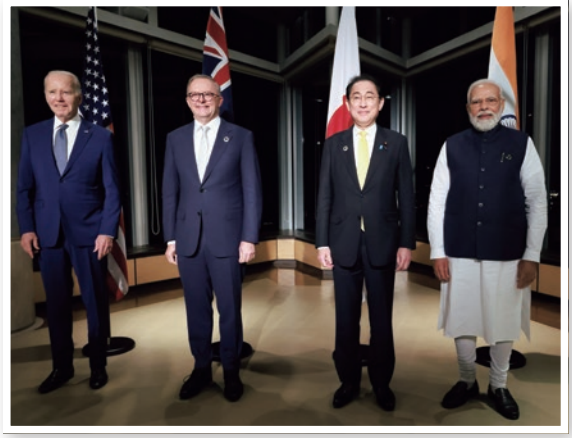

日米豪印首脳会合（2023年５月）【首相官邸HP】

中国　～力による一方的な現状変更の試みや活動の活発化～ P.64

- 中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であるとともに、これまでにない最大の戦略的挑戦。わが国の総合的な国力と同盟国・同志国などとの協力・連携により対応すべきもの
- 過去30年以上、透明性を欠いたまま、継続的に高い水準で国防費を増加。核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に軍事力の質・量を広範かつ急速に強化。核弾頭保有数は2030年までに1,000発を超え、2035年まで増加し続ける可能性。水上戦闘艦艇や潜水艦などを増産し、２隻目の国産空母「福建」を建造。近代的戦闘機や多種多様な無人航空機の開発・配備を継続
- 尖閣諸島周辺をはじめとする東シナ海、日本海、さらには西太平洋など、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶわが国周辺全体での活動を活発化
- 台湾周辺での軍事活動を活発化。台湾周辺海空域で軍事演習をたびたび実施。中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる
- 南シナ海において、既存の海洋法秩序と相いれない主張に基づき活動を活発化させ、軍事拠点化を推進。力による一方的な現状変更とその既成事実化を一層推し進める行為であり、わが国として深刻に懸念。南シナ海をめぐる問題はインド太平洋地域の平和と安定に直結するものであり、南シナ海に主要なシーレーンを抱えるわが国のみならず、国際社会全体の正当な関心事項
- 軍事活動を含め、ロシアとの連携を一層強化。わが国周辺では、爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行を実施、こうした度重なる共同での活動は、わが国に対する示威活動を明確に意図したものであり、わが国の安全保障上、重大な懸念

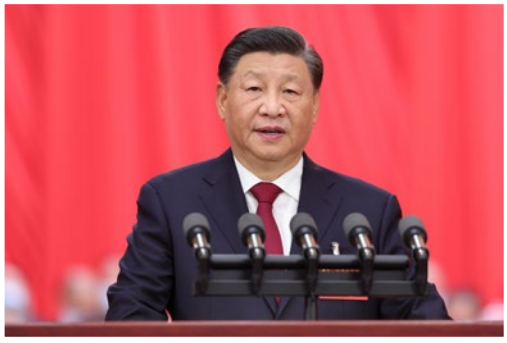

３期目に入った習近平総書記【EPA＝時事】

国産空母としては２隻目となる中国３隻目の空母「福建」【中国通信/時事通信フォト】

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

激化する米中の戦略的競争、緊張感が高まる台湾情勢 P.95

- 中国の国力伸長によるパワーバランスの変化や種々の懸案などにより、近年、米中の政治・経済・軍事にわたる競争が一層顕在化
- 中台の軍事バランスは、全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化
- 台湾について、中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持。武力行使を放棄していない旨たびたび表明。米台接近に対し、中国は、台湾周辺での軍事活動をさらに活発化
- 2024年1月に実施された台湾総統選挙では、与党候補者の頼清徳氏が当選

就任式で演説する頼清徳総統（2024年5月）【台湾総統府HP】

北朝鮮　～核・ミサイル開発の進展～ P.105

- 北朝鮮の軍事動向は、わが国の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。地域と国際社会の平和と安全を著しく損なうもの。大量破壊兵器などの不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題
- 北朝鮮は、過去６回の核実験を実施し、技術的には、わが国を射程に収める弾道ミサイルに核兵器を搭載してわが国を攻撃する能力を保有
- 近年、極めて速いスピードで継続的にミサイル開発を推進、変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルや「極超音速ミサイル」と称するものなどを発射。戦術核兵器の搭載を念頭に置いた長距離巡航ミサイルの実用化も追求
- 2023年以降、固体燃料推進方式の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の「火星18」の発射や衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射などを実施。保有する装備体系の多様化や、核・ミサイル運用能力を補完する情報収集・警戒監視・偵察（ISR）手段の確保といった、質的な意味での核・ミサイル能力の向上に注力

「軍事偵察衛星」発射時に北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

ロシア　～「強い国家」を掲げるロシアと中国の戦略的連携～ P.131

- ロシア軍は、極東方面にも最新の装備を配備する傾向にあるなど、わが国周辺における活発な軍事活動を継続。わが国を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事的動向は、中国との戦略的な連携と相まって安全保障上の強い懸念
- 「強い国家」を掲げるロシアは、各種の新型兵器の開発・配備を進めてきたが、ウクライナ侵略開始後は、兵員数の増加や部隊編制の拡大改編も指向
- わが国固有の領土である北方領土において、不法占拠のもと、軍の活発な活動を継続。所在部隊の施設整備を進めているほか、海軍所属の沿岸（地対艦）ミサイルや航空宇宙軍所属の戦闘機などの新たな装備も配備し、周辺海・空域において大規模な演習も実施

ロシア海軍の日の記念式典に参加するプーチン大統領（中央）（2023年７月）【SPUTNIK/時事通信フォト】

その他の地域など P.167

- イスラエルとパレスチナ武装勢力の間で緊張状態が継続していた中、2023年10月7日、ハマスなどのパレスチナ武装勢力の戦闘員がイスラエル領に侵入し、イスラエル軍兵士や民間人を殺害・拉致。これを受けイスラエル軍は、ガザ地区への地上作戦を開始
- 2023年11月以降、紅海やアデン湾では、ホーシー派による商船への攻撃などが繰り返されており、わが国の船舶運航事業者が運航する船舶が拿捕される事案も発生

パレスチナ自治区ガザ北部を走行するイスラエル軍の戦車（2023年12月）【AFP＝時事】

宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

第4章 P.175

情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向 P.175

- 科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、技術力の適切な活用は、安全保障だけでなく、気候変動などの地球規模課題への対応にも不可欠
- 各国は、技術的優越を確保すべく、AI、量子技術、次世代情報通信技術など、将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の研究開発や、軍事分野での活用に注力
- 偽情報の拡散などを通じた情報戦などが恒常的に生起

宇宙・サイバー・電磁波の領域をめぐる動向 P.182

- 宇宙空間を利用した技術や情報通信ネットワークは、人々の生活や軍隊にとっての基幹インフラ。一方、中国やロシアなどは他国の宇宙利用を妨げる能力を強化し、国家や軍がサイバー攻撃に関与しているとの指摘
- 各国は、宇宙・サイバー・電磁波領域における能力を、敵の戦力発揮を効果的に阻止する攻撃手段として認識し、能力向上を企図

北朝鮮の国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所の様子【朝鮮通信＝時事】

大量破壊兵器の移転・拡散 P.196

- 核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つ
- 近年、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなるなか、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていることが懸念

気候変動が安全保障や軍に与える影響 P.199

- 気候変動の問題は、緊急性の高い世界の平和と安全に対する脅威。気候変動は戦略的環境を大きく左右し、軍の装備品、インフラ、作戦そのものにも影響
- インド太平洋地域では、海面上昇や極端な気象が安全保障環境を複雑にしており、気候変動に関連する軍事作戦が増加する可能性を念頭に、各種演習を実施

NATOサイバー演習の様子【NATO HP】

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

安全保障と防衛の基本的考え方

第1章 P.203

- 国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開。日米同盟を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠
- 同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要。戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋(FOIP) のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを推進
- 憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を堅持

航空観閲式における岸田内閣総理大臣と木原防衛大臣
(2023年11月)

国家安全保障戦略などの「三文書」

第2章 P.208

国家安全保障戦略 P.208

- わが国の安全保障に関する最上位の政策文書であり、外交・防衛分野のみならず、経済安全保障、技術、情報も含む幅広い分野の政策に戦略的な指針を与えるもの
- 2027 年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が2022年度の国内総生産(GDP)の２％（11兆円程度）に達するよう、所要の措置を実施

国家防衛戦略 P.209

- わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すもの
- わが国政府の最も重大な責務であり、安全保障の根幹は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くこと。わが国を含む国際社会は、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化が必要
- 防衛力の抜本的強化にあたって、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性、の７つの機能・能力を重視
- わが国への侵攻を抑止する上で鍵となる、①などを活用した反撃能力を保有

着上陸訓練を行う陸自部隊（2023 年２月）

米空母と航行する海自護衛艦「いせ」（2024 年１月）

日伊共同訓練における日伊編隊飛行（2023 年８月）

３つの防衛目標と、それを実現するための３つのアプローチ(イメージ)

防衛力整備計画 P.219

- 国家防衛戦略に従って防衛力を抜本的に強化するにあたり、わが国として保有すべき防衛力の水準や、それを達成するための経費総額、主要装備品の整備数量などを示すもの
- 策定から５年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化。おおむね 10 年後までに、防衛力の目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化
- 2023年度から2027年度までの５年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、43兆円程度

防衛力整備と予算

第3章 P.226

- 国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、新たな危機の時代に突入しているとの基本認識のもと、令和６(2024)年度の防衛力整備は、国家防衛戦略や防衛力整備計画に基づき、防衛力抜本的強化実現に向け、必要かつ十分な予算を確保
- 歳出ベースで７兆7,249億円を計上し、大きく増加した契約額を着実に執行するための予算を確保
- 契約ベースで９兆3,625億円を計上し、複数年度を要する装備品や自衛隊施設などの整備の早期着手を企図。令和５(2023)年度と合わせると、防衛力整備計画の実施に必要な契約額43.5兆円のうち、42%を措置
- 防衛力の抜本的強化の７つの分野を引き続き推進。特に、各種スタンド・オフ・ミサイルの整備、イージス・システム搭載艦の整備、全国駐屯地・基地などの既存施設の強靱化を重視
- 防衛力強化のための財源確保を推進
- 令和６（2024）年度における防衛力整備計画対象経費と「補完する取組」にかかる経費の合計額は、総額8.9兆円、国家安全保障戦略策定時(令和４年度(2022年度))のGDPとの比較では、約1.6%

(注)印の図はイメージ。

図表Ⅱ-2-2-3　防衛力の抜本的強化にあたって重視する７つの機能・能力とそのイメージ

安全保障と防衛を担う組織

第4章 P.236

- 防衛省・自衛隊は、内閣に設置された国家安全保障会議で議論された基本的な方針のもとで、政策を立案・遂行
- 自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制を採用
- 統合運用の実効性の強化に向けて、2024年度に、陸・海・空自の一元的な指揮を行いうる常設の統合司令部として、「統合作戦司令部」を市ヶ谷に新設予定。これにより、陸・海・空自による統合作戦の指揮などの一本化や、平素からの領域横断作戦の能力練成が可能に

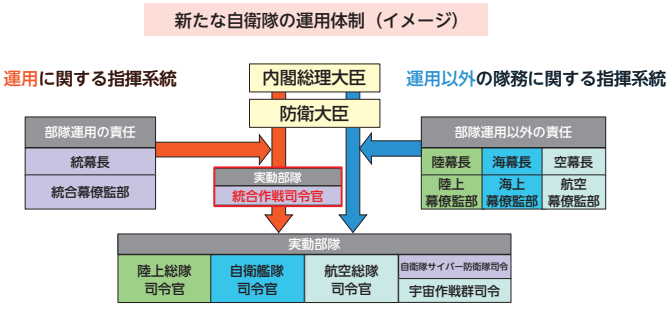

図表Ⅱ-4-2-5　自衛隊の運用体制と統合作戦司令部

自衛隊の行動に関する枠組み

第5章 P.244

- 自衛隊は、自衛隊法などに基づき、わが国の防衛のほか、公共の秩序維持、重要影響事態への対応、国際平和協力活動の任務に従事

第Ⅲ部 防衛目標を実現するための3つのアプローチ

わが国自身の防衛体制

第1章 P.255

力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出 P.259

- 力による一方的な現状変更を許さない取組において重要なのは、わが国自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力。外交努力とあいまって、防衛省・自衛隊では、同盟国との協力や同志国との多層的な連携を推進し、望ましい安全保障環境を創出
- 海洋国家であるわが国にとって、海洋の秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは極めて重要
- 国連安保理決議に違反する北朝鮮の「瀬取り」への対応や、わが国の重要なシーレーンの安定的利用を確保するための中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施

中東地域において情報収集活動に従事する派遣海賊対処行動航空隊のP-3C

力による一方的な現状変更やその試みへの対応 P.263

- 相手の行動に影響を与えるために、柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習などや、戦略的コミュニケーションを、政府一体となって、また同盟国・同志国などと共に充実・強化
- 平素から常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）や分析を実施
- 任務の一部を将来的に無人機で代替可能か検証すべく、海自MQ-9B（シーガーディアン）の運用検証を推進。空自RQ-4B（グローバルホーク）は、当初の計画の３機体制が完整
- 防衛大臣による海上保安庁の統制要領が策定されたことを受け、防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携を不断に強化。2023年度には、新たに武力攻撃事態を想定した共同訓練を実施
- 2023年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は669回（中国機に対し479回、ロシア機に対し174回）

緊急発進（スクランブル）対応中の隊員

ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻への対応 P.270

- 島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対し、対空ミサイルなどの脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化。十分な能力を速やかに確保するため、12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の配備と、米国製トマホークの取得を、１年前倒して2025年度から実施
- 統合防空ミサイル防衛能力強化のため、イージス・システム搭載艦の建造に着手するほか、極超音速滑空兵器（HGV）対処のための滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）を日米共同で開発
- 有人装備と比べ、人的損耗を局限し、長期連続運用ができる無人アセットの導入を推進（島嶼部のあらゆる正面から着上陸可能で、海上から部隊近傍まで補給品輸送などの任務を行う輸送機能をもつ無人水陸両用車の開発も）
- 宇宙・サイバー・電磁波の領域や陸・海・空の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施
- 共同の部隊として自衛隊海上輸送群（仮称）を新編するなど、南西地域への機動展開能力を向上
- 防衛省・自衛隊は、大規模テロやそれに伴う原子力発電所をはじめとした重要インフラに対する攻撃などに対し、関係機関と緊密に連携して、実効的に対処するとともに、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施

地上での様々な試験に耐えた12式地対艦誘導弾能力向上型（試作品）【三菱重工業（株）提供】

トマホーク取得前倒しのLOA署名式（2024年１月）

情報戦への対応を含む情報力強化の取組 P.302

- わが国周辺における軍事活動が活発化するなか、防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段による情報の迅速・的確な収集に努めており、分析などの機能強化を推進
- 国際社会においては、紛争が生起していない段階から、偽情報や戦略的な情報発信などにより他国の世論・意思決定に影響を及ぼすことで、自らに有利な安全保障環境の構築を企図する情報戦に重点
- 防衛省・自衛隊は、わが国防衛の観点から、偽情報の見破りや分析、そして迅速かつ適切な情報発信などを肝とした認知領域を含む情報戦に、確実に対処できる体制・態勢を構築

継戦能力を確保するための持続性・強靱性強化の取組 P.306

- 有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要
- 各種弾薬の早期整備や、必要な火薬庫の増設を推進
- 維持整備費を確保し、部品不足による非可動を解消して、保有する装備品の能力が十分に発揮できる体制を早急に確立
- 主要司令部の地下化や構造強化などを進めるとともに、全国の自衛隊施設の集約・建替えなどを効率的に進めるための計画（マスタープラン）を作成し、施設の強靱化を推進

改修したF-15戦闘機用の航空機えん体（空自千歳基地）

国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組 P.311

- わが国への侵攻のみならず、大規模災害や感染症危機などは深刻な脅威。防衛省・自衛隊は、令和６年能登半島地震をはじめとする大規模災害などに際しては、関係機関と緊密に連携し、効果的に人命救助、応急復旧、生活支援などを実施
- 在外邦人等の保護措置・輸送を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊は、待機態勢を維持するとともに、平素から統合訓練などを実施。2023年度は２件の輸送を実施（スーダン、イスラエル）

令和６年能登半島地震において人命救助にあたる隊員（2024年１月）

在イスラエル国邦人等の輸送における羽田空港到着後の様子（2023年10月）

- ジブチ拠点における臨時の態勢整備を海賊対処部隊の任務として追加し、在外邦人等の安全の確保を企図

国全体の防衛体制の強化 P.255

- わが国を守るためには、自衛隊が強いことに加え、国全体での連携が不可欠
- そのため、防衛力の抜本的強化に加えて、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合して、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築
- この一環として、政府は、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、総合的な防衛体制の強化のため、４つの分野における取組を、関係省庁の枠組みのもとで推進

研究開発
防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズ（民生利用目的の研究）をマッチング

公共インフラ整備
特定利用空港・港湾について、民生利用を主としつつ、自衛隊と海上保安庁の円滑な利用に資するよう、必要な整備などを実施

サイバー安全保障
能動的サイバー防御の導入
内閣サイバーセキュリティセンターの発展的改組

わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力
政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設し、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献

第Ⅲ部 防衛目標を実現するための3つのアプローチ

日米同盟

第2章 P.318

日米安全保障体制の概要 P.318

- 米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸。わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化
- わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保
- 日米間の安全保障に関する政策協議は、「2＋2」など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に実施

日米共同記者会見（2024年4月）【首相官邸HP】

日米共同の抑止力・対処力の強化 P.323

- わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で一致。日米の役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化
- 日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力などを一層深化。わが国の反撃能力については、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築。今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援などにおける連携を強化
- より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処力を向上
- 核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化

日米防衛相会談（2024年5月）

沖縄南方での日米共同訓練（2024年1月）

同盟調整機能の強化 P.328

- 両国による整合的な共同対処を切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置
- 以降、例えば、熊本地震や能登半島地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動について、日米間では、ACMも活用しながら、緊密に連携

ロウワー・プラザ緑地ひろば記念式典（2024年3月）

共同対処基盤の強化 P.331

- あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤の強化が必要。情報保全およびサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化するとともに、防衛装備・技術協力を一層強化

在日米軍の駐留に関する取組 P.333

- 在日米軍のプレゼンスは、抑止力として機能している一方で、在日米軍の駐留に伴う地域住民の生活環境への影響を踏まえ、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要
- 在日米軍の再編は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するための極めて重要な取組であり、防衛省としては、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを着実に推進

同志国などとの連携

第3章 P.356

多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進 P.358

- 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくため、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要。自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、多角的・多層的な防衛協力・交流を推進
- インド太平洋の域内外の様々な国々との間で、ハイレベル交流、共同訓練、能力構築支援、防衛装備・技術協力などを実施
- 同志国などとの間では、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定などの制度的枠組みの整備をさらに推進
- 北朝鮮ミサイル警戒データのリアルタイム共有など、日米韓の協力関係を強化
- 女性・平和・安全保障（WPS）について、防衛省WPS推進本部のもと、全自衛隊員の意識改革や国際的な連携をさらに強化。インド太平洋諸国に対し、WPSに関するセミナーを開催し、各国国防関係者のWPSへの認知向上に寄与

第２回日・太平洋島嶼国国防大臣会合（2024年３月）

海洋安全保障の確保 P.412

- 海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、必要不可欠
- ソマリア沖・アデン湾で実施中の海賊対処をはじめ、海洋状況監視などの海洋安全保障に関する多国間の協力を推進

アデン湾で船舶の直接護衛をする護衛艦「いかづち」（2023年11月）

国際平和協力活動への取組 P.417

- 防衛省・自衛隊は、エジプトとイスラエル間の停戦監視を任務とする多国籍部隊・監視団（MFO）や、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員を派遣
- 国連事務局やPKO訓練センターなどへの職員派遣、国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）への支援などを通じ、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与
- 自衛隊は、国際緊急援助活動について、被災国からの緊急の要請に対応できる態勢を常時維持

UNMISSで勤務する隊員

軍備管理・軍縮や不拡散への取組 P.423

- 大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散は、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題
- 防衛省・自衛隊は、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制整備や訓練に積極的に参画

PSI訓練に参加する隊員（2023年５月）

第Ⅳ部 共通基盤の強化

いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

第1章 P.427

防衛生産基盤の強化 P.427

進水式を迎えたもがみ型護衛艦「ゆうべつ」（2023年11月）

- 現代において自衛隊は、高度な技術が適用された装備品を用いて初めて、その能力を十分に発揮し、わが国防衛の任務を全うすることが可能。優れた装備品の確保に不可欠の要素である防衛生産・技術基盤は、いわばわが国の防衛力そのものであり、その抜本的な強化が必要
- わが国の防衛産業は装備品のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止など）を担っており、装備品と防衛産業は一体不可分。防衛産業が高度な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくために必要な施策を講じるための法律である防衛生産基盤強化法が成立、施行
- 同法に基づき、防衛省は基本方針を公表。この基本方針のもと、同法に定められた施策のほか、防衛産業の活性化、強靱なサプライチェーンの構築、防衛産業保全の強化など、基盤強化のための取組を推進

防衛技術基盤の強化 P.437

GIGO設立条約に署名する日英伊国防相（2023年12月）

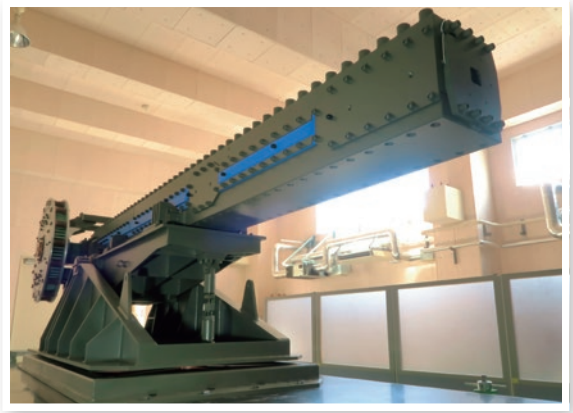

防衛装備庁で研究中のレールガン（電磁砲）

- 新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、わが国が有する技術をいかに活用していくかが極めて重要。わが国の高い技術力を基盤とした、科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、わが国の安全保障にかかわる総合的な国力の主要な要素。また、わが国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していくことは、わが国の防衛体制の強化に不可欠
- 防衛技術基盤の強化の方針を具体化し、各種の取組を防衛省として一体的かつ強力に推進する際の指針となるものとして、防衛省は、防衛技術指針2023を策定。この指針のもと、将来にわたり、技術でわが国を守り抜くことを目指し、基盤強化のための取組を推進
- わが国の防衛にとって、航空優勢を将来にわたって確保するためには、最新鋭の優れた戦闘機を保持し続けることが不可欠。次期戦闘機については、日英伊３か国の技術を結集し、開発コストやリスクを分担しつつ、将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機を共同開発。日英伊３か国は、効率的な協業体制の確立に不可欠な国際機関GIGO設立に関する条約に署名
- 防衛イノベーションや画期的な装備品を生み出す機能の抜本的強化が必要。防衛装備庁に防衛イノベーション技術研究所（仮称）を創設し、米国防省高等研究計画局（DARPA）における取組などを参考に、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用することにより、変化の早い様々な科学技術から、将来の戦い方を大きく変える革新的な機能・装備を創出するブレークスルー研究を実施

防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進 P.445

フィリピン空軍主催警戒管制レーダー１基目の引渡し式典の様子（2023年12月）

- 防衛装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段
- 安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、制度の見直しについて与党WTで議論が重ねられ、2023年12月、政府は防衛装備移転三原則と運用指針を一部改正。これにより、幅広い分野の防衛装備が移転可能となったが、同時に移転にかかる審査をより一層厳格に実施
- 2024年３月、運用指針を一部改正し、次期戦闘機にかかる完成品のわが国からパートナー国以外の国への直接移転を認めうることとするにあたって、閣議決定において、将来実際に移転をする際にも、個別の案件ごとに閣議で決定することを確認
- 防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係を維持・強化。2023年度、米国とはGPIの共同開発の開始を発表、オーストラリアとは「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する取決め」に署名。フィリピンに対しては、わが国から海外への完成装備品の移転としては初の案件である警戒管制レーダーの１基目および２基目をフィリピン空軍に納入

防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

第2章 P.465

人的基盤の強化 P.465

令和６年能登半島地震災害派遣において活動する予備自衛官

- 防衛力の中核は自衛隊員。防衛力を発揮するにあたり、必要な人材を確保するとともに、全ての隊員が高い士気と誇りを持ち、個々の能力を発揮できる環境を整備すべく、人的基盤の強化を推進
- 「防衛省・自衛隊の人的基盤強化に関する有識者検討会」の報告書などを踏まえ、部外人材も含めた多様な人材の確保や、隊員のライフサイクル全般における活躍の推進に向けた各種施策を実施
- 募集活動・中途採用の強化、自衛隊奨学生制度の充実・強化、予備自衛官の活用、自衛官の定年年齢の引上げや退職自衛官の再任用などを推進
- 処遇の向上、生活勤務環境の改善、再就職支援の強化、栄典・礼遇など、隊員の在職中・退職後も含めた各段階において効果的な施策を実施

ハラスメントを一切許容しない環境の構築 P.479

- ハラスメントを一切許容しない環境の構築のため、ハラスメント案件の対応およびハラスメント防止対策の抜本的見直しを推進
- 防衛大臣指示に基づき設置された「防衛省ハラスメント防止対策有識者会議」からの提言や特別防衛監察の結果などを踏まえ、「ハラスメント防止対策検討チーム」を設置し、相談体制や教育の見直しを含めた有効な施策を検討
- 防衛大臣などによるハラスメント防止に関する定期的なトップメッセージの発信、ハラスメント防止教育の見直しや教育機会を利用した隊員の意識改革、懲戒処分基準の適正化・明確化、相談体制の拡充や窓口の再周知などを図り、ハラスメントを一切許容しない環境を構築

第Ⅳ部 共通基盤の強化

ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進 P.483

- 各種事態に持続的に対応できる態勢を確保するため、職員が心身ともに健全な状態で、高い士気と誇りを持ちながら、その能力を十分に発揮できる環境を整えることが必要
- 女性職員活躍とワークライフバランス推進のため、テレワークやペーパーレス化の推進、勤務時間管理の徹底、男性育休の取得促進、あらゆる職員が働きやすい職場環境の確立などを推進
- 災害派遣など迅速な対応を求められる場合に、自衛隊の駐屯地などで職員のこどもを一時的に預かる緊急登庁支援の施策を推進
- 女性の採用・登用の拡大や、女性自衛官の配置制限の解除に加え、女性の活躍を支える教育基盤の整備や女性自衛官の増勢を見据えた隊舎・艦艇などにおける女性用区画の整備などを推進

令和６年能登半島地震の災害派遣に従事する職員に対する緊急登庁支援

衛生機能の変革 P.487

- 自衛隊衛生は、隊員の壮健性の維持を重視するだけでなく、持続性・強靱性の観点から、隊員の生命・身体を救う組織に変革する必要
- 戦傷医療対処能力の向上のため、①第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化、②衛生にかかる統合運用態勢の強化、③防衛医科大学校の運営の抜本的改革を３本柱とし、衛生機能の強化を推進
- 「防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢を構築
- 2024年度に「外傷・熱傷・事態対処医療センター」を新設するなど、戦傷医療対処にあたる医官などにとって臨床の現場となる防衛医科大学校の機能を強化
- 国際緊急援助活動としての海外被災地での医療提供や、医療分野での能力構築支援など、様々な国際協力を実施

令和５年度自衛隊統合演習「05JX」における統合後方補給・衛生訓練
(2023年11月)

政策立案機能の強化 P.491

- 厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要
- 有識者から政策的な助言を得るための会議体として、「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」を開催し、防衛力の抜本的強化などについて率直な議論を実施
- 関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携強化に加え、防衛研究所をはじめとする防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化など、知的基盤の強化を推進

防衛研究所主催の政策シミュレーション国際会議
「コネクションズ・ジャパン2023/24」(2024年１月)

訓練・演習に関する諸施策

第3章 P.494

訓練・演習に関する取組 P.494

- 防衛省・自衛隊が、わが国の防衛の任務を果たすためには、平素から防衛力の中核たる各隊員および各部隊が常に高い練度を維持、向上させることが必須であり、高い能力・練度こそが、わが国の抑止力・対処力の根幹
- 防衛省・自衛隊の、そして米国と共同での抑止力・対処力を強化するため、様々なハイレベルの訓練・演習を積極的に実施
- 自国の平和を維持するためには、自国を取り巻く安全保障環境の安定化が不可欠との認識のもと、FOIPの実現に向け、広くインド太平洋地域において同盟国・同志国などとの共同訓練を積極的に推進

各種訓練環境の整備や安全管理 P.509

- 訓練環境をより一層充実させていくため、国内外での訓練実施基盤の拡充を推進するとともに、他国との共同訓練の機会を活用
- 防衛省・自衛隊は、平素から安全管理を徹底

令和５年度自衛隊統合演習「05JX」(2023年11月)

国内における日仏空軍種初の共同訓練(2023年７月)

地域社会や環境との共生に関する取組

第4章 P.512

地域社会との調和にかかる施策 P.512

- 防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要
- わが国の安全を確保する上で極めて重要な要素である在日米軍の安定的な駐留のためにも、周辺の地方公共団体などの理解と協力を得ることが不可欠

気候変動・環境問題への対応 P.520

- 防衛省・自衛隊は、政府の一員として気候変動や環境問題の各種課題に対応し、解決に貢献するとともに、自衛隊施設や米軍施設・区域と周辺地域の共生についてより一層重点を置いた施策を推進
- 令和６年通常国会において防衛・風力発電調整法案が可決・成立。安全保障と再生可能エネルギーの両立を図るための施策を推進
- PFOSを含有する泡消火薬剤などについて、適切に対応

情報発信や公文書管理・情報公開など P.523

- 国民や諸外国の信頼と協力を得るため、防衛省・自衛隊の活動について、分かりやすい広報活動を様々な方法で、より積極的に実施するとともに、行政文書を適切に管理し、情報公開請求に適切に対応

茨城県小美玉市における防衛セミナーの様子（2023年11月）

自衛隊記念日記念行事の一環として実施している
自衛隊音楽まつり(2023年11月)

第Ⅰ部

わが国を取り巻く安全保障環境

第1章 概観

第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

第3章 諸外国の防衛政策など

第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

第1章 概観

1 グローバルな安全保障環境

現在の安全保障環境の特徴として、第一に、情報化社会の進展や国際貿易の拡大などに伴い、国家間の経済や文化をめぐる関係が一層拡大・深化する一方、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。また、力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦であり、ロシアによるウクライナ侵略は、最も苛烈な形でこれを顕在化させている。国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化している。特に、中国と米国の国家間競争は、様々な分野で今後も激しさを増していくと思われる。

第二に、科学技術の急速な進展が安全保障のあり方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を行っており、従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生じている。

第三に、サイバー領域などにおけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動などのグローバルな安全保障上の課題も存在する。

まず、サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域などにおいて、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

また、領域をめぐる**グレーゾーン事態**が恒常的に生起している。そして、武力攻撃の前から偽情報の拡散などを通じた情報戦が展開されるなど、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせる**ハイブリッド戦**が、今後さらに洗練された形で実施される可能性が高い。

さらに、サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争いなど、従来必ずしも安全保障の対象と認識されていなかった課題への対応も、安全保障上の主要な課題となってきている。その結果、安全保障の対象が経済分野にまで拡大し、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされている。

KEY WORD グレーゾーン事態

いわゆる「グレーゾーン事態」は、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの。
例えば、国家間において、領土、主権、海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、少なくとも一方の当事者が、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、問題にかかわる地域において頻繁にプレゼンスを示すことなどにより、現状の変更を試み、自国の主張・要求の受入れを強要しようとする行為が行われる状況をいう。

KEY WORD ハイブリッド戦

いわゆる「ハイブリッド戦」は、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした手法であり、このような手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いることになる。
例えば、国籍を隠した不明部隊を用いた作戦、サイバー攻撃による通信・重要インフラの妨害、インターネットやメディアを通じた偽情報の流布などによる影響工作を複合的に用いた手法が、「ハイブリッド戦」に該当すると考えられる。このような手法は、外形上、「武力の行使」と明確には認定しがたい手段をとることにより、軍の初動対応を遅らせるなど相手方の対応を困難なものにするとともに、自国の関与を否定するねらいがあるとの指摘もある。

2 インド太平洋地域における安全保障環境

このようなグローバルな安全保障環境と課題は、わが国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、さらに深刻さを増す可能性がある。インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を擁する世界の活力の中核であり、太平洋とインド洋の交わりによるダイナミズムは世界経済の成長エンジンとなっている。この地域にあるわが国は、その恩恵を受けやすい位置にある。同時に、インド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域でもある。例えば、核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在する。さらには、歴史的な経緯を背景とする外交関係などが複雑に絡み合っている。わが国について言えば、わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在している。また、東シナ海、南シナ海などにおける、力による一方的な現状変更やその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害などの様々な種類と烈度の脅威や課題が存在する。

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。

参照 図表Ⅰ-1-1（わが国周辺の安全保障環境）、図表Ⅰ-1-2（主要国・地域の兵力（概数））、図表Ⅰ-1-3（わが国周辺における主な兵力の状況（概数））

資料：最近の国際軍事情勢
URL：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

図表Ⅰ-1-1 わが国周辺の安全保障環境

○インド太平洋地域は、安全保障上の課題が多い地域
- 核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在
- 歴史的な経緯を背景とする外交関係などが複雑に絡み合う地域
- 東シナ海、南シナ海などにおける、力による一方的な現状変更やその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害などの様々な種類と烈度の脅威や課題が存在

(注) 中国の「近代的駆逐艦・フリゲート」についてはレンハイ・ルフ・ルーハイ・ソブレメンヌイ・ルーヤン・ルージョウの各級駆逐艦およびジャンウェイ・ジャンカイの各級フリゲートの総隻数。このほか、中国は49隻(2024年)のジャンダオ級小型フリゲートを保有。

図表Ⅰ-1-2 主要国・地域の兵力（概数）

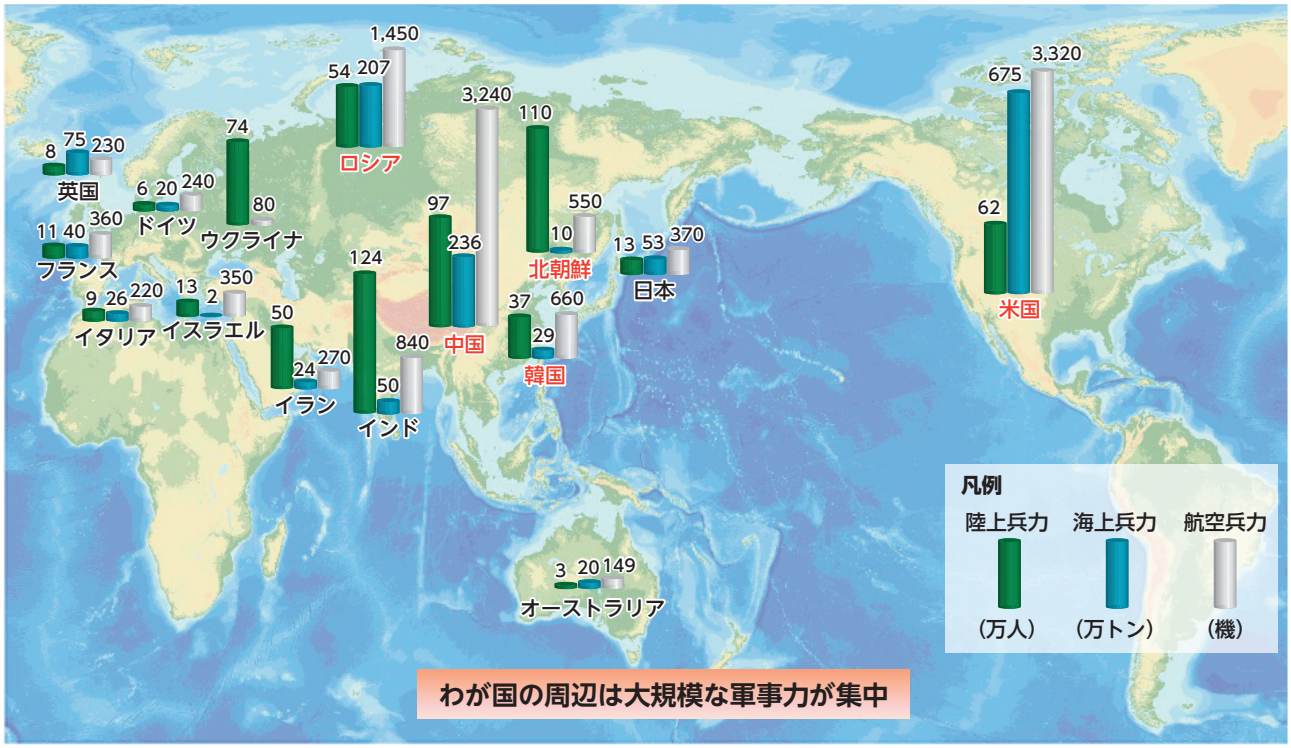

陸上兵力（万人）		
1	インド	124
2	北朝鮮	110
3	中　国	97
4	ウクライナ	74
5	米　国	62
6	パキスタン	56
7	ロシア	54
8	イラン	50
9	ベトナム	38
10	韓　国	37
—	日　本	13

海上兵力（万トン（隻数））		
1	米　国	675 (970)
2	中　国	236 (690)
3	ロシア	207 (1,180)
4	英　国	75 (140)
5	インド	50 (330)
6	フランス	40 (290)
7	トルコ	29 (270)
8	韓国	29 (230)
9	イタリア	26 (160)
10	イラン	24 (560)
—	日　本	53 (138)

航空兵力（機数）		
1	米　国	3,320
2	中　国	3,240
3	ロシア	1,450
4	インド	840
5	韓　国	660
6	北朝鮮	550
7	エジプト	510
8	パキスタン	490
9	台　湾	470
10	サウジアラビア	460
—	日　本	370

（注）1　陸上兵力は「ミリタリー・バランス2024」上のArmyの兵力数を基本的に記載＊、海上兵力は「Jane's Fighting Ships 2023-2024」を基に艦艇のトン数を防衛省で集計、航空兵力は「ミリタリー・バランス2024」を基に防衛省で爆撃機、戦闘機、攻撃機、偵察機などの作戦機数を集計
2　日本は、令和5（2023）年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数（航空兵力）は航空自衛隊の作戦機（輸送機を除く）および海上自衛隊の作戦機（固定翼のみ）の合計

＊万人未満で四捨五入。米国は陸軍45万人のほか海兵隊17万人を含む。ロシアは地上軍50万人のほか、空挺部隊3.5万人を含む。ウクライナは、「ミリタリーバランス2024」において、陸軍および予備役を主体とする地域防衛部隊の人数はそれぞれ20万人～35万人と記載されているところ、便宜的に最大値を使用しており、また、地上軍35万人および地域防衛部隊35万人のほか、空挺部隊4万人を含む。イランは陸軍35万人のほか、革命ガード地上部隊の15万人を含む。

図表Ⅰ-1-3 わが国周辺における主な兵力の状況（概数）

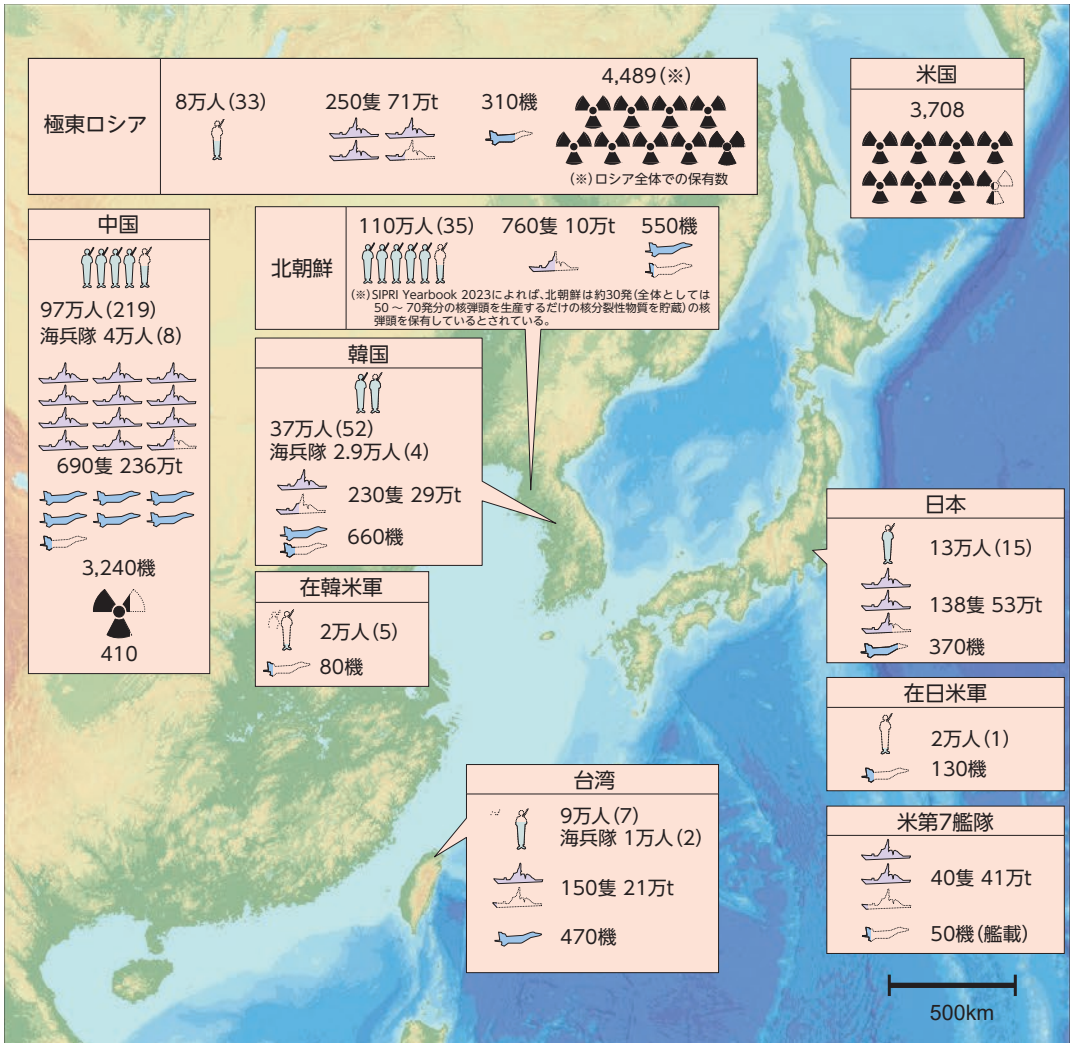

(注) 1 資料は、米国防省公表資料、「ミリタリーバランス(2024)」、「SIPRI Yearbook 2023」などによる。
2 日本については令和5(2023)年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
3 在日・在韓駐留米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
4 作戦機については、海軍および海兵隊機を含む。
5 ( )内は、師団、旅団などの基幹部隊の数の合計。北朝鮮については師団のみ。
6 米第7艦隊については、日本およびグアムに前方展開している兵力を示す。
7 在日米軍および米第7艦隊の作戦機数については戦闘機のみ。

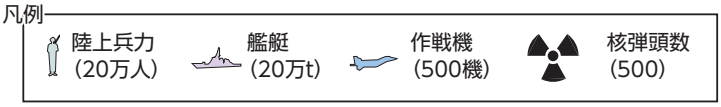

解説

わが国周辺における核・ミサイル戦力の増強

わが国周辺には、核兵器を含む大規模な軍事力を有する国や地域が複数存在しています。

中国は、抑止力の確保や通常戦力の補完といった観点から、核戦力の近代化・多様化・拡大を目指しており、陸・海・空の核運搬手段に投資してその数を増やすとともに、核弾頭を増産しています。北朝鮮は体制を維持するため、独自の核抑止力を構築して核兵器を含む米国の脅威に対抗すべく、核開発を推進してきています。さらに、朝鮮半島で生じうる米韓両軍との武力紛争への対処を念頭に置いた戦術核兵器の開発も追求していく姿勢を示しています。ロシアは、国際的地位の確保と米国との核戦力のバランスをとる必要があることに加え、通常戦力の劣勢を補う意味でも核戦力を重視しています。わが国周辺でも、例えば、通常弾頭または非戦略核弾頭を搭載可能とされる海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」搭載艦艇の極東への配備が進められています。

このように、わが国周辺において核戦力の増強が進む中で、核兵器の運搬手段となりうるミサイル戦力が、質・量ともに著しく増強されており、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっています。

例えば、発射台付き車両（TEL）や潜水艦といった様々なプラットフォーム（Transporter-Erector-Launcher）からミサイルを発射することなどにより発射の秘匿性や即時性を向上させているほか、精密打撃能力も向上させています。さらに、大気圏内を極超音速（マッハ5以上）で滑空飛翔・機動し目標へ到達するとされる極超音速滑空兵器（HGV）や、極超音速飛翔を可能とするスクラムジェットエンジン（Hypersonic Glide Vehicle）などの技術を使用した極超音速巡航ミサイル（HCM）（Hypersonic Cruise Missile）といった極超音速兵器のほか、低空を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルなどの開発・配備も進んでいます。

中国は、HGVを搭載可能な準中距離弾道ミサイルとされるDF-17の運用を2020年に開始し、一部の古い短距離弾道ミサイルがDF-17に置き換えられる可能性が指摘されているほか、2021年には、ICBM（Intercontinental Ballistic Missile）を利用して、長距離を飛翔させるHGVの発射実験を実施したとも指摘されています。北朝鮮は、低空を変則軌道で飛翔する弾道ミサイルの発射を繰り返し、その実用化を追求するほか、「極超音速滑空飛行弾頭」の開発を優先目標の一つに挙げ、「極超音速ミサイル」と称するミサイルの発射も行っています。ロシアについても、ウクライナ侵略に用いられ、極東にも配備されているとみられる短距離弾道ミサイル「イスカンデル」が、低空を変則軌道で飛翔可能とされているほか、HGV「アヴァンガルド」やHCM「ツィルコン」の配備を進めています。また、「アヴァンガルド」を搭載可能とされる新型ICBM「サルマト」を2024年内に配備する旨発表しています。

こういった極超音速兵器や低空を変則軌道で飛翔する弾道ミサイルは、通常の弾道ミサイルよりも低い高度で飛翔することからレーダーによる探知が遅くなるほか、機動により軌道予測や着弾位置の予想が難しく、迎撃がより困難になるとされており、ミサイル防衛網の突破を企図して、開発・配備が進められているものと考えられます。

このような情勢のもと、防衛省はミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していくこととしていますが、ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、他に手段がないと認められる場合におけるやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぐこととしています。

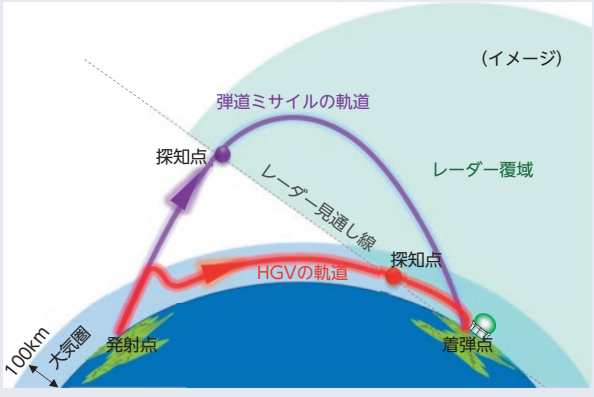

HGVの軌道イメージ

第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

1 全般

ロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際連合憲章を含む国際法の深刻な違反である。このような力による一方的な現状変更は、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすものである。また、ウクライナ各地においてロシアによる残虐で非人道的な行為が明らかになっているが、多数の無辜（むこ）の民間人の殺害は重大な国際人道法違反、戦争犯罪であり、断じて許されない。

第二次世界大戦後の国際秩序においては、力による一方的な現状変更を認めないとの規範が形成されてきた。そのようななかで、国際の平和と安全の維持に主要な責任を負うこととされている国際連合安全保障理事会（国連安保理）常任理事国の一つであるロシアが、国際法や国際秩序と相容れない軍事行動を公然と行い、罪のない人命を奪うとともに、核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返すという事態は、前代未聞と言えるものである。このようなロシアの侵略を容認すれば、アジアを含む他の地域においても力による一方的な現状変更が認められるとの誤った含意を与えかねず、わが国を含む国際社会として、決して許すべきではない。

国際社会は、このようなロシアによる侵略に対して結束して対応しており、各種の制裁措置などに取り組むとともに、ロシア軍の侵略を防ぎ、排除するためのウクライナによる努力を支援するため、戦車や火砲、弾薬といった防衛装備品の供与などを続けている。ウクライナ侵略にかかる今後の展開については、引き続き予断を許さない状況にあるが、わが国としては、重大な懸念を持って関連動向を注視していく必要がある。

2 ウクライナ侵略の経過と見通し

1 ロシアによる電撃戦の失敗とウクライナによる緒戦防衛の成功

2022年2月24日、ロシアは、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。しかし、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が早くから一貫してキーウに残留する意向を明確にする中、ウクライナ軍などがキーウ郊外においてロシア軍主力部隊の前進を阻止し、迅速なキーウ掌握を企図していたロシア軍などに多大な損害を与えた。同年3月末から4月初めには、ロシア軍などをキーウ正面から後退させたことで、ロシアが企図していたとみられるごく短期間でのゼレンスキー政権の排除は失敗に終わったとの指摘もある。

ウクライナ軍は、同国第二の都市であり、交通の要衝でもある東部ハルキウの防衛にも成功したが、南部においては、ロシア軍が他の地域に比べ迅速に占領地を拡大したものと考えられ、同年3月初旬にはドニプロ川の西岸に位置するヘルソン州の州都ヘルソンを占領するとともに、そのさらに西に位置するミコライウ州の州都ミコライウ方面に一時進出し、アゾフ海北岸のザポリッジャ州南部とドネツク州南部においても侵略開始当初に占領地を大きく拡大したものとみられる。

参照 図表Ⅰ-2-1（ウクライナの地図）

資料：ウクライナ関連
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/ukraine2022.html

図表Ⅰ-2-1 ウクライナの地図

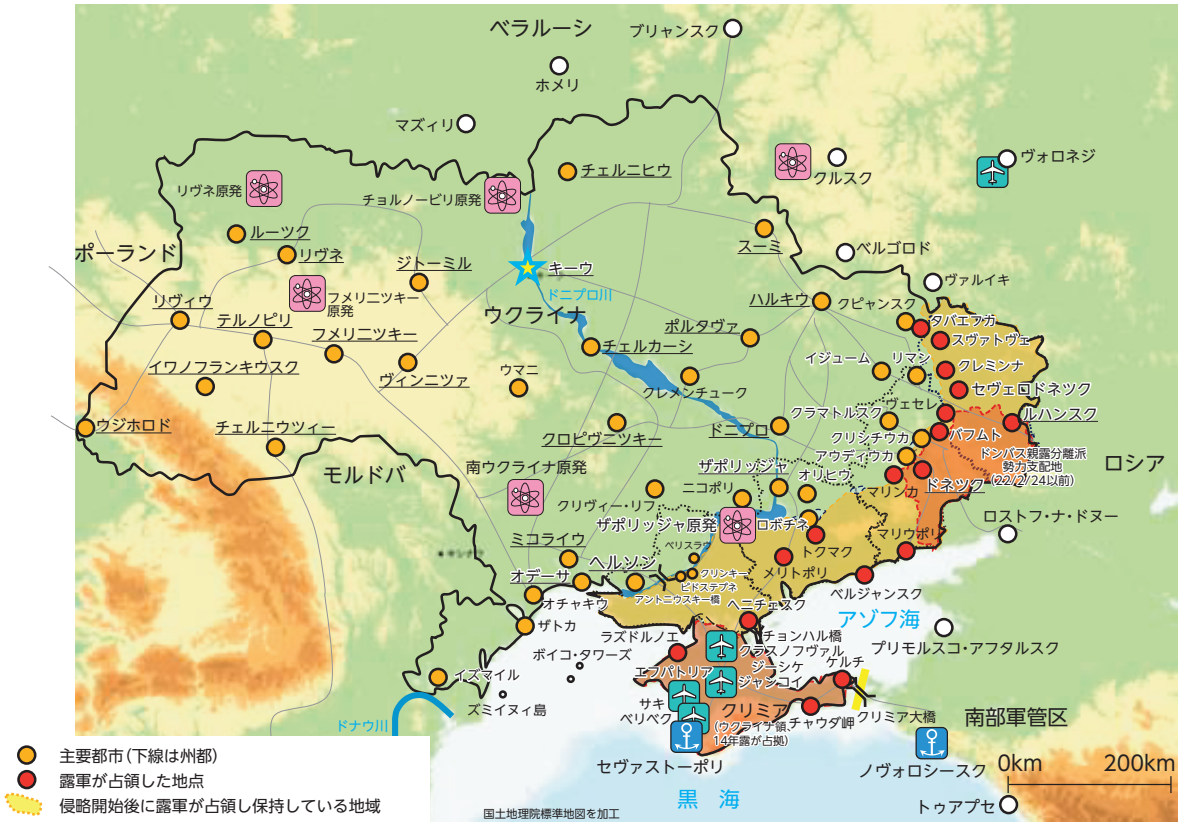

2 ロシアによる戦線整理とウクライナによる反転攻勢着手

(1) ロシアによる戦線整理とウクライナ東部・南部における占領地の拡大

首都キーウの掌握に失敗したロシア軍は、2022年3月25日、それまでの軍事行動は「作戦の第一段階」であったとして、今後はウクライナ東部のドネツク州とルハンスク州の「解放」、すなわち両州における占領地拡大を作戦の主目標とする旨を発表し、戦線の整理を行った。

ロシア軍は、キーウ方面から後退させた部隊を再編成のうえ、ウクライナ東部へ順次投入し、ルハンスク州の臨時州都であったセヴェロドネツクとその周辺を同年6月下旬から7月上旬にかけて占領したとみられている。

ウクライナ南部においては、ロシア軍は、アゾフ海沿岸におけるウクライナ側の最後の拠点であったドネツク州南部マリウポリにあるアゾフスターリ製鉄所の制圧に戦力を集中し、同年5月、ロシア国防省は、ショイグ国防相（当時）がプーチン大統領に対し、同製鉄所構内のウクライナ軍などが投降し、マリウポリにおける作戦が完了した旨報告したと発表した。

発射されるウクライナ軍の高機動ロケットシステムHIMARS（ウクライナ南部ヘルソン州）【EPA＝時事】

ロシアは、マリウポリの占領により、アゾフ海沿岸全域を占領するとともに、クリミア半島との陸上交通路を確保した。

(2) ウクライナの反転攻勢着手

緒戦においてロシア軍によるキーウ、ハルキウなどの主要都市の制圧を阻止したウクライナ軍は、2022年4

月以降、全正面においてロシア軍への抵抗を継続しつつ、反転攻勢に向けた準備攻撃とみられる動きを活発化させた。

ロシア軍が比較的大きな戦果を収めたとみられていたウクライナ南部においては、同年5月、国産地対艦ミサイル「ネプトゥーン」により、ロシア黒海艦隊の旗艦であるスラヴァ級ミサイル巡洋艦「モスクワ」を撃沈したとされている。同年6月、ザルジューニー・ウクライナ軍総司令官（当時）は、同軍の攻撃により、緒戦において占領された黒海のズミーニー島からロシア軍を撤退に追い込んだ旨発表した。

これらのウクライナ軍の攻撃は、ロシア黒海艦隊がウクライナ南部に構築していた防空網を破壊し、ロシア航空戦力の活動を困難にすることで、その後の同地域におけるウクライナ軍の反転攻勢を容易にする効果があったと考えられる。

さらに同年6月下旬以降、ウクライナ軍は、米国から供与されたM142高機動ロケット砲システム（HIMARS）を実戦投入したものとみられ、同年7月にヘルソン州ノヴァ・カホウカに所在するロシア軍の燃料・弾薬集積拠点を攻撃した旨発表するとともに、南部における反転攻勢の開始に言及した。同地域においてウクライナ軍は、HIMARSなどの精密攻撃能力に優れた長距離火力を活用し、同地域一帯のロシア軍の指揮所や兵站拠点を攻撃するとともに、ドニプロ川の橋梁などを通行不能にした。これにより、補給が困難となったドニプロ川以北のロシア軍部隊の戦闘能力と士気を低下させ、反転攻勢のための条件を整えた。

High Mobility Artillery Rocket System

3 2022年のウクライナによるハルキウ正面とヘルソン正面での反転攻勢とロシアによる対応

(1) ウクライナによる反転攻勢の本格化

2022年9月上旬、ウクライナ軍は、東部ハルキウ州における反転攻勢に成功し、同州のロシア軍占領地の大部分を奪還した。ウクライナ軍は、それまで反転攻勢の動きを顕著にしていた南部と異なり、東部においては反転攻勢企図の秘匿に努めたものとみられ、南部におけるウクライナ軍の反転攻勢に対応すべく東部のロシア軍部隊が転用され、戦力が手薄となったところを突くことで反転攻勢に成功したとの指摘もある。

一方、南部においては、ウクライナ軍は、ドニプロ川を利用したロシア軍の分断と弱体化に努め、同年11月中旬、ロシア軍に撤退を強いる形で州都ヘルソンを含むドニプロ川以北のヘルソン州などの奪還に成功した。

さらに、同年10月、ロシア南部クラスノダール地方とウクライナのクリミア半島を結ぶ橋で爆発が発生し、橋桁が損傷したが、ロシアはウクライナによるものと非難している。

(2) ロシアによる対応

ウクライナの反転攻勢の本格化を受け、ロシアは、兵力の増強やウクライナ領土占領の既成事実化をはじめとする各種の対応を取った。

兵力の増強について、2022年9月、プーチン大統領は、部分的動員に関する大統領令に署名するとともに、国民に対する声明においてその必要性を説明し支持を求めた。また、上記の動員について、ショイグ国防相（当時）は、30万人を動員する計画である旨述べた。

ウクライナ領土占領の既成事実化については、同月23日から27日にかけ、ルハンスク、ドネツク、ザポリッジャ、ヘルソンのロシア軍占領地域においてロシアへの「編入」の賛否を問う「住民投票」と称する活動を実施し、その結果に基づき、同月30日、これら4地域を違法に「併合」した。

ウクライナ東部および南部4州の「編入」式典におけるプーチン大統領（中央）、4州の「首長」および「行政長官」（2022年9月）【ロシア大統領府】

そのほか、接触線全域で塹壕陣地、対戦車壕、通称「竜の歯」と呼ばれるコンクリート製の対戦車障害物、地雷原などからなる複合障害陣地を構築し、ウクライナ軍による反転攻勢に備えた。これらと並行して、ロシア軍は、ウクライナ全土に対するミサイル・自爆型UAV攻撃を強化しており、ウクライナ軍の防空ミサイルを消耗させ

Unmanned Aerial Vehicle

るとともに、寒冷期の市民生活にとって重要なウクライナの電力網に被害を与え、非戦闘員の犠牲を拡大することで、ウクライナの継戦能力と抗戦意思の減殺を企図したものとみられる。こうしたロシア軍の攻撃によるウクライナの非戦闘員の犠牲者は、国連人権高等弁務官事務所によると2023年11月時点で少なくとも1万人を超えるとの見方が示されているが、戦闘が現在も継続しているため、正確な被害の実態は把握できておらず、実際の犠牲者はこれを大きく上回り、今もなお増え続けているとみられる。

2023年1月14日のロシア軍のミサイル攻撃により破壊された
ウクライナ中部ドニプロの集合住宅（2023年1月）
【ウクライナ政府Facebook】

2023年1月に入ると、ロシア軍や民間軍事会社「ワグネル」を中心とする勢力が東部ドネツク州における攻勢を強め、同年5月には同州の交通の要衝バフムトを制圧したとみられる。

4 2023年のウクライナによるザポリッジャ正面での反転攻勢の停滞とロシアによる東部攻勢

(1) ウクライナへの西側兵器の供与と、反転攻勢の停滞

ロシア軍などによるバフムト正面の攻勢で守勢に立たされるなか、ウクライナ軍は、西側諸国から「レオパルド2A6」や「チャレンジャー2」といった主力戦車や、「ストーム・シャドウ」といった空中発射型の長射程巡航ミサイルなどの各種装備品の供与を受けたうえで、部隊を新編し、欧州で兵員を訓練させることなどを通じて反転攻勢の準備を進めてきたとみられる。

ウクライナ軍は、2023年6月初旬にも反転攻勢に着手したとみられ、南部ザポリッジャ州正面を中心に複数の集落を順次奪還していったが、ロシア軍の敷設した大量の対人・戦車地雷や攻撃ヘリの対戦車ミサイルなどにより進軍を阻まれ、ウクライナ軍側も多大な人員と装備の損失を被ったとされる。

ウクライナ軍の反転攻勢のねらいは、南部ザポリッジャ州のロシア軍の防御線を突破し、アゾフ海に至るまで南進することによる、ロシア本土とクリミア半島を繋ぐロシア軍の陸上兵站ルートの遮断とされたが、当初想定されていた目標は達成されなかったとみられる。

ウクライナ軍の反転攻勢停滞の要因として、榴弾砲や迫撃砲をはじめとする火力、進軍する地上部隊を経空脅威から防護する短距離防空システム、地雷原を突破するための障害処理機材、十分な訓練を受けた兵士がウクライナ軍内で不足していたことなどが指摘されている。

同年10月、米国から地対地弾道ミサイル「ATACMS」（Army Tactical Missile System）がウクライナに供与され、ロシア軍の飛行場攻撃に成功したとされるほか、ウクライナ軍は国産のUSV（Unmanned Surface Vehicle）や巡航ミサイルを用いてロシア黒海艦隊の艦艇に損害を与えたとされているが、地上作戦における大規模な突破には至っておらず、同年11月、ゼレンスキー大統領が、ロシア軍の攻勢に備えた防御陣地の構築を指示するなど、ウクライナ軍が守勢に立たされているとみられる。

ロシア側は、2023年内に軍需産業の製造能力を4倍にしたとしており、各種装備品の修理・製造ペースを上げる中、今後ウクライナにとっては欧米各国の支援の拡充がより重要になってくることが見込まれる。

(2) ロシア軍による東部攻勢とミサイル攻撃の活発化

ウクライナ軍による反転攻勢に対し、周到に準備した防御陣地と地上・航空戦力により対応したロシア軍は、2023年10月以降、ドネツク州アウディウカ正面やバフムト正面、ハルキウ州クピャンスク正面などで攻勢を強化し、2023年末までにドネツク州マルインカを制圧したとされる。また、2024年2月、ロシア国防省は、アウディウカの占領を発表した。

また、2023年12月末以降、ロシア軍はウクライナ全土に対するミサイル攻撃を活発化させたが、2022年冬季のミサイル攻撃が電力網を狙ったものであるのに対し、2023年冬季のミサイル攻撃は、長期戦を見据えた上で軍事産業を標的としているとの指摘もある。同傾向

は2024年春季も継続しているが、防空装備の不足がウクライナ側の被害を拡大させているとされる。

ウクライナ・ハルキウの被害状況（2024年1月）【AFP＝時事】

5 ロシアによる原発・核施設攻撃とNBC兵器をめぐる状況

ロシアは、ウクライナ侵略を継続するなかで、核物質や核施設をめぐる危険な行動を繰り返している。ロシアは、2022年2月にベラルーシ国境に近いチョルノービリ原発を占拠したほか、同年3月にはウクライナ南東部のザポリッジャ原発を占拠した。また、同月以降、実験用原子炉を有し、核物質を扱うハルキウ物理技術研究所が複数回にわたって攻撃された。

核兵器については、プーチン大統領は、同年4月にロシア軍が開発中の新型の大型ICBM「サルマト」の飛翔試験を初めて実施した際、自国の核戦力を誇示する旨の発言をした。また、同年9月の部分的動員に関する大統領令の公布に際しての国民向け声明においては、核戦力を念頭に、自国の領土一体性が脅威にさらされた際には、ロシアが利用可能なあらゆる手段を用いる旨を述べており、他の高官によるものも含め、核兵器による威嚇とも取れる言動が繰り返されている。

（Intercontinental Ballistic Missile）

化学兵器や生物兵器についても、ロシアは、ウクライナがこれらを使用する可能性があるとの主張を繰り返しているが、米国や英国は、ロシアによるいわゆる「偽旗（にせはた）作戦」の準備との評価を明らかにしている。また、2022年3月、バイデン大統領は、プーチン大統領がウクライナで生物・化学兵器の使用を検討している確かな兆しがあるとの趣旨の発言をしていたところ、2024年5月、米国務省は、ロシアが化学兵器を使用した疑惑を指摘している。

6 今後の見通し

ウクライナ侵略をめぐる今後の動向については、予断を許さないが、動向に影響を与えるとみられるロシア軍とウクライナ軍双方の戦略・戦術や人的・物的な継戦能力について、様々な指摘がされている。

ロシア軍については、指揮統制をめぐる困難がとりわけ早くから指摘されてきた。侵略開始当初、ロシア軍は、平時の運用体制である統合戦略コマンド（軍管区）の指揮系統と所属部隊をそのまま各作戦正面に割り当てた結果、約20万人とされる機械化歩兵部隊に加え、陸・海・空のミサイル戦力、海空戦力などの投入戦力全体[1]に対する一元的な指揮統制を欠いたと指摘されている。2022年4月初旬には、ロシア軍の作戦全体を指揮する統合任務部隊司令官が任命されたと報じられ、軍種間や戦域間の連携改善を図ったものとみられる。また、2023年1月には、軍種間の連携改善、後方支援の質的向上や部隊指揮の効率改善を目的として、ゲラシモフ参謀総長が統合任務部隊司令官に任命された旨発表された。同年5月には、プリゴジン氏率いる民間軍事会社「ワグネル」の兵力も多数投入することで、東部ドネツク州バフムトの制圧に寄与したとされるが、その後、軍と「ワグネル」

ロシア国旗を掲げる「ワグネル」戦闘員（2023年5月）【AFP＝時事】

1 同侵略にはロシア軍のほか、国家親衛隊（旧国内軍）、連邦保安庁、カディロフ・チェチェン共和国首長に属する「カディロフツィ」と呼ばれる部隊のような準軍隊なども参加している。

間の不和が原因となり、同年6月にはプリゴジン氏が「武装反乱」を起こし、「ワグネル」によるロシア国内への進軍を許す形となった。一時はモスクワまで200km圏内まで到達したとされるも、ベラルーシ大統領仲介の下で事態は収束した。こうした武装蜂起の再発を防ぐため、ロシア国防省は、元「ワグネル」の兵員らに軍との契約を促し、また、そのほかの民間軍事会社についても参謀本部の隷下で管理することで指揮命令系統の一元化を図っているとの指摘もある。

ウクライナ軍については、2014年以降の東部における紛争に対処する中で、戦闘経験を有する予備役を多数確保したこと、NATO標準を目指した国防省や軍の機構改革を受け、戦闘の中核となる下士官の養成が進んだこと、指揮統制支援ソフト「GIS Arta」や状況監視システム「デルタ」をはじめとする民間技術に基づく迅速性・精密性の高い火力調整システムを採用したことなどにより、質量ともに優位なロシア軍に対しても屈することなく、今日まで戦闘を継続している。

人的継戦能力については、2023年8月時点でウクライナ軍19万人、2024年5月時点でロシア軍46.5万人が死傷したとの指摘がある[2]。ロシアは、2023年6月に、重罪人を除く受刑者や被疑者の軍務契約を認める法律にプーチン大統領が署名し、同年10月には軍人登録規制が改正され、身体検査を受けずに受刑者を軍籍に登録する「特別軍人登録」について新たに規定するなど、受刑者などをより迅速に実戦投入する環境を整備することで人員の確保に努めているとみられる。ウクライナ側は、同年12月に軍が50万人の追加動員を求めているとゼレンスキー大統領が明らかにしているように、人員の確保について苦慮しているとみられており、欧米諸国から新兵への教育訓練支援を受けている。

物的継戦能力については、対ロシア経済制裁により、ロシア軍の装備品調達に支障が出ているとの指摘がある。一方、軍需企業の昼夜連続操業、対地攻撃用ではないミサイルの転用、イラン製UAVの調達、ベラルーシからの戦車の譲受、北朝鮮からの砲弾やミサイルの調達などにより、戦力を維持しているものとみられる。また、制裁下においても、弾薬や旧ソ連時代の技術水準の装備品は今後も十分に生産可能であり、長期にわたって戦闘を継続できるとの指摘もある。

一方、ウクライナ軍の装備の多くは、旧ソ連製であり、ロシア以外の国から調達できる部品や弾薬は限られている。さらに、自国内で修繕や調達が可能な装備についても、主要な軍需企業が立地するハルキウやドニプロはロシア地上軍の攻撃圏内にある。こうしたことから、継戦能力の確保のためには、国外からの装備・弾薬の提供と旧ソ連製装備からの転換にかかわる教育訓練支援が重要である。

ウクライナ北東部ハルキウへの攻撃で使用された北朝鮮製とされるミサイルの残骸を調べる検察関係者（ウクライナ・ハルキウ）（2024年1月）【AFP＝時事】

ウクライナ軍は、今後も強固な抗戦意思を持って領土奪還に向けた努力を継続していくとみられる一方、ロシア軍も兵力の増強に取り組んでいることを踏まえ、戦闘が長期化する可能性も指摘されている。

3 ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応

1 全般

ロシアによるウクライナ侵略においては、ウクライナ自身の強固な抵抗に加え、国際社会が結束して強力な制裁措置などを実施するとともに、ウクライナを支援し続けることにより、ロシアは大きな代償を払わざるをえない状況に陥っている。また、欧州では、各国が国防費を増大させるのみならず、これまで中立化政策を掲げてき

2 2023年8月18日、『New York Times』紙、2024年5月4日、イギリス国防省発表による。

たフィンランドやスウェーデンがNATOに加盟するなど、ウクライナ侵略を契機として、欧州の安全保障環境は大きな転換点を迎えている。NATOの東方拡大を自国に対する脅威と位置づけてきたロシアの侵略行為がこのような欧州諸国の安全保障政策の変化を促したことは明らかであり、「勢力圏」の維持を通じて自国の安全を確保するとのロシアの戦略的な目的が今般の侵略により達成できているとは言い難い状況にある。

こうしたことも踏まえ、NATO加盟国である米国の同盟国であり、欧州とはロシアが位置するユーラシア大陸を挟んで対極に位置するわが国としては、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識のもと、その戦略的な影響を含め、今後の欧州情勢の変化に注目していく必要がある。さらに、ウクライナ侵略を受けた欧州情勢の変化は、米中の戦略的競争の展開やアジアへの影響を含め、グローバルな国際情勢にも影響を与え得るものである。いずれにせよ、引き続き関連動向について、強い関心を持って注視していく必要がある。

2 NATO加盟国などの対応

ロシアによるウクライナ侵略を受け、欧州各国の警戒感は急速に高まり、ロシアの攻撃的な行動は欧州・北大西洋の安全保障に対する最も重大かつ直接的な脅威と捉えられるようになった[3]。ロシアの脅威を再認識したNATO加盟国は、東部正面における部隊の規模を必要に応じて拡大するとともに、現行のNATO即応部隊に代わって30万人以上を高い即応態勢に置くことで合意するなど、NATOの集団防衛体制のもとでの防衛協力の強化に努めるとともに、自国の防衛力を高める取組も進めている。

また、米国は、欧州における米軍戦力態勢の強化を図っており、2022年6月には、ポーランドへの陸軍第5軍団常設司令部の設置、スペインを母港とする米駆逐艦の増加、ルーマニアへの部隊のローテーション配備、英国へのF-35飛行隊の追加配備などを発表した。

参照 3章9節2項（多国間の安全保障の枠組みの強化）

NATO加盟国をはじめとする国々は、ウクライナに対して、戦況に応じた装備品の供与や訓練支援なども実施している。各国は当初、ロシア軍の機甲部隊などの進軍を遅滞させることや空挺部隊などの減殺により前線の拡大を抑えることに貢献するとみられる携行型対戦車ミサイル・対空ミサイルなどの装備品を供与した。ウクライナ軍がロシア軍の全面侵攻を食い止めた後は、ウクライナ軍の反転攻勢のため、地上戦闘において制圧・確保に寄与する戦車や装甲車、りゅう弾砲といった大型装備品の供与に重点が移行した。2023年1月には、各国は初めて旧ソ連製以外の戦車や歩兵戦闘車の供与を発表し、同年2月のポーランドによるドイツ製戦車の引渡しを皮切りに、ウクライナへの引渡しが始まった。

さらに、ロシア軍がウクライナ東部地域に戦力を集中した後は、相手の拠点攻撃のための、より長射程の火力が供与されるようになった。

また、2022年10月以降にロシア軍が民間施設も含むウクライナ全土を標的にミサイル攻撃を行ったことを契機に、各国からの防空システムの引き渡しが急速に進められることとなり、2023年4月には、弾道ミサイルにも対処可能な防空システム「ペトリオット」も供与されたとされる。

加えて、23年3月には、旧ソ連製戦闘機の供与が表明されたほか、同年5月、英国とオランダが戦闘機の調達や訓練を支援する「国際的連合」の設立を表明し、米国はG7広島サミットの場において、F-16戦闘機を含む第4世代戦闘機の操縦訓練をウクライナに提供する共同取組を支援する旨を表明した。2024年初頭までに、オランダ、デンマーク、ベルギー、ノルウェーなどの国々がF-16戦闘機の供与を申し出ており、合計で113機近くがウクライナに納入されるとみられる。

このような各国による支援の中でも、米国の貢献は特に際立っており、バイデン政権発足以降、ウクライナに対する安全保障支援（累計513億ドル）のうち506億ドル以上をロシアによるウクライナ侵略開始以降に発表した（2024年5月10日時点）。また、大規模かつ幅広い装備品の供与のほか、供与した装備品の習熟訓練・新兵などを対象とした訓練支援もウクライナ国外において実施し、ウクライナに対する強固な支援の姿勢を打ち出している。2022年12

3 NATOは、2022年6月に開催された首脳会合において、2010年以来となる新戦略概念を採択した。前回の戦略概念においては、欧州・大西洋地域は平和であり、NATO領に対する攻撃の可能性は小さいとしていたところ、今般の戦略概念においては、欧州・大西洋地域は平和ではなく、加盟国の主権・領土に対する攻撃可能性を見過ごすことはできないとした。また、前回の戦略概念において「真の戦略的パートナーシップ」を目指すとしていたロシアを、「加盟国の安全保障及び欧州大西洋地域の平和と安定に対する最も重大かつ直接的な脅威」と位置づけている。

月に米国を訪問したゼレンスキー大統領は米国議会で演説し、こうした米国の支援について、「世界の安全保障と民主主義への投資」であると位置づけ、支援の継続を訴え、2023年12月にも訪米したゼレンスキー大統領は、米国議会での演説でウクライナへの支援継続を訴えた。

英国は、2014年のロシアによるクリミア「併合」以降、米国などとともに、ウクライナに対して装備支援や訓練教官の派遣などを継続して実施しており、ジョンソン政権からスナク政権に移行した後も、幅広い装備品の供与や新兵に対する訓練の実施など、ウクライナに対する積極的な支援を継続している。特に、2023年1月には、他国に先駆けて旧ソ連製以外の主力戦車供与の発表に踏み切ったことに加え、空中発射型の長射程巡航ミサイルの供与も行っている。また、ロシアの偽情報（にせ）への対抗やロシアの行動をけん制する観点から、米国と同様、政府高官による発表やSNSによる発信などにより、ロシア軍の動向などに関する情報も積極的に開示している。

フランスは、ウクライナ東部における紛争の平和的解決を目指し、「ノルマンディー・フォーマット[4]」において、ドイツと共にロシアとウクライナの間の仲介役を務めてきた。また、ウクライナに対し、装輪装甲車やミサイル防空システム、空中発射型の長射程巡航ミサイルなどの供与を発表している。

ドイツは、ロシアによるウクライナ侵略を受け大きく国防戦略を転換し、歩兵戦闘車や地対空ミサイルシステムなどの供与を発表するとともに、2023年1月には、ドイツ製主力戦車について、自国からウクライナへの供与と、第3国からウクライナへの移転の許可に踏み切り、その後も砲弾や防空ミサイルの供与を継続している。

カナダは、2015年以降、ウクライナ軍への訓練支援などを行っており、ロシアによるウクライナ侵略以降、2024年1月時点で24億カナダドル以上の軍事支援を提供するなど積極的なウクライナ支援を行っている。

また、EUもウクライナに対し、EUの基金である欧州平和ファシリティを通じ、50億ユーロの軍事支援を行うことを決定した。

そのほか、民間企業によるウクライナに対する技術支援も注目されている。米企業がウクライナ政府の求めに応じて提供した小型衛星コンステレーションによるインターネットサービスは、ウクライナ国民の通信手段として使用されるのみならず、ウクライナ軍無人機の運用などにも活用されているとされる。また、欧米のIT・セキュリティ企業は、ウクライナ侵略が開始される前からウクライナのサイバーセキュリティ支援を実施し、ロシアによるサイバー攻撃の被害を低減・局所化させることに成功したと指摘されている。

このように、NATO加盟国をはじめとする国などがウクライナ支援の動きを見せる中、独自の対応を行っている国もある。ロシア・ウクライナ両国と関係の深いトルコは、ロシアに対して一定の配慮を見せている。具体的には、ウクライナへの支持を表明する一方、ロシアに対する制裁措置は基本的に実施していない。また、ウクライナ産穀物の輸出再開について、両国の仲介役を果たしている。このほか、ロシアへの経済依存度が高いハンガリーは、国益に反するとして、ウクライナへの武器供与を行っていないことに加え、2023年12月に開かれた欧州理事会では、500億ユーロに上るEUの対ウクライナ財政支援についての採決に拒否権を発動（他方、EUとハンガリー間の交渉の結果、2024年2月に支援実施で合意）するなど、NATO加盟国の中でも、ロシアに対して融和的な姿勢を見せている。

3 そのほかの地域の対応

ウクライナ侵略開始から1年となるのを前にした2023年2月23日、国連総会において、ロシアによる侵略の即時停止などを求める総会決議が全国連加盟国の7割以上を占める141か国の賛成により採択された。一方、同決議には、ロシアのほか、ベラルーシや北朝鮮といった6か国・地域が反対するとともに、中国やインドといった32か国が棄権するなど、こうした動きに同調しない国・地域もある。

北朝鮮は、ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める国連総会決議案などに反対するとともに、ウクライナにおける事態の原因が米国や西側諸国にあると主張し、ロシアを擁護する姿勢をみせている。また、2023年12月末以降、北朝鮮からロシアに供与されたミサイルが、ウクライナに対して使用されたことも明らかになっ

4 ウクライナ情勢が悪化した2014年以降、ミンスク合意に基づいた情勢解決に向けた協議などを行うウクライナ・ロシア・フランス・ドイツの4か国による対話枠組み。

た。北朝鮮からロシアへの武器供与については、ウクライナ情勢のさらなる悪化につながりうるものであり、また、北朝鮮との間の武器や関連物資の移転等調達を全面的に禁止する関連安保理決議に違反するものであることから、わが国として強く非難してきている。

参照 3章4節1項5（対外関係）

イランは、2018年の米国の核合意離脱以降、欧米との対立姿勢を強める一方、ロシアと経済・軍事分野を中心に関係を強化しており、ウクライナ侵略の外交的解決を主張するも、ロシアが行動を起こしていなければNATO側が戦争を仕掛けていたと主張するなど、ロシアの立場に一定の理解を示している。2022年11月には、ライースィ・イラン大統領（当時）とパトルシェフ・ロシア安全保障会議書記（当時）が会談し、イラン側は様々な分野における戦略的関係のレベルを引き上げると言及するとともに、米国とその同盟国による対露制裁などを批判した。

また、同年7月、米国は、イランがロシアに対して無人機の供与を計画している旨を公表したほか、同年9月には、ロシアがイラン製無人機を攻撃や情報収集・警戒監視・偵察（ISR）に用いていると指摘した。ウクライナ軍も、ロシアがイラン製無人機を用いてウクライナ各地への攻撃を実施していると発表している。これに対しイランは、ロシアへのイラン製無人機の供与はウクライナ侵略前に行われたものであると主張し、その目的はウクライナ戦争で使用するためではなかった旨を示唆している。2023年2月、バーンズ米CIA長官は、ロシアはイランからの支援の見返りとして、イランのミサイル計画の支援や戦闘機提供の可能性について検討している旨を指摘し、同年11月にはカービー米NSC戦略広報調整官は、イランがロシアに対する弾道ミサイル提供を検討している可能性があると指摘した。2024年2月、同広報調整官はイランがロシアに弾道ミサイルを供与したとの報道について、「確認できていない」と発言しているものの、両国の協力関係の進展を注視する必要がある。

中国は、ウクライナ侵略について、ロシアへの直接的な批判を避け、ロシアとウクライナの双方に「自制と対話」を求めるとともに、ウクライナ問題の解決に向けて自身の方法で建設的な役割を果たすとの立場をとっている。一方で、ロシアの行動の原因は、米国をはじめとするNATO諸国の「冷戦思考」にある旨を主張し、安全保障問題におけるロシアの合理的な懸念を理解するとの見解を表明するとともに、ロシアに対する制裁や欧米諸国によるウクライナへの装備品供与を批判している。2022年9月、侵略開始後初の対面での開催となった中露首脳会談で、習近平国家主席は、互いの核心的利益にかかわる問題への強力な支持を表明しており、また、オンラインで開催された同年12月の中露首脳会談においては、ウクライナ侵略について、中国は引き続き客観的かつ公正な立場を堅持し、国際社会の共同勢力の形成を促進し、ウクライナ危機の平和的解決に向けて建設的な役割を果たす、と発表した。さらに、2023年2月には、「ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場」と題した文書を公表し、和平交渉や戦後の再建に建設的な役割を果たす旨を表明した。同年3月、習近平国家主席がロシアを訪問した際には、プーチン大統領との会談に加えて共同声明を発表し、可能な限り早くウクライナとの対話を再開するとのロシア側の用意を肯定的に評価するとともに、国連安保理を経ない一方的な制裁に反対した。同年10月には、ウクライナ侵略以降、初めてプーチン大統領が中国を訪問して習近平国家主席と首脳会談を行い、両国の信頼関係の深化を相互に確認している。ウクライナ侵略によって国際的に孤立するロシアにとって、今後、中国との政治・軍事的協力の重要性はこれまで以上に高まっていく可能性がある。

一方、ロシアと連携を深める中国に対し、欧米諸国は牽制する動きを見せている。2022年9月、ストルテンベルグNATO事務総長は、ウクライナ侵略後も中国がロシアと協力するとともに、NATO拡大に反対していることは、NATOが中国を安全保障上の課題とみなすべき理由となる旨指摘した。また、米国は、ロシアの民間軍事会社「ワグネル」に衛星画像を提供したとみる中国企業などを、米国からの輸出を規制するエンティティ・リストに追加している。さらに、ブリンケン米国務長官は、2023年2月に実施した王毅中国共産党中央外事工作委員会弁公室主任との会談において、中国が殺傷兵器をロシアに供与すれば米中関係に深刻な結果をもたらすと警告した。

ウクライナ侵略以降も連携を深める両国の協力動向には、両国と隣接するわが国として引き続き懸念を持って注視していく必要がある。

参照 3章2節3項（対外関係など）

伝統的にロシアとの関係が深いインドは、ウクライナ侵略に関し、敵対的行為と暴力の即時停止と、対話と外交を通じた解決を強調し、2022年9月の印露首脳会談

において、モディ首相がプーチン大統領に対し、「今は戦争の時代ではない」などと述べる一方、ロシアへの明示的な批判を避けている。引き続き、ロシアとの間で軍事面における強固な協力関係を維持しているほか、経済制裁により価格が下落したロシア産原油の輸入を増やすなどの対応もみられ、今後の対応が注目される。

参照 3章5節5項5（1）（アジア諸国との関係）

視点

ロシアによるウクライナ侵略の状況

防衛研究所　米欧ロシア研究室　山添（やまぞえ）　博史（ひろし）　室長

ロシアによる侵略により、ウクライナ全土の国民は2022年2月から2年を超える戦闘状態を強いられています。ヴォロディミル・ゼレンスキー大統領が率いる政権および軍が防衛を遂行するのみならず、多くの人々がウクライナという国を通じて自らの社会を守ろうと動いています。困難に陥る人々を助け、作戦に資する情報を提供し、通信や輸送のインフラを復旧し、技術開発と生産で経済と作戦能力を高め、議論しながら防衛の国策を支持しています。2023年末の世論調査でも7割以上の人が領土を放棄すべきではないと回答しており、苦境にもかかわらず作戦を継続する意思は強いようです。

ロシアのウラジーミル・プーチン大統領は2022年2月24日に攻撃を開始して「ウクライナを非軍事化・非ナチ化する特別軍事作戦」を宣言しましたが、首都キーウに集中的な攻撃を行ったものの、本格的な都市攻略と占領に必要な軍事準備を伴っていませんでした。ロシアの見方では、ウクライナの政治はいつも分裂していて脆弱と考えがちだったので、軍事的な威力と内通工作を組み合わせれば、支持率が落ちているゼレンスキー政権は容易に見放されて、親ロシア政権をつくりだせると考えたのでしょう。この時期は米国が欧州東部地域にまで強力に関与する意思が弱いと考え、今後は巡ってこない機会であると焦って決断したのかもしれません。しかし現実のウクライナはもっと強靱で、プーチン政権は始めてしまったウクライナ侵略の目的と現実のギャップが大きすぎて、止めることも考えられず犠牲ばかり増やしてきました。

今後、ロシアが武力行使を終えたとき、ウクライナが強靱でロシアへの損害が大きすぎることを実感していれば、再び武力行使を始める動機は小さくなるでしょう。ウクライナが現在の厳しい戦いを行うことには、将来の平和を支える意味もあります。「武力行使が成果をもたらす」と誤解する余地があるのは危険で、それを減らしていく能力と意思が、平和の基盤になります。

ハルキウへの砲撃後に再建作業を行う事業者
【Ukrinform/時事通信フォト】

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

第3章 諸外国の防衛政策など

第1節 米国

1 安全保障・国防政策

2022年10月、米国は国家安全保障戦略[1]（National Security Strategy：NSS）を発表し、中露との「大国間の地政学的競争」と気候変動などの国境を越えた問題である「共通の課題」という2つの戦略的課題に直面しているとの認識を示した。戦略的課題に対応するためには、米国の強さの源泉である国力への投資を重視するとともに、同盟・パートナーシップを米国の最も重要な戦略的資産と位置づけて、同盟国に対しても、抑止力を強化するために必要な能力への投資を求めていく姿勢を示している。中国やロシアなどによる侵略を抑止することに重大な関心があるとし、新たな戦略を推進する競争相手に対して、通常戦力と核抑止力だけに頼るのは十分ではないとの認識に基づき、米国内の各機関や同盟国などとの能力の統合により、侵略行為の抑止に最大の効果を発揮する統合抑止（Integrated Deterrence[2]）を推進する考えを示している。

また、同月には国防省が国家防衛戦略（National Defense Strategy：NDS）を発表し、抑止力を強化するため、米国本土防衛や戦略的攻撃の抑止などの国防省が追求すべき主要な防衛優先事項を掲げ、統合抑止などを推進する考えを示した。そのうえで米国単独では複雑で相互に関連した課題に対処できないとし、互恵的な同盟・パートナーシップは、米国にとって世界戦略上の最大の優位性であり、NDSの重心であるとの認識を示している。

NSSにおいては、中国が米国にとって最も重大な地政学的挑戦であり、国際秩序を再構築する意図とそれを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力をあわせ持つ唯一の競争相手として位置づけ、効果的に競争する一方、ロシアを国際システムに対する直接的な脅威として抑制していく考えが示されている。NDSにおいても、中国は今後数十年間の最も重要な戦略的競争相手で、米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦であるとし、「対応を絶えず迫ってくる挑戦（pacing challenge）」と位置づけて、抑止力を維持・強化するため、国防省は迅速に行動するとして、バイデン政権が中国の課題に最優先で取り組む姿勢が示されている。

米国は、中国との関係で人権問題への対応に取り組んでおり、2022年6月にはウイグル強制労働防止法が施行され、強制労働によるものではないことを企業が証明しない限り、新疆（しんきょう）ウイグル自治区で生産された全ての製品の輸入が禁止されている。また、経済安全保障関連の取組として、同年5月に米国の主導により立ち上げられたインド太平洋経済枠組み[3]（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity：IPEF）のもと、サプライチェーンの強靱化を目指すIPEFサプライチェーン協定が本年2月に発効している。同月に実施された日米豪印（クアッド）首脳会合においても、重要技術サプライチェーンの原則に関する共通声明を発表し、地域への様々なリスクに対する強靱性を向上させるための協力を推進していくとしている。

ロシアについては、国際秩序の主要な要素を覆すという目標を掲げ、帝国主義的な外交政策を選択しているとして、自由で開かれた国際システムに対する直接的かつ持続的な脅威であり、世界的な混乱と不安の原因となっ

1 国家安全保障戦略（NSS）と国家防衛戦略（NDS）はともに、法律により一定期間での議会への提出が定められている。NSSは、新たな大統領の就任から150日以内に、NDSは、大統領選挙後に新たな国防長官を指名した場合においては、上院による指名承認後、可能な限り速やかに議会に報告書を提出することが合衆国法典第50編と同第10編でそれぞれ定められている。

2 領域間の統合や同盟国との統合などの能力のシームレスな組み合わせにより、敵対者に、敵対的な活動のコストがその利益を上回ると確信させることにより侵略を抑止するアプローチ。

3 経済の強靱性、持続可能性、包摂性、経済成長、公平性、競争力を高めることを目的とした枠組みで、インド太平洋地域の米国、オーストラリア、ブルネイ、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの13カ国で開始され、現在はフィジーを加えた14カ国が参加。

ているが、中国のような全般的な能力を備えてはいないと評価している。そのうえで、米国は中国に対する永続的な競争力の維持を優先させる一方で、依然として非常に危険なロシアを抑制するとの考えを示した。また、ロシアによるウクライナ侵略は、戦略的失敗として、日本や中国、インドといった他のアジアの大国との関係で、ロシアの地位を著しく低下させたと評価する一方、米国はNATO同盟国とともに防衛と抑止を強化し、フィンランドとスウェーデンをNATOに迎えることは、NATOの安全保障と能力を向上させると評価している。

北朝鮮との関係については、2021年4月に対北朝鮮政策見直しの完了を発表し、「朝鮮半島の完全非核化」を目標として、「調整された、現実的なアプローチ」により北朝鮮との外交を進める考えを示している。また、北朝鮮への対応のあらゆる段階で韓国や日本といった同盟国やパートナーと協議して検討を進める意向を明らかにしている。

中東に関しては、地域の安定化を望む米国の仲介により、イスラエルとサウジアラビアの関係正常化交渉が進められていたが、2023年10月にハマスを含むパレスチナ武装勢力がイスラエルに対する軍事作戦を実施し、イスラエルはこれに対して、パレスチナ自治区のガザ地区における大規模な軍事作戦を開始した。イスラエルはハマスの壊滅やガザ地区の非武装化などの目的を達成するまで、ガザ地区における戦闘を継続する考えを表明しており、今後の中東情勢に与える影響にかんがみて、戦闘の動向が注目される。また、イランとの関係では、トランプ前政権が2018年5月に離脱した核合意の再建に向けての交渉を行っていたが、交渉妥結には至っておらず、両国の関係に改善は見られていない。

バイデン政権は、国際協調を基軸とした対外政策の方向性を示し、同盟国やパートナーと緊密に協力して対応していくとの考えを示しているが、具体的な動きとして、共通のビジョンを持つ民主主義パートナーである日米豪印（クアッド）での取組があり、2023年5月に広島で行われた日米豪印首脳会合では、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けて、気候変動や新興技術などの分野での協力を具体化する内容が発表された。また、インド太平洋地域における外交、安全保障、防衛の協力を深めることを目的として2021年9月に設立された豪英米3か国による安全保障協力枠組みであるAUKUS（オーカス）についても、2023年3月に首脳会

Free and Open Indo-Pacific

Australia - United Kingdom - United States

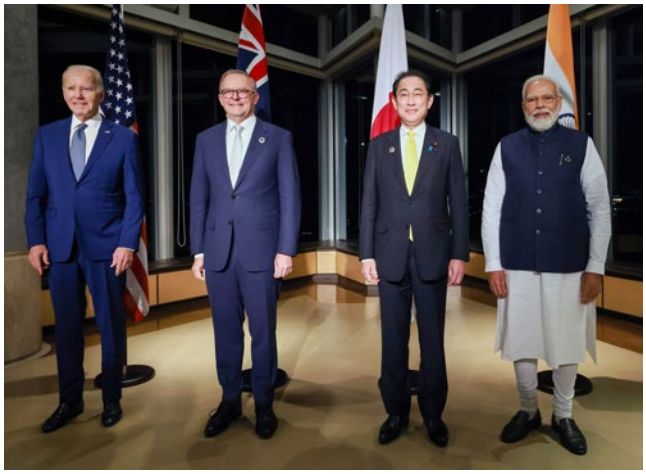

G7広島サミット開催時における日米豪印首脳会合（2023年5月）
【首相官邸HP】

談が行われ、2030年代初頭に豪州が米国のバージニア級原子力潜水艦を3隻取得することや3か国で新たな原子力潜水艦を共同開発することなどが発表された。

参照　6節1項（オーストラリア）

国内政治の面では、大統領選挙が2024年11月に予定されており、その結果が今後の米国の安全保障・国防政策、特にインド太平洋地域にかかわる政策にどのような影響を与えるのか注目される。

1　安全保障認識

NSSにおいては、自由で開かれ、安全で繁栄した世界を追求するうえで、最も差し迫った戦略的課題は、権威主義的統治と修正主義的外交政策を重ねる大国からもたらされているとして、これからの10年間は、中国との競争の条件を設定するとともに、ロシアがもたらす差し迫った脅威に対処し、共通の課題、とりわけ気候変動やパンデミックなどに対処するための努力において、決定的な意味を持つとの認識が示された。中国は、インド太平洋地域における米国の同盟と安全保障上のパートナーシップを弱体化させようとし、経済的影響力や人民解放軍の強大化などを利用して、近隣諸国を威圧しその利益を脅かす試みを行っているとして、このような中国の威圧的でますます攻撃的になっている取組が米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦と位置づけている。一方、ウクライナ侵略など差し迫った脅威をもたらすロシアに対しては、同盟国などと侵略を強力に抑止する考えを示している。北朝鮮は、米国本土や東アジアへの脅威となる核・ミサイル能力の拡大を継続している持続的

脅威とし、イランはテロ集団の支援や悪意のあるサイバー作戦により中東の安定をさらに損ねているとの見方を表明している。また、これらの競争相手は、グレーゾーンにおける活動を用いて、敵対的な現状変更を試みているとの認識を示している。

2 安全保障・国防戦略

NSSにおいては、自由で開かれ、安全で繁栄した国際秩序を実現するためには、①国内の力への投資、②強力な国家連合の構築、③米軍の近代化・強化という3つの方向性を示し、その方向性を達成するための具体的なアプローチとして、①外交・国内政策の分断解消、②同盟・パートナーシップ、③地政学的課題認識、④その他地域への関与、⑤新たな経済的変化への対応、⑥国際的な協力の維持・拡大という6つの柱を提示した。そのうえで、米国の強さの源泉である国内の力への投資を重視するとし、同盟・パートナーシップを米国の最も重要な戦略的資産と位置づけて、戦略的課題に対処する方針を示している。また、気候変動などの国境を越えた課題である「共通の課題」に対しては、建設的に取り組む意思のある非民主主義国とも協力する考えが表明されている。

NDSでは、安定して開かれた国際システムと国防のコミットメントを支えるため、①米国本土防衛、②戦略的攻撃の抑止、③侵略の抑止・紛争に勝利する準備、④抗たん性のある戦力・防衛エコシステムの構築という4つの防衛優先事項を掲げ、①統合抑止、②（国防省の）活動、③永続的な優位性の構築という3つの手段を通じて、防衛優先事項の取組を推進する考えを示している。侵略の抑止・紛争に勝利する準備では、インド太平洋地域における中国の課題が最優先で、次に欧州におけるロシアの課題を優先する方針を示しており、今後、米国がどのようにこれらの課題に対応していくのか注目される。

3 インド太平洋地域への関与

NSSにおいては、日本を含むインド太平洋地域の同盟国とのパートナーシップを深化させるとともに、クアッドやAUKUSなどの多国間枠組みを通じて、FOIPを推進する姿勢を示している。わが国との関係では、尖閣諸島も含め、日米安全保障条約下での日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再確認する考えが示されている。また、東南アジアと太平洋諸島地域にも重点を置くとし、地域外交、開発、経済的な関与を拡大すると表明した。世界最大の民主主義国かつ主要防衛パートナーであるインドとの関係では、FOIPのため、2国間と多国間で協力するとし、インドも含む南アジアの地域パートナーとともに気候変動や中国の威圧的な行動に対応し、インド洋地域全体の繁栄と経済的な連結を促進する考えが示されている。

2022年2月に発表されたインド太平洋戦略では、中国からの増大する課題に直面しているインド太平洋地域を最重視する姿勢を明確に示し、米国は同盟国やパートナーと協力してFOIPの推進や地域の安全保障の強化などに取り組むことを明らかにしている。

中国の海洋進出をめぐる問題に関して、国防省は2020年7月、中国が南シナ海で軍事演習を実施する決定をしたことに対して懸念を表明した後、およそ6年ぶりに2個空母打撃群を南シナ海に展開して演習を実施し、それ以降も地域の同盟国などに米国がFOIPの推進に尽力していることを示し続けるためにこの地域における空母打撃群の活動を継続している。2022年1月には、国務省が南シナ海における中国の海洋権益に関する主張を国際法に照らして検討した報告書を公表し、南シナ海の大部分に及ぶ中国の主張は不法であり、海洋における法の支配を深刻に損なう旨を指摘した。また、2023年5月に行われた米比首脳会談では、南シナ海を含む太平洋において、フィリピンに対する武力攻撃が発生した際の米比相互防衛条約の適用を再確認し、同月には、同盟の協力を近代化する際の指針となる米比二国間防衛ガイドラインが初めて策定・公表された。

インド太平洋地域におけるプレゼンス強化をめぐる動きとして、分散型海洋作戦[4]（DMO）を推進する海軍は、2019年12月、F-35B戦闘機を含む艦載機の運用能力を強化した強襲揚陸艦「アメリカ」を佐世保に配備し、グアムでは2020年1月、MQ-4C無人海洋偵察機（トライトン）が初展開している。迅速な戦闘運用[5]（ACE）を推

Distributed Maritime Operations

Agile Combat Employment

4 各アセットを分散し、ネットワークを介して統合することにより、圧倒的な戦闘力を集結させる作戦構想。
5 空軍戦力を分散配備し、分散配備された場所から迅速に展開する作戦構想。

進する空軍は、インド太平洋地域において、戦闘機や無人機を用いたACE訓練を実施している。さらに、マルチドメイン作戦構想を推進する陸軍は、人間の認知面を含むすべての領域などにおいて作戦を同時並行的に実施するマルチドメイン任務部隊[6]のハワイへの配備を2022年9月に発表し、機動展開前進基地作戦[7]（EABO）を推進する海兵隊はEABOを実行する能力を保有する海兵沿岸連隊（MLR）を同年3月、ハワイに初めて配備した。沖縄に所在する第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編される予定であり、その取組の一環として、2023年11月に部隊の名称変更が行われた。このほか、米軍は、2018年3月には、空母「カール・ヴィンソン」を米空母として40年以上ぶりにベトナムに寄港させており、2020年3月にも空母「セオドア・ルーズベルト」をベトナムに寄港させている。また、2023年には、約40年ぶりの韓国寄港となった戦略原子力潜水艦をはじめとする、各種米戦略アセットが朝鮮半島周辺に頻繁に展開[8]している。

米国は、FOIPへのコミットメントを示すとして、引き続き南シナ海における「航行の自由作戦」を実施するとともに、米海軍艦船と航空機による台湾海峡の通過を実施しており、今後も「航行の自由作戦」を継続する考えを明らかにしている。

また、2023年9月には、米・太平洋島嶼国サミットを開催し、島嶼国とのパートナーシップを強化する取組を発表するなど、近年中国が影響力の拡大を企図している同地域への米国の関与を拡大する姿勢が見られる。

米国は、以上のような地域に対する姿勢のもと、FOIPというビジョンに基づく取組を引き続き進めていくと考えられる。

一方、北朝鮮をめぐっては、2018年6月に行われた史上初の米朝首脳会談以降、米朝間で交渉が行われたが、北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に具体的な進展は見られない。この会談を受け、米韓は定例の米韓合同軍事演習について、中止や規模縮小などの措置を講じた。こうした米韓演習について、シャナハン国防長官代行（当時）は、米韓の軍事活動の緊密な連携が外交的取組を引き続き後押しするとしつつ、米韓連合軍の連合防衛態勢を引き続き確保するとともに、確固たる軍事的即応性を維持するとして、在韓米軍を維持する姿勢を明確にしていた。2022年5月に厳しい対北朝鮮姿勢を示す韓国の尹錫悦政権が発足して以降、米韓両国は演習の範囲や規模を拡大してきているが、こうした状況の中で北朝鮮の金正恩国務委員長は、米国の目的は「わが政権をいつでも崩壊させようとすること」であるとし、米国を長期的に牽制するため「絶対に核を放棄することはできない」と表明したと報じられるなど、反発を強めている。

NSSにおいては、北朝鮮の大量破壊兵器とミサイルの脅威に直面して拡大抑止を強化しつつ、朝鮮半島の完全な非核化に向けて具体的な進展を図るために、北朝鮮との持続的な外交を模索するとしている。また、NDSでは、核・ミサイル能力の拡大を継続し、同盟国との間にくさびを打ち込む試みをしている北朝鮮に対し、米軍の前方展開態勢や核抑止力を通じて、攻撃を抑止する考えを示している。現時点において北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に具体的な進展は見られていないが、今後米国がどのように北朝鮮政策を進めるのか注目される。

参照　4節1項5（1）（米国との関係）

4　国防分野におけるイノベーション

2021年2月の国防省におけるバイデン大統領の演説において、新興技術のもたらす危険性と機会に対処し、サイバー空間における能力を強化し、深海から宇宙に至るまでの新時代の競争を主導するとして、国防政策における技術の重要性が強調されている。また、NDSにおいて、永続的な優位性を構築するための方策の一つとして、研究機関、民間企業、政府機関の相互連携を通じて装備品を開発するイノベーションのエコシステムの構築を支援する考えを示し、指向性エネルギーやサイバーなどを含む高度な能力の研究開発を促進するとともに、バイオテクノロジーや量子科学における機会を創出する考えを表明するなど、本分野における取組が注目される。

6　全ての領域（陸海空、宇宙、サイバー、電磁波、認識面も含めた情報環境など）において作戦を実施することを通じて、敵の接近阻止/領域拒否（A2/AD）の打破を目指す作戦構想である「マルチドメイン作戦構想」を前方で実行することを任務とした陸軍部隊。
7　敵の火力圏内において迅速に分散展開し、一時的な拠点を設置することにより前線での作戦を実行する作戦構想。
8　韓国政府高官は米戦略アセットの朝鮮半島周辺への展開について、2023年は17回であり、2022年の5回から大幅に増加したとしている。

5 核・ミサイル防衛政策

2022年10月、国防省は、各戦略を確実に連携させるため、これまで個別に発表してきた核態勢の見直し（NPR）とミサイル防衛見直し（MDR）をNDSと同日に発表した。
Nuclear Posture Review　Missile Defense Review

NPRでは、中国を「対応を絶えず迫ってくる挑戦」と位置づけて、核抑止力を評価する上でより重要な要素になっているとして、2030年代には、ロシアに続いて中国も核大国となる考えを示し、史上初めて2つの核大国に直面することになると評価している。ロシアは戦略上、核兵器を重視し、核戦力の近代化と拡張を続け、修正主義的安全保障政策を支えるために核兵器を振りかざし、米国や同盟国などにとって永続的な存立にかかわる脅威との認識を示しつつ、敗北を避けるための限定的な核使用の可能性にも言及している。北朝鮮については、中露ほどのライバルではないが、核や弾道ミサイルに加えて、化学兵器を含む非核兵器能力の拡大にも取り組む持続的な脅威であり、朝鮮半島での危機や紛争は、多くの核武装した主体を巻き込む可能性があることから、より広範な紛争の危険性を高めると評価している。

このような核をめぐる情勢認識を示したうえで、核兵器の役割低減を米国の目標とし、核のリスクを削減するため、他の核保有国との関与を追求し続ける考えを表明した。米国の核兵器の役割として、①戦略的攻撃の抑止、②同盟国・パートナーに対する保証、③抑止が破れた場合における米国の目標達成を掲げ、トランプ政権期の2018年に発表されたNPRにおいて核兵器の役割の一つとして掲げられた「将来の不確実性に対するヘッジ」は、今回、役割として除外されている。また、宣言的政策として、核兵器の基本的な役割は、敵の核攻撃を抑止することであり、極限の状況下においてのみ核兵器の使用を検討するとし、「先行不使用」と「唯一の目的」を含めた宣言的政策については検討したが、米国、同盟国・パートナーに戦略レベルの損害を与えうる、相手側の非核能力を踏まえれば、このような政策は許容できないリスクをもたらすと判断して採用しないものの、「唯一の目的」への移行目標は保持するとの考えを示した。

米国の核抑止戦略は、敵対者に合わせた戦略が必要との認識のもと、対中国では柔軟な抑止戦略・戦力態勢を維持する一方、対ロシアでは大規模攻撃と地域の限定的な攻撃を抑止するため、近代化した核の3本柱[9]を配備し、柔軟に調整可能な核戦力により、核の3本柱を補強すると言及した。近代化された3本柱を維持することにより、いかなる戦略攻撃にも耐え、必要に応じて抑止戦略を調整し、拡大抑止のコミットメントを支え同盟国に保証を与えることが可能になるとして、核抑止力に空白が生じないよう、多くの兵器が設計寿命を越えている3本柱の換装計画を推進する考えを示した。柔軟に調整可能な核戦力として、現在運用中の低出力核弾頭搭載潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）は維持するが、前回のNPRで示された海洋発射型核搭載巡航ミサイル計画は中止を表明した。また、NATOの核任務を支援するため、核・非核両用機（DCA）の役割をF-15E戦闘機からF-35A戦闘機に移行する計画を示している。
Submarine-Launched Ballistic Missile　Dual-Capable Aircraft

なお、ロシアとの間で締結していた中距離核戦力（INF）全廃条約について、ロシアが条約を遵守していないとして、2019年8月に米国は脱退し、同月に500km以上の飛距離を持つ通常弾頭仕様の地上発射型ミサイルの発射試験を実施するなど、この条約で発射試験や生産・保有が規制されていた中距離射程を有する通常弾頭搭載地上発射型ミサイルの開発を進めている。
Intermediate-Range Nuclear Forces

また、2021年2月にロシアとの間で5年間の期限延長を合意した新戦略兵器削減条約（新START）について、2023年2月にプーチン大統領が年次教書演説において、履行の一時停止を発表したことから、今後の核軍備管理の動向が注目される。
Strategic Arms Reduction Treaty

MDRは、NDSで掲げられた統合抑止の構想を色濃く反映した内容になっており、米国を守り、攻撃を抑止するための最優先分野と位置づけるミサイル防衛は、敵の攻撃の利益を打ち消し、抑止が破れたとしても、被害を局限することに資するとの考えが示されている。また、グアムを含むあらゆる海外領土に対する攻撃は、米国に対する直接攻撃とみなすと宣言し、グアムはFOIPを維持するために欠かせない運用拠点であり、グアムの防衛は統合抑止の実現に資すると表明している。

9 核の3本柱は「ICBMミニットマンⅢ」、「SLBMトライデントⅡD5搭載の戦略原子力潜水艦」、「核巡航ミサイル・核爆弾を搭載するB-52戦略爆撃機およびB-2戦略爆撃機」からなる。

6　2025会計年度予算

米国政府は、2024年3月に2025会計年度予算要求を発表し、国防省予算要求額は前年度成立比約4%増となる約8,498億ドルを計上した。本予算について、国防省は、中国によりもたらされるマルチドメインの挑戦への対応や、戦略的攻撃の抑止などを優先する方針を示したNDSの継続的な実施を支援する内容である旨説明している。

そのうえで、インド太平洋地域における対中抑止を強化するための太平洋抑止イニシアティブに99億ドルを要求し、イノベーションや近代化の研究開発に1,432億ドルを要求している。兵力規模では、前年度比約7,800人減となる127万6,700人の確保、装備品の調達では、F-35戦闘機68機の調達などの目標が示された。

参照　図表Ⅰ-3-1-1（米国の国防省費の推移）

図表Ⅰ-3-1-1　米国の国防省費の推移

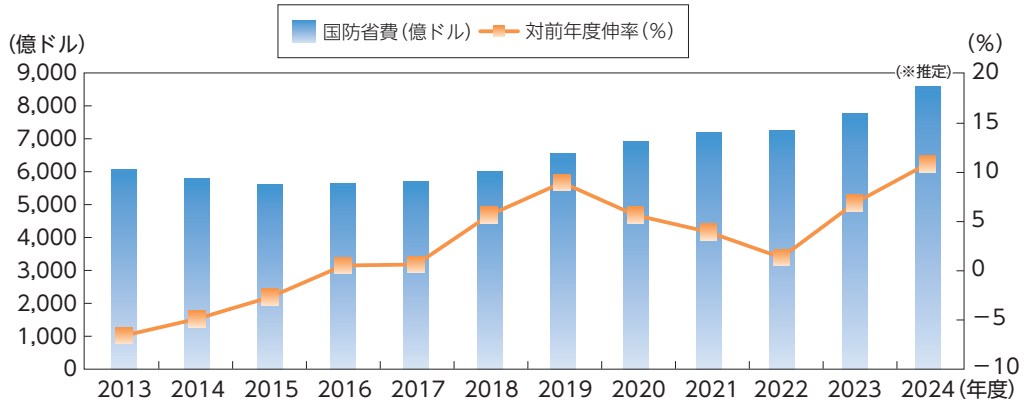

（注）　1　Historical Tables（Outlays）による国防省支出額
　　2　2024年度の数値は推定額

2　軍事態勢

1　全般

米軍の運用は、軍種ごとではなく、軍種横断的に編成された統合軍（Unified Combatant Command）の指揮のもとで行われており、統合軍は、機能によって編成された4つの機能統合軍と、地域によって編成された7つの地域統合軍から構成されている。

陸上戦力は、陸軍約45万人、海兵隊約17万人を擁し、ドイツ、韓国、日本などに戦力を前方展開している。

海上戦力は、艦艇約970隻（うち潜水艦約70隻）約675万トンを擁し、西太平洋とインド洋に第7艦隊、東太平洋に第3艦隊、南米とカリブ海に第4艦隊、米東海岸、北大西洋、北極海に第2艦隊、東大西洋、地中海、アフリカに第6艦隊、ペルシャ湾、紅海、北西インド洋に第5艦隊を展開している。

航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作戦機約3,300機を擁し、空母艦載機を洋上に展開するほか、ドイツ、英国、日本、韓国などに戦術航空戦力の一部を前方展開している。

核戦力を含む戦略攻撃兵器については、2011年2月に発効した新STARTに基づく削減を進め、米国の配備戦略弾頭[10]は1,419発、配備運搬手段は662発・機であると公表した[11]。

また、サイバー空間での脅威の増大に対処するため、2018年5月、戦略軍の隷下にあったサイバー軍を統合軍に格上げした。

さらに、米国は2019年8月、地域別統合軍として宇宙コマンドを創設するとともに、同年12月には6番目

10　配備済みのICBM、SLBMに搭載した弾頭、配備済みの戦略爆撃機に搭載した弾頭（配備済みの戦略爆撃機は1つの弾頭としてカウント）が対象。
11　2023年5月1日現在の数値であるとしている。

の軍種として空軍省内に宇宙軍を創設している。

参照 図表Ⅰ-3-1-2（統合軍の構成）

図表Ⅰ-3-1-2 統合軍の構成

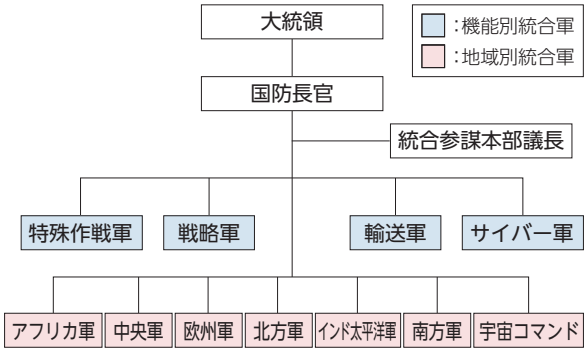

2 インド太平洋地域における現在の軍事態勢

太平洋国家である米国は、インド太平洋地域に陸・海・空軍、海兵隊、宇宙軍の統合軍であるインド太平洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしている。インド太平洋軍は、最も広い地域を担当する地域統合軍であり、隷下には、統合部隊である在韓米軍や在日米軍などが存在している。

インド太平洋軍は、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋海兵隊、太平洋空軍、インド太平洋宇宙軍などから構成されており、それらの司令部は全てハワイに置かれている。

太平洋陸軍は、ハワイの第25歩兵師団、在韓米軍の陸軍構成部隊である韓国の第8軍のほか、アラスカ陸軍などを隷下に置くほか、日本に第1軍団の前方司令部・在日米陸軍司令部など約2,400人を配置している[12]。

太平洋艦隊は、西太平洋とインド洋などを担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などを有している。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を中心に構成されており、日本とグアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している。

太平洋海兵隊は、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日本には第3海兵師団やF-35B戦闘機などを配備する第1海兵航空団などに約2万人が展開しているほか、重装備などを積載した事前集積船を西太平洋に配備している。

太平洋空軍は3個空軍を有し、このうち、日本の第5空軍に3個航空団（F-16戦闘機、C-130輸送機などを装備）を、韓国の第7空軍に2個航空団（F-16戦闘機などを装備）を配備している。

参照 図表Ⅰ-3-1-3（米軍の配備状況）、図表Ⅰ-3-1-4（インド太平洋地域への関与（イメージ））

12 本項で用いられている米軍の兵力数は、米国防省公刊資料（2023年9月30日現在）による現役実員数であり、部隊運用状況に応じて変動しうる。

図表Ⅰ-3-1-3　米軍の配備状況

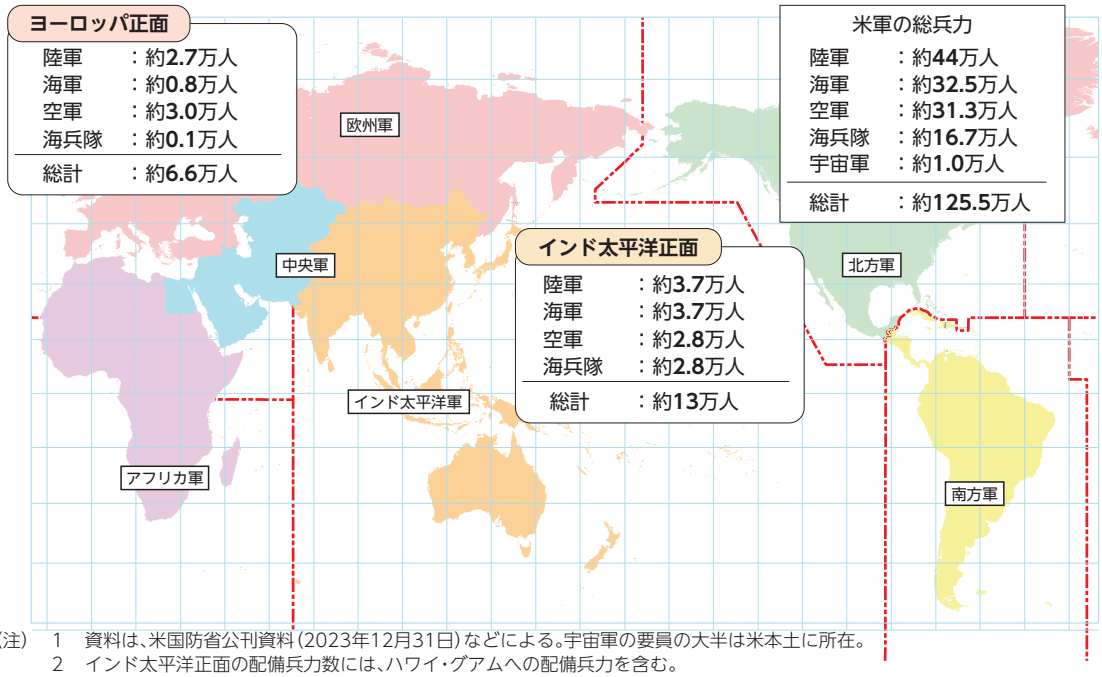

(注)　1　資料は、米国防省公刊資料(2023年12月31日)などによる。宇宙軍の要員の大半は米本土に所在。
　　2　インド太平洋正面の配備兵力数には、ハワイ・グアムへの配備兵力を含む。

図表Ⅰ-3-1-4　インド太平洋地域への関与（イメージ）

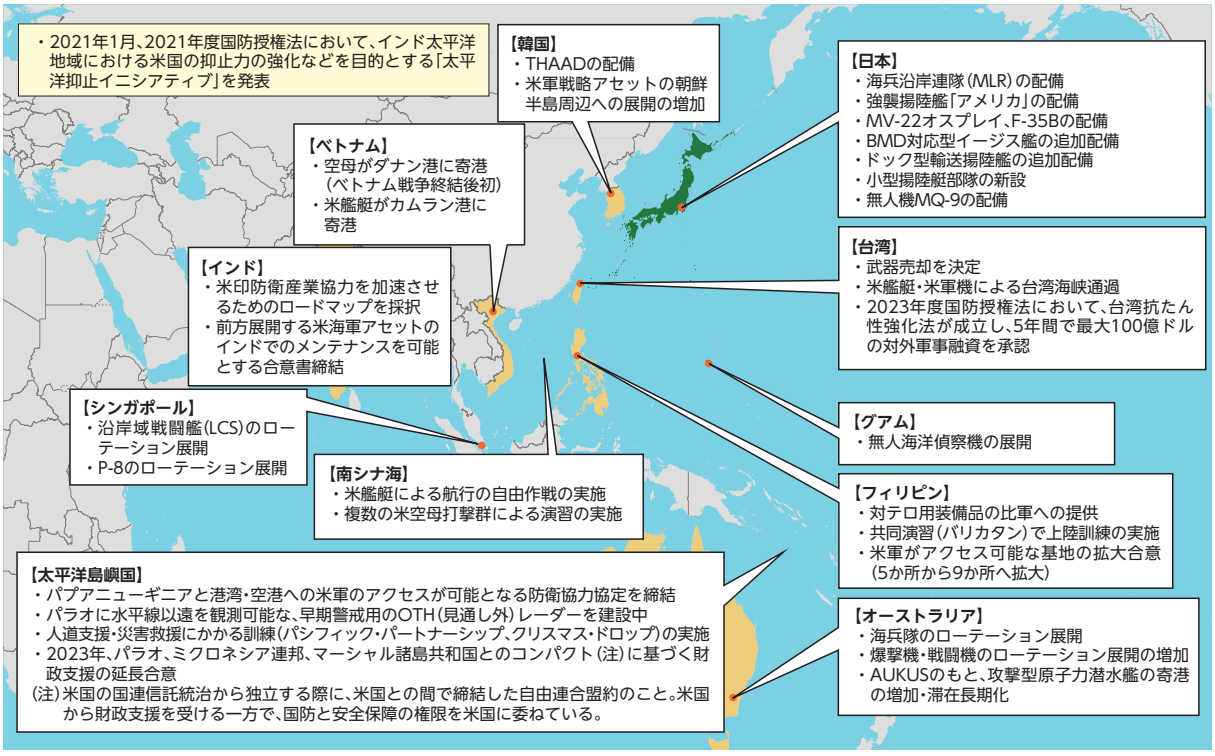

視点

三正面の対応を迫られる米国

防衛研究所 米欧ロシア研究室 切通（きりどおり） 亮（りょう） 研究員

米国は2018年以降、1つの脅威の「打倒」とその他脅威の「抑止」が可能な戦力態勢を目指してきました。ジョー・バイデン政権もこの「打倒と抑止」の原則を引き継ぐとともに、インド太平洋地域における中国への対応を最優先課題と位置づけています。重要なのは、2022年の『国家防衛戦略』(2022 NDS) のなかで、イランや北朝鮮、暴力的過激派組織など、中露以外の軍事課題がもたらすリスクを一定程度受入れるとし、仮に他の地域で危機が起きた場合でも、資源配分を含む国防計画上のプライオリティーが影響されることがあってはならないとしている点です。限られた資源で全ての課題にコミットすることが実効性に欠けるとの指摘もありますが、その一方で、現在の戦力態勢では、比較的優先度の低い地域で「抑止」が失敗した場合、グローバル・パワーたる米国がリスクや危機を実際にどの程度許容できるのかという論点が残ります。

この意味において、近年のウクライナ情勢とガザ情勢に対する米国の対応は示唆に富んでいます。なぜなら、米国が軍事支援によりウクライナやイスラエルを支援することで、国防計画上の資源配分を再調整する必要性を最小限に抑えながら、地域のパートナー諸国の軍事作戦を間接的に後押しすることが可能になるからです。今のところ米国は、いずれの地域に対しても戦力態勢の再考を迫るような大規模部隊を派遣しておらず、軍の最も重要な資産である人的資源の消耗を回避しています。この一点だけをみても、軍事支援のアプローチは、中国との戦略的競争を最優先としつつ各地域で同時期に起こり得る不測の事態に対応していくということに関して、一定の有効性を示しています。なお、2022 NDSにおいて、同盟国とパートナー国の脅威対処能力を支援すること、生産能力向上などを通じて必要な能力を米国とその同盟・パートナー諸国に適時提供することなどを重視していることからも分かるとおり、軍事支援モデルはNDSとの整合性が高いという点も付言すべきでしょう。

一方で、軍事支援による複数の危機への対応には副作用も伴います。対中戦略競争の文脈では、東アジアの、とりわけ台湾情勢の不確実性が強調される傾向にありますが、米国の台湾への軍事支援とウクライナやイスラエルなどに対する支援は、両立し難いトレード・オフ関係にもなり得ます。例えば、近年議会で承認された台湾への売却兵器のうち、約192億ドル分の納入が遅れているとの試算もありますが、その品目の多くがウクライナの兵器需要と競合しています。また、台湾を含め広く使用される155mm砲弾も、ロシアによるウクライナ侵略とガザ地区紛争の影響により需要が高まっています。そのため、すでに最大稼働状態にあった米国の兵器生産ラインをさらに圧迫しているのです。米国製兵器の国際的な供給不足を受けて、国防省は2024年1月に『国家防衛産業戦略』を公表し、長期的な兵器生産キャパシティーの拡大や効率化などにより問題の改善を図るとしたものの、少なくとも短中期的には、多くの品目で供給不足が続くことが予想されます。

このように、米国は戦略上の優先順位を明確にする一方で、軍事支援を通じて欧州と中東への関与を継続しています。このこと自体は米国の決意への評判を高めることにつながりますが、最優先とするインド太平洋を含むその他地域において、脅威への対処に必要な能力をどのように行き渡らせ続けるのか。これは、1つの脅威の「打倒」を標榜する米軍の態勢に大きな課題を突き付けているとも言えます。米国が対中戦略競争とその他のリスクとの間にあるジレンマにどう向き合うのか、今後の対応が注目されます。

(注) 本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

第2節 中国

1 全般

中国は、長い国境線と海岸線に囲まれた広大な国土に世界最大級の人口を擁し、国内に多くの異なる民族、宗教、言語を抱えている。固有の文化、文明を形成してきた中国特有の歴史に対する誇りと19世紀以降の半植民地化の経験は、中国国民の国力強化への強い願いとナショナリズムを生んでいる。

中国国内には、人権問題を含む様々な問題が存在している。共産党幹部などの腐敗・汚職のまん延や、都市部と農村部、沿岸部と内陸部の間の経済格差のほか、都市内部における格差、環境汚染などの問題も顕在化している。さらに、最近では経済の成長が鈍化傾向にあるほか、将来的には、人口構成の急速な高齢化に伴う年金などの社会保障制度の問題も予想されており、このような政権運営を不安定化させかねない要因は拡大・多様化の傾向にある。また、チベット自治区や新疆（しんきょう）ウイグル自治区などの少数民族の人権侵害に関する抗議活動も行われている。新疆ウイグル自治区の人権状況については、国際社会からの関心が高まっている。また、香港では、2019年以降の一連の大規模な抗議活動の発生を受け、2020年6月には、中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法が成立・施行され、逮捕者が出ているほか、2024年3月には、この法律を補完する国家安全条例が成立・施行された。また、「愛国者による香港統治」を掲げて変更された香港における選挙制度のもとで、2021年12月の立法会選挙や2023年12月の区議会選挙では議席を「親中派」がほぼ独占するなど、施策に対する民衆の懸念が広がっている。

このような状況のもと、中国は社会の管理を強化しているが、インターネットをはじめとする情報通信分野の発展は、民衆の行動の統制を困難にする側面も指摘されている一方、近年急速に発達する情報通信分野の技術が社会の管理手段として利用される側面も指摘されている。2014年以降、対外的な脅威以外にも、文化や社会なども安全保障の領域に含めるという「総体的国家安全観」に基づき、中国は、国内防諜体制を強化するための法整備をすすめている。

「反腐敗」の動きは、習近平（しゅうきんぺい）指導部発足以後、「虎もハエも叩く」という方針のもと、大物幹部も下級官僚も対象に推進されている。2023年7月以降に相次いだ軍高官の要職解任も「腐敗」が理由との指摘もあり、「反腐敗」の動きは今後も継続するとみられる。

習近平中国共産党総書記（習総書記）は、こうした活動などを通じて、中国共産党における権力基盤をより一層強固なものとしてきたが、2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会（第20回党大会）においては、「習総書記の党中央の核心、全党の核心の地位を擁護し、党中央の権威と集中的統一指導を擁護すること」を意味する「二つの擁護」が党規約に義務として明記された。また、直後に開催された中国共産党第20期中央委員会第1回全体会議（一中全会）では、習総書記の3期目続投が決定されるとともに、中国共産党の指導部を習総書記に立場が近いとされる人物で固める人事が発表された。2023年7月に秦剛（しんごう）外交部長（当時）、2023年10月に李尚福（りしょうふく）国防部長（当時）と、習氏が登用したとの指摘がある高官が相次いで解任される動きもあったが、全般として、習氏の意向がより直接的に中国の政策決定に反映される環境が整いつつあると考えられる。

中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持しており、「一つの中国」の原則が中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。また、中国は、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、最大の努力を

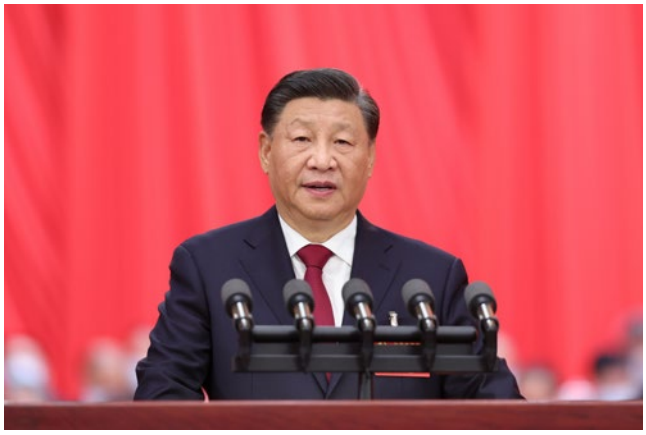

中国共産党第20回党大会で報告を行う習近平総書記【EPA＝時事】

尽くして平和的統一の未来の実現を目指すが、決して武力行使の放棄を約束しないことをたびたび表明している。2005年3月に制定された反国家分裂法では、「平和的統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式やそのほか必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる」とし、武力行使の不放棄が明文化されている。また、第20回党大会で採択された改正党規約においても、「『台湾独立』に断固反対し、阻止する」との文言を追加し、台湾独立阻止を党の任務として位置づけた。

2 軍事

1 全般

中国は、過去30年以上にわたり、透明性を欠いたまま、継続的に高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。また、わが国の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵犯を含め、東シナ海、南シナ海などにおける海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化し、日本海、太平洋などでも、わが国の安全保障に影響を及ぼす軍事活動を拡大・活発化させている。

軍事力の強化においては、中国はこれまで、軍改革などを通じた軍の近代化により、実戦的な統合作戦遂行能力の向上を重視してきた。

また、情報優越の獲得によって軍全体の作戦遂行能力を向上させ、敵の戦力発揮を阻害する観点から、中国は、軍の「情報化」も重視してきた。具体的には、敵の通信ネットワークの混乱などを可能とするサイバー領域や、敵レーダーの無効化などを可能とする電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、宇宙領域でも、敵の宇宙利用を制限する能力の強化も継続するなど、新たな領域における優勢の確保に注力している。このような能力の強化は、**いわゆる「A2／AD」能力**（Anti Access Area Denial）の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。

加えて、いわゆる**軍民融合**発展戦略を全面的に推進しつつ、軍事利用が可能な先端技術の開発・獲得にも積極的に取り組んでいる。そのような先端技術には、AI（Artificial Intelligence）の活用や、将来の戦闘様相を一変させる技術、いわゆるゲーム・チェンジャー技術も含まれる。

こうした軍事力の強化とともに、中国は、尖閣諸島周辺をはじめとする東シナ海、日本海、さらには伊豆・小笠原諸島周辺を含む西太平洋など、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶわが国周辺全体での活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高め、さらに、南シナ海での軍事拠点化などを推し進めている。また、軍事活動を含め、ロシアとの連携強化の動きを一層強めている。

こうした中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であり、わが国の平和と安全や、国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化するうえで、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、わが国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国などとの協力・連携により対応すべきものである。

2 国防政策

中国は、国防政策の目標と軍隊の使命・任務を、中国共産党の指導、中国の特色ある社会主義制度と中国の社会主義現代化を支えること、国家の主権・統一・安全を守ること、海洋・海外における国家の利益を守り、国家の持続可能な「平和的発展」を支えること、国際的地位にふさわしい、国家の安全保障と発展の利益に応じた強

KEY WORD

いわゆる「アクセス（接近）阻止／エリア（領域）拒否」（「A2／AD」）能力とは

米国によって示された概念で、アクセス（接近）阻止（A2）能力とは、主に長距離能力により、敵対者がある作戦領域に入ることを阻止するための能力を指す。また、エリア（領域）拒否（AD）能力とは、より短射程の能力により、作戦領域内での敵対者の行動の自由を制限するための能力を指す。

KEY WORD

軍民融合

中国が近年国家戦略として推進する取組であり、緊急事態を念頭に置いた従来の国防動員体制の整備に加え、緊急事態に限られない平素からの民間資源の軍事利用や、軍事技術の民間転用などを推進するものとされている。特に、海洋、宇宙、サイバー、AIといった中国にとっての「新興領域」とされる分野における取組が軍民融合の重点分野とされている。

固な国防と強大な軍隊を建設すること、そして中華民族の偉大なる復興という「中国の夢」を実現するために強固な保障を提供することなどであるとしている。なお、中国は、このような自国の国防政策を「防御的」であるとしている[1]。

中国は国防と軍隊の建設に際し、政治による軍建設、改革による軍強化、科学技術による軍振興、法に基づく軍統治を堅持するとともに、「戦える、勝てる」実戦的能力の追求、軍民融合の一層の重視、機械化・情報化・智能化の融合発展の推進により、「中国の特色ある近代軍事力の体系」を構築するとの方針を掲げている。こうした中国の軍事力強化は、台湾問題への対処、具体的には台湾の独立と外国軍隊による台湾の独立支援を抑止・阻止する能力の向上が最優先の課題として念頭に置かれ、これに加えて近年では、拡大する海外権益の保護などのため、より遠方の海域での作戦遂行能力の向上も課題として念頭に置かれているものと考えられる。

また、中国は、軍事や戦争に関して、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論(よろん)戦」、「心理戦」、「法律戦」を軍の政治工作の項目としているほか、軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律などの分野の闘争と密接に呼応させるとの方針も掲げている。

国防と軍隊の建設の今後の目標について、中国は、第19回党大会（2017年10月）の習総書記の報告や2019年に公表された国防白書において、①2020年までに機械化を基本的に実現し、情報化を大きく進展させ、戦略能力を大きく向上させる、②2035年までに国防と軍隊の現代化を基本的に実現する、③21世紀中葉までに中国軍を世界一流の軍隊に全面的に築き上げるよう努めるとしている。

前述の第一段階の目標年である2020年10月に開催された五中全会では、2027年に建軍百年の奮闘目標の実現を確保することが発表され、2021年の六中全会におけるいわゆる「歴史決議」では、2027年までの建軍百年の奮闘目標の実現を第一段階とし、前述の2035年と21世紀中葉までの目標の達成を第二・第三段階とする新「三段階発展戦略」の策定が明記された。さらに、2022年の第20回党大会における報告においては、世界一流の軍隊を「早期に」構築することが社会主義現代化国家の全面的建設の戦略的要請であることを新たに明記しており、21世紀中葉までに実現するとしてきた「世界一流の軍隊建設」について、目標の前倒しを検討している可能性がある。

中国は、軍近代化の水準と国家の安全保障に必要な水準との間、中国軍と世界の先進的な軍の水準との間には未だ大きな格差があるとの認識を示している。中国は、「世界一流の軍隊」とは何を意味するか定義していないが、米軍と同等か、場合によってはそれを上回る軍事力を開発しようとしている可能性が指摘されている。さらに、中国は先端技術を習得し、「イノベーション大国」になることで、「智能化戦争」を可能にする「世界一流の軍隊」の建設を目指していることも指摘されている[2]。これらを踏まえると、中国は、米軍との軍事力格差のオフセットを企図し、そのためには軍隊の「智能化」が必要条件であると認識している可能性が示唆され、将来的に「智能化」戦争で米軍に「戦える、勝てる」軍隊の建設を目指していくものと考えられる[3]。

このような認識のもとで、国力の向上に加え、3期目に入った習総書記の中国共産党における権力基盤の強化や中央軍事委員会[4]主席としてのより一層の権力掌握を背景に、軍近代化の動きは今後さらに加速すると見込まれる。

3　国防政策や軍事に関する透明性

中国は、従来から、軍事力強化の具体的な将来像を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない。中国は1998年以降、ほぼ2年ごとに国防白書を公表していたが、2019年7月に、約4年ぶりに公表された「新時代における中国の国防」以降、近年は白書を公表していない。また、白書においても、具体的な装備の保有状況、調達の目標や実績、主要な部隊の編成や配置、軍の主要な運用や訓練

1　国防白書「新時代における中国の国防」（2019年7月）による。
2　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2021年）による。
3　軍事の「智能化」は後発の軍が一足飛びの発展を遂げる絶好の機会を提供するものであり、それによって急速に（他の先進レベルにある軍を）超えることが可能であるとの見解がある。
4　中国軍の指導・指揮機関。形式上は中国共産党と国家の二つの中央軍事委員会があるが、党と国家の中央軍事委員会の構成メンバーは基本的には同一であり、いずれも実質的には中国共産党が軍事力を掌握するための機関とみなされている。

実績、国防費の内訳などについて十分に明らかにしていない。

また、中国軍の活動について、当局が事実と異なる説明を行う事例や事実を認めない事例も確認されており、中国の軍事に関する意思決定や行動に懸念を生じさせている。例えば、2018年1月には、中国海軍潜水艦によるわが国尖閣諸島周辺の接続水域内の潜水航行が確認されたが、中国はその事実を認めていない。同様に、2020年6月と2021年9月に奄美大島周辺の接続水域において確認された中国国籍と推定される潜水艦の事例において、中国はその事実を認めておらず、むしろ日本側が誇大宣伝していると批判する中国系メディアの報道もあった。

中国は、政治面、経済面に加え、軍事面においても国際社会で大きな影響力を有するに至っている。中国に対する懸念を払拭するためにも、中国が国際社会の責任ある国家として、国防政策や軍事に関する透明性を向上させていくこととともに、自らの活動に関して事実に即した説明を行い、国際的な規範を共有・遵守することがますます重要になる。今後、具体的かつ正確な情報開示などを通じて透明性を高めていくことが強く望まれる。

4 国防費

中国は、2024年度の国防予算を約1兆6,655億4,000万元（1元＝20円で機械的に換算すると、日本円で約33兆3,108億円）と発表した[5]。これは中国側の発表によれば、前年度予算額から約7.2％の伸びとなる。中国の公表国防予算は速いペースで増加してきており、公表国防予算の名目上の規模は、1994年度から30年間で約32倍、2014年度から10年間で約2.1倍となっている。中国は、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位置づけており、経済の発展に合わせて、国防力の向上のための資源投入を継続してきたと考えられるが、公表国防予算増加率が経済成長率（国内総生産（GDP）増加率）を上回る年も少なくない。中国経済の成長の鈍化が、今後の国防費にどのような影響を及ぼすか注目される。

また、中国が国防費として公表している額は、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎず、例えば、外国からの装備購入費や研究開発費などは公表国防費に含まれていないとみられる。米国防省の分析によれば、2022年の中国の実際の国防支出は公表国防予算よりも

図表Ⅰ-3-2-1 中国の公表国防予算の推移

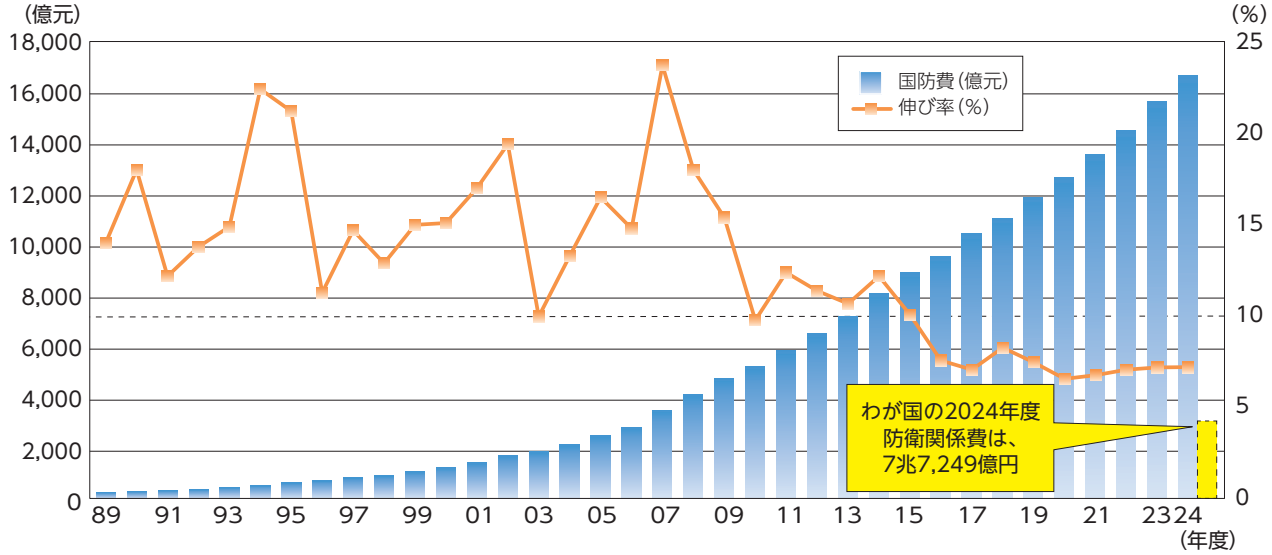

(注) 「国防費」は、「中央一般公共予算支出」(2014年以前は「中央財政支出」と呼ばれたもの)における「国防予算」額。「伸び率」は、対前年度当初予算比。ただし、2002年度の国防費については対前年度増加額・伸び率のみが公表されたため、これらを前年度の執行実績からの増加分として予算額を算出。また、16年度および18～24年度は「中央一般公共予算支出」の一部である「中央本級支出」における国防予算のみが公表されたため、その数値を「国防費」として使用。伸び率の数値は中国公表値を含む。

5 中国の公表国防予算は、急速なペースで増加しており、2024年度にはわが国の防衛関係費の約4.3倍に達している。なお、わが国の防衛関係費は、約20年間で約1.6倍（30年間では約1.6倍）である。

著しく多いとされる[6]。

国防費の内訳については、過去の国防白書において2007年度、2009年度、2010～2017年度の公表国防費に限り、人員生活費、訓練維持費、装備費それぞれの内訳（2007年度と2009年度の国防費については、さらに現役部隊、予備役部隊、民兵別）が明らかにされたものの、それ以上の詳細は明らかにされていない。

参照　図表Ⅰ-3-2-1（中国の公表国防予算の推移）

5　軍事態勢

中国の武装力は、人民解放軍、人民武装警察部隊（武警）と民兵から構成され、中央軍事委員会の指導・指揮を受けるものとされている。人民解放軍は、陸・海・空軍、ロケット軍、信息（情報）支援部隊、聯勤保障部隊などからなり、中国共産党が創建、指導する人民軍隊とされている。

なお、武警は主にパトロール、突発事態対処、対テロ、海上における権益擁護・法執行、緊急救援、防衛作戦などに従事するものとされ、民兵は平時においては経済建設などに従事しつつ、有事には戦時後方支援任務を負うものとされる。

(1) 軍改革

中国は、近年、建国以来最大規模とも評される軍改革に取り組んでいるとされる。

これまで、軍中央レベルの改革については、2016年末までに一度概成したとされてきた。ここでは、従来の「七大軍区」が廃止され、作戦指揮を主導的に担当する「五大戦区」、すなわち東部、南部、西部、北部、中部戦区が新編された。また、海軍・空軍指導機構と同格の陸軍指導機構、ロケット軍、戦略支援部隊、聯勤保障部隊も成立した。さらに、中国軍全体の指導機構が、統合参謀部、政治工作部、後勤保障部、装備発展部など、中央軍事委員会隷下の15の職能部門へと改編された。

一方で、軍中央レベルの組織を再編する動きもみられている。2024年4月には、新たに「信息（情報）支援部隊」の創設などが発表され、これは、2015年末に新設された戦略支援部隊を再編したものとも指摘されている。2017年以降現場レベルでの改革にも着手しながら、軍改革の取組が継続していると考えられる。

これら一連の改革は、統合作戦遂行能力の向上などによる、より実戦的な軍の建設を目的としていると考えられる。また、指導機構の改編は、指導機構の分権化による軍中央での腐敗問題への対応がねらいであるとの指摘もある。なお、第20回党大会（2022年10月）後の一中全会において、張又侠が中央軍事委員会副主席に留任するなど、中央軍事委員会には、習主席と関係が深く、信頼が厚いとされる人物が、積極的に登用されている。こうしたことから、中央軍事委員会、ひいては軍に対する習主席の指導力のさらなる強化が図られているものと考えられる。

(2) 核・ミサイル戦力

中国は、核戦力と、その運搬手段としてのミサイルについて、1950年代半ば頃から独自の開発努力を続けており、抑止力の確保や通常戦力の補完、国際社会における発言力の確保を企図しているものとみられている。

核戦略に関して、中国は、核攻撃を受けた場合に、相手国の都市などの少数の目標に対して核による報復攻撃を行える能力を維持することにより、自国への核攻撃を抑止するとの戦略をとっているとみられている。そのうえで、中国は、核兵器の「無条件の先行（第一）不使用」、非核兵器国と非核兵器地帯に対しては無条件で核兵器の使用や使用の威嚇を行わないとする「無条件の消極的安全保証」、自らの核戦力を国家の安全保障に必要となる最低限のレベルに維持するといった核戦略を堅持すると表明しているが、一方で、近年はこうした説明に疑問を呈する指摘もある[7]。

中国は核戦力の近代化・多様化・拡大を目指しており、陸・海・空の核運搬手段に投資してその数を増やすとともに、核弾頭を増産している。運用可能な核弾頭の保有数は、2023年5月時点で500発を超えており、2030年までに1,000発を超えて、2035年まで増加し続ける可能性も指摘されている[8]。さらに、米露間で戦略核戦力の上限を定めた新戦略兵器削減条約（新START）Strategic Arms Reduction Treatyの枠組みについて、米国から参加を求められているが、中国は一貫して参加を拒否している。中国は、対米抑止

6　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
7　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
8　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

力強化を企図して、核・ミサイル戦力を今後も引き続き重視していくものと考えられる。

中国は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、中距離弾道ミサイル（IRBM）、準中距離弾道ミサイル（MRBM）、短距離弾道ミサイル（SRBM）といった各種類・各射程の弾道ミサイルを保有している。これらの弾道ミサイル戦力は、液体燃料推進方式から固体燃料推進方式への更新によって残存性・即応性が向上しているほか、射程の延伸、命中精度の向上、終末誘導機動弾頭（MaRV）化や個別目標誘導複数弾頭（MIRV）化などの性能向上が図られているとみられている。

戦略核戦力であるICBMについては、これまでその主力は固定式の液体燃料推進方式のミサイルDF-5であった。近年、中国は、固体燃料推進方式で、発射台付き車両（TEL）に搭載される移動型のDF-31を配備している。また、2019年10月に行われた建国70周年を記念する軍事パレードで初めて登場した新型ICBMで、射程約11,200kmで10個の弾頭を搭載可能とされる**DF-41**を配備したとの指摘もある。中国はICBMサイロの建設も進めており、2022年に、300基以上の新たなサイロを含む、3か所の発射施設を新たに建設したと指摘されている[9]。このほか、米本土に対して通常戦力による威嚇が可能となるよう、通常弾頭搭載型のICBMの開発を追求しているとの指摘もある[10]。

SLBMについては、射程約7,200kmとみられている**JL-2**を搭載したジン級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）が運用中とみられる。加えて、射程12,000kmに達するとされる射程延伸型SLBMのJL-3もジン級SSBNに搭載され、中国の沿海域から米本土を射程に入れることが可能となっているとの指摘もある[11]。

中国の保有するミサイル戦力は、米国とロシア間の中距離核戦力（INF）全廃条約の枠組みの外に置かれてきており、中国はこの条約が規制していた射程500～5,500kmの地上発射型ミサイルを多数保有し、地上発射型弾道・巡航ミサイルについては米国に先んじているとの指摘もある[12]。わが国を含むインド太平洋地域を射程に収めるIRBM/MRBMについては、TELに搭載される移動型で固体燃料推進方式のDF-21やDF-26があり、これらは、通常・核両方の弾頭を搭載することが可能とされる。中国はDF-21をもとにした命中精度の高い通常弾頭の弾道ミサイルを保有しており、空母などの洋上の艦艇を攻撃するための通常弾頭の対艦弾道ミサイル

DF-41 大陸間弾道ミサイル

【諸元・性能】
最大射程：11,200km

【概説】
2019年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した新型大陸間弾道ミサイル。10個の個別目標誘導複数弾頭（MIRV）を搭載可能とされるとともに、高い精度での攻撃が可能とされる。

DF-41大陸間弾道ミサイル
【Imaginechina/時事通信フォト】

JL-2潜水艦発射弾道ミサイル

【諸元・性能】
最大射程：7,200km

【概説】
中国海軍の戦略核戦力とされる潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）。戦略核戦力のさらなる強化のために射程を延伸したJL-3 SLBM（最大射程12,000～14,000km）の開発・配備が指摘されている。

JL-2潜水艦発射弾道ミサイル
【Avalon/時事通信フォト】

DF-17準中距離弾道ミサイル

【諸元・性能】
最大射程：2,000km

【概説】
DF-16短距離弾道ミサイルをベースに開発されたとされ、極超音速滑空兵器（HGV）を搭載可能とされる準中距離弾道ミサイル。2019年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した。

極超音速滑空兵器を搭載可能とされるDF-17準中距離弾道ミサイル
【Avalon/時事通信フォト】

9 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
10 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
11 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
12 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2020年）による。

（ASBM）DF-21D（空母キラーとも呼称される。）を配備している。また、グアムを射程に収めるDF-26（グアム・キラーとも呼称される。）は、DF-21Dをもとに開発された「第2世代ASBM」とされており、2018年4月に部隊配備が公表された。さらに、中国は、射程1,500km以上の長射程の対地巡航ミサイルであるCJ-20（CJ-10）と、この巡航ミサイルを搭載可能なH-6爆撃機とを保有している。これらは、弾道ミサイル戦力を補完し、わが国を含むインド太平洋地域を射程に収める戦力とみられている。また、2019年10月の建国70周

Anti-Ship Ballistic Missile

図表Ⅰ-3-2-2　中国（北京）を中心とする弾道ミサイルの射程（イメージ）

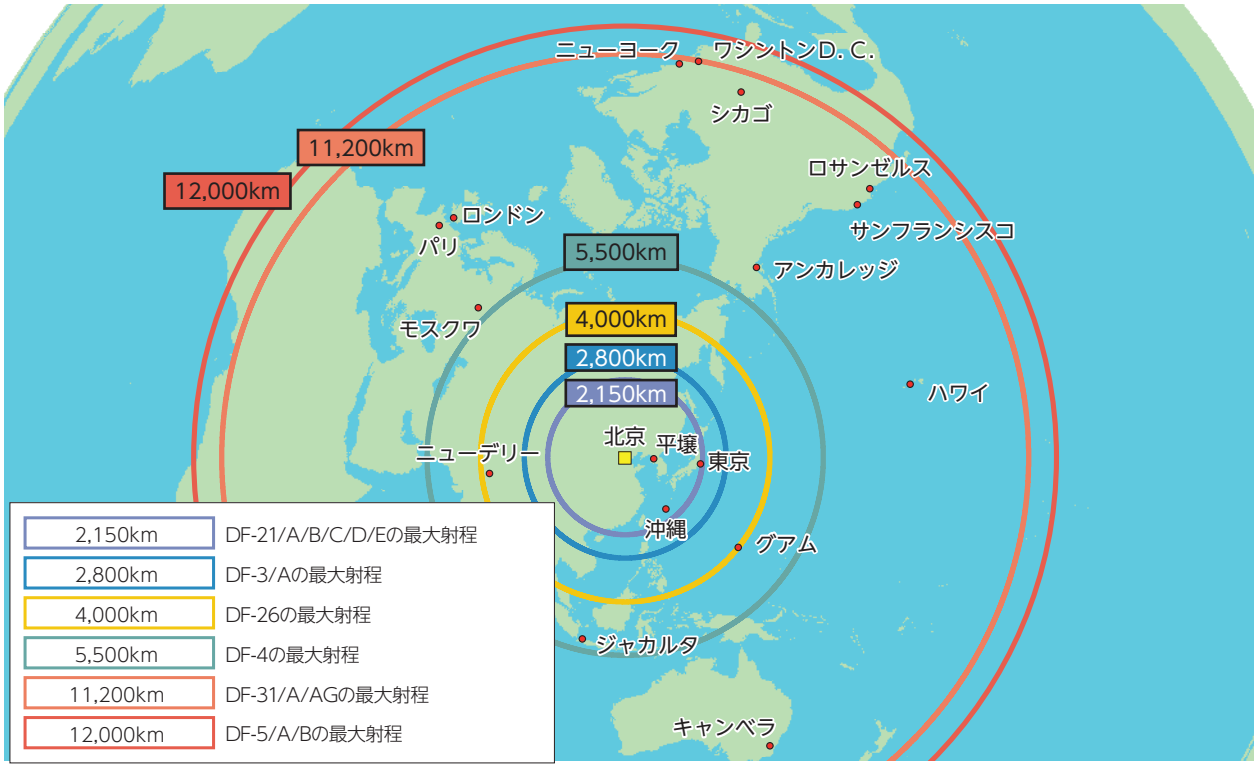

（注）　上記の図は、便宜上北京を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したもの。

図表Ⅰ-3-2-3　中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移

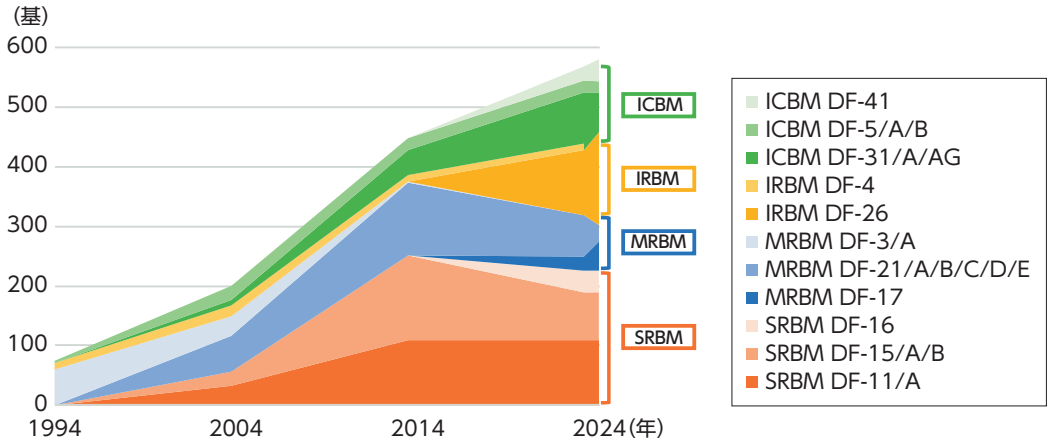

（注）　1　中国の保有する弾道ミサイルの発射機数、ミサイル数、弾頭数などについては、公表されていない。
2　本資料は、中国の保有する弾道ミサイルの発射機数について、「ミリタリーバランス」各年版をもとに一般的な基準によりICBM、IRBM、MRBMおよびSRBMに分類して示したもの。

年軍事パレードにおいては、超音速巡航ミサイルとされるCJ-100/DF-100も初めて展示された。これらのASBMや巡航ミサイルの戦力化は、「A2／AD」能力の強化につながるものと考えられる。

SRBMについては、固体燃料推進方式のDF-16、DF-15やDF-11を多数台湾正面に配備しており、わが国固有の領土である尖閣諸島を含む南西諸島の一部もその射程に入っているとみられる。

また、中国は、ミサイル防衛の突破が可能な打撃力を獲得するため、複数モデルの極超音速滑空兵器の開発を急速に推進しているとみられている。2019年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、極超音速滑空兵器を搭載可能なMRBMとされる**DF-17**が初めて登場し、米国防省は中国がDF-17の運用を2020年には開始し、一部の古い短距離弾道ミサイルがDF-17に置き換えられる可能性を指摘している[13]。また、2021年7月に初めて極超音速滑空兵器を搭載したICBMの軌道打ち上げを実施し、100分超にわたり約4万km飛行したのち、目標に直撃はしなかったものの、近傍に着弾したとされる[14]。このほかにも、複数の弾頭が前述の新型ICBMであるDF-41に装着される可能性があるとされているほか、中国は大陸間射程の極超音速滑空兵器を試験中との指摘もある。さらに、運搬ロケットはDF-41に由来する可能性が高く、これはDF-17と比較して極超音速滑空兵器の有効射程距離を大幅に延伸することが可能であるだけでなく、より大きく、大重量の極超音速滑空兵器を搭載可能であるとの指摘がある。これらの兵器は、超高速で低高度を飛行し、高い機動性を有することから、ミサイルによる迎撃がより困難とされている。

中国は、ミサイル防衛システムの構築にも取り組んでおり、弾道ミサイル防衛システム「HQ-19」など、関連技術の開発にも力を入れているとみられる。2010年以降、ミッドコース段階におけるミサイル迎撃実験を行ってきているとされ、IRBMなどへの対処能力の獲得を企図しているとの指摘もある[15]。ロシアとの協力も指摘されており、2016年と2017年には、共同ミサイル防衛コンピュータ演習「航空宇宙安全」が実施されたほか、2019年5月には、ロシアから導入した対空ミサイルシステム「S-400」2基が北京近郊に配備されたと報じられた。同年10月には、ロシアのプーチン大統領が、ロシアが中国の「ミサイル攻撃早期警戒システム」構築を支援している旨述べている。さらに米国防省は、中国が2022年時点で少なくとも3基の早期警戒衛星を軌道上に有している可能性を指摘している[16]。弾道ミサイル防衛技術は衛星破壊用ミサイルへの応用可能性を有することからも、中国のミサイル防衛の今後の動向が注目される。

参照 図表Ⅰ-3-2-2（中国（北京）を中心とする弾道ミサイルの射程（イメージ））、図表Ⅰ-3-2-3（中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移）

(3) 陸上戦力

陸上戦力は約97万人と、インド、北朝鮮に次いで世界第3位である。中国は、部隊の小型化、多機能化、モジュール化を進めながら、作戦遂行能力に重点を置いた軍隊を目指している。具体的には、これまでの地域防御型から全域機動型への転換を図り、歩兵部隊の自動車化、機械化を進めるなど機動力の向上を図っているほか、空軍の空挺部隊、陸軍・海軍の水陸両用部隊、特殊部隊、ヘリコプター部隊の強化を図っているものと考えられる。

なお、海軍陸戦隊はいまだ増強の過程にあるとされ、遠征部隊として必要な装備の取得や訓練を実施しているところとされる。一方で、民間のRORO（ロー・ロー）船[17]の活用を含めて、水陸両用作戦の訓練も重ねており、こういった活動は、海軍陸戦隊が、台湾をめぐるシナリオにおいて、複数の役割のために柔軟に活用されることを示唆すると指摘されている[18]。

中国陸軍は、実戦的な作戦遂行能力向上のため、兵種合同での戦闘を重視した訓練を継続しているほか、対抗訓練を多く取り入れているとされる。中国は、「跨越（こえつ）」、「火力」、「利刃（りじん）」といった、複数の区域に跨がる機動演習を実施しており、これは、陸軍の長距離機動能力、民兵や公共交通機関の動員を含む後方支援能力など、陸軍部

13 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
14 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
15 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
16 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
17 Roll-on-Roll-off船。一般に、貨物を積んだ車両が自走して乗り込み、そのまま運搬できる船を指す。
18 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2022年）による。

隊を遠隔地に展開するために必要な能力の検証・向上などを目的とするものである。また、米国防省は、中国陸軍が、2022年、米軍や台湾軍の活動への対応を含め、全土の演習場において複数回、24時間の大規模演習を実施したと指摘している[19]。これらの取組により、実戦的な作戦遂行能力の向上を企図していると考えられる。

前述の武警は、各省や自治区などの行政区分に基づき編成・設置される内衛部隊、固定された担任区域を持たず、地域をまたいで任務を遂行する機動部隊、国家の主権や安全、海上権益の擁護や法執行を行うとされる後述の海警などから構成される。また、装甲車、回転翼機、重機関銃などの装備を保有しているとされる。さらに、武警は国内治安維持、人民解放軍との統合作戦に注力しており、即応性、機動性、対テロ作戦のための能力を開発してきているとの指摘がある[20]。

参照　図表Ⅰ-3-2-4（中国軍の配置（イメージ））

(4) 海上戦力

海軍は、北海、東海、南海艦隊の3個の艦隊から編成され、米海軍を上回る規模の艦艇を保有し、世界最大とも指摘されている[21]。近代化を急速に進めており、艦隊防空能力・対艦攻撃能力の高いジャンカイⅡ級フリゲートや中国海軍最大規模のレンハイ級駆逐艦などの水上戦闘艦艇、静粛性に優れるとされる国産のユアン級潜水艦などを増産しているほか、揚陸艦や空母も増強している。

レンハイ級駆逐艦は、最新鋭のルーヤンⅢ級駆逐艦の約2倍に上る数の発射セル（112セル）を有する垂直ミサイル発射システム（VLS）などを搭載しているとされ、このVLSは長射程の対地巡航ミサイルや超音速で着弾する対艦巡航ミサイル「YJ-18」のほか、ASBMも発射可能とされる。また、ミッドコース段階における弾道ミサイル対処の発射母体として考えられているとの指摘[22]や、対艦の極超音速滑空兵器を搭載する構想が示唆されているとの指摘もある。レンハイ級駆逐艦は、2024年4

Vertical Launch System

図表Ⅰ-3-2-4　中国軍の配置（イメージ）

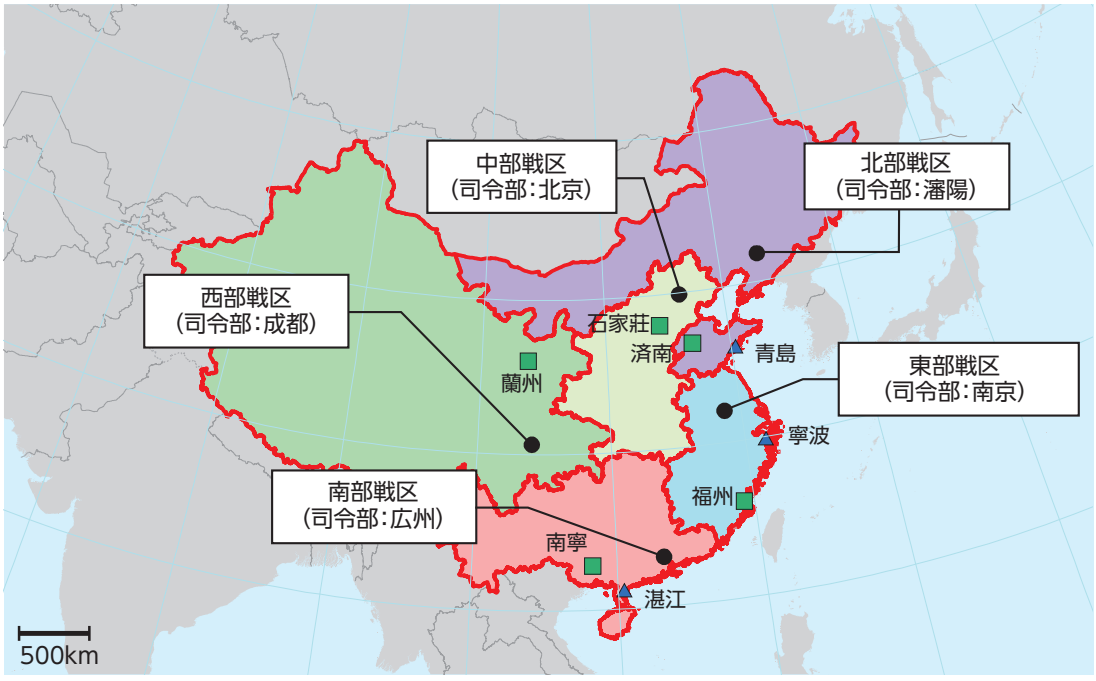

(注)　1　●戦区司令部　■戦区陸軍機関　▲戦区海軍司令部
　　2　戦区の区割りについては公式発表がなく、上地図は米国防省報告書や報道などを元に作成。

19 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
20 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
21 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
22 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

月までに少なくとも8隻就役しており、今後、中国海軍における長射程ミサイル能力の鍵となる可能性がある。

揚陸艦については、大型のユーシェン級揚陸艦が順次進水、就役している。2021年4月には、1番艦「海南」が南部戦区に、同年12月に、2番艦「広西」が東部戦区に、2022年には3番艦「安徽」が就役し、4番艦もすでに進水したとされる。さらに、ユーシェン級に続く揚陸艦「Type-076」の建造の可能性も指摘されている。

また、中国は現在、2隻の空母を運用し、3隻目の空母の建造を進めている。2012年9月に初の空母「遼寧」が、2019年12月に初の国産空母（中国2隻目の空母）「山東[23]」が就役し、それぞれ南シナ海、東シナ海、太平洋などで活動している。また、2022年6月に進水した2隻目の国産空母（中国3隻目の空母）「**福建**」は、「遼寧」と「山東」よりも大型で、固定翼早期警戒機などを運用可能な電磁式カタパルトを装備しているとみられ、艦載機運用能力の向上が指摘されている。さらに、将来的な原子力空母の建造計画が存在するとの指摘もある。

また、中国は軍事利用が可能な無人艦艇（USV：Unmanned Surface Vehicle）や無人潜水艇（UUV：Unmanned Underwater Vehicle）の開発・配備も進めているとみられる。こうした装備は、比較的安価でありながら、敵の海上・水中における優勢の獲得を妨害することが可能な非対称戦力とされる。

空母「福建」

【諸元・性能】
満載排水量：80,000トン以上
速力：30ノット（時速約56km）
搭載機数：J-15戦闘機やKJ-600早期警戒機など60～70機

2022年6月、上海にて進水した中国2隻目の国産空母「福建」【中国通信/時事通信フォト】

【概説】
中国2隻目の国産空母。電磁式カタパルトを採用しているとみられる。2024年5月、1回目の海上試験を実施。（一般報道などの指摘）

このような海上戦力強化の状況などから、中国は近海における防御に加え、より遠方の海域における作戦遂行能力を着実に構築していると考えられる。また、近い将来、中国海軍は潜水艦や水上戦闘艦艇から対地巡航ミサイルを使用して陸上目標への長距離精密打撃能力を有するようになるとの指摘や、水上艦艇などや固定翼機・回転翼機による対潜水艦戦闘（ASW：Anti-Submarine Warfare）能力が著しく向上している一方で、深海におけるASW能力は十分ではないとの指摘[24]もあり、引き続き関連動向を注視していく必要がある。

また、軍以外の武装力の一つである武警は、隷下に世

図表Ⅰ-3-2-5 中国の主な海上戦力

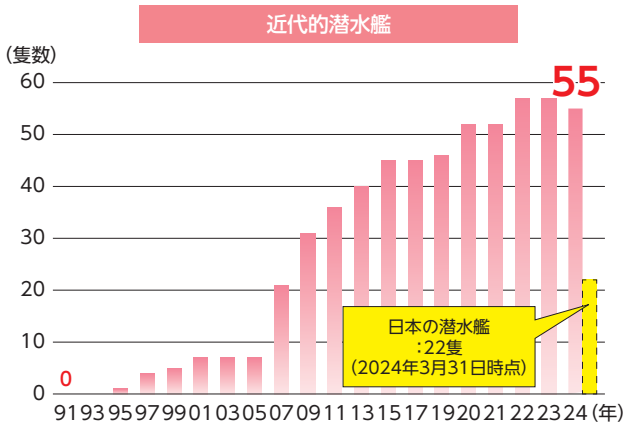

(注) ジン・シャン・ソン・ユアン・キロの各級潜水艦の総隻数。

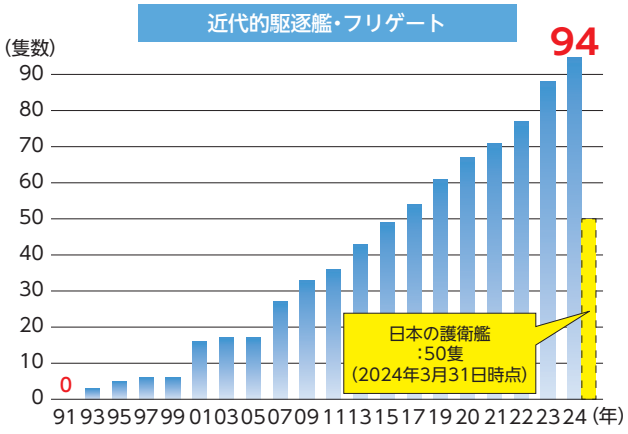

(注) 1 レンハイ・ルフ・ルーハイ・ソブレメンヌイ・ルーヤン・ルージョウの各級駆逐艦とジャンウェイ・ジャンカイの各級フリゲートの総隻数。
2 このほか、中国は49隻（2024年）のジャンダオ級小型フリゲートを保有。

23 「山東」は「遼寧」の改良型とされるスキージャンプ式の空母であり、搭載航空機数の増加などが指摘されている。
24 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

界最大規模の海上法執行機関とされる海警を有しており、近年、所属船舶の大型化・武装化が図られている。2023年12月末時点における満載排水量1,000トン以上の中国海警船などは159隻[25]であり、所属船舶の中には、世界最大級の1万トン級の巡視船が2隻含まれるとみられるほか、砲のようなものを搭載した船舶の運用も確認されている。また、新型船舶は旧型船舶と比較して大幅に大型化・高性能化しており、その大半がヘリコプター設備や大容量放水銃、20mm～76mm砲などを備えており、長期間の運用に耐えることができ、より遠洋での活動が可能であると指摘されている[26]。

さらに、軍と海警の連携強化も確認されている。中国国務院公安部の指導のもとで海上における監視活動などを実施してきた中国海警局は2018年7月、武警隷下に武警海警総隊として移管され、現在は、中央軍事委員会による一元的な指導・指揮を受ける武警のもとで運用されている。移管後、海軍出身者が海警トップをはじめとする海警部隊の主要ポストに補職されたとされるなど、軍・海警の連携強化は組織・人事面からも窺われる。また、海軍の退役駆逐艦・フリゲートが海警に引き渡されているとされるなど、軍は装備面からも海警を支援しているとみられる。さらに、軍・海警が共同訓練を行っている旨も指摘されている。海警を含む武警と軍のこうした連携強化は、統合作戦運用能力の着実な強化を企図するものと考えられる。

こうした中、2020年6月には中華人民共和国人民武装警察法（武警法）が改正され、武警の任務に「海上権益擁護・法執行」を追加するとともに、武警は、党中央、中央軍事委員会が集中・統一的に指導することが明記された。2021年1月には、海警の職責や武器使用を含む権限を規定した中華人民共和国海警法（海警法）が成立し、同年2月から施行された。海警法には、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定が含まれているとみられる。海警法によって、わが国を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならず、また、東シナ海などの海域において緊張を高めることになることは全く受入れられない。

さらに、軍以外の武装力の一つである民兵の中でも、いわゆる海上民兵が中国の海洋権益擁護のための尖兵的役割を果たしているとの指摘がある。海上民兵については、南シナ海での活動などが指摘され、漁民や離島住民などにより組織されているとされている[27]。

海上において中国の「軍・警・民の全体的な力を十全に発揮」する必要性が強調されていることも踏まえ、こうした非対称的戦力にも注目する必要がある。

参照　図表Ⅰ-3-2-5（中国の主な海上戦力）、図表Ⅰ-3-2-6（海警の武警への編入）、図表Ⅰ-3-2-7（中国海警船の勢力増強）

25　海上保安庁「海上保安レポート2024」による。
26　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
27　このほか、海上民兵は、企業や個人の漁師から漁船を頻繁に借用する一方で、南シナ海において海上民兵のために国有の漁船団を設立しているとの指摘がある。南シナ海に隣接する海南省政府は、南沙諸島における活動を強化するため十分な資金援助を行いつつ、強力な船体と弾薬庫を備えた84隻の大型民兵漁船の建造を命じ、民兵がこれらの船舶などを2016年末までに受領するとともに、この海上の部隊は、退役軍人から採用されており、職業軍人並みの部隊であり、商業的な漁業活動とは別途に給料が支払われているとの指摘がなされている。

図表Ⅰ-3-2-6 海警の武警への編入

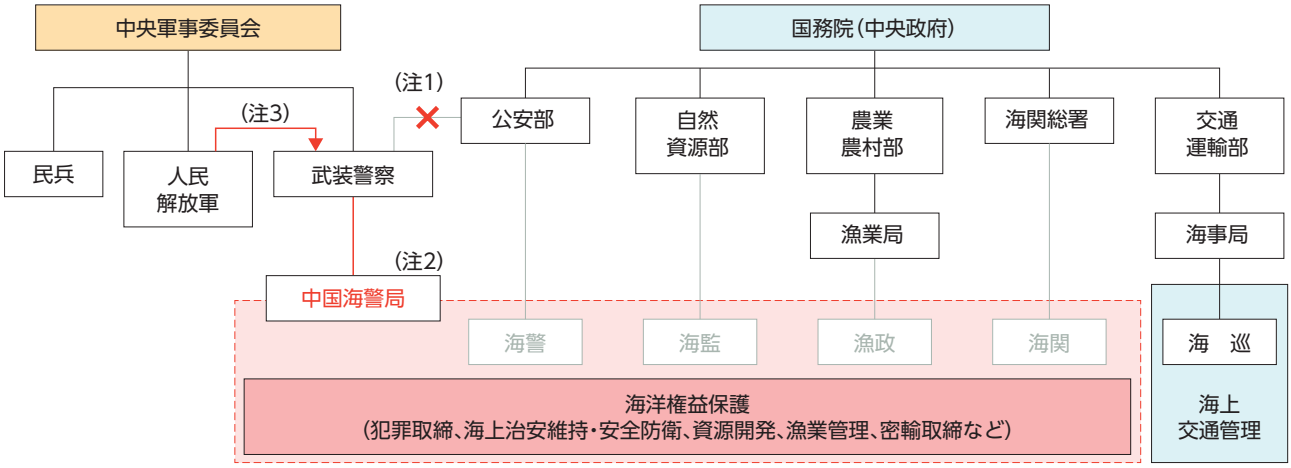

(注) 1 武警部隊の指導・指揮一元化(2018年1月1日)
2 海警の武警への編入(2018年7月1日)
3 武警法の改正(2020年6月21日)
→有事には、中央軍事委員会、または、軍の戦区が武警隷下部隊を指揮する体制が確立。
4 武装警察に編入され、指揮を受ける中国海警局の範囲は不明。
5 赤破線の範囲は、再編(2013年)前の中国海警局が有していた部隊。

図表Ⅰ-3-2-7 中国海警船の勢力増強

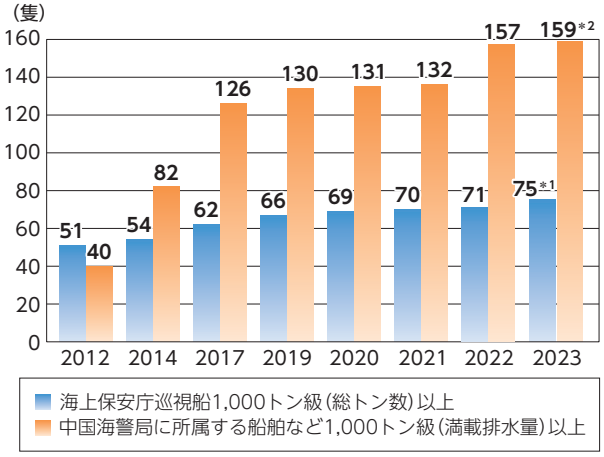

(注) 1 2023年度末の隻数
2 2023年12月末現在の隻数 公開情報をもとに推定(今後、変動の可能性あり)
※ 海上保安庁「海上保安レポート2024」による。

(5) 航空戦力

航空戦力は、主に海軍航空部隊と空軍から構成される。第4世代の近代的戦闘機としては、ロシアからSu-27戦闘機、Su-30戦闘機や最新型の第4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機などを導入している。また、国産の近代的戦闘機の開発も進めている。Su-27戦闘機を模倣したとされるJ-11B戦闘機やSu-30戦闘機を模倣したとされるJ-16戦闘機、国産のJ-10戦闘機を量産している。空母「遼寧」や空母「山東」にも搭載されているJ-15艦載機は、ロシアのSu-33艦載機を模倣したとされる。さらに、第5世代戦闘機とされる**J-20戦闘機**の作戦部隊への配備を進めるとともに、J-31 (J-35) 戦闘機の開発も行っている。なお、J-31 (J-35) 戦闘機は、J-15艦載機の後継機の開発ベースとなる可能性も指摘されている。

爆撃機の近代化も継続しており、中国空軍は、核弾頭

J-20戦闘機

【諸元・性能】
最大速度：時速3,063km

【概説】
ステルス性を有する第5世代戦闘機。2018年2月、作戦部隊へのJ-20の引き渡しが開始された旨、中国国防部が発表。

J-20戦闘機
【Imaginechina/時事通信フォト】

図表Ⅰ-3-2-8　中国の主な航空戦力

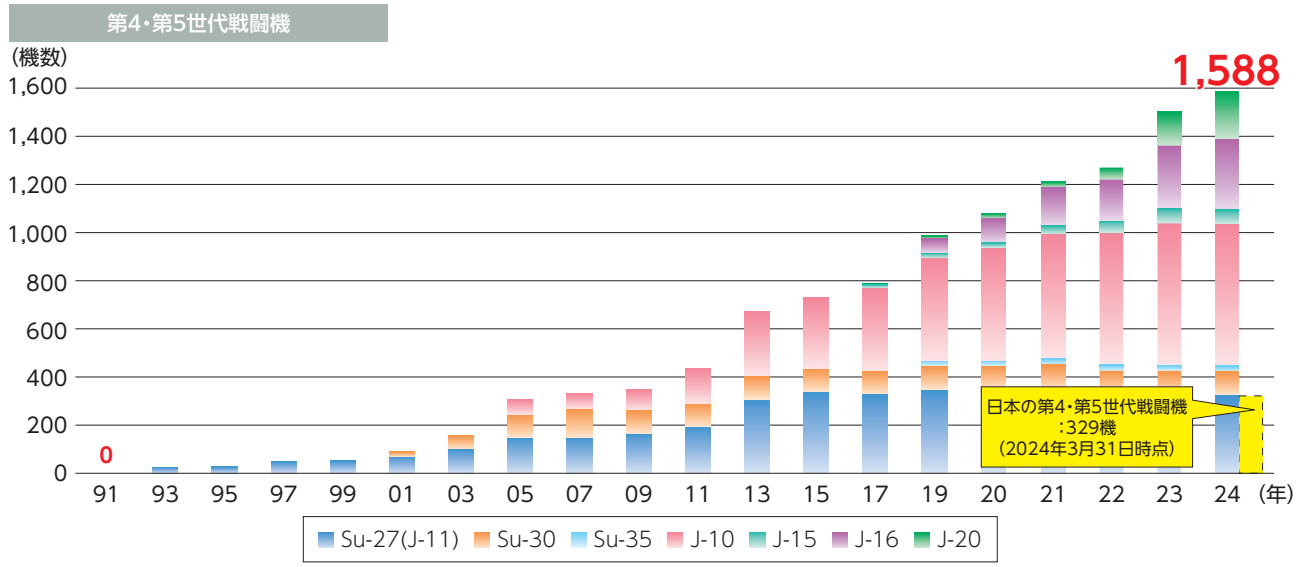

対応の長射程対地巡航ミサイルを搭載可能とされる**H-6爆撃機**の保有数を増加させている。さらに、爆撃機の長距離運用能力の向上を図っており、空中給油により長距離飛行が可能なH-6N爆撃機の運用を開始したとされるほか、H-20とも呼称される新型の長距離ステルス爆撃機を開発中とされており、こうした爆撃機に搭載可能な核兵器対応の空中発射型弾道ミサイルの開発も指摘されている。また、ステルス戦闘爆撃機の開発も指摘されている。

このほか、H-6U空中給油機、IL-78M空中給油機、KJ-500早期警戒管制機、KJ-2000早期警戒管制機などの導入により、近代的な航空戦力の運用に必要な能力を向上させる努力も継続している。また、2016年7月以降、独自開発したY-20大型輸送機の配備を進めているが、この輸送機をベースにしたY-20U空中給油機も2021年6月以降配備されている。

H-6爆撃機

【諸元・性能】
最大速度：時速1,015km
主要兵装（H-6K）：空対地巡航ミサイル（最大射程1,500km超）

H-6爆撃機

【概説】
国産爆撃機。H-6爆撃機は、核弾頭を搭載できる巡航ミサイル（CJ-20）を搭載することが可能。

さらに、偵察などを目的に高高度において長時間滞空可能な機体（HALE）や、ミサイルなどを搭載可能な機体を含む多種多様な無人航空機（UAV）の自国開発も急速に進めており、その一部については配備や積極的な輸出も行っている。実際に、空軍には攻撃を任務とする無人機部隊の創設が指摘されているほか、周辺海空域などで偵察などの目的のためにUAVを頻繁に投入している。なお、2023年には、陸軍のヘリコプターを支援する形での運用が指摘されているKVD-002無人機などが初めて公開された。また、中国国内では低コストの小型UAVを多数使用して運用するスウォーム（群れ）技術の向上も指摘されている。

このような航空戦力の近代化の状況などから、中国は、国土の防空能力の向上に加えて、より遠方での戦闘や陸上・海上戦力の支援が可能な能力の向上を着実に進めていると考えられる。

参照　図表Ⅰ-3-2-8（中国の主な航空戦力）

(6) 宇宙・サイバー・電磁波の領域に関する能力

軍事分野での情報収集、指揮通信などは、近年、人工衛星やコンピュータ・ネットワークへの依存を高めている。そのようななか、中国は、「宇宙空間とネットワーク空間は各方面の戦略的競争の新たな要害の高地（攻略ポイント）」であると表明し、紛争時に自身の情報システムやネットワークなどを防護する一方、敵の情報システム

やネットワークなどを無力化し、情報優勢を獲得することが重要であると認識しているとみられる。

宇宙領域について、中国の宇宙利用にかかわる行政組織や国有企業が軍と密接な協力関係にあると指摘されていることなども踏まえれば、中国は宇宙における軍事作戦遂行能力の向上も企図していると考えられる[28]。具体的には、近年、軍事目的にも利用しうる人工衛星の数を急速に増加させており、例えば、中国版GPSとも呼ばれ、弾道ミサイルといった誘導機能を有する兵器システムへの利用などが指摘されるグローバル衛星測位システム「北斗」は、2018年末に全世界での運用が開始され、2020年6月に本システムを構成する全衛星の打ち上げが完了したとされる。

サイバー領域では、ネットワークに対するサイバー作戦能力を強化しているとみられ、米国防省は、米国内の重要インフラに対して、局地的・一時的な混乱を引き起こすようなサイバー攻撃を実施する能力があると指摘している[29]。このような能力は、中国の「A2/AD」能力を強化するものであると考えられる。このほか、現在の中国の主要な軍事訓練には、指揮システムの攻撃・防御両面を含むサイバー作戦などの要素が必ず含まれているとの指摘もある。なお、中国の武装力の一つである民兵の中には、サイバー領域における能力に秀でた「サイバー民兵」も存在すると指摘されている。

さらに電磁波領域について、わが国周辺にたびたび飛来しているY-8電子戦機のみならず、J-15艦載機やJ-16戦闘機、H-6爆撃機にも、電子戦ポッドを備え、電子戦能力を有するとみられるものの存在が指摘されている。

(7) 中国が進める軍事の「智能化」

中国が提唱する「智能化戦争」は「IoT情報システムに基づき、智能化された武器・装備とそれに応じた作戦方法を用いて、陸、海、空、宇宙、電磁波、サイバー、認知領域において展開する一体化した戦争」といわれており、認知領域も将来の戦闘様相において重要なものと認識されているとみられる。

また、「智能化戦争」に関し、中国軍は、

- 新技術によって将来戦闘の速度とテンポが上昇し、また、戦場での不確実性を低減して情報処理の速度と質を向上させ、潜在的な敵に対する意思決定の優位性を提供するためには、AIの運用化が必要であると認識していること
- 智能化されたスウォームによる消耗戦など、智能化された戦争のための次世代の作戦構想を模索していること
- 無人システムを重要な智能化技術と考えており、スウォーム攻撃、最適化された兵站支援、分散された情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動などを可能にするために、無人の陸・海・空のアセットの自律性を高めることを追求していること（Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance）

などが指摘されている[30]。

(8) 総合作戦遂行能力構築に向けた動き

中国は、近年、前線から後方に至る分野において統合作戦遂行能力を向上させる取組を進めている。中国共産党が最高戦略レベルにおける意思決定を行うための「中央軍事委員会統合作戦指揮センター」は、この一環として設立されたと考えられる。また、2016年2月に新編された5つの戦区には、常設の統合作戦司令部があるとされる。さらに、2022年10月には、東部戦区司令員を務め統合部隊の指揮官経験を有する何衛東（かえいとう）陸軍上将が中央軍事委員会副主席に就任するなど、人事面においても統合に向けた動きが注目される。同時に中国は、近年、実戦を強く意識した軍種統合演習など統合作戦遂行能力を向上させるための訓練も実施しているが、こうした動きは、前述の組織改革などによる統合作戦遂行能力向上の取組の実効性を確保することなどを目的としているとみられ、今後も進展していくと考えられる。

6 海空域における活動

(1) 全般

近年、中国は、いわゆる第一列島線を越えて第二列島線を含む海域への戦力投射を可能とする能力をはじめ、より遠方の海空域における作戦遂行能力の構築を目指していると考えられる。その一環として、海上・航空戦力による海空域における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、わが国周辺海空域においては、訓練や情報

28 米国家情報長官「世界脅威評価書」（2019年）による。
29 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
30 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

収集を行っていると考えられる艦艇や海・空軍機、太平洋やインド洋などの遠方へと進出する艦艇、海洋権益の保護などを名目に活動する中国海警局所属の船舶が多数確認されている。このような活動には、中国海警船によるわが国領海への断続的侵入のほか、自衛隊艦艇・航空機への火器管制レーダーの照射[31]や戦闘機による自衛隊機や米軍機などへの異常接近、「東シナ海防空識別区」の設定[32]といった上空における飛行の自由を妨げるような動きを含め、不測の事態を招きかねない危険な行為を伴うものもみられ、強く懸念される状況となっており、また、極めて遺憾である。さらに、過去にわが国領空内で確認されていた特定の気球型の飛行物体について、中国が飛行させた無人偵察用気球と強く推定されている。また、南シナ海においては、軍事拠点化を進めるとともに、海空域での活動も拡大・活発化させており、力による一方的な現状変更の既成事実化を推し進めている。中国には、法の支配の原則に基づき行動し、地域や国際社会においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

(2) わが国周辺海空域における軍の動向

近年、尖閣諸島に関する独自の主張に基づくとみられる活動をはじめ、中国海上・航空戦力は、尖閣諸島周辺を含むわが国周辺海空域における活動を拡大・活発化させており、行動を一方的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。空自による中国機に対する緊急発進の回数は、2016（平成28）年度には851回と過去最多を更新し、以降も引き続き高

図表Ⅰ-3-2-9　わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ）

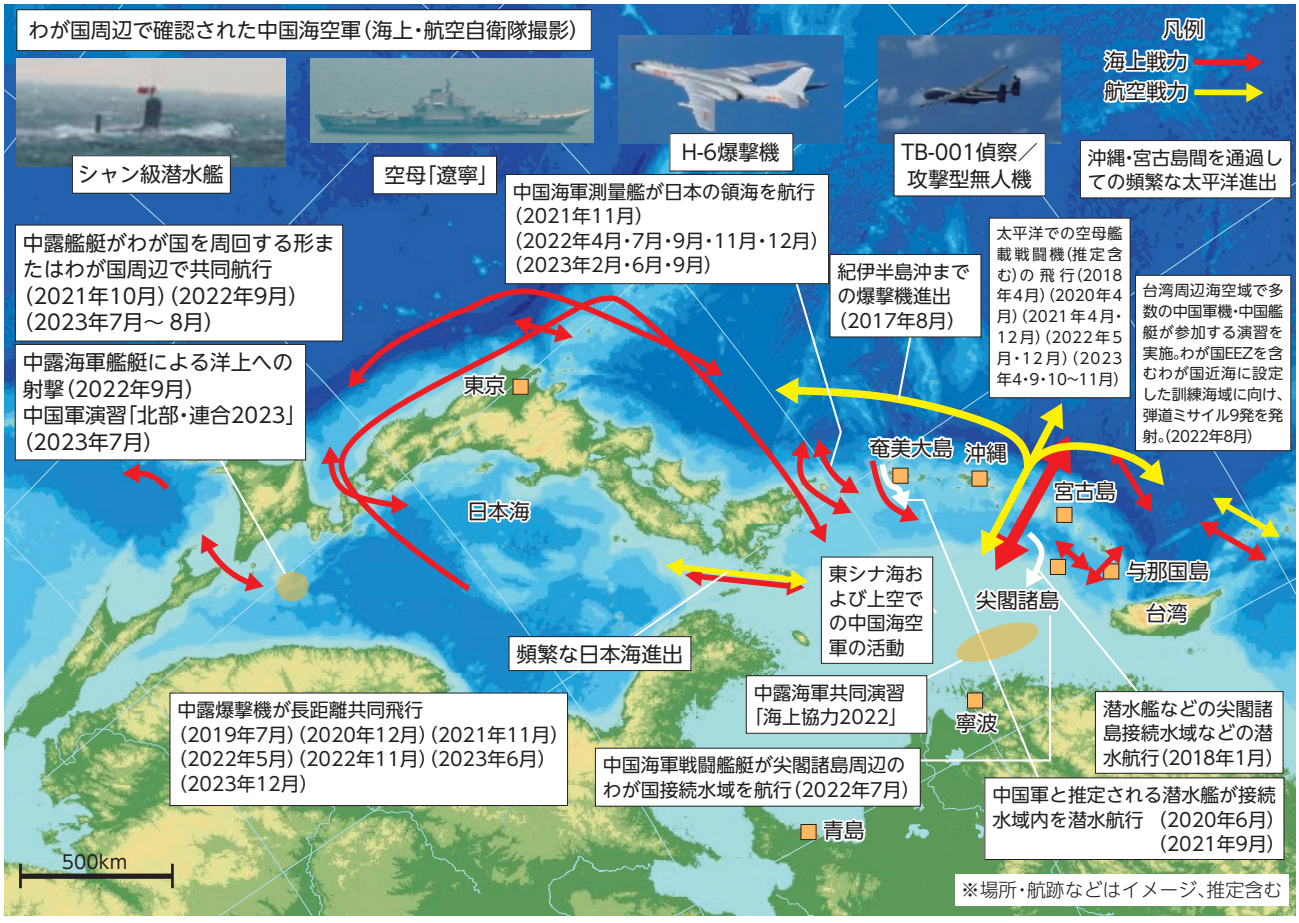

31　2013年1月には、東シナ海の公海上で、中国艦艇が海自護衛艦に対して火器管制レーダーを照射した事案（30日）や、中国艦艇が海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して火器管制レーダーを照射したと疑われる事案（19日）が発生している。火器管制レーダーの照射は、基本的に、火器の使用に先立って実施する行為であり、これを相手に照射することは不測の事態を招きかねない危険な行為である。

32　中国は2013年11月23日、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定した。対象空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定める規則を強制し、従わない場合は中国軍による「防御的緊急措置」をとるとするなど上空飛行の自由の原則を不当に侵害するものである。東シナ海における現状を一方的に変更するこのような動きに対し、わが国のほか、米国、韓国、オーストラリア、EUも懸念を表明した。

図表Ⅰ-3-2-10 中国機に対する緊急発進回数の推移

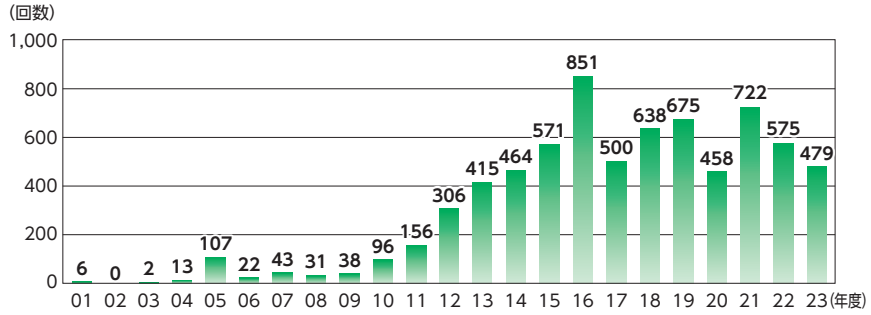

水準にある。また、インド洋などの遠方へと進出する艦艇によるわが国近海の航行や、太平洋、日本海などへの進出を伴う海上・航空戦力の訓練とみられる活動を継続的に行ってきている。

また、近年中国軍の活動内容は、実戦的な統合作戦遂行能力の向上の動きをみせるなど、高度化している。わが国周辺海空域における軍の動向については、引き続き重大な関心をもって注視する必要がある。

ア 東シナ海（尖閣諸島周辺を含む）での活動

東シナ海においては、中国艦艇が継続的かつ活発に活動している。

尖閣諸島周辺においては、中国側は独自の立場に言及したうえで、艦艇による管轄海域のパトロールは正当かつ合法的であるとしており、中国艦艇は尖閣諸島に近い海域で恒常的に活動している。また2016年6月には、ジャンカイⅠ級フリゲート1隻が戦闘艦艇としては初めて尖閣諸島周辺の接続水域に入域した。2022年7月には、ジャンウェイⅡ級フリゲート1隻が魚釣島南西の接続水域に入域した。

潜水艦の活動も確認されている。2018年1月には、潜水航行していたシャン級潜水艦とジャンカイⅡ級及びフリゲートそれぞれ1隻が同日に尖閣諸島周辺の接続水域内に入域した。潜水艦による尖閣諸島周辺の接続水域内の潜水航行は、このとき初めて確認・公表された。また、2020年6月と2021年9月には、奄美大島周辺の接続水域において中国国籍と推定される潜水艦の潜水航行が確認されている。

さらに、近年、海軍情報収集艦や測量艦の活動も確認されている。2015年11月、ドンディアオ級情報収集艦1隻が尖閣諸島南方の接続水域の外側の海域を往復航行した。2016年6月には、ドンディアオ級情報収集艦1隻が、口永良部島（くちのえらぶじま）と屋久島付近のわが国領海内を航行した後、北大東島北方の接続水域内を航行し、その後、尖閣諸島南方の接続水域の外側を東西に往復航行した。また、2021年11月、2022年4月、7月、9月、11月、12月、2023年2月、6月、9月にシュパン級測量艦1隻が、口永良部島、口之島、屋久島付近のわが国領海内を航行した。

中国軍航空戦力も、近年、尖閣諸島や沖縄本島をはじめとする、南西諸島により近接した空域で活発に活動している。その中には、警戒監視や空中警戒待機（CAP）、訓練と考えられるものや、「東シナ海防空識別区」の運用を企図している可能性があるものもある。

Combat Air Patrol

また、近年は、無人機の活動も活発化している。例えば、2022年7月、8月、2023年1月、2024年6月にTB-001偵察／攻撃型無人機、BZK-005偵察型無人機、WZ-7偵察型無人機といった無人機が単独で沖縄本島・宮古島間を通過したことや、2022年11月に推定中国無人機1機が、東シナ海から飛来し、尖閣諸島北方において一時南進した後、大陸方面へ飛行したことなどが確認されている。

イ 太平洋への進出

中国海軍の戦闘艦艇によるわが国近海を航行しての太平洋への進出は、高い頻度で継続している。進出経路については、沖縄本島・宮古島間の海域のほか、大隅海峡や、与那国島と西表島の間の海域、奄美大島と横当島（よこあてじま）の間の海域、津軽海峡や宗谷海峡を中国艦艇が通過する事例が確認されている。

空母の太平洋進出も確認されている。空母「遼寧」は、2016年12月、複数の艦艇とともに沖縄本島・宮古島間の海域を通過して以降、2018年4月、2019年6月、2020年4月、2021年4月、12月、2022年5月、12月にも太平洋へ進出している。また、空母「山東」は、2023年4月に初めて太平洋での活動が確認されて以降、同年9月と10月にも太平洋に進出した。これらの太平洋への進出に際しては、南シナ海からバシー海峡を通過する事例や、東シナ海から沖縄本島と宮古島の海域を通過する事例が確認されている。また、太平洋上における艦載戦闘機などの発着艦も頻繁に確認されている。

中国は、このような太平洋への進出を通じ、空母をはじめとする海上戦力の運用能力向上や、遠方の海域での

作戦遂行能力の向上を目指しているものと考えられる。

航空戦力については、2013年に海軍機の太平洋進出が、2015年に空軍機の進出が初めて確認され、2017年以降、沖縄本島・宮古島間の空域の通過を伴う太平洋進出は一層活発になっている。さらに、この空域を通過する軍用機の種類も年々多様化の傾向にある。爆撃機の飛行も確認されており、米国防省は、中国軍が米国やその同盟国を目標とした訓練などを実施しているとみられると指摘している[33]。

さらに、飛行形態も変化してきている。沖縄本島・宮古島間を経由し東シナ海から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行やバシー海峡方面から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行に加え、2016年、H-6K爆撃機などによる台湾を周回するような飛行が確認されている。2017年8月には、H-6K爆撃機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出した後、紀伊半島沖まで進出する飛行が初めて確認された。

このように、太平洋への進出を伴う爆撃機などによる長距離飛行の高い頻度での実施や、飛行経路や部隊構成の高度化などを通じ、航空戦力は、わが国周辺などでのプレゼンス誇示や、実戦的な作戦遂行能力のさらなる向上を企図しているとみられる。

また、太平洋進出を伴う空対艦攻撃訓練と思われる活動など、海上・航空戦力による遠方における協同作戦遂行能力の向上を企図したと考えられる活動も近年みられている。太平洋における中国の海上・航空戦力による活動は今後一層の拡大・活発化が見込まれる。

図表Ⅰ-3-2-11　中国戦闘艦艇・空母の南西諸島および宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数

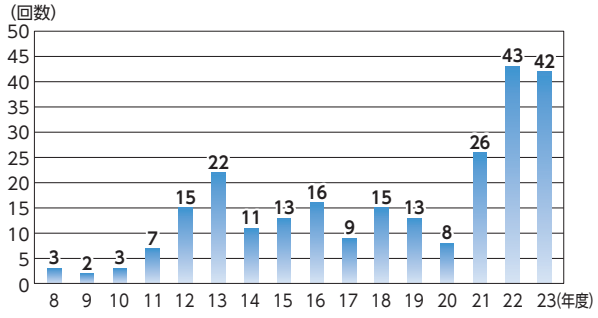

図表Ⅰ-3-2-12　中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数

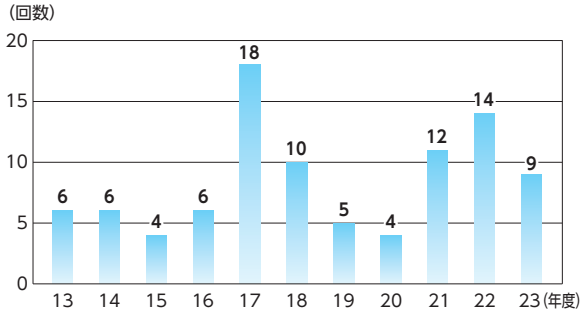

ウ　日本海での活動

日本海においては、ロシア軍との共同での活動を含め、海上戦力・航空戦力の活動が活発化している。

海上戦力については、従来から訓練などの機会で日本海に進出しており、情報収集艦による対馬海峡の通過も頻繁に確認されている。ロシアとの間では、2013年以降、共同演習「海上協力」が日本海においても定期的に実施されている。さらに、2021年以降、ロシア艦艇との共同航行が3度実施されたが、いずれも日本海でロシアと軍事演習などを実施した後、参加艦艇を中心にして実施された。

航空戦力については、2016年1月に中国軍機が初めて対馬海峡を通過したことを確認して以降、日本海での活動が活発化している。この空域を飛行する軍用機の種類も多様化の傾向にあり、2024年3月には、WZ-7偵察型無人機の飛行が初めて確認された。また、2019年以降ロシアとの爆撃機による共同飛行を7度実施しているが、いずれも日本海を飛行しているほか、中国機がロシア領空を通過して直接日本海に進出する例もみられる。

中国は、今後も日本海において、活発な活動を継続すると考えられる。

33　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2018年) による。

図表Ⅰ-3-2-13 中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数

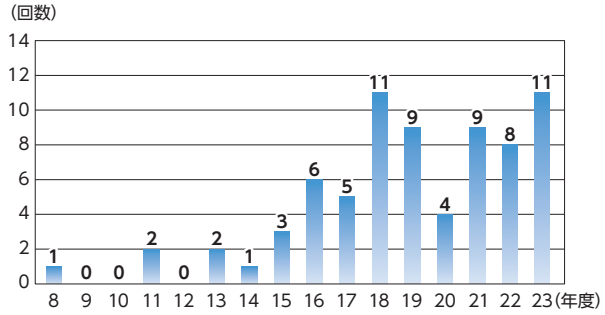

図表Ⅰ-3-2-14 中国軍機の対馬海峡通過公表回数

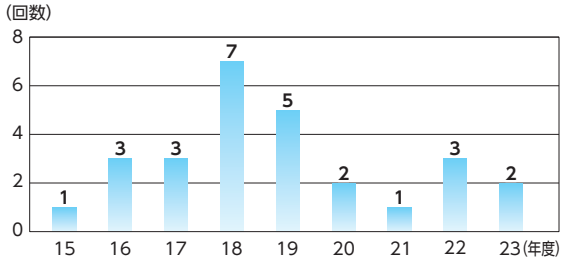

参照 図表Ⅰ-3-2-9（わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ））、図表Ⅰ-3-2-10（中国機に対する緊急発進回数の推移）、図表Ⅰ-3-2-11（中国戦闘艦艇・空母の南西諸島および宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数）、図表Ⅰ-3-2-12（中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数）、図表Ⅰ-3-2-13（中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数）、図表Ⅰ-3-2-14（中国軍機の対馬海峡通過公表回数）

(3) 東シナ海（尖閣諸島周辺を含む）における中国海警船などの活動

わが国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、中国海警船がほぼ毎日接続水域において確認され、わが国領海への侵入を繰り返している。尖閣諸島周辺のわが国領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきている。しかしながら、わが国の強い抗議にもかかわらず、令和5（2023）年度においても依然として中国海警船が領海侵入を繰り返しており、2023年も毎月、中国海警船がわが国領海に侵入した。その際、2023年3月末から4月初めまでにかけて、過去最長となる80時間以上にわたって継続して領海内を航行したほか、日本漁船が尖閣諸島周辺の領海を航行していた際には、中国海警船が日本漁船へ近付こうとする事案が発生している。

過去の経緯として、2008年12月、「海監」に所属する中国船舶が初めてわが国領海に侵入して以降、「海監」、「漁政」に所属する船舶は、徐々に領海における活動を活発化させてきた。さらに、2012年9月の政府による尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の取得・保有以降、このような活動は著しく活発化した。

近年、中国海警船によるわが国領海への侵入を企図した運用態勢は、着実に強化されていると考えられる。例えば、領海侵入の際の隻数は、2016年頃までは2～3隻程度であったが、近年は4隻で領海侵入することが多くなっている。また、2015年12月以降、砲のようなものを搭載した船舶がわが国領海に繰り返し侵入するようになっている。2023年に尖閣諸島周辺の接続水域で確認された中国海警船の活動については、活動日数が352日に達し、活動船舶数が延べ1,282隻となり、いずれも過去最多となった。

中国海警船の運用能力の向上を示す事例も確認されている。2021年2月から7月までにかけて、中国海警船が尖閣諸島周辺の接続水域において157日間連続で確認され、過去最長となった。

尖閣諸島周辺のわが国領空とその周辺空域においては、2012年12月に、国家海洋局所属の固定翼機が中国機として初めて領空を侵犯する事案が発生した。2017年5月には、尖閣諸島周辺のわが国領海侵入中の中国海警船の上空において小型無人機らしき物体が飛行していることが確認された。このような小型無人機らしき物体の飛行も領空侵犯に当たるものである。

このように中国は、尖閣諸島周辺において力による一方的な現状変更の試みを執拗に継続しており、強く懸念される状況となっている。事態をエスカレートさせる中国の行動は、わが国として全く容認できるものではない。

このほか、東シナ海では、日中間の排他的経済水域（EEZ）と大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発が続いている。2013年6月以降、東シナ海の日中中間線の中国側において、東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」以前に設置した4基に加え、新たに海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確認されており、中国側が一方的な開発を進めていることに対しては、わが国から繰り返し抗議をすると同時に、作業の中止などを求めている。

Exclusive Economic Zone

また、2023年7月には、東シナ海の地理的中間線の東

図表Ⅰ-3-2-15　中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況

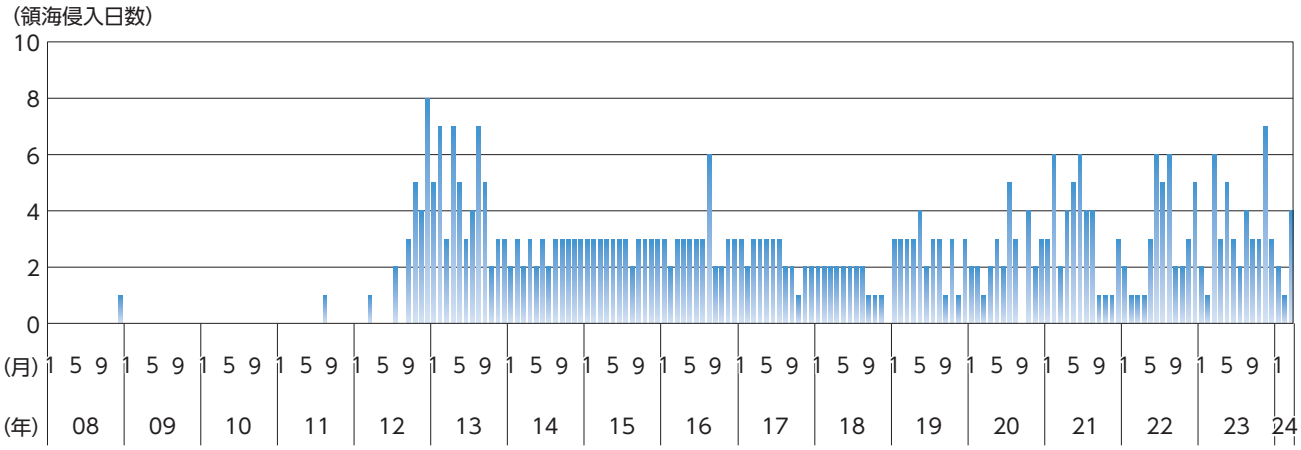

側の日本のEEZにおいて、中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。このことについて、中国側に抗議をすると同時に、即時撤去を強く求めている。

参照　図表Ⅰ-3-2-15（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）、資料14（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）

(4) 台湾周辺における動向

中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させている。台湾国防部の発表によれば、2020年9月以降、中国軍機による台湾周辺空域への進入が増加しており、2021年には延べ970機以上が進入し、2022年と2023年には、2021年を大きく上回る延べ1,700機以上が進入した。また、進入アセットについては、従来の戦闘機や爆撃機に加え、2021年以降、攻撃ヘリ、空中給油機、UAVなどが確認されたとされている。台湾周辺海域においては中国艦艇が展開しているとされ、2022年末ごろからは台湾東部にも常態的に展開するようになった旨、台湾国防部長が、2023年5月に立法院で発言している。

さらに、中国は、2022年8月以降、台湾周辺海空域で軍事演習をたびたび実施している。

2022年8月2日、ペロシ米下院議長（当時）の台湾訪問に伴い、中国は、台湾を取り囲む6つの演習海域の設定を公表するとともに、台湾周辺において「一連の統合軍事行動」を実施すると発表した。同月4日、中国は、9発の弾道ミサイルの発射を行い、このうち5発はわが国のEEZ内に着弾し、別の1発は与那国島から約80kmの地点に着弾したが、この1発はわが国領土の最も近くに着弾したものであった。このことは、わが国の安全保障と国民の安全にかかわる重大な問題であり、地域住民に脅威と受け止められた。また、一部のミサイルは台湾上空を通過した。それ以降も、中国軍は台湾周辺海空域において約1週間にわたり、統合封鎖、対海上・地上攻撃、制空作戦、空中偵察、対潜戦などの演目を含む大規模な軍事演習を継続した。この軍事演習では、戦時における台湾の封鎖、対地・対艦攻撃、制海権・制空権の獲得のほか、サイバー攻撃や「認知戦」などのグレーゾーン事態に関する作戦といった、対台湾侵攻作戦の一部が演練された可能性があると考えられる。

2023年4月には、蔡英文（さいえいぶん）総統（当時）が中米訪問の経由地として米国に立ち寄り、現地時間4月5日にマッカーシー米下院議長（当時）と会談したことを受け、中国は、4月8日から10日までの間、台湾周辺の海空域において、空母「山東」を含む多数の艦艇や航空機を参加させ、大規模な軍事演習を実施した。中国は、この軍事演習では、台湾や周辺の海域への重要目標に対する模擬統合精密攻撃や、複数の軍種による統合封鎖などを演練したと発表しており、2022年8月の演習に引き続き、対台湾侵攻作戦の一部が演練された可能性があると考えられる。

2023年8月には、頼清徳（らいせいとく）副総統（当時）が南米訪問の経由地として米国に立ち寄ったことを受け、中国は、同月19日にも、多数の艦艇や航空機などによる軍事演習を実施した。中国は、この軍事演習で、艦艇や航空機の連携や、航空・海上優勢の獲得などを演練したと発表しており、ここでも対台湾侵攻作戦の一部が演練された可能性がある。一方で、2022年8月の演習や2023年4月の演習と比較すると、小規模であったとの指摘もある。

就任式で演説する頼清徳総統（2024年5月）
【台湾総統府HP】

また、2024年5月には、同月20日に頼氏が総統に就任したことなどを受け、中国は同月23日から24日までの間、金門島などの離島を含む台湾周辺の海空域において、多数の艦艇や航空機を参加させ、大規模な軍事演習を実施した。

さらに、台湾国防部の発表によれば、中国軍はペロシ米下院議長訪台以降、軍用機の台湾海峡における中台「中間線[34]」以東空域への進入を繰り返し実施しているとされる。

中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる。

また、こうした中国側の軍事活動の活発化により、中台間の軍事的緊張が高まる可能性も否定できない状況となっている。台湾をめぐる情勢の安定は、わが国の安全保障にとってはもとより、国際社会の安定にとっても重要であり、わが国としても一層緊張感を持って注視していく必要がある。

(5) 南シナ海における動向

中国は、東南アジア諸国連合諸国などと領有権について争いのある南沙（スプラトリー）・西沙（パラセル）諸島などを含む南シナ海においても、既存の海洋法秩序と相いれない主張に基づき活動を活発化させている。

中国は2014年以降、南沙諸島にある7つの地形（ファイアリークロス礁・スビ礁・ミスチーフ礁・クアテロン礁・ガベン礁・ヒューズ礁・ジョンソン南礁）において、大規模かつ急速な埋立てを強行してきた。2016年7月には比中仲裁判断において、中国が主張する「九段線」の根拠としての「歴史的権利」が否定され、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定された。しかし、中国はこの判断に従う意思のないことを明確にしており、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や港湾、格納庫、レーダー施設などをはじめとする軍事目的に利用しうる各種インフラ整備を推進しつつ、軍事活動を継続するなど軍事拠点化を推し進めている。

南沙諸島のうち、ビッグ・スリーとも称されるファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁は、対空砲などを設置可能な砲台やミサイルシェルター、弾薬庫とも指摘される地下貯蔵施設のほか、水上戦闘艦艇の入港が可能とみられる大型港湾や戦闘機、爆撃機などが離発着可能な滑走路が整備された。

中国軍の活動は、ファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁において、たびたび指摘されている。2020年5月には、Y-8哨戒機やY-9早機警戒機などがファイアリークロス礁にローテーション展開している可能性が報じられた。また、2018年4月、対艦巡航ミサイルや地対空ミサイルが軍事訓練の一環としてファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁に展開したと報じられたほか、レーダー妨害装置がミスチーフ礁上に展開したと報じられている。

その他の4つの地形でも、港湾、ヘリパッド、レーダーなどの施設建設の進展に加え、大型対空砲や近接防空システムとみられる装備がすでに配備された可能性が指摘されている。さらに、2022年12月には、南沙諸島のまた別の4つの地形において新たに建設活動を行っている旨が報じられている。

これらの南沙諸島の地形が本格的に軍事目的で利用された場合、インド太平洋地域の安全保障環境を大きく変化させる可能性がある。

また、中国は南沙諸島に先がけて、西沙諸島についても軍事拠点化を推し進めてきた。ウッディー島においては、2013年以降、滑走路を3,000m弱まで延長したとされるほか、2015年以降にはJ-11やJ-10といった戦闘機の展開が、2016年以降には、地対空ミサイルとみられる装備の所在が確認されている。さらに、2023年8月に

34 1950年代に米国が設定したとされる台湾海峡上の線。台湾側は座標を公表するなど「中間線」の存在を主張する一方、中国側は「台湾は中国の不可分の一部であり、いわゆる『中間線』は存在しない」との立場を主張しているが、これまでは「中間線」を越える軍用機の飛行はほとんどみられなかった。

解説

台湾をめぐる中国の軍事動向

2022年8月に、ペロシ米下院議長（当時）の訪台に際し中国軍が弾道ミサイル発射を含む演習を実施して以降、台湾周辺での艦艇・航空機の活動の活発化が指摘されています。ここでは台湾国防部の公表を基に、2022年8月から2023年末までの中国軍の台湾周辺での軍事動向について、航空機・艦艇の活動を中心にみていきます。

まず、航空機の活動についてです。2022年8月以降、台湾国防部が公表した台湾空域への進入機数は増加しています。2022年1月から7月の間は約620機であったのに対し、8月から12月は約1,110機と、2022年の一年間を通じた進入機数は2021年（約970機）の約2倍に迫る増加となり、2023年も同様の水準を維持しました。また、2022年8月以降、中国軍は、台湾海峡の「中間線」を超える活動を継続的に実施しており、さらに2023年8月の頼清徳副総統（当時）の訪米に際し実施した軍事演習を契機として、航空機は「中間線」を越えたのち、「中間線」東側を沿うように長距離飛行するようになりました。

台湾国防部が公表した航跡イメージ図を踏まえると、中国軍機の活動空域は、従来は台湾南西空域が中心だったとみられますが、2022年8月以降、前述の「中間線」を越える飛行のほか、2023年は、台湾南西空域から西太平洋に進出する活動が増加しているとみられます。また、西太平洋の活動については、2023年に空母「山東」を使用した航空機の訓練も行っています。同年4月の蔡英文総統（当時）の訪米に際して実施した軍事演習では、J-15艦載機が台湾東部空域に進入したことが初公表されたほか、同年9月の空母「山東」の西太平洋展開について、台湾国防部長は、中国軍が空母を仮想敵と見立てた対抗訓練を実施したと指摘しており、これら訓練で台湾東西からの挟撃や第三国の介入阻止を演練したとみられます。加えて、2023年4月以降、中国軍の偵察型や偵察・攻撃併用型無人機による台湾周回飛行が複数回公表されています。このように、中国軍機の活動空域は、従来の台湾南西空域中心から、台湾を取り囲むような形に徐々に拡大していることが指摘されています。

活動する航空機の機種に関して、戦闘機や爆撃機、情報収集機などの有人任務支援機のほか、2022年9月以降は無人機の活動も公表されています。台湾周辺での軍事演習に着目すると、2023年4月の演習は、2022年8月の演習と比べ、無人機や有人任務支援機の割合が増加しており、より実戦的な内容に深化させたとみられます。

次に、艦艇の活動についてです。2022年9月下旬以降、台湾国防部が台湾周辺海域で確認したとする中国軍艦艇は一日当たり3～4隻で推移していましたが、2023年4月の軍事演習を契機として、同年末までの一日当たりの平均確認隻数は約5.8隻に増加しています。さらに、台湾国防部長は、2022年末以降、台湾東部海域にも中国軍艦艇が常態的に展開するようになったと指摘しています。実際、2023年3月以降、艦載型とみられる哨戒ヘリが、従来の台湾西側に加え東側でも断続的に活動していることが公表されています。このように、中国軍は、台湾周辺海域への展開艦艇を増加させるとともに、台湾を取り囲むように恒常展開する態勢を構築しているとみられます。

こういった動向を踏まえると、中国軍は、航空機と艦艇が台湾周辺海空域で常態的に活動している状況を既成事実化させるとともに、台湾周辺海空域での運用習熟、情報収集強化などにより実戦能力の向上を追求しているものとみられます。このような中国軍による威圧的な軍事活動の活発化により、台湾海峡の平和と安定については、わが国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会において急速に懸念が高まっています。

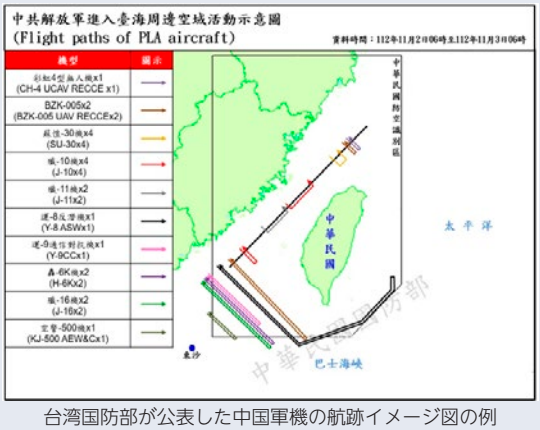

台湾国防部が公表した中国軍機の航跡イメージ図の例

は、トリトン島においても新たに建設活動を行っていると報じられた。

また、2012年4月に中比政府船舶が対峙する事案が発生したスカーボロ礁においても、近年、中国の艦船による測量とみられる活動が確認されたとされているほか、今後、新たな埋立てが行われる可能性も指摘されている。仮に、スカーボロ礁において埋立てが実施され、レーダー施設や滑走路などの設置が行われた場合、周辺海域における中国の状況把握能力や戦力投射能力が高まり、ひいては南シナ海全域での作戦遂行能力の向上につながる可能性も指摘されている。

また、中国が、米国本土を攻撃可能な長射程の新型SLBMの残存性を高めるためにバスチオン化（要塞化）を検討するのであれば、南シナ海がそれに適した選択肢であるとの指摘もある[35]。こうした点も踏まえ、今後とも南シナ海の状況を注視していく必要がある。

海空域における活動も拡大・活発化している。例えば、比中仲裁判断後の2016年には、7月と8月に、中国空軍のH-6K爆撃機がスカーボロ礁付近の空域において「戦闘パトロール飛行」を実施し、今後このパトロールを「常態化」する旨、中国国防部が発表したほか、9月には中露海軍共同演習「海上協力2016」が初めて南シナ海で実施された。また、12月にはH-6爆撃機が「九段線」に沿って飛行したとの報道もある。

海南省三沙市のもとに「西沙区」、「南沙区」と称する行政区の新設が一方的に公表された2020年においては、7月に、3海域（南シナ海、東シナ海、黄海）同時の軍事演習が実施され、8月には中距離弾道ミサイルを発射されたとみられている。

こうした中国軍の活発な活動は、近年においても顕著である。2021年5月以降、空母「山東」の艦載機の離発着を含む訓練がたびたび報じられている。また、2021年12月には、ユーシェン級揚陸艦が南シナ海で一連の訓練を実施したことや、南シナ海に面する海南島の複数箇所で訓練が実施されたことが報じられ、特に後者は、海南島を使用した台湾への水陸両用作戦を模擬した訓練の可能性が指摘されている。

また、この地域の海空域で活動する米軍に対しても、これまで米軍艦船に中国艦艇などが接近・妨害したとされる事案や、中国軍機が米軍機に接近したとされる事案などが発生している[36]。米国防省は2023年10月、東シナ海・南シナ海の上空を航行していた米軍機に対し中国軍機が危険な行動を取った15件の事例について、動画などを公表した。

このように中国は、南シナ海において、軍事にとどまらない手段も含め、プレゼンスの拡大や、継戦能力を含む統合作戦遂行能力の向上を企図しているものと考えられる。

中国による既存の海洋法秩序と相容れない主張に基づく活動は、力による一方的な現状変更とその既成事実化を一層推し進める行為であり、わが国として深刻な懸念を有しているほか、米国やG7諸国をはじめとした国際社会からも同様の懸念が示されている。

南シナ海をめぐる問題はインド太平洋地域の平和と安定に直結するものであり、南シナ海に主要なシーレーンを抱えるわが国のみならず、国際社会全体の正当な関心事項である。中国を含む各国が緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く求められる。

参照 図表Ⅰ-3-2-16（南シナ海における力の空白をついた中国の進出と軍事拠点化の例（イメージ））

(6) インド洋などのより遠方の海域における動向

中国軍海上戦力は、「遠海防衛」型へとシフトしているとされており、近年、インド洋などのより遠方の海域における作戦遂行能力を着々と向上させている。大型戦闘艦艇や大型補給艦の整備といった装備面における取組のほか、遠方の海域への展開やそのための拠点確保など、運用面における取組についても進展がみられる。

2008年12月以降、海賊に対処するための国際的な取組に参加するため、中国艦艇がソマリア沖・アデン湾に展開している。派遣艦艇は、インド洋などで他国軍との共同訓練など[37]も実施しており、2023年も、2月に南アフリカ東部ダーバン沖の海域でロシア、南アフリカ海軍と、11月にアラビア海北部などでパキスタン海軍と共

35 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
36 2009年3月、2013年12月、2018年9月には、南シナ海を航行していた米海軍艦船に対し中国艦艇などが接近・妨害する事案が発生した。2016年5月や2017年2月、5月には、中国軍の戦闘機が米軍機に対し接近したとされる事案などが発生している。
37 軍事演習のほかにも、インド洋沿岸諸国などへの寄港も活発に行われている。

図表Ⅰ-3-2-16　南シナ海における力の空白をついた中国の進出と軍事拠点化の例（イメージ）

（写真出典）CSIS/AMTI/Maxar

同演習を実施したほか、2024年3月には、インド洋北部でロシア、イラン海軍と共同訓練を実施した。過去には、2015年5月に、地中海などで中露海軍共同演習「海上協力」を実施している。

さらに、宇宙観測支援船を南太平洋に展開させているほか、南太平洋から中南米などにかけて「調和の使命」と呼称する任務のもとで軍病院船を派遣し、医療サービスの提供などを行っている。

このほか、2015年9月、中国艦艇5隻がベーリング海の公海上を航行し、アリューシャン列島周辺で米国の領海を航行したとされている。2022年9月と2023年8月には、ロシアとの共同航行に参加中の艦艇がベーリング海を航行した旨、ロシア側が発表している。北極海については、中国は、1999年以降、計13回にわたり極地科学調査船「雪龍2」などを北極海に派遣し[38]、また、2018年1月に北極政策に関する白書「中国の北極政策」を発出し、その中で、北極海航路の開発を通じて「氷上シルクロード」の建設を進めることとしているなど、北極事業への積極的な関与も打ち出している。科学調査活動や商業活動を足がかりとして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている[39]。

また、中国が海外における港湾などの活動拠点を確保しようとする動きも顕著になっている。例えば、2017年8月には、アデン湾に面するジブチにおいて、中国軍の活動の後方支援を目的とするとされる「保障基地」の運用が開始された。さらに、カンボジア、ミャンマー、タイ、インドネシア、パキスタン、スリランカ、UAE、ケ

38　2012年、「雪龍」は極地科学調査船として初めて北極海を横断する航海を行ったほか、2013年には貨物船「永盛」が中国商船として初めて北極海を横断した。「雪龍」の2017年の北極海航行では、カナダの科学者が参加し、初めて、北極北西航路（カナダの北側）の試験航行に成功した。また、2隻目の極地科学調査船「雪龍2号」が2020年9月に初となる北極海航行を完了したほか、重砕氷船の研究・製造も推進している。

39　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2019年）による。

ニア、赤道ギニア、セーシェル、タンザニア、アンゴラ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、バングラデシュ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、タジキスタンといった複数の国で軍事兵站施設を検討・計画している可能性も指摘されている[40]。また、中国は、ユーラシア大陸をはじめとする地域の経済圏創出を主な目的とするとされる**「一帯一路」構想**を推進しているが、中国軍が海賊対処活動による地域の安定化や共同訓練による沿線国のテロ対処能力の向上などを通じ、この構想の後ろ盾としての役割を担っている可能性がある。さらに、「一帯一路」構想には中国の地域における影響力を拡大するという戦略的意図が含まれているとも考えられる中、この構想が中国軍のインド洋、太平洋などにおける作戦遂行能力のより一層の向上をもたらす可能性がある。例えば、パキスタンやスリランカ、バングラデシュといったインド洋諸国やバヌアツといった太平洋島嶼(しょ)国での港湾インフラ建設支援は、軍事利用も可能な拠点の確保につながる可能性がある。

KEY WORD **「一帯一路」構想**

習近平国家主席が提唱した経済圏構想。2013年9月に「シルクロード経済ベルト」構想（一帯）が、同年10月に「21世紀海上シルクロード」構想（一路）が提唱され、以降、両構想をあわせて「一帯一路」構想と呼称。

(7) 海空域における活動の目標

中国による海上・航空戦力の整備状況や活動状況、国防白書における記述、中国の置かれた地理的条件、グローバル化する経済などを考慮すれば、海・空軍などの海空域における近年の活動には、次のような目標があるものと考えられる。

第一に、中国の領土、領海、領空を防衛するために、可能な限り遠方の海空域で敵の作戦を阻止することである。これは、近年の科学技術の発展により、遠距離からの攻撃の有効性が増していることが背景にある。

第二に、台湾の独立を抑止・阻止するための能力を整備することである。中国は、台湾問題を解決し、中国統一を実現することにはいかなる外国勢力の干渉も受けないとしており、中国が、四方を海に囲まれた台湾への外国からの介入を実力で阻止することを企図すれば、海空域における作戦遂行能力を充実させる必要がある。

第三に、主権や海洋権益に関して中国が一方的な主張を行っている島嶼や周辺海空域において、各種の監視活動や実力行使などにより、他国の支配を弱め、このような一方的な主張を強めることである。また、こうした活動には、中国独自の「法律戦」の発想のもと、一方的な現状変更を既成事実化し、独自の主張を正当化する根拠の一環として用いようとする側面もあると考えられる。

第四に、海洋権益を獲得し、維持、保護することである。東シナ海や南シナ海において、資源採掘、漁業、航行といった活動が安全かつ安定して継続できるよう、軍のプレゼンスによって他国の海上法執行機関などの活動を抑止するなど、後ろ盾としての役割を担っていると考えられる。

第五に、自国の海上輸送路を保護することである。この背景には、中東からの原油の輸送ルートなどの海上輸送路が、中国の経済活動にとって、生命線ともいうべき重要性を有していることがある。近年の海上・航空戦力の強化を考慮すれば、その能力の及ぶ範囲は、中国の近海を越えてより遠方の海域へと拡大していると考えられる。

こうした中国の海空域における近年の活動の目標や近年の動向を踏まえれば、今後とも中国は、東シナ海や太平洋といったわが国近海や南シナ海、インド洋などにおいて、活動領域をより一層拡大するとともに活動の活発化をさらに進めていくものと考えられる。

7 軍の国際的な活動

中国軍は近年、平和維持、人道支援・災害救援、海賊対処といった非伝統的安全保障分野における任務に対しても積極的な姿勢を示し、海外にも多くの部隊・人員を派遣している。

中国は、国連PKOを一貫して支持するとともに積極的に参加するとしており、中国の国連PKOにおける存在感は高まっている。

国連によれば、中国は2023年11月末時点で、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）などの国連PKOに国連安全保障理事会の常任理事国中最多である計2,267人の部隊要員や警察要員などを派遣している。なお、国連PKO予算における中国の分担率をみると、

40 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

2016年以降、米国に次ぐ第2位となっている。

さらに、中国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動や、人道支援・災害救援活動にも積極的に参加している。

中国のこうした姿勢の背景には、中国の国益が国境を越えて拡大していることに伴い、国外において国益の保護と増進を図る必要性が高まっていること、オペレーションを通じて部隊の長距離展開を含む対応能力を検証すること、自国の地位向上を目的に国際社会に対する責任を果たす意思を示すこと、軍の平和的・人道的なイメージを普及させること、アフリカ諸国をはじめとするPKO実施地域との関係強化を図ることなどがあると指摘されている。

8　教育・訓練などの状況

中国軍は、近年、「戦える、勝てる」軍隊を建設するとの方針のもと、作戦遂行能力の強化を図ることなどを目的として実戦的な訓練を推進しており、戦区主導の統合演習、対抗演習、上陸演習、区域をまたいだ演習、遠方における演習などを含む大規模演習、さらには夜間演習、諸外国との共同演習なども行っている。

中国軍は、教育面でも、統合作戦遂行能力を有する軍人の育成を目指している。2017年には、統合作戦指揮人材を養成するための訓練が中国国防大学で開始されたと伝えられている。

また、中国は、戦争などの非常事態において民間資源を有効に活用するため、国防動員体制の整備などを進めている。こうした取組には、民間船舶による軍用装備の輸送活動などが含まれる。こうした取組は中国の軍事任務に投入可能な戦力を総体的に増強するものであり、今後とも積極的に推進されるとみられることから、中国軍の作戦遂行能力への影響を注視する必要がある。

9　国防産業部門の状況など

中国の主な国防産業については、国務院機構である工業・情報化部の国防科学技術工業局の隷下に、核兵器、ミサイル・ロケット、航空機、艦艇、情報システムなどの装備を開発、生産する10個の集団公司により構成されている。中国は2022年において、世界で4番目の武器の供給者であると指摘されている[41]。

中国は自国で生産できない高性能の装備や部品をロシアなど外国から輸入しているが、軍近代化のため装備の国産化をはじめとする国防産業部門の強化を重視していると考えられる。自国での研究開発に加えて対外直接投資などによる技術獲得に意欲的に取り組んでいるほか、機密情報の窃取といった不法手段による取得も指摘されている[42]。

中国の軍民融合政策は技術分野において顕著であり、中国は、軍用技術を国民経済建設に役立てつつ、民生技術を国防建設に吸収するという双方向の技術交流を促すとともに、軍民両用の分野を通じて外国の技術を吸収することにも関心を有しているとみられる。技術分野における軍民融合は、特に、海洋、宇宙、サイバー、AIといった中国にとっての「新興領域」とされる分野における取組を重視しているとされる。米国防省は、軍民融合には、(1) 中国の国防産業基盤と民生技術・産業基盤との融合、(2) 軍事・民生セクターを横断した科学技術イノベーションの統合・利用、(3) 人材育成と軍民の専門性・知識の混合、(4) 軍事要件の民生インフラへの組み込みや民生構築物の軍事目的への利用、(5) 民生のサービス・兵站能力の軍事目的への利用、(6) 競争と戦争での使用を目的とした社会・経済の全ての関連する諸側面を含む形での中国の国防動員システムの拡大・深化、の6つの相互に関連した取組が含まれていると指摘している[43、44]。

また、近年は、生産段階から徴用を念頭に置いた民生品の標準化が軍民融合政策の一環として推進されているとされる。こうした取組により、軍による一層効果的な民間資源の徴用が可能となることなどが見込まれる。

近年、国防費の伸び率が鈍化しつつある中、国防建設と経済建設の両立が一層求められる中国にとって、軍民融合政策は今後ますます重要になってくると考えられる。また、前述の中国が提唱する「智能化戦争」を実現するためには、将来の戦闘様相を一変させる技術、いわゆ

41　ストックホルム国際平和研究所（SIPRI：Stockholm International Peace Research Institute）Arms Transfers Databaseによる。
42　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
43　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
44　中国系人材を含め、海外の高い専門性を有する人材を国内に招へいする「百人計画」や「千人計画」の存在が指摘されており、その一環として、例えば、わが国での研究歴があり、極超音速兵器の開発に必要な風洞試験設備の開発に従事している研究者の存在も指摘されている。

るゲーム・チェンジャー技術を含む民生先端技術の獲得が鍵となるところ、中国は、その不可欠な手段として軍民融合を捉えているとみられることから、中国の軍民融合政策については、「智能化戦争」との関係を含め、引き続き重大な関心をもって注視していく必要がある。

3 対外関係など

1 全般

中国は、特に海洋において利害が対立する問題をめぐり、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力による一方的な現状変更の試みやその既成事実化など高圧的とも言える対応を推し進めつつ、自らの一方的主張を妥協なく実現しようとする姿勢を継続的に示している。また、国家戦略として「一帯一路」構想を推進しているが、近年一部の「一帯一路」構想の協力国において、財政状況の悪化などからプロジェクト見直しの動きもみられている。さらに、安全保障や発展・開発を含む分野における中国主導の多国間メカニズムの構築[45]など、独自の国際秩序形成への動きや、他国の政治家の取り込みなどを通じて他国の政策決定に影響力を及ぼそうとする動きなども指摘されている[46]。

同時に、中国は、持続的な経済発展を維持し、総合国力を向上させるためには、平和で安定した国際環境が必要であるとの認識に基づき、「人類運命共同体」の構築を提唱しつつ、「相互尊重、公平正義、協力、ウィン・ウィンの新型国際関係」の建設推進について言及している。軍事面においては、諸外国との間で軍事交流を積極的に展開している。近年では、米国やロシアをはじめとする大国や東南アジアを含む周辺諸国に加えて、アフリカや中南米諸国などとの軍事交流も活発に行っているほか、太平洋諸国との関係強化の動きもみられる。中国が軍事交流を推進する目的としては、関係強化を通じて中国に対する懸念の払拭に努めつつ、自国に有利な安全保障環境の構築や国際社会における影響力の強化、海外兵器市場の開拓、資源の安定的な確保や海外拠点の確保などがあるものと考えられる。

2 ロシアとの関係

1989年にいわゆる中ソ対立に終止符が打たれて以来、中露双方は継続して両国関係重視の姿勢を見せている。90年代半ばに両国間で「戦略的パートナーシップ」を確立して以来、関係の深化が強調されており、2001年には、中露善隣友好協力条約が締結された。2004年には、長年の懸案であった中露国境画定問題も解決されるに至った。両国は、世界の多極化と国際新秩序の構築を推進するとの認識を共有し、関係を一層深めており、2022年2月上旬の中露首脳会談において、両国は中露関係について「冷戦時代の軍事・政治同盟モデルにも勝る」と評価している。さらに、例えば、米中、米露関係の緊張が高まる中で、中露間では一貫して協力が深化しており、それぞれが米国などとの間で対立している台湾やNATOの東方拡大をめぐる問題などの安全保障上の課題について一致した姿勢を示すことで、自らに有利な国際環境の創出を企図しているものとみられる。

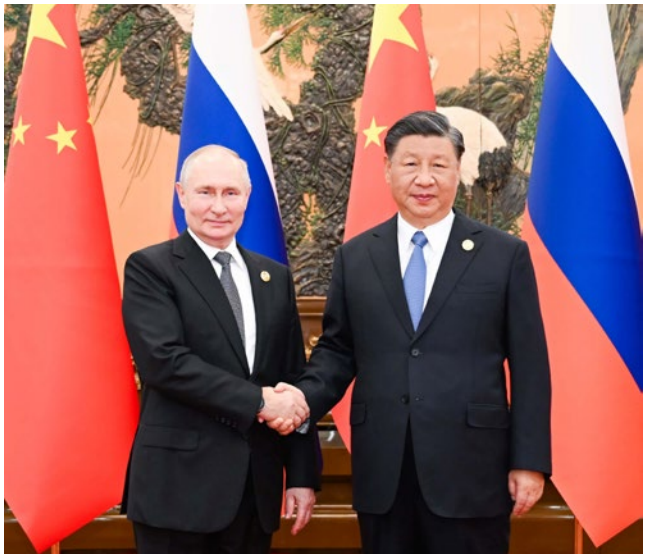

2023年10月、中露首脳会談を実施する習近平国家主席とプーチン大統領
【中国通信/時事通信フォト】

45 例えば、2022年4月には、習近平国家主席は国連の権威・地位の擁護や他国の安全を犠牲にした自国の安全構築への反対を内容とする「グローバル安全保障イニシアティブ」を提唱した。
46 2017年12月のターンブル豪首相（当時）発言による。

軍事面では、中国は90年代以降、ロシアから戦闘機や駆逐艦、潜水艦など近代的な武器を購入しており、中国にとってロシアは最大の武器供給国である[47]。近年、中露間の武器取引額は一時期に比べ低い水準で推移しているものの、中国は引き続きロシアが保有する先進装備の輸入や共同開発に強い関心を示しているとみられる。例えば、中国はロシアから最新型の第4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機や対空ミサイルシステム「S-400」を導入している。なお、ロシアが「S-400」を輸出したのは、中国が初めてであるとされる。また、中国の技術力向上により、武器輸出における中国との競合を懸念しつつあるとの指摘もある。

中露間の軍事交流としては、定期的な軍高官などの往来に加え、共同訓練などを実施している。例えば中露両国は、海軍による大規模な共同演習「海上協力」を2012年以降実施しており、2016年には初めて南シナ海で、2017年には初めてバルト海とオホーツク海で実施した。

こうした動向に加え、最近、中露関係の深化が窺われる動きも確認されている。2019年7月には「初の共同空中戦略巡航」と称して、中露両国は日本海で合流した爆撃機を東シナ海に向けて飛行させた。また、同年9月には、両国間で新たな軍事・軍事技術協力に関する一連の文書への署名が行われている[48]。2021年10月には、海軍共同演習「海上協力2021」に継続する形で、「初の海上共同パトロール」と称して、中露艦艇計10隻による共同航行がわが国周辺で実施された。また、同年11月に実施された中露国防相オンライン会談では、「戦略演習」や「共同パトロール」などにおける協力拡大が合意されている。2023年3月の中露首脳会談後に発表された共同声明では、海上・空中における「共同パトロール」や「共同演習」などを定期的に実施することが明記された。

こうした動向を裏付けるように、中露両国は2018年以降、軍事演習への相互参加を継続している。中国軍は、2018年にはロシア軍による演習として冷戦後最大規模とされる「ヴォストーク2018」を皮切りに、2019年には「ツェントル2019」に、2020年には「カフカス2020」に、2022年には「ヴォストーク2022」に参加した[49]。ロシア軍も、2021年に中国軍西部戦区が実施した「西部・連合2021」に、2023年には北部戦区が実施した「北部・連合2023」に参加した。中国としては、これらの交流を通じて、ロシア製兵器の運用方法や実戦経験を有するロシア軍の作戦教義などを学習することも見込んでいるものと考えられる。

また、中露両国は爆撃機によるわが国周辺での長距離にわたる共同飛行を、前述の2019年7月以来、2020年12月、2021年11月、2022年5月、11月、2023年6月、12月の計7回実施している。中でも、日米豪印首脳会合が開催されている中で実施された2022年5月の共同飛行は、開催国たるわが国に対する示威行動を意図したものであり、これまでと比べ挑発度を増すものである。同年11月の共同飛行の際には、中国機がロシア国内の飛行場に、ロシア機が中国国内の飛行場にそれぞれ初めて着陸したとされたほか、2023年6月の共同飛行の際には、初めて2日間にわたって共同飛行が行われ、延べ20機にのぼる戦闘機を伴う飛行も確認されるなど、活動の多様化がみられた。

また、中露艦艇による活動については、前述の2021年10月の共同航行に加え、2022年9月には前述の「ヴォストーク2022」参加艦艇を中心とする中露艦艇が、2023年7月から8月までにかけては、前述の「北部・連合2023」参加艦艇を中心とする中露艦艇が、わが国周辺において共同航行を実施した。2023年に実施された共同航行においては、航行中に50以上の戦闘訓練を実施したとされるほか、共同航行実施前後には、共同航行参加艦艇による相手国への寄港が初めて実施されるなど、活動の多様化がみられる。このほか、2022年6月には中露艦艇が別々に約1週間の間隔を置いてわが国周辺をほぼ周回するような形で航行した。

中露両国による度重なる爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行は、わが国に対する示威活動を明確に意図したものであり、わが国の安全保障上、重大な懸念である。

このように、ウクライナ侵略が行われている中にあっても、中露両国はますます連携を強化する動きを見せている。今後、中露両国がさらに軍事的な連携を深めていく可能性もあり、また、こうした中露両国の軍事協力の強化などの動向は、わが国を取り巻く安全保障環境に直接的な影響を与えるのみならず、米国や欧州への戦略的影響も考えられることから、懸念を持って注視する必要がある。

参照　2章3項3（そのほかの地域の対応）

47　SIPRI Arms Transfers Databaseによる。
48　「ヴォストーク2022」には、中国軍から、合計2,000人以上の陸・海・空軍部隊に加え航空機・艦船などが参加したとされる。
49　2019年9月6日付のロシア軍機関紙『赤星』による。

視点

連携を強める中国軍とロシア軍

防衛研究所 理論研究部 飯田（いいだ） 将史（まさふみ） 部長

冷戦期に厳しい対立関係を経験した中国とロシアは、国境地帯に展開する軍事力の相互削減といった信頼醸成措置や、国境画定交渉などを通じて次第に関係を改善してきました。2003年には、上海協力機構（SCO）による多国間対テロ演習に参加する形で、中国軍とロシア軍による初めての共同演習が行われました。2012年からは、海上における共同防衛をテーマとした中国海軍とロシア海軍による共同演習「海上協力」が初めて行われ、日本海や東シナ海など中国の周辺海域だけでなく、地中海やバルト海などロシアの周辺海域を含めて、ほぼ毎年実施されています。また2018年以降は、両国が実施する戦略的な統合演習に中国軍とロシア軍が相互に参加するようになり、軍事演習を通じた両国軍の協調が一層進展しました。

さらに中露両軍は、日本周辺の海空域において共同で行動するようになり、作戦面での協力も強化しています。2019年から始まった中露の爆撃機を中心とした「共同空中戦略パトロール」は、参加する機種を多様化させ、飛行範囲を拡大しながら継続的に実施されています。2021年から始まった中露の艦艇による「海上共同パトロール」も毎年行われており、2023年には米国のアラスカ沖を航行し、ベーリング海で訓練を行った後に、沖縄本島と宮古島の間を通過して東シナ海まで共同で航行しました。中露両軍の協調は、軍事的な連携へと進展しつつあるといえるでしょう。

ロシア軍との連携を強める中国側の狙いの一つは、実戦経験の豊富なロシア軍との共同訓練や共同行動を通じて、中国軍の作戦能力の向上につなげることにあるでしょう。また、米国への対抗姿勢を強める中国にとっては、同じく米国と対立するロシアとの軍事的連携を強化することで、米国やその同盟国・パートナー国との戦略的競争で優位に立つことも目的とされているでしょう。一方でロシアにとっては、米国に対抗する上での戦略的パートナーとして中国を重視するとともに、米国に軍事面で対抗する中国を側面支援し、米軍にインド太平洋地域への関与の強化を促すことで、欧州正面でロシアに対峙する米軍のプレゼンスの低下も期待していると思われます。

ロシアがウクライナに侵略した後でも、中露両軍の共同訓練や共同行動は着実に実行されていることから、中露の軍事的連携は今後も深まっていくことが想定されます。日本の安全保障を確保し、東アジアの安定を維持するためにも、その動向に警戒を怠ってはならないでしょう。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

3 北朝鮮との関係

中国は、1961年の中朝友好協力と相互援助条約のもとで北朝鮮との緊密な関係を維持してきた。習近平国家主席は2019年6月、中国国家主席として14年ぶりに北朝鮮を訪問し、北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）国務委員長との間で5回目となる首脳会談を行っている。また、2022年10月には、金委員長が、習近平中国共産党総書記の再選にあたり祝電を送付し、2023年9月には、習総書記が、北朝鮮建「国」75周年にあたり祝電を送付している。

中国は朝鮮半島問題に関して「3つの堅持」（①朝鮮半島の非核化実現、②朝鮮半島の平和と安定の維持、③対話と協議を通じた問題解決）と呼ばれる基本原則を掲げているとされ、非核化のみならず従来の安定維持や対話も同等に重要との立場をとっていると考えられる。こうした状況のもと、中国は北朝鮮に対する制裁を強化する2017年までの累次の国連安保理決議に賛成してきた一方、最近では、ロシアとともに国連安保理決議に基づく制裁の一部解除などを含む決議案を国連安保理で提案するなどの動きも見せているほか、2022年5月には北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの発射を受けて米国が提案した制裁決議案に対し、ロシアとともに拒否権を行使した。

なお、国連安保理決議で禁止されている、洋上での船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に関し、中国側は終始自身の国際義務を真剣に履行しているとしているが、中国籍船舶の関与が指摘されている。

4　その他の諸国との関係

(1) 東南アジア諸国との関係

東南アジア諸国との関係では、引き続き首脳クラスなどの往来が活発である。また、ASEAN＋1（中国）やASEAN＋3（日本、中国、韓国）、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国間枠組みにも中国は積極的に関与している。さらに、中国は「一帯一路」構想のもと、インフラ整備支援などを通じて各国との二国間関係の発展を図ってきている。また、軍事面では、2018年10月に中国とASEANの実動演習「海上連演2018」が初めて実施されるなど、信頼醸成に向けた動きもみられる。

カンボジアのリアム海軍基地について、これまで、中国が基地の一部を独占的に利用する可能性が指摘されてきた。カンボジア側は、外国軍の基地設置は憲法違反であるとし、事実関係を否定している。また、2021年6月には、カンボジア国防相が、中国がリアム基地の開発に貢献していることは認める一方、基地施設へのアクセスは中国だけに限られていない旨表明している。そのようななか、2023年12月には、中国艦艇が、カンボジア海軍の「訓練準備」のためリアム基地に入港したと報じられた。

フィリピンとの間においては2016年7月、南シナ海をめぐる中国との紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく仲裁判断が下され、フィリピンの申立て内容がほぼ認められる結果となった。そのようななか、近年は、中国海警局に所属する船舶などによる、フィリピン船舶への妨害活動などが頻繁に報告されている。2022年11月、浮遊物を回収して持ち帰ろうとしたフィリピン軍のボートを中国海警局が妨害し、その浮遊物を強奪したとフィリピン側が発表した。2023年8月以降には、セカンド・トーマス礁に座礁しているフィリピンの軍艦シエラ・マードレ号に補給を実施しようとしたフィリピン船舶などに対して、中国海警局などが妨害を実施したとされる例が多数報告されており、このうち、2023年10月、12月、2024年3月には、中国海警局の船舶とフィリピン側船舶の衝突が発生した。2023年9月には、フィリピン沿岸警備隊が、中国海警局がスカーボロ礁に浮遊障壁を設置したとして、中国側を非難する声明を発表し、その後、フィリピン沿岸警備隊が浮遊障壁を除去したと発表した。

ベトナムとの間では、これまで、南シナ海における領有権問題や石油採掘問題などを抱えてきた。近年も、2023年8月には、西沙諸島においてベトナム漁船が、中国海警船とみられる船舶から放水を受けて損傷した旨が報じられている。一方で、トンキン湾の画定済み海上境界海域においては、両国軍は2006年以降、海軍間共同パトロールを定期的に実施している。2023年11月には、中国軍が東南アジアで主催する多国間演習「和平友誼2023」に、ベトナム軍が初めて参加した。

なお、中国とASEANは「南シナ海行動規範（COC）」の策定に向けた協議を続けている。2019年7月、中国は、中国・ASEAN外相会議において、COCの「単一の交渉草案」の第一読が完了したことを発表した。その後、第二読の開始がなされ、2021年8月のASEAN外相会議においては、序文の暫定合意に達したことが言及された。同年11月の中ASEAN首脳会議の共同声明では、実効的で実質的なCOCの早期締結への期待に言及がなされたほか、2023年7月の中ASEAN外相会議では「実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガイドライン」が採択された。

(2) 中央アジア諸国との関係

中国西部の新疆ウイグル自治区は、中央アジア地域と隣接していることから、中国にとって中央アジア諸国の政治的安定やイスラム過激派によるテロなどの治安情勢は大きな関心事項であり、国境管理の強化、上海協力機構（SCO）やアフガニスタン情勢安定化などへの関与はこのような関心の表れとみられる。また、資源の供給源や調達手段の多様化などを図るため、中央アジアに強い関心を有しており、中国・中央アジア間に石油や天然ガスのパイプラインを建設するなど、中央アジア諸国とエネルギー分野での協力を進めている。

(3) 南アジア諸国との関係

中国は、「全天候型戦略的パートナーシップ」のもと、パキスタンと密接な関係を有し、首脳級の訪問が活発であるほか、共同訓練、武器輸出や武器技術移転を含む軍事分野での協力も進展している。海上輸送路の重要性が増す中、パキスタンがインド洋に面しているという地政学上の特性もあり、中国にとってパキスタンの重要性は高まっていると考えられる。

中国は、インドとの間で経済的な結びつきが強まる一

方で、カシミールやアルナーチャル・プラデシュなどの国境未画定地域を抱えている。

2020年5月に、インドのラダック州の中印国境付近で、中印両軍の衝突が発生し、同年6月の衝突では45年ぶりに死者が発生するなど両国間の緊張が高まった。その後、両国は、暫定的な国境である実効支配線（Line of Actual Control）の管理協定に基づく現地司令官級会談を定期的に実施し、現在も段階的な緊張緩和に向けた取組を継続している。

近年中国は、スリランカとの関係を深化させている。インド洋の要衝に位置し、「一帯一路」構想を支持するスリランカに対し、中国は、鉄道・港湾・空港などのインフラ整備に巨額の経済・技術協力を実施している。一方で、2017年7月には、中国の融資で建設されているハンバントタ港の中国企業への99年間の権益貸与が合意されており、いわゆる「債務の罠」であるとの指摘もある。2022年7月に就任したウィクラマシンハ大統領は、中国を含む債権国との間で債務問題解決にむけた協議を行っている。なお、2022年8月には、中国軍戦略支援部隊が運用するとされる調査船「遠望5号」がハンバントタ港に寄港した。

(4) 欧州諸国との関係

近年、中国にとってEU諸国は、特に経済面において存在感を増している。
European Union

欧州諸国は、情報通信技術、航空機用エンジン・電子機器、潜水艦の大気非依存型推進システムなどにおいて中国やロシアよりも進んだ軍事技術を保有している。EU諸国は1989年の天安門事件以来、対中武器禁輸措置を継続してきているが、中国は同措置の解除を求めている[50]。仮にEUによる対中武器禁輸措置が解除された場合、優れた軍事技術が中国に移転されるのみならず、中国からさらに第三国などへ移転される可能性があるなど、インド太平洋地域をはじめとする地域の安全保障環境を大きく変化させる可能性がある。

近年の中国による台頭は、NATOにおいても注目されている。2022年6月のNATO首脳会合において発表された新戦略概念では、「中国の野心と威圧的な政策は、NATOの利益、安全保障および価値への挑戦」とし、核戦力の急速な増強、透明性の欠如や悪意あるハイブリッド・サイバー行動に懸念が示された。そのうえで、同盟の安全保障上の利益のため中国に関与し、また、NATOを分断するための中国の威圧的な取組を防ぐ旨言及している。

対中武器禁輸措置に関するEU内の議論やNATOの中国に対する関与方針を含め、中国と欧州諸国との関係については、引き続き注目する必要がある。

(5) 中東・アフリカ諸国や太平洋島嶼国との関係

中国は従来から、経済面において中東・アフリカ諸国との関係強化に努めており、近年では、軍事面における関係も強化している。首脳クラスのみならず軍高官の往来も活発であるほか、武器輸出や部隊間の交流なども積極的に行われている。また、中国はアフリカにおける国連PKOへ要員を積極的に派遣している。このような動きの背景には、資源の安定供給を確保するねらいのほか、将来的には海外拠点の確保も念頭に置いているとの見方がある。

中国は、オーストラリアにとって最大の貿易相手国である。2020年4月、オーストラリアが中国の新型コロナウイルス感染症発生源をめぐる独立調査の必要性を提起したのを契機に、中国がオーストラリア産牛肉などの輸入を相次いで制限するなど、豪中関係は悪化したが、その後、オーストラリアの政権交代をきっかけに、関係改善が模索されている。

また、中国は、太平洋島嶼国との関係も強化しており、積極的かつ継続的な経済援助を行っているほか、軍病院船を派遣して医療サービスの提供などを行っている。さらに、パプアニューギニアについては、資源開発などを進めているほか、防衛・警察協力に関する協定の締結の打診を繰り返していると報じられている。また、2022年4月には、ソロモン諸島との間で「安全保障協力に関する枠組み」に署名したと発表されたが、その草案には、中国による警察・軍の派遣や中国艦艇の寄港・補給を可能にする内容が含まれていると同年3月に報じられている。そのほか、フィジーやトンガとの間でも、軍事的な関係強化の動きがみられる。このように中国が太平洋島嶼国との関係を強化しつつあるなか、オーストラリアなどの各国からは、中国によるこれらの動きに対する懸念の表明もみられる。

50 中国が2018年12月に発表した対EU政策文書による。

5　武器の国際的な移転

中国は、ミサイル、戦車、無人機を含む航空機、艦船などの輸出を拡大している。具体的には、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマーが主要な輸出先とされているほか、アルジェリア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国や、タイやカンボジアなどの東南アジア諸国、サウジアラビアなどの中東諸国などにも武器を輸出しているとされる[51]。

中国による武器移転については、友好国との間での戦略的な関係の強化や影響力拡大による国際社会における発言力の拡大のほか、資源の獲得にも関係しているとの指摘がある。中国は、国際的な武器輸出管理の枠組みの一部には未参加であり、ミサイル関連技術などの中国からの拡散が指摘されるなどしている。

資料：最近の国際軍事情勢（中国）
URL：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

51　SIPRI Arms Transfers Databaseによる。

第3節 米国と中国の関係など

1 米国と中国の関係（全般）

世界第1位の経済大国である米国と、第2位の中国との関係については、中国の国力の伸長によるパワーバランスの変化、貿易問題、南シナ海をめぐる問題、台湾問題、香港問題、ウイグル・チベットをめぐる中国の人権問題といった種々の懸案などにより、近年、両国の政治・経済・軍事にわたる競争が一層顕在化してきている。特に、トランプ政権以降、米中両国において相互に牽制する動きがより表面化していたが、バイデン政権においても両国の戦略的競争が不可逆的な動きとなっていることに強い関心が集まっている。

2022年10月、バイデン政権は国家安全保障戦略（NSS）を公表し、中国は米国にとって最も重大な地政学的挑戦であり、国際秩序を再構築する意図とそれを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力をあわせ持つ唯一の競争相手であると位置づけた。また、中国は、世界をリードする大国となる野望を抱いており、急速に近代化する軍事力に投資し、インド太平洋地域での能力を高め、米国の同盟関係の浸食を試みているとしている。そして、世界は今、転換点にあり、中国との競争力を決める上で今後10年は決定的な意味を持つとの考えを示した。このような認識のもと、①競争力、イノベーション、抗たん性および民主主義への投資、②同盟国やパートナーとの連携、③米国の利益を守り将来のビジョンを築くための中国との責任ある競争の3つを対中戦略の軸として掲げている。そして、責任を持って競争を管理し、意図しない軍事的エスカレーションのリスクを低減させ、最終的に軍備管理の取組に中国を関与させる方策を通じて、より大きな戦略的安定を追求するとしている。一方で、世界経済の中心である中国は、共通の課題に対して大きな影響力を持つことから、利害が一致する場合は常に中国と協力することを厭わないとし、気候変動、核不拡散、世界的な食糧危機などを協力すべき課題としてあげた。このように、トランプ政権の対中抑止姿勢を引き継ぐ一方、国境を越える課題への対処も重視し、中国との競争管理や特定の分野における協調を打ち出している。

2022年10月に公表された国家防衛戦略（NDS）においても、インド太平洋地域と国際システムを自らの利益と権威主義の好みに合うように作り替えようとする、中国の威圧的でますます攻撃的になっている取組は、米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦であると位置づけた。そして、中国は、米国の軍事的優位性を相殺することに重点を置き、ほぼ全ての側面で人民解放軍を拡大・近代化していることから、「対応を絶えず迫ってくる挑戦」であるとし、中国に対する抑止力を維持・強化するため、国防省は迅速に行動するとの考えを示している。

また、2023年1月には、米連邦議会下院において超党派による「米国と中国共産党間の戦略的競争に関する特別委員会」を設立する決議案が可決されるなど、中国への厳しい姿勢は超党派での共通の方針となってきている。

一方、中国は、こうした米国の姿勢は冷戦思考やゼロサムゲームといった古い主張であり、大国間競争を煽っているとして反発している。また、中国は、自国の「核心的利益と重大な関心事項」について妥協しない姿勢を示しており、特に、「核心的利益の中の核心」と位置づける台湾問題に関しては、米国の関与を強く警戒している。2022年8月にペロシ米下院議長（当時）が訪台した際には、台湾周辺で大規模な軍事演習を実施するとともに、米中間の各種協議を見合わせる対抗措置を発表するなど、米国に対し強硬な姿勢を示した。同年11月に実施された、バイデン政権初となる対面での米中首脳会談において双方は、競争管理方針の策定の重要性や、対話を継続し、気候変動や食糧安全保障といった国際的な課題に協力して対処していくことで合意したものの、台湾や人権、貿易問題などの対立分野において双方の譲歩はみられなかった。また、2023年2月には米国本土上空で中国の偵察気球が探知され、米軍が撃墜した。本件について米国は、明白な主権侵害であるとともに、国際法違反である旨を中国に伝達し、同月に予定していたブリンケン国務長官の訪中を延期した。これに対し中国は、民間の気象研究用の飛行船が不可抗力により迷い込んだ旨を主張し、米国が同気球を撃墜したことについて強い不満と

抗議を表明した。

こうしたことを背景に軍当局間を含む米中間の交流は低調化したが、その後交流再開に向けた取組がみられる。2023年11月に、バイデン大統領は習近平国家主席と約1年ぶりの首脳会談を実施し、偵察気球撃墜を受けて中国側が見合わせていたとみられる軍当局間のハイレベル対話や、ペロシ下院議長（当時）訪台に際し中国が対抗措置として見合わせた軍当局間協議の再開などに合意した。また、同年12月には、米統合参謀本部議長と中国の統合参謀部参謀長の間でテレビ会談が実施されるなど、米中間の交流は徐々に再開している。

一方で、米中の競争が顕著に表れている分野の一つである機微技術や重要技術をめぐって、米国は、中国に対する警戒感を一層強めている。中国は、2022年10月の第20回党大会における習近平総書記の報告において、「機械化・情報化・智能化（インテリジェント化）の融合発展を堅持」する旨を表明するなど、先端技術を用いた軍の「智能化」を推進している。こうしたことを踏まえ、米国やその同盟国などから機微技術や重要技術が流出することにより、中国の軍事力が高まり、その結果、米国の安全保障が脅かされるとの認識のもと、バイデン政権は、機微技術や重要技術の保護・育成に力を入れている。2022年8月にはCHIPS・科学法（Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors）を成立させ、半導体分野における米国の競争力強化を狙い、米国内で半導体を生産する企業を財政面で支援する一方、支援を受けた事業者に対し、10年間は中国を含む懸念国で先端半導体製造施設の拡張などを行わないとの合意を商務長官と結ぶことを義務づけた。また、同年10月には、軍事的意思決定の速度や精度を高める高性能軍事システムなどで使用される技術や製品などを入手・製造する中国の能力を制限するため、半導体関連の輸出管理規制の強化を発表した。2023年においても、中国軍の近代化などを支援する企業を、米国からの輸出を規制するエンティティ・リスト[1]へ追加する措置を継続しているほか[2]、同年8月には、半導体・マイクロエレクトロニクス、量子技術情報、人工知能の3分野で国家安全保障上の懸念のある対中投資を制限する大統領令を発表した。

中国は、こうした米国の取組について、中国企業に悪意ある封鎖を行っているなどとして批判している。また、米国をはじめとする諸外国の規制強化に対しては、2020年以降、対抗措置となる法令などを相次いで施行している。同年9月、米国のエンティティ・リストに対抗し、中国は、信頼できないとする取引先のエンティティ・リストを施行し、また同年12月には、国家の安全と利益にかかわる技術などの輸出を管理するため輸出管理法を施行した。さらに2021年1月には外国の法律などの不当な域外適用から中国企業などを保護することを目的とした規則を成立させた。これに加え、同年6月には反外国制裁法を施行し、前米国商務長官を含む米国の個人および組織に対する制裁措置を実施した旨を発表した。また、2022年12月、中国商務部は、米国による半導体関連の輸出管理措置について、国際経済貿易の秩序を破壊するものだと批判し、世界貿易機構（WTO：World Trade Organization）に提訴した。また、台湾への度重なる攻撃的兵器の売却によって中国の安全などを損なったとして2023年2月には、初めて米企業2社を信頼できないとする取引先のエンティティ・リストに追加したほか、2024年1月には、米企業5社に対し、反外国制裁法に基づく制裁を実施すると発表している。

米中の技術分野における競争は、米中双方が新たな規制を打ち出す相互の応酬が続き、また、米国は二国間および多国間での協力強化に動くなど、その影響が国際的な広がりを見せており、今後一層激しさを増す可能性がある。

2　インド太平洋地域における米中の軍事動向

1　全般

インド太平洋地域を最重視するバイデン政権は、NSSにおいて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）は、同盟・パートナーの力の結集によってのみ達成可能との認識のもと、日本、豪州、韓国、フィリピン、タイの5か国

1　エンティティ・リストとは、米国商務省産業安全保障局が輸出管理規則に基づき、国家安全保障や外交政策上の懸念があるとして指定した企業を列挙したもの。掲載された企業に物品やソフトウェア、生産・開発に必要な技術を輸出する際には米国商務省産業安全保障局の許可が必要となる。

2　例えば、米政府は、2023年2月には、気球を含む中国軍の航空宇宙計画に対する支援を理由に、中国の航空宇宙関連企業・団体をエンティティ・リストに追加した。また、2023年6月には、中国軍の近代化に加担しているなどとして、中国の企業・団体などをエンティティ・リストに追加している。

の同盟国との最も緊密なパートナーシップを深化していくと表明している。また、クアッドやAUKUSも地域の課題に取り組む上で重要であり、インド太平洋諸国と欧州諸国間の連携により総合力を強化するほか、東南アジアと太平洋諸島地域にも重点を置き、地域的な外交、開発や経済的な関与を拡大するとした。さらに、NDSにおいては自由で開かれた地域秩序を維持し、武力による紛争解決の試みを抑止するため、インド太平洋地域における抗たん性のある安全保障構造を強化・構築し、わが国との同盟関係を近代化し、戦略立案と優先順位を統合的に調整することで統合能力を強化する方針を示している。

また、2023年12月に成立した2024会計年度国防授権法は、中露との戦略的競争などを重視した内容となっており、インド太平洋地域における米軍の態勢強化を目的とする太平洋抑止イニシアチブへの予算増加、同地域における地上発射型戦域ミサイル能力態勢に関する戦略策定など、インド太平洋における米軍の態勢や能力強化に関する取組が含まれている。

わが国との関係においては、2023年1月の日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）共同発表において、米国はわが国を含むインド太平洋における戦力態勢を最適化する決意を表明した。また、米国は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用される旨を繰り返し表明しており、バイデン政権においても、NSSにおいて、尖閣諸島も含め、日米安保条約下での日本防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再確認しているほか、日米首脳会談などにおいても、同方針を継続して確認している。

一方、中国は、これらの米国の姿勢に対し、中国の発展を抑え込み、米国の覇権を擁護しようとしているなどとして反発しており、米国がインド太平洋地域での関与を強化するとともに、クアッドなどの取組が強固な同盟関係に成長することを警戒しているとみられる。また、中国は経済成長などを背景に急速に軍事力を強化させており、インド太平洋地域における米中の軍事的なパワーバランスは変化している。米国は、中距離核戦力全廃条約（INF条約）や新戦略兵器削減条約（新START）の枠組みの外にあった中国が、地上発射型のミサイルの戦力を一方的に強化してきていることに関し、軍備管理交渉に中国を含めるべきであると主張し、中国のミサイル戦力強化に一定の歯止めをかけたい意向を示してきたが、中国は、まずは米国が率先して軍縮を実施するべきとして一貫して拒否[3]している。

Intermediate-Range Nuclear Forces　Strategic Arms Reduction Treaty

米中の軍事的なパワーバランスの変化は、インド太平洋地域の平和と安定に影響を与えうることから、南シナ海や台湾をはじめとする同地域の米中の軍事的な動向について一層注視していく必要がある。

2　南シナ海

南シナ海をめぐる問題について、米国は、海上交通路の航行の自由の阻害、米軍の活動に対する制約、地域全体の安全保障環境の悪化などの観点から懸念を有しており、中国に対し国際的な規範の遵守を求めるとともに、中国の一方的かつ高圧的な行動を累次にわたり批判している。一方、中国は、米国が南シナ海の平和と安定に対する最大の脅威であると反発を示し、対立を深めている。

中国は1950年代以降、南シナ海における力の空白を突いて進出を進め、西沙諸島の軍事拠点化などを推し進めるとともに、2014年以降、南沙諸島において大規模かつ急速な埋立てを実施してきた。2016年の比中仲裁判断において、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定された後も、この判断に従う意思のないことを明確にして、同地域の軍事拠点化を進めている。

参照　2節2項6（5）（南シナ海における動向）、7節（東南アジア）

米国は、従来、南シナ海をめぐる問題について中国の行動を批判し、また、「航行の自由作戦」などを実施してきた。

バイデン政権においても、中国による南シナ海での海洋権益に関する主張について米国は拒否するとしたうえで、中国の圧力に直面する東南アジア諸国とともに立ち上がると表明し、一貫した対中抑止の厳しい姿勢を示している。2021年7月には、比中仲裁判断から5年を迎えたことを受けブリンケン国務長官が声明を発表し、中国に対して国際法の義務を順守することを改めて求めた。2022年1月には、米国務省が、南シナ海における中国の海洋権益主張を国際法に照らして検討した報告書を公表

3　2019年12月11日付の中国外交部HPによる。

し、南シナ海の大部分に及ぶ中国の主張は不法であり、海洋における法の支配を深刻に損なうと指摘している。また、2023年2月には米国とフィリピンの国防相会談において、米軍のローテーション展開を可能とする「防衛協力強化に関する協定（EDCA）」に基づくフィリピン国内の協力拠点を、従来の5か所から、新たに4か所を追加することに合意するなど、南シナ海沿岸国との連携をさらに強化する姿勢をみせている。

加えて、米国は、南シナ海における軍事的な取組を強化させてきている。中国などによる行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、「航行の自由作戦」を継続的に実施するとともに、2020年7月、2014年以降初めて2個空母打撃群による合同演習を実施し、バイデン政権発足後も、2021年2月以降、同様の演習を複数回にわたり実施している。さらに、わが国や英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、シンガポール、インドネシア、フィリピンといったパートナー国との共同訓練も実施している。それに対し、中国は、地域の平和や安定につながらないなどと米国を批判している。また、南シナ海などを航行していた米海軍艦船に対して、中国海軍艦艇などが接近・妨害する事案や、中国軍の戦闘機が米軍機に接近したとされる事案などが発生している。例えば、米国防省は、2021年から2023年までにかけて、中国軍機が東シナ海・南シナ海において米航空機に対して180件以上の危険な飛行を行ったことを記録し、また、中国軍が米国の同盟国などの軍に対して約100件の危険な行動を実施したと指摘している[4]。

今後、南シナ海において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序の形成が重要である中、軍事的な緊張が高まる可能性があり、FOIPというビジョンを米国とともに推進するわが国としても、高い関心を持って注視していく必要がある。

3　台湾

中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持しており、「一つの中国」の原則が、中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。また、中国は、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、両岸問題において武力行使を放棄していないことをたびたび表明している。2005年3月に制定された反国家分裂法では、「平和的統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式やそのほか必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる」とし、武力行使の不放棄が明文化されている。また、2022年10月、習総書記は、第20回党大会における報告の中で、両岸関係について、「最大の誠意をもって、最大の努力を尽くして平和的統一の未来を実現」するとしつつも、「台湾問題を解決して祖国の完全統一を実現することは、中華民族の偉大な復興を実現する上での必然的要請」であり、「決して武力行使の放棄を約束せず、あらゆる必要な措置をとるという選択肢を残す」との立場を改めて表明した。

一方、米国は、NSSにおいて、台湾海峡の平和と安定の維持に変わらぬ関心を持ち、中台いずれの側によるものであっても一方的な現状変更に反対であり、台湾の独立を支持せず、台湾関係法、3つの米中共同コミュニケ、6つの保証により導かれる「一つの中国」政策に引き続きコミットする考えを示した。そのうえで台湾の自衛を支援し、台湾に対するいかなる武力行使や威圧にも抵抗する米国の能力を維持するという、台湾関係法に基づくコミットメントを守る考えを示している。

バイデン政権は、中国を米国にとって最も重大な地政学的挑戦で、国際秩序を再構築する意図と能力を備えた唯一の競争相手と位置づけ、台湾をめぐる問題などについては、同盟国やパートナー国との協力によって中国を牽制する外交姿勢を鮮明にしている。例えば、バイデン政権発足以降、日米首脳会談、G7首脳会談、米EU首脳会談などの国際会議の場において、「台湾海峡の平和と安定」の重要性が繰り返し言及されている。さらに、バイデン政権は、国連加盟国に対し、台湾が国連システムへ意味のある参加をすることへの支援を呼びかけるなど、台湾の国際的地位を高める取組を推進している。

また、米国は、台湾関係法に基づき台湾への武器売却を決定してきており、バイデン政権発足以降も、自走榴弾砲や航空機搭載型ミサイルの売却や防空ミサイルシステムの維持補修など、継続的な売却が行われている。米艦艇や航空機による台湾海峡通過をバイデン政権発足以降も定期的に実施し、加えて、2021年10月には、蔡英文（さいえいぶん）総統（当時）が米メディアのインタビューにおい

4　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

て、米軍が訓練目的で台湾に来訪していることを認める発言を行ったほか、2023年3月には、オースティン米国防長官が米議会公聴会において、米州兵が台湾軍に訓練を実施している旨証言している。

さらに、米国は、政府のみならず、議会も台湾に対する支援を一層強化する方針を示してきている。2022年には、ペロシ米下院議長（当時）をはじめ、米国の議員らがたびたび台湾を訪れ、蔡総統（当時）などと会見し、米台関係の強化などについて意見交換を行ったとされる。2023会計年度国防授権法では、台湾との安全保障協力を強化するための台湾抗たん性強化法の承認や、2023年から2027年の5年間で、最大100億ドルの軍事融資を行うことを承認するなどの内容が盛り込まれ、2024会計年度国防授権法では、台湾軍に対する包括的な訓練や助言を実施することや、制度的な能力構築プログラムを確立することなどが盛り込まれている。

こうした米台接近に対し、中国は、米台双方の要人往来に際し台湾周辺で軍事演習を実施するなど、台湾周辺での軍事活動をさらに活発化させている。

参照　2節2項6（4）（台湾周辺における動向）、2節「解説」（台湾をめぐる中国の軍事動向）

バイデン政権が軍事面において台湾を支援する姿勢を鮮明にしていく中、台湾問題を「核心的利益の中の核心」と位置づける中国が、米国の姿勢に妥協する可能性は低いと考えられ、台湾をめぐる米中間の対立は一層顕在化していく可能性がある。台湾をめぐる情勢の安定は、わが国の安全保障にとってはもとより、国際社会の安定にとっても重要であり、わが国としても一層緊張感を持って注視していく必要がある。

3　台湾の軍事力と中台軍事バランス

1　中国との関係

2016年に就任した民進党の蔡英文総統（当時）は、「一つの中国」を体現しているとする「92年コンセンサス」について一貫して受入れていない旨を表明してきた[5]。これに対して中国は、民進党が一方的に両岸関係の平和的発展という政治的基礎を破壊しているなどと批判するとともに、「92年コンセンサス」を堅持することは両岸関係の平和・安定の基礎であると強調している。

また、台湾に対する「一国二制度」の適用について、習総書記は2019年1月の「台湾同胞に告げる書」40周年記念大会で、「台湾での『一国二制度』の具体的な実現形式は、台湾の実情を十分に考慮する」などと提起した。これに対し、蔡総統（当時）は即日、「一国二制度」を断固受入れないとする談話を発表し、「公権力を有する機関同士」の対話を呼びかけた。さらに、2021年10月、習総書記は辛亥革命110周年を記念する式典において、「国家を分裂させるものは全て、これまでも良い結末はなく、必ずや人民に唾棄され、歴史的な審判を受けるであろう」と述べ、蔡政権を改めてけん制した。一方、蔡総統（当時）は同月の双十節での演説において「現状維持が我々の主張である」としつつ、「中華民国と中華人民共和国は互いに隷属しないことを堅持」すべきと述べ、両岸の対立を双方の対等な立場での対話によって解決する姿勢を強調している。

2024年1月に実施された台湾総統選挙では、蔡英文路線を継承する旨表明してきた与党民進党候補者の頼清徳（らいせいとく）氏が当選し、同年5月に総統に就任した。一方、総統選挙同日に実施された立法委員選挙において、改選前は民進党が単独過半数の座にあったところ、民進党と国民党ともに過半数を割り込み、全113議席中、野党国民党は52議席と第1党に、民進党は51議席と第2党の少数与党に転じ、新規政党の台湾民衆党が8議席とキャスティングボートを握ることとなった。このような選挙結果に対し、中国は、「台湾は中国の一部であるという基本的事実を変えることはできない」、「選挙結果は民進党が党内の主流の民意を代表するものでは決してないことを示した」などと頼・次期政権をけん制した。

国際社会と台湾の関係については、蔡総統（当時）の就任前後から、国際機関が主催する会議などにおいて、これまで参加していたものを含め、相次いで台湾代表が出席を拒否されたり、台湾に対する招待が見送られたり

5　1992年に中台当局が「一つの中国」原則について共通認識に至ったとされるもの。当事者とされる中国共産党と台湾の国民党（当時の台湾与党）の間で「一つの中国」にかかる解釈が異なるとされるほか、台湾の民進党は「92年コンセンサスを受入れていない」としてきている。

するなどしている[6]。さらに、2024年1月にナウルが台湾と断交して中国と外交関係を樹立したことにより、台湾の国交国は2016年5月の蔡政権発足当初の22か国から12か国に減少している。台湾当局はこれらを「中国による台湾の国際的空間を圧縮する行為」などとし、強い反発を示している。

2　台湾の軍事力と防衛戦略

台湾軍の戦力は、現在、海軍陸戦隊を含めた陸上戦力が約10万4,000人ある。陸軍の編成については、従来の軍団などを廃止し、統合作戦組織である作戦区を常設する計画が進められているとされ、この理由について台湾国防部長は、平時と戦時が結合した統合作戦の遂行に有利とするためと説明している。このほか、有事には陸・海・空軍合わせて約166万人の予備役兵力を投入可能とみられており、2022年1月には、予備役や官民の戦時動員にかかわる組織を統合した全民防衛動員署が設立され、有事の際の動員体制の効率化が図られている。海上戦力については、米国から導入されたキッド級駆逐艦のほか、自主建造したステルスコルベット「沱江（だこう）」などを保有している。台湾は現在、「国艦国造」と称する艦艇自主建造計画を推進しており、量産型の沱江級コルベットを2026年までに11隻、潜水艦を2023年9月に進水した1番艦を含め最終的に8隻程度それぞれ建造する計画などが進められている。航空戦力については、F-16（A/B改修Ⅴ型）戦闘機、ミラージュ2000戦闘機、経国戦闘機などを保有している。2021年11月、台湾初のF-16A/B改修Ⅴ型から編成される部隊が嘉義基地に発足し、米国から導入予定である新造のF-16V戦闘機を含め、より長射程のミサイルを搭載できる戦闘機の配備が強化されている。

図表Ⅰ-3-3-1　台湾軍の配置

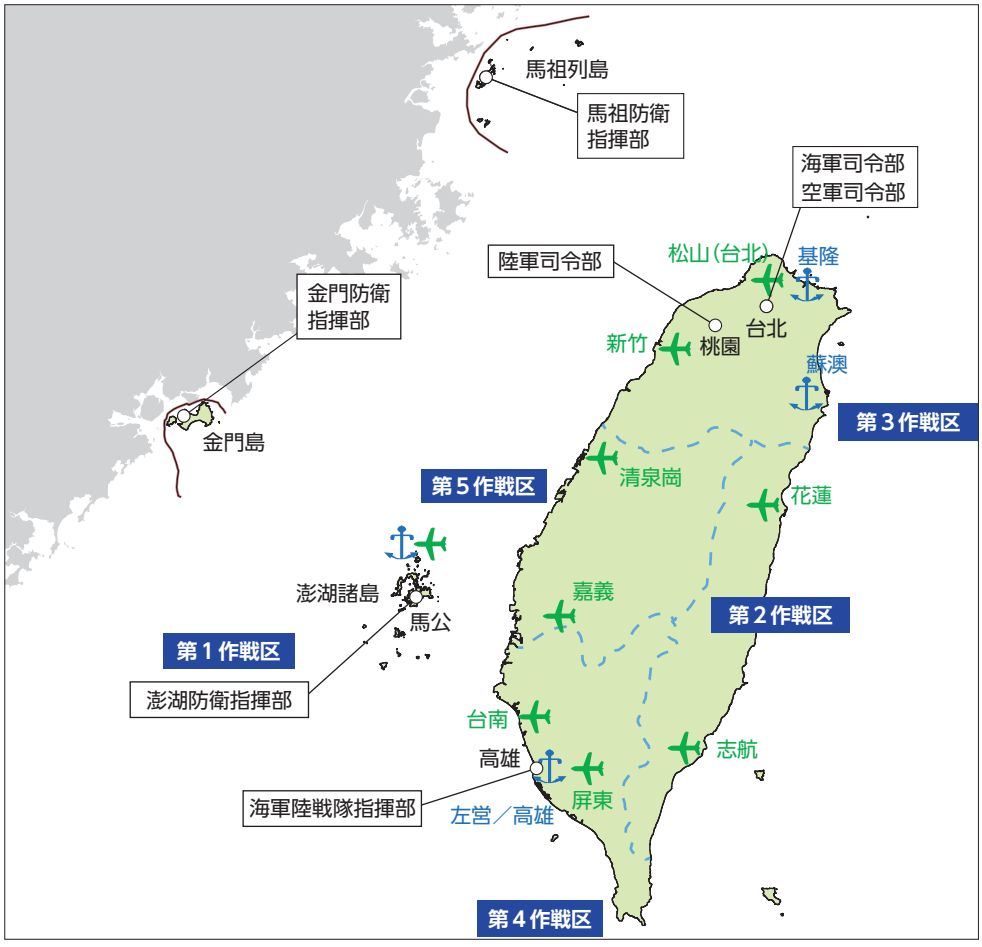

6　2019年9月24日付の台湾外交部HPによる。

台湾は1951年から徴兵制を採用してきたが、その後志願制への移行が進められ、徴兵による入隊は2018年末までに終了した。それ以降も、適齢男性（18～36歳）に対する4か月間の軍事訓練義務が維持されてきたが、蔡政権は、2024年1月から適齢男性に対する1年間の義務兵役を復活させた。陸軍では2023年までに義務役兵主体の歩兵旅団を7個新編して計12個旅団体制とし、2024年1月から1年制となった義務役兵の受入れを開始した。新兵役制度では、従来の軍事訓練義務よりも訓練内容を強化するとし、具体的には、新装備の操作訓練の強化や実戦的な訓練への参加などが義務づけられるとされる。

一方、中国は、台湾に対する武力行使を放棄しない意思を示し続けており、航空・海上封鎖、限定的な武力行使、航空・ミサイル作戦、台湾への侵攻といった軍事的選択肢を発動する可能性があり、その際、米国の潜在的な介入の抑止または遅延を企図することが指摘されている。報道によれば、2021年12月、台湾国防部が立法院に提出した、非公表の報告書では、中国の台湾侵攻プロセスは次のとおりとされている。中国は初期段階において、演習の名目で軍を中国沿岸に集結させるとともに、「認知戦」を行使して台湾民衆のパニックを引き起こした後、海軍艦艇を西太平洋に集結させて外国軍の介入を阻止する。続いて、「演習から戦争への転換」という戦略のもとで、ロケット軍および空軍による弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの発射が行われ、台湾の重要軍事施設を攻撃すると同時に、戦略支援部隊が台湾軍の重要システムなどへのサイバー攻撃を実行する。最終的には、海上・航空優勢の獲得後、強襲揚陸艦や輸送ヘリなどによる着上陸作戦を実施し、外国軍の介入の前に台湾制圧を達成する。

このような中国の動向に対し、台湾は、蔡総統（当時）のもと、「防衛固守・重層抑止」と呼ばれる戦闘機、艦艇などの主要装備品と非対称戦力を組み合わせた多層的な防衛態勢により、中国の侵攻を可能な限り遠方で阻止する防衛戦略を打ち出している。2019年の台湾国防報告書によると、この戦略のもとに、機動、隠蔽、分散、欺瞞、偽装などにより、敵の先制攻撃による危害を低減させ、軍の戦力を確保する「戦力防護」、航空戦力や沿岸に配置した火力により局地的優勢を確保し、統合戦力を発揮して敵の着上陸船団を阻止・殲滅する「沿海決勝」、敵の着上陸、敵艦艇の海岸部での行動に際し、陸・海・空の兵力、火力および障害で敵を錨地、海岸などで撃滅し、上陸を阻止する「海岸殲滅」からなる防衛構想を提起している[7]。これは、中台間に圧倒的な兵力差がある中で、中国軍の作戦能力を消耗させ、着上陸を阻止・減殺するねらいがあるとともに、中国軍の侵攻を遅らせ、米軍介入までの時間稼ぎを想定しているとみられる。台湾は、「防衛固守・重層抑止」を完遂するために、国産の非対称戦力や長射程兵器の開発生産を拡充するとともに、米国から高性能・長射程の武器を導入することで、中国軍の侵攻をより遠方で制約することを企図しているとみられる。台湾は現在、海空戦力や長射程ミサイルなどの自主開発を強化しており、2021年11月には、海空戦力などの拡充のための特別予算案が可決され、5年間で2,400億台湾ドル（約9,500億円）を自主開発装備の取得に投入することを決定した。これに加え、台湾は米国から、高機動ロケット砲システム「M142」（HIMARS）、地対艦ミサイルシステム「RGM-84L-4」（ハープーン）、長距離空対地ミサイル「AGM-84H」（SLAM-ER）などを取得することを決定している。

High Mobility Artillery Rocket System

Standoff Land Attack Missile Expanded Response

2023年9月、蔡政権下では4回目となる、国防政策の取組などを国民に示す国防報告書（2023年国防報告書）が公表された。同報告書では、安全保障上の課題として、中国による常態的なハラスメントと脅威の項目が新たに設けられ、2022年以降、中国の台湾に対する軍事行動が頻繁かつ多様化していると指摘しつつ、具体的には、中国軍アセットの台湾海峡「中間線」越えや、台湾周辺での航行・飛行禁止区域の設定、実戦的な軍事演習などの例をあげ、台湾への威嚇を強めているとして中国軍の常態的な活動に対する台湾の強い警戒感が示された。こうした中国の脅威に対し、同報告書では「防衛固守・重層抑止」の防衛戦略を維持しつつ、同戦略の説明において「縦深防衛」の項目が新たに設けられ、具体的には、集結する台湾侵攻部隊への先制打撃、米国のインド太平洋戦略と連携した防衛空間の拡大、義務役・予備役部隊の戦闘能力や住民動員能力の強化などがあげられており、防衛線の多層化や社会全体の強靱化に取り組む姿勢が示

7　なお、2021年の「4年ごとの国防総検討」（QDR：Quadrennial Defense Review）および国防報告書では、「対岸拒否、海上攻撃、水際撃破、海岸殲滅」との用兵理念が提示されており、敵を重層的に阻止するとともに統合火力攻撃を行い、敵の作戦能力を逐次弱体化し、敵の攻勢を瓦解させ、敵の上陸侵攻を阻み、台湾侵攻を失敗させる、と説明されている。

された。

このほか、台湾は、中国軍の侵攻を想定した大規模軍事演習「漢光」を毎年実施しており、一連の演習を通じ台湾軍の防衛戦略を検証しているものと考えられている。近年の「漢光」では、対着上陸や迎撃などの演目のほか、対サイバー戦、海軍と海巡署の共同訓練といった対グレーゾーン戦略を意識した訓練が行われている。2023年の「漢光39号」では、ウクライナ侵略や中国軍艦艇の台湾東部側での活動活発化などを踏まえた訓練内容が設定されたとされており、台風の影響で一部訓練が中止されたものの、対着上陸、重要インフラ防護、軍民連携による戦時防災、地対艦ミサイルの東部展開などの訓練が行われた。

3　中台軍事バランス

中国が継続的に高い水準で国防費を増加させる一方、2024年度の台湾の国防費は約4,345億台湾ドルと約20年間でほぼ横ばいである。同年度の中国の公表国防費は約1兆6,655億4000万元であり、台湾中央銀行が発表した為替レートで米ドル換算して比較した場合、台湾の約17倍となっている。なお、中国の実際の国防支出は公表国防費よりも大きいことが指摘されており、中台国防費の実際の差はさらに大きい可能性がある。

図表Ⅰ-3-3-2　台湾の防衛当局予算の推移

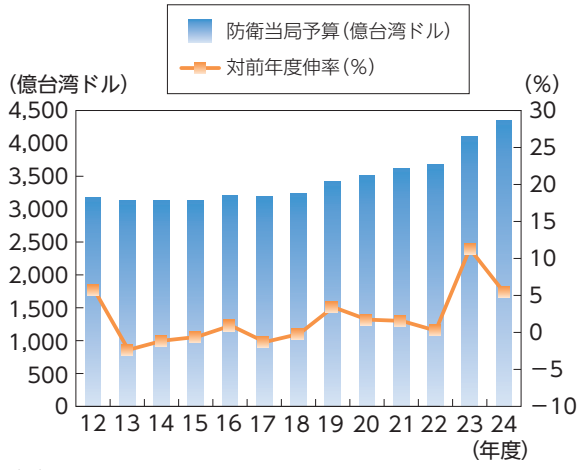

（注）　台湾行政院主計総処HPによる。

米国防省が2023年10月に公表した「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告（2023年）」によれば、中国軍の対台湾侵攻戦力を次のように評価している。

- 陸軍は、水陸両用作戦を遂行可能な6個合成旅団を編成しており、そのうち4個旅団が台湾を作戦範囲とする東部戦区に、2個旅団が南部戦区に編成されている。
- 海軍は、第1列島線内における海上優勢の獲得や第3国の介入阻止を完遂するため、新型の攻撃潜水艦や対空能力を備えた水上戦闘艦艇などを配備している。現在、大規模な台湾侵攻に必要と考えられる数の揚陸艦や上陸舟艇への投資は行っていないものの、民間の輸送船などによって不足分を補おうとしている可能性がある。
- 空軍は、対空・対地作戦を実施するための先進的航空機を獲得しているほか、台湾侵攻時に軍の作戦を支援するための高いISR（Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance）能力を保有している。また、給油能力の向上により、より遠隔地での活動を可能とする能力を向上させている。
- ロケット軍は、台湾の軍事施設など高価値の目標に対するミサイル攻撃を行い、台湾の防衛力を低下させ、戦意を喪失させることを企図している。

これに加え、同報告書は、台湾侵攻時においては、戦略支援部隊がサイバー戦や心理戦を実施するほか、聯勤保障部隊が統合的な後方支援任務を担う旨指摘している。

中台の軍事力の一般的な特徴については次のように考えられる。

①　陸軍力については、中国が圧倒的な兵力を有しているものの、台湾本島への着上陸侵攻能力は現時点では限定的である。しかし、近年、中国は大型揚陸艦の建造・就役など着上陸侵攻能力を着実に向上させるとともに、民間の輸送船などの動員によって、輸送能力の向上を図っているとみられる。これに対し、台湾側も近年、対戦車ミサイル「ジャベリン」などの非対称兵器を使用した訓練の強化や、予備役および徴兵対象者の戦闘訓練の拡充など、対着上陸能力向上に向けた取組を行っている。

②　海・空軍力については、電磁カタパルト搭載の可能性が指摘される2隻目の国産空母の進水や、第5世代戦闘機であるJ-20戦闘機の作戦部隊への配備など、中国の海・空軍力が質的にも量的にも急速に強化されている。一方、台湾は、海空戦力増強のための特別予算を可決するなど海空戦力の強化に努めているものの、その戦力差は中国に有利な方向に拡大する傾向

にある。

③　ミサイル攻撃力については、中国は台湾を射程に収める短距離弾道ミサイルや多連装ロケット砲などを多数保有している。これに対し台湾は、米国からPAC-3の導入、台湾独自の天弓3型ミサイルの陣地増設を進めるなどミサイル防衛能力を強化しているが、飽和攻撃への対応には限界があると指摘されている。また、台湾は、射程1,200kmとも言われる地対地ミサイル「雄昇」などの長射程巡航ミサイルの開発・生産を行っていることが指摘されるとともに、米国から長射程空対地ミサイル「AGM-158」の導入を目指しているとされるなど、スタンドオフ攻撃能力の向上を図っている。

軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量だけではなく、想定される軍事作戦の目的や様相、運用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要素から判断されるべきものであるが、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化している。

中国は、台湾周辺における威圧的な軍事活動を活発化させており、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定については、わが国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

力による一方的な現状変更はインド太平洋のみならず、世界共通の課題との認識のもと、わが国としては、同盟国たる米国や同志国、国際社会と連携しつつ、関連動向を一層の緊張感を持って注視していく。

参照 図表Ⅰ-3-3-1（台湾軍の配置）、図表Ⅰ-3-3-2（台湾の防衛当局予算の推移）、図表Ⅰ-3-3-3（中台軍事力の比較）、図表Ⅰ-3-3-4（中台の近代的戦闘機の推移）

図表Ⅰ-3-3-3　中台軍事力の比較

		中国	台湾
総　兵　力		約204万人	約17万人
陸上戦力	陸上兵力	約97万人	約9万4千人
	戦　車　等	99/A型、96/A型、88A/B型など 約5,950両	M-60A3、CM-11など 約750両
海上戦力	艦　艇	約690隻　約236万トン	約150隻　約21万トン
	空母・駆逐艦・フリゲート	約100隻	約30隻
	潜　水　艦	約70隻	4隻
	海　兵　隊	約4万人	約1万人
航空戦力	作　戦　機	約3,200機	約470機
	近代的戦闘機	J-10×588機 Su-27/J-11×327機 Su-30×97機 Su-35×24機 J-15×60機 J-16×292機 J-20×200機 （第4・5世代戦闘機　合計1,588機）	ミラージュ 2000×54機 F-16（改修V型）×140機 経国×127機 （第4世代戦闘機　合計321機）
参考	人　口	約14億2,000万人	約2,360万人
	兵　役	2年	1年

（注）　資料は、「ミリタリー・バランス（2024）」などによる。

図表Ⅰ-3-3-4　中台の近代的戦闘機の推移

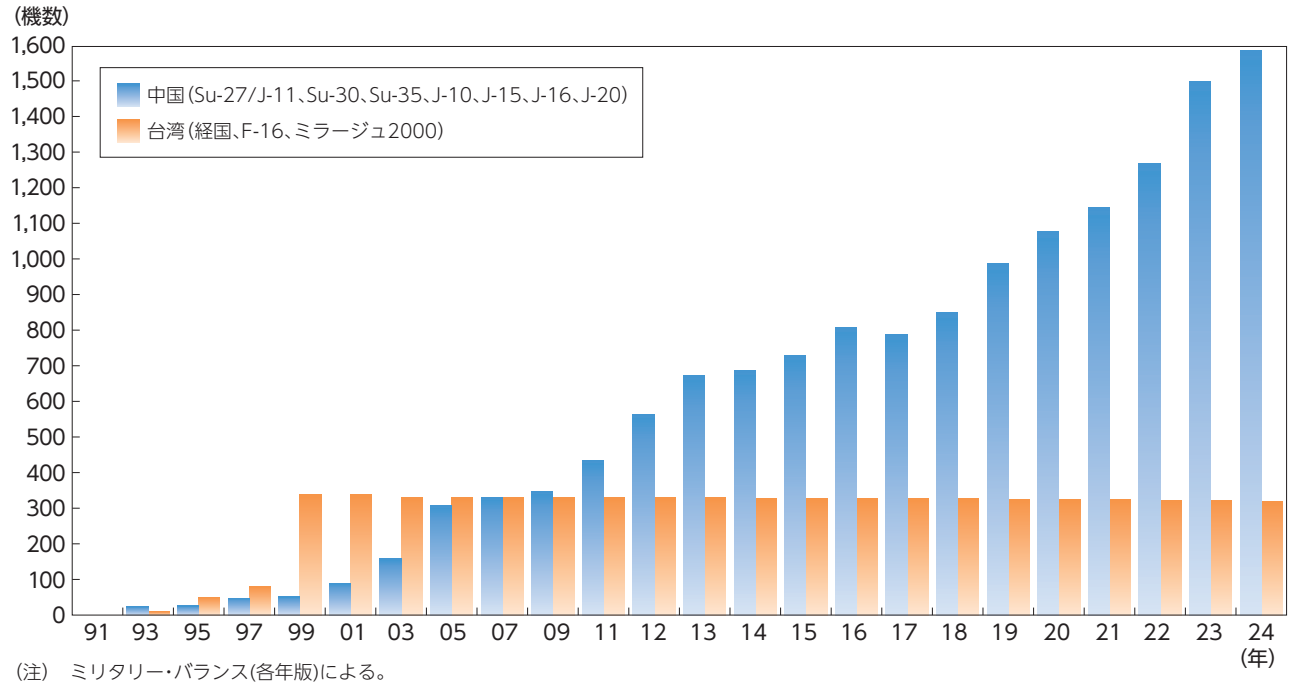

(注)　ミリタリー・バランス(各年版)による。

第4節 朝鮮半島

朝鮮半島では、半世紀以上にわたり同一民族の南北分断状態が続き、現在も、非武装地帯（DMZ）を挟んで150万人程度の地上軍が厳しく対峙（Demilitarized Zone）している。

このような状況にある朝鮮半島の平和と安定は、わが国のみならず、東アジア全域の平和と安定にとって極めて重要な課題である。

参照 図表Ⅰ-3-4-1（朝鮮半島における軍事力の対峙）

図表Ⅰ-3-4-1 朝鮮半島における軍事力の対峙

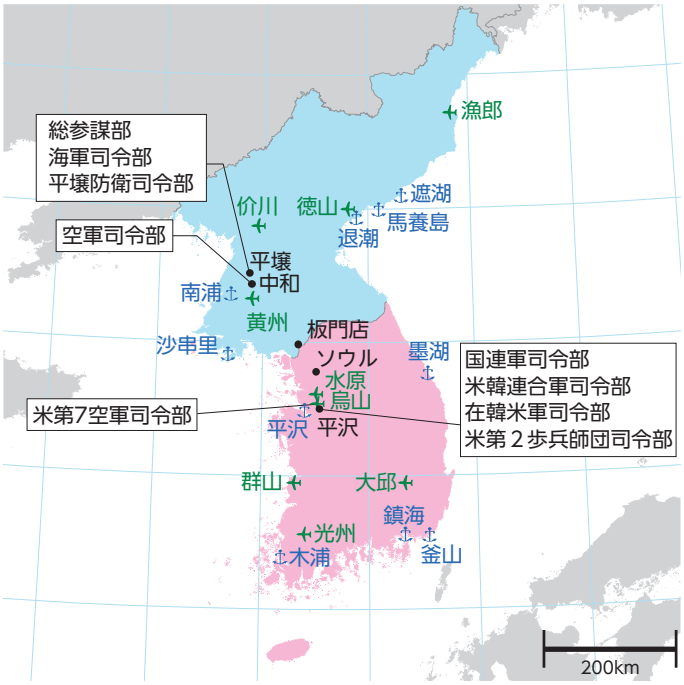

		北朝鮮	韓　国	在韓米軍
総　兵　力		約128万人	約50万人	約3万人
陸軍	陸上兵力	約110万人	約37万人	約2万人
	戦　車	T-62、T-54、T-55など、約3,500両	M-48、K-1、T-80など、約2,120両	M-1A2SEPv2
海軍	艦　艇	約760隻、10万トン	約230隻、29万トン	支援部隊のみ
	駆逐艦 フリゲート 潜水艦	6隻 21隻	12隻 13隻 20隻	
	海兵隊		約2.9万人	
空軍	作戦機	約550機	約660機	約80機
	第3/4/5世代戦闘機	MiG-23×56機、MiG-29×18機	F-4×29機、F-16×160機、F-15×59機、F-35×39機	F-16×60機
参考	人　口	2,619万人	5,197万人	
	兵　役	男性10年、女性7年	陸軍18か月、海軍20か月、空軍21か月	

（注）資料は「ミリタリー・バランス（2024）」などによる。

1 北朝鮮

1 全般

北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）国務委員長[1]（金委員長）は2016年5月、経済建設と核武力建設を並行して進めていくという、いわゆる「並進路線」を「先軍政治[2]」とあわせて堅持する旨明らかにした。実際に、北朝鮮は同年から翌2017年にかけて3回の核実験や多数の弾道ミサイルの発射を強行し、国家核武力の完成を実現した旨発表したが、こうした動きを受け、国連安保理決議による制裁が強化されたほか、わが国や米国が独自の措置を講じてきた。

転じて2018年に入ると、金委員長は「並進路線」が貫徹されたとし、「社会主義経済建設に総力を集中」する「新たな戦略的路線」を発表した。米朝や南北間の対話機運が高まるなか、金委員長は「核実験と大陸間弾道ロケット試験発射」の中止決定、核実験場の爆破公開などを進め、同年6月の米朝首脳会談で朝鮮半島の完全な非核化の意思を表明した。

しかし、2019年2月の米朝首脳会談は、双方が合意に達することなく終了し、金委員長は同年12月、米国の対北朝鮮敵視が撤回されるまで、戦略兵器開発を続ける旨表明した。また、2021年1月には、米国を敵視して「核戦争抑止力を一層強化」するなど、核・ミサイル能力の開発を継続する姿勢を示した。

その後も北朝鮮は米国の対北朝鮮姿勢を批判しつつ、「自衛的」な権利として核武力をはじめとする軍事力強化への意思を表明し続けている。近年、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルなどの発射を繰り返した。2022年2月、北朝鮮は大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile）の発射を再開し、2023年9月には憲法に「核兵器発展を高度化」するとの内容を明記した。

これまでも北朝鮮は、6回の核実験に加え、核兵器の運搬手段たる弾道ミサイルの発射を繰り返し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発推進や運用能力の向上を図ってきた。技術的には、わが国を射程に収める弾道ミサイルについては、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現し、これによりわが国を攻撃する能力を保有しているとみられるが、北朝鮮は今後も引き続き核・ミサイルをはじめとする戦力・即応態勢の維持と一層の強化に努めていくものと考えられる。また、北朝鮮は大規模な特殊部隊を保持しているほか、サイバー部隊の強化を進めているとみられる。

2024年1月の最高人民会議に関する北朝鮮の発表によれば、北朝鮮の同年度予算に占める国防費の割合は15.9%となっているが、これは実際の国防費の一部にすぎないとみられ、深刻な経済的困難に直面し、人権状況も全く改善されないなかにあっても、軍事面に資源を重点的に配分し続けている。加えて、北朝鮮は、わが国を含む関係国に対する挑発的言動を繰り返してきた。

北朝鮮のこうした軍事動向は、わが国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっており、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。また、大量破壊兵器などの不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題となっている。

北朝鮮の核開発・保有が認められないことは当然であり、弾道ミサイルなどの開発・配備状況、朝鮮半島における軍事的対峙、大量破壊兵器やミサイルの拡散の動きなどともあわせ、わが国として強い関心を持って注視していく必要がある。また、拉致問題については、引き続き、米国をはじめとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

2 軍事態勢

(1) 全般

北朝鮮は、南北分断下で一貫して軍事力を増強してきた[3]が、冷戦終結による旧ソ連圏からの軍事援助の減少や経済低迷、韓国軍の近代化といった要因から、装備の多くは旧式化し、通常戦力では韓国軍と在韓米軍に対して著しい質的格差がみられる。それでも、北朝鮮は、核・

1 2016年5月当時は国防委員会第1委員長。同年6月に開催された最高人民会議において、国防委員会を国務委員会に改め、金正恩氏が「国務委員長」に就任したことを受け、金正恩氏の役職は国務委員長に統一している。

2 朝鮮労働党第7回大会決定書「朝鮮労働党中央委員会事業総括について」（2016年5月8日）では、「軍事先行の原則で軍事を全ての事業に優先させ、人民軍隊を核心、主力として革命の主体を強化し、それに依拠して社会主義偉業を勝利のうちに前進させていく社会主義基本政治方式」とされる。

3 北朝鮮は、1962年に朝鮮労働党中央委員会第4期第5回総会で採択された、全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武装化、全土の要塞化という四大軍事路線に基づいて軍事力を増強してきた。

ミサイル能力の増強に集中的に取り組む傍ら、通常戦力についても、研究開発や訓練を継続的に実施するなど、一定の戦力基盤の保有に注力しているものとみられる。

北朝鮮の総兵力は陸軍を中心に約128万人にのぼり、DMZ付近に展開する砲兵部隊を含め、依然として大規模な軍事力を維持している。また、情報収集や破壊工作などに従事する大規模な特殊部隊などを保有しているほか、全土にわたって多くの軍事関連の地下施設が存在するとみられていることも、北朝鮮の特徴の一つである。

さらに、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの増強に集中的に取り組んでいると考えられる。米国全土を射程に含むICBM級弾道ミサイルの開発推進と同時に、近年、低空を変則的な軌道で飛翔することが可能な短距離弾道ミサイル（SRBM）などを繰り返し発射し、急速に関連技術や運用能力の向上を図っており、その発射態様も鉄道発射型や潜水艦発射型など多様化させつつ、より実戦的なSRBM戦力の拡充に努めているとみられる。また、2021年1月に金委員長が「中長距離巡航ミサイルをはじめとする先端核戦術兵器」や「戦術核兵器」の開発を掲げて以降、北朝鮮は実際に長距離巡航ミサイルの試験発射を成功させた旨の発表や、「戦術核運用部隊」の訓練と称する弾道ミサイルの発射などを行っている。

Short-Range Ballistic Missile

一連の開発・発射の背景には、体制維持・生存のため、核兵器や長射程弾道ミサイルの保有による核抑止力の獲得に加え、米韓両軍との間で発生しうる通常戦力や戦術核を用いた武力紛争においても対処可能な手段を獲得するという狙いがあるものとみられる[4]。北朝鮮は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会で提示されたとされる「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」（「5か年計画」）に沿って核・ミサイルをはじめとする軍事力を強化していく旨を累次にわたって明らかにしており[5]、引き続きこの「5か年計画」のもとで各種兵器の研究開発・運用能力向上に注力していくものと考えられる。

(2) 軍事力

陸上戦力は、約110万人を擁し、兵力の約3分の2をDMZ付近に展開しているとみられる。その戦力は歩兵が中心であるが、戦車3,500両以上を含む機甲戦力と火砲を有し、また、240mm多連装ロケットや170mm自走砲といった長射程火砲をDMZ沿いに配備していると考えられ、ソウルを含む韓国北部の都市・拠点などが射程に入っている。また、近年、射程を延長した各種多連装ロケットの開発・運用を進めているとの指摘がある。

海上戦力は、約760隻、約10万トンの艦艇を有するが、ミサイル高速艇などの小型艦艇が主体である。また、旧式のロメオ級潜水艦約20隻のほか、特殊部隊の潜入などに用いるとみられる小型潜水艦約30隻とエアクッション揚陸艇約140隻を有している。2023年9月には、ロメオ級潜水艦を改修したとみられる新型の潜水艦を進水させ、これを「戦術核攻撃潜水艦」と呼称した。

航空戦力は、約550機の作戦機を有しており、その大部分は、中国や旧ソ連製の旧式機であるが、MiG-29戦闘機やSu-25攻撃機といった、いわゆる第4世代機も少数保有している。また、旧式ではあるが、特殊部隊の輸送に使用されるとみられるAn-2輸送機を多数保有している。

また、いわゆる非対称戦力として、大規模な特殊部隊[6]を保有しているほか、近年は非対称的な戦力としてサイバー部隊を強化し、軍事機密情報や核・ミサイル開発のための資金の窃取、他国の重要インフラへの攻撃能力の開発を行っているとみられている。

3 大量破壊兵器・ミサイル戦力

これまでも北朝鮮は弾道ミサイルなどの発射を繰り返してきたが、特に2022年に入ってからは、かつてない高い頻度での発射を強行した。2018年以降行ってきていなかった中距離弾道ミサイル（IRBM）級以上の弾道ミサイルの発射を再開すると同時に、低空を変則的な軌

Intermediate-Range Ballistic Missile

4 例えば、金委員長は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、「現代戦において作戦任務の目的と打撃対象に応じ様々な手段で適用することのできる戦術核兵器を開発」する、「朝鮮半島地域における各種の軍事的脅威を、主動性を維持しつつ徹底的に抑止して統制、管理する」と表明したほか、2022年9月には「戦術核運用手段を不断に拡張し、適用手段の多様化をさらに高い段階で実現して核戦闘態勢を各方面から強化していく」と述べている。

5 2021年1月の大会時の北朝鮮による発表などにおいては「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」という名称への直接的な言及はみられなかったが、同年9月13日に長距離巡航ミサイルの発射を発表した際、北朝鮮メディアによって、このミサイル開発事業が「党第8回大会が提示した国防科学発展及び武器体系開発5か年計画重点目標の達成」のために意義を持つものであるとして、初めて公に言及されたとみられる。

6 サーマン在韓米軍司令官（当時）は、2012年10月の米陸軍協会における講演で「北朝鮮は、世界最大の特殊部隊を保有しており、その兵力は6万人以上に上る」と述べているほか、韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮の「特殊作戦軍」について、「兵力約20万人に達するものと評価される」と指摘している。

道で飛翔する弾道ミサイルを発射台付き車両[7]（TEL：Transporter-Erector-Launcher）や潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームから発射することで、兆候把握・探知・迎撃が困難な奇襲的攻撃能力の一層の強化を企図しているとみられる。

2023年以降は、固体燃料推進方式のICBM級やIRBM級弾道ミサイルの発射、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射などを行い、保有する装備体系の多様化や、核・ミサイル運用能力を補完する情報収集・警戒監視・偵察（ISR：Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）手段の確保といった、質的な意味での核・ミサイル能力の向上に注力している。

加えて、核実験を通じた技術的成熟などを踏まえれば、少なくともノドンやスカッドERといったわが国を射程に収める弾道ミサイル（Extended Range）については、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現し、これによりわが国を攻撃する能力を保有しているとみられる。また、北朝鮮は累次にわたり、さらなる核武力強化への意思を表明している。

(1) 核兵器

ア　核兵器計画の現状

これまでに6回の核実験を行ったことなどを踏まえれば、北朝鮮の核兵器計画は相当に進んでいるものと考えられる。

北朝鮮は寧辺（ヨンビョン）に5MWe黒鉛減速炉や実験用軽水炉といった原子炉[8]や再処理工場、ウラン濃縮施設などを保有している。5MWe黒鉛減速炉については、2018年から稼働を停止していたとみられていたが、2021年7月以降再稼働しているとの指摘もある[9]。稼働している場合、年間約6kgのプルトニウム（核弾頭1個～1.5個分）を生産可能との指摘がある。実験用軽水炉については、2023年10月以降試運転を行っているとの指摘がある[10]。

核兵器の原料となりうる核分裂性物質[11]であるプルトニウムについて、北朝鮮はこれまで製造・抽出を数回にわたり示唆してきており[12]、原子炉の再稼働や稼働開始は、北朝鮮によるプルトニウム製造・抽出につながりうることから、その動向が強く懸念される。

また、同じく核兵器の原料となりうる高濃縮ウランについては、北朝鮮は2009年6月にウラン濃縮活動への着手を宣言した。2010年11月には、訪朝した米国人の核専門家に対してウラン濃縮施設を公開し、その後、数千基規模の遠心分離機を備えたウラン濃縮工場の稼動に言及した。このウラン濃縮工場は、近年も施設拡張が指摘されるなど、濃縮能力を高めている可能性もある。加えて、北朝鮮が公表していないウラン濃縮施設が存在するとの指摘もある。こうしたウラン濃縮に関する北朝鮮の一連の動きは、北朝鮮が、プルトニウムに加えて、高濃縮ウランを用いた核兵器開発を推進している可能性があることを示している[13]。

一般に、ウラン濃縮に用いられる施設の方がプルトニウム生産に用いられる原子炉よりも外観上の秘匿度が高く、外部からその活動を把握しがたいとされる。一方、プルトニウムの方がウランよりも臨界量が小さく、核兵器の小型化・軽量化が容易との指摘もある。これら双方の利点にかんがみ、北朝鮮は、今後もプルトニウム型・ウラン型の双方について開発を推進していく可能性がある。

北朝鮮は2006年10月9日、2009年5月25日、2013年2月12日、2016年1月6日、同年9月9日、2017年9

7　固定式発射台からの発射の兆候は敵に把握されやすく、敵からの攻撃に対し脆弱であることから、発射の兆候把握を困難にし、残存性を高めるため、旧ソ連などを中心に開発が行われた発射台付き車両。2021年10月に公表された米国防情報局「北朝鮮の軍事力」によれば、北朝鮮は、スカッドB・C用のTELを最大100両、ノドン用のTELを最大100両、IRBM（ムスダン）用のTELを最大50両保有しているとされる。TEL搭載式ミサイルの発射については、TELに搭載され移動して運用されることに加え、全土にわたって軍事関連の地下施設が存在するとみられていることから、その詳細な発射位置や発射のタイミングなどに関する個別具体的な兆候を事前に把握することは困難であると考えられる。

8　原子炉には、使用される減速材の違いにより、黒鉛減速炉、重水炉、軽水炉がある。黒鉛減速炉と重水炉は燃料として天然ウランを使用するのに対し、軽水炉は燃料としてウラン235の濃度を3～5%に高めた低濃縮ウランを使用する。

9　2021年8月に公表されたIAEA「Application of Safeguards in the Democratic People's Republic of Korea」など。2022年10月公表の「国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル中間報告書」でも、加盟国による指摘として掲載。

10　2023年12月に発表された「IAEA Director General Statement on Recent Developments in the DPRK's Nuclear Programme」。

11　プルトニウムは、原子炉でウランに中性子を照射することで人工的に作り出され、その後、再処理施設において使用済みの燃料から抽出し、核兵器の原料として使用される。一方、ウランを核兵器に使用する場合は、自然界に存在する天然ウランから核分裂を起こしやすいウラン235を抽出する作業（濃縮）が必要となり、一般的に、数千の遠心分離機を連結した大規模な濃縮施設を用いてウラン235の濃度を兵器級（90%以上）に高める作業が行われる。

12　北朝鮮は2003年10月に、5MWe黒鉛減速炉から、プルトニウムが含まれる8,000本の使用済み燃料棒の再処理を完了したことを、2005年5月には、新たに8,000本の使用済み燃料棒の抜き取りを完了したことをそれぞれ発表している。なお、韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮が約70kgのプルトニウムを保有していると推定している。

13　韓国の「2022国防白書」は、（北朝鮮が）高濃縮ウラン（HEU：Highly Enriched Uranium）を相当量保有していると評価している。なお、寧辺所在のウラン濃縮施設とは異なるウラン濃縮施設が「カンソン」に存在するとの指摘もある。

月3日に核実験を実施した。北朝鮮は、これらを通じて必要なデータの収集を行うなどして、核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化・弾頭化を追求しつつ、核兵器計画を進展させている可能性が高い。例えば、2017年9月には、金委員長が核兵器研究所を視察し、ICBMに搭載できる水爆を視察した旨公表したほか、同日に強行された6回目の核実験について、「ICBM装着用水爆実験を成功裏に断行した」と発表している[14]。

核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化について、米国、旧ソ連、英国、フランス、中国が1960年代までにこうした技術力を獲得したとみられることや過去6回の核実験を通じた技術的成熟が見込まれることなどを踏まえれば、北朝鮮はわが国を射程に収める弾道ミサイルについては、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現しているとみられる。また、北朝鮮が約30発（全体としては50から70発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵）の核弾頭を保有しているとの指摘もある[15]。

加えて、2022年3月以降、北朝鮮が2018年に爆破を公開していた北部の核実験場の復旧を進めているという指摘がなされるなど、北朝鮮がさらなる核実験を実施するための準備が整っている可能性がある。

イ　核兵器計画の背景と今後の見通し

北朝鮮の究極的な目標は体制の維持であるとみられ、北朝鮮はこの目的を達するために、独自の核抑止力を構築して核兵器を含む米国の脅威に対抗すべく、核開発を推進してきている。こうした認識は、米国の目的は「わが政権」を崩壊させることであって、絶対に核を放棄することはできないとする金委員長の演説[16]などからも明らかであり、今後も、北朝鮮は米国全土を射程に含む長距離ミサイルの開発推進とあわせて核開発を進め、対米抑止力の獲得に注力していくものと考えられる。

一方で、北朝鮮は、厳しい対北朝鮮政策をとる韓国の尹錫悦（ユンソンニョル）政権と対峙するなかで、韓国を「主敵」と表現し、核攻撃の対象から排除しない旨も繰り返し言明しており、対米抑止力としての核兵器とあわせ、朝鮮半島で生じうる武力紛争への対処を念頭に置いた戦術核兵器の開発も追求していく姿勢を示している。

2022年9月、北朝鮮は、「戦争を抑止することを基本使命」とし、抑止が失敗した場合には「侵略と攻撃を撃退して戦争の決定的勝利を達成する」といった核兵器の使命や指揮統制、使用条件などについて定めた法令「核武力政策について」を採択した。金委員長は、この法令により「核保有国としての地位が不可逆的なものになった」などと核開発の正当性を主張した。また、この法令によれば、核攻撃か通常攻撃かを問わず、「指導部」や「重要戦略対象」に対する攻撃が差し迫っていると判断される場合には核兵器を使用できることとされているほか、特に「国家核武力に対する指揮・統制体系」が危険にさらされた場合には、自動的・即時に「核打撃」を実施する旨が定められていることから、北朝鮮は、核兵器の実戦での使用を想定している可能性が考えられる。

実際に、北朝鮮は同月末から10月にかけて「戦術核運用部隊」の訓練としてミサイル発射を繰り返したほか、2023年3月にも、「核反撃想定総合戦術訓練」と称するものをはじめ、核弾頭を模擬した試験用弾頭を標的上空で起爆させたなどと実戦的訓練であることを主張しつつ、複数回のミサイル発射を重ねた。また、同月には、金委員長が担当部門から戦術核兵器の説明を受けたほか、

金正恩委員長による核兵器の兵器化事業現地指導の発表時（2023年3月）に公開された画像【AFP＝時事】

14 6回目となる2017年の核実験の出力は過去最大規模の約160ktと推定されるところであり、推定出力の大きさを踏まえれば、この核実験は水爆実験であった可能性も否定できない。なお、北朝鮮は4回目となる2016年1月の核実験についても、水爆実験であった旨主張しているが、この核実験の出力は6～7ktと推定されることから、一般的な水爆実験を行ったとは考えにくい。

15 「SIPRI Yearbook 2023」による。
Stockholm International Peace Research Institute

16 金委員長は2022年9月に開催された最高人民会議において、米国の目的について「最終的には核を下ろさせて自衛権行使力まで放棄（させ）、または劣勢にしてわが政権をいつでも崩壊させようとすることである」と述べ、「いかなる困難な環境に直面しようとも、（中略）絶対に核を放棄することはできない」と演説した。さらに、2023年9月に開催された最高人民会議において、金委員長は、朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法第4章第58条に「核兵器の発展を高度化して国の生存権と発展権を保証し、戦争を抑止し、地域と世界の平和と安定を守る」旨を明記したと述べ、「共和国の核戦力建設政策がいかなる者も、何をもってしても手出しできないように国家の基本法として永久化された」と演説した。

兵器級核物質や核兵器の生産拡大を指示するなどして、「核兵器の兵器化事業を指導した」旨を発表した。

さらに、近い将来、ICBM級弾道ミサイルの多弾頭化や戦術核兵器を実用化するため、北朝鮮がさらなる核実験を通じて核兵器の一層の小型化を追求する可能性が考えられる[17]。

(2) 生物・化学兵器

北朝鮮の生物兵器や化学兵器の開発状況などについては、北朝鮮の閉鎖的な体制に加え、これらの製造に必要な資材・技術の多くが軍民両用であり偽装が容易であるため、その詳細は不明である。しかし、化学兵器については、化学剤を生産できる複数の施設を維持し、すでに相当量の化学剤などを保有しているとみられるほか、生物兵器についても一定の生産基盤を有しているとみられる[18]。化学兵器としては、サリン、VX、マスタードなどの保有が、生物兵器に使用されうる生物剤としては、炭疽菌、天然痘、ペストなどの保有が指摘されている。

また、北朝鮮が弾頭に生物兵器や化学兵器を搭載しうる可能性も否定できないとみられている。

17 金委員長は2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、「多弾頭個別誘導技術をさらに完成させるための研究事業」を進めていることや、「核兵器の小型・軽量化、戦術兵器化をさらに発展」させることなどに言及した。

18 韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮が1980年代から化学兵器を生産し始め、約2,500～5,000トンの化学兵器を貯蔵しており、また、炭疽菌、天然痘、ペストなど様々な種類の生物兵器を独自に培養し、生産しうる能力を保有していると推定される旨指摘している。北朝鮮は、1987年に生物兵器禁止条約を批准しているが、化学兵器禁止条約には加入していない。

図表Ⅰ-3-4-2 北朝鮮が保有・開発してきた弾道ミサイルなど

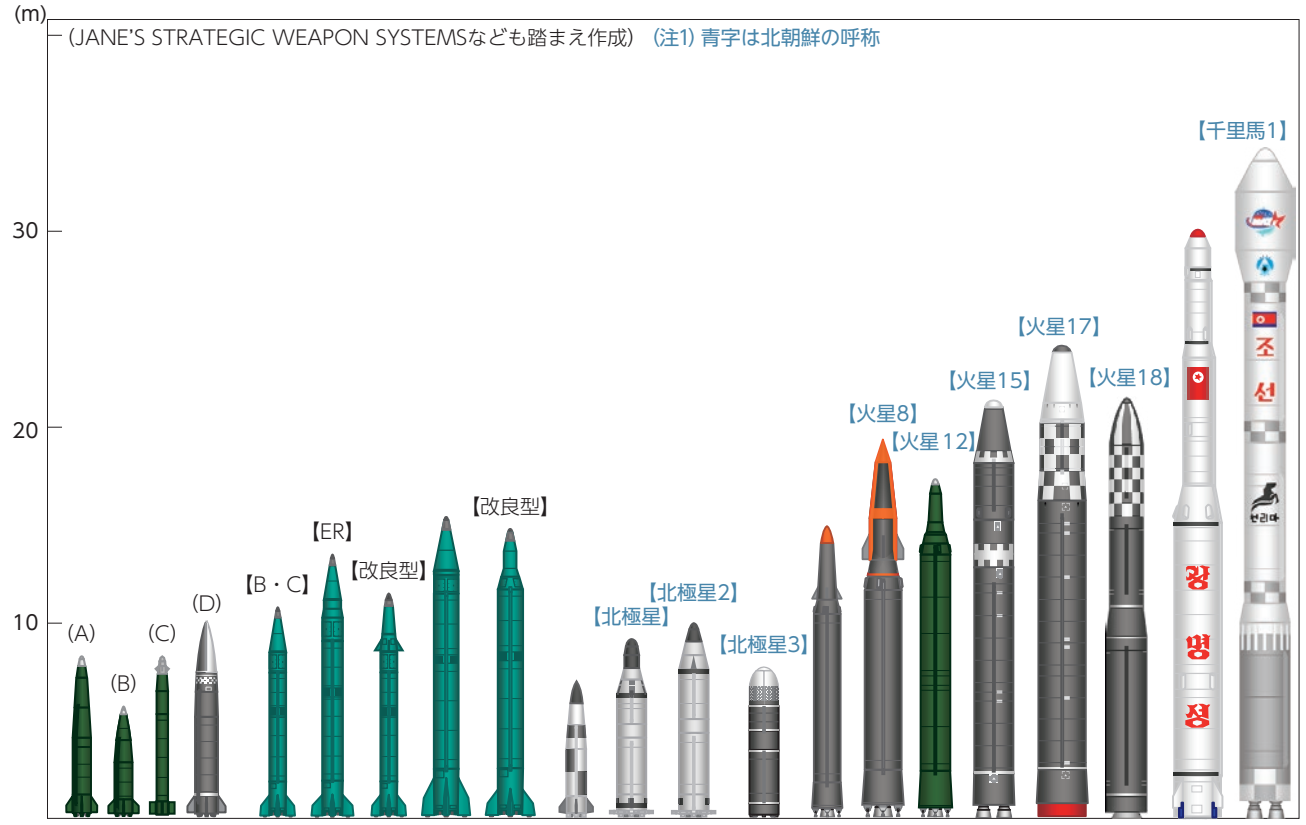

	SRBM (A)・(B)・(C)・(D)	スカッド B・C・ER・改良型	ノドン・改良型	新型SLBM	SLBM	北極星系列の地上発射型	SLBM	「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイル	「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイル(可能性)	IRBM級	ICBM級	ICBM級	ICBM級	テポドン2派生型	千里馬1
射程	約800km/約400km/約400km/約750km(注2)	約300km/約500km/約1,000km/分析中	約1,300km/1,500km	約650km(注2)	1,000km以上	1,000km以上	約2,000km	—(注3)	—	約5,000km	14,000km以上(注4)	15,000km以上(注4)	15,000km以上(注4)	10,000km以上	–
燃／段	固、1	液、1	液、1	固、1	固、2	固、2	固、2	液、1	液、1	液、1	液、2	液、2	固、3	液、3	液、3
運用	TEL	TEL	TEL	潜水艦	潜水艦	TEL	潜水艦	TEL	—	TEL	TEL	TEL	TEL	発射場	発射場

(注) 2 SRBM (A)・(B)・(C)、新型SLBMの射程は実績としての最大射程。SRBM (D) は射程750kmに及ぶ可能性。
3 「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルは、2022年1月5日の発射時には、通常の弾道軌道だとすれば約500km飛翔。同年1月11日の発射時には、通常の弾道軌道だとすれば約700km未満飛翔した可能性があるとしていたところ、飛翔距離はこれ以上に及ぶ可能性もあると考えているが、引き続き分析中。
4 弾頭の重量などによる。

図表Ⅰ-3-4-3　北朝鮮の弾道ミサイルの射程

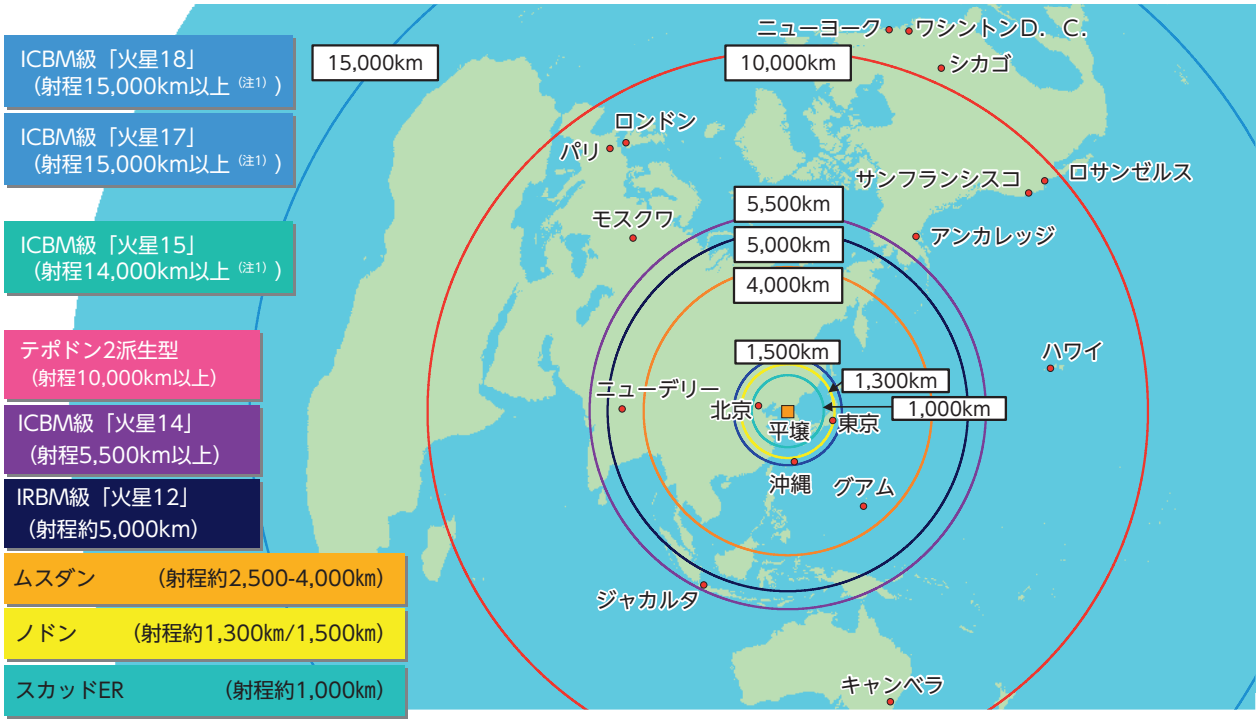

（注）　1　弾頭の重量などによる。
　　2　上記の図は、便宜上平壌からの距離を同心円の形でイメージとして示したもの。
　　3　「　」は、北朝鮮の呼称。

(3) ミサイル戦力

北朝鮮が保有・開発しているとみられる各種ミサイルは次のとおりである。

参照　図表Ⅰ-3-4-2（北朝鮮が保有・開発してきた弾道ミサイルなど）、図表Ⅰ-3-4-3（北朝鮮の弾道ミサイルの射程）、図表Ⅰ-3-4-4（北朝鮮の弾道ミサイルなどの発射の主な動向）、図表Ⅰ-3-4-5（北朝鮮の弾道ミサイルがわが国上空を通過した事例）

ア　北朝鮮が保有・開発する主な弾道ミサイルなど[19]

(ア) 短距離弾道ミサイル(SRBM) A～D(鉄道発射型を含む)

北朝鮮は2019年以降、従来保有していたスカッドなどの液体燃料推進弾道ミサイルとは異なる、複数種類の短距離弾道ミサイルを発射した。公表画像では、装輪式または装軌式（キャタピラ式）のTELや鉄道車両から発射される様子、固体燃料推進方式のエンジンの特徴である放射状の噴煙が確認できる。これらの短距離弾道ミサイルは、その多くが北朝鮮東岸の沿岸付近に向けて発射されている。特定の目標を狙って着弾させたとみられる画像が公表されることもあり、運用能力向上を企図しているものと考えられる。

①　短距離弾道ミサイルA（北朝鮮は「新型戦術誘導兵器」などと呼称）

短距離弾道ミサイルAは、実績に基づく最大飛翔距離が800km程度であり、外形上、ロシアの短距離弾道ミサイル「イスカンデル」と類似点がある。通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられるほか、核弾頭の搭載が可能との指摘もある[20]。

また、北朝鮮は、2021年9月15日と2022年1月14日、各日2発の短距離弾道ミサイルを発射した。北朝鮮の公表画像に基づけば、このミサイルは一般の貨車を改装したとみられる鉄道車両から発射されているが、短距離弾道ミサイルAと外形上の類似点があり、このミサイルをベースとして開発された可能性がある。北朝鮮は

19　「Jane's Sentinel Security Assessment China and Northeast Asia（2023年3月アクセス）」によれば、北朝鮮は弾道ミサイルを合計700～1,000発保有しており、そのうち45%がスカッド級、45%がノドン級、残り10%がその他の中・長距離弾道ミサイルであると推定されている。
20　米議会調査局「北朝鮮の核兵器とミサイル計画」（2023年1月）など。

図表Ⅰ-3-4-4 北朝鮮の弾道ミサイルなどの発射の主な動向

北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射数 (2024年5月末時点)

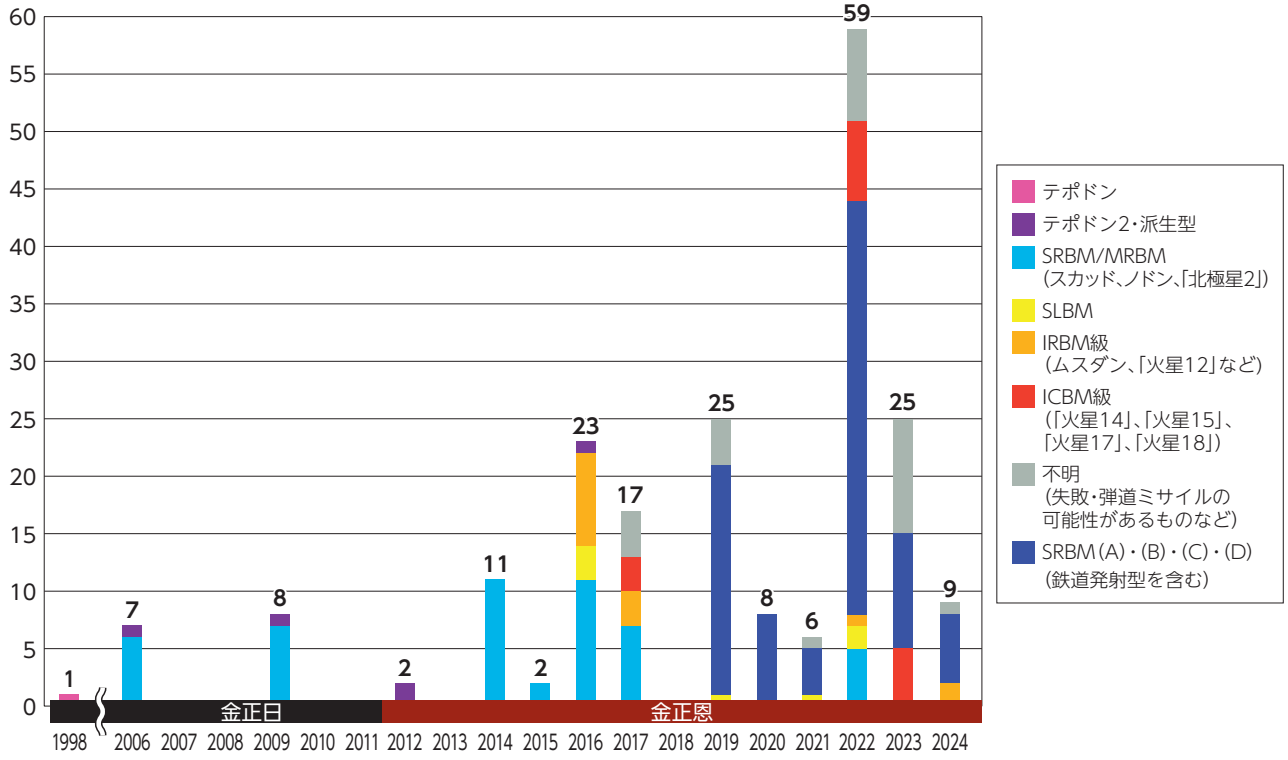

【ミサイル関連技術の向上】
①発射の秘匿性・即時性の向上
②弾道ミサイル防衛(BMD)突破能力の向上
③長射程ミサイルの開発
【ミサイル運用能力の向上】
複数発の同時発射、極めて短い間隔での連続発射、特定目標に向けた異なる地点からの発射などを実施

図表Ⅰ-3-4-5 北朝鮮の弾道ミサイルがわが国上空を通過した事例

・事前に予告落下区域を国際機関に通報し、人工衛星打ち上げと称して実施(3回)

日付	推定される弾種	発射数	場所	飛翔距離
2009年4月5日	テポドン2または派生型	1発	テポドン地区	3,000km以上
2012年12月12日	テポドン2派生型	1発	東倉里(トンチャンリ) 地区	約2,600km (2段目落下地点)
2016年02月07日	テポドン2派生型	1発	東倉里(トンチャンリ) 地区	約2,500km (2段目落下地点)

・事前の通報なく発射(4回)

日付	推定される弾種	発射数	場所	飛翔距離
1998年08月31日	テポドン1	1発	テポドン地区	約1,600km
2017年08月29日	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	1発	順安(スナン) 付近	約2,700km
2017年09月15日	IRBM級の弾道ミサイル「火星12」	1発	順安(スナン) 付近	約3,700km
2022年10月04日	IRBM以上の射程を有する弾道ミサイル	1発	内陸部	約4,600km

(注) 1 1998年8月31日のテポドン1については、発射後に人工衛星の打ち上げであったと発表。
2 「 」内は北朝鮮の呼称

「鉄道機動ミサイル連隊」による射撃訓練と発表しており、今後の組織拡大の意向も表明している。

② 短距離弾道ミサイルB（北朝鮮は「新兵器」や「戦術誘導兵器」などと呼称）

短距離弾道ミサイルBは、実績に基づく最大飛翔距離が400km程度であり、また、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられる。TELについては、北朝鮮が公表した画像では、様々な系統が確認できる。

③ 短距離弾道ミサイルC（北朝鮮は「超大型放射砲」と呼称）

短距離弾道ミサイルCは、実績に基づく最大飛翔距離が400km程度である。発射の間隔が1分未満と推定されるものもあり、飽和攻撃などに必要な連続射撃能力の向上を企図していると考えられるほか、金委員長は戦術核の搭載が可能である旨言及している[21]。TELについては、北朝鮮が公表した画像では、様々な系統が確認できる。

④ 短距離弾道ミサイルD（北朝鮮は「新型戦術誘導弾」と呼称）

短距離弾道ミサイルDは、短距離弾道ミサイルAをベースに開発されたとの指摘もあり、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられ、最大射程は約750kmに及ぶ可能性がある。

このほか、北朝鮮は2019年7月31日と8月2日に、短距離弾道ミサイルの可能性があるものを各日2発発射している。また、2022年11月2日に発射されそれぞれ約150km程度と約200km程度飛翔した2発の弾道ミサイルの詳細については、分析を行っているところである。

参照 図表Ⅰ-3-4-6（SRBM A～D（鉄道発射型を含む）の発射日一覧）

（イ）スカッド

スカッドは単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、TELに搭載されて運用される。

スカッドBは射程約300km、スカッドCはBの射程を約500kmに延長したとみられる短距離弾道ミサイルで、北朝鮮はこれらを生産・保有するとともに、中東諸

図表Ⅰ-3-4-6　SRBM A～D（鉄道発射型を含む）の発射日一覧

発射日	弾種
2019年5月4日	短距離弾道ミサイル(A)
2019年5月9日	短距離弾道ミサイル(A)
2019年7月25日	短距離弾道ミサイル(A)
2019年8月6日	短距離弾道ミサイル(A)
2019年8月10日	短距離弾道ミサイル(B)
2019年8月16日	短距離弾道ミサイル(B)
2019年8月24日	短距離弾道ミサイル(C)
2019年9月10日	短距離弾道ミサイル(C)
2019年10月31日	短距離弾道ミサイル(C)
2019年11月28日	短距離弾道ミサイル(C)
2020年3月2日	短距離弾道ミサイル(C)
2020年3月9日	短距離弾道ミサイル(C)
2020年3月21日	短距離弾道ミサイル(B)
2020年3月29日	短距離弾道ミサイル(C)
2021年3月25日	短距離弾道ミサイル(D)
2021年9月15日	短距離弾道ミサイル(鉄道発射型)
2022年1月14日	短距離弾道ミサイル(鉄道発射型)
2022年1月17日	短距離弾道ミサイル(B)
2022年1月27日	短距離弾道ミサイル(A)
2022年5月12日	短距離弾道ミサイル(C)
2022年5月25日	短距離弾道ミサイル(AまたはDの可能性)
2022年6月5日	短距離弾道ミサイル(A、B、Cを含む)
2022年9月28日	短距離弾道ミサイル(D)
2022年9月29日	短距離弾道ミサイル(C)
2022年10月1日	短距離弾道ミサイル(A)
2022年10月6日	短距離弾道ミサイル(C,A)
2022年10月9日	短距離弾道ミサイル(C)
2022年10月14日	短距離弾道ミサイル(A)
2022年11月3日[22]	短距離弾道ミサイル(C)
2022年11月9日	短距離弾道ミサイル(AまたはDの可能性)
2022年11月17日	短距離弾道ミサイル(C)
2022年12月31日	短距離弾道ミサイル(C)
2023年1月1日	短距離弾道ミサイル(C)
2023年2月20日	短距離弾道ミサイル(C)
2023年3月19日	短距離弾道ミサイル(A)
2023年3月27日	短距離弾道ミサイル(A)
2023年8月30日	短距離弾道ミサイル(B)
2023年9月13日[23]	短距離弾道ミサイル(A)
2024年3月18日	短距離弾道ミサイル(C)
2024年4月22日	短距離弾道ミサイル(C)
2024年5月30日	短距離弾道ミサイル(C)

21 金委員長は、2022年12月、「超大型放射砲」を朝鮮労働党中央委員会第8期第6回総会に「贈呈」する行事に出席し、このミサイルは韓国全域を射程に収め、「戦術核搭載まで可能」であると述べた。また、2023年1月には、本ミサイルが量産体制に入った旨言及されている。

22 2022年11月3日に発射された6発の弾道ミサイルのうち、約350km程度飛翔した2発の弾道ミサイルは、いずれも「短距離弾道ミサイルC」であったと推定される。

23 2023年9月13日に発射された2発の弾道ミサイルは、約350km程度飛翔したのち、再度機動して上昇し、全体で約650km程度飛翔したものと推定される。

国などへ輸出してきたとみられている。2022年11月3日には3発のスカッドCが発射された。

スカッドERは、スカッドの胴体部分の延長や弾頭重量の軽量化などにより射程を延長した弾道ミサイルで、射程は約1,000kmに達し、わが国の一部が射程内に入るとみられる。2022年12月18日に発射された2発の弾道ミサイルについて、北朝鮮は画像とともに「偵察衛星」開発のための重要試験を行った旨公表したが、このミサイルはスカッドERをベースとした弾道ミサイルであった可能性がある。

さらに、北朝鮮は、スカッドを改良したとみられる弾道ミサイルも開発している。この弾道ミサイルは、2017年5月29日に1発が発射された。翌日、北朝鮮は、精密操縦誘導システムを導入した弾道ロケットの新開発と試験発射の成功を発表した。

また、北朝鮮が公表した画像に基づけば、装軌式(キャタピラ式) TELから発射される様子や弾頭部に小型の翼とみられるものが確認されるなど、これまでのスカッドとは異なる特徴が確認される一方、弾頭部以外の形状や長さは類似しており、かつ、液体燃料推進方式のエンジンの特徴である直線状の炎が確認できる。この弾道ミサイルは、終末誘導機動弾頭(MaRV) を装備しているとの指摘もある。

Maneuverable Re-entry Vehicle

(ウ) ノドン

ノドンは、単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、TELに搭載されて運用される。射程約1,300kmに達し、わが国のほぼ全域がその射程内に入るとみられる。

ノドンの性能の詳細は確認されていないが、スカッドの技術をもとにしているとみられており、例えば、特定の施設をピンポイントに攻撃できる程度ではないと考えられるものの、命中精度の向上が図られているとの指摘もある。2016年7月19日のスカッド1発とノドン2発の発射翌日に北朝鮮が発表した画像においては、弾頭部の改良により精度の向上を図ったタイプ(弾頭重量の軽量化により射程は約1,500kmに達するとみられる) の発射が初めて確認されている。

(エ) 潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)

Submarine-Launched Ballistic Missile

北朝鮮はSLBMを1発搭載・発射することが可能なコレ級潜水艦(排水量約1,500トン) を1隻保有し、主に試験艦として運用しているとみられる。これに加え、2023年9月には、従来保有しているロメオ級潜水艦を改修したとみられる「戦術核攻撃潜水艦」と称する潜水艦が登場した。金正恩委員長は、既存の中型潜水艦を全て戦術核が搭載可能な潜水艦に改造する旨表明している。2021年1月には、金委員長が、原子力潜水艦の保有という目標に言及していることから、ロメオ級潜水艦の改修の傍ら、原子力推進潜水艦の建造にも引き続き注力するものとみられる。

北朝鮮はこれらに搭載するSLBMの開発も進めてきており、2015年5月に初めて、SLBMの試験発射に成功したと発表するなど[24]、弾道ミサイルによる打撃能力の多様化と残存性の向上を企図しているものと考えられる。

① 「北極星」型潜水艦発射弾道ミサイル (北朝鮮は「北極星」型と呼称)

コレ級潜水艦から発射される潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM) である。これまで北朝鮮が公表した画像や映像から判断すると、空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆる「コールド・ローンチシステム」の運用に成功している可能性がある。また、ミサイルから噴出する炎の形や煙の色などから、固体燃料推進方式が採用されていると考えられる。通常の軌道で発射すれば、射程は1,000kmを超えるとみられる。

② 「北極星3」型潜水艦発射弾道ミサイル (北朝鮮は「北極星3」型と呼称)

2019年10月に発射された「北極星」型とは異なるSLBMであり、通常の軌道で発射されれば、射程は約2,000kmとなる可能性がある。北朝鮮が公表した画像では、固体燃料推進方式のエンジンの特徴である放射状の噴煙が確認できる。なお、このSLBMは、水中発射試験装置から発射された可能性がある。

さらに、北朝鮮は、2020年10月と2021年1月の軍事パレードに、それぞれ「北極星4」、「北極星5」と記載された、発射が確認されていない新型のSLBMの可能性

24 これまでに防衛省として、北朝鮮がSLBMを発射したものと推定しているもののほか、北朝鮮は、2015年5月9日にSLBMの試験発射に成功した旨発表した。また、2016年1月8日に、2015年5月に公開したものとは異なるSLBMの射出試験とみられる映像を公表している。

のあるものを登場させている[25]。

③　新型SLBM

2021年10月以降発射されている新型の潜水艦発射弾道ミサイルであり、実績に基づく最大飛翔距離が約650km程度である。2022年9月の発射について、北朝鮮は後日、北西部の「貯水池水中発射場」で戦術核弾頭搭載を模擬した弾道ミサイルの発射訓練を行ったことや、「貯水池水中発射場建設」計画の存在を明らかにしている。

北朝鮮の公表画像に基づけば、このミサイルは短距離弾道ミサイルAと外形上の類似点があることから、このミサイルをベースとして開発された可能性がある。

（オ）北極星系列の地上発射型弾道ミサイル（北朝鮮は「北極星2」型と呼称）

北朝鮮が「北極星」型SLBMを地上発射型に改良したとみられる固体燃料推進方式の弾道ミサイルであり、通常の軌道で発射されたとすれば、射程は1,000kmを超えるとみられる。2017年2月の発射翌日、2016年8月のSLBM発射の成果に基づき地対地弾道弾として開発したと発表した。また、2017年5月の発射翌日には、試験発射が再び成功し、金委員長が「部隊実戦配備」を承認した旨発表している。

さらに、北朝鮮の公表画像には、いずれにおいても、装軌式（キャタピラ式）TELから発射され、空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆる「コールド・ローンチシステム」により発射される様子が確認される。

参照　図表Ⅰ-3-4-7（SLBMと北極星系列の地上発射型弾道ミサイルの発射日・発射プラットフォーム一覧）

（カ）中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル

①　「火星12」型（北朝鮮の呼称による）

北朝鮮は、液体燃料方式のIRBM級弾道ミサイルをこれまでに4発発射している。2017年5月14日と2022年1月30日には各1発、いずれも飛翔形態からロフテッド軌道で発射されたと推定されるが、仮に通常の軌道で発射されたとすれば、射程は最大で約5,000kmに達するとみられる。また、北朝鮮が発射翌日に公表した画像では、液体燃料推進方式のエンジンの特徴である直線状の炎が確認される。

2017年8月29日と同年9月15日には、渡島半島（北海道）付近と襟裳岬（北海道）付近のわが国領域の上空を通過する形で「火星12」型が1発ずつ発射された。「火星12」型は、このときの飛翔距離などを踏まえれば、IRBMとしての一定の機能を示したと考えられる[26]。

このほか、2022年10月4日にも、北朝鮮は1発の弾道ミサイルをわが国の青森県上空を通過させる形で発射した。このときの飛翔距離が約4,600km程度に達したことを踏まえれば、このミサイルはIRBM以上の射程を有する弾道ミサイルであったと推定される。北朝鮮は後日、「新型地対地中長距離弾道ミサイル」を発射した旨発表した。このとき公表された画像からは、撮影日時への言及はなかったものの、液体燃料推進方式のエンジンの

図表Ⅰ-3-4-7　SLBMと北極星系列の地上発射型弾道ミサイルの発射日・発射プラットフォーム一覧

日付	推定される弾種	発射プラットフォーム
2016年4月23日	「北極星」	コレ級潜水艦
2016年7月9日	「北極星」	コレ級潜水艦
2016年8月24日	「北極星」	コレ級潜水艦
2017年2月12日	「北極星2」	TEL
2017年5月21日	「北極星2」	TEL
2019年10月2日	「北極星3」	※水中発射試験装置から発射された可能性
2021年10月19日	新型SLBM	コレ級潜水艦
2022年5月7日	新型SLBM	コレ級潜水艦
2022年9月25日	新型SLBM	※水中発射試験装置から発射と推定

25　このほか、2022年4月25日の軍事パレードに、これまで北朝鮮から公表されたことがないとみられる新型のSLBMの可能性があるものが登場したが、名称などの記載はなく、詳細は明らかにされていない。

26　北朝鮮は2016年、IRBM級の弾道ミサイルとみられるムスダンの発射を繰り返した。同年6月にはロフテッド軌道で一定の距離を飛翔させたが、10月には2回連続で発射に失敗したとみられ、ムスダンの実用化には課題が残されている可能性や、IRBM級としては「火星12」型などの開発・実用化に集中している可能性が考えられる。ムスダンの射程については約2,500～4,000kmに達するとの指摘があり、液体燃料推進方式で、TELに搭載され移動して運用される。

特徴である直線状の炎や、「火星12」型のものと類似したTELが確認される一方で、「火星12」型とは異なる弾頭形状やエンジン構造が確認されることから、北朝鮮がこのときに新型のIRBM級弾道ミサイルを発射した可能性も否定できない。

② 固体燃料推進方式の新型中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル

北朝鮮は、2024年に入って、固体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイルを1月14日と4月2日にそれぞれ1発発射している。北朝鮮の公表画像からは、1月14日の弾道ミサイルは円錐形状、4月2日の弾道ミサイルは扁平型の弾頭を有していることが確認される。これらの弾道ミサイルが極超音速兵器であったかも含め、発射の詳細については分析を行っているところである。

（キ）大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイル

① 「火星14」型（北朝鮮の呼称による）

北朝鮮は、「火星14」型を2017年7月4日と同月28日にそれぞれ1発発射した。飛翔形態から、これらは2発ともロフテッド軌道で発射されたと推定され、通常の軌道で発射されたとすれば射程は少なくとも5,500kmを超えるとみられる。この弾道ミサイルは2段式であったと考えられる。

同月28日の発射翌日には、「核爆弾爆発装置」が正常に作動し、大気圏再突入環境における弾頭部の安全性などが維持された旨主張している。

② 「火星15」型（北朝鮮の呼称による）

北朝鮮は、2017年11月29日、「火星15」型1発をロフテッド軌道で発射した。北朝鮮は発射当日の「重大報道」で、米国本土全域を打撃することができる、新たに開発されたICBM「火星15」型の試験発射が成功裏に行われ、国家核武力の完成を実現した旨発表した。

また、北朝鮮は2023年2月18日にも1発の「火星15」型をロフテッド軌道で発射した。その翌日には、「大陸間弾道ミサイル発射訓練」を実施し、「兵器システムの信頼性の再確認・検証」などを行った旨発表している。

「火星15」型は9軸のTELに搭載され、公表画像から、2段式であることや、液体燃料推進方式の特徴である直線状の炎が確認できる[27]。

さらに、「火星15」型は、2023年2月の発射時における最高高度約5,700km程度、距離約1,000kmという飛翔軌道に基づけば、搭載する弾頭の重量などによっては1万4,000kmを超える射程となりうるとみられ、その場合、東海岸を含む米国全土が射程に含まれることになる。

③ 「火星17」型（北朝鮮の呼称による）

北朝鮮は、2022年2月27日と3月5日、各日1発の弾道ミサイルを発射した。飛翔距離はいずれも約300km、最高高度はそれぞれ約600km程度と約550km程度であり、ロフテッド軌道で発射されたと推定される。北朝鮮は、いずれの発射についても発射翌日に「偵察衛星」開発の試験であった旨を発表したが、このとき発射されたものは、「火星17」型であったとみられる。

同年3月24日に北朝鮮が発射したICBM級弾道ミサイルは、2017年11月の「火星15」型発射時を大きく超える最高高度約6,000km以上、距離約1,100km以上というロフテッド軌道で飛翔したが、その翌日には、北朝鮮が自ら「火星17」型の試験発射を行った旨発表した[28]。その後も北朝鮮は発射を繰り返し、2022年5月4日、同月25日、11月3日、同月18日と2023年3月16日に発射されたICBM級弾道ミサイルは「火星17」型であったと推定される。これまでの発射時における飛翔軌

2023年2月8日の軍事パレードに登場した
ICBM級弾道ミサイル「火星17」【朝鮮通信＝時事】

27 公表画像に基づけば、「火星12」型IRBM級弾道ミサイルのエンジンと「火星14」型ICBM級弾道ミサイルとは、①エンジンの構成（メインエンジン1基と4つの補助エンジン）、②推進部の下部の形状（ラッパ状）、③液体燃料推進方式の直線状の炎が共通している。それぞれ推定される射程なども踏まえれば、「火星14」型は「火星12」型IRBM級弾道ミサイルをもとに開発した可能性がある。また、「火星15」型は、「火星14」型のエンジンを二つ組み合わせたものであるとの指摘がある。

28 その直前である2022年3月16日にも、北朝鮮は1発の弾道ミサイルを発射しているが、このミサイルは正常に飛翔しなかったものと推定されるほか、弾種を含む詳細については引き続き分析を行っている。

道に基づけば、「火星17」型は搭載する弾頭の重量などによっては1万5,000kmを超える射程となりうるとみられる。なお、北朝鮮メディアは2022年11月18日の発射について、後日、「火星17」型の「最終試験発射」が成功裏に行われた旨を報じている。

公表画像によれば、「火星17」型は2段式と推定され、液体燃料推進方式の特徴である直線状の炎が確認できるほか、北朝鮮が保有するなかでは最大とみられる11軸のTELに搭載されており、既存の「火星15」型を超えるとみられる大きさから、弾頭重量の増加による威力の増大や、一般に迎撃が困難とされている多弾頭化などを追求している可能性が指摘されている[29]。

④　「火星18」型（北朝鮮の呼称による）

北朝鮮は、2023年4月13日、7月12日と12月18日にICBM級弾道ミサイル「火星18」型をそれぞれ1発発射した。「火星18」型は新型の3段式・固体燃料推進方式のミサイルであり、4月13日の発射では、左（北）へ方向を変えながら約1,000km程度飛翔したと推定される。北朝鮮はこの発射について「最初の試験発射」と発表しており、また、公表した画像では、2023年2月の軍事パレードで初めて登場した、キャニスター（発射筒）を搭載した9軸のTELと同一のものとみられるTELから、空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆる「コールド・ローンチシステム」で発射される様子や、固体燃料推進方式のエンジンの特徴である放射状の噴煙が確認できる。

ICBM級弾道ミサイル「火星18」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信＝時事】

同年7月12日にも「試験発射」として発射され、飛翔距離は約1,000km、また最高高度は約6,000kmを超えており、搭載する弾頭の重量などによっては、「火星18」型の射程は1万5,000kmを超える可能性がある。同年12月18日の発射について、北朝鮮は「核戦争抑止力の臨戦態勢を検閲し、機動性と戦闘性、信頼性を確かめるのに目的を置いて行われた」発射訓練であったと発表した。

（ク）テポドン2

テポドン2は、固定式発射台から発射する長射程の弾道ミサイルであり、1段目にノドンの技術を利用したエンジン4基、2段目に同様のエンジン1基をそれぞれ使用していると推定される。2段式のものは射程約6,000kmとみられ、3段式である派生型は、ミサイルの弾頭重量を約1トン以下と仮定した場合、射程約10,000km以上に及ぶ可能性があると考えられる。テポドン2またはその派生型は、2016年2月までに合計5回発射されている。

（ケ）千里馬1（北朝鮮の呼称による）

「千里馬1」は、北朝鮮が「軍事偵察衛星」を打ち上げるための「新型衛星運搬ロケット」とするもので、固定式発射台から発射し、3段式である。

北朝鮮は、この「千里馬1」を用いて2023年5月、8月、11月に合計3回の衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を行い、先の2回の発射については失敗したとみられる。11月の発射については、米

「軍事偵察衛星」発射時に北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

29　2023年2月の軍事パレードには、「大陸間弾道ミサイル縦隊」と称して、「火星17」型11両、これまでに公表されたことのない新型ICBM級用のTELの可能性があるもの（後に北朝鮮は「火星18」型としてこのTELと同一のものとみられるTELからのICBM級弾道ミサイルの発射を発表）5両がそれぞれ登場したが、前回パレード時（2022年4月）の「火星17」型4両や「火星15」型4両と比べてその数が大幅に増加していることから、北朝鮮がICBM級弾道ミサイルやICBM級用TELの量産体制を誇示したとの指摘もある。

国や韓国とも連携しながら分析を進めた結果、このとき発射した物体が地球を周回していることが確認されている[30]。

(コ)「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイル

北朝鮮は、2022年1月5日と同月11日に、「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを各日1発発射した。いずれも通常の弾道ミサイルよりも低空を飛翔したとみられるが、特に11日の発射時には、水平機動を含む変則的な軌道で、最大速度約マッハ10で飛翔した可能性がある[31]。

北朝鮮の公表画像からは、このミサイルが装輪式のTELから発射されていることや、円錐形状の弾頭を有していること、液体燃料推進方式とみられるエンジンを搭載している様子が確認される。円錐形状の弾頭については、終末誘導機動弾頭（MaRV）の関連技術を用いたものである可能性も指摘されているが、いずれにせよ、これまでの発表も踏まえれば、北朝鮮がミサイル防衛網の突破を企図して極超音速ミサイルなどの開発や能力向上を引き続き追求していることは明らかであり、より長射程のミサイルへの応用や、2021年9月28日に「極超音速ミサイル」と称して発射された扁平型の弾頭を有する弾道ミサイルの可能性があるもの（北朝鮮の呼称によれば「火星8」型）の開発動向も含め、今後の技術進展を注視していく必要がある。

また、前述の2024年1月14日と4月2日に発射された新型IRBM級弾道ミサイルについては、極超音速兵器であったかも含め、分析中である。

イ　北朝鮮が開発するその他の主なミサイル戦力

(ア) 巡航ミサイル

これまでも北朝鮮は、中国製の巡航ミサイルを改良したものなど比較的射程の短い対艦巡航ミサイルを開発・保有してきたとみられているが、2021年1月に金委員長が「中長距離巡航ミサイルをはじめとする先端核戦術兵器」の開発に言及するなど、近年、戦術核兵器の搭載を念頭に置いた新たな巡航ミサイルを開発する意思を表明している。実際に同年9月、北朝鮮は、新たに開発した新型長距離巡航ミサイルの試験発射を成功裏に行ったことなどを発表したほか、2022年1月には、このミサイルとは異なる種類とみられる長距離巡航ミサイルの発射を行った旨発表した。これらの巡航ミサイルについては、その後も「戦術核運用部隊」に配備されているとする「戦略巡航ミサイル」の発射などとして繰り返し発表され、それぞれ「戦略巡航ミサイル『矢1（ファサル）』型」、「戦略巡航ミサイル『矢2（ファサル）』型」と呼称されていることが明らかになっている。また、北朝鮮の発表によれば、これらの巡航ミサイルは最長で2,000km飛翔したとされているほか、2023年3月には潜水艦から、同年8月には警備艦からの「戦略巡航ミサイル」の発射も発表された。2024年1月には「『火矢（プルファサル）3-31』型」と呼称する巡航ミサイルの試験発射も実施しているが、この巡航ミサイルと従来型の「矢」との差異も含めて、その詳細は不明である。

「潜水艦発射戦略巡航ミサイル」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信＝時事】

実際の性能を含めその詳細については不明な点が多いものの、北朝鮮が弾道ミサイルのみならず、核兵器の搭載が可能な長距離巡航ミサイルの実用化を追求していることは明らかであり、その飛翔距離など一連の発表内容が事実であれば、地域の平和と安全を脅かすものとして懸念される。

(イ)「新型戦術誘導兵器」

2022年4月17日、北朝鮮は、「新型戦術誘導兵器」と称するミサイルを発射した旨発表した。このとき発表されたミサイルは、同月25日の軍事パレードでも確認されるなどその後も北朝鮮メディアに登場しており、このミサイルが装輪式3軸のTELに搭載されている様子や、

30 発射された1発は複数に分離し、1つ目は朝鮮半島の西約150kmの黄海上、2つ目は朝鮮半島の西約350kmの東シナ海上、3つ目は沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、沖ノ鳥島の西約1,000kmの太平洋上、わが国EEZ外の、いずれも予告落下区域外に落下したものと推定される。

31 2022年12月23日に発射された弾道ミサイルは、2022年1月5日と同月11日に発射された「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルであった可能性があると考えられる。また、2023年7月の「武装装備展示会2023」と題する展覧会や同月の閲兵式（軍事パレード）において、「火星8」型と外形上類似点のあるミサイルが登場したが、「火星8」とは異なる特徴もあり、詳細は明らかにされていない。

固体燃料推進方式のエンジンの特徴である放射状の噴煙が確認できる。各前線の長距離砲兵部隊の火力打撃力を飛躍的に向上させ、「戦術核運用の効果性」を強化する意義を有するなどとする北朝鮮の発表内容を踏まえれば、このミサイルは、米韓両軍との間で発生しうる通常戦力や戦術核を用いた武力紛争において対処可能な手段を獲得するという狙いのもと、戦術核兵器の搭載を念頭に置いて開発が進められている兵器のひとつであると考えられる。

ウ　弾道ミサイル開発の動向

北朝鮮は、極めて速いスピードで継続的に弾道ミサイル開発を推進し、関連技術・運用能力の向上を図ってきているが、その動向には次のような特徴がある。

（ア）ミサイル関連技術の向上

①　発射の秘匿性・即時性の向上

北朝鮮は、発射の兆候把握を困難にするための秘匿性や即時性を高め、奇襲的な攻撃能力の向上を図っているものとみられる。

北朝鮮は近年、TELや潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームからのミサイル発射を繰り返している。これらのプラットフォームを使用することで、発射機の隠ぺいや任意の地点からの発射を可能にし、発射の秘匿性を向上させ、兆候把握や探知、ひいては迎撃を困難にさせることを企図しているものとみられる。

また、北朝鮮は2019年以降特に、固体燃料を使用した弾道ミサイルの発射を繰り返しており、弾道ミサイルの固体燃料化を進めているとみられる。一般的に、固体燃料推進方式のミサイルは、保管や取扱いが比較的容易であるのみならず、また、固形の推進薬が前もって充填されていることから、発射機へのミサイルの再装填をより迅速に行い、比較的短時間で再発射できるという点で、軍事的に優れているとされる。こうした特徴は、奇襲的な攻撃能力や、報復攻撃能力の向上に資するとみられる。従来北朝鮮が保有・開発してきた固体燃料推進の弾道ミサイルは短距離のものが中心であったが、2021年1月には金委員長が固体燃料推進式ICBMの開発を目標に掲げ、実際に固体燃料推進方式のICBM級弾道ミサイルのほか、固体燃料推進方式の新型IRBM級弾道ミサイルも発射するなどしており、今後の動向が注目される。

②　弾道ミサイル防衛（BMD）突破能力の向上

Ballistic Missile Defense

北朝鮮は、他国のミサイル防衛網を突破することを企図し、低高度を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルの開発を進めている。短距離弾道ミサイルA、B、Dや、短距離弾道ミサイルAと外形上類似点がある、鉄道発射型の弾道ミサイルや新型SLBMは、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられる。

さらに、北朝鮮は、「極超音速滑空飛行弾頭」の開発を優先目標の一つに掲げ、実際に2021年9月以降、複数種類の「極超音速ミサイル」と称するミサイルの発射を行っている。このように北朝鮮は、迎撃を困難にしてミサイル防衛網を突破するためのミサイル開発を執拗に追求している。

③　長射程ミサイルの開発

北朝鮮は、変則的な軌道で飛翔する短距離弾道ミサイルと同時に、米国を射程に収める長射程ミサイルの開発も一貫して追求している。北朝鮮が保有するICBM級弾道ミサイル「火星17」型や「火星18」型は、搭載する弾頭の重量などによっては1万5,000kmを超える射程となりうるとみられ、その場合、東海岸を含む米国全土を射程に収めることになる。

こうした弾道ミサイルを実用化するためには、弾頭部の大気圏外からの再突入の際に発生する超高温の熱などから再突入体を防護する技術が必要とされる。北朝鮮は、2017年にICBM級弾道ミサイル「火星14」型や「火星15」型を発射した後、再突入環境における弾頭の信頼性を立証した旨発表しているが、実際にこうした技術を確立しているかについては、引き続き慎重な分析が必要である。

一方で、北朝鮮が長射程の弾道ミサイルの開発をさらに進展させた場合、米国に対する戦略的抑止力を確保したとの認識を一方的に持つに至る可能性がある。仮に、北朝鮮がそのような抑止力に対する過信・誤認をすれば、北朝鮮による地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況となりうる。

（イ）ミサイル運用能力の向上

北朝鮮はこれまで、複数発の同時発射、極めて短い間隔での連続発射、特定目標に向けた異なる地点からの発射など、様々な形で弾道ミサイルを発射してきている。

第一に、2014年以降、過去に例の無い地点から、早朝・深夜に、TELを用いて、複数発のミサイルを、朝鮮半島を横断する形で発射する事例がみられる。近年、短

距離弾道ミサイルと様々な火砲を組み合わせた射撃訓練なども実施しており、北朝鮮がこれらのミサイルを任意の地点から任意のタイミングで、複数発同時に発射する能力を有していることを示している。

第二に、北朝鮮は極めて短い間隔での連続発射も試みている。例えば、北朝鮮が「超大型放射砲」と称する短距離弾道ミサイルCについては、2019年以降、1分未満と推定される間隔で2発が発射される事例があるなど、連続射撃能力の向上を企図して開発されたとみられている。

第三に、2019年以降、北朝鮮が弾道ミサイルなどをそれぞれ異なる場所から発射し、特定の目標に命中させていることが確認できる事例がある。

こうした発射を通じ、北朝鮮は、飽和攻撃などを念頭に置いた、実戦的なミサイル運用能力の向上を追求しているものとみられる。

(4) 今後の兵器開発などの動向

金委員長は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、今後の軍事的な目標として、様々な兵器の開発などに具体的に言及した。このときに提示された目標は、「5か年計画」に含まれているものと考えられている。

核・ミサイルに関しては、核技術のさらなる高度化や核兵器の小型・軽量化、戦術兵器化を発展させるとして、「戦術核兵器」開発とともに、「超大型核弾頭」生産の推進に言及するとともに、1万5,000km射程圏内の目標への命中率を向上させ、「核先制及び報復打撃能力」を高度化するとした。加えて、多弾頭技術、「極超音速滑空飛行弾頭」、原子力潜水艦、「水中発射核戦略兵器」、固体燃料推進のICBMの開発や研究の推進に言及しており、攻撃態様のさらなる複雑化・多様化を追求する姿勢を示した。また、核・ミサイル以外にも、この大会では、軍事偵察衛星や、無人偵察機などの偵察手段の開発などが言及された。

実際に、北朝鮮は同年以降、この大会で提示した開発計画の工程を進めるようにミサイル発射などを繰り返している。

また、これらの目標には、一定程度の優先順位があるものとみられる。2021年9月に「極超音速ミサイル『火星8』型」と称するミサイルを発射した際には、極超音速ミサイル研究開発事業が「5か年計画の戦略兵器部門最優先五大課題に属する」と表明した。また2022年12月には、「大出力固体燃料エンジン地上燃焼試験」を成功裏に実施したと主張し、金委員長が「5か年計画の戦略兵器部門最優先五大課題実現のためのもう一つの重大問題を解決した」と評価し、最短期間内に「もう一つの新型戦略兵器の出現」を期待する旨述べたことなどを発表した[32]。2023年12月の朝鮮労働党中央委員会においては、衛星の打ち上げをもって「党第8回大会の提示した共和国武力現代化の先決重大課題の実現」と述べた。こうしたことから、北朝鮮は特に「極超音速滑空飛行弾頭」や固体燃料推進のICBMの実現、「軍事偵察衛星」の打ち上げなどを「5か年計画」の優先課題に掲げて研究開発を進めているものとみられる。

2023年11月21日に北朝鮮は、「偵察衛星」とする「万里鏡1」の打ち上げを前述の「千里馬1」で行い、また軌道に正確に進入させたと主張した。この「偵察衛星」に関しては、北朝鮮は2022年から打ち上げに向けた活動を公開してきた。同年2月27日と3月5日に「偵察衛星」開発の試験であるとしてICBM級弾道ミサイルを発射したが、その後実際に金委員長による「偵察衛星」関連の視察の模様を公表しており、その際に、軍事偵察衛星の目的が韓国や日本、太平洋上における軍事情報のリアルタイムでの把握にあることや、「5か年計画」期間内に多量の「偵察衛星」を配置すること、そのために東倉里地区の西海(ソヘ)衛星発射場を改修・拡張することなどを表明した。

北朝鮮はその後2023年5月、8月、11月、2024年5月に、事前に期間や落下区域を予告したうえで、北朝鮮西岸の東倉里付近から南方向に向けて衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。2023年5月、8月と2024年5月の発射は衛星打ち上げに失敗したとみられるが、2023年11月の発射においては、このとき発射した物体が地球を周回していることが確認されている。一方、この物体がいかなる機能を果たしているかといった詳細については、分析を行っているところである。

2023年12月の朝鮮労働党中央委員会総会において、

32 金委員長は、同月末にも朝鮮労働党中央委員会第8期第6回総会において「迅速な核反撃」を使命とする「もう一つの大陸間弾道ミサイル体系」を開発すると表明している。

金正恩委員長は、2024年の目標として「偵察衛星」3基の追加打ち上げに言及しており、今後も衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を継続するとみられる。

さらに、2022年12月と2023年2月、金与正（キムヨジョン）朝鮮労働党中央委副部長は、北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの大気圏再突入技術の獲得を疑問視する見方に対して反発し、「今すぐやってみればいい」、「太平洋をわが方の射撃場として活用する頻度」は米軍の行動にかかっているなどと述べた。この点について、今後北朝鮮が挑発をエスカレートさせた場合、ICBM級を太平洋上に向けて発射し、実戦での使用に耐えうるか否かの検証に踏み切る可能性を示唆したものとの指摘もある。

このほか、北朝鮮は2023年3月、4月、2024年1月には、「ヘイル（津波）」という名称を付した、「核無人水中攻撃艇」や「水中核兵器体系」と称する兵器の試験を行った旨発表し、核兵器の運搬手段の多様化を追求していく姿勢を示している。

このように北朝鮮は、「5か年計画」に沿って関連技術の研究開発に注力しつつ、これを「自衛的」な活動であるとして常態化させており、今後も引き続き「5か年計画」の達成に向けて各種ミサイルの発射などを繰り返していく可能性がある。

資料：最近の国際軍事情勢（北朝鮮）
URL：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

資料：北朝鮮のミサイル等関連情報
URL：https://www.mod.go.jp/j/surround/defense/northKorea/index.html

解説

2023年以降の北朝鮮の核・ミサイル開発動向

近年、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、2022年には、一年間の発射数としては過去最高の59発の発射を強行しました。23年においても、発射数こそ22年に及ばないものの、新型の固体燃料推進方式のICBM級弾道ミサイルのほか、新型の衛星運搬用ロケット「千里馬1」による「軍事偵察衛星」の発射など、質的な意味での核・ミサイル能力向上に注力しているものとみられます。

現在確認されているこうした北朝鮮の核・ミサイル開発の方向性については、21年の北朝鮮労働党大会にその青写真を見ることができます。金正恩委員長は21年の党大会において、核兵器の小型・軽量化や、戦術核兵器、「超大型核弾頭」、「極超音速滑空飛行弾頭」、固体燃料推進式ICBMの開発、軍事偵察衛星の運用といった具体的な目標に言及しました。北朝鮮はその実現に向けて計画的に核・ミサイル開発・運用能力の強化を進めているとみられます。

実際の発射状況を見ると、こうした開発目標に一定程度沿った形での技術進展が見られます。特にICBM級弾道ミサイルについては、液体燃料推進方式の「火星17」は23年3月に、固体燃料推進方式の「火星18」については23年12月に、それぞれ試験発射段階を終えたことを示唆する発射訓練としてこれらの弾道ミサイルを発射しています。

そのうえで、21年の党大会において言及された目標が北朝鮮の開発目標の全てではなく、開発目標の外縁は、開発状況に応じて拡大していく可能性があります。これまでも、21年の党大会では明示的に言及のなかった兵器体系について、金正恩委員長の視察などにおける発言によって開発目標に含まれていることが判明した例がありました。23年8月の軍需工場視察において言及された発射台付き車両の生産や、23年11月のIRBM固体燃料エンジン試験において言及されたIRBM戦力の更新などがこれにあたると考えられます。実際に、23年から24年にかけて、金正恩委員長が各種発射台付き車両の生産工場を視察し、24年1月には、戦略ミサイルのための発射台付き車両の生産が進捗していることが伝えられ、24年以降は、固体燃料推進方式の新型IRBM級弾道ミサイルも発射しています。

このように各種ミサイルの開発や発射を進める一方、北朝鮮は、韓国に対する挑発姿勢も一層強めてきています。北朝鮮は、22年に引き続き23年以降も「戦術核運用部隊」の訓練と称する発射など、短距離弾道ミサイルの発射を高い頻度で行いました。23年4月と8月には、党中央軍事委員会において、金正恩委員長が韓国の地図とみられるものを指す画像とともに、前線攻撃作戦計画を把握したり、前線部隊の軍事行動指針を議論したりする様子が伝えられています。また、23年12月の党中央委員会総会においては、韓国との関係を「敵対的な2つの国家の関係」と表現し、有事の際には核を含め、全ての手段を動員して韓国の全領土を平定する準備に言及しました。

北朝鮮の国内においては、核兵器に関する制度面の整備も進めているものとみられます。22年9月に核兵器の使用条件などを規定した法令「核武力政策について」を採択したことに引き続き、23年9月には、朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法を改正し、戦争の抑止のために「核兵器の発展を高度化」する旨を規定しました。北朝鮮はこれにより、自身の対外的なスタンスとして核兵器保有・発展の方向性を国際社会に示したものと考えられます。

このように、北朝鮮は1年を通してミサイル関連技術・運用能力向上を追求してきましたが、その背景には、①核・長距離ミサイルの保有による対米抑止力の獲得、②米韓両軍との武力紛争に対処可能な、戦術核兵器やその運搬手段である各種ミサイルの整備という狙いがあるとみられます。特に、戦術核兵器や運搬手段の整備については、戦争発生の際の軍事的な対応として自身の核兵器使用の可能性を相手方に考慮させ、事態のエスカレーションを主導的に管理することを企図しているとの指摘もあります。北朝鮮が紛争のあらゆる段階において事態に対処できるという自信を深めた場合、軍事的な挑発行為がさらにエスカレートしていくおそれがあります。

2024年1月、発射台付き車両生産状況の視察として北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

4 内政

(1) 金正恩体制の動向

北朝鮮では、金委員長を中心とする権力基盤の強化が進んでいる。憲法では国務委員長は「国家を代表する朝鮮民主主義人民共和国の最高領導者」であると規定されるほか、党を中心とした運営を行っているとの指摘があり、2021年1月には金委員長は党総書記に就任した。

(2) 経済事情

経済面では、社会主義計画経済の脆弱性に加え、冷戦の終結にともなう旧ソ連や東欧諸国などとの経済協力関係の縮小の影響、さらにはわが国や米国などによる独自の制裁措置の強化や、核実験や弾道ミサイル発射を受けて採択された関連の国連安保理決議による制裁措置などもあり、北朝鮮は慢性的な経済不振、エネルギーと食糧の不足に直面している[33]。

加えて、2020年以降、新型コロナウイルス感染症や自然災害が北朝鮮の経済に大きな影響を与えてきたとみられるが、2022年8月には新型コロナウイルスを撲滅したとして「勝利」を宣言し、2023年7月の閲兵式（軍事パレード）には中露の代表を招くなど、現在では制限も一定程度緩和されたものとみられる。

2021年1月、金委員長は自力更生・自給自足を基本とする「国家経済発展の新たな5か年計画」を提示した。この計画に関して、金委員長は、2022年末に「5か年計画完遂の決定的保証を構築すること」を課題として挙げていたが、2023年末には、2021年からの3年間を総括して「5か年計画を十分に完遂することができるという確信を持つこととなった」と述べており、困難な状況下

図表Ⅰ-3-4-8　北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく制裁

主な内容

品目	制裁内容	関連決議
原油	年間供給量400万バレルまたは52.5万トンに制限	2397号 (2017年12月)
石油精製品	年間供給量50万バレルに制限	2397号 (2017年12月)
石炭	北朝鮮からの輸入を全面禁止	2371号 (2017年8月)
船舶間の積み替え（瀬取り）	禁止	2375号 (2017年9月)

最近の対北朝鮮制裁にかかる国連安保理決議の概要

年月日	決議	契機	主な内容
2006年7月15日	1695号	7発の弾道ミサイル発射（2006年7月5日）	核・ミサイル計画への関連物資および資金の移転防止を要求
2006年10月14日	1718号	第1回核実験（2006年10月9日）	大量破壊兵器関連物資や大型兵器の輸出入禁止
2009年6月12日	1874号	テポドン2発射（2009年4月5日）、 第2回核実験（同年5月25日）	金融規制導入
2013年1月22日	2087号	テポドン2発射（2012年12月12日）	制裁対象に6団体・4個人を追加
2013年3月7日	2094号	第3回核実験（2013年2月12日）	金融規制強化、禁輸品目の積載が疑われる貨物の自国領域内での検査を義務化
2016年3月2日	2270号	第4回核実験（2016年1月6日）、 テポドン2発射（同年2月7日）	航空燃料の輸出・供給の禁止、北朝鮮による石炭・鉄鉱石の輸出禁止（生計目的かつ核・ミサイル計画と無関係のものを除く）
2016年11月30日	2321号	第5回核実験（2016年9月9日）	北朝鮮による石炭輸出の上限を設定（年間約4億ドルまたは重量750万トン）
2017年6月2日	2356号	2016年9月9日以降の弾道ミサイル発射	制裁対象に4団体・14個人を追加
2017年8月5日	2371号	ICBM級弾道ミサイル「火星14」発射 （2017年7月4日および7月28日）	石炭輸入の全面禁止、鉄および鉄鉱石輸入の全面禁止、北朝鮮労働者に対する労働許可の総数に初めて上限を規定
2017年9月11日	2375号	第6回核実験（2017年9月3日）	供給規制の対象に石油分野を初めて追加、繊維製品を輸入禁止対象に追加、海外労働者に対する労働許可の発給禁止
2017年12月22日	2397号	ICBM級弾道ミサイル「火星15」発射（2017年11月29日）	石油分野におけるさらなる供給規制、北朝鮮との輸出入禁止対象の拡大、北朝鮮籍海外労働者などの北朝鮮への送還

（注）「　」内は北朝鮮の呼称

33 近年、北朝鮮漁船や中国漁船が大和堆周辺のわが国排他的経済水域で違法操業を行っており、この海域で操業する日本漁船の安全を脅かす状況となっている。現場海域においては、水産庁と海上保安庁が連携し、違法操業を行う外国漁船への退去警告の対応を含め、わが国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施している。取締りなどの詳細については内閣府年次報告「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」、水産白書と海上保安レポートを参照。

においても、北朝鮮は引き続きこの「計画」に則った経済の立て直しを重要視しているとみられる。一方、北朝鮮が現在の統治体制の不安定化につながりうる構造的な改革を行う可能性は低いと考えられることから、経済の現状を根本的に改善することには、様々な困難がともなうと考えられる。困難な経済・食糧事情の中で、外国からの情報の流入などにともなう社会の動揺を警戒し、思想的な統制を一層強めているといった指摘もなされており、体制の安定性という点から注目される。

また、北朝鮮は、国連安保理決議で禁止されている、洋上での船舶間の物資の積み替え（いわゆる「瀬取り」）などにより国連安保理の制裁逃れを図っているとみられ[34]、2024年3月に公表された「国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル最終報告書」は、2023年1月1日から9月15日の間に年間上限量である50万バレルを超過する、約102万～152万バレルの石油精製品が、北朝鮮籍タンカーにより、北朝鮮へ不正に輸送された可能性があると指摘している。

参照 図表Ⅰ-3-4-8（北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく制裁）

5 対外関係

(1) 米国との関係

2018年6月、史上初の米朝首脳会談において金委員長は朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を示したが、2019年2月の第2回米朝首脳会談では、双方はいかなる合意にも達しなかった。その後北朝鮮は、米国を「最大の主敵」としつつ、新たな米朝関係樹立の鍵は、米国による北朝鮮への敵視政策の撤回であるとする姿勢を示してきた。

米国は、2021年4月に、対北朝鮮政策の見直しを完了したこと、「朝鮮半島の完全非核化」を引き続き目標として、「調整された、現実的なアプローチ」のもとで北朝鮮との外交を探っていくことなどを発表した。2022年10月に発表された「国家安全保障戦略」（NSS）においても、朝鮮半島の完全な非核化に向けて具体的な進展を図るため、北朝鮮との持続的な外交を模索する旨が明記されているが、これまでに公式な対話の再開などはみられておらず、米朝関係は膠着状態が続いている。

北朝鮮は2018年4月、「大陸間弾道ロケット試験発射」の停止などを自ら表明していたが、米朝関係に進展がみられないなか、2022年1月には金委員長が「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」との評価のもと、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討」することを指示した。実際に同年2月以降、北朝鮮はICBM級弾道ミサイルの発射を再開し、米国との長期的対決を徹底的に準備していくなどと述べた[35]。

(2) 韓国との関係

2018年、3回にわたる南北首脳会談を通じ、南北の敵対行為の全面的な中止や、朝鮮半島の非核化の実現を共通の目標として確認することなどを含む「板門店宣言文」、軍事的な敵対関係の終息などを含む「9月平壌共同宣言」、軍事的な緊張緩和のための具体的な措置について盛り込んだ「『板門店宣言文』履行のための軍事分野合意書」に合意するなど、南北関係は大きな進展をみせた。しかし、2019年に米朝首脳会談が決裂して以降、南北関係に進展はない。

さらに、韓国大統領選挙で厳しい対北朝鮮姿勢を示す尹錫悦（ユンソンニョル）氏が当選した後の2022年4月には、金与正朝鮮労働党中央委副部長が談話を発出し、韓国は主敵ではなく互いに戦ってはならない同じ民族であるとしながらも、韓国が軍事的対決を選択するのであれば「わが方の核戦闘武力は自らの任務を遂行」すると表明した。また、同年7月には金委員長が演説を行い、韓国が先制攻撃を行うならば即時に報復し、「尹政権とその軍隊は全滅する」と述べるなど、北朝鮮の対南姿勢もまた厳しいものに転じ始めた。軍の行動としても、2022年10月には一連の発射について、韓国内の飛行場などを標的に見立てて「戦術核運用部隊」の訓練を行ったと発表したほか、同年12月にかけて、南北間の軍事合意で定められた軍事演習中止地域への砲撃などを繰り返した。

2023年11月には、北朝鮮が衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を行ったことを契機

34 2018年に入ってから2024年3月末までの間に、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーが公海上で接舷（横付け）している様子を海自艦艇などが計24回確認している。これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる。

35 2023年7月17日、金与正党副部長が、米国が拡大抑止体制をさらに強化すれば「会談のテーブルがさらに遠くなるようにするだけだということを認識すべき」と述べている。

に韓国が「『板門店宣言文』履行のための軍事分野合意書」のうち、一部条項の効力停止を発表し、過去に実施していた軍事境界線一帯の対北朝鮮偵察・監視活動を復元した。これを受けて北朝鮮は、この合意の全面破棄を宣言した。同年12月には金委員長が、南北関係を「敵対的な2つの国家の関係」と表現し、対外部門の課題として、有事の際に「南半部の全領土を平定しようとするわが軍隊の強力な軍事行動に歩調を合わせていくための準備」に言及した。また、2024年1月には、北朝鮮と韓国とが延坪島（ヨンピョンド）周辺を含む北方限界線（NLL）（North Limit Line）の南北でそれぞれ射撃訓練を行った。

(3) その他の国との関係

北朝鮮は、米韓に対して強硬的な発言を繰り返す傍ら、中国やロシアに対しては、北朝鮮外務省が中朝露の関係について「朝鮮半島と地域はもとより、ひいては世界の平和と安定を守護する上で中枢的役割を遂行している」と言及するなど、連携の強化を目指しているとみられる。

①　中国との関係

北朝鮮にとって中国は極めて重要な政治的・経済的パートナーであり、北朝鮮に対して一定の影響力を維持していると考えられる。1961年に締結された「中朝友好協力及び相互援助条約」が現在も継続しているほか、中国は北朝鮮にとって最大の貿易相手国であり、2021年の北朝鮮の対外貿易（南北交易を除く）に占める中国との貿易額の割合は約9割超[36]と極めて高水準で、北朝鮮の中国への依存が指摘されている。

北朝鮮情勢や核問題に関して、中国は、「デュアルトラックの並進」（朝鮮半島の非核化と、休戦メカニズムから平和メカニズムへの転換）構想と「段階ごと、同時並行」という原則に基づき、対話と協議を通じて問題を解決すべきであると表明してきた。近年では、北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの発射を受けて米国が提案した国連安保理制裁決議案に対してロシアとともに拒否権を行使し、半島情勢がここまで推移した原因は米国にあるとするなど、北朝鮮が繰り返す挑発行為を擁護する姿勢も示している。

中朝首脳会談は2018年3月以降、2019年6月までに5回実施された。2022年10月には習近平総書記の再選にあたり金委員長が祝電を送付した。2023年9月には習近平総書記が北朝鮮建「国」75周年にあたり金委員長に祝電を送り、中国側は朝鮮側とともに、戦略的意思疎通を強化し、実務協力を深めたい旨伝えている。

②　ロシアとの関係

北朝鮮は、2023年9月に金委員長が訪露した際、ロシアとの関係を最重視する旨表明している。

北朝鮮の核問題について、ロシアは、中国と同様、朝鮮半島の非核化や六者会合の早期再開の支持を表明している。2021年10月には、北朝鮮は多くの非核化措置を既に講じており、経済・民生分野における一部制裁措置の調整を行うべきとして、中国と共同で北朝鮮に関する国連安保理決議案を提出したほか、2022年5月には、米国が提案した前述の制裁決議案に対して中国とともに拒否権を行使した。

北朝鮮の側でも、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略下では、ウクライナにおける事態の原因が米国や西側諸国にあると主張し、ロシアを擁護する姿勢を示し続けている。また、2023年10月には、米国や韓国とも協力して関連情報の収集・分析を進めた結果、北朝鮮からロシアへの軍事装備品や弾薬の供与が行われたと信じるに足る情報が確認されている。さらに北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルの供与が行われ、2023年年末から2024年年始にかけて、ウクライナに対して使用されたことが明らかになった。

ショイグ露国防相（当時）の訪朝【朝鮮通信＝時事】

36　大韓貿易投資振興公社の発表による。

2 韓国・在韓米軍

1 全般

2022年5月に発足した尹錫悦政権は、2023年6月に発表した「国家安保戦略」において、北朝鮮の核・大量破壊兵器を最優先の安全保障上の脅威と位置づけ、北朝鮮の核・ミサイル脅威をはじめとする各種挑発を積極的に抑止し、北朝鮮が挑発を強行すれば、これに強く反撃して撃退するとした。

また、韓国には、朝鮮戦争の休戦以降、現在に至るまで陸軍を中心とする米軍部隊が駐留している。韓国は、米韓相互防衛条約を中核として、米国と安全保障上極めて密接な関係にあり、在韓米軍は、朝鮮半島における大規模な武力紛争の抑止に大きな役割を果たすなど、地域の平和と安定を確保するうえで重要な役割を果たしている。前述の「国家安保戦略」でも、2023年に70周年を迎えた米韓同盟について、朝鮮半島の平和と繁栄の中枢的役割を果たしてきたと評価している。

同戦略はさらに、米韓同盟の地理的範囲をグローバルに拡大していくとしたうえで、米国を含む友好国との自由の連帯を土台に、インド太平洋地域で開かれていて包容的で規範に基づいた国際秩序をともに作っていく考えも示した。

2 韓国の国防政策・国防改革

韓国は、約1,000万人の人口を擁する首都ソウルがDMZから至近距離にあるという防衛上の弱点を抱えている。

前政権下の国防白書では、北朝鮮を「主敵」あるいは「北朝鮮政権と北朝鮮軍は韓国の敵」とする表現を用いていなかったが、尹政権では再び、「北朝鮮政権と北朝鮮軍は韓国の敵」と明記した。

また、韓国は、国防改革に継続して取り組んでいる。尹政権は、AIなど第4次産業革命の先端科学技術を基盤とする「国防革新4.0」を推進しており、有・無人複合戦闘体系の構築を段階的に進め、兵力不足の解消や、戦時の人命損失の最小化などを図るとしている。

3 韓国の軍事態勢

韓国の軍事力については、陸上戦力は、陸軍約37万人・17個師団と海兵隊約2.9万人・2個師団、海上戦力は、約230隻、約29万トン、航空戦力は、空軍・海軍を合わせて、作戦機約660機からなる。

韓国軍は、全方位国防態勢を確立するとして、陸軍はもとより海・空軍を含めた近代化に努めている。

また、北朝鮮の核・ミサイル脅威に対応する「韓国型3軸体系」(キル・チェーン、韓国型ミサイル防衛(KAMD)、大量反撃報復(KMPR))の構築を重視しており、尹大統領は2023年1月、「韓国型3軸体系」のうち、大量反撃報復が最も重要と述べている[37]。こうした中、同年12月、韓国国防部が「韓国型3軸体系」の基盤と位置づける韓国軍初の偵察衛星が米国で打ち上げられた。この体系の戦力を効果的に統合運用するための戦略司令部は、2024年に創設予定である。

韓国の弾道ミサイルについては、射程300～800kmとされる「玄武2」などが実戦配備されているとみられる。また、2020年に弾頭重量2トン・射程800kmの「玄武4」の発射試験に成功したとされるほか、弾頭重量をさらに増やした「玄武5」とされる開発中の弾道ミサイルが2022年10月に公開されるなど、「高威力」型の弾道ミサイル開発も進めている[38]。さらに2021年、韓国は、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)発射試験に成功したと発表した。

巡航ミサイルについては、射程約500～1,500kmとされる地対地巡航ミサイル「玄武3」や、最大射程1,000km～1,500kmとされる艦対艦・艦対地巡航ミサイル「海星」などを実戦配備しているとみられる。

さらに、韓国は近年、装備品の輸出を積極的に図っている。特に2022年は、ロシアのウクライナ侵略を機に、防衛力の強化を進めるポーランドと大型輸出契約を締結するなど、年間の輸出実績は契約額ベースで2021年比2倍を超え、過去最高額の約173億ドルに達した。2023年の契約額は約140億ドルと過去最高額であった前年

37 申源湜国防部長官は2023年12月、大量反撃報復が「敵指導部の除去作戦」であることを明らかにしている。そのうえで、韓国が核による相互確証破壊の基礎となる核兵器を保有していない点や、北朝鮮にとって住民よりも指導部の安全の方が価値が大きい点を指摘し、伝統的な米国の核戦力と韓国の通常型の高威力戦力が合わさって抑止の完全性を高めることができると言及した。

38 2023年9月の「国軍の日」大規模行事においては、TELに「3軸体系」と記載された「高威力式玄武対地ミサイル」が公開された。

図表Ⅰ-3-4-9　韓国の国防費の推移

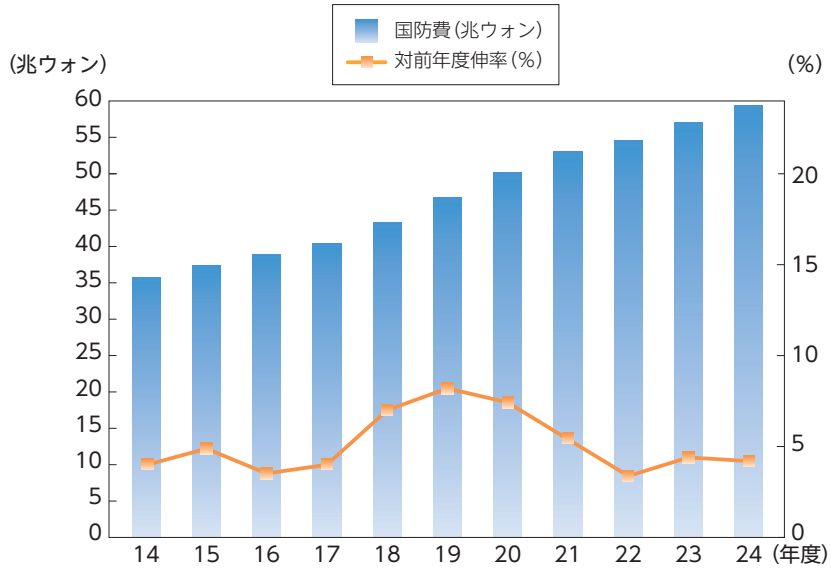

（注）　韓国国防部HP（2023年12月アクセス）による。

と比べて減少するも、輸出相手国が4か国から12か国に増えたと報じられている。

なお、2024年度の国防費（本予算）は、対前年度比約4.2%増の約59兆4,244億ウォンであり、2000年以降25年連続で増加している。また、「2024-2028国防中期計画」によれば2028年までの5年間で国防費を年平均7%増加させていくとしている。

参照　図表Ⅰ-3-4-9（韓国の国防費の推移）

4　米韓同盟・在韓米軍

米韓両国は近年、米韓同盟を深化させるため様々な取組を行っており、平素から様々なレベルで米韓同盟の強化について確認している。

両国防相をトップとする協議体である米韓安保協議会議（SCM）を通じた具体的な取組として、両国は、2013年の第45回米韓SCM（Security Consultative Meeting）において、北朝鮮の核・大量破壊兵器の脅威に対応する抑止力向上の戦略である「オーダーメード型抑止戦略（Tailored Deterrence Strategy）」を承認した。

また、2014年の第46回米韓SCMでは、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威に対応する「同盟の包括的ミサイル対応作戦の概念と原則（4D作戦概念）」に合意し、2015年の第47回米韓SCMで、その履行指針を承認した。

最近では、米韓は、2021年の第53回米韓SCMで、11年ぶりに新たな「戦略企画指針」を承認し、これに基づき作戦計画を最新化していくことで合意した。さらに2022年、尹政権で初の第54回米韓SCMでは、朝鮮半島周辺への米戦略アセット[39]展開の強化[40]、北朝鮮の核使用を想定した机上演習の定例化など、拡大抑止の強化に向けた各種取組に合意した。2023年の第55回米韓SCMでは、10年ぶりに改定された「2023オーダーメード型抑止戦略」が承認され、韓国の通常戦力とともに、米国の核戦力を含む全てのカテゴリーの米国の軍事能力を活用する方案に関する指針が反映されていることが確認されたとしている。

首脳レベルでは、2023年4月の米韓首脳会談[41]に際して発表された「ワシントン宣言」において、韓国は、米国の拡大抑止コミットメントを信頼することの重要性を認識し、また、核不拡散条約下の義務に対する自国のコミットメントを再確認した。この首脳会談で設置が発表された米韓の核協議体（NCG）は、2023年7月18日に（Nuclear Consultative Group）

39　韓国の「2022国防白書」によれば、米国が提供する軍事能力のうち、外部の侵略と挑発を効果的に抑止し、圧倒的な対応を保障するアセットで、戦略的効果を保障する米国の核戦力の3本柱（ICBM、戦略爆撃機、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN））と一部の通常戦力（空母打撃群、B-1B爆撃機、巡航ミサイル原子力潜水艦（SSGN））を含むとされる。

40　韓国側は、米戦略アセット展開の頻度と強度を常時配備と同等レベルまで高めるとしている。

41　バイデン大統領は、米韓首脳会談後の共同記者会見において、朝鮮半島に核兵器を配備することはないと発言した。

発足会議が開催され、同日、米戦略原子力潜水艦の約40年ぶりとなる韓国寄港も実現している。

米韓の軍事演習については、2018年以降、北朝鮮との対話の進展などを受けて、演習の中止や規模縮小が続いたが、2022年5月の尹政権の発足以降、演習の範囲や規模を拡大してきている。定例の指揮所演習については、「フリーダムシールド（FS）」を上半期に、政府演習と統合した「乙支（ウルチ）フリーダムシールド（UFS）」を下半期に行う形式に変更し、2022年8～9月のUFS演習では、指揮所演習と並行する形で、約4年ぶりに機動訓練を再開した。2023年3～4月には、FS演習と連携して米国の爆撃機、空母、強襲揚陸艦が展開し、大規模機動訓練「ウォリアーシールド」を実施した。さらに、同年8月にも、2022年に引き続きUFS演習が実施され、2022年のUFS演習時よりも規模を拡大した機動訓練が実施された。2024年3月のFS演習は、変化する脅威や安全保障状況を反映したシナリオをもとに、北朝鮮の核脅威の無力化などに重点を置いて実施されている。

米戦略アセットの朝鮮半島周辺への展開については、2022年に、米空母「ロナルド・レーガン」が参加した米韓海上訓練、米B-1B爆撃機が参加した米韓空中訓練などを実施した[42]。2023年には、前述の米戦略原子力潜水艦をはじめとする米戦略アセットが17回展開し、2022年の5回から大幅に増加したとしている。

また、両国は、米韓連合軍に対する戦時作戦統制権の韓国への移管[43]や在韓米軍の再編などに取り組んでいる。

まず、戦時作戦統制権の韓国への移管については、2015年12月1日までの移管完了を目標として、従来の「米韓軍の連合防衛体制」から「韓国軍が主導し米軍が支援する新たな共同防衛体制」に移行する検討が行われていた。

しかし、北朝鮮の核・ミサイルの脅威が深刻化したことなどを受け、2014年の第46回米韓SCMで戦時作戦統制権の移管を再延期し、韓国軍の能力向上などの条件が達成された場合に移管を実施するという「条件に基づくアプローチ」の採用が決定された。また、2018年10月の第50回米韓SCMでは、戦時作戦統制権移管後は、未来連合軍司令部として米韓連合軍司令官に現在の米国軍人に代わり韓国軍人を置くことを決定した。

韓国軍の能力評価については、2019年8月の連合指揮所演習において、第1段階にあたる基本運用能力（IOC：Initial Operational Capability）検証が行われ、同演習がIOCを検証するうえで重要な役割を果たしたことが確認された。さらに、2022年のUFS演習において、第2段階にあたる完全運用能力（FOC：Full Operational Capability）評価が実施され、同年11月の第54回米韓SCMでは、FOC評価が成功裏に行われ、全ての評価課題が基準を満たしたことが確認された[44]。

韓国軍は、戦時作戦統制権の移管に必要な、米韓連合防衛を主導する軍事能力と北朝鮮の核・ミサイル脅威への対応能力について、米韓が共同評価の結果を総合的に検討し、段階別の手続きに従って、未来連合軍司令部に対する評価を安定的に推進していくとしており、2023年の第55回米韓SCMでも未来連合軍司令部への戦時作戦統制権移管に向けた今後の推進方向について議論されている。

在韓米軍の再編問題については、2003年、ソウル中心部に所在する米軍龍山（ヨンサン）基地のソウル南方の平沢（ピョンテク）地域への移転や、漢江（ハンガン）以北に駐留する米軍部隊の漢江以南への再配置などが合意された。その後、戦時作戦統制権の移管延期に伴い、米軍要員の一部が龍山基地に残留することや、北朝鮮の長距離ロケット砲の脅威に対応するため在韓米軍の対火力部隊が漢江以北に残留することが決定されるなど、計画が一部修正された。

2017年7月には米第8軍司令部が、2018年6月には在韓米軍司令部と国連軍司令部が、2022年11月に米韓連合軍司令部が平沢地域に移転した。

在韓米軍の安定的な駐留条件を保障するため、在韓米軍の駐留経費の一部を韓国政府が負担する在韓米軍防衛費分担金については、2021年3月、第11次防衛費分担特別協定について米韓が合意に至った。この協定は2020年から2025年までの6年間有効で、2020年度の

42 このほか、2022年12月には、朝鮮半島周辺に展開した米B-52H爆撃機、F-22戦闘機が参加し、米韓空軍訓練を実施した。なお、2023年10月から11月までにかけて実施された米韓空軍訓練は名称が変更され、「ヴィジラント・ストーム」から「ヴィジラント・ディフェンス」となったが、訓練期間中の米戦略爆撃機の朝鮮半島展開は発表されなかった。

43 米韓は、朝鮮半島における戦争を抑止し、有事の際に効果的な連合作戦を遂行するための米韓連合防衛体制を運営するため、1978年から、米韓連合軍司令部を設置している。米韓連合防衛体制のもと、韓国軍に対する作戦統制権については、平時の際は韓国軍合同参謀議長が、有事の際には在韓米軍司令官が兼務する米韓連合軍司令官が行使することとなっている。

44 さらに、第3段階にあたる完全任務遂行能力（FMC：Full Mission Capability）評価が予定されている。

総額は2019年度の水準に据え置き、2021年度は2020年比13.9%増、2022年から2025年は前年度の韓国国防費の増加率を適用するとしている。

5　対外関係

(1) 中国との関係

中国と韓国との間では継続的に関係強化が図られてきている一方、懸案も生じている。中国は在韓米軍へのTHAAD配備[45]について、中国の戦略的安全保障上の利益を損なうものであるとして反発している。この点、2017年10月、両国は、軍事当局間のチャンネルを通じ、中国側が憂慮するTHAADに関する問題について意思疎通していくことで合意したが、双方の主張の対立はなおも続いている[46]。尹政権は、THAAD問題が韓国の安全保障上の主権事項であることを明確にしており、国益と原則に基づいて一貫して断固に対応するとするなか、今後の中韓関係の動向が注目される。

THAAD: Terminal High Altitude Area Defense

(2) ロシアとの関係

韓国とロシアとの間では、軍事技術、防衛産業や軍需分野の協力について合意されている。2018年8月に国防戦略対話を行い、この戦略対話を次官級に格上げすることで合意しており、2021年11月には、海・空軍間のホットラインの設置に合意した。

2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受けて、韓国は、国際社会との協調を示す形でロシアに対する制裁措置を実施するとともに、ウクライナに軍需物資などを提供した。韓国は引き続き、ウクライナへの殺傷兵器の供与に慎重な姿勢を崩していないが、尹大統領は、ウクライナの民間人が大規模攻撃を受けた場合、人道的・経済的支援の範疇を超えた支援を行う可能性も示唆しており、韓国がウクライナ情勢を踏まえ、ロシアとの関係性を安定的に管理していくとするなかで、今後いかなる対応をとっていくか注目される。

45　ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外や大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃する。2016年1月の北朝鮮による核実験の強行などを受け、2017年、在韓米軍に臨時配備された。

46　2022年8月の中韓外相会談後、中国外交部は、韓国政府が2017年当時に対外的に表明したとされる「3不」（米国のMDシステムに参加しない、THAADの追加配備を検討しない、日米韓安保協力は軍事同盟に発展しない）に加え、在韓米軍に配備済みのTHAAD運用を制限するという「1限」の方針も表明したと主張した。

第5節 ロシア

1 全般

これまで「強い国家」や「影響力ある大国」を掲げ、ロシアの復活を追求してきたプーチン大統領は、2022年2月24日、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。

また、ロシアは、今後も戦略的核兵器の近代化に取り組む姿勢を明確にするとともに、ウクライナ侵略を継続するなかにあって、2024年5月に、5期目に就任したプーチン大統領が、改めて核戦力について言及するなど、核兵器による威嚇とも取れる言動を繰り返している。

わが国周辺のロシア軍についても、近年、新型装備を導入し、活発な活動を継続しているほか、中国軍と爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行や、演習への相互参加を継続するなど、中国との戦略的な連携を強化する動きもみられる。わが国を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事動向などは、こうした中国との戦略的連携と相まって安全保障上の強い懸念であり、ウクライナ侵略における動きも踏まえつつ、注視していく必要がある。

参照 2章（ロシアによる侵略とウクライナによる防衛）

2 安全保障・国防政策

1 戦略・政策文書

ロシアは、2021年7月に改訂された「国家安全保障戦略」により、内外政策分野の目標や戦略的優先課題を定めている。

「国家安全保障戦略」では、これまでの防衛能力、国内の団結および政治的安定性の強化ならびに経済の現代化および産業基盤の発展のための政策が、自立的な内外政策を遂行し、外部の圧迫に対し効果的に対抗できる主権国家としてのロシアの強化を裏付けたとして、外部の脅威の存在と、それに屈しない「強い国家」であるという自己認識を示している。そして、ロシア周辺におけるNATO（North Atlantic Treaty Organization）の軍事活動が軍事的脅威であると述べたほか、米国の中短距離ミサイルの欧州やアジア太平洋地域への配備が戦略的安定性などに対する脅威であるとしている。

国防分野では、軍事力の果たす役割を引き続き重視し、十分な水準の核抑止力とロシア軍をはじめとする軍事力の戦闘準備態勢を維持することにより戦略抑止や軍事紛争の阻止を実施するとしている。

「国家安全保障戦略」の理念を軍事分野において具体化する文書である「軍事ドクトリン」は、2014年12月に改訂されたが、このドクトリンでは、大規模戦争が勃発する蓋然性が低下する一方、NATO拡大を含むNATOの軍事インフラのロシア国境への接近、戦略的ミサイル防衛（MD：Missile Defense）システムの構築・展開など、ロシアに対する軍事的危険性は増大しているとの従来の認識に加え、NATOの軍事力増強、米国による「グローバル・ストライク」構想の実現、グローバルな過激主義（テロリズム）の増加、隣国でのロシアの利益を脅かす政策を行う政権の成立、ロシア国内における民族的・社会的・宗教的対立の扇動などについても新たに軍事的危険と定義し、警戒を強めている。

また、現代の軍事紛争の特徴として、精密誘導兵器、極超音速兵器、電子戦装備、各種無人機などの集中的な使用、ネットワーク型の自動指揮システムによる部隊や武器の運用の自動化・一元化といった事象に加え、ハイブリッド戦争という文言はないものの、軍事力と政治・経済・情報その他の非軍事的手法との複合的な利用、非正規武装集団や民間軍事会社による軍事行動への参加などを指摘している。

核兵器については、「軍事ドクトリン」において、核戦争や通常兵器による軍事紛争の発生を防止する重要な要素であると位置づけ、その使用基準については、核その

他の大量破壊兵器が使用された場合のみならず、通常兵器による侵略が行われ、国家存続の脅威にさらされた場合、核兵器による反撃を行う権利を留保するとしている。

2020年6月、ロシアは、いわゆる「核ドクトリン」に相当する政策文書「核抑止分野における国家政策の指針」を初めて公表した。核兵器の使用基準は、「軍事ドクトリン」に記述された基準と同様であるが、新たにロシアが核兵器を使用する可能性がある条件や核抑止の対象となる軍事的危険などについて明らかにしている。また、この「指針」に関しては、「ロシアを潜在敵とみなす個別の国」に加え、「それらの国が参加する軍事連合」をも対象としており、核抑止におけるロシアの「レッドライン」を明示したものと説明されている。

2 国防費

国防費については2011年度から2016年度（執行額）までは、対前年度比で二桁の伸び率が継続し、対GDP比で4.4%に達したのち、おおむね対GDP比3%前後の水準で推移していたが、2024年度（当初予算額）は対GDP比6%となっている。なお、ウクライナ侵略により、前年度比で2023年度執行予算（暫定額）は36.9%増、2024年度当初予算は68.2%増となっている[1]。

参照　図表Ⅰ-3-5-1（ロシアの国防費の推移）

図表Ⅰ-3-5-1　ロシアの国防費の推移

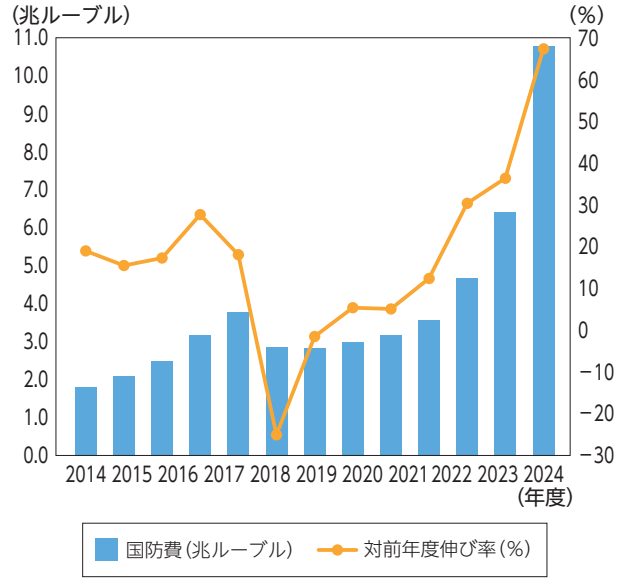

(注)ロシア財務省およびロシア連邦国庫公表資料(14～22年度は執行額、23年度は同年9月1日時点の執行予算(暫定額)、24年度は当初予算額)

3 軍改革

ロシアは、1997年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」という3つの改革の柱を掲げて軍改革を進め、2021年1月までに、西部、南部、中央、東部の4個軍管区と、北洋艦隊（北極正面を担任）に対応する統合戦略コマンドを設置して軍管区司令官のもとで兵力の統合的な運用を行う体制を整備してきたが、2022年2月のウクライナ侵略開始後は、兵員数の増加や部隊編制の拡大改編を指向する動きを見せている。

同年12月の国防省幹部会議拡大会合でショイグ国防相はプーチン大統領に対し、兵員数の150万人への増加、モスクワとレニングラードの2個軍管区の創設、既存の複数個旅団の師団への改編、フィンランド国境地域への1個軍団の新規配備などを提案した。2023年12月の会合では、同年中に軍人数が115万人に達し、2個諸兵科連合軍、1個混成飛行軍団、4個師団、18個旅団、28個連隊がすでに新編されたことが報告され、2024年2月26日にはモスクワ軍管区とレニングラード軍管区創設を定めた軍管区改変に関する大統領令にプーチン大統領が署名している。

また、海軍については、2023年5月にロシア海軍総司令官が、「海軍総司令部が直接指揮する強力な海軍が必要」との認識を示していたところ、同年中に海軍の各艦隊が軍管区の指揮から外れてロシア海軍総司令官の直轄に復帰したとの指摘がある。これは、ロシア海軍が艦隊の運用において、軍管区単位での統合運用体制よりも、海軍総司令部による海軍艦艇や航空機の一元的な運用体制構築を重視したためとみられる。

1　ロシア財務省、ロシア連邦国庫の公表資料による。

3 軍事態勢と動向

ロシアの軍事力は、連邦軍、連邦保安庁国境警備局、連邦国家親衛軍庁などから構成される。連邦軍は3軍種2独立兵科制をとり、地上軍、海軍、航空宇宙軍と戦略ロケット部隊、空挺部隊からなる。

戦力の整備にあたっては、米国を意識し、核戦力のバランスを確保したうえで、先進諸国との対比で劣勢を認識する通常戦力において、精密誘導可能な対地巡航ミサイルや無人機といった先進諸国と同様の装備を拡充しつつあるほか、非対称な対応として、長射程の地対空、地対艦ミサイル・システムや電子戦装備による、いわゆる「A2/AD」能力の向上を重視しているものとみられる。
Anti-Access/Area-Denial

参照 図表Ⅰ-3-5-2（ロシア軍の配置と兵力（イメージ））

1 核・ミサイル戦力

ロシアは、国際的地位の確保と米国との核戦力のバランスをとる必要があることに加え、ウクライナ侵略を継続するなかで著しく損耗した通常戦力を補う意味でも核戦力を重視しており、即応態勢の維持に努めるとともに、各種プラットフォームや早期警戒システムなどの更新を進めている。

戦略核戦力については、ロシアは、米国に並ぶ規模の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）と長距離爆撃機を保有している。
Intercontinental Ballistic Missile
Submarine-Launched Ballistic Missile

2011年以降、ICBM「トーポリM」の多弾頭型とみられている「ヤルス」の部隊配備を進めているほか、ソ連時代のウクライナ製ICBM「ヴォエヴォダ」を置き換える大型の**ICBM「サルマト」**については、2023年中にも配備される予定とされていたが、2023年2月や同年11月の発射試験は失敗した可能性がある旨指摘されており、同年末にショイグ国防相が2024年中の実戦配備に向け準備している旨明らかにしている。新型のSLBM「ブラヴァ」を搭載するボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）は、7隻が就役しており、今後、北洋艦隊と太平洋艦隊にそれぞれ5隻配備される予定である。Tu-95爆撃機の近代化改修やTu-160戦略爆撃機の新規生産も継続しており、Tu-160戦略爆撃機については2023年中に4機が新たに納入した旨、ロシア国防省が発表している。
Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered

非戦略核戦力については、通常弾頭または非戦略核弾頭を搭載可能とされる地対地ミサイル・システム**「イスカンデル」**や、**海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」**、空中発射型巡航ミサイル「Kh-101」、**「キンジャル」**などの各種ミサイルの配備を進めている。ロシアはこれらを「精密誘導兵器による非核抑止力」と位置づけ、重視している。特に、「カリブル」については、このミサイル・システムを搭載する艦艇の極東への配備が進められており、わが国周辺の安全保障環境にも大きな影響を与えうることから、注視していくことが必要である。

ICBM「サルマト」

【諸元・性能】
開発中（2024年配備予定）

【概説】
新型の大型（サイロ式）ICBM。MDシステムの発展を受け、極超音速弾頭を含む幅広い種類の弾頭を搭載可能としたほか、ロシアの衛星航法システム「グロナス」を誘導に用いるとされる。46基配備予定。

ICBM「サルマト」
【ロシア国防省公式Rutubeチャンネル】

地対地ミサイル・システム「イスカンデル」

【諸元・性能】
最大射程：500km

【概説】
弾道ミサイル型と巡航ミサイル型が存在。弾道ミサイル型については、通常の弾道ミサイルと比較して低空を飛翔し、終末段階で変則軌道をとるとされる。

地対地ミサイル・システム
「イスカンデル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」

【諸元・性能】
射程：潜水艦発射型（対地）約2,000km、水上艦発射型（対地）約1,500km
速度：マッハ0.8

【概説】
シリアとウクライナにおける使用実績がある。様々なプラットフォームに搭載可能であり、ロシア海軍の各艦隊において搭載艦の整備が進められている。

海上発射型巡航ミサイル・システム
「カリブル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

図表Ⅰ-3-5-2　ロシア軍の配置と兵力（イメージ）

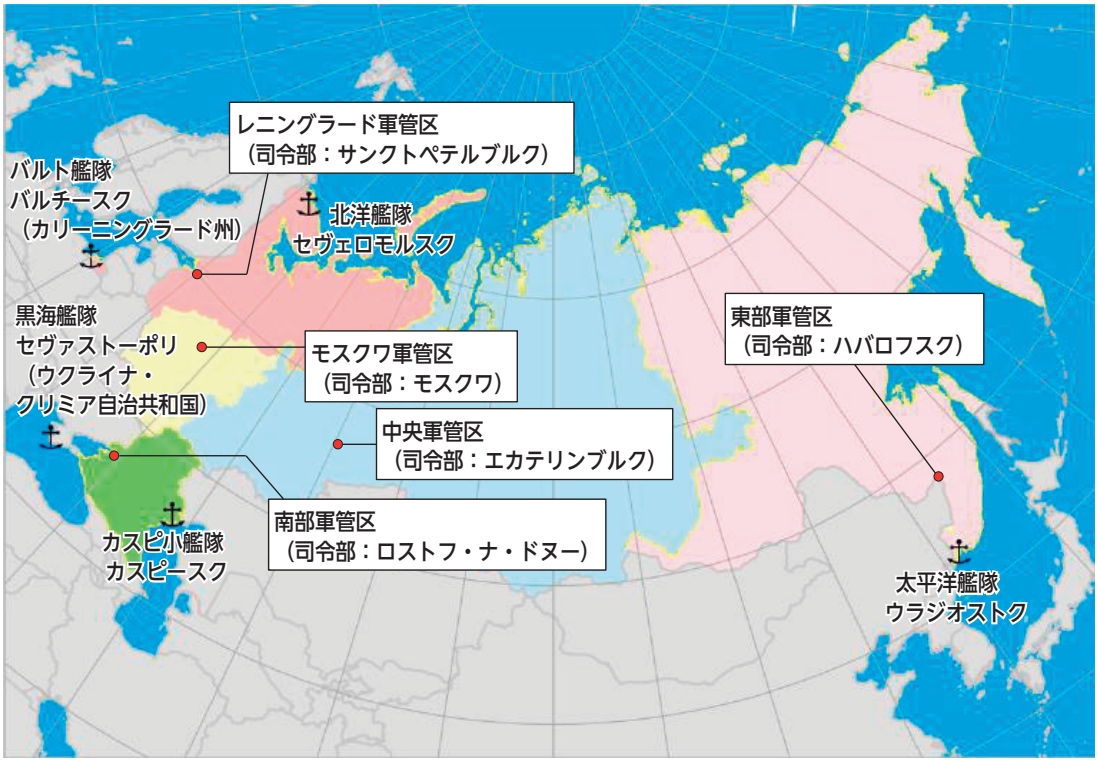

		ロシア
総　兵　力		約110万人
陸上戦力	陸上兵力	約50万人
	戦　車	T-90、T-80、T-72など、 約1,750両 （保管状態のものを含まず。保管状態のものを含めると約5,750両）
海上戦力	艦　艇	1,179隻　約207万トン
	空　母	1隻
	巡　洋　艦	3隻
	駆　逐　艦	11隻
	フリゲート	18隻
	潜　水　艦	50隻
	海　兵　隊	約25万人
航空戦力	作　戦　機	1,377機
	近代的戦闘機	MiG-29　108機　Su-30　125機　MiG-31　142機 Su-33　17機　Su-25　170機　Su-34　124機 Su-35　111機　（第4世代戦闘機　合計797機） Su-57　12機　（第5世代戦闘機　合計12機）
	爆　撃　機	Tu-160　16機 Tu-95　58機 Tu-22M　58機
参考	人　口	約1億4,151万人
	兵　役	1年（徴集以外に契約勤務制度がある）

（注）　資料は、Military Balance 2024などによる。陸上兵力は地上軍55万人のほか空挺部隊4万人およびロシアが自国軍への「編入」を発表したウクライナ東部の「分離派勢力」部隊3万人を含む。

ALBM「キンジャル」

【諸元・性能】
速度：マッハ10以上
射程：500km（搭載機の戦闘行動半径と合わせ2,000km）

【概説】
飛翔中に機動可能な戦闘機搭載の空中発射型弾道ミサイル（ALBM）。地対地ミサイル・システム「イスカンデル」用短距離弾道ミサイルの空中発射型との指摘もある。

ALBM「キンジャル」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

2 新型兵器

近年、米国が国内外でMDシステムの構築を進めていることに対してロシアは反発している。

このような中、ロシアは、核戦力の基盤である弾道ミサイルへの対抗手段となりうる米国内外のMDシステムを突破する手段として、次のような各種の新型兵器の開発を進める旨を明らかにしている。

- 大陸間の大気圏をマッハ20以上の速度で飛翔するとされる極超音速滑空兵器（HGV）「アヴァンガルド」
- 最高速度約マッハ9で1,500kmの射程を持つとされる海上発射型の極超音速巡航ミサイル（HCM）「ツィルコン」

Hypersonic Glide Vehicle
Hypersonic Cruise Missile

- 事実上射程制限がなく、低空を飛翔可能とされる原子力巡航ミサイル「ブレヴェスニク」
- 深海を高速航行が可能とされる原子力無人潜水兵器「ポセイドン」

これらの新型兵器のうち、**HGV「アヴァンガルド」**が配備済みであるほか、2023年1月には、北洋艦隊配備のゴルシコフ級ミサイルフリゲート「アドミラル・ゴルシコフ」が**HCM「ツィルコン」**を搭載し外洋展開を開始する旨発表されており、同ミサイルも実戦配備されたものとみられ、実際にウクライナにおいて使用されたとの指摘もある。

ロシア自身のMD装備については、2022年春には、MD能力を有するとされる新型**地対空ミサイル・システム「S-500」**の部隊への納入開始が報じられているほか、同年11月には新型の弾道弾迎撃ミサイルの発射試験実施が発表されている。

HGV「アヴァンガルド」

【概説】
マッハ20以上の速度で大気圏内を飛翔し、高度や軌道を変えながらMDシステムを回避可能とされる。2023年末時点で12基が配備されているものとみられる。

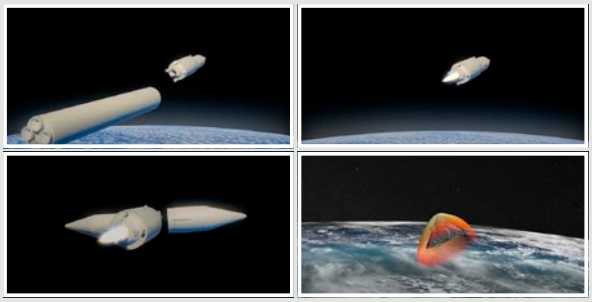

HGV「アヴァンガルド」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

HCM「ツィルコン」

【諸元・性能】
速度：マッハ9
射程：1,500km

【概説】
巡航ミサイル「カリブル」と発射装置を共用する艦載型HCM。2023年1月配備開始。地対艦ミサイル型も開発中と報じられている。

HCM「ツィルコン」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

地対空ミサイル・システム「S-500」

【概説】
「S-400」の後継となる地対空ミサイル・システム。現在、量産先行型がモスクワ周辺の防空部隊に試験配備されているものとみられる。

新型地対空ミサイル・システム「S-500」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

3 通常戦力など

ロシアは、「国家装備計画」に基づき装備の開発・調達などを行ってきたが、ウクライナ侵略による損耗装備の補填需要や対露制裁による工作機械や部品の入手困難といった事情により、同計画の続行に支障が出ているとの指摘もある。

地上軍は、T-14戦車やコアリツィヤSV155mm自走榴弾砲といった新型装備の試験を継続している。

航空宇宙軍は、いわゆる「第5世代戦闘機」であるSu-57戦闘機の量産先行型の配備を開始したほか、無人

機開発で有人航空機との統合に注力していると明らかにしている。

海軍は、2027年までに装備の近代化率を70%まで引き上げるとしており、沿岸海域向け水上艦艇の整備が完了しつつあることから、今後は外洋向け水上艦艇の建造に移るとしている。

4　宇宙・電磁波領域

近年ロシア軍は宇宙や電磁波領域における活動を活発化させている。ロシアは、対衛星ミサイル・システム「ヌドリ」などの対衛星兵器の開発を推進しているとされ、2021年11月、対衛星ミサイルによる衛星破壊実験の実施を公表した。また、2013年以降、接近・近傍活動（RPO）を行う衛星を低軌道と静止軌道の双方に投入しており、静止軌道上で他国の衛星への接近・隔離を頻繁に繰り返していることが観測されている。

Rendezvous and Proximity Operations

電磁波領域においては、2009年以降、ロシア軍に電子戦（EW）部隊が編成されるとともに多くの新型電子戦システムが調達され、各軍種・兵科に分散配置されている。特にウクライナでは、「ポーレ21」をはじめとする各種電子戦装備を前線に配備してウクライナ軍のGPS誘導砲弾や無人機に対して用いているとの指摘がある。

Electronic Warfare

参照　4章2節2項3（ロシア）、4章4節2項3（ロシア）

5　ロシア軍の動向（全般）

ロシア軍は、2010年以降、軍管区などの戦闘即応態勢の検証を目的とした大規模演習を各軍管区が持ち回る形で行っており[2]、こうした演習はロシア軍の長距離移動展開能力の向上に寄与している。2022年は、東部軍管区において、戦略指揮参謀部演習「ヴォストーク2022」が兵員5万人以上、中国やインドなど計14か国が参加して実施されたが、2023年に予定されていた西部軍管区の「ザーパド2023」は中止された。

核・ミサイル戦力の演習については、ウクライナ侵略開始直前の2022年2月に、「戦略抑止力演習」として、ICBMやSLBMといった戦略核戦力に加え、「イスカンデル」、「カリブル」、「キンジャル」、「ツィルコン」の通常弾頭または戦術核を搭載可能なミサイル戦力を用いたロシア全土にわたる大規模なミサイル演習が実施された。また、同年10月と2023年10月にも「戦略抑止力訓練」として、戦略核戦力による同様のミサイル演習が実施された。

北極圏では、警戒監視強化のため、沿岸部にレーダー監視網の整備を進めている。同時に、飛行場を再建し、Tu-22M中距離爆撃機やMiG-31迎撃戦闘機などを展開させているほか、地対空ミサイルや地対艦ミサイルを配備し、北方からの経空脅威や艦艇による攻撃に対処可能な態勢を整備している。これに伴い、基地要員のための大型の居住施設を北極圏の2か所に建設した。

こうした軍事施設の整備に加え、海軍艦艇による各種演習やSSBNによる戦略核抑止パトロール、長距離爆撃機による哨戒飛行を実施するなど、北極における活動を活発化させている。例えば、2022年にはチュコト海で総合北極遠征「ウムカ-2022」が行われたが、2023年に行われた戦術演習「フィンヴァル-2023」では、チュコト海に加えて北極海の域外であるベーリング海でも行うなど、演習実施海域を拡大させることで北極防衛態勢を強化しているとみられる。また、2023年6月にはTu-95爆撃機をバレンツ海やノルウェー海上空に飛行させており、同年4月にNATOに加盟したフィンランドと、2024年3月に加盟したスウェーデンをけん制する狙いからこうした活動を行ったとの見方もある。

このように、ロシアは軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要がある。

6　わが国周辺のロシア軍

ロシアは、2010年、東部軍管区と東部統合戦略コマンドを新たに創設し、軍管区司令官のもと、地上軍のほか、太平洋艦隊、航空・防空部隊を配置し、各軍の統合的な運用を行ってきた。一方、2023年12月にロシアメディアは、太平洋艦隊を含む各艦隊の指揮が、各軍管区司令官から海軍総司令官に移管されたと報じている。こうしたウクライナ侵略以後のロシア軍の指揮命令系統や組織改編、統合運用態勢の変化の動向については、ロシ

2　東部軍管区、中央軍管区、南部軍管区、西部軍管区を中心に実施され、それぞれ「ヴォストーク（東）」、「ツェントル（中央）」、「カフカス（コーカサス）」、「ザーパド（西）」と呼称される。

ア軍がウクライナで得た教訓をいかに軍の現行の運用態勢に反映させていくかといった観点から、引き続き注視していく必要がある。

極東地域のロシア軍の戦力は、ピーク時に比べ大幅に削減された状態にあるが、依然として核戦力を含む相当規模の戦力が存在している。近年は最新の装備が極東方面にも配備される傾向にあるが、2021年12月時点の東部軍管区の新型装備の比率は56%と発表されている。

ロシア軍は、戦略核部隊の即応態勢を維持し、常時即応部隊の戦域間機動による紛争対処を運用の基本としていることから、他の地域の部隊の動向も念頭に置いたうえで、極東地域におけるロシア軍の動向について関心をもって注視していく必要がある。

(1) 核戦力

極東地域における戦略核戦力については、約30機のTu-95爆撃機がウクライナカに配備されているほか、新たにTu-160長距離爆撃機を極東地域に配備する計画をロシア国防省が有しているとの報道もあり、この爆撃機の配備動向には今後注視する必要がある。海洋核戦力については、SLBMを搭載した4隻のボレイ級SSBNがオホーツク海を中心とした海域に配備されており、今後太平洋艦隊にボレイ級SSBNを計5隻配備する計画である。

(2) 陸上戦力

東部軍管区においては自動車化狙撃兵（機械化歩兵）、戦車、砲兵、地対地ミサイル、物資技術保障（兵站）、防空など31個旅団と2個師団約8万人となっているほか、水陸両用作戦能力を備えた海軍歩兵旅団を擁している。また、同軍管区においても、地対地ミサイル・システム「イスカンデル」、地対艦ミサイル・システム「バル」、「バスチオン」、地対空ミサイル・システム「S-400」など、新型装備の導入が進められている。

地対艦ミサイル・システム「バスチオン」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

地対艦ミサイル・システム「バル」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

(3) 海上戦力

太平洋艦隊がウラジオストクやペトロパブロフスク・カムチャツキーを主要拠点として配備・展開されており、主要水上艦艇約20隻と潜水艦約15隻（うち原子力潜水艦約10隻）など、艦艇約253隻、合計約71万トンとなっている。2021年以降、太平洋艦隊にも巡航ミサイル「カリブル」搭載艦が順次配備されており、2023年度末時点では、ウラジオストクにウダロイ級フリゲート1隻とキロ改級潜水艦4隻が、ペトロパブロフスク・カムチャツキーに**ステレグシチー**Ⅲ級フリゲート1隻とヤーセンM級攻撃型原子力潜水艦1隻が配備されている。

(4) 航空戦力

東部軍管区には、航空宇宙軍、海軍を合わせて約320機の作戦機が配備されており、既存機種の改修やSu-35戦闘機、Su-34戦闘爆撃機など新型機の導入による能力向上が図られている。

(5) わが国周辺における活動

わが国周辺では、軍改革の成果の検証などが目的とみられる演習・訓練を含めたロシア軍の活発な活動が継続している。

ステレグシチー級フリゲート

【諸元・性能】
満載排水量：2,235トン（「カリブル」非搭載型）、2,500トン（「カリブル」搭載型）
最大速力：26ノット
主要兵装：対地巡航ミサイルSS-N-30A（「カリブル」対地型、最大射程：1,500km）、対艦巡航ミサイルSS-N-27A（「カリブル」対艦型、最大射程：660km）、対艦巡航ミサイルSS-N-26（「P-800 オニクス」、最大射程：300km）、対空ミサイル9M96（最大射程：60km）
搭載機：ヘリ（Ka-27）1機

ステレグシチーⅢ級フリゲート【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

【概説】
ロシア海軍の新型フリゲート。太平洋艦隊に「カリブル」巡航ミサイル搭載型1隻、非搭載型4隻が配属。

Su-35戦闘機【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

地上軍については、わが国に近接した地域における演習はピーク時に比べ減少している。

艦艇については、近年、太平洋艦隊に配備されている艦艇による各種演習、遠距離航海、原子力潜水艦のパトロールが行われるなど、活動の活発化の傾向がみられる。

2023年4月には太平洋艦隊司令官が11年ぶりに交代し、人員2万5,000人以上、艦艇約160隻以上参加のもとで太平洋艦隊への抜き打ち検閲を行った旨、ロシア国防省が発表している。この検閲の目的に関して、ショイグ国防相は、「オホーツク海南部への敵の侵入の防止」と説明していることなどから、ロシアとしては、ウクライナ侵略を行うなかにあっても、戦略原潜の活動領域として重視するオホーツク海においてロシア海軍が活発に活動しうる能力を誇示する狙いがあったと考えられる。また、この演習時にプーチン大統領が、太平洋艦隊の戦力は「あらゆる方面の紛争で使用可能だ」と発言するなど、東部軍管区から地上部隊をウクライナに派遣するなかにあっても極東の海軍戦力が即応態勢を維持していることを強調する狙いがあったとみられる。

図表Ⅰ-3-5-3　ロシア機に対する緊急発進回数の推移

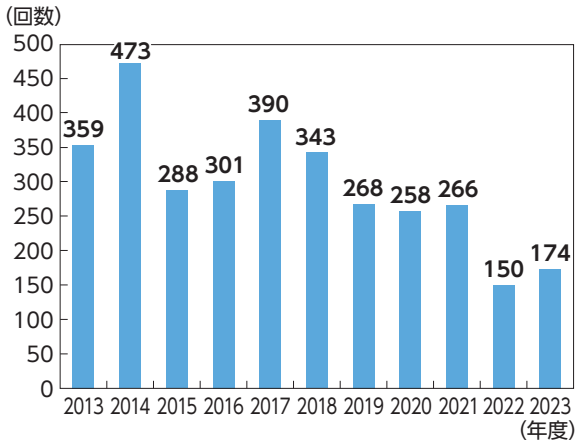

航空機については、2007年に戦略航空部隊が哨戒活動を再開して以来、長距離爆撃機による飛行が活発化し、空中給油機、A-50早期警戒管制機やSu-27戦闘機による支援を受けたTu-95爆撃機やTu-160爆撃機の飛行も行われている。2023年10月には、2機のTu-95爆撃機が、2機の戦闘機を伴って日本海から飛来してわが国領空へ向けて南東進したほか、推定ロシアのヘリコプター1機が北海道根室半島沖の領海上空を侵犯した。また、ロシア国防省の発表によれば、2024年1月、2機のTu-95爆撃機が日本海上空を飛行している。

参照　図表Ⅰ-3-5-3（ロシア機に対する緊急発進回数の推移）

4 北方領土などにおけるロシア軍

旧ソ連時代の1978年以来、ロシアは、わが国固有の領土である北方領土のうち国後島、択捉島と色丹島に地上軍部隊を再配備してきた。

その規模は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあると考えられるものの、現在も南樺太に所在する1個軍団に属する1個師団が国後島と択捉島に所在しており、戦車、装甲車、各種火砲、対空ミサイル、偵察用無人機などが配備されている。

さらに近年ロシアは、北方領土所在部隊の施設整備を進めているほか、海軍所属の沿岸（地対艦）ミサイルや航空宇宙軍所属の戦闘機などの新たな装備も配備し、大規模な演習も実施するなど、わが国固有の領土である北方領土において、不法占拠のもと、軍の活発な活動を継続している。

こうした動向の背景として、SSBNの活動領域であるオホーツク海一帯の軍事的重要性が高まっているといった指摘があり、北方領土のほか、帰属先未定地である南樺太や千島列島においてもロシア軍の活動は活発化の傾向にある。

近年の北方領土への主要な新型装備の配備として、2016年に択捉島と国後島への沿岸（地対艦）ミサイル配備が発表されたほか、2018年8月、同年1月に軍民共用化された択捉島の新民間空港にSu-35戦闘機が3機配備されたと伝えられている。

地上軍の装備では、2020年12月、ロシア国防省系メディアは、択捉島と国後島への**地対空ミサイル・システム「S-300V4」**（最大射程400km）の実戦配備を報じたが、ウクライナ侵略以後、両島の「S-300V4」が消失していることが明らかになった。消失した「S-300V4」は、ウクライナでの使用のために転用されたとみられ、ウクライナでの作戦継続の影響が、極東の防空態勢にも表れているとみられる。さらに、2022年1月、前年に北方領土所在部隊の戦車が寒冷地での運用に適したT-80BV戦車に換装されたことが発表された。

地対空ミサイル・システム「S-300V4」

【諸元・性能】
最大射程：400km
最大高度：37km

【概説】
ステルス航空機対処能力を持つとされる防空ミサイル。

地対空ミサイル・システム「S-300V4」【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

北方領土での軍事演習も継続して行われており、2021年6月、択捉島、国後島、南樺太で兵員1万人以上、約500両の地上装備・機材、航空機32機、艦艇12隻が参加する着上陸・対着上陸対抗演習が実施された。

また、北方領土と同じくオホーツク海に接する樺太と千島列島においては、地対空ミサイル・システム「S-400」が南樺太（2021年2月）に、地対艦ミサイル・システム「バスチオン」が南樺太（同年末）、千島列島の松輪島（同年12月）、幌筵島（2022年12月）にそれぞれ新たに配備・展開されたことが報じられている。南樺太に本部を置き、択捉島と国後島所在部隊を管轄する沿岸（地対艦）ミサイル旅団が新設されたとの報道もあり、引き続き北方領土を含む極東におけるロシア軍の動向について、ウクライナ侵略における動きも踏まえつつ、強い懸念を持って注視していく必要がある。

5 対外関係

1 全般

2023年3月31日、プーチン大統領は、2016年以来となる新たな「ロシア連邦外交政策コンセプト」を承認した。この文書でロシアは、多極化した国際秩序の構築を目指すとしつつ、欧米諸国が反ロシア的政策をとっていると非難し、中国やインドなどの国々との連携を重視する姿勢を示している。特に中国については、2014年のウクライナ危機以降、西側諸国との対立の深まりと反比例するかのように連携を強化する動きがみられ、2022年2月のウクライナ侵略以降も顕著となっている。

2 米国との関係

プーチン大統領は、米国との経済面での協力関係の強化を目指しつつ、一方で、ロシアが「米国によるロシアの戦略的利益侵害の試み」と認識するものについては、米国に対抗してきた。

軍事面においては、ロシアは、米国が欧州やアジア太平洋地域を含む国内外にMDシステムを構築していることについて、地域・グローバルな安定性を損ない、戦略的均衡を崩すものと反発してきており、MDシステムを確実に突破できるとする戦略的な新型兵器の開発・配備を進めている。

米露間の軍備管理については、トランプ前政権下の2019年8月、米側の脱退表明に端を発した一連のプロ

解説

わが国周辺におけるロシアの軍事動向

ロシアはウクライナ侵略を継続する中で、極東に配備された部隊を含めた地上戦力を中心に通常戦力を大きく損耗しているとみられることから、今後、より核戦力を強化していくと考えられます。わが国周辺においては、戦略原子力潜水艦の活動海域であるオホーツク海周辺一帯の防衛に一層注力するとみられます。

戦略原潜については、新型のボレイ級SSBNが2015年以降現在までに4隻配備されており、将来的に計5隻体制になるものとみられるほか、既存の原潜の一部も近代化改修されています。

戦略原潜の活動海域であるオホーツク海周辺一帯のカムチャツカ半島、帰属先未定地である千島列島と南樺太、そしてわが国の北方領土において、ロシア軍は、地対艦ミサイル「バスチオン」や「バル」、地対空ミサイル「S-400」を近年新たに配備していますが、これらの動きは、ロシアが戦略原潜の活動海域であるオホーツク海一帯への他国軍の接近を阻もうとする、いわゆる「バスチオン」戦略の一環と考えられます。

また、「バスチオン」戦略強化の観点から、沿海地方やカムチャツカ半島を拠点とする海空戦力の整備・活用を行っていくものとみられます。具体的には、太平洋艦隊は、戦術核と通常弾頭を搭載可能な精密誘導兵器である「カリブル」巡航ミサイルを搭載する艦艇を整備中であり、ペトロパブロフスク・カムチャツキーにはステレグシチーⅢ級フリゲートやヤーセンM級原子力潜水艦が、ウラジオストクにはキロ改級潜水艦が新たに配備されていますが、いずれの艦艇も「カリブル」を搭載可能となっています。2023年1月に実戦配備された極超音速巡航ミサイル「ツィルコン」も、現在建造中のゴルシコフ級ミサイルフリゲートに搭載され、将来、極東に配備される可能性があります。

また、これらの海空戦力は、米国や、日本を含む米国の同盟国へのけん制の観点から、平素から活用されていくものとみられます。海空戦力の活動活発化は、ウクライナ侵略を開始する前からみられており、例えば、2017年12月には、Tu-95爆撃機がインドネシア東部ビアクに展開したほか、2021年夏には、太平洋艦隊がハワイ諸島西方の太平洋中部において大規模演習を実施したと報じられました。さらに中国との間では、2019年以降に爆撃機の共同飛行を、2021年以降に海軍艦艇の共同航行をわが国周辺で実施しています。

わが国周辺を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事動向については、中国との連携の動向を含め、強い懸念をもって注視していく必要があります。

2022年10月6日から7日にかけ、宗谷海峡を西進したロシア海軍キロ級潜水艦。
太平洋艦隊において3隻目となる、「カリブル」巡航ミサイルを搭載可能なキロ改級潜水艦「マガダン」とみられる。

セスを経て、中距離核戦力（INF）全廃条約が終了した。2020年11月には米国が、欧米とロシアなどとの間で偵察機による相互監視を認めたオープンスカイ（領空開放）条約を脱退し、ロシアも2021年1月に脱退を表明した。

一方、米露間の戦略核戦力の上限を定めた新戦略兵器削減条約（新START）については、同年2月の期限直前となる同年1月、5年間の延長に合意したものの、2023年2月、プーチン大統領は同条約に規定のない「効力の一時停止」を一方的に宣言した。

参照 2章3項2（NATO加盟国などの対応）

2022年9月、北海道西方沖の日本海において「ヴォストーク2022」の一環とみられる実弾射撃を行うロシア海軍ステレグシチー級フリゲート「グロムキー」

3 中国との関係

中国との関係では、90年代以降、近年まで地対空ミサイル、戦闘機や潜水艦といった装備を輸出してきたほか、各種の共同軍事活動を実施しており、ウクライナ侵略を継続するなかにあっても、依然として緊密な軍事協力を進めている。

2023年6月と12月には、2019年以降毎年実施されている、ロシアのTu-95爆撃機と中国のH-6爆撃機による共同飛行を、日本海から東シナ海、さらには太平洋に至る空域で実施した。

2022年9月には、両国艦艇がロシア東部軍管区の戦略指揮参謀部演習「ヴォストーク2022」の一環として、日本海からオホーツク海に至る海域で共同訓練を行い、終了後に、参加艦艇を中心とする両国艦艇が2021年10月に続き2回目となる共同航行をわが国周辺海域で実施した。2023年7月には、日本海における中国北部戦区主導の演習「北部・連合2023」にロシア海軍艦艇が参加し、その後、8月にかけて、両国艦艇が3回目となる「中露共同航行」をわが国周辺海域で実施した。これら中露両国による度重なる爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行は、わが国に対する示威活動を明確に意図したものであり、わが国の安全保障上、重大な懸念である。

参照 図表Ⅰ-3-5-4（中露による共同飛行（2023年度））、2節3項2（ロシアとの関係）

4 旧ソ連諸国との関係

ロシアは旧ソ連諸国との二国間・多国間協力の発展を外交政策の最も重要な方向性の一つとしている。また、自国の死活的利益がこの地域に集中しているとし、集団安全保障条約機構[3]（CSTO）加盟国であるアルメニア、タジキスタン、キルギスのほか、モルドバ（トランスニストリア）、ジョージア（南オセチア、アブハジア）、ウクライナ（クリミア）にロシア軍を駐留させ、2014年11月には、アブハジアと同盟や戦略的パートナーシップに関する条約を、2015年には、南オセチアと同盟や統合に関する条約を締結するなど、軍事的影響力の確保に努めている。

しかし、ソ連解体から30年以上が経過した現在、ベラルーシを除く旧ソ連諸国はいずれもロシアによるウクライナ侵略を支持しておらず、ウクライナ侵略を契機にロシアが旧ソ連圏に対し有するとされる影響力を一層減少させるとの見方もある。

ベラルーシについては、ウクライナ侵略開始に前後して、ロシアが軍事的関与を強める動きを示している。2022年6月、ルカシェンコ大統領は、プーチン大統領に対しベラルーシ空軍機の核搭載仕様への改修支援を要請し、プーチン大統領はこれに応諾した。2023年2月には、ベラルーシがロシアから受領した地対地ミサイル・システム「イスカンデル」が実戦配備されたことが公表された。同年7月には、両国国防相がベラルーシ領におけるロシアの戦術核兵器保管手続きに関する文書に署名したことが発表され、同年12月にベラルーシのルカシェ

3 ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アルメニアの6か国が加盟する軍事同盟。CSTOの設立根拠となる1992年の集団安全保障条約第4条に、加盟国が侵略を受けた場合、「残る全加盟国は、被侵略国の要請に応じて、軍事的援助を含む必要な援助を早急に行うとともに、自らの管理下にある全ての手段を用いた支援を国連憲章第51条に規定された集団的自衛権の行使手順に則って提供する」との規定がある。

図表Ⅰ-3-5-4　中露による共同飛行（2023年度）

中露による共同飛行の経路（2023年度）

2023年6月6日

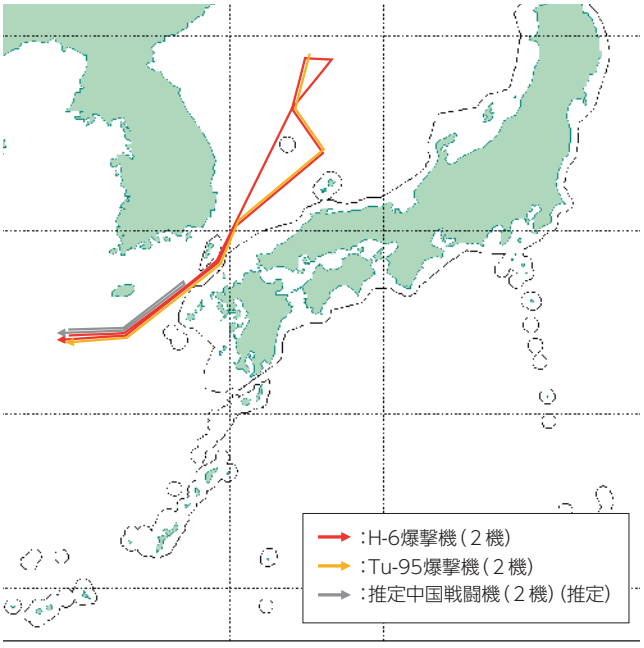

2023年6月7日

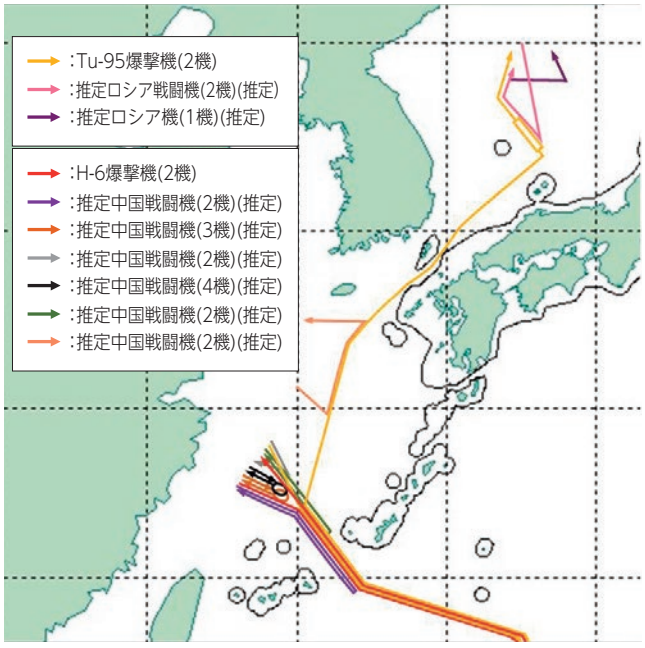

2023年12月14日

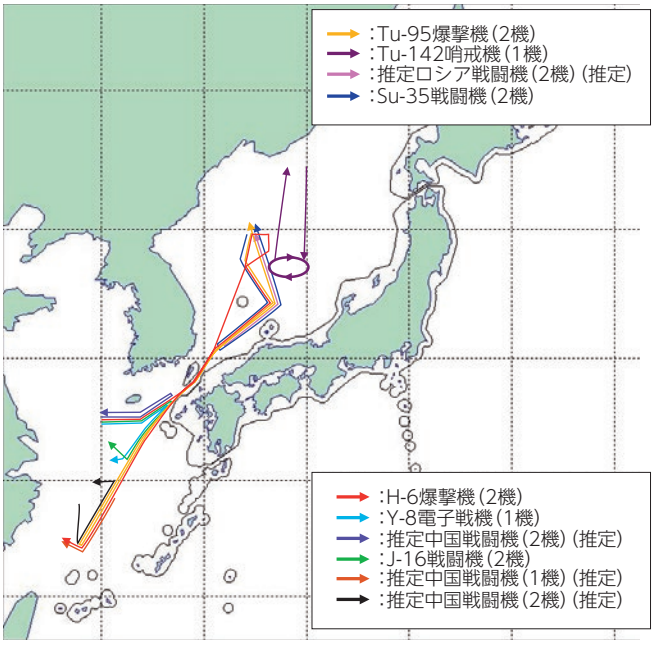

ナゴルノ・カラバフ地域の軍事パレードに立つアリエフ大統領【EPA＝時事】

ンコ大統領は、ロシアがベラルーシ領内に搬入した戦術核兵器の配備が10月に完了したと発言している。

コーカサス地方では、アゼルバイジャン領内で一方的に独立を宣言して実効支配を継続してきた「ナゴルノ・カラバフ共和国」をめぐり、2023年9月にアゼルバイジャンが、この地域のアルメニア軍を撤退させるためとして軍事行動を開始した。アゼルバイジャン軍の攻撃を受けた「共和国」側は9月中に降伏し、2024年1月までの「共和国」解体に向けた文書に署名した。解体に伴い、「共和国」内に12万人いたとされるアルメニア系住民のうち、8万人近くがアルメニアに逃れたとされている。

この紛争の結果、ソ連末期以降、32年以上にわたりアゼルバイジャン領の一部を実効支配してきた「ナゴルノ・カラバフ共和国」が消失する形となった。

「共和国」内に平和維持部隊として駐留していたロシア軍は、今回の軍事衝突の事態を阻止することができなかったことから、CSTO加盟国で軍事同盟関係にもあったアルメニアからは不信を招き、この地域一帯におけるロシアの影響力低下が露呈したという見方もある。

5 その他諸国との関係

(1) アジア諸国との関係

ロシアは、多方面にわたる対外政策の中で、アジア太平洋地域の意義が増大していると認識し、シベリアと極東の社会・経済発展や安全保障の観点からも同地域における地位の強化が戦略的に重要としている。アジアにおいては、中国との関係に加え、インドとの優先的な戦略的パートナーシップ関係に重要な役割を付与することとしており、2021年12月には、年次首脳会談に合わせ、初の外務・防衛担当閣僚協議（「2＋2」）をニューデリーで開催した。軍事面では、2003年以降、陸軍や海軍のほか、近年は空軍も加わる形で露印共同演習「インドラ」を行うなど、幅広い軍事協力を継続させている。また、ASEANとの関係強化にも取り組んでおり、2021年12月には初のASEAN諸国との海軍共同演習をインドネシア近海で実施した。このほか、2023年11月から12月までにかけてロシア太平洋艦隊の艦艇が東南アジアから南アジアに至る8か国を訪問している。特にミャンマーとの間では、8月に拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の枠組みで対テロ机上演習を共同で主催した後、11月には2国間で初となる海軍共同演習「MARUMEX」を実施している。

ASEAN Defense Ministers' Meeting

Myanmar-Russia Maritime Security Exercise

また、北朝鮮との協力を強化する動きもみられる。2023年9月には金正恩委員長がロシア極東ボストーチヌイ宇宙基地を訪問し、プーチン大統領と4年ぶりとなる首脳会談を実施したほか、コムソモリスク・ナ・アムーレを訪問して第5世代戦闘機であるSu-57戦闘機の説明を受け、その後に訪れたウラジオストクではウダロイ級駆逐艦「マルシャル・シャポシニコフ」の説明を受けている。

(2) 欧州諸国との関係

NATOとの関係については、NATO・ロシア理事会（NRC）の枠組みを通じ、ロシアは、一定の意思決定に参加するなど、共通の関心分野において対等なパートナーとして行動してきたが、2014年のウクライナ危機を受けて、NATOや欧州各国は、NRCの大使級会合を除き、軍事面を含むロシアとの実務協力を同年以降停止した。さらにウクライナ侵略により、ロシアと欧州諸国との関係は、冷戦期以来の緊張したものとなっている。

NATO-Russia Council

参照 2章3項2（NATO加盟国などの対応）

(3) 中東・アフリカ諸国との関係

2023年3月に公表された外交政策コンセプトでは、イランとの包括的な相互協力、シリアへの全面的な支援、トルコやサウジアラビア、エジプトなどとのパートナーシップ深化が明記された。特にシリアに関しては、2015年9月以降、シリアでアサド政権を支援する作戦を展開するロシア軍は、シリア国内のタルトゥース海軍基地とフメイミム航空基地を拠点として確保し続けている。シリアでの作戦では、戦闘爆撃機や長距離爆撃機に

よる空爆のほか、カスピ海や地中海に展開した水上艦艇や潜水艦からの巡航ミサイル攻撃を実施した。ロシアがシリアに軍事プレゼンスを維持し、長射程地対空ミサイルの配備により恒久的な「A2/AD」能力を構築していると指摘されていることや、トルコ、サウジアラビア、エジプトなどの周辺国との連携拡大を考慮すると、シリアを中心とする地中海東部地域に対するロシアの影響力は無視できないものとなっている。

ロシアはシリア問題に加えて、リビア和平においてもトルコと利害調整しつつ、その影響力を強めている。2020年5月、米アフリカ軍（AFRICOM）は、ロシアのMiG-29戦闘機などがシリアで国籍標識が消された後、リビアに届けられたと公表し、ロシア政府が支援する民間軍事会社（PMC）を利用して、リビアの戦況を作為していると非難した。またロシア国防省参謀本部傘下にあるPMCの要員約2,000人がリビアで活動しているとの指摘もある。

2020年12月、ロシア政府は、海軍の拠点をアフリカ北東部スーダンの紅海沿岸に設置することでスーダン政府と合意したと発表した。今後スーダンにロシア海軍の拠点が開設されれば、インド洋方面におけるロシア軍の展開能力が高まるものとみられる。

2022年1月、マリ軍報道官は、マリ軍の訓練のため二国間合意に基づき国内にロシア人教官が派遣されていると発言したほか、ロシア国防省参謀本部傘下にあるPMC要員1,000人がマリ国内で活動しているとの指摘もある。

2023年2月、ロシア海軍北洋艦隊所属のアドミラル・ゴルシコフ級フリゲートなどが、南アフリカ東方のインド洋において、中国、南アフリカ海軍とともに、2019年以来2回目となる共同海軍演習を実施した。

6 武器輸出

ロシアは、防衛産業基盤の維持、経済的利益のほかに、外交政策への寄与といった観点から武器輸出を積極的に推進しており、国営企業「ロスオボロンエクスポルト」が独占して輸出管理を行っている。ロシアは現在、武器輸出の世界シェアで米国とフランスに次ぐ3位を占めており[4]、アジア、アフリカ、中東などに戦闘機、艦艇、地対空ミサイルなどを輸出している。近年は、従来の武器輸出先に加え、トルコなどの米国の同盟国や友好国に対しても積極的な売り込みを図ってきたが、2017年に成立した米国の対敵対者制裁法（CAATSA）やロシアによるウクライナ侵略による対露制裁はロシアの防衛産業に大きな影響を与えているものとみられる。

参照　4章1節5項（防衛生産・技術基盤をめぐる動向）

資料：最近の国際軍事情勢（ロシア）
URL：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

4　ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によれば、ロシアは2019年から2023年の間の武器輸出の世界シェアで米国とフランスに次ぐ第3位（11%）となっている。

第6節 大洋州

1 オーストラリア

1 全般

オーストラリアは、島国かつ自国の領土のみで大陸を成す国家であり、大国から一定の距離を有し、国際紛争に直接巻き込まれるリスクが低いという地政学的特徴を有する。開かれた、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域を推進しており、わが国と基本的価値と戦略的利益を共有する特別な戦略的パートナーである。

2 国防政策

(1) 国防戦略

1970年代、米中国交正常化を機に中国と関係を改善して以降、オーストラリアは自国にとっての喫緊かつ直接的な脅威は存在しないとの立場を維持してきた。1986年に実施された「オーストラリアの国防能力見直し」では、自国を「世界で最も安全な国の一つ」と評価したうえで、オーストラリアが大規模攻撃を受ける前に、少なくとも10年の警戒期間が存在するとの見通しを示し、この見通しは、冷戦後もオーストラリアの国防政策を規定することとなった。

2020年7月、モリソン前保守連合政権は、インド太平洋地域における軍事近代化や米中をはじめとする主要国間の競争の激化などにより、オーストラリアの戦略環境が予想を上回る速さで悪化していることを受け、国防戦略を見直すべく、「2020国防戦略アップデート」を発表し、前述の10年の警戒期間に基づく国防計画はもはや適切でないとした。

また、国防戦略の目標を、①オーストラリアの戦略環境を形成し、②オーストラリアの国益に反する行動を抑止し、③必要時に信頼に足る軍事力によって対処するため、長距離打撃能力やグレーゾーン事態対処能力を含む軍事力を配備することとした。

2022年5月に発足したアルバニージー労働党政権は、前政権の国防政策の方針を踏襲する旨を明言し、これを実行し、豪軍を最適化するため、「国防戦略見直し(DSR)」を実施することを発表した。
Defence Strategic Review

2023年4月、元豪国防相と元豪国防軍司令官へ委託していたDSRの完了を受けて、DSRと、これにより提示された豪軍の態勢・構成の改革にかかる課題への、政府の対応方針を含む文書「国家防衛：国防戦略見直し」を公表した。DSRは、豪軍を、従来の様々な事態への対応が可能で、低強度紛争を念頭に置いた「バランスの取れた戦力」から、重大な軍事リスクに対処可能な「焦点を絞った戦力」へ変革しなければならないと勧告した。また、「拒否戦略[1]」を採用し、長距離打撃能力や水中能力、より短射程の打撃能力を向上することでA2/AD能力を強化すべきと勧告した。
Anti-Access/Area Denial

アルバニージー政権はこれらを含むDSRによる勧告に基本的に同意し、以下を含む、早急に対応すべき優先分野を特定した。

- AUKUSによる原子力潜水艦の取得を通じた抑止力の向上
- 長距離の標的を正確に打撃する能力の開発
- オーストラリア北部からの運用能力の向上

2024年4月、これらを実現するため、「国家防衛戦略(NDS)」と「統合投資プログラム(IIP)」を策定。今後は2年ごとにこれら2つの文書を策定する方針を示すとともに、2033年までに国防費を増加させ、対GDP比を2.4%とする旨を発表した。
National Defence Strategy　Integrated Investment Program

(2) AUKUSの取組

2021年9月、モリソン首相(当時)は、米英首脳とともに、インド太平洋地域における外交、安全保障、防衛の協力を深めることを目的とした3か国による新たな安全保障協力の枠組み「AUKUS(オーカス)」の設立を発表した。豪英米は、この枠組みを通じて、①情報・技術共有の深化、②安全保障・防衛関連の科学、技術、産業基盤、サプラ

1 「国家防衛：国防戦略見直し」によると、拒否戦略とは、「相手方が、武力または武力行使の威嚇によって国家を威圧し支配を達成する、という目標に成功することを阻止するために考案された、防衛的アプローチ」を意味する。

イチェーン統合深化、③安全保障・防衛能力に関する協力を強化する方針を示した。さらに、具体的な取組として、①オーストラリアが少なくとも８隻の原子力潜水艦を取得すること[2]への支援、②先進能力（サイバー、AI（Artificial Intelligence）、量子技術、海中能力）に関する技術協力、について、明らかになっている。

2022年４月、豪英米は、前述の取組②に関して、極超音速・対極超音速能力、電子戦、技術革新、情報共有に関しても協力を深化することを発表した。

さらに、オーストラリアは、トマホーク巡航ミサイル、スタンド・オフ・ミサイルなどの導入に加え、空軍向けの極超音速ミサイルの開発について、米国と協力を進める意向を明らかにしている。

2023年３月、豪英米首脳は米国で首脳会談を実施し、３つの段階的アプローチを通して、核不拡散上のコミットメントを遵守しつつ、オーストラリアが通常兵器搭載の原子力潜水艦を配備する方針を発表した。第１段階として、2027年から米国と英国が自国の攻撃原潜をオーストラリア西岸のスターリング基地にローテーション配備し、豪海軍もこれに同乗することで、実践的な訓練を実施する。第２段階として、2030年代初頭に米国のバージニア級攻撃原潜を最大５隻取得する。第３段階として、現在開発中の英国次期攻撃原潜の設計をベースに、米国の最新技術を取り入れた、オーストラリアと英国共通の原潜（SSN-AUKUS）を３か国で共同開発し、豪英でこれを建造する。

サンディエゴのポイント・ロマ米海軍基地において豪州の
原潜取得方針を発表する豪英米首脳（2023年３月）【米国防省提供】

2023年12月、豪英米はAUKUS国防相会談を実施し、オーストラリアによる原潜取得への支援の進捗および先進技術協力の進展を確認した。オーストラリア西岸に発足する米英攻撃原潜ローテーション部隊を支援するための原潜整備技術を習得するべく、2024年から豪海軍隊員がグアムにおいて任務を開始することや、３か国で海洋無人システムの共同実験・演習を実施し、今後、海洋データをリアルタイムで共有することで、海洋状況把握能力を向上させること、SSN-AUKUSの開発に寄与する、海中における測位能力の向上を目的とした量子センシングや潜水艦を母艦とする潜水艇の技術開発を促進することなどを発表した。

また、2024年４月には、AUKUS国防相共同声明が発出され、AUKUS「第一の柱（Pillar I）」である原子力潜水艦取得にかかる協力を確認するとともに、「第二の柱（Pillar II）」である先進能力分野において、日本との協力について検討されていることなどが発表された。

3　対外関係

(1) 米国との関係

オーストラリアと米国は、オーストラリアの安全保障政策の根幹をなす相互防衛条約、ANZUS条約（Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America）[3]に基づく同盟関係にある。第二次世界大戦後の東アジアにおける共産主義の拡大やアジア太平洋における英国の影響力減少を受け、オーストラリアは米国との同盟関係を強化し、主に米国製の高性能な陸海空装備品を保有し、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン軍事作戦、イラク軍事作戦などの米国が主導する戦争・紛争へ豪軍を派遣してきた。

両国は、1985年以降、外務・防衛閣僚協議（AUSMIN：Australia United States Ministerial Consultations）を定期的に開催し、主要な外交・安保問題について協議している。2023年７月には、オーストラリアでAUSMINが開催され、共同声明において、両国は、米豪同盟がかつてないほど強固であることに言及し、自由で、安定した、平和で、繁栄した、主権を尊重するインド太平洋を確保するために、米豪間、また、地域のパートナーや地域機構との

2　オーストラリアはフランスから12隻の通常動力型潜水艦を調達する予定であったが、原子力潜水艦の取得を目指すこととなったため、この通常動力型潜水艦の取得計画は中止となった。

3　1952年に発効したオーストラリア・ニュージーランド・米国間の三国安全保障条約。ただし、ニュージーランドが非核政策をとっていることから、1986年以降、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止しており、オーストラリアと米国の間と、オーストラリアとニュージーランドの間でのみ有効。

協力を拡大することにコミットした。

2011年11月、米豪は、オバマ政権期の米国によるリバランス政策の一環として、米軍のオーストラリアへのローテーション展開の枠組み「戦力態勢イニシアティブ」を発表し、2012年以降、米海兵隊はダーウィンを含むオーストラリア北部へのローテーション展開を実施している。また、米空軍は、B-52戦略爆撃機やF-22戦闘機などをオーストラリアへ随時展開し、豪空軍と共同演習・訓練を実施している。2023年7月には、米豪共同演習「タリスマン・セイバー」において、米陸軍揚陸艇のローテーション展開が初めて実施された。米豪は、将来的に米海軍の哨戒・偵察機を豪州でローテーション展開する意向も示している。

米豪軍は2005年以降、2年に1度、「タリスマン・セイバー」を実施し、相互運用性や参加国間の関係強化を図っている。2023年には、過去最大規模で実施され、初参加のインドネシア、フィジー、パプアニューギニア、トンガを含む13か国が参加し、水陸両用作戦、陸上戦闘訓練を含む、陸海空領域における演習を実施した。

(2) 中国との関係

中国は、オーストラリアにとって最大の貿易相手国であり、オーストラリアは、政治・経済分野での交流・協力のほか、国防分野でも当局間の対話、共同演習、艦艇の相互訪問などの交流を行ってきた。

一方で、オーストラリアは、中国による南シナ海の軍事利用や太平洋島嶼国への進出などを受け、中国に対する自国の立場を明確に発信する姿勢を見せるなど、対中警戒心を顕在化させている。

南シナ海問題について、オーストラリアは、中国による埋立と建設活動に対し深刻な懸念を表明し、係争のある地形の軍事化や威圧的な行動による現状変更、または影響を及ぼそうとするいかなる一方的な試みにも反対しているほか、航行の自由と上空飛行の自由にかかる権利を行使し続ける旨を表明している。

2020年4月にオーストラリアが中国の新型コロナウイルス感染症発生源をめぐる独立調査の必要性を主張し始めたのを契機に、中国はオーストラリア産牛肉などの輸入制限措置を相次いで導入し、豪中関係は急速に悪化した。

その後、オーストラリアの政権交代をきっかけに、両国は外交・安全保障対話を再開し、2022年6月に約3年ぶりの豪中国防相会談が実施された。2023年11月には、アルバニージー首相が豪首相として7年ぶりに中国を訪問し、習近平(しゅうきんぺい)国家主席や李強(りきょう)首相と会談した。

一方、豪州政府の発表によれば、2023年11月、北朝鮮の「瀬取り」に対する警戒監視活動を実施していた豪海軍フリゲートの潜水士が、日本のEEZ内において、自艦のスクリューに絡まった漁網を除去していたところ、付近を航行中の中国海軍ミサイル駆逐艦から発振されたソナー音波により負傷する事象が生起した。オーストラリア政府は、中国海軍の活動を危険かつ専門性を欠いた行為とし、中国政府に深刻な懸念を表明したが、中国外交部は、中国軍は一貫して国際法と国際慣例に基づいてプロフェッショナルなオペレーションを行っている旨を主張した。

(3) 東南アジアや太平洋島嶼国との関係

オーストラリアは、「2020国防戦略アップデート」において、インド太平洋地域、特にインド洋北東部から、東南アジアの海上・陸上を経て、パプアニューギニアや南西太平洋に至る近接地域を重視する方針を打ち出した。

インドネシアとは、2006年11月の安全保障協力の枠組みであるロンボク協定への署名、2018年8月の包括的戦略的パートナーシップへの引き上げなどを経て、安全保障・国防分野の関係を強化してきた。外務・防衛閣僚協議(「2+2」)の定期開催や2024年2月に条約レベルの防衛協力合意を検討中の旨を発表するなど、両国は協力関係を強化している。

シンガポールやマレーシアとは、両国に対する攻撃や脅威が発生した場合、両国と共に英国、オーストラリア、ニュージーランドが対応を協議する「五か国防衛取極(FPDA)」(1971年発効)を締結しており、この枠組みに基づき南シナ海などにおいて定期的に共同統合演習を行っている。シンガポールは、オーストラリアの最も進んだ国防パートナーであり、安全な海上貿易環境に対する利益を共有するとしている。2016年10月には、包括的戦略的パートナーシップのもと、「オーストラリアにおける軍事訓練及び訓練区域の開発に関する了解覚書」に署名した。マレーシアに対しては、バターワース空軍基地に豪軍を常駐させるとともに、南シナ海やインド洋北部の哨戒活動を通じて、地域の安全と安定の維持に貢献している。

Five Power Defence Arrangements

フィリピンとは、主にテロ対策能力構築支援を通じて防衛関係を強化してきており、2023年2月の豪比国防相会談では、翌年からこの会談を毎年実施することで合意した。オーストラリアは、2014年から米比共同演習「バリカタン」に参加しているほか、2023年8月には、離島奪還のシナリオ訓練を含む豪比水陸両用演習「アロン」を初めて実施した。また、同年11月、豪比軍は初めてフィリピン周辺の海空域において海上協同活動を行った。

太平洋島嶼国に関して、アルバニージー政権は、2022年4月にソロモン諸島が中国と安全保障協力協定に署名したことについて、モリソン前政権の失敗であったと批判し、太平洋島嶼国への関与を拡大する方針を打ち出した。この方針に基づき、太平洋島嶼国や治安部隊を対象として訓練を実施するために、太平洋防衛学校を設立することや、気候変動が喫緊の課題であるこれらの国に対して、気候変動に強靱なインフラ整備を支援する枠組みを設立することなどを発表している。

これらの国に対しては、治安維持、自然災害対処や海上警備などの分野における支援を主導的に行っている。また、海上警備分野においては、現在も定期的に豪軍アセットを南太平洋に派遣して警備活動を支援しているほか、これまでにガーディアン級哨戒艇18隻を太平洋島嶼国に提供している。

参照　2項（ニュージーランド）、7節（東南アジア）

解説　太平洋島嶼国が抱える安全保障上の問題

太平洋島嶼国は、南太平洋に位置する14の島国の総称で、広い排他的経済水域を有していることから豊富な水産資源の供給地であり、エネルギー資源の輸送ルートにあたるなど、わが国にとって重要な地域です。

一方、他地域から離れていることや国土が狭く分散していることから、様々な制約や脆弱性を抱えており、また、3か国を除いて自国の軍隊を有していません。こうしたなか、気候変動を安全保障上の唯一かつ最大の脅威と位置づけており、海面上昇による国土消失や自然災害の規模拡大を深刻視しています。

これらの国は従来、米国・オーストラリア・ニュージーランドと深い関係を有していますが、近年、中国のアプローチ活発化により、大国間の地政学的競争が顕在化してきています。例えば、中国がソロモン諸島との間で、中国の警察・軍の派遣や艦艇の寄港・補給が可能となる内容を含むとされる安全保障協力協定を締結した一方で、米国はパプアニューギニアとの間で、同国の港湾や空港に米軍がアクセス可能となる内容を含むとされる防衛協力協定に署名しました。さらに、中国が大規模インフラ整備や病院船派遣などを通して影響力拡大を模索する中、米国は、既存の軍事プレゼンスの維持・拡大を試みるなど、この地域への関与をめぐる米中間の競争が注目されています。

2 ニュージーランド

ニュージーランドは、インド太平洋地域に位置し、わが国と基本的価値を共有する重要な戦略的協力パートナーである。

2022年7月、国防省は、高まる気候変動の影響、ロシアによるウクライナ侵略を含む戦略的・地政学的な競争の激化などを踏まえ、国防に関する長期的な戦略を策定する「国防政策見直し」を実施する旨を発表した。そして、この「見直し」は、4つの文書を策定することを通して実施されることとされた。

2023年8月、国防省は、この「見直し」の第一段階として、ここ数十年で最も厳しい戦略的環境に直面しているとの認識のもと、国防政策上の目標および国防戦略を設定する「国防政策・戦略ステートメント」と今後15年間の国防軍の投資計画を導く「将来戦力設計原則」を公表した。

「ステートメント」において、インド太平洋の係争地域における競争・緊張の高まりは、ニュージーランドの利益に重大な影響を及ぼす可能性があること、また、気候

変動の影響は、太平洋島嶼国を含む地域全体の脆弱性を高め、経済やガバナンス上のリスクを増大させる可能性があることに言及した。中国については、既存の国際的なルールや規範に挑戦するような形で、国力のあらゆる手段を行使していると指摘し、軍事力の増強と近代化に巨額の投資を続けており、軍事力や準軍事力を、インド太平洋地域を含む自国域外に拡大投射できるようになってきていると評価した。

こうした評価を踏まえ、国防軍の重点を、事が起きてから対応するのではなく、自国の安全保障環境をより積極的に形成することへシフトする方針を示した。また、気候変動について、同志国などとの協力のもと、引き続き太平洋島嶼国に対して人道支援や災害救援などの支援を実施していくとした。

今後、最終的な国防政策、戦略、能力、予算確保について記載する「国防白書」および防衛力整備計画を記載する「国防能力計画」を発表し、「国防政策見直し」を完了する予定である。

対外関係について、ニュージーランドは米豪と緊密な関係を維持しており、特にオーストラリアを唯一の正式な同盟国と位置づけ、緊密な連携を行っている。

第7節 東南アジア

1 全般

東南アジアは、太平洋とインド洋の結節点に位置するインド太平洋地域の中心であり、マラッカ海峡や南シナ海は太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めていることから、経済活動や国民の生活に必要な物資の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって重要な地域である。

一方、この地域には、南シナ海での領有権などをめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動などが依然として不安定要素として存在しているほか、イスラム過激派の問題や船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している。こうした問題に対処するため、東南アジア各国は、国防や国内の治安維持に加え、テロや、海賊対処などの新たな安全保障上の課題にも対応した軍事力などの形成に努めているほか、各国がそれぞれ米国、中国、ロシア、オーストラリアなどの諸外国との協力を進めている。近年では経済成長などを背景として、海・空軍力を中心とした軍の近代化や海上法執行能力の強化が進められている。

2 各国の安全保障・国防政策

1 インドネシア

インドネシアは世界最大のイスラム人口を抱える東南アジア地域の大国であり、広大な領海と海上交通の要衝を擁する世界最大の群島国家である。

国軍改革として、「最小必須戦力（MEF）」と称する最低限の国防要件（Minimum Essential Force）を達成することを目標としており、特に海上防衛力が著しく不十分であるとの認識が示され、国防費の増額とともに、南シナ海のナツナ諸島などへの戦力配備を強化する方針を表明している。ナツナ諸島には統合部隊や飛行隊などが展開しており、海上戦闘部隊司令部の移転がおおむね完了していることが報じられているほか、2018年12月、潜水艦が寄港可能な桟橋、無人機格納庫などを有する軍事基地の開所式を実施したことや、2021年4月には、潜水艦の支援施設の起工式を実施したことが報じられている。

中国の主張するいわゆる「九段線」がナツナ諸島周辺の排他的経済水域（EEZ）と重複していることを懸念しており、周辺海域における哨戒活動を強化している。2019年12月、ナツナ諸島周辺のEEZ内で中国海警局所属の船舶が漁船団を護衛する形で違法操業をしたことを確認したとし、インドネシア外務省は抗議声明を発表した。

インドネシアは、自由かつ能動的な外交を展開しており、また、東南アジア諸国との連携を重視している。

米国との関係においては、軍事教育訓練や装備品調達の分野で協力関係を強化している。また、陸軍演習「ガルーダ・シールド」や海軍演習「CARAT[1]」、対テロ演習「SEACAT[2]」（Cooperation Afloat Readiness and Training / Southeast Asia Cooperation Against Terrorism）などの二国間演習を行っている。2023年には前年に引き続き、豪軍、シンガポール軍、自衛隊などを加えた、陸軍種に限らない多国間演習「スーパー・ガルーダ・シールド」を実施した。

2 マレーシア

マレーシアは、2019年12月に公表した初の国防白書の中で、国土が半島部とボルネオ島にあるサバ・サラワクに二分されており、広大な太平洋とインド洋の間に位置していることから、両洋の橋渡し役としての可能性を自国に見出している。また、国防白書の中で、自国の戦略的位置と天然資源は恩恵であると同時に安全保障上の課題でもあるとの認識を示している。このような特性から、歴史的に大国の政治力学の影響を受けてきており、今日においても、不透明な米中関係を最も重要な戦略的

1 米国が、バングラデシュや東南アジア各国との間で行っている一連の二国間海上演習の総称である。
2 米国が、東南アジア各国との間で行っている対テロ合同演習である。

課題と位置づけている。

昨今、マレーシアが領有権を主張する南ルコニア礁周辺において中国の船舶が錨泊などを続けていることに関連して、マレーシア側は、海軍と海洋法執行機関により24時間態勢で監視を行い、主権を守る意思を表明している。

このような意思の表明や海上防衛力の強化に加えて、ジェームズ礁や南ルコニア礁に近いビントゥルの空港付近において海空軍基地を新設することを国防大臣が決定した旨発言したとの報道があるほか、2019年7月には、空軍が東マレーシア（ボルネオ島）のサバ州でミサイル発射を伴う演習を実施するなど、東マレーシアの防衛態勢の強化にも努めている。

特に、米国との間では、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行うとともに、海洋安全保障分野での能力構築を含めた軍事協力を進めている。

五か国防衛取極[3]（FPDA）に基づく防衛関係も重視しており、マレーシア軍のバターワース空軍基地に、FPDAの活動を調整する統合地域防衛組織（IADS）の司令部を置いている。

3 ミャンマー

ミャンマーは、中国やインドと国境を接し、ASEAN諸国の一部や中国にとってインド洋への玄関口ともなることなどから、その戦略的な重要性が指摘されている。1988年の社会主義政権の崩壊以降、国軍が政権を掌握してきたが、欧米諸国による経済制裁を背景に、民主化へのロードマップを踏まえた民政移管が行われた。

2020年11月、ミャンマー連邦議会総選挙が実施され、与党の国民民主連盟（NLD）が上下両院で前回の単独過半数を大幅に超える議席を獲得した。しかし、2021年2月、総選挙での不正を主張する国軍が、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問（当時）ら政権幹部を拘束するとともに、非常事態宣言を発表し、三権を国軍司令官に移譲させるクーデターを実行した。国軍は「国家行政評議会（SAC）」を設置し、ミン・アウン・フライン国軍司令官を議長とした。

その後、同年4月に、民主推進派が設立した「連邦議会代表委員会（CRPH）」が、国軍に対抗する「国民統一政府（NUG）」の発足を宣言したものの、国軍は、CRPHやNUGなどをテロ組織に指定した。同月開催されたASEANリーダーズ・ミーティングには、国軍代表も参加し、平和的解決を促進するASEANの積極的かつ建設的な役割を認識し、「5つのコンセンサス」への合意がなされた。同年8月、SACは国軍司令官を「暫定首相」とする「暫定政府」の発足を発表した。

2023年10月下旬以降、北東部において、3つの少数民族武装組織が国軍への大規模攻撃を開始し、国軍が複数の町から撤退するなど、戦闘が激化した。2024年1月上旬には、東部において、将官を含む2,300人を超える国軍兵士が投降したことを少数民族側が明らかにした。一方で同月中旬、国軍とこの3つの少数民族武装勢力が、中国の仲介によりミャンマー北部における停戦合意に至ったことを、国軍および中国外交部が発表した。この停戦合意の詳細は公表されておらず、実効性が注目される。

2023年5月に行われたASEAN首脳会議では、武力紛争と暴力の激化を引き続き深く憂慮する議長声明が採択された。2024年1月には、アルンケオASEAN議長特使がミャンマーを訪問し、ミン・アウン・フライン国軍司令官を含む現「政権」幹部や一部の少数民族武装勢力と会談を行った。

中国とは、1950年に国交を樹立して以来良好な関係を維持しており、ミャンマーにとって、主要な装備品の調達先とみられるほか、パイプライン建設やチャオピュー港湾開発の援助などを受けていた。2020年1月、中国の習近平主席が国家主席として19年ぶりにミャンマーを訪問し、「一帯一路」構想を通じて経済協力を推進する方針を確認した。

ロシアとは、過去の軍政期を含め軍事分野において協力関係を維持しており、留学生の派遣や主要な装備品の調達先となっている。2022年7月、国軍司令官はロシアを訪問し、国防次官らとの会談で、防衛協力の推進などについて協議した。また、同年9月、国軍司令官は、ウラジオストクにおいてプーチン大統領と初めて会談し、あらゆる分野における協力について議論するなど、良好な関係をアピールした。

3 1971年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、両国と共にオーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協議するという内容。五か国はこの取極に基づいて各種演習を行っている。

過去の軍事政権下では、武器取引を含む北朝鮮との協力関係が維持されていた。民政移管後の政府は、北朝鮮との軍事的なつながりを否定していたものの、2018年3月に公表された国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル最終報告書では、弾道ミサイルシステムなどを北朝鮮から受領したことが指摘された。

2023年5月に公表された国連人権理事会の報告では、国軍がクーデターを実行した2021年2月から2022年12月の間、少なくとも10億ドル相当の武器や武器製造のための部品などが外国から輸出されたと指摘されており、この中には、ロシアからのSu-30戦闘機や中国からのJF-17戦闘機などの輸入が含まれる。

4　フィリピン

フィリピンは、自国の群島としての属性と地理的位置は強さと脆弱性の両面をあわせ持つ要因であり、戦略的位置と豊富な天然資源が拡張主義勢力に強い誘惑をもたらしているとの認識を示している。従来、国内の武力紛争を解決することを安全保障上の最大の懸案と位置づけていたが、近年の国内反政府武装勢力の解体・弱体化や、南シナ海における緊張の高まりを背景に、領土防衛強化に焦点をシフトし始めている。

米国と歴史的に関係が深く、1992年に駐留米軍が撤退した後も、相互防衛条約と軍事援助協定のもと、両国の協力関係を継続してきた。

1998年2月、両国は米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した「訪問米軍地位協定」（VFA）を締結した。

Visiting Forces Agreement

さらに、2014年4月、両国は災害救援協力強化、米軍のローテーション展開、米国による拠点整備、装備品などの事前配置などを可能とする「防衛協力強化に関する協定（EDCA）」に署名した。2016年3月には、EDCAに基づき、5か所のフィリピン軍基地を、米軍がローテーション展開など可能な拠点とすることについて合意した。2020年2月には、ドゥテルテ大統領（当時）がVFAの破棄を米国に通告したものの、2021年7月、この通告の撤回を決定した。近年、両国は大規模演習「バリカタン」、水陸両用訓練「カマンダグ」、海上訓練「サマサマ」などの共同演習を行っている。

Enhanced Defense Cooperation Agreement

2022年6月に就任したマルコス新大統領は、同年9月にニューヨークにおいてバイデン米大統領と初の対面会談を行い、両首脳は、南シナ海問題についての議論を行ったほか、航行・上空飛行の自由や紛争の平和的解決への支持を強調した。2023年2月、米比国防相が共同で、EDCAの拠点を新たに4か所指定したことを発表した。4か所の内訳は、台湾に近いルソン島北部の3か所と、南シナ海に面するパラワン島の1か所である。さらに、同年5月には、米比間の同盟協力近代化および相互運用性深化の指針となる「米比二国間防衛ガイドライン」が初めて策定・公表された。

2023年9月、ドゥテルテ政権下で終了していた米比共同航行を実施し、米駆逐艦と比フリゲートが南シナ海において共同航行を実施したほか、11月には、南シナ海を含むフィリピン周辺海空域において、海上協同活動を実施した。新政権発足後、両国の防衛協力が再び進み始めている。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカーボロ礁の領有権などをめぐり主張が対立しており、フィリピンは国際法による解決を追求するため、2013年1月、中国を相手に国連海洋法条約に基づく仲裁手続きを開始し、仲裁裁判所は2016年7月にフィリピンの申立て内容をほぼ認める最終的な判断を下した。フィリピン政府は比中仲裁判断を歓迎し、この決定を尊重することを強く確認する旨の声明を発表した。

南シナ海問題を巡る両国の対立は新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した2020年以降にもみられており、フィリピンは、同年2月、中国艦艇が比海軍艦艇に対し火器管制レーダーを照射したことに抗議したほか、同年4月には、中国が南シナ海に行政区を設置したことに対して抗議を行った。2022年7月、マルコス大統領は施政方針演説において、フィリピンの領土については外

セカンド・トーマス礁付近においてフィリピンの補給船に放水する中国海警船舶（2023年12月）【AFP＝時事】

国勢力に一歩も引かない姿勢を強調した。また、同月には、比外務省が比中仲裁判断6周年を記念する声明を発表した。

2023年1月、マルコス大統領は習近平国家主席と会談を行い、南シナ海問題について平和的手段を通じて両国の相違を適切に管理することで合意し、また、両国外交当局間のホットライン設置の取り決めに合意したものの、これ以降も、南沙諸島などにおいて中国海警船舶などによる比船舶への妨害活動が頻繁に報告されている。

例えば、2023年12月には、フィリピン軍艦シエラ・マードレ号が座礁している南沙諸島のセカンド・トーマス礁付近において、比の補給船が比沿岸警備隊船舶の護衛のもとで座礁艦へ補給任務を実施しようとしていたところ、中国海警船舶などから衝突を含む危険な操船や放水銃による放水といった妨害活動を受けたことが、比政府より公表されている。これを受け、マルコス大統領は、中国船舶の行動を比船舶・人員に対する攻撃と挑発と指摘し、明白な国際法違反であると批判した。同月、テオドロ国防大臣はオースティン米国防長官と電話会談を実施し、そこでは、南シナ海においてフィリピンの軍隊、沿岸警備隊を含む公船、航空機に対する武力攻撃が発生した場合には、米比相互防衛条約が適用されることが改めて強調された。

参照 4章5節1項（「公海自由の原則」などをめぐる動向）

5 シンガポール

国土、人口、資源が限定的なシンガポールは、グローバル化した経済の中で、その存続と発展を地域の平和と安定に依存しており、国家予算のうち国防予算が約1割を占めるなど、国防に高い優先度を与えている。2022年10月には、第4の軍種として、既存の指揮・統制・通信・コンピューター・情報能力やサイバー能力を統合した、デジタル・情報軍を発足させた。

シンガポールは、ASEANやFPDAの協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。

地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、「1990年覚書」（1990年11月）を締結して以降、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを認めている。米空母のチャンギ海軍基地への寄港に加えて、2013年以降、米国の沿海域戦闘艦（LCS）（Littoral Combat Ship）のローテーション展開が開始されたほか、2015年には、米軍のP-8哨戒機が初めて約1週間にわたりシンガポールへ展開され、今後も定期的に同様の展開が継続されるとしている。このほか、米国と「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。

中国とは、経済的に強い結びつきがあるほか、二国間の海軍演習も実施している。2019年10月、両国は、対話や演習の定例化などを含む既存の防衛協力を形式化した「防衛交流・安全保障協力協定」（ADESC）の改訂に署名した。一方、南シナ海問題について比中仲裁判断に基づく解決を主張していることや、台湾と軍事協力を行っていることでは摩擦が生じている。

オーストラリアとは、2020年3月、「軍事訓練とオーストラリアにおける訓練エリア開発に関する条約」に署名した。これにより、シンガポール軍は新しく開発されるオーストラリアの訓練エリアへのアクセスが可能となる。

参照 6節1項3（3）（東南アジアや太平洋島嶼国との関係）

6 タイ

タイは、国防政策として、ASEAN・国際機関などを通じた防衛協力の強化、政治・経済など国力を総合的に活用した防衛、軍の即応性増進や防衛産業の発展などを目指した実効的な防衛などを掲げている。

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、主要国との協調を図っている。

特に米国とは、東南アジア集団防衛条約（マニラ条約）（1955年2月発効）などに基づく同盟関係にあり、米軍は、タイ軍のウタパオ海軍航空基地などにアクセスが可能である。1982年から米タイ合同演習「コブラ・ゴールド」を実施しており、現在、東南アジア最大級の多国間共同訓練となっている。また、米タイの海兵隊による「CARAT」や海賊・密売対処を想定した「SEACAT」などの合同演習も引き続き実施している。

中国とは、両国海兵隊による「藍色突撃」や、両国空軍による「鷹撃」などの共同訓練を行っている。

7 ベトナム

ベトナムは、海洋は国家建設・国防に密接にかかわるとの認識のもと、海洋強国となる目標を掲げ、海上にお

ける軍や法執行機関の近代化に重点を置くとともに、海洋状況把握能力を確保し、海上における独立、主権、管轄権、国益を維持する姿勢を示している。

全方位外交を展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしている。2016年3月には、戦略的要衝であるカムラン湾に国際港が開港し、わが国を含む各国の海軍艦艇がカムラン国際港に寄港している。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍艦艇のベトナム寄港などを通じ、軍事面における関係を強化している。2017年には、両国首脳が相互訪問を行い、防衛協力関係の深化について合意したほか、2018年3月には、ベトナム戦争後、米空母としては初めて、「カール・ヴィンソン」がベトナムに寄港した。2023年9月、バイデン米大統領が大統領として初めて訪問したベトナムにおいてトゥオン国家主席（当時）と会談し、両国関係を包括的戦略的パートナーシップへ格上げすることで合意した。その中で、米国は、自立した防衛力構築のためにベトナムを引き続き支援することにコミットした。

ロシアとは、国防分野での協力を引き続き強化しているほか、装備品の大半を依存している。2018年4月、ロシアと軍事・技術協力にかかるロードマップに署名しており、2019年7月、ベトナム海軍艦艇が初めてウラジオストク港へ寄港するとともに、同年12月、ロシア太平洋艦隊の救難艦がカムラン港へ寄港し、初の二国間潜水艦救難共同演習を実施した。

参照　5節5項5（1）（アジア諸国との関係）

中国とは、包括的戦略的協力パートナーシップ関係のもと、政府高官の交流を活発に行っており、2023年12月には、習近平国家主席がベトナムを訪問し、グエン共産党書記長と会談を行った。共同声明において、トンキン湾における合同哨戒活動や軍艦の相互訪問を継続すること、海軍および沿岸警備隊の連携・交流メカニズムを深化することなどが記載された。

一方で、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立している。2019年11月に公表した国防白書では、南シナ海の領有権問題について、ベトナムと中国は、両国の平和、友好、協力関係の大局に悪影響を及ぼさないよう、極めて用心深く、慎重に処理する必要があり、両国は国際法に基づく平和的解決のため継続的に協議すべきとの認識を示している。2023年8月には、西沙諸島で漁業活動中のベトナム漁船が「漢字の記載された船舶」に放水され漁船が損傷した旨を、ベトナム共産党公式の新聞が「中国海警」の記載がある船舶の写真付きで報じた。

一方で、中国と領有権を争っている南沙諸島において、中国による過去の埋立規模には及ばないものの、ベトナムが事実上支配する地形の埋立作業を加速・拡大させているとの指摘もある[4]。

参照　4章5節1項（「公海自由の原則」などをめぐる動向）

3 各国の軍近代化

東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代戦闘機を含む戦闘機や潜水艦などの装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。

また、南シナ海における領有権をめぐる係争などを背景に、各国は、艦艇、無人機などの情報収集・警戒監視・偵察（ISR）能力強化に努めている。

Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance

インドネシアは、航空戦力について、ラファール戦闘機（仏）42機の調達を計画しているほか、F-15EX戦闘機（米）36機の調達に向け米国と交渉している。また、2016年1月、韓国と第4.5世代戦闘機（KF-21）の共同開発の費用分担や協力内容を定めた合意書を締結しており、2022年7月、最初のプロトタイプ機の初飛行が実施された。米国からは、スキャンイーグル無人偵察機を導入している。さらに2019年12月、CH-4無人機（中）のデザインを取り入れた国産のブラックイーグル無人攻撃機の試作機を公開した。

海軍戦力について、209級潜水艦（韓）3隻を購入する契約を締結し、2隻を韓国で、3隻目をインドネシア国内で生産した。

マレーシアは、航空戦力に関して、2023年2月にFA-50軽戦闘機（韓）18機を購入する契約を締結した。また、スキャンイーグル無人偵察機（米）を導入している。

海軍戦力について、国産の沿海域戦闘艦（LCS）6隻の

4　2022年12月の戦略国際問題研究所「Vietnam's Major Spratly Expansion」による。

建造を推進しており、2017年8月に1番艦が進水した。加えて、2021年12月までに、沿海域任務艦（LMS）（中）4隻を導入している。
Littoral Mission Ship

ミャンマーは、2019年12月、インドからキロ級潜水艦（露）を受領し、2021年12月には、ミン級潜水艦（中）を就役させた。ミャンマーの潜水艦の調達には近隣諸国も注目している。2022年12月には、FTC-2000G軽戦闘機（中）を導入している。また、2022年12月までに、Su-30戦闘機（露）を導入している。

フィリピンは、南シナ海における領有権をめぐる係争などを背景に、近年装備の近代化を進めている。

航空戦力については、2015年11月から韓国製FA-50PH軽戦闘機を順次導入し、2017年5月までに合計12機を配備した。現在は、マルチロール戦闘機の調達を計画しており、スウェーデン製JAS-39グリペンとF-16（米）が候補にあがっている。また、2020年10月、ブラジルからA-29軽攻撃機6機を受領し、2021年3月、さらに18機追加購入する方針を示した。2022年11月には、スキャンイーグル無人偵察機（米）を受領している。また、2022年1月、インドから超音速巡航ミサイル「ブラモス」を調達する契約を締結した。

海軍戦力としては、2016年までに、ハミルトン級フリゲート（米）を3隻導入するとともに、2017年までにインドネシア製ドック型輸送揚陸艦を2隻導入した。また、2021年3月までにフリゲート2隻（韓）を導入した。2019年8月、韓国から供与されたポハン級コルベット1隻が就役したことで、フィリピンは長期にわたり欠如していた対潜戦能力を復活させた。さらに、同年9月、フィリピンは陸海空統合演習「DAGIT-PA」を実施し、同年6月に就役したAAV水陸両用車4両を運用した。

シンガポールは、軍の近代化に努めている、世界有数の武器輸入国である。

航空戦力については、2013年までにF-15戦闘機（米）40機を導入したほか、F-35統合攻撃戦闘機（米）計画に参加している。2020年1月、米国政府は、シンガポールへのF-35B戦闘機の売却を承認した。

海軍戦力について、2017年5月までにドイツ製の218SG型潜水艦を4隻購入する契約を締結しており、2023年7月には1隻目を受領した。2023年3月には、現有ミサイル・コルベットの後継艦として、多用途戦闘艦6隻を設計および建造する契約を国内企業と締結した。

タイは、航空戦力に関して、2013年までに、スウェーデン製JAS-39グリペン戦闘機12機を導入している。

海軍戦力について、2014年7月、潜水艦隊司令部を発足させており、2017年4月には、ユアン級潜水艦（中）を今後11年間で合計3隻購入することを海軍が計画し、うち1隻の購入を閣議決定した。しかし、当初はドイツ製エンジンを搭載予定であったが、ドイツが中国への輸出を拒否したため調達が延期されている。また、2012年9月にフリゲート2隻を導入する計画が閣議で了承され、1隻目として2018年12月にフリゲート（韓）を受領した。さらに、2019年9月、71ドック型輸送揚陸艦（韓）1隻の購入契約を締結した。

ベトナムは、航空戦力に関して、Su-30戦闘機（露）を2004年から順次導入しており、これまでに最大36機が導入されたと報じられている。さらに、2020年1月、ベトナムはYak-130練習機（露）12機を発注したと報じられ、2021年11月、最初の6機を受領した。また、スキャンイーグル無人偵察機（米）を導入している。

海軍戦力について、2017年1月までにキロ級潜水艦（露）6隻を導入したほか、2018年2月までにゲパルト級フリゲート（露）4隻の運用を開始した。

4 地域内外における協力

東南アジア各国は、地域の多国間安全保障の枠組みとしてASEANの活用を図っており、安全保障問題に関する対話の場であるASEAN地域フォーラム（ARF）やASEAN国防相会議（ADMM）などを開催するなど、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成に努めてきた。

2023年9月には、ASEAN単体で初めて軍事演習が行われ、北ナツナ海を含むインドネシア周辺海域で海上演習が行われた。

一方、ASEANは域外国との関係も重視し、ADMMにわが国を含む域外8か国を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）を開催している。加えて、米国と海上共同演習「AUMX」を実施したり、中国と海事机上演習や海上演習を実施したり、また、ロシアとASEAN諸国との海軍共同演習をインドネシア近海で実施するなどしている。
ASEAN-U.S. Maritime Exercise

第8節 南アジア

1 インド

1 全般

世界最大の民主主義国家であり、着実な経済発展を遂げているインドは、南アジア地域で大きな影響力を有している。インド洋のほぼ中央という、戦略的・地政学的に重要な位置に存在し、地政学的プレーヤーとしても存在感を増しており、国際社会からもインドが果たす役割への期待は高い。

インドは伝統的に非同盟・全方位外交を志向し、モディ政権は、南アジア諸国との関係を強化する近隣諸国優先政策を維持しつつ、「アクト・イースト」政策に基づき関係強化の焦点をインド太平洋地域へと拡大させているほか、米国、ロシア、欧州などとの関係も重視し、さらに中東やアフリカに対しても積極的な対外政策を展開している。

一方、中国やパキスタンと国境未画定地域を抱えているほか、国内や国境地域において、極左過激派や分離独立主義者、イスラム過激派が活動し、インドにとって陸上国境への備えや国内でのテロの脅威への対処は大きな関心である。また、近年は海洋安全保障への取組も重視しており、インド洋におけるプレゼンスを強化しているほか、インド洋における中国の活動の活発化を強く認識している。

2 軍事

インドは、国防省が2017年に公表した統合ドクトリンにおいて、対外的な伝統的脅威は、主に近隣諸国と係争中の国境からもたらされており、領土一体性と国家主権の維持は大きな戦略的課題であるとしている。このため、陸上においては、国境未画定地域を抱える中国やパキスタンを脅威と認識し、両国との二正面作戦に対応できる防衛戦略を形成していると指摘される。

このような認識のもと、インドは軍の強化と再編に精力的に取り組んでおり、軍種間の作戦・組織上の協力体制の強化などを目指し、統合軍創設の検討を進めている。また、モディ政権は、「メイク・イン・インディア」や「自立したインド」（ヒンディー語でAtmanirbhar Bharat）政策のもと、装備品の国産化に向けた取組や輸出促進施策を積極的に行っている。

陸軍は、約124万人という世界最大規模の陸上兵力を擁し、「陸戦ドクトリン2018」の一部として、戦力の構造化と最適化を目指し、戦闘部隊から統合戦闘団（IBGs[1]）への転換に取り組んでいる。中国との国境付近では、自走砲や榴弾砲の配備により火力を増強するとともに、攻撃・偵察などのための無人機の配備を進めているとされる一方で、2023年10月には20回目となる司令官級会談を実施するなど、緊張緩和に向けた取組を継続している[2]。

Integrated Battle Groups

海軍は、「海上コントロール[3]」を運用の中心概念として位置づけ、空母は海上コントロール概念の中心であるとして3個空母戦闘群の整備に言及している。2022年9

演習を行う印海軍の空母「ヴィクラント」と空母「ヴィクラマディティヤ」
【インド海軍提供】

1 IBGsは、攻撃ヘリに支援された歩兵、防空、装甲、兵站部隊などで構成され、脅威・地形・任務に即した特性を持った旅団規模の部隊であり、2022年には、演習の実施が報じられた。

2 インドと中国との国境地域の問題については、2023年8月、南アフリカで行われたBRICS首脳会議でモディ首相と習近平国家主席が会話を行い、その中で、両首脳は関係当局者に対し、迅速な離脱とエスカレーション低減に向けた努力を強化するよう指示することで合意したと発表された。

3 インド海軍の「海洋安全保障戦略」によれば、「海上コントロール」とは、一定の海域（海面、水中、空中を含む）を特定の目的のために一定期間使用できるとともに、相手方に対してその使用を拒否することができる状態をいう。

月には初の国産空母「ヴィクラント」が就役し、ロシアから購入・改修した空母「ヴィクラマディティヤ」と合わせ2隻の空母が運用されている。2023年6月には、両空母による初の演習が実施された。また、潜水艦の運用も重視しており、整備を進めている。

空軍は、フランス製ラファール戦闘機やミラージュ2000戦闘機のほか、ロシア製Su-30MKI戦闘機、国産のテジャス軽戦闘機などを運用している。一方、インドはロシアによるウクライナ侵略を受けて、ロシア製戦闘機や輸送機の部品の修理に支障が出ているとして、こうした部品のリスト化・国産化への取組を進めており、2023年9月にはロシアとの間で、インドで予備部品の生産が可能となる政府間合意書を交わしている。防空システムとしてはロシア製地対空ミサイル・システム「S-400」を導入しているほか、ISR用として、イスラエル製ヘロンMK Ⅱ無人機を導入している。

また、インドは、2023年1月時点で約164個の核弾頭を保有する核保有国であり、2003年発表の核ドクトリン[4]と、1998年の核実験の直後に表明した核実験の一時休止（モラトリアム）の継続などを維持している一方、各種弾道・巡航ミサイルの開発、性能向上、配備を推進している。2022年には、Su-30MKI戦闘機からの射程延伸版超音速巡航ミサイル「ブラモス」の発射、中距離弾道ミサイル「アグニ3」、「アグニ4」、「アグニ5」の発射、原子力潜水艦「アリハント」からの弾道ミサイルの発射などに成功している。2023年6月には次世代弾道ミサイルと称している「アグニ・プライム」の夜間での発射試験に成功しているほか、12月には短距離弾道ミサイル「アグニ1」の訓練発射を実施している。

3 対外関係

(1) 米国との関係

包括的グローバル戦略パートナーシップ関係にあるインドと米国は、近年、防衛・安全保障協力を着実に深化させており、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を毎年実施することで合意している。2023年6月にはモディ首相が訪米し、ホワイトハウスにてバイデン大統領と会談を実施した。両首脳は、友好関係と協力拡大を強調し、「米印共同声明」を発表した。この声明では、防衛産業における協力の加速のほか、テジャス軽戦闘機向けにゼネラル・エレクトリック社のエンジンをインドにて生産する技術移転や、インドでの米海軍アセットの保守・修理を可能とする合意書の締結、インドによるMQ-9B（シーガーディアン）無人機の調達とインドでの組み立てなど、幅広い協力が発表された。同年11月には、ニューデリーにて第5回米印「2+2」が実施され、協力関係の推進で合意している。

米印首脳会談を行うバイデン大統領とモディ首相（2023年6月）
【EPA＝時事】

(2) 中国との関係

参照 2節3項4（3）（南アジア諸国との関係）

(3) ロシアとの関係

参照 5節5項5（1）（アジア諸国との関係）、2章3項3（そのほかの地域の対応）

(4) 南アジア諸国・東南アジアとの関係

インドは、「近隣諸国第一主義政策」のもと、南アジア諸国と安全保障分野における協力を進めており、装備品の輸出・供与などを行っている。2022年12月にバングラデシュが初めて開催した国際観艦式には、インドが唯一、複数の艦艇を派遣した。一方、南アジア諸国における中国の影響力の高まりを警戒しており、2022年7～8月、中国の調査船「遠望5号」によるスリランカのハンバントタ港への寄港をめぐり、懸念を示した。

東南アジア諸国などのインド太平洋地域に所在する

4 インドは2003年に核ドクトリンを公表しており、信頼できる最小限の抑止力、先制不使用、核兵器非保有国への不使用などとともに、核兵器のない世界という目標へのコミットメントを継続することを掲げている。

国々に対しては、「アクト・イースト」政策に基づき、二国間・地域的・多国間での関与を継続しており、ロシア製装備品の運用経験を活用した能力構築支援や、定期的な共同軍事演習を実施している。

2 パキスタン

1 全般

パキスタンは、南アジア地域の大国であるインドと、情勢が不安定なアフガニスタンに挟まれ、中国やイランとも国境を接するという地政学的に重要かつ複雑な環境に位置している。特に、アフガニスタンとの国境地域では過激派組織が国境を越えてテロ活動を行っており、テロとの戦いにおけるパキスタンの動向はアフガニスタンの安定に重要な影響を及ぼしうる[5]。アフガニスタンとの関係に関しては、2023年11月以降、パキスタン政府は多数のアフガニスタン人を含む不法滞在者の強制送還を進めているなど、両国間の関係性は複雑さを増している。

イランとの間では、2024年1月に両国の国境付近において、双方が過激派組織の拠点に対し越境攻撃を行い、死傷者が出る事案が発生している。

2 軍事

パキスタンは、インドの核・通常兵器による攻撃に対抗するために自国が核抑止力を保持することは、安全保障と自衛の観点から必要不可欠であるとの立場をとっており、2023年1月時点で約170個の核弾頭を保有するとみられている。核弾頭を搭載可能な弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発も継続し、既に戦術核ミサイル「ナスル」や、中距離弾道ミサイル「シャヒーンⅡ」などを運用しているほか、2022年4月には、射程2,750kmの地対地弾道ミサイル「シャヒーンⅢ」の飛行試験に成功した。2023年10月には、MIRV化されたとする弾道ミサイル（Multiple Independently targetable Re-entry Vehicle）「アバビール」の2017年以来となる発射試験や中距離弾道ミサイル「ガウリ」の発射訓練を実施するなど、能力向上を進めている。

また、2021年12月に策定した包括的政策文書「国家安全保障政策2022-2026」では、国境やインド洋における安全保障について記載するとともに、情報・サイバーセキュリティ能力を強化し、偽情報や影響工作などのハイブリッド戦に対抗する能力を構築するとしている。

近年は装備品の近代化を進めており、共同開発や技術移転による国内生産にも取り組む一方、中国と軍事分野における関係を発展させており、中国への依存度の高まりがみられる。陸軍では、主力戦車として中国と共同開発した「アルハリッド」戦車を運用しているほか、中国の「VT-4」戦車を導入している。また、中国から「LY-80」や「HQ-9/P」などの防空システムを購入し、包括的階層統合防空（CLIAD）（Comprehensive Layered Integrated Air Defense）システムを強化している。

海軍については、老朽化する艦艇の置き換えと増強や潜水艦の導入を進めており、中国やトルコと協力している。活動面では、2023年2月に多国間海上共同演習「アマン-23」を主催し50か国が参加したほか、同年11月にはアラビア海において、中国海軍と共同演習「シーガーディアン-2023」を実施した。

空軍では、中国と共同開発し自国生産したJF-17戦闘機を運用するほか、2022年3月には中国製J-10CE戦闘機を導入し、2023年8～9月に実施した中国との共同訓練「シャヒーン-X」にも、両機が参加している。また、同年4月にトルコから無人攻撃機「バイラクタル・アクンジュ」の初納品が行われたと報じられている。

3 対外関係

(1) 米国との関係

パキスタンは、2001年の同時多発テロ以降、対テロ分野で米国と協力しており、米国は2004年にパキスタンを「主要な非NATO同盟国」に指定し、関係を強化してきた。しかし、テロ対応をめぐりお互い非難し合うなど、両国は緊張関係が続いた。

5 パキスタン平和研究所（PIPS）発行のパキスタン安全保障レポート2023は、2021年以降、3年連続でパキスタン国内のテロ発生件数・死傷者数が、共に増加していると指摘している。また、2023年のテロ攻撃事案の約93%はアフガニスタン国境沿いのハイバル・パフトゥンハー（KP）州とバロチスタン州に集中し、主に「パキスタン・タリバーン運動」（TTP）（Tehrik-e Taliban Pakistan）、ISIL「ホラサン州」（Islamic State of Iraq and the Levant）およびバルチスタン解放軍（BLA）（Balochistan Liberation Army）の3つのグループが実行していると指摘している。

2022年4月に発足したシャリフ政権下では米国との関係改善がみられた。同年9月、米国務省は、対テロ作戦を支援するためとして、パキスタン政府に対して最大4億5,000万ドルのF-16戦闘機の維持・サポートに関する契約を承認すると決定したほか、同年10月には3年ぶりにバジュワ陸軍参謀長（当時）が訪米し、オースティン国防長官などと会談した。一方で、2023年3月には、米国からの第2回民主主義サミットへの招待に対し、欠席を表明した。同年8月に発足した選挙管理内閣下では、同年12月にムニール陸軍参謀長が訪米し、米中央軍司令部を訪問したほか、オースティン国防長官らと会談するなど、今後の両国の防衛協力関係が注目される。

(2) 中国との関係

参照 2節3項4 (3)（南アジア諸国との関係）

3 カシミール地方の帰属をめぐるインドとパキスタンとの対立

インドとパキスタンは、カシミールの帰属をめぐり主張が対立しており[6]、過去に三度の大規模な武力紛争が発生した。カシミール地方では管理ラインを挟んで衝突がたびたび発生し、両国は対話の再開と中断を繰り返してきたが、2021年2月に停戦を遵守することで合意した。2023年12月のインド国防省発表では、この合意により、状況は大幅に改善されたとしている。

参照 図表Ⅰ-3-8-1（インド・パキスタンの兵力状況（概数））

図表Ⅰ-3-8-1 インド・パキスタンの兵力状況（概数）

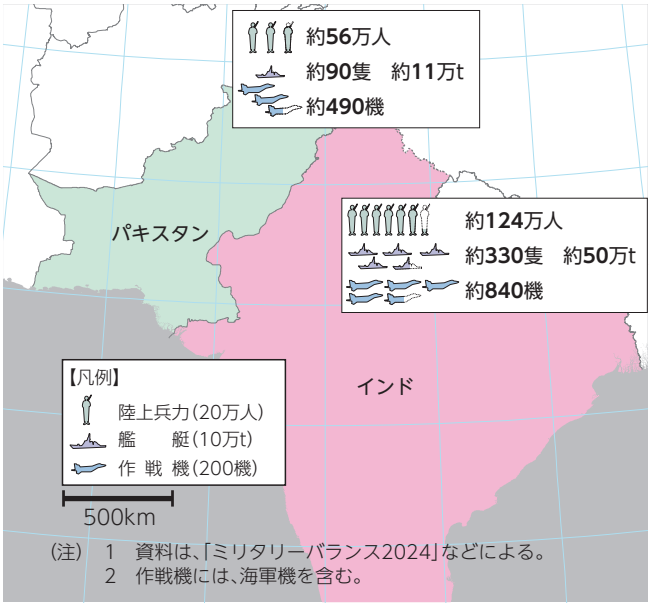

(注) 1 資料は、「ミリタリーバランス2024」などによる。
2 作戦機には、海軍機を含む。

6 カシミールの帰属については、インドが、パキスタン独立時のカシミール藩王のインドへの帰属文書を根拠にインドへの帰属を主張し、1972年のシムラ協定（インド北部のシムラにおいて実施された首脳会談を経て紛争の平和的解決や軍の撤退について合意されたもの）を根拠に二国間交渉を通じて解決すべきとしているのに対し、パキスタンは1948年の国連決議を根拠に住民投票の実施により決すべきとし、その解決に対する基本的な立場が大きく異なっている。

第9節 欧州・カナダ

1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国やカナダでは、多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、2014年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化、特に2022年2月に始まったウクライナ侵略を受け、ロシアの力による一方的な現状変更やハイブリッド戦に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。また、国際テロリズムに関しても、その脅威の継続が認識されており、その対応が求められ続けている。さらに、長期化するシリア内戦など、混迷する中東情勢を背景として急増した難民・移民をめぐる問題をはじめ、依然として国境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州やカナダでは、NATO（North Atlantic Treaty Organization）やEU（European Union）といった多国間の枠組みをさらに強化・拡大しつつ、域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間・多国間での防衛・安全保障協力強化を進めている。

参照 図表Ⅰ-3-9-1（NATO・EU加盟国の拡大状況）、2章3項（ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応）

図表Ⅰ-3-9-1　NATO・EU加盟国の拡大状況

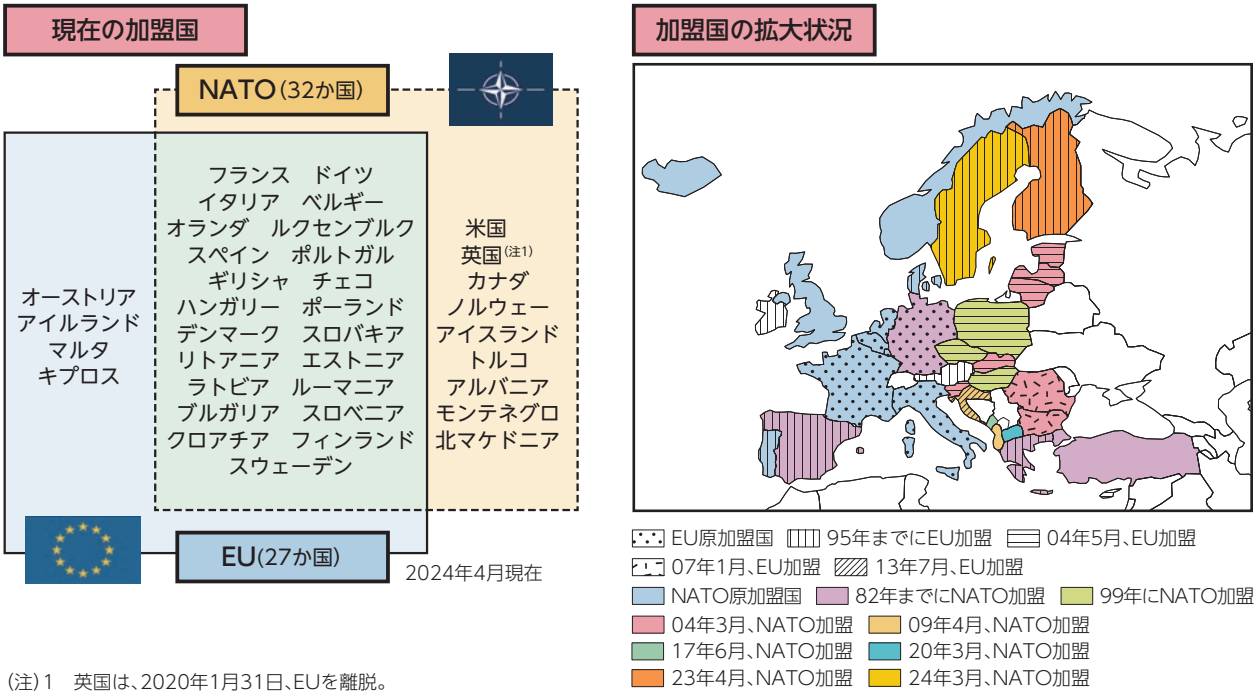

（注）1　英国は、2020年1月31日、EUを離脱。

2 多国間の安全保障の枠組みの強化

1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、2024年に75周年を迎えた。冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させ、抑止・防衛、危機の防止・管理、協調的安全保障の3つを中核的任務としている。

ロシアによるウクライナ侵略を受けて加盟国の危機感が高まるなか、2022年6月に開催されたNATO首脳会合において、2010年以来12年ぶりとなる新たな戦略概念が採択された。前回の戦略概念においては、欧州・大西洋地域を平和であり、NATO領に対する攻撃の可能性は小さいとしていたが、新たな戦略概念では、欧州・大西洋地域は平和ではなく、加盟国の主権・領土に対する攻撃が行われる可能性を見過ごすことはできないとしている。

そして、前回の戦略概念において、ロシアとは「真の戦略的パートナーシップ」を目指すとしていたが、新たな戦略概念においては、ロシアを加盟国の安全保障と欧州・大西洋地域の平和と安定に対する最も重大かつ直接的な脅威と位置づけた。

また、初めて中国について言及し、中国が表明している野心と威圧的な政策は、NATOの利益・安全保障・価値観に対する挑戦であるとした。さらに、中露の関係の深化やルールに基づく国際秩序を損なう両国の試みは、NATOの価値観と利益に背くものと指摘している。

これに加え、北朝鮮の核・ミサイル開発についても初めて言及したほか、インド太平洋地域における情勢は、欧州・大西洋地域の安全保障に直接的な影響を及ぼしうることから、NATOにとって重要な地域であると位置づけ、インド太平洋地域のパートナーとの対話と協力を強化するとしている。2022年6月に開催されたNATO首脳会合には、NATOのインド太平洋パートナー（IP4）である日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国の首脳を初招待し、海洋安全保障や偽情報（にせ）対策などにおける協力を強化することを決定した。

このように、NATOは大きく変化した情勢認識のもと、中核的任務の1つである加盟国の防衛を改めて強調しつつ、抑止力・防衛能力の強化に取り組んでいる。

2014年以来、NATOは加盟国があらゆる方向からのあらゆる脅威に対応できるよう計画と構造を全面的に見直し、特に東部における前方プレゼンスの確立が合意された。2017年にエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドに多国籍の大隊規模の戦闘群が初めて配備され、2022年以降、さらにブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアにも戦闘群が創設されている。同年6月のNATO首脳会合では、これらの戦闘群を必要に応じて大隊から旅団規模へ拡大することが合意された。また、従来の即応態勢よりもはるかに大規模で高度な即応力を有する新しい戦力モデルも合意された。

2023年7月のNATO首脳会合では、冷戦後、最も包括的で詳細な地域防衛計画が承認された。これによりNATOの集団防衛計画とNATO加盟国自身の戦力、態勢、能力、指揮統制に関する計画との一貫性が大幅に向上するとされる。

この新しい防衛計画のもと、全てのNATO加盟国が参加し、冷戦終結後最大規模となる「ステッドファスト・ディフェンダー2024」が2024年1月から5月に実施された。兵力を北米から大西洋に迅速に横断・展開させ、欧州・大西洋地域の防衛強化を図った。

加えて、NATOは、集団防衛と並ぶ中核的な任務として、域内外における危機の防止・管理のための作戦や任務を実施している。

地中海においては、地中海経由の不法移民の増加などを背景として、常設艦隊の展開による不法移民の流入動向について監視や情報共有を行っているほか、テロ対策や能力構築支援といった広範な任務も実施している。中東においては、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）（Islamic State of Iraq and the Levant）」への対応として、早期警戒管制機部隊を派遣し、2016年10月から監視・偵察任務を遂行している。また、イラクにおいては、国防・治安部門に対する助言や能力構築などの支援を実施している。NATOはこのほか、コソボなどで任務を実施している。

NATO加盟国の防衛支出については、2014年の合意で対GDP比2%を目標とし、2022年11月、ストルテンベルク事務総長は、対GDP比2%は上限ではなく下限と考えるべきであると表明していた。また、2023年7月の首脳会合では、NATO加盟国はGDPの最低2%を防衛支出に投資することに合意した。これにより、欧州加盟国とカナダ全体で防衛支出が2023年に11%増加し、

2024年には18か国の防衛支出が対GDP比2%を達成する見込みとなっている。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、長年の軍事的非同盟政策を転換させたフィンランドは2023年4月に、スウェーデンは2024年3月にNATOに加盟した。これによりNATO加盟国は32か国となった。

2 EU

EUは、共通外交・安全保障政策（CFSP）と共通安全保障・防衛政策[1]（CSDP）のもと、安全保障分野における取組を強化している。
Common Foreign and Security Policy
Common Security and Defence Policy

2017年12月には、加盟国のうち26か国が参加する防衛協力枠組みである「常設軍事協力枠組み」（PESCO）が発足した。本枠組みにより、航空・海洋領域などにおける新たな能力の開発や、軍への訓練・支援、サイバー領域など特定分野における専門知識の共有などを推進している旨を表明しており、欧州の防衛力強化が期待されている[2]。
Permanent Structured Cooperation

加えて、近年はインド太平洋地域への関与も強めており、2021年4月には、EUとしては初の「インド太平洋戦略」を発表し、同年9月にはその詳細となる「共同コミュニケーション」を発表した。「共同コミュニケーション」では、インド太平洋地域において中国などによる著しい軍備増強がみられ、東シナ海、南シナ海、台湾海峡における力の誇示と緊張の高まりは、欧州の安全保障と繁栄に直接的な影響を及ぼすとし、ルールに基づく国際秩序を目指し、わが国を含む価値観を同じくするパートナー国と連携するとともに、台湾との貿易や投資などの分野における関係を強化するとしている。

2022年3月の欧州理事会では、今後5～10年間の安全保障・防衛政策に向けた共通の戦略ビジョンを示す「戦略的コンパス」を採択した。この文書では、救難・退避作戦などでの運用を想定した、最大5,000人規模の「EU即応展開能力」の完全運用能力を2025年までに獲得するとした。「戦略的コンパス」を受け、2023年9月から10月にかけて行われたEUの軍事演習「MILEX23」の一環として、EUとして初の実働演習となる「LIVEX23」を実施し、「EU即応展開能力」の向上を図っている。

3 NATO・EU間の協力

前例のない課題への効率的な対処を目指し、NATO・EU間の協力も進展している。

2023年1月には、NATOとEUの協力に関する第3回共同宣言が署名され、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、欧州・大西洋の安全保障と安定にとって重要な岐路にあるとし、中国が繰り広げている主張と政策は、対処しなければならない課題を提示しているとした。また、安全保障上の脅威や挑戦の範囲・規模の変化への対応として、既存の分野における協力の一層の強化のほか、特に、増長する戦略地政学上の競争、抗たん性の問題、重要インフラの防護、新興技術や破壊的技術、宇宙、気候変動が安全保障に及ぼす影響、外国の情報操作や干渉に対処するための協力を拡大・深化するものとした。

1 EUは、1993年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策（CFSP）を導入した。また、1999年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」（ESDP）をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。2009年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策（CSDP）と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。
European Security and Defence Policy

2 EUは2024年5月時点で、68の共同プロジェクトが進行中と公表している。

視点

フィンランド・スウェーデンのNATO加盟の意義

防衛研究所 米欧ロシア研究室 田中（たなか） 亮佑（りょうすけ） 研究員

NATOの長年の課題の一つが、ロシアとの最前線であるバルト海地域防衛の強化でした。特に、ロシアの飛び地であるカリーニングラードとベラルーシを結ぶスヴァウキ・ギャップをロシアがもし占領した場合、バルト三国は他の加盟国から地理的に孤立する危険がありました。こうした課題に対処するため、ロシアがクリミアを一方的に併合した2014年以降、NATOは東翼に対する前方展開や増援態勢の拡充などを試みてきました。

2023年-24年に実現したフィンランドとスウェーデンのNATO加盟は、こうしたバルト海地域防衛のさらなる強化につながります。これまでも両国は、2014年以降NATO加盟国との相互運用性を高めてきました。さらに、フィンランドは予備役を含む多くの陸上兵力を保有し、F-35を調達するなど空軍力も強化する一方で、スウェーデンは潜水艦を中心に海軍力を強化しています。こうした両国の国防の強化は、高めてきた加盟国との相互運用性とあいまって、両国も位置するバルト海地域におけるNATOの防衛態勢の強化に貢献するでしょう。

また、フィンランドとスウェーデンの加盟は、NATOの防衛計画の拡充にもつながります。NATOは2019年にバルト三国とポーランドに対する防衛計画を承認したと報じられましたが、フィンランドとスウェーデンとの協力を想定しているか否かは不明確でした。両国が加盟国となることで、今後のNATOの防衛計画は両国へのアクセスをある程度前提として立案されるものとみられます。つまり加盟国からの増援ルートや反撃の起点として両国が選択肢になり得ることを意味しており、それはNATOのバルト海地域に対する防衛計画の拡充にもつながるでしょう。

さらに重要なことは、両国の加盟によりバルト海地域と大西洋（北極圏地域［ハイノース］を含む）がNATO領域として連結されることです。これにより、北米・大西洋・欧州・バルト海地域にわたるNATO領域の連結性が向上し、ひいてはNATO全体の防衛計画の拡充にもつながるでしょう。NATOは2023年に領域全体に対する地域防衛計画を承認しました。スウェーデンとフィンランドの加盟は、その地域防衛計画のさらなる発展につながるかもしれません。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

3 欧州各国などの安全保障・防衛政策

1 英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

2021年3月、ジョンソン政権（当時）は「安全保障、防衛、開発、外交政策の統合的見直し」（Integrated Review）を発表し、米国・欧州諸国・NATOなどとの関係を維持・強化しつつ、インド太平洋へ「傾斜」していく方針を表明した。

さらに、2023年3月、スナク政権は、「統合的見直し」の刷新を発表し、欧州・大西洋地域を最も重要な優先地域とし、ロシアを「最も差し迫った脅威」と位置づけ、対ロシア戦略として、NATOのさらなる強化や、偽情報の公表によるロシアの悪意ある影響力への対抗などを示した。中国については「時代を画する体制上の挑戦」と評価している。また、インド太平洋地域を「英国の国際政策の永続的な柱」と位置づけ、自由で開かれたインド太平洋ビジョンを支持し、わが国を含むパートナーなどと、数十年にわたる経済的、技術的、安全保障上の密接な関係を構築することなどにより、インド太平洋地域における関与を強化する方針を表明した。

同年7月、国防省は、「統合的見直し」の刷新を踏まえ、防衛力整備など国防分野での取組を示した2023年版の国防文書（DCP）を発表した。今後数十年にわたる英国軍の設計と装備を包括的に定めた2021年版から大枠の

Defence Command Paper

変更はないものの、ロシアによるウクライナ侵略を教訓に、人事、科学技術・イノベーション、産業との協力の強化などを重視している。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、英国は、関係国やNATOとともに北欧やバルト海地域における安全保障上のプレゼンスを強化している。2023年9月、空母「クイーン・エリザベス」を旗艦とする空母打撃群を北欧海域に派遣し、同年12月には、重要な海底インフラ防衛のため、バルト海を中心に海・空軍が活動した。また、2024年には、2万人以上の英国軍が北欧全域に展開される予定である。

英国は、引き続きインド太平洋地域への関与を続けている。2023年7月に、米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」に、10月には、マレーシアで実施された5か国防衛取極[3]（FPDA）演習「ベルサマ・リマ」に参加し、同地域のパートナーと関係を強化する姿勢を示している。同年12月には、2025年に空母打撃群をインド太平洋へ派遣し、わが国に寄港することを発表した。

Five Power Defence Arrangements

また、英国は、2018年度以降、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を実施しており、2023年1月上旬には哨戒艦「スペイ」が警戒監視活動を行った。

2　フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自律性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制や能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

2022年11月、マクロン政権は、国内外の安全保障環境の分析と2030年に向けた戦略的目標や優先度を示す「国家戦略見直し2022」を発表した。ロシアとの関係については、潜在的な競争からオープンな対立に移行したと位置づけたほか、中国との関係については、より激しい競争へと移行しているとした。そのうえで、2030年までの戦略的目標として、戦略的自律の強化や核抑止力の確保などが示された。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持つ関係上、この地域に常続的な軍事プレゼンスを有する唯一のEU加盟国であり、艦艇などを含め約7,000人を常駐させている。インド太平洋地域へのコミットメントを重視しており、2019年6月に公表された仏軍事省の「インド太平洋国防戦略」は、中国が、拡大する影響力を背景にインド太平洋地域のパワーバランスを変更しようとしているとし、米国、オーストラリア、インド、日本との連携強化の重要性を示した[4]。また、前述の「国家戦略見直し2022」においては、インド太平洋地域の戦略的安定の維持を目的として、わが国を含む地域諸国とのパートナー関係の構築に尽力し、バランシング・パワーとしての役割を遂行することが戦略目標として示された。

こうしたインド太平洋地域への積極的な関与の方針のもと、フランスは、2019年と2021年に、この地域に空母機動群などを派遣し、2021年に日仏米豪共同訓練「ARC21（アーク）」を実施した。さらに、2023年6月から8月にかけては、仏航空・宇宙軍が、インド太平洋への大規模戦力投射ミッション「ペガーズ23」を実施し、本国からこの地域に迅速に展開し、さまざまな危機や地域の不安定に対処する能力を示した。また、フランスは、2019年以降、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒活動を実施しており、2023年は4月上旬にフリゲート「プレリアル」が、10月上旬から下旬まで哨戒機「Falcon200」が警戒監視活動を実施した。

フランスは、中東やアフリカへの関与も重視してきた。フランス軍は2014年からイラクで活動を続け、ISILに対抗するイラク治安部隊などへの軍事的支援を行っている。また、2020年の創設以来、ホルムズ海峡における欧州による海洋監視ミッション（EMASOH）に参加している。

European Maritime Awareness in the Strait of Hormuz

アフリカのサヘル地域においては、マリを活動の中心とするテロ対策として、フランスは、2014年に「バルカンヌ作戦」を、2020年に欧州特殊部隊「タクバ」の運用を開始していたが、マリとの関係悪化などにより、いずれも2022年に終了した。この間、フランス軍はマリからニジェールへ部隊を移転していたが、2023年7月に発生したニジェールにおける軍事的政権奪取を受け、ニ

3　1971年に、英国、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポールの間で締結された軍事取極。
4　一方、2021年9月のAUKUS発足に伴うオーストラリアのフランス製潜水艦購入契約破棄を受け、フランス政府は米国やオーストラリアを強く非難し、一時駐米、駐豪大使を本国に召還した。

ジェールからの撤退も余儀なくされた。サヘル地域での10年に及ぶ対テロ作戦を経て、サヘルを含む西アフリカ地域におけるフランス軍のプレゼンスはチャド、セネガル、コートジボワールのみとなった。

3 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて、紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

しかし、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ドイツは「時代の転換点（Zeitenwende）」という認識のもと、安全保障政策を大きく変化させることとなった。具体的には、ウクライナへの武器供与、ロシアに対する厳しい経済制裁、国防費の増加とその対GDP比2%以上の投資、NATOにおける貢献の強化、1,000億ユーロの連邦軍特別基金の設立などである。

2023年6月、ドイツ政府は、安全保障を外交と軍事の分野だけでなく、すべての政策分野の一部ととらえる初の包括的な国家安全保障戦略を公表した。ロシアを欧州・大西洋地域における最も重要な脅威と評価し、中国については、グローバルな課題を解決するパートナーである一方、体制上のライバルや競争者の側面が増大していると指摘した。国防費については、複数年の平均値として対GDP比2%に設定することを政府の方針として明記した。

さらに、同年11月には、国防省がこの戦略に基づく「国防政策方針2023」を公表した。ドイツが欧州における抑止と集団防衛の屋台骨にならなければならないとの認識を示し、ドイツ連邦軍の中核的任務を国家防衛と集団防衛に回帰させるとした。特に、NATOの東部の同盟国の防衛に対して、これまで以上に大きな貢献をする責任を強調し、リトアニアに1個旅団を常駐させることとした。

2024年度の国防予算は、ドイツ連邦軍創設以来、最高額となる519億ユーロであり、特別基金からは198億ユーロが支出される。これらを合計すると対GDP比は2.1%となる。特別基金は、重要な調達計画の資金として使用される。これまで、F-35A戦闘機やCH-47F輸送ヘリなどの調達を契約し、ミサイル防衛システム「アロー」の調達を開始した。レーダー開発を伴うユーロファイターの電子戦闘計画も進行している。

リトアニアへの旅団常駐に関しては、2023年12月にピストリウス国防大臣とリトアニアのアヌシャウスカス国防大臣（当時）がロードマップに署名した。旅団は、3つの戦闘大隊からなる約5,000人規模で、2025年から配備が予定されている。

インド太平洋に関しても、ドイツ政府は2020年に「インド太平洋ガイドライン」を策定し、この地域における安全保障政策面での関与を強化すると表明した。近年、ドイツは、インド太平洋地域に継続的にアセットを派遣し、プレゼンスの強化を図ると同時に、わが国などの共通の価値観を持つパートナー国との連携を重視している。

2023年7月、ドイツ連邦軍は、米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」へ初めて参加し、この地域での多国間の協力と相互運用性の強化を図った。また、2021年のフリゲート「バイエルン」の派遣に続き、2024年にも艦艇2隻が再び派遣されることとなった。

4 カナダ

カナダ国防省は2017年6月、国防政策文書を発表し、米国は今も唯一の超大国である一方、中国やロシアなどとの間で大国間競争が復活し、再び抑止力の重要性が高まっているとの認識を示した。こうした安全保障環境の認識のもと、国土と北米地域の安全を国防政策の基本に据えるとともに、世界の安定が自国の国防に直結しているとの考えから、積極的な国際貢献も国防政策の基本として位置づけている。また、防衛力整備にあたっては、宇宙やサイバー、インテリジェンスといった分野を重視する方針を示し、2010年代に減少に転じた国防予算を10年間で70%以上増額するとともに、現役兵力数を3,500人増員し、7万1,500人とする計画を掲げた。このほか、カナダは2019年9月、北極地域に関する政策枠組みを発表し、この地域の戦略的、軍事的、経済的な重要性が高まっているとの認識を示したうえで、この地域での軍事プレゼンスを強化する方針を示している。また、2007年から北極地域における軍事演習「ナヌーク作戦」を実施している。

カナダは、米国を最も重要な同盟国とみなし、北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）を通じて北米地域の防

North American Aerospace Defense Command

空・宇宙防衛・海洋警戒監視を米国と共同で実施している。創設国の一員として、NATOとの関係も重視しており、NATO主導の作戦に積極的に参加している。国連の活動も伝統的に支持しており、トルドー政権は国連平和維持活動（PKO）への貢献を最重視する姿勢を示している。
Peacekeeping Operations

インド太平洋地域への関わりについて、2022年11月、カナダは今後10年の包括的指針として初めてとなるインド太平洋戦略を発表した。この戦略において、中国を「ますます問題を引き起こすグローバルパワー（increasingly disruptive global power）」と言及し、国際秩序を自国の価値観・利益により寛容な環境へ作り替えようと試みているとして、中国がカナダの国益や地域パートナーの利益を損なう行動に出る場合、挑戦するとした。一方、気候変動などの世界的な問題の解決では、中国と協力する考えを示している。

また、戦略目標の一つとして、地域の平和・抗たん性・安全の推進を掲げ、同盟国や日本を含めたパートナー国との安全保障関係を強化するとし、2018年4月から実施している北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動[5]を継続する考えを示している。2023年は、4月上旬、10月上旬に哨戒機が警戒監視活動を実施した。一方、2018年以降、カナダ海軍の艦艇が国際法に従って、台湾海峡を通過[6]しているが、派遣するフリゲートの増加などによるインド太平洋地域への海軍のプレゼンスを強化するとし、2023年は、前年が1回であった台湾海峡の通過を3回実施するなど、今後のカナダによるこの地域への関与の動向が注目される。

5　2019年6月から対北朝鮮制裁履行活動に従事する「ネオン作戦」の枠組みのもとで同活動に従事している。なお、2023年10月には、この作戦に従事していたカナダ軍哨戒機が、東シナ海の上空で中国軍機による異常接近などを受ける事案が発生したとされる。

6　カナダの世界平和へのコミットメントを示すことを目的とした世界の安全のための海上作戦である「プロジェクション作戦」の一環として、同活動に従事している。

第10節　その他の地域など（中東・アフリカを中心に）

1　中東

1　全般

中東地域は、アジアと欧州をつなぐ地政学上の要衝である。さらに、世界における主要なエネルギーの供給源で、国際通商上の主要な航路があり、また、わが国にとっても原油輸入量の約9割をその地域に依存しているなど、中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。

一方、この地域においては、イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突やホーシー派による船舶への攻撃などが発生・継続している。加えて、2024年4月には、在シリア・イラン大使館の領事部が攻撃されたことに対し、イランが同攻撃はイスラエルによる犯行であると断定した上で、報復としてイスラエルに向けて多数のミサイルや無人機を発射するなど、高い緊張状態が継続している。

2　中東和平をめぐる情勢

中東和平プロセスが停滞するなか、パレスチナにおいては、ヨルダン川西岸地区を統治する穏健派のファタハと、ガザ地区を実効支配するイスラム原理主義組織ハマスが対立し、分裂状態となっている。

こうしたなかで、2017年、トランプ米政権（当時）が、米国はエルサレムをイスラエルの首都と認めると発表し、2018年には、駐イスラエル大使館をテルアビブからエルサレムに移転したことを受けて、ガザ地区を中心に緊張が高まった。2020年には、トランプ政権が新たな中東和平案を発表したものの、パレスチナ側はその案に示されたエルサレムの帰属やイスラエルとパレスチナの境界線などに反対し、交渉を拒否した。

一方で、トランプ政権は、イスラエルとアラブ諸国間の和平合意の実現に向けて積極的な働きかけを行い、同年8月以降、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、スーダン、モロッコがイスラエルと相次いで国交正常化に合意するに至った。アラブ諸国とイスラエルの国交樹立は、エジプト（1979年）とヨルダン（1994年）以来であった。

2022年3月、イスラエル、バーレーン、エジプト、モロッコ、UAE、米国の各国外相がイスラエルで会談し、同年11月には、これらの国々の間で毎年外相会合を開催することや、地域安全保障を含む各種作業部会を設置することを含む文書が採択された。このように、イスラエルと国交正常化したアラブ諸国との間では、安全保障面での協力が拡大していく情勢であった。

3　イスラエル・パレスチナ情勢

イスラエルとパレスチナ武装勢力の間では、これまでたびたび衝突が発生しており、両者の緊張状態は継続していた。そうしたなか、2023年10月7日、ガザ地区のハマスなどのパレスチナ武装勢力がイスラエルに対し、数千発のロケット弾を発射した。また、多数の戦闘員がイスラエル領に侵入し、イスラエル軍兵士や外国人を含む民間人を殺害・拉致した。これを受け、イスラエル軍は同日、ガザ地区への空爆を開始した。その後、イスラエル軍は局地的な地上作戦を散発的に実行し、同月27日以降は、戦車やブルドーザーなどを投入し、継続的な地上作戦を行っている。同年11月24日から11月30日までの間、一時的な休戦が行われ、ハマスなどに連れ去られた人質の一部が解放されたが、同年12月1日に戦闘は再開した。イスラエルのネタニヤフ首相は、ハマスを壊滅させ、人質の奪還を達成させると主張している。

パレスチナ自治区ガザ北部を走行するイスラエル軍の戦車（2023年12月）【AFP＝時事】

視点

イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突

防衛研究所　アジア・アフリカ研究室　西野（にしの）　正巳（まさみ）　主任研究官

2023年10月7日、ガザ地区を実効支配するイスラム原理主義組織ハマスなどの戦闘員がイスラエル南部に侵入して約1,200人を殺害し、200人以上を拉致しました。この被害はイスラエルにとって衝撃でした。過去、ハマスが自爆テロを多用すると、イスラエルは2002年に分離壁の建設を本格化させてそれを抑え込み、その後、ハマスがロケット弾の発射に重点を置くと、イスラエルは2011年からミサイル防衛システム「アイアンドーム」を運用してその大半を迎撃してきました。その結果、イスラエルは、ハマスの脅威は弱まったと認識していましたが、その認識は崩れました。

ハマスがこのタイミングで攻撃したのは、当時、サウジアラビアとイスラエルが国交樹立に近づいていたことが要因の1つであるとも指摘されています。両国が国交を樹立した場合、他のアラブ諸国の追随が予想されました。ハマスは紛争を引き起こして、国交樹立の阻止を図ったとみられます。

今回の攻撃は、過去の教訓の重要性を再認識させるものとなりました。1973年10月6日、ユダヤ教の祝日にイスラエルはアラブ諸国軍の奇襲を受け大きな被害が出ました。だから、敵は防衛体制が手薄な祝日に奇襲するので備えが必要との教訓はありました。しかし、半世紀後、イスラエルは再び同様の奇襲を受けました。

イスラエル軍は直ちに反撃を開始し、10月下旬に地上部隊をガザ地区に投入しました。ガザ地区での戦闘では、軍事力に勝るイスラエルが優位にあり、ハマスは、幹部や人質の居場所の隠蔽、世論を味方につけるためのプロパガンダ、在外指導部による交渉に注力しています。イスラエルは、ハマスの壊滅、つまり、その幹部や軍事部門の無力化と、人質救出を目標としており、ハマスは、ガザ地区での組織の存続を目標としています。ハマスが目標を達成するには、人質や世論を活用して交渉で恒久的停戦を実現する必要があるとみられます。

ガザ地区は狭いうえに封鎖されているので、戦闘の長期化につれて、イスラエルが、しらみつぶしの捜索を行いハマス幹部を無力化できる可能性が増大する一方、ハマスは物資が不足して継戦が困難になります。このことを踏まえると、長期化はイスラエルに有利であるといえます。ただし、イスラエル軍が勝利する場合も、ガザ地区住民の一部はハマスを支持し続けるとみられ、また、ハマスのメンバーはヨルダン川西岸地区や周辺国にもいますので、ハマスは弱体化しますが、滅亡はしないと考えられます。

ガザ地区住民の死者数増加に伴い、イスラエルを批判する国は増えましたが、米国以外の国々がイスラエルの軍事作戦に影響を与える可能性は低いと思われます。イスラエルに戦闘を止めさせるほどの影響力を行使できる唯一の国とみられる米国は、イスラエルへの武器供給を続けてきましたが、2024年5月、イスラエル軍の行動次第では、一部の武器の供給を停止すると警告しました。米国は一部の弾薬の供給を既に停止しており、米国の姿勢の変化は、中長期的に、イスラエルの軍事作戦に影響する可能性があります。

紛争のガザ地区域外への本格的な拡大については、米国も、ハマスに連帯して攻撃を行っているヒズボラなど各地の親イラン勢力の背後にいるイランも、回避しようとするでしょう。親イラン勢力の中には、イエメンのホーシー派のようにエスカレーションを躊躇しない勢力もいますが、主に米軍などがホーシー派への対処を担っていますので、イスラエルは遠方の敵対勢力にリソースを割かずに済んでいます。ただし、2024年4月、イランが弾道ミサイルなどを用いて、自国領内からイスラエル領内を初めて直接攻撃し、イスラエルも反撃のためイランを攻撃したとみられます。このような場合には、米国はエスカレーション回避のため、イランへの攻撃に協力しない方針ですので、イスラエルが自力で対処すると考えられます。また、2024年1月にレバノンでハマスの在外幹部が殺害されたように、イスラエルによるとみられる、周辺国でのハマスへの攻撃は今後も起きるとみられます。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力の衝突が始まって以降、イスラエル北部では、レバノンの親イラン武装勢力であるヒズボラなどによる攻撃が頻発している。これに対し、イスラエル軍はヒズボラの軍事拠点に対する空爆などで応戦している。

また、イエメンの反政府勢力であるホーシー派も、散発的にミサイルや無人機などをイスラエルに向けて発射している。

米国は、中東地域における抑止力強化のために、空母打撃群や航空機の派遣など、米軍アセットを増強しており、ホーシー派が発射した無人機やミサイルの迎撃などを実施している。

4　湾岸地域情勢

(1) 湾岸地域における軍事動向

イランの核問題に関する最終合意「包括的共同作業計画」(JCPOA) をめぐる状況が変化するなか[1]、湾岸地域では、軍事的な動きを含め様々な事象が生起している。2019年5月以降、米国は、自国の部隊や利益などに対するイランの脅威に対応するためなどとして、空母打撃群や爆撃機部隊などの派遣について発表した。同年7月には、2003年以来およそ16年ぶりにサウジアラビアに部隊を駐留させた。

Joint Comprehensive Plan of Action

こうしたなか、2019年6月、イランは、ホルムズ海峡上空における米国の無人偵察機の撃墜を発表し、米国は、同年7月、ホルムズ海峡上空で米強襲揚陸艦がイランの無人機を撃墜したことを発表するなどした。

同年10月以降は、武装組織によるイラクの米軍駐留基地などに対する攻撃が多発した。米国は、イランの関与を指摘し、イランが支援しているとされる武装組織の拠点を空爆した。さらに、2020年1月、米国は、さらなる攻撃計画を抑止するためとして、武装組織の指導者とともにイラク国内で活動していたイラン革命ガード・コッツ部隊のソレイマニ司令官を殺害した。イランは、報復としてイラクの米軍駐留基地に弾道ミサイル攻撃を行ったが、その後、米国・イラン双方ともに、エスカレーションを回避したい意向を明確に示した。

こうした状況のなか、イラクの駐留米軍は、2021年1月までに2,500人に縮小され、同年12月末に戦闘任務を終了し、助言・訓練・情報収集の任務へ移行した。

同年4月以降、トランプ政権下で湾岸地域に派遣された戦闘機や防空アセットの一部の撤収が報じられ、同年9月に米空母「ロナルド・レーガン」が中東地域から離脱して以降、米空母が不在の状況が継続するなど湾岸地域における米軍のプレゼンスは縮小傾向にあったが、2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との間の衝突が発生して以降、米空母「ドワイト・D・アイゼンハワー」の中東地域への派遣、航空機や防空アセットの中東地域への追加展開など、米軍のプレゼンスは強化されている。

(2) 湾岸地域の海洋安全保障

2019年5月以降、中東の海域では、民間船舶の航行の安全に影響を及ぼす事象が散発的に発生している。

このように、中東地域において緊張が続くなか、各国は地域における海洋の安全を守るための取組を継続している。米国は2019年7月、海洋安全保障イニシアティブを提唱した後、国際海洋安全保障構成体（IMSC）を設立して、同年11月にその司令部がバーレーンに開設された。IMSCには、米国に加え、英国、サウジアラビア、UAE、バーレーン、アルバニア、リトアニア、エストニア、ルーマニア、セーシェル、ラトビア、ヨルダンの計12か国が参加している（2024年3月現在）。

International Maritime Security Construct

また、2020年1月、フランス、オランダ、デンマーク、ギリシャ、ベルギー、ドイツ、イタリア、ポルトガルの欧州8か国による共同支持宣言により、ホルムズ海峡における欧州による海洋監視ミッション（EMASOH）が発足し、同年2月には、全面的な運用が開始された。

European Maritime Awareness in the Strait of Hormuz

さらに、2023年11月以降、紅海やアデン湾で、ホーシー派による民間船舶への攻撃などが多発しており、同月19日には、わが国の船舶運航事業者が運航する船舶が拿捕された。こうしたことを受け、米国は、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群の傘下に多国籍安全保障作戦である「繁栄の守護者作戦」(OPG) を立ち上

Operation Prosperity Guardian

1　JCPOAは、イラン側が濃縮ウランの貯蔵量や遠心分離機の数の削減や、兵器級プルトニウム製造の禁止、IAEAによる査察などを受入れる代わりに、過去の国連安保理決議の規定が終了し、また、米国・EUによる核関連の独自制裁の適用を停止または解除すると規定している。2018年5月、トランプ米大統領（当時）はJCPOAからの離脱を表明し、同年11月、米国はすべての制裁を再開したうえに、その後も累次にわたり経済制裁を科した。これに対してイランは、2019年5月以降、JCPOAから離脱するつもりはないとしつつ、JCPOAの義務履行措置の停止を段階的に発表した。2021年1月に就任したバイデン米大統領のもとで、同年4月、米国・イラン間で核合意に関する間接協議が開始されたが、交渉妥結には至っていない。

げ、紅海、アデン湾における巡回任務などを行うと発表した。さらに、2024年1月12日、米英軍は、カナダ、オランダ、オーストラリア、バーレーンの支援を受け、ホーシー派の軍事拠点などを攻撃した。以降も、米軍は、英軍との共同攻撃を含め、継続的にホーシー派の軍事拠点などを攻撃している。

わが国としては、引き続き、湾岸地域情勢をめぐる今後の動向を注視していく必要がある。

参照 4章5節2項（海洋安全保障をめぐる各国の取組）

5 シリア情勢

シリアにおいては、2011年3月以降、ロシアやイランが支援するシリア政府軍とトルコなどが支援する反体制派などの暴力的衝突が継続してきた。ロシアによるウクライナ侵略開始以降、ロシアが、シリアに駐留する部隊の一部をウクライナに再配置しているとの指摘もあるが、政府軍が国土の多くを支配しているとみられ、全体的にはアサド政権が優位な状況となっている。

こうした状況を背景に、シリア政府と、反体制派を支援してきたアラブ諸国やトルコが外交関係を改善しようとする動きもみられる。例えば、2023年5月、アラブ連盟の外相会合で、2011年に参加資格を停止していたシリアの復帰を認めることが決定され、同月に開催された首脳会議には、アサド大統領が出席した。

シリア情勢をめぐっては、2022年6月の国連人権高等弁務官事務所の推定によると、2011年3月から2021年3月までの間に、一連の衝突により、市民30万人以上が死亡した。

衝突が継続するなか、これまで和平協議や政治プロセスは実質的な進展をみせておらず、シリアの安定に向けて国際社会によるさらなる取組が求められる。

6 イエメン情勢

イエメンでは、2011年2月以降に発生した反政府デモとその後の国際的な圧力により、サーレハ大統領（当時）が退陣に同意し、2012年2月の大統領選挙を経て、ハーディ副大統領（当時）が新大統領に選出された。

一方、イエメン北部を拠点とする反政府武装勢力ホーシー派と政府との対立は激化し、ホーシー派が首都サヌアなどに侵攻したことを受け、ハーディ大統領はアラブ諸国に支援を求めた。これを受けて、2015年3月、サウジアラビアが主導する有志連合軍がホーシー派への空爆を開始した。これに対し、ホーシー派もサウジアラビア本土に弾道ミサイルなどによる攻撃を開始し、無人機や巡航ミサイルも使用するようになった。

2018年12月、ホーシー派とイエメン政府の間で、国内最大の港を擁するホデイダ市における停戦などが合意されたが、履行は進まなかった。一方で、2019年11月、サウジアラビアの首都リヤドにおいて、イエメン政府とイエメン南部の独立勢力「南部移行評議会」（STC）がリヤド合意[2]に署名し、2020年12月、その合意に基づき新内閣が発足した。2022年4月、ハーディ大統領は、「大統領指導評議会」を新設し、すべての権限を委譲することを発表した。この評議会は、ホーシー派を除くイエメン国内の政治勢力の代表者によって構成され、イエメン政府の統治強化やホーシー派との交渉の妥結を目指している。

同月、国連イエメン特使は、紛争当事者が2か月間のイエメン全土における停戦に合意したことを発表した。停戦合意は、同年6月と8月に更新された後、10月には更新されなかったことが発表されたが、停戦が発効して以降、イエメン国内における大規模な衝突、有志連合軍による空爆やホーシー派による越境攻撃は、ほとんど生起していない。こうしたなか、2023年12月、停戦実現などに向けたロードマップの作成を進めることで合意がなされたが、最終的な和平合意の締結の目途は立っていない。

7 アフガニスタン情勢

アフガニスタンでは、2014年12月に国際治安支援部隊（ISAF）が撤収し、アフガニスタン治安部隊（ANDSF）への教育訓練や助言などを主任務とするNATO主導の「確固たる支援任務」（RSM）が開始された頃から、タリバーンが攻勢を激化させた。一方、ANDSFは兵站、士気、航空能力、部隊指揮官の能力な

2 イエメン政府と同国南部の自治を志向するSTCとの間で衝突が継続していたなかで、両者の衝突の収束などに向け、STC出身閣僚を含む新内閣の樹立などを規定。

どの面で課題を抱えており、こうしたなかでタリバーンは国内における支配地域を拡大させた。

2020年2月、米国とタリバーンとの間で、駐アフガニスタン米軍の条件付き段階的撤収などを含む合意が署名され、同年3月、米国は、米軍の撤収を開始したと発表した。また、同年9月、アフガニスタン政府とタリバーンによる和平交渉がカタールで開始された。米国は、2021年8月末までに撤収を完了した。

こうした状況のなか、タリバーンは、アフガニスタン国内での支配領域をさらに急速に拡大し、同年8月、首都カブールを制圧し、同年9月、暫定内閣の設立を発表した。2024年3月現在、タリバーンの内閣は、いずれの国にも政府として承認されていない。ただし、タリバーンは、2023年9月に新しい中国大使の信任状を受理し、同年12月には、タリバーンが派遣した駐中国大使を中国が正式に受入れたと主張した。

タリバーンによる国内の統治やタリバーンと各国の交渉が注目される。

2 アフリカ

1 アフリカ諸国が抱える課題

アフリカ諸国は14億人を超える人口を擁し、高い潜在性と豊富な天然資源により国際社会の関心を集めている。一方で、紛争、テロや海賊などの安全保障上の課題を抱えている地域でもある。

スーダンでは、2023年4月、国軍と準軍事組織である「即応支援部隊（RSF）」とが、RSFの国軍への統合などをめぐって対立し、武力衝突に至った。同年5月20日以降、米国およびサウジアラビアの仲介による停戦合意が繰り返し発表されたが、6月21日に停戦合意期間が終了して以降は新たな停戦合意は発表されておらず、現在も激しい戦闘が継続している。

Rapid Support Forces

南スーダンでは、2011年の独立以降、政治的対立に起因する大規模な武力衝突が2度発生した。2度目の衝突後、衝突の当事者であるキール大統領、マシャール前副大統領らによって、和平合意にあたる「再活性化された衝突解決合意」（R-ARCSS）が署名され、正式政府発足に向けたロードマップなどが示された。2020年に暫定政府が設立され、2024年12月に国政選挙が予定されているが、R-ARCSSでの合意事項の履行はいまだ限定的であり、現在も政治的対立や地方における散発的な武力衝突は継続している。

Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict in the Republic of South Sudan

近年、西アフリカでは、軍事的政権奪取が相次いでいる。

マリでは、2020年8月と2021年5月のゴイタ大佐率いる軍の反乱により政権が崩壊し、ゴイタ大佐を暫定大統領とした暫定政権が樹立された。フランス軍は、2013年以来、対テロ作戦に従事するために部隊を展開していたが、対テロ作戦の難航や、マリ国内世論の反仏親露傾向などによって、マリ暫定政権との関係が悪化したことなどを背景に、2022年8月に撤退した。また2023年6月には国連PKOのMINUSMAを同年12月までに撤収させる決議が採択され、今後テロの増加など治安状況の悪化が危惧されている。

Peacekeeping Operations　United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali

マリの隣国であるブルキナファソでは2022年1月と9月に、ニジェールでは2023年7月に、それぞれ軍事的政権奪取が発生した。

参照 図表Ⅰ-3-10-1（現在展開中の国連平和維持活動）、3項2（アフリカにおける動向）、4章5節2項（2）（海賊）、Ⅲ部3章3節2項2（国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS））

2 アフリカ諸国とその他の国との関係

アフリカは、安全保障面ではかねてより米国、欧州、ロシアとの関係が深い。そのうえで、近年はロシアとの関係のさらなる深化に加え、中国によるアフリカへの関与が目立っている。

(1) 中国・ロシア

中国は、アフリカにおいて2000年代から経済的利益を享受してきたが、近年は軍事的関与も強めている。例えば、2017年8月には、ジブチにおいて、中国軍の活動の後方支援を目的とするとされる「保障基地」の運用が開始され、2022年3月と8月には、大型揚陸艦の「保障基地」への入港が指摘されている。また、アフリカ西岸での活動もみられ、2023年6月から7月にかけては、海軍の海賊対処部隊がギニア湾岸諸国を訪問し、共同訓練

図表Ⅰ-3-10-1 現在展開中の国連平和維持活動

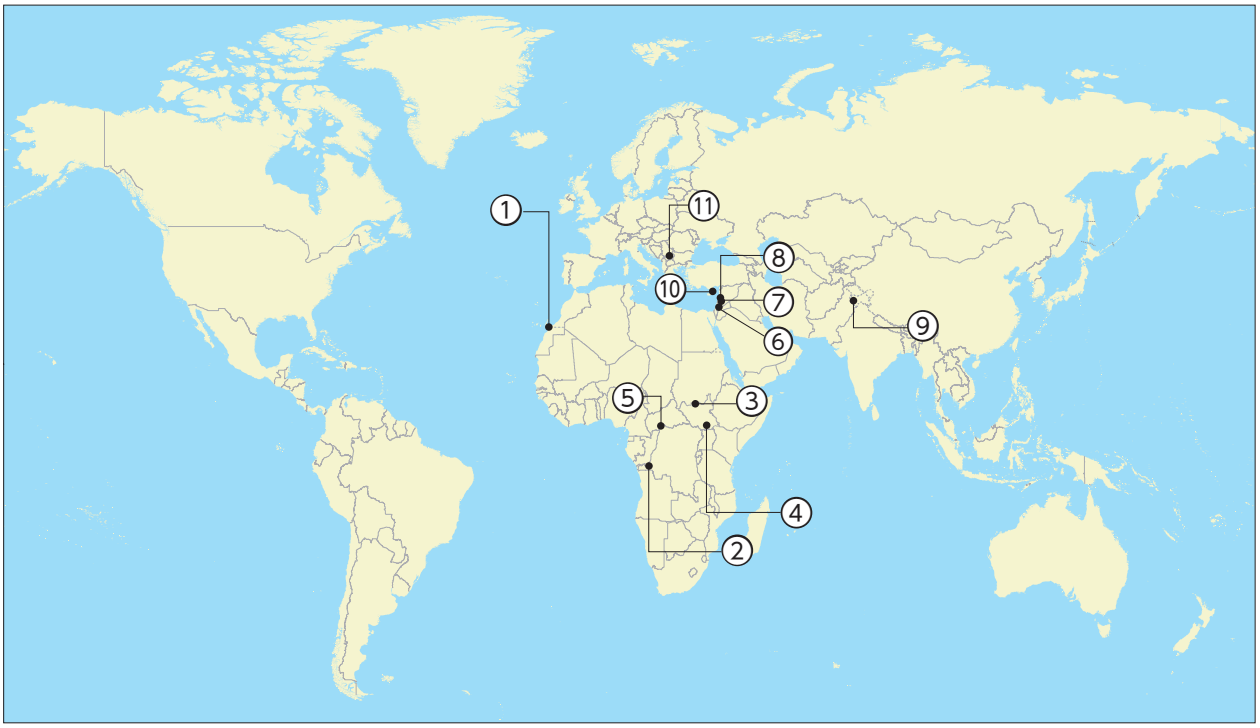

（注） 国連による（2024年3月末現在）。

アフリカ

	ミッション名	設立
①	国連西サハラ住民投票監視団（MINURSO）	1991.4
②	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）	2010.7
③	国連アビエ暫定治安部隊（UNISFA）	2011.6
④	国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）	2011.7
⑤	国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）	2014.4

中東

	ミッション名	設立
⑥	国連休戦監視機構（UNTSO）	1948.5
⑦	国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）	1974.5
⑧	国連レバノン暫定隊（UNIFIL）	1978.3

アジア

	ミッション名	設立
⑨	国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）	1949.1

欧州

	ミッション名	設立
⑩	国連キプロス平和維持隊（UNFICYP）	1964.3
⑪	国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）	1999.6

を実施した。さらに、タンザニアや赤道ギニアなどに軍事関連施設の設置を検討している可能性が指摘されているなど、引き続き、アフリカにおける軍事的プレゼンスの拡大を図っていくものとみられる[3]。

ロシアはアフリカ諸国に対して、武器輸出を積極的に行ってきたほか、近年は民間軍事会社の活動などを通じて関与を深めてきた。2023年の「ワグネル」の「武装反乱」やその創設者の一人であるプリゴジン氏の死去後も、ロシアはアフリカへの大きな影響力を維持しているとみられる。

また、中露は2019年11月と2023年2月に南アフリカと合同軍事演習を実施するなど、連携を強めている。

(2) 米国・欧州

米国はかねてより、米アフリカ軍（AFRICOM）などとの共同演習[4]などを通じて、アフリカと軍事的に連携してきた。2022年10月に発表された国家安全保障戦略において、米国はアフリカの平和と安全の強化に取り組むなどアフリカとのパートナーシップを構築する考えを示しており、米国は引き続きアフリカに関与していくとみられる。

また、欧州も従前から、駐留や訓練ミッション、対テロ作戦への人員派遣という形でアフリカにおいてプレゼンスを発揮してきており、アフリカへの関与を続けていくものとみられる。例えば、フランスは、複数の地域において対テロ作戦や能力構築支援を実施してきた。マリをはじめとするサヘル地域においては、各国における軍事的政権奪取の発生後に部隊を撤退させた例もあるが、チャドへの部隊駐留やギニア湾岸諸国への支援を継続している。

3 国際テロリズムの動向

1 全般

中東やアフリカなどの統治能力がぜい弱な国において、国家統治の空白地域がアル・カーイダや「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）などの国際テロ組織の活動の温床となる例が顕著にみられる。こうしたテロ組織は、国内外で戦闘員などにテロを実行させてきたほか、インターネットなどを通じて暴力的過激思想を普及させている。その結果、欧米などにおいて、国際テロ組織との正式な関係はないものの、何らかの形で影響を受けた個人や団体が、少人数で計画・実行するテロが発生している。さらに、極右思想を背景とした、特定の宗教や人種を標的とするテロも欧米諸国で発生している。

国際テロ組織のうち、ISILは、元々の拠点であるイラクやシリアのほか、両国外に「イスラム国」の領土として複数の「州」を設立し、こうした「州」が各地でテロを実施している。

アフガニスタンなどを拠点とするアル・カーイダは、多くの幹部が米国の作戦により殺害されるなど弱体化しているとみられる。しかしながら、声明を発出するなどの活動は継続している。

国際テロ対策に関しては、テロの形態の多様化やテロ組織のテロ実行能力の向上などにより、テロの脅威が拡散、深化しているなかで、テロ対策における国際的な協力の重要性がさらに高まっている。

2 アフリカにおける動向

アフリカでは、ISILやアル・カーイダ関連組織が活発に活動している。その一部を例としてあげると、アフリカ西部においては、例えば、マリをはじめとするサヘル地域で、テロ組織の活発な活動のみならず、組織間の衝突がみられる。アフリカ中部や南部においては、2019年4月以降、主にコンゴ民主共和国東部やモザンビーク北部においてISILの「中央アフリカ州」が活動を継続していた。2022年5月、これまでISILの「中央アフリカ州」名義で犯行声明を発出していたモザンビークの武装集団がISILの「モザンビーク州」名義で犯行声明を発出し、新たな支部としての活動を開始した。アフリカ東部においては、ソマリアにおいてアル・シャバーブが、政治プロセスを妨害し続けている。

このようなテロ組織の活動に対し、欧州諸国などによ

3　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
4　米軍は過激派組織への対抗や海上法執行能力向上を目的とした演習を開催している。例えば、過激派組織への対抗を目的とした演習「Flintlock」をサヘル地域で2005年から毎年開催しており、2023年3月にはガーナとコートジボワールで開催され、29か国から1,300人以上の兵士が参加した。

り、対テロ作戦や訓練支援が行われてきた。たとえば、サヘル地域においては、2013年から2022年までの間、フランス軍が主導となって、イスラム過激派に対する対テロ作戦を展開した。モザンビークにおいては、周辺国の部隊派遣により、対テロ作戦が実施されたほか、2021年11月には、EUの訓練ミッションの活動が開始された。しかし、2023年12月以降、ISILの「モザンビーク州」の活動の活発化の兆しがみられる。

3 中東における動向

ISILは、2013年以降、情勢が不安定であったイラクやシリアにおいて勢力を拡大し、2014年に「イスラム国」の樹立を一方的に宣言した。同年以降、米国が主導する有志連合軍は、両国において、空爆や現地勢力に対する教育・訓練などに従事し、2019年、米国は、有志連合とともに両国におけるISILの支配地域を100％解放したと宣言するに至った。2022年には、2月と11月に米国がISIL指導者の死亡を発表したが、ISILはそれぞれ同年3月と11月に新指導者の就任を発表しており、ISILは、イラクとシリアにおいて、依然活動を継続しているとみられる。こうしたなか、米軍は両国への部隊駐留を継続し、引き続きISILの再興防止に努めている。

アフガニスタンにおいては、タリバーンが支配地域を拡大するなか、2015年以降、ISIL「ホラサン州」が、首都カブールや東部を中心にテロ活動を継続してきた。アル・カーイダと協力関係にあるタリバーンがカブールを制圧した2021年8月、米国は、米軍の撤収を完了したが、遠隔からの対テロ作戦の継続を表明した。

米軍撤収後も、ISIL「ホラサン州」は、カブールなどで、テロ攻撃を継続しているが、件数は減少傾向にある。アル・カーイダについては、2022年8月、米国は、アフガニスタンの首都カブールにおいて、ドローン攻撃によりその指導者を殺害したと発表した。

第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域などにおいて、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、サイバー攻撃の脅威は急速に高まっており、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。そして、武力攻撃の前から偽(にせ)情報の拡散などを通じた情報戦が展開されるといった、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後さらに洗練された形で実施される可能性が高い。こうした動向は、わが国を含む国際社会が直面している重大な課題である。

第1節 情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向

1 科学技術と安全保障

科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、技術力の適切な活用は、安全保障だけでなく、気候変動などの地球規模課題への対応にも不可欠である。各国は、例えばAI(Artificial Intelligence)、量子技術、次世代情報通信技術など、将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の研究開発や、軍事分野での活用に力を入れている。

このような技術の活用は、これまで人間や従来のコンピュータなどにより行われてきた情報処理を、高速かつ自動で行うことを可能とするものであり、意思決定の精度やスピードにも大きな影響を及ぼすものとして注視していく必要がある。また、こうした技術に基づく高速大容量かつ安全な通信は、今後の防衛における大きなニーズでもある無人化や省人化にも大きく寄与するため、この観点からも注視が必要である。

さらに、サイバー領域などにおけるリスクも深刻化している。なかでも、サイバー攻撃による通信・重要インフラの妨害やドローンの活用など、純粋な軍事力に限られない多様な手段により他国を混乱させる手法はすでにいくつもの実例があり、こうした技術は、軍事と非軍事の境界を曖昧にし、いわゆるグレーゾーン事態を増加・拡大させる要因ともなっている。AI技術を応用して偽の動画を作るディープフェイクと呼ばれる技術も広がりを見せており、偽(にせ)情報の拡散などを通じた情報戦などが恒常的に生起するなど、安全保障面での技術の影響力が高まり続けている。

加えて、国の経済や安全保障にとって重要となる新興技術の分野で優位を獲得し、国際的な基準をリードすることが有利であるといった認識から、次世代情報通信システム(Beyond 5G)や半導体などの分野において、技術をめぐる国家間の争いが顕在化している。また、半導体やレアメタルをはじめとした重要物資について、安全保障の観点からサプライチェーンを確保することの重要性について共通の理解が進んでいる。

このような状況において、一部の国家が、サイバー空間、企業買収、投資を含む企業活動、学術交流、工作員などを利用し、他国の民間企業や大学などが開発した先端技術に関する情報を窃取した上で、自国の軍事目的に活用していることが懸念となっており、各国は、輸出管理や外国からの投資にかかる審査を強化するとともに、技術開発や生産の独立性を高めるなど、いわゆる「経済安全保障」の観点からの施策を講じている。

2 軍事分野における先端技術動向

(1) 極超音速兵器

米国、中国、ロシアなどは、弾道ミサイルから発射され、大気圏内を極超音速(マッハ5以上)で滑空飛翔・機動し、目標へ到達するとされる極超音速滑空兵器

(HGV) や、極超音速飛翔を可能とするスクラムジェットエンジンなどの技術を使用した極超音速巡航ミサイル (HCM) といった極超音速兵器の開発を行っている。極超音速兵器については、通常の弾道ミサイルとは異なる低い軌道を、極超音速で長時間飛翔すること、高い機動性を有することなどから、探知や迎撃がより困難になると指摘されている。

Hypersonic Glide Vehicle
Hypersonic Cruise Missile

米国は、2021年、米国防省高官が、極超音速兵器の開発構想に言及しており、2020年代初頭から半ばにかけて極超音速兵器を配備し、2020年代半ばから後半にかけて防衛能力を構築すると公表した[1]。同年、米陸軍は、HGV「LRHW」のプロトタイプを受領し、配備完了に向け訓練を実施しているほか、米海軍と米空軍も極超音速兵器を開発している。

Long Range Hypersonic Weapon

中国は、2019年の中国建国70周年閲兵式において、HGVを搭載可能な弾道ミサイルとされるDF-17を初めて登場させており、米国防省は、中国がDF-17の運用を2020年には開始したと指摘している。また、2021年、大陸間弾道ミサイル (ICBM) を発射し、搭載していたHGVが部分的に軌道に投入されたのち中国国内に着弾した。この際、距離4万km弱を100分超飛行し、標的に命中しなかったが近接していたと米国防省は指摘している[2]。

Intercontinental Ballistic Missile

ロシアは、HGV「アヴァンガルド」を既に配備しており、アヴァンガルドを搭載可能とされる新型ICBM「サルマト」を2024年内に配備予定としている。また、2021年にHCM「ツィルコン」の潜水艦発射試験に成功するほか、ツィルコンを搭載したフリゲートが2023年から戦闘哨戒任務を開始している。

北朝鮮は、極超音速滑空飛行弾頭の開発を優先目標の一つに掲げ、研究開発を進めているとみられ、2021年以降、「極超音速ミサイル」と称するミサイルを発射している。

このような極超音速ミサイルの脅威に対して、米国は、滑空段階で迎撃するミサイル「GPI」の開発を進めている。

Glide Phase Interceptor

(2) 高出力エネルギー技術

レールガンや高出力レーザー兵器、高出力マイクロ波兵器などの高出力エネルギー兵器は、多様な経空脅威に対処するための手段として開発が進められている。

レールガンは、電気エネルギーから発生する磁場を利用して弾丸を打ち出す兵器であり、使用する弾丸はミサイルとは異なり推進装置を有していない。このため、小型・低コストかつ省スペースで備蓄でき、多数のミサイルによる攻撃にも効率的に対処可能とされている。

レーザー兵器は、高出力のレーザーエネルギーにより対象を破壊する兵器であり、多数の小型無人機や小型船舶などに対する低コストで有効な迎撃手段として、米国、中国、ロシアなどで開発されている。

米国は複数のレーザー兵器の開発を進めており、2023年、米陸軍は50kW級の車載型レーザー兵器「DE M-SHORAD」のプロトタイプを受領したほか、300kW級のレーザー兵器の開発契約を締結している。

Directed Energy Maneuver-Short Range Air Defense

中国は、2022年の中国国際航空宇宙博覧会において、小型無人機を対象とした出力30kW級の車載型レーザー兵器「LW-30」を公開した。また、低軌道周回衛星の光学センサーを妨害または損傷させることを企図していると思われる対衛星レーザー兵器を配備しているとの指摘があるほか、さらに高出力のレーザー兵器も開発中との指摘もある。

ロシアは、出力数10kW級のレーザー兵器「ペレスヴェト」を既に配備しており、対衛星兵器として出力数がMW級の化学レーザー兵器も開発中との指摘がある。

イスラエルは、2022年に出力数が100kW級の車載型防空用レーザー兵器「アイアン・ビーム」による無人機や迫撃砲などの迎撃試験に成功しており、国際海洋防衛装備展示会「IMDEX Asia 2023」では、アイアン・ビームの艦載型を公開している。

高出力マイクロ波兵器は、無人機、ミサイルなどに搭載された電子機器を破損や誤作動させる兵器である。2023年、米空軍は、スウォーム飛行を模擬した多数の無人機に対して、高出力マイクロ波兵器「THOR」を使用し多数の無人機を効果的に無効化したとしている。また、米海兵隊は、AIによる無人機の検出・追跡機能と高出力マイクロ波兵器の融合について評価を行っている。

Tactical High-power Operational Responder

1　2021年2月27日付の米国防省HPによる。
2　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2022年) による。

3 民生分野における先端技術動向

(1) AI技術

AI技術は、自然な文章や画像などを生成できる生成AIなど技術開発が急速に進んでいる技術分野の一つであり、軍事分野においては、指揮・意思決定の補助、情報処理能力の向上に加え、無人機への搭載やサイバー領域での活用など、影響の大きさが指摘されている。

米国は、2023年、生成AIタスクフォースを立上げ、生成AIの導入リスクを管理するほか、データ・分析・AI適用戦略を公表し、意思決定の優位性のため、継続してAIの活用に取り組める組織環境を強化するとしている。また、中国は、2021年に公表した第14次5か年計画において、AIなどのデジタル産業を育成・拡大し、AI技術分野における軍民の協調開発を強化するとしている。

AIの活用として、米国は、2023年、各部門のデータに基づく迅速な意思決定のため、統合軍全体のデータ共有や、AIによる様々な任務の改善について試験を行っている。また、中国は、2020年、次世代指揮情報システムの研究・開発を目的に、中央軍事委員会がAI軍事シミュレーション競技会の開催を発表している。

また、各国は、AIを搭載した無人機の開発を進めている。

米国では、空対空戦闘の自動化や有人機・無人機の連携、海洋監視任務での実証など多様な研究開発を実施している。2023年、米空軍では、AI操縦のXQ-58A無人機が有人機との編隊飛行や、模擬された任務・武器・敵に対する戦術飛行の試験を行っている。

中国は、2018年、中国電子科技集団公司がAIを搭載した200機の無人機によるスウォーム飛行を成功させており、スウォーム飛行を伴う軍事行動が実現すれば、従来の防空システムでは対処が困難になることが想定される。2023年には、無人機の空中戦を想定したAIアルゴリズム競技会を開催している。

AI操縦のXQ-58A無人機が有人機と編隊飛行する様子
【米国防省提供】

ロシアは、2019年、S-70大型無人機（オホートニク）が第5世代戦闘機であるSu-57戦闘機との協調飛行の試験を行っており、2024年の納入を予定している。また、国際軍事技術フォーラム「アルミヤ2023」において、ロシアの企業が、AIによる目標識別機能を搭載した無人機を公開している。

なお、AIの軍事利用は、自律型致死兵器システム（LAWS）に発展する可能性も指摘されており、国際社会で議論されている。2023年、同志国の取組として、国際法上の義務に従い責任ある利用を確認した「REAIM宣言」や、責任ある人間の指揮命令系統のもとで運用し、責任の所在を明らかにする必要があることを確認した「AIと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」が発表され、わが国も支持を表明している。国連総会では、LAWSによる課題への対応が急務だとする決議が採択されている。

Lethal Autonomous Weapons Systems

Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

(2) 量子技術

量子技術は、原子核や電子などミクロな世界で働く量子力学を応用することで、社会に変革をもたらす重要な技術とされる。米国は、2023年に公表した国防科学技術戦略において、量子技術を重要技術とし、同盟国との連携や技術革新を強化するとしている。また、中国は、2021年に公表した第14次5か年計画において、量子コンピュータや量子通信などの先端技術を加速し、量子技術分野における軍民の協調開発を強化するとしている。

量子暗号通信は、第三者が解読できない暗号通信とされ、各国で研究されている。中国は、量子暗号通信衛星「墨子（ぼくし）」と北京・上海間の地上通信網からなる4,600kmの量子暗号通信網を構築したほか、2022年には、合肥市の共産党や政府機関などに量子暗号化サービスを提供している。

量子センサーは、将来的に、ミサイルや航空機の追跡用途のほか、より進化したジャイロや加速度計として使

用できる可能性[3]が指摘されている。米国は、GPS（Global Positioning System）の代替として、2023年、量子磁気センサーによる磁気航法の実証に成功したほか、量子慣性センサーによる慣性航法の開発のため、量子ジャイロを搭載した衛星を開発している。

量子コンピュータは、スーパーコンピュータでも膨大な時間がかかる問題を短時間で計算できるとされ、暗号解読などの分野への応用が期待されている。一方、量子コンピュータでは解読できない耐量子計算機暗号（PQC）も各国で研究されている。米国は、2024年に予定されるPQC（Post-Quantum Cryptography）標準の制定に先立ち、すべての組織に対してPQCへの移行準備を促している。

(3) 最新の情報通信技術

移動通信インフラとして、2019年以降、第5世代移動通信システム（5G）のサービスが各国で開始され、5G以降の無線通信技術（5th Generation Mobile Communication System）も研究されている。

米国は、2020年に公表した米国防省5G戦略において、5Gが戦略技術であり、導入の推進と安全性を確保するとし、空軍基地などで5Gの評価を行っている。2022年には、5Gと次世代無線通信を担うチームを立上げ、5G以降のためのOpen RAN（Open Radio Access Network）[4]や安全かつ拡張可能なスペクトル共有[5]など新しい取組を開始している。

また、中国は、2021年に公表した第14次デジタル経済発展5か年計画において、5Gと光ファイバーを拡大・整合させ、6Gの研究開発を強化するとしている。2023年には、ファーウェイが5Gの10倍の通信速度（5.5G相当）とする製品を発表している。

(4) 積層製造技術

3Dプリンターに代表される積層製造技術は、低コストでの製造や、在庫に頼らない部品調達など各国で軍事分野への応用が期待されている。

米国は、2021年に公表した「積層製造技術の利用」において、軍事サービスの自立性・即応性向上を図るとし、3Dプリンターを一部の水上艦や潜水艦に搭載している。また、中国は軍用機の部品製造に3Dプリンターを使用するほか、ロシアはドローン生産用3Dプリンターを開発している。

4 情報関連技術の広まりと情報戦

ロシアによるウクライナ侵略、2023年のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突、台湾総統選などでも指摘されているように、SNS（Social Networking Service）やインフルエンサーなどを媒体とし、偽情報の流布や、対象政府の信頼低下や社会の分断を企図した情報拡散などによる情報戦への懸念が高まっている。

ロシアや中国は国内外で情報戦を行い、自身にとって好ましい情報環境の構築を目指しているとみられる。例えば、中国は数十億ドルをかけ、他国メディアへの投資を通じたプロパガンダの促進や偽情報の拡散、検閲などを実施しているとの指摘がある。また、中露で連携してプロパガンダや偽情報の拡散を行うなど、日本、米国、台湾、欧州などの対象国の国民やグローバルサウスなどの第三国に対して都合の良いナラティブを拡散していることが指摘されている。

SNS上での工作には、ボットと呼ばれる自律的なプログラムが多用されるようになっているとの指摘がある。大手ソーシャルメディア各社は、ボットアカウントの削除を進めているが、AIで生成した偽の顔写真を利用して削除対象とならないようにする動きもみられる。

また、AI技術の進展によって、ディープフェイクや生成AIで作成される動画、画像、文書は非常にリアルであり、簡単にアクセスできるツールにより短時間で作成できるため、一層深刻な脅威になる可能性がある。

このような脅威に対して、米国では、2023年9月に国家安全保障省がディープフェイクの脅威に関するアドバイザリを発表して注意喚起したほか、同年11月に国防省が「情報環境における作戦のための戦略2023」（SOIE：Strategy for Operations in the Information Environment）を策定し、国防長官府、統合参謀本部、各地域軍が、同一の目標のもと、一体となって実施する必要性を明示した。また、欧州ではEU（European Union）が**「外国による情報操作と干渉」（FIMI：フィミ）**（Foreign Information Manipulation and Interference）という概念を提唱し、対策に取り組んでいる。

3　2021年2月23日付の米国防省HPによる。
4　無線基地局の仕様を開示・標準化し、複数サプライヤの相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク。
5　利用目的の異なる複数のユーザーが同じ周波数帯域を共有して利用する方法。

視点

偽情報を含む影響工作と「情報機関」による「情報戦」の論点

防衛研究所　サイバー安全保障研究室　瀬戸（せと） 崇志（たかし）　研究員

SNSでの偽情報の拡散など、外国政府の非公然な関与のもとでの影響工作は、選挙などの民主的制度の信頼性を損ね、また軍事的手段と非軍事的手段を混合した「ハイブリッド戦」の一部としても、自由民主主義国が直面する喫緊の安全保障課題といえます。特にデジタル空間を通じた影響工作は、様々な民間企業のサービスや、標的国に内在した政治・経済・社会的分断を悪用しながら展開されます。そのため、欧米諸国では影響工作への対策において、政府に加え、産業界・市民社会とも連携した「社会全体でのアプローチ」が重視されてきました。

こうした背景のもとで、各国政府は、偽情報を含む影響工作対策に向けた「社会全体でのアプローチ」を促すための体制整備を試みてきました。数ある取組のうち、政府による情報収集・分析機能と、その能力を梃とした戦略的な情報発信を含む「情報戦[1]」への対応基盤強化は、官民ならびに同盟・同志国との間の脅威状況把握の共有と政策協調の礎石として重要です。

こうした政府の情報収集・分析ならびに情報戦の体制整備には、大別して2つの方式があります。1つは、フランス国家国防安全保障事務局のVIGINUMのように、デジタル影響工作に特化した公開情報（OSINT）の収集・分析を通じた情報戦対応を任務とする専門機関の整備です。

もう1つは、各国の情報機関による情報戦対応の強化です。この方式を象徴するのが、2022年のロシアによるウクライナ侵略の開始に先立ち、米英の情報機関が自身の機密情報も活用し、ロシアによる偽旗作戦や偽情報拡散の兆候を暴露することで、2014年のクリミア半島「併合」のような電撃的な軍事目標達成を妨害した取組です。この他2010年代後半にかけ、米英がオランダなどの欧州の同志国とも連携し、外国の情報機関によるサイバー攻撃や伝統的な破壊工作を暴露・妨害し続けた国際的キャンペーンも、同種の取組の先例といえます。

こうした情報機関の能力による情報戦対応の意義について、近年の研究は主に2点を指摘します。1つはOSINTの範疇を超えて、各国の情報機関のみが扱いうる機密情報の収集・分析能力が、外国政府の影響工作の兆候把握や組織的関与の特定に資することがあります。これは情報機関の能力を、外国政府の影響工作に対する早期警戒用の「センサー」として用いる発想です。

もう1つは、国際的なメディアの注目を集めやすい情報機関の戦略的な情報発信を、産業界・市民社会との双方向的な関係での情報共有や言説の増幅に向けた「呼び水」とする機能です。例えば、ウクライナ侵攻前後での米英両国の対応は国際的な注目を集めるなか、これを契機としたBellingcatなどの各国調査研究機関によるOSINTでの追跡検証も、国際社会での脅威状況把握の共有やウクライナ支持をめぐる政治的連帯の強化に貢献しました。近年の各国情報機関による、外国政府のサイバー攻撃動向の技術的情報の公表も、産業界との双方向的な脅威情報共有の促進の要請に基づいています。

一連の事例は、情報通信技術の普及と影響工作への対応の要請から、情報機関が「社会全体」との関係での情報・言説のフィードバック・ループ構築に意義を見出してきたことを示唆します。それは同時に、伝統的には政府の意思決定を支える黒子として秘密主義的な組織文化を備える情報機関が、21世紀の情報環境に応じた産業界・市民社会との意思疎通や連携強化の方策を模索してきたことも意味します。近年の「情報戦」を取り巻く課題は、民主主義国の情報機関に対し、21世紀の情報環境に適合した自身の姿をめぐる根源的問いを突き付けるものともいえるでしょう。

1　防衛省・自衛隊での取組は、Ⅲ部1章5節を参照。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

技術的な対応としては、米国防省高等研究計画局（DARPA）が、メディア上の様々な情報の真偽と証明のための検知機能を開発しているほか、民間企業もAIやアルゴリズムを活用して、オンライン上の情報を自動で収集・分析するソフトウェアを開発しており、新しい情報収集手段として様々な国の公的機関への導入が進んでいる。
Defense Advanced Research Projects Agency

KEY WORD　「外国による情報操作と干渉（FIMI）」

外国政府などによる自国の「価値観や手続き、政治プロセスに悪影響を及ぼす、あるいはその可能性のある一連の行動」を指す概念であり、EU、NATOはじめ欧州各国で危機感をもって捉えられている。FIMIは、多くの場合、合法的に行われ、外国や非国家主体あるいはその影響を受けた集団により、意図的・計画的に、世論への影響工作、大統領選挙などの民主的なプロセスの混乱などを目的とするものが多いとされている。このような情報操作は、私たち一人ひとりはもちろん、社会全体が自ら意思決定する機能を不全に陥らせるものであり、自由で開かれた情報に基づく民主主義社会への大きな脅威の一つとなっている。

5 防衛生産・技術基盤をめぐる動向

民生分野での技術発展は著しく、それに由来する先進技術が、戦闘のあり方を一変できるほどになっており、産業・技術分野における優劣は国家の安全保障に大きな影響を与える状況にある。このような中で、諸外国は、自国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するため、各種の取組を進めている。

まず、技術的優越を確保するため、各国は国防研究開発への投資を拡大している。例えば、米国は約16兆円の政府負担研究費のうち約半分が国防省によるものである。

また、米国は企業や大学などの研究に対しても大規模な資金提供を行っている。国防省の内部組織であるDARPAも、米軍の技術的優位性の維持を目的に、企業や大学などにおける革新的研究に積極的に投資を行っており、2025米会計年度においても約43億7,000万ドルの予算を要求している。さらに、国防イノベーションユニット（DIU）では、民生の先端技術を安全保障分野の課題解決に活用するために、先端技術を持った企業と国防省との橋渡しをする役割を担っている。AI、自律技術、サイバーなど6つの分野を中心に、これまでに450の企業との契約を生み出しており、2023年度においても企業から提案を受けた10の民生ソリューションを試作段階から量産段階へ移行させている。
Defense Innovation Unit

軍民融合を国家戦略として推進する中国は、2022年10月に行われた中国共産党第20回党大会における習近平（しゅうきんぺい）総書記の報告において、戦略的新興産業の融合発展、クラスター発展を推し進め、次世代情報技術、AI、バイオテクノロジー、新エネルギー、新素材など一連の新たな成長エンジンを構築するとしている。

英国やオーストラリア、NATOでも、近年の装備品開発におけるデュアル・ユース技術の活用を受け、先進的な民生技術の取込みを目的として、民間の革新的な研究開発に対して資金提供を行っている。英国では、安全保障に資する産学界のイノベーションに投資を行う国防安全保障アクセラレータ（DASA）への投資を強化しているほか、社会に大きなインパクトを与える可能性がある画期的な研究へ投資をすることを目的として、2023年1月に高等研究発明局（ARIA）を設立した。オーストラリアでは、既存の国防イノベーション・ハブ（Defence Innovation Hub）と次世代技術基金（Next Generation Technologies Fund）を置き換える形で、2023年7月に先進戦略能力アクセラレータ（ASCA）と呼ばれる組織を設立した。ASCAはオーストラリアの産業界や研究機関と協力し、豪軍が必要とする能力を迅速に提供することを目指している。また、NATOでは、加盟国が民間セクターや学界と協力して、欧米の安全保障に高度な新技術を利用できるようにすることを目的として、2022年4月に北大西洋防衛イノベーションアクセラレータ（DIANA）を設立した。
Defence and Security Accelerator
Advanced Research and Invention Agency
Advanced Strategic Capabilities Accelerator
North Atlantic Treaty Organization
Defence Innovation Accelerator for the North Atlantic

さらに、諸外国は自国の防衛生産基盤を国防に必要な要素ととらえ、防衛産業政策に関する政策文書の発表や防衛産業を担当する組織の設置により政策実行体制を整えており、国内企業参画支援や輸出の促進など、防衛生産基盤の維持・強化のために様々な取組を進めている。

米国は、2024年1月に発表した国家防衛産業戦略（NDIS）において、時代に即した強固な防衛産業基盤を
National Defense Industrial Strategy

構築するため、強靱なサプライチェーン、労働力の即応性、柔軟な取得、経済的抑止という4つの長期的な戦略的優先事項を設定するとともに、これらの達成のために同盟国や友好国との協力の強化や、企業などに対する財政支援、調達手法の改善といった各種の取組を進めていくという考えを示した。

英国は、国内防衛産業とより生産的・戦略的な関係を構築することを目的として、2021年に防衛安全保障産業戦略（DSIS）を発表した。この戦略の中で、防衛産業は重要な戦略的資産と位置づけられており、その強化のために、政府が大規模な調達改革、サプライチェーンの強靱化、輸出許可の迅速化などの取組を進めることとしている。また、2022年には防衛サプライチェーン戦略（Defence Supply Chain Strategy）を公表し、現下の厳しい安全保障環境に対応できる強靱な防衛サプライチェーンの構築を目指すこととした。

オーストラリアは、2016年に国防産業担当大臣のポストを設置している。また、2021年に防衛産業支援のワンストップ組織である防衛産業支援オフィス（Office of Defence Industry Support）を設置し、中小企業の防衛産業参画支援や資金援助を行っている。さらに、2024年2月に発表した防衛産業発展戦略（DIDS）において、7つの国防産業最優先事業を策定するとともに、それらを実現するため事業者に対する職能訓練の提供や補助金の交付、官民交流などの国防産業界との連携強化を行うこととした。

EUは、2024年3月に初の欧州防衛産業戦略（EDIS）を発表し、EU域内での防衛関連の貿易額や共同調達の割合の数値目標を定めるとともに、欧州防衛産業の競争力と即応性を強化するため、財政的支援や各国との関係強化などの一連の行動を提示している。

韓国は、2021年に施行された防衛産業発展法と防衛科学技術革新促進法により、国内防衛産業の能力向上や高い自己完結性の獲得を目指している。さらに、防衛事業庁（DAPA）は、装備品調達の際は国内産業への波及効果も考慮して装備品の調達を行う政策や、海外企業と国内企業との協力や海外企業による国内企業の製品の使用を促進する政策を発表している[6]。

また、装備品の輸出は、当該国間の関係強化や、防衛生産・技術基盤の強化に資するものでもあり、各国は戦略的に取り組んでいる。例えば、英国は、国際通商省や内務省など他省庁とも協力して省庁横断的に輸出支援に取り組むことをDSISにて発表している。装備品の輸出額では、米国・ロシア・欧州・中国が引き続き上位を占めている一方で、オーストラリアでは輸出戦略が策定された[7]。また、韓国では輸出支援組織を設置し[8]、輸出のための研究開発の資金援助を行うなど、各国は様々な取組により装備品の輸出を積極的に促進している。

参照　図表Ⅰ-4-1-1（主要通常兵器の輸出上位国（2019～2023年））、Ⅳ部1章1節（防衛生産基盤の強化）、Ⅳ部1章2節（防衛技術基盤の強化）

図表Ⅰ-4-1-1　主要通常兵器の輸出上位国（2019～2023年）

順位	国・地域	世界の防衛装備品輸出におけるシェア（%）2019-2023年	2014-2018年との比較（%）
1	米国	42	17
2	フランス	11	47
3	ロシア	11	-53
4	中国	6	-5
5	ドイツ	6	-14
6	イタリア	4	86
7	英国	4	-14
8	スペイン	3	-3
9	イスラエル	2	-25
10	韓国	2	12

（注）「SIPRI Arms Transfers Database, Mar. 2024」をもとに作成。2019～2023年の輸出シェア上位10か国のみ表記（小数点第1位を四捨五入）。

6　韓国は、2021年にこれらの政策を含む韓国防衛能力向上政策（Korea Defense Capability policy）の導入を発表した。
7　オーストラリアは2018年に国防輸出戦略を発表している。
8　2018年、防衛産業輸出支援センター（Defense Export Promotion Center）を設立した。

第2節 宇宙領域をめぐる動向

1 宇宙領域と安全保障

宇宙空間は、国境の概念がないことから、人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域の観測、通信、測位などが可能となる。

このため主要国は、C4ISR機能の強化などを目的とし（Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）、各種活動などを画像や電波として捉える情報収集衛星、弾道ミサイルなどの発射を感知する早期警戒衛星、武器システムに位置情報を提供する測位衛星、通信を中継する通信衛星など、各種衛星の能力向上や打上げに努めている。

一方、他国の宇宙利用を妨げる対衛星（ASAT）兵器（Anti-Satellite Weapon）も開発されている。

破壊的な直接上昇型対衛星（DA-ASAT）ミサイル（Direct-Ascent Anti-SATellite）については、中国が2007年に、ロシアが2021年に、それぞれ自国衛星を標的として破壊実験を実施した。この結果、スペースデブリが多数発生し、各国の衛星などの宇宙アセットに対する衝突リスクとして懸念されている。

また、中国については、軌道上での衛星の検査や修理を目的に開発しているロボットアーム技術が衛星攻撃衛星（いわゆる「キラー衛星」）などのASAT兵器に転用される可能性が指摘されているほか、ロシアについては、近接する衛星に対する衛星からの物体放出がASAT実験であると指摘されている[1]。

さらに、中国やロシアは、衛星と地上局との間の通信などを妨害する電波妨害装置（ジャマー）や、衛星の機能低下や損傷を目的としたレーザー兵器などの高出力エネルギー技術も開発していると指摘されている。加えて、2022年に衛星通信事業者に対するロシアのサイバー攻撃によって衛星通信サービスが中断しており、宇宙システムへのサイバー攻撃も懸念されている。

このように宇宙空間における脅威が増大するなか、各国では、宇宙を戦闘領域や作戦領域と位置づける動きが広がっており、宇宙アセットへの脅威を監視する宇宙領域把握（SDA）に取り組んでいる。

こうしたなか、既存の国際約束においては、宇宙アセットの破壊の禁止やスペースデブリ発生の原因となる行為の回避などに関する直接的な規定がないため、国連では、平和利用や軍備競争防止の観点から、宇宙空間平和利用委員会や国連総会第一委員会などで議論されている。近年では、軍縮に関する議題「宇宙における軍備競争防止」、「責任ある行動の規範、規則、原則を通じた宇宙における脅威の低減」などが議論されており、2023年の国連総会でも、引き続き議論することが決議されている。

このほか、同志国の取組として、宇宙の安全保障を議論する「連合宇宙作戦イニシアチブ（CSpO）」会合が開催され、わが国を含め3か国が新たに加わり、作戦上の協力と情報共有に関して議論している。

参照 Ⅲ部1章4節4項（宇宙領域での対応）

2 宇宙空間に関する各国の取組

1 米国

米国は、世界初の偵察衛星、月面着陸など、軍事、科学、資源探査など多種多様な宇宙活動を発展させ続けており、世界最大の宇宙大国である。米軍においても、宇宙空間の重要性は強く認識され、宇宙空間を積極的に利用している。

2023年には、衛星打上げ能力の即応性向上のため、衛星のペイロード搭載から運用までの工期短縮を実証している。また、極超音速兵器を含めたミサイル脅威に対して、宇宙から探知・追尾する衛星コンステレーション「PWSA」の構築のため、多数の衛星を打上げている。

政策面では、国家防衛戦略において、宇宙領域は、敵の妨害や欺まんにかかわらず、戦闘目標を達成するための監視・決定システムの能力を向上させるとするほか、国防宇宙戦略では、宇宙における優位性の確保、国家的

1 米国防情報局「Challenges to security in space」（2022年）による。

な運用や統合・連合作戦の宇宙能力による支援、宇宙の安定性確保を目標としている。

2023年には、「宇宙外交の戦略的枠組み」を公表し、宇宙活動に関する互恵的な国際協力を拡大するとしている。また、公表した「宇宙政策見直しと衛星保護戦略」では、中国やロシアが脅威であると評価し、国防省の宇宙政策の実現には、抗たん性の高い指揮統制、宇宙での射撃・防護、柔軟な電子戦運用、SDAの強化、サイバー防御の能力が必要であるとしている。このほか、宇宙コマンド・国家偵察局・国家地理空間情報局は、宇宙脅威情報の共有などの商用アセット保護枠組みに取り組んでいる。

組織面では、2019年、宇宙の任務を担っていた戦略軍の一部を基盤に新たな地域別統合軍として宇宙コマンドが発足したほか、6番目の軍種として、空軍省の隷下に人員約1万6,000人規模の宇宙軍を創設した。2023年には、宇宙軍に、欧州・アフリカ地域の宇宙能力を強化する欧州・アフリカ部隊や、敵宇宙部隊の脅威を分析するISR部隊、宇宙コマンド司令官に代わり統合宇宙作戦を行う「S4S」を設立するほか、電子戦やPNT衛星を運用する任務別部隊を暫定的に編成している。また、商用サービスの利用促進のため、宇宙コマンドに利用を調整する部署や、宇宙軍に産官学連携を支援する部署を設置している。

U.S. Space Forces - Space　Positioning, Navigation and Timing

2023年12月15日、宇宙コマンド司令官は、宇宙コマンドが完全な作戦能力に達したと宣言した。

参照　3章1節2項（軍事態勢）

2　中国

中国は、1950年代から宇宙開発を推進しており、無人探査機の月の裏側への着陸、宇宙ステーション「天宮」の完成、月面基地計画の推進など、宇宙活動をさらに活発化させている。2023年には、測位衛星「北斗」、地球観測衛星「遥感」など衛星を多数打上げているほか、迅速な情報収集・通信のための衛星コンステレーション構築にも取り組んでいる。

中国は従来から国際協力や宇宙の平和利用を強調しているものの、衛星による情報収集、通信、測位など軍事目的での宇宙利用を積極的に行っていることが指摘されている。例えば、「北斗」は航空機、艦船の航法、ミサイルなどの誘導用、「遥感」は電子偵察や画像偵察用として、軍事利用の可能性が指摘されている。また、「長征」シリーズなどの運搬ロケットについては、開発・生産元である中国国有企業が弾道ミサイルの開発、生産なども行っているとされ、運搬ロケットの開発は弾道ミサイルの開発にも応用可能とみられる。

また、中国は、対宇宙作戦を地域紛争への米国介入を抑止・対抗する手段と捉えていると指摘されており[2]、ASAT兵器の開発などを進めている。先述の2007年の衛星破壊実験や2014年7月の破壊を伴わないASATミサイル実験のほか、地上配備型レーザー、宇宙ロボットなど様々なASAT能力と関連技術の取得、開発を続けている[3]との指摘もある。

このように中国は、官・軍・民が密接に協力しながら、今後も宇宙開発に注力していくものとみられる。米国は中国に対し、宇宙における米国の能力に並ぶまたは上回る能力を追求していると評価[4]しており、軍用衛星の運用数は米国を上回っているとの指摘もある[5]。

政策面では、中国は、宇宙が国際的戦略競争の要点であり、宇宙の安全は国家建設や社会発展の戦略的保障であると主張しており、航空宇宙分野の発展を加速する方針を明らかにしている。2022年に発表された「中国の宇宙」白書において「宇宙強国の建設」を強調し、宇宙事業を発展させるとしている。また、同年の第20回党大会における習近平総書記の報告の中でも、「宇宙開発強国の建設を加速させる」との方針が掲げられた。

組織面では、2024年に信息（情報）支援部隊の創設などが発表され、これは、2015年末に新設された戦略支援部隊を再編したものとも指摘されている。2024年以前の戦略支援部隊は、宇宙・サイバー・電子戦を任務としていたとされている。

3　ロシア

1991年の旧ソ連解体以降、ロシアの宇宙活動は低調

2　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
3　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
4　米国家情報長官「世界脅威評価書」（2023年）による。
5　英国国際戦略研究所「ミリタリー・バランス（2023）」による。

な状態にあったが、近年は、ウクライナ侵略後も、活発な宇宙活動を継続している。例えば、ロシアは、2030年までに、観測や通信などを行う600機以上の衛星による衛星コンステレーション構想「スフェラ」を計画している。また、国際宇宙ステーションの2028年までの参加延長を決定したほか、独自の宇宙ステーションの開発計画を明らかにしており、2028年から2030年までにかけ各モジュールの打上げを予定している。

加えて、ロシアは、シリアにおける軍事作戦に宇宙能力を活用しており、ショイグ国防相は2019年の国防省の会議において、本作戦の経験で、軍用衛星の再構築が必要との認識に至った旨明らかにした。2023年には、電子偵察用とみられる軍用衛星「Lotos-S1」、レーダー観測衛星「Kondor-FKA」、測位衛星「GLONASS」などを打上げている。

なお、ASAT兵器に関して、2021年、ロシア国防省は、軌道上にあるソ連の衛星を破壊する実験に成功した旨発表した。

政策面では、宇宙活動を展開していく今後の具体的な方針として、2016年、「2016-2025年のロシア連邦宇宙プログラム」を発表し、国産宇宙衛星の開発・展開、有人宇宙飛行計画などを盛り込んだ。

組織面では、ロスコスモスがロシアの科学分野や経済分野の宇宙活動を担う一方で、国防省が安全保障目的での宇宙活動に関与し、2015年に空軍と航空宇宙防衛部隊が統合されて創設された航空宇宙軍が実際の軍事面での宇宙活動や衛星打上げ施設の管理などを担当している。

4　北朝鮮

北朝鮮は、偵察衛星の整備を進めている。2023年、北朝鮮は、「偵察衛星」と称する「万里鏡1」の打ち上げに成功し、運用を開始したと主張しており、2024年の目標として3機の追加打ち上げに言及している。

組織面では、2023年、これまでロケットや衛星の開発などを担当してきた国家宇宙開発局を国家航空宇宙技術総局に改編した。また、国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所に軍事情報組織である偵察衛星運営室が存在し、偵察衛星によって得られた情報を党中央軍事委員会に報告し、中央軍事委員会の指示に従って軍の重要部隊や偵察総局に提供するものとしている。

北朝鮮の国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所の様子【朝鮮通信＝時事】

5　韓国

韓国の宇宙開発は、2005年に施行された「宇宙開発振興法」のもと、2022年に発表した「第4次宇宙開発振興基本計画」に基づき推進されている。その計画は、宇宙関連予算の倍増、宇宙産業の推進、宇宙航空庁の発足などを目標としている。また、韓国国防部では、宇宙関連の能力を強化するため、監視偵察・早期警報衛星などを確保するとしている[6]。

2023年は、5月に韓国国産ロケット「ヌリ号」の3回目の打上げを実施した。また、2023年12月には、韓国軍初の偵察衛星が米国で打ち上げられ、24年上半期中に運用開始する予定である。さらに、韓国国内においても、国防科学研究所の固体推進宇宙発射体技術を活用した民間商用衛星の打ち上げも実施されており、韓国国防部は、小型衛星を迅速に低軌道に投入できる能力の確保に近づいたとしている。

組織面では、韓国航空宇宙研究院が実施機関として研究開発を主導、国防科学研究所が各種衛星の開発利用に関与している。また、朝鮮半島上空の宇宙監視能力を確保するため、初の宇宙部隊を2019年に創設し、2022年、「空軍宇宙作戦大隊」に拡大改編した。

6　韓国国防部「2022国防白書」（2023年）による。

6　インド

インドは、有人宇宙ミッションや月探査ミッションなど宇宙開発を推進している。

インド宇宙政策2023を公表し、社会経済や安全保障のための官民による効果的な宇宙利用に向け、宇宙技術を利用した公共財・サービスの提供、公正な規則枠組みの構築などを重点的に取り組むとしている。二国間協力として、2021年の印露共同声明で、宇宙や軍事技術分野などロシアとの協力を強化するほか、2023年には、米国とともに防衛技術革新のための防衛加速エコシステムを設立し、インド企業が米宇宙軍と共同研究開発を行う契約を締結している。

また、自国周辺の測位を目的とした地域航法衛星システム「NavIC」を運用しており、2023年に第2世代の測位衛星（Navigation Indian Constellation）を打上げている。

なお、ASAT兵器に関して、2019年、モディ首相は、低軌道上の人工衛星をミサイルで破壊する実験に成功したと発表している。

7　欧州

EUは、2021年から2027年までの中期予算計画の宇宙政策に148.8億ユーロを割り当て、宇宙産業の促進と安全保障の強化のため、強靱なPNT、正確な地球観測、宇宙監視・追跡能力の強化、安全な衛星通信サービスなどを推進している。このほか、軍用PNTの開発や、宇宙ベースの自律的な状況認識などに取り組んでいる。

2023年には、EU宇宙安全保障・防衛戦略を公表し、安全保障・防衛における宇宙能力の利用を強化するとし、新しい地球観測サービスの開発や初期のSDAサービスの提供を計画している。また、DA-ASATミサイル実験を実施しない合意を発表したほか、サイバー攻撃による衛星システムの脆弱性把握のため、衛星搭載システムへの侵入試験を実施している。

NATOは、宇宙を陸・海・空・サイバーと並ぶ第5の作戦領域であるとし、宇宙における武力攻撃がNATOの集団的自衛権の発動につながりうるとの認識を示し、2022年に公表した新戦略概念では、宇宙とサイバー領域で効果的に活動する能力を強化するとしている。2023年には、「宇宙からの永続監視」の取組を開始し、官民の衛星を統合利用してISRを強化するとしている。また、NATO認定の宇宙センター・オブ・エクセレンス（Space COE）（Space Center of Excellence）が運用を開始し、教育訓練や概念作成などによりNATO宇宙センターの取組を補完するとしている。

英国は、2021年に宇宙コマンドが正式に発足し、宇宙作戦、宇宙関連人員の訓練・養成、宇宙能力の提供を担うとされる。2022年に発表した国防宇宙戦略では、ISRや衛星通信などの分野に今後10年で14億ポンドを投資するとしている。2023年には、宇宙コマンドが米宇宙軍のSDA任務の一端を担う部隊を設置し、英国の宇宙作戦能力と米国との協力を強化するとしている。

フランスは、2019年に国防宇宙戦略を発表し、宇宙司令部の創設、脅威認識・宇宙状況監視能力の強化などを目指すとしている。同年に空軍隷下に宇宙司令部を創設し、2020年には、空軍を航空・宇宙軍に改称し、宇宙への自由なアクセス、宇宙空間での行動の自由を保障するための活動を業務に追加している。また、2023年に成立した「2024から2030年の軍事計画法」では、宇宙作戦のための指揮統制・通信・演算センターの創設、パトロール衛星の導入などを目指すとしている。

第3節 サイバー領域をめぐる動向

1 サイバー空間と安全保障

インターネットは、様々なサービスやコミュニティが形成され、新たな社会領域（サイバー空間）として重要性を増している。このため、サイバー空間上の情報資産やネットワークを侵害するサイバー攻撃は、社会に深刻な影響を及ぼすことができるため、安全保障にとって現実の脅威となっている。

サイバー攻撃の種類は、不正アクセス、マルウェア（不正プログラム）による情報流出や機能妨害、情報の改ざん・窃取、大量のデータの同時送信による機能妨害のほか、電力システムや医療システムなど重要インフラのシステムダウンや乗っ取りなどがあげられる。また、AIを利用したサイバー攻撃の可能性も指摘されるなど、攻撃手法は高度化、巧妙化している。

軍隊にとっても、サイバー空間は、指揮中枢から末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、サイバー空間への依存度が増大している。サイバー攻撃は、攻撃主体の特定や被害の把握が容易ではないことから、敵の軍事活動を低コストで妨害できる非対称な攻撃手段として認識されており、多くの国がサイバー攻撃能力を開発しているとみられる。

2 サイバー空間における脅威の動向

諸外国の政府機関や軍隊のみならず民間企業や学術機関などに対するサイバー攻撃が多発しており、重要技術、機密情報、個人情報などが標的となっている。また、高度サイバー攻撃（APT）は、特定の組織を執拗に攻撃するとされ、長期的な活動を行うための潤沢なリソース、体制や能力が必要となることから、組織的活動であるとされる。

Advanced Persistent Threat

このようなサイバー攻撃に対処するために、脅威認識の共有などを通じて諸外国との技術面・運用面の協力が求められている。こうしたなか、米国は、攻撃主体が悪意のあるサイバー活動によって非対称な優位性を獲得し、重要インフラを標的にすることで、米国の軍事的優位性を低下させていると評価しており、特に、中国、ロシア、北朝鮮、イランをあげている[1]。

1 中国

中国では、これまで、サイバー戦部隊は戦略支援部隊のもとに編成されていたとみられてきたが、この戦略支援部隊は、2024年に信息（情報）支援部隊などに再編された可能性が指摘されている。なお、2024年以前の戦略支援部隊は17万5,000人規模とされており、このうち、サイバー攻撃部隊は3万人との指摘もあった。台湾国防部は、サイバー領域における安全保障上の脅威として、中国が平時において、情報収集・情報窃取によりサイバー攻撃ポイントを把握し、有事では、国家の基幹インフラや情報システムの破壊、社会の動揺、秩序の混乱をもたらし、軍や政府の治安能力を破壊すると指摘している[2]。また、中国が2019年に発表した国防白書「新時代における中国の国防」において、軍によるサイバー空間における能力構築を加速させるとしているなど、軍のサイバー戦能力を強化していると考えられる。

参照 3章2節2項5（軍事態勢）

中国は、サイバー空間において、日常的に技術窃取や国外の敵対者の監視活動を実施しているとされ[3]、2023年には、次の事案への関与が指摘されている。

- 2023年4月、米司法省は、米居住の中国反体制派のオンライン会議において、反体制派の発信をメッセージの大量送信により妨害したとして、中国政府職員を起訴。
- 2023年5月、米国と英国などは、中国政府が支援するサイバーアクター「Volt Typhoon」が米国の重要

1 米国防省「サイバー戦略2023」（2023年）による。
2 台湾国防部「国防報告書」（2021年）による。
3 米国防省「サイバー戦略2023」（2023年）による。

インフラに侵入していたと公表。痕跡が残らないように、侵入先の環境にあるネットワークツールを使用して検知を回避していたと指摘。

- 2023年7月、米IT企業は、中国を拠点とするサイバーアクター「Storm-0558」が米国務省、商務省などの電子メールアカウントをハッキングしていたと公表。
- 2023年8月、米IT企業は、中国を拠点とするサイバーアクター「Flux Typhoon」が台湾の政府機関などに侵入し、長期的なアクセスを確立・維持していたと公表。
- 2023年9月、警察庁・内閣サイバーセキュリティセンターなどは、中国を背景とするサイバーアクター「BlackTech」がわが国を含む東アジアと米国の政府、産業、技術分野などの情報窃取を目的としたサイバー攻撃をしたとして注意喚起。

2　北朝鮮

北朝鮮には、偵察総局、国家保衛省、朝鮮労働党統一戦線部、文化交流局の4つの主要な情報機関と対外情報機関が存在しており、情報収集の主たる標的は韓国、米国とわが国であるとの指摘がある[4]。また、人材育成はこれらの機関が行っており[5]、軍の偵察総局を中心に、サイバー部隊を集中的に増強し、約6,800人を運用中と指摘されている[6]。

各種制裁措置が課せられている北朝鮮は、国際的な統制をかいくぐり、通貨を獲得するための手段としてサイバー攻撃を利用しているとみられる[7]ほか、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発などを行っているとされる。2024年に発表された「国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル2023年最終報告書」においては、2017年から2023年までの北朝鮮の関与が疑われる暗号資産関連企業に対する58件のサイバー攻撃の被害が約30億ドルにのぼるほか、北朝鮮は外貨収入の約5割をサイバー攻撃により獲得し大量破壊兵器計画に使用していると報告されている。2023年には、次の事案への関与が指摘されている。

- 2023年4月、米司法省は、サイバー攻撃によって得た暗号資産を資金洗浄したなどとして北朝鮮の朝鮮貿易銀行の幹部を起訴。
- 2023年6月、韓国と米国は、北朝鮮のサイバーアクター「キムスキー」がソーシャルエンジニアリングを利用した不正アクセスによって外交情報を収集していたとして注意喚起。
- 2023年7月、米セキュリティ企業は、北朝鮮偵察総局傘下とみられるサイバーアクターが米ソフトウェア事業者のシステムに侵入し、この事業者の顧客に対して悪意のあるスクリプトを実行したと発表。
- 2023年8月、米連邦捜査局は、北朝鮮のサイバーアクターが6月に複数事業者から数億ドル相当の暗号資産を窃取していたとして注意喚起。
- 2023年10月、韓国国家情報院は、8月と9月に北朝鮮のハッカーが韓国国内の造船企業やその従業員に対して、技術情報窃取とみられるサイバー攻撃の試みを検知したとして注意喚起。

3　ロシア

ロシアについては、軍参謀本部情報総局、連邦保安庁、対外情報庁がサイバー攻撃に関与しているとの指摘があるほか、軍のサイバー部隊[8]の存在が明らかとなっている。サイバー部隊は、敵の指揮・統制システムへのマルウェアの挿入を含む攻撃的なサイバー活動を担うとされ[9]、その要員は、約1,000人と指摘されている。

また、2021年に公表した国家安全保障戦略において、宇宙・情報空間は、軍事活動の新たな領域として活発に開発されているとの認識を示し、情報空間におけるロシアの主権の強化を国家の優先課題として掲げている。なお、2019年には、サイバー攻撃などの際にグローバルネットワークから自国のネットワークを遮断し、ネットワークの継続性を確保することを想定したいわゆるイン

4　米国防情報局「北朝鮮の軍事力」(2021年) による。
5　韓国国防部「2016国防白書」(2017年) による。
6　韓国国防部「2022国防白書」(2023年) による。
7　米国防情報局「北朝鮮の軍事力」(2021年) による。
8　2017年2月、ロシアのショイグ国防相の下院の説明会での発言による。ロシア軍に「情報作戦部隊」が存在するとし、欧米との情報戦が起きており「政治宣伝活動に対抗する」としている。ただし、ショイグ国防相は部隊名の言及はしていない。
9　2015年9月、クラッパー米国家情報長官 (当時) が下院情報委員会で「世界のサイバー脅威」について行った書面証言による。

ターネット主権法を施行している。

ロシアは、スパイ活動、影響力行使、攻撃に関する能力を向上させているとされ[10]、2023年には、次の事案への関与が指摘されている。

- 2023年4月、ポーランドは、ロシア連邦保安庁に関連するサイバーアクターがEU諸国の省庁などを標的とする広範な諜報活動を観測したとして注意喚起。大使館を装い、マルウェアを挿入させるリンク付き電子メールを送信していたと指摘。
- 2023年5月、米国と英国などは、ロシア連邦保安庁がマルウェア「Snake」を使用し、50か国以上で20年近く諜報活動をしていたと発表。マルウェアに感染したコンピュータは、暗号化したネットワークを構築し、偽装した通信を中継していたと指摘。
- 2023年6月、ウクライナは、ロシアのサイバーアクター「APT28」がウクライナの省庁などに対して、ウェブメールの脆弱性を悪用した諜報活動をしていたとして注意喚起。
- 2023年8月、ウクライナ、英国、米国は、ロシア軍参謀本部情報総局がウクライナ軍の使用する端末に対して新しいマルウェア「Infamous Chisel」を展開しようとしていたとして注意喚起。
- 2023年12月、英国と米国などは、ロシア連邦保安庁傘下のサイバーアクター「Star Blizzard」が英国やその他の地域の組織や個人を標的とするスピアフィッシング攻撃をしていたとしてロシアを非難。

4　その他の脅威の動向

近年では、日常的に使用する製品の脆弱性やセキュリティが緩い取引先などを介したサプライチェーン攻撃や、重要インフラなどの産業制御システムへのサイバー攻撃も注目されている。

サプライチェーン攻撃は、製品の部品調達から販売に至る供給過程において、信頼している組織やソフトウェアを侵害して標的となる組織に侵入するため、従来セキュリティの回避が懸念されている。2023年に、米国と英国などは、ランサムウェア攻撃を仕掛けるアクター「cl0p」が政府機関の使用するソフトウェアの脆弱性を利用して政府ネットワーク内に侵入していたとして注意喚起している。

産業制御システムへのサイバー攻撃は、これまでは独自仕様やクローズドなシステムであったものが、ITの利用によりオープンなシステムに移行することで、攻撃の標的になりやすくなっていることから、重要インフラなどへのサイバー攻撃が懸念されている。2022年に欧州のセキュリティ企業は、ウクライナ送変電施設へのロシアのサイバー攻撃において、ITネットワークよりも内側にある産業制御システムに侵入し、破壊的なマルウェアを展開しようとしていたと指摘している。

また、宇宙システムについても、2022年に衛星通信事業者に対するロシアのサイバー攻撃によって衛星通信サービスが中断している。このため、各国は衛星通信に関する新たなアドバイザリやガイドラインなどによりセキュリティ対策を強化するほか、欧米では、宇宙システムの脆弱性を明確にする侵入試験やハッキング競技会なども実施されている。

3　サイバー空間における脅威に対する動向

こうしたサイバー空間における脅威の増大を受け、各国で各種の取組が進められている。

サイバー空間に関しては、国際法の適用のあり方など、基本的な点についても国際社会の意見の隔たりがあるとされ、例えば、米国、欧州、わが国などが自由なサイバー空間の維持を訴える一方、ロシアや中国、新興国などの多くは、サイバー空間の国家管理の強化を訴えている。国連では、2021年から2025年にかけ、サイバー空間における脅威認識、規範、国際法の適用など幅広い議論をするオープン・エンド作業部会が開催されている。

参照　Ⅲ部1章4節5項（サイバー領域での対応）

10　米国防省「サイバー戦略2023」（2023年）による。

1 米国

米国では、連邦政府のネットワークや重要インフラのサイバー防護に関しては、国土安全保障省が責任を有しており、国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラストラクチャセキュリティ庁（CISA）が政府機関のネットワーク防御に取り組んでいる。
Cybersecurity and Infrastructure Security Agency

戦略面では、国家サイバーセキュリティ戦略を発表し、重要インフラの防御や脅威アクターの阻止・解体などに注力するとしている。また、連邦政府機関のサイバーセキュリティを強化するための「ゼロトラスト[11]戦略」を発表し、各省庁に対してゼロトラストモデルのセキュリティ対策を求めている。さらに、不足するサイバー人材を確保するため国家サイバー人材・教育戦略を発表し、国民の基本的サイバースキルの習得やサイバー教育の変革などに長期的に対処するとしている。

安全保障に関しては、国家安全保障戦略において、サイバー攻撃の抑止を目指し、サイバー空間における敵対的行動に断固として対応するとし、国家防衛戦略では、サイバー領域における抗たん性の構築を優先し、直接的な抑止力の手段として攻勢的サイバー防御をあげている。また、国防省のサイバー戦略2023では、攻撃者の組織・能力・意図を追跡し、悪意のあるサイバー活動を妨害・劣化させて防御するほか、統合軍のサイバー領域での作戦を支援し、同盟国や関係国と協力して防御するとしている。

なお、2019年日米「2＋2」では、サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安全保障条約にいう武力攻撃に当たりうることを確認している。

米軍は、2018年に統合軍に格上げされたサイバー軍が、サイバー空間における作戦を統括している。米サイバー軍は、国防省の情報ネットワークの防護、敵のサイバー活動監視や攻撃防御、統合軍の作戦支援などのチームから構成されており、6,200人規模である。また、米軍は、ラトビアやリトアニアなどのパートナー国において、重要なネットワーク上の悪意のあるサイバー活動に対して、防御し妨害する作戦を実施している。

2 韓国

韓国は、2024年、北朝鮮などによるサイバー脅威や高度化するサイバー環境に対応するため、攻勢的サイバー防御や抗たん性確保などを目標とする新しい「国家サイバー安保戦略」を発表している。

国防部門では、韓国軍は、サイバー作戦態勢を強化し、サイバー空間における脅威に効果的に対応するため、2019年に合同参謀本部を中心としたサイバー作戦の遂行体系を構築するとともに、合同参謀本部、サイバー作戦司令部、各軍の連携体制を整備した。2023年には、米韓サイバー安全保障協力を強化するため、米韓高官級協議体「高位運営グループ」が発足している。

3 オーストラリア

オーストラリアは、2022年に発表した国防サイバーセキュリティ戦略において、サイバー脅威環境に適応した任務重視かつ最新のサイバーセキュリティをベストプラクティスとパートナーシップによって実現するとし、運用モデル実装や能力取得など行動目標を定めている。また、2023年に公表した「2023年から2030年までのサイバーセキュリティ戦略」において、2030年までにサイバーセキュリティの世界的なリーダーになるためのロードマップを定めている。

2023年に公表した国防戦略見直しでは、ドメイン統合作戦を支援するサイバー能力を広範に強化すべきとしており、2024年に公表した国家防衛戦略および統合投資プログラムにおいて、2034年までの10年間にわたり、サイバー能力を含む防衛能力を向上させることとしている。

組織面では、オーストラリアサイバーセキュリティセンター（ACSC）を設置し、政府機関と重要インフラに関する重大なサイバーセキュリティ事案に対処している。また、2022年、サイバー攻撃を未然に阻止するため、通信局と連邦警察から選抜された100名のサイバー要員で構成される常設共同タスクフォースの新設を発表し、サイバーセキュリティ大臣は攻勢的なサイバー防御を明言した。
Australian Cyber Security Centre

11 「内部であっても信頼しない、外部も内部も区別なく疑ってかかる」という性悪説に基づいた考え方。利用者を疑い、端末などの機器を疑い、許されたアクセス権でも、なりすましなどの可能性が高い場合は動的にアクセス権を停止する。防御対象の中心はデータや機器などの資源。

豪軍は、2017年に統合能力群内に情報戦能力部を、2018年にその隷下に国防通信情報・サイバー・コマンド（DSCC）を設立した。空軍では、職種区分としてネットワーク、データ、情報システムなどを防護するサイバー関連特技を新設し、2019年に新設した特技の募集を開始した。
Defence Signals Intelligence and Cyber Command

4　欧州

EUは、2020年に「デジタル10年のためのEUのサイバーセキュリティ戦略」を発表し、強靱なインフラと重要サービスのための規則改正や、民間・外交・警察・防衛各分野横断型の共同サイバーユニットの設立などを目標としている。加えて、EUの市民とインフラの保護能力強化などのため、2022年にEUサイバー防衛政策を発表している。

また、域内のサイバー協力のため、サイバー防御活動の共通フレームワークを加盟国軍のサイバー事案対処チームでの利用を進めるほか、加盟国相互のサイバーセキュリティ支援などに取り組んでいる。2023年には、サイバー関連の危機対応のため、加盟国間の情報共有と状況認識を強化する運用者レベルでの演習を実施している。

NATOは、2014年のNATO首脳会議において、加盟国に対するサイバー攻撃をNATOの集団防衛の対象とみなすことで合意している。また、2023年のNATO首脳会議では、サイバー防衛分野の政治、軍事、技術を統合して平時・危機・有事を通して軍民協力を確保し、重要インフラを含む国家サイバー防衛をさらに強化するとしている。

NATO主催のサイバー演習「サイバー・コアリション2023」の様子【NATO HP】

組織面では、NATOサイバーセキュリティセンターがNATO自身のネットワークを保護するほか、サイバー領域作戦センターがサイバー領域における作戦行動の調整、行動自由の確保、脅威への回復力を提供している。2023年には、悪意のある重大なサイバー活動に対する支援として仮想サイバー事案支援能力（VCISC）を立上げている。
Virtual Cyber Incident Support Capability

また、研究や訓練などを行う機関としてNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が2008年に認可された。CCDCOEは、サイバー活動に適用される国際法をとりまとめたタリンマニュアル2.0を2017年に公表しており、このマニュアルを3.0へ更新する取組が進められている。また、2023年、CCDCOE主催「ロックド・シールズ」や、NATO主催「サイバー・コアリション」のサイバー防衛演習が開催され、NATO加盟国のほか、わが国も参加している。
Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence

英国は、2021年に公表した国家サイバー戦略において、敵対勢力の探知・阻止・抑止などの戦略的目標を掲げている。また、2023年に公表した「国家サイバー部隊：責任あるサイバー戦力の実践」では、テロ活動の妨害、APT脅威への対抗、選挙干渉の軽減などを実施し、今後、国家サイバー部隊の規模・能力・機能統合を追求するとしている。

組織面では、2016年に、国のサイバーインシデントに対応し、官民のパートナーシップを推進するため、国家サイバーセキュリティセンターを政府通信本部に新設した。また、2020年に軍のネットワーク防護を担当する第13通信連隊を発足させたほか、国家サイバー部隊を設立している。

フランスは、2015年に発表した国家デジタルセキュリティ戦略において、サイバー空間の基本的利益を保護し、サイバー犯罪への対応を強化するなどとしている。また、2018年の「サイバー防御の戦略見直し」では、サイバー危機管理プロセスを明確化している。

組織面では、2017年に統合参謀本部隷下にサイバー防衛軍を発足させており、2025年までに約5,000名規模の人員に増強し、サイバー防衛能力を強化するとしている。また、2023年に成立した「2024から2030年の軍事計画法」では、サイバー任務のための戦術・手法・手順を構築するセンター・オブ・エクセレンス（研究拠点）の創設を目指すとしている。

第4節 電磁波領域をめぐる動向

1 電磁波領域と安全保障

電磁波は、テレビや携帯電話、GPS（Global Positioning System）など日常の様々な用途で利用されている。軍事分野においては、指揮統制のための通信機器、敵の発見のためのレーダー、ミサイルの誘導装置などに使用されており、電磁波領域における優勢を確保することは、現代の作戦において必要不可欠なものになっている。電磁波領域を利用して行われる活動には「電子戦」と「電磁波管理」があり、電子戦の手段や方法は一般的に、「電子攻撃」、「電子防護」、「電子戦支援」の3つに分類される。

参照　図表Ⅰ-4-4-1（防衛分野における電磁波領域の使用）

「電子攻撃」は、強力な電磁波や相手の発する電磁波をよそおった偽の電磁波の発射などにより、相手の通信機器やレーダーから発せられる電磁波を妨害し、通信や捜索能力を低減または無効化することである。電磁波妨害（ジャミング）、電磁波欺まんのほか、高出力の電磁波（レーザーやマイクロ波など）による対象の物理的な破壊も含まれる。

参照　1節2項（2）（高出力エネルギー技術）

「電子防護」は、相手から探知されにくくすることや、通信機器やレーダーが電子攻撃を受けた際、使用する電磁波の周波数の変更や、出力の増加などにより、相手の電子攻撃を低減・無効化することである。

「電子戦支援」は、相手の使用する電磁波に関する情報を収集する活動である。電子攻撃・電子防護を効果的に行うためには、平素から相手の通信機器やレーダー、電子攻撃機がどのような電磁波をどのように使用しているかを把握・分析しておく必要がある。

「電磁波管理」は、戦域における電磁波の使用状況を把握し、電磁波の干渉が生じないよう、味方の部隊や装備品が使用する電磁波について、使用する周波数、発射する方向、使用時間などを適切に調整する活動である。

主要国は、電子攻撃をサイバー攻撃などと同様に、敵の戦力発揮を効果的に阻止する非対称な攻撃手段として認識している。また、電子攻撃を含む電子戦能力を重視し、その能力を向上させているとみられる。

参照　Ⅲ部1章4節6項（電磁波領域での対応）

図表Ⅰ-4-4-1　防衛分野における電磁波領域の使用

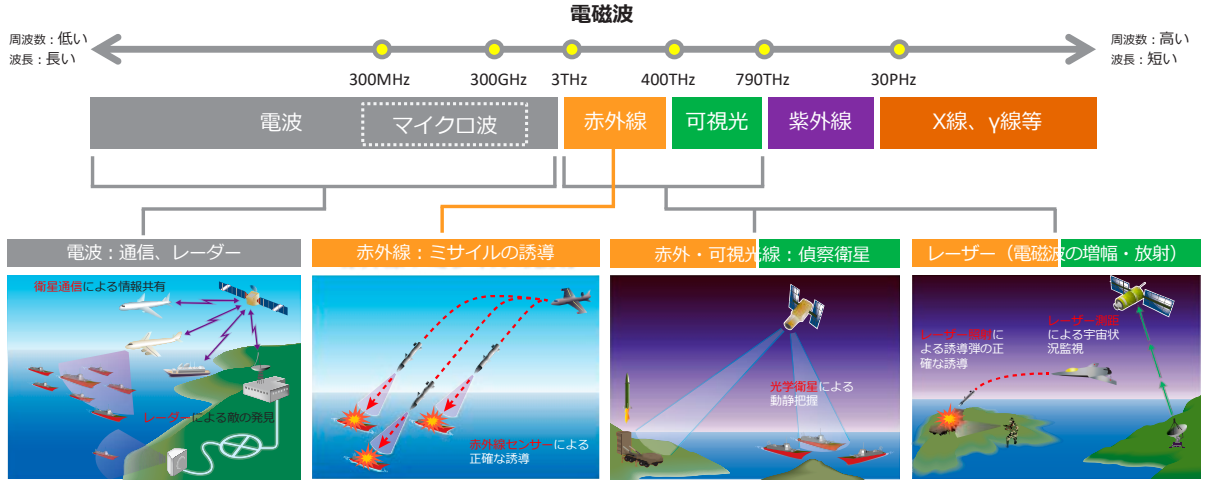

2 電子戦に関する各国の取組

1 米国・欧州

米国は、2020年に公表した「電磁スペクトラム優勢戦略」において、電磁スペクトラムの行動の自由を確保することが、あらゆる領域での作戦を成功させるうえで重要であるとし、優れた電磁スペクトラム能力の開発

や、あらゆる電磁スペクトラム情報を融合した柔軟な基盤などを目指すとしている。2021年には、この戦略の実施計画が承認され、統合電磁スペクトラム作戦を開発、統合、強化する手順の確立や、電磁スペクトラム能力の取得手引きの作成などに取り組むとしている。

米軍は、2021年に陸軍が宇宙・サイバー・電子戦機能などを有するマルチドメイン部隊をドイツに配備したほか、空軍が電子戦の運用・保守のための第350スペクトラム戦航空団を新編している。2023年には、戦略軍が「統合電磁スペクトラム作戦センター」を正式に開設し、米軍の電磁スペクトラム作戦の中心として部隊管理、計画、状況監視などを担うとしている。また、宇宙分野の電子戦演習「ブラック・スカイ」や、電磁干渉下での指揮統制演習「ヘヴィ・レイン」を実施している。

EUは、防衛能力の開発方針を示した「EU能力開発の優先事項」を2023年に公表し、戦略的手段として電磁スペクトラム作戦の優越をあげ、電磁スペクトラム作戦の計画・連係能力などが重要であるとしている。また、全地球航法衛星システム（GNSS）への妨害・中断に備えた代替PNTシステムの技術開発、航空機の電子攻撃機能や電子戦環境下での通信・レーダーシステムの強化などに取り組んでいる。

Global Navigation Satellite System

NATOは、2023年、海軍による「ダイナミック・ガード」や、空軍による「ラムシュタイン・ガード」の電子戦演習を実施している。

2　中国

中国軍は、電子戦が現代戦争の不可欠な要素であると考えており、自国の情報網を保護しつつ敵に電磁波領域を使用させないため、電子戦とサイバーを整合させ、紛争における情報支配を目指すものとみられる[1]。

中国の電子戦戦略は、敵の電子機器の抑制、劣化、破壊、欺まんに重点を置いているとされ、電子戦部隊は、演習中に複数の通信システム、レーダーシステム、測位システムに対して妨害・対妨害訓練を定期的に実施しているとされる[2]。また、演習中には、電子戦兵器の研究開発成果の評価を行っていると指摘されている[3]。

なお、従来は戦略支援部隊が電子戦・サイバー・宇宙を担当しているとされてきたが、この戦略支援部隊は、2024年に信息（情報）支援部隊などに再編された可能性が指摘されており、今後の動向が注目される。

わが国周辺においては、2023年1月と10月に、Y-9情報収集機が太平洋を飛行したほか、6月には、Y-9情報収集機の新たな機体が太平洋を飛行したことが確認されている。南シナ海においては、南沙諸島ミスチーフ礁に電波妨害装置を展開したと指摘されている[4]。

3　ロシア

ロシアは、「軍事ドクトリン」において、電子戦装備を現代の軍事紛争における重要な装備の一つと位置づけている。また、2021年4月の軍機関紙の寄稿記事によれば、情報通信技術の発達した先進諸国の技術的優位性に対し、電子戦技術の向上や装備の拡充により、部隊の指揮や兵器の誘導における優位を確保するとしている。

ロシアの電子戦部隊は、地上軍を主力とし、軍全体で5個電子戦旅団が存在しているとされており[5]、多種類の電子戦装備を保有している。また、電子戦装備品を一元的に統制する電子戦システム「ブィリーナ」や、周囲約1,000kmに所在する無線通信や電子偵察システムを妨害可能とされる「パランティン」など、さらに、AIを搭載した電子戦システムの開発・配備を進めている。

Artificial Intelligence

ウクライナ侵略において、ロシアの電子戦装備は、ウクライナの無人機の航行妨害[6]やGPS誘導弾の誘導精度劣化に効果を発揮しているとみられる。また、ロシアは、ウクライナの無人機から防護するため、装甲車などにジャマーを搭載し、無人機の通信を抑制する対策を実施している。

わが国周辺においては、2023年4月、5月、6月、9月、10月に、IL-20情報収集機が日本海を飛行したほか、9月にも太平洋に進出したことが確認されている。

1　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
2　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
3　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
4　2018年5月の戦略国際問題研究所「An Accounting of China's Deployments to the Spratly Islands」による。
5　「Jane's International Defence Review」2018年4月号「All quiet on the eastern front：EW in Russia's new-generation warfare」による。
6　英国王立防衛安全保障研究所「Meatgrinder: Russian Tactics in the Second Year of Its Invasion of Ukraine」（2023年）による。

第5節 海洋をめぐる動向

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネルギー資源の輸入を海上輸送に依存していることから、海上交通の安全確保は国家存立のために死活的に重要な課題である。また、国際社会にとっても、国際的な物流を支える基盤としての海洋の安定的な利用の確保は、重要な課題であると認識されている。

一方、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例がみられ、「公海自由の原則」が不当に侵害される状況が生じている。また、中東地域における船舶を対象とした攻撃事案などや、各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。

1 「公海自由の原則」などをめぐる動向

国連海洋法条約[1]（UNCLOS）は、公海における航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいては、中国が既存の国際秩序とは相容れない主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多くみられるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。また、北朝鮮による、日本海や太平洋への度重なる弾道ミサイル発射や、衛星打ち上げとする発射は、関連する国連安保理決議に違反することはもとより、航空機や船舶の安全確保の観点からも問題となりうるなど、わが国や地域、国際社会の平和と安全を脅かすものである。

参照 3章2節2項6（海空域における活動）、3章4節1項3（大量破壊兵器・ミサイル戦力）

こうした海洋や空の安定的利用の確保に対するリスクとなるような行動事例が多数みられる一方で、近年、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組も進展している。

多国間の取組として、2014年4月、日米中を含む西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）参加国海軍は、各国海軍の艦艇や航空機が予期せず遭遇した際の行動基準（安全のための手順や通信方法など）を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準[2]（CUES）」について一致した。また、同年11月、米中両国は、軍事活動にかかる相互通報措置とともに、CUESなどに基づく海空域での衝突回避のための行動原則について合意したほか、2015年9月には、航空での衝突回避のための行動原則を定めた追加の付属書に関する合意を発表した。さらに、ASEANと中国との間では、「南シナ海に関する行動規範（COC）」の策定に向けた公式協議が行われてきており、2023年7月には、ASEAN・中国外相会議の場で「実効的で実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガイドライン」が採択された。

わが国と中国との間では、2018年6月に「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の運用を開始した。

こうした、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されている。

参照 Ⅲ部3章1節2項14（中国）

2 海洋安全保障をめぐる各国の取組

(1) 中東地域における海洋安全保障

中東地域においては、近年、船舶を対象とした攻撃事案などが断続的に発生している。

特に、2023年10月のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突以降、紅海を含むアラビア半島周辺海域においては、民間の商船への攻撃事案などが発生している。

1 「国連海洋法条約（UNCLOS）」（正式名称「海洋法に関する国際連合条約」）は、海洋法秩序に関する包括的な条約として1982年に採択され、1994年に発効した（わが国は1996年に締結）。
2 本行動基準は法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

中東地域において高い緊張状態が継続するなか、現在、航行の安全を確保するための取組として、米国やEUのイニシアチブのもとでそれぞれ活動が行われており、2024年1月には、民間船舶などへの攻撃を繰り返すイエメン国内のホーシー派の拠点に対して米英軍が攻撃を実施している。

参照　3章10節1項4（湾岸地域情勢）

(2) 海賊

各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。近年の全世界の海賊・海上武装強盗事案（以下「海賊事案」という。）発生件数[3]は、2010年の445件をピークに減少傾向にある（2023年は120件。）。

これはソマリア沖・アデン湾の海賊事案発生件数の減少に大きく依拠している。ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数については2008年から急増し、2011年には237件と全世界の発生件数の半数以上を占め、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。近年は、わが国を含む国際社会の様々な取組の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していたものの、2023年12月には、2017年以来となる商船の乗っ取り事案が発生した。2024年に入ってからも海賊の活動は活発化しており、依然予断を許さない状況となっている。かかる現状を踏まえれば、国際社会による継続した取組をより一層強化しなければ、海賊行為がさらに活発化するおそれがある。（わが国の取組については第Ⅲ部3章2節2項（海賊対処への取組）参照。）

ソマリア沖・アデン湾における国際的な海賊対処の取組としては、まず、バーレーンに本部を置く米軍主導の連合海上部隊[4]が設置した多国籍部隊である、第151連合任務群による海賊対処活動があげられ、これまでに米国、オーストラリア、英国、トルコ、韓国、パキスタンなどが参加し、ゾーンディフェンスなどによる海賊対処活動を実施している。また、EUは、2008年12月から海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。この作戦は、各国から派遣された艦艇や航空機が船舶の護衛やソマリア沖における監視などを行うもので、2024年末まで実施することが決定されている。

さらに、前述の枠組みに属さない各国の独自の活動も行われており、例えば中国は、2008年12月以降、ソマリア沖・アデン湾に艦艇などを派遣し、海賊対処活動を行っている。

一方、ソマリア国内の不安定な治安や貧困といった海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威は引き続き存在している。国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、2023年に1件、2017年以来の乗っ取り事案が発生した。同乗っ取り事案について、IMBは、1件ではあるものの、この海域において依然として海賊行為を行う能力を有する主体が存在していることを示すものとして、改めて警告している。

International Chamber of Commerce　International Maritime Bureau

またアフリカでは、ギニア湾において海賊事案が発生（2023年は22件）しており、国際社会はアフリカにおける海賊などの問題への取組を継続している。

東南アジア海域における2023年の海賊事案発生件数は67件であった。特に、2019年以降はシンガポール海峡における事案が増加しており、2023年は37件発生した。備品の窃盗といった軽微な事案が多いものの、世界で報告された海賊事案件数の三分の一近くを占めるにいたっている。

3 北極海をめぐる動向

北極海では、近年、海氷の減少にともない、北極海航路の利活用や資源開発などに向けた動きが活発化している。カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の8か国からなる北極圏国は1996年、北極における持続可能な開発、環境保護といった共通の課題についての協力などの促進

3　本文における海賊事案発生件数は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。件数は未遂事案も含む。

4　米中央軍の隷下で海洋における安全、安定と繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。43か国（2024年4月現在）の部隊が参加しており、連合海上部隊司令官は米第5艦隊司令官が兼任している。インド洋とオマーン湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務群、海賊対処を任務とする第151連合任務群、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務群、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群、海上安全保障のための教育訓練を任務とする第154連合任務群（2023年5月発足）の5つの連合任務群で構成されており、第151連合任務群には自衛隊の部隊も参加している。

を目的とし、北極評議会を設立した[5]。

安全保障の観点からは、北極海は従来、戦略核戦力の展開または通過海域であったが、近年の海氷の減少により、艦艇の航行が可能な期間や海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられる。こうしたなか、軍事力の新たな配置などを進める動きもみられる。

ロシアは、2021年1月に北洋艦隊を軍管区級に格上げし、2022年7月に発表した海洋ドクトリンでは、北極海を死活的に重要な海域に位置づけるなど、北極圏における国益擁護のための体制の構築を推進しており、各種政策文書において、北極圏におけるロシアの権益やロシア軍の役割を明文化している。また、北極圏沿岸部にレーダー監視網の整備を進めているほか、飛行場の再建や地対空・地対艦ミサイルの配備が進められている。活動面では、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）による戦略核抑止パトロールや長距離爆撃機による哨戒飛行を実施するなど、北極海における活動を活発化させているほか、2022年9月には太平洋艦隊がチュコト海で総合北極遠征「ウムカ-2022」を、2023年9月にはチュコト海に加えてベーリング海を含めた海域で戦術演習「フィンヴァル-2023」を実施しており、海軍総司令官指揮のもとで対艦ミサイル発射訓練などを行っている。

Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered

参照　3章5節3項5（ロシア軍の動向（全般））

米国は、2022年10月に発表した「北極圏国家戦略」において、北極圏でのロシアや中国との戦略的競争が激化しているとの認識を示した[6]。また、安全保障面では、北極圏における米国の利益を守るために必要な能力を強化することによって米国本土と同盟国に対する脅威を抑止するとともに、同盟国やパートナーと共通のアプローチを調整し、意図しないエスカレーションのリスクを軽減するとしている。2018年10月には、27年ぶりに空母を北極圏に進出させ、ノルウェー海で航空訓練などを実施したほか、2020年5月には、米英の艦船が冷戦終結後初めてバレンツ海で活動した。また、2021年3月にはB-1爆撃機を北極圏内に初着陸させ、2022年3月には、米海軍が北極圏における演習「アイスエックス2022」を実施し、ロサンゼルス級原子力潜水艦を参加させるとともに、カナダ海・空軍と英国海軍が参加した。

北極圏国以外では、日本、中国、韓国、英国、ドイツ、フランスなどを含む13か国が北極評議会のオブザーバー資格を有している。中国は、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示しており、科学調査活動や商業活動を足がかりにして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている[7]。また、中国は2023年初頭時点で、「雪龍」、「雪龍2号」および「中山大学極地」の3隻の砕氷調査船を運行しており、2022年10月の北極遠征では、北極海に初めて自律型無人探査機（AUV）を展開したと指摘されている[8]。

Autonomous Underwater Vehicle

参照　3章2節2項6（海空域における活動）

5　北極評議会の議長国は、2021年5月から2年間、ロシアが務めることとなっていたが、ロシア以外の北極圏国7か国は2022年3月、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアが議長国を務める北極評議会の全ての会合への参加を一時的に停止した。2023年5月にノルウェーが議長国に就任し、作業部会の再開に向け合意した。

6　ロシアについては、過去10年間、北極圏における軍事的プレゼンスに多大な投資を行う一方、北極圏における新たな経済基盤を整備し、北極海航路での過度の領海権主張により、航行の自由を束縛する試みを実施しているとの認識を示した。また、ロシアによるウクライナ侵略は、北極圏でも地政学的緊張を高め、意図しない紛争の新たなリスクとなり、協力を妨害しているとも指摘している。中国については、経済、外交、科学、軍事活動の拡大を通じて、北極圏における影響力を高め、より大きな役割を果たす意向を強調しているとの認識を示した。また、過去10年間、中国は重要な鉱物資源の採掘を中心に投資を倍増させ、北極圏での軍事利用のためのデュアルユース研究を実施しているとも指摘している。

7　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2019年）による。

8　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。この報告書では、中国による北極圏への関与の拡大は、中国・ロシア間の新たな関与の機会を創出していると指摘している。

第6節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学（NBC）兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。また近年は、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなるなかで、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていくことが懸念される。

1 核兵器

キューバ危機（1962年）など米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなかで、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）が発効した。同条約のもと、1966年以前に核爆発を行った国（米ソ英仏中（当時））。仏中のNPT加入は1992年）以外の国の核兵器保有が禁じられ、核軍備の縮小に関する効果的な措置などにつき、誠実に交渉が行われることとなった。

2024年1月現在、NPTは191の国と地域が締結しているが、例えばインド、イスラエルやパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいるほか、これまで核実験を繰り返し、核兵器の開発・保有を宣言してきた北朝鮮は、2023年9月に憲法に核兵器の発展の高度化を明記し、核戦力の開発・保有を国家制度として基礎づけた旨主張している。

米露間の核戦力については、2021年1月、両国が新戦略兵器削減条約（新START）の5年間延長に合意したが、ロシアが核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返しながらウクライナ侵略を継続しているなか、2022年11月には同条約の枠組みにおける両国間の協議が延期され、翌2023年2月にはロシア側が履行の停止を発表した。

また、米国は、中国も含む形での軍備管理枠組みを追求する意向を示しているが、中国は米露間の枠組みに参加する意思はない旨を繰り返し主張している。同時に中国は核戦力の拡大を継続しているとされ、2030年までに運用可能な核弾頭の保有数が1,000発を超え、2035

図表Ⅰ-4-6-1　各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米国	ロシア	英国	フランス	中国
ミサイル	ICBM（大陸間弾道ミサイル）	400基 ミニットマンⅢ 400	328基 SS-18 40 SS-19 8 SS-25 9 SS-27（単弾頭） 78 SS-27（多弾頭） 121 SS-27（Yars-S、多弾頭） 72	—	—	140基 DF-5（CSS-4） 18 DF-31（CSS-10） 86 DF-41 36
	IRBM MRBM	—	—	—	—	212基 DF-26 140 DF-21A/E（CSS-5） 24 DF-17（CSS-22） 48
	SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）	280基 トライデントD-5 280	192基 SS-N-23 96 SS-N-32 96	48基 トライデントD-5 48	64基 M-51 64	72基 JL-2（CSS-N-14）/ JL-3（CSS-N-20） 72
弾道ミサイル搭載原子力潜水艦		14	12	4	4	6
航空機		66機 B-2 20 B-52 46	71機 Tu-95（ベア） 58 Tu-160（ブラックジャック） 13	—	40機 ラファール 40	112機 H-6K 100 H-6N 12+
弾頭数		3,708	4,489（うち戦術核1,816）	225	290	410

（注）1　資料は、ミリタリー・バランス（2024）、SIPRI Yearbook 2023などによる。
2　2024年1月、米国は米露間の新戦略兵器削減条約（新START）を踏まえた2023年5月現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,419発、配備運搬手段は662基・機であると公表した。ただし、SIPRI Yearbook 2023によれば、2023年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は1,770発（うち戦術核100発）であり、ロシアの配備弾頭数は1,674発とされている。
3　2021年3月における英国の「安全保障、国防、開発、外交政策の総合的見直し」（Integrated Review）は、核弾頭の保有上限数を260発以下にするとしている。
4　なお、SIPRI Yearbook 2023によれば、インドは164発、パキスタンは170発、イスラエルは90発、北朝鮮は約30発（全体としては50～70発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵）の核弾頭を保有しているとされている。

年まで増加し続ける可能性も指摘されている[1]。

パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、冷戦後の国際秩序が重大な挑戦に晒されているなかで、今後核戦力に関する実効的な軍備管理・軍縮枠組みが構築されていくのか、関連動向を注視していく必要がある。

参照　図表Ⅰ-4-6-1（各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段）

2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資や技術の多くが軍民両用であり容易に偽装ができるなど、非対称的な攻撃手段[2]を求める国家やテロリストなどの非国家主体による開発・取得が特に懸念される。また、生物・化学兵器を求める主体がビッグデータやAIといった新興技術を利用すれば、兵器の開発能力はさらに高まるものと考えられる。

Artificial Intelligence

生物兵器は、①製造が容易で安価、②暴露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類や使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有する。

化学兵器は、1995年のわが国における地下鉄サリン事件などで使用され、都市における大量破壊兵器によるテロの脅威を示した。最近では、シリアのアサド政権や「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）による化学兵器の使用や、ロシアによって開発された「ノビチョク」類が使用されたとされる反体制派指導者毒殺未遂事件などが指摘されている。また、ウクライナにおける戦闘でロシア軍が暴動鎮圧剤を使用した疑惑も指摘されている。

近年、生物兵器については、北朝鮮、ロシアが生物兵器禁止条約（BWC）で定められた義務に反する攻撃的な生物兵器の計画を有しているとの見方が示されているほか、中国の軍の医療機関における研究開発に対して懸念が示されている[3]。また、化学兵器については、中国に対して化学兵器禁止条約（CWC）で定められた義務の遵守に対する懸念も示されている[4]。北朝鮮はCWCに加盟せず、現在も化学兵器を保有しているとされている。

Biological Weapons Convention

Chemical Weapons Convention

3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、放物線状に飛翔する、ロケットエンジン推進のミサイルで、長距離の目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器の運搬手段としても使用される。また、高角度、高速で落下するなどの特徴を有し、有効に対処するには極めて精度の高い迎撃システムが必要である。さらに、近年、操舵翼を用いて姿勢を制御することで、通常の弾道ミサイルよりも低高度を変則的な軌道で飛翔し、早期探知や迎撃を困難にする弾道ミサイルが登場するなど、弾道ミサイル関連技術は急速に変化・進展してきている。

参照　図表Ⅰ-4-6-2（弾道ミサイルの分類）

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、地域の緊張をさらに高め、さらなる不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威

図表Ⅰ-4-6-2　弾道ミサイルの分類

区分	射程
短距離弾道ミサイル (Short-Range Ballistic Missile, SRBM)	約1,000km未満
準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile, MRBM)	約1,000km以上 ～約3,000km未満
中距離弾道ミサイル (Intermediate-Range Ballistic Missile, IRBM)	約3,000km以上 ～約5,500km未満
大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile, ICBM)	約5,500km以上

（注）　このほか、潜水艦から発射する弾道ミサイルは、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile）、空母をはじめとする艦艇への攻撃のために必要となる弾頭部の精密誘導機能を有する弾道ミサイルは対艦弾道ミサイル（ASBM：Anti-Ship Ballistic Missile）と呼称されている。

1　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
2　相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。
3　米国防省「Biodefense Posture Review」（2023年）による。
4　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。

嚇（かく）の手段としても利用される。

こうした弾道ミサイルの脅威に加え、非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘される。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難なものや、弾道ミサイルに比して小型で、船舶などに隠匿（いんとく）して、密かに攻撃対象に接近することが可能なものもあり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる。

4 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。例えば、2004年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イランおよびリビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。

運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3（CSS-2）、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国などが保有するに至っている。

北朝鮮は1980年代から90年代にかけて、外部からの各種資材・技術の移転により、発射実験をほとんど行うことなく弾道ミサイル開発を進展させたとみられるが、一方で外貨獲得や対外関係の維持のために技術や通常兵器、WMD（Weapons of Mass Destruction）サプライチェーンのための物品の拡散源であり続けているとも指摘されており、例えば、イラン、シリア、ミャンマー、ロシアといった国々との間で、武器取引や武器技術移転を含む軍事分野での協力が伝えられている。

近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正輸出する際に、書類偽造や輸送経路の多様化などによって巧妙に国際的な監視を回避しつつ、移転を継続していると指摘されている。また、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開発・製造に応用しうる先端技術を入手する、無形技術移転も懸念されている。

第7節 気候変動が安全保障環境や軍に与える影響

1 全般

世界気象機関（WMO）によると、2023年は工業化以前の1850～1900年の基準線を約1.4℃上回り、記録上最も暖かい年となった。温室効果ガスレベルは増加し続け、記録的な海面水温と海面上昇を引き起こしている。2023年の南極海氷の最大面積は観測史上最低で、過去最低面積より100万km^2も減少した。これはフランスとドイツを合わせた面積より大きい。

大規模な洪水、猛暑と干ばつ、山火事などを含む異常気象と気候現象は全世界に大きな影響を与えた。例えば、2023年9月に発生した地中海のサイクロン「ダニエル」による洪水は、特にリビアでの多くの人命の喪失につながった。猛暑は特に同年7月後半に厳しく、南ヨーロッパと北アフリカで顕著だった。ハワイは単一の山火事で最も死者数が多かった。

こうした気候変動への対策として、国際社会は気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らし、排出を吸収する「緩和」と、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」を行っている。

気候変動の問題は緊急性の高い世界の平和と安全に対する脅威とみなされている。同年11月30日から12月13日、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）がアラブ首長国連邦で開催され、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択された。

米国は、気候危機に対する政府全体のアプローチにおける国防省の重要な役割を踏まえ、2年連続で国防省の高官をCOPに派遣している。オーウェンス国防次官補（エネルギー・環境・施設担当）は、気候変動が戦闘員の訓練、任務の遂行、戦術計画、プラットフォームと施設の取得と維持、国家や世界の安全保障を含む即応性に影響を与えるという認識を示した。

COP28に参加したストルテンベルグNATO事務総長も、気候変動が我々の安全にとって重要であり、従ってNATOにも重要であると強調した。気候変動の影響で人々は移動を強いられ、同時に希少な資源をめぐる競争も激化している。

また、NATOは化石燃料から安全で再生可能なエネルギーへの転換に強く賛成している。これはエネルギー安全保障とも関連しており、ロシアがウクライナへの侵攻後、強制手段としてガスを利用したことを踏まえ、エネルギー転換を行う際に、重要な材料を信頼できない供給者に依存しすぎるという同じ間違いを犯すべきではないと、ストルテンベルグ事務総長は指摘している。

さらに、NATOは軍事部門についても、2050年までに温室効果ガス排出量のネット・ゼロ[1]を達成すべきことを強調した。

また、NATOは2023年7月、事務総長報告書「気候変動と安全保障影響評価」を公表した。報告書は具体的なケーススタディを用い、異常気象がいかに軍の運用上のストレスを生み出し、装備品のライフサイクルを短縮し、その追加のメンテナンスや交換コストを発生させるかを明らかにしている。

2 安全保障への影響

1 紛争との関連

気候変動は戦略的環境を大きく左右する。直接的な危険として、干ばつ、極度の暑さ、砂漠化、洪水などがあり、これらは土地や生計手段の喪失、食糧や水の不安などの二次的、三次的影響を引き起こす可能性がある。

既に脆弱となっている環境での緊張は移住を促進し、暴力的な紛争の可能性を高めると指摘される。気候変動に対して最も脆弱な国々は、気候変動にほとんど影響を与えていない一方で、そのリスクを負っている。2050

1　人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全と強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との均衡が達成された状態をいう。

年までに、10億人以上の人が水へのアクセスが不十分になり、2億人以上が移住を余儀なくされる可能性があると指摘される。

水不足と食糧不足は、サヘル地域、アフリカの角や世界のほかの地域で暴力的な紛争を引き起こしており、例えば、サハラ砂漠南部のチャド湖は降水量の減少などにより1960年代と比べて湖の表面が9割減少し、この水源に依存していた数千万の人々に影響を及ぼした。

強制移住を余儀なくされた漁師、農民、牧畜民たちは近隣の人々と緊張を生じさせるだけでなく、イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」などの標的となっており、さらに自らの安全を武装組織に委ねてしまうと指摘される。

また、東アフリカ、主にソマリアの沿岸では海水温上昇の影響により水産資源が激減し、それが海賊行為の発生と関連していると考えられている。

2　軍への影響

気候変動は軍の装備品、インフラ、作戦そのものにも影響を及ぼす。

米国では過去に何度もハリケーンによる洪水のため、各地の航空基地が大きな被害を受けており、再建に多額の費用がかかっている。また、高温や山火事により訓練や後方支援活動が中断されるだけでなく、通信や各種地上設備が故障するおそれがある。

前述のNATOの報告書によれば、NATOはイラク国軍保安部隊への訓練や能力構築の支援をイラクで実施しているが（NATO Mission Iraq）、短期的シナリオでは気温が50℃を超える日が毎年約5分の1の日数になると予測され、極度の水不足による砂嵐の影響とともに、航空機の運航や訓練に支障をきたすことが懸念されている。

海洋でも、海水の酸性化の増加と海面水温の変化のため、艦艇のメンテナンスがより頻繁に必要となり、水温は水中における音速に、水中塩分濃度の変化は潜水艦の浮力に影響を与える可能性が指摘される。

航空機は極度の高温下では揚力と推力が低下し、雷や乱気流などの気象状況の変化が、軍事航空活動の全領域に影響を与えるとされる。

これらの影響は全て軍の即応性の問題とかかわるものである。

3　インド太平洋地域における気候変動

インド太平洋地域においても、各地で表面温度が上昇している。例えば、アジア地域では、世界の平均を上回る海面上昇[2]が生じたり、ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ地方の氷河が融解し続けたりしている。また、インド洋と西太平洋赤道付近の海面温度は、世界平均より速い温暖化が観測されている。

この地域では、海面上昇や極端な気象が安全保障環境を複雑にしており、気候変動に関連する軍事作戦が増加する可能性を念頭に、各種演習[3]が実施されている。2023年4月から5月にかけて行われたニューカレドニア駐留仏軍主催多国間訓練「南十字星」は、自然災害後の危機管理と人道支援に関する訓練で、19か国から約3,000人が参加し、病院施設を有する強襲揚陸艦「ディクスミュード」などが運用された。

また、運用面については、例えば、米国はグアム、マーシャル諸島、パラオに重要な軍事アセットが存在し、これらは災害に対して脆弱とされる。ヒックス国防副長官は2023年8月、インド太平洋地域について、「最も抗たん性があり、最もうまく気候変動の影響に対処できる国は、戦略的優位を獲得することになる。そのため国防省は競争相手よりもうまく迅速に気候変動に備え、適応しなければならない」と述べた。

2　海面上昇は島嶼国だけでなく、例えば中国大陸の経済的に重要な沿岸地域でも大きな影響を及ぼしていると指摘される。
3　2022年には、米海軍省は気候変動が任務、即応性、戦闘能力に及ぼす影響を研究するため、初めて気候に関する机上演習を実施した。

第Ⅱ部

わが国の安全保障・防衛政策

第1章 安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

第3章 防衛力整備と予算

第4章 安全保障と防衛を担う組織

第5章 自衛隊の行動に関する枠組み

第1章 安全保障と防衛の基本的考え方

第1節 安全保障を確保する方策

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである。また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄を続けていくうえで不可欠のものである。しかしながら、これらは、願望するだけでは確保できない。わが国自身の主体的、自主的な努力が必要である。

航空観閲式における岸田内閣総理大臣と木原防衛大臣（2023年11月）

国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開である。自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間の日米同盟[1]を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠である。

同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要である。戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）[2]のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを進めていく。

Free and Open Indo-Pacific

わが国は、わが国だけで守れるものではない。もはやどの国も一国では自国を守ることは困難な状況にある。そのため、同盟国や同志国との連携が不可欠である。

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出し、脅威の発生を予防する観点から、インド太平洋地域や国際社会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割の重要性は増している。

わが国は、このような防衛力の役割を認識したうえで、外交や経済などの分野も含め、様々な分野における努力を尽くすことにより、わが国の安全を確保するとともに、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指している。

参照 図表Ⅲ-3-1（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）ビジョンにおける防衛省の取組（イメージ））、2章2節「解説」（反撃能力）

1 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値や利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治や経済の各分野で緊密に協調・協力していく関係を意味する。

2 2016年8月、安倍内閣総理大臣（当時）が提唱した、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連接性を向上させ、地域全体の安定と繁栄の促進を目指す考え方。

第2節 憲法と防衛政策の基本

1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられている。その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わりうる相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている戦力にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

Intercontinental Ballistic Missile

2 憲法9条のもとで許容される自衛の措置

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において、次の3つの要件（「武力の行使」の三要件）を満たす場合には、自衛の措置として、武力の行使が憲法上許容されるべきであると判断するに至った。

① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力を行使すること

参照 資料4（国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について）

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土・領海・領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えられている。

4 交戦権

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められている。例えば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。

3 基本政策

これまでわが国は、憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本方針に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備してきている。

1 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

2 軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。

3 非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されている[1]。さらに、核兵器不拡散条約（NPT）（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）により、わが国は、非核兵器国として、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を負っている[2]。

4 文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、または軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制[3]とは全く異なり、次のような厳格な文民統制の制度を採用している。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上、文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として国家安全保障会議が置かれている。

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務を分担管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理し、運営する。

1 原子力基本法第2条は、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし……」と規定している。
2 NPT第2条は、「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」と規定している。
3 軍に関する事項について、内閣の統制が及び得ない範囲が広かった。

その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）、防衛大臣補佐官が政策、企画、政務について防衛大臣を助けることとされている。

また、防衛大臣政策参与が、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、自らが有する見識に基づき、防衛大臣に進言などを行うこととしているほか、防衛会議では、防衛大臣のもとに政治任用者、文官、自衛官の三者が一堂に会して防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議することとし、文民統制のさらなる徹底を図っている。

以上のように、文民統制の制度は整備されているが、それが実をあげるためには、国民が防衛に対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。

着任にあたり特別儀仗隊を巡閲する木原防衛大臣（2023年9月）

参照　4章1節（国家安全保障会議）、4章2節1項2（防衛大臣を補佐する体制）

第3節 安全保障政策の体系

わが国の安全保障政策にかかる主要な文書としては、国家安全保障戦略[1]、国家防衛戦略[2]、防衛力整備計画[3]がある。

国家安全保障戦略は、外交政策と防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針として、2013年12月に、それまでわが国の防衛政策がその基礎をおいていた国防の基本方針[4]に代わるものとして、わが国として初めて策定されたものである。わが国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している現状を受け、これまでの外交・防衛分野のみならず、経済安全保障、技術、情報も含む幅広い分野の政策に戦略的な指針を与えるものとして、2022年12月に新たな国家安全保障戦略が策定された。

そのうえで、国家安全保障戦略を踏まえ、わが国の防衛目標やこれを達成するためのアプローチ・手段を示すものとして、同年12月に国家防衛戦略が初めて策定された。これは、1976年以降6回策定されてきた、自衛隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛計画の大綱（防衛大綱）に代わるものである。国家安全保障戦略と国家防衛戦略は、ともにおおむね10年間の期間を念頭に置いている。

防衛力整備計画は、国家防衛戦略に従い、防衛力の水準やそれに基づくおおむね10年後の自衛隊の体制、5か年の経費総額や主要装備品の整備数量を示した中長期的な計画として、2022年12月に初めて策定された。従来、将来の防衛力の水準については、防衛大綱で示し、防衛力整備にかかる5か年の経費総額などは防衛大綱を踏まえた中期防衛力整備計画（中期防）で示してきたが、防衛力の水準と5か年の経費総額を統合した整備計画にすることで一貫性のある形にした。

参照 図表Ⅱ-1-3-1（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・年度予算の関係）、資料1（国家安全保障戦略について）、資料2（国家防衛戦略について）、資料3（防衛力整備計画について）

三文書閣議決定時の岸田内閣総理大臣記者会見
（2022年12月）【首相官邸HP】

図表Ⅱ-1-3-1　国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・年度予算の関係

国家安全保障戦略	外交、防衛、経済安保、技術、サイバー、情報などの国家安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的指針を付与 （おおむね10年間の期間を念頭）
↓ 防衛に関する戦略的指針を踏まえて策定	
国家防衛戦略	防衛の目標を設定し、それを達成するためのアプローチと手段を示すもの － 防衛力の抜本的な強化（重視する7つの能力を含む） － 国全体の防衛体制の強化 － 同盟国・同志国などとの協力方針 （おおむね10年間の期間を念頭）
↓ 防衛の目標などを具体化	
防衛力整備計画	わが国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画で以下の内容を含むもの － 自衛隊の体制（おおむね10年後の体制を念頭） － 5年間の経費の総額・主要装備品の整備数量（特に重要な装備品などの研究・開発事業とその配備開始目標年度などを本文に記載）
↓ 具体化された事業に基づき、年度予算を編成	
年度予算	情勢などを踏まえて精査のうえ、各年度ごとに必要な経費を計上

資料：「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」・「防衛力整備計画」
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/index.html

1 国家安全保障戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
2 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
3 防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
4 国防の基本方針について（昭和32年5月20日国防会議及び閣議決定）

第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

第1節 国家安全保障戦略の概要

国家安全保障戦略[1]は、わが国の安全保障に関する最上位の政策文書である。世界の歴史は転換期にあり、わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただなかにある。そのなかにおいて、わが国の国益を守るためには、力強い外交を展開するとともに、その地歩を固める防衛力を持つことが必要である。こうした目標を達成するため、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限に活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要であり、2022年12月に新たな国家安全保障戦略が策定された。

この国家安全保障戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。

国家安全保障戦略は、わが国の国益、安全保障に関する基本的な原則、安全保障上の課題を示したうえで、これらを踏まえたわが国の安全保障上の目標を設定し、それを達成するための戦略的なアプローチなどを明らかにしている。

参照 図表Ⅱ-2-1-1（国家安全保障戦略の概要（構成と主な内容））、資料1（国家安全保障戦略について）

図表Ⅱ-2-1-1 国家安全保障戦略の概要（構成と主な内容）

Ⅰ 策定の趣旨

Ⅱ わが国の国益

Ⅲ わが国の安全保障に関する基本的な原則

Ⅳ わが国を取り巻く安全保障環境とわが国の安全保障上の課題

Ⅴ わが国の安全保障上の目標

- わが国の主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続ける。領域、国民の生命・身体・財産を守る。有事などの発生を抑止。万一、脅威が及ぶ場合も、これを排除し、かつ被害を最小化させつつ、有利な形で終結
- わが国経済が成長できる国際環境を安全保障政策を通じて主体的に確保。安全保障と経済成長の好循環を実現。わが国経済の自律性、優位性、不可欠性を確保
- 国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現。一方的な現状変更を容易に行いうる状況の出現を防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化
- 多国間の協力の分野において国際社会が共存共栄できる環境を実現

Ⅵ わが国が優先する戦略的なアプローチ（外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を含む総合的な国力を用いて、戦略的なアプローチを実施）

1. 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
①日米同盟の強化
②自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国などとの連携の強化
③わが国周辺国・地域との外交、領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組の強化
④軍備管理・軍縮・不拡散　⑤国際テロ対策　⑥気候変動対策
⑦ODAをはじめとする国際協力の戦略的な活用　⑧人的交流などの促進

2. わが国の防衛体制の強化
・国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的な強化
①領域横断作戦能力に加え、スタンド・オフ防衛能力、無人アセット防衛能力などを強化
②反撃能力の保有
③2027年度に、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせた予算水準が現在の国内総生産（GDP）（注）の２％に達するよう所要の措置
④有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含む、自衛隊と海上保安庁との連携強化　など
・総合的な防衛体制の強化
防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体なものとして、４つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進
（①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④同志国などとの国際協力）
・防衛装備移転三原則・運用指針をはじめとする制度の見直しの検討
・防衛生産・技術基盤の強化、人的基盤の強化　など

3. 米国との安全保障面における協力の深化
・米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化

4. わが国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
①サイバー安全保障　②海洋安全保障・海上保安能力　③宇宙安全保障
④安全保障関連の技術力の向上と積極的な活用
⑤情報に関する能力の向上　⑥有事も念頭に置いたわが国国内での対応能力の強化
⑦国民保護の体制強化　⑧在外邦人等の保護
⑨エネルギーや食料など国家安全保障に不可欠な資源の確保

5. 経済安全保障政策の促進
・自律性、優位性、不可欠性の確保など。レアアースなどの重要物資の安定供給確保などによるサプライチェーン強靱化。セキュリティ・クリアランスを含むわが国の情報保全の強化の検討

6. 自由・公正・公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化
・不公正な貿易慣行や経済的な威圧への対抗。
「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）の高いレベルの維持。透明・公正な開発金融の推進

7. 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組
・国連などの国際機関や国際的な枠組みとの連携強化、感染症危機対応、人道支援、人権擁護、国際平和協力　など

Ⅶ わが国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

Ⅷ 本戦略の期間・評価・修正

Ⅸ 結語

（注）「現在の国内総生産（GDP）」とは、令和4年度のGDPを指している。そのうえで、「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和4年12月22日閣議了解）で示された令和4年度実績見込みにおけるGDPが560.2兆円とされていることを踏まえれば、その2%は11兆円となる見込みである。

1 国家安全保障戦略について（令和４年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）

第2節 国家防衛戦略の概要

わが国を取り巻く安全保障環境や世界の軍事情勢の変化を把握し、これらを踏まえつつ、わが国の防衛力のあり方と保有すべき防衛力の水準について規定するいわばわが国の平和と安全を確保するグランドデザインとして、これまで防衛計画の大綱（防衛大綱）が定められてきた。防衛大綱は、1976年に初めて策定されて以来、計6回策定された。戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すものとして、防衛大綱に代えて、2022年12月に国家防衛戦略[1]が新たに策定された。

1 防衛大綱から国家防衛戦略への変遷

1 51大綱

51大綱[2]は、1970年代のデタント[3]を背景として策定されたものであり、①全般的には東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的な関係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続ける、との認識に立った。

そのうえで、わが国が保有する防衛力は、①防衛上必要な各種の機能を備え、②後方支援体制を含めてその組織および配備において均衡のとれた態勢をとることを主眼とし、③これをもって平時において十分な警戒態勢をとりうるとともに、④限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処することができ、⑤さらに情勢の変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行できるよう配慮されたもの、とすることとした。51大綱で導入した「基盤的防衛力構想」は、このようにわが国への侵略の未然防止に重点を置いた抑止効果を重視した考え方である。

2 07大綱

07大綱[4]は、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動（国連PKO）や阪神・淡路大震災への対応など、自衛隊に対する期待が高まっていたことなどを考慮して策定された。

07大綱は、わが国の防衛力整備がそれまで、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとしたうえで、これを基本的に踏襲した。

一方、防衛力の内容は、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、わが国の防衛のみならず、大規模災害など各種事態への対応やより安定した安全保障環境への貢献など、様々な分野において自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

3 16大綱

16大綱[5]は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などの新たな脅威や多様な事態への対応が課題となるなか、わが国の安全保障および防衛力のあり方について新たな指針を示す必要があるとの判断のもとで策定された。

16大綱は、①わが国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともにその被害を最小化すること、②国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること、の2つを安全

1 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
2 昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について（昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定）
3 1962年のキューバ危機を契機として、当時冷戦と呼ばれる対立関係にあった米ソの緊張状態が緩和していった状況を指す。1979年のソ連のアフガニスタン侵攻によって終焉。
4 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）
5 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）

保障の目標とし、そのために①わが国自身の努力、②同盟国との協力、③国際社会との協力、の3つのアプローチを統合的に組み合わせることとした。そのうえで、防衛力のあり方については、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承するとしつつ、対処能力をより重視し、新たな脅威や多様な事態に対応できるよう、多機能で弾力的な実効性のある防衛力が必要であるとした。

4　22大綱

22大綱[6]は、①わが国周辺において、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させていること、②軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあるなかでシームレスに対応する必要があること、③多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっているなかで、軍事力の役割が多様化し、平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあることなどを踏まえ、策定された。

22大綱は、今後の防衛力について、防衛力の存在を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によらず、防衛力の運用に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える動的なものとしていく必要があるとした。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性、多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとした。

5　25大綱

25大綱[7]は、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなかで、いわゆるグレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加するとともに長期化しつつあるなか、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の質と量の確保が必ずしも十分とは言えない状況を踏まえて策定された。

このような反省点に立って、25大綱は、より統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の質と量を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めていくこととした。このため、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すこととした。このような能力評価の結果を踏まえることで、刻々と変化するわが国を取り巻く安全保障環境に適応し、メリハリのきいた防衛力の効率的な整備が可能となった。あわせて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築することとした。

このように、25大綱は、多様な活動を状況に臨機に即応して機動的に行いうる、より実効的な防衛力である「統合機動防衛力」を構築することとした。

6　30大綱

30大綱[8]は、わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、「統合機動防衛力」の方向性を深化させた真に実効的な防衛力を構築すべく策定された。

具体的には、①全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の強化や安全保障協力の推進が可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとした。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力は、軍全体の作戦遂行能力を著しく向上させるものであることから、各国が注力している分野である。わが国としても、このような能力や、それと一体となって、航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視していくこととした。

参照　図表Ⅱ-2-2-1（防衛力の役割の変化）

6　平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）
7　平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）
8　平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）

図表Ⅱ-2-2-1　防衛力の役割の変化

	【背　景】	【防衛力の役割】
51大綱 (S51.10.29 国防会議・閣議決定)	○東西冷戦は継続するが緊張緩和の国際情勢 ○わが国周辺は米中ソの均衡が成立 ○国民に対し防衛力の目標を示す必要性	・「基盤的防衛力構想」 ・わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有
19年		
07大綱 (H7.11.28 安保会議・閣議決定)	○東西冷戦の終結 ○不透明・不確実な要素がある国際情勢 ○国際貢献などへの国民の期待の高まり	・「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲 ・防衛力の役割として「わが国の防衛」に加え、「大規模災害等各種の事態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追加
9年		
16大綱 (H16.12.10 安保会議・閣議決定)	○国際テロや弾道ミサイルなどの新たな脅威 ○世界の平和がわが国の平和に直結する状況 ○抑止重視から対処重視に転換する必要性	・新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組みうるものとすべく、多機能で弾力的な実効性のあるもの ・「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承
6年		
22大綱 (H22.12.17 安保会議・閣議決定)	○グローバルなパワーバランスの変化 ○複雑さを増すわが国周辺の軍事情勢 ○国際社会における軍事力の役割の多様化	・「動的防衛力」の構築（「基盤的防衛力構想」によらず） ・各種事態に対して実効的な抑止・対処を可能とし、アジア太平洋地域の安保環境の安定化・グローバルな安保環境の改善のための活動を能動的に行いうる防衛力
3年		
25大綱 (H25.12.17 国家安全保障会議・閣議決定)	○わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増大 ○米国のアジア太平洋地域へのリバランス ○東日本大震災での自衛隊の活動における教訓	・「統合機動防衛力」の構築 ・厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行いうるよう、統合運用の考え方をより徹底した防衛力
5年		
30大綱 (H30.12.18 国家安全保障会議・閣議決定)	○わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増大 ○宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大 ○軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著	・「多次元統合防衛力」の構築 ・陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の能力を強化し、全ての領域の能力を融合させる領域横断作戦などを可能とする、真に実効的な防衛力
5年		
国家防衛戦略 (R4.12.16 国家安全保障会議・閣議決定)	○わが国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面 ○周辺国などが軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化するなか、わが国はその最前線に位置 ○新しい戦い方が顕在化するなか、それに対応できるかどうかが今後の防衛力を構築する上での課題	・相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の構築 ・多次元統合防衛力を抜本的に強化して、力による一方的な現状変更やその試みを許さず、わが国への侵攻を抑止し、万一、抑止が破られた場合には、わが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除し得る防衛力

2　国家防衛戦略の概要

国家防衛戦略は、1976年以降6回策定されてきた、自衛隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛大綱に代わって、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すものである。

国家防衛戦略は、わが国政府の最も重大な責務は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹であるとしている。そして、わが国を含む国際社会は、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されないことから、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境のなかで、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と**新しい戦い方**に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要があるとしている。

また、国家安全保障戦略などに示された防衛力の抜本的強化の方向性などに基づき、令和5年度以降に実施する事業などの進捗管理を徹底し、防衛省・自衛隊が一丸となり、予算を効果的かつ効率的に執行していくため、2023年4

KEY WORD　新しい戦い方

これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上したミサイルによる大規模な攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁波領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうかが、今後の防衛力を構築するうえでの課題となっている。

月、防衛大臣のもとに「防衛力抜本的強化実現推進本部」を立ち上げ、2024年4月までに計6回、推進本部会議を実施した。この推進本部のもと、徹底した事業の進捗管理や、調達手続き、会計業務の早期化・合理化を図ることにより、防衛力の抜本的強化を強力に推進していく。

また、国家防衛戦略は、次のとおりの認識を示したうえで、自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要があるとしている。まず、ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナがロシアによる侵略を抑止するための十分な能力を保有していなかったことにある。また、どの国も一国では自国の安全を守ることはできず、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。さらに、高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するが、その意思を外部から正確に把握することは困難である。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。

参照　図表Ⅱ-2-2-2（防衛力の抜本的強化の実施体制）、資料2（国家防衛戦略について）

1　わが国の防衛の基本方針

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能力を表すものである。国家防衛戦略は、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、わが国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更とその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要があるとしている。

そして、国家防衛戦略は、次の3つをわが国の防衛目標として掲げている。

① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出する

② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾する

③ 万が一、わが国への侵攻が生起する場合、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とす

図表Ⅱ-2-2-2　防衛力の抜本的強化の実施体制

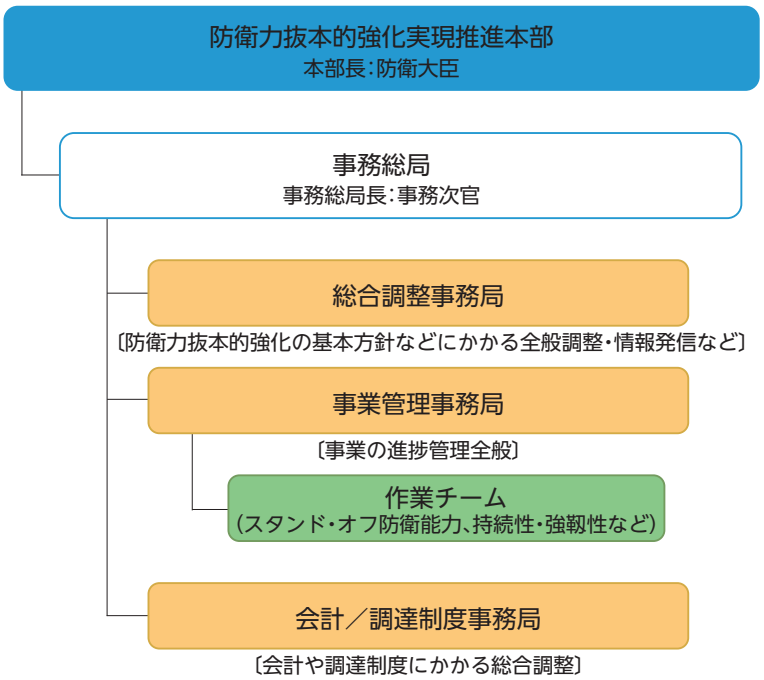

る米国の拡大抑止が不可欠であり、前述①から③までの防衛目標を達成するためのわが国自身の努力と、米国の拡大抑止などがあいまって、あらゆる事態からわが国を守り抜くとしている。

そのうえで、国家防衛戦略は、これらの防衛目標を達成するための3つのアプローチと、その基本的な考え方などを次のとおり示している。

① わが国自身の防衛体制の強化として、その中核たるわが国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化する

② 同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する

③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国などとの連携を強化する

(1) 第1のアプローチ：わが国自身の防衛体制の強化

ア　わが国の防衛力の抜本的な強化

抜本的に強化された防衛力は、防衛目標であるわが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力でなくてはならない。これは、相手にとって軍事的手段ではわが国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わないと認識させうるだけの能力をわが国が持つことを意味する。こうした防衛力を保有できれば、米国の能力とあいまって、わが国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、それを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。

また、抜本的に強化された防衛力は、新しい戦い方に対応できるものでなくてはならない。そのために必要な機能・能力として、まず、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる能力である、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。万が一抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合、①と②の能力に加え、有人・無人アセットを駆使するとともに領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保するため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させるため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。

このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。まず、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。今後5年間の最優先課題は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動数向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化することである。さらに、おおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

わが国への侵攻を抑止するうえで鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力である。近年、わが国周辺のミサイル戦力が質・量ともに著しく増強されるなか、ミサイル発射も繰り返されており、ミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうしたなか、今後も、既存のミサイル防衛網を質・量ともに不断に強化していくが、それのみでは完全に対応することが困難になりつつある。このため、ミサイル防衛により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力の保有が必要である。

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力をいう。こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。そのうえで、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、「武力の行使」の三要件を満たす場合に初めて行使しうるものであり、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を保有することに伴い、日米が協力して対処していくこととなる。

解説

反撃能力

Q反撃能力とは何ですか？なぜ必要なのですか？

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力のことを言います。

近年、わが国周辺では、極超音速兵器などのミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強されるなか、ミサイルの発射も繰り返されるなど、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっており、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。そのため、ミサイル防衛網により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、反撃能力を保有する必要があります。

反撃能力の保有により、武力攻撃そのものを抑止し、万一、相手からミサイルが発射される際にも、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命や平和な暮らしを守っていきます。

Q反撃能力は専守防衛に違反しないですか？

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を言うものであり、わが国の防衛の基本的な方針です。

そして、わが国が保有する反撃能力は、弾道ミサイルなどによるわが国に対する武力攻撃が発生した場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として行使されるものです。

どちらも、「相手から武力攻撃を受けた場合の必要最小限度の自衛の措置」という観点で整合しており、政府としては、わが国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を堅持していく考えです。

Q反撃能力の行使は「先制攻撃」にならないですか？

反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で、「武力の行使」の三要件を満たして初めて行使されるものです。武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されず、それを行うことはないことはいうまでもありません。

Q反撃能力は存立危機事態において行使しうるのですか？

存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」したからといって、無条件で認定されるものではなく、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合に認定され、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、必要最小限度の実力行使にとどまる場合において、自衛の措置として武力を行使することが許容されます。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して、「武力の行使」の三要件に基づき、弾道ミサイルなどによる攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、いかなる措置をとるかという観点から、個別具体的に判断することとなります。

（参考）政府の統一見解（鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読（1956年2月29日））
わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。

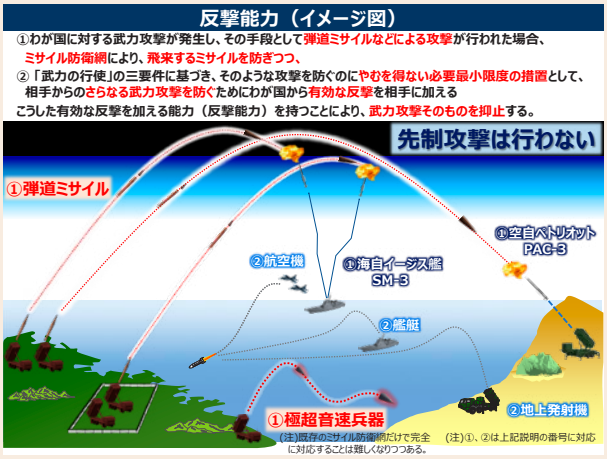

イ　国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠であることから、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、わが国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体などとの協力を推進する。

(2) 第2のアプローチ：日米同盟による共同抑止・対処

米国との同盟関係は、わが国の安全保障の基軸であり、わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。そのうえで、わが国への侵攻が生起した場合には、日米共同対処により侵攻を阻止する。

このため、まず、日米共同の抑止力・対処力の強化に取り組む。わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

次に、同盟調整機能を強化する。日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム（ACM）を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。また、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

さらに、情報保全、サイバーセキュリティ、防衛装備・技術協力など、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

最後に、厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組など、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

(3) 第3のアプローチ：同志国などとの連携

力による一方的な現状変更やその試みに対応し、わが国の安全保障を確保するため、同盟国のみならず1か国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。その観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンの実現に資する取組を進めていく。また、地域や各国の特性などを考慮した多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進する。この際、同志国などとの連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

2　防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力

国家防衛戦略は、基本方針やこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、わが国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容を示している。7つの機能・能力は、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性である。

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化は速やかに実現していく必要があり、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化するとしている。このような、防衛力の抜本的強化の検討に際しては、国民の命と暮らしを守り抜けるのか様々な検討を行うことで、防衛力の不足を検証し、必要となる防衛力の内容を積み上げた。具体的には、今後5年間の優先課題として、現有装備品を最大限活用するため、可動数向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資に加え、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力といった将来の中核となる能力の強化に取り組んでいくこととしている。

参照　図表Ⅱ-2-2-3（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ）

図表Ⅱ-2-2-3　防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ

① スタンド・オフ防衛能力	・攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化 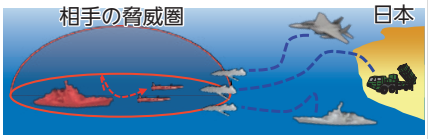
② 統合防空ミサイル防衛能力	・ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化 イージス・システム搭載艦(注)の建造
③ 無人アセット防衛能力	・無人装備による情報収集や戦闘支援などの能力を強化 偵察用UAV(中域用)(注)の整備
④ 領域横断作戦能力	・全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化 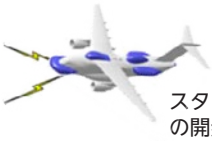 スタンド・オフ電子戦機(注)の開発
⑤ 指揮統制・情報関連機能	・迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化 電波情報収集機(RC-2)の取得
⑥ 機動展開能力・国民保護	・必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化 ・これらの能力を活用し、国民保護を実施 輸送船舶(注)の取得
⑦ 持続性・強靱性	・必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備 ・装備品の部品取得や修理、施設の強靱化にかかる経費を確保 火薬庫(注)の確保

(注)印の図はイメージ

3　将来の自衛隊のあり方

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力の7つの分野における各自衛隊の役割や、それらを踏まえた統合運用体制、各自衛隊の体制整備にかかる基本的な考え方を示している。また、国家防衛戦略は、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の必要性を踏まえ、その機能を抜本的に強化していくこととしている。

参照　図表Ⅱ-2-2-4（自衛隊の体制整備の考え方）

図表Ⅱ-2-2-4　自衛隊の体制整備の考え方

統合運用体制の強化	•既存組織の見直しにより、常設の統合司令部を創設 •統合運用に資する装備体系を検討
陸上自衛隊	•スタンド・オフ防衛能力、迅速かつ分散した機動展開能力、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備 •サイバーを中心とした領域横断作戦への寄与
海上自衛隊	•防空能力、情報戦能力、スタンド・オフ防衛能力などの強化 •省人化・無人化の推進 •水中優勢を獲得・維持しうる体制を整備
航空自衛隊	•機動分散運用、スタンド・オフ防衛能力などの強化 •宇宙利用の優位性を確保しうる体制を整備し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ
情報本部	•情報戦対応の中心的な役割 •他国の軍事活動などを把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化

(注) わが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で体制を抜本的に強化。

4　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国家防衛戦略は、以上に加え、国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組や国際的な安全保障協力への取組、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤や、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための人的基盤の強化について、基本的な考え方を示している。

参照　図表Ⅱ-2-2-5（国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など）、Ⅲ部1章7節（国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組）、Ⅲ部3章3節（国際平和協力活動への取組）、Ⅲ部3章4節（軍備管理・軍縮や不拡散への取組）、Ⅳ部1章（いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化）、Ⅳ部2章（防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化）

図表Ⅱ-2-2-5　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組
国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組 ・わが国への侵攻のみならず、大規模テロや原子力発電所をはじめとする重要インフラに対する攻撃、大規模災害、感染症危機などは深刻な脅威であり、国の総力をあげて全力で対応
国際的な安全保障協力への取組 ・わが国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動などに起因する国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散などの国際的な課題に積極的に対応
いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤
・自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むため不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置づけられるものであり、強化は必要不可欠 ・新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、販路の拡大などの取組
防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化
人的基盤の強化 ・防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備
衛生機能の変革 ・これまで重視してきた自衛隊員の壮健性の維持から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織へ変革

視点

抑止力の意義

防衛研究所　防衛政策研究室　髙橋（たかはし）　杉雄（すぎお）　室長

「守るべきもの」が攻撃されるのを予防するのが抑止力の役割です。ただし、抑止の成功にはいくつかの条件があります。まずは、「守るべきもの」が攻撃されたときに、対応してそれを実際に守り切る「能力」があること、そしてその能力を実際に使う「意図」があることです。そのうえで、その「能力」と「意図」を、攻撃を考えている側が正確に認識して、自分たちが許容可能なコストで目標を達成することはできなかったり、そもそも目標を物理的に達成できないと考えたときに抑止が成功します。

抑止が失敗するもっともシンプルな状況は、対立関係にある国々の片方が、相手の「能力」と「意図」を過小評価した場合です。特に、現状の国際秩序に挑戦する明確な意図を持っている国が、周辺国の「能力」と「意図」を過小評価し、攻撃すれば「勝てる」と思ったときに、抑止が破れる可能性が高くなります。

つまり、抑止を成功させるには、シンプルに言えば、「攻撃すれば勝てる」と思わせないことが重要だということです。ここで重要になるのが能力の強化です。十分な能力がなければ、そもそも「守るべきもの」を守ることができません。また、能力を強化すること自体が、意図を伝える効果も持つのです。

なお、抑止が破れる状況はそれだけではありません。代表的なものは、「安全保障のジレンマ」です。A国とB国の関係を考えてみましょう。どちらも現状の世界秩序に挑戦したり、相手を攻撃する意図はないのに、A国の「守るべきもの」を守るための「能力」の強化が、B国には自国の生存を脅かすものに見えるかもしれません。そして、B国も自らの安全のために「能力」を強化するかもしれません。今度はこれがA国にとって生存を脅かすものに見えてしまうかもしれません。こうなってしまうと、お互いに果てしなく能力を強化しあっていくことになってしまいます。

これが「安全保障のジレンマ」と呼ばれる状況で、このときには抑止が失敗する可能性が高まります。ただ、これはあらゆる国家間関係に当てはまるわけではありません。片方が既存の国際秩序に挑戦する意図をもって「能力」を強化している場合は、「安全保障のジレンマ」には当てはまりません。双方が元々は現状に挑戦する意図がないのに対立が深まってしまうがゆえに「ジレンマ」と呼ばれるのです。つまり、自国が重視しているのは現在の国際秩序であって、相手国の生存を脅かすような「意図」を持っていないことを認識させられれば、「安全保障のジレンマ」は避けることができます。だからこそ、自国の安全保障政策の具体的な考え方を諸外国に対して明確にし、透明性を確保することこそが、「安全保障のジレンマ」を避ける上で重要とされているのです。

現在のインド太平洋地域の国際秩序において、わが国は現状を維持する側におり、それをこれまでの行動や実績で裏付けてきています。一方で、安全保障環境は日に日に厳しさを増しています。こうした厳しい安全保障環境において、平和と安全を維持するためには、現状を守るための「能力」としての抑止力が極めて重要になっています。わが国が5年間で43兆円の防衛費を支出するとしていること、また、反撃能力を含む防衛力の抜本的強化を進めていることは、この意味で大きな意義があります。

ロシアのウクライナ侵略を見れば明らかなように、ひとたび一線を越えさせてしまうと、原状への復帰は非常に難しいのが現実です。平和を守っていくために、抑止力の役割は、これまでにないほど重要になってきているのです。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

第3節 防衛力整備計画の概要

防衛力整備計画[1]は、国家防衛戦略に従って防衛力を抜本的に強化するにあたり、わが国として保有すべき防衛力の水準や、それを達成するための経費総額、主要装備品の整備数量などを示している[2]。

参照　資料3（防衛力整備計画について）

1 計画の方針

防衛力整備計画においては、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化し、おおむね10年後までに、防衛力の目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化することとしている。

また、防衛力整備計画は国家防衛戦略に従い、以下を基本方針として、防衛力の整備、維持および運用を効果的かつ効率的に行うこととしている。

まず、7つの重視分野として、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるよう、①スタンド・オフ防衛能力と②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。また、万が一、抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにするため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにするため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤なども重視する。

次に、装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上などを適切に組み合わせ、必要十分な量と質の防衛力を確保する。その際、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などによるコスト削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在および将来の戦い方に直結しうる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業は、民生先端技術の活用などにより、着実に早期装備化を実現する。

さらに、採用の取組強化や予備自衛官などの活用、女性の活躍推進、多様かつ優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、処遇の向上などの人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。

加えて、日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、領域横断作戦にかかる協力や相互運用性の向上などを推進するとともに、日米共同での実効的な対処力を支える基盤を強化するため、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組、防衛装備・技術協力を強化する。また、在日米軍の駐留を支えるための施策を着実に実施する。また、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というFree and Open Indo-Pacificビジョンを踏まえ、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進するため、各種協定の制度的枠組みの整備をさらに推進するとともに、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を含む取組などを推進する。

最後に、防衛力の抜本的強化にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達などを進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力をさらに強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

1　防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
2　必要な防衛力を整備していくには時間を要することから、具体的な見通しに立って、継続的かつ計画的に行うことが必要である。こうした観点から、51大綱策定以降、防衛庁（当時）は、大綱に基づき各年度の防衛力整備を進めるにあたっての主要事業をまとめた防衛庁限りの見積りとして、中期業務見積りを1978年と1981年に作成した（いわゆる53中業・56中業）。その後、政府の責任において中期的な防衛力整備の方向を内容と経費面の両面にわたって示す観点から、政府は、1986年度以降、5年間を対象期間とする中期的な防衛力整備計画（中期防衛力整備計画）を策定し、これに基づき、各年度の防衛力整備を行ってきた。

2 自衛隊の体制など

防衛力整備計画の方針に基づき整備する、各自衛隊の体制などの主な内容は次のとおりである。

1 統合運用体制

各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部をすみやかに創設する。また、共同の部隊を含め、各自衛隊の体制のあり方を検討する。

サイバー領域におけるさらなる能力向上のため、防衛省・自衛隊のシステム・ネットワークを常時継続的に監視するとともに、わが国へのサイバー攻撃に際して相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力など、サイバー防衛能力を抜本的に強化しうるよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。

また、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する。

2 陸上自衛隊

南西地域における防衛体制を強化するため、沖縄を担任する第15旅団に1個普通科連隊を増勢し、師団に改編する。また、スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地対艦誘導弾（ヒトニ）能力向上型を装備した地対艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼（しょ）防衛用高速滑空弾を装備した部隊、島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）や極超音速誘導弾を装備した長射程誘導弾部隊を新編する。これに加え、スタンド・オフ防衛能力、サイバー領域などにおける能力の強化に必要な増員所要を確保するため、即応予備自衛官を主体とする部隊を廃止し、同部隊所属の常備自衛官を増員所要に充てる。また、即応予備自衛官については、補充要員として管理する。

3 海上自衛隊

常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持や、海上交通の安全確保、各国との安全保障協力などのための海外展開の実施など、増加する活動量に対応できるように、今後導入する哨戒艦と護衛艦や掃海艦艇を一元的に練度管理し運用するため、既存の護衛隊群や掃海隊群を改編し、水上艦艇部隊とする。加えて、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

また、情報本部や陸自・空自の情報部隊と連携して情報戦にかかる能力を有機的に融合するため、既存の部隊編成を見直したうえで、海自情報戦基幹部隊を新編する。

4 航空自衛隊

航空防衛力を質・量ともに強化するため、さらなる戦闘機の増勢（無人機による代替も検討）とともに、粘り強く戦闘を継続するため機動分散運用を行う体制を構築する。

また、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するなどにより、宇宙領域の機能を強化する。宇宙領域の重要性の高まりと、宇宙作戦能力の質的・量的強化にかんがみ、空自において、宇宙作戦が今後航空作戦と並ぶ主要な任務として位置づけられることから、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

5 組織定員の最適化

2027年度末の常備自衛官定数については、2022年度末の水準を目途とし、陸・海・空自それぞれの常備自衛官定数は組織定員の最適化を図るため、適宜見直しを実施することとする。また、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海自と空自の増員所要に対応するため、必要な定数を陸自から振り替える。このため、おおむね2,000名の陸自の常備自衛官定数を共同の部隊、海自、空自にそれぞれ振り替える。

3 整備規模

防衛力整備計画は、抜本的に強化される防衛力の5年後とおおむね10年後の達成目標を別表1のとおり、主要な装備品の具体的な事業の規模を別表2のとおりとし、また、おおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備などの具体的規模を、別表3のとおりとしている。

参照 図表Ⅱ-2-3-1（防衛力整備計画　別表1（抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期））、図表Ⅱ-2-3-2（防衛力整備計画　別表2（主要な装備品の具体的な整備規模））、図表Ⅱ-2-3-3（防衛力整備計画　別表3（おおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的規模））、図表Ⅱ-2-3-4（防衛計画の大綱 別表と、防衛力整備計画 別表3の変遷）

図表Ⅱ-2-3-1　防衛力整備計画　別表1（抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期）

分　野	2027年度までの5年間（※）	おおむね10年後まで
	我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等からの支援を受けつつ、これを阻止・排除し得る防衛力を構築	左記防衛構想をより確実にするための更なる努力（より早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力を構築）
スタンド・オフ防衛能力	●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を獲得	●より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得 ●必要かつ十分な数量を確保
統合防空ミサイル防衛能力	●極超音速兵器に対処する能力を強化 ●小型無人機（UAV）に対処する能力を強化	●広域防空能力を強化 ●より効率的・効果的な無人機（UAV）対処能力を強化
無人アセット防衛能力	●無人機（UAV）の活用を拡大し、実践的に運用する能力を強化	●無人アセットの複数同時制御能力等を強化
領域横断作戦能力	●宇宙領域把握（SDA）能力、サイバーセキュリティ能力、電磁波能力等を強化 ●領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化	●宇宙作戦能力を更に強化 ●自衛隊以外の組織へのサイバーセキュリティ支援を強化 ●無人機と連携する陸海空能力を強化
指揮統制・情報関連機能	●ネットワークの抗たん性を強化しつつ、人工知能（AI）等を活用した意思決定を迅速化 ●認知領域の対応も含め、戦略・戦術の両面で情報を取得・分析する能力を強化	●人工知能（AI）等を活用し、情報収集・分析能力を強化しつつ、常時継続的な情報収集・共有体制を強化
機動展開能力・国民保護	●自衛隊の輸送アセットの強化、PFI船舶の活用等により、輸送・補給能力を強化（部隊展開・国民保護）	●輸送能力を更に強化 ●補給拠点の改善等により、輸送・補給を迅速化
持続性・強靱性	●弾薬・誘導弾の数量を増加 ●整備中以外の装備品が最大限可動する体制を確保 ●有事に備え、主要な防衛施設を強靱化 ●保管に必要な火薬庫等を確保	●弾薬・誘導弾の適正在庫を維持・確保 ●可動率を維持 ●防衛施設を更に強靱化 ●弾薬所要に見合った火薬庫等を更に確保
防衛生産・技術基盤	●サプライチェーンの強靱化対策等により、強力な防衛生産基盤を確立 ●将来の戦い方に直結する装備分野に集中投資するとともに、研究開発期間を大幅に短縮し、早期装備化を実現	●革新的な装備品を実現し得る強力な防衛生産基盤を維持 ●将来における技術的優位を確保すべく、技術獲得を追求
人的基盤	●募集能力強化や新たな自衛官制度の構築等により、民間を含む幅広い層から優秀な人材を必要数確保 ●教育・研究を強化（サイバー等の新領域、統合、衛生） ●隊舎・宿舎の老朽化や備品不足を解消し、生活・勤務環境及び処遇を改善	●募集対象者人口の減少の中でも、専門的な知識・技能を持つ人材を含め、必要な人材を継続的・安定的に確保 ●教育・研究を更に強化 ●全ての隊員が高い士気を持ちながら個々の能力を発揮できる組織環境を醸成

※現有装備品を最大限活用するため、弾薬確保や可動率向上、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等、将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化に重点。

図表Ⅱ-2-3-2　防衛力整備計画　別表２（主要な装備品の具体的な整備規模）

区　分	種　類	整備規模
(1) スタンド・オフ防衛能力	12式地対艦誘導弾能力向上型 (地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型) 島嶼防衛用高速滑空弾 極超音速誘導弾 トマホーク	地上発射型 11個中隊 — — —
(2) 統合防空ミサイル防衛能力	03式中距離地対空誘導弾(改善型) 能力向上型 イージス・システム搭載艦 早期警戒機(E-2D) 弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) 能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE) 長距離艦対空ミサイルSM-6	14個中隊 2隻 5機 — — —
(3) 無人アセット防衛能力	各種UAV USV UGV UUV	— — — —
(4) 領域横断作戦能力	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 固定翼哨戒機(P-1) 戦闘機(F-35A) 戦闘機(F-35B) 戦闘機(F-15) の能力向上 スタンド・オフ電子戦機 ネットワーク電子戦システム(NEWS)	12隻 5隻 10隻 19機 40機 25機 54機 1機 2式
(5) 指揮統制・情報関連機能	電波情報収集機(RC-2)	3機
(6) 機動展開能力・国民保護	輸送船舶 輸送機(C-2) 空中給油・輸送機(KC-46A等)	8隻 6機 13機

図表Ⅱ-2-3-3 防衛力整備計画　別表３（おおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的規模）

区　分	将来体制		
共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	常備自衛官定数		149,000人
	基幹部隊	作戦基本部隊	9個師団 5個旅団 1個機甲師団
		空挺部隊 水陸機動部隊 空中機動部隊	1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		スタンド・オフ・ミサイル部隊	7個地対艦ミサイル連隊
			2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊
			2個長射程誘導弾部隊
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群
		電子戦部隊（うち対空電子戦部隊）	1個電子作戦隊 （1個対空電子戦部隊）
		無人機部隊	1個多用途無人航空機部隊
		情報戦部隊	1個部隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊（護衛艦部隊・掃海艦艇部隊） 潜水艦部隊 哨戒機部隊（うち固定翼哨戒機部隊） 無人機部隊 情報戦部隊	6個群（21個隊） 6個潜水隊 9個航空隊（4個隊） 2個隊 1個部隊
	主要装備	護衛艦（うちイージス・システム搭載護衛艦） イージス・システム搭載艦 哨戒艦 潜水艦 作戦用航空機	54隻（10隻） 2隻 12隻 22隻 約170機
航空自衛隊	主要部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地対空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊 作戦情報部隊	4個航空警戒管制団 1個警戒航空団（3個飛行隊） 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群（24個高射隊） 1個隊 1個飛行隊 1個隊
	主要装備	作戦用航空機（うち戦闘機）	約430機（約320機）

注１：上記、陸上自衛隊の15個師・旅団のうち、14個師・旅団は機動運用を基本とする。
注２：戦闘機部隊及び戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

図表Ⅱ-2-3-4　防衛計画の大綱　別表と、防衛力整備計画　別表3の変遷

	区分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	25大綱	30大綱	整備計画
共同の部隊	サイバー防衛部隊							1個防衛隊	1個防衛隊
	海上輸送部隊							1個輸送群	1個輸送群
陸上自衛隊	編成定数(注1)		18万人	16万人	15万5千人	15万4千人	15万9千人	15万9千人	
	常備自衛官定数			14万5千人	14万8千人	14万7千人	15万1千人	15万1千人	14万9千人
	即応予備自衛官員数(注1)			1万5千人	7千人	7千人	8千人	8千人	
	基幹部隊	作戦基本部隊(注2)	12個師団 2個混成団 1個機甲師団	8個師団 6個旅団 1個機甲師団	8個師団 6個旅団 1個機甲師団	8個師団 6個旅団 1個機甲師団	5個師団 2個旅団 1個機甲師団	5個師団 2個旅団 1個機甲師団	9個師団 5個旅団 1個機甲師団
		空挺部隊(注3)	1個空挺団	1個空挺団			1個空挺団	1個空挺団	1個空挺団
		水陸機動部隊(注3)					1個水陸機動団	1個水陸機動団	1個水陸機動団
		空中機動部隊(注3)	1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団			1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団	1個ヘリコプター団
		機動運用部隊(注4)	1個教導団 1個特科団		中央即応集団	中央即応集団	3個機動師団 4個機動旅団	3個機動師団 4個機動旅団	
		スタンド・オフ・ミサイル部隊(注5)					5個地対艦ミサイル連隊	5個地対艦ミサイル連隊 2個高速滑空弾大隊	7個地対艦ミサイル連隊 2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊 2個長射程誘導弾部隊
		地対空誘導弾部隊	8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊	8個高射特科群
		電子戦部隊(うち対空電子戦部隊)							1個電子作戦隊(1個対空電子戦部隊)
		無人機部隊							1個多用途無人航空機部隊
		情報戦部隊							1個部隊
		弾道ミサイル防衛部隊						2個弾道ミサイル防衛隊(注11)	
	主要装備	戦車(注6)	(約1,200両)	約900両	約600両	約400両	(約300両)	(約300両)	
		火砲(主要特科装備)(注6)	(約1,000門/両)	(約900門/両)	(約600門/両)	約400門/両	(約300門/両)	(約300門/両)	
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊(護衛艦部隊・掃海艦艇部隊)				4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	4個護衛隊群(8個護衛隊) 6個護衛隊	4個群(8個隊)	6個群(21個隊)
		護衛艦・掃海艦艇部隊(注7)						2個群(13個隊)	
		機動運用(注7)	4個護衛隊群	4個護衛隊群	4個護衛隊群(8個隊)				
		地域配備(注7)	(地方隊)10個隊	(地方隊)7個隊	5個隊				
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊	6個潜水隊	6個潜水隊	6個潜水隊
		哨戒機部隊(うち固定翼哨戒機部隊)	(陸上)16個隊	(陸上)13個隊	9個隊	9個航空隊	9個航空隊	9個航空隊	9個航空隊(4個隊)
		無人機部隊							2個隊
		情報戦部隊							1個部隊
		掃海部隊(注7)	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群		
	主要装備	護衛艦(うちイージス・システム搭載護衛艦)	約60隻	約50隻	47隻	48隻	54隻	54隻	54隻(10隻)
		イージス・システム搭載艦							2隻
		哨戒艦						12隻	12隻
		潜水艦	16隻	16隻	16隻	22隻	22隻	22隻	22隻
		作戦用航空機	約220機	約170機	約150機	約150機	約170機	約190機	約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊)	28個警戒隊 1個警戒航空隊(3個飛行隊)	28個警戒隊 1個警戒航空団(3個飛行隊)	4個航空警戒管制団 1個警戒航空団(3個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊	13個飛行隊	13個飛行隊	(注12)13個飛行隊
		要撃戦闘機部隊	10個飛行隊	9個飛行隊					
		支援戦闘機部隊	3個飛行隊	3個飛行隊					
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊			
		空中給油・輸送部隊			1個飛行隊	1個飛行隊	2個飛行隊	2個飛行隊	2個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊
		地対空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	4個高射群(24個高射隊)	4個高射群(24個高射隊)
		宇宙領域専門部隊						1個隊	1個隊
		無人機部隊						1個飛行隊	1個飛行隊
		作戦情報部隊							1個隊
	主要装備	作戦用航空機	約430機	約400機	約350機	約340機	約360機	約370機	約430機
		うち戦闘機	(注9)(約350機)	約300機	約260機	約260機	約280機	約290機	(注12)約320機
弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊(注8)	イージス・システム搭載護衛艦				4隻	(注10)6隻	8隻	8隻	
	航空警戒管制部隊				7個警戒群 4個警戒隊	11個警戒群/隊			
	地対空誘導弾部隊				3個高射群	6個高射群			

(注) 1　防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
2　「作戦基本部隊」は、22大綱までは「平素(平時)配備する部隊」、30大綱までは「地域配備部隊」とされている部隊(ただし、1個機甲師団は30大綱まで「機動運用部隊」とされている部隊)、防衛力整備計画では全て「機動運用部隊」と位置づけ。
3　30大綱までは「機動運用部隊」とされている部隊。
4　防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
5　「スタンド・オフ・ミサイル部隊」のうち、地対艦ミサイル連隊については30大綱まで「地対艦誘導部隊」、島嶼防衛用高速滑空弾部隊については「高速滑空弾部隊」とされている部隊。
6　51大綱、25大綱、30大綱、防衛力整備計画別表に記載はないものの、07～22大綱別表との比較上記載。
7　防衛力整備計画に記載はないものの、防衛力整備計画別表との比較上記載。護衛艦部隊については、51大綱では「対潜水上艦艇部隊(機動運用)」と「対潜水上艦艇部隊(地方隊)」、07大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」と「護衛艦部隊(地方隊)」、16大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」と「護衛艦部隊(地域配備)」とそれぞれ記載。
8　「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、16大綱、22大綱については海自の主要装備または空自の基幹部隊の内数であり、25大綱と30大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。また、防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
9　51大綱別表に記載はないものの、07大綱～防衛力整備計画別表との比較上記載。
10　22大綱においては弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行いうるものとする。
11　陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)2基を整備することに伴い、「2個弾道ミサイル防衛隊」を保持することとしたが、2020年12月の閣議決定により、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)に替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備し、同艦は海自が保持することとなった。同艦2隻については、防衛力整備計画別表においては海自の主要装備として記載している。
12　戦闘機部隊と戦闘機数については、航空戦力の量的強化をさらに進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機(UAV)の活用可能性について調査を行う。

4 所要経費など

防衛力整備計画は、2023年度から2027年度までの5年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額を、43兆円程度としている。そのうえで、防衛力整備計画期間のもとで実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、自衛隊施設などの整備のさらなる加速化を事業の進捗状況などを踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することなどの措置を別途とることを前提として、40.5兆円程度（2027年度は、8.9兆円程度）としている。

また、防衛力整備計画を実施するために新たに必要となる事業にかかる契約額（物件費）は、43兆5,000億円程度（維持整備などの事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く。）としている。

なお、2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源や、2023年度から2027年度までの防衛力整備計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置など、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとしている。

参照 図表Ⅱ-2-3-5（防衛力整備計画の経費構造）、図表Ⅱ-2-3-6（今後5年間で必要となる経費の内訳）、3章2節5項（防衛力強化のための財源確保）

図表Ⅱ-2-3-5　防衛力整備計画の経費構造

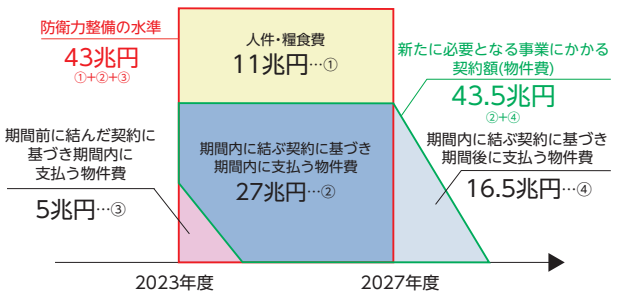

図表Ⅱ-2-3-6　今後5年間で必要となる経費の内訳

分　野		防衛力整備計画（2023～2027年度）	参考：前回の計画（2019～2023年度）
スタンド・オフ防衛能力		約5兆円	約0.2兆円
統合防空ミサイル防衛能力		約3兆円	約1兆円
無人アセット防衛能力		約1兆円	約0.1兆円
領域横断作戦能力（宇宙・サイバー・陸海空自衛隊の装備品）		約8兆円	約3兆円
指揮統制・情報関連機能		約1兆円	約0.3兆円
機動展開能力・国民保護		約2兆円	約0.3兆円
持続性・強靱性	弾薬・誘導弾	約2兆円（他分野も含め約5兆円）	約1兆円
	装備品などの維持整備費・可動確保	約9兆円（他分野も含め約10兆円）	約4兆円
	施設の強靱化	約4兆円	約1兆円
防衛生産基盤の強化		約0.4兆円（他分野も含め約1兆円）	約1兆円
研究開発		約1兆円（他分野も含め約3.5兆円）	
その他（教育訓練、燃料など）		約6.6兆円	約4.4兆円
		今後5年間で必要な経費 43.5兆円程度(契約額)	2019～2023年度の計画額 17.2兆円程度(契約額)

第3章 防衛力整備と予算

第1節 令和6（2024）年度の防衛力整備

防衛力整備計画においては、国家防衛戦略に従い、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化し、相手の能力と新しい戦い方に着目して、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるようにすることとしている。

国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、既存の秩序は深刻な挑戦を受け、新たな危機の時代に突入しているとの基本認識のもと、国家防衛戦略や防衛力整備計画に基づき、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化実現に向け、令和6（2024）年度において必要かつ十分な予算を確保した。

具体的には、防衛力の抜本的強化の7つの分野について、引き続き推進する。スタンド・オフ防衛能力や、統合防空ミサイル防衛能力などの防衛力の中核となる分野の抜本的強化、可動数向上、弾薬確保、防衛施設の強靱化に取り組む。また、人的基盤の強化、衛生機能の強化、防衛生産・技術基盤の維持・強化などに取り組む。

具体的な防衛関係費の所要額については、次節を参照。

参照 図表Ⅱ-3-1-1（令和6（2024）年度防衛力整備の主要事業（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの分野））

今後5年間で整備する装備品の例（イメージ）
資料「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」から抜粋

資料：なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/index.html

資料：令和6（2024）年度予算の概要
URL：https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/index.html

図表Ⅱ-3-1-1　令和6（2024）年度防衛力整備の主要事業（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの分野）

スタンド・オフ防衛能力	○12式地対艦誘導弾能力向上型の開発（地発型・艦発型・空発型）・量産（地発型） ○島嶼防衛用高速滑空弾の研究 ○島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）の開発 ○極超音速誘導弾の開発 ○新地対艦・地対地精密誘導弾の開発 ○JSM、JASSMの取得 ○トマホークの取得1年前倒し　など 12式地対艦誘導弾 能力向上型 島嶼防衛用 高速滑空弾 極超音速誘導弾 新地対艦・地対地 精密誘導弾 JASSM トマホーク ※いずれもイメージ
統合防空ミサイル防衛能力	○イージス・システム搭載艦の建造 ○03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型の開発 ○SM-3ブロックⅡA、SM-6の整備 ○FPS-5、FPS-7、JADGEの能力向上 ○移動式警戒管制レーダー（TPS-102A）の取得 ○GPIの日米共同開発　など イージス・システム搭載艦（イメージ） 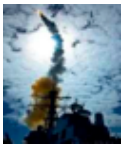 長距離艦対空ミサイル（SM－6） FPS－7
無人アセット防衛能力	○UAV（中域用）機能向上型（6式）の取得 ○UAV（狭域用）（41式）の取得 ○USV（供試器材）の試験的運用 ○戦闘支援型多目的USVの研究 ○輸送用UAV（中型）の実証 ○無人水陸両用車の開発　など UAV（中域用） 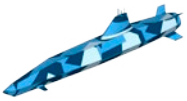 戦闘支援型多目的USV 無人水陸両用車 ※いずれもイメージ
領域横断作戦能力	○衛星を活用したHGV探知・追尾などの対処能力の向上に必要な実証 ○静止軌道間光データ中継実証 ○SDA衛星の整備 ○リスク管理枠組み（RMF）の実施 ○サイバー専門部隊の体制拡充 ○サイバー要員の教育基盤の拡充 ○ネットワーク電子戦システム（NEWS）（1式）の取得 ○対空電子戦装置（2式）の取得 ○高出力マイクロ波（HPM）に関する研究 ○電波情報収集機（RC-2）（1機）の取得 ○装輪装甲車（人員輸送型）AMV（28両）の取得 ○16式機動戦闘車（19両）の取得 ○固定翼哨戒機（P-1）（3機）の取得 ○回転翼哨戒機（SH-60L）（6機）の取得 ○護衛艦（2隻）、潜水艦（1隻）、補給艦（1隻）の建造 ○戦闘機（F-35A）（8機）、戦闘機（F-35B）（7機） ○戦闘機（F-15）の能力向上　など 装輪装甲車（人員輸送型）AMV 新型FFM（イメージ） 哨戒ヘリ（SH-60Ｌ） 戦闘機（F-35A）
指揮統制・情報関連機能	○指揮統制機能の強化 ○情報収集・分析等機能の強化 ○認知領域を含む情報戦などへの対応　など
機動展開能力・国民保護	○機動舟艇（3隻）の建造 ○輸送ヘリコプター（CH-47）（17機）の取得 ○多用途ヘリコプター（UH-2）（16機）の取得 ○民間輸送力活用事業（PFI船舶） ○各種トラックの取得　など 機動舟艇（イメージ） 民間輸送力活用事業（現PFI船舶：はくおう）
持続性・強靱性	○継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の取得 ○装備品の維持整備 ○火薬庫の確保 ○自衛隊施設の抗たん性の向上　など 火薬庫 非可動機の解消 ※いずれもイメージ

第2節 防衛関係費

1 令和6（2024）年度防衛関係費の概要

防衛力の抜本的強化は、国家防衛戦略や防衛力整備計画に基づき、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の7つの分野を中心に、計画的に進めることとしている。令和6（2024）年度防衛関係費は、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化実現に向け、必要かつ十分な予算を確保した。

歳出ベース[1]は、令和5（2023）年度に大きく増加した契約額を着実に執行するための予算を確保し、防衛力整備計画対象経費として7兆7,249億円（対前年度比1兆1,248億円（17.0%）増）を計上した。

また、契約ベース[2]は、複数年度を要する装備品や自衛隊施設などの整備に早期に着手できるよう、防衛力整備計画対象経費として9兆3,625億円（対前年度比4,100億円（4.6%）増）を計上した。これを令和5（2023）年度当初予算・補正予算と合わせると、防衛力整備計画の実施に必要な契約額43.5兆円のうち、42%を計上したこととなる。

なお、予算の配分にあたっては、令和5年度に引き続き、防衛力整備計画を踏まえ、15区分に分類し、きめ細やかに進捗状況を管理することとしている。また、足下の物価高・円安のなか、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底するとともに、経費の精査に努め、まとめ買い・長期契約などによる装備品の効率的な取得を一層推進することとしている。

参照 図表Ⅱ-3-2-1（防衛関係費の令和5（2023）年度と令和6（2024）年度の比較）、図表Ⅱ-3-2-2（防衛関係費（当初予算）の推移）、図表Ⅱ-3-2-3（令和6（2024）年度予算の配分（15区分））、3項（防衛関係費の内訳）、資料8（防衛関係費（当初予算）の推移）

図表Ⅱ-3-2-1　防衛関係費の令和5（2023）年度と令和6（2024）年度の比較

（単位：億円）

区　分		令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	対前年度増▲減	
歳出額		66,001	77,249	11,248	17.0%
	うち人件・糧食費	21,969	22,290	320	1.5%
	うち物件費	44,032	54,960	10,927	24.8%
後年度負担額		99,186	135,006	35,819	36.1%
	うち新規分	70,676	76,594	5,918	8.4%
	うち規定分	28,511	58,412	29,901	104.9%

（注）1　上記の計数は、SACO関係経費と米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、歳出額については、令和5(2023)年度は68,219億円、令和6(2024)年度は79,496億円になり、後年度負担額については、令和5(2023)年度は107,174億円、令和6(2024)年度は141,926億円になる。
2　予算額には、デジタル庁にかかる経費を含む。
3　計数は四捨五入のため合計と符合しないことがある。

資料：令和6（2024）年度予算の概要
URL：https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/index.html

資料：防衛費の使い方（グラフィカルサマリー版）
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/graphicalsummary.html

1　装備品の取得や施設整備などの事業について、その年度に支払われる額の合計。
2　装備品の取得や施設整備などの事業について、その年度に結ぶ契約額の合計。

図表Ⅱ-3-2-2 防衛関係費（当初予算）の推移

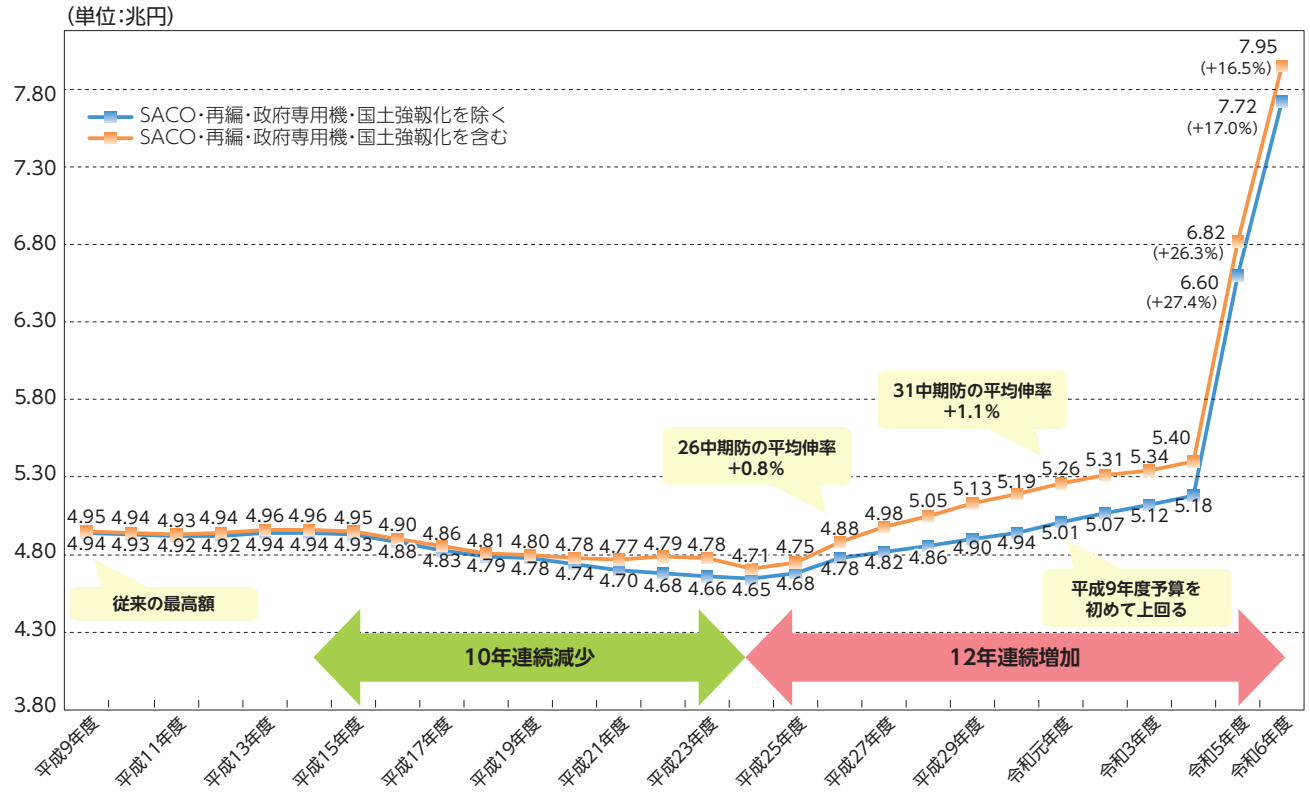

（注）1　新たな政府専用機導入に伴う経費は、平成27年度から令和4年度に計上している。
　　2　防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費は、令和元年度および令和2年度に計上している。

図表Ⅱ-3-2-3 令和6（2024）年度予算の配分（15区分）

区　分	分　野	5年間の総事業費	令和5年度事業費	令和6年度事業費
スタンド・オフ防衛能力		約5兆円	1兆4,130億円	7,127億円
統合防空ミサイル防衛能力		約3兆円	9,829億円	1兆2,284億円
無人アセット防衛能力		約1兆円	1,791億円	1,146億円
領域横断作戦能力	宇宙	約1兆円	1,529億円	984億円
	サイバー	約1兆円	2,363億円	2,026億円
	車両・艦船・航空機など	約6兆円	1兆1,763億円	1兆3,391億円
指揮統制・情報関連機能		約1兆円	3,053億円	4,248億円
機動展開能力・国民保護		約2兆円	2,396億円	5,653億円
持続性・強靱性	弾薬・誘導弾	約2兆円 （他分野も含め約5兆円）	2,124億円 （他分野も含め8,283億円）	4,015億円 （他分野も含め9,249億円）
	装備品などの維持整備費・可動確保	約9兆円 （他分野も含め約10兆円）	1兆7,930億円 （他分野も含め2兆355億円）	1兆9,094億円 （他分野も含め2兆3,367億円）
	施設の強靱化	約4兆円	4,740億円	6,313億円
防衛生産基盤の強化		約0.4兆円 （他分野も含め約1兆円）	972億円 （他分野も含め1,469億円）	830億円 （他分野も含め920億円）
研究開発		約1兆円 （他分野も含め約3.5兆円）	2,320億円 （他分野も含め8,968億円）	2,257億円 （他分野も含め8,225億円）
基地対策		約2.6兆円	5,149億円	5,138億円
教育訓練費、燃料費など		約4兆円	9,437億円	9,118億円
合　計		約43.5兆円	8兆9,525億円	9兆3,625億円

（注）計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

2 重点ポイント

1 各種スタンド・オフ・ミサイルの整備

東西南北、それぞれ約3,000キロに及ぶわが国領域を守り抜くため、島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対し、対空ミサイルなどの脅威圏の外から対処する能力が必要となる。また、わが国への侵攻がどの地域で生起しても、わが国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊などを阻止・排除できる必要かつ十分な能力が不可欠である。

こうしたなか、発射プラットフォームなどを多様化させつつ、様々な異なる特徴を有するスタンド・オフ・ミサイルを組み合わせて対処することにより、相手方に複雑な対応を強いることが可能となる。そのため、外国製スタンド・オフ・ミサイルを早期に取得するとともに、国産スタンド・オフ・ミサイルの国内製造態勢の拡充を後押しすることで、必要かつ十分な数量を早期に確保する。また、より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を早期に獲得すべく、研究開発・量産の取組を加速化する。

スタンド・オフ・ミサイルの早期整備については、より厳しい安全保障環境を踏まえ、国産の12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）を1年前倒しし、2025年度から配備を開始する。また、米国製のトマホークについても、当初予定より1年早く、2025年度から取得を開始し、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制確立前に十分な能力を速やかに確保する。

あわせて、目標情報収集や指揮統制を含め、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要な一連の機能を確保する取組を推進する。

参照　Ⅲ部1章4節1項（島嶼部を含むわが国に対する侵攻への対応）

2 イージス・システム搭載艦の整備

近年、極超音速滑空兵器（HGV）や変則軌道で飛翔するミサイルなど、ミサイルに関する技術は急速に変化・進展しており、弾道ミサイル防衛能力を含む統合防空ミサイル防衛能力の強化は喫緊の課題である。こうした高度化する弾道ミサイルなどの脅威からわが国を防護することを主眼として、早期の就役（2027年度に1隻目、2028年度に2隻目）を目標に、イージス・システム搭載艦について2024年度から建造に着手する。

イージス・システム搭載艦の整備にあたっては、HGVなどにターミナル段階での対処能力を有するSM-6のほか、既存のイージス艦と同等以上の各種能力・機動力を保持させる。また、動揺に強い設計や個人空間を確保した居住性を有するほか、将来装備の拡張性を考慮することとしている。また、既存イージス艦の乗組員と比較して約20%の省人化を図ることとしている。

参照　Ⅲ部1章4節2項（ミサイル攻撃などへの対応）

イージス・システム搭載艦（イメージ）

3 全国駐屯地・基地などの既存施設の強靱化

自衛隊施設は、防衛力の持続性・強靱性の基盤であり、その十分な機能を確保することは重要である。自衛隊施設の約4割は旧耐震基準時代に建設されていることから、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しないよう、既存施設の強靱化が喫緊の課題である。

このため、全国20,000棟以上にのぼる自衛隊施設の強靱化に向けて、2023年度からマスタープランの作成作業に着手しており、これに基づく施設整備を2024年度以降実施することとしている。その際、隊員の生活・勤務環境の改善もあわせて図られる見込みである。

参照　Ⅲ部1章6節4項（施設の強靱化）

3 防衛関係費の内訳

1 経費別分類

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」と、装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練などのための「物件費」とに大別される。さらに、物件費は、過去の年度の契約に基づき支払われる「歳出化経費[3]」と、その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」とに分けられる。物件費は「事業費」とも呼ばれ、一般物件費は装備品の修理費、隊員の教育訓練費、油の購入費などが含まれることから「活動経費」とも呼ばれる。

歳出予算で見た防衛関係費は、人件・糧食費と歳出化経費という義務的性質を有する経費が全体の8割を占めており、残りの2割についても、装備品の修理費や基地対策経費などの維持管理的な性格の経費の割合が高い。

2 使途別分類

防衛関係費は、その使途に着目すると、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」、新しい装備品（戦車、護衛艦、戦闘機など）を購入するための「装備品等購入費」、隊員の教育訓練、艦船・航空機などの油、装備品の修理のための「維持費」など、格納庫・隊舎などの建設のための「施設整備費」、先端技術への投資のための「研究開発費」などに大別される。令和6（2024）年度防衛関係費では、令和5（2023）年度防衛関係費に引き続き、装備品等購入費と研究開発費を合わせて2割を上回るとともに、維持費などの割合も上昇している。

参照 図表Ⅱ-3-2-4（防衛関係費の使途別分類（令和6（2024）年度））

3 新規後年度負担

歳出予算とは別に、翌年度以降の支払を示すものとして新規後年度負担（その年度に、新たに負担することとなった後年度負担）がある。防衛力整備においては、艦船・航空機などの主要な装備品の調達や格納庫・隊舎などの建設のように、契約から納入、完成までに複数年度を要するものが多い。これらについては、その年度に複数年度に及ぶ契約を行い、契約時にあらかじめ次年度以降（原則5年以内）の支払いを約束するという手法をとっている（一般物件費と新規後年度負担の合計は、その年度に結ぶ契約額の総額（事業規模）であり、「契約ベース」と呼んでいる）。

参照 図表Ⅱ-3-2-5（防衛関係費の構造）

図表Ⅱ-3-2-4 防衛関係費の使途別分類（令和6（2024）年度）

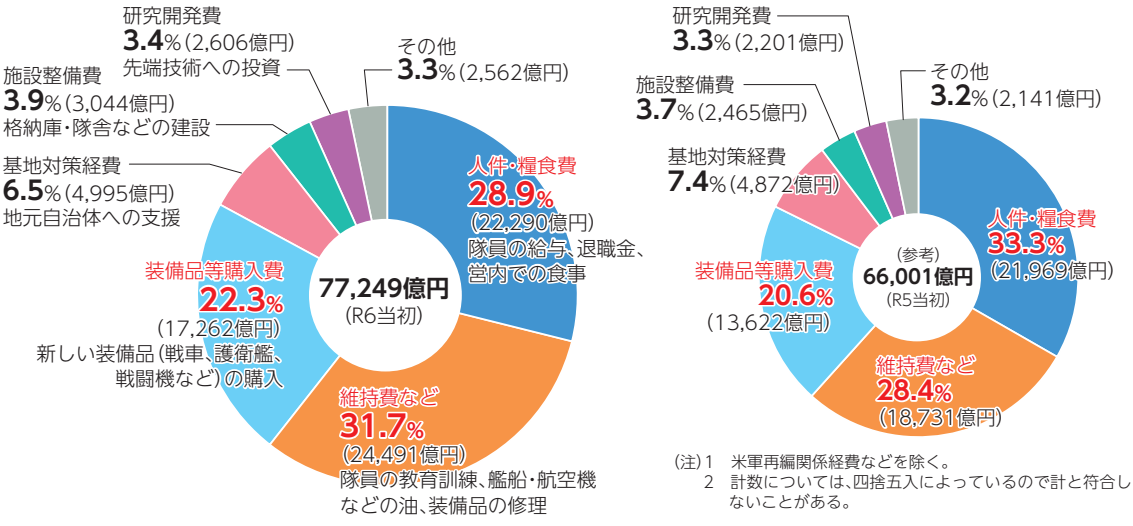

（注）1 米軍再編関係経費などを除く。
2 計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

3 防衛力整備には複数年度にわたるものがある。その場合、契約する年度と代価を支払う年度が異なるため、まず後年度にわたる債務負担の上限額を、国庫債務負担行為（債務を負う権限のみが与えられる予算形式であり、契約締結はできるが、支払はできない。）として予算に計上する。それを根拠として契約し、原則として完成・納入が行われる年度に、支払に必要な経費を歳出予算（債務を負う権限と支出権限が与えられる予算形式であり、契約締結および支払ができる。）として計上する。このように、過去の契約に基づく支払のため計上される歳出予算を歳出化経費といい、次年度以降に支払う予定の部分を後年度負担という。

図表Ⅱ-3-2-5　防衛関係費の構造

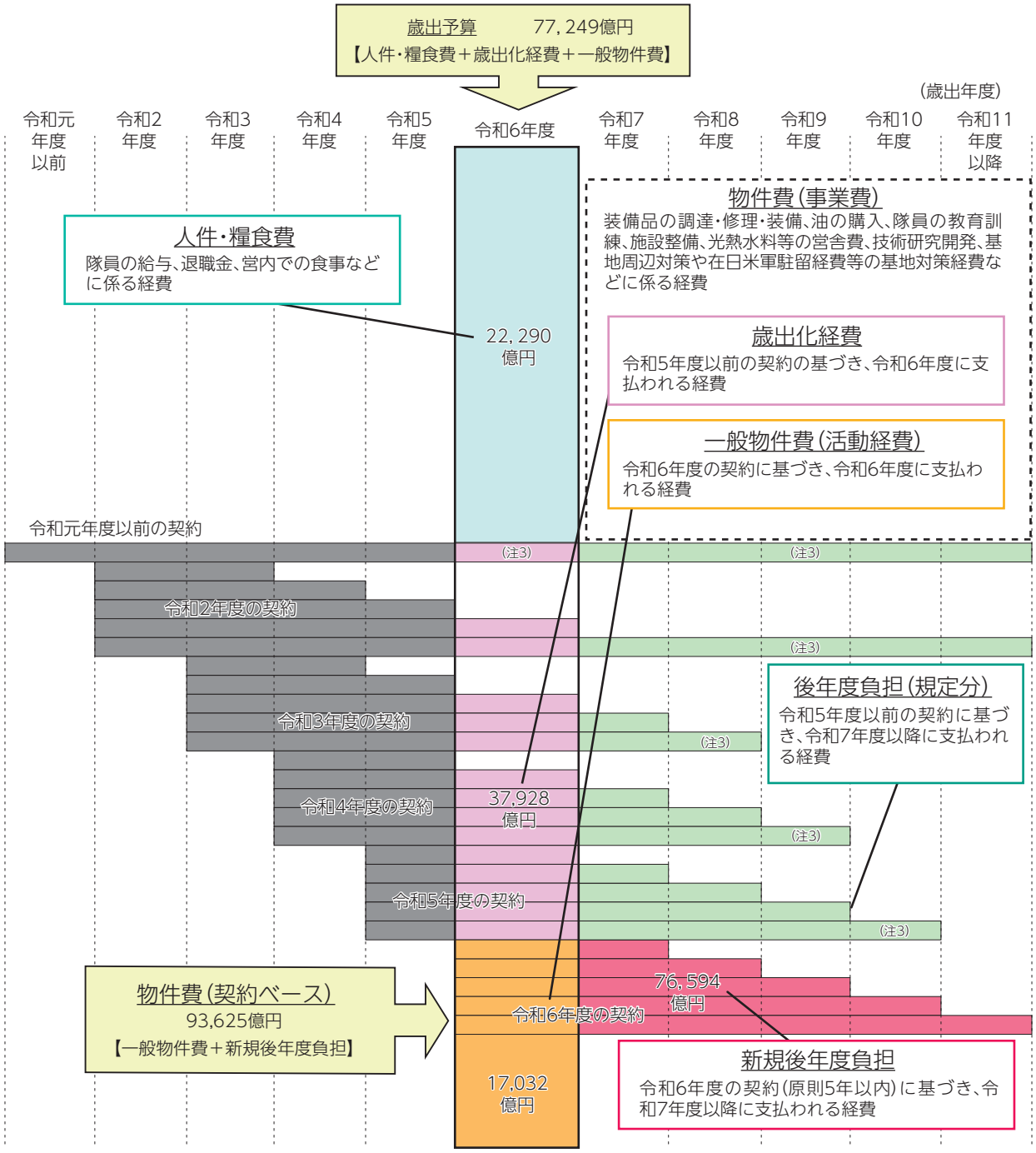

（注）1　SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費を除く。
2　本図については、概念図であり、グラフの長短と実際のデータが必ずしも一致するものではない。
3　装備品等の調達における長期契約など、5か年を超えて支払われる経費もある。

4 最適化への取組

防衛力整備計画においては、防衛力整備の一層の効率化・合理化の徹底などの取組を通じて実質的な財源確保を図ることとしている。令和6（2024）年度予算では、次のような取組により、約2,764億円の縮減を図ることとしている。

- 陳腐化などにより重要度の低下した装備品の運用停止、用途廃止を進める。（13億円の縮減）
- 長期契約も含めた装備品のまとめ買いなどにより、企業の予見可能性を向上させ、効率的な生産を促し、価格低減と取得コストの削減を実現する。また、維持整備にかかる成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）などを含む包括契約の拡大を図る。（990億円の縮減）
  Performance Based Logistics
- モジュール化・共通化や民生品の使用により、自衛隊独自仕様を絞り込み、取得にかかる期間を短縮するとともに、ライフサイクルコストの削減を図る。（73億円の縮減）
- 費用対効果の低いプロジェクトを見直すほか、各プロジェクトのコスト管理の徹底、民間委託などによる部外力の活用拡大を進める。（644億円の縮減）
- 装備品などについて、工数・工程や関連経費の精査などにより、価格の低減を図る。（1,045億円の縮減）

参照 Ⅳ部1章4節（装備品の最適化の取組）

5 防衛力強化のための財源確保

抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかねばならず、これを安定的に支えるため、裏付けとなるしっかりとした財源が必要となる。防衛力整備計画では、2027年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源と、2023年度から2027年度までの防衛力整備計画を賄う財源の確保のため、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置など、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとしている。

このうち、防衛力強化資金については、2023年6月に防衛財源確保法[4]が成立し、同法に基づき設置された。

また、税制措置については、令和5（2023）年度税制改正大綱[5]において、法人税、所得税、たばこ税につき複数年かけて段階的に措置を講ずることで、令和9（2027）年度において1兆円強を確保する、こうした措置の施行時期は令和6（2024）年以降の適切な時期とするとされた。令和6（2024）年度税制改正大綱[6]においては、税制措置について令和5（2023）年度税制改正大綱に則って取り組むこととされ、適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6（2024）年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするとされた。

参照 2章3節（防衛力整備計画の概要）

6 各国との比較

国防費について国際的に統一された定義がないこと、公表国防費の内訳の詳細が必ずしも明らかでないこと、各国で予算制度が異なっていることなどから、国防支出の多寡を正確に比較することは困難である。

そのうえで、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費を、経済協力開発機構（OECD）が公表している購買力平価[7]を用いてドルに換算するとともに、国防費の対国内総生産（GDP）比を比較すれば、図表Ⅱ-3-2-6（主要国の国防費比較（2023年度））のとおりである。
Organization for Economic Co-operation and Development
Gross Domestic Product

NATO加盟国をはじめ各国は、安全保障環境を維持するために、経済力に応じた相応の国防費を支出する姿勢を示しており[8]、わが国としても、国際社会のなかで安
North Atlantic Treaty Organization

4 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
5 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）
6 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）
7 各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを、各国の物価水準を考慮して評価したもの。なお、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートにより換算する方法もあるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。
8 例えば英国は、長期的な目標として国防費を対GDP比2.5％まで拡大する方針を国防文書で示している。

全保障環境の変化を踏まえた防衛力の強化を図るうえで、GDP比で見ることは指標として一定の意味がある。このことも踏まえ、国家安全保障戦略において、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国などとの連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、わが国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が2022年現在のGDPの2%に達するよう、所要の措置を講ずることとしている[9]。

また、1998年以降における主要国の国防費の推移は、図表Ⅱ-3-2-7（主要国の国防費の推移）のとおりである。

参照　資料9（各国国防費の推移）

図表Ⅱ-3-2-6　主要国の国防費比較（2023年度）

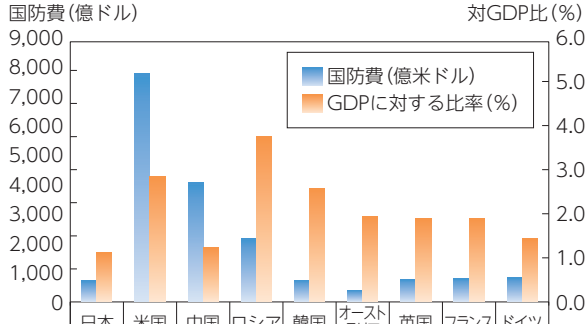

	日本	米国	中国	ロシア	韓国	オーストラリア	英国	フランス	ドイツ
国防費	697	7,759	4,040	2,126	716	373	756	783	823
対GDP比	1.12	2.84	1.24	3.75	2.55	1.95	1.89	1.89	1.42
(参考)NATO公表値による対GDP比	–	3.24	–	–	–	–	2.28	1.90	1.66
一人当たりの国防費（約○ドル）	565	2,282	283	1,473	1,382	1,411	1,117	1,209	988
一人当たりの国防費（約○万円）	5	22	3	14	13	13	11	11	9

（注）1　国防費については、各国発表の国防費（米国は国防省費）を基に、2023年購買力平価（OECD発表値：2024年4月現在）を用いてドル換算。
「1ドル＝94.702005円＝3.846155元＝30.128977ルーブル＝796.170147ウォン＝1.369873豪ドル＝0.673315ポンド＝0.678008仏ユーロ＝0.710865独ユーロ」
2　中国が国防費として公表している額は、実際に軍事目的に支出している額の一部に過ぎないとみられ、米国防省の分析によれば、実際の国防支出は公表国防予算よりも著しく多いとされる。
3　対GDP比については、各国発表の国防費（現地通貨）を基に、IMF発表のGDP値（現地通貨）を用いて試算。
4　NATO公表国防費（退役軍人への年金などが含まれる）は各国発表の国防費と異なることがあるため、NATO公表値（2024年3月発表）による対GDP比は、各国発表の国防費を基に試算したGDP比とは必ずしも一致しない。
5　一人当たりの国防費については、UNFPA（State of World Population 2023）発表の人口を用いて試算。
6　SIPRIファクトシート（2024年4月公表）によると、2023年の世界のGDPに占める世界の国防費の割合は、2.3%となっており、日本のGDPに占める防衛関係費の割合は、1.2%となっている。

図表Ⅱ-3-2-7　主要国の国防費の推移

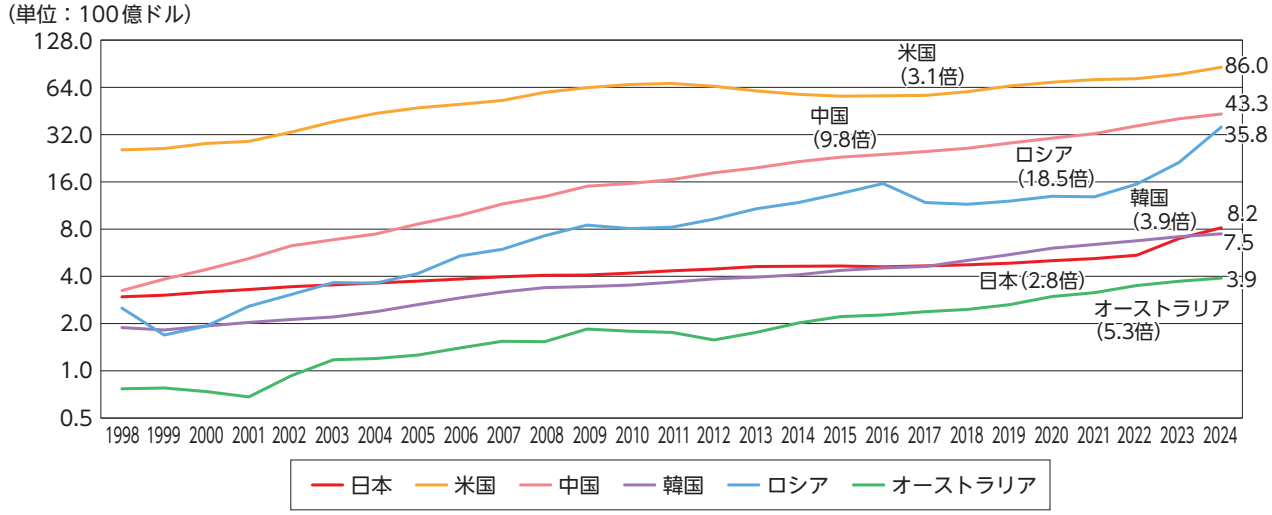

（注）1　国防費については、各国発表の国防費を基に、各年の購買力平価（OECD発表値：2024年4月現在）を用いてドル換算。なお、現時点で2024年の購買力平価は発表されていないことから、2024年の値については、2023年の購買力平価を用いてドル換算。
2　日本の防衛関係費については、当初予算（SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費などを除く。）。
3　各国の1998-2024年度の伸び率（小数点第2位を四捨五入）を記載。

9　令和6（2024）年度における防衛力整備計画対象経費と「補完する取組」にかかる経費の合計額については、総額8.9兆円であり、国家安全保障戦略策定時（令和4年度（2022年度））のGDPとの比較では、約1.6%となっている。

解説

安全保障に関連する経費

わが国は2022年12月に策定した国家安全保障戦略において、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国などとの連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、わが国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準がGDP（2022年度実績見込み。約560兆円）の2%（11兆円程度）に達するよう所要の措置を講ずることとしました。

NATO加盟国をはじめ各国が、安全保障環境を維持するために、経済力に応じた相応の国防費を支出する姿勢を示しており、わが国としても、国際社会のなかで安全保障環境の変化を踏まえた防衛力の強化を図るうえで、GDP比で見ることは指標として一定の意味があると考え、2027年度における防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせた予算水準（安全保障に関連する経費）について、2%という目標を示すこととしました。

このうち、防衛力の抜本的強化のための経費として、防衛力整備計画対象経費については、2027年度において8.9兆円程度となることを見込んでいます。また、補完する取組の経費については、まず、歴代の政権で、これまでNATO定義を参考にしつつ、安全保障に関連する経費として仮に試算してきた際の項目をベースに試算すれば、SACO関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費は0.2兆円程度、関係省庁所管分は海上保安庁予算やPKO関連経費などを念頭において0.9兆円程度となることを見込んでいます。また、総合的な防衛体制を強化するための取組（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力）に関する経費については、1兆円程度となることを見込んでいます。

安全保障に関連する経費のうち、関係省庁所管分については、具体的にどのような経費がわが国の防衛に資するかについては、様々な議論があると承知していますが、歴代の政権で、これまでNATO定義を参考にしつつ、安全保障に関連する経費として仮に試算してきた際の項目をベースに、例えば、恩給費、弾薬の処分等関連経費などの旧軍人・軍属等や旧軍兵器に関係するもの、国連PKO分担金などPKO関係経費、海上保安庁、内閣衛星センターなどの安全保障関連組織、防衛駐在官人件費などの自衛隊関係経費、基地交付金などの在日米軍の駐留に関する経費などを念頭に置いた試算となっています。

総合的な防衛体制を強化するための取組については、まず、研究開発については、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発を推進します。

公共インフラ整備については、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、必要な整備などを行うものです。

サイバー安全保障については、能動的サイバー防御の導入を含め、政府全体として対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることとしており、具体的な取組の内容については、内閣官房を中心に、政府として検討を進めているところです。

国際協力については、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することを目的に、外務省が新たに創設した無償資金協力の枠組み（OSA: 政府安全保障能力強化支援）であり、防衛省・自衛隊としても、防衛装備移転などと連携すべく、緊密に連携していきます。

第4章 安全保障と防衛を担う組織

第1節 国家安全保障会議

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、また、わが国が対応すべき安全保障上の課題はより深刻化している。こうしたなかにおいては、内閣総理大臣を中心とする政治の強力なリーダーシップのもと、戦略的観点から国家安全保障にかかる政策を進めていく必要がある。そのため、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として、内閣に設置されている国家安全保障会議が、国家安全保障に関する外交・防衛・経済政策の司令塔として機能している。2013年12月の創設以来338回（2024年3月末時点）開催され、2022年12月に策定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画もこの国家安全保障会議における審議を経て決定されている。

国家安全保障会議を恒常的に支えるための事務局として、内閣官房に国家安全保障局が設置されている。同局は、国家安全保障に関する外交・防衛・経済政策の基本方針や重要事項の企画・立案・総合調整の機能も有しており、政策面で関わりの深い関係行政機関が、同局への人材、情報両面においてサポートしている。防衛省からも自衛官を含む多くの職員が同局に出向しており、それぞれの専門性を活かしながら政策の企画・立案に携わっている。また、防衛省・自衛隊から国際軍事情勢などの情報が適時に提供されている。

このように国家安全保障政策に関する企画・立案機能が強化された結果、わが国の安全保障に関する制度的な整備が実現しているほか、安全保障上の新たな課題などにかかる政策の方向性が示されるようになっている。また、国家安全保障会議で議論された基本的な方針のもとで、個々の防衛政策が立案され、意思決定の迅速化が図られるなどしており、防衛省・自衛隊における政策立案、遂行機能の向上にも大きく資するものとなっている。

参照 図表Ⅱ-4-1-1（国家安全保障会議の体制）

図表Ⅱ-4-1-1 国家安全保障会議の体制

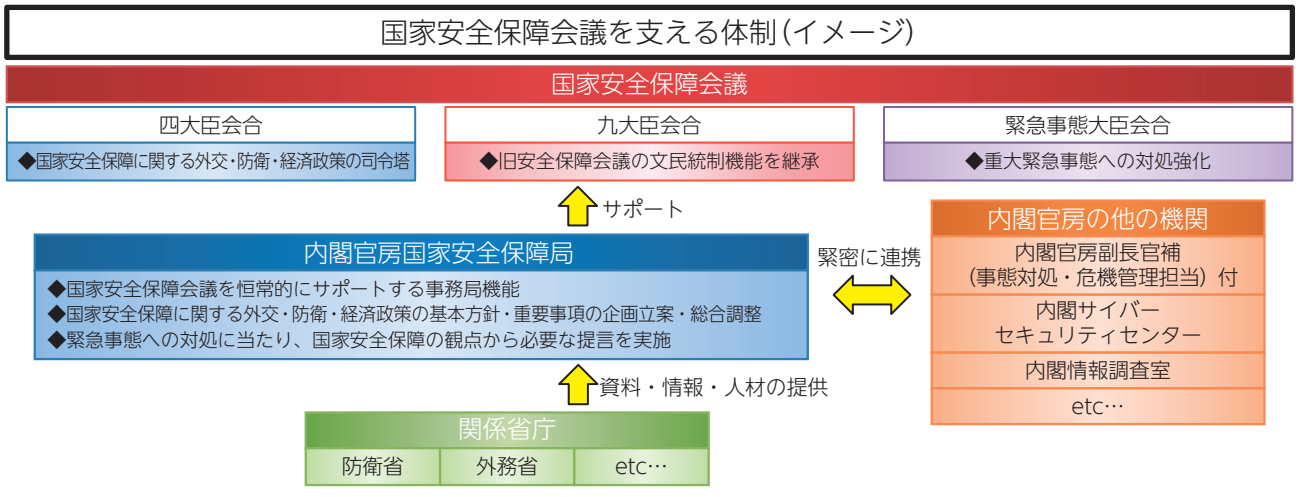

資料：国家安全保障会議の開催状況
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/kaisai.html

第2節 防衛省・自衛隊の組織

1 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織を指している。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

参照 図表Ⅱ-4-2-1（防衛省・自衛隊の組織図）、図表Ⅱ-4-2-2（防衛省・自衛隊の組織の概要）、図表Ⅱ-4-2-3（陸・海・空自衛隊の編成）、図表Ⅱ-4-2-4（主要部隊などの所在地（イメージ）（2023年度末現在））

図表Ⅱ-4-2-1　防衛省・自衛隊の組織図

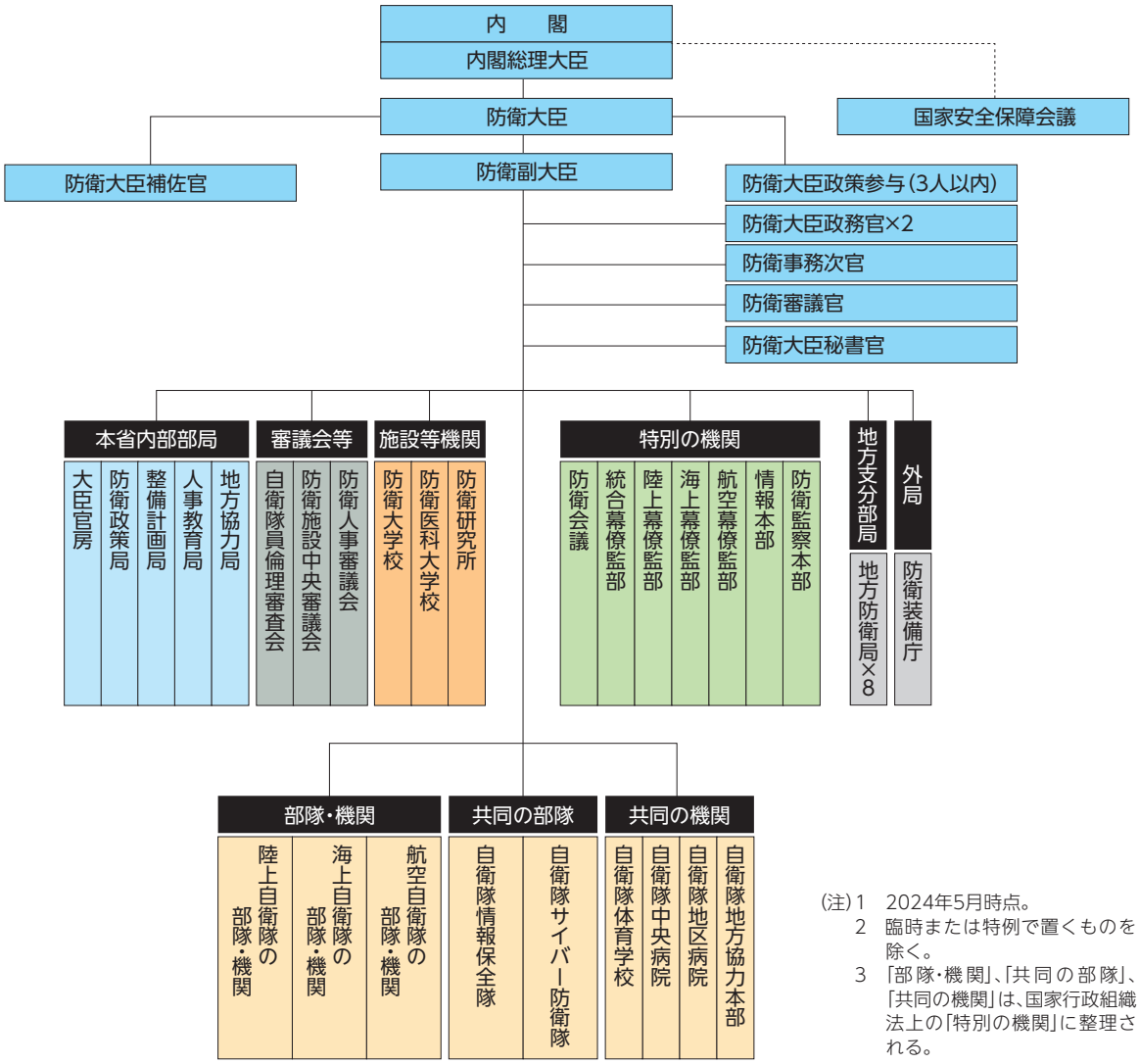

（注）1　2024年5月時点。
2　臨時または特例で置くものを除く。
3　「部隊・機関」、「共同の部隊」、「共同の機関」は、国家行政組織法上の「特別の機関」に整理される。

図表Ⅱ-4-2-2　防衛省・自衛隊の組織の概要

組　織	概　要
本省内部部局	●防衛省・自衛隊の業務の基本的事項（防衛・警備、自衛隊の行動などの基本（法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務）や人事、予算など）を担う組織 ●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局、地方協力局の4局から構成
統合幕僚監部	●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関 ●統合運用に関する防衛・警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など ●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行
陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部	●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関 ●各自衛隊の防衛・警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練に関する計画の立案など
陸上自衛隊	●陸上総隊 ・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成 ・陸自部隊の一体的運用を実現 ●方面隊 ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる ●師団・旅団 戦闘部隊、戦闘支援部隊、後方支援部隊などで編成
海上自衛隊	●自衛艦隊 ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる ●地方隊 5個の地方隊があり、主として担当区域の警備や自衛艦隊の支援にあたる
航空自衛隊	●航空総隊 ・4個の航空方面隊を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる ●航空方面隊 航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、高射群（地対空誘導弾部隊などからなる。）などをもって編成
防衛大学校	●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●一般大学の修士・博士課程に相当する理工学研究科（前期・後期課程）と総合安全保障研究科（前期・後期課程）を設置
防衛医科大学校	●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●保健師・看護師である幹部自衛官や技官となるべき者を教育訓練するための機関 ●学校教育法に基づく大学院医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置
防衛研究所	●国立の安全保障に関する学術研究・教育機関 ●自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を実施 ・安全保障に関する調査研究 ・戦史に関する調査研究・戦史の編さん ・戦史史料の管理・公開 ●幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を実施
情報本部	●わが国の安全保障にかかる各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関 ・画像・地理情報、電波情報、公刊情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施 ・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成
防衛監察本部	●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関
地方防衛局 （全国8か所）	●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局 ・地方公共団体や地域住民の理解・協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを実施 ・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成
防衛装備庁	●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力などを行う外局 ・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施 ・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映 ・新しい領域（防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など）における積極的な取組 ・調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立

図表Ⅱ-4-2-3 陸・海・空自衛隊の編成

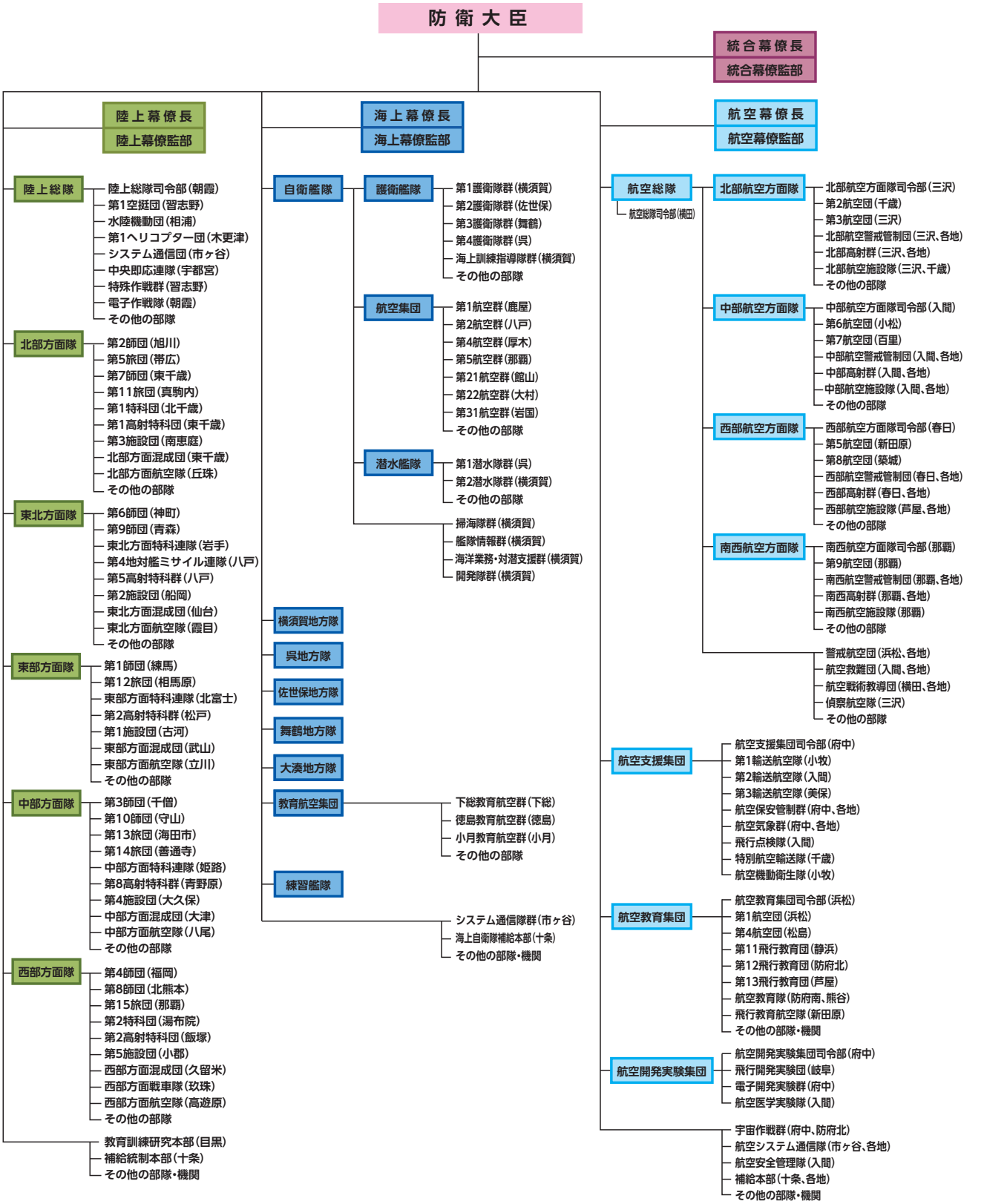

図表Ⅱ-4-2-4　主要部隊などの所在地（イメージ）（2023年度末現在）

2　防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）、防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局と機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕や陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、防衛省・自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、大臣官房長と各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐を行う。

統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。

参照　1章2節3項4（文民統制の確保）

3　地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市、嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、防衛施設と地域社会との調和を図るための施策や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体や地域住民の理解や協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

参照　Ⅳ部4章1節（地域社会との調和にかかる施策）

2　自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。また、宇宙・サイバー・電磁波といった領域を含め、領域横断作戦を実現しうる体制の構築に取り組んでいる。

自衛隊の統合運用を担う組織は統幕であり、その長は統幕長である。統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する防衛大臣の命令は統幕長が執行する。その際、統合任務部隊[1]が組織された場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、防衛大臣の指揮や命令は、統幕長を通じて行われる。

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担う一方、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

1　自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。弾道ミサイル対処や大規模災害対処など、様々な任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、陸・海・空自を一体的に運用する必要があるため、単一の指揮官のもとに陸・海・空自にまたがる統合任務部隊を組織し、対応している。有事と災害の同時対処のような事態に対応するため、統合作戦司令部設置後においても、統合任務部隊を別途組織することは可能である。

3 統合作戦司令部

国家防衛戦略や防衛力整備計画において、各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、陸・海・空自の一元的な指揮を行いうる常設の統合司令部を創設することとされた。これを踏まえ、2024年度に、常設の統合司令部として「統合作戦司令部」を市ヶ谷に設置し、その長として統合作戦司令官を置くこととしている。

参照　図表Ⅱ-4-2-5（自衛隊の運用体制と統合作戦司令部）

図表Ⅱ-4-2-5　自衛隊の運用体制と統合作戦司令部

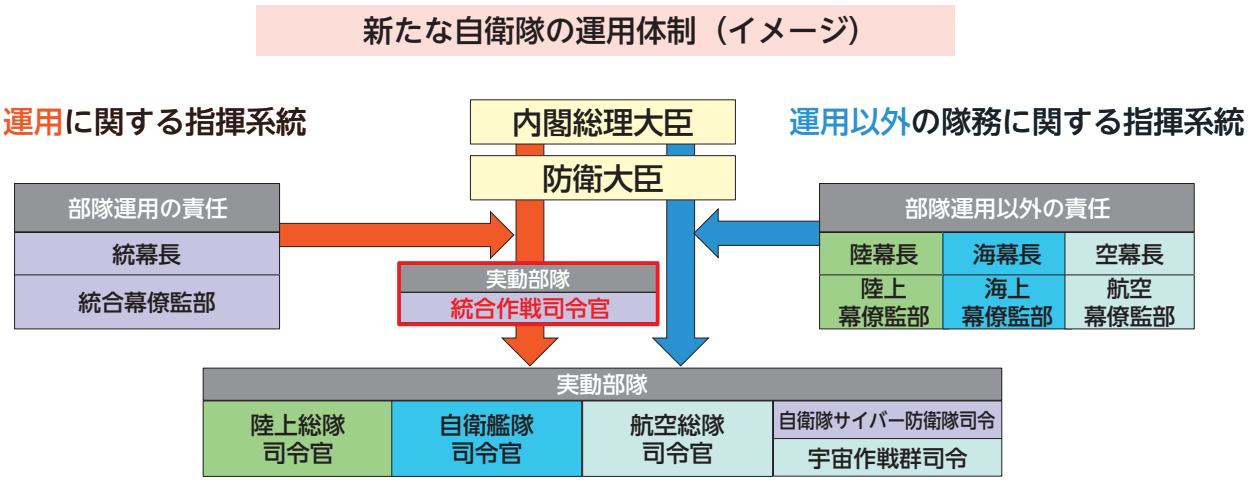

1 意義

常設の統合司令部が存在しない現在は、統合作戦を行う際、必要に応じて、陸・海・空自の部隊のいずれか2以上の部隊からなる統合任務部隊を臨時に組織している。このような体制下では、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築することができず、また、平素から領域横断作戦に必要な態勢を整えることが困難である。

統合作戦司令部を新設することで、陸・海・空自による統合作戦の指揮などについて、平素から統合作戦司令部に一本化することができる。また、平素から領域横断作戦の能力を練成することができるため、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常続的に可能となる。

加えて、現在、統幕長はカウンターパートとして、米軍の中長期的な軍事戦略を担当する統合参謀本部議長と、自衛隊と米軍の共同作戦を担当するインド太平洋軍司令官の両者とそれぞれ調整している。統合作戦司令部と統合作戦司令官を新設することで、作戦にかかる米軍との調整をより緊密に行い、日米共同対処能力を強化することができる。

2 統幕との関係

統幕は、自衛隊の運用に関し、軍事専門的見地から防衛大臣を補佐する「幕僚機関」である。一方、新設する統合作戦司令部は、自衛隊の運用に関し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に指揮することを念頭に置いた「部隊」であり、これまで自衛隊には常設されていなかった機能である。このように、両者は趣旨や位置づけが異なる組織であり、統合作戦司令部の新設に伴って、統幕の役割が変更されることはない。

また、従来、自衛隊の運用に関し、防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、防衛大臣の命令は統幕長が執行することとされており、統合作戦司令部が新設された際も、統幕長は、統合作戦司令部などの部隊に対して、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮や命令を伝達し、またその範囲内で細部指示することとなる。

このように、新設する統合作戦司令部や統合作戦司令

官は、統幕長を長とする統幕と役割を明確に分担することになる。そして、統合作戦司令部を新設し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に運用するという新たな機能を設けることにより、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常続的に可能となる。

解説　自衛隊の統合運用体制の深化

自衛隊の統合運用に関し、自衛隊の総合的かつ有効な運営を図るため、防衛庁・自衛隊発足時の1954年7月に、陸・海・空幕長と統合幕僚会議議長で構成される統合幕僚会議が設立されました。これにより、自衛隊の運用に関しては、内部部局が政策的見地から、各幕僚長と統合幕僚会議が軍事専門的見地から、自衛隊に対する長官の指揮監督を補佐する体制をとってきました。しかし、軍事専門的見地からの長官の補佐は、陸・海・空幕長がそれぞれ個別に行い、必要に応じて統合幕僚会議が合議体として統合調整を行うという「各自衛隊ごとの運用を基本とする態勢」に基づくものでした。

その後、新たな脅威や多様な事態への対応が求められるなど、自衛隊を取り巻く環境の変化に自衛隊が迅速かつ効果的に対応するためには、平素から陸・海・空自を有機的かつ一体的に運用できる態勢が必要であるとの認識から、統幕の新設、陸・海・空幕から統幕への運用機能の移管や運用に必要な情報機能の情報本部への集約など、統合運用に必要な体制の整備を行い、2006年3月、自衛隊の運用の態勢を「統合運用を基本とする態勢」とした統合運用体制に移行しました。この統合運用体制への移行により、軍事専門的見地からの大臣補佐機能は一元化されましたが、自衛隊の部隊における統合運用体制については、特定の任務を行動する際に、自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、統合任務部隊を臨時に組織して対応する体制にとどまっており、平素から陸・海・空自を有機的かつ一体的に運用できるといった課題は残されたままでした。

このため、中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）において、「将来的な統合運用の在り方として、新たな領域に係る機能を一元的に運用する組織等の統合運用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、強化された統合幕僚監部の態勢を踏まえつつ、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討の上、結論を得る。」とされ、これらの検討を踏まえ、2022年12月に閣議決定された防衛力整備計画において、「各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部を創設する。」こととされ、統合作戦司令部が新設されることとなったのです。

初の統合幕僚会議（昭和29年）

初代統幕長　先崎（まっさき）陸将（右）

第5章 自衛隊の行動に関する枠組み

1 自衛隊の任務

自衛隊の任務は、自衛隊法第３条の規定により、「主たる任務」（同条第１項）と「従たる任務」（同条第１項および第２項）に分けることができる。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該当し、これは唯一自衛隊のみが果たしうる任務である。

「従たる任務」には、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるもの（いわゆる第１項の「従たる任務」）と、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、別に法律で定めるところにより実施するもの（いわゆる第２項の「従たる任務」）の２つがある。前者については、警察機関のみでは対処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上警備行動のほか、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、領空侵犯に対する措置などが含まれる。後者には、重要影響事態に対応して行う活動や国際平和協力活動がある。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものを「本来任務」と呼んでいる[1]。

参照 図表Ⅱ-5-1（自衛隊の任務に関する概念図）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）

図表Ⅱ-5-1 自衛隊の任務に関する概念図

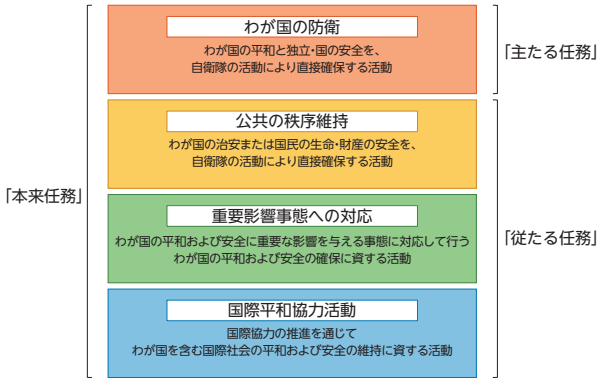

2 わが国の防衛

1 武力攻撃事態等および存立危機事態

事態対処法[2]は、**武力攻撃事態**および**武力攻撃予測事態**（武力攻撃事態等）並びに**存立危機事態**への対処のための態勢を整備し、もってわが国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に資することを目的としている。同法では、武力攻撃事態等および存立危機事態への対処についての基本理念、基本的な方針（対処基本方針）として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定している。

後述する第Ⅲ部第１章第４節のようなわが国に対するミサイル攻撃や島嶼（しょ）部への侵攻などの武力攻撃が生起した場合や、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生

KEY WORD 武力攻撃事態・武力攻撃予測事態

武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態またはわが国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、わが国に対する外部からの武力攻撃が予測されるに至った事態。
（両者を合わせて「武力攻撃事態等」と呼称）

KEY WORD 存立危機事態

わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。

1 自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などを活用することが適当であるとの判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ばれる。「付随的な業務」には、サミットのため来日した国賓などの輸送や教育訓練の一環として実施している公園の整地工事や道路工事などの受託、オリンピック・パラリンピック、国民体育大会などの運動競技会に対する協力などがある。
2 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態が生起した場合、政府は、同法に基づき対応していく。

武力攻撃事態等または存立危機事態に至ったときは、政府は、事態対処法に基づき、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求めることになる。

① 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

- 事態の経緯、武力攻撃事態等または存立危機事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
- 事態が武力攻撃事態または存立危機事態であると認定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため、武力の行使が必要であると認められる理由

② 対処に関する全般的な方針

③ 対処措置に関する重要事項

武力攻撃事態または存立危機事態の場合、この対処措置に関する重要事項として、後述する防衛出動を命ずることの国会承認の求め、または防衛出動を命じることなどが記載される。

参照 図表Ⅱ-5-2（武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き）

2 自衛隊による対処

内閣総理大臣は、武力攻撃事態および存立危機事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部または一部に防衛出動を命ずることができる。防衛出動の下令に際しては、原則として国会の事前承認を得なければならない。防衛出動を命ぜられた自衛隊は、「武力の行使」の三要件を満たす場合に限り武力の行使ができる。

参照 1章2節2項2（憲法9条のもとで許容される自衛の措置）、Ⅲ部1章4節（ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻への対応）

図表Ⅱ-5-2 武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き

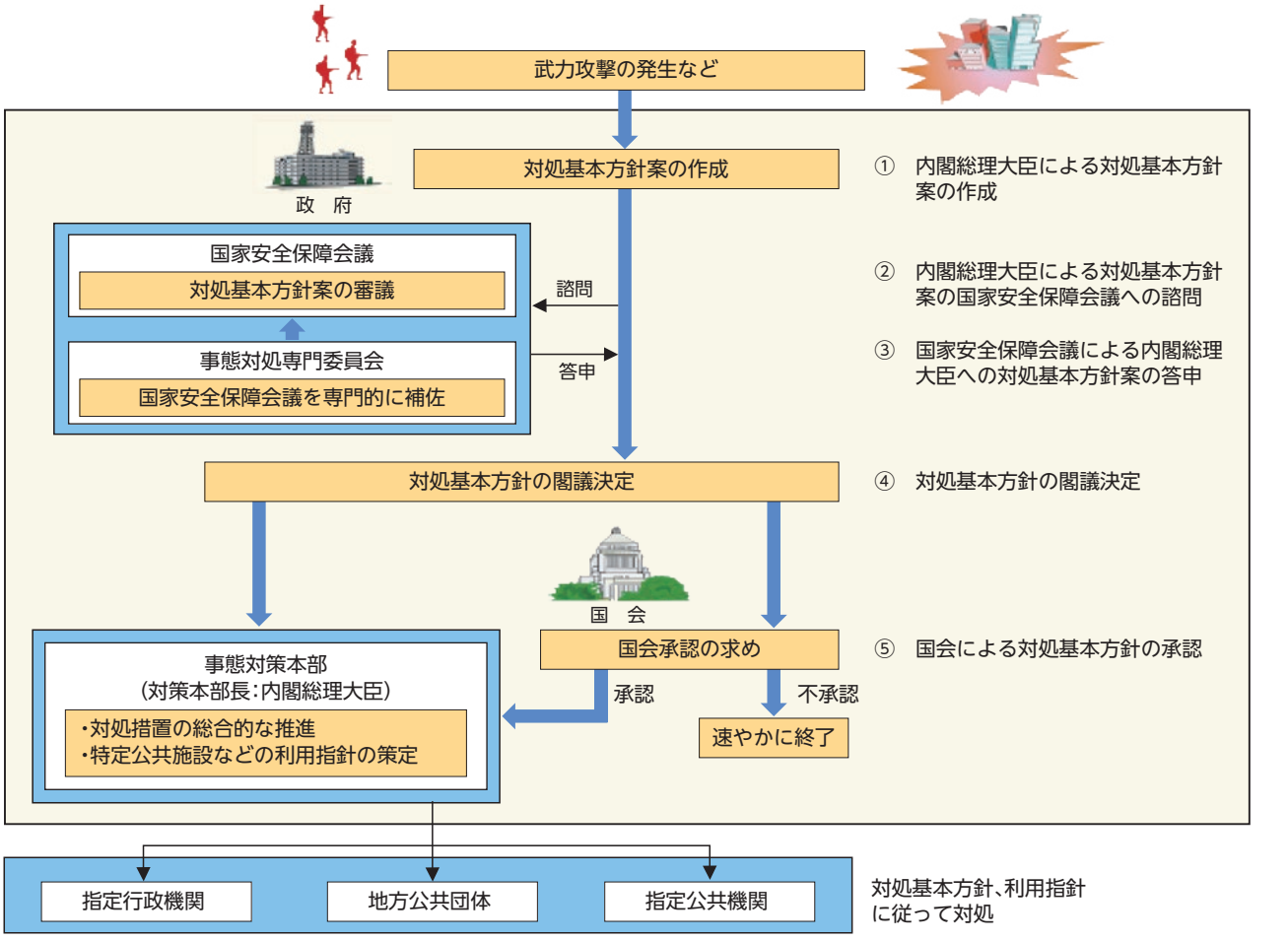

3 国民保護

武力攻撃事態等および緊急対処事態[3]において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小とするための、国・地方公共団体などの責務、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などに関する措置については、国民保護法[4]に規定している。防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、または対策本部長[5]から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等[6]に国民保護措置または緊急対処保護措置（住民の避難支援、応急の復旧など）を実施させることができる。

参照 図表Ⅱ-5-3（国民保護等派遣の流れ）、Ⅲ部1章4節8項（国民保護に関する取組）

図表Ⅱ-5-3 国民保護等派遣の流れ

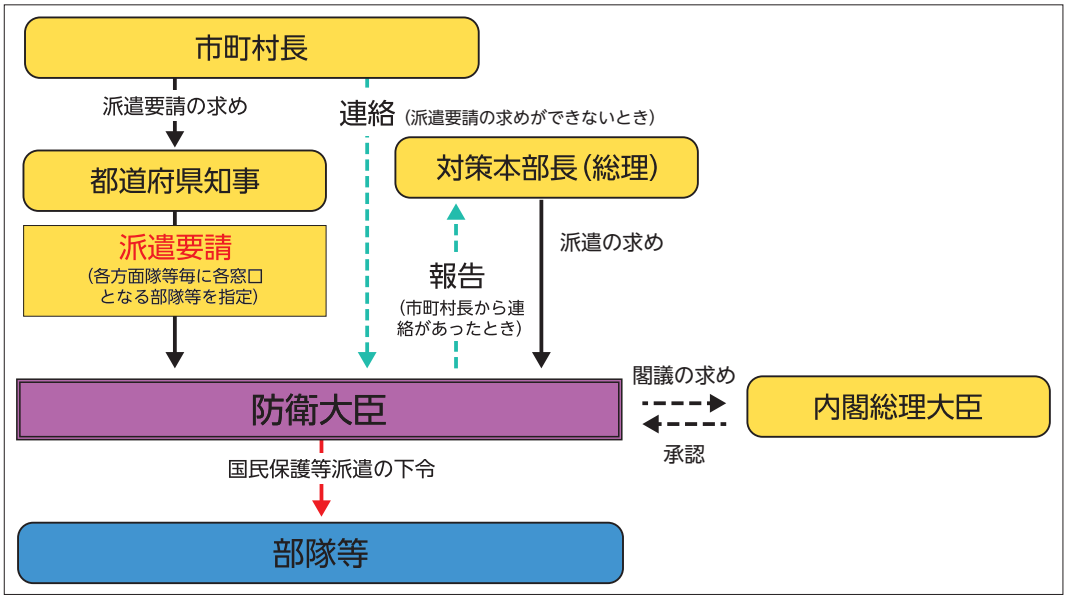

3 公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など

1 治安出動

(1) 命令による治安出動

内閣総理大臣は、間接侵略[7]その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部または一部の出動を命ずることができる。この場合、原則として、出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

(2) 要請による治安出動

都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議のうえ、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。内閣総理大臣は、出動の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

参照 Ⅲ部1章4節7項（大規模テロや重要インフラに対する攻撃などへの対応）

3 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
5 対策本部長は内閣総理大臣を充てることとされているが、両者は別人格として規定されている。
6 陸自、海自または空自の部隊および機関。
7 外国の教唆または干渉によって引き起こされた大規模な内乱または騒擾（そうじょう）。

2 海上警備行動

防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合[8]には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

参照 Ⅲ部1章3節2項（わが国の主権を侵害する行為に対する措置）

3 海賊対処行動

防衛大臣は、海賊対処法[9]に基づき、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動を命ずることができる。

参照 Ⅲ部3章2節2項（海賊対処への取組）

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

わが国に対する武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する、または存立危機事態において弾道ミサイルなどが飛来する場合であって、「武力の行使」の三要件が満たされるときには、自衛隊は、防衛出動により対処することができる。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来するものの、武力攻撃と認められない場合は、防衛大臣は、次の措置をとることができる。

① 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあり、その落下によるわが国領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、わが国に向けて現に飛来する弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

② ①の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合などのように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がない場合も考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができる。防衛大臣はこの緊急対処要領に従い、一定の期間を定めたうえで、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

参照 図表Ⅱ-5-4（弾道ミサイルなどへの対処の流れ）、Ⅲ部1章4節2項（ミサイル攻撃などへの対応）

図表Ⅱ-5-4 弾道ミサイルなどへの対処の流れ

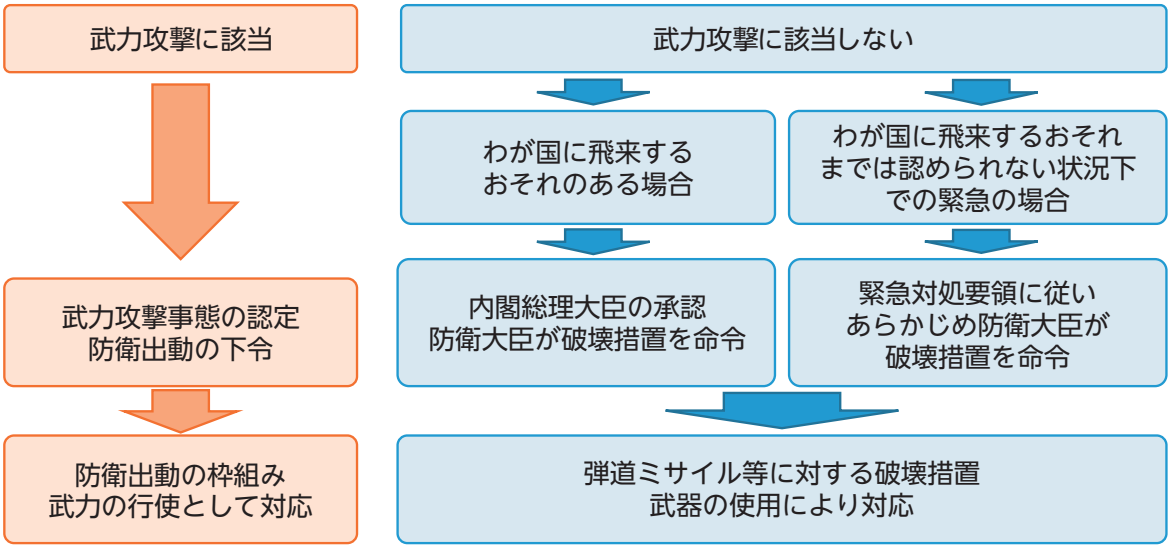

8 海上保安庁によっては対応が不可能または著しく困難である場合。
9 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

5 災害派遣など

(1) 災害派遣

都道府県知事など[10]は、災害[11]に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣または防衛大臣の指定する者[12]に要請することができる。そして、要請を受けた防衛大臣などは、緊急性、非代替性、公共性の3つの要件を総合的に判断し、やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、防衛大臣などは、要請を待たないで、自主的に部隊等を派遣することができる。

なお、洋上や離島などにおいて救急患者が発生し、海上保安庁や自治体では対応が困難な場合、自衛隊は災害派遣の枠組みで緊急患者空輸を実施している。

(2) 地震防災派遣と原子力災害派遣

防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言[13]または原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、地震災害警戒本部長または原子力災害対策本部長（いずれも内閣総理大臣）の要請に基づき、部隊等の派遣を命ずることができる。

参照 図表Ⅱ-5-5（災害派遣の流れ）、Ⅲ部1章7節1項（大規模災害などへの対応）、資料18（災害派遣の実績（過去5年間））

図表Ⅱ-5-5 災害派遣の流れ

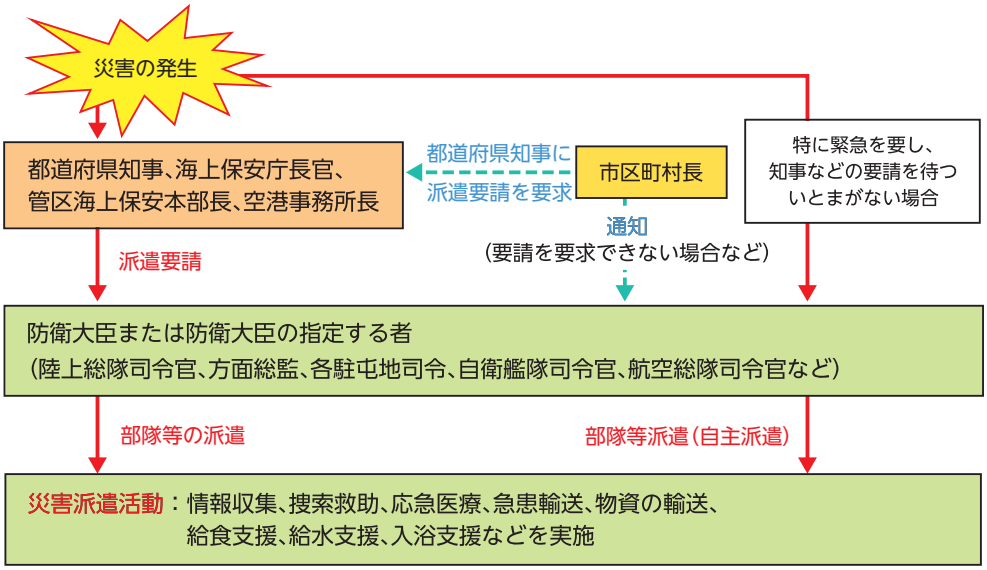

10 海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法第94条（災害派遣時等の権限）に基づき、避難等の措置（警察官職務執行法第4条）などができる。②災害派遣では予備自衛官および即応予備自衛官に、地震防災派遣または原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

11 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの自然災害のみならず、火災、海難、航空機の墜落、列車事故などの人為的な災害も含む。

12 都道府県知事などの要請の利便性を考慮し、全国の自衛隊の部隊等の長が指定されている。

13 気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

6　領空侵犯に対する措置

防衛大臣は、外国の航空機が国際法規または航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、領空侵犯機を着陸させ、またはわが国の領域の上空から退去させるために必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器の使用など）を講じさせることができる。また、無人の航空機（気球を含む。）であっても、外国のもので、わが国の許可なく領空に侵入すれば領空侵犯となる。政府は従来、領空侵犯に対する措置の際の武器の使用は、有人かつ軍用の航空機を念頭に正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されるとしてきた。領空侵犯する無人の航空機については、武器の使用を行っても直接に人に危害が及ぶことはないことから、例えば、そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害する可能性があるなど、わが国領域内の人の生命および財産、また航空路を飛行する航空機の安全の確保といった保護すべき法益のために、必要と認める場合には、正当防衛または緊急避難に該当しなくとも、武器を使用することが許される、と無人の航空機に対する武器の使用にかかる同条の解釈を2023年2月に明確化した。

参照　Ⅲ部1章3節2項1（領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル））

7　在外邦人等の保護措置および輸送

防衛大臣は、外国における緊急事態に際し、外務大臣から依頼があった場合には、生命または身体の保護を要する邦人等を安全な地域に輸送することができる。これまでに3度の法改正を行っており、直近では、在アフガニスタン邦人等の輸送の経験などを踏まえ、2022年に、輸送手段の柔軟化、実施にあたっての安全にかかる要件の見直し、主たる対象者の拡大を実現した。

また、生命または身体に危害が加えられるおそれがある邦人等の警護、救出などの保護措置も、外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議し、次のすべてを満たす場合には、内閣総理大臣の承認を得て実施可能となっている。

- 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること
- 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国など[14]の同意があること
- 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携および協力が確保されると見込まれること

参照　Ⅲ部1章7節2項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、資料19（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）、資料20（在外邦人等の輸送実績）

8　米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定に基づき、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等[15]の部隊の武器等[16]を防護できることとされている。本条の基本的な考え方、本条の運用に際しての内閣の関与などについては、運用指針[17]により定められており、概要は次のとおりである。

(1) 本条の趣旨

本条の警護は、米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を対象としている。本条は、わが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。

(2) わが国の防衛に資する活動

わが国の防衛に資する活動に当たりうるかについて

14　国際連合の総会または安全保障理事会の決議に従って、当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。
15　米軍のほか、外国の軍隊や、これに類する組織（例えば沿岸警備隊のような、軍隊に類似する外国の組織を想定）を含む。
16　武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備または液体燃料。
17　自衛隊法第95条の2の運用に関する指針（平成28年12月22日国家安全保障会議決定）

は、個別具体的に判断するが、主として①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②重要影響事態に際して行われる輸送、補給などの活動、③わが国を防衛するために必要な能力の向上のための共同訓練が考えられる。

(3) 護衛の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、当該活動がわが国の防衛に資する活動に該当するかおよび警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断する。

(4) 内閣の関与

米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議する。ただし、緊急の場合には、防衛大臣は、速やかに国家安全保障会議に報告する。

- 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- 第三国の領域における警護の要請があった場合
- その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議のうえ、閣議の決定を求めるものとする。

参照 Ⅲ部2章2節4項（米軍等の部隊の武器等防護）、Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）、資料11（自衛隊法第95条の2の運用に関する指針）、資料22（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

4 重要影響事態への対応

重要影響事態安全確保法[18]は、**重要影響事態**が生起した場合の対応として、後方支援活動などを行うことにより、重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、わが国の平和および安全の確保に資することを目的としている。同法では、支援対象や対応措置について次のとおり定めている。

1 支援対象

支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊などは、①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍、②国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊、③その他これに類する組織である。

KEY WORD 重要影響事態

そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態などわが国の平和および安全に重要な影響を与える事態。

2 重要影響事態への対応措置

重要影響事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

ア 後方支援活動

重要影響事態に対処する軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用および訓練業務）、便宜の供与その他の支援措置。

なお、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

イ 捜索救助活動

ウ 船舶検査活動[19]（船舶検査活動法[20]に規定するもの）

エ その他の重要影響事態に対応するための必要な措置

外国領域での対応措置については、当該外国などの同意がある場合に限り実施可能である。

18 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
19 国連安保理決議に基づいて、または旗国（海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国）の同意を得て、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦などを除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や、必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動。
20 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

3 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、捜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合またはそれが予測される場合には、活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかに、その指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

4 重要影響事態と存立危機事態の関係

重要影響事態と存立危機事態の両者は、異なる法律上の概念として、それぞれの法律に定める要件に基づいて該当するか否かを個別に判断するものであるが、わが国にどのくらいの戦禍が及ぶ可能性があるのか、そして国民がこうむることとなる被害はどの程度なのかといった尺度は共通するなど、存立危機事態は概念上、重要影響事態に包含されるものである。したがって、事態の推移により重要影響事態が存立危機事態の要件をも満たし、存立危機事態が認定されることもありうる。

5 国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み

1 国際平和共同対処事態への対応

国際平和共同対処事態に際し、わが国は、国際平和支援法[21]に基づき、国際社会の平和および安全の確保のため、国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊などに対して協力支援活動などを行うことができる。同法は、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能にするという観点から、一般法として整備することにより、迅速かつ効果的に活動を行い、国際社会の平和および安全に主体的かつ積極的に寄与することができるようにしている。

(1) 要件

わが国が行う協力支援活動などの対象となる諸外国の軍隊などの活動について、次のいずれかの国連（総会または安全保障理事会）決議の存在を要件としている。

① 支援対象となる外国が国際社会の平和および安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定、要請、勧告、または認める決議

② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威または平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

KEY WORD **国際平和共同対処事態**

国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの。

(2) 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

ア 協力支援活動

諸外国の軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務および建設）。

なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

21 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

イ　捜索救助活動

ウ　船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）

(3) 武力の行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、捜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、またはそれが予測される場合には活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかにその指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

参照　資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）

2　国際平和協力業務

国際平和協力法[22]は、わが国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。同法は、国際連合平和維持活動（国連PKO）[23]、国際連携平和安全活動[24]などに対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講ずる手続などを定めている。

Peacekeeping Operations

(1) 参加要件

ア　国連PKO

国連PKOへの参加にあたっての基本方針としては、いわゆる「参加5原則」がある。

① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。

② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国および紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動および当該国連平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。

③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。

④ 上記の原則にいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること。

⑤ 武器使用は要員の生命などの防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる「安全確保業務」およびいわゆる「駆け付け警護」の実施にあたり、自己保存型および武器等防護を超える武器使用が可能。

イ　国際連携平和安全活動

国際連携平和安全活動は、その性格、内容などが国連PKOと類似したものであるため、参加5原則を満たしたうえで、次のいずれかが存在する場合に参加可能である。

① 国連の総会、安全保障理事会または経済社会理事会が行う決議

② 次の国際機関が行う要請

- 国連
- 国連の総会によって設立された機関または国連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
- 当該活動にかかる実績もしくは専門的能力を有する国連憲章第52条に規定する地域的機関または多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る）

22 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

23 国連の統括する枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、国連事務総長の要請に基づき参加する2以上の国および国連により、紛争当事者の同意などを確保した上で実施される活動。

24 国連が統括しない枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、2以上の国の連携により、紛争当時者の同意などを確保した上で実施される活動。

(2) 主な業務内容

- 停戦監視、被災民救援
- 防護を必要とする住民、被災民などの生命、身体、財産に対する危害の防止、抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問、警護（いわゆる「安全確保業務」）
- 活動関係者の生命または身体に対する不測の侵害または危難が生じ、または生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命、身体の保護（いわゆる「駆け付け警護」）
- 国の防衛に関する組織などの設立または再建を援助するための助言または指導
- 活動を統括・調整する組織において行う業務の実施に必要な企画、立案、調整または情報の収集整理（司令部業務）

(3) その他

ア　自衛官の国連への派遣（国連PKOの司令官などの派遣）

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国連PKOに参加する自衛隊の部隊等または外国軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することが可能である[25]。

イ　大規模災害に対処する米軍等に対する物品または役務の提供

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して大規模な災害に対処する米国・オーストラリア・英国・フランス・カナダ・インド・ドイツの軍隊から応急の措置として要請があった場合は、国際平和協力業務などの実施に支障のない範囲で、物品または役務の提供が可能である。

参照　Ⅲ部3章3節2項（国連PKOなどへの取組）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料60（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

3　国際緊急援助活動

国際緊急援助隊法[26]は、海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な災害に対し、救助活動や医療活動などを実施する国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置について定めている。

自衛隊の部隊等による活動については、外務大臣が特に必要があると認める場合には、防衛大臣と協議を行うこととしており、防衛大臣は、協議に基づき、自衛隊の部隊等に、救助活動、医療活動、人員または物資の輸送などを行わせることができる[27]。

参照　Ⅲ部3章3節3項（国際緊急援助活動への取組）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料60（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

25　この自衛官の派遣は、派遣される自衛官が従事することとなる業務にかかる国連PKOが行われる地域の属する国および紛争当事者の当該国連PKOが行われることについての同意（紛争当事者が存在しない場合にあっては、当該国連PKOが行われる地域の属する国の同意）が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限ることとしている。

26　国際緊急援助隊の派遣に関する法律

27　被災国内において、治安の状況などによる危険が存在し、国際緊急援助活動またはこれにかかる輸送を行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などを防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しないこととしている。したがって、被災国内で国際緊急援助活動などを行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などの防護のために、当該国内において武器を携行することはない。

第Ⅲ部

防衛目標を実現するための３つのアプローチ

第1章 わが国自身の防衛体制

第2章 日米同盟

第3章 同志国などとの連携

第1章 わが国自身の防衛体制

第1節 わが国の防衛力の抜本的強化と国全体の防衛体制の強化

1 わが国の防衛力の抜本的強化

国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜く。これはわが国政府の最も重大な責務であり、安全保障の根幹である。

脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することには困難が伴う。また、国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。侵略という意思を持った高い軍事力を持つ国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。

戦い方も、従来のそれとは様相が大きく変化してきている。これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗（にせはた）作戦[1]をはじめとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能力を表すものである。

国家防衛戦略は、こうした認識のもと、3つの防衛目標と、それらを達成するための3つのアプローチを図表Ⅲ-1-1-1のとおり示している。

参照 図表Ⅲ-1-1-1（3つの防衛目標と、それを実現するための3つのアプローチ（イメージ））、Ⅱ部2章2節（国家防衛戦略の概要）

第Ⅲ部においては、これら3つのアプローチに基づいて章を分け、防衛省・自衛隊の取組を記述する。

第1章は、「わが国自身の防衛体制」の強化として、そのうち、防衛力の抜本的強化については、第2節以降で記述する。また、国全体の防衛体制の強化については、主に本節（次項）で記述する。

第2章は、「日米同盟」の抑止力と対処力の強化として、わが国の安全保障政策の基軸である米国との日米同盟にかかわる取組を記述する。

第3章は、「同志国などとの連携」の強化として、多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進のために行っている取組や、海洋安全保障の確保、国際平和協力活動、軍備管理・軍縮および不拡散への取組など、国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保のための取組を記述する。

1 相手を非難したり自国の正当性を高めたりする目的で、自身が政治的・軍事的攻撃を受けているように演出する作戦。

図表Ⅲ-1-1-1　3つの防衛目標と、それを実現するための3つのアプローチ（イメージ）

2　国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。そのため、防衛力を抜本的に強化することに加えて、わが国が持てる力である、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合して、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していくこととしている。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。

この一環として、政府は、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、総合的な防衛体制の強化を進めており、①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力の4つの分野における取組を、関係省庁の枠組みのもとで推進している。

参照　Ⅱ部3章2節6項「解説」（安全保障に関連する経費）

1　研究開発

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用と安全保障用の技術の区分は極めて困難となっている。世界では、民生用途でのイノベーションと防衛用途でのイノベーションが、相互に影響し合うなかで技術が発展してきており、わが国においても政府、民間のそれぞれで活発に進められている研究開発の成果を防衛目的にも活用することは非常に重要である。

このような認識から、政府横断的な仕組みのもと、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発を推進することとなった。関係省庁の民生利用目的の研究のなかで、総合的な防衛体制の強化にも資するものとして、当面推進していくものを整理した重要技術課題を踏まえ、2023年12月、2024年度に実施するマッチング事業が認定された。

認定された事業については、関係省庁の取組のなかで

当該事業を実施しつつ、研究成果などについて防衛省とコミュニケーションを行い、それを通じて、防衛省の研究開発に結びつく可能性が高いものを効率的に発掘・育成していくこととしている。

参照　図表Ⅲ-1-1-2（2024年度に実施するマッチング事業の概要）

図表Ⅲ-1-1-2　2024年度に実施するマッチング事業の概要

重要技術課題	マッチング事業の概要
エネルギー	・太陽光発電エネルギーの送電技術に関する研究開発 ・高性能な蓄電技術に関する研究開発 ・高出力レーザー技術に関する研究開発 など
センシング	・測時、測位の高精度化技術に関する研究開発 ・環境の電磁波測定技術に関する研究開発 ・超高感度センシング技術に関する研究開発 ・複数センサ情報の融合技術に関する研究開発 など
コンピューティング	・量子コンピュータに関する研究開発 ・高速エッジシステムを用いた研究開発 ・光電融合技術を用いた研究開発 など
情報処理	・膨大なデータの予測・抽出技術の研究開発 ・AIを用いた状況認識支援に関する研究開発 ・センサデータの効果的な可視化技術に関する研究開発 など
情報通信	・高速大容量・低遅延通信技術に関する研究開発 ・高速光通信デバイスに関する研究開発 ・量子技術によるセキュア通信技術に関する研究開発 など
情報セキュリティ	・サイバー攻撃の観測技術の高度化に関する研究開発 ・サイバー空間のセキュリティ技術に関する研究開発 ・秘匿計算を用いたセキュリティ技術に関する研究開発 など
マテリアル	・AIを用いた材料に関する研究開発 ・自己修復する機能材料に関する研究開発 ・耐熱材などの高度加工技術に関する研究開発 など
無人化・自律化	・無人機の環境認識技術に関する研究開発 ・ブレイン・マシン・インターフェースに関する研究開発 ・無人機の群制御技術に関する研究開発 など
機械（構造、設計、推進など）	・過酷環境における安全性・信頼性に関する研究開発 ・数値解析を用いた設計・製造プロセスに関する研究開発 ・次世代の飛行技術に関する研究開発 など

2　公共インフラ整備

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けており、当該枠組みが設けられた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」としている。「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図ることとしている。

参照　図表Ⅲ-1-1-3（特定利用空港・港湾（2024年4月1日現在））

図表Ⅲ-1-1-3　特定利用空港・港湾（2024年4月1日現在）

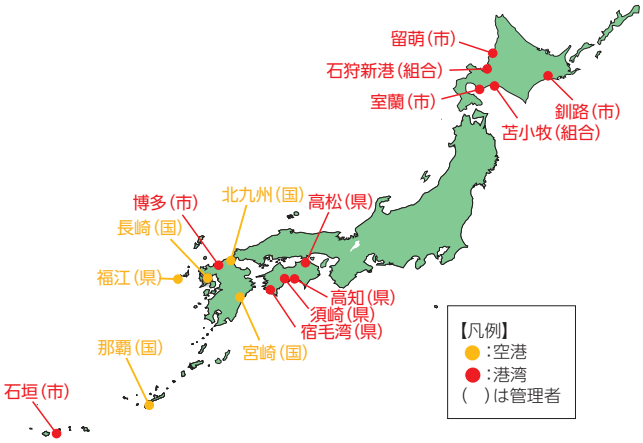

3　サイバー安全保障

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

2024年度においては、特に、政府機関などの情報システムのサイバーセキュリティ確保についての施策を中心に事業を計画している。このほか、サイバー安全保障関連予算の一定の増強を図るとともに、複数の幹部職員の新たな配置と指揮命令系統の強化により、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の抜本的強化を図る。また、能動的サイバー防御の実施に関する事業については、関連する法整備に向けた検討の進展状況を踏まえつつ、実施すべき事業について引き続き精査を行うこととしている。

National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

参照　図表Ⅲ-1-1-4（政府関係機関などのセキュリティ強化）、4節5項（サイバー領域での対応）

図表Ⅲ-1-1-4　政府関係機関などのセキュリティ強化

○既存のセキュリティ常時監視の枠組(GSOC: Government Security Operation Coordination team)の増強・発展を図る。
○質・量ともに激しさを増すサイバー攻撃に対応するため、政府機関などのシステムを常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性などを随時是正する仕組みを導入し、サイバー攻撃を受けにくい情報システムの実現を目指す。

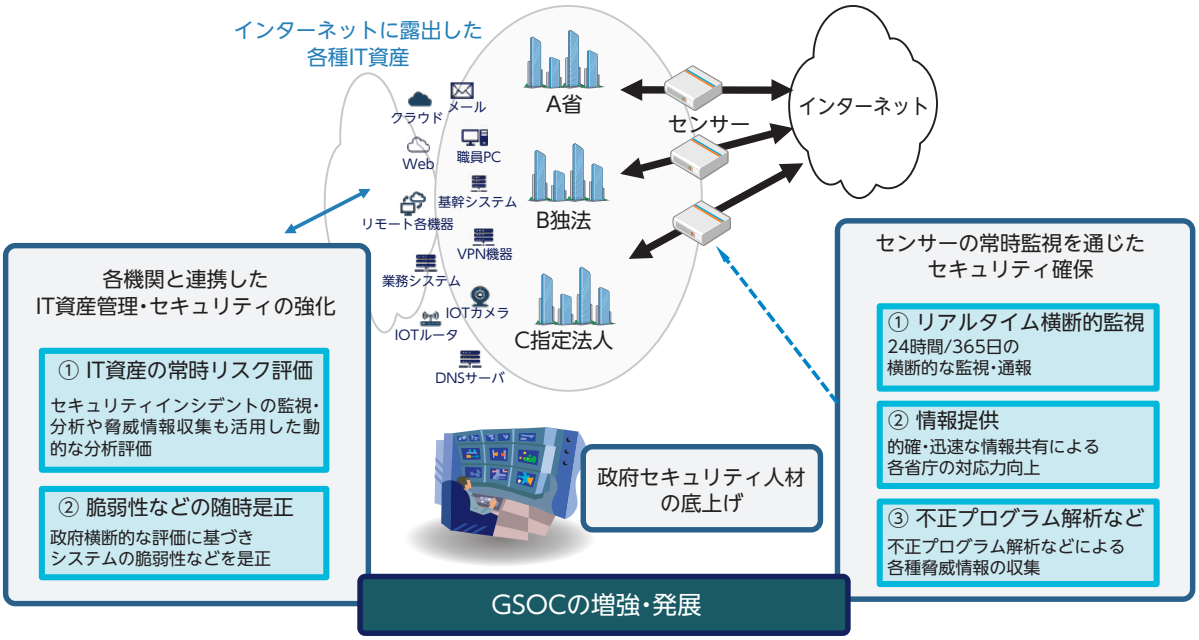

4　わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力

外務省は、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献することを目的に、政府開発援助(ODA)とは別に、新たな無償による資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援(OSA: Official Security Assistance)を創設した。政府として、外務省のみならず、防衛省を含む関係省庁で緊密に連携しつつ進めている。

2023年度は、フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、フィジーの4か国の軍に対し、海洋安全保障分野の警戒監視能力の向上などに資する機材を供与することを決定した。

参照　図表Ⅲ-1-1-5(2023年度のOSAの実績)

図表Ⅲ-1-1-5　2023年度のOSAの実績

国　名	E/N(注)署名・交換日	供与金額	供与機材	供与先
フィリピン	2023年11月3日	6億円	沿岸監視レーダー	海軍
バングラデシュ	2023年11月15日	5.75億円	警備艇	海軍
マレーシア	2023年12月16日	4億円	救難艇など	国軍
フィジー	2023年12月18日	4億円	警備艇など	海軍

(注) E/Nは、日本政府と相手国政府との間で取り交わす文書(Exchange of Notes)

フィリピンにおけるE/N署名・交換式(2023年11月)【首相官邸HP】

第2節 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出

国家防衛戦略における第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出である。

力による一方的な現状変更を許さない取組において重要なのは、わが国自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力である。外交努力とあいまって、防衛省・自衛隊においては、同盟国との協力や同志国などとの多層的な連携を推進し、望ましい安全保障環境の創出に取り組んでいく。

また、海洋国家であるわが国にとって、海洋の秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって極めて重要である。このため、わが国の重要なシーレーンの安定的利用を確保するために、日本関係船舶の安全確保に必要な取組などを実施していく。

参照　2章（日米同盟）、3章（同志国などとの連携）、Ⅳ部1章3節（防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進）

1 「瀬取り」への対応

1 基本的考え方

2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号において、国連加盟国は、北朝鮮籍船舶に対する、または、北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）を容易にし、あるいは、関与することが禁止されている。これは、「瀬取り」により、北朝鮮が、国連安保理決議に基づく制裁を逃れて密輸することを防ぐ狙いがある。

わが国としては、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な非核化という共通の目標に向け、米国や韓国のみならず、中国・ロシアを含む国際社会と密接に連携しながら、「瀬取り」への対応を含め、国連安保理決議の実効性を確保していく必要がある。

2 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、海自において国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集をしており、関係省庁、関係国および関係国際機関と緊密に協力を行っている。北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、海自艦艇などが、2018年以降、2024年3月末までの間に計24回確認し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。

これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国との情報共有や、これらのタンカーの関係国などに対する情報提供と対外公表を実施した。

こうした北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対し、近年、国際的な関心が高まってきており、米国はもとより、2018年4月以降、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランド、フランス、ドイツが、東シナ海を含むわが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、警戒監視活動を実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き関係国と緊密に協力を行い国連安保理決議の実効性を確保していく。

3 関連する事象

オーストラリア政府の発表によると、2023年11月、日本周辺海域において、北朝鮮による「瀬取り」に対する警戒監視活動を実施していた豪海軍のフリゲート「トゥーンバ」に対し、中国軍の駆逐艦が接近して音波探知機を作動させ、豪海軍潜水士が負傷した事案があった。

資料：わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html

2 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

1 中東地域への自衛隊派遣に向けた経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは、わが国にとっても非常に重要である。

中東地域においては、緊張が高まるなか、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年6月には日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や欧州諸国などの各国は、その地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

わが国は、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けて、政府として外交的な取組を積極的に進めるとともに、政府内での議論を経て、2019年12月、日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定した。そのなかで、わが国としては、中東地域における平和と安定および日本関係船舶の安全の確保のためのわが国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けたさらなる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、③自衛隊アセットの活用による情報収集活動を行っていくこととしている。

本情報収集活動では、オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域（EEZ）を含む。）を活動海域とし、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機に加え、派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦を活用することとしている。

Exclusive Economic Zone

防衛省・自衛隊が収集した情報については、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しており、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

2 防衛省・自衛隊の活動

(1) 防衛省・自衛隊による情報収集活動

防衛省・自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものである。

これは、不測の事態の発生など、状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上警備行動に関し、その要否にかかる判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づき実施するものとしている。

(2) 活動実績

2020年1月、海賊対処部隊のP-3C哨戒機が、同年2月、派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦が情報収集活動を開始した。

2023年11月の閣議決定に基づき、現在、護衛艦1隻、哨戒機1機が海賊対処活動と情報収集活動を兼務して実施している。

ア　水上部隊（2022年2月以降、派遣海賊対処行動水上部隊が兼務）

オマーン湾の公海とアラビア海北部の公海において活動している。確認した船舶数は2024年3月31日現在で累計90,577隻となっている。

イ　航空隊（派遣海賊対処行動航空隊）

アデン湾の公海とアラビア海北部の西側の公海において活動している。確認した船舶数は2024年3月31日現在で累計82,686隻となっている。

情報収集活動に従事中の航空隊の隊員

(3) 活動期間の延長

中東地域においては、高い緊張状態が継続していること、また、米国などによる海洋安全保障イニシアティブをはじめ、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年間延長している。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、活動期間の終了を待たず、その時点においてこの活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

参照　図表Ⅲ-1-2-1（中東地域における情報収集活動に従事する部隊）、図表Ⅲ-1-2-2（自衛隊による情報収集のための活動（イメージ））、資料13（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について）

3　関係国との意思疎通や連携

(1) 米国

わが国として、中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するためにどのような対応が効果的かについて、原油の安定供給の確保、米国との関係、イランとの関係といった点も踏まえつつ、総合的に検討した結果、米国などの海洋安全保障イニシアティブには参加せず、日本独自の取組を適切に行っていくこととした。一方、中東地域における航行の安全を確保するため、米国とはこれまでも様々な形で緊密に連携してきているところであり、自衛隊の情報収集活動に際しても、わが国独自の取組を行うとの政府方針を踏まえつつ、同盟国である米国と適切に連携することとしている。このため、海自からバーレーンに所在する米中央海軍司令部へ、海上自衛官1名を連絡官として派遣し、米軍と情報共有を行っている。

また、2023年11月、イギリスの会社が運航するリベリア船籍タンカー「セントラルパーク」が一時的に乗っ取られた事案発生時に、イエメンのホーシー派が支配する地域からアデン湾に向けて弾道ミサイルが発射された際にも、その発射情報について米国から迅速に共有を受けている。

(2) 中東地域における沿岸国

わが国独自の取組として実施する今般の情報収集活動については、イランを含む沿岸国の理解を得ることは重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東地域における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。

資料：中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m_east/index.html

図表Ⅲ-1-2-1　中東地域における情報収集活動に従事する部隊

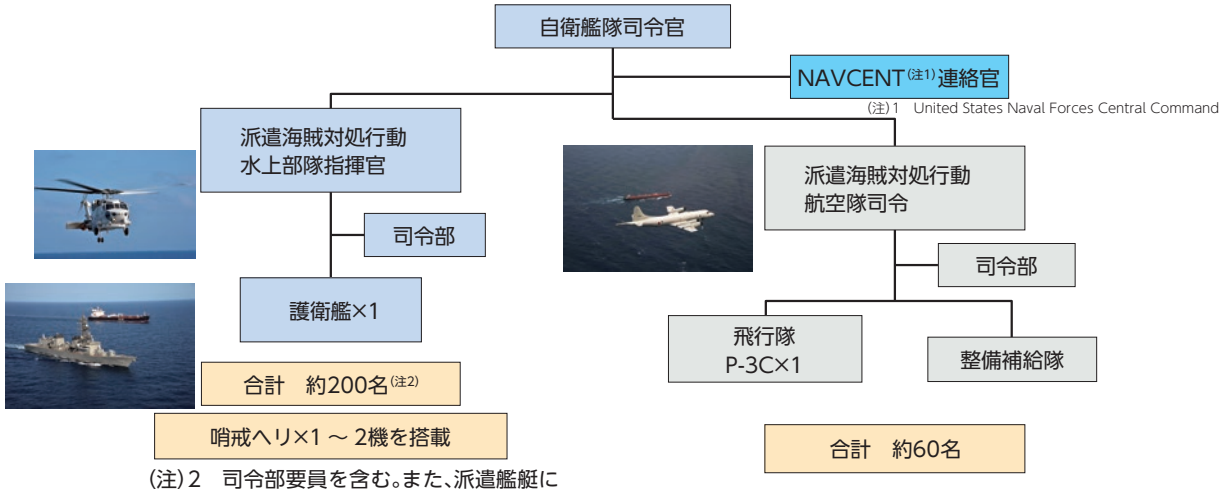

(注)2　司令部要員を含む。また、派遣艦艇によって変動する可能性あり。派遣海賊対処行動水上部隊の艦艇を活用。

図表Ⅲ-1-2-2　自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）

●**活動の目的**：政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集
不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊によるさらなる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応
（保護対象は日本関係船舶(注)とし、個別具体的な状況に応じて対応）

●**運用アセット**：護衛艦1隻（哨戒ヘリ1 ～ 2機搭載）とP-3C哨戒機1機（派遣海賊対処行動部隊の艦艇と航空機を活用）
⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無などについて、継続的に情報を収集することが可能。

●**情報収集活動地域**：オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（EEZを含む。）

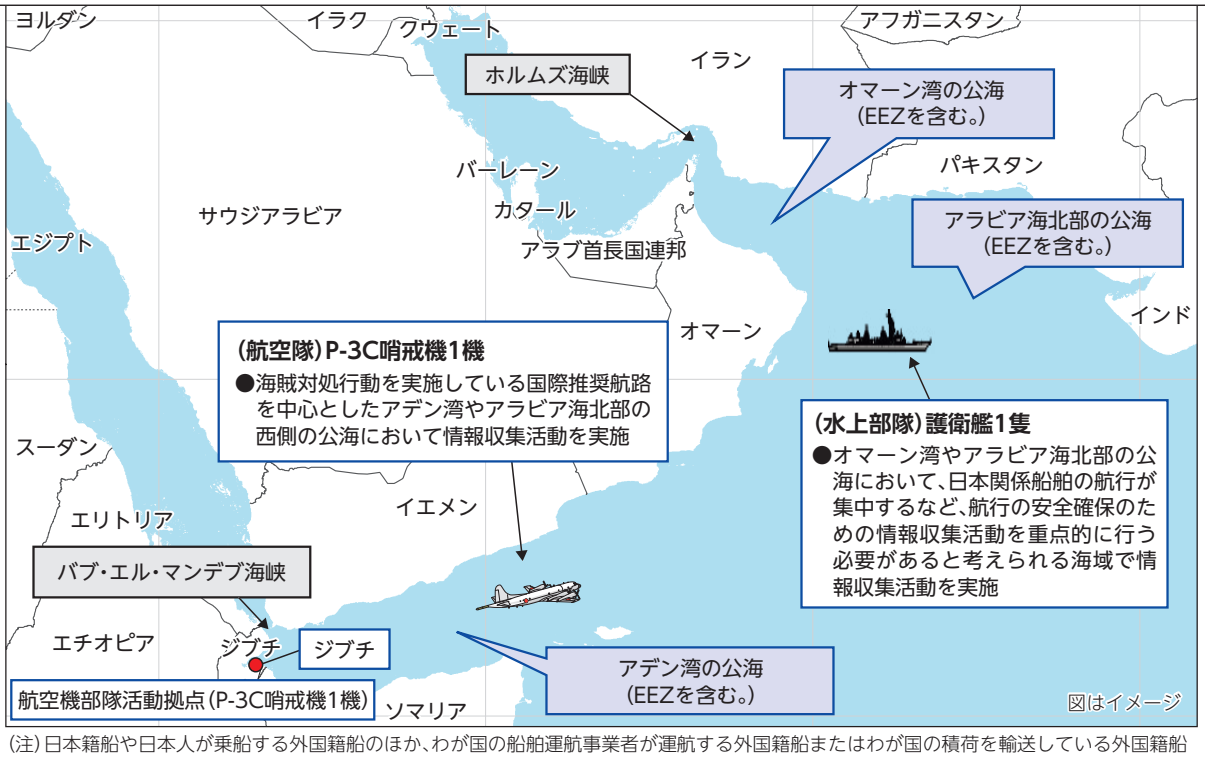

(注)日本籍船や日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船またはわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

第3節 力による一方的な現状変更やその試みへの対応

国家防衛戦略における第二の目標は、わが国の平和と安全にかかわる力による一方的な現状変更やその試みについて、わが国として、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止することである。また、これが生起した場合でも、わが国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することである。

わが国は、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、柔軟に選択される抑止措置[1]（FDO）としての訓練・演習などや、戦略的コミュニケーション[2]（SC）を、政府一体となって、また、同盟国・同志国などと共に充実・強化していく必要がある。

さらに、平素からの常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）や分析を関係省庁が連携して実施することにより、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行い、関係機関が連携していくことが重要であることから、平素から、政府全体での対応を強化していくこととしている。

1 わが国周辺における常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）

1 基本的考え方

わが国は、14,000あまりの島々で構成され、世界第6位[3]の面積となる領海（内水を含む。）と排他的経済水域（EEZ）を有するなど広大な海域に囲まれている。自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集や警戒監視を行っている。

2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機[4]などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国各所のレーダーサイトと早期警戒管制機[5]などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視を実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている[6]。さらに、必要に応じ、艦艇・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

なお、こうした警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。海上保安庁は、2022年10月から、海自八戸（はちのへ）航空基地（青森県）において、MQ-9B（シーガーディアン）の運用を開始しており、また、2025年度以降においては、北九州空港に運用拠点を移転する予定としている。

海自では、現在有人機で実施している警戒監視などの任務の一部を将来的に無人機で代替可能か検証すべく、2023年5月から、八戸航空基地においてシーガーディアンを用いた試験的運用を行っていたところ、2024年

資料：令和5年度　外国海軍艦艇等の動向
URL：https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2023.html

1 相手方の行動に対し影響を与えるために周到に検討された、抑止のための行動。
2 政府として、わが国にとって望ましい安全保障環境を平素から創っていくための取組の一環として、SCの取組を実施することとしており、防衛省としても、防衛省・自衛隊が実施する様々な活動やその目的について、効果的な発信が可能となるような手法やメッセージを選択し、様々な言語や媒体を用いることなどにより、同盟国や同志国と連携しつつ、国際社会に対して発信を行っている。
3 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとすると世界第8位とされる。
4 敵の奇襲を防ぐ情報収集などのために、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C哨戒機とP-1哨戒機を、回転翼哨戒機としてSH-60J哨戒ヘリコプター、SH-60K哨戒ヘリコプター、SH-60L哨戒ヘリコプターを保有している。
5 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、B-767旅客機をベースにしたE-767を運用している。
6 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

4月以降に海自鹿屋（かのや）航空基地（鹿児島県）への離着陸の検証を行うこととしているなど、将来の無人機の本格導入に向けて、さらに検討を進めていく。海自と海上保安庁は無人機が取得した必要な情報の共有を行っており、今後ともさらなる連携強化に向けた取組を推進していくこととしている。

そのほか、常時継続的な監視の強化などのため、2022年12月、空自は、RQ-4B（グローバルホーク）を運用する偵察航空隊を空自三沢基地（青森県）に新編した。2023年6月には、グローバルホークの3機目が到着し、当初の計画の体制が完整した。

近年、わが国周辺においては、中国軍艦艇が、尖閣諸島周辺海域での活動を活発化させており、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺のわが国領海への侵入を繰り返している。また、中国軍艦艇がわが国領海や接続水域を航行する例や、中国軍空母の活動も続いており、2023年4月には、空母「山東（さんとう）」を含む3隻が波照間（はてるま）島（沖縄県）周辺の海域を航行するところを確認した。「山東」による

新たに空自三沢基地に到着した3機目のグローバルホーク

中国とロシア海軍艦艇に対し、警戒監視・情報収集を実施する護衛艦「ひゅうが」

解説　尖閣諸島について

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に確認したうえで、国際法上正当な手段で尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議を唱えていませんでした。また、異議を唱えてこなかったことについて何ら説明を行っていません。

それにもかかわらず、中国政府所属船舶が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の厳重な抗議にもかかわらず、依然として中国海警船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような力による一方的な現状変更の試みに対して、中国側の行動の改善を強く求めています。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産およびわが国の領土・領海・領空を断固として守るため、引き続き、関係省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期すとともに、冷静かつ毅然と対応していきます。

わが国固有の領土、尖閣諸島【内閣官房HP】

太平洋上の航行を確認したのはこのときが初めてである。

さらに、2023年7月に中国軍艦艇とロシア軍艦艇が日本海で各種訓練を実施した後、7月下旬から8月にかけて宗谷海峡や沖縄本島と宮古島（沖縄県）との間の海域を通過するなど、わが国周辺海域において共同航行を実施したことを確認している。

防衛省・自衛隊は、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き高い緊張感を持って警戒監視などの対応に万全を期していく。

参照　図表Ⅲ-1-3-1（わが国周辺海空域での警戒監視（イメージ））

図表Ⅲ-1-3-1　わが国周辺海空域での警戒監視（イメージ）

3　政府全体での対応

(1) 全般

力による一方的な現状変更を許さないためには、平素から政府全体の意思決定に基づき、関係機関が連携して行動することが重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させることとしている。

また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周辺地域などにおける外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素から警察や海上保安庁と防衛省・自衛隊との間で訓練や演習を実施していく。

(2) 海上保安庁との連携強化

海上における治安の確保は第一義的には海上保安庁の任務であるが、海上保安庁では対処できない場合には、自衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処することとなる。また、他国からの武力攻撃が発生した場合

には、自衛隊が主たる任務として防衛出動により対処することになる。わが国周辺海域の情勢が厳しさを増すなか、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっている。

海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。また、グレーゾーンや武力攻撃事態における対応も含めた連携強化は、あらゆる事態に対応する体制を構築するうえで極めて重要である。

海上保安庁との共同訓練を行う海保巡視船「おくしり」（手前）、海自ミサイル艇「くまたか」（奥）（2023年10月）

自衛隊法第80条においては、内閣総理大臣は防衛出動または命令による治安出動を命じた場合において、特別の必要があると認めるときは、「海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる」とされている。2023年4月に、防衛大臣による海上保安庁の統制の具体的な手続きを含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」が策定されたことを受け、防衛省・自衛隊は、共同訓練などを通じ、海上保安庁との連携を不断に強化している。

2023年5月には、防衛省市ヶ谷地区とその他各所在において、武力攻撃事態を想定した机上訓練を初めて実施し、両機関における情報伝達の要領などを確認した。この机上訓練を踏まえ、6月には、伊豆大島東方海空域において実動訓練を実施し、両機関における情報伝達、現場における対応などを確認した。

参照　図表Ⅲ-1-3-2（武力攻撃事態における防衛出動下令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領）、Ⅰ部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）、資料14（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）

図表Ⅲ-1-3-2　武力攻撃事態における防衛出動下令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領

統制の手続

●閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係

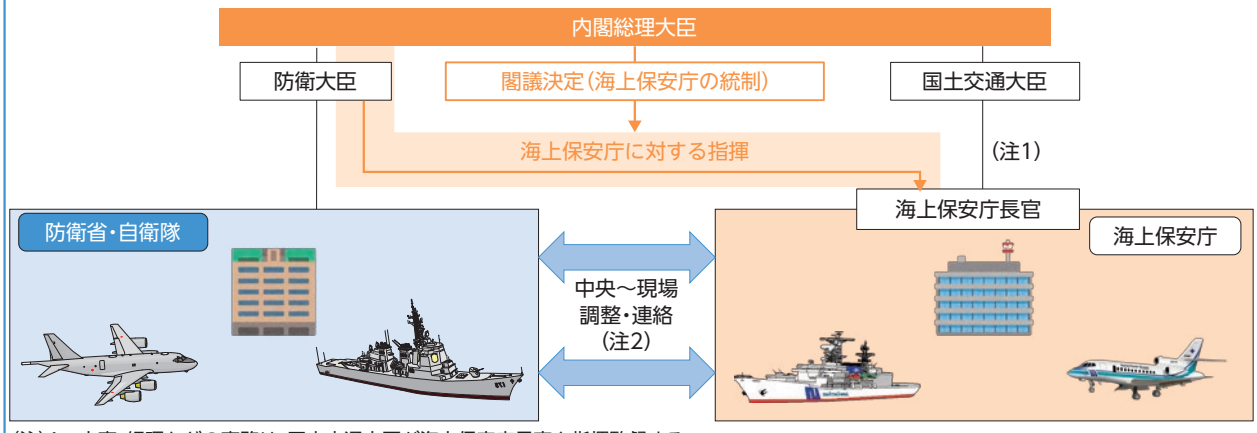

（注）1　人事、経理などの事務は、国土交通大臣が海上保安庁長官を指揮監督する。
2　海上自衛隊の現場部隊指揮官が海上保安庁の現場勢力を指揮・統制することはない。

防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施しうる事項（例）

・住民の避難、救援　・船舶への情報提供、避難支援
・捜索救難、人命救助　・港湾施設などのテロなど警戒　・大量避難民への対応措置
（注）3　海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

(1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条の規定に基づき、第一義的に空自が対処している。

緊急発進（スクランブル）対応中の隊員

(2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行っている。

2023年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は669回（中国機に対し479回、ロシア機に対し174回、その他16回）であった。

近年、中国機の飛行形態は変化し、活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海にも拡大している。

また、2019年以降、中露両軍の爆撃機によるわが国周辺での長距離にわたる共同飛行が計7回確認されている。特に、2023年6月には、長距離にわたる共同飛行を初めて2日続けて確認するなど、飛行形態も多様化している。

このように、中国機とロシア機はわが国周辺で活発な活動を継続している。防衛省・自衛隊としては、今後も活動を活発化させている中国軍とロシア軍の動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。

図表Ⅲ-1-3-3　冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳

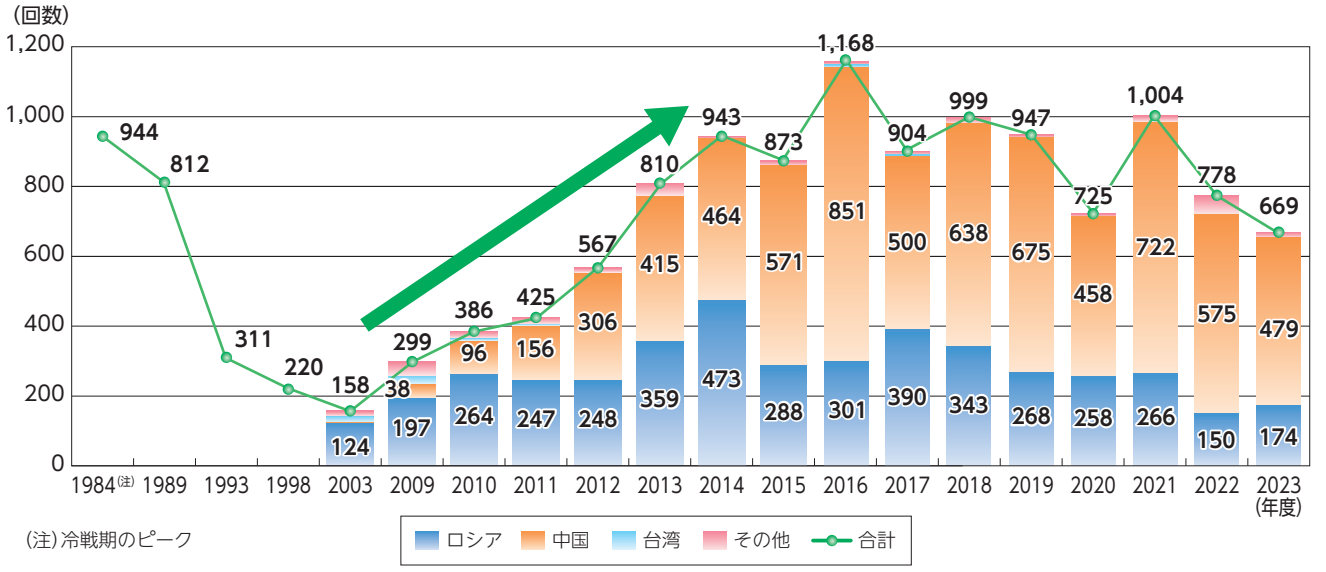

(注)冷戦期のピーク

図表Ⅲ-1-3-4　緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2023年度）

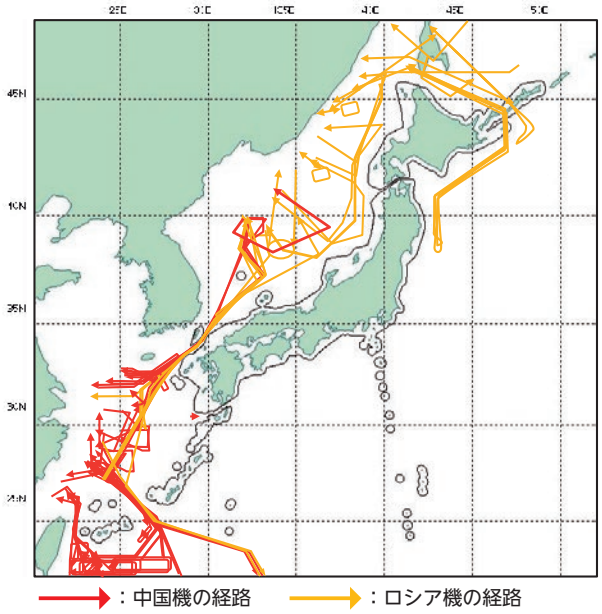

図表Ⅲ-1-3-5　わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ）

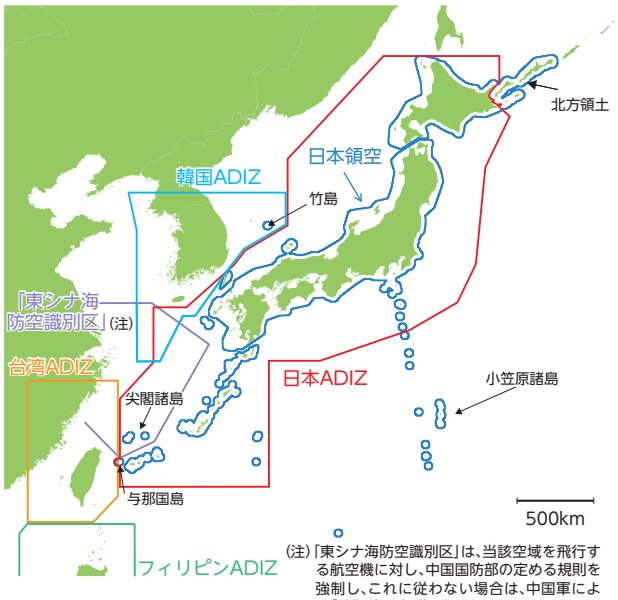

参照　図表Ⅲ-1-3-3（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-3-4（緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2023年度））、図表Ⅲ-1-3-5（わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ））、Ⅰ部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）、Ⅰ部3章5節5項3（中国との関係）、Ⅱ部5章3項6（領空侵犯に対する措置）

2　領海や内水内を潜水航行する潜水艦への対処など

（1）基本的考え方

わが国の領水内[7]で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

動画：UNIT-1　航空警戒管制
URL：https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM

資料：2023年度　年度緊急発進状況
URL：https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2023.html

7　領海と内水。

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力や浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。

2004年11月、先島（さきしま）諸島（沖縄県）周辺のわが国領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。また、2018年1月、尖閣諸島（沖縄県）周辺のわが国の接続水域における中国潜水艦による潜水航行が初確認された。

さらに、2021年9月には中国国籍と推定される潜水艦が奄美大島（鹿児島県）周辺のわが国接続水域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦と哨戒機による警戒監視を行った。この潜水艦による領海侵入はなかったものの、このような潜水艦の活動はわが国として注視すべきものである。国際法上も、外国の潜水艦が沿岸国の領海内を航行する際には、海上においてその旗を掲げて航行しなければならないとされており、国際法に反する活動を許さないためにも、自衛隊は万全の警戒監視態勢を維持していく。

3　武装工作船などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

不審船対処訓練を実施する海自艦艇と海上保安庁巡視船

(2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島（石川県）沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。特に海自は、特別警備隊[8]の編成、護衛艦などへの機関銃の装備などを実施してきたほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、海上保安庁との定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

8　2001年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

第4節 ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻への対応

国家防衛戦略における第三の目標は、万が一、抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

島嶼(しょ)部を含むわが国に対する侵攻に対しては、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除するとともに、領域を横断して優越を獲得し、宇宙・サイバー・電磁波の領域や陸・海・空の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施し、非対称な優越を確保し、侵攻戦力を阻止・排除する。そして、粘り強く活動し続けて、相手の侵攻意図を断念させる。

また、ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻に対しては、ミサイル防衛により公海やわが国の領域の上空でミサイルを迎撃し、攻撃を防ぐために他に手段がないと認められる場合におけるやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において有効な反撃を加える能力としてスタンド・オフ防衛能力などを活用し、ミサイル防衛とあいまってミサイル攻撃を抑止する。さらに、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威である大規模テロや重要インフラに対する攻撃などに際しては、関係機関と連携し実効的な対処を行う。そして、わが国への侵攻が予測される場合には、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施できるようにする。

1 島嶼部を含むわが国に対する侵攻への対応

1 基本的考え方

東西南北、それぞれ約3,000kmに及ぶわが国領域には、広範囲にわたり多くの島嶼を有し、そこには守り抜くべき国民の生命・身体・財産・領土・領海・領空や各種資源が広く存在している。

そうした地理的特性を持つわが国への侵攻に的確に対応するためには、平素から安全保障環境に即して部隊などを配置するとともに、自衛隊による常時継続的な情報収集・警戒監視などにより、兆候を早期に察知できる態勢を維持することが必要である。また、状況に応じて迅速に機動・展開を行うとともに、海上優勢[1]・航空優勢[2]を確保することが重要である。

万が一、抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合には、わが国の領域に対する侵害を排除するため、宇宙・サイバー・電磁波の領域や陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服しつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い、迅速かつ粘り強く活動し続けて領域を確保し、相手方の侵攻意図を断念させる。

参照 図表Ⅲ-1-4-1（将来の領域横断作戦（イメージ））

2 防衛省・自衛隊の取組

(1) スタンド・オフ防衛能力の強化

諸外国のレーダー探知範囲や各種ミサイルの射程・性能は著しく向上しており、これらの脅威が及ぶ範囲は侵攻部隊の周囲数百km以上となる。

わが国領域を守り抜くため、島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対し、対空ミサイルなどの脅威圏の外から対処する**スタンド・オフ防衛能力**を抜本的に強化し、わが国への武力攻撃に対する抑止を向

KEY WORD スタンド・オフ防衛能力

島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対して脅威圏の外から対処する能力。脅威圏の外から対艦・対地攻撃を行うため、長射程化され、迎撃を回避できる高い残存性を有する誘導弾などのことであり、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への攻撃を効果的に阻止する能力。

1 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態。
2 わが航空部隊が敵から大きな妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態。

図表Ⅲ-1-4-1　将来の領域横断作戦（イメージ）

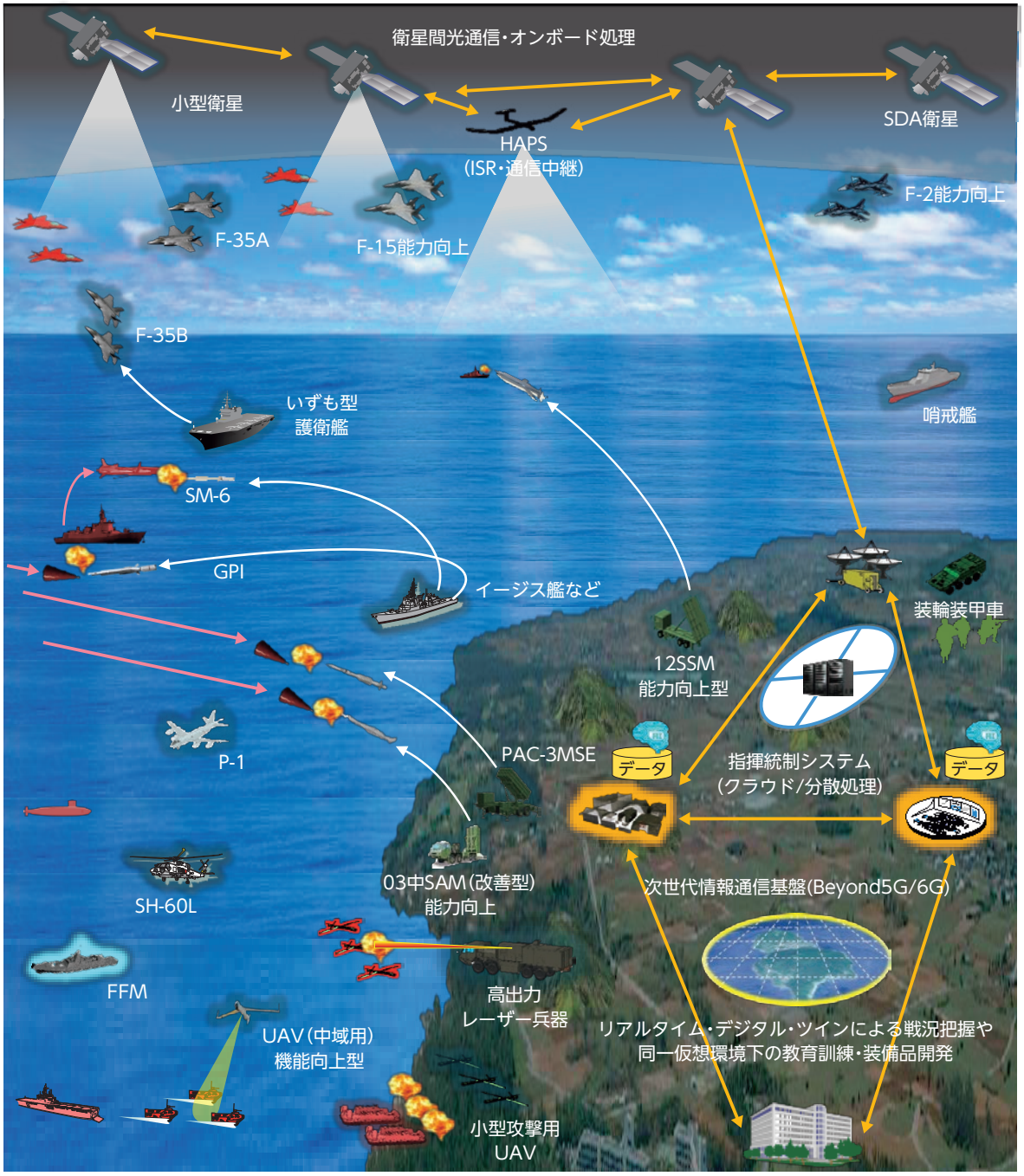

上させることが必要である。このため、わが国への侵攻がどの地域で生起しても、わが国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊などを阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する。また、ミサイルを地上発射機や航空機、艦艇から発射できるといった、発射プラットフォームの多様化を行いつつ、様々な異なる特徴を有するスタンド・オフ・ミサイルを組み合わせて対処することにより、相手方に複雑な対応を強いる。さらに、外国製スタンド・オフ・ミサイルの早期取得とともに、国産スタンド・オフ・ミサイルの国内製造態勢の拡充を後押ししつつ必要かつ十分な数量の早期獲得を図る。加えて、目標情報の収集や指揮統制を含め、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要な一連の機能を確保する取組を推進する。スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を構築したうえで、より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を早期に獲得すべく、研究

開発・量産の取組を加速化する。

具体的には、12式（ヒトニ）地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の早期部隊配備に向け、2023年度から量産に着手した。また、当初2026年度配備を計画していたところ、1年前倒しが可能となり、2025年度から配備を開始する。さらに、残存性を確保するため、多様なプラットフォーム（地上、艦艇、航空機）から発射できるよう12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型）の開発を継続している。島嶼防衛用高速滑空弾は、2026年度からの納入を見込んで2023年度から量産に着手し、研究事業を継続している。また、2023年度から着手した島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）の開発を継続している。さらに、2023年度から極超音速[3]誘導弾の研究を行い、2024年度からは早期の量産取得に向けて製造態勢の拡充に着手するなど、各種誘導弾の長射程化を図っている。このほか、12式地対艦誘導弾能力向上型の地上装置を活用しつつ、長距離飛しょう性能、精密誘導性能など対艦・対地対処能力を向上した新たなスタンド・オフ・ミサイルの開発に着手する。

また、これら国産のスタンド・オフ・ミサイルの量産弾を取得するほか、外国製スタンド・オフ・ミサイルの導入を実施・継続する。この際、国産スタンド・オフ・ミサイルを必要な数量整備するには一定の時間を要することから、既に量産が行われている米国製のトマホークを早期に取得することとしている。米国製のトマホークの導入は、2026年度と2027年度にブロックV[4]を最大400発取得する予定であったが、より厳しい安全保障環境を踏まえ、米側と取得時期を早めるべく交渉した。その結果、一部のブロックVをブロックIV[5]に変更し、当初予定より1年早く2025年度から取得するとともに、トマホーク発射機能の艦艇への付加や要員の教育を進めることで、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制確立前に十分な能力を速やかに確保する。

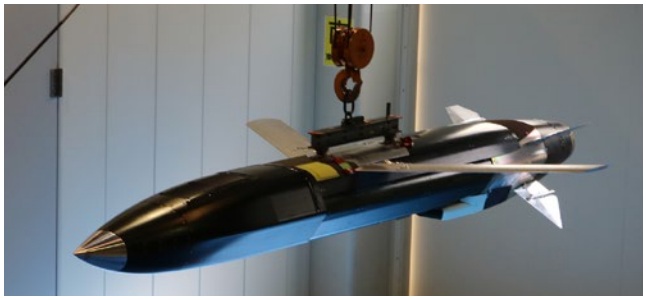

地上での様々な試験に耐えた12式地対艦誘導弾能力向上型（試作品）
【三菱重工業（株）提供】

図表Ⅲ-1-4-2　今後のスタンド・オフ防衛能力の運用（イメージ）

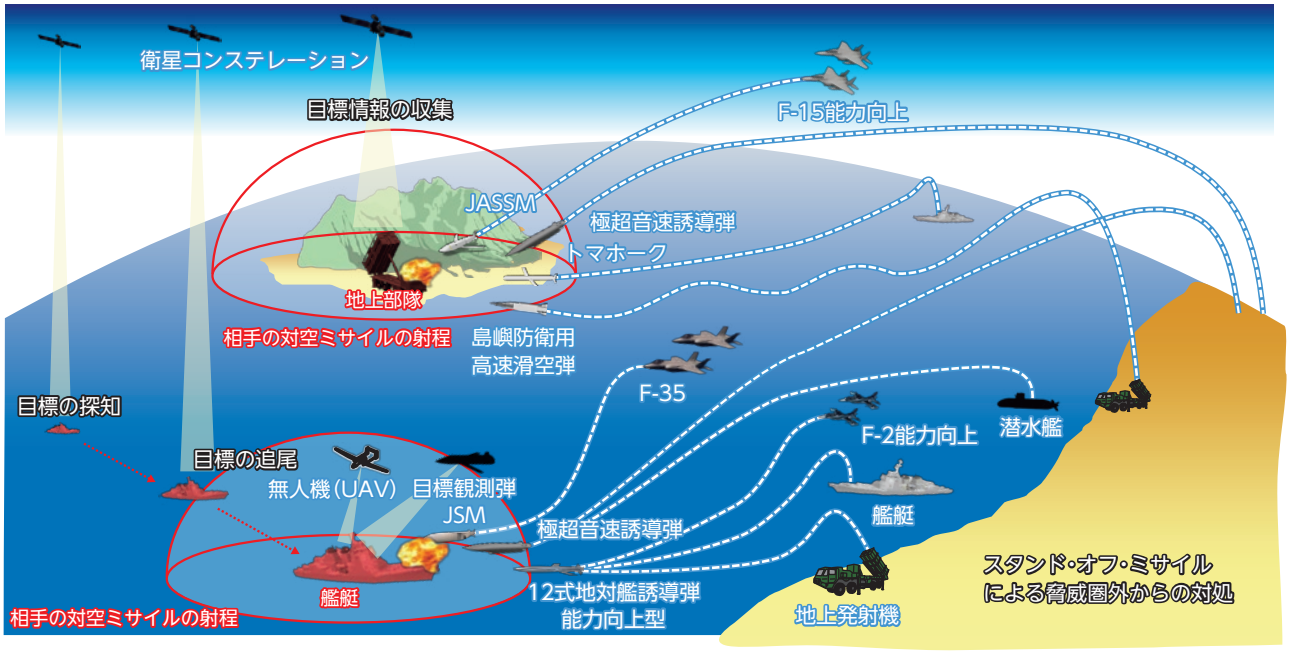

3　音速の5倍以上の速度域。
4　トマホークの最新型。
5　ブロックⅣは、ブロックVと弾頭、誘導方式、射程などは同等の性能を有しているが、通信方式はブロックVの方が新しい方式を採用している。

トマホーク取得前倒しのLOA署名式
（2024年1月）

指揮統制面では、スタンド・オフ・ミサイルの運用を中核として一元的な指揮活動を円滑に実施するために必要な機能などの整備を進めることとしている。

参照　図表Ⅲ-1-4-2（今後のスタンド・オフ防衛能力の運用（イメージ））

(2) 無人アセット防衛能力の強化

無人アセットは、有人装備と比べて、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。さらに、この無人アセットをAIや有人装備と組み合わせることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなりうることから、空中・水上・水中などでの非対称的な優勢を獲得することが可能である。このため、こうした無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援などの幅広い任務に効果的に活用していく。

広域における常時監視能力の強化のために2015年度から取得を開始したRQ-4B（グローバルホーク）は、2023年6月に3機目が空自三沢基地（青森県）に到着し、当初計画の体制が完整した。また、2023年5月から、海自八戸航空基地（青森県）においてMQ-9B（シーガーディアン）の試験的運用を行っており、2024年4月以降に、海自鹿屋航空基地（鹿児島県）への離着陸の検証を行うこととしている。

他にも、輸送用UAV、偵察用UAV（中域用）（能力向上）などについても実証を進めており、2024年2月には、輸送用UAVを用いた艦上への物資輸送の実証を行った。

2024年度予算では、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）機能の強化のため、UAV（中域用）機能向上型[6]などに加え、無人水上航走体（USV）運用の知見の早期獲得と国産USVの開発促進を図るため、各国で運用実績のあるUSVを供試器材として取得する。また、警戒監視や対艦ミサイル発射などの機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有した戦闘支援型多目的USVなどの研究を実施していく。加えて、島嶼部のあらゆる正面から着上陸可能で、海上から部隊近傍まで補給品輸送などの任務を行う輸送機能をもつ無人アセットである無人水陸両用車の開発に着手する。

また、わが国は、次期戦闘機を英国、イタリアと共同開発し、2035年度までの開発完了を目指しているところ、この次期戦闘機に随伴して飛行し、自律的に判断して次期戦闘機を支援する無人機の開発着手を計画している。2023年12月、この無人機にも適用が見込まれる、AI技術に関する共同研究を日米で実施することに日米両政府が合意した。米国をはじめとする関係国と協力して無人アセット防衛能力の強化を図っていく。

(3) 機動展開能力の強化

東西南北、それぞれ3,000kmに及び、多数の島嶼部を含むというわが国の地理的特性を踏まえると、わが国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、わが国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動するとともに、状況に応じて必要な部隊（人員・装備・補給品など）を迅速に機動展開する能力の構築や、それを可能にする基盤の整備が必要である。

このため、輸送船舶、輸送機、輸送ヘリコプターなどの各種輸送アセットの取得などにより自衛隊自身の海上・航空輸送力を強化するとともに、民間資金等活用事業（PFI）などの民間輸送力を最大限活用する。具体的には、共同の部隊として自衛隊海上輸送群（仮称）を新編して南西地域への機動展開能力を向上させる。また、南西地域の島嶼部などに部隊や物資を迅速に輸送するために使用する輸送船舶や、輸送ヘリコプターなどの輸送アセットの取得を推進する。さらに、民間船舶を活用した輸送体制に空白を生じさせないよう引き続きPFI船舶を確保するとともに、民間船舶の活用による統合輸送体制

6　夜間や悪天候による視界不良時においても鮮明に目標の撮影が可能。

自衛隊海上輸送群（仮称）に配備予定の機動舟艇（イメージ）

の強化を図る。

加えて、これらによる部隊への輸送・補給などがより円滑かつ効果的に実施できるように、統合による後方補給態勢を強化し、既存の空港・港湾施設などを運用基盤として使用するために必要な措置を講じ、補給能力の向上を実施していくとともに、全国に所在する補給拠点の改修を積極的に推進していく。

参照　1節2項2（公共インフラ整備）

(4) 南西地域における防衛体制の強化

防衛省・自衛隊は、南西地域の防衛体制強化のため、九州・南西地域における部隊の新編を進めてきた。2023年3月、陸自は石垣島に駐屯地を新設し、警備部隊、地対空誘導弾部隊や地対艦誘導弾部隊を配置した。2024年3月には、陸自竹松駐屯地（長崎県）に水陸機動団第3水陸機動連隊、陸自勝連分屯地（沖縄県）に第7地対艦ミサイル連隊を新編し、陸自与那国駐屯地（沖縄県）に電子戦部隊を配備した。また、今後、第15旅団（沖縄県）の師団への改編を予定している。

陸自V-22（オスプレイ）の運用については、防衛省・自衛隊はその配備先として、佐賀空港が最適の飛行場と判断しており、佐賀県知事から受入れの表明を頂き、2023年5月、佐賀県有明海漁業協同組合との間で不動産売買契約を締結し、駐屯地予定地を取得した[7]。防衛省・自衛隊は、2023年6月から陸自佐賀駐屯地（仮称）の工事に着手しており、喫緊の課題である島嶼防衛能力

図表Ⅲ-1-4-3　九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図）

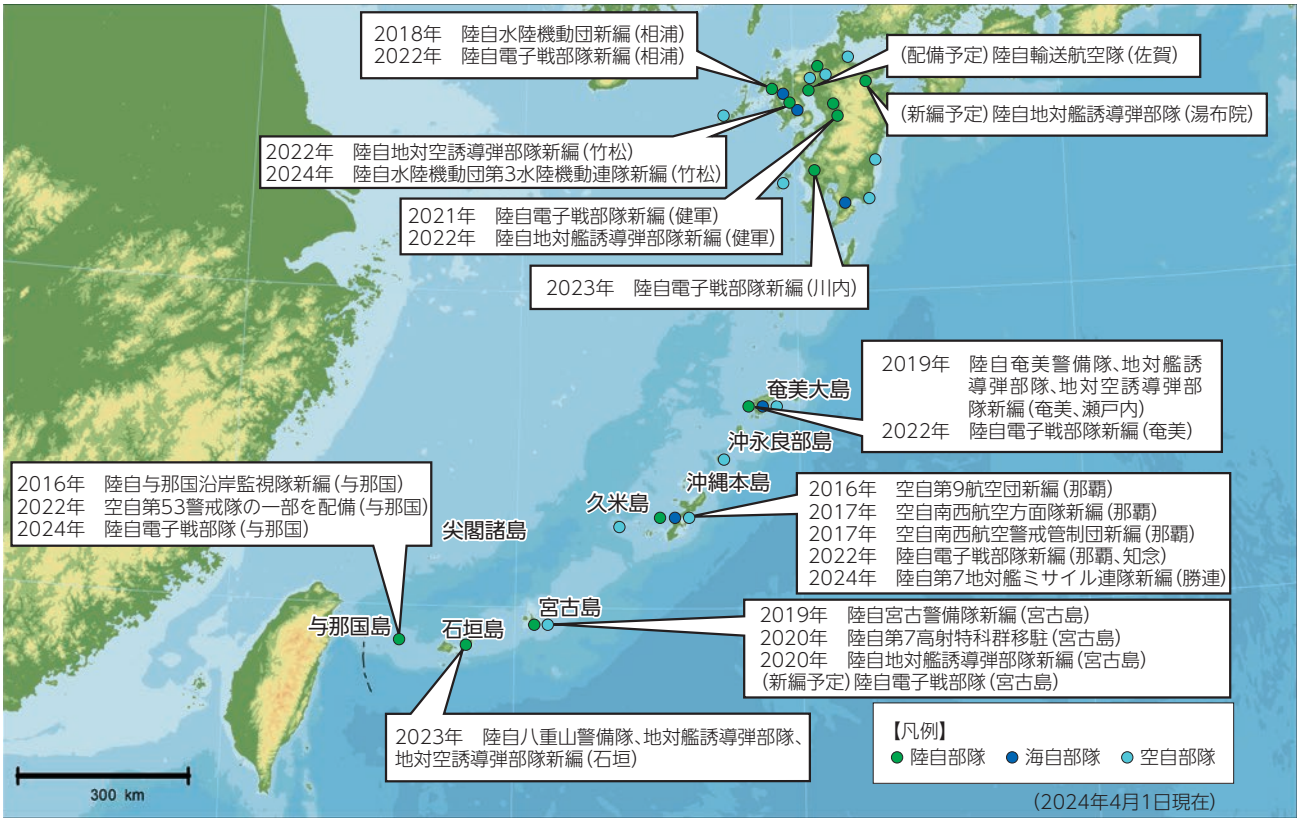

7　佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、陸自目達原駐屯地（佐賀県）から移駐する約50機のヘリコプターとオスプレイ17機をあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

の強化のため、早期に佐賀空港の隣接地に陸自オスプレイの配備を行うことで、長崎県佐世保市などに所在する水陸機動団と一体的に運用できる体制の構築を進めていく。なお、佐賀空港配備には一定期間を要することを考慮し、2020年以降、オスプレイを運用する輸送航空隊を陸自木更津駐屯地（千葉県）に新編し、オスプレイを暫定配備している。

参照　図表Ⅲ-1-4-3（九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図））

解説　南西防衛体制の強化

南西地域については、その全長が約1,200kmにも及ぶ広大な地域であり、平素から警戒監視を含めて必要な態勢を保持している一方、2016年3月に与那国島（沖縄県）に駐屯地が開設されるまでは、沖縄本島以外には陸自の部隊が配置されていませんでした。こうした南西地域の陸自の部隊の空白状況を解消すべく、2019年3月、宮古島（沖縄県）や奄美大島（鹿児島県）に駐屯地を開設し、2023年3月には石垣島に石垣駐屯地（沖縄県）を開設しました。2024年3月には勝連分屯地（沖縄県）で地対艦ミサイル部隊を新編したほか、今後も、防衛力整備計画などに基づき、南西地域の防衛体制強化のため、沖縄県の第15旅団の師団への改編などを計画しており、目に見える形で防衛体制を強化していきます。

第7地対艦ミサイル連隊（勝連分屯地）の新編行事において、隊旗を授与する鬼木副大臣（2024年3月）

新編行事において栄誉礼を行う第7地対艦ミサイル連隊の隊員（2024年3月）

2　ミサイル攻撃などへの対応

1　わが国の統合防空ミサイル防衛能力

(1) 基本的考え方

四面環海の日本は、経空脅威への対応が極めて重要である。近年、多弾頭[8]・機動弾頭[9]を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、有人・無人航空機のステルス化・マルチロール化[10]といった能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速滑空兵器（HGV：Hypersonic Glide Vehicle）などの出現により、経空脅威は多様化・複雑化している。

このため、探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、統合防空ミサイル防衛能力を強化することとしている。

8　一つの弾道ミサイルに複数の弾頭が装備されたもの。
9　大気圏内に再突入する際に、迎撃を回避したり命中率を高めるため、翼や舵、またはロケット噴射によって自律的に機動できる弾頭。
10　装備を変更することで制空戦闘、各種攻撃、偵察などの複数任務を実施できるようにすること。

相手からのわが国に対するミサイル攻撃については、まず、ミサイル防衛システムを用いて、公海やわが国の領域の上空で、わが国に向けて飛来するミサイルを迎撃する。そのうえで、弾道ミサイルなどの攻撃を防ぐために他に手段がないと認められる場合におけるやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、有効な反撃を加える能力として、スタンド・オフ防衛能力などを活用する。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行いやすくすることで、ミサイル防衛とあいまってミサイル攻撃そのものを抑止していく。

参照　図表Ⅲ-1-4-4（統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ））、Ⅱ部2章2節「解説」（反撃能力）

(2) 防衛省・自衛隊の対応

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイルなどに対する破壊措置により対処することとなる。

わが国の弾道ミサイル防衛（BMD）は、イージス艦による上層での迎撃とPAC-3（パック　Patriot Advanced Capability）[11]による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）[12]（Japan Aerospace Defense Ground Environment）により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。弾道ミサイルへの

図表Ⅲ-1-4-4　統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ）

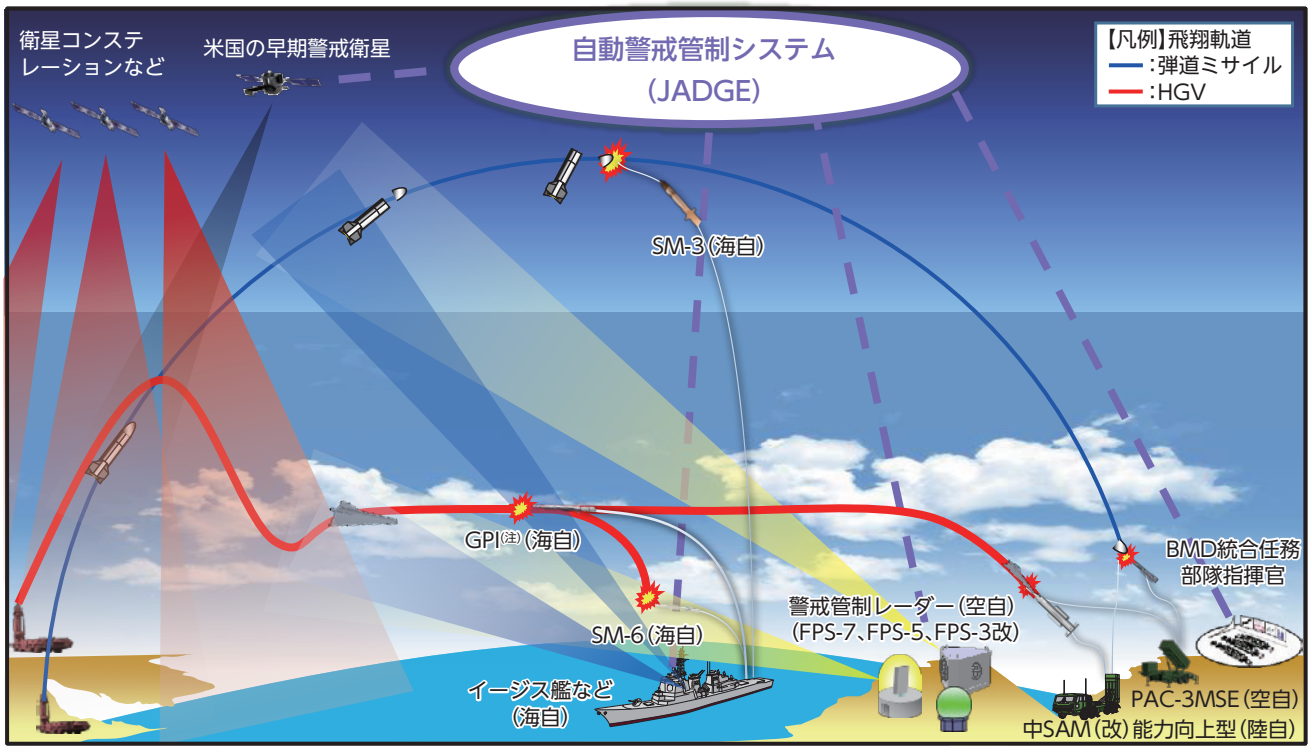

(注) GPI：Glide Phase Interceptor（滑空段階迎撃用誘導弾）

11　経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム。

12　全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてPAC-3やレーダーなどを統制し、指揮統制や通信機能の中核となるシステム。

対処にあたっては、航空総隊司令官を指揮官とするBMD統合任務部隊を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処する。

北朝鮮は、2016年以降、3回の核実験を強行するとともに、特に2022年に入ってからは、かつてない高い頻度で、かつ新たな態様での弾道ミサイルなどの発射を繰り返してきた。2023年には、弾道ミサイルなどの発射を継続するとともに、5月、8月、11月に合計3回の衛星打ち上げとする発射を行い、11月の発射については、このとき発射した物体が地球を周回していることが確認されている。一連の打ち上げに対し、防衛省・自衛隊は破壊措置命令[13]を発出し、沖縄県にPAC-3部隊を展開するなど、万が一の事態に備えて所要の態勢を整えた。また、発射に際しては防衛省から政府内や関係機関に対して速やかに情報共有を行うとともに、関連情報の収集と分析などの対応を行ってきた。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかり見極めていくとともに、米国などと緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析、警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2＋2」）において、BMD運用情報や関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報[14]（SEW）を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー（TPY-2レーダー）やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。
Shared Early Warning

(3) 統合防空ミサイル防衛能力強化のための取組

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、2004年からBMDシステムの整備を開始するとともに、2005年7月には、自衛隊法の改正を行った。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やPAC-3の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックⅠAの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA[15]）を日米共同で開発し、2017年度以降取得している。
Standard Missile

また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道（ロフテッド軌道[16]）をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上している。2022年11月には、イージス艦「まや」が、海自艦艇として初めてSM-3ブロックⅡAの発射試験を実施し、標的の迎撃に成功した。

さらに、2020年12月、厳しさを増すわが国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくため、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）に替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することを閣議決定した。同艦は海自が保持することとしており、弾道ミサイルに対応するSM-3ブロックⅡAやHGVなどにも対応できるSM-6など、最新鋭のイージス艦と同等以上の能力を保有し、省人化を図りつつ耐洋性、居住性などを向上させ、2024年度から建造に着手する。

PAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSEの整備を進めており、2019年度末以降順次配備が開始された。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、従来のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲（面積）が拡大する。
Missile Segment Enhancement

13　2023年5月に弾道ミサイル等に対する破壊措置の実施に関する自衛隊行動命令を発出した。
14　わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報（1996年4月から受領開始）。
15　SM-3ブロックⅡAは、SM-3ブロックⅠAと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上している。
16　ミニマムエナジー軌道（効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道）より高い軌道をとることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道。

図表Ⅲ-1-4-5　イージス・システム搭載艦の能力

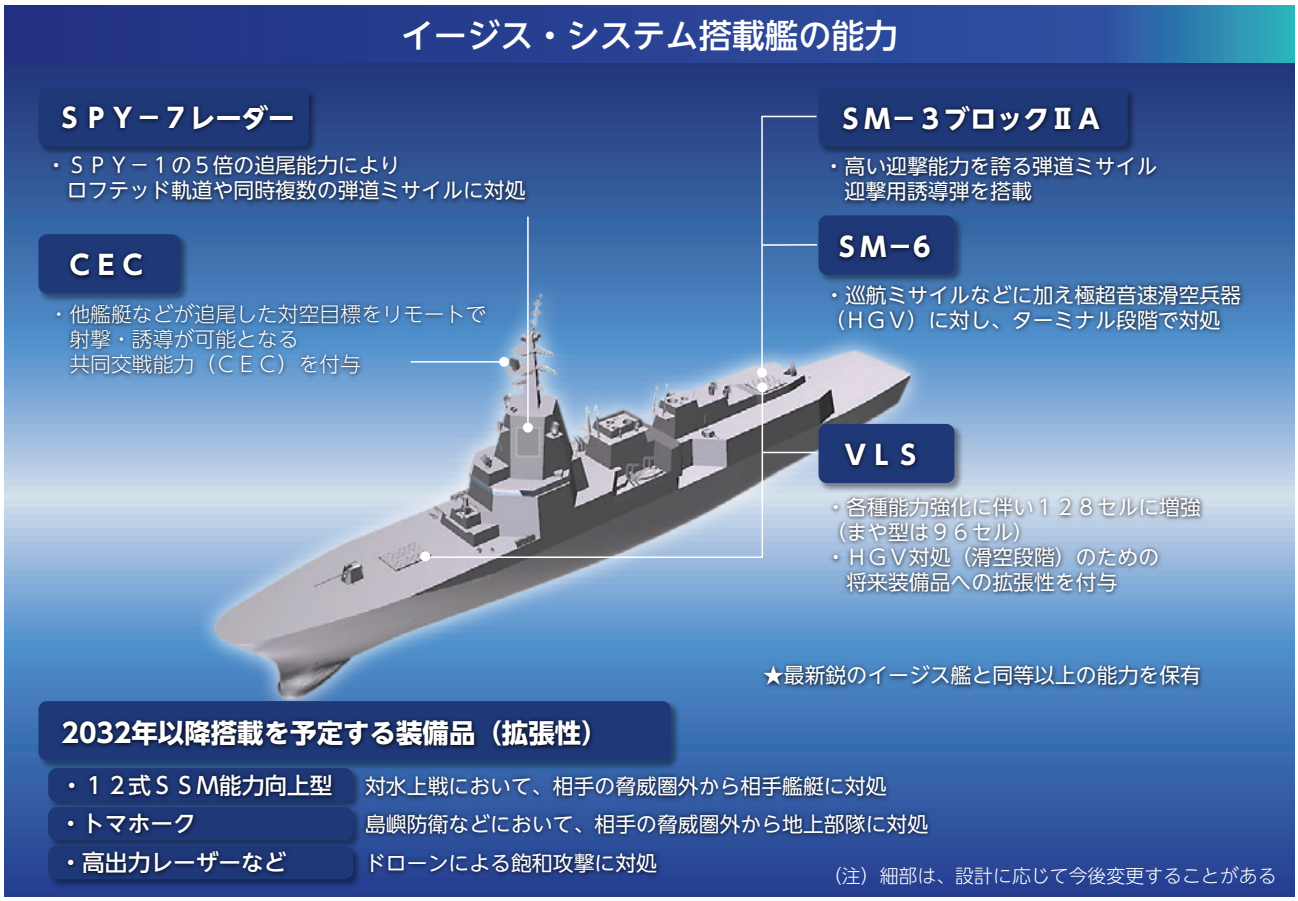

一方、HGVの出現など多様化・複雑化・高度化の一途をたどる経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品もあわせ、一体的に運用する体制を確立し、わが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処できる統合防空ミサイル防衛能力を強化していく必要がある。

このため、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図りつつ、HGVなどの探知・追尾能力を強化するため、固定式警戒管制レーダー（FPS）などの整備や能力向上、次期警戒管制レーダーへの換装・整備を図る。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムを改修し、新型レーダー（LTAMDS[17]（エルタムズ）：Lower Tier Air Missile Defense Sensor）を導入することで、PAC-3MSE（マルサン）によるHGVなどへの対処能力を向上させる。また、03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上の開発によりHGVや弾道ミサイル対処を可能とするための能力向上を継続

資料：ミサイル防衛について
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/bmd/index.html

動画：UNIT-4　高射
URL：https://youtu.be/coZf5SbfC-M

17　HGVなどの将来脅威対処のために開発された低層防空用射撃管制レーダー。

する。

また、SM-3ブロックⅡA、SM-6、PAC-3、03式中距離地対空誘導弾（改善型）など各種迎撃用弾薬の整備を行う。

このように、防護体制を強化させるための所要の措置を講じているところであり、引き続き、取組を進めていく。

参照　図表Ⅲ-1-4-5（イージス・システム搭載艦の能力）、資料15（わが国のBMD整備への取組の変遷）

2　米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に配備されている[18]。

(2) 日米BMD技術協力など

1999年度から海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手し、2006年度からBMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発[19]を開始し、SM-3ブロックⅡAとして配備に至っている。加えて、2023年1月の日米「2＋2」において、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することなどに合意した。これに基づき、可能な限り遠方にてHGVに対処することで迎撃機会を確保し確実な迎撃に寄与するアセットとして滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の開発に日米共同で取り組むことになった。

Glide Phase Interceptor

参照　図表Ⅲ-1-4-6（GPIの概要と日米共同開発の利点）、Ⅳ部1章3節3項1（共同研究・開発など）

図表Ⅲ-1-4-6　GPIの概要と日米共同開発の利点

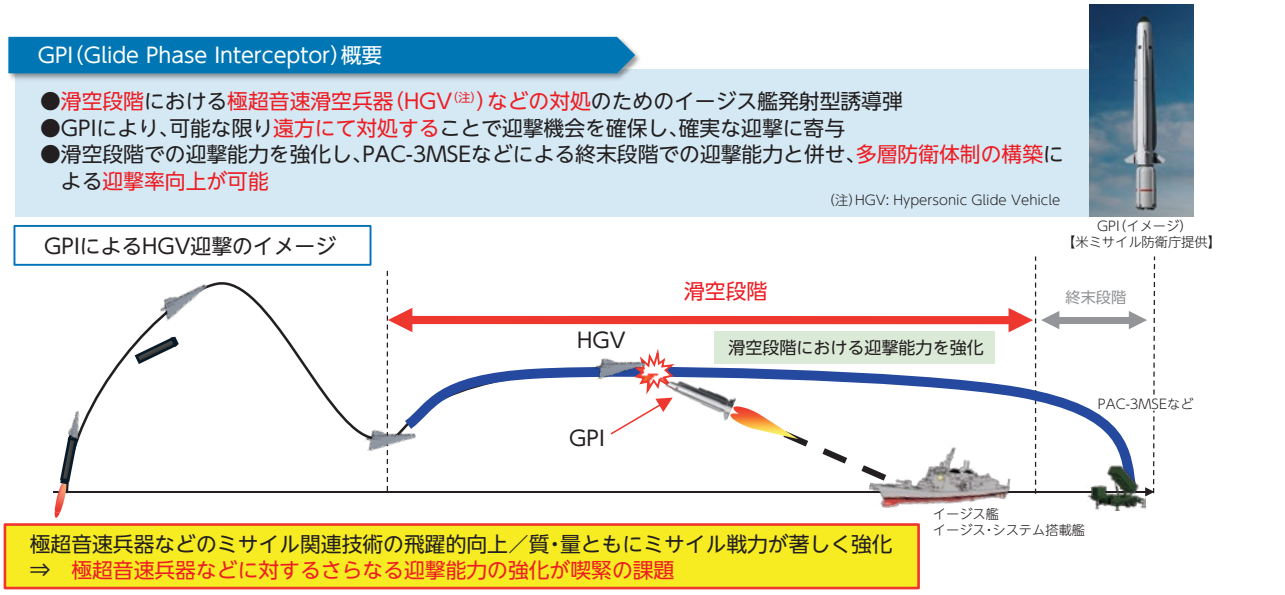

18　具体的には、2006年、米軍車力通信所（青森県）にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーションが配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所（京都府）に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原（神奈川県）に配置された。また、2015年10月、2016年3月と2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県）に配備された。

19　これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、2004年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、2011年6月の日米「2＋2」の共同発表においてその旨を発表した。なお、2014年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、この決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認めうるものと整理されている。

3　日米韓の連携

日米韓3か国は、北朝鮮から飛来するミサイルを探知し、その脅威を評価する各国の能力を向上させることを目的として、2022年11月の日米韓首脳会合において、北朝鮮のミサイル警戒データをリアルタイムで共有する意図を有することを確認した。

その後、3か国で調整を重ね、2023年12月19日にリアルタイム共有メカニズムの運用を開始した。本メカニズムにより、日米韓3か国の間で北朝鮮により発射されたミサイルの情報について常時継続的に共有することが可能となった。

北朝鮮情勢をはじめ、安全保障環境が一層厳しさを増すなか、日米韓の連携は地域の平和と安定にとって不可欠であり、引き続き、3か国の協力の強化を進めていく。

参照　3章1節2項4（韓国）

3　陸・海・空領域における対応

戦い方については、従来のそれとは様相が大きく変化しているが、大規模なミサイル攻撃や情報戦を含むハイブリッド戦などに加え、これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものにも対応していく必要がある。陸上・海上・航空防衛力は領域横断作戦の基本であり、島嶼部を含むわが国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、わが国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止する。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処することになる。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は日米防衛協力のための指針（ガイドライン）にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行うことになる。

図表Ⅲ-1-4-7　防空のための作戦の一例

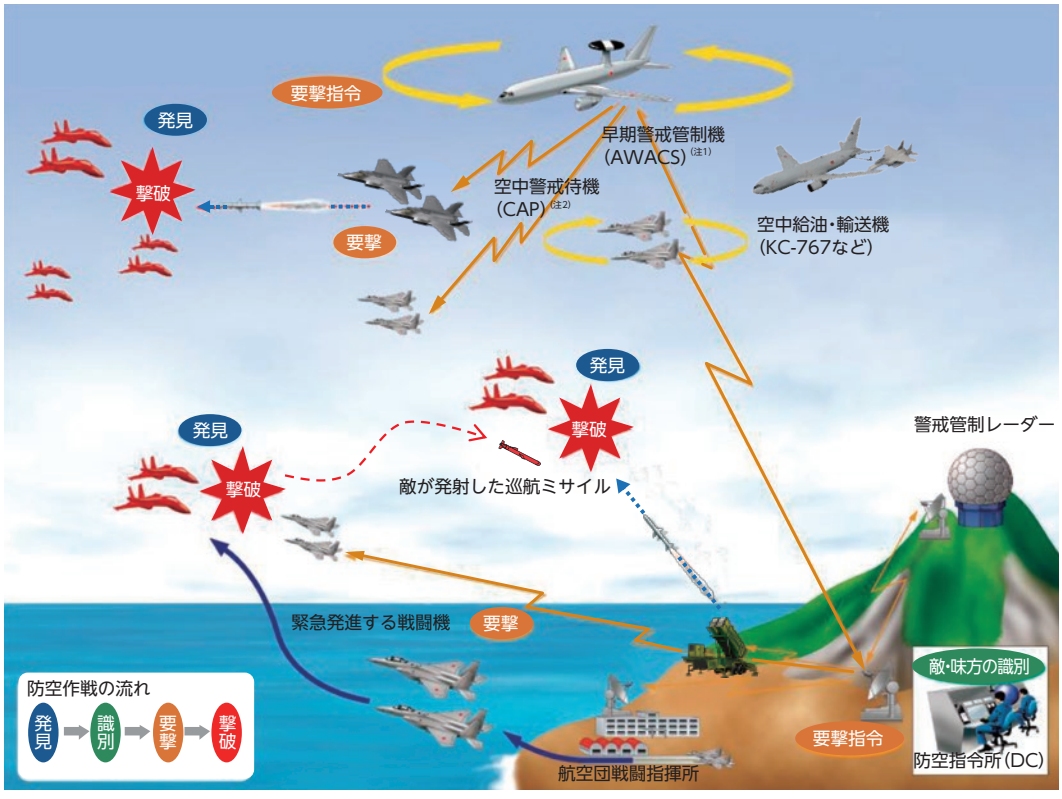

(注)1　国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
2　敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

1　防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相[20]から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努めることになる。

このため、電子戦能力に優れたF-35A戦闘機や、短距離離陸・垂直着陸が可能なF-35B戦闘機の取得を継続するとともに、空自新田原（にゅうたばる）基地（宮崎県）に臨時F-35B飛行隊（仮称）を新設する。

参照　図表Ⅲ-1-4-7（防空のための作戦の一例）

F-35B戦闘機

2　周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大

図表Ⅲ-1-4-8　周辺海域の防衛のための作戦の一例

20　現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。

規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処、周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破または消耗させることにより、周辺海域を防衛することになる。

このため、長射程ミサイルの搭載、対潜戦能力の強化など、各種海上作戦能力が向上した新型FFMや探知能力などが向上した潜水艦、洋上における後方支援能力を強化した新型補給艦の建造などを進めている。

参照　図表Ⅲ-1-4-8（周辺海域の防衛のための作戦の一例）

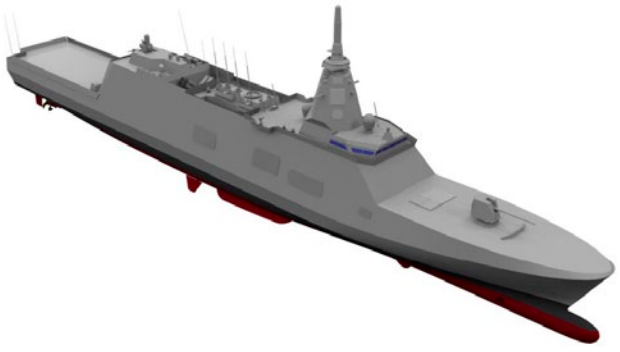

新型FFM（イメージ）

3　陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上優勢・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

これを踏まえ、機動戦闘車などと連携し、機動的に侵攻部隊対処を行うための共通戦術装輪車（歩兵戦闘車、

図表Ⅲ-1-4-9　陸上の防衛のための作戦の一例

機動迫撃砲）や、水際障害処理装置の取得などを進めている。

共通戦術装輪車（機動迫撃砲）（イメージ）

参照　図表Ⅲ-1-4-9（陸上の防衛のための作戦の一例）

4　海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせて、哨戒[21]、船舶の護衛や海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯[22]を設定してわが国の船舶などを直接護衛することになる。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空（対空戦）は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受けることになる。

4　宇宙領域での対応

通信や測位などのための宇宙利用は、今や国民生活の基盤そのものであると同時に、軍事作戦上の指揮統制・情報収集基盤の中枢をなしており、主要国は、早期警戒、通信、測位、偵察機能を有する各種衛星の能力強化や基数増加に注力している。昨今は、中国の軍用衛星増加が顕著であり、その数は2012年からの11年間で約4.9倍に急増している。

また、このようななか、自国の軍事優勢を確保するために、一部の国家は他国の宇宙システムへの妨害活動を活発化させており、宇宙の戦闘領域化が進展している。今や、宇宙空間の安定利用を確保することは国家にとって死活的に重要である。

参照　Ⅰ部4章2節（宇宙領域をめぐる動向）

1　政府全体としての取組

2023年6月、宇宙開発戦略本部は、国家安全保障戦略を踏まえ、民間技術の防衛分野への活用などを含めた、宇宙の安全保障の分野の課題と政策を具体化させる宇宙安全保障構想を初めて策定するとともに、それを反映した宇宙基本計画を決定した。宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づいて策定されるわが国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画であり、わが国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化を目標としている。宇宙安全保障構想では、宇宙安全保障の目標を、わが国が、宇宙空間を通じて国の平和と繁栄、国民の安全と安心を増進しつつ、同盟国・同志国などとともに、宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することとした。また、防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用することで、政府の研究開発を積極的に防衛力の抜本的強化につなげることも記述された。

その後、宇宙安全保障構想などに基づき、同年10月には、宇宙に関する不測の事態が生じた場合において、事態を正確に把握・分析し、官民が一体となって適切に対応するための宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会が設置された。また、2024年3月には、安全保障・民生分野において横断的に、技術・産業・人材基盤の維持・発展に係る課題について検討し、わが国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含む宇宙技術戦略が策定された。

そのほか、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企

21　敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること。
22　船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化するとされる。

画・立案・調整などを行っている内閣府宇宙開発戦略推進事務局が中心となり、宇宙活動法[23]、衛星リモセン法[24]や、宇宙資源法[25]に基づき宇宙政策が進められている。

2　防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、宇宙領域において、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、情報収集、通信、測位などの機能を宇宙空間から提供することにより、陸・海・空の領域における作戦能力をさらに向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、宇宙からの監視能力を整備し、宇宙領域把握[26]（SDA）体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組むこととしている。また、相手方の指揮統制・情報通信などを妨げる能力をさらに強化する。

Space Domain Awareness

さらには、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化するとともに、米国などの同盟国・同志国との交流による人材育成をはじめとした連携強化を図る。

Japan Aerospace Exploration Agency

参照　図表Ⅲ-1-4-10（安全保障分野における宇宙利用（イメージ））

図表Ⅲ-1-4-10　安全保障分野における宇宙利用（イメージ）

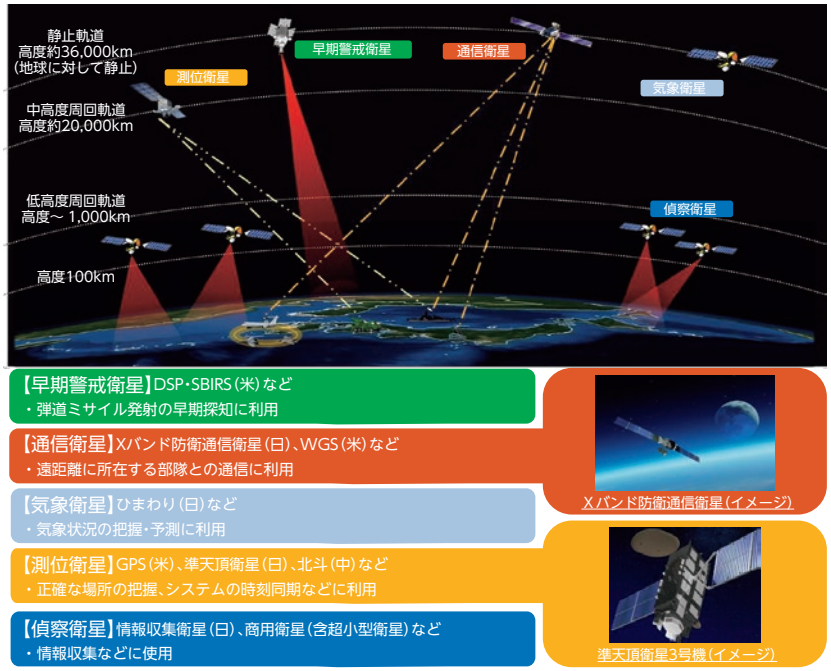

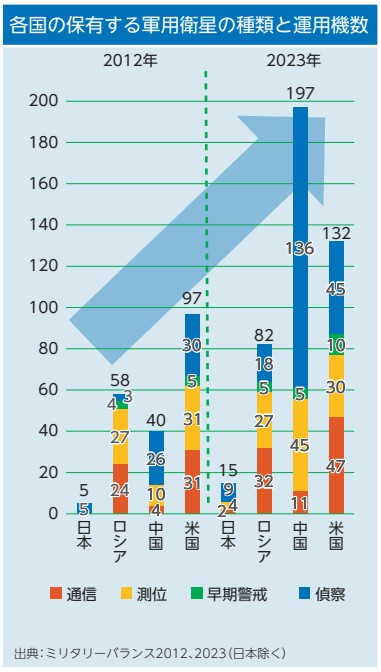

動画：航空自衛隊、宇宙領域把握を開始
URL：https://m.youtube.com/watch?v=qoBwBWBR0-8

23　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
24　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
25　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律
26　宇宙状況把握（SSA）に加え、宇宙機の運用・利用状況やその意図や能力を把握すること。

(1) 宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位などの各種能力の向上

ア　情報収集

情報収集については、情報収集衛星[27]、多頻度での撮像を可能とする小型衛星コンステレーションをはじめとした民間衛星などの利用による重層的な衛星画像の取得を通じ、隙のない情報収集体制を構築することとしている。特に、スタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点から、情報収集能力を抜本的に強化する必要があり、米国との連携を強化するとともに、民間衛星の利用などをはじめとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。

イ　通信

通信については、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、現在、Xバンド防衛通信衛星「きらめき1号」と「きらめき2号」を防衛省として所有・運用している。今後、通信所要の増大への対応やさらなる抗たん性強化のため、2024年度には「きらめき3号」の打上げにより、Xバンド防衛通信衛星3機体制を目指すとともに、「きらめき」と通信可能な装備品・関連地上施設を拡充するため、さらなる受信機材の調達や地上局通信の広帯域化を実施する。さらに、1号機と2号機の後継機となる次期防衛通信衛星の開発・製造を行うこととしており、次期防衛通信衛星に搭載することを念頭に、妨害に対して抗たん性を有する技術などに関して技術実証などを実施する。

また、低軌道通信衛星コンステレーションについて、各部隊における実証などを実施している。加えて、米国を中心とする加盟国間で衛星の通信帯域を共有する枠組みであるPATSへの加盟に向けて、通信機器の整備・実証を行っている。

Protected Anti-jam Tactical SATCOM

ウ　測位

測位については、多数の装備品にGPS受信端末を搭載し、精度の高い自己位置の測定やミサイルの誘導精度向上など、高度な部隊行動を支援する重要な手段として活用している。これに加え、2018年11月から、内閣府の準天頂衛星[28]システムのサービスが開始されたことから、準天頂衛星の測位信号の利用により、冗長性[29]を確保することとしている。

Global Positioning System

エ　HGV探知・追尾などへの対処

小型衛星コンステレーションは、ミサイルの探知、追尾などの機能に関連する技術動向としても注目される。防衛省としては、各国が開発・配備を進めるHGVを早期に探知・追尾する手段として、衛星コンステレーションを用いた宇宙からの赤外線観測が有効である可能性があると考えており、米国との連携の可能性も踏まえつつ、新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）で計画している宇宙実証プラットフォームを活用し、赤外線センサーなどの宇宙実証を実施する。

H-Ⅱ Transfer Vehicle

このほか、高感度広帯域の赤外線検知素子などの将来のセンサーの研究を推進することとしている。

(2) 宇宙の安定的利用確保のための取組

人工衛星の活用が、安全保障の基盤として死活的に重要な役割を果たしている一方で、一部の国が、キラー衛星や衛星攻撃ミサイル、電磁波による妨害を行うジャミング兵器などの対衛星兵器の開発を進めているとみられている。また、対衛星破壊実験によるデブリの急増や衛星コンステレーションの出現により軌道の混雑化が進んでおり、このため、SDA体制の確立と宇宙利用における抗たん性を強化していく必要がある。

これまで防衛省・自衛隊は、宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組んできており、その一環として、宇宙状況把握[30]（SSA）の強化に向けた取組を進めてきた。今後は宇宙物体の位置や軌道などを把握するSSAの強化も図りつつ、衛星の運用状況、意図や能力を把握するSDAの強化に努めていく。2023年度には、SDA衛星（2026年度打ち上げ予定）の製造に着手した。また、SDA衛星のさらなる複数機での運用についての検討を含めた各種取組を推進する。そのほか、宇宙作戦の運用基盤を強化するため、宇宙作戦指揮統制システム

Space Situational Awareness

27　政府の情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。
28　通常の静止衛星は赤道上の円軌道に位置するが、その軌道を斜めに傾け、かつ楕円軌道とすることで、特定の一地域のほぼ真上の上空に長時間とどまることが可能となるような軌道に投入された衛星のこと。1機だけでは24時間とどまることはできないため、通常複数機が打ち上げられる。ユーザーのほぼ真上を衛星が通るため、山や建物などといった障害物の影響を受けることなく衛星からの信号を受信することができる。
29　特定の手段に何か不具合があった場合でも、それをカバーして本来の機能を維持するための予備の手段を持っていること。
30　宇宙物体の位置や軌道などを把握すること（宇宙環境の把握を含む）。

図表Ⅲ-1-4-11　宇宙領域把握（SDA）体制構築に向けた取組

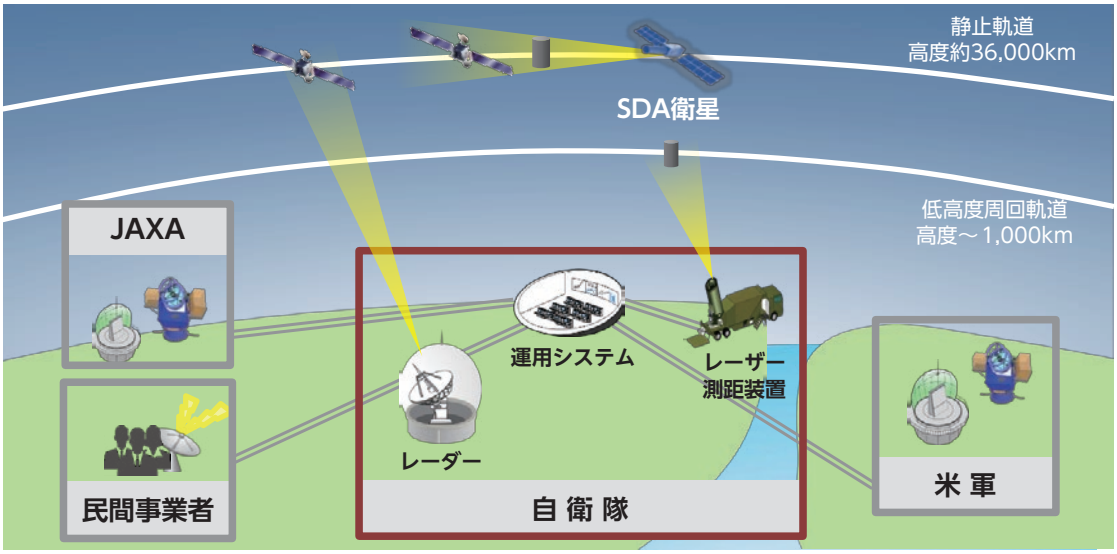

VOICE

宇宙領域把握（SDA）任務

空自　宇宙作戦群　第１宇宙作戦隊　解析係員　３等空曹　中谷（なかたに）　要（かなめ）

宇宙作戦群では2023年3月16日から、宇宙領域把握任務を開始しました。

宇宙空間の利用は今や経済・社会活動に不可欠であり、防衛分野の指揮統制・情報収集においても重要な役割を果たすなか、スペースデブリの増加やいわゆる「キラー衛星」の存在など、宇宙空間の安定的利用に対する脅威が高まっています。その脅威に対応するため、宇宙空間で何が起きているのかを把握するのが我々の任務です。

「宇宙領域把握」と聞くと、SF映画のような壮大なイメージを持たれるかもしれませんが、実際はセンサー情報など、膨大なデータから収集した軌道情報の分析、評価といった地道な業務を行っています。また、広大な宇宙領域を把握するために同盟国・同志国の宇宙部隊、JAXAなどと連携しており、これらの方々との交流を通じた新しい発見と勉強による成長を日々感じています。

我々の宇宙領域把握により宇宙空間の安定的利用に寄与できるよう、引き続き任務にまい進していきます。

第１宇宙作戦隊での勤務風景

などを整備する。

宇宙利用における抗たん性の強化については、衛星通信の高抗たん化技術実証により、ジャミングなどの妨害行為に対する抗たん性を確保するとともに、将来的な日米の宇宙システムの連携に向けて、SSAシステムなどに対するサイバーセキュリティを確保していく。また、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信などを妨げる能力を構築することとしている。

参照　図表Ⅲ-1-4-11（宇宙領域把握（SDA）体制構築に向けた取組）

(3) 組織体制の強化

宇宙領域専門部隊を強化するため、2023年度には、宇宙作戦群隷下に宇宙関連の装備品などの維持整備を担う第1宇宙システム管理隊（府中）と第2宇宙システム管理隊（防府北）を新編した。2024年度には、要員拡充によりSDAのための装備品を安定的に運用する体制を引き続き強化する。

また、宇宙空間の安定利用の確保が死活的に重要になるなか、宇宙優勢を確保すべく、SDA体制の整備を推進するとともに、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するなどにより、宇宙作戦能力を強化する。この際、宇宙領域の重要性の高まりと、宇宙作戦能力の質的・量的強化にかんがみ、空自において、宇宙作戦が今後航空作戦と並ぶ主要な任務として位置づけられることを踏まえ、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

今後とも宇宙領域にかかる組織体制・人的基盤を強化するため、JAXAなどの関係機関や米国などの同盟国・同志国との交流による人材育成をはじめとした連携強化を図るほか、関係省庁間で蓄積された宇宙分野の知見などを有効に活用する仕組みを構築するなど、宇宙領域にかかる人材の確保に取り組む。

(4) 関係機関や宇宙関連産業との連携強化

宇宙空間については、情報収集、通信、測位などの目的での安定的な利用を確保することは国民生活と防衛の双方にとって死活的に重要であり、防衛省・自衛隊においては、宇宙空間についてJAXAを含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化している。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、わが国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげていく。

また、2023年3月、防衛省のSSAシステムの運用開始に伴い、防衛省から衛星を運用する民間事業者などに対し、宇宙物体の軌道情報などのSSAに関する情報提供を開始した。

さらに、2023年10月、空自は、民間宇宙事業者との活発な意見交換などを目的に民間のシェアオフィス内に、宇宙協力オフィスを開所した。空自は、このオフィスに空自隊員数名を常駐させ、得られた知見を将来の装備品導入などに反映していくこととしている。

宇宙協力オフィスでの勤務状況（右側6名が空自隊員）

(5) 同盟国・同志国などとの連携強化

わが国の安全保障に不可欠な宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、同盟国や同志国などとの連携強化が必須であり、また、宇宙における責任ある行動の規範、規則、原則を通じた宇宙における脅威の低減に向けた協力も図っている。2022年9月、わが国は、宇宙空間における責任ある行動の規範の形成に向けた国際場裡での議論を積極的に推進していく考えから、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験を実施しない旨の決定を行った。この決定は同年4月に米国が同趣旨の宣言をしたことを受けて発表されたもので、わが国のほか、カナダ、ニュージーランド、ドイツ、英国、韓国、オーストラリア、フランスなども同様の発表を行った。さらに、同年12月の国連総会本会議では、米国が主導し、わが国を含む11か国が共同で破壊的な直接上昇型対衛星（DA-ASAT）ミサイル実験を実施しないとの決議を提案し、155か国の支持を得て採択された。
Direct-Ascent Anti-SATellite

同時に、誤解や誤算によるリスクを回避すべく、関係国間の意思疎通の強化や宇宙空間における透明性・信頼醸成措置（TCBM）の実施の重要性を発信していくことが必要である。
Transparency and Confidence Building Measures

ア　米国との協力

米国とは、宇宙領域における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、2015年4月に日米宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）（審議官級）を設置し、宇宙政策や戦略にかかる連携、SDA情報共有や教育を含む日米宇宙運用部隊間の協力、低軌道衛星コンステレーションにかかる議論など、宇宙協力について幅広く議論してきている。SCWGはこれまでに9回、直近では2023年7月に開催している。
Space Cooperation Working Group

また、日米政府間では、宇宙に関する包括的日米宇宙対話（CSD）を、日米安全保障当局間では安全保障分野
Comprehensive Space Dialogue

解説　宇宙安全保障構想と防衛省の取組

2023年6月に策定された宇宙安全保障構想のポイントは、次のとおり、3つのアプローチです。将来的な姿として、まず、①安全保障のための宇宙システム利用の抜本的拡大（宇宙からの安全保障）と②宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保（宇宙における安全保障）の全体像を「安全保障のための宇宙アーキテクチャ」として示しています。そのうえで、これを早期に実装するため、③安全保障と宇宙産業の発展の好循環の実現を図るべきことを明らかにしています。

本構想策定後の防衛省・自衛隊の取組状況としては、①宇宙からの安全保障の実現に向けて、JAXAと連携し、新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）を宇宙実証プラットフォームとして活用したHGV探知・追尾の能力向上のための赤外線センサなどの実証に着手しています。さらに、情報収集コンステレーションを構築するための取組も進めているところです。

②宇宙における安全保障の実現に向けては、SDA能力の強化のため、2026年度の打ち上げを予定し、SDA衛星の整備を行っています。また、2023年12月には、米国をはじめとする同志国で構成される多国間枠組みである連合宇宙作戦イニシアチブ（CSpO：Combined Space Operations Initiative）への参加を実現しており、今後こうした枠組みも活用し、安定的な宇宙利用のための国際連携をさらに強化していく考えです。

③安全保障と宇宙産業の発展の好循環の実現に向けては、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用し、防衛力の抜本的強化に繋げることとしており、重視する宇宙関連技術例を本構想でも示したところです（図表1）。2024年3月に策定された宇宙技術戦略にも一部これらの技術が盛り込まれています。防衛省・自衛隊としては、民間や政府の総合力を結集し、安全保障にかかる宇宙システムの効果的な研究開発・早期装備化の取組を推進していきます。

衛星コンステレーションを積極的に活用し、宇宙利用を拡大していくための技術	・量産を見据えた設計・製造・検証技術の高度化 ・衛星コンステレーションにおけるネットワーク最適化
増大する通信所要を確保するための技術	・衛星のフルデジタル化やソフトウェア定義化 ・EHF帯域の活用
SDAや任務保証等に資する技術	・各種バスやセンサ等の小型・軽量化 ・衛星運用の自律・地上システムの分散化 ・宇宙実証・回収機会の確保

図表1：「安全保障のための宇宙アーキテクチャ」を構築するうえでの共通基盤技術の例（「宇宙安全保障構想」より抜粋）

における日米宇宙協議審議官級会合（SSD：Space Security Dialogue）を開催し、防衛省も参加して、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を行っている。

直近のハイレベル交流に関しては、2023年1月の日米「2＋2」において、宇宙への、宇宙からのまたは宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがありうることを確認した。また、2023年9月にサルツマン米宇宙軍作戦部長が木原防衛大臣への表敬を行い、宇宙領域の安全保障面での重要性が増しているとして、日米の連携を強化していることを確認した。

運用面では、空自がSSAシステムを効果的に運用するためには米国との連携が不可欠であることから、米国との情報共有の具体化を進めている。また、米軍が主催する宇宙安全保障に関する多国間机上演習「シュリーバー演習」や宇宙状況監視多国間机上演習「グローバル・センチネル」への参加を継続し、多国間における宇宙空間の脅威認識の共有、SDAにかかる協力や宇宙システムの機能保証にかかる知見の蓄積に努めているほか、米国宇宙コマンド多国間宇宙調整所（MSC：Multinational Space Collaboration Office）に自衛官を派遣している。

イ　同志国などとの協力

同志国とは、協議や情報共有、多国間演習への参加を通じ、防衛当局間の関係強化、SDA情報にかかる協力、宇宙運用部隊間協力など様々な分野で連携・協力を図っている。2023年12月には、防衛省・自衛隊として、連合宇宙作戦イニシアチブ（CSpO：Combined Space Operations Initiative）の参加国に加わった。これは、米国をはじめとする同志国で構成され、宇宙安全保障に関する議論を実施する多国間枠組みである。また、同月ドイツで開催されたCSpO将官級会議に参加し、わが国の宇宙政策と宇宙分野における取組について説明を行った。CSpOに参加することにより、宇宙分野における同盟国・同志国との関係をさらに強化しつつ、

安定的な宇宙利用の確保のための国際的な取組に積極的に関与していく。

各国のCSpOへの参加者（最前列左　内倉空幕長）（2023年12月）

オーストラリアとは、日豪防衛当局間の宇宙協力にかかる協議（課長級）を2021年5月から行っている。また、2022年11月には日豪防衛宇宙パートナーシップに関する趣意書を結び、これを受けて宇宙協力の深化を図っている。さらに、宇宙運用部隊間の具体的な協力について議論するために宇宙ワーキンググループ（SWG）を設置した。

Space Working Group

英国とは、2022年8月から日英防衛当局間の宇宙協議を開催しており、宇宙政策や戦略にかかる連携、宇宙運用部隊間の協力や交流の推進、SDAにかかる情報共有などについて調整を進めている。

フランスとは、2021年12月から日仏防衛当局間の宇宙協力にかかる協議（課長級）を行っており、自衛隊による仏航空・宇宙軍主催の多国間宇宙演習（AsterX）への参加を含む部隊間交流の促進、宇宙作戦群と仏宇宙コマンドとの連携強化、SDAにかかる情報共有態勢強化などについて調整を進めている。また、日仏政府間では日仏包括的宇宙対話を実施しており、防衛省も参加している。

ドイツとは、これまで部隊間で宇宙協力にかかる専門家会議を行っており、宇宙運用部隊間協力の深化に向けたSWGを開催し、連携を図っていく。

カナダとは、2023年3月に日加宇宙部隊間の机上演習を初めて開催し、宇宙運用部隊間の協力の促進や情報共有にかかる協力を推進していく。

カナダ軍との机上演習

日EU間では、日EU宇宙政策対話を、また、日インド政府間では、日インド宇宙対話を開催しており、いずれにも防衛省から参加している。

European Union

5 サイバー領域での対応

サイバー領域においては、諸外国や関係省庁、民間事業者との連携により、平素から有事までのあらゆる段階において、情報収集、共有を図るとともに、わが国全体としてのサイバー安全保障分野での対応能力の強化を図ることが重要である。

政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されていくことを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを

資料：防衛省・自衛隊の『ここが知りたい！』　自衛隊のサイバー攻撃への対応について
URL：https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/cyber/index.html

資料：サイバーセキュリティに関する注意喚起
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/index.html

高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者、防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

参照　Ⅰ部4章3節（サイバー領域をめぐる動向）

1　政府全体としての取組

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

2024年度においては、特に、政府機関などの情報システムのサイバーセキュリティ確保についての施策を中心に事業を計画しているほか、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の抜本的強化を図ることとしている。
National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

参照　1節2項3（サイバー安全保障）

2　防衛省・自衛隊の取組

サイバー領域は、国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、わが国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で死活的に重要である。近年のサイバー空間における厳しい情勢を踏まえ、国家安全保障戦略においては、武力攻撃に至らないものの、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃を可能な限り未然に排除し、発生してしまった場合には被害の拡大を防止するため、能動的サイバー防御を導入することとしている。

防衛省・自衛隊は、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していく。その際、重要なシステムなどを中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強するとともに、特に高度なスキルを有する外部人材を活用することにより、高度なサイバーセキュリティを実現する。高いサイバーセキュリティの能力により、あらゆるサイバー脅威から自らを防護するとともに、その能力を活かしてわが国全体のサイバーセキュリティの強化に取り組んでいくこととする。

図表Ⅲ-1-4-12　防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策

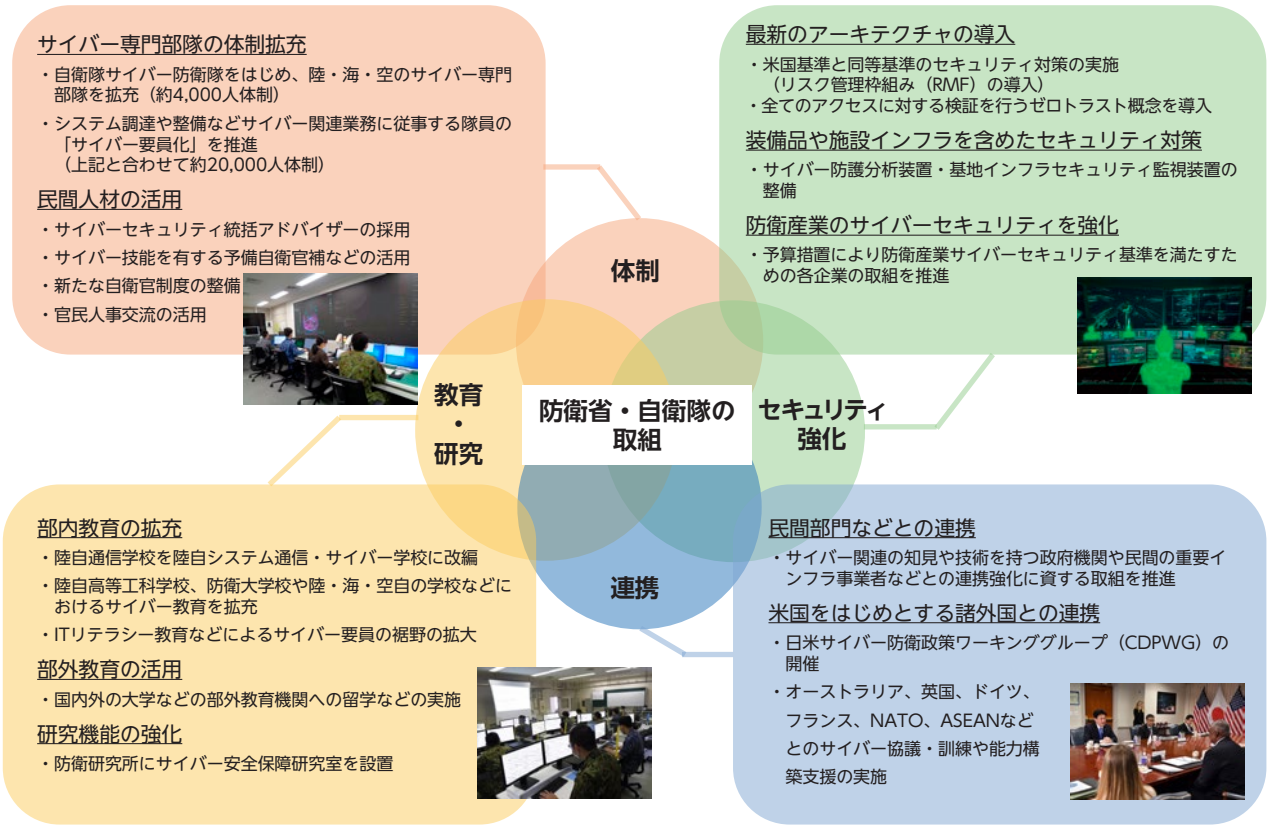

このため、2027年度までに、サイバー攻撃[31]状況下においても、指揮統制能力や優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、また防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を確立する。今後、おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化することとしている。

参照　図表Ⅲ-1-4-12（防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策）、資料16（防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組）

サイバーコンテスト2024の広告

(1) サイバーセキュリティ確保のための体制整備

ア　サイバー専門部隊の体制拡充

2022年3月、共同の部隊として自衛隊サイバー防衛隊が新編され、サイバー攻撃などへの対処のほか、陸・海・空自のサイバー専門部隊に対する訓練支援や防衛省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤[32]（DII）の管理・運用などを実施している。2023年度以降も、自衛隊サイバー防衛隊をはじめ陸・海・空自のサイバー専門部隊の体制を拡充しているほか、サイバー関連業務に従事する隊員のサイバー要員化を推進している。また、2023年7月に整備計画局情報通信課を改編し、サイバー整備課と大臣官房参事官を新設するなど、サイバー政策の企画立案機能も強化した。

Defense Information Infrastructure

イ　民間人材の活用

サイバーセキュリティに関する専門的知見や経験を有する者を自衛官や技官として採用するとともに、官民人事交流も行っている。

また、2021年7月から、サイバー領域における高度な知識・スキルや豊富な経験・実績を有する人材をサイバーセキュリティ統括アドバイザーとして採用しているほか、民間企業における実務経験を積んだ者を採用する官民人事交流制度や役務契約などによる外部人材の活用などにも取り組んでいる。2021年から、サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的として、防衛省サイバーコンテストを実施している。さらに、2022年から、新たにサイバーセキュリティの技能を持つ予備自衛官補の採用も開始している。

(2) セキュリティ強化

ア　最新のアーキテクチャの導入

サイバー領域における脅威は日々高度化・巧妙化していることから、情報システムのセキュリティ対策についても、一過性の「リスク排除」から継続的な「リスク管理」へ考え方を転換し、情報システムの運用開始後も常時継続的にリスクを分析・評価し、必要なセキュリティ対策を実施するリスク管理枠組み（RMF）を2023年度から実施している。

Risk Management Framework

また、境界型セキュリティのみで組織ネットワーク内部を安全に保ちうるという従来の発想から脱却し、**ゼロトラスト**の概念に基づくセキュリティ機能の導入に向けた取組を進めていく。これらにより、防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティレベルを向上させ、万が一、組織ネットワーク内部に侵入されたとしても迅速に検知、対処できる体制を構築する。

KEY WORD　ゼロトラスト

組織ネットワーク内部の安全性を当然視せず、内外からすべてのアクセスについて真正性を動的に検証・制御することで、組織の情報資産（データ、デバイス、アプリケーションなど）を安全に保つとの考え方。

31　情報通信ネットワークや情報システムなどの悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃（分散サービス不能攻撃）など。

32　自衛隊の任務遂行に必要な情報通信基盤で、防衛省が保有する自営のマイクロ回線、通信事業者から借り上げている部外回線や衛星回線の各種回線を利用し、データ通信網と音声通信網を構成する全自衛隊の共通ネットワーク。

図表Ⅲ-1-4-13　ゼロトラスト概念に基づくセキュリティ機能の強化（イメージ）

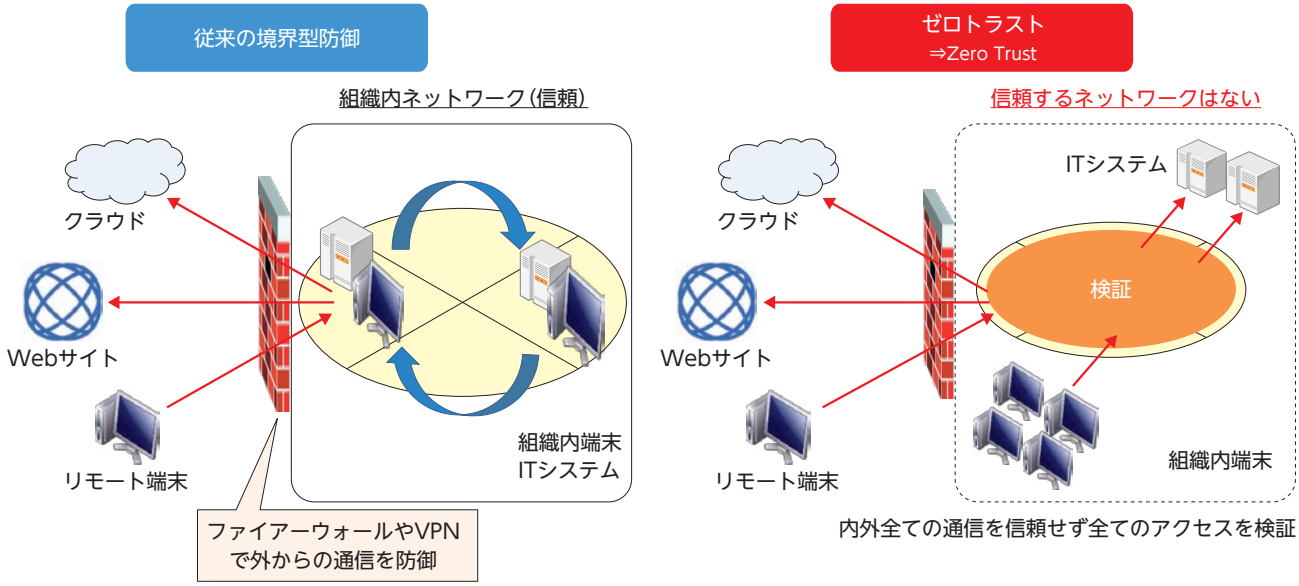

イ　装備品や施設インフラを含めたセキュリティ対策

日々高度化・巧妙化する最新のサイバー攻撃の脅威に対して適切に対応していくためには、情報システムの防護態勢を強化していくことが必要である。そのため、自衛隊のシステムを統合・共通化したクラウドを整備し、一元的なサイバーセキュリティ対策を実施するほか、装備品システムや施設インフラシステムの防護態勢を強化するとともに、ネットワーク内部に脅威が既に侵入している前提で内部の潜在的脅威を継続的に探索・検出するスレットハンティング機能の強化などを進めていく。

ウ　防衛産業サイバーセキュリティの強化

防衛省・自衛隊は、米国の基準であるNIST SP800－171[33]と同水準の管理策を盛り込んだ新たな情報セキュリティ基準である「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を2022年3月に整備した。これを受け、2023年4月以降、防衛関連企業において保有する情報システムの改修などが進められている。

参照　図表Ⅲ-1-4-13（ゼロトラスト概念に基づくセキュリティ機能の強化（イメージ））、Ⅳ部1章1節2項4（防衛産業保全の強化）

(3) 教育・研究

自衛隊のサイバー防衛能力の抜本的強化を図るためには、サイバーセキュリティに関する高度かつ幅広い知識を保有する人材を育成していくことが喫緊の課題であり、教育の拡充や民間の知見の活用も含めて積極的な取組が必要である。このため、高度な知識や技能を修得・維持できるよう、要員をサイバー関連部署に継続的かつ段階的に配属するとともに、部内教育や部外教育による育成を行っている。

各自衛隊の共通教育として、2019年度から陸自通信学校（当時）においてサイバーセキュリティに関する共通的かつ高度な知識を習得させるサイバー共通教育を実施しているほか、米国防大学サイバー戦指揮官要員課程、米陸軍サイバー戦計画者課程への隊員派遣、陸自高等工科学校へのシステム・サイバー専修コースの設置といった取組を実施している。また、2024年3月に、陸自通信学校を陸自システム通信・サイバー学校に改編してサイバー教育部を新設し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充した。防衛大学校においても、サイバーに関するリテラシー教育の拡充を行うとともに、2024年度に情報工学科をサイバー・情報工学科に改編した。

さらに、サイバーセキュリティは高度な知識をもつ専門人材のみならず、ネットワーク・システムを利用するすべての人員のリテラシーなくしては成立しないことから、一般隊員へのリテラシー教育を推進している。

研究面では、2023年度に防衛研究所に新設したサイバー安全保障研究室の研究体制を強化するとともに、防

33　非政府機関情報システムにおけるセキュリティ管理策であり、米国防省が注意情報を取り扱う契約企業に対して義務付けている情報セキュリティ基準。

VOICE

陸自高等工科学校で学んで

陸自　高等工科学校　3学年　門脇（かどわき）　翼（つばさ）

私は、小学生の頃からサイバー分野に興味があり、陸自高等工科学校でシステム・サイバー専修コースが設立されると知ったことをきっかけに、本校への進学を決心しました。2023年度からシステム・サイバー専修コースで学んでいます。入校直後は、慣れない集団生活に戸惑いの連続でしたが、同期と協力し合いすぐに慣れることができました。また、本コースでは、サイバーの基礎知識やC言語、Linuxについて学ぶことができ、教育を通じて学んだ成果として、私は基本情報技術者という国家資格を取得することができました。本コースでの教育の最後は、自分達でサーバを構築し、サービスを提供するという演習があり、サイバー攻撃について対策を考慮し、攻撃者がどのような手法で攻めてくるのかを学ぶことができます。

近年は有事だけでなく、平素においても絶えずサイバー攻撃の脅威に晒され、多くの官公庁、企業が被害を受けていることに危機感を覚えます。こうした現状を受け、私が卒業後、部隊に配置された際には、本コースで学んだ知識や技術にさらに磨きをかけ、少しでも貢献できるように頑張りたいと思います。

この学校は、サイバーの勉強を在学中から始めることができます。入学して日本の未来を一緒に守りましょう。

システム・サイバー専修コースの最終課題
（構築したシステムを活用した分析結果）を発表する筆者

グループでの議論の様子

衛装備庁次世代装備研究所において、サイバー攻撃による被害拡大の防止やサイバー攻撃を受けても各種装備システムの運用を継続できるよう、装備システム用サイバー防護技術の研究を進めている。

(4) 民間企業や諸外国との連携

サイバー攻撃に対して、迅速かつ的確に対応するためには、民間部門との協力、同盟国などとの戦略対話や共同訓練などを通じ、サイバーセキュリティにかかる最新のリスク、対応策、技術動向を常に把握しておく必要がある。このため、民間企業や同盟国である米国をはじめとする諸外国と効果的に連携していくこととしている。

ア　民間企業などとの協力

2013年7月に、サイバーセキュリティへの関心が高い防衛産業10社程度をメンバーとするサイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）を設置し、防衛省がハブとなり、防衛産業間において情報共有を実施することにより、情報を集約し、サイバー攻撃の全体像の把握に努めている。また、毎年1回、防衛省・自衛隊と防衛産業にサイバー攻撃が発生した事態などを想定した共同訓練を実施し、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

イ　米国との協力

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化するため、日米両国がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化し、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化していく。

2013年10月、日米両政府は、防衛当局間の政策協議の枠組みとして日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG）を設置した。この枠組みでは、サイバーに関する政策的な協議の推進、情報共有の緊密化など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行った。
Cyber Defense Policy Working Group

2015年には日米防衛協力のための指針（ガイドライン）とCDPWG共同声明が発表され、日米両政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊と米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などがあげられるとともに、自衛隊と米軍の協力として、各々のネットワークとシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などがあげられた。また、2019年4月の日米「2＋2」では、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃にあたりうることを確認した。さらに、2023年1月の日米「2＋2」や、同年10月の日米防衛相会談において、サイバー分野における協力を強化することで一致するとともに、日米両政府全体の枠組みである日米サイバー対話への参加や、防衛当局間の枠組みである日米ITフォーラムを継続的に開催するなど、米国との連携強化を一層推進している。

運用協力の面では、日米共同統合演習（実動演習）、日米豪共同指揮所演習などにおいてサイバー攻撃対処訓練を実施し、日米共同対処能力の向上に取り組んでいる。

ウ　同志国などとの協力

米国以外の関係国とは、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加などにより、連携・協力を強化することとしている。

NATOなどとの間では、政府全体の枠組みである日NATOサイバー協議への参加や、防衛当局間においてサイバー空間を巡る諸課題について意見交換する日NATOサイバー防衛スタッフトークスなどを行うとともに、エストニアに設置されているNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」（CyCon）に参加している。CCDCOEには、2019年3月から、防衛省から職員を派遣している。2022年10月、CCDCOEの活動への参加にかかる取決めへの署名手続きが完了し、防衛省は正式に同センターの活動に参加することとなった。
North Atlantic Treaty Organization
Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence
International Conference on Cyber Conflict

英国主催サイバー演習「ディフェンス・サイバー・マーベル3」に参加する陸自サイバー防護隊の隊員（2024年2月）

このほか、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、エストニアとの防衛当局間のサイバー協議を行っている。また、シンガポール、ベトナムなどとの防衛当局間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組や技術動向に関する意見交換を行っているほか、ASEANに対するサイバーセキュリティ分野の能力構築支援なども実施している。

自衛隊のサイバー領域の能力強化や諸外国との連携強化を目的に、2023年4月、CCDCOEが主催する多国間サイバー防衛演習「ロックド・シールズ2023」に日豪合同チームで参加するとともに、2024年2月には英国主催の「ディフェンス・サイバー・マーベル3」に前年に続いて参加した。さらに同月には、陸自が多国間サイバー防護競技会「Cyber KONGO 2024」を主催し、米国、オーストラリア、ドイツ、フランス、リトアニア、ベトナム、フィリピンなど計16か国の参加国とともに、サイバー領域における能力の強化を図った。

(5) 政府全体としての取組への寄与

防衛省・自衛隊は、警察庁、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省と並び、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に貢献しており、例えばサイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供、情報セキュリティ緊急支援チーム[34]（CYMAT）に対する要員の派遣などを行っている。また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断に関し、自衛隊が有する知識・経験を活用し、協力している。
Cyber incident Mobile Assistance Team

34　政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティにかかる事象が発生した際に、被害拡大防止、復旧、原因調査や再発防止のための技術的な支援、助言などを行うチーム。

6 電磁波領域での対応

電磁波領域は、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線となっている[35]。このため、電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要である。

電磁波領域においては、相手方からの通信妨害などの厳しい電磁波環境においても、自衛隊の電子戦やその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させるなど、能力強化を着実に進める。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用していくこととしている。

防衛省・自衛隊としては、民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動などのための周波数利用を両立させ、自衛隊が安定的かつ柔軟な電波利用を確保できるよう、関係省庁と緊密に連携しつつ、電磁波領域における能力を強化していく。

参照　図表Ⅲ-1-4-14（電子戦能力と電磁波管理能力（イメージ））、Ⅰ部4章4節（電磁波領域をめぐる動向）

1 電子妨害能力（通信・レーダー妨害能力）などの強化

平素からの情報収集・分析に基づき、レーダーや通信など、わが国に侵攻を企図する相手方の電波利用を無力化することは、他の領域における能力が劣勢の場合にも、それを克服してわが国の防衛を全うするための一つの手段として有効であり、その能力強化を図っている。

2024年度には、平素から電波情報の収集・分析を行い、有事においては、相手の電波利用を無力化する機能を有するネットワーク電子戦システム（NEWS：Network Electronic Warfare System）や対空電子戦装置を取得するとともに、低電力通信妨害技術や将来電磁パルス（EMP：ElectroMagnetic Pulse）装備技術の研究を進めていく。また、小型無人機などへの対処能力の向上を図るため、高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM：High Power Microwave）といった指向性エネルギー技術の研究を推進することとしている。

図表Ⅲ-1-4-14　電子戦能力と電磁波管理能力（イメージ）

電磁波の効果的・積極的な利用のため、以下の能力を強化する必要がある。
① 電磁波を効果的・積極的に利用して行う戦闘、すなわち「電子戦」の能力
② 「電子戦」能力を担保するため、戦域の電磁波の状況を把握するとともに、干渉が生じないよう部隊による電磁波の利用を適切に管理・調整する「電磁波管理」の能力

【電子攻撃】
相手方の通信機器やレーダーなどに電波を発射することなどにより、相手方の通信などを低減・無効化

【電子防護】
ステルス化などにより、相手の電磁波の影響を低減・無効化

【電子戦支援】
相手方が利用する電波などの情報を収集、分析

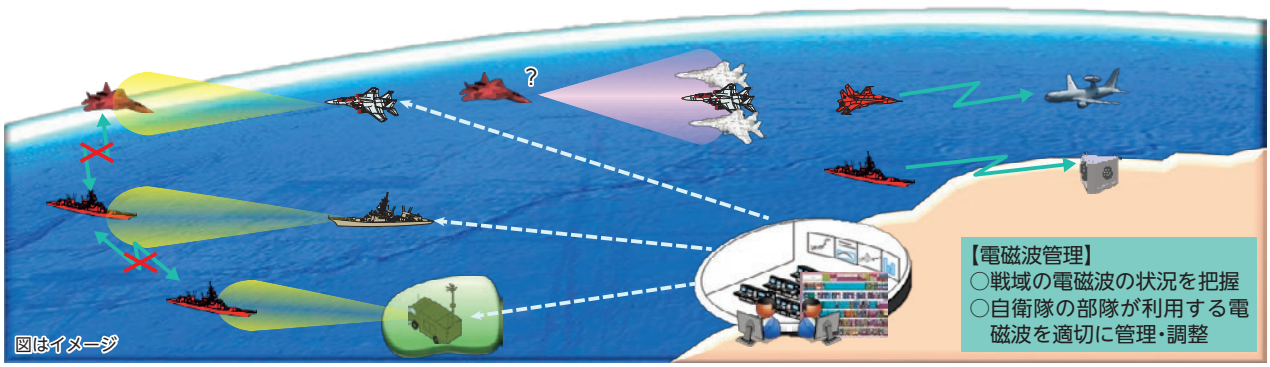

35 電磁波を用いた攻撃の一つに、核爆発などにより、瞬時に強力な電磁波を発生させ、システムをはじめとする電子機器に過負荷をかけ、誤作動させたり破壊したりするEMP攻撃がある。このような攻撃は、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があり、政府全体で必要な対策を検討していくこととしている。

2　電子防護能力の強化

電磁波領域における妨害などに際してその影響を局限し、航空優勢を確保するため、電子防護能力に優れたF-35A戦闘機の取得を推進する。また、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、電子防護能力に優れ、短距離離陸・垂直着陸が可能なF-35B戦闘機を取得するとともに、F-15戦闘機の能力向上を進めていく。

3　電子戦支援能力の強化

電磁波領域での戦闘を優位に進めるためには、平時から有事までのあらゆる段階において、電磁波に関する情報を収集・分析し、これを味方の部隊で適切に共有することが重要である。

2024年度は、電子妨害や電子防護に必要となる、電磁波に関する情報を収集する能力を強化するため、RC-2電波情報収集機を取得するほか、電子作戦機の開発を行う。

4　電磁波管理機能の強化

電磁波を効果的、積極的に利用して戦闘を優位に進めるためには、電子戦能力を向上していくとともに、電磁波の周波数や利用状況を一元的に把握・調整し、部隊などに適切に周波数を割り当てる電磁波管理の態勢を整備することが必要である。

このため、装備品の通信装置やレーダー、電子戦装置などが使用する電磁波の状況を把握、モニター上で可視化し、電磁波の利用状況を把握・管理する機能を強化するため、電磁波管理機能の整備を進めていく。

5　訓練演習、人材育成

自衛隊の電磁波領域の能力強化や専門的知見を有する隊員の育成のため、統合電磁波作戦訓練を実施するほか、米国の電子戦教育課程への要員派遣などを通じ、最新の電磁波領域に関する知見の収集やノウハウの獲得を図っている[36]。

2023年11月に実施した自衛隊統合演習においては、陸・海・空自の電子戦部隊が空自入間（いるま）基地（埼玉県）に集結し、統合電磁波作戦の訓練にかかる調整を行った。また、同年9月から10月にかけて、海自は米海軍との相互運用性の向上を図るため、EP-3多用機を米国に派遣し、米海軍との電磁機動戦訓練を実施した。

自衛隊統合演習において、統合電磁波作戦訓練のため空自入間基地に集合した陸・海・空自の電子戦部隊

7　大規模テロや重要インフラに対する攻撃などへの対応

1　基本的考え方

わが国が備えるべき事態は、力による一方的な現状変更やその試み、そしてわが国への侵攻のみではない。大規模テロやそれに伴う原子力発電所をはじめとした重要インフラに対する攻撃は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。一方、わが国は、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所などの重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安

36　このほか、防衛省・自衛隊においては、各自衛隊の情報を全国で共有するために必要となる通信網の多重化を推進や、電磁パルス防護の観点を踏まえた研究を行っている。

全に対する重大な脅威となりうる。こうした事案には、潜入した武装工作員[37]などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

それらの対応にあたって、防衛省・自衛隊においては、抜本的に強化された防衛力を活用し、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要インフラに対する攻撃に際しては実効的な対処を行う。侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施設の警備強化を実施することとしている。また、状況が明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処することとしている。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められる場合には、防衛出動により対処することになる。

弾道ミサイルによる攻撃に対しては、わが国全域を防護するイージス艦を展開させるとともに、拠点防護のため全国各地に分散配備している空自のPAC-3を、状況に応じて機動的に移動・展開して対応することになる。また、巡航ミサイルなどに対しては、航空機、艦艇、地上アセットから発射する各種対空ミサイルで対応することになる。

2　ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の

図表Ⅲ-1-4-15　ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例

37　殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者。

重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護ならびに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索および撃破を重視して対応することとしている。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立することとしている。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲または撃破することになる。

参照　図表Ⅲ-1-4-15（ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例）

3　武装工作員などへの対処

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応することになる。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては、自衛隊と警察との連携要領についての基本協定[38]や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している[39]。

また、陸自は都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、2012年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施するなど、連携の強化を図っている。

敦賀原子力発電所における警察との共同訓練（2023年2月）

4　核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段や関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995年3月の東京での地下鉄サリン事件などは、こうした兵器が使用された例である。

Nuclear, Biological and Chemical

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行うことになる。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行うこととしている。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行うことになる。

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学科や衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、速やかに出動できる態勢を維持している。

海自や空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

38　防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（1954年に締結。2000年に全部改正）。
39　2004年には、治安出動の際における武装工作員など事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

8 国民保護に関する取組

1 基本的考え方

度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射、特に日本列島越えの弾道ミサイル発射によるJアラートによる情報伝達などにより、昨今、国民保護に対する関心や、防衛省・自衛隊に対する期待が高まっている。国民保護は国家防衛戦略における防衛力の抜本的強化の柱の一つであり、防衛省・自衛隊としても、積極的に取り組んでいくこととしている。

2005年3月、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊としては、武力攻撃事態などにおいては、国民保護措置として、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁とも連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などの措置を実施することとしている。

なお、弾道ミサイルなどによる武力攻撃事態から住民の生命、身体を保護するため必要な機能を備えた避難施

解説 Jアラートによる弾道ミサイルに関する情報伝達（内閣官房からのお知らせ）

北朝鮮は2023年、弾道ミサイルの可能性があるものを含め、少なくとも25発の弾道ミサイルの発射を行い、それに伴い全国瞬時警報システム（Jアラート）が4回発出されました。また、2024年に入ってからも引き続き発射を行っています。

政府は、これら北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命、身体、財産を守るため、弾道ミサイル防衛能力の強化を着実に進めており、また、引き続き高度な警戒監視態勢を維持しています。これにあわせて、弾道ミサイルが

(1) わが国の領域に落下する可能性がある場合

(2) わが国の上空を通過する可能性がある場合

には、内閣官房から全国瞬時警報システム（Jアラート）により、弾道ミサイルに注意が必要な地域の皆様に対して、緊急情報をお知らせし、近くの建物への避難など、少しでも被害を軽減できる可能性を高める行動を促すこととしています。

Jアラートを使用すると、防災行政無線などが自動的に起動し屋外スピーカーなどから特別なサイレンとメッセージが流れるほか、登録制メールなどの多様な情報伝達手段によっても、住民に緊急情報を伝達します。また、携帯電話会社を経由して携帯電話にエリアメール・緊急速報メールを発信し、緊急情報をお知らせします。

Jアラートの送信にあたっては、防衛省から内閣官房に、弾道ミサイルに関する各種情報を適時適切に提供することが重要です。このため、両者の間では、情報伝達のプロセスをシステム化・自動化することにより、迅速性・確実性を確保しています。

また、2023年4月には、ミサイルがわが国領域を通過した場合には、ミサイル通過情報を、通過する可能性がなくなった場合などは、ミサイル通過情報や避難を解除する旨の情報を伝達するなど、情報伝達のメッセージの追加・変更が行われています。

政府としては、引き続き、確実な情報伝達に努めつつ、Jアラートの情報伝達機能の不断の強化にも取り組むこととしています。

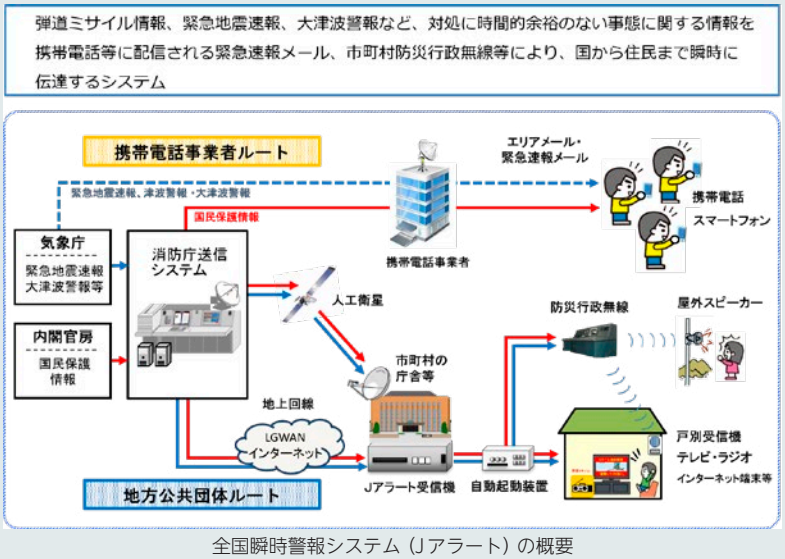

全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要

設の整備は、被害を防止するための措置であるとともに、弾道ミサイル攻撃などに対する抑止にもつながる観点も踏まえ、政府で検討を行っている。2024年3月、政府は、輸送手段に大きな制約があり、かつ、避難先地域が遠距離にあるといった避難の困難性などがある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設[40]」を整備するなど、必要な避難施設を確保する取組の基本的考え方を示すとともに、備えるべき技術的な仕様などを規定した「特定臨時退避施設の技術ガイドライン」を策定した。

2　防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護のための体制の強化

国民の命を守りながらわが国への侵攻に対処するにあたっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。

政府としては、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実施するため、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾などの公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携などを行うこととしている。また、こうした取組の実効性を高めるため、住民避難などの各種訓練の実施と検証を行ったうえで、国、地方公共団体、指定公共機関などの連携を推進しつつ、制度面を含む必要な施策の検討を行うこととしている。

また、防衛省・自衛隊としては、これらの施策への参画や協力に加え、自衛隊が使用する民間船舶・航空機や自衛隊の各種輸送アセットを利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力することとしているほか、国民保護にも対応できる自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用などの各種施策を推進することとしている。

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸・海・空自の主要な総監部・司令部や自衛隊地方協力本部などに、地方公共団体などと平素から緊密な連絡調整を担当する部署を設置しており、2023年度からは、陸自師団・旅団司令部に国民保護専門官（事務官）などを配置している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。

令和5年度神戸市国民保護実動訓練において関係機関と調整する第3師団司令部国民保護専門官（左から2人目と3人目）

(3) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須であり、政府全体として武力攻撃事態などを念頭に置いた国民保護訓練を強化することとしている。防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

参照　資料17（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（2023年度））

40　①住民などが広域避難を行う場合に、輸送手段が航空機または船舶に限られるとともに、避難先地域が遠距離にあるために船舶での輸送時には沿海区域を越えた避難が必要な離島に所在するといった、避難の困難性がある、②全ての住民などの広域避難を想定した避難実施要領のパターンについて、作成・公表を行うとともに、当該避難実施要領のパターンを活用して、国と都道府県が共同で行う国民保護訓練を実施している、という2つの要件を満たす市町村において、市町村が、国の財政措置を受けて、公共・公用施設の地下（平素は会議室、駐車場などの避難施設以外の用途に利用）に整備することとされている。

VOICE

国民保護訓練に参加した隊員の声

空自　新田原救難隊　飛行班員
3等空佐　長沼（ながぬま）　孝幸（たかゆき）

私が参加した令和5年度鹿児島県・熊本県国民保護共同実動・図上訓練は、わが国に対する武力攻撃が予測されたために屋久島町（鹿児島県）全域に避難指示が出され、1,000名を超える住民を避難させる想定で実施されました。本訓練における新田原（にゅうたばる）救難隊の任務は、屋久島町内の病院に入院中の要配慮者1名を鹿児島市内までUH-60J救難ヘリコプターで搬送することでした。新田原救難隊は、平素においても、鹿児島県内に20以上ある有人離島から鹿児島市内のヘリポートまでの急患空輸を実施しています。今回の訓練では、その経験を活かし、地方公共団体などと協力・連携して任務を達成しました。今後いかなるときでも付与された任務を完遂できるように、引き続きこのような訓練に参加し、地方公共団体などとの連携強化に励みます。

屋久島町
宮之浦陸上競技場に
着陸したUH-60J

要配慮者を
UH-60J機内へ搬入

空自　西部航空方面隊司令部　国民保護専門官
防衛事務官　三浦（みうら）　弘（ひろし）

私は同訓練において、関係機関との連絡調整の任を命ぜられ、鹿児島県庁に設置された鹿児島県対策本部に国民保護専門官として派遣されました。

本訓練では、鹿児島県から要配慮者の避難にかかる支援要請を受けたことから、空自新田原救難隊と連携してUH-60J救難ヘリコプターの派遣に必要な調整を実施しました。

訓練に参加するにあたり、調整段階から地方公共団体などとの「顔の見える関係」を構築することで、本訓練を意義あるものにすることができたと思います。このような事態において関係機関との連携をスムーズに行い国民を保護するためには、日頃からの信頼関係が大切であることを改めて認識しました。

筆者（庁舎玄関前）

第5節 情報戦への対応を含む情報力強化の取組

1 情報収集・分析などの機能の強化

1 軍事情報の収集

急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行うには、質が高く時宜に適った情報収集・分析が不可欠である。わが国周辺における軍事活動が活発化するなか、防衛省・自衛隊としては、様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築していくこととしている。

防衛省・自衛隊は、平素から、各種の手段による情報の迅速・的確な収集に努めている。具体的な情報収集の手段としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②各種画像衛星からのデータの収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公開情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

防衛省としては、防衛駐在官の派遣体制の強化に加え、赴任国における効果的な情報収集活動などを実施する観点から、赴任前研修の充実・強化、キャリアパスの確保、関連情報の蓄積をはじめ、情報サイクル自体を強化し、防衛駐在官支援体制の向上についても取り組んでいく。

防衛駐在官については、2023年度に、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、欧州に関する情報収集を強化するため、ルーマニア、英国、ウクライナに各1名を増員するとともに、カタールに新規派遣した。2024年度

図表Ⅲ-1-5-1　防衛駐在官の派遣状況（イメージ）

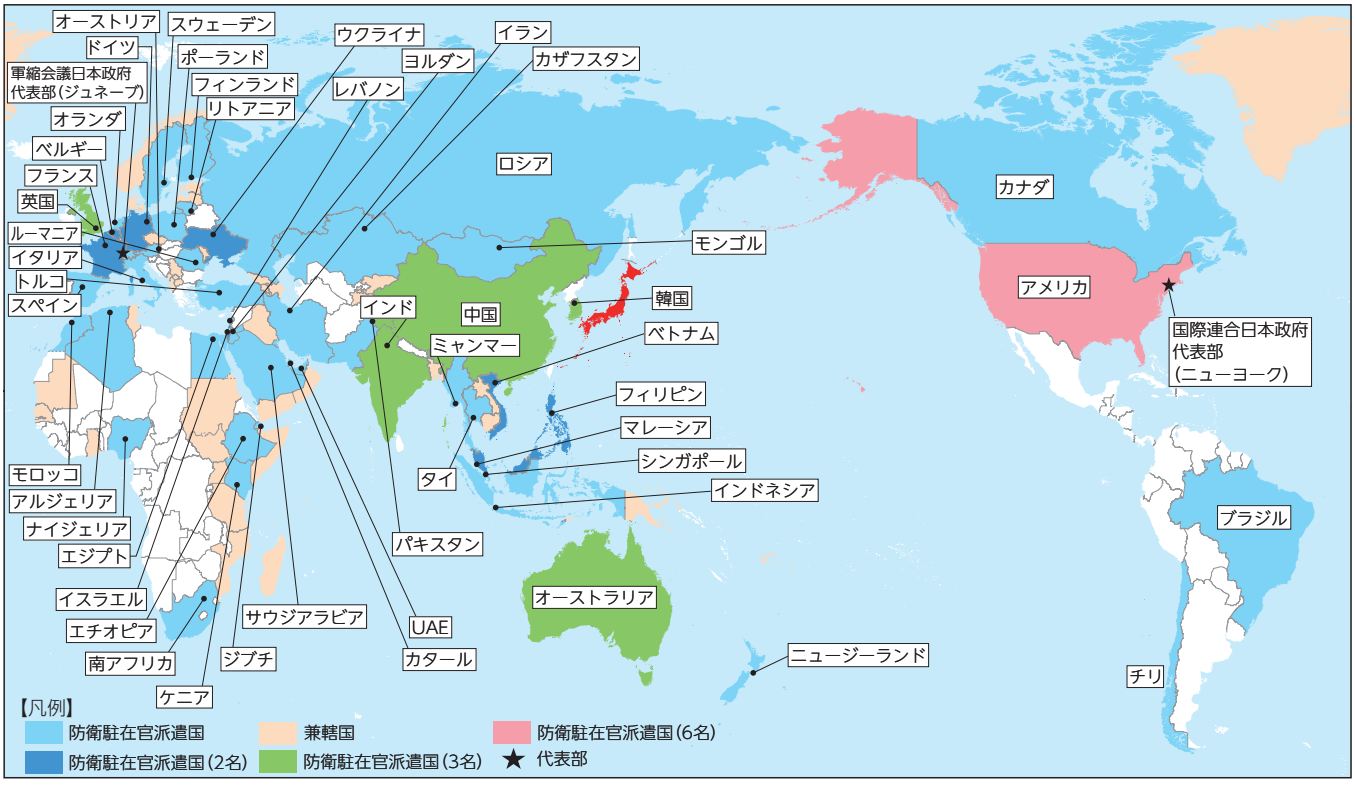

資料：防衛省・自衛隊の『ここが知りたい！』　防衛駐在官について
URL：https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/chuuzaikan/index.html

には、カンボジア、エストニア、スリランカに新規派遣するとともに、ベトナムへの増員を計画している。

参照　図表Ⅲ-1-5-1（防衛駐在官の派遣状況（イメージ））

2　情報分析などの機能の強化に向けた取組

今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく状況において、戦いを制するためには、AIを含む各種手段を最大限に活用し、情報収集・分析などの能力のさらなる強化を通じ、リアルタイムで情報共有可能な体制を確立し、これまで以上に、わが国周辺国などの意思と能力を常時継続的かつ正確に把握する必要がある。

Artificial Intelligence

このため、情報の収集・整理・分析・共有・保全を実効的に実施し、政策判断や部隊運用に資するよう、情報本部を中心とした電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報などの機能別能力を強化するとともに、地理空間情報の活用を含め統合的な分析能力を抜本的に強化していく。このため、情報本部や陸・海・空自の情報システムの整備、各種情報収集アセットや各通信所・沿岸監視隊における情報収集器材の維持・整備、各種情報資料の収集・整理に必要な予算を取得し、情報分析などの機能の強化を図ることとしている。

また、多様化するニーズに情報部門が的確に応えていくため、能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を進め、採用、教育・研修、人事配置などの様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化していく。さらに、情報関連の国内関係機関との協力・連携を進めていくとともに、情報収集衛星により収集した情報を防衛省・自衛隊の活動により効果的に活用するために必要な措置をとることとしている。

3　情報本部

(1) 情報本部の任務

情報本部は、冷戦後の安全保障環境が複雑さを増しているなかで、高度かつ総合的な情報収集・分析を実施できる体制を整備するため、1997年に創設された防衛省の中央情報機関であり、わが国最大の情報機関である。電波情報、画像・地理情報、公開情報などを収集し、国際・軍事情勢など、極めて速いスピードで変化しているわが国を取り巻く安全保障環境にかかわる分析を行っている。

また、情報本部は、国家防衛戦略において、情報の収集・分析に加え、わが国防衛における情報戦対応の中心的な役割を担うとされ、国際軍事情勢などに関する情報収集・分析・発信能力を抜本的に強化していくこととしている。

(2) 情報本部の活動

情報本部は、陸・海・空の自衛官と事務官・技官（語学系、技術系、行政・一般事務）からなる組織であり、自衛官は各部隊などにおける経験に基づく知見を、事務官・技官は語学、技術などの専門的な知識を駆使し、一丸となって業務に従事している。具体的には、刻々と変化する国際情勢について、電波情報、画像情報、公開情報（新聞、インターネットなど）、関係者との意見交換などからもたらされる交換情報といった、様々な情報源から得た情報に基づき、軍事的、政治的、経済的要因を含む様々な観点から総合的な分析を実施している。

また、情報本部では、宇宙・サイバー・電磁波といった領域における情報収集・分析機能を強化しており、例えば、サイバー空間における脅威の動向について、公開情報の収集や諸外国との情報交換など、必要な情報の収集・分析を行っている。加えて、諸外国の経済安全保障に関する情報収集・分析体制の強化のため、2022年度に要員を増員した。

情報本部の情報業務の成果は、分析プロダクトとして、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房国家安全保障局、内閣情報調査室や陸・海・空自の各部隊に対して適時適切に提供され、政策判断や部隊運用を支えている。また、関係省庁や諸外国カウンターパートとの情報交流も積極的に実施している。

4　情報保全に関する取組

防衛省・自衛隊においては、従来から、秘匿性の高い様々な情報を適切に保護するため、特定秘密保護法[1]などの関係法令に従い、関係省庁・部局間で連携しつつ、必要な情報保全のための体制整備に取り組んできた。

1　特定秘密の保護に関する法律

しかしながら、海自情報業務群司令が、かつて上司であった秘密を取り扱う資格のない者に対して2020年3月に実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密などの情報を故意に漏らし、特定秘密保護法と自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。これを受けて2023年3月、浜田防衛大臣（当時）より元職員との面会・ブリーフィングにおける対応要領や、管理者や退職する職員に対する保全教育の制度化などの再発防止策（大臣通達）を策定し、全職員に対し周知徹底した。

その後、再発防止措置の施行から約半年が経過したのを契機に、2023年10月以降、その実効性を検証した結果、業務効率の大幅な低下などが発生している部署もあることが判明した。このため、2024年1月以降、実効性を維持しつつ、再発防止措置の運用を改善することとした。具体的には、①元職員と日常的に接する募集・援護業務や調達などの関係業務に従事する職員については、元職員から特異な働きかけがあった場合のみ、その旨を各機関などの長に速やかに報告する、②面会・ブリーフィングは原則として複数人対応とするが、業務に支障をきたすなど複数人で対応することができない場合は、職務上の上級者の事前了解を得たうえで職員が単独で対応できることとした。

2022年6月、海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の当時の艦長が、人事異動により同艦に配属された隊員を特定秘密の適性評価を経ていないにもかかわらず特定秘密取扱職員に指名し、同艦が2023年1月に山口県周防大島沖で事故を起こすまでの間に行われた約2か月の任務行動の際、戦闘指揮所（CIC：Combat Information Center）において特定秘密の情報を取り扱わせ、特定秘密保護法などに違反したことが判明した。また、2023年7月、北部方面隊隷下の部隊指揮官が上富良野演習場で行われた訓練において指示・伝達を行う際に、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員15名に対して特定秘密の情報を漏らし、特定秘密保護法などに違反したことが判明した。

かかる事案が生起したことを防衛省・自衛隊として深刻に受け止め、2024年4月、本件の調査結果と懲戒処分について公表すると同時に、再発防止に関する防衛大臣指示を発出したほか、防衛副大臣を委員長とする「特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会」において、より実効的な再発防止方策について検討を集中的に行い、情報保全のより一層の徹底を図ることとした。

2 認知領域を含む情報戦などへの対処

1 認知領域を含む情報戦

国際社会においては、紛争が生起していない段階から、偽情報（にせ）や戦略的な情報発信などにより他国の世論・意思決定に影響を及ぼすとともに、自らの意思決定への影響を防護することで、自らに有利な安全保障環境の構築を企図する情報戦に重点が置かれている。このような状況を踏まえ、わが国として認知領域を含む情報戦に確実に対処できる体制・態勢を構築することとしている。

参照　Ⅰ部4章1節4項（情報関連技術の広まりと情報戦）

2 防衛省・自衛隊の取組

厳しさを増す安全保障環境やIT技術（Information Technology）を含む技術革新の急速な進展などに伴い、認知領域を含め新たな戦い方に対応していくことが重要である。特に、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突の状況を踏まえれば、わが国防衛の観点から、偽情報の見破りや分析、そして迅速かつ適切な情報発信などを肝とした認知領域を含む情報戦への対応が急務である。

国際社会においては情報戦の名のもと、様々な行為が行われていることを踏まえ、国内外における信頼性を確保するうえで、わが国防衛の観点から実施する情報戦対応の外縁について明示することが重要である。具体的には、認知領域を含む情報戦とは、わが国防衛の観点から、有事はもとより、現段階から、①情報機能を強化することで、多様な情報収集能力を獲得しつつ、②諸外国による偽情報の流布をはじめとしたあらゆる脅威に関して、その真偽や意図などを見極め、様々な手段で無力化などの対処を行うとともに、③同盟国・同志国などとの連携のもと、あらゆる機会を捉え、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信するといった手段を通じて、わが国の意思決定を防護しつつ、力による一方的な現状変更を抑止・対処し、より望ましい安全保障環境を構築することをいうものとする。なお、わが国の信頼を毀損する取組（SNS：Social Networking Service

などを介した偽情報の流布、世論操作、謀略など）は実施しない。

防衛省・自衛隊においては、このような情報戦対応の中核を情報本部が担うこととし、防衛省全体として、2027年までに認知領域を含む情報戦に確実に対処可能な情報能力を整備することとしている。情報本部においては、各国による情報発信の真偽を見極めるためのSNS情報などを自動収集する機能を整備するなど、政策部門・運用部門と緊密に連携しつつ、収集・分析・発信のあらゆる段階において必要な措置を講じている。

2024年度予算では、情報戦対応にかかる情報収集・分析・発信に関する体制強化のため、情報本部に当該業務を専従で行う情報官と専門部署を設けることとしている。また、本省内部部局に、省内における認知領域を含む情報戦対応の司令塔機能として、情報戦対応班を新設し、事務官等を増員するほか、今後、省全体でも必要な陸・海・空自の自衛官、事務官等を確保し、必要な体制強化のための措置を講じることとしている。また、AIを活用した公開情報、SNSなどの自動収集・分析機能の整備や、情報見積もりに関する将来予測サービスの活用を行っていく。

さらに、陸・海・空自の部隊などにおいて、基幹部隊の見直しを行い、情報戦部隊を新編するなど、確固とした体制を整備していく考えである。

あわせて、同盟国・同志国などとの情報共有や共同訓練などを実施していくことにより、国際社会における趨勢を踏まえたさらなる能力の強化に努める。

こうした各種措置のほか、防衛力の中核である自衛隊員が偽情報に惑わされ、的確な意思決定が阻害されることのないよう、隊員一人一人が偽情報の危険性を理解し、常日頃から物事を冷静に捉え、客観的に吟味できる姿勢を涵養することが求められる。このため、教育や自己研鑽の機会を通じ、必要な素養の習得やサイバー/メディア・リテラシーの向上などを図り、情報保全体制のさらなる強化に取り組む。

第6節 継戦能力を確保するための持続性・強靭性強化の取組

将来にわたりわが国を守り抜くうえで、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。こうした現実を直視し、有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。また、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しないよう、主要司令部などの地下化や構造強化、施設の離隔距離確保のための再配置、集約化などを実施するとともに、隊舎・宿舎の着実な整備や老朽化対策を行う。さらに、装備品の隠ぺいや欺まんなどを図り、抗たん性を向上させる。そのほか、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、装備品、さらにわが国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことは必至であるため、これに伴う各種課題に対応していく必要がある。

このため、国家防衛戦略では、2027年度までに弾薬の生産能力の向上や製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有するとともに、必要十分な燃料所要量の確保や計画整備などを行っている装備品以外が全て可動する体制を早急に確立することとしている。また、主要な司令部の地下化、駐屯地・基地内の再配置・集約化を進めるほか、津波などの災害に対する施設やインフラの強靭化を推進することとしている。

2027年度までの最優先課題の1つとして、可動数向上や弾薬・燃料確保、防衛施設の強靭化の加速を掲げており、この持続性・強靭性強化のための経費は、防衛力整備計画が示す5年間で必要な経費である約43.5兆円（契約額）の4割[1]を超えている。

1 弾薬の確保

1 弾薬確保の状況

自衛隊は、小銃や拳銃に使用する銃弾、戦車や火砲が発射する砲弾、戦闘機や艦艇が使用するミサイルのほか、爆弾、魚雷、地雷、機雷など多種多様な弾薬を保有している。

弾薬の予算額は、過去30年の間、おおむね横這いで推移しているが、技術の高度化に伴う価格上昇などもあり、弾薬の確保のために、必ずしも十分な予算が確保できていたとは言い難い。また、防衛省・自衛隊からの受注減などの影響で弾薬製造企業が撤退しており、撤退した企業の部品を代替企業が製造したが、当初、製造期間の長期化や製造コストの上昇が発生し、弾薬確保がさらに困難なものとなる事例も発生していた。

必要十分な火薬庫を設置できていないことに加え、ミサイルなどの大型化に伴い、また、配備している弾薬を柔軟に運用するための余裕がもてない地区もあり、例えば、舞鶴地区の艦艇が任務にあたり搭載する弾薬を、佐世保地区から陸路で輸送して対応するケースもある。

2 弾薬確保のための取組

国家防衛戦略では、2027年度までに、弾薬について、必要数量が不足している状況を解消することとしている。優先度の高いスタンド・オフ・ミサイルについて、12式地対艦誘導弾（ヒトニ）能力向上型の誘導弾を2023年度から取得を開始するとともに、トマホークは当初予定よりも1年前倒しで2025年度から取得を開始する。また、統合防空ミサイル防衛能力を強化する弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE（パック Patriot Advanced Capability Missile Segment Enhancement））、長距離対空ミサイル（SM-6（Standard Missile））、03式中距離地対空誘導弾（改善型）（マルサン）能力向上型などの各種弾薬についても、必要な数量を早期に整備する。具体的には、弾薬整備費について、前中期防衛力整備計画期間中では約1兆円であったところ、防衛力整備計画期間中の5年間では、5倍の約5兆円に増加させる。この際、

1 持続性・強靭性強化のための経費は、スタンド・オフ防衛能力などの他の分野に計上されるものも含めた弾薬・誘導弾の経費として約5兆円（他の分野を含めない経費は約2兆円）、装備品などの維持整備費・可動確保の経費として約10兆円（他の分野を含めない経費は約9兆円）、施設の強靭化のための経費として約4兆円であり、計約19兆円である。

上記のようなスタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力にかかわる弾薬以外の小火器や火砲用の弾薬、艦対艦誘導弾や艦対空誘導弾、空対空誘導弾などの継続的な部隊運用に必要な各種弾薬についても、所要の数量を早期に整備していく。

加えて、早期かつ安定的に弾薬を量産するために、防衛産業による国内製造態勢の拡充などを後押しするほか、弾薬の維持整備体制の強化を図る。また、弾薬の大型化や増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫の増設や不用弾薬の廃棄を促進することとしている。

参照　図表Ⅲ-1-6-1（主要な弾薬と火薬庫の例）、4節1項2（1）（スタンド・オフ防衛能力の強化）

図表Ⅲ-1-6-1　主要な弾薬と火薬庫の例

BMD用ミサイル（SM－3ブロックⅡA）

対空ミサイル（SM－6）

対空ミサイル（03式中SAM（改善型））

対艦ミサイル（12式地対艦誘導弾）

BMD用ミサイル（PAC－3MSE）

火薬庫

中距離多目的誘導弾

155㎜榴弾砲用弾薬

5.56㎜火器用弾薬

17式艦対艦誘導弾（イメージ）

新艦対空誘導弾（イメージ）

AIM－120（イメージ）

AAM－4B（イメージ）

ASM－3A（イメージ）

2　燃料などの確保

自衛隊が行う作戦に必要な燃料所要量を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの新規整備や民間燃料タンクの借り上げを実施することとしている。例えば、海自における燃料タンクの整備は、使用実績や既設のタンク容量などを基準に段階的に実施しており、さらに、艦船用燃料を補完する措置として、年間を通じて保管・受払業務に応じうる能力を有する民間タンクを借り上げていくこととしている。

加えて、糧食・被服の必要数量を確保することとしている。

3 装備品の可動状況の改善

1 装備品の可動数の現状

自衛隊で使用される装備品は、耐久性よりも性能を重視しており、民生品の使用条件よりも過酷な状況で使用されていることから、一般的な用途に比べ、頻繁な整備や部品交換が発生する特性をもっている。そのため、部品交換を見越して、予備の部品を一定数保有しておく必要がある。

一方、装備品の高度化・高性能化に伴い、部品の調達単価と整備費用が上昇し、維持整備予算も増加させてきているが、必ずしも十分ではなかったことから、部品不足による非可動が発生している。一部の装備品では、可動状態にない同じ装備品から部品を取り外し、転用して整備を実施しており、部品の取り外しと取り付けで、通常の部品交換の2倍の整備作業が必要となり、現場部隊に過度な負担を強いている。これを踏まえ、2023年度に引き続き2024年度も維持整備費を大幅に確保し、部品不足による非可動を解消して、2027年度までに装備品の可動数を最大化することとしており、保有する装備品の能力が十分に発揮できる体制を早急に確立することを目指している。

参照　図表Ⅲ-1-6-2（装備品の可動状況の分類）

図表Ⅲ-1-6-2　装備品の可動状況の分類

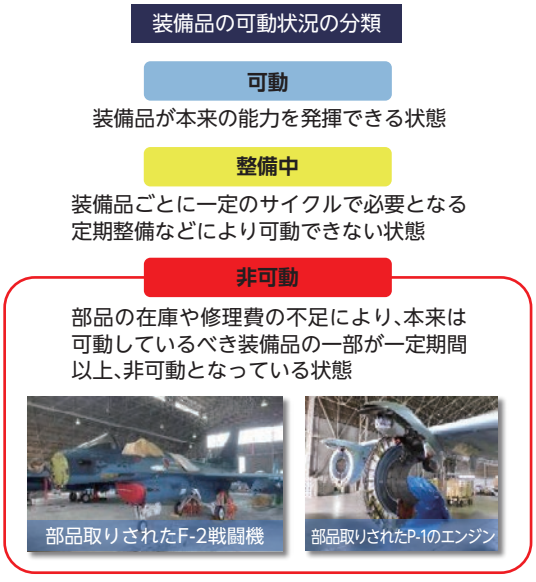

2 装備品の可動数の向上

(1) 部品の確保

装備品の高度化・複雑化に対応しつつ、リードタイムを考慮した部品費と修理費の確保により、部品不足による非可動を解消し、2027年度までに装備品の可動数を最大化する。このため、例えば部品の需要量をAI（Artificial Intelligence）により見積もる機能を補給管理システムに付加するなど、ロジスティクスにかかるシステムの改修により、需給予測を精緻化し、適正在庫を確保することにより自衛隊全体として部品の効率的な分配を図ることで、部隊が部品を受け取るまでの時間を短縮化する。また、主要な補給倉庫について、自動化・省人化、システム化された倉庫への改修を進めることで、正確な在庫管理を可能とし、部隊のニーズに応じて迅速に部品を供給することとしている。

(2) 部外委託の推進

可動数の増加にあたっては、限られた資源を有効に活用するため、維持整備などの部外委託を推進するなど、部外力を活用する。

一部の装備品においては、維持整備計画の分析や、必要なデータ収集などを行い、検査・整備項目の削減を目指す部外委託の取組を行っているところ、このような、部外委託の取組の成果を活用した装備品の部隊整備や部品修理など、より効率的な維持整備に向けた取組を一層推進することとしている。これらの取組により、維持整備業務に従事する隊員を中心に部隊負担を軽減しつつ、装備品の可動数の向上を図っていくこととしている。

(3) デジタルトランスフォーメーション（DX）の導入

Digital Transformation

各種業務を効率的に実施していくためには、最新のデジタル基盤の整備などのデジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、業務のあり方を大きく変革していく必要がある。そのうえで、後方支援分野において、DXの導入を推進し、維持整備の最適化を図ることとしている。具体的には、AIを活用した補給管理システムを導入するほか、部品などの在庫状況をより一層適切に把握するため、電波を用いてICタグ（Integrated Circuit）の情報を非接触で読

み書きする自動認証技術（RFID：Radio Frequency Identification）や、装備品の部品などを応急的に製造するための3Dプリンターについて、実証試験の成果も踏まえ、その導入を図ることにより、在庫管理などの効率化を進め、後方支援分野における維持整備体制を最適化することとしている。

(4) PBL[2]などの包括契約の拡大

2012年度から航空機を対象としたPBL（Performance Based Logistics）契約を締結していたところ、2021年度には艦船用ガスタービン機関のPBL契約を締結するなど、航空機以外にも対象範囲を拡大している。効果的・効率的な維持・整備を実現するために費用対効果を検証しつつ、装備品の可動数の向上につながるPBLの適用対象の拡大に取り組むこととしている。

4 施設の強靭化

防衛力の持続性・強靭性の基盤となる自衛隊施設については、十分な機能を確保することが重要である。自衛隊施設の約4割は旧耐震基準時代に建設されているため、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しない施設へ変容させる必要がある。駐屯地・基地などの全体（283地区）が保有する20,000棟以上にのぼる自衛隊施設の性能を評価し、集約・建替えなどの整備計画（マスタープラン（MP）：Master Plan）を作成し、既存施設の更新などの整備を、優先順位を付けながら、効率的に進めている。

このほか、災害対策として、浸水防止対策、斜面崩壊[3]防止対策なども進めている。

また、継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の取得に連動し、火薬庫を整備する必要があるほか、自衛隊の運用にかかる基盤などの分散や、被害を受けた際の復旧、代替などにより、多層的に強靭性を向上させるための各種取組を行うこととしている。

さらに、自衛隊の施設整備のみならず提供施設整備を含め増大する施設整備予算を適切に執行するため、2024年度、本省内部部局に建設制度官を新設し、より一層の入札・契約制度の適正化を図ることとしている。

1 火薬庫の整備

スタンド・オフ・ミサイルをはじめとした各種弾薬の取得に連動して、必要な火薬庫を整備することとしており、火薬庫の確保にあたっては、陸・海・空自の効率的な協同運用、米軍の火薬庫の共同使用、弾薬の抗たん性の確保の観点から島嶼（しょ）部への分散配置を追求、促進することとしている。

2 自衛隊施設の抗たん性の向上

主要な装備品、司令部などを防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部などについては、地下化・構造強化、電力線などにフィルターを設置するなどの電磁パルス（EMP：Electro Magnetic Pulse）攻撃対策などを実施することとしている。また、戦闘機を分散して配置するための分散パッドの整備、戦闘機などの格納庫のえん体化[4]、電気、水道などのライフラインについても、既存施設の更新などに合わせて多重化や老朽更新を図る計画である。あわせて、省人化を図りつつ、基地警備機能を強化することとしている。

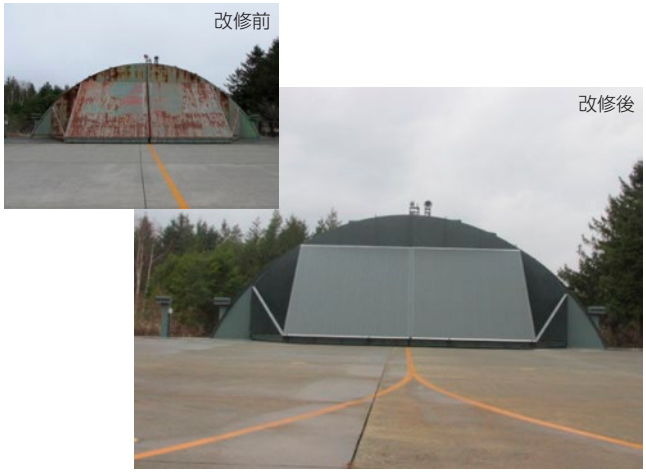

改修したF-15戦闘機用の航空機えん体（空自千歳基地）

2 装備品の可動数の向上と長期的なコスト抑制を図るための包括契約。
3 急傾斜の斜面が豪雨や地震などに伴って急激に崩落するもの。
4 攻撃に耐えうるよう強化すること。

3　部隊新編や新規装備品導入に必要となる施設の整備

防衛力整備計画期間中においても、引き続き、部隊新編や新規装備品導入に必要となる施設の整備を行うこととしている。具体的には、陸自における佐賀駐屯地（仮称）新設にかかる施設整備や海自の佐世保（崎辺東地区（仮称））の施設整備、空自におけるF-35（A・B）戦闘機受入施設整備などを行うこととしている。

F-35（A・B）戦闘機受入施設（イメージ）

4　施設の構造強化、再配置・集約化など

既存施設の更新に際しては、爆発物、核・生物・化学兵器、電磁波、ゲリラ攻撃などに対する防護性能を付与するものとし、施設の機能・重要度に応じ、構造強化や離隔距離確保のための再配置、集約化などを老朽化対策と合わせて実施することで、施設の機能が十分に発揮できるようにする。

5　災害対処拠点となる駐屯地・基地などの機能維持・強化

大規模災害時などにおける自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害が想定される駐屯地・基地などにおいて、津波などの災害対策を推進することとし、具体的には、受変電設備の高所化や出入り口の止水板の設置などを実施することとしている。今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地の施設やインフラの強靱化などを進めることとしている。

第7節　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組

1　大規模災害などへの対応

1　基本的考え方

地震や台風などの大規模災害、新型コロナウイルス感染症といった感染症危機などは、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。大規模災害などに際しては、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携し、効果的に人命救助、応急復旧、生活支援などを行うこととしている。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助を最優先で行いつつ、生活支援などについては、地方公共団体、関係省庁などの関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などの調整を行うこととしている。さらに、特に地方公共団体に対する支援については、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、過去の災害派遣における教訓を踏まえ、当初は「提案型」の支援を行い、じ後は地方公共団体のニーズに基づく活動に移行する。その際、自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、情報発信を強化している。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、全国の駐屯地などにFAST-FORCE（ファスト・フォース）と呼ばれる部隊を待機させている。

参照　Ⅱ部5章3項5（災害派遣など）

2　防衛省・自衛隊の対応

(1) 自然災害などへの対応

ア　2023年台風第6号と台風第13号にかかる災害派遣

2023年8月7日、沖縄県知事から空自に対し、台風第6号の影響による伊是名村（いぜなそん）と伊平屋村（いへやそん）への人員・物資の空輸に係る災害派遣要請があり、人員5名、航空機1機により人員・物資の空輸を実施した。

台風第6号にかかる災害派遣における人員・物資の空輸（伊是名村）

同年9月9日、茨城県知事から陸自に対し、台風第13号の影響による土砂災害に伴う捜索・人命救助にかかる災害派遣要請があり、人員のべ246名、車両のべ38両により捜索・人命救助活動を実施した。

イ　大雨にかかる災害派遣

2023年7月10日、2023年梅雨前線の影響により九州地方を中心に線状降水帯が発生し、記録的な大雨が続くなか、同日、佐賀県知事と福岡県知事から陸自に対し、唐津市内と久留米市内における人命救助活動やがれき除去にかかる災害派遣要請があり、人員のべ474名、車両のべ181両、航空機のべ4機により人命救助活動を実施した。

空自人員捜索犬による人命救助活動

同年7月16日、14日からの大雨の影響により秋田県内で土砂災害などが発生するなか、秋田県知事から陸自に対し、八峰町、男鹿市、五城目町における給水活動と秋田市における患者輸送、災害廃棄物の除去にかかる災害派遣要請があり、患者輸送や災害廃棄物の除去を実施した。これらに対する派遣の規模は人員のべ約820名、車両のべ約270両に上った。

ウ　大雪にかかる災害派遣

2024年1月24日、前日からの大雪の影響により、名神高速道路（岐阜県関ケ原IC～滋賀県堺付近）で約5km、民間車両約1,200台の立ち往生が発生したことから、岐阜県知事から陸自に対し、除雪などにかかる災害派遣要請があり、人員のべ約720名により除雪支援を実施した。

エ　鳥インフルエンザ発生にかかる災害派遣

2023年4月から2024年3月末までの間に鳥インフルエンザが発生した北海道と群馬県において、自衛隊は知事からの災害派遣要請を受け、鳥インフルエンザの発生鶏舎における殺処分支援などを実施した。これらに対する派遣の規模は、人員のべ約5,000名に上った。

鳥インフルエンザ発生にかかる災害派遣における殺処分などの支援

オ　豚熱[1]発生にかかる災害派遣

2023年8月31日から同年9月5日までの間に、佐賀県において、豚熱の発生した養豚場における殺処分支援など（豚の追い出し・追い込み、豚舎外への搬出）を実施した。これらに対する派遣の規模は、人員のべ1,529名に上った。

豚熱発生にかかる災害派遣における殺処分などの支援

カ　山林火災にかかる災害派遣

2023年4月から2024年3月末までの間に発生した山林火災のうち、自治体により消火活動を実施するも鎮火に至らなかったものについて、自衛隊は5県（群馬県、長野県、愛媛県、広島県、和歌山県）において、各県知事からの災害派遣要請を受け、空中消火活動などを実施した。これらに対する派遣の規模は人員のべ約950名、車両のべ約100両、航空機のべ約80機に上った。

参照　資料18（災害派遣の実績（過去5年間））

(2) 救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送（緊急患者空輸）している。2023年度の災害派遣総数387件のうち、352件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などへの派遣が大半を占めている。

資料：災害派遣について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html

資料：防衛省・自衛隊（災害対策）
URL：https://twitter.com/ModJapan_saigai?ref_src=twsrc%5Etfw

1　豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。

令和６年能登半島地震への対応

2024年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7（M7.6、深さ約16km）の地震が発生し、同日には石川県知事から、同月4日には富山県知事から陸自に対して災害派遣要請があり、人命救助、衛生支援、輸送支援、給食支援、給水支援、入浴支援、道路啓開活動などを行った。防衛省・自衛隊は、同災害対応にあたり、発災後ただちに航空機を発進させ被害状況を把握するとともに、同月2日に陸自中部方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成し、最大約14,000名態勢を確立して各種活動を実施した。

同災害派遣では、道路網が寸断された半島部の先端という陸上からのアクセスが困難な被災地の状況のもと、陸・海・空自ヘリを主体とした空中機動力の集中運用、自衛隊艦艇を洋上の拠点として活用するなど統合運用能力を結集して対応にあたった。

石川県と富山県（1月9日で活動終了）に対する派遣では、発災直後からの人命救助活動、自衛隊航空機や艦艇などによる警察、消防、DMAT要員などの輸送、道路を通行させるための道路啓開作業などを行うほか、避難所を回って被災者からの要望の把握やPFI船舶を活用した休養施設の運営など、被災者に寄り添ったきめ細かな生活支援活動を全力で行った。（3月31日時点：①物資輸送（糧食約430万食、飲料水約230万本）、②給食支援（約25万食）、③給水支援（約6,000t）、④入浴支援（約37万人）など。）

Disaster Medical Assistance Team
Private Finance Initiative

発災直後から付近住民に対する支援活動、捜索・救助活動などを実施した第23警戒隊（空自輪島分屯基地）の隊員（通称「輪島40s」）（2024年1月）

物資輸送・生活支援については、政府全体でプッシュ型支援に取り組むなか、自衛隊のトラックなどにより、支援物資を1か所（金沢）に集積したうえで、さらにヘリや車両により支援物資を各集積所などに輸送し、その後各避難所まで輸送した。艦艇による輸送については、津波の被害などで港湾の活用が困難であり、道路状況に損傷が見られるなかで、輸送艦「おおすみ」からエアクッション艇（LCAC）を発進させてドーザなどの重機や支援物資を輸送した。

Landing Craft Air Cushion

また、同年1月5日に、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官と即応予備自衛官を最大約100名招集し、交代要員を含めのべ約200名が被災地において生活支援や衛生支援の活動に従事した。

さらに、自衛隊が実施している物資輸送を滞りなく継続するため、在日米軍に対し、被災者支援物資の輸送支援を要請し、在日米軍からは、航空機による同物資の輸送の支援を受けた。

～令和６年能登半島地震における各種活動～

人命救助

LCACによる重機などの揚陸

隊員による物資輸送

医療支援

被災者からの要望の把握

現地において自衛官などを激励する岸田内閣総理大臣（2024年1月）

上空からの被災状況の確認を行う木原防衛大臣（2024年1月）

VOICE

令和6年能登半島地震における災害派遣に従事した即応予備自衛官の声

陸自　中部方面混成団　第49普通科連隊　即応予備陸士長　森村（もりむら）　廣（ひろむ）

2011年、東日本大震災で自衛隊が活躍しているのを見て、将来にわたって災害や有事に際して何か出来ることが無いかと考えた結果、予備自衛官補に志願しました。2019年に即応予備自衛官への道が開かれると同時に志願し、現在は職場や家族の協力も得ながら訓練に参加しています。令和6年能登半島地震においては、1月1日の発災直後から災害派遣招集の可能性を考慮して準備を進めていたところ実際に災害派遣があり、招集に迅速に応えることが出来ました。10日間仕事を空け、ご迷惑をかけるはずの同僚や上司、取引先から温かい言葉を多く頂戴し、国民の皆様からの期待の大きさを感じながらの引継ぎ・派遣準備でした。現地では気象条件が悪いときもありましたが、13年前の初心を忘れず被災者のために微力ながら尽くせたと感じています。今後もいざというときには国民からの負託に応えられるよう、心身を鍛え、仕事と訓練の両立を図っていこうと思います。

勤め先（大阪市　ブースト株式会社）で仕事中の筆者

筆者も従事した被災地での活動（ヘリによる物資輸送）の様子

資料：令和6年能登半島地震に係る災害派遣
URL：http://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/2024notohantou.html

(3) 米軍オスプレイの捜索救難への対応

2023年11月29日の屋久島の洋上において、米空軍CV-22(オスプレイ)が墜落した。これを受け、陸・海・空自の航空機、艦艇、地上部隊が自主派遣により同日から12月2日にかけて探索救難活動を実施し、本活動に対する派遣の規模は人員のべ約790名、航空機のべ約50機、艦艇のべ約10隻に上った。なお、自主派遣に引き続き、捜索活動の支援を同月23日まで実施した。これらの活動は、海上保安庁、地元自治体、地元漁業関係者などの協力も得て実施した。

掃海母艦「ぶんご」から捜索活動にむかう隊員

参照　2章5節2項7 (2)（MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、Ⅳ部3章2節2項（安全管理への取組）、Ⅳ部4章1節4項2 (3)（米軍オスプレイの墜落事故）、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

(4) 原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、自衛隊原子力災害対処計画を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。

(5) 各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し迅速に部隊を輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、中央防災会議[2]で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、自衛隊のとるべき行動の基本的事項を定め、もって、迅速かつ組織的に災害派遣を実施することを目的とし、各種の大規模地震対処計画を策定している。

また、内閣府から発表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を踏まえて、2022年度に同地震への対処計画[3]を策定している。

(6) 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部への国民保護・災害対策連絡調整官（事務官）の設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）や事務官による相互交流（陸自中部方面隊と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。

2024年3月末現在、全国46都道府県・476市区町村に665人の退職自衛官が、地方公共団体の防災・危機管理部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、各種災害対応においてその有効性が確認されている。特に、陸自各方面総監部は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

また、災害の発生に際しては、各種調整を円滑にするため、部隊などから地方公共団体に対し、迅速な連絡員の派遣を行っている。

2　内閣府におかれる会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者と学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っている。
3　自衛隊日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対処計画

(7) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく措置

2020年12月、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策[4]が閣議決定された。本対策において、防衛省としては、防災のための重要インフラなどの機能維持・強化の観点から、自衛隊の飛行場施設などの資機材などの対策、自衛隊のインフラ基盤強化対策、自衛隊施設の建物などの強化対策について、重点的かつ集中的に取り組んでいる。

3 災害派遣に伴う各種訓練への影響など

近年、大規模かつ長期間の災害派遣活動が増えており、災害派遣活動中に、当初予定していた訓練を行うことができず、訓練計画に支障を来すこともあった。

今後は、初動における人命救助活動などに全力で対応するとともに、各種の緊急支援などについては、地方公共団体・関係省庁などの関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などの調整を行い、適宜態勢を移行し、適切な態勢・規模で活動することとしている。

2 在外邦人等の保護措置および輸送への対応

1 基本的考え方

防衛大臣は、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出などの保護措置または輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、在外邦人等の保護措置または輸送を行うことができる。

参照　Ⅱ部5章3項7（在外邦人等の保護措置および輸送）、資料19（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）

2 防衛省・自衛隊の取組

在外邦人等の保護措置または輸送を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢をとっている。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と陸上輸送を担当する部隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む。）を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定し、待機態勢を維持している。

また、これらの行動においては、陸・海・空自の緊密な連携が必要となるため、平素から統合訓練などを行っている。2022年8月から9月にかけて、防衛省・自衛隊は関係機関とともに、国内において在外邦人等輸送にかかる部隊の一連の行動や関係機関との連携要領を訓練し、統合運用能力の向上や関係機関との連携強化を図った。さらに、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」の機会を活用し、2024年2月から3月には、関係省庁、在タイ日本国大使館などの協力のもと、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携を強化した。

防衛省・自衛隊は、これまでに7件の在外邦人等の輸送を実施しており、2023年にはこのうち2件を実施した。

1件目は在スーダン共和国邦人等の輸送であり、2023年4月、スーダン共和国の情勢に鑑み、外務大臣からの依頼を受け、C-130輸送機2機、C-2輸送機2機、KC-767空中給油・輸送機1機をジブチ共和国に派遣した。うちC-2輸送機1機により、スーダンからジブチまで邦人とその家族計45名を輸送した。

2件目は在イスラエル国邦人等輸送であり、同年10月、イスラエル・パレスチナ情勢に鑑み、外務大臣からの依頼を受け、KC-767空中給油・輸送機1機、C-2輸送機2機をヨルダンなどに派遣した。うちKC-767空中給油・輸送機1機により、同月21日に83名[5]、11月3日

4 気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震などの大規模地震の切迫、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用などが不可欠である。このため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化などの推進の各分野について、さらなる加速化・深化を図ることとし、2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模などを定め、重点的・集中的に対策を講ずることとしている。

5 邦人60名と外国籍の御家族4名、韓国人18名と外国籍の御家族1名の計83名。

に46名[6]の邦人等をイスラエルから本邦まで輸送した。

参照　資料20（在外邦人等の輸送実績）

在イスラエル国邦人等の輸送における羽田空港到着後の降機の様子

3　中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保などの取組

これまで、2016年の在南スーダン邦人等輸送や、2021年のエチオピア情勢悪化に伴う調査チームの派遣といった場面で、海賊対処法[7]に基づき活動する自衛隊の部隊が使用するジブチ共和国における活動拠点を活用してきた。

こうした経験も踏まえ、国家安全保障戦略において、「ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していく」という方向性を示した。政府として、在外邦人等の保護・輸送の実施に万全を期すため、2023年12月22日、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」を閣議決定した。

これを受け、海賊対処部隊に、装備品などの集積・管理、ジブチ拠点を活用した防衛協力・交流、在外邦人等の保護および輸送などの確実な実施を目的とした平素からの情報収集・分析など、在外邦人等の保護および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務を新たに追加した。防衛省・自衛隊として、在外邦人等の安全の確保に万全を期していく。

参照　資料21（中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について）

6　邦人20名と外国籍の御家族2名、韓国人15名・ベトナム人4名・台湾人1名とそれらの外国籍の御家族4名の計46名。
7　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

第2章 日米同盟

国家防衛戦略は、米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸であるとしている。わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。

そのうえで、わが国への侵攻が生起した場合には、日米共同対処によりこれを阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先付けることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、わが国は、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟のもとで、わが国の防衛と地域の平和や安定のため、より大きな役割を果たしていく。

本章においては、このような国家防衛戦略の考えも踏まえつつ、日米同盟の強化に関する取組などについて説明する。

第1節 日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全や独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝（どうかつ）に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、日本国の安全とともに、極東における国際の平和や安全の維持があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い

既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境のなかで、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな課題への対応

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。

日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠や政策的な方向性を示した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、1978年に策定され、1997年と2015年に逐次改訂されている。2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割と任務についての一般的な大枠や政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力や対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

ガイドラインでは、わが国の平和や安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、防空やミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。また、地域やグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力すること、3か国や多国間協力を推進・強化すること、宇宙やサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

（Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）

参照 資料23（日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳））、資料24（日米同盟にかかわる主な経緯）

3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域

をはじめとする国際社会全体の平和と安定や繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、日米安全保障協議委員会（SCC）（Security Consultative Committee）（**日米「2+2」**）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議である「2＋2」は政策協議の代表的なものであり、重要な協議機関として機能している。

また、累次の機会を捉えて、日米防衛相会談を行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議しており、加えて、事務次官や各幕長などの実務レベルにおいても、常日頃から協議や必要な意見交換などを行っている。例えば、木原防衛大臣とオースティン米国防長官との間では、2023年10月と2024年5月に対面で、2023年9月、同年12月および2024年3月に電話で、日米防衛相会談を実施した。

防衛省においては、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるため、このような協議などを積極的に行い、日米間で情報や認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組について議論を行っている。

KEY WORD

日米「2＋2（ツー・プラス・ツー）」

外務大臣、防衛大臣、米国務長官、米国防長官が集まって、安全保障問題を議論する枠組みの通称。正式名称は日米安全保障協議委員会（SCC）。近年、わが国は欧州諸国やオーストラリア、インド、インドネシア、フィリピンなど、米国以外の国との間でも「2＋2」の枠組みで協議を行っている。

1　最近行われた日米首脳会談

岸田内閣総理大臣は、2024年4月、日本の総理大臣として9年ぶりに米国を公式訪問した[1]。公式訪問において、岸田内閣総理大臣は、日米首脳会談を実施するとともに、米国連邦議会上下両院合同会議において演説を行い、日米がグローバルなパートナーとして、いかなる未来を次の世代に残そうとしているのか、そして、そのためにいかなる努力をしていくのかについて、未来に向けてのメッセージを発した。

日米共同記者会見（2024年4月）【首相官邸HP】

日米首脳会談後、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」を発出した。その中で、防衛・安全保障協力の強化に関して、自衛隊と米軍の相互運用性強化のため、日米それぞれの指揮・統制の枠組みを向上させること、共同開発・生産や共同維持整備を促進する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS（ダイキャス））（Forum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment）を設立すること、拡大抑止の強化を継続する重要性を再確認し、次回「2+2」の機会での拡大抑止に関する閣僚間での突っ込んだ議論の実施を指示することなどを発表した。

2　最近行われた日米防衛相会談

2024年5月、木原防衛大臣はオースティン米国防長官とハワイにおいて防衛相会談を実施し、力による一方的な現状変更やその試みは、インド太平洋を含めたどの

日米防衛相会談（2024年5月）

1　前回は、安倍内閣総理大臣（当時）が、2015年4月から5月まで、国賓待遇により、米国を公式訪問している。

地域でも許容してはならず、そのためにも日米同盟の抑止力・対処力を強化していく必要があることを改めて確認した。

また、同年4月の日米首脳会談で発表された、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための取組の実現に向けて緊密に連携していくこと、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を実現するため、志を同じくする地域のパートナーとも引き続き協力を強化していくことを確認した。特に、米軍と自衛隊の相互運用性強化のため、それぞれの指揮・統制枠組みの向上などについて引き続き議論をしていくこと、DICASの早期開催に向けて準備を進めるとともに、DICASの枠組みを通じて日米間の装備協力を一段と深化させること、拡大抑止について次回の「2＋2」の機会に閣僚級で議論を深めることなどについて一致した。

Free and Open Indo-Pacific

参照　図表Ⅲ-2-1-1（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議）、2節（日米共同の抑止力・対処力の強化）、資料25（日米協議の実績（2020年以降））、資料26（日米安全保障協議委員会（「2＋2」）共同発表（仮訳）（2023年1月））、資料27（日米安全保障協議委員会（「2＋2」）閣僚会合（概要）（2023年1月））

図表Ⅲ-2-1-1　日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米　側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee （「2＋2」）	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は一定していない (注2)	参加者は一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および統幕の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976（昭和51）年7月8日第16回「2+2」において同委員会の下部機構として設置。その後、1996（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局次長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

（注）1　1990年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
2　両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3　1996年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

解説

同盟強化のための取組

日米同盟は、わが国自身の防衛体制と相まって、わが国の安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和、安全および繁栄の礎です。また、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、その重要性はこれまでになく高まっています。そのため、防衛省・自衛隊と米国防省・米軍は、様々な分野での協力を通じて同盟強化に取り組んでいます。

同盟強化の取り組みの一部として、日米「2＋2」や防衛相会談に代表される政策協議のほかにも、様々なレベルにおいて日米間で対面、非対面を問わず緊密にやり取りを行っています。防衛省の担当部局と国防省などの米側担当部局との間では、課長から担当者に至るまで、電子メールや電話を使っていつでも連絡を取り合っており、またチームで顔を突き合わせ、率直に議論する必要がある際は、ビデオ通話を使用することもあります。これに加え、積極的に直接顔を合わせた対話を行うことで、日米が情報や認識をリアルタイムで共有することができるとともに、日米の強固な人間関係を国内外に発信する機会となっています。

2023年は、米国において、米軍トップである統合参謀本部議長をはじめ、各軍の司令官の交代が相次ぎました。特筆すべきは、交代した司令官の多くが、就任後初めての訪問先としてわが国を選択し、内閣総理大臣や防衛大臣、各幕僚長と面会したことです。例えば、陸軍の制服組トップであるジョージ陸軍参謀総長や海兵隊トップのスミス海兵隊総司令官が、就任して最初にわが国を訪問しています。わが国にとって米国は唯一の同盟国である一方、米国はNATO加盟諸国をはじめ、世界に数多くの同盟国を持っていますが、そのようななか、かつて駐日米国大使を務めたマイク・マンスフィールド大使が、「日米関係は、他に並ぶもののない、最も重要な二国間関係である。」と述べたその意味は、現在でも生きています。近年においても、国家安全保障戦略などの策定や、わが国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、改めて米側とわが国との防衛協力の機運が高まっており、日米同盟による地域の平和と安定の確保は、米側からも注目度が一層増しています。今後も、防衛省・自衛隊は米国と緊密に連携し、FOIPを実現するため、日米同盟の抑止力および対処力の強化に取り組んでいきます。

米国防省との打ち合わせの様子

第2節 日米共同の抑止力・対処力の強化

わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく[1]。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、わが国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援などにおける連携の強化を図る。

Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting

また、わが国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計画にかかる作業などを通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の**拡大抑止**が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDOや共同ISRなどをさらに拡大・深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国などの参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機などの防護といった取組を積極的に実施する。

Flexible Deterrent Options　Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設などの共同使用の増加、訓練を通じた日米の部隊の双方の施設への展開などを進めることとしている。

KEY WORD　拡大抑止

ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。敵対する国からの侵略などを未然に防ぐとともに、同盟国などに対しては安心を与えることを目的としている。日本は同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。

特に、2023年1月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）では、宇宙への、宇宙からの、または宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながることがありうることが確認された。また、同年9月には、木原防衛大臣は、サルツマン米宇宙軍作戦部長の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙空間の安定的な利用の確保のため、宇宙領域把

木原防衛大臣とサルツマン米宇宙軍作戦部長（2023年9月）

1　なお、自衛隊の全ての活動は、主権国家たるわが国の主体的判断のもと、日本国憲法、国内法令などに従って行われること、自衛隊および米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更は無い。

握（SDA：Space Domain Awareness）を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを相互に確認した。

そのほか、安全保障分野でのAI（Artificial Intelligence）の活用や多国間にまたがる課題などについて、情報交換などを実施している。

参照　1章4節4項（宇宙領域での対応）、1章4節5項（サイバー領域での対応）、1章4節6項（電磁波領域での対応）

2 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズム（ACM：Alliance Coordination Mechanism）も活用し、日米が連携して対処している。

なお、米国は2022年10月に発表したミサイル防衛見直し（MDR：Missile Defense Review）において、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

参照　1章4節2項（ミサイル攻撃などへの対応）

3 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。こうした取組の一環として、2022年11月、米軍無人機MQ-9の海自鹿屋航空基地（鹿児島県）への一時展開を開始した。また、MQ-9を含む日米の情報収集アセットが収集した情報を共同で分析するため、日米共同情報分析組織（BIAC：Bilateral Information Analysis Cell）を横田基地（東京都）に設置した。2023年6月に実施された日米防衛相会談では、MQ-9やBIACが、日米同盟のISR能力の強化に大きな役割を果たしていることを確認した。米軍は、海自鹿屋航空基地における約1年間の運用実績を踏まえ、南西地域周辺海空域での情報収集ニーズに対応すべく、同地域でのISR活動の一層の強化を図るために、同年10月、MQ-9の嘉手納（かでな）飛行場（沖縄県）における運用を開始した。

4 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定では、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できることとされており、2023年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が13回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が5回の警護を実施した。

参照　Ⅱ部5章3項8（米軍等の部隊の武器等防護）、3章1節2項1（オーストラリア）、資料22（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

5 後方支援

1996年に締結（1999年と2004年に改正）した日米物品役務相互提供協定（ACSA：Acquisition and Cross-Servicing Agreement）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、そ

図表Ⅲ-2-2-1　日米物品役務相互提供協定（ACSA）

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象

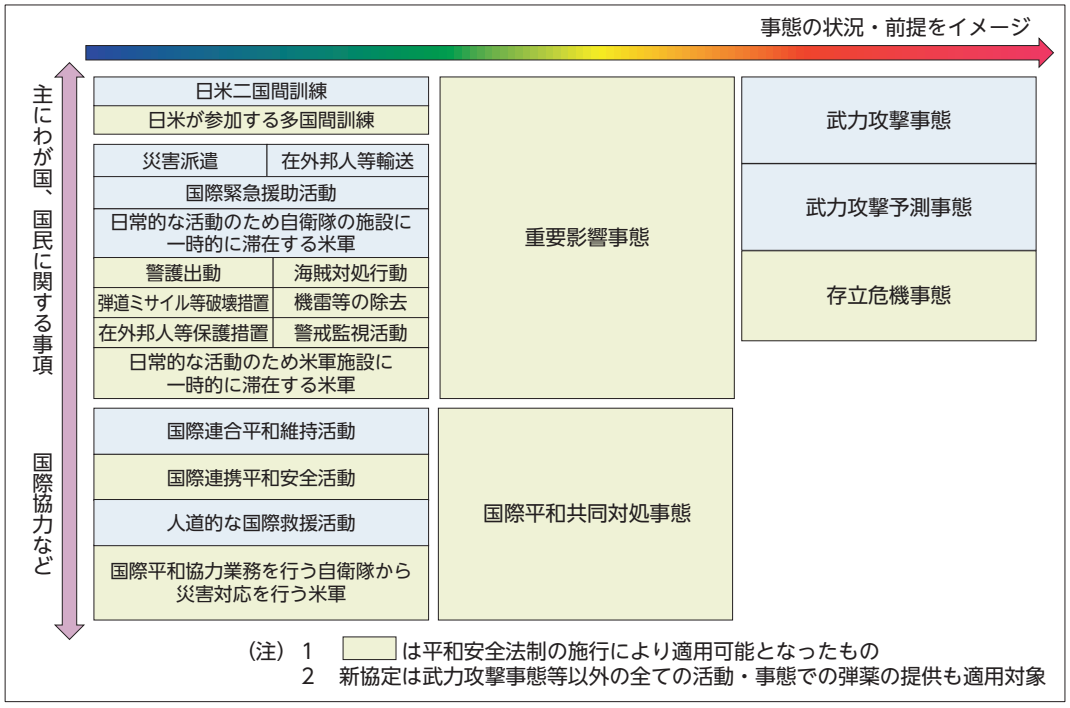

（注）1　□は平和安全法制の施行により適用可能となったもの
2　新協定は武力攻撃事態等以外の全ての活動・事態での弾薬の提供も適用対象

の一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である[2]。

2015年9月の平和安全法制の成立を受け、2016年9月、新たな日米ACSAに署名し2017年4月に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続などと同様の枠組みを適用することが可能となっており、同年4月以降情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

参照　図表Ⅲ-2-2-1（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

2　提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬である（武器の提供は含まれない）。

6 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。

沖縄南方での日米共同訓練（2024年1月）

参照 Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料28（主な日米共同訓練の実績（2023年度））

7 拡大抑止

日米両政府は、日米同盟の中核である拡大抑止の維持・強化のあり方を議論するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止協議（EDD）を設立しており、2023年6月は米国ミズーリ州ホワイトマン空軍基地において、同年12月は日本において協議を実施した。

Extended Deterrence Dialogue

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに加え、2023年1月の日米「2+2」では、拡大抑止を議題の一つとして、まとまった時間を取って突っ込んだ議論を閣僚レベルでも行った。

今後も、EDDや日米「2+2」でのやり取りのような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

8 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、2008年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、2012年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や2013年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアムや北マリアナ諸島連邦（テニアン島）に、自衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

また、十分な継戦能力の確保・維持を図るために必要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

解説

日米拡大抑止協議

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、特にわが国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展しています。中国は国防費の高い水準での増加を背景に核・ミサイル戦力を含む軍事力を広範かつ急速に強化し、2030年までに1,000発以上の核弾頭を保有する可能性も指摘されています。北朝鮮は、技術的には既に弾道ミサイルに核兵器を搭載してわが国を攻撃する能力を保有しているとみられるとともに、核兵器の使用条件などを規定した法令を採択するなど核兵器に関する制度面の整備も進めているものとみられます。ロシアは核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返しながらウクライナに対する侵略を継続しつつ、2023年2月には米露間の戦略核戦力の上限を定めた新戦略核兵器削減条約（新START）の履行停止を発表しており、今後、ウクライナに対する侵略で通常戦力を大きく損耗したことを背景に、さらに核戦力への依存を深めていく可能性も考えられます。このようにわが国周辺では核兵器を含む軍備増強の傾向にあるなかで、核兵器の脅威に対しては核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠です。

Strategic Arms Reduction Treaty

米国は、累次の機会に日米安全保障条約のもとでの対日防衛義務と拡大抑止を確認してきており、わが国として、米国が核を含むあらゆる能力を用いて条約上の義務を果たすことに全幅の信頼を置いています。そのうえで、わが国周辺の現下の安全保障環境を踏まえ、わが国自身の防衛力の抜本的強化と相まって、米国の拡大抑止の信頼性の維持・さらなる強化に向けた取組を日米間で進めていくことにより、核兵器の使用に至るまでのあらゆる事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止することが重要です。

そのため、日米間では、東アジア地域で最初となる米国の拡大抑止に関する協議として、日米拡大抑止協議（EDD）を2010年以降、定期的に実施し、核抑止を含む拡大抑止の維持強化に向けた取組に関し協議してきています。2023年には6月に米国で、12月には日本で実施しており、日米双方の安全保障政策部局や軍備管理担当部局、自衛隊、米戦略軍、米インド太平洋軍、在日米軍などが出席しています。これらの協議では、拡大抑止に関する突っ込んだ議論を行い、関連する二国間協力をさらに向上させる方策について協議を行いました。また、インド太平洋地域の安全保障環境に関する評価を行い、地域における抑止に貢献する通常戦力や米国の核能力を検討し、同盟の戦力態勢の最適化や抑止効果を増大させる活動の重要性を強調しました。さらに、二国間の拡大抑止に関連する協議や具体的な協力をさらに向上させる方策、軍備管理に関するアプローチなどについて議論を行いました。加えて、これまでも定期的に行ってきた机上演習を実施するとともに、日米双方にとって、抑止において重要なアセットとして、米国ではB-2戦略爆撃機を、日本では陸自水陸機動団の水陸両用車（AAV7）などを視察し、日米双方の保持する能力や南西防衛の重要性などについての共通の理解を深めました。

Extended Deterrence Dialogue

このほか、2023年1月の日米「2+2」においては閣僚レベルでも拡大抑止について議論を行いました。

このように、今後も、EDDや様々なレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていきます。

6月協議におけるB-2戦略爆撃機視察【米国防省提供】

12月協議における議論の様子

第3節 同盟調整機能の強化

1 同盟調整メカニズムの設置

2015年11月、日米両政府は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に基づき、わが国の平和および安全に影響を与える状況や、そのほかの同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に対して、日米両国による整合的な共同対処を切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置した。

Alliance Coordination Mechanism

ACMでは、図表Ⅲ-2-3-1に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊や米軍により実施される活動に関連した政策面や運用面の調整を行い、適時の情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害、インド太平洋地域やグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。例えば、国内で大規模災害が発生した場合においても、自衛隊や米軍の活動にかかる政策面・運用面の様々な調整が必要になるが、ACMの活用により、様々なレベルでの日米の関係機関の関与を得た調整を緊密かつ適切に実施することが可能になった。

ACMの設置以降、例えば、平成28年熊本地震[1]や令和

図表Ⅲ-2-3-1　同盟調整メカニズム（ACM）の構成

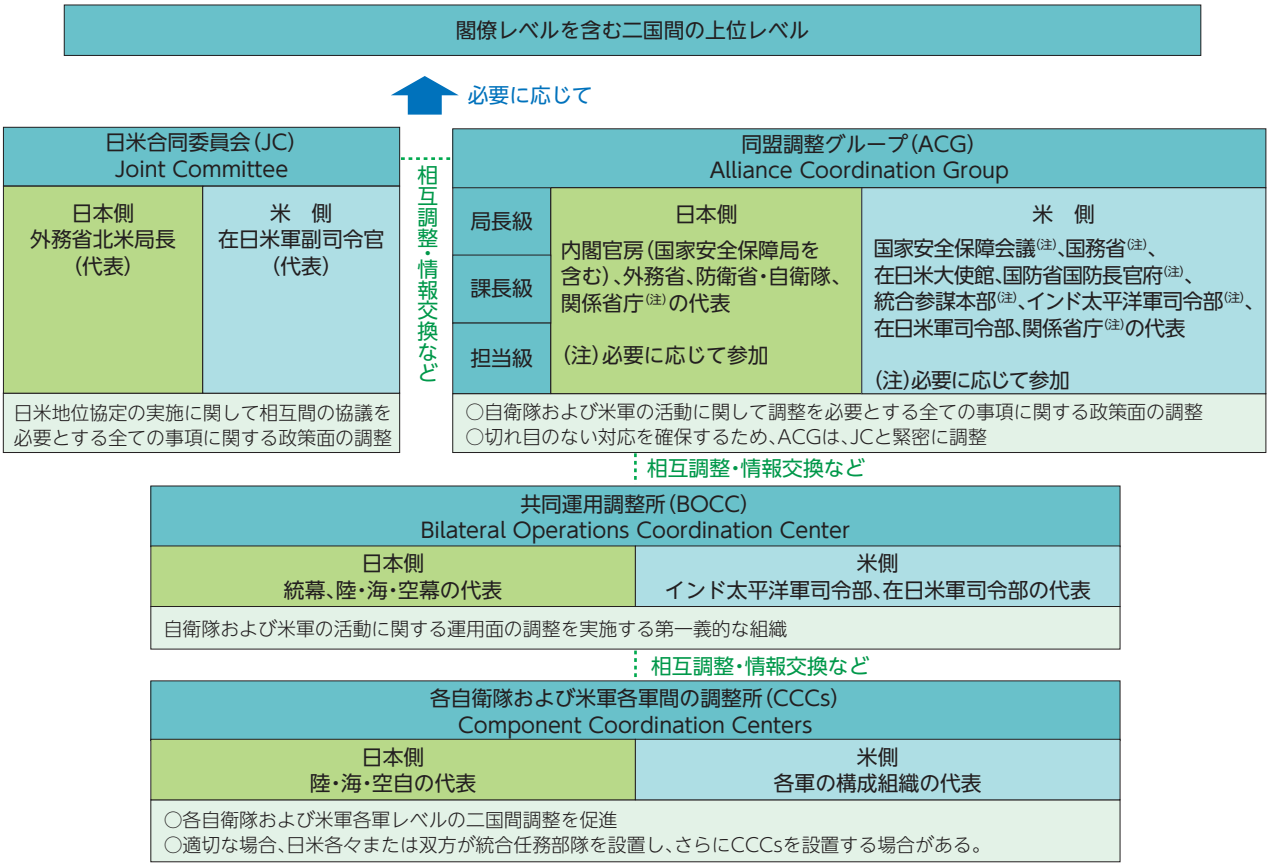

1　2016年4月、熊本県を中心に生起した一連の地震活動。

6年能登半島地震[2]、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動について、日米間では、ACMも活用しながら、緊密な連携がとられている。

国家防衛戦略では、ACMを中心とする日米間の調整機能をさらに発展させるほか、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現するとしている。

参照　図表Ⅲ-2-3-1（同盟調整メカニズム（ACM）の構成）

VOICE

日米間の調整業務を通じて感じたこと

防衛政策局　日米防衛協力課
2等海佐　髙橋（たかはし）　晃博（あきひろ）

私は2022年3月から、防衛政策局日米防衛協力課に勤務しており、同盟調整グループ（ACG）における日米間調整を担当しています。

ACGは、平素から有事に至るあらゆる局面において、切れ目なく対処することを目的として設置されていますが、実態としても、横田基地に所在する在日米軍司令部と日々緊密に連携をとりながら、日米における様々な調整業務を行っています。

令和6年能登半島地震においても、同盟調整メカニズム（ACM）を通じた発災直後からの速やかな日米調整のもと、米軍による多大な支援を頂くことができました。この場を借りて、今回の震災支援に携わってくださった米軍の方々に心からの感謝を申し上げます。

「同盟調整メカニズム」といえども、その根幹は「人と人とのつながり」であることを、この勤務を通じて感じとることができました。今後とも米側のカウンターパートとともに、「サイド・バイ・サイド」で肩を組みながら、ACGにおける日米協力をより強固なものにしていきたいと思います。

在日米軍司令部
ジェレミー・ガルディニエ　陸軍少佐

私は2022年7月から、横田基地に所在する在日米軍司令部の政府関係副課長として勤務しております。

在日米軍司令部の主な役割は、自由で開かれたインド太平洋を維持するため、日本への脅威に対して抑止・対処し、米日同盟を強化することです。

私の司令部における業務のうち、最も重要であると考える職務は、ACGの担当としての職務です。ACGは、2015年の米日防衛協力のための指針に基づき設置されたACMの実務者レベルの協議体で、迅速な対応が求められる厳しい環境において、様々な事態に柔軟、迅速かつ効果的に対応するために設置された枠組みです。

令和6年能登半島地震において、国家安全保障局や外務省などの関係省庁が集まり、ACMに基づき必要な調整を行い、極めて有意義な形でACMの有用性を発揮することができました。

過去と比べて格段と速やかに米軍支援の調整を行うことができ、その結果、支援を必要としている人々の役に立てたことがとても嬉しいです。

引き続き、ACM/ACGを通じた二国間の連携を強化していきたいと思います。

会議に参加する筆者達（奥）

「サイド・バイ・サイド」肩を組み合う筆者達

2　2024年1月、能登半島を中心に生起した一連の地震活動。

2 運用面におけるより緊密な調整

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面の調整機能併置の重要性を認識し、自衛隊と米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整や国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

2015年11月、日米両政府は、ガイドラインに基づき、わが国の平和および安全に関連する緊急事態に際して効果的な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム（BPM）を設置した。BPMは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督や関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、両政府は、BPMを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

Bilateral Planning Mechanism

参照　図表Ⅲ-2-3-2（共同計画策定メカニズム（BPM）の構成）

図表Ⅲ-2-3-2　共同計画策定メカニズム（BPM）の構成

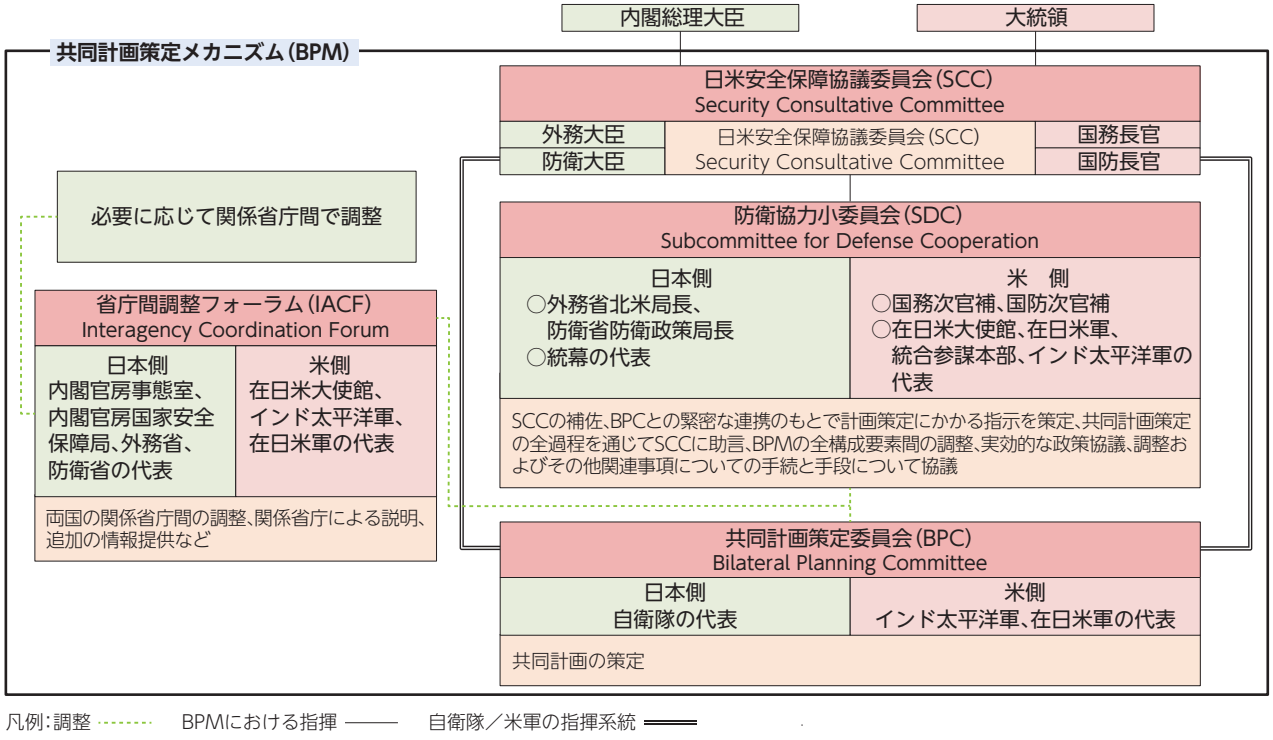

第4節 共同対処基盤の強化

国家防衛戦略は、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化するとしている。

1 情報保全およびサイバーセキュリティ

日米がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化するために、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化することとしている。2023年1月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、同盟にとってのサイバーセキュリティや情報保全の基盤的な重要性が強調され、さらに高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。

2 防衛装備・技術協力

同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、さらには継戦能力を確保するため、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有や強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化にかかる取組など、防衛装備・技術協力を一層強化することとしている。わが国は、日米安保条約や日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983年、対米武器技術供与取極（とりきめ）[1]を締結、2006年には、これに代わる対米武器・武器技術供与取極[2]を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。加えて、2022年1月の日米「2＋2」にて「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力にかかる枠組みに関する交換公文」が締結された。わが国は、この交換公文に基づき、新興技術に関する米国との協力を前進させていくこととしている。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行ってきた。2023年9月には、日米両国の技術政策を重点的に議論する防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議を新たに設置し、第1回次官級会議を開催した。

Systems and Technology Forum

防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議実施要領の署名（2023年9月）

さらに、わが国は、2016年6月、米国との相互防衛調達取極[3]を締結し、同月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、相互の防衛調達に関する覚書[4]（RDP MOU）が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相

Reciprocal Defense Procurement Memorandum of Understanding

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
3 相互の防衛調達に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文
4 相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書

手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。なお、2021年5月、同取極や覚書の有効期限が延長されている。

2023年1月の「2+2」や日米防衛相会談では、①共同研究・開発の迅速化[5]や②サプライチェーン協力の強化に係る枠組み[6]に署名し、③FMS（有償援助）調達の合理化を実現する枠組みの相当な進捗を確認している。

2024年4月に行われた日米首脳会談において、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することが発表された。これは、日米装備・技術定期協議（S&TF）を基礎とし、それを発展的に改編するものである。DICASは、日米両国の防衛産業における生産状況を踏まえながら、同協議での議論を通じて共同開発、共同生産および共同維持整備の連携する優先分野を特定し、互恵的かつ長期的に重要な能力の需要を満たすことを目的としている。

また、日米共通装備品（F-35戦闘機やオスプレイ）の生産・維持整備については、Ⅳ部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

参照　Ⅳ部1章3節1項（防衛装備移転三原則にかかわる制度）、Ⅳ部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）、資料29（日米共同研究・開発プロジェクト）

5　日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書
6　日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め

第5節 在日米軍の駐留に関する取組

日米安保体制のもと、在日米軍のプレゼンスは、抑止力として機能している一方で、在日米軍の駐留に伴う地域住民の生活環境への影響を踏まえ、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。特に、在日米軍の再編は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するための極めて重要な取組であることから、防衛省としては、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを着実に進めていく。

1 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を米国に認めており、日米両国の義務は同一ではないものの、全体として見れば日米双方の義務のバランスはとられている。

2 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域や在日米軍の地位に関することは日米地位協定[1]により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域（在日米軍施設・区域）の提供に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関することなどの定めがある。また、環境補足協定[2]により、在日米軍に関連する環境の管理のための協力を促進し、軍属補足協定[3]により、軍属の範囲の明確化などを図っている。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、日米地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法[4]に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原[5]を取得することとしている。

また、施設・区域の米軍への提供には、例えば、日米共同訓練に際して、米軍が自衛隊の施設を使用する場合など、この協定に基づき、わが国の施設・区域について、一定の期間を限って米軍に使用させているものがある。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
5 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍が必要とする労働力（労務）は、日米地位協定によりわが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、2023年度末現在、2万5,779人の駐留軍等労働者（在日米軍従業員）が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊や消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用を支えている。

こうした在日米軍従業員は、日米地位協定の規定により、わが国政府が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

(3) 環境補足協定

2015年9月、日米両政府は、環境補足協定への署名を行い、この協定は即日発効した。この補足協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、日本環境管理基準（JEGS）の発出・維持や環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合および施設・区域の返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合の在日米軍施設・区域への立入手続の作成・維持などについて規定している。

Japan Environmental Governing Standards

参照　Ⅳ部4章2節2項（在日米軍施設・区域に関する取組）

(4) 軍属補足協定

2017年1月、日米両政府は、軍属補足協定への署名を行い、この協定は即日発効した。この補足協定は、日米地位協定に一般的な規定しかない軍属の範囲を明確化し、コントラクターの被用者について軍属として認定されるための適格性基準を作成するとともに、通報・見直しなどの手続を定め、通常居住者の軍属からの除外などを定めている。

3　在日米軍関係経費

在日米軍関係経費には、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）[6]、沖縄県民の負担を軽減するために沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

Special Action Committee on Okinawa

4　同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、1978年度からは福利費などの労務費を、1979年度からは提供施設整備費の負担を、それぞれ開始した。

また、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加して従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、1987年、日米両国政府は、日米地位協定の経費負担原則の特例的、限定的、暫定的な措置として、日米地位協定第24条についての特別な措置を定める協定（特別協定）[7]を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当（現地域手当）など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、1991年度からは、基本給などの労務費と光熱水料などを、1996年度からは、訓練移転費を、また、2022年度からは、訓練資機材調達費を負担の対象としている。

参照　図表Ⅲ-2-5-1（在日米軍関係経費（2024年度予算）、図表Ⅲ-2-5-2（同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に係る特別協定などのもとでの日本側負担）

6　今次特別協定（日米地位協定第24条についての新たな特別な措置に関する協定）を巡る交渉の結果、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを踏まえ、日本側は、在日米軍駐留経費負担の通称を同盟強靱化予算とすることとした。

7　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

図表Ⅲ-2-5-1　在日米軍関係経費（2024年度予算）

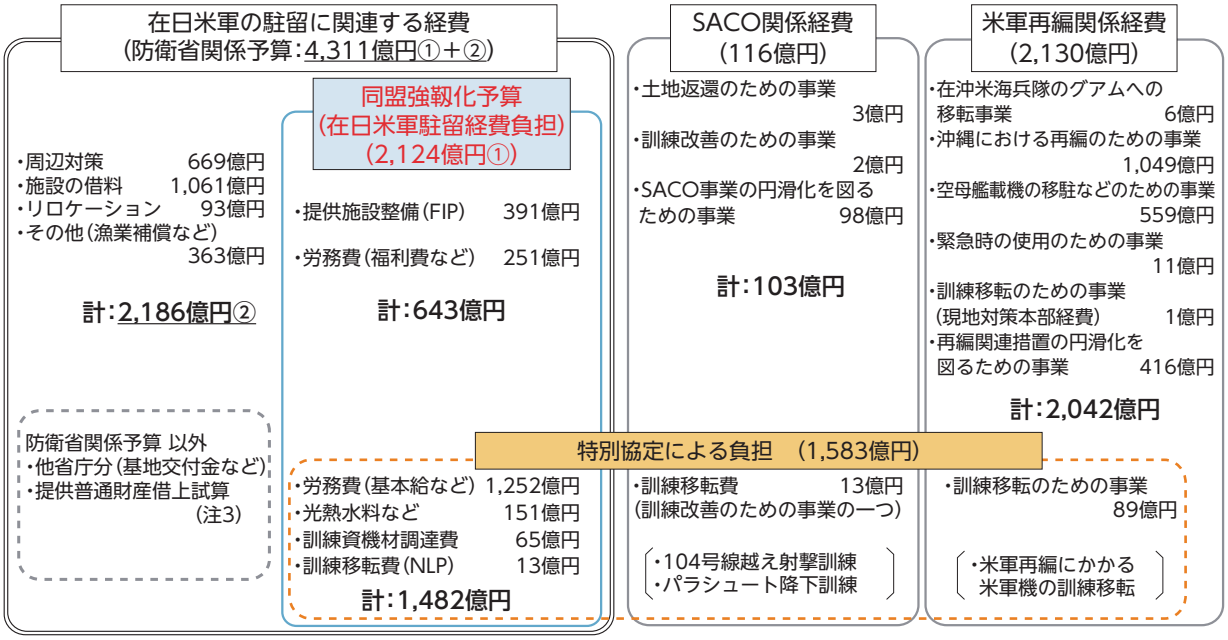

（注）1　特別協定による負担のうち、訓練移転費は、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に含まれるものとSACO関係経費および米軍再編関係経費に含まれるものがある。
2　SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置にかかる経費である。他方、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
3　在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分（基地交付金など：406億円、令和5（2023）年度予算）、提供普通財産借上試算（1,644億円、令和5（2023）年度予算）がある。
4　四捨五入のため、合計値があわないことがある。

図表Ⅲ-2-5-2　同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に係る特別協定などのもとでの日本側負担

特別協定	有効期間	5年間（2022年度から2026年度まで）
	労務費	全労働者数のうち23,178人とする。
	光熱水料など	2022年度および2023年度は234億円、2024年度は151億円、2025年度および2026年度は133億円とする。
	訓練資機材調達費	在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、5年間で最大200億円を負担する。
	訓練移転費	現行の枠組み・水準を維持しつつ、アラスカを航空機訓練移転先の対象とする。2021年度の予算額（約114億円）と同水準とする。
提供施設整備		在日米軍の即応性・抗たん性に資する事業を重点的に、5年間で最大1,641億円を負担する。

2 在日米軍再編に向けた取組

1 在日米軍再編計画

(1) 経緯・概要

在日米軍再編については、2006年5月の再編の実施のための日米ロードマップ（ロードマップ）において示された。その後、①沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること、②2012年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること、③米国議会においては、グアム移転にかかる経費の削減が求められていること、などの要因を踏まえ、2012年4月の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）において、再編計画を調整した。

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本やグアム、ハワイに置くとともにオーストラリアへローテーション展開させることとした。また、海兵隊の沖縄からグアムへの移転とその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

参照 資料30（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

(2) 在日米軍再編計画の再調整

厳しさを増す安全保障環境に対応して日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、2023年1月の「2＋2」において、日米両国は、在日米軍の戦力態勢を、さらに多面的な能力を有し、より強靱で、より機動的なものに強化し、2012年に調整された再編計画を再調整し、米軍の態勢を最適化することとした。具体的には、第3海兵師団司令部と第12海兵連隊を沖縄に残留させ、同連隊を2025年までに海兵沿岸連隊（MLR）に改編させることについて一致した。

再編計画の再調整に際しては、現行再編計画の基本的な原則は維持するなど、沖縄の負担軽減に最大限配慮している。具体的には、①再編終了後の在沖米海兵隊の定員を引き続き約1万人とすること、②沖縄統合計画において返還予定の土地に影響を及ぼさず、キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設の進展に影響を及ぼさないこと、③2024年から開始される沖縄からグアムへの海兵隊の移転開始などに変更がないことを日米間で確認している。

本取組は、強化された自衛隊の能力・態勢とあいまって、日米同盟の抑止力・対処力を大きく向上するものである。引き続き、在日米軍の態勢を一層最適化するための緊密な協議を継続していく。

2 米軍再編の進捗状況

在日米軍再編については、これまで、空母艦載機の厚木飛行場（神奈川県）から岩国飛行場（山口県）への移駐、KC-130空中給油機の普天間飛行場（沖縄県）から岩国飛行場への移駐や鹿屋飛行場（鹿児島県）へのローテーション展開など、様々な取組が行われてきた。

防衛省では、引き続き、空母艦載機着陸訓練（FCLP）にも使用する馬毛島（鹿児島県西之表市）における自衛隊の施設の整備、普天間飛行場を含む嘉手納以南の土地の返還、在沖米海兵隊のグアム移転などの取組を進めている。

参照 図表Ⅲ-2-5-3および4（再編の実施のための日米ロードマップに示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況①および②）

資料：在日米軍に関する諸施策
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/index.html

資料：馬毛島（まげしま）における施設整備について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/index.html

図表Ⅲ-2-5-3　再編の実施のための日米ロードマップに示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況①

1　関東における再編

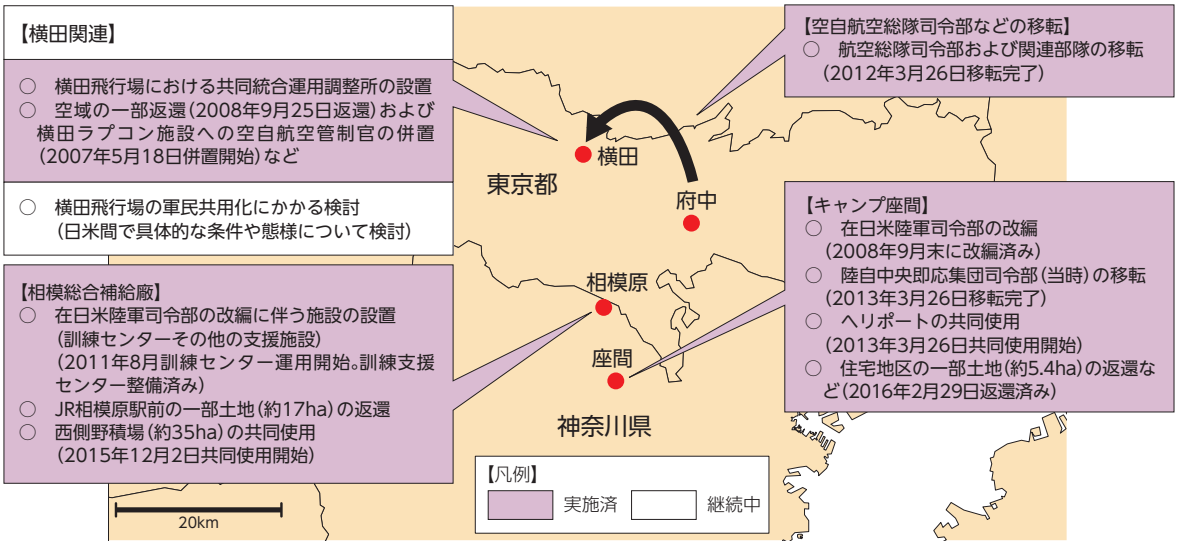

2　沖縄における再編

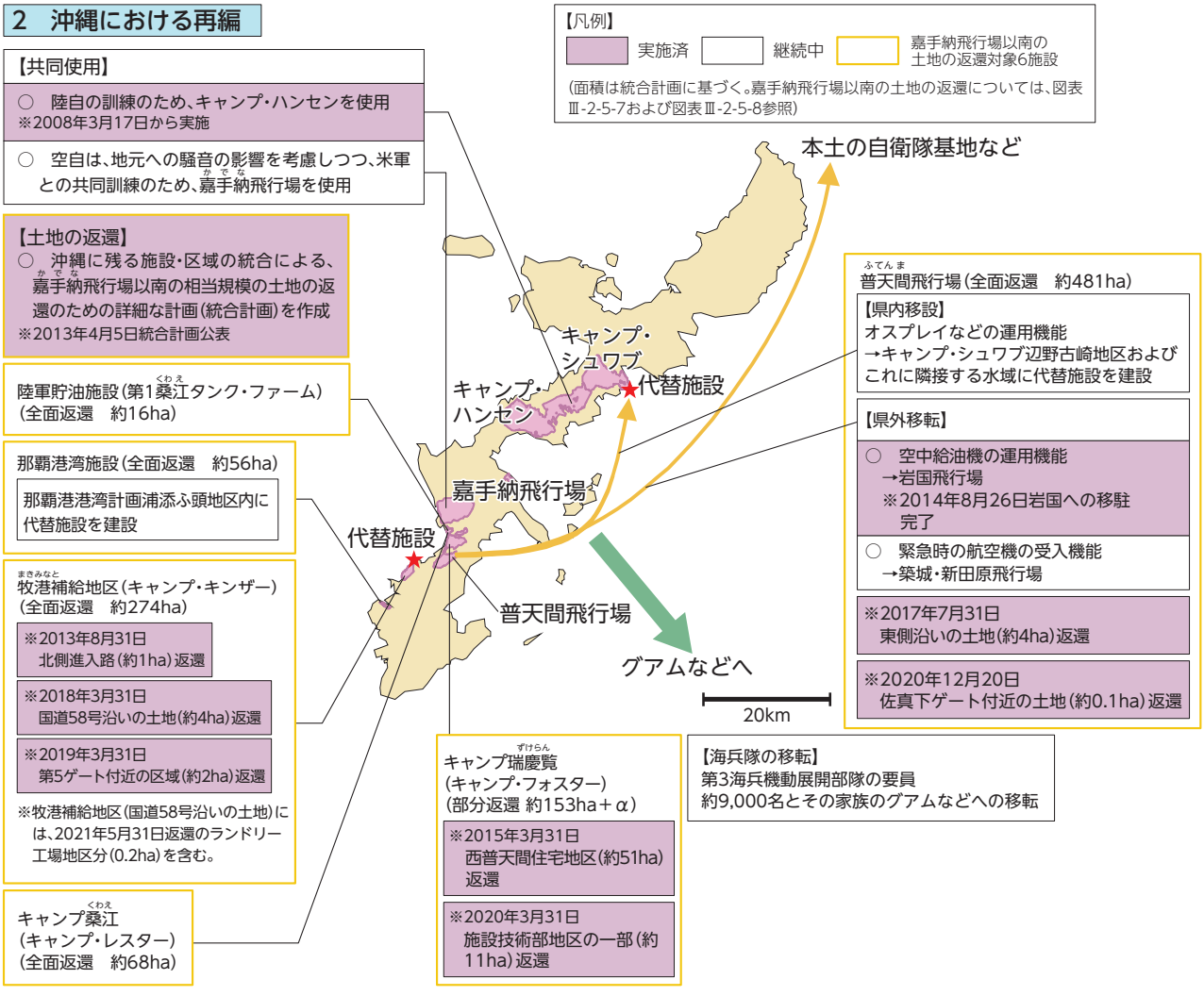

図表Ⅲ-2-5-4　再編の実施のための日米ロードマップに示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況②

3　空母艦載機着陸訓練（FCLP）

2006年5月のロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされた。防衛省は、馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町や南種子町への説明を積み重ねている。

2022年1月の「2＋2」共同文書においては、日本政府が馬毛島における自衛隊施設の整備を決定したことを米側も歓迎した。

2023年1月には、西之表市長、中種子町長や南種子町長などからの意見を踏まえ、鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島内での工事を開始した。

同年3月には、馬毛島周辺海上での工事も開始し、地元自治体と緊密に連携しながら、施設整備を着実に進めている。

4　普天間飛行場の移設・返還

普天間飛行場の全面返還を日米で合意してから、25年以上経た今もなお、返還が実現しておらず、もはや先送りは許されない。

沖縄県宜野湾市の市街地に位置し、住宅や学校で囲まれた普天間飛行場の固定化は、絶対に避けなければならず、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

政府としては、名護市辺野古へ移設する現在の計画が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えであり、このことについては、日米両政府間でも、日米首脳会談や「2+2」の共同声明などの累次の機会において、確認してきている。

同飛行場の一日も早い全面返還の実現に向けて、長年にわたる沖縄の皆様との対話の積み重ねのうえに、これからも、丁寧な説明を行いながら、全力で取り組んでいく。

なお、同飛行場の返還により、危険性が除去されるとともに、跡地（約476ha：東京ドーム約100個分）の利用により、宜野湾市をはじめとする沖縄のさらなる発展が期待される。

(1) 普天間飛行場の移設と沖縄の負担軽減

普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄における基地の機能や面積の縮小を伴い、沖縄の負担軽減に十分資するものである。

ア　普天間飛行場が有する機能の分散

普天間飛行場の移設は、同飛行場が有する①MV-22（オスプレイ）などの運用機能、②空中給油機の運用機能、③緊急時における航空機受入機能という3つの機能のうち、②と③を県外へ、残る①をキャンプ・シュワブへ移して、同飛行場を全面返還するというものである。

②空中給油機の運用機能は、2014年8月に岩国飛行場に移転完了し、③緊急時における航空機受入機能は、2018年10月、築城基地（福岡県）や新田原基地（宮崎県）への機能移転に必要となる施設整備について日米間で合意し、2023年3月までに築城基地の滑走路延長を除く工事を完了した。引き続き、築城基地の滑走路延長工事に関し、公有水面の埋立にかかる手続きなどを進めているところである。

イ　面積の縮小

普天間飛行場の代替施設を建設するために必要となる埋立ての面積は、約152haであるが、同飛行場の面積約476haに比べ、約3分の1程度となり、滑走路も、1,200m（オーバーランを含めても1,800m）と、現在の同飛行場の滑走路長2,740mに比べ、大幅に短縮される。

ウ　騒音および危険性の軽減

滑走路はV字型に2本設置されるが、これは、地元の要望を踏まえ、離着陸時の飛行経路が海上になるようにするためのものである。訓練などで日常的に使用される飛行経路が、普天間飛行場では市街地上空にあったのに対し、代替施設では、海上へと変更され、騒音および危険性が軽減される。

例えば、同飛行場では、住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯の住民が居住しているのに対し、代替施設ではこのような世帯はゼロとなる。

(2) 代替施設に関する経緯

ア　移設先の検討

2004年8月の宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

2005年10月の「2＋2」共同文書において、代替施設をL字型に設置することとされたが、その後の名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議や合意を踏まえ、2006年5月のロードマップにおいて、代替施設の滑走路をV字型で設置することとなった。この代替施設の建設について、同月、稲嶺沖縄県知事（当時）と額賀防衛庁長官（当時）との間でも基本確認書が取り交わされた。

2009年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられた。この委員会による検討を経たのち、2010年5月の「2＋2」において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区とこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。その後、2011年6月の「2＋2」において、滑走路の形状をV字型と決定した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残るなか、わが国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所在する海兵隊をはじめとして、在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があった。

また、同飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を沖縄所在のほかの海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移転すれば、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があった。これは、米海兵隊が、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部を一体的に運用しているためである。

こうしたことから、同飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至った。

イ　埋立工事の開始

普天間飛行場代替施設建設事業の実施にあたり、2007年から約5年間にわたり、環境影響評価を行った。この評価に対しては、沖縄県知事から、1,561件の意見を受け、その全てに補正を行うとともに、環境影響評価書への記載に適切に反映している。

沖縄防衛局長は、2013年3月、公有水面埋立承認願書を沖縄県に提出し、同年12月、仲井眞知事（当時）はこれを承認した。

工事開始後、翁長知事（当時）が当該埋立承認を取り消したことから、国と沖縄県との訴訟などを経たが、2018年12月に、辺野古側の海域において、埋立工事を開始した。2023年9月末にかけて、辺野古側の海域における埋立ての進捗は約99.5%となり、隣接する未施工箇所と合わせて埋立てを行う必要があるなど、現時点では埋立てを行うことができない部分を残すのみとなっている。現在、辺野古側の埋立区域においては、大浦湾側の

図表Ⅲ-2-5-5　代替施設と普天間飛行場の比較（イメージ）

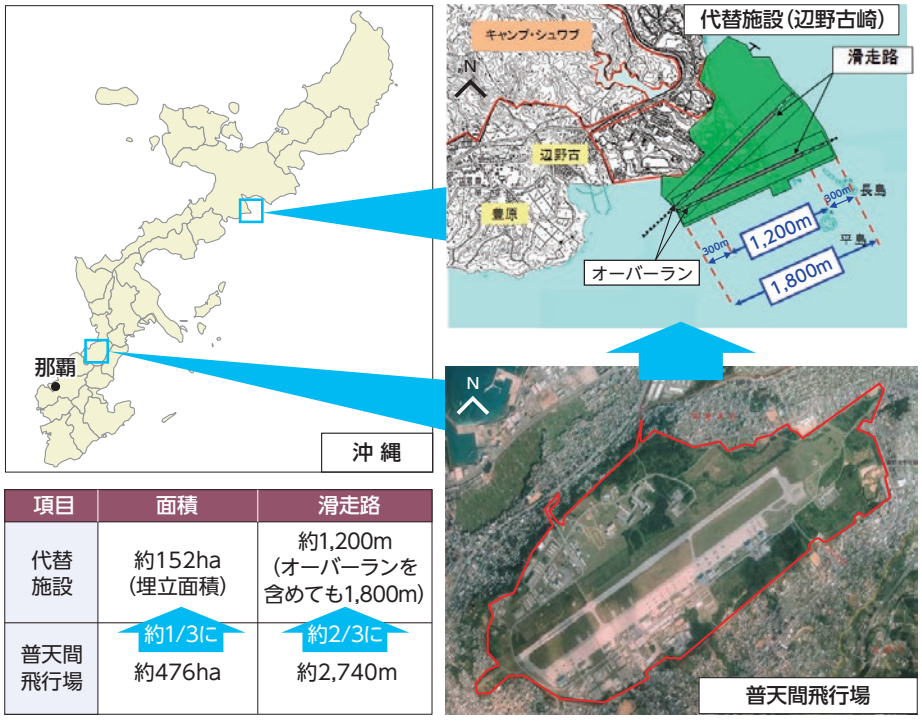

項目	面積	滑走路
代替施設	約152ha（埋立面積）	約1,200m（オーバーランを含めても1,800m）
	約1/3に	約2/3に
普天間飛行場	約476ha	約2,740m

埋立てに使用する土砂の仮置きを実施している。(2024年5月現在)

ウ　地盤改良などの検討

埋立地の地盤に関しては、ボーリング調査の結果などを踏まえ、大浦湾側の海域における護岸などの構造物の安定性などについて検討を行った。その結果、東京国際空港や関西国際空港でも用いられた一般的で施工実績が豊富な工法[8]により地盤改良工事を行うことで、所要の安定性を確保して護岸や埋立てなどの工事を実施可能であることが確認された。このことは2019年9月から開催された、地盤、構造、水工、舗装の各分野の有識者で構成される技術検討会においても確認されている。

そして、同年12月、沖縄防衛局は、それまでの検討結果を踏まえ、変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3か月、沖縄統合計画に示されている提供手続を完了させるまでに約12年を要し、また普天間飛行場代替施設建設事業に要する経費の概略として、約9,300億円が必要であることを示した。

また、環境面についても、2020年1月から4月にかけて開催した自然環境などにかかる各分野の有識者で構成される環境監視等委員会において、計画の変更による環境への影響の程度は、変更前と比べて同程度またはそれ以下であることが確認されている。

エ　公有水面埋立ての変更承認申請

このように、沖縄防衛局は、有識者の知見も得つつ、十分に検討を行ったうえで、2020年4月、地盤改良工事の追加などに伴う埋立ての変更承認申請書を沖縄県知事に提出した。

しかしながら、沖縄県知事は、2021年11月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして、変更承認申請を不承認とした。これを受け、同年12月、沖縄防衛局長は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法に基づく審査請求を行い、2022年4月、国土交通大臣は、沖縄県知事による不承認処分を取り消す裁決を行うとともに、沖縄県に対し、変更承認申請を承認するよう、地方自治法に基づく是正の指示を行った。

この裁決および是正の指示に対し、同年8月、沖縄県知事は、国の関与の取消訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。これらの訴訟に関しては、最高裁において、2023年8月、裁決に関する沖縄県知事の上告受理申立てを不受理とする決定がなされるとともに、同年9月、是正の指示に関する沖縄県知事の上告を棄却する判決が言い渡され、変更承認申請を承認するよう求めた国土交通大臣の指示が適法であるとする司法判断が確定した。

この判決を踏まえ、同月、国土交通大臣から、沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認するよう、地方自治法に基づく勧告および指示を行ったが、その後もなお承認がなされない状態が続いた。

このため、同年10月、国土交通大臣は、地方自治法に基づく代執行訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。その後、同年12月、沖縄県知事に対し、期限までに変更承認申請を承認することを命じる旨の判決が言い渡されたが、その期限までに承認処分がなされなかったため、国土交通大臣が法律にのっとり、承認を行った。この訴訟については、同月、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立てを行ったが、2024年2月、最高裁において同申立てを受理しないとの決定がなされ、沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認することを命じた福岡高裁那覇支部の判決が確定した。

これらに加え、2022年9月、沖縄県は、国土交通大臣の裁決を不服とし、行政事件訴訟法に基づく裁決の取消訴訟を那覇地裁に提起した。この訴訟については、2023年11月、那覇地裁において沖縄県の訴えを却下する判決が言い渡されたが、沖縄県が福岡高裁那覇支部に控訴しており、国と沖縄県の間において、変更承認申請に関する係属中の訴訟は1件となっている。(2024年5月現在)

参照　図表Ⅲ-2-5-5 (代替施設と普天間飛行場の比較 (イメージ))、資料31 (普天間飛行場代替施設に関する経緯)、資料32 (嘉手納以南　施設・区域の返還時期 (見込み))

(3) 変更承認後の計画に基づく工事

ア　工事の状況

沖縄防衛局は、変更承認申請の承認が得られたことから、2024年1月10日、変更後の計画に基づく工事に着手した。具体的には、大浦湾側の海域において、今後の護岸工事に用いるケーソン (鉄筋コンクリートなどで製作された函型の工作物) の仮置き場としての役割を有する海上ヤードを整備するための工事に着手した。また、

8　サンドコンパクションパイル工法、サンドドレーン工法、ペーパードレーン工法であり、他事業の例として、東京国際空港再拡張事業などがある。

埋立工事の進捗状況（2018年11月）

埋立工事の進捗状況（2024年4月）

同年2月にK-5護岸、3月にはK-6護岸、4月にはK-7護岸の工事を開始した。

イ　環境保全にかかる取組

環境影響評価書において、埋立区域に生息するサンゴ類は埋立てに伴い消失することになるため、避難措置として可能な限り移植することとしている。既に保護対象のサンゴ類の一部について沖縄県知事の許可を得て移植しており、今後、残りの保護対象のサンゴ類についても避難措置を講ずることとしている。なお、普天間飛行場代替施設建設事業では、那覇空港第二滑走路の工事に伴う埋立ての際よりも、保護の対象を広げ、より手厚くサンゴ類を移植することとしている[9]。また、国指定の天然記念物であるオカヤドカリ類や、絶滅危惧種に指定されている貝類、甲殻類などについても、工事に合わせて生息に適した周辺の場所へ適切に移動させている。さらに、埋立てに伴い消失する生息域等に関する措置として、陸上施設で育てたサンゴ類を大浦湾周辺海域に移植するための取組や海草藻場の生育範囲を拡大するための取組を実施している。

これらの環境保全措置は、環境監視等委員会の指導・助言を踏まえつつ講じており、普天間飛行場代替施設建設事業については、環境保全に十分配慮しながら工事を進めている。

ウ　周辺住民への配慮

今後、工事が進捗することによる、工事用車両の通行の増大などが見込まれる。工事が進捗することに伴い生じる可能性がある騒音や渋滞などが地元の自然環境や生活環境に与える影響に十分に配慮しつつ、工事を進めていく。

普天間飛行場の一日も早い全面返還に向けて、引き続き、地元の皆様への丁寧な説明を行いつつ、辺野古移設に向けた工事を着実に進めていく。

5　嘉手納飛行場以南の土地の返還

2006年5月のロードマップでは、普天間飛行場の代

資料：普天間飛行場及び代替施設の規模比較
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/frf/index.html#kibohikaku

資料：地盤改良工法について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/frf/index.html#kouhou

資料：環境保全について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/frf/index.html#kankyohozen

9　具体的には、那覇空港第二滑走路の工事に伴い、小型サンゴ約3万7,000群体の移植が行われたが、仮に、代替施設建設事業と同じ基準を当てはめれば、移植対象の小型サンゴ類は約17万群体となる。

替施設への移転、普天間飛行場の返還やグアムへのⅢMEF要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となるとされていた。

その後、2012年4月の「2＋2」において、ⅢMEF要員の沖縄からグアムへの移転やその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設への移転に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3区分に分けて検討していくことで合意した。

(1) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画

2012年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの基本方針のもと、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還要望が特に強い牧港（まきみなと）補給地区（キャンプ・キンザー）（浦添市）を含む嘉手納以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行った。その結果、2013年4月、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが明記される形で沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（統合計画）が公表されることになった。

本計画に基づき、全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する6つの米軍専用施設[10]の約7割の土地（約1,048ha：東京ドーム約220個分）が返還されることとなる。統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいくこととしている。

参照　図表Ⅲ-2-5-6（沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画）

図表Ⅲ-2-5-6　沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画

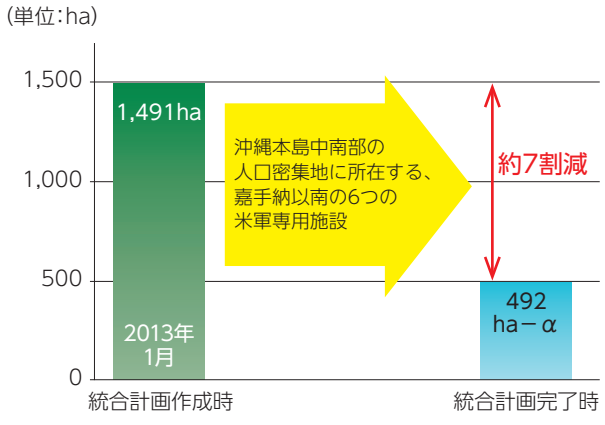

(2) 返還の進展

2013年4月の統合計画の公表以降、返還に向けた取組を進め、2020年3月末には統合計画に基づく必要な手続の完了後速やかに返還となる区域（図表Ⅲ-2-5-8の赤色の区域）全ての返還が実現した。返還地では順次跡地利用が進められており、例えば、2015年3月に返還された西普天間住宅地区跡地では、地元の要望している沖縄健康医療拠点の形成を推進している。

また、そのほかの区域で地元からの返還要望が強かった一部の区域については、統合計画上の予定よりも前倒しでの返還を実現している。これにより、例えば、普天間飛行場の東側沿いの土地では、2021年3月に市道宜野湾11号の全線開通が実現し、これにより地元の道路交通状況が改善されている。さらに、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、2022年5月、返還に先立って、緑地公園として一般利用することを日米間で合意する旨を、現地を訪問した岸田内閣総理大臣より公表し、2024年3月、「ロウワー・プラザ緑地ひろば」として、一般利用が開始された。

政府としては、引き続き、統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還を着実に実施し、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するため、全力で取り組んでいくこととしている。

参照　図表Ⅲ-2-5-7（嘉手納飛行場以南の土地の返還実績）、図表Ⅲ-2-5-8（嘉手納飛行場以南の土地の返還（イメージ））、資料32（嘉手納以南　施設・区域の返還時期（見込み））

6　海兵隊のグアムへの移転

2006年5月にロードマップが発表されて以降、沖縄に所在する兵力の削減について協議が重ねられてきた。

10　那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江および陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

解説

米軍ロウワー・プラザ住宅地区の一般開放

キャンプ瑞慶覧の一部であるロウワー・プラザ住宅地区（沖縄県沖縄市・北中城村）は、沖縄統合計画において定められた条件が満たされたのちに返還されることとされており、防衛省は、返還条件の達成に向けて取り組んでいるところです。一方で、返還が実現するまでの間、沖縄県民の皆様の生活の利便性の向上のために同地区を利用できるようにするとの2022年5月の岸田総理による発表を受けて、日米間で共同使用合意を締結し、2024年3月に緑地ひろばとして一般開放しました。

緑地ひろば内では、米軍住宅を撤去しつつ、丘陵地の自然や景観を活かした整備を行い、駐車場やベンチ、トイレなどを設置しましたが、返還後は地元において跡地利用することが想定されていることから、既存の道路やフェンス、ソフトボール場などを活用し、追加的な整備は必要最低限としています。

ロウワー・プラザ住宅地区は、沖縄県の東西南北を結ぶ幹線道路が交差し、大型商業施設や病院にも隣接する恵まれた環境に所在していることもあり、緑地ひろばとして整備されたいま、沖縄県民の皆様をはじめ、多くの人々にレクリエーションや交流の場として利用されています。

防衛省としては、引き続き、沖縄統合計画に基づく土地の返還に向けて取組を着実に実施し、沖縄の基地負担を軽減できるよう、全力を挙げて取り組んでいきます。

記念式典の様子（2024年3月）

ロウワー・プラザ緑地ひろば

図表Ⅲ-2-5-7　嘉手納飛行場以南の土地の返還実績

区分	名称	返還	引き渡し	面積(ha)
統合計画において「速やかに返還」とされている区域	牧港補給地区（北側進入路）	2013年8月	2013年8月	約1
	キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）	2015年3月	2018年3月	約51
	牧港補給地区（第5ゲート付近の区域）	2019年3月	2021年3月	約2
	キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区の一部）	2020年3月	（注）	約11
統合計画において「県内で機能移設後に返還」とされているものの、その後、別途の日米合意を受け前倒しで返還されることとされた区域	普天間飛行場（東側沿いの土地）	2017年7月	2019年3月	約4
	牧港補給地区（国道58号沿いの土地）	2018年3月	2019年9月	約3
	普天間飛行場（佐真下ゲート付近の土地）	2020年12月	2020年12月	約0.1
	牧港補給地区（（国道58号沿いの土地）ランドリー工場地区）	2021年5月	2021年5月	約0.2

（注）今後引き渡しが予定されているもの。

図表Ⅲ-2-5-8　嘉手納飛行場以南の土地の返還（イメージ）

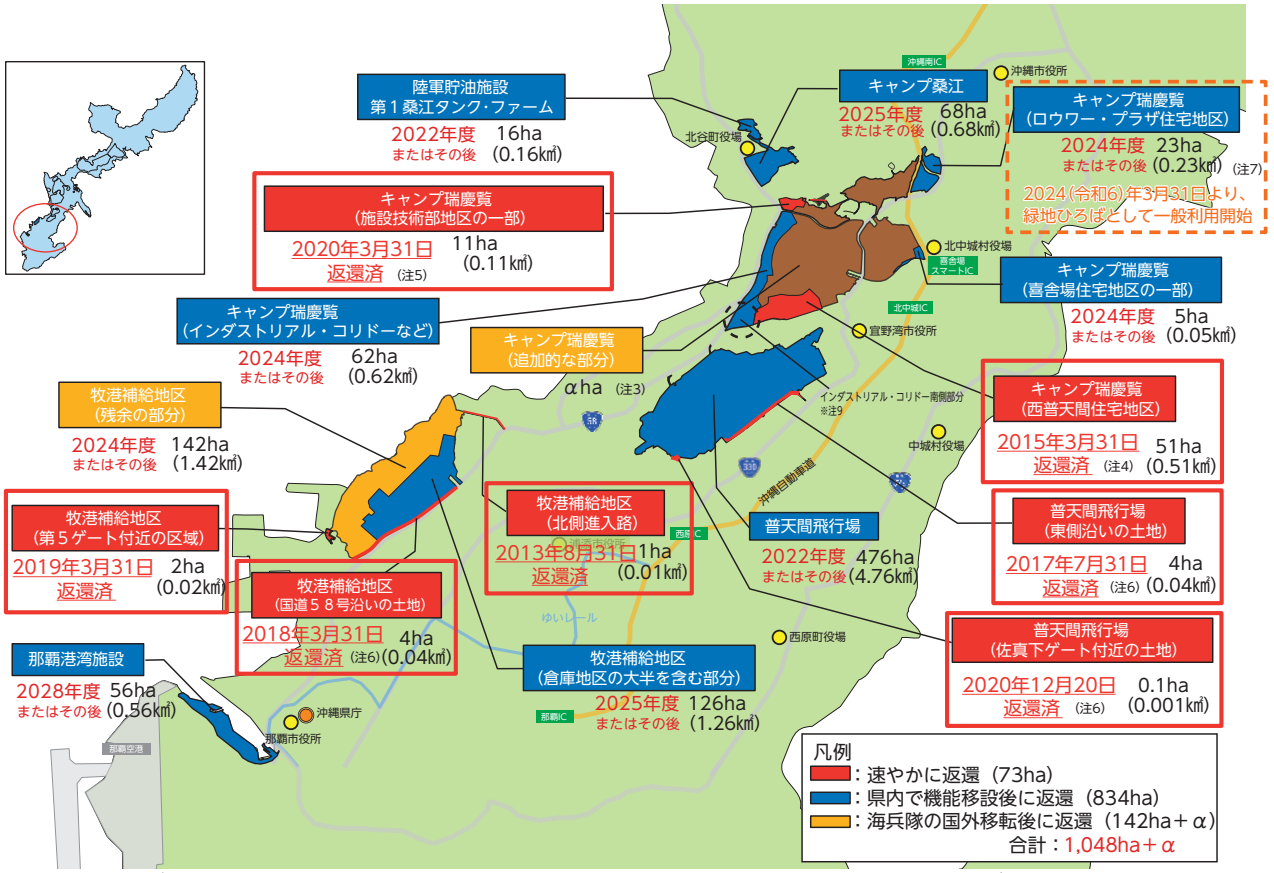

（注）　1　時期および年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する場合がある。
2　各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位（ha）未満を四捨五入しているため符合しないことがある。
3　追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
4　キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。
5　キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部など）の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、2013（平成25）年9月の日米合同委員会（JC:Joint Committee）返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
6　普天間飛行場（東側沿いの土地、佐真下ゲート付近の土地）、牧港補給地区（国道58号沿いの土地）については、別途の日米合意により前倒しで返還されることとされた。なお、牧港補給地区（国道58号沿いの土地）には、2021（令和3）年5月31日返還のランドリー工場地区分（0.2ha）を含む。
7　キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）については、返還に先立って、緑地ひろばとして一般利用するための準備を進めていくことについて、2022（令和4）年5月にJC合意。緑地ひろばとして一般利用するため共同使用することについて、2024（令和6）年1月にJC合意。同年3月31日に一般利用開始。
8　インダストリアル・コリドー南側部分の返還をできる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。

（1）移転時期および規模

ロードマップでは、沖縄に所在するⅢMEF要員約8,000人とその家族約9,000人が2014年までに沖縄からグアムに移転することとされたが、2011年6月の「2＋2」などで、その時期は2014年より後のできる限り早い時期とされた。

その後、2012年4月の「2＋2」において、ⅢMEF要員の沖縄からグアムへの移転やその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、グアムに移転する部隊構成や人数についての見直しがなされた。

これにより、MAGTFは日本、グアム、ハワイに置くこととされ、約9,000人が日本国外に移転することになった。一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準（約1万人）に従ったものにすることとされた。

それに伴い、2013年10月の「2＋2」においては、グアムへの移転時期について、2012年の「2＋2」で示された移転計画のもとで、2020年代前半に開始されることとされ、この計画は2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進す

るものとされた。

また、2023年1月の「2＋2」においては、沖縄からグアムへの移転が2024年に開始されることなどが確認された。

(2) 移転費用

ロードマップでは、施設やインフラの整備費算定額102.7億ドル（2008米会計年度価格）のうち、わが国が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億ドルを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、直接的な財政支援として措置する事業について、日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、2009年2月、日米両政府はグアム協定[11]に署名した。

本協定に基づく措置として、2009年度から、わが国が財政支援する事業にかかる米国政府への資金提供を行っている[12]。

その後、2012年4月の「2＋2」では、グアムに移転する部隊構成や人数が見直され、米国政府による暫定的な移転費用の見積りは86億ドル（2012米会計年度価格）とされた。わが国の財政的コミットメントは、グアム協定第1条に規定された28億ドル（2008米会計年度価格）を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、わが国による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認された[13]。

また、グアム協定のもとですでに米国政府に提供された資金は、わが国による資金提供の一部となることとされ、グアムと北マリアナ諸島連邦の日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施することとされた。このほか、残りの費用や追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

2013年10月の「2＋2」では、グアムと北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備と自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加などが盛り込まれたグアム協定を改正する議定書の署名も行われた。しかし、わが国政府からの資金提供については、引き続き28億ドル（2008米会計年度価格）が上限となることに変更はない。

(3) 環境影響評価

グアムにおける環境影響評価については、再編計画の調整によって変更した事業内容を反映し、所要の手続が進められ、2015年8月に終了した。

さらに、北マリアナ諸島連邦における訓練場整備に関する環境影響評価は、現在実施中である。

(4) グアム移転事業の進捗状況

グアムにおける環境影響評価が実施されていた間、米国政府は、その評価の影響を受けない事業としてアンダーセン空軍基地やグアム海軍基地アプラ地区における基盤整備事業などを実施してきた。米国防授権法によるグアム移転資金の凍結が解除されたことや、グアムにおける環境影響評価が終了したことを受け、現在、米国政府により、各地区において移転工事が実施されている。

参照　図表Ⅲ-2-5-9（グアム移転事業の進捗状況（イメージ））

11 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

12 わが国が財政支援する事業については、2024年4月時点において総額約3,730億円（提供した資金から生じた利子の使用を含む）が米側に資金提供された。

13 これを受け、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に規定されていた株式会社国際協力銀行の業務の特例（出融資）については、2017年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により廃止された。

図表Ⅲ-2-5-9　グアム移転事業の進捗状況（イメージ）

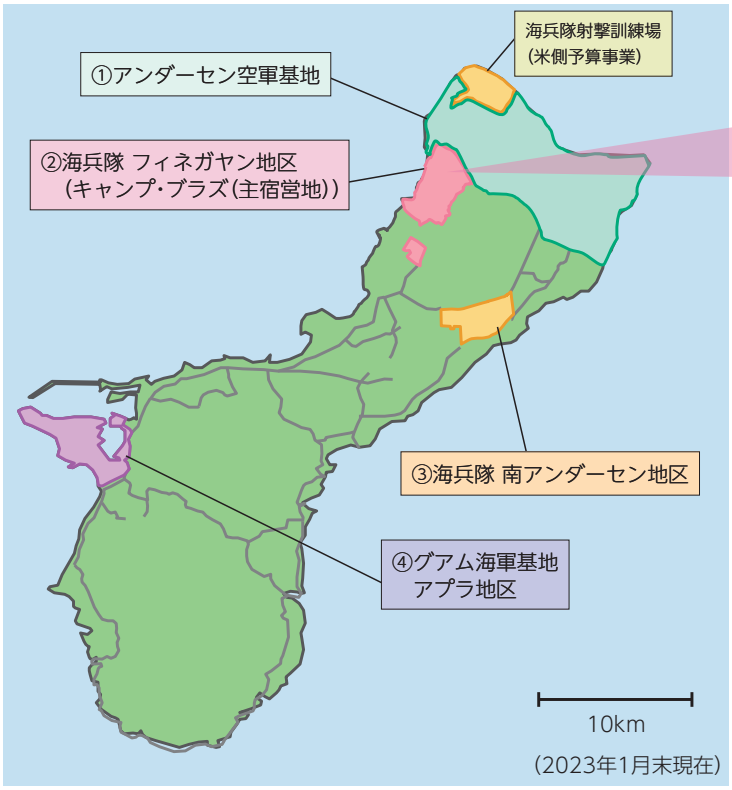

フィネガヤン地区における施設整備の様子

移転事業対象地区	日本側提供資金による事業進捗状況
①　アンダーセン 空軍基地	基盤整備事業(注1) 実施中
②　海兵隊 フィネガヤン地区 （キャンプ・ブラズ（主宿営地））	基盤整備事業(注1) 実施中 下士官用隊舎整備事業(注2) ほか実施中
③　海兵隊 南アンダーセン地区	訓練場整備事業(注3) 実施中
④　グアム海軍基地 アプラ地区	基盤整備事業(注1)、司令部庁舎整備事業(注4) および診療所整備事業(注5) 完了
	乗船施設整備事業(注6) 実施中

（注）1　基盤整備事業とは、海兵隊が使用する庁舎などの施設建設にかかる敷地造成、道路整備、上下水道、電気通信などを整備する事業
2　下士官用隊舎整備事業とは、海兵隊が使用する下士官用隊舎を整備する事業
3　訓練場整備事業とは、海兵隊の基礎的な訓練（市街地戦闘訓練、車両走行訓練など）を実施するための施設を整備する事業
4　司令部庁舎整備事業とは、海兵隊が使用する司令部庁舎を整備する事業
5　診療所整備事業とは、海兵隊が使用する診療所を整備する事業
6　乗船施設整備事業とは、海兵隊が使用する乗船に伴う施設を整備する事業

7　その他の再編事業

(1) 航空機訓練移転（ATR）

Aviation Training Relocation

当分の間、嘉手納、三沢（青森県）、岩国の3つの在日米軍施設・区域の航空機が、自衛隊施設における共同訓練に参加することとされたことに基づき、2007年以降、航空機訓練移転[14]（ATR）を行っており、防衛省は、必要に応じ訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

ATRは、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、これまで嘉手納飛行場を利用して実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を移転するものであり、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減につながることから、沖縄の負担軽減にも資するものである。

防衛省・自衛隊は、米軍の支援に加え、周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部の設置、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応など、訓練移転の円滑な実施に努めている。

参照　図表Ⅲ-2-5-10（航空機訓練移転に関する主な経緯）

14　在日米軍航空機が自衛隊施設などにおいて共同訓練などを行うこと。

図表Ⅲ-2-5-10　航空機訓練移転に関する主な経緯

合意などの時期	主な経緯
2006年5月	再編の実施のための日米ロードマップにおいて、嘉手納、三沢や岩国の3つの在日米軍施設・区域から、千歳、三沢、百里、小松、築城や新田原の自衛隊施設における共同訓練に参加することを確認
2011年1月および同年10月	日米合同委員会において、移転先にグアムなどを追加するとともに、訓練規模の拡大を合意
2014年3月	日米合同委員会において、三沢対地射爆撃場（青森県三沢市、六ケ所村）を使用した空対地射爆撃訓練を追加することを合意
2023年7月	日米合同委員会において、移転先にアラスカを追加することを合意

(2) MV-22（オスプレイ）などの訓練移転

日米両政府は、2013年10月の「2＋2」共同発表において、同盟の抑止力を維持しつつ、わが国本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるため、MV-22の沖縄における駐留や訓練の時間を削減し、わが国本土や地域における様々な運用への参加の機会を活用すると決定した。これを踏まえ、普天間飛行場のMV-22の沖縄県外での訓練などが進められてきた。

2016年9月、日米合同委員会において、沖縄県外での訓練の一層の推進を図り、訓練活動に伴う沖縄の負担を軽減するため、現在普天間飛行場に所在するAH-1やCH-53といった回転翼機やMV-22などの訓練活動を日本側の経費負担により沖縄県外に移転することについて合意した。

2023年度は、2023年10月に大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、2024年2月から3月に長崎県、熊本県、鹿児島県の演習場などにおいて、日米共同訓練に組み込んで、MV-22などの訓練移転を実施した。なお、合意から2024年3月までに、上記に加え国外ではグアム、国内では北海道、青森県、岩手県、宮城県、群馬県、神奈川県、新潟県、静岡県、滋賀県、香川県の演習場などにおいて、計20回実施してきた。

政府としては、引き続き、MV-22の参加を伴う訓練を、沖縄からわが国本土やグアムなどに移転することにより、MV-22の沖縄における駐留や訓練の時間を削減し、沖縄の一層の負担軽減に寄与する取組を推進することとしている。

なお、MV-22の安全性については、2012年、普天間飛行場への配備に先立ち、政府内外の専門家、航空機パイロットなどからなる分析評価チームを設置するなどして、政府として独自に安全性を確認している。加えて、2014年、わが国自身がオスプレイ導入を決定するにあたり、その検討過程のみならず、導入決定後においても、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを改めて確認している。

さらに、2016年から米海兵隊の教育課程に陸自のオスプレイ要員を派遣し、実際の機体を用いて操縦・整備を行い、オスプレイが安定した操縦・整備が可能であり、信頼できる機体であることを改めて確認している。

なお、CV-22（オスプレイ）については、MV-22と同じ推進システムを有し、基本的な構造も共通していることから、機体の安全性はMV-22と同等である。

また、2023年11月の米空軍CV-22墜落事故を受け、日米間の確認作業では前例のないレベルで技術情報に関するやりとりがなされており、防衛省としては、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品の中において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるとの認識に至っており、当該原因に対応した各種の安全対策を講じることによって、同種の不具合による事故を予防・対処することができると考えている。そのうえで、米側からは、当該部品の不具合について、機体自体の設計を変更するなどの必要性はなく、機体自体の安全性にも問題はなく、飛行の安全にかかわる構造上の欠陥がないことにも変わりはない旨の説明を受けている。

防衛省としては、オスプレイの安全性に問題はないと考えているが、オスプレイの運用再開にあたっては、飛行の安全確保が最優先であることを日米のあらゆるレベルで確認しており、引き続き、日米で協力し、安全確保に万全を期していく。

参照　1章7節1項2 (3)（米軍オスプレイの捜索救難への対応）、Ⅳ部3章2節2項（安全管理への取組）、Ⅳ部4章1節4項2 (3)（米軍オスプレイの墜落事故）、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

(3) 災害発生時などにおける米軍オスプレイの有用性

2013年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支援するため、沖縄に配備されているMV-22（14機）が人道支援・災害救援活動に投入された。MV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トンの救援物資を輸送した。また、2014年4月に韓国の珍島（チンド）沖で発生した旅客船沈没事故に際しても、沖縄に配

備されているMV-22が捜索活動に投入された。さらに、2015年4月のネパールにおける大地震に際し、沖縄に配備されているMV-22（4機）が派遣され、人員・物資輸送に従事した。

国内においても、平成28年熊本地震に際し、MV-22が派遣され、被災地域への生活物資の輸送に従事した。

このように、MV-22は、その高い性能と多機能性により、大規模災害が発生した場合にも迅速かつ広範囲にわ

図表Ⅲ-2-5-11　オスプレイの有用性（イメージ）

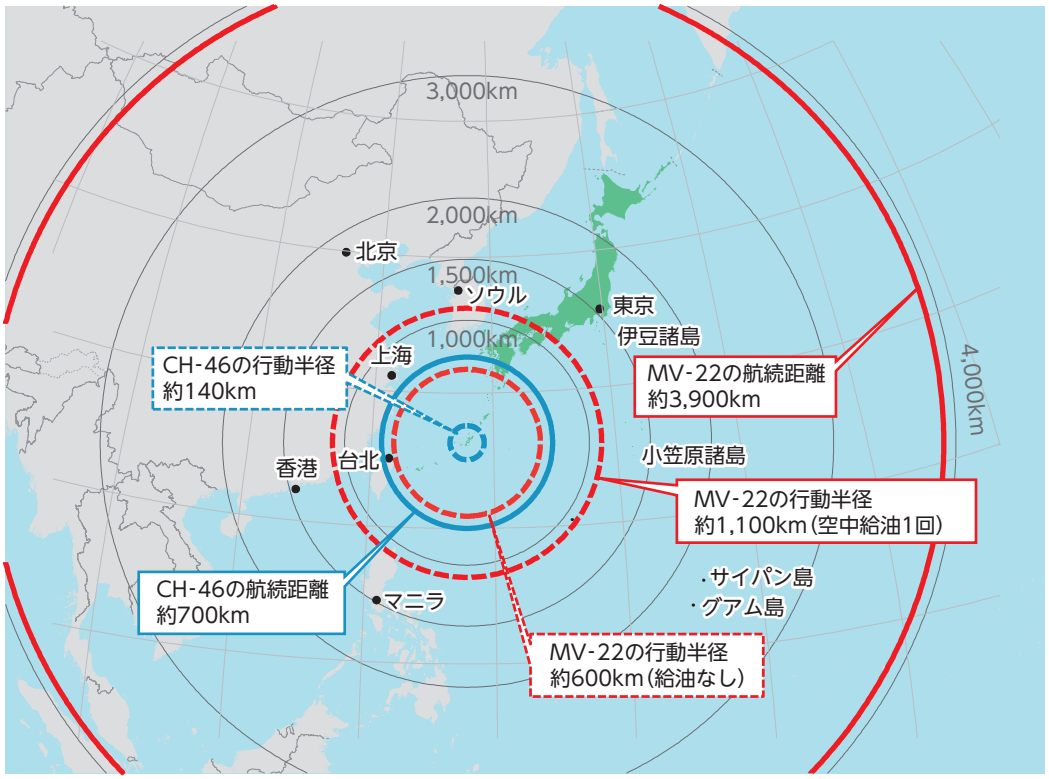

■　基本性能の比較

	MV-22		CH-46
最大速力	約520km／h	最大速度 約2倍	約270km／h
巡航速力	約490km／h		約220km／h
航続距離	約3,900km		約700km
行動半径	約600km（兵員24名搭乗時）	行動半径 約4倍	約140km（兵員12名搭乗時）
輸送兵員数	24名		12名
搭乗員数	3～4名		3～5名
貨物（内部）	約9,100kg		約2,300kg
貨物（外部）	約5,700kg	搭載量 約3倍	約2,300kg
回転翼直径	約11.6m		約15.5m
最大飛行高度	約7,500m		約3,000m
自重	約16,000kg		約7,700kg
寸法	MV-22とCH-46の大きさはあまり変わりません。		

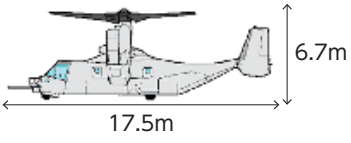

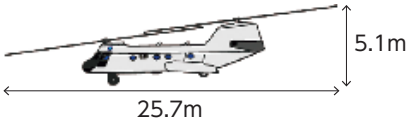

（注）MV-22はCH-46の後継機

たって人道支援・災害救援活動を行うことが可能であり、2014年から防災訓練でも活用されている。2016年9月には、長崎県佐世保市総合防災訓練に2機のMV-22が参加し、離島への輸送訓練などを行った。なお、CV-22についても、MV-22と同様、大規模災害が発生した場合には、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことが可能とされている。

今後も、米軍オスプレイは、このような様々な事態において、その優れた能力を発揮していくことが期待されている。

参照　図表Ⅲ-2-5-11（オスプレイの有用性（イメージ））、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

8　在日米軍再編を促進するための取組

2006年5月のロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、2007年8月に再編特措法[15]が施行され、これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、在日米軍従業員の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずることとしている。

なお、再編特措法については、2017年3月31日限りで効力を失うこととなっていたが、今後も実施に向けた取組が必要な再編事業があることから、同年3月31日、同法の有効期限を2027年3月31日まで10年間延長するなどの同法の一部を改正する法律が施行された。

参照　資料34（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要）

3　在日米軍の駐留に関する取組

1　在日米軍の態勢の最適化

(1) 在沖米海兵隊部隊の海兵沿岸連隊（MLR）への改編

在日米軍の態勢の最適化の一環として、沖縄のキャンプ・ハンセンに所在する第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊へと改編される。この取組の一環として、2023年11月に部隊の名称変更が行われた。第12海兵連隊が砲兵部隊として主に砲兵火力を有しているのに対し、改編後の海兵沿岸連隊は、対艦ミサイルによる対艦攻撃能力や、防空能力、後方支援能力、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）能力など、様々な能力を有することとなる。

Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

(2) 横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編

2023年4月、災害発生時を含む緊急事態における米軍の海上機動力を強化するため、横浜ノース・ドックに米陸軍の小型揚陸艇部隊が新編され、2024年2月には、第5輸送中隊として運用を開始した。同部隊の新編は、わが国における日米同盟の輸送能力の強化に資するとともに、地域における米軍の機動性を向上させることとなる。

2　沖縄における在日米軍の駐留

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどと比較して、わが国の平和と安全にも影響を及ぼしうる朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い位置にあると同時に、これらの地域との間にいたずらに軍事的緊張を高めない程度の一定の距離を置いているという利点を有している。また、沖縄は多数の島嶼（しょ）で構成され、全長約1,200kmに及ぶ南西諸島のほぼ中央に所在し、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存するわが国の海上交通路（シーレーン）に隣接している。さらに、周辺国から見ると、沖縄は、大陸から太平洋にアクセスするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な目標となるなど、安全保障上極めて重要な位置

15　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

にある。

こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能な米海兵隊などの米軍が駐留していることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、2024年1月1日時点でわが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約70%が沖縄に集中し、県面積の約8%、沖縄本島の面積の約14%を占めている。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。

(1) 沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、1972年の沖縄県の復帰に伴い、83施設、面積約278km^{2}を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統合・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に整理・統合・縮小の努力を継続し、1990年には、いわゆる23事案[16]について返還に向けた所要の調整・手続きを進めることを合意し、1995年には、那覇港湾施設（那覇市）の返還、読谷（よみたん）補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転（いわゆる沖縄3事案）についても解決に向けて努力することになった。

その後、1995年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒

図表Ⅲ-2-5-12　沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割（イメージ）

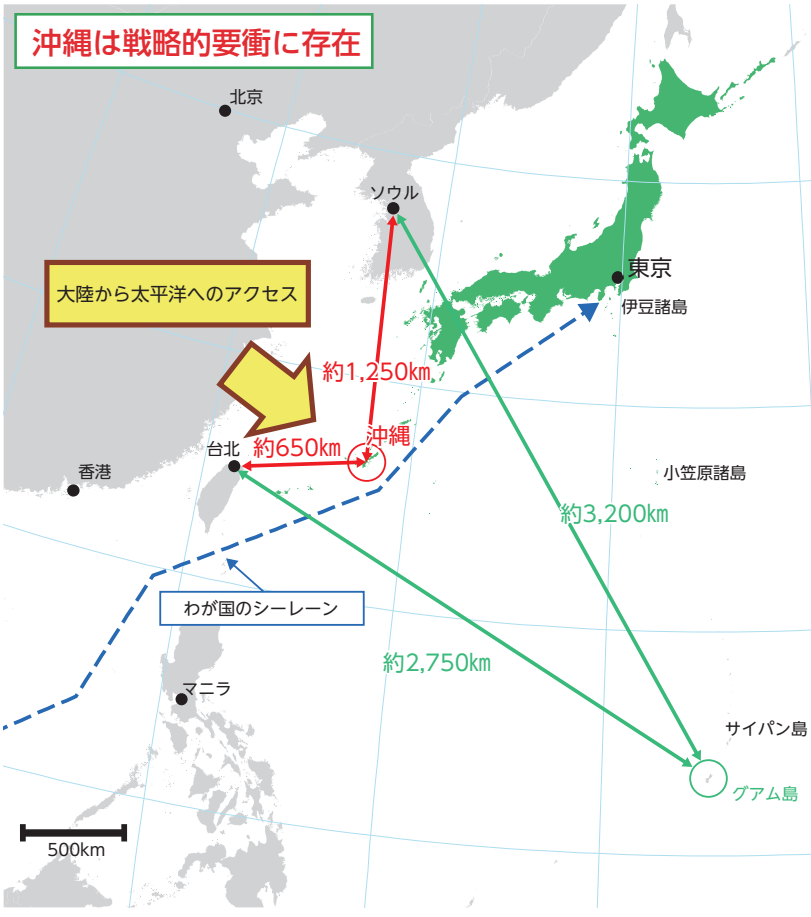

沖縄の地理的優位性

○　沖縄本島は、南西諸島のほぼ中央にあり、また、わが国のシーレーン(注1)に近いなど、わが国の安全保障上、極めて重要な位置にある。

○　朝鮮半島や台湾海峡といった、わが国の安全保障に対する影響を及ぼしうる紛争の潜在的な発生地域に相対的に近い(近すぎない)位置にある。

→　紛争の潜在的な発生地域に迅速に部隊派遣が可能な距離にあり、かつ、いたずらに軍事的緊張を高めることなく、部隊防護上も近すぎない一定の距離を置ける位置にある。

○　周辺国からみると、大陸から太平洋にアクセスするにせよ太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な位置にある。

(注) 1　わが国は、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存

在沖米海兵隊の意義・役割

わが国の戦略的要衝として重要性を有する沖縄本島を含む南西諸島地域に、わが国の安全保障上、防衛力を維持する必要性は極めて高い。こうした地理的優位性を有する沖縄において、優れた機動性および即応性を持ち、武力紛争から自然災害に至るまで、多種多様な広範な任務に対応可能な米海兵隊(注2)が駐留することは、わが国のみならず、東アジア地域の平和や安全の確保のために重要な役割を果たしている。

(注) 2　海兵隊は、訓練時や展開時には司令部、陸上・航空・後方支援の各要素を同時に活用しており、各種事態への速やかな対処に適している。

16　1990年、日米両政府は、地元の要望の強い事案を中心に、23事案の土地の返還手続きを進めることについて合意した。

図表Ⅲ-2-5-13　沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図（2023年度末現在）

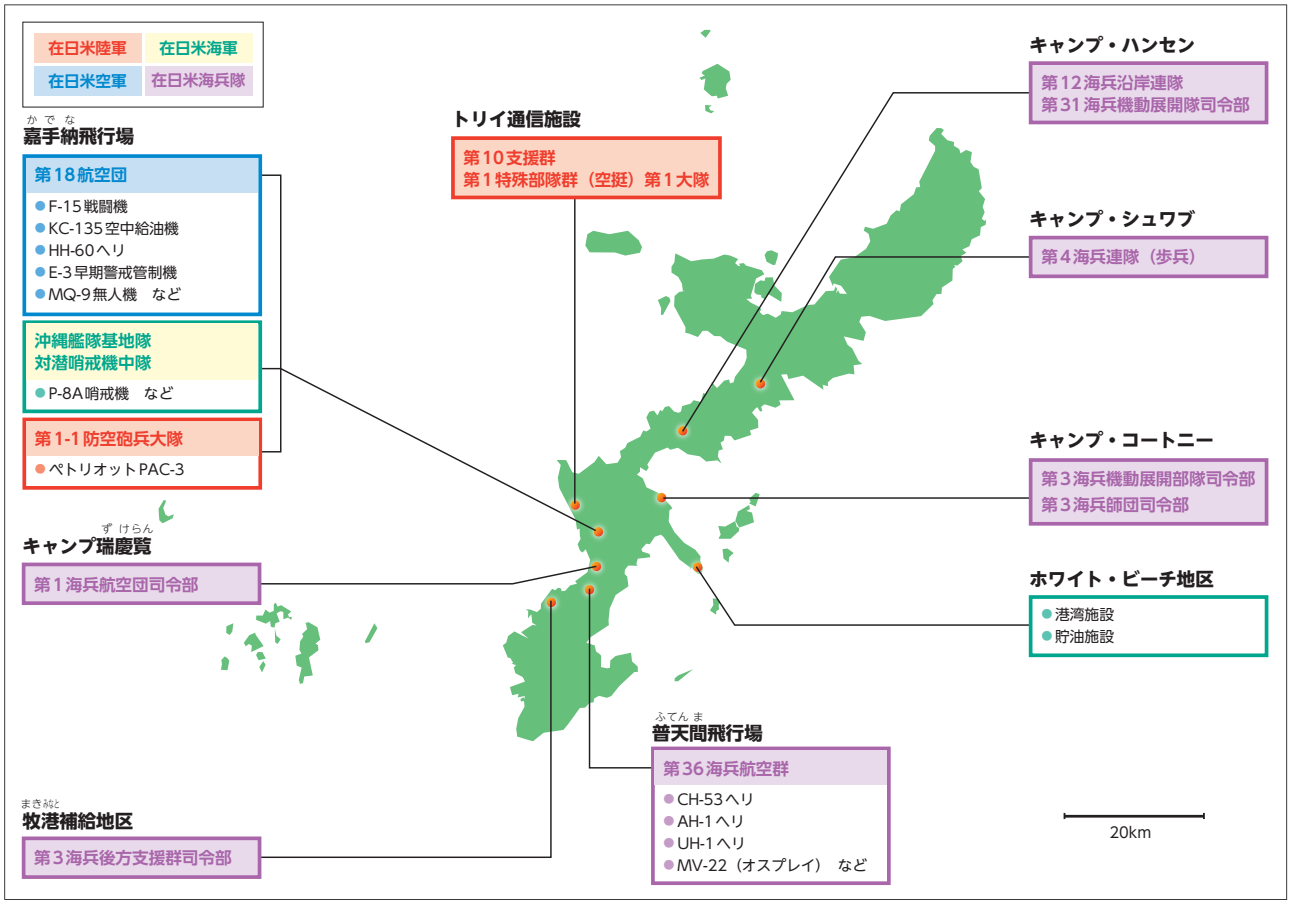

（注）在日米軍ホームページなどをもとに作成

否などを契機として、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に沖縄米軍基地問題協議会を、また、SACOを設置し、1996年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

参照　図表Ⅲ-2-5-12（沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割（イメージ））、図表Ⅲ-2-5-13（沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図（2023年度末現在））、資料35（23事案の概要）

(2) SACO最終報告の概要

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、日米地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告に盛り込まれた内容が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21％（約50km^2）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km^{2}を上回るものとなる。

参照　図表Ⅲ-2-5-14（SACO最終報告関連施設・区域（イメージ））、図表Ⅲ-2-5-15（沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移）、資料36（SACO最終報告（仮訳））、資料37（SACO最終報告の主な進捗状況）、資料38（沖縄の基地負担軽減に関する協議体制）

図表Ⅲ-2-5-14　SACO最終報告関連施設・区域（イメージ）

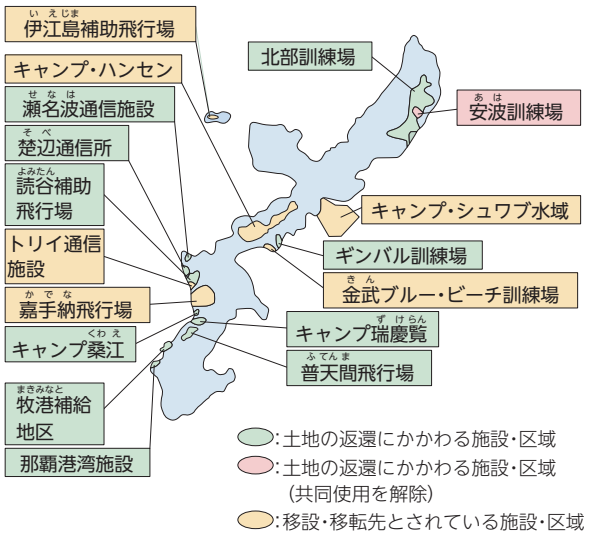

図表Ⅲ-2-5-15　沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移

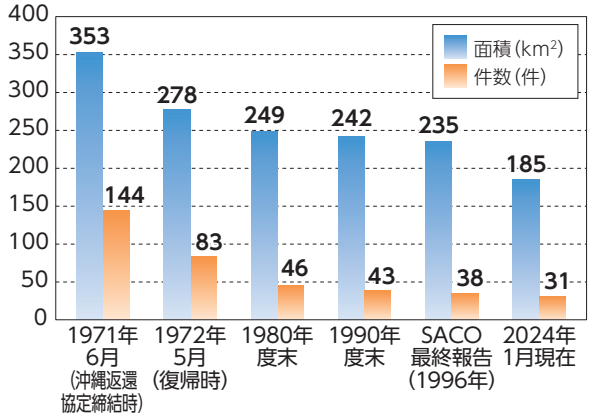

(3) 北部訓練場の過半の返還

北部訓練場の返還にあたっては、返還される区域に所在する7つのヘリパッドを既存の訓練場内に移設することが条件であったが、自然環境に配慮し、7つ全てではなく、最低限の6つとすることなどについて米側と同意したうえで、移設工事を進めた。2016年12月にヘリパッドの移設が完了し、SACO最終報告に基づき、国頭村や東村に所在する北部訓練場の過半、約4,000haの返還が実現した。

この返還は、沖縄県内の在日米軍施設・区域（専用施設）の約2割にあたる、沖縄の本土復帰後最大のものであり、1996年のSACO最終報告以来、20年越しの課題であった。

この返還された土地については、防衛省において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、その有効かつ適切な利用が図られるよう、跡地利用をするうえでの支障の除去に関する措置（土壌汚染調査など）を講じ、2017年12月、土地所有者へ引渡しを行った。また、2021年7月には、返還地を含む沖縄本島北部が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の一部として世界自然遺産に登録された。

3　神奈川県における在日米軍について

(1) 横須賀海軍施設への米空母の展開

米太平洋艦隊のプレゼンスは、インド太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものである。

米海軍は、横須賀海軍施設（神奈川県）に前方展開している原子力空母[17]をはじめ、わが国の港に停泊中のすべての原子力艦について、通常、原子炉を停止させることや、わが国において原子炉の修理や燃料交換を行わないことなど、安全面での方針を守り続けることを確約しており、政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期すこととしている。なお、2024年春に原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀を出港し、同年後半に後継艦の原子力空母ジョージ・ワシントンが入港予定である。

(2) 在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県内の米軍施設・区域の整理などについては、2004年10月の日米合同委員会合意に基づき、すでに上瀬谷通信施設や深谷通信所などの返還が実現した。

一方、当初の合意から10年以上が経過し、わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、横須賀海軍施設における米艦船の運用が増大するなど、米海軍の態勢や能力に変化が生じている。このような状況を踏まえ、2018年11月の日米合同委員会において、①米海軍の施設所要を満たすための施設整備、②根岸住宅地区

17　原子力空母は、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

の原状回復作業を実施するための共同使用の協議の開始、③池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅などの建設の取り止めについて合意した。その後、2019年11月の日米合同委員会において、根岸住宅地区の共同使用について合意した。

参照　図表Ⅲ-2-5-16（沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図（2023年度末現在））、図表Ⅲ-2-5-17（神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など（イメージ））

図表Ⅲ-2-5-16　沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図（2023年度末現在）

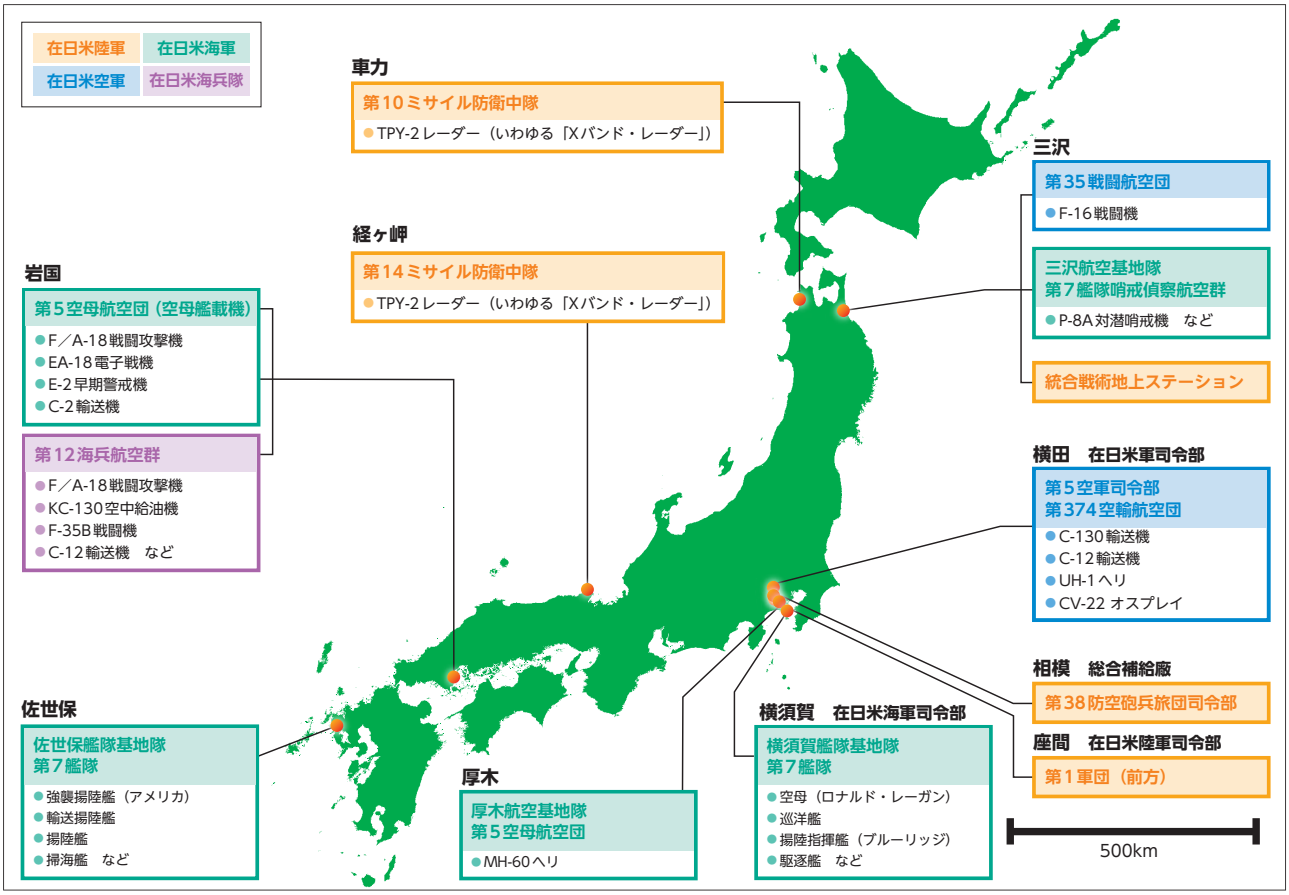

（注）在日米軍ホームページなどをもとに作成

図表Ⅲ-2-5-17　神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など（イメージ）

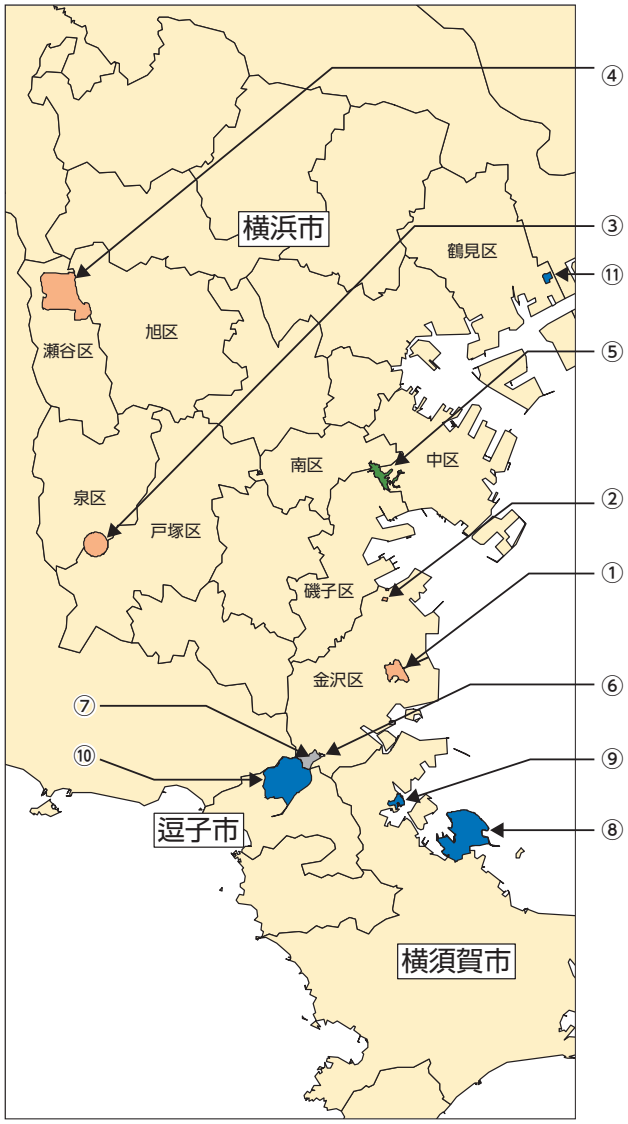

2004年10月　日米合同委員会合意

位置	名称	所在地	面積(ha)	返還予定など
①	小柴貯油施設	横浜市金沢区	約53	2005年12月返還
②	富岡倉庫地区	横浜市金沢区	約3	2009年5月返還
③	深谷通信所	横浜市泉区	約77	2014年6月返還
④	上瀬谷通信施設	横浜市瀬谷区、旭区	約242	2015年6月返還
⑤	根岸住宅地区	横浜市中区、南区、磯子区	約43	池子住宅地区及び海軍補助施設における家族住宅などの建設完了時点で返還
⑥	池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地	横浜市金沢区	約1	現在の使用が終了した時点で返還手続開始
⑦	池子住宅地区及び海軍補助施設	横浜市域	—	家族住宅などの建設

：返還済

2018年11月　日米合同委員会合意

【施設整備】

位置	名称	所在地	内容
⑧	横須賀海軍施設	横須賀市	独身下士官宿舎
⑨	浦郷倉庫地区	横須賀市	桟橋
⑩	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市域	生活支援施設、運動施設、修繕用作業所、消防署
⑪	鶴見貯油施設	横浜市鶴見区	消防署

【共同使用及び返還】

位置	名称	所在地	面積	内容
⑤	根岸住宅地区	横浜市中区、南区、磯子区	約43ha	原状回復作業を速やかに実施するため、根岸住宅地区の共同使用について日米間で協議を開始し、具体的な返還時期については、これらの作業の進捗に応じ日米間で協議

【建設の取り止め】

位置	名称	所在地	内容
⑦	池子住宅地区及び海軍補助施設	横浜市域	家族住宅などの建設取り止め

第3章 同志国などとの連携

安全保障・防衛分野における国際協力の必要性がかつてなく高まるなか、防衛省・自衛隊としても、わが国の安全および地域の平和と安定、さらには国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保に積極的に寄与していく必要がある。

国家防衛戦略における第一の目標は、同盟国・同志国などと連携し、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくことである。このため、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であるとの観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンの実現に資する取組を進めていくこととしている。
Free and Open Indo-Pacific

また、力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、わが国の安全保障環境を確保するためには、同盟国・同志国と協力・連携を深めていくことが不可欠である。

さらに、グローバルな安全保障上の課題などに関しては、海洋における航行・上空飛行の自由や安全の確保、宇宙領域やサイバー領域の利用にかかる関係国との連携・協力、国際平和協力活動、海洋安全保障や気候変動に関する協力、軍備管理・軍縮、大量破壊兵器の不拡散などの取組をより積極的に推進することとしている。

こうした取組の実施にあたっては、日米同盟を重要な基軸と位置づけつつ、地域の特性や各国の事情を考慮したうえで、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国などとの連携強化を効果的に進める観点から、**円滑化協定（RAA）**、**物品役務相互提供協定（ACSA）**、**防衛装備品・技術移転協定**などの制度的枠組みの整備をさらに推進していく考えである。
Reciprocal Access Agreement
Acquisition and Cross-Servicing Agreement

参照 図表Ⅲ-3-1（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）ビジョンにおける防衛省の取組（イメージ））

KEY WORD 円滑化協定（RAA）

一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や同部隊の地位などを定めることにより、共同訓練や災害救助などの両国部隊間の協力活動の実施を円滑化するもの。
2024年4月現在、オーストラリア、英国との間で締結されている。

KEY WORD 物品役務相互提供協定（ACSA）

共同訓練、国連PKO、人道的な国際救援活動大規模災害対処活動などのために必要な物品または役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めるもの。
Peacekeeping Operations
2024年4月現在、米国、オーストラリア、英国、カナダ、フランス、インドとの間で締結され、ドイツとの間で署名されている。

KEY WORD 防衛装備品・技術移転協定

締約国間の防衛装備品および技術の移転などに関する一般的な法的枠組みを設定する国際約束。具体的には、個別の移転について決定・確認する手続きを定めるとともに、移転される防衛装備品や技術の適正な使用・管理などを義務付けるもの。
2024年4月現在、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）との間で締結されている（※米国とは対米武器・武器技術供与取極、英国とは日英武器・武器技術移転協定を締結）。

資料：多角的・多層的な安全保障協力
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html

動画：自由で開かれたインド太平洋（FOIP）　防衛省の取組
URL：https://youtu.be/q__RHctUc0I

資料：自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン【外務省HP】
URL：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html

自由で開かれたインド太平洋(FOIP)ビジョンにおける防衛省の取組

経　緯

○　2016年8月、安倍内閣総理大臣（当時）はケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）の基調演説において、「自由で開かれたインド太平洋」（Free and Open Indo-Pacific）の考え方を提唱。
○　自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進することを目指す。
○　2023年3月、岸田内閣総理大臣は、インドで開催されたインド世界問題評議会（ICWA）の政策スピーチで、「FOIPのための新たなプラン」を発表。

「自由で開かれたインド太平洋」の基本的な考え方

○　インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、この地域の安定的で自律的な発展を実現することは、世界の安定と繁栄にとって不可欠
○　「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンは、インド太平洋地域全体に広がる自由で活発な経済社会活動を促進し、地域全体の繁栄を実現することを目指すもの

FOIP協力の新たな柱

①平和の原則と繁栄のルール　　②インド太平洋流の課題対処
③多層的な連結性　　④「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組

✓ **「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」ビジョンの実現に向け、政府一体となって取り組んでいく方針**

インド太平洋地域の特色

○　わが国の主要なシーレーンが通過し、世界人口の多くが集中。また、経済成長も著しいことを踏まえれば、この地域の安定はわが国の安全と繁栄のために極めて重要
○　一方で、地域内では軍事力の急速な近代化や軍事活動の活発化がみられるなど、地域の安定にはさまざまな課題が存在
○　また、地域内では、こうした急速な環境の変化に対応すべく各国が取組を実施

防衛省における取組の方向性

○　防衛協力・交流を活用し、主要シーレーンの安定した利用を確保
○　信頼醸成や相互理解を進め、不測の事態を回避
○　関係各国と協力し、地域の平和と安定に貢献

✓ **インド太平洋地域は安全保障上多くの課題が存在**
✓ **防衛協力・交流を活用し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出**

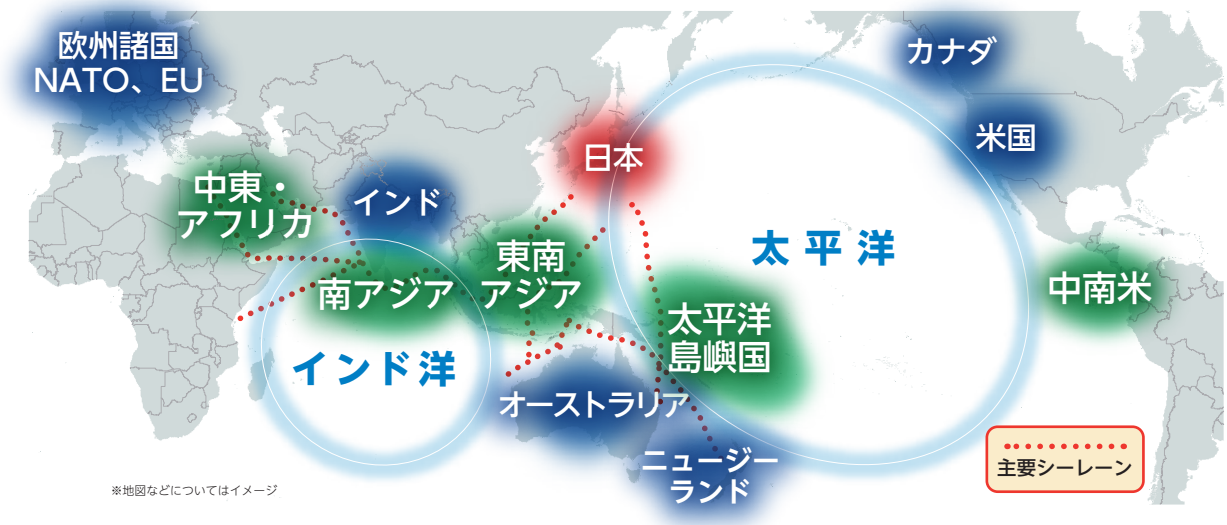

○　防衛省・自衛隊としては、重要なシーレーンが通過する東南アジア、南アジア、太平洋島嶼国に加え、エネルギー安全保障上重要な中東やアフリカ、中南米といったインド太平洋の各地域との間で、防衛協力・交流を強化
○　推進にあたっては、米国、オーストラリア、インドおよび英国、フランス、ドイツ、イタリアなどの欧州諸国や、カナダ、ニュージーランドといった、FOIPの考え方を共有し、インド太平洋地域につながりを有する国々との間で積極的に協働

✓ **FOIPは包摂的なものであり、この考えに賛同するのであれば、いずれの国とも協力可能**

第1節 多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進

1 同志国などとの連携の意義など

1 同志国などとの連携の意義と変遷

グローバルなパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化するなかで、インド太平洋地域の平和と安定は、わが国の安全保障に密接に関連するのみならず、国際社会においてもその重要性が増大してきている。

こうしたなか、防衛省・自衛隊としては、各国間の信頼を醸成しつつ、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組むことができるよう、国際情勢、地域の特性、相手国の実情や安全保障上の課題を見据えながら、多角的・多層的な防衛協力・交流を戦略的に推進していく考えである。

また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止し、各種事態において、同盟国・同志国などの支援を受けられるよう、平素から一層連携していくことが必要である。

防衛協力・交流の形態として、ハイレベルの会談、実務者協議など「人による協力・交流」、共同訓練・演習、戦略的寄港（航）など「部隊による協力・交流」のほか、他国の安全保障・防衛分野における人材育成や技術支援などを行う「能力構築支援」、自国の安全保障や平和貢献・国際協力の推進などのために行う「防衛装備・技術協力」などがある。

これまで防衛省・自衛隊は、二国間の対話など、人による協力・交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、対立感や警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気を醸成する努力を行ってきた。これに加え、共同訓練・演習や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらに、RAA、ACSAなどの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させている。

また、多国間安全保障協力・交流も、従来の対話を中心とするものから国際秩序の維持・強化に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多角的・多層的に推進し、望ましい安全保障環境の創出につなげていくことが重要となっている。

2023年5月に岸田内閣総理大臣が議長として主催したG7広島サミットにおいては、招待国の首脳とゼレンスキー・ウクライナ大統領を交えたセッションにおいて、法の支配や国連憲章の諸原則などの重要性について認識の一致を得ることができた。また、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済や、気候変動、保健、開発といった地球規模の課題への対応をG7が主導し、グローバル・サウスと呼ばれる国々への関与を強化していくことで一致した。

広島サミット後の議長国記者会見において、岸田内閣総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜き、国際的なパートナーへの関与を強化する観点から、引き続きG7の議論を主導していく旨表明した。

参照 図表Ⅲ-3-1-1（防衛協力・交流とは）、図表Ⅲ-3-1-2（ハイレベル交流の実績（2023年4月～2024年3月））、図表Ⅲ-3-1-3（自衛隊による寄港・寄航実績（2023年4月～2024年3月））、資料39（各種協定締結状況）、資料40（留学生受入実績（2023年度の新規受入人数））

G7広島サミット（2023年5月）【首相官邸HP】

図表Ⅲ-3-1-1　防衛協力・交流とは

防衛協力・交流とは

防衛協力・交流は、様々なツールを使って二国間・多国間の防衛関係を強化することで、**わが国および国際社会の平和と安定を確保するための重要な取組**である。

防衛協力・交流の目的

○　わが国にとって望ましい安全保障環境の創出
○　わが国へ脅威が及ぶことを抑止し、侵害が容易でないと認識させる
○　相互理解や信頼醸成により、不測の事態を防止

防衛協力・交流のツール

ツール①　人による協力・交流

…　**「2+2」、防衛相会談、幕僚長級会談などのハイレベルの会談、防衛当局間の実務者協議、多国間の国際会議**などにおいて、防衛政策や地域情勢、防衛協力・交流案件などにつき、率直な意見交換を行うことで、相手国との相互理解や信頼醸成、また、その後の防衛協力・交流を推進する。**留学生の交換、研究教育の交流**においては、他国の防衛政策や部隊の実態に対する理解を深めるとともに、人的ネットワークの構築により、信頼関係の増進を図る。

日英「2+2」

インド太平洋参謀総長等会議

豪海軍主催インド
太平洋シーパワー会議

日越中級幹部交流

ツール②　部隊による協力・交流

…　**親善訓練、艦艇や航空機の相互訪問（寄港・寄航）、部隊同士の交流行事**などを通して、相手国との相互信頼を高め、協力関係を推進する。**他国との共同訓練や演習**においては、相手国の部隊と連携する力を高めることで、技量向上に加え、国同士の防衛関係を強化する。

米豪主催多国間共同訓練
「タリスマン・セイバー 23」

米インドネシア陸軍との実動訓練
「スーパー・ガルーダ・シールド23」

日米豪共同訓練
「コープ・ノース24」

日米加共同訓練
「ノーブル・スティングレイ」

ツール③　能力構築支援

…　**様々な分野におけるセミナーや実習、技術指導、教育・訓練の視察や意見交換などの事業を行う**ことで、一定の期間をかけて相手国の具体的で着実な能力の向上を図り、相手国軍隊などが国際平和・地域の安定のための役割を果たすことを促進する。

施設分野
（カンボジア）

軍楽隊育成
（パプアニューギニア）

HA/DR（捜索救助・衛生分野）
（ラオス）

サイバーセキュリティ
（ASEAN諸国）

ツール④　防衛装備・技術協力

…　**装備品の海外移転、共同研究・開発、国際展示会への出展、官民防衛産業フォーラムの開催**などを通じて、わが国の防衛産業基盤の維持・強化を図るとともに、わが国および相手国軍隊の能力向上や、相手国との防衛協力関係を維持・強化する。

フィリピンへの警戒管制レーダー移転

国際展示会
（LIMA'23）

国際展示会
（DSEI London）

国際展示会
（INDO PACIFIC 2023）

（参考）防衛協力にかかる各種協定の締結

…　**円滑化協定、防衛装備品・技術移転協定、物品役務相互提供協定、情報保護協定**など、協力の枠組みを具体化・制度化し、防衛協力・交流をより円滑かつ安定的に進められるようにする。

日豪円滑化協定署名
【首相官邸HP】

日英円滑化協定署名
【首相官邸HP】

日英伊次期戦闘機
共同開発政府間機関の設立

日独ACSA署名
【外務省HP】

図表Ⅲ-3-1-2　ハイレベル交流の実績（2023年4月～2024年3月）

ハイレベル交流とは、本図表においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕長とそれぞれのカウンターパートとの２国間会談などを指している。
2023年4月～ 2024年3月の期間では、以下の国々とハイレベル交流が実施されたが、そのほかの国々とも過去にハイレベル交流やそのほかの防衛協力・交流が実施されている。世界中の様々な国々とハイレベル交流が実施されていることがこの図からよくわかる。

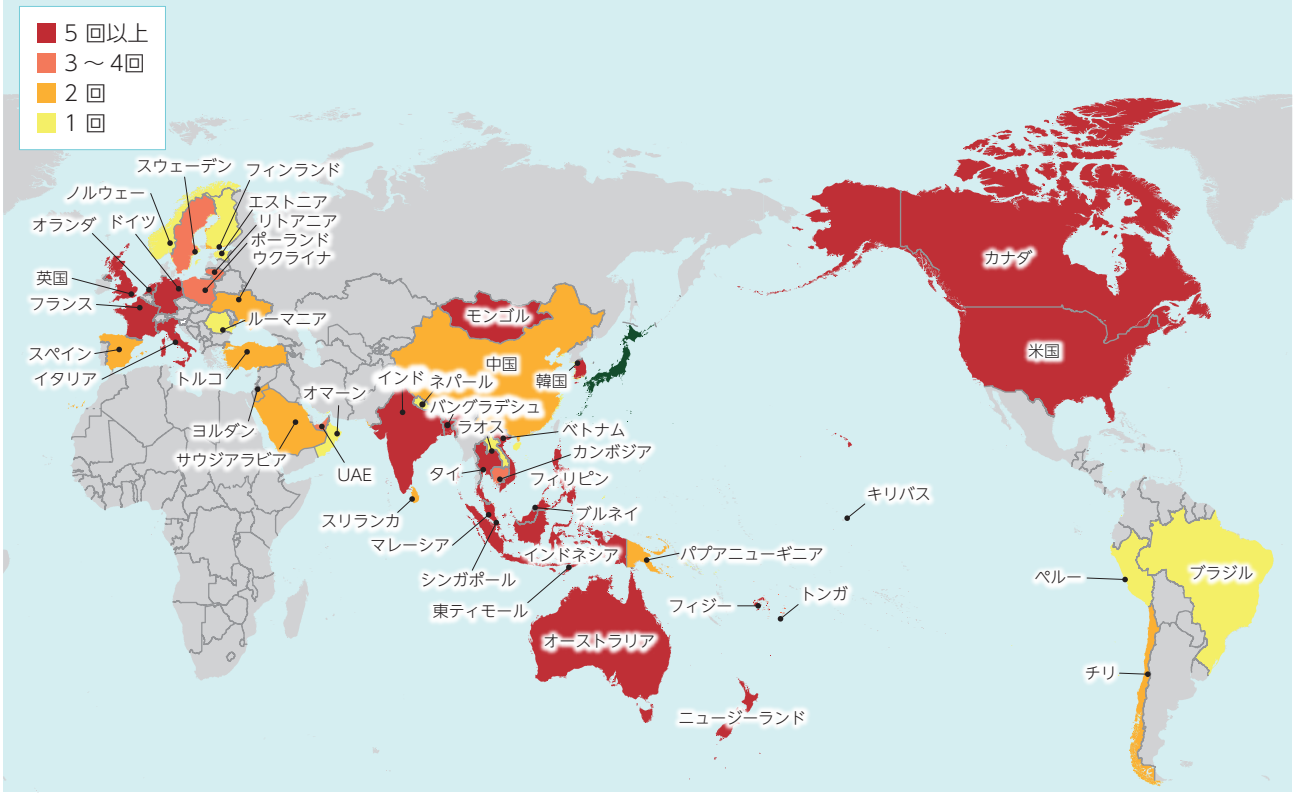

図表Ⅲ-3-1-3　自衛隊による寄港・寄航実績（2023年4月～2024年3月）

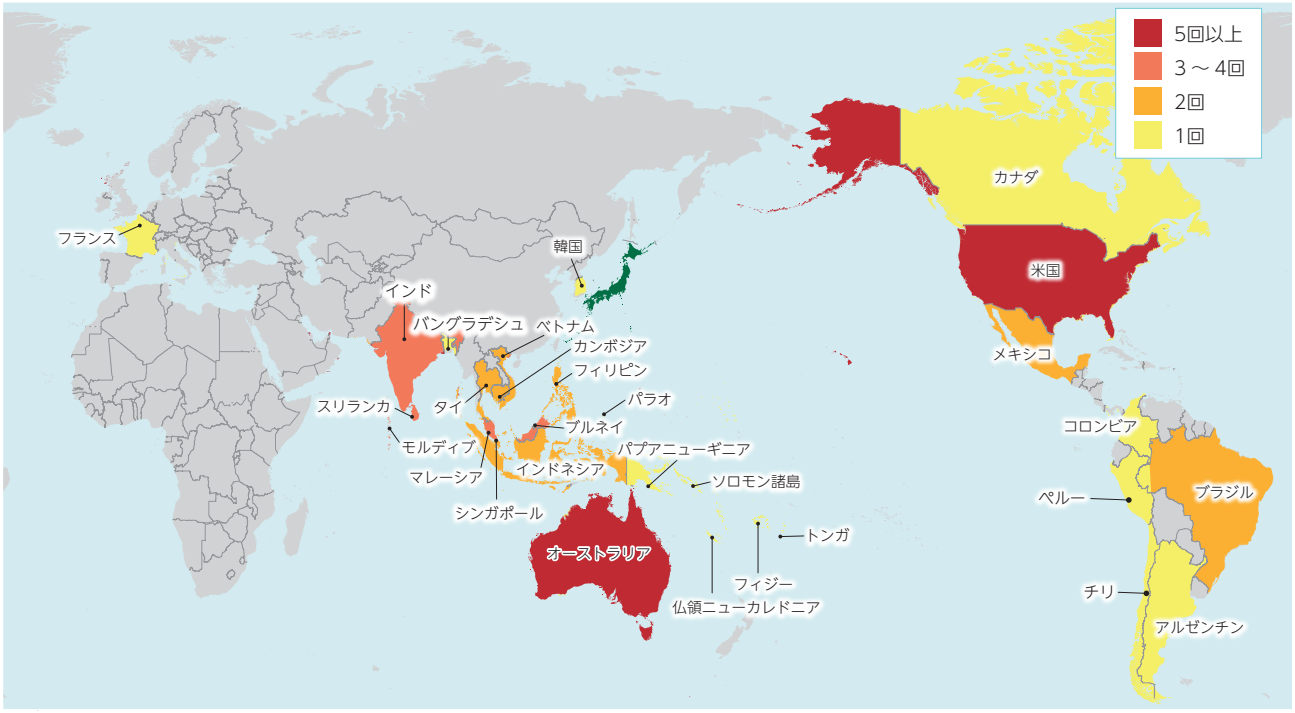

2　自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンのもとでの取組

(1) インド太平洋地域の特徴

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社会の安定と繁栄の礎である。特に、インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、この地域を自由で開かれた「国際公共財」とすることにより、地域全体の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

一方で、この地域においては、わが国周辺を含め、軍事力の急速な近代化や、軍事活動を活発化させている国がみられるなど、FOIPの実現のためには多くの課題が存在している。

(2) 防衛省における取組の方向性

こうした状況を踏まえ、防衛省・自衛隊としては、例えば、防衛協力・交流を活用しながら、主要なシーレーンの安定的な利用を継続できるように取組を進めている。また、軍事力の近代化や軍事活動を活発化させている国に対しては、相互理解や信頼醸成を進めながら、不測の事態を回避することで、わが国の安全を確保することとしている。さらに、地域内において、環境の変化に対応すべく取組を実施している各国に対しては、防衛協力・交流を通じてこうした取組に協力することにより、地域の平和と安定にも貢献することを目指している。

(3) FOIPの拡がり

わが国は、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）などの枠組みを通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組をさらに進める方針である。東南アジア・南アジア・太平洋島嶼（しょ）国および中東・アフリカ・中南米地域の国々に対しては、幅広い手段を活用しながら、FOIPの実現に向けて協力を強化することとしている。例えば、2023年5月のG7広島サミットにおいて、各国首脳はFOIPの重要性を改めて表明し、同時期に行われた日米豪印首脳会合においても、引き続きFOIPという共通のビジョンへの強固なコミットメントを確認した。

防衛省・自衛隊もFOIPの実現に向け、防衛協力・交流を推進しており、同地域の沿岸国と良好な関係を確立し、自衛隊による港湾・空港の安定的な利用を可能にすることで、シーレーンの安定的な利用の維持に取り組んでいる。また、これらの国々が、インド太平洋地域の安定のための役割をさらに効果的に果たすことができるよう、共同訓練や能力構築支援といった取組を進めている。

同盟国である米国をはじめ、オーストラリア、インド、英国・フランス・ドイツなどの欧州諸国、カナダ、ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有するのみならず、インド太平洋地域に地理的・歴史的なつながりを有する国々である。これらの国々に対しては、インド太平洋地域へのさらなる関与を行うよう働きかけ、わが国単独の取組よりも効果的な取組を実施できるように防衛協力・交流を進めている。

FOIPというビジョンは包摂的であり、今後とも、このビジョンに賛同するすべての国と協力を推進することとしている。

(4) 相互理解や信頼醸成の促進

中国に対しては、防衛交流の機会を通じ、国際的な行動規範の遵守やインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たすよう引き続き促していく。その際、わが国周辺における軍事活動の活発化や軍備の拡大に対するわが国の懸念を率直に伝えることで、相互理解や信頼醸成を進め、不測の事態を回避することにより、わが国の安全を確保することとしている。

ロシアとは、力による一方的な現状変更は認められないとの考えのもと、ウクライナ侵略を最大限非難しつつ、ロシアとの間で不測の事態や不必要な摩擦を招かないために必要な連絡を絶やさないようにする。

2　各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するにあたっては、地域の特性、相手国の実情やわが国との関係なども踏まえつつ、最適な手段を組み合わせた二国間・多国間での防衛協力・交流が重要となる。

1　オーストラリア

(1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義

オーストラリアは、わが国にとって、ともに米国の同盟国として、基本的価値のみならず安全保障上の戦略的利益を共有する、インド太平洋地域の特別な戦略的パートナーである。

これまで、日豪ACSAや日豪情報保護協定、日豪防衛装備品・技術移転協定、日豪RAA（2022年1月署名、2023年8月発効）といった、協力のための基盤を整備してきた。また、2022年10月に署名された新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言[1]」を踏まえ、国家防衛戦略では、両国の防衛協力をさらに深化させ、日米防衛協力に次ぐ緊密な関係を構築するとしている。

両国は、同共同宣言も踏まえ、緊急事態における日豪協力に関する議論や情報収集・警戒監視・偵察（ISR）（Intelligence, Surveillance, and Reconnaisance）における協力、豪国防軍に対する武器等防護[2]、二国間・多国間共同訓練などを推進し、相互運用性を向上している。また、第三国における能力構築支援、人道支援・災害救援（HA/DR）（Humanitarian Assistance/Disaster Relief）にかかる協力や防衛装備・技術協力なども推進している。

参照　Ⅱ部5章3項8（米軍等の部隊の武器等防護）、資料22（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年4月、浜田防衛大臣（当時）は、マールズ・オーストラリア副首相兼国防大臣と電話会談を行い、同月、オーストラリアが公表した「国防戦略見直し[3]」について、オーストラリアの抑止力強化を通じインド太平洋地域の平和と安定に資するものであり、歓迎、支持する旨を述べた。また、両閣僚は、日豪防衛協力がインド太平洋地域の平和と安定のため、より一層積極的に貢献していく存在へと深化するため、防衛協力・交流を引き続き活発に進めていくことで一致した。

同年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに際し、アルバニージー・オーストラリア首相と懇談を行った。懇談において、岸田内閣総理大臣は、日豪が戦略認識や進むべき方向性を共有していることは明らかであり心強い旨述べた。また、両首脳は、2022年10月に署名された新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に基づき、両国の安全保障協力が進展していることを歓迎し、この宣言の実施に資する日豪RAAの早期発効に向けた期待を表明した。

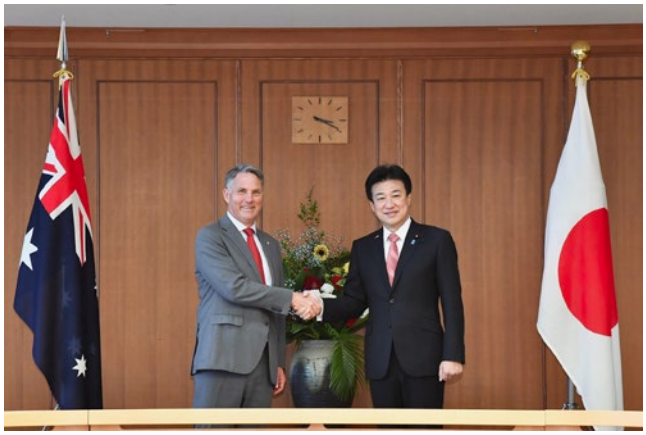

日豪防衛相会談（2023年10月）

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、マールズ副首相兼国防大臣と会談を行い、「防衛科学技術に関する日豪包括取決め」に署名した。今後、様々な分野で科学技術協力を推進するとともに、双方の戦略的認識を共有し、相互運用性の強化、防衛協力の実効性向上を一層進展させることで一致した。

同年9月、岸田内閣総理大臣は、アルバニージー首相と日豪首脳会談を行い、同年8月に発効した日豪RAAにより、日豪の防衛協力が進展していることに歓迎の意を表した。また新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」のもと、具体的協力を強化していくことで一致した。

同年10月、木原防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣と東京にて会談を行い、新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を着実に実行していくことや、両国の

1　日豪の特別な戦略的パートナーシップを再確認するとともに、ルールに基づく秩序の維持およびインド太平洋地域の平和と安定のため、あらゆるレベルにおける日豪、日米豪の連携を強化するとしており、自衛隊と豪国防軍の相互運用性の強化やISRにおける協力、HA/DR、地域のパートナー国の能力構築、先進的防衛科学技術、サイバー・宇宙分野などにおける防衛協力の強化が明記されている。また、日豪両国や周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼしうる緊急事態の際に、相互に対応措置を検討することとしている。

2　2023年度は、計5回実施。

3　インド太平洋地域における安全保障環境を踏まえ、2023年4月に発表。原子力潜水艦取得を通じた抑止力の向上、長距離精密打撃能力の発展、オーストラリア北部からの運用能力の向上、わが国やインドを含むインド太平洋地域のキーパートナーとの外交および国防パートナーシップの深化などが優先事項として示された。（参照　Ⅰ部3章6節1項（オーストラリア））

同盟国である米国を含めた3か国防衛協力をあらゆる分野で進める重要性を確認した。両国は、防衛装備・技術協力の重要性についても確認し、豪国防省が三菱電機オーストラリアとの間で共同開発事業の契約締結を公表[4]したことに歓迎の意を表明した。

2024年5月、木原防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣とハワイにて会談を行った。会談では、軌を一にする日豪の戦略のもとで具体的な協力を進め、互いの能力を高める重要性を確認するとともに、日本のスタンド・オフ防衛能力を活用した反撃能力とオーストラリアの長距離精密打撃力の具体的な協力の方向性を検討することを確認した。また、両大臣は、ISR協力に加え、日米共同指揮所演習「ヤマサクラ（YS-85）」や日米共同統合演習「キーン・エッジ24」に豪国防軍が初めて参加するなど、運用協力・共同訓練が深化していることを確認し、太平洋島嶼国地域における協力についても引き続き連携を強化することで一致した。

(3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月以降、キャンベル豪国防軍司令官と6回にわたる会談を行った。会談では、整合された日豪の戦略に基づき、両国の防衛協力・交流の実効性をさらに向上させ、これをインド太平洋地域の平和と安定の中核とすべく尽力していくことで一致した。

森下陸幕長は、2023年4月以降、スチュアート豪陸軍本部長と5回にわたる懇談を行った。同年8月には、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に参加し、豪陸軍本部長のほか参加国陸軍参謀長級による意見交換を実施した。

Chief of Army Symposium

陸自は、各種共同訓練の一環として、陸自特殊作戦群と豪陸軍特殊作戦コマンドとの実動訓練を継続的に実施している。また、豪陸軍と相互に連絡官を派遣し、連携強化を推進している。

酒井海幕長は、2023年4月以降、ハモンド豪海軍本部長と3回にわたる懇談を行った。懇談では、太平洋島嶼国への協力も含め、日豪の連携をより一層強化していくことで合意した。

海自は、二国間共同訓練「日豪トライデント」や日米印豪共同訓練「マラバール[5]」、日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード」をはじめとする多国間共同訓練を通じ、豪海空軍とハイエンドな内容を含めた連携強化・相互運用性の向上に努めている。また、同年6月、海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）、オーストラリア海事サービスアドバイザーを交えて実施した日豪キリバス親善訓練など、太平洋島嶼国との防衛協力、海洋安全保障分野の能力構築支援などにおいても連携を強化している。

内倉空幕長は、同年4月、米国主催宇宙シンポジウムにおいて、ロバーツ豪宇宙コマンド司令官と会談を行った。また、同年11月、米国で行われた太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS）において、チップマン豪空軍本部長と会談を行った。

Pacific Air Chiefs Symposium

空自は、RAA発効後、2023年8月にF-35A戦闘機の米国・オーストラリアへの機動展開訓練を、同年9月に日豪共同訓練「武士道ガーディアン23」をそれぞれ実施した。F-35A戦闘機の機動展開訓練では、F-35A戦闘機などをグアム、オーストラリアに機動展開させ、今後の

日米印豪共同訓練「マラバール23」において、護衛艦「しらぬい」に乗り組む連絡士官（手前から印、豪、米）（2023年8月）

動画：令和5年度豪州における実動訓練【Field Training Exercise in Australia 2023】
URL：https://youtu.be/kn9inxgNUgs?si=zrNdpvwaCRoyOi7w

4　三菱電機株式会社が有する電子・光学システム技術（レーザー技術）を活用し、豪国防軍の装備品の警戒能力や残存性を高めるために実施する共同開発事業。

5　1992年に米印の二国間訓練として始まり、2007年に海自が招待を受けて以降、継続的に参加している。2022年にオーストラリアがメンバー国に加わり、マラバール2023は、初めてオーストラリア主催で実施された。

ローテーション展開を見据えた空軍種間の連携強化を図った。

オーストラリア・ティンダル空軍基地に降り立ち、歓迎の放水を受ける空自F-35A戦闘機（2023年8月）

参照　Ⅳ部1章3節4項1（1）（オーストラリア）、Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料41（最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））

（4）日米豪の協力関係など

わが国とオーストラリアは、基本的価値を共有しており、インド太平洋地域および国際社会が直面する様々な課題の解決のため、緊密に協力している。このような協力をより効果的・効率的なものとし、地域の平和と安定に貢献していくためには、日豪それぞれの同盟国である米国を含めた日米豪3か国による協力を積極的に推進することが重要である。

2023年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、日米豪防衛相会談を行った。会談では、インド太平洋地域の安全、安定および繁栄を確保するため、日米豪3か国の領域横断的な相互運用性向上や協力深化に向けた具体的、実践的な手段の継続、さらに、ASEAN諸国、太平洋島嶼国などとの協力を一層強化することにコミットした。また、オーストラリアにおける日米豪F-35戦闘機共同訓練の実施、オーストラリア北部における複雑でハイエンドな演習の増加や自衛隊による米軍・豪国防軍の武器等防護の定期化、ならびに情報共有、装備・技術協力、地域課題への対応などにおける3か国の協力を一層強化することにコミットした。

同時期、フィリピンを交えた日米豪比防衛相会談も初めて開催され、4大臣は、地域における共通の課題や4か国の協力の拡大について議論したほか、FOIPの実現に向けて、ともに取り組むことを確認した。

2024年5月、木原防衛大臣は、ハワイにおいて日米豪防衛相会談を行った。会談では、日米豪3か国の深い戦略的整合性および共通の価値観を強調するとともに、中国による南シナ海・東シナ海における力または威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに強い反対の意を改めて表明した。また、FOIPの実現のために3か国のパートナーシップが果たす重要な役割を確認し、3か国全てにおけるF-35戦闘機共同訓練の実施、初の共同による防空ミサイル防衛実射訓練の実施、豪米の戦力態勢活動への日本の参加の増大など、防衛協力を拡大することにコミットした。さらに、「研究、開発、試験および評価（RDT&E）プロジェクトに関する日米豪取決め」に署名し、科学技術協力の機会について、さらに議論することで一致した。

Research, Development, Test, and Evaluation

同時期、2度目となる日米豪比防衛相会談が行われ、4大臣は、自由で開かれ安全で繁栄したインド太平洋という共通のビジョンを進めるための重要な連携について強調した。

日米豪3か国は、日米豪共同訓練やその他の国も交えた多国間共同訓練などの軍種間協力も継続して行っている。

吉田統幕長は、2023年6月、シャングリラ会合に際し、アクイリノ米太平洋軍司令官、キャンベル豪国防軍司令官と日米豪参謀総長等会談を行った。会談では、インド太平洋地域が国際安全保障の焦点であるという認識を共有し、地域の平和と安定に向け、日米豪の連携を一層強化することで一致した。また、同年8月に実施した日米豪参謀総長等会談では、FOIPの実現のため、今後の日米豪防衛協力の方向性について議論した。

陸自・海自は、同年7月から8月にかけて、オーストラリアで実施された米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」に参加し、米豪軍との相互運用性向上、参加国との連携強化を図った。また、2024年2月には、日米共同統合演習「キーン・エッジ24」に豪国防軍が初めて参加し、日米豪の共同統合運用能力の向上を図った。

タリスマン・セイバー23における作戦会議（2023年8月）

森下陸幕長は、2023年9月、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀長等会議（IPACC）に際し、初の日米豪韓4か国会合を行うとともに、同年12月には、米太平洋陸軍とランド・フォーシーズ・サミット（LFS）を共催し、日米豪にフィリピン陸軍・海兵隊のトップを交えた初の日米豪比4か国懇談および日米豪韓4か国懇談を行った。

陸自は、同年6月から7月にかけて、オーストラリアで米海兵隊および豪陸軍との実動訓練「サザン・ジャッカルー23」を実施し、対ゲリラ・コマンドウ対処にかかる作戦遂行能力の向上、米豪との相互運用性の向上を図った。また、同年12月に実施した日米共同指揮所演習「ヤマサクラ（YS-85）」では、豪陸軍が初めて参加し、日米豪の領域横断的な相互運用性の向上を図った。なお、同演習にはフィリピンが初めてオブザーバー参加し、日米豪比4か国の連携強化も図った。

酒井海幕長は、同年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）に際し、日米印豪4か国懇談を行い、マラバールを含む4か国の連携強化について意見交換をした。また、同年9月には、ハワイにおいて、日米印豪参謀長級懇談を行い、4か国の戦略環境認識の共有や連携の方向性について議論した。

海自は、同年6月および2024年2月に日米豪共同訓練を実施したほか、インド太平洋方面派遣（IPD23）部隊が、2023年6月から8月にかけて、日米豪加共同訓練「ノーブル・ウルフ」、日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード23」、日米印豪共同訓練「マラバール2023」を実施した。また、同年6月に行われた日米豪比防衛相会談の結果を受け、同年8月には、初の日米豪比共同訓練や4か国艦隊司令官などによる南シナ海の状況視察を実施した。同年10月には、南シナ海での日米豪加新共同訓練「ノーブル・カリブー」、11月には、米・豪・カナダ海軍に加え、初めてフィリピンのオブザーバー参加を得て、令和5（2023）年度海上自衛隊演習を行った。さらに同月、日米豪共同ISRを、2024年4月には、南シナ海で日米豪比海上協同活動を実施するなど、日米豪の防衛協力の実効性および相互運用性の強化、ならびに多国間連携の中核としての日米豪協力の深化が進んでいる。

空自は、同年12月に日米豪基地警備共同訓練を実施し、相互の運用要領の共有を図った。また、2024年2月、グアムを拠点とする日米豪共同訓練「コープ・ノース24」において、各種戦術訓練および海自も協同したHA/DRの共同訓練を実施し、相互運用性のさらなる向上を図った。

このように、日米豪3か国間での様々な機会を通じて、情勢認識や政策の方向性をすり合わせつつ、相互運用性を高める努力を続けている。

参照　Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料52（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

2　インド

(1) インドとの防衛協力・交流の意義

インドは、世界第1位の人口と、高い経済成長や潜在的経済力を背景に影響力を増しており、わが国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央に位置するな

G7広島サミット開催時における日印首脳会談（2023年5月）
【首相官邸HP】

ど、極めて重要な国である。また、インドとわが国は、基本的価値を共有するとともに、インド太平洋地域および世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有しており、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築している。このため、日印両国は「2+2」などの枠組みも活用しつつ、海洋安全保障をはじめとする幅広い分野において協力を推進している。

インドとの間では、「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」、日印防衛装備品・技術移転協定、日印秘密軍事情報保護協定、日印ACSAがそれぞれ署名され、地域やグローバルな課題に対応できるパートナーとしての関係とその基盤が強化されている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年4月、岡防衛審議官（当時）は、デリーにおいてアラマネ・インド国防次官と次官級防衛政策対話を行い、日印両国の安全保障戦略、地域情勢などについての意見交換や、両国の防衛協力など幅広い分野の議論を実施した。

同年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットの機会にモディ・インド首相と日印首脳会談を行い、主権、領土の一体性という国連憲章の原則を守ることの重要性、世界のどこであれ力による一方的な現状変更を許してはならないこと、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持といった点を強調し、平和の実現に向けて協力していくことで一致した。両首脳は二国間関係についても議論し、FOIPの重要性に関し認識を共有するとともに、安全保障を含む様々な分野で協力を進めていくことを確認した。また、同年9月、岸田内閣総理大臣は、G20ニューデリーサミットの機会に、モディ首相と日印首脳会談を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化などのほか、宇宙分野を含む先端技術分野でも日印で連携していくことで一致した。

参照　Ⅳ部1章3節4項1 (2)（インド）

(3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月以降、チョーハン印国防参謀本部参謀長と4回にわたる会談を行い、そのうち同年12月の会談時には、チョーハン国防参謀長が着任以来初の公式訪問先として、わが国を訪れた。会談では、両国の戦略環境認識について意見交換し、日印防衛協力・交流の多角的・多層的な取組みを一層強化していくことで一致した。また、同年9月には、初の日印統合幕僚協議が開催され、これまで軍種レベルであった日印防衛協力が、統合レベルへと進展した。

公式招待を受け、防衛省にて儀仗隊を巡閲する
チョーハン印国防参謀長（2023年12月）

森下陸幕長は、同年9月、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀長等会議（IPACC）に際し、パンデ印陸軍参謀長と懇談を行った。懇談では、地政学的にもインド太平洋の東西に位置する両国の関係強化は不可欠との認識を共有し、両軍種の連携をさらに深化させていくことで一致した。また、陸自は、2024年2月から3月にインドで日印共同訓練「ダルマ・ガーディアン23」を実施し、陸軍種間のさらなる連携強化を図った。

酒井海幕長は、同年9月、ハワイにて日米印豪参謀長級会談を行い、インド太平洋地域の情勢認識の共有を図るとともに、日米印豪共同訓練「マラバール」などの演習や協力などをさらに拡大させていくことで一致した。また、クマール印海軍参謀長と二国間懇談も行った。

海自は、2023年4月以降、日印共同訓練を計3回実施するとともに、同年7月の日印共同訓練「JIMEX2023」では、対潜戦など各種戦術訓練を通じて相互運用性の強化を図った。同年6月には、令和5（2023）年度掃海特別訓練（日米印伊共同訓練）において、インド海軍を含む参加国海軍との連携強化を図り、同年8月、オースト

動画：JIMEX2023
URL：https://www.facebook.com/JMSDF.PAO.fp/videos/jimex2023/3542400559419294/

ラリアで初めて開催した日米印豪共同訓練「マラバール2023」では、ハイエンドな演習を通じて4か国の相互運用性の向上を図った。さらに、2022年から、インド海軍主催多国間共同訓練「MILAN」に継続的に参加しており、2024年2月に参加した「MILAN2024」では、インド海軍や米豪を含む参加国海軍との共同訓練などを通じて連携強化を図った。

内倉空幕長は、2023年11月、米国で行われた太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS）において、チョウダリ印空軍参謀長と会談を行った。

参照　Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料42（最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料52（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

3　欧州諸国

欧州諸国は、わが国と基本的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。そのため、これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国と欧州諸国の双方にとって重要である。

参照　Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料43（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

(1) 英国

ア　英国との防衛協力・交流の意義

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国として戦略的利益を共有している。このような観点から、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対処、サイバーなどのグローバルな課題における協力や地域情勢などに関する情報交換を通じ、日英間で協力を深めることは、わが国にとって非常に重要である。また、英国は近年、空母打撃群のインド太平洋地域への派遣や哨戒艦2隻を同海域へ恒久的に展開し、北朝鮮船舶による「瀬取り」を含む違法な海洋活動への警戒監視活動に当たらせるなど、ルールに基づく海洋秩序の確保に重要な貢献をしていることから、わが国にとって、FOIPの実現のため日英の協力を深化させることは重要である。

英国との間では、日英「2+2」の開催、防衛装備品・技術移転協定、日英情報保護協定、日英ACSAの締結により、戦略的パートナーシップが一層円滑・強固なものとなっている。また、2023年1月に岸田内閣総理大臣、スナク英首相との間で署名された日英RAAが、同年10月に発効した。本協定により、両国部隊間の協力活動の実施が円滑化され、両国間の安全保障・防衛協力がさらに促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定が強固に支えられることとなる。なお、2024年3月には、防衛駐在官を1名増員した。

さらに、2022年12月の日英伊首脳による共同声明により発足したグローバル戦闘航空プログラム[6]（GCAP）Global Combat Air Programmeは、インド太平洋地域と欧州を結ぶ国際社会の安定と繁栄の礎ともなりうる事業である。このように、日英両国は、アジアおよび欧州における相互の最も緊密な安全保障上のパートナーとして、連携を強固にしている。

参照　Ⅳ部1章3節4項1（3）（英国）

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月のG7広島サミットに際し、岸田内閣総理大臣、スナク首相との間で行われた日英首脳ワーキング・ディナーでは、次期戦闘機の共同開発の協力機会の活用、日英RAAを活用した共同演習などの拡充や相互運用性の向上、自衛隊によるアセット防護措置の適用の可能性を視野に入れた二国間活動のより高いレベルへの引き上げ、地域や国際的な安全保障上の重要課題について協議した。また、これらに日英で協力して対応することなどを記載した共同文書「日英広島アコード」を発出し、両首脳は幅広い分野で日英関係を深化させていくことで一致し、欧州・アジアにおける互いに最も緊密な安全保障上のパートナーとして、安全保障・防衛協力に一層取り組んでいくことを確認した。

また、サミット出席に先立ち、来日したスナク首相は

6　2035年までに日英伊3か国により、いわゆる第5世代戦闘機を超える次期戦闘機を共同開発する事業。

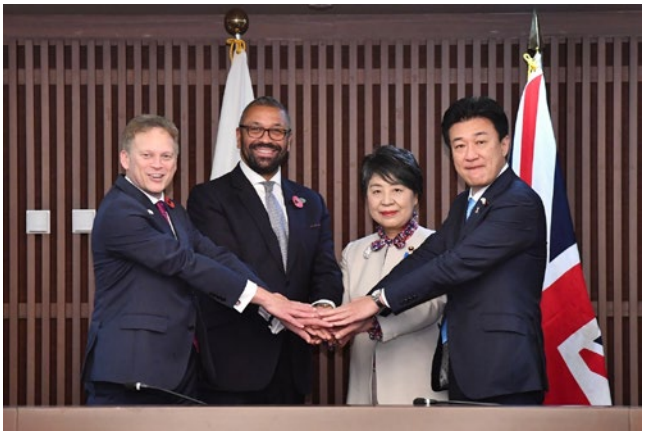

日英「2+2」（2023年11月）

横須賀に停泊中の護衛艦「いずも」を視察し、「いずも」甲板において栄誉礼を受けるとともに、艦内の視察などを実施した。

同年11月には、第5回日英「2+2」を開催し、FOIPの実現に向けて海洋安全保障分野を含め、日英の具体的な協力を進めていくことを確認した。また、日英RAAの発効を受け、両国は相互運用性の向上や、より頻繁かつ複雑な演習の一層野心的な計画を実現すべく、同協定の適用を確保していくことで一致した。さらに、GCAPの進展、サイバー、宇宙などの領域での協力、経済安全保障、情報戦、女性・平和・安全保障（WPS）などの分野においても緊密に連携していくことで一致した。

Women, Peace and Security

木原防衛大臣は、日英「2+2」に際し、シャップス英国防大臣と会談を行い、「日英広島アコード」を踏まえて、日英の安全保障分野における協力がかつてないほど緊密になっていることを確認した。また、日英RAAを活用し、日英の連携や相互運用性の向上を一層図っていくとともに、GCAPをはじめ、日英の防衛協力・交流のさらなる深化に向け、緊密に連携していくことで一致した。

同年12月、木原防衛大臣は、シャップス英国防大臣とクロセット・イタリア国防大臣と東京で会談を行い、共同声明を発出するとともに、GCAPにかかる政府間の効率的な協業体制を確立するため、「GCAP政府間機関（GIGO）の設立に関する条約」に署名した。また、来日したシャップス英国防大臣は、2025年にインド太平洋に派遣される予定の英空母打撃群が、日本に寄港することを公表した。

GCAP International Government Organisation

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月と8月にラダキン英国防参謀総長とテレビ会談を行った。8月のテレビ会談では、ラダキン英国防参謀総長から、同年7月に英国で発表された国防文書（DCP）について説明を受け、同文書が日本との協力を重視していることに歓迎の意を表した。同年9月に実施した会談では、アジア・欧州における相互に最も緊密な安全保障上のパートナーとして、幅広い分野での安全保障・防衛協力に一層取り組んでいくことを強調した。

Defence Command Paper

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023において、サンダース英陸軍参謀長と今後の防衛協力などについて懇談を行った。また、2024年2月にサンダース英陸軍参謀長がわが国を公式訪問した際、「日英陸軍種間協力のためのロードマップ」の改定版に署名した。

Land Force Pacific Symposium and Exposition

陸自は、2023年11月、英陸軍と島嶼防衛にかかる実動訓練「ヴィジラント・アイルズ23」を実施し、本訓練にあたって日英RAAが初めて適用された。

酒井海幕長は、同年8月、英国を公式訪問し、キー第一海軍卿と懇談を行った。懇談では、英空母の展開など英海軍のインド太平洋への関与を歓迎したほか、「日米広島アコード」に基づく英海軍との連携・協力の一層の深化を確認した。

海自は、米比主催共同訓練「Exercise SAMA SAMA 2023」に参加し、英海軍を含む参加国海軍との連携強化を図った。

内倉空幕長は、同年10月、来日したナイトン英空軍参謀長と懇談を行った。また、同年11月、米国で行われた太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS）においても懇談を行い、国際情勢、安全保障環境などについて意見交換をした。

(2) フランス

ア　フランスとの防衛協力・交流の意義

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に影響力を持つ大国である。インド洋および太平洋島嶼部に領土を保有し、インド太平洋地域に常続的な軍事プレゼンスを有する唯一のEU加盟国であり、わが国と歴史的にも深い関係を持つ特別なパートナーである。また、アフリカ地域における在外邦人等の保護および輸送などにおいて、同地域に影響力を有するフランスとの協力は不可欠である。

フランスとは、これまで日仏「2+2」などのハイレベル交流を継続的に実施し、日仏情報保護協定や日仏防衛

装備品・技術移転協定、日仏ACSAが締結されているほか、部隊間での共同運用・演習のための行政上、政策上、法律上の手続を相互に恒常的に改善する方策についての議論を一層加速させることで一致している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに際し、マクロン・フランス大統領と日仏首脳会談を行った。会談では、サイバーや宇宙分野などでの連携、共同訓練などの具体的協力を進展させることで一致するとともに、東アジア情勢について、中国をめぐる諸課題への対応、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において引き続き連携していくことを確認した。

同月実施した第7回日仏「2+2」では、インド太平洋地域における寄港や、二国間・多国間での共同訓練を通じた自衛隊とフランス軍との間の運用面での交流が定期的、かつ、質の高いものであることを歓迎した。また、太平洋島嶼国のために日仏協力を強化するとともに、部隊間での共同運用・演習のための行政上、政策上、法律上の手続を相互に改善するための恒常的な枠組みについての議論を加速することで一致した。

同年12月に実施した日仏首脳電話会談では、「日仏協力のロードマップ（2023-2027年）」が発出された。安全保障・防衛に関しては、二国間・多国間の共同訓練・演習における日仏の協力や、軍用機・艦艇などの寄港（航）を促進するとともに、宇宙・サイバー・電磁波の分野における協力、海洋安全保障分野、防衛装備・技術分野、第三国における能力構築支援、自国民保護における協力など、日仏の防衛協力・交流をさらに強化することとされた。

また、2024年5月に実施した日仏首脳昼食会において、日仏円滑化協定（RAA）の交渉開始に合意し、交渉を着実に進展させることで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年6月、ビュルカール・フランス統合参謀総長とテレビ会談を行い、欧州およびインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化していきたい旨述べた。同年8月には、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）において、ヴォージュール・フランス統合参謀本部作戦部長（当時）と会談を行い、同月の在ニジェール共和国邦人の退避におけるフランスの支援に謝意を表するとともに、欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分である旨強調し、今後の日仏協力・交流の方向性について認識を共有した。

Chiefs of Defense Conference

自衛隊は、同年4月、フランス領ニューカレドニア駐留仏軍が主催するHA/DRの多国間訓練「南十字星」に参加し、フランスおよび参加国との相互理解の増進、信頼関係の強化を図った。

森下陸幕長は、同年9月、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀長等会議（IPACC）において、シル・フランス陸軍参謀長と懇談を行った。また、同年11月のフランス公式訪問に際し、シル陸軍参謀長などと懇談を行い、力による一方的な現状変更の試みを許容せず、法の支配に基づく国際秩序を維持するため、日仏の一層の連携が重要であるとの認識で一致した。

陸自は、同年9月にフランス領ニューカレドニアにて、日仏陸軍種として初めてとなる日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ」を実施した。

酒井海幕長は、同年9月、米国主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）において、ヴォージュール・フランス海軍参謀長と懇談を行い、インド太平洋地域における日仏の連携について議論を行った。

International Seapower Symposium

海自は、フランス領ポリネシアおよびフランス領ニューカレドニアに駐留するフランス軍と日仏共同訓練「オグリ・ヴェルニー」を毎年実施するほか、フランス軍が主催する多国間共同訓練「ラ・ペルーズ」などに参加している。同年4月以降、日仏共同訓練「オグリ・ヴェルニー」を4回実施するとともに、同年6月には、米国主

陸軍種初の日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ」（2023年7月）

催大規模共同訓練「LSGE23[7]」の一環として、日本周辺海域、南シナ海などにおいて日米加仏共同訓練「ノーブル・タイフーン」、日米仏共同訓練「Multi Big-Deck Event」・「ノーブル・バッファロー」を行うなど、ハイエンドな訓練を通じて連携および抑止力の強化を図っている。また、2024年1月、派遣海賊対処行動水上部隊は、アデン湾においてフランス海軍と海賊対処共同訓練を実施し、日仏の連携強化を図った。

Large Scale Global Exercise

内倉空幕長は、2023年6月、ミル・フランス航空宇宙軍参謀長からの招待に応じ、パリ・エアショーに参加するとともに、同参謀長と会談を行った。同年7月には、国内におけるフランス航空宇宙軍との初の共同訓練に際し、ミル参謀長が来日し、訓練視察や会談などを行った。

空自は、同年6月に実施した「オグリ・ヴェルニー」、「Multi Big-Deck Event」に空自戦闘機を参加させるとともに、同年7月には、フランス航空宇宙軍と国内で初の共同訓練を実施した。

(3) ドイツ

ア　ドイツとの防衛協力・交流の意義

ドイツは、わが国と基本的価値を共有し、G7などにおいて国際社会の問題に対し協調して取り組むパートナーである。2020年に策定された「インド太平洋ガイドライン」に基づき、インド太平洋地域への関与を強めており、2021年にドイツ海軍フリゲートが日本に寄港し、共同訓練などを実施して以降、定期的に陸・海・空軍を同地域へ派遣している。ドイツとの間では、日独防衛装備品・技術移転協定、日独情報保護協定が締結されており、2023年11月には、日独ACSAが実質合意に至り、2024年1月に署名された。また、日独「2+2」が開催されるなど、ハイレベルを含む交流が進展している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットの機会にショルツ・ドイツ首相と会談を行い、東アジア情勢について、中国をめぐる諸課題への対応、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き連携していくことを確認した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年6月、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、ブロイアー・ドイツ連邦軍総監と会談を行った。会談では、欧州およびインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化し、ドイツとの防衛協力・交流を一層促進していく旨強調した。

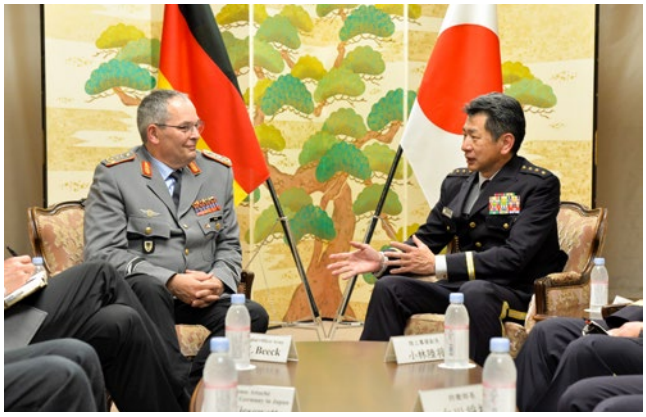

森下陸幕長とマイス・ドイツ陸軍総監との会談（2023年7月）

森下陸幕長は、同年7月、マイス・ドイツ陸軍総監を公式招待した。同年12月には、マイス陸軍総監とテレビ会談を行い、日独陸軍種間における防衛協力・交流の進展や今後の方向性などについて議論した。

酒井海幕長は、2024年2月、ドイツを公式訪問し、カーク・ドイツ海軍総監をはじめとする高官と懇談したほか、海自として初めて、ミュンヘン安全保障会議に参加した。

海自は、2023年7月から8月にかけてオーストラリアで実施された米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」に陸自とともに参加し、ドイツ海軍を含む多国間の水陸両用作戦訓練などを通じ、連携強化を図った。

内倉空幕長は、同年6月、NATO加盟国などが参加するドイツ空軍主催多国間演習「エアディフェンダー23」の各国空軍参謀長等招待イベントに参加し、ゲルハルツ・ドイツ空軍総監と会談を行った。会談では、双方の地域における安全保障上の問題認識を共有し、より一層、連携強化を図っていくことで一致した。

(4) イタリア

ア　イタリアとの防衛協力・交流の意義

イタリアは、G7の一員であり、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。イタリアとの間では、日伊

7　自衛隊、米軍や同志国軍の複数の訓練および活動を取り入れた訓練の枠組みであり、インド太平洋地域において、参加国間の連携強化を図り、相互運用性を向上させることを目的としている。

情報保護協定や日伊防衛装備品・技術移転協定の締結、日伊防衛協力・交流に関する覚書への署名など、防衛協力を行っていくうえでの制度面の整備が進んでいる。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに際し、メローニ・イタリア首相と会談を行った。会談では、外務・防衛当局間協議を通じ、具体的協力について議論を深化させることで一致するとともに、東アジア情勢について、中国をめぐる諸課題への対応、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、緊密に連携していくことを確認した。同年12月の会談では、安全保障・防衛分野における二国間協力に前向きに取り組んでいくことで一致した。

同年10月、和田防衛大臣補佐官（当時）は、イタリアを訪問し、クロセット・イタリア国防大臣、シャップス英国防大臣とGCAPに関して協議を行った。

同年12月、木原防衛大臣は、クロセット・イタリア国防大臣、シャップス英国防大臣と東京で会談を行い、「GIGO設立に関する条約」に署名した。また、日伊防衛相会談を行い、GCAPをはじめ様々な日伊防衛協力・交流をさらに推進していくことや、FOIPの実現に向け、日伊両国関係の一層の深化に向けて緊密に連携していくことで一致した。

2024年2月、岸田内閣総理大臣は、メローニ・イタリア首相と首脳会談を行い、安全保障分野に関して、海軍種間の共同訓練や艦艇の寄港に加え、日伊英による次期戦闘機の共同開発が計画どおり進んでいることに歓迎の意を述べた。

ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2023年11月に陸幕長として41年ぶりにイタリアを訪問し、カンポレアーレ・イタリア陸上部隊指揮官との懇談や部隊訪問を行った。

酒井海幕長は、同年6月、イタリア海軍フリゲートの横須賀寄港に合わせて来日したクレデンディノ・イタリア海軍参謀長と懇談し、両国の一層の関係強化を推進することで一致した。

海自は、同年6月、令和5（2023）年度掃海特別訓練（日米印伊共同訓練）において、初参加のイタリア海軍を含む参加国海軍との連携強化を図った。また、同年7月には、横須賀寄港を終えたイタリア海軍フリゲートと東シナ海で共同訓練を行ったほか、同年9月、派遣海賊対処行動水上部隊は、アデン湾にてEU海上部隊（イタリア海軍）と海賊対処共同訓練を実施した。

空軍種による国内初の日伊共同訓練（2023年8月）

内倉空幕長は、同年4月に米国で開催された宇宙シンポジウム、同年5月のイタリア空軍主催国際航空宇宙力会議において、ゴレッティ・イタリア空軍参謀長と会談を行った。

空自は、2022年の空中給油・輸送機によるイタリア初寄航に引き続き、2023年8月、国内では初めての日伊共同訓練を実施した。同訓練には、イタリア空軍F-35A戦闘機などが参加し、空軍種間の連携強化を図った。

(5) オランダ

ア　オランダとの防衛協力・交流の意義

オランダは、わが国と400年以上の歴史的関係を有し、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。2016年に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、小野田防衛大臣政務官（当時）は、オランダ訪問に際し、エイヘルセイム・オランダ国防軍参謀総長と会談を行った。会談では、オランダをはじめとする欧州各国がインド太平洋への関心を強めていることを歓迎するとともに、引き続き、両国で緊密に連携していくことで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、エイヘルセイム・オランダ国防軍参謀総長を公式招待した。また、同年6月のシャングリラ会合に際し行った会談では、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくため、両国の防衛協力・交流を一層促進していきたい旨強調した。

森下陸幕長は、同年8月、豪陸軍主催陸軍参謀長シン

ポジウム（CAS）に際し、ワイネン・オランダ陸軍司令官と今後の防衛協力に向けた懇談を行った。また、オランダ陸軍は、2024年1月に陸自第1空挺団が実施する「降下訓練始め」に初めて参加した。

酒井海幕長は、2023年7月、来日したタス・オランダ海軍司令官と懇談を行い、両国の関係を一層進展することで一致した。

内倉空幕長は、同年11月、米国で行われた太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS）において、ストゥアー・オランダ空軍司令官と会談を行い、両国の防衛協力・交流を進展させることで一致した。

(6) スペイン

ア　スペインとの防衛協力・交流の意義

スペインは、わが国と基本的価値を共有する戦略的パートナーである。2014年に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

酒井海幕長は、2023年9月、米国主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）に際し、サンチェス・スペイン海軍参謀長と懇談を行い、今後の防衛協力について意見交換をした。

派遣海賊対処行動水上部隊は、同年7月および10月、アデン湾においてEU海上部隊（スペイン海軍）と海賊対処共同訓練を実施し、連携強化を図った。

(7) NATO

ア　NATOとの防衛協力・交流の意義

NATOはわが国と基本的価値やグローバルな安全保障上の課題に対する責任を共有するパートナーである。
North Atlantic Treaty Organization

2014年に策定された「日・NATO国別パートナーシップ協力計画[8]（IPCP）」（2018、2020年改訂）に基づき、女性・平和・安全保障（WPS）分野における日NATO協力として、NATO本部に女性自衛官を派遣するとともに、NATOジェンダー視点委員会（NCGP）年次会合に防衛省・自衛隊から職員が参加している。
Individual Partnership and Cooperation Programme between Japan and NATO
NATO Committee on Gender Perspectives

現在は、国際機関/NGO協力幕僚として、NATO本部軍事幕僚部協調的安全保障局（NHQIMSCS）に自衛官を派遣し、NATOと国連、アフリカ連合（AU）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、NGOなどとの協力案件の調整業務に携わっている。
Non Governmental Organization
NATO Headquarters International Military Staff, Cooperative Security Division
African Union
Organization for Security and Co-operation in Europe

また、防衛省は、欧州連合軍最高司令部（SHAPE）、NATO海上司令部（MARCOM）にもそれぞれ連絡官を派遣しており、2018年には、在ベルギー日本国大使館が兼轄する形で、NATO日本政府代表部が開設された。
Supreme Headquarters Allied Powers Europe
NATO Allied Maritime Command

サイバー分野における協力では、2019年から防衛省職員をNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に派遣し、同年以降、NATO主催のサイバー防衛演習「サイバー・コアリション」に参加しているほか、2021年以降、CCDCOE主催のサイバー防衛演習「ロックド・シールズ」に正式参加している。
NATO Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence

2022年6月に採択された「NATO戦略概念」において、インド太平洋地域は、欧州・大西洋地域の安全保障に直接的な影響を及ぼしうるNATOにとって重要な地域であるとされ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国などのインド太平洋地域のパートナーとの対話および協力を強化することとされた。

また、現下の国際安全保障環境を踏まえ、サイバー分野や偽情報対策を含む情報戦、海洋安全保障など、幅広い分野で日NATO間の実務的協力をさらに推進する観点から、2023年7月、IPCPを改訂した「日・NATO国別適合パートナーシップ計画[9]（ITPP）」に合意した。日NATOは、今後、ITPPに基づき、協力を一層深めていくことが重要であるとの認識で一致している。
Individually Tailored Partnership Programme

参照　Ⅰ部3章9節2項1（NATO）

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年7月、岸田内閣総理大臣は、リトアニアで開催されたNATO首脳会合に出席し、ロシアによるウクライナ侵略や厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障情勢を踏まえ、NATOとインド太平洋地域のパートナー国などとの今後の協力について議論を行った。また、ストルテンベルグ・NATO事務総長と会談し、ITPPが合意に至ったことを歓迎した。

8　日NATO協力の一層の進展を目的として、ハイレベル対話の強化や防衛協力・交流の促進などの協力を推進する旨定めるとともに、実務的な協力の優先分野を特定している。2020年6月にIPCPが改訂され、実務的な協力の優先分野として「人間の安全保障」が追加された。

9　新時代の挑戦に対応すべく、日NATO協力を新たな高みへと引き上げるために策定された日NATO間の新たな枠組み協力文書であり、2023年から2026年の4年間を対象にしている。

同年11月、NATOと日本政府は、第1回目となる日NATOサイバー対話をブリュッセルにおいて開催し、サイバー分野で引き続き緊密に連携していくことを核にした。

2024年2月、木原防衛大臣は、カヴォリ・NATO欧州連合軍最高司令官（SACEUR）による表敬を受け、ITPPに基づき、NATOとの連携をさらに強化していくことを確認した。
NATO Supreme Allied Commander Europe

防衛省は、2023年4月、オーストラリアと合同チームを結成して「ロックド・シールズ2023」に参加し、サイバーセキュリティ動向の把握やサイバー攻撃への対処能力向上を図った。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、バウアー・NATO軍事委員長とテレビ会談を行い、日本とNATOが国際的なルール形成や、インド太平洋地域における安全保障において連携を強化することで一致した。同年6月と8月に実施した会談では、飛躍的に進展している日NATO防衛協力・交流を一層実効的なものにしていきたい旨強調するとともに、欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分であるとしたうえで、ITPPに基づき、日NATO防衛協力・交流を一層推進することを確認した。2024年1月のテレビ会談では、NATO参謀総長等会合（統幕副長が代理出席）に向けて、双方の関心事項を共有した。

酒井海幕長は、2023年8月、英国訪問に際し、マレッテラ・NATO海上司令部副司令官と懇談し、NATOと日本の連携を一層強化していくことで一致した。

内倉空幕長は、同年11月、NATOパートナー空軍司令官会議にオンライン形式で参加し、ITPPのもと、宇宙安全保障に関する実務的協力や相互理解に向け、NATOやNATO加盟国と連携を強化する旨述べた。

吉田統幕長とバウアー・NATO軍事委員長との会談（2023年6月）

(8) EU

ア　EUとの防衛協力・交流の意義

EUは、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値を共有しており、2019年に「日EU戦略的パートナーシップ協定」の暫定適用を開始して以降、安全保障・防衛分野における協力を着実に発展させてきている。2021年には、「インド太平洋戦略に関する共同コミュニケーション」、2022年3月には、パートナー国との海軍演習や寄港・哨戒の頻度を向上させる方針を盛り込んだ「戦略的コンパス」が発表されるなど、EUのインド太平洋地域への関与が強化されているなか、防衛省・自衛隊は、同地域へのEUのコミットメントが不可逆的なものになるよう、積極的かつ主体的に協力を進めている。
European Union

参照　Ⅰ部3章9節2項2（EU）

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年3月、井野防衛副大臣（当時）は、EUとして初の開催となる「シューマン安全保障・防衛フォーラム」に出席した。全体会合においては、パネリストとして登壇し、欧州とインド太平洋の安全保障はもはや不可分であるとの認識のもと、EUとの安全保障・防衛分野における連携を強化していきたい旨述べた。

派遣海賊対処行動水上部隊は、同月、吉田統幕長とヌニュス・EUアタランタ作戦司令官との間で署名された「日EU海賊対処共同訓練に係る取決」に基づき、EU海上部隊（EUNAVFOR）と連携強化を図っている。同年7月、10月にEU海上部隊（スペイン海軍）と、同年9月には、EU海上部隊（イタリア海軍）と海賊対処共同訓練を実施した。
EU Naval Force

4　韓国

(1) 韓国との防衛協力・交流の意義

韓国は、国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国である。安全保障・防衛分野においても、北朝鮮の核・ミサイル問題をはじめ、テロ対策や、大規模自然災害への対応、海賊対処、海洋安全保障など、日韓両国を取り巻く安全保障環境が厳しさと複雑さを増すなか、日韓の連携は益々重要となっている。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年3月、岸田内閣総理大臣は、東京において尹錫悦（ユンソンニョル）韓国大統領と日韓首脳会談を行った。会談において、両首脳は、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととし、具体的には、安全保障対話などの早期再開、北朝鮮による核・ミサイルの活動の活発化を踏まえ、日韓、日米韓の安全保障協力を推進することで一致した。

また、同年5月、両首脳は、ソウルおよびG7広島サミットにおいて日韓首脳会談を行い、3月の会談で示した方向性に沿って、日韓安全保障対話の再開など、多岐にわたる分野において両政府間の対話と協力が動き出していることを歓迎した。北朝鮮への対応に関して、日韓、日米韓で緊密に連携し、抑止力・対処力を強化することで一致し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力を進めていくことも確認した。

岸田内閣総理大臣は、同年7月のNATO首脳会合、8月の米国キャンプ・デービッドにおける日米韓首脳会談、9月のG20サミット、11月のAPEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）リーダーズウィークにおいて、日韓首脳会談を行い、北朝鮮への対応に加え、インド太平洋における自由で開かれた秩序の維持強化、中東情勢、ロシアによるウクライナ侵略など、様々な面で緊密に意思疎通していくことで一致した。また、北朝鮮への対応に関し、日韓・日米韓で連携していくことを確認した。

防衛省・外務省は、同年3月の日韓首脳会談を踏まえ、同年4月、約5年ぶりに日韓安全保障対話を実施した。両国は、戦略環境認識や両国の安全保障・防衛政策について理解を深めるとともに、北朝鮮への対応やインド太平洋における協力を含む日韓、日米韓協力の強化などについて意見交換を行い、日韓の安全保障・防衛協力の強化に向けて緊密に意思疎通をしていくことで一致した。

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、李鍾燮（イジョンソプ）韓国国防部長官（当時）と日韓防衛相会談を行った。会談では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威をはじめとする地域の厳しい安全保障環境やグローバルな課題への対応の必要性を踏まえ、日韓・日米韓防衛協力推進の重要性で一致した。また、日韓防衛当局間の協力を進展させるため、火器管制レーダー照射事案[10]を含む防衛当局間の懸案について、再発防止策を含めた協議を加速化することで一致した。

シャングリラ会合での日韓防衛相会談における木原防衛大臣（写真左）と申韓国国防部長官（写真右）および日韓海軍種代表者（2024年6月）

同年10月、芹澤防衛審議官は、ソウルにおいて開催されたソウル・ディフェンス・ダイアログに際し、申範澈（シンボムチョル）韓国国防部次官（当時）と日韓防衛次官級協議を行った。協議では、日韓・日米韓防衛協力推進の重要性を確認するとともに、同年6月の日韓防衛相会談の結果を踏まえ、引き続き、日韓防衛当局間で緊密に意思疎通していくことで一致した。

2024年6月、木原防衛大臣は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、申源湜（シンウォンシク）韓国国防部長官と日韓防衛相会談を行い、日韓二国間の安全保障協力は、日韓両国に裨益するものであるとともに、強固な日米韓安全保障協力の基礎となり、自由で開かれたインド太平洋の実現のために不可欠であるとの認識で一致した。また、防衛当局間の対話を活性化するため、自衛隊－韓国軍のハイレベル交流の再開などで一致し、今後の日韓安全保障協力の具体的内容について協議を行っていくことで一致した。日韓防衛当局間の懸案については、双方の海軍種を含む事務レベルでの協議の結果、海上幕僚長と韓国海軍参謀総長との間で、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES（キューズ））」の遵守、通信要領などの現場における意思疎通の改善や中央レベルの意思疎通の強化の内容を含む文書が作成されたことを踏まえ、両大臣は、事務レベルで確認された事項が実施され、海上自衛隊と韓国海軍の双方が、平時に海上で遭遇した場合に安

Code for Unplanned Encounters at Sea

10 2018年12月、能登半島沖（わが国排他的経済水域内）において警戒監視中の海自P-1哨戒機が韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーを照射されるという事案が発生した。詳細については、防衛省HPを参照（https://www.mod.go.jp/j/surround/radar/index.html）

全を確保することで一致した。

今般の会談を通じ、防衛省・自衛隊としては、長年の懸案であった火器管制レーダー照射事案の再発防止および部隊の安全確保が図られたと判断しており、自由で開かれたインド太平洋の実現のため、今般の日韓防衛相会談で一致したとおり、様々な分野において協力・交流を推進しつつ、引き続き、日韓・日韓米安全保障協力を強化していく。

参照　資料44（最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））

(3) 日米韓の協力関係

日米韓3か国は、インド太平洋地域の平和と安定に関して共通の利益を有しており、機会をとらえて緊密な連携を図っていくことが、北朝鮮への対応を含めた様々な安全保障上の課題に対処するうえで重要である。

2023年4月、米国において第13回日米韓防衛実務者協議（DTT）を行った。協議では、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有に関する日米韓首脳共同表明（2022年11月）を踏まえ、日米韓防衛当局間情報共有取決め（TISA）を含む既存の情報枠組みを十分に活用するよう現在進行中の作業を再確認した。また、北朝鮮による核・ミサイルの脅威を抑止し対応するためのミサイル防衛訓練や対潜戦訓練の定例化、海上阻止、海賊対処訓練を含む3か国訓練の再開を含め、日米韓安全保障協力を深化させるための具体的な方法について協議した。

Defense Trilateral Talks

Trilateral Information Sharing Arrangement

同年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットのために訪日中のバイデン米大統領、尹・韓国大統領と短時間の意見交換を行い、それぞれ強化された二国間関係を土台として、日米韓連携を新たな高みに引き上げることで一致した。また、北朝鮮への対応に加え、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持のためにも、日米韓3か国の戦略的連携を一層強化することで一致した。そのうえで、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有を含む日米韓安全保障協力、インド太平洋に関する協議の強化、経済安全保障、太平洋島嶼国への関与など、様々な分野で3か国間の具体的協力を前進させることで一致した。

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、オースティン米国防長官および李・韓国国防部長官（当時）と日米韓防衛相会談を行った。会談では、情報共有、ハイレベル政策協議および3か国間訓練を含め、FOIPを推進するための重要な課題について、日米韓3か国の協力深化の重要性を確認した。また、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有について、2023年末までに始動するための3か国の取組を確認するとともに、ミサイル防衛訓練や対潜戦訓練の定例化など、3か国による防衛協力を促進させるための方策について議論した。

同年8月、岸田内閣総理大臣は、米国キャンプ・デービッドにて、バイデン米大統領および尹・韓国大統領と日米韓首脳会談を行った。会談では、FOIPという共通の目的のもと、日米同盟、米韓同盟の間の戦略的連携を強化し、日米韓の安全保障協力を新たな高みに引き上げることとし、防衛大臣を含む閣僚級などの会合を少なくとも年1回開催することで合意した。北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有に関しては、初期的措置を実施したことを確認し、2023年末までのメカニズムの始動に向けて重要な一歩を踏み出した。また、複数領域に及ぶ3か国共同訓練を毎年実施することを発表した。さらに、FOIPの実現に向け、日米韓の連携を推進し、特に、ASEAN、太平洋島嶼国における海洋安全保障分野の能力構築などにおいて協調していくことで一致した。

同年9月、浜田防衛大臣（当時）は、日米韓防衛相電話会談を行い、8月の首脳会談の成果も踏まえ、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有の実現に向けた調整をさらに加速していくことや3か国共同訓練の定例化に向けた複数年にわたる訓練計画の策定・実行などを含め、3か国で一層緊密に連携していくことで一致した。

同年11月、木原防衛大臣は、オースティン米国防長官、申源湜韓国国防部長官と日米韓防衛相テレビ会談を

キャンプ・デービッドにおける日米韓首脳会談（2023年8月）

行った。会談では、ミサイル警戒データのリアルタイム共有に関するメカニズムについて、年内の始動に向けた調整が順調に進捗し、最終段階を迎えていることを強調するとともに、日米韓3か国の共同訓練を、より計画的に実施していくため、複数年にわたる日米韓共同訓練の計画を2023年末までに策定すべく調整を加速させることで一致した。また、日米韓3か国の共同訓練が着実に進展していることに留意し、インド太平洋地域における脅威に対応するため、こうした活動を継続し、3か国の強固な意思と能力を示すことの重要性を強調した。

同年12月、木原防衛大臣は、オースティン米国防長官、申・韓国国防部長官と共に、日米韓防衛相共同プレス声明を発出し、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有メカニズムが始動したこと、また、複数年にわたる3か国の訓練計画を共同で策定したことを発表した。

日米韓防衛相共同プレス声明（2023年12月）

(4) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年7月、ハワイにおいて日米韓参謀総長等会談を行った。会談では、北朝鮮の活動など安全保障上の課題について認識を共有し、地域の平和と安定、FOIPの実現のため、日米韓3か国で協力を進めていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年9月、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀長等会議（IPACC）に際し、フリン米太平洋陸軍司令官、スチュアート豪陸軍本部長および朴正煥（パクジョンファン）韓国陸軍参謀総長（当時）との初の日米豪韓4か国懇談を行い、4か国陸軍種間で緊密なネットワークを構築していくことで一致した。また、同年12月、米太平洋陸軍と共催のランド・フォーシーズ・サミット（LFS）に際し実施した日米豪韓4か国懇談（韓国はVTCで参加）では、日米豪韓で相互理解を図りつつ、インド太平洋地域全体の平和と安定に向け着実に防衛交流を促進するため、ロードマップを作成することに合意した。

海自は、同年4月、7月、8月、10月、11月および2024年1月に日米韓共同訓練を実施し、3か国による弾道ミサイル共同対処や対潜戦、電子戦など各種戦術訓練を通じ、連携強化を図った。また、2023年5月、韓国主催の多国間PSI訓練[11]（Proliferation Security Initiative）「Eastern Endeavor23」に海自護衛艦を派遣した。同年7月には、日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード23」を実施し、戦術技量の向上および各国海軍などとの連携強化を図った。

空自は、同年4月、日韓中級幹部交流（訪韓）を実施した。また、同年10月と12月、米空軍、韓国空軍と共同訓練を実施した。

これらの日米韓共同訓練は、地域における安全保障上の課題に対応するための3か国協力を推進するものである。また、共通の安全保障と繁栄を保護するとともに、ルールに基づく国際秩序を強化していくという日米韓3か国のコミットメントを示すものである。

参照 Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料52（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2020年度以降）、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

空軍種初の日米韓共同訓練（2023年10月）【米国防省提供】

11 国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイルおよびそれらの関連物資の拡散を阻止するため、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）および輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、これに基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練が実施されている。

(5) 日韓GSOMIAについて

北朝鮮をめぐる情勢がさらに深刻化していることを踏まえ、北朝鮮の核・ミサイルに関する秘密情報の交換・共有のため、日韓の協力をさらに進めるべく、2016年11月、日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）を締結した。これにより、日韓政府間で共有される秘密軍事情報が適切に保護される枠組みが整備された。2019年8月には、韓国政府から、この協定を終了させる旨の書面による通告があったが、同年11月、韓国政府から、同通告の効力を停止する旨の通告があった。そして、2023年3月に、韓国政府から終了通告を撤回し、同協定が効力を有することを確認するとの正式通報があった。

General Security of Military Information Agreement

5　カナダおよびニュージーランド

カナダおよびニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国とカナダ、ニュージーランドの双方にとって重要である。

参照　Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料45（最近のカナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

(1) カナダ

ア　カナダとの防衛協力・交流の意義

カナダは、G7に参加し、同じ太平洋国家であるとともに、基本的価値を共有する戦略的なパートナーである。2019年の防衛協力に関する共同声明や、日加ACSAの発効、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEX（カエデックス）」や多国間共同訓練の実施など、日加防衛当局間の関係は、ここ数年で飛躍的に深化してきた。

なお、カナダは2022年11月に「インド太平洋戦略」を発表し、FOIPへの支持のためインド太平洋地域に派遣するアセットを増加するなど、近年、同地域への関与を強めている。

参照　Ⅰ部3章9節3項4（カナダ）

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

岸田内閣総理大臣は、2023年5月のG7広島サミット、同年11月のAPEC首脳会談の機会にトルドー・カナダ首相と日加首脳会談を行った。会談では、東アジア情勢に関する意見交換を行い、中国をめぐる諸課題への対応や、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き日加で緊密に連携していくことで一致した。また、日加情報保護協定の交渉実施などをはじめとした「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」（2022年発表）の着実な進展を歓迎するとともに、北朝鮮の「瀬取り」に対する警戒監視活動など、カナダの軍事アセット派遣に謝意を示した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、エア・カナダ軍参謀総長とテレビ会談を行い、カナダ軍との連携は、インド太平洋地域の平和と安全に大いに寄与するものであるとして、FOIPの実現に向け、防衛協力・交流を一層強化することで一致した。また、同年6月にエア参謀総長を日本へ公式招待した際の会談では、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、地域の平和と安定を確保していくため、両国の防衛協力をより実効的に推進していくことで一致した。

酒井海幕長は、同年9月、米国主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）に際し、トップシー・カナダ海軍司令官と懇談を行い、両国の防衛協力・交流について意見交換した。

海自は、同年6月に遠洋練習航海部隊がカナダ（ビクトリア）に寄港し、カナダ海軍と日加共同訓練「KAEDEX23（カエデックス）」を実施したほか、同年6月から10月にかけて、IPD23部隊などが日本周辺海域、東シナ海、南シナ海などで日米豪加共同訓練「ノーブル・ウルフ」、日米加仏共同訓練「ノーブル・タイフーン」、日米加共同訓練「ノーブル・レイブン23」・「ノーブル・チヌーク」・「ノーブル・スティングレイ」、日米豪加新共同訓練「ノーブル・カリブー」を実施し、対潜戦や対水上戦など各種戦術訓練を通じて、連携強化を図った。また、同年10月、派遣海賊対処行動水上部隊が米比主催共同訓練「Exercise SAMA SAMA 2023」に参加し、カナダ海軍を含む参加国海軍との連携強化を図った。さらに、同年11月に実施した令和5（2023）年度海上自衛隊演習にカナダ海空軍が参加した。

内倉空幕長は、同年4月、カナダを公式訪問し、ケ

内倉空幕長によるカナダ公式訪問（カナダ宇宙庁）（2023年4月）

ニー・カナダ空軍司令官と会談を実施した。会談では、空軍種間の相互理解、宇宙領域を含む防衛協力・交流の一層の深化・発展に取り組んでいくことで一致した。

(2) ニュージーランド

ア　ニュージーランドとの防衛協力・交流の意義

ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有しており、戦略環境が厳しさを増すインド太平洋地域において、重要な戦略的協力パートナーである。防衛当局間においても、ハイレベル交流や共同訓練、部隊間交流などを活発に実施している。

2022年4月の日ニュージーランド首脳会談では、情報保護協定の正式交渉開始について両首脳が決定した旨を発表し、関係当局間で調整を進めている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールにおいて開催されたシャングリラ会合に際し、リトル・ニュージーランド国防大臣（当時）との間で「太平洋島嶼国地域における海洋安全保障、人道支援・災害救援及び気候変動における防衛協力に関する意図表明文書」に署名した。両国は、同文書に基づき、太平洋島嶼国地域における防衛協力を一層推進することで一致した。

同時期、岡防衛審議官（当時）は、ブリッジマン・ニュージーランド国防次官と次官級協議を行い、FOIPの実現のため、両国の連携を強化することや防衛当局間で一層緊密に意思疎通を図っていくことで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年8月、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ショート・ニュージーランド国防軍司令官と会談を行い、FOIPの実現のため、機会をとらえて二国間による共同訓練の実施を追求していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年8月、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に際し、キング・ニュージーランド陸軍副本部長と今後の防衛協力に向けた懇談を実施した。

酒井海幕長は、同年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）に際し、プロクター・ニュージーランド海軍司令官と懇談を行い、太平洋島嶼国における防衛協力・交流について意見交換した。

海自は、同年10月、南シナ海にて日米豪加新共同訓練「ノーブル・カリブー」を実施し、戦術技量の向上および参加国海軍との連携強化を図った。

6　北欧・バルト諸国

(1) スウェーデン

ア　スウェーデンとの防衛協力・交流の意義

スウェーデンは、基本的価値を共有するパートナーであり、2022年12月には、北欧諸国で初となる防衛装備品・技術移転協定が署名・発効されるなど、防衛協力・交流を進めている。また、近年、NATOとわが国の関係が強化されていることから、2024年にNATOへの新規加盟を果たしたスウェーデンとの防衛協力・交流の進展が見込まれる。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、小野田防衛大臣政務官（当時）は、スウェーデン訪問に際し、サンドウォール・スウェーデン国防副大臣と地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、来日したヨンソン・スウェーデン国防大臣と会談を行った。会談では、スウェーデンのNATO加盟申請に対し支持を表明するとともに、日スウェーデン関係の深化やFOIPの実現に向けて、引き続き緊密に連携することを確認した。

2024年2月、三宅防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保障会議に際し、ヨンソン国防大臣を表敬し、地域情勢や日スウェーデン防衛協力・交流について意見交換を行った。

ウ　各軍種の取組

酒井海幕長は、2023年11月、豪海軍主催インド太平

Chiefs of Defense Conference

洋シーパワー会議（IP23）に際し、ハスラム・スウェーデン海軍参謀長と懇談を行い、双方の安全保障環境に関する情報共有や両国の防衛協力・交流について意見交換をした。

Indo-Pacific Sea Power Conference

(2) デンマーク

ア　デンマークとの防衛協力・交流の意義

デンマークは、基本的価値を共有する戦略的パートナーであり、ハイレベルの会談や研究交流などの防衛交流を積み重ねている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年10月、岸田内閣総理大臣は、訪日したフレデリクセン・デンマーク首相と会談を行った。会談では、欧州大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であることを認識したうえで、二国間および多国間の安全保障協力の一層の強化に向けて取り組むことで一致した。また、防衛当局間の協議の実施、海洋安全保障分野における協力の維持・発展について一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年10月、訪日したヘレビュア・デンマーク軍統合作戦部長の表敬を受け、厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障環境について強調した。また、統幕において実務者交流を行い、戦略環境や防衛政策について認識を共有するとともに、両国の防衛協力・交流の方向性などについて意見交換を実施した。

(3) フィンランド

ア　フィンランドとの防衛協力・交流の意義

フィンランドは、価値や原則を共有する戦略的パートナーであり、2019年に日フィンランド防衛協力・交流に関する覚書に署名している。また、近年、NATOとわが国の関係が強化されていることから、2023年にNATOへ新規加盟を果たしたフィンランドとの防衛協力・交流の進展が見込まれる。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、小野田防衛大臣政務官（当時）は、フィンランド訪問に際し、カイッコネン・フィンランド国防大臣（当時）を表敬し、両国の関係を一層深化させるため、様々な分野で防衛協力・交流を推進していきたい旨を伝えた。また、プルッキネン・フィンランド国防次官との会談では、同国のNATO正式加盟について、その戦略的に大きな決断に支持と祝福の意を表するとともに、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

2024年2月、三宅防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保障会議に際し、ハッカネン・フィンランド国防大臣を表敬し、地域情勢や両国の防衛協力・交流について意見交換を行った。

(4) エストニア

ア　エストニアとの防衛協力・交流の意義

エストニアは、基本的価値を共有するパートナーである。世界有数のIT立国として先進的な取組を行っており、防衛省・自衛隊との間でサイバー防衛分野における協力が進展している。また、国内にNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）を擁するなど、日NATO協力の観点からも重要な役割を担っている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年7月、第1回日エストニア防衛当局間協議を開催し、地域情勢や両国の防衛政策などについて意見交換を行うとともに、今後の日エストニア防衛協力・交流について議論を深めた。

2024年2月、三宅防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保障会議に際し、ペフクル・エストニア国防大臣を表敬し、サイバー防衛における協力が促進されていることを歓迎したほか、日エストニア防衛協力・交流について意見交換を行った。また、同年3月には、訪日したヘレム・エストニア国防軍司令官と会談を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年9月、エストニアを公式訪問し、サルム・エストニア国防次官を表敬したほか、ヘレム・エストニア国防軍司令官と会談を行った。会談では、

会談を行ったヘレム・エストニア国防軍司令官と三宅防衛大臣政務官（2024年3月）

欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分であり、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州およびインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化することで一致した。2024年3月には、ヘレム国防軍司令官を公式招待し、日エストニア防衛協力を一層推進していく旨を再確認した。

(5) ラトビア

ア　ラトビアとの防衛協力・交流の意義

ラトビアは、価値や原則を共有するパートナーである。欧州とインド太平洋の安全保障は不可分という認識が同志国間で広がるなか、FOIPの実現に向けた連携やEU、NATOなどを通じた協力が重要となってきている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年10月、第1回日ラトビア防衛当局間協議を開催し、両国の防衛政策やウクライナおよびイスラエル・パレスチナ情勢について意見交換を行うとともに、今後の日ラトビア防衛協力・交流について議論を深めた。

(6) リトアニア

ア　リトアニアとの防衛協力・交流の意義

リトアニアは、戦略的パートナーであり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、連携を深めている。また、2023年10月、日リトアニア防衛協力・交流に関する覚書に署名した。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年6月、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、岡防衛審議官（当時）は、トムクス・リトアニア国防副大臣と会談を行った。会談では、ウクライナ侵略を含む地域情勢について意見交換をするとともに、二国間の防衛協力・交流に加え、NATO、EUを通じた協力促進に向けても連携することを確認した。

同年10月、芹澤防衛審議官は、トゥチュクテ・リトアニア国防副大臣との間で防衛協力・交流に関する覚書に署名するとともに、会談において、今般署名した覚書のもと、両国の防衛協力・交流を一層推進していくことで一致した。

2024年2月、三宅防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保障会議の際にトゥチュクテ国防副大臣と会談を行い、防衛協力・交流に関する覚書締結を歓迎したほか、日リトアニア防衛協力・交流や地域情勢について議論した。

参照　資料43（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））

7　中東欧諸国

(1) ウクライナ

ア　ウクライナとの防衛協力・交流の意義

ウクライナは、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーである。同国との間では、2018年、日ウクライナ防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、日ウクライナ安全保障協議を開催した。

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権および領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められない。こうした立場のもと、わが国は、国際社会と結束し、断固たる決意で対応に当たっている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

ロシアによるウクライナ侵略後、ウクライナ政府から装備品などの提供要請を受け、2022年3月以降、防弾チョッキ、防護マスク、防護衣、車両、小型のドローン、非常用糧食など非殺傷の物資の提供を順次行っている。

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに出席するため訪日していたゼレンスキー・ウクライナ大統領と日ウクライナ首脳会談を行った。会談では、ウクライナ側の要請を踏まえ、新たにトラックなどの自衛隊車両および約3万食の非常用糧食を提供すること、ならびにウクライナ負傷兵を自衛隊中央病院に受入れるこ

ゼレンスキー大統領と原爆死没者慰霊碑に献花する
岸田内閣総理大臣（2023年5月）【首相官邸HP】

とを決定した旨伝達し、ゼレンスキー大統領からは、感謝の意が述べられた。

会談を受け、同月、ウクライナからの要請に基づき、費用を原則日本側が負担するかたちで、下腿切断（膝から下の足が切断された状態）のウクライナ負傷兵2名を自衛隊中央病院に受け入れ、必要なリハビリ治療を実施する旨公表した。また、同年6月から、約3万食の非常用糧食および自衛隊車両（小型トラック、高機動車、資材運搬車）合計101台を追加提供した。

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、レズニコフ・ウクライナ国防大臣（当時）と会談し、力による一方的な現状変更は断じて認められず、国際社会と結束して断固たる決意で対応する旨、述べた。

同年10月、木原防衛大臣は、ウメロフ・ウクライナ国防大臣とテレビ会談を行い、防衛省・自衛隊として、引き続き国際社会と連携しながら、ウクライナを可能な限り支援していく旨伝えた。

防衛省は、米国防省主催のウクライナ防衛コンタクトグループに定期的に参加し、ウクライナへの支援に関する情報共有など、参加国との連携を図っている。同年12月には、ウクライナ政府などからの要請を踏まえ、欧州などの有志国が参加する「ウクライナ支援のためのITコアリション」および「ウクライナ支援のための地雷除去コアリション」の活動を通じ、ITおよび地雷除去の分野で支援を行うことを決定した。

ウ　各軍種の取組

2024年1月、コヴァリ・ウクライナ国防大学学校長以下10名が統幕学校および防衛研究所を訪問し、学生などに対し、現在のウクライナ情勢などに関する講義および意見交換を実施した。また、同訪問中、統幕学校長は、コヴァリ国防大学学校長と「教育及び科学研究の分野に関する意図表明文書」に署名し、学校間交流のさらなる深化を図ることで認識を共有した。

参照　3節2項6（ウクライナ被災民に対する救援活動への協力）、Ⅳ部1章3節4項1（8）（ウクライナ）

(2) チェコ

ア　チェコとの防衛協力・交流の意義

チェコは、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。2017年に中東欧諸国との間では初となる防衛協力・交流に関する覚書が署名された。また、国家防衛戦略では、チェコを含む中東欧諸国との連携を強化していくことが明記されている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年7月、第1回日チェコ防衛当局間協議を開催し、地域情勢や両国の防衛政策などについて意見交換を行うとともに、今後の日チェコ防衛協力・交流について議論を深めた。

(3) ポーランド

ア　ポーランドとの防衛協力・交流の意義

ポーランドは、価値と原則を共有する戦略的パートナーである。同国との間では、戦略的パートナーシップに関する行動計画に基づき、政治・安全保障の分野を含めた協力が進められている。2022年2月には、日ポーランド防衛協力・交流に関する覚書が署名された。また、国家防衛戦略では、ポーランドを含む中東欧諸国との連携を強化していくことが明記されている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年7月、小野田防衛大臣政務官（当時）は、ポーランド訪問に際し、ヴィシニェフスキ・ポーランド国防副大臣（当時）と会談を行い、両国の防衛当局間の交流が進展していることを歓迎する旨述べた。また、ウクライナを含む地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、アンジェイチャク・ポーランド軍参謀総長（当時）とテレビ会談を行い、戦略環境認識などについて意見交換するとともに、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、同年9月には、ポーランドを公式訪問し、ブワシュチャク・ポーランド副首相兼国防大臣（当時）に表敬したほか、アンジェイチャク参謀総長（当時）と会談し、今後の日ポーランド防衛協力・交流の方向性について議論した。

(4) ルーマニア

ア　ルーマニアとの防衛協力・交流の意義

ルーマニアは、戦略的パートナーであり、ロシアによるウクライナ侵略など、厳しさを増す安全保障環境を受け、両国間における安全保障分野での対話を強化することとしている。なお、2023年7月、約20年ぶりに防衛駐在官を派遣した。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年8月、小野田防衛大臣政務官（当時）は、ルーマニア訪問に際し、トゥルヴァル・ルーマニア国防大臣を表敬し、様々な分野で防衛協力・交流を推進することで一致した。また、コジョカル・ルーマニア国防次官と会談を行い、ウクライナを含む地域情勢や防衛協力・交流のほか、WPSについても意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

参照　資料43（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降）

8　東南アジア諸国（ASEAN諸国）

(1) ASEAN諸国との防衛協力・交流の意義

ASEAN諸国は、高い経済成長を続けるなど、世界の「開かれた成長センター」としての高い潜在性を有している。また、わが国のシーレーンの要衝を占めるなど戦略的に重要な地域に位置し、わが国および地域全体の平和と繁栄の確保に重要な役割を果たしている。

Association of Southeast Asian Nations

こうしたASEAN諸国の重要性を踏まえれば、防衛省・自衛隊が、地域協力の要となるASEANの中心性・一体性・強靱性の強化を支援しつつ、ASEAN諸国それぞれとの間で防衛協力・交流を強化することは、FOIPの実現において大きな意義を有する。また、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出することにもつながるものである。

わが国は、このような考えに基づき、ASEAN諸国との間でハイレベル・実務者レベル交流を通じ、信頼醸成や相互理解の促進を行っている。また、能力構築支援や共同訓練、防衛装備・技術協力などを推進している。さらに、二国間協力に加え、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）やASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国間の枠組みでの協力も実施している。

ASEAN Defence Ministers' Meeting Plus　ASEAN Regional Forum

わが国が2016年に日ASEAN防衛協力の指針として表明した「ビエンチャン・ビジョン」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって重点分野の全体像を初めて示したものであった。また、2019年、タイで開催された第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、河野防衛大臣（当時）は「ビエンチャン・ビジョン」のアップデート版である「ビエンチャン・ビジョン2.0」を発表し、ASEAN各国の大臣から歓迎の意が示された。

2023年11月、インドネシアで実施された第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣は、ASEANが提唱する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」とFOIPは、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有していることを確認するとともに、日ASEANの防衛協力を新たな段階に進めるため、「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（JASMINE：ジャスミン）」を提示した。

ASEAN Outlook on the Indo-Pacific　Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation

防衛省としては、こうした二国間・多国間の協力を今後も積極的に推進する考えである。

参照　3項（多国間安全保障協力の推進）、4項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）、Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料46（最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料52（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2020年度以降）、資料56（ビエンチャン・ビジョン2.0）、資料57（防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（ジャスミン））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

(2) インドネシア

ア　インドネシアとの防衛協力・交流の意義

インドネシアは、ASEANでリーダーシップを発揮する域内の大国であり、わが国と基本的価値を共有する、包括的・戦略的パートナーである。マラッカ海峡など海上交通の要衝に位置し、2015年の日インドネシア首脳会談において、海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの強化で一致して以降、日インドネシア「2+2」を開催するなど、様々なレベルと分野で防衛協力・交流が活発に行われている。

2021年に防衛装備品・技術移転協定を締結するとともに、同年の「2+2」において、海洋監視・海上法執行の能力向上や漁業監視船供与などの海洋協力の強化、スールー・セレベス海周辺地域における協力強化で一致した。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに際し、ジョコ・インドネシア大統領と首脳会談を行った。会談では、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守っていくことの重要性について言及し、ジョコ大統領より同意する旨発言があった。

同年9月、12月に実施した首脳会談では、地域の課題

についても引き続き連携していくことを確認した。

同年11月、宮澤防衛副大臣（当時）は、ADMMプラスに際し、ヘリンドラ・インドネシア国防副大臣と会談を実施した。

防衛省は、同年7月、インドネシア国防省語学教育訓練センターにおける日本語教育コースを強化するため、能力構築支援として同センター教官や課程学生の日本語能力向上を支援した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、ユド・インドネシア国軍司令官とテレビ会談を行った。会談では、FOIPの実現に向けた取組を含め、地域・国際社会の諸課題について一層連携していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年8月、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に際し、ドゥドゥン・インドネシア陸軍参謀長（当時）と懇談を行い、専門家交流や多国間訓練を通じて二国間・多国間の連携を強化していくことで一致した。

陸自は、同年8月から9月にかけて、米・インドネシア陸軍主催多国間共同訓練「スーパー・ガルーダ・シールド23」に参加し、島嶼奪回訓練を含む各種戦術訓練を通じて、参加国との連携強化を図った。また、同年10月、インドネシア国軍に対し、HA/DRにかかる能力構築支援として、災害発生時における自衛隊と地方公共団体との連携要領など、防衛省・自衛隊の知見を共有した。

海自は、同年5月、最新鋭護衛艦「くまの」をIPD23部隊として、ジャカルタに寄港させ、国防大臣などインドネシア高官に対する艦艇見学やインドネシア海軍との親善訓練を実施した。また、同年6月、インドネシア海軍主催多国間共同訓練「Komodo（コモド）2023」における国際海洋安全保障シンポジウムや医療支援活動プログラムに参加した。

内倉空幕長は、同月、ファジャル・インドネシア空軍参謀長を公式招待し、空軍種間の防衛協力・交流などに関する意見交換を実施した。

(3) カンボジア

ア　カンボジアとの防衛協力・交流の意義

カンボジアは、1992年にわが国として初めて国連PKO（Peacekeeping Operations）に自衛隊を派遣した国である。また、2013年から能力構築支援を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年9月および12月、岸田内閣総理大臣は、フン・マネット・カンボジア首相と首脳会談を行った。会談では、陸軍種間の人的交流に加え、海自艦艇の寄港など海軍種間の協力も発展していることを歓迎するとともに、防衛次官級協議の創設や安全保障分野の協力強化を進めることで一致した。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、ボン・ピセン・カンボジア王国軍司令官とテレビ会談を行った。会談では、国連PKOや能力構築支援など様々な分野において着実に進展してきた日カンボジアの防衛協力・交流を、地域と国際社会の平和と安定に向け、引き続き強化していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年9月、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀長等会議（IPACC）に際し、マオ・ソパン・カンボジア陸軍司令官と懇談を行い、多層的な防衛協力・交流を通じて二国間関係を強化していくことで一致した。

陸自は、同年11月から12月にかけて、カンボジア王国軍に対し、PKO（施設）分野に関する能力構築支援を行った。

酒井海幕長は、同年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）に際し、テア・カンボジア海軍副司令官と懇談を行い、海自艦艇の寄港など今後の防衛協力について議論を実施した。

海自は、同年4月にインド太平洋中東方面派遣（IMED23）がシハヌークビルに寄港し、指揮官によるIndo-Pacific and Middle East Deployment
ビン・カンボジア海軍司令官表敬、カンボジア海軍に対する応急工作機材の実演展示やスポーツ交歓などの交流行事、親善訓練を実施した。また、2024年2月には、外洋練習航海部隊がシハヌークビルに寄港し、カンボジア海軍と親善訓練を実施した。

(4) シンガポール

ア　シンガポールとの防衛協力・交流の意義

シンガポールは、2009年に東南アジア諸国の中で最初に、わが国との間で防衛交流に関する覚書（2022年6月改定）に署名した国である。以後、この覚書に基づき、各種協力関係が着実に進展しており、2023年6月には、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年6月、浜田防衛大臣（当時）は、ウン・シンガポール国防大臣とともに、日シンガポール防衛装備品・技術移転協定の署名式に立ち会った。

同年8月、木村防衛大臣政務官（当時）は、シンガポールを訪問し、ヘン・シンガポール国防担当上級国務大臣と会談を行った。会談では、北朝鮮や東シナ海・南シナ海を含む地域情勢について意見交換をしたほか、防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致した。また、チャン・シンガポール国防次官との会談では、装備移転案件の具体化を含め、両国間の防衛協力関係が深化することへの期待を述べた。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年6月、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、ベン・シンガポール国軍司令官と会談を行い、インド太平洋地域の平和と安定のため、防衛協力・交流を一層推進していきたい旨強調した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023に際し、ネオ・シンガポール陸軍司令官と懇談を行い、専門家交流や多国間訓練などを通じて二国間・多国間の連携を強化していくことで一致した。

酒井海幕長は、同年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）参加のため、シンガポールを公式訪問し、ワット・シンガポール海軍司令官と懇談を行った。懇談では、FOIPの実現およびインド太平洋地域の平和と安定に寄与するため、両国の連携を強化していくことで一致した。また、同年11月の豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（IP23）において、両国の防衛協力・交流に関し、懇談を行った。

海自は、同年4月にIMED23部隊がチャンギに寄港し、艦艇見学、シンガポール海軍との親善訓練などを実施した。また、同年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）に海自の最新鋭護衛艦「くまの」が参加し、艦艇公開を実施するなど、シンガポールをはじめとする参加国海軍に海自の精強性、技術力、省人化の取組などについて広く紹介した。

(5) タイ

ア　タイとの防衛協力・交流の意義

タイとの間では、早くから防衛駐在官の派遣や防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な関係のもと、長きにわたる防衛協力・交流の歴史を有している。また、防衛大学校において、1958年に初めて外国人留学生として受け入れたのがタイ人学生であり、その累計受入れ数も最多となっている。

2022年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効するとともに、同年11月、両国の関係を包括的戦略的パートナーシップに格上げし、両国の安全保障協力深化に向けた協議を加速させている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年8月、木村防衛大臣政務官（当時）は、タイ訪問に際し、サニットチャノック・タイ国防次官、ティティチャイ・タイ統合参謀長と会談を行い、東シナ海・南シナ海を含む地域情勢などについて議論するとともに、二国間の防衛協力・交流を一層推進していくことを確認した。

同年11月、宮澤防衛副大臣（当時）は、ADMMプラスに際し、スティン・タイ国防大臣への表敬を実施した。

ウ　各軍種の取組

自衛隊は、米国・タイ共催多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」に継続的に参加しており、2024年2月に実施された訓練では、在外邦人等の保護措置や国際平和協力活動に関する統合運用能力の向上、参加国との連携強化を図った。

森下陸幕長は、2023年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023において、ナロンパン・タイ陸軍司令官（当時）と懇談を行い、専門家交流や多国間訓練などを通じて二国間・多国間の連携を強化していくことで一致した。

酒井海幕長は、同年11月、豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（IP23）に際し、パンイアム・タイ海軍司令官と懇談を行い、違法・無報告・無規制（IUU）漁業や両国の防衛協力・交流について議論した。
Illegal, Unreported, Unregurated

(6) フィリピン

ア　フィリピンとの防衛協力・交流の意義

フィリピンは、南シナ海やルソン海峡といったわが国にとって重要なシーレーンに面しており、フィリピンとの連携および同国の沿岸監視能力や海洋状況把握（MDA）能力の強化は、これらのシーレーンの安全を確保するうえで重要である。米国の同盟国でもあるフィリピンとの間では、ハイレベル交流のほか、艦艇の訪問や防衛当局間協議をはじめとする実務者交流、軍種間交流
Maritime Domain Awareness

が頻繁に行われている。

2016年に防衛装備品・技術移転協定が発効、2022年には、日比間で初めてとなる「2+2」を行い、相互訪問や後方支援分野における物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みについて、検討を開始することで一致した。また、2023年2月には、「防衛省とフィリピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決め[12]」が署名され、同年11月にはRAAの交渉開始で一致するなど、両国の安全保障協力は着実に深化している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、オースティン米国防長官、マールズ・オーストラリア副首相兼国防大臣、ガルベス・フィリピン国防大臣代行（当時）との間で初めてとなる日米豪比防衛相会談を行った。4大臣は、地域における共通の課題や4か国の協力の拡大について議論したほか、FOIPの実現に向け、共に取り組むことを確認した。

同年11月、岸田内閣総理大臣は、フィリピンを訪問し、マルコス・フィリピン大統領と首脳会談を行った。会談では、政府安全保障能力強化支援[13]（OSA）による最初の協力案件である沿岸監視レーダーシステム供与に関する交換公文の署名を歓迎するとともに、警戒管制レーダーの移転を含む防衛装備・技術協力や、巡視船供与を含む海洋安全保障能力向上にかかる協力を引き続き強化したい旨を述べた。また、両首脳は、RAAの交渉開始で一致したことを歓迎し、安全保障・防衛分野での二国間協議を着実に実施すべく調整を進めることとした。さらに、日米比協力を推進し、サイバーセキュリティ、経済安全保障などの分野における協力も一層進めていくことで一致した。

同月、宮澤防衛副大臣（当時）は、インドネシアで開催されたADMMプラスに際し、テオドロ・フィリピン国防大臣への表敬を実施した。

防衛装備移転に関して、2020年にフィリピン国防省と三菱電機との間で、警戒管制レーダー4基を納入する契約が締結され、納入に先立って、空自および陸自がフィリピン軍レーダー要員に対し教育を行った。わが国として最初の完成装備品移転案件として、2023年10月に1基目、2024年3月に2基目の警戒管制レーダーがフィリピン空軍に納入され、テオドロ・フィリピン国防大臣出席のもと、それぞれ2023年12月および2024年4月に現地で引き渡し式典が実施された。

2024年4月、岸田内閣総理大臣は、米国において日米比首脳会談を行い、3か国の首脳は、防衛当局間協議や共同訓練などを通じた安全保障・防衛協力を引き続き強化していくことで一致した。

同年5月、木原防衛大臣は、ハワイにおいて、テオドロ・フィリピン国防大臣と会談を行った。会談では、警戒管制レーダーのフィリピンへの納入に関して、テオドロ国防大臣から謝意が示されるとともに、同年4月に南シナ海で実施した日米豪比による海上協同活動および2023年11月に交渉開始を発表した日比RAAについての意見交換を行った。RAAは、共同訓練など、日比部隊間の協力活動の円滑化に資することが期待されるものであり、その早期の妥結に向けて両国が一層連携していくことで一致した。

同時期、木原防衛大臣は、日米豪比防衛相会談を行い、4大臣は、東シナ海・南シナ海の状況について深刻な懸念を表明するとともに、南シナ海における、海上保安機関および海上民兵船舶の危険な使用に断固反対する意を示した。また、同年4月に実施した日米豪比による海上協同活動など、4か国間の防衛協力がこれまでになく強力となってきていることを強調し、南シナ海における4

日米豪比防衛相会談（2024年5月）

12　自衛隊がHA/DRに関連する活動のためにフィリピンを訪問する際の手続を簡素化するもの。
13　令和5年度に創設された、資機材供与やインフラ整備などを通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、わが国との安全保障協力関係の強化、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出および国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的とする、軍などが裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み。

か国の協力活動や、能力構築支援の強化を含め、4か国の防衛協力を進めるための機会について議論した。

参照　Ⅳ部1章3節4項1（9）（ASEAN諸国）

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、センティーノ・フィリピン国軍参謀総長（当時）とのテレビ会談に加え、アクイリノ米インド太平洋軍司令官を交えて日米比テレビ会談を行った。会談では、インド太平洋地域の平和と安定や国際社会の諸課題およびFOIPの実現のため、日比・日米比3か国の連携を一層促進させることで一致した。同年6月、シャングリラ会合に際し行った日米比3者会談では、インド太平洋地域における課題について認識を共有したほか、日米比防衛協力の重要性について再確認した。同年8月には、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ブラウナー・フィリピン国軍参謀総長と会談を行い、今後二国間、多国間での防衛協力・交流を一層推進することで一致した。また、アクイリノ米インド太平洋軍司令官を交えて日米比参謀総長級会談を実施した。同年12月に実施した日比テレビ会談では、南シナ海をめぐる情勢認識を共有し、緊張を高めるいかなる行為にも強く反対する立場を強調するとともに、日比間で緊密に連携することで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023に際し、ブラウナー・フィリピン陸軍司令官（当時）と今後の防衛協力などについて懇談を行った。同年12月には、米太平洋陸軍と共催のランド・フォーシーズ・サミット（LFS）において、フリン米太平洋陸軍司令官、ジャーニー米太平洋海兵隊司令官、ガリード・フィリピン陸軍司令官およびロハス・フィリピン海兵隊司令官と日米比3か国懇談を行った。懇談では、戦略環境や3か国陸軍種による今後の連携の方向性について認識を共有するとともに、今後5年間の協力の指針となるロードマップについて議論した。さらに、スチュアート豪陸軍司令官を交えた日米豪比4か国懇談を初めて開催し、4か国の防衛協力に関して意見交換を行った。

日米豪比4か国懇談を行う森下陸幕長（2023年12月）

陸自は、同年10月と2024年3月に、HA/DR分野の能力構築支援として、フィリピン陸軍に対し災害発生時の対処方法についての知見を共有するとともに、人命救助機材の使用要領について技術指導・助言を実施した。

酒井海幕長は、2023年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）に際し、アダシ・フィリピン海軍司令官と懇談を行い、戦略環境認識、今後の防衛協力について議論した。また、同年11月、豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（IP23）に際し、バレンシア・フィリピン海軍副司令官と懇談を行い、南シナ海情勢、海上法執行活動など海洋安全保障分野における協力などについて議論した。

海自は、同年8月にIPD23部隊が米海軍、豪海空軍、フィリピン海軍とともに日米豪比4か国による初の共同訓練を実施した。その際、日米豪海軍はマニラに共同寄港し、日米豪比艦隊司令官などによる南シナ海状況視察を実施したほか、日米比艦隊司令官懇談を初めて開催し、3か国の共同訓練、情報共有を今後さらに強化すること、フィリピン海軍の能力向上に向けた各種取組を日米で支援することで一致した。同年10月、海自は、英国、カナダ海軍とともに、米比主催共同訓練「Exercise SAMA SAMA 2023」における、海洋状況把握（MDA）、国際法、医療に関する専門家会合に参加したほか、洋上での捜索救難訓練などを実施し、戦術技量の向上および参加国海軍との連携強化を図った。同年11月には、米・豪・カナダ海空軍に加え、初めてフィリピン海軍のオブザーバー参加を得て、令和5（2023）年度海上自衛隊演習を行った。また、2024年2月に艦船整備分野の能力構築支援として、フィリピン海軍に対し艦船のエンジン整

動画：IPD23第1水上部隊活動記録（日米豪比共同訓練）
URL：https://youtu.be/geFXHik9eY4?si=v8HNi4wYVnLufpK8

備にかかる実習を実施した。さらに、同年4月には、日米豪比による海上協同活動として、米海軍、豪海空軍、フィリピン海軍と南シナ海にて共同訓練を実施した。

空自は、2023年8月、フィリピンにおいて米比主催の多国間共同訓練「パシフィック・エアリフト・ラリー」に初めて参加するとともに、日比人道支援・災害救援共同訓練をあわせて実施し、HA/DRにかかる能力の向上やフィリピンを含む参加国空軍との連携強化を図った。

(7) ブルネイ

ア　ブルネイとの防衛協力・交流の意義

ブルネイとの間では、2023年に防衛協力・交流覚書に署名しており、ハイレベルを含む各種交流や艦艇などの寄港（航）、共同訓練などのプログラムを通じ、両国防衛当局間の関係を一層強化していくことに合意している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年6月、岡防衛審議官（当時）は、アディ・ブルネイ国防副次官（当時）と第1回日ブルネイ防衛政策対話を開催し、日ブルネイ間の防衛協力・交流や地域情勢などについて意見交換を行った。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年8月、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ハズザイミ・ブルネイ国軍司令官と会談を行い、FOIPおよびAOIPの実現に向けた日ブルネイ防衛協力・交流について認識を共有した。

森下陸幕長は、同月、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に際し、シャノニザム・ブルネイ陸軍司令官と懇談を行い、多層的な防衛協力・交流を通じて二国間関係を強化していくことで一致した。

酒井海幕長は、同年11月、豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（IP23）に際し、サリフ・ブルネイ海軍司令官代行と今後の防衛協力・交流について懇談した。

海自は、同年4月と2024年2月に外洋練習航海部隊がムアラに寄港し、ブルネイ海軍と親善訓練を実施した。また、2023年4月から5月、海自IMED23部隊がムアラに寄港し、ブルネイ海軍への艦艇公開や共同での海岸清掃ボランティアなど各種交流行事を実施した。

(8) ベトナム

ア　ベトナムとの防衛協力・交流の意義

南シナ海の沿岸国であるベトナムとの間では、防衛当局間の協力・交流が進展している。2021年の防衛相会談を契機に、日越二国間だけではなく、地域や国際社会の平和と安定により積極的に貢献するための「新たな段階に入った日越防衛協力」のもと、ハイレベル交流などを推進している。2023年11月には、両国の関係を、アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップに発展することとし、安全保障分野では、防衛装備移転に向けた手続を着実に進めることの重要性やOSAについて議論することで一致するなど、防衛協力・交流をさらに拡大している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年5月、岸田内閣総理大臣は、G7広島サミットに際し、チン・ベトナム首相と首脳会談を行い、東シナ海・南シナ海情勢や北朝鮮への対応における連携を確認した。また、同年11月のトゥオン・ベトナム国家主席（当時）訪日時、同年12月のチン首相訪日時に首脳会談を行い、両国の防衛協力・交流のさらなる拡大や防衛装備移転に向けて、協力を推進することで一致した。

2023年11月、宮澤防衛副大臣（当時）は、インドネシアで開催されたADMMプラスの参加に際し、ザン・ベトナム国防大臣への表敬を実施した。また、芹澤防衛審議官は、2024年1月の第13回日ASEAN防衛当局次官級会合および同年2月の日越次官級協議に際し、チェン・ベトナム国防次官と会談を行った。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、クオン・ベトナム人民軍総参謀長とテレビ会談を行い、日越防衛協力・交流が新たな段階に発展しているとして、地域と国際社会の平和と安定に向け、引き続き連携を強化していくことで一致した。また、同年10月、クオン人民軍総参謀長を公式招待し、日越外交関係樹立50周年における訪日を心から歓迎するとともに、日越防衛協力・交流を一層緊密かつ強固なものとしていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年8月、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に際し、ギア・ベトナム人民軍副総参謀長と懇談を行い、多層的な防衛協力・交流を通じて二国間関係を強化していくことで一致した。

海自は、同年5月、ベトナム人民海軍に対し、水中不発弾処分に関する能力構築支援を行った。また、IPD23

日越空軍種中級幹部交流（2023年11月）

部隊は、同年6月、カムランに寄港し、各種交流行事やベトナム人民海軍との親善訓練を実施した。

内倉空幕長は、同年11月、ヒエン・ベトナム防空・空軍司令官を公式招待し、防衛協力・交流などに関する意見交換を実施した。

空自は、2022年にベトナムとの間で中級幹部交流を実施することに合意し、2023年11月に、第1回交流団をベトナムへ派遣した。

(9) マレーシア

ア　マレーシアとの防衛協力・交流の意義

マレーシアは、マラッカ海峡および南シナ海という海上交通の要衝に位置する。マレーシアとの間では、2018年に防衛協力・交流に関する覚書、防衛装備品・技術移転協定が発効した。2023年12月には、両国の関係を包括的・戦略的パートナーシップに格上げし、両国の安全保障協力をさらに推進することとしている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年12月、岸田内閣総理大臣は、訪日したアンワル・マレーシア首相と首脳会談を行った。会談では、マレーシア国軍のためのOSAに関する交換公文の署名を歓迎するとともに、自衛隊とマレーシア国軍との間の訓練・交流を推進することで一致した。

ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2023年5月、太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023において、ムハンマド・マレーシア陸軍司令官と今後の防衛協力などについて懇談を行った。

陸自は、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援として、マレーシア軍関係者を招へいし、防衛省における各種プログラム、装備品展示、地方公共団体を交えた意見交換などを実施した。

海自は、同年4月に外洋練習航海部隊がポートクランに寄港し、マレーシア海軍と親善訓練を実施した。同年5月、海自の最新鋭護衛艦「くまの」は、マレーシア主催ランカウィ国際海洋航空宇宙装備品展示会2023（LIMA'23）に参加し、海自の精強性、技術力、省人化の取組などについて広く紹介した。また、国際観艦式、多国間海上訓練、スポーツ交流など各種交流行事を通じて、参加国海軍との友好親善を図った。派遣海賊対処水上部隊は、2024年2月、ポートクランに寄港するとともに、マレーシア海軍と初めての共同訓練を実施した。

(10) ミャンマー

2021年に発生した国軍によるクーデターを受け、同年、わが国は米国を含む12か国の参謀長などとの連名により、国軍や関連する治安機関による民間人への軍事力の行使を非難し、国軍に対して暴力を停止するよう求める声明を発出した。

(11) ラオス

ア　ラオスとの防衛協力・交流の意義

ラオスとの間では、2019年に防衛協力・交流に関する覚書に署名しており、HA/DR分野をはじめ幅広い分野で防衛協力・交流を進めていくこととしている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年11月、宮澤防衛副大臣（当時）は、インドネシアで開催されたADMMプラスに際し、チャンサモーン・ラオス副首相兼国防大臣への表敬を行った。

ウ　各軍種の取組

陸自は、2023年9月から10月にかけて、HA/DR分野の能力構築支援として、ラオス人民軍を日本に招へいし、災害対応における施設分野の実習などを実施した。また、同年12月には、ラオス人民軍が実施する水害を想定した災害対応訓練に対して助言を行った。

9　モンゴル

(1) モンゴルとの防衛協力・交流の意義

モンゴルとの関係は、2022年に平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップに格上げされており、防衛協力・交流についても幅広い分野で進展している。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年10月、芹澤防衛審議官は、ソウルで開催されたソウル・ディフェンス・ダイアログに際し、サイハンバヤル・モンゴル国防大臣を表敬し、両国の防衛協力・交流のさらなる推進について意見交換を行った。

2024年2月、木原防衛大臣は、モンゴル国防大臣として約5年ぶりに訪日したサイハンバヤル国防大臣と防衛相会談を実施した。会談では、防衛装備・技術協力を含む様々な分野での防衛協力・交流を引き続き推進していくことで一致したほか、日モンゴル防衛協力・交流の覚書の改定文書に署名した。

(3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年8月、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ガンビャンバ・モンゴル軍参謀総長と会談を行い、昨近の空軍種間の交流の進展を歓迎するとともに、今後の日モンゴル防衛協力・交流についての認識を共有した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023に際し、ツォクトジャンガル・モンゴル陸軍司令官と懇談を行い、専門家交流や多国間訓練などを通じて二国間・多国間の連携を強化していくことで一致した。

陸自は、同年6月、モンゴル軍が主催するPKOに関する世界最大規模の多国間訓練「カーン・クエスト23」に参加した。また、同年4月、6月、10月に施設分野の能力構築支援として、モンゴル軍工兵部隊に対し、PKO派遣に必要な道路構築分野についての教育や教育指導を行った。さらに、2023年5月、10月には、HA/DR分野の能力構築支援として、モンゴル軍中央病院に対し、同国非常事態庁を含む関係機関などと連携した災害時の大量傷者受入訓練（MCRE）における助言、指導を行った。このほか、2024年1月、日米共同訓練「ノース・ウインド24」に、モンゴル軍人2名が初めてオブザーバー参加した。

Mass Casuality Response Exercise

空自初の公式訪問においてモンゴル空軍司令官とギフト交換をする内倉空幕長（2023年7月）

内倉空幕長は、2023年7月、空自発足以来、初めての空幕長訪問として、モンゴルを公式訪問した。今回の訪問は、2022年11月にわが国を初めて公式訪問したガンバト・モンゴル空軍司令官の招待に応じて実現したものであり、訪問中、ガンバト司令官とインド太平洋地域の安全保障環境について認識を共有したほか、両国の防衛協力・交流を推進することで一致した。

空自はモンゴル空軍との覚書に基づき、教育研究交流や専門家交流を実施しており、2023年7月にモンゴル国防大と研究交流を実施したほか、同年10月、モンゴル空軍との間で航空管制分野での専門家交流を、同年12月には、警戒管制分野の専門家交流を実施した。

参照　資料47（最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

10　太平洋島嶼国

(1) 太平洋島嶼国との防衛協力・交流の意義

太平洋島嶼国は、法の支配に基づく自由で開かれた持続可能な海洋秩序の重要性についての認識を、海洋国家であるわが国と共有するとともに、わが国と歴史的にも深い関係を持つ重要な国々である。また、わが国とオーストラリアを結ぶシーレーン、インド洋から南シナ海を抜け太平洋に至るシーレーンが交わる戦略的要衝に位置する。

わが国は、太平洋島嶼国との間で定期的に太平洋・島サミット（PALM）を開催しており、2022年のPALM9では、「太平洋のキズナ政策」を発表し、太平洋島嶼国との関係強化を進めている。

Pacific Islands Leaders Meeting

防衛当局間では、2021年に防衛省が初めて、日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD）を主催するなど、防衛協力・交流を推進しており、国家防衛戦略では、重要なパートナーとして、同盟国・同志国などとも連携し、沿岸警備隊など軍隊以外の組織も含め、能力構築支援などの協力に取り組むこととした。

Japan Pacific Islands Defense Dialogue

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年12月、防衛省は、フランス領ニューカレドニアで開催された第8回南太平洋国防大臣会合[14](SPDMM) にオブザーバー参加した。

South Pacific Defence Ministers' Meeting

2024年3月、防衛省は、第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合 (JPIDD) を東京で開催した。対面形式では初となった同会合において、木原防衛大臣は、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障分野の協力をさらに推進するため、「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト」を提示した。また、同会合に参加したトンガ王国皇太子への表敬やフィジー、パプアニューギニアの国防担当大臣と会談を行った。

(3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年8月、フィジーで開催されたインド太平洋参謀総長等会議 (CHOD) に際し、フィエラケパ・トンガ王国軍参謀総長と会談を行った。会談では、2022年1月にトンガ王国にて発生した火山噴火による被害について、改めて心からのお見舞いを伝えるとともに、FOIPの実現に向けた両国の防衛協力・交流について認識を共有した。また、同時期に、カロニワイ・フィジー国軍司令官と会談を行うとともに、米軍主催パシフィック・パートナーシップの一環として、フィジーで行われたマングローブ植樹事業に、海自IPD23部隊の輸送艦「しもきた」乗員・陸自隊員とともに参加し、同国の環境保護に寄与した。さらに、同月、パラオにおいて実施された太平洋安全保障会議にオンライン形式で参加し、南太平洋の各国軍長などに対し、同地域における

図表Ⅲ-3-1-4　太平洋島嶼国での主な活動（2023年4月～2024年3月）

14 オーストラリア・チリ・フィジー・フランス・ニュージーランド・パプアニューギニア・トンガの7か国により構成される（日本・英国・米国がオブザーバー）。SPDMMでは、南太平洋地域唯一の大臣級安全保障協議体として、様々な域内安全保障問題が議論されている。

安全保障への自衛隊のコミットを示した。

陸自は、同年6月から7月にかけて、HA/DR分野の能力構築支援として、パプアニューギニア国防軍工兵大隊の整備要員を日本に招へいし、施設機械整備の基礎的事項に関する教育を行った。また、同年7月には、国防軍軍楽隊に対し、軍楽隊育成に関する能力構築支援を実施した。さらに、2024年1月には、ソロモン諸島に対する初めての能力構築支援として、ソロモン国家警察不発弾処理局に対する不発弾処理分野の事業を実施した。

酒井海幕長は、2023年6月、米太平洋艦隊主催海軍種多国間テレビ会談に参加し、太平洋島嶼国地域で横行するIUU漁業が安全保障上の脅威であることを再確認するとともに、規制のための積極的な支援を表明し、各国海軍参謀長などに対し、IUU漁業撲滅に向けた連携強化を呼びかけた。

海自は、同年4月から9月にかけて行われたIPD23において、ソロモン諸島、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、トンガに寄港した。また、海自として初めて、キリバス共和国警察、パプアニューギニア国防軍と親善訓練を行うとともに、パラオ海上保安局、ソロモン諸島海上警察、トンガ王国海軍とも親善訓練を実施した。キリバスとの親善訓練は、海上保安庁MCT、オーストラリア海事サービスアドバイザーと共同で実施した。

空自は、ミクロネシア連邦などにおける人道支援・災害救援共同訓練「クリスマス・ドロップ」に参加した。

参照　図表Ⅲ-3-1-4（太平洋島嶼国での主な活動（2023年4月～2024年3月））、3項（多国間安全保障協力の推進）、4項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）、2節3項（海洋安全保障にかかる協力）、Ⅳ部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料48（最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

11　インド洋沿岸国・中東諸国

(1) インド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の意義

インド洋沿岸・中東地域の平和と安定は、シーレーンの安定的利用やエネルギー・経済の観点から、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要であり、防衛省・自衛隊としても、同地域の国と協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベル交流や部隊間交流を進めてきている。2023年1月から5月にかけて、防衛省・自衛隊は、海自掃海母艦などによる令和4（2022）年度インド太平洋・中東方面派遣（IMED23）を実施し、わが国が同地域の安定と繁栄に深くコミットしていくという意思を示した。

参照　資料49（最近のインド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

(2) スリランカ

ア　スリランカとの防衛協力・交流の意義

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年、同国との防衛協力・交流を強化している。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年6月にコロンボ、同年10月にトリンコマリーに寄港し、スリランカ海軍と親善訓練、交流行事を実施した。

海自は、同年7月にIPD23部隊がコロンボに寄港し、海外における艦艇の整備検証として、コロンボ・ドックヤード[15]による船体などの点検整備を行った。また、スリランカ海軍とスポーツ交歓、親善訓練など各種防衛交流を実施し、相互理解・友好親善の増進を図った。同年10月には、スリランカ海軍主催海洋安全保障シンポジウム（ゴール・ダイアログ）に参加し、スリランカ海軍やインドなど参加国海軍の代表者と海洋安全保障にかかる議論を実施した。

(3) パキスタン

ア　パキスタンとの防衛協力・交流の意義

パキスタンは、南アジア、中東、中央アジアの連接点に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。また、同国は、伝統的にわが国と友好的な関係を有する親日国でもあり、そのような観点から、同国との防衛協力・交流を推進している。

15　わが国の民間造船会社が、出資および技術支援をしている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年9月、第12回日パキスタン防衛当局間協議を開催し、地域情勢や両国の防衛政策などについて意見交換を行うとともに、今後の日パキスタン防衛協力・交流について議論を深めた。また、日パキスタン安全保障対話もあわせて実施し、安全保障・防衛分野や地域情勢を含む幅広い事項について意見交換を行った。

(4) バングラデシュ

ア　バングラデシュとの防衛協力・交流の意義

バングラデシュは、南アジア、東南アジアの連接点に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。2023年4月、両国の関係を戦略的パートナーシップに格上げするとともに、防衛協力・交流覚書に署名し、防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始するなど、安全保障協力を一層強化することとしている。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年4月、岸田内閣総理大臣は、ハシナ・バングラデシュ首相と首脳会談を行った。会談では、FOIPの実現に向けての両国のコミットメントを再確認するとともに、艦艇、航空機による相互訪問、部隊間交流、親善訓練などを引き続き促進することで一致した。また、OSAに基づく協力、防衛装備品・技術移転協定の交渉開始に歓迎の意を表すとともに、防衛当局間の対話を強化することで一致した。さらに、同年11月には、OSAに関する交換公文の署名が行われた。

ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年4月、訪日したワカル・バングラデシュ首相府軍務局首席幕僚（当時）と会談を行い、戦略環境認識や両国の防衛協力・交流について意見交換した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023に際し、アーメド・バングラデシュ陸軍参謀長と懇談を行い、両国陸軍種間の関係を一層発展していくことで一致した。

海自は、同年4月にIMED23部隊がチッタゴンに寄港し、艦艇公開や、バングラデシュ海軍と親善訓練、機雷戦に関するセミナー、スポーツ交歓など各種交流行事を実施した。

(5) モルディブ

ア　モルディブとの防衛協力・交流の意義

モルディブは、インド洋上の戦略的要衝に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。過去20年以上にわたり、国連PKOや海賊対処部隊への物資輸送の中継地として空自輸送機などが寄航するとともに、派遣海賊対処行動水上部隊、同航空隊などの進出・帰投時における重要な補給地点でもある。同国とは、海洋安全保障分野などにおける防衛当局間の交流を推進することとしている。

イ　各軍種の取組

海自は、2023年3月から4月にかけて、IMED23部隊がマレに寄港し、部隊指揮官によるモルディブ国軍司令官、同沿岸警備隊司への表敬、親善訓練（潜水訓練）、艦艇見学、スポーツ交歓など各種交流行事を実施した。また、同年7月には、海自IPD23部隊がマレに寄港し、部隊指揮官によるモルディブ国軍司令官、同沿岸警備隊司令官への表敬のほか、スポーツ交歓、共同による海岸清掃など各種交流行事を行い、友好親善を図った。

(6) アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦（UAE）との間では、2018年に防衛交流に関する覚書（United Arab Emirates）が署名された。これ以降、防衛大臣や統幕長などによるハイレベル交流や防衛当局間協議の定期開催、空軍種間協力などを通じて、二国間防衛協力・交流を深化し続けている。

2023年5月には、中東地域の国との間では初めてとなる防衛装備品・技術移転協定が署名され、2024年1月に発効した。

2023年10月、芹澤防衛審議官は、ソウルで開催されたソウル・ディフェンス・ダイアログに際し、アラウィ・UAE空軍司令官と空軍種間協力や防衛装備・技術協力を含む二国間防衛協力・交流について協議し、防衛当局間のコミュニケーションを一層緊密に行うことの重要性について一致した。

(7) イスラエル

イスラエルとは、2022年8月に実施した日イスラエル防衛相会談の際に、防衛協力・交流に関する覚書の改訂版に署名し、防衛装備・技術協力や軍種間協力を含む両国間の防衛協力・交流を引き続き強化していくことで

一致している。

(8) イラン

イランとの間では、防衛大臣などのハイレベル交流の機会を通じ、中東地域における日本関係船舶の安全確保を目的とした自衛隊による情報収集活動の延長などについて説明するとともに、防衛当局間の意思疎通を継続していくことで一致している。

(9) エジプト

エジプトとの間では、防衛副大臣などのエジプト訪問を含むハイレベル交流を通じて、PKOを含む分野における二国間防衛協力・交流の推進の重要性について確認している。

(10) オマーン

オマーンとの間では、2019年に防衛協力に関する覚書が署名された。ハイレベル交流のほか、海自艦艇の寄港・訓練を含む海軍種間協力を継続している。

2023年6月、第1回日オマーン防衛当局間協議を開催し、日オマーン間の防衛協力、地域情勢について意見交換を行った。

同年8月と2024年1月、派遣海賊対処行動水上部隊は、アラビア海などにおいて、オマーン国海軍と親善訓練を実施した。派遣海賊対処行動水上部隊は、オマーンのドゥクム港を主要な補給地として活用しており、寄港に際し、オマーン国海軍と親善訓練など各種防衛交流を実施し、相互理解・友好親善を深めている。

2024年2月、酒井海幕長は、オマーンを公式訪問し、ラフビー・オマーン海軍司令官との懇談において、今後の防衛協力・交流について議論した。

酒井海幕長とラフビー・オマーン海軍司令官との懇談（2024年2月）

(11) カタール

カタールとの間では、2015年に防衛交流に関する覚書が署名された。2019年の初の防衛相会談以降、防衛大臣や統幕長によるハイレベル交流など防衛協力・交流を引き続き深化させている。カタールについては、在クウェート防衛駐在官が兼轄していたところ、2023年6月に防衛駐在官を新規に派遣した。

同年11月、第1回日カタール防衛当局間協議を開催し、日カタール間の防衛協力、地域情勢について意見交換を行った。

(12) サウジアラビア

サウジアラビアとの間では、2016年に防衛交流に関する覚書が署名された。コロナ禍においても防衛相電話会談を実施するなど、防衛協力・交流を継続的に深化させてきている。

2023年7月、浜田防衛大臣（当時）は、ハーリド・サウジアラビア国防大臣と会談を行った。会談では、双方の国防政策について説明し、力による一方的な現状変更の試みを許容しないことを確認するとともに、防衛装備・技術分野を含む二国間の防衛協力・交流について議論し、今後、防衛当局間の交流を一層緊密に行うことで一致した。

(13) トルコ

トルコとの間では、2012年に防衛協力・交流の意図表明文書が署名された。

2023年10月、陸自はトルコ陸軍との間で幕僚協議を行い、同年2月に発生したトルコ南東部地震に関連し、HA/DR分野での専門家交流を始めることや両国陸軍種将官級の相互訪問について検討することで合意した。

酒井海幕長は、同年9月、米国主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）に際し、タトゥルオール・トルコ海軍司令官と懇談を行い、海自艦艇のトルコ寄港など、今後の防衛協力・交流について意見交換した。また、海自は同年10月、トルコ海軍との間で幕僚協議を行い、地域情勢や防衛協力・交流などについて議論を実施した。

(14) バーレーン

バーレーンとの間では、2012年に防衛交流に関する覚書が署名され、ハイレベル交流などを実施してきたところ、2023年11月に同覚書を改定し、両国の防衛協力・交流を一層推進することとしている。

派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年7月、ミナサルマンに寄港し、バーレーン王国海軍と各種交流を実施した。また、2024年3月、同じくミナサルマンに寄港し、バーレーン王国海軍と初めての親善訓練を実施した。

(15) ヨルダン

ヨルダンとの間では、2016年に防衛交流に関する覚書が署名され、外務・防衛当局間協議を継続的に開催している。

2022年12月、自衛隊は、中東地域において初となる、統合展開・行動訓練（在外邦人等の保護措置にかかる訓練）をヨルダンにおいて行った。

2023年4月、浜田防衛大臣（当時）は、訪日中のアブドッラー2世ヨルダン国王を表敬し、2022年に行われた在外邦人等の保護措置にかかる訓練への協力に謝意を表するとともに、両国の防衛協力・交流を促進することで一致した。

同月、吉田統幕長はフネイティ・ヨルダン統合参謀本部議長とテレビ会談を行った。会談では、ヨルダンにおける在外邦人等の保護措置にかかる訓練をはじめとして、両国の防衛協力・交流が着実に進展しているとしたうえで、これをさらに進展させることで一致した。

同年10月から2024年1月まで、在イスラエル邦人等輸送の実施において、空自輸送機はヨルダンで待機し任務にあたった。

2024年2月、木原防衛大臣は、訪日したハサーウネ・ヨルダン首相兼国防大臣と防衛相会談を行い、在イスラエル邦人等輸送に対するヨルダンからの支援に謝意を示すとともに、実務者協議などを活用しながら、今後も防衛当局間のコミュニケーションを緊密に行うことで一致した。

12　アフリカ諸国

(1) アフリカ諸国との防衛協力・交流の意義

アフリカ諸国は、国際社会において、その重要性と発言力を高めている。

アフリカ連合（AU）など多国間枠組みにより、地域の平和と安定に向けた積極的な取組が見られる一方、深刻な格差や貧困、政情不安といった課題や、近年は、パンデミック、ロシアによるウクライナ侵略といった複合的な危機による影響や、気候変動の影響（自然災害、食糧危機など）もあり、こうした地球規模の課題において、アフリカ諸国と協力することが、自由で開かれた国際秩序を守り抜くため、ますます重要になっている。

防衛省・自衛隊は、アフリカ地域における国際平和協力活動、ジブチを拠点とするソマリア沖・アデン湾の海賊対処活動に従事するほか、アフリカ諸国の平和維持活動に関する自助努力を支援するため、アフリカに所在するPKO訓練センターに自衛官を講師として派遣するなど、アフリカ地域の平和と安定に寄与するための活動を実施している。

参照　2節2項（海賊対処への取組）、3節2項（国連PKOなどへの取組）、資料50（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））

(2) ジブチ

ア　ジブチとの防衛協力・交流の意義

ジブチは、海賊対処のため、海外で唯一自衛隊の拠点が存在する重要な国家である。同拠点は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）派遣部隊への物資の輸送に活用されたほか、わが国がジブチに対して実施している災害対処能力強化支援における教育の際にも活用されている。

また、2023年4月に発生した在スーダン邦人等輸送や同年10月の在イスラエル邦人等輸送において、ジブチ拠点が輸送機の前進待機場所として活用された。

国家安全保障戦略などでは、ジブチ政府の理解を得つつ、今後、在外邦人等の保護および輸送など、アフリカ諸国などにおける運用基盤強化のため、本活動拠点を長期的・安定的に活用することとしており、同年12月、ジブチにおいて、在外邦人等の保護措置および輸送、なら

びに、その可能性を見据えた臨時の態勢の整備を行う自衛隊の地位を確保するため、日ジブチ地位取極[16]を準用する内容の交換公文をジブチ政府との間で締結した。

イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

陸自は、2023年10月から12月にかけて、ジブチ災害対処能力強化支援事業として、ジブチ軍に対し、施設分野に関する教育などを行った。

派遣海賊対処行動水上部隊は、同年11月、ジブチ海軍と親善訓練を実施した。その際、ジブチ海軍士官を海自艦艇に招待し、操艦法などの説明や若手士官同士の交流を行った。

ジブチ災害対処能力強化支援事業（2023年11月）

(3) その他のアフリカ諸国との主要な防衛協力・交流実績など

ケニアとの間では、2024年1月に第1回日ケニア防衛当局間協議を開催し、地域情勢や防衛協力・交流について議論を実施したほか、同年2月、両国の間で、日ケニア防衛協力・交流に関する意図表明文書が署名された。

13　中南米諸国

(1) 中南米諸国との防衛協力・交流の意義

中南米諸国には、太平洋に面する国やわが国と基本的価値を共有する国が多く存在しており、そのような国々との防衛協力・交流を推進している。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

アルゼンチンとの間では、2023年8月、海自遠洋練習航海部隊がブエノスアイレス沖において、アルゼンチン海軍と親善訓練を実施した。

コロンビアとの間では、2016年に防衛交流に関する覚書に署名した。また、2023年9月、海自遠洋練習航海部隊がカルタヘナ周辺海域において、コロンビア海軍、米海軍とともに親善訓練を実施した。

チリとの間では、2023年7月、海自遠洋練習航海部隊が、バルパライソ沖において、チリ海軍と親善訓練を実施した。また、2024年3月には、デラマサ・チリ海軍司令官を公式招待した。

ブラジルとの間では、2020年に初となる日ブラジル防衛相会談をオンラインで実施した。その際、日ブラジル防衛協力・交流に関する覚書に署名し、今後も防衛協力・交流を推進していくことで合意した。また、2023年8月、海自遠洋練習航海部隊がレシフェ沖などにおいて、ブラジル海軍と親善訓練を実施した。

ペルーとの間では、2023年7月、海自遠洋練習航海部隊が、カヤオ沖において、ペルー海軍と親善訓練を実施した。また、同年9月、酒井海幕長が米国主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）において、ポラール・ペルー海軍総司令官と懇談を行い、海自遠洋練習航海部隊で発生した病者への対応に関し、謝意を伝えた。

メキシコとの間では、2023年6月、海自遠洋練習航海部隊が、マンサニージョに寄港し、メキシコ海軍士官とのスポーツ交流、艦艇研修など各種交流を実施した。

参照　資料50（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

動画：令和5年度遠洋練習航海
URL：https://www.youtube.com/watch?v=r4lKHVOiRZc

16　海賊対処活動のためにジブチにおいて活動する要員の地位を確保する内容の交換公文であり、2009年にジブチ政府との間で締結。

14　中国

(1) 中国との防衛協力・交流の意義

わが国は、中国との間で、「戦略的互恵関係」を包括的に推進するとともに、様々なレベルの意思疎通を通じ、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をしていくといった、「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。

防衛省・自衛隊は、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化や国防政策にかかる透明性を向上するよう引き続き促す。一方で、わが国の懸念を率直に伝達していく。また、両国間における不測の事態を回避するため、ホットラインを含む日中防衛当局間の海空連絡メカニズムを運用していく。

(2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

日中防衛当局間においては、2023年2月、約4年ぶりに日中安保対話を東京で実施するなど、対面での対話や交流を再開させている。

同年5月、浜田防衛大臣（当時）は、李尚福（りしょうふく）・中国国務委員兼国防部長（当時）との間で、同年3月31日に設置された日中防衛当局間ホットラインによる初回の通話を実施した。双方は、ホットラインの運用を歓迎するとともに、ホットラインを含む「日中海空連絡メカニズム」が、日中間の信頼醸成および不測事態の回避といった重要な役割を担っていることを確認した。また、今後、ホットラインを適切かつ確実に運用していくことを確認し、日中防衛当局間における意思疎通を継続していくことで一致した。

同年6月、浜田防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、李・国防部長（当時）と会談を行った。会談において、浜田防衛大臣（当時）から、日中間には安全保障上の多くの懸念があるからこそ、日中防衛当局間で率直な議論を重ねることが重要である旨を述べ、李・国防部長からも同様の考えが示された。

地域情勢について、浜田防衛大臣（当時）から、尖閣諸島を含む東シナ海情勢や南シナ海情勢などについて、深刻な懸念を改めて表明し、中露がわが国周辺で軍事的な共同行動を継続していることへの重大な懸念を表明した。また、台湾海峡の平和と安定の重要性について、改めて強調した。

このほか、日中防衛当局間の意思疎通に関し、両大臣は、同年5月に運用を開始した日中防衛当局間ホットラインについて、今後、適切かつ確実に運用していくことを改めて確認し、今後も対話や交流を推進していくことで一致した。

同年11月、岸田内閣総理大臣は、米国において開催されたAPEC（Asia Pacific Economic Cooperation）首脳会議に際し、習近平（しゅうきんぺい）中国国家主席と首脳会談を行った。会談では、「戦略的互恵関係」を包括的に推進することを確認するとともに、岸田内閣総理大臣から、「日中海空連絡メカニズム」のもとでの日中防衛当局間ホットラインの運用開始を歓迎しつつ、安全保障分野における意思疎通の重要性について述べた。

(3) 各軍種の取組

2023年7月、新型コロナウイルス感染症の影響などにより中断されていた、笹川平和財団主催日中佐官級交流が、約4年ぶりに対面で再開された。訪中した自衛隊佐官級訪問団は、中国人民解放軍傘下のシンクタンクを訪問し、日中関係や両国間の安全保障分野での課題について意見を交わしたほか、中国軍高官の表敬、中国軍施設などへの訪問を行った。

(4) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム

2018年6月、海空連絡メカニズムの運用が開始された。本メカニズムは、日中防衛当局の間で、①日中両国の相互理解および相互信頼を増進し、防衛協力・交流を強化するとともに、②不測の衝突を回避し、③海空域における不測の事態が軍事衝突または政治外交問題に発展することを防止することを目的として作成されたものであり、主な内容は、①防衛当局間の年次会合・専門会合の開催、②日中防衛当局間のホットライン開設、③自衛隊と人民解放軍の艦船・航空機間の連絡方法となっている。

参照　資料51（最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（2020年度以降））

15　ロシア

2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略について、政府は、明らかにウクライナの主権および領

土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反であり、決して認められない行為である、という立場であり、このような力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を揺るがすものであるとして、ロシアを最も強い言葉で非難している。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢を踏まえ、政府としてG7の連帯を重視しつつ適切に対応することとしている。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないためにも、最低限の必要なコンタクトは絶やさないようにすることも必要である。

3 多国間安全保障協力の推進

1 多国間安全保障枠組み・対話における取組

インド太平洋地域における多国間の枠組みについては、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム[17]（ARF）をはじめとした取組が進展しており、地域の安全保障分野にかかる議論や協力・交流の重要な基盤となっている。わが国としては、そうした枠組みなどを重視して域内諸国間の協力・信頼関係の強化に貢献している。

参照　資料53（最近の多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・2020年度以降））、資料54（防衛省主催による多国間安全保障対話）、資料55（その他の多国間安全保障対話など）

(1) ASEAN地域の安全保障対話

ア　ADMMプラスのもとでの取組

ASEANにおいては、域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議（ADMM）のほか、わが国を含めASEAN域外国8か国[18]（いわゆる「プラス国」）を加えたADMMプラスが開催されている。

ADMMプラスは、全てのASEAN加盟国とプラス国の防衛担当大臣が一堂に会し、地域や国際社会における安全保障上の課題や防衛協力・交流などについて議論を行う極めて重要な枠組みであり、防衛省・自衛隊も積極的に参加している。

2023年11月、宮澤防衛副大臣（当時）は、インドネシアで開催された第10回ADMMプラスに出席した。会議では、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮による弾道ミサイルの発射、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更やその試みなどを強く非難するとともに、ミャンマー情勢の平和的解決に向けた協力や自然災害、気候変動がもたらす諸課題、国際テロリズムなど国境を越える課題に対する協力の重要性について発信した。また、ASEANの中心性・一体性を支持し、ADMMプラスの各種取組を支えていくとともに、FOIPおよびFOIPと本質的な原則を共有する、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現に尽力する意思を表明した。さらに、2024年から2027年までの間、日フィリピンが共同議長に就任する海洋安全保障EWG[19]（Experts' Working Group）を通じて、力や威圧ではなく、法の支配に基づく海洋秩序を堅持する意思を表明した。そのほか、今回のADMMプラスにおいて、女性・平和・安全保障（WPS）に関する共同声明が採択されたことを歓迎し、わが国としてもWPSアジェンダを引き続き重視し、積極的に取り組んでいく意思を表明した。

ADMMプラスは、閣僚会合のもとに、①高級事務レベル会合（ADSOM）プラス、②ADSOMプラスWG、③専門家会合（EWG）（ASEAN Defence Senior Officials' Meeting-Plus）が設置されている。わが国は、第4期（2021年から2024年）にベトナムとPKO EWGの共同議長を務め、2023年9月に任期の集大成として、ベトナムで国連平和維持活動要員候補者能力評価事業を

17 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開催されている。現在25か国1地域（ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア（以上1995年から）、ミャンマー（1996年から））に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド（以上1996年から）、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル（以上1998年から）、北朝鮮（2000年から）、パキスタン（2004年から）、東ティモール（2005年から）、バングラデシュ（2006年から）、スリランカ（2007年から））と1機関（欧州連合（EU））がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。

18 2010年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国が参加している。

19 わが国はこれまで第1期（2011年から2013年）に防衛医学、第2期（2014年から2016年）にHA/DR EWGの共同議長を務め、第3期（2017年から2019年）は各EWGに積極的に参加、第4期（2021年から2024年）はベトナムとPKO EWGの共同議長を務めた。第5期（2024年から2027年）はフィリピンと海洋安全保障EWGの共同議長を務める。

図表Ⅲ-3-1-5　拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図および概要

拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）とは

ASEAN域外国を含むインド太平洋地域の国防大臣が出席する、**ASEAN政府主催の公式な会議**

※参加国：ASEAN10か国＋8か国（オーストラリア・中国・インド・日本・ニュージーランド・韓国・ロシア・米国）

ADMMプラスのもとには**専門家会合（EWG）**が設置され、インド太平洋地域の安全保障課題に対し、共同演習などの**実践的な取組がなされているところがADMMプラスのユニークな点である**。

拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）
ASEAN Defence Ministers' Meeting Plus
…　防衛大臣など閣僚級の会議。毎年開催

第10回ADMMプラス（2023年11月）

高級事務レベル会合（ADSOMプラス）
ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus
…　次官・局長級の会議。毎年開催

専門家会合（EWG）
Experts' Working Group
をADSOMプラス、
ADSOMプラスWG
のもとに設置

高級事務レベル会合ワーキンググループ
（ADSOMプラスWG）
ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus Working Group
…　課長級の会議。毎年開催

専門家会合（EWG: Experts' Working Group）とは

7つの分野に設置され、各EWGは1期（3年）をASEAN加盟国1か国とプラス1か国が共催する。

※7つの分野　…　**①対テロ　②人道支援・災害救援　③海洋安全保障　④防衛医学　⑤PKO　⑥地雷処理　⑦サイバー**

各EWGにおいては、それぞれの分野に関する情報共有、ワークショップ、セミナー、共同訓練の開催、勧告や報告書の提出などの**実践的な取組が行われている**。
わが国は、ベトナムとともに、2021年から2024年を1つの任期とする第4期PKO専門家会合の共同議長を務めた。第5期（2024-2027）は、フィリピンとともに海洋安全保障専門家会合の共同議長を務める。

開催、同年12月には、東京において今期最後の会合とWPSセミナーを開催し、共同議長職をブルネイ・中国に引き継いだ。

参照　図表Ⅲ-3-1-5（拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図および概要）

イ　ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー（ADI）

ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー（ADI）は、緊急時を含め、ASEAN各国の防衛担当大臣間でのコミュニケーションを図るための常設のホットラインであり、プラス国にもその利用を拡大している。
ASEAN Direct Communications Infrastructure

2021年12月、わが国は、ADIへの加入を表明し、2023年3月、プラス国の中で初めてADIが開通した国となった。防衛省・自衛隊は、ADIが地域の信頼醸成や危機管理などに有用であることから、これを活用し、ASEANとの間で、より緊密なコミュニケーションを図り、共に地域の平和と安定により積極的に貢献していく考えである。

ウ　ASEAN地域フォーラム（ARF）

外交当局を中心に取り組んでいるARFについても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野において、具体的な取組[20]が積極的に進められており、防衛省・自衛隊としても積極的に貢献している。

エ　防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話

（ア）　日ASEAN防衛担当大臣会合

防衛省・自衛隊は、ASEAN諸国との二国間・多国間の関係強化を図るため、2014年以降、ADMMプラスにあわせて、日ASEAN防衛担当大臣会合を実施している。

2023年11月、木原防衛大臣は、インドネシアで開催された第8回日ASEAN防衛担当大臣会合にオンライン形式で参加（現地には、宮澤防衛副大臣（当時）が参加）し、2023年が日ASEAN友好協力50周年であることも踏まえ、「日ASEAN防衛協力の軌跡と展望」をテーマに、日ASEAN防衛協力のさらなる強化に向け、意見交換を行った。

第8回日ASEAN防衛担当大臣会合にオンライン参加する木原防衛大臣（2023年11月）

同会合において、木原防衛大臣は、AOIPとFOIPは、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有していることを確認するとともに、日ASEANの防衛協力を新たな段階に進めるべく、「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（JASMINE：ジャスミン）」を提示し、ASEAN各国の大臣から歓迎の意が示された。
Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation

（イ）日ASEAN防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈構築を通じた二国間・多国間の関係強化を図るため、2009年以降、防衛省の主催により日ASEAN防衛当局次官級会合を開催している。2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中断していたが、2023年3月に第12回会合を約4年ぶりに東京で開催した。

2024年1月、東京で開催した第13回会合[21]では、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合で木原防衛大臣が提示した「ジャスミン」について各国防衛当局次官級で確認し、新たな取組の実施に向けた議論を行った。ASEAN各国からは、これを支持する旨が表明され、本イニシアティヴをさらに推進するための提案を受けた。また、わが国とASEANの防衛協力を新たな段階へと進め、より一層地域の平和と安定に貢献していくことで一致した。

20　毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合（SOM）および会期間会合（ISM）が開かれるほか、信頼醸成措置および予防外交に関する会期間支援グループ（ISG on CBM/PD）、ARF安全保障政策会議（ASPC）などが開催されている。また、2002年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合（DOD）が開催されている。
Senior Officials' Meeting　Inter-Sessional Meeting　Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy　ARF Security Policy Conference　Defence Officials' Dialogue

21　ASEAN各国、ASEAN事務局に加え、ASEAN加盟が原則合意されている東ティモールがオブザーバーとして参加した。

（ウ）　日ASEAN防衛協力の指針

①ビエンチャン・ビジョン2.0

2016年の日ASEAN防衛担当大臣会合において、日ASEAN防衛協力の指針である「ビエンチャン・ビジョン」を提示し、2019年には、これをアップデートした「ビエンチャン・ビジョン2.0」を提示した。

「ビエンチャン・ビジョン2.0」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって、重点分野の全体像を示したものであり、協力の目的・方向性・手段といった基本的な骨格は従来のものを踏襲しつつ、日ASEAN防衛協力にかかる実施3原則として、①心と心の協力、②きめ細やかで息の長い協力、③対等で開かれた協力、を掲げた。また、ASEANの中心性・一体性・強靱性への貢献や、AOIPとFOIPとのシナジーを追求する視点を新機軸として導入している。

このビジョンに基づき、これまで、HA/DRに関する日ASEAN招へいプログラム、海洋国際法セミナー、日ASEAN乗艦協力プログラム、プロフェッショナル・エ

VOICE

乗艦協力プログラムに参加した防衛省内部部局職員の声

防衛政策局　インド太平洋地域参事官付　防衛事務官　渡邉（わたなべ）　了英（りょうえい）

「乗艦協力プログラム」は、防衛省が取り組んでいる国際交流の中でも、複数の国々からの参加者が、海自艦艇に乗艦し航海しつつ、衣食住を共にしながら各種プログラムに取り組むという点において、特にユニークな事業の一つといえます。今回私は、運営側として本事業に参加し、様々な経験をしました。

2023年度は、オーストラリア連邦周辺海域を航海する海自最大のヘリコプター搭載型護衛艦「いずも」艦上で、8日間に渡り、海洋に関する国際法セミナー、各種訓練の見学などを実施しましたが、特に印象に残ったプログラムは、各国参加者によるプレゼンテーションです。このプログラムでは、各国参加者が自国の海洋安全保障に関する課題について発表した後、乗艦する自衛官や他の参加者からの質問やコメントを通じて議論を深めるもので、各国参加者は、自国の取組や課題に関する理解を深めてもらうべく、情熱的に発表に取り組んでいました。私自身も各国参加者の発表資料の翻訳、会話の通訳に積極的に従事していましたが、私の翻訳などを通じて日本側参加者と各国参加者たちが打ち解けて交流が深まったことに、大変やりがいを感じました。

今回はASEAN加盟国に加え、初めて「太平洋島嶼国及び東ティモールへの乗艦協力プログラム」も実施し、同時開催した点において大きな意義があります。本事業を通じて、各国参加者による重要かつ実践的な知見の習得、海洋安全保障に関する知見の共有に貢献するとともに、各国参加者同士、そして日本の参加者との相互理解が深まり、友好関係の構築に寄与することができました。安全保障環境の安定には、地域における一体性の強化、人と人との相互理解が不可欠です。乗艦協力プログラムは、今後もインド太平洋地域の各国との「架け橋」になると考えます。

本事業は私自身に対する「能力構築支援」にもなりました。私は大学卒業後、2023年度新規採用の職員として防衛省内部部局に配属されました。入省1年目での初めての海外出張、国際交流事業への参加ということで、準備が大変でしたが、得がたい経験となりました。特に、各国参加者から直接各自の国の安全保障上の課題などを聞き、それらの課題の解決に向けた協力の取組が各国との重要な「架け橋」になることを信じ、自分自身が主体的に取り組もうと、強く決心しました。今回の乗艦協力プログラムで得た学びを忘れず、これからも安全保障の分野で貢献してまいりたいと思います。

他国の参加者と食事中の筆者（右から3人目）

アマンシップ・プログラム[22]、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築支援などを通じ、実践的な協力を積み重ねてきた。

2023年8月に実施した日ASEAN乗艦協力プログラムでは、護衛艦「いずも」に乗艦したASEAN各国海軍士官に対し、各種セミナーや参加国海軍士官などによる海洋安全保障に関する発表などを行った[23]。また、同年11月、ASEAN諸国からサイバーセキュリティ要員を招へいし、サイバーセキュリティに関する実習などを実施するとともに、サイバー国際法セミナーを実施した[24]。

②ジャスミン

2023年11月、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣は、日ASEANの防衛分野における協力関係を新たな段階へと進めるため、新たに「ジャスミン」を提示した。

「ジャスミン」は、現下の安全保障環境を踏まえたうえで、「ビエンチャン・ビジョン2.0」の精神に則り、日本がASEANと共有しているインド太平洋地域の将来像[25]を実現すべく、共に進めたい具体的な防衛協力の内容を示したものであり、①日ASEANで力や威圧によるいかなる一方的な現状変更も許容しない安全保障環境を創出、②日ASEAN防衛協力の継続と拡充、③日ASEAN防衛関係者のさらなる友情と機会の追求、④ASEAN・日本・太平洋島嶼国の連携の支持、を4つの柱とする。

その具体的取組として、日ASEAN間での宇宙領域における法の支配と安全保障に関するセミナーの初開催、海と空における信頼醸成や状況把握能力の向上に向けたより一層の支援、政府安全保障能力強化支援（OSA）と防衛装備移転、能力構築支援など既存のプロジェクトとのハード・ソフト両面での相乗効果の追求、乗艦協力プログラムなどを活用したASEAN諸国・日本・太平洋島嶼国の連携、WPSに関する新たな日ASEAN能力構築支援プログラムの立ち上げなどが提案・表明された。

参照　資料56（ビエンチャン・ビジョン2.0）、資料57（防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（ジャスミン））

(2) 太平洋島嶼国地域の安全保障対話

ア　南太平洋国防大臣会合（SPDMM）

South Pacific Defense Ministers' Meeting

SPDMMは、軍を保有する太平洋島嶼国の3か国（トンガ、パプアニューギニア、フィジー）を含む7か国[26]の国防担当大臣などが集まる、太平洋島嶼国地域の安全保障にとって重要な枠組であり、わが国は2022年からオブザーバー参加している。

2023年12月に開催された第8回会合では、気候変動やIUU漁業、サイバー空間における脅威などの伝統的・非伝統的安全保障上の課題に加え、戦略的競争が南太平洋の安定に与える影響について議論が行われた。

イ　防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話など

（ア）　日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD）

地域の安全保障課題に対する日本と太平洋島嶼国、パートナー国との連携強化、防衛・安全保障協力のさらなる推進を図るため、2021年以降、防衛省の主催により、太平洋島嶼国および地域のパートナー国を招き、JPIDDを開催している。2021年の第1回会合は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いオンライン形式での開催であったが、2024年3月、木原防衛大臣は、対面形式としては初となる第2回会合を東京にて開催した。

第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合（2024年3月）

第2回会合では、共通の安全保障課題やそれらに対する各国の取組などについて幅広く意見交換を行うとともに、今後の太平洋島嶼国地域における協力・連携のあり

22 相互理解や信頼醸成促進、地域における「法の支配」の貫徹への貢献を目的に、ASEAN各国空軍士官などを招へいし、セミナーなどを実施するプログラム。
23 同プログラムは、「第1回日太平洋島嶼国及び東ティモール乗艦協力プログラム」と同時開催された。
24 ASEAN各国のサイバーセキュリティ要員を対象として、自衛官が教官を務める能力構築支援を実施し、サイバー空間で発生するインシデントにより適切に対応できるようになることをねらいとする。
25 日本とASEANは、「自由で開かれたルールに基づくインド太平洋地域を促進するとの共通の考え」を確認している。
26 太平洋島嶼国の軍保有国のほか、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、フランスをメンバー国とし、わが国および米国、英国がオブザーバー参加。

方について、活発な議論がなされた。同会合において、木原防衛大臣は、今後の地域における協力の方向性として、「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト」を提示し、参加国からは本コンセプトに対する歓迎の意が示された。

（イ）太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障保障の取組のための協力コンセプト

2024年3月の第2回JPIDDにおいて、木原防衛大臣は、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障分野の協力をさらに推進するうえで、わが国が重視する三つの原則、二つの連携を合わせた「5点の協力コンセプト」を提示した。

三つの原則は、①太平洋島嶼国の中心性、一体性、オーナーシップの尊重、②対等で相互に恩恵をもたらし協力し合う関係の強化、③太平洋島嶼国・日本・ASEANの連携の支持、であり、二つの連携は、①JPIDDとSPDMMとの連携の強化、②JPIDDと「太平洋・島サミット（PALM）」との連携の強化、である。このコンセプトに基づき、防衛省・自衛隊は、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障協力をさらに推進することとしている。

(3) その他

ア　民間機関などが主催する国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけではなく、政府関係者、学者、ジャーナリストなどが参加する国際会議も民間機関などの主催により開催され、中長期的な安全保障上の課題の共有や意見交換などが行われている。

主な国際会議としては、IISS（英国国際戦略研究所）（The International Institute for Strategic Studies）が主催するIISSアジア安全保障会議[27]（シャングリラ会合）やIISS地域安全保障サミット[28]（マナーマ対話）、欧米における安全保障会議の中でも最も権威ある会議の一つである、ミュンヘン安全保障会議[29]があり、防衛省から、これらの会議に、防衛大臣などが積極的に参加し、各国の国防大臣などとの会談や本会合におけるスピーチを行うことで、各国ハイレベルとの信頼醸成・認識共有や、積極的なメッセージの発信を図っている。

2023年6月、浜田防衛大臣（当時）は、第20回シャングリラ会合に出席しスピーチを行った。スピーチでは、まず、ロシアによるウクライナ侵略について触れ、その教訓として、衝突を未然に防ぐことの重要性や、海における法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を指摘した。また、力や威圧による一方的な現状変更やその試みを抑止するため、国際社会が結束すべきであることを主張した。

インド太平洋地域、特に東シナ海や南シナ海に関しては、力や威圧による一方的な現状変更やその試みが進展していることを指摘したうえで、衝突を未然に防ぎ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るため、わが国は国家安全保障戦略などに基づく防衛力の抜本的強化や同盟国・同志国との連携強化など様々な取組を推進していることを説明した。

さらに、わが国と同盟国・同志国などによる地域の抑止力の向上は、力に屈する必要のない強固な立場を各国にもたらし、対話によって利益や意見の相違を解決する外交的取組の地歩を固めることにも繋がると主張し、ASEANが主導する東アジア首脳会議やアジア地域フォーラム、ADMMプラスなど、この地域に存在する多層的な協力枠組みがもたらす対話の機会を今後も重視しつつ、各国と協力して、「協力・調和」の世界へと向かう時代を創っていきたい、というメッセージを発信した。

イ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2023年8月、米インド太平洋軍およびフィジー共和国軍が共催するインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）、フィジー共和国軍が主催する南太平洋参謀総長等会議に参加し、インド太平洋地域の情勢や安全保障上の課題について認識を共有した。また、同月、パラオで開催された太平洋安全保障会議にオンラインで参加し、同地域における安全保障への自衛隊のコミットを示した。さらに、同年11月、米インド太平洋軍主催イン

27 諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英国の国際戦略研究所の主催により始まった。2002年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合（Shangri-La Dialogue）と通称される。

28 英国国際戦略研究所（IISS）が主催する中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、毎年、バーレーンのマナーマで開催されている。（The International Institute for Strategic Studies）

29 欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間機関主催の国際会議の一つであり、1962年から毎年（例年2月）開催されている。欧州主要国の閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

ド太平洋参謀総長等オンライン会議に参加し、インド太平洋地域の安全保障上の課題、法の支配や多国間連携の重要性について議論した。

インド太平洋参謀総長等会議でスピーチする吉田統幕長（2023年8月）

森下陸幕長は、2023年5月にハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023、同年8月に豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に参加した。同年9月には、インドで開催されたインド太平洋地域陸軍参謀総長等会議（IPACC）に参加し、同盟国・同志国が連携して同地域の不安定化を抑止するため、関係国のネットワークを構築する必要性について認識を共有した。さらに、同年12月、米太平洋陸軍と共催でランド・フォーシーズ・サミット（LFS）を開催し、FOIPの実現のため、同盟国・同志国間の重層的な陸軍種の防衛協力・交流を推進することで一致した。

太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2023で討議に参加する森下陸幕長（2023年5月）

酒井海幕長は、2023年5月、シンガポール主催国際海洋防衛装備展示会（IMDEX Asia 2023）の国際海洋安全保障会議に参加した。海洋安全保障における共通の課題などについて、各国海軍参謀長などと議論するとともに、「安全な海洋」をテーマにスピーチを行い、自由で開かれた海洋の重要性を参加各国と共有した。同年6月の米太平洋艦隊主催海軍種多国間テレビ会談では、太平洋島嶼地域で横行するIUU漁業が安全保障上の脅威であることを再確認するとともに、規制のための積極的な支援を表明し、各国海軍参謀長などに対し、IUU漁業撲滅に向けた連携の強化を呼びかけた。同年9月の米海軍主催国際シーパワーシンポジウム（ISS）、同年11月の豪海軍主催インド太平洋シーパワー会議（IP23）では、合法的な海洋利用と各国の主権や権益保護のための多国間連携の必要性などについて議論した。さらに、2024年2月には、ミュンヘン安全保障会議に参加し、各国参加者とインド太平洋地域の安全保障環境に関する議論を実施した。

米海軍主催国際シーパワーシンポジウムでスピーチする酒井海幕長（2023年9月）

内倉空幕長は、2023年4月に米国主催宇宙シンポジウム、同年5月には、イタリア空軍主催国際航空宇宙力会議に参加した。参加国との各種会談などでは、インド太平洋地域や宇宙領域における課題などについて意見交換し、空軍種や宇宙軍種の防衛協力・交流の推進を図った。また、同年11月には、NATOパートナー空軍司令官会議にオンライン形式で参加し、宇宙安全保障に関する実務的協力や相互理解に向け、NATOやNATO加盟国と連携を強化する旨述べた。さらに、同月、米国で行われた太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム（PACS）に参加するとともに、同年12月には、2023年から正式

メンバーとなった連合宇宙作戦イニシアチブ[30]（CSpO）将官級会議に参加し、各国の参加者と責任ある宇宙利用の推進や安全保障に関する意見交換を行った。
Combined Space Operations Initiative

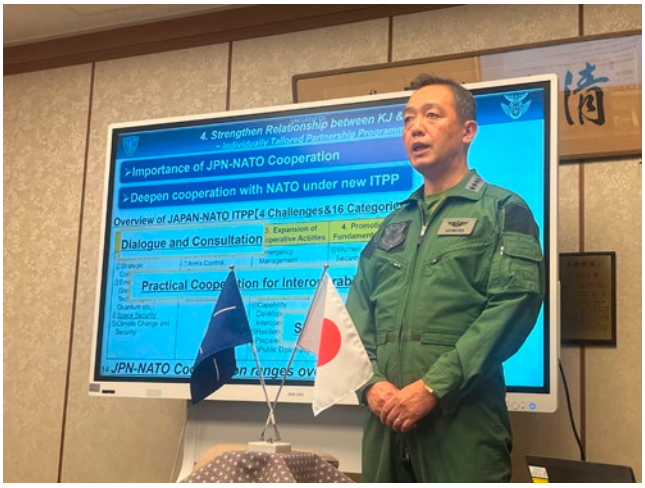

NATOパートナー空軍司令官会議にオンラインで参加する内倉空幕長（2023年11月）

参照　1章4節4項2（5）（同盟国・同志国などとの連携強化）

2　実践的な多国間安全保障協力の推進

（1）パシフィック・パートナーシップ

パシフィック・パートナーシップ[31]（PP）は、米海軍を主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、施設補修活動、文化交流などを行い、各国政府、軍、国際機関およびNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際平和協力活動の円滑化などを図る活動である。
Pacific Partnership

2023年度は、ソロモン諸島、トンガ、パプアニューギニア、パラオ、フィジーにおいて、マングローブ植樹や、立入検査訓練、米海軍病院船などにおける医療支援、音楽演奏などを通じた交流を行い、参加各国との連携強化を図った。

パシフィック・パートナーシップ2023における医療支援（2023年10月）

（2）多国間共同訓練

近年、防衛分野における多国間関係は「信頼醸成」の段階から「具体的・実践的な協力関係の構築」の段階へと移行しており、これを実効的なものとするための重要な取組として、様々な多国間共同訓練・演習が活発に行われている。

特に、インド太平洋地域において、従来から行われていた戦闘を想定した訓練に加え、HA/DR、非戦闘員退避活動（NEO）などの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間共同訓練に積極的に参加している。こうした訓練への参加は、自衛隊の各種技量の向上に加え、関係国との協力の基盤を作るうえで重要であり、今後とも積極的に取り組んでいくこととしている。
Non-combatant Evacuation Operation

また、海自は、2017年からインド太平洋方面派遣（IPD）を開始し、同地域沿岸国や同盟国・同志国などとの共同訓練、重要港湾への寄港、他省庁や同志国などと共同での能力構築支援など、FOIPの実現に向けた取組を推進している。IPDは、わが国がインド太平洋地域に継続的に関与する意志とわが国の積極的平和主義を体現するものであり、非常に意義のあるものである。

参照　Ⅳ部第3章1節5項2（1）（令和5年度インド太平洋方面派遣「IPD23」）、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

30　米国をはじめとする同志国で構成される多国間枠組みであり、宇宙安全保障に必要な政策・運用・体制・法的な課題などに関する各種議論を実施する多国間枠組み。2014年に米英豪加の4か国で発足し、ニュージーランド、ドイツ、フランスが参加している。
31　2006年から米軍が開始し、自衛隊は2007年から毎年参加している。

VOICE

令和５年度インド太平洋方面派遣（IPD23）護衛艦部隊幕僚の声

海自　第１護衛隊群司令部　作戦幕僚　２等海佐　林（はやし）　大佑（だいすけ）

海上自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に資するべく、地域の平和と安定および海洋秩序の維持・強化に向け、主体的に取り組んでいます。

2017年に２隻の護衛艦で始まったインド太平洋方面派遣（IPD）も、今や陸・空自も参加する防衛省・自衛隊の代表的活動となり、外務省・海上保安庁など関係省庁と連携し実施する、重要な活動に発展しました。

私は、前配置（海上幕僚監部）でIPDの計画に関わる部署に勤務しており、今回は作戦幕僚として実際に派遣部隊で活動する側になり、身の引き締まる思いでやりがいを感じつつ活動に従事できました。

今回のIPD23では、東西はインド洋のモルディブから南太平洋のトンガ、南北はオーストラリアからわが国周辺といった、IPD史上最大級の広範囲な地域において複数の派遣部隊が同時に活動し、大規模な共同訓練や防衛協力・交流を通じて連携を強化し、同盟国・同志国などと極めて良好な関係を築くことができました。また、乗艦協力プログラム（Ship Rider Cooperation Program：SRCP）などを通じ、ASEANや太平洋島嶼国の海軍・海上法執行機関士官などと洋上で海洋安全保障や気候変動にかかる意見交換などの交流を行い、各国の問題意識に寄り添いながら相互理解を増進しました。

乗艦協力プログラムにおいて、発表を行う筆者（右端）

共同訓練時、乗艦した米海軍連絡官と共に（最後列左から４番目が筆者）

動画：【訓練】令和5年度インド太平洋方面派遣（IPD23）　第1水上部隊活動記録
URL：https://youtu.be/ssV5GrGDcfo?si=kMPC-jKER98v9AWa

4 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

1 能力構築支援の意義

能力構築支援とは、平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援相手国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するための取組である。

防衛省・自衛隊は、特にインド太平洋地域の各国などと本事業を実施することにより、相手国軍隊などが国際の平和および地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出することとしている。

このような活動には、①相手国との二国間関係の強化、②米国やオーストラリアなど他の支援国との関係の強化、③地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国の姿勢が内外に認識されることにより、防衛省・自衛隊を含むわが国全体への信頼の向上、といった効果もある。

この際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するとともに、外交政策との連携を十分に図りながら、多様な手段を組み合わせて最大の効果が得られるよう効率的に取り組むこととしている。

2 具体的な事業

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、これまでインド太平洋地域を中心に、17か国、1機関、1地域に対し、HA/DR、PKO、海洋安全保障などの分野で行ってきている。

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、「派遣」もしくは「招へい」、またはこれらを組み合わせた手段により、一定の期間をかけて相手国の具体的・着実な能力の向上を図っている。

派遣は、専門的な知見を有する自衛官などを相手国に派遣し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、相手国の軍隊や関連組織の能力向上を目指すものである。招へいは、相手国の実務者などを防衛省・自衛隊の部隊・機関などに招待し、セミナーや講義・実習、教育訓練の研修などを通じてその能力向上を図るとともに、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて知見を共有するものである。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2021年からはオンライン形式による講義・実習も能力構築支援の新たな手段として取り入れている。

2023年度は、派遣事業、招へい事業、オンライン事業を合わせて13か国、1機関、1地域に対し24件実施した。

具体的には、派遣事業として、ベトナムに対する水中不発弾処分、フィリピンに対するHA/DR、インドネシアに対するHA/DR、カンボジアに対するPKO（施設）分野、モンゴルに対するHA/DR（衛生）分野およびPKO（施設）分野、パプアニューギニアに対する軍楽隊育成、東ティモールに対する施設および車両整備、ラオスに対するHA/DR（捜索救助・衛生、施設）分野、フィジーに対する衛生、ソロモン諸島における不発弾処理に関し、各分野に関する知見の共有や実技支援などを実施した。

招へい事業としては、モンゴルに対するPKO（施設）分野、パプアニューギニアに対するHA/DR（施設機械整備）分野、ラオスに対するHA/DR（施設）分野、マレーシアに対するHA/DR、インドネシアに対する日本語教育支援、ASEANに対するサイバーセキュリティ、フィリピンに対するHA/DRの各分野に関する知見の共有や実技支援などを実施した。

さらに、アフリカにおいては、ジブチ軍に対し、施設器材の操作教育をはじめとする災害対処能力強化支援事業を実施している。2023年10月から12月にかけては、自衛官14名を派遣し、同国工兵要員16名を教育した。

参照 図表Ⅲ-3-1-6（能力構築支援の最近の取組状況（2023年4月～2024年3月））

3 関係各国との連携

防衛省・自衛隊は、米国やオーストラリアなどと共に第三国に対する能力構築支援を実施している。

具体的協力として、日米豪およびニュージーランドの4か国間では、東ティモールにおける豪軍主催の能力構築支援「ハリィ・ハムトゥック」に自衛隊と米軍などがともに参加し、東ティモール軍後方支援隊に対し施設分野や車両整備の技術指導を実施している。

図表Ⅲ-3-1-6　能力構築支援の最近の取組状況（2023年4月～2024年3月）

能力構築支援とは

能力構築支援　…　**「派遣」**や**「招へい」**などの事業を実施することで、**相手国の能力を一定の期間をかけて具体的・着実に向上させることを目的とした事業**

「派遣」　…　専門的な知見を有する自衛官などを**相手国に派遣**し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、相手国の軍隊およびその関連組織の能力向上を目指す

「招へい」　…　相手国の実務者などを**防衛省・自衛隊の部隊・機関などに招待**し、セミナーや講義・実習、教育訓練の研修などを通じて、その能力向上を図るとともに、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて知見を共有する

能力構築支援を実施した国・分野（2023.4 ～ 2024.3）の一例

は米国・オーストラリア・ニュージーランドとの連携事業を示す

フィリピン

HA/DR分野
人命救助資材（索発射銃）の研修

モンゴル

PKO（施設）分野
測量技術の講義風景

ベトナム

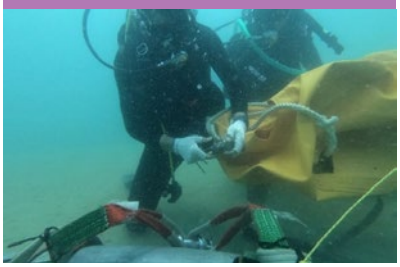

水中不発弾処分
模擬爆弾の揚収訓練

東ティモール

車両整備・施設分野
コンクリート作業（型枠設置）風景

パプアニューギニア

軍楽隊育成
演奏技術指導

ソロモン諸島

不発弾処理
旧日本軍弾種に関する説明

2023年6月には、海自IPD23部隊が、海上保安庁MCT[32](Mobile Cooperation Team)、オーストラリア海事サービスアドバイザーと共同で、キリバス共和国警察に対し能力構築支援を行い、同国の海上法執行能力の強化に寄与した。

このように、関係各国と緊密に連携し、相互に補完しつつ、効果的・効率的に能力構築支援に取り組んでいくことが重要である。

キリバス共和国警察に対する能力構築支援における連携
(海上保安庁およびオーストラリア)(2023年6月)
【一部、海上保安庁より提供】

5 女性・平和・安全保障(WPS)推進に向けた取組

1 女性・平和・安全保障(WPS)とは

女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security)、いわゆるWPSは、紛争、災害などの発生時に、より脆弱な立場に置かれる女性、女児などを、特に保護すべき対象であるとして、女性、女児などの保護・救済に取り組みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興および平和構築、ならびに防災、災害対応や復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方をいう。

1990年代、旧ユーゴスラビアやルワンダ内戦における大規模な性的暴力が世界的な注目を浴びた。さらに、1995年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言を踏まえた行動綱領の中で、紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力またはその他の紛争下に暮らす女性を保護することが戦略目標として明記された。また、1998年に採択された国際刑事裁判所に関するローマ規程において、紛争下の性的暴力は戦争犯罪と明記された。

こうした国際的な潮流を背景に、2000年、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての安保理決議である女性・平和・安全保障(WPS)に関する決議第1325号が全会一致で採択された。同決議は、「参画」、「予防」、「保護」、「救援と復興」を4つの柱として明記し、全ての取組にジェンダー主流化[33]が要請されている。以降、同決議を補完する観点から、WPSに関連する安保理決議が順次9本採択され、これら10本の決議に記載された取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。

近年、国際情勢が不透明さを増す中、WPSの考え方は益々重要になっている。

2 わが国の取組

わが国は、WPSに関する安保理決議の履行のため、2015年に第1次行動計画を策定した。本行動計画はその後改定され、現在、2023年4月に策定された第3次行動計画に沿って、WPSに関する取組を進めている。

わが国の行動計画は、紛争のみならず、災害の項目も含めている点に特徴がある。これは、わが国が2011年の東日本大震災をはじめとする多数の大規模自然災害に見

32 2017年に海上保安庁に編成された、海上保安庁の外国海上保安機関に対する能力向上支援の専従部門。当初は7名体制であり、主にわが国のシーレーン沿岸国を対象として支援を実施していたが、2024年4月現在18名体制となり、太平洋島嶼国を含むインド太平洋地域へ支援を拡大しつつある。また、本支援は、海上保安庁および海自にとって、キリバスに対する初の取組であり、オーストラリアが供与した巡視艇に対する日豪共同での支援となった。
33 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むこと。

舞われ、それらを乗り越えてきた経験から、**ジェンダー**の視点を防災、災害対応、気候変動、復興のあらゆる段階に取り入れることが重要と認識したことによるものである。また、行動計画は、国際的な取組だけでなく、国内の取組も規定しており、防衛省を含む各省庁において、外交・安全保障、防災や災害対応にかかわる政策意思決定の場への女性の登用・参画の推進やジェンダー視点[34]に立った政策、施策の整備・実施を推進していくとしている。

3　防衛省・自衛隊におけるWPS

(1) WPSを推進する必要性・意義

WPSの推進は、国民の生命、身体などの保護、防衛力の抜本的強化に加え、国際社会の平和と安定に寄与するものである。したがって、防衛省・自衛隊としても、WPSを推進していく必要がある。

第一に、国民の生命、身体などの保護に関して、在外邦人等の輸送や災害派遣における被災者へのきめ細かな生活支援などの活動を実施する機会が近年増加している。こうしたなか、人口の約半数を占め、紛争下などで特に脆弱な立場に置かれる女性や女児のニーズを踏まえ、WPSの視点に基づき体系的に対応することにより、国民の生命、身体などの保護に直接寄与していく。

第二に、防衛力の抜本的強化に関して、WPSは、安全保障分野などにおける意思決定過程への女性の参画などを掲げており、これまで防衛省が取り組んできた女性活躍推進施策などと密接に関連するものである。WPSの推進は、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる環境をもたらすものであり、こうした多様性はオペレーションの効率化という点でも重要である。このように、WPSを推進することは、その活動の主体である防衛省の人材育成および組織の能力強化に繋がり、防衛力の抜本的強化のために必要不可欠である。

KEY WORD　**「ジェンダー」**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

第３回防衛省WPS推進本部での松本防衛大臣政務官
（2024年４月）

第三に、国際社会の平和と安定への寄与に関して、2023年に岸田内閣総理大臣が発表した「FOIPのための新たなプラン」では、平和の原則および繁栄のルールはFOIPの屋台骨であり、弱者が力でねじ伏せられない国際環境を醸成するため、WPSの観点を踏まえた対応を明記している。PKOや国際緊急援助活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を、より効果的に実施するためには、WPSに関する視点が不可欠である。基本的人権の尊重および法の支配の確保を追求する諸外国の国防当局などと協調しつつ、防衛省としても、国際社会の責任ある一員として、WPSを推進し、平和と安定に寄与していく。

(2) 防衛省・自衛隊における推進体制の強化

防衛省・自衛隊は、これまでも国内で女性活躍推進のための様々な取組を進めるとともに、PKOや大規模災害対応に取り組む主体として、WPSの観点を踏まえ、国内外の活動を推進してきた。一方で、防衛省・自衛隊の全体を見れば、隊員一人一人にWPSの認識や、ジェンダー視点を政策の企画・立案に反映させることの意義が浸透していないという課題があった。

こうした課題も踏まえ、全自衛隊員の意識改革や国際的な連携の取組をさらに強化するため、2023年にWPS国際連携調整官（2024年４月以降、WPS国際連携企画官に名称変更）を指名するとともに、防衛大臣政務官を本部長とする防衛省WPS推進本部を設置した。

防衛省WPS推進本部は、2023年８月に小野田防衛大臣政務官（当時）を本部長として第１回会合を開始し、

34　ジェンダーに基づく地位や力関係によって生じる差異に着目し、そうした差異がどのように男性および女性の当面のニーズ・長期的な利益の形成に影響するか検討するもの。

2024年1月に松本防衛大臣政務官を本部長として第2回会合を開催した。

同年4月には、第3回会合を開催し、これまでの推進本部での議論を踏まえ、「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」が初めて策定された。本推進計画は、政府のWPSに関する行動計画を踏まえ、防衛省としてWPSを推進するために、2028年度までに実施すべき事項を定めたものである。

同推進計画は、4つの具体的な取組として、①防衛省全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機関などとの連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映、について定めるとともに、今後も防衛省WPS推進本部を毎年開催し、取組の実施状況の評価を行うフォローアップ体制についても定めている。

防衛省としては、同推進計画に基づき、省一体としてWPSを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。

(3) 最近の主な取組

わが国は、ベトナムとともにADMMプラスPKO専門家会合の第4期（2021年から2024年）共同議長を務め、国際的なWPS推進を主導してきた。共同議長国として活動の主目的の一つにWPS推進を掲げ、WPSプラットフォーム[35]を設立し、国連から専門家を招へいして4度のWPSセミナーを開催するなど、各国のWPSに関する認知向上に貢献した。さらに、PKO専門家会合の集大成イベントとして、2023年9月にベトナムで開催した国連平和維持活動要員候補者能力評価事業では、各国から女性の参加を奨励し、全参加者に対するWPSに関する研修やWPSの視点が必要になる国連軍事監視要員、施設要員、衛生要員による調整要領の確認も実施した。

また、2023年以降、インド太平洋諸国に対して実施中のPKOやHA/DR分野の能力構築支援の枠組みにWPSの要素を新たに反映させ、WPSに関するセミナーや意見交換を実施し、各国国防関係者のWPSへの認知向上に寄与している。2023年11月に開催された第8回日ASEAN防衛担当大臣会合では、木原防衛大臣より、WPSに関する新たな日ASEAN能力構築支援プログラムを立ち上げることを発表した。

HA/DRに関する能力構築支援（ラオス）において実施した自衛官によるWPSセミナー（2023年12月）

米国WPS議連委員および米国務省女性問題担当大使による増田事務次官への表敬（2024年4月）

NATOジェンダー視点委員会年次会合（ベルギー）へのWPS国際連携調整官の派遣（2023年10月）

35　2021年、第4期ADMMプラスPKO専門会合のもとに設置したもの。ADMMプラス参加国の知見・経験を継続的に集約し、WPS専門家を招へいし定期的にセミナーを開催する場を提供することで、WPSの意識向上に貢献した。

VOICE

WPS推進に向けた防衛省の取組

防衛政策局　インド太平洋地域参事官付　WPS国際連携調整官　松沢（まつざわ）　朝子（ともこ）

2023年6月にWPS国際連携調整官が設置され、同年8月には防衛省WPS推進本部が設立されました。今、防衛省のWPSへの取組は、これまでにないスピードで進んでいます。

防衛省はこれまでも国内外でWPSに関する活動を実施してきましたが、省内で体制が確立され、様々な活動がさらに迅速・効果的に進められるようになりました。

多くの国からWPS連携への招待や要望が寄せられており、国際社会における関心の高まりも実感しています。

前職では国際機関で勤務し、紛争下の性的暴力の被害者の保護救援や、紛争の影響を受けた女性たちに対するエンパワーメント、各国軍人への女性・児童保護の訓練・研修に関わってきました。これまでの経験を活かし、防衛省・自衛隊のもつ様々な経験や強みを最大限に活かしながら、事務官と自衛官が一体となってWPS推進を着実に進め、日本がWPS大国として世界をリードすることを目指していきます。

WPSを活動の主目的の一つとして掲げ、日本が共同議長を務めた拡大ASEAN国防相会議PKO専門家会合の集大成イベントに参加した筆者（一列目左から3番目）と女性自衛官（2023年9月）

加えて、諸外国やNATOなどが主催するWPSに関する訓練研修や国際会議にWPS国際連携企画官や自衛官を講演者として派遣し、防衛省・自衛隊の取組を積極的に紹介するとともに、WPSを推進する関係諸国からの知見を得て、防衛省・自衛隊におけるWPS推進の方向性の検討の資としている。

国内では、災害時などにおいてWPSの視点に則った対応を行っている。災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢などの違いにより、受ける影響が異なることが知られており、令和6年能登半島地震でも、乳児用のミルクの種類などデリケートな内容を含む様々なニーズを考慮し、女性被災者には女性隊員が聞き取りに努めるなど、迅速かつ的確な対応を行っている。

また、わが国は、国内の災害対応に限らず、インド太平洋地域における大規模自然災害発生時には、国際緊急援助隊の派遣を含む緊急人道支援活動を実施しており、自衛隊による災害対応は国内外問わず想定される。

令和6年能登半島地震への災害派遣において活動する女性自衛官（入浴支援）

防衛省・自衛隊としては、災害派遣などの活動において、女性の被災者などに寄り添った対応を体系的に実施できるよう、省一体となってWPSの視点を災害派遣にも反映していく。

参照　Ⅳ部2章第3節2項（女性の活躍推進のための改革）

資料：省HP：女性・平和・安全保障（WPS）に関する取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/wps/index.html

第2節 海洋安全保障の確保

国家防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって必要不可欠であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、海洋安全保障に関する協力を推進している。
Free and Open Indo-Pacific

また、シーレーンの安定的利用を確保するため、関係機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施している。

参照 1章2節2項（中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集）、Ⅰ部4章5節（海洋をめぐる動向）

1 海洋安全保障の確保に向けた取組

(1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとしている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動の実施を明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行および上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係強化、北極海航路の利活用、ジブチにおける拠点の活用などについて取り組むこととしている。

2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画[1]においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」のための取組を政府一体となって進めることとされた。そのため、わが国自身の努力を主とする「わが国の領海などにおける国益の確保」や同盟国・同志国などとの連携強化を通じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な施策を推進することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範（COC）に対し、わが国としては、COCが実効的かつ実質的で国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明している。
Code of Conduct in the South China Sea

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、国際的な海洋秩序の強化や航行の自由の重要性について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に呼びかけており、人類の繁栄に不可欠な海においても「法の支配」を徹底することを一貫して訴えている。特に、東シナ海および南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みが継続していることを指摘し、南シナ海においても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に基づき、紛争の平和的解決に向け努力することの重要性について強調している。

2 海賊対処への取組

1 海賊対処の意義

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題であ

1 海洋における施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定するもので、おおむね5年おきに見直しがなされる。

る。わが国は、海賊行為に対し、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することとしている。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国および国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路にあたる。同海域において、人質の抑留による身代金獲得などを目的に、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことから、2008年に国連安保理決議1816が採択された。以後、追加採択された関連決議により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦、軍用機の派遣を要請され、これまでに、わが国や米国などを含む約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。

海賊対処のための取組としては、多国籍部隊の第151連合任務群、同じく海賊対処を担うEU海上部隊（EUNAVFOR）と連携し、作戦地域の沿岸国領域外において海賊対処にあたっている。
European Union Naval Force

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していたものの、2023年11月には、2017年以来となる商船（セントラルパーク）の乗っ取り事案が発生した。2024年に入ってからも海賊の活動は活発化しており、依然予断を許さない状況となっている。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。

参照　図表Ⅲ-3-2-1（ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む））、Ⅰ部3章10節1項4(2)（湾岸地域の海洋安全保障）、Ⅰ部4章5節2項（海洋安全保障をめぐる各国の取組）

2　わが国の取組

(1) 海賊対処行動のための法整備

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令された。これを受けて、護衛艦2隻[2]がわが国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機2機[3]も同年、警戒監視などを開始した。

さらに、同年、海賊対処法[4]が施行され、全ての国の船舶を海賊行為から防護できるようになったほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するため、他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

参照　資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）

図表Ⅲ-3-2-1　ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む）

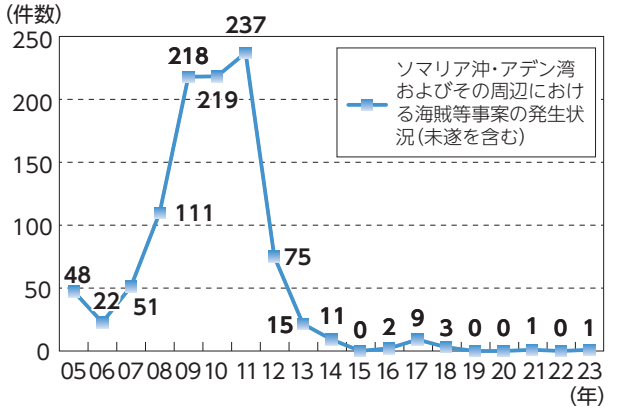

（注）　資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。

(2) 自衛隊の活動

ア　派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊、派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地における活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦（1隻派遣）により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗[5]している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機（1機派遣）

2　2016年12月以降、1隻に変更。
3　2023年12月以降、1機に変更。
4　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
5　海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

アデン湾で船舶の直接護衛をする護衛艦「いかづち」（2023年11月）

により海賊行為への対処を行っている。第151連合任務群司令部との調整により決定した飛行区域において、同部隊は警戒監視にあたり、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、他国艦艇および民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。

また、これらの部隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、必要に応じ空輸隊などを編成し、空自輸送機を運航している。

なお、海賊対処のため運営されているジブチの自衛隊活動拠点については、国家安全保障戦略などにおいて、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護にあたっても活用していくこととされた。2023年12月には、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組」について閣議決定され、現地の海賊対処部隊には、装備品などの集積・管理など、在外邦人等の保護および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務が新たに追加された。

参照　1章7節2項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）

イ　第151連合任務群司令部などへの要員派遣

海賊対処を行う各国部隊との連携強化や自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年8月以降、第151連合任務群および連合海上部隊の各司令部に司令部要員を派遣している。このうち、2015年には、自衛隊から初めて第151連合任務部隊司令官を派遣し、その後、2017年、2018年、2020年にもそれぞれ派遣した。

ウ　活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、2024年3月31日現在で4,076隻（海上警備行動に基づく護衛実績である121隻を含む。）である。また、航空隊は、アデン湾における各国の警戒監視活動の大部分を担っており、同日現在で飛行回数3,267回、延べ飛行時間約23,360時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供16,299回の活動を行っている。

2023年11月、イギリスの会社が運航するリベリア船籍タンカー「セントラルパーク」がアデン湾において何者かに乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊の海自P-3C哨戒機と護衛艦「あけぼの」を現場に急行させた。対処部隊は、警戒監視・情報収集を行いつつ、第151連合任務群に対し、現場で得た情報を迅速に提供するなどの対応を実施した。

参照　図表Ⅲ-3-2-2（派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ））、Ⅰ部4章5節2項（2）（海賊）

資料：海賊対処への取組
URL：https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html

動画：海賊から海を守れ
URL：https://www.youtube.com/watch?v=9-VlPG_jsMc

動画：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動
URL：https://www.youtube.com/watch?v=0GvdTkufJwU&feature=youtu.be

図表Ⅲ-3-2-2　派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）

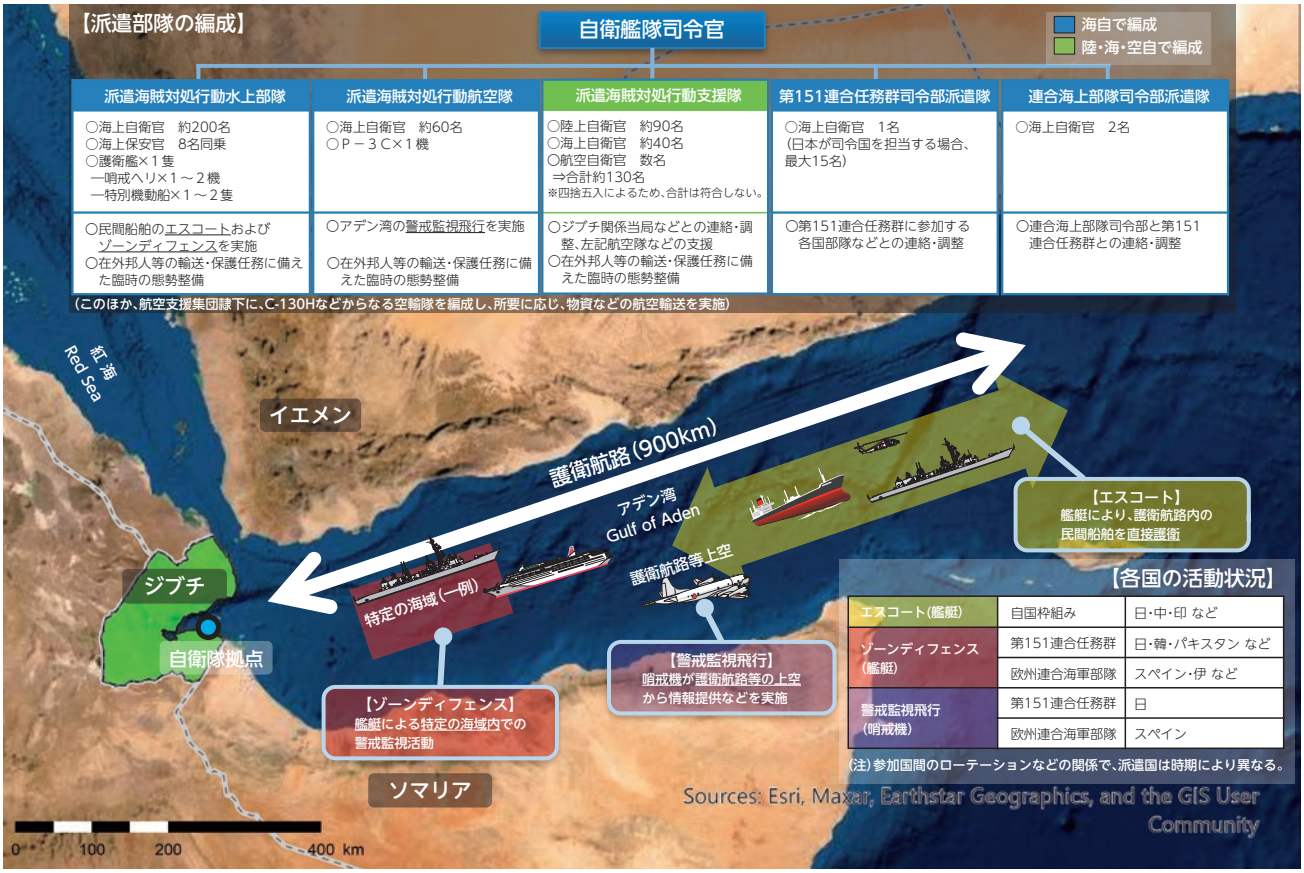

(3) 中東情勢の緊迫化と自衛隊の対応

2023年10月のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突により、中東情勢が緊迫するなか、パレスチナとの連帯を掲げるイエメンの反政府武装勢力ホーシー派が、紅海およびアデン湾において、民間商船などへの攻撃を繰り返しており、民間人の死傷者も発生している。同年11月には、日本郵船が運航する船舶が拿捕される事象[6]が生起した。また、同月、アデン湾において「セントラルパーク」が一時的に乗っ取られた事案発生時に、イエメンのホーシー派が支配する地域からアデン湾に向けて、少なくとも１発の弾道ミサイルが発射された[7]。

こうしたなか、防衛省・自衛隊は、部隊の安全に万全を期しつつ、引き続きソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を適切に実施し、諸外国の部隊を含む国際社会と緊密に連携して、中東地域のシーレーンの安定的な利用の確保を図っていく。

参照　Ⅰ部3章10節1項（中東）、Ⅰ部4章5節2項（1）（中東地域における海洋安全保障）

3　わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せ

6　拿捕された「ギャラクシー・リーダー」は、日本郵船が運航するイギリス企業所有バハマ籍自動車運搬船であり、日本人の船員は含まれていない。ホーシー派は、同船舶がイスラエルの船であるとして拿捕の正当性を主張しており、国土交通省、外務省など関係省庁が関係国と連携しながら同船舶および船員の早期解放のため取り組んでいる。2024年１月、わが国が米国とともに提案した、紅海上の船舶に対するホーシー派の攻撃を非難する国連安保理決議第2722号が採択された。

7　発射された弾道ミサイルは、「セントラルパーク」および対応にあたった米艦艇、護衛艦「あけぼの」から約10海里以上離れた周辺海域に着弾し、被害はなかった。

られている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

3 海洋安全保障にかかる協力

第４期海洋基本計画では、「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間における二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用し、各国との海洋安全保障に関する協力を強化することとされている。

これを受け、防衛省・自衛隊は、ADMMプラスやARF海洋安全保障会期間会合（ISM-MS）といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでおり、2024年から2027年までの間、フィリピンとともに、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合の共同議長を務める。

また、インド太平洋地域沿岸国に対し、海洋安全保障にかかる能力構築支援を行っており[8]、沿岸国の海洋状況把握（MDA）能力の向上を支援するほか、同盟国・同志国などと海洋安全保障にかかる協力を強化している。

海自は、インド太平洋地域の各国海軍などと連携しつつ、同地域沿岸国の海軍、警察機関などと海洋安全保障にかかる訓練を実施している。特に、太平洋島嶼国は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業[9]、海上における犯罪などのため、海洋安全保障能力の強化が急務であることから、海自インド太平洋方面派遣（IPD23）部隊は、一部の訓練で海上保安庁、米国、オーストラリアと連携しつつ、キリバス、パラオ、ソロモン諸島、トンガ[10]において海洋安全保障にかかる訓練を実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊および航空隊は、海賊対処任務に加え、ジブチに所在する他国軍との防衛交流を推進しており、中東地域沿岸国港湾への寄港や、ソマリア沖・アデン湾などにおいて、戦術技量の向上、各国軍との連携強化を目的に、EU海上部隊など[11]と共同訓練を実施している。

こうした防衛交流・協力を通じたインド太平洋地域沿岸国との連携強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

参照 1節2項10（3）（各軍種の取組）、1節4項3（関係各国との連携）、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

わが国が供与したパラオ海上保安局巡視船（ケダム）との訓練（2023年7月）

8 これまで、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、スリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。

9 無許可操業、無報告または虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威、かつ、食料安全保障にも直結する。

10 IPD23部隊は、パラオにおいて、わが国が供与したパラオ海上保安局巡視船（ケダム）と訓練を実施した。キリバスでは、海上保安庁、オーストラリア海事サービスアドバイザーと連携し、キリバス共和国警察と訓練を実施した。トンガでは、米海軍主催パシフィックパートナーシップ2023の一環として、トンガの海洋安全保障能力の強化に寄与するため、米国沿岸警備隊のIUU漁業取締関連アドバイザーとともに、トンガ王国海軍の立入検査部隊と立入検査訓練などを実施した。

11 派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年7月にEU海上部隊（スペイン海軍）と、同年9月にEU海上部隊（イタリア海軍）と、同年10月にEU海上部隊（スペイン海軍）と、2024年1月にフランス海軍とそれぞれ海賊対処共同訓練を実施した。

第3節 国際平和協力活動への取組

1 国際平和協力活動の枠組みなど

1 国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

防衛省・自衛隊が本来任務[1]として行う国際平和協力活動には、国連平和維持活動（国連PKO（Peacekeeping Operations））への協力をはじめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に際しての協力支援活動などがある。

参照　図表Ⅲ-3-3-1（自衛隊による国際平和協力活動）、Ⅱ部5章5項（国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料60（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

図表Ⅲ-3-3-1　自衛隊による国際平和協力活動

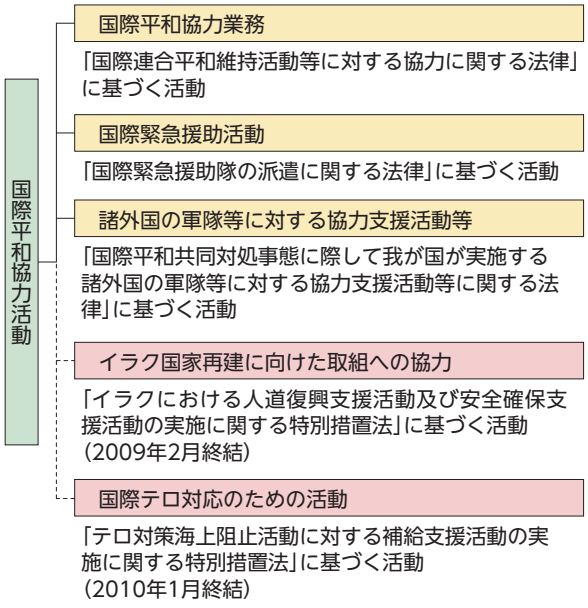

凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。このため、陸・海・空自がともに、派遣待機部隊などを指定し、常続的に待機態勢を維持している。また、国連本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況を具体的に把握するための国連平和維持活動即応能力登録制度（UN Peacekeeping Capability Readiness System）（PCRS）に施設部隊や司令部要員などのほか、C-2輸送機やC-130H輸送機を登録している。

国際平和協力活動などにおいて、人員・部隊の安全を確保し、任務を遂行するため、自衛隊は、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化も進めている。さらに、多様な任務環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ持続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動に従事するうえで必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。同センターでは、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁職員、外国軍人に対する教育も行い、連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や隊員家族

1　自衛隊法第3条に規定される「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたもの。「主たる任務」は、わが国の防衛であり、「従たる任務」は、公共の秩序の維持、重要影響事態に対応して行う活動および国際平和協力活動である。

の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に対するメンタルヘルス施策を実施している。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・帰国後などの各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員などによる派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談へのカウンセリング、④派遣中の隊員に対し、専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育、⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を実施している。

2 国連PKOなどへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護（POC）、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革（SSR）、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO）などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、30年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務を実施し、内外から高い評価を得ている。現在、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）および多国籍部隊・監視団（MFO）にそれぞれ司令部要員を派遣している。

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組むとともに、現地ミッション司令部要員などの派遣や、わが国が得意とする分野における能力構築支援、国連本部への幕僚派遣などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

1 多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣

(1) MFOへの派遣の意義

MFOは、「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」（1981年8月）により、平和条約に定められた国際連合の部隊や監視団の任務および責任を代替する機関として設立された。MFOは、エジプトとイスラエル間の停戦監視を任務とし、1982年の活動開始以来、両国の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。

このようななか、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があり、わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、2019年4月以降、国際連携平和安全活動としてMFOへ司令部要員を派遣している。

(2) 司令部要員などの活動

現在、陸上自衛官4名が、シナイ半島南部に所在するMFO司令部（連絡調整部および後方支援部施設課）において活動を実施している。

連絡調整部には、2019年4月以降、2名の司令部要員を派遣しており、エジプト、イスラエルとの連絡調整や、

MFOで活動する派遣隊員

資料：国連PKO派遣30周年　陸上自衛隊「国際活動の軌跡と発展」
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/pko30/index.html

これにかかる中長期の活動方針の作成などの業務に従事している。

後方支援部施設課には、2023年6月以降、2名の司令部要員を派遣しており、MFOの各種施設の更新に関する計画作成や進捗管理などの業務に従事している。そのほか、MFOに派遣された司令部要員が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、カイロに連絡調整要員1名を派遣し、関係機関との連絡・調整などにあたらせている。

この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すほか、米国をはじめ他の要員派遣国との連携の促進、人材育成の機会となることが期待される。

参照　図表Ⅲ-3-3-2（MFO関連地図）、図表Ⅲ-3-3-3（MFO組織図）

図表Ⅲ-3-3-2　MFO関連地図

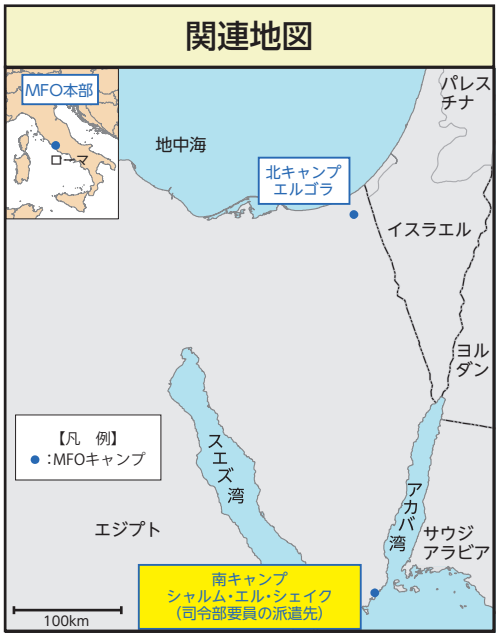

図表Ⅲ-3-3-3　MFO組織図

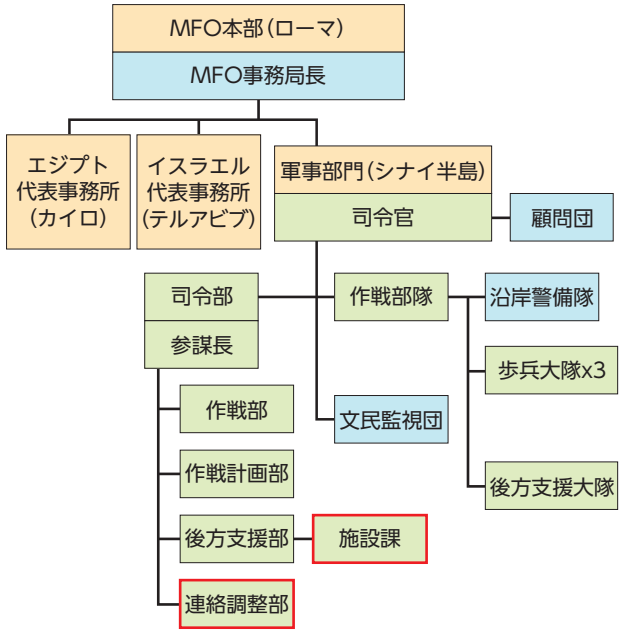

（注）赤枠はわが国要員の配置部門

2　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）

（1）UNMISSへの派遣の意義

2011年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。わが国は、国連からのUNMISSに対する協力、特に、陸自施設部隊の派遣要請を受け、司令部要員、自衛隊の施設部隊などを派遣してきた。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的協力を行うことで、南スーダンの平和と安定に貢献してきた。

UNMISSは、現在、わが国が要員を派遣する唯一の国

資料：シナイ半島国際平和協力業務（国際連携平和安全活動）
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201904_egy.html

連PKOであり、司令部要員の派遣は、南スーダンの和平プロセスの進展を国際社会とともに支援するものである。国連への緊密な関与の継続や周辺アフリカ諸国などとの連携、人材育成の機会確保などの観点から、引き続き要員を派遣する意義がある。

参照　Ⅰ部3章10節2項（アフリカ）

(2) 司令部要員の追加派遣

国連によるUNMISSにおける人事・評価・訓練を担当する副参謀長（大佐級）の公募およびその補佐官の派遣要請を受け、2024年4月、陸上自衛隊より1等陸佐と2等陸曹の計2名を追加派遣することとした。大佐級ポストの派遣は、わが国の司令部要員としては、過去最高位となる。

(3) 司令部要員などの活動

南スーダンの首都ジュバに所在するUNMISSの本部において、従前から陸上自衛官4名（兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚）が活動を実施しており、兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の飛行計画の作成などの業務を行っている。

2024年に追加派遣した陸上自衛官2名のうち、副参謀長は、UNMISS軍事部門司令部における人事・評価・訓練部門の運営・監督を務めており、補佐官は、同副参謀長が円滑に業務を実施できるようサポートを行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、在南スーダン日本大使館内の連絡調整事務所に、連絡調整要員1名を派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整にあたっている。

このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。

参照　図表Ⅲ-3-3-4（UNMISS組織図）

図表Ⅲ-3-3-4　UNMISS組織図

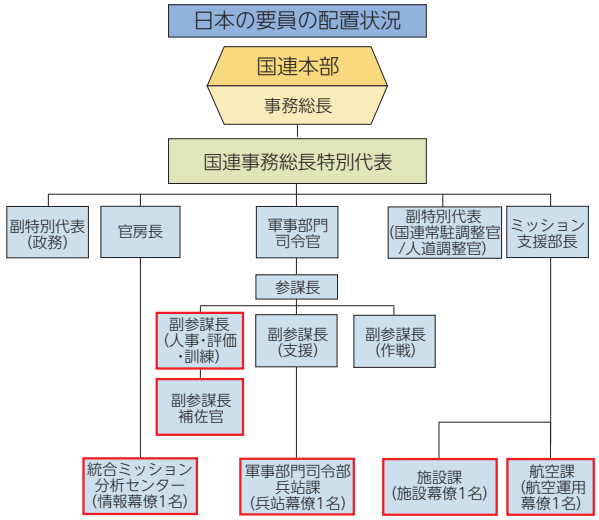

（注）赤枠はわが国要員の配置部門

3　国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。2024年3月現在、3名の自衛官（室長級および担当級）が、国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成、各国派遣要員の能力評価などに関する業務を行っているほか、自衛官と事務官の各1名（ともに担当級）が国連活動支援局において国連三角パートナーシップ・プログラム[2]（UNTPP）に関する業務を行っている。

United Nations Triangular Partnership Programme

参照　資料59（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

資料：国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201111_ssd.html

2　国連、国連PKOの要員派遣国および支援国（技術や装備を有する第三国）間の協力により、国連PKOに派遣されるPKO要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。

4 PKO訓練センターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、平和維持活動におけるアフリカ諸国などの自助努力を支援するため、アフリカなどに所在するPKO訓練センターなどに自衛官を派遣し、PKO要員の教育訓練を支援しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

参照 資料59（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

5 UNTPPへの支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後もPKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、2014年9月のPKOサミットにおいて、わが国は積極的な支援を表明し、UNTPPによって具体化された。

UNTPPは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を実施するものとして始動した。プログラムの開始から2024年3月までに、のべ184名の陸上自衛官をアフリカ地域に派遣し、同地域の8か国312名の要員に対して、計10回の訓練を実施した。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていることを踏まえ、2018年より、UNTPPをアジアおよび同周辺地域においても実施している。2023年6月、陸上自衛官24名をインドネシア平和安全保障センターに派遣し、インドネシアおよび周辺国の工兵要員を対象として、PKOにおけるインフラ整備、宿営地の造成などに必要な知識、技能の修得に寄与した。プログラムの開始から2024年3月までに、のべ116名の陸上自衛官を派遣し、アジアおよび同周辺地域の10か国95名の要員に対して、計5回の訓練を実施した。

さらに、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保のための衛生能力強化が課題となっていることから、国連がUNTPPでの支援の枠組みを衛生分野にまで拡大し、国連野外衛生救護補助員コース[3]（UNFMAC）が設置されることとなった。2023年7月、ウガンダにある国連エンテベ地域支援センターで実施された同コースに、防衛省・自衛隊は教官要員として陸上自衛官1名を派遣し、派遣要員25名に対して教育を実施した。

国連三角パートナーシップ・プログラム野外衛生救護補助員訓練の教官として勤務する隊員

そのほか、UNTPPの一環として、工兵要員を対象とした作業工程管理課程をオンラインで開催している。本課程は、国連PKOミッションにおける工事管理、問題発生時の対処法などを教育するものであり、2023年11月、陸上自衛官5名の教官が、ベトナム、タイ、モンゴルの工兵要員25名を対象に、同年12月には、ケニア、タンザニア、ウガンダの工兵要員26名を対象に教育を実施した。

6 ウクライナ被災民に対する救援活動への協力

2022年のロシアによるウクライナ侵略を受け、UNHCRから人道救援物資の輸送支援の要請があった。これを受けて、同年5月から6月までの間、「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務」として、自衛隊機により、ドバイ（アラブ首長国連邦）にあるUNHCRの倉庫の人道救援物資をウクライナ周辺国（ポーランドおよびルーマニア）へ輸送した。今般の協力について、UNHCRから謝意を表明されたほか、ウクライナ政府関係者からも感謝と高い評価が得られた。

3 PKOの活動地域において、衛生隊員または医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置を実施できる要員の育成を目的とする課程。

3 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援（HA/DR）などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

（Humanitarian Assistance/Disaster Relief）

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987年に国際緊急援助隊法[4]を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫（ぼうえき）活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動、④海自固定翼哨戒機による捜索活動などの協力に加え、⑤自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した被災地への人員、機材の輸送を行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。

3 トルコ共和国における地震災害に対する国際緊急援助活動等

2023年2月6日、トルコ南東部を震源とする地震により、トルコでは、死者が5万人を超えるなど、大きな被害が発生した。

トルコ政府の要請を受け、わが国は、国際緊急援助隊・救助チーム、医療チームなどを派遣し、防衛省としては、同年2月13日から17日の間、B-777特別輸送機1機により、現地で活動する国際緊急援助隊・医療チームに必要な機材などを本邦からトルコまで輸送した。

また、トルコ政府およびNATOからの協力要請を受け、KC-767空中給油・輸送機1機により、パキスタンにある緊急援助物資をトルコに輸送した。

同年3月24日、防衛大臣による終結命令が発令され、人員延べ約60名による国際緊急援助活動などを終了した。

自衛隊がNATOと連携して実施する国際緊急援助活動は今回が初めてである。今般の活動に対してはトルコ政府およびNATOから高い評価と謝意が示されており、トルコとの関係のみならず、日NATOのパートナーシップを一層深化させるものとなった。

資料：国際緊急援助活動等
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/kokusai_enjyo/

4　国際緊急援助隊の派遣に関する法律。

第4節 軍備管理・軍縮や不拡散への取組

大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国で取り組んでいる。

これらの課題に対しては、**軍備管理・軍縮・不拡散**にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

国家安全保障戦略は、自由で開かれた国際秩序を強化するための取組のうち、重要な方策の一つとして、大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散について述べている。また、国家防衛戦略では、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していくこととしている。

参照　図表Ⅲ-3-4（通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制）

KEY WORD　軍備管理・軍縮・不拡散

「軍備管理」
軍備または兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制など。
「軍縮」（軍備縮小）
国際的な合意のもと、特定の軍備の縮小または兵器の削減を行い、さらにはそれを廃絶すること。
「不拡散」
わが国や国際社会にとって脅威となりうる兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器やそれらを運ぶミサイルならびに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐこと。

図表Ⅲ-3-4　通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区　分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段（ミサイル）	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約（NPT） 包括的核実験禁止条約（CTBT）	化学兵器禁止条約（CWC）	生物兵器禁止条約（BWC）	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）	特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW） クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約（オタワ条約） 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約（ATT）
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ（NSG）	オーストラリア・グループ（AG）		ミサイル技術管理レジーム（MTCR）	ワッセナー・アレンジメント（WA）
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想（PSI） 国連安保理決議第1540号				

1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となりうるミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約（CWC）については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関（OPCW）に化学防護の専門家である陸上自衛官をこれまで8名派遣している。また、陸自化学学校（さいたま市）では、防護研究のため、条約の規制対象である化学物質を少量合成していることから、条約の規定に従い、年次報告の提出やOPCW設立当初から計13回の査察を受入れており、問題ないことが確認されている。

Chemical Weapons Convention
Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

わが国は、CWCに基づいて、中国における遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体として取り組んでいる[1]。防衛省・自衛隊は、同事業を担当する内閣府に陸

1　旧日本軍による遺棄化学兵器は、中国北部の黒龍江省から南部の広東省までの広範囲で確認されており、わが国は、各地において発掘・回収・処理事業を進めている。

OPCWに派遣された隊員（査察時）

上自衛官を含む職員を出向させており、2000年以降、計20回（2023年9月現在）の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を派遣している。

そのほか、国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントやオーストラリア・グループ、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）などの主要な会合に防衛省職員を派遣し、安全保障上の観点から、重要な技術の不拡散に資するための提案などを行っている。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会が実施する訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力してきた。

通常兵器の規制に関して、わが国は、人道上の観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）などの各種条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約[2]）も締結している。わが国は、同条約の発効を受け、2015年2月に自衛隊が保有する全てのクラスター弾の廃棄を完了した。

また、CCWの枠組みにおいて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合などにも随時職員を派遣している。LAWSにかかる議論については、その特徴、人間の関与のあり方、国際法の観点などから議論されており、わが国としては、引き続き、安全保障上の観点も考慮しつつ、積極的に議論に関与していくこととしている。

加えて、近年、AIが軍事領域に与える影響について国際的な議論が活発化しており、2023年2月にオランダで開催された「軍事領域における責任あるAI利用（REAIM）」2023サミットに岡防衛審議官（当時）が参加した。

対人地雷の禁止に関しては、例外保有などに関する年次報告を対人地雷禁止条約（オタワ条約[3]）事務局に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

また、生物兵器禁止条約（BWC）に関連し、毎年、信頼醸成措置報告書を提出しており、防衛医科大学校や防衛装備庁の施設についてもその中で報告している。

このほか、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的とした国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度、武器貿易条約（ATT[4]）に基づく年次報告を行うとともに、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

参照　資料59（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、2003年5月、拡散に対する安全保障構想[5]（PSI）を発表し、各国にこの構想への参加を求めた。これに基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、継続的に訓練に参加している。

2023年5月、韓国で実施されたPSI訓練[6]「Eastern Endeavor 23」に海自護衛艦「はまぎり」が参加した。本訓練には、米豪韓の海軍、沿岸警備隊、海洋警察の艦船、航空機も参加し、PSIにかかる技量向上および参加

2　クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは未締結。
3　対人地雷の使用や生産、移譲などを禁止する条約。米国、中国、ロシア、韓国、インドなどは未締結。
4　平和や安全を損なう、あるいは、国際人道法などの重大な違反に使用される可能性のある通常兵器の国際移転を規制する条約。米国やロシアなどは未締結。
5　国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル、それらの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また同時に、各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想。
6　インド太平洋地域におけるPSI訓練は、2014年からわが国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポールおよび米国の6か国が毎年持ち回りで主催。

各国との連携強化を図った。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散防止や自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催、他国の実施する同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

参照　資料61（PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（2013年度以降））

PSI海上阻止訓練に参加する隊員（2023年5月）

資料：軍備管理・軍縮・不拡散への取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/fukakusan/index.html

第Ⅳ部

共通基盤の強化

第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

第2章 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

第3章 訓練・演習に関する諸施策

第4章 地域社会や環境との共生に関する取組

第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

近年、科学技術の急速な進展が、安全保障のあり方に根本的な変化をもたらしている。各国は、自国の技術的優越を確保するため研究開発を加速しており、とりわけ、将来の戦闘様相を一変させうる、いわゆる**ゲーム・チェンジャー**と呼ばれる先端技術の獲得に注力している。

AI（Artificial Intelligence）、量子技術、新たな形でのエネルギーの利用といった新技術は、装備品等[1]へ適用されて、戦闘様相を従来の陸・海・空領域から、宇宙・サイバー・電磁波領域や人の認知領域にまで広げつつある。また、AIやSNS（Social Networking Service）などの情報関連技術や情報インフラの急速な進展は、軍事的手段と非軍事的手段を組み合わせたハイブリッド戦を発生させ、偽（にせ）情報の拡散を通じた情報戦を拡大させるリスクなども劇的に高めている。

わが国においても、今や新しい戦い方に対応する優れた装備品等を早期に獲得することは急務である。その獲得は、わが国国内における技術的知見の蓄積や、高度な技能を有する人材の育成、特殊なニーズを満たす製造設備・施設の整備・維持などといった、長期にわたる不断の取組によりようやく実現することが可能となる。このため防衛省は、優れた装備品等を確保するために不可欠の要素を総じて、基盤的なもの、すなわち「防衛生産・技術基盤」として捉え、その維持・強化に努めてきた。しかしながら、近年、防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は、技術の高度化によるコストの増大や国際情勢の複雑化・不安定化に伴うサプライチェーン上のリスクの顕在化といった変化を生じており、これが需要の限定性や仕様の特殊性といった装備品等の特有の性質とあいまって、主として防衛産業において、収益性の低さと、それによる事業の継続・成長への消極的見通しを生じるに至った。直近では、防衛産業における事業撤退が断続的に生じ、また、撤退まで至らずとも新規投資は行いがたいという声が挙がるに及び、装備品等の可動率の低下を招いて自衛隊の運用に影響をきたしかねない懸念さえ生起していた。

現代において自衛隊は、高度な技術が適用された装備品等を用いて初めて、その能力を十分に発揮し、わが国防衛の任務を全うすることができる。政府は、2022年12月に策定した国家安全保障戦略などにおいて、防衛生産・技術基盤を取り巻く厳しい現状を直視し、優れた装備品等の確保に不可欠の要素である防衛生産・技術基盤を、いわばわが国の防衛力そのものと位置づけることによって、その抜本的な強化に取り組んでいく方針を明確に示した。

KEY WORD **ゲーム・チェンジャー**

例えば、AI、極超音速技術、高出力エネルギー技術や量子技術など、将来の戦闘様相を一変させる先端技術のこと。民生分野における先端技術が軍事技術に転用されたものもあり、各国はこうした技術の開発に注力している。

第1節 防衛生産基盤の強化

わが国における防衛生産基盤には、いくつかの特徴がある。まず前提として、工廠（こうしょう）（装備品等にかかる国営工場）を持たないわが国においては、基盤の重要な役割を民間企業に大きく依存している。したがって、防衛力の抜本的強化が求められるなか、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等の確保を担保する防衛産業の重要性はますます高まっている。そのうえで、装備品等の製造等[2]にあたっては、高度な要求性能や保全措置への対応が必要となり、企業がそのための投資に踏み込むには、経済合理性の観点から一定の予見可能性が必要となる。さらに、顧客は基本的には防衛省・自衛隊に限定されることもあり、企業にとって投資回収の機会は限られる。

1 自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る）。
2 製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供。

こうした特徴などに起因し、わが国の基盤の弱体化が進んでいる。そうしたなか、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決断する企業が断続的に現れている。その結果、自衛隊の運用に必要不可欠な装備品等の安定的な調達に支障が生じるだけでなく、長期的には、適正な競争環境やイノベーションが失われ、安全保障分野におけるわが国の技術的優位性を喪失するおそれもある。

さらに、近年、サイバー攻撃によって情報を盗まれるリスクや外国政府による輸出規制によって原材料などが輸入できなくなるリスクなどが顕在化している。

こうしたわが国の基盤を取り巻く環境を踏まえ、これを維持・強化するための各種施策を講じていく。

1 防衛生産基盤強化法と基本方針

わが国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止など）を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分である。防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくために必要な施策を講じるため、防衛生産基盤強化法[3]が2023年6月に成立し、同年10月に施行された。

この法律において、防衛大臣は、基本方針[4]を定めることとされており、同年10月にこれを公表した。この基本方針では、防衛生産基盤強化法に定められた施策が適切に実施されるために必要な事項を定めるとともに、2014年に策定した「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の基盤の維持・強化の方向性を新たに示した。

参照　資料62（装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針）

進水式を迎えたもがみ型護衛艦「ゆうべつ」（2023年11月）

1 基盤の維持・強化に関する主な方向性

(1) 基盤の維持・強化の意義

国内に基盤を維持・強化する意義として、わが国の安全保障上の主体性の確保や抑止力の向上、国内産業への経済的・技術的貢献といった観点はこれまでも指摘されてきた。これは国内の基盤が高度な装備品等の早期獲得や自衛隊の十分な継戦能力の維持・確保に重要な役割を果たすことに加え、防衛産業は防衛省と直接の契約関係にあるプライム企業と、その下に広がる中小企業を中心とした幅広いサプライヤーから構成されるすそ野が広い産業であるためである。

加えて、近年、経済安全保障の観点から各国による技術の囲い込みが進み、また、新型コロナウイルスの感染拡大などでサプライチェーンの途絶なども生じた。こうした背景から、わが国防衛に直結する装備品等の安定的な製造等や技術的優位性を確保する観点からも、基盤を国内に維持・強化する必要性は一段と高くなっている。

(2) 装備品等の取得の考え方

装備品等の取得方法については、わが国を防衛するために必要な性能を有する装備品等を取得するという当然の前提のうえで、経費面においても継続的な取得や維持整備が可能である必要があることを念頭に置きつつ、また、わが国に比較優位がある分野を育成し、劣後する分野や欠落する分野を必要に応じ補完する観点に加え、基盤を国内に維持・強化する必要性が一段と高くなっていることを踏まえて決定していく必要がある。具体的には、装備品等を新たに取得するにあたって、以下の分野を中心に国産による取得を追求する。

ア　運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、

3　防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律
4　装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針

スケジュールなどの諸条件を国内技術で満たすことができるもの

イ　有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備にかかる改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）

ウ　機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）

エ　わが国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの

オ　外国からの最新技術の入手が困難なもの

カ　経済的手段による外的脅威の対象となりうるもの

(3)　国際協力の考え方

各国が軍事分野での研究開発にしのぎを削り、技術の進展が著しい昨今、必要な基盤を自国のみで維持することは困難であり、他国に依存すべきでない装備品等にかかる基盤は国内において維持・強化することを基本としつつも、装備・技術面での国際協力を推進していくことが不可欠となっている。したがって、国際共同研究・開発、さらには積極的な国際協力やライセンス国産を推進し、各国の優れた技術をわが国の装備品等に取り込むことが必要である。

また、装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、官民一体となって安全保障上意義の高い装備移転や国際共同開発を幅広い分野で進めていく。

(4)　防衛産業のあるべき姿

必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることが最も重要である。

また、欧米など諸外国の防衛産業のように、国際競争力を持った防衛産業としていくためには、防需依存度（防衛事業の売上高の比率）が高い企業が主体となった防衛産業を構築することなど、産業構造を見直していくことが重要である。

(5)　装備品等の安定的な製造を確保するための国と事業者の役割

国は、装備品製造等事業者[5]が防衛事業に携わり、さらに継続すると判断するに足る環境を整える観点を重視する一方、事業者は、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を改めて強く持ったうえで、基盤の維持・強化に主体的に取り組むことが期待される。

2　防衛生産基盤強化法に基づく措置

(1) 特定取組（サプライチェーン強靱化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化、事業承継など）

装備品等の製造等に際しては、外国政府が輸出を規制して原材料などの輸入が困難となるリスク、老朽化した設備が更新されず生産性や技術水準が低迷し納入遅延や要求性能未達となるリスク、工程においてマルウェアやスパイウェアが混入するといった懸念部品のリスク、サイバー攻撃によって性能などの情報が流出するリスク、事業継続が困難となって防衛事業から撤退するリスクといった、装備品等の安定的な製造等を損なう様々なリスクが想定される。このようなリスクに効果的に対応し、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプライチェーンが効果的・効率的に機能し、指定装備品等[6]の安定的な製造等に寄与するよう、事業者により以下の特定取組がなされる必要がある。

ア　サプライチェーン強靱化
- 原材料の国産化・備蓄
- 代替素材、部品等の研究開発など

イ　製造工程効率化
- 最新設備などの導入
- 人工知能による検査工程自動化など

ウ　サイバーセキュリティ強化
- 情報システムの強化
- 社内人材育成など

エ　事業承継など
- 製造設備などの整備
- 人材育成（技術・ノウハウ習得）など

防衛大臣は、事業者から提出された特定取組に関する

5　装備品等の製造等の事業を行う事業者。
6　防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等であって、その製造等を行う特定の装備品製造等事業者による製造等が停止された場合に、防衛省による適確な調達に支障を生じるものをいう。

計画について、基本方針に従い、認定する。防衛省は、認定後に事業者と特定取組にかかる契約を直接締結し、当該契約の定めに従って遅滞なく対価を支払うこととしている。2023年度は、計36件、約99億円について認定を行ったところである。

計画認定を受け特定取組を行う事業者に贈られる「君シカオランシール」
（戦闘車両エンジン燃料噴射ポンプの製造で認定を受けた清水ノーズル（株））

(2) 装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人

装備移転に際し、わが国の安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更などを事業者に実施させる場合がある。特に、わが国の装備品等に使われている先進的な技術に関する情報を保全することにより、諸外国に対する防衛分野における技術面での優位性が失われる懸念について適切に対応する必要がある。

こうした観点で防衛大臣が事業者に対して仕様と性能の調整を求める場合に、これにかかる必要な費用を助成金として交付する。

上記の助成金の交付とこれに必要な基金を管理し、また、装備移転が防衛省の政策目的に適合したものとして事業者による装備移転が適切な管理のもとで円滑に行われるようにするために、2024年2月16日、防衛大臣が指定装備移転支援法人を指定した。

同法人に対して、基金を造成するため、2023年度400億円、2024年度400億円を交付したところである。

参照　3節2項（防衛装備移転の推進のための取組）

(3) 装備品等秘密の保全

装備品等の製造等にあたって、より質の高い装備品等を安定的に調達するために、防衛省は先端技術などの装備品等に含まれる秘密情報を事業者に提供している。一方で、近年、安全保障上の懸念国によるサイバー攻撃、企業買収の働きかけなど、装備品等に含まれる秘密情報の流出の脅威がこれまで以上に高まっている。

こうした観点で、事業者に提供していた秘密情報を「装備品等秘密」として改めて指定し、これを取り扱う事業者とその従業者に情報管理の徹底を求めることとした。また、この秘密を故意に漏えいなどをした者に対して、自衛隊員などを対象にした秘密漏えい時と同様の罰則を措置することで、効果的に漏えいを防止する。

(4) 防衛大臣による装備品製造施設等の取得など

上記（1）と（2）の各種取組では防衛省による指定装備品等の安定的な調達ができないと判断される場合には、当該指定装備品等の製造等をする施設や設備を防衛省が取得することができる。取得した製造施設等は、事業者が指定装備品等の製造等のために防衛省から委託を受けてその管理を行う。このため、本制度を適用した場合でも事業主体は民間企業であり、通常の企業活動と何ら変わりなく、効率的な運営が期待される。

参照　図表Ⅳ-1-1-1（防衛生産基盤強化法の概要）、3節1項（防衛装備移転三原則にかかわる制度）

資料：防衛生産基盤強化法について
URL：https://www.mod.go.jp/atla/hourei_dpb.html

図表Ⅳ-1-1-1 防衛生産基盤強化法の概要

防衛生産基盤強化法の概要

令和5年法律第54号

1 防衛産業の位置付け明確化

- 装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化について、その重要性が一層増していることを明確化。
- 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

(3-③ 参考) サイバーセキュリティ強化基盤強化の措置(イメージ)

2 サプライチェーン調査

- 国が調査を実施し、サプライチェーンリスクを直接把握。
- 調査に対する事業者の回答については、努力義務。

→ 調査結果を基盤強化の措置に活用。

(4 参考) 装備移転移転対象となり得る防空レーダー

3 基盤強化の措置

- 基盤の強化に資する事業者の取組を認定のうえ、(サプライヤ企業に対しても) 直接的に経費を支払。

→サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。

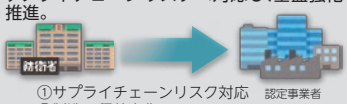

①サプライチェーンリスク対応
②製造工程効率化
③サイバーセキュリティ強化
④事業承継等

4 装備移転円滑化措置

- 装備移転のため、移転対象の装備品等の仕様・性能等を国の求めにより変更する場合に、必要な費用を助成。

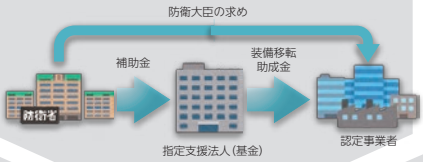

5 資金の貸付け

- 株式会社日本政策金融公庫により、装備品等の製造等に必要な資金の貸付けを配慮。

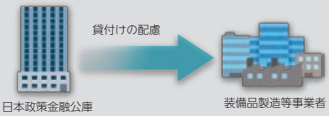

6 製造施設等の国による保有

- 他の措置を講じてもなお他に手段がないとき、国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託。

→ 装備品等の製造等や適確な調達を確保。

(3-② 参考) 製造工程の効率化
上:従来の手作業による製造工程
下:金属3Dプリンタ導入による自動化(イメージ)

7 装備品等契約の秘密保全

- 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ。

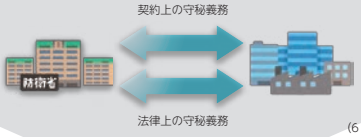

(6 参考) 米国における製造施設等の国有事例
上:空軍 United States Air Force Plant4
下:陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

VOICE

①装備品の開発・生産拠点強化にかかる取組

日本電気株式会社（NEC）　ANSビジネスプロモーション部門　ANSサプライチェーン統括部　ディレクター　中松（なかまつ）　栄治（えいじ）

当社は、東京の府中事業場を主な拠点として装備品の開発、生産、システムインテグレーションを展開しています。警戒監視レーダや水中音響装置などのセンサ事業、野外通信システムや衛星通信システムなどのネットワーク事業、自動警戒管制システムなどのITシステム事業により、海中から宇宙まで幅広い分野で高度な技術力とソリューションを活かして、製品やシステムを提供し、防衛力整備の一翼を担っております。

装備品の生産増加への対応のため、生産基盤の強化に取り組んでおり、生産設備の更新、増強や、人員の大幅強化（2025年度までに1,000人規模の増員）と合わせて、府中事業場内に8階建ての新棟を建設しています（2024年度完成予定）。これは将来の府中事業場のありたい姿を描いたグランドデザインに基づく設備・施設のリノベーションの第一弾であり、「高度なセキュリティ対策」と「柔軟な働き方」の両立を図りながら、従業員・お客様・パートナー様・地域が一体化した生産拠点を目指して進めています。

これらの施策を継続して着実に実行し、今後もわが国の安全保障の基盤となる防衛力整備に貢献できるよう活動してまいります。

府中事業場のグランドデザイン抜粋【日本電気㈱提供】

②「君シカオラン」で、装備品のキーサプライヤーに。

株式会社中金（ちゅうきん）　専務取締役　井上（いのうえ）　裕嗣（ひろつぐ）
常務取締役　寺西（てらにし）　一明（かずあき）

―アルミニウムの表面処理で先駆ける技術力を培い、社会の発展と人間の豊かさに貢献する―　この思いで、当社は、装備品の一部のアルミニウム部品への表面処理をプライム企業（防衛省と契約関係にある企業）から請負ってきました。今般、政府が進める防衛力の抜本的強化を受け、プライム企業が装備品の生産体制を強化されることとなり、代わって、同企業が担う装備品の表面処理工程を当社が承継することとなりましたが、ここで活用したのが、防衛省の「君シカオラン」制度（防衛生産基盤強化法による基盤強化措置）です。

必要な経費が直接企業に支払われるこの制度により、安心して生産体制が構築できるだけでなく、装備品のキーサプライヤー、まさに日本で「君シカオラン」企業として安全保障に貢献できることを誇りに思います。

「君シカオラン」制度の活用により整備が進む、新たな表面処理ライン
写真は筆者達

2 防衛生産基盤強化法以外の主な取組

1 防衛事業の魅力化

防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応の必要性などにより、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い傾向にあった。原価計算方式の価格算定において、企業努力を正当に評価し、企業の適正な利益を算定する仕組みを構築しつつ、調達制度についてもより一層の効率化を促すための各種契約制度の見直しを不断に行うこととしている。

2 防衛産業の活性化

(1) 防衛産業参入促進展

2016年から、防衛生産・技術基盤を維持・強化することを目的に、防衛産業に未参入の国内の有望な中小企業などを発掘し、防衛関連企業や防衛省・自衛隊とのマッチングを図ることで、防衛産業に新規参入する機会を創出、促進する展示会を実施している。2023年10月には大阪で、2024年1月から2月にかけては東京で、それぞれ2日間、計2回実施した。なお、大阪では、和田防衛大臣補佐官（当時）から、東京では、高見防衛大臣補佐官から防衛生産・技術基盤強化の重要性について説明した。

防衛産業参入促進展の様子

(2) 防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会

防衛省・自衛隊は、スタートアップ企業と連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に取り込むことで早期装備化を推進している。こうした取組の一環として、経済産業省と連携し、経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業などとのマッチングを図る機会を創出するため、防衛省と経済産業省の関係部署が会合する枠組みとして、防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会を整備した。2023年6月、9月、10月と2024年1月に計4回、実施した。

参照 図表Ⅳ-1-1-2（合同推進会に参加した企業の例）

(3) インダストリーデー

2022年から、国内防衛関連企業の日米共通装備品などのサプライチェーンやインド太平洋地域における米軍の維持整備事業への参画を図るため、在日米軍および米国防衛産業とのマッチングの機会となる展示会（インダストリーデー）を実施している。2023年は10月に東京で実施した。

参照 4節6項（FMS調達の合理化に向けた取組の推進）

3 強靭なサプライチェーンの構築

2023年1月、日米防衛相会談にて、「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」（SoSA）の署名がなされた。本取決めは、装備品等（最終製品のみならず、その部品や役務も含む。）を日米間で安定的に相互に供給し合うことを目的とした枠組みであり、装備品等の強靱で多様化されたサプライチェーン構築に寄与するものである。

Security of Supply Arrangement

参照 図表Ⅳ-1-1-3（防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（SoSA）（イメージ））

4 防衛産業保全の強化

先端技術をめぐる国家間の競争が激化し、国家による様々な手段による軍民双方の技術情報の獲得が試みられており、防衛産業は、その最前線の様相を呈している。防衛関連企業は、サイバー攻撃を含む諸外国の情報活動などのリスクに晒されている。このようななかで、防衛関連企業は、わが国の防衛上の秘密情報などを適切に保

図表Ⅳ-1-1-2　合同推進会に参加した企業の例

参加企業（スタートアップ企業およびベンチャーキャピタルなど）

企業名	製品・サービスの概要
㈱イノフィス	中腰姿勢を保つ、人や重い物を持ち上げるなどの作業時に腰の負担を低減するアシストスーツを展開。人工筋肉を活用したアシストスーツを中心に揃え、電力不要、防水防塵、軽量、簡単装着を特徴とする。腰サポート5製品、腕サポート1製品を展開
㈱テラ・ラボ	長距離無人航空機などを活用した広域災害対策情報支援システム
メトロウェザー㈱	ドップラーライダーを活用した風況リモートセンシング観測、風況予測シミュレーション、不審ドローン検知・識別
㈱インフォステラ	衛星オペレータに対する地上局ネットワークサービス
セレンディクス㈱	先端3Dプリンターによる断熱性・耐震性に優れた住宅施工
ミツフジ㈱	銀めっき導電性繊維、ウェアラブルデバイス
TRUST SMITH㈱	AI/ロボティクス、画像処理技術を活用した工場・倉庫の自動化などのソリューション
インキュベイトファンド㈱	創業期のスタートアップに競争力を有した独立系ベンチャーキャピタル
㈱東京大学エッジキャピタルパートナーズ	東京大学をはじめとする大学・研究機関などの技術や人材を活用するベンチャー企業への投資活動を通じたベンチャー・キャピタル・ファンドを運営
リアルテックホールディングス㈱	地球や人類の課題解決に資する革新的テクノロジー（リアルテック）を有するディープテック・スタートアップへの投資育成を通じて社会課題解決に取り組む
JICベンチャー・グロース・インベストメンツ㈱	産業および社会課題の解決と日本の国際競争力の強化に寄与する政府系ファンド

（注）上記のほか1社参加

図表Ⅳ-1-1-3　防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（SoSA）（イメージ）

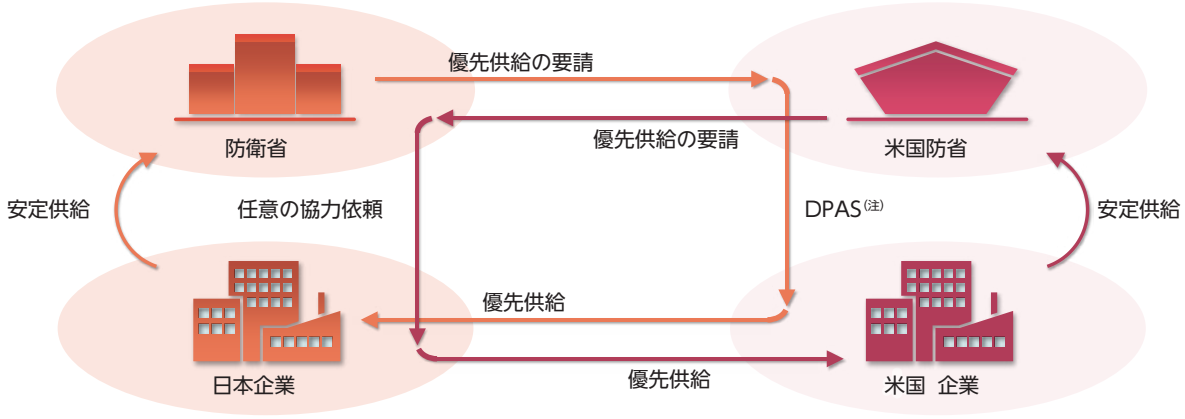

（注）DPAS：米国の国内法である国防生産法に基づき、米国防省から米国企業に対して、優先供給を義務付ける制度
Defense Priorities and Allocations System

護しながら自衛隊の装備品等の開発・生産・維持整備を行い、また、同盟国・同志国などの秘密情報などを保護しながら防衛装備・技術協力に参画していく必要がある。

こうした事情を踏まえつつ、防衛装備庁においては、国際水準を踏まえた防衛産業保全の強化を推進する取組の一環として、2023年5月、欧米など30か国を超える参加国間の産業保全措置の標準化などを目的とする「多国間産業保全ワーキンググループ」（MISWG）に加入した。
Multinational Industrial Security Working Group

また、わが国の防衛産業に関心のある外国政府・外国企業および防衛産業への参画を希望する国内企業を念頭に、防衛産業の秘密保全制度の一覧性を高めるべく、防衛省と契約した企業が守るべき事項を分かりやすく整理した防衛産業保全マニュアルを同年6月に公表した。

これに加え、秘密ではないものの適切な保護を要する情報についての対策を強化するため、米国防省が企業に適用しているセキュリティ対策の基準（NIST SP800-171）を参考に、これと同水準のセキュリティ対策を盛り込んだ防衛産業サイバーセキュリティ基準に基づき、同年4月以降、防衛関連企業において保有する情報システムの改修などが進められている。

参照 Ⅲ部1章4節5項2 (2)（セキュリティ強化）

5 機微技術管理の強化

防衛装備移転時に技術の重要度や優位性などを踏まえた技術的機微性評価を実施し、機微性が高い技術については、技術のリバースエンジニアリング対策を推進するなど、技術流出防止に取り組んでいる。

近年、先端技術をめぐる国際競争が激化するなか、経済安全保障施策の一つである特許出願の非公開に関する制度、あるいは対内直接投資などについて、技術流出防止の観点から関係府省庁と連携・協力している。

このほか、機微技術管理を強化するため、防衛技術の専門家としての観点から先端技術の分析を実施し、重要技術の特定・把握に努めるとともに、同盟国などと技術分析の連携推進に取り組むこととしている。

6 情報発信など

(1) 主要プライム企業との意見交換

2022年2月から防衛産業（主要プライム企業）との意見交換を行い、同年4月以降、計2回、防衛大臣と主要プライム企業の社長などが一堂に会した。加えて、防衛装備庁長官と各企業防衛部門の長との間での意見交換を計6回実施し、双方が認識している問題や課題を共有するなど、官民の協力・連携の強化を進めていくこととしている。

(2)「君シカオランセミナー」（全国巡回説明会）

防衛生産基盤強化法に基づく施策を有効なものとするためには、防衛産業において、これら新たな制度が周知され、活用されることが不可欠である。特に、防衛産業を構成するサプライヤーは全国各地に広く所在することから、防衛省は、2023年12月以降、「君シカオランセミナー」（防衛産業向け基盤強化施策についての巡回説明

図表Ⅳ-1-1-4 「君シカオランセミナー」による防衛生産基盤強化法の広報活動

北海道千歳市のＪＲ長都駅に掲示される「君シカオランセミナー」のポスター

防衛装備庁ホームページにおける「君シカオランセミナー」参加者募集の様子

岡山県玉野市で開催される「君シカオランセミナー」

「君シカオラン」キャラクター ホカニ・オラン＆ニホンニ・キミシカ(注)

(注) 絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。サプライチェーンリスクが顕在化しているわが国の防衛生産・技術基盤を担うかけがえのない事業者を認定・支援する事業を担当している。

資料：防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備について
URL：https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html

資料：防衛産業保全マニュアルの整備について
URL：https://www.mod.go.jp/atla/dism.html

会）を全国各地で順次、実施している。

標題に冠する「君シカオラン」は、事業者による認知度を高める観点から、これらの施策にかかるキャッチフレーズとともにキャラクターとして作成したものである。2024年3月末時点において、全国11か所で同セミナーを開催し、のべ約390社、500名を超える参加を得た。今後も基盤強化のために、防衛産業に向けた施策の周知に努めていく。

参照　図表Ⅳ-1-1-4（「君シカオランセミナー」による防衛生産基盤強化法の広報活動）

第2節 防衛技術基盤の強化

1 防衛技術基盤の強化の必要性

新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、わが国が有する技術をいかに活用していくかが極めて重要である。わが国の高い技術力を基盤とした、科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、わが国の安全保障にかかわる総合的な国力の主要な要素である。また、わが国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していくことは、わが国の防衛体制の強化に不可欠な活動である。

先端技術研究とその成果の安全保障目的の活用などについて、主要国が競争を激化させるなかで、各国において将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる技術の早期実用化に向けて多額の研究開発費を投じるなど、安全保障目的での技術基盤の強化に注力している。

わが国における防衛省の研究開発費は、米国などと比べれば低いものの、近年その重要性から大幅に伸ばしているところである。一方、民生用の技術と安全保障用の技術の区別は、実際には極めて困難となっているなか、わが国の官民における科学技術の研究開発の成果を、装備品の研究開発などに積極的に活用していくことで、国家としての技術的優越の確保に戦略的に取り組んでいくことが重要である。そのため、わが国として重視すべき技術分野について国内における研究開発をさらに推進し、技術基盤を育成・強化する必要がある。

また、装備品調達や国際共同開発などの防衛装備・技術協力を行うにあたっては、重要な最先端技術などをわが国が保有することにより、主導的な立場を確保することが重要である。また、開発後の調達や装備移転の可能性も踏まえ、費用を抑える観点も重要となる。このため、防衛省における研究開発のみならず、官民一体となって研究開発を推進する必要がある。

参照 図表Ⅳ-1-2-1（研究開発費の現状）、Ⅰ部4章1節5項（防衛生産・技術基盤をめぐる動向）

図表Ⅳ-1-2-1　研究開発費の現状

2024年5月現在

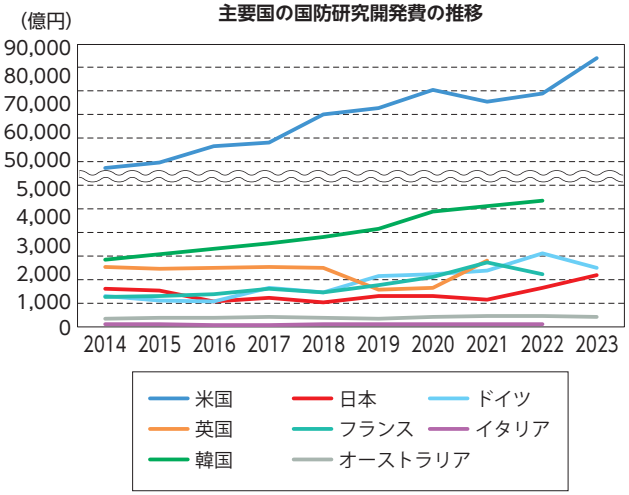

出典：「OECD：Main Science and Technology Indicators」

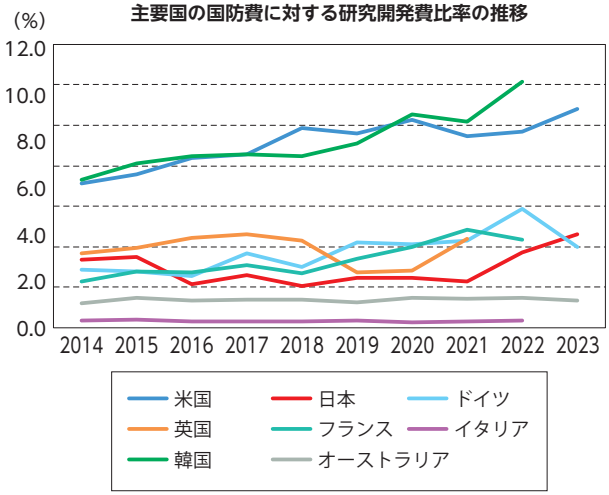

出典：「OECD：Main Science and Technology Indicators」
「SIPRI Military Expenditure Database ©SIPRI 2024」

(注) 1　各国の国防研究開発費は「OECD：Main Science and Technology Indicators」に掲載された各国の研究開発費および国防関係予算比率から算出。ただし中国については記載されていない。
2　数値はOECDの統計によるもので、国により定義が異なる場合があり、このデータのみをもって各国比較する場合には留意が必要。
3　2024年5月15日時点で2023年のデータが確認できた日本、アメリカ、ドイツ、オーストラリアについては、2023年まで記載。

2 防衛技術指針2023に示す防衛技術基盤の強化の方向性

国家安全保障戦略などは、防衛技術基盤の強化は必要不可欠であるとしたうえで、官民の先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に活用することや、新たな装備品の研究開発のための態勢を強化することが必要であるとしている。こうした防衛技術基盤の強化の方針を具体化し、各種の取組を防衛省として一体的かつ強力に推進する際の指針となるものとして、防衛省は、2023年6月、防衛技術指針2023を策定した。こうして指針を対外的に発信することで、企業などの予見可能性を高めるとともに、防衛技術基盤の強化についての共通認識を醸成し、技術的な連携を強力に進める基盤の構築も目指しており、指針の概要は次のとおりである。

参照　資料63（防衛技術指針2023（Executive Summary））

1 防衛技術基盤の現状と課題

科学技術の進展は、わが国に経済的・社会的発展をもたらすとともに、安全保障環境にも大きな影響を及ぼし、戦闘様相も変えつつある。この結果、装備体系の能力向上のみを続けるだけでは、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保ち続けることができなくなる可能性がある。切迫した安全保障環境に対応するためには、わが国の科学技術・イノベーション力をスピンオンし、安全保障目的、防衛目的で最大限に活用していくとともに、防衛省の研究開発の成果をスピンオフして社会に還元していくことが必要である。防衛省の研究開発においても、わが国を守り抜くという観点で、これまでとは異なる新たなアプローチ、手法を取っていくことが必要になっている。

2 防衛技術基盤の強化を通して目指す将来像

防衛省・自衛隊は、自分の国を自分で守り抜ける防衛力を持つことが必要であり、それを技術的に支えることが、防衛技術基盤の強化の目的である。このため、防衛技術指針2023が目指す将来像は、将来にわたり、技術でわが国を守り抜くこととしている。

3 目指す将来像を実現するためのアプローチ

(1) 第1の柱：わが国を守り抜くために必要な機能・装備の早期創製

将来の戦い方に直結する、わが国を守り抜くために必要な機能・装備を迅速に創製し、5年以内、またはおおむね10年以内の早期装備化を実現していく。

(2) 第2の柱：技術的優越の確保と先進的な能力の実現

10年以上先も見据え、官民の連携のもとで、わが国が持つ科学技術・イノベーション力を結集して、様々な技術を機能・装備として実用化し、将来にわたりわが国を守り抜くための機能・能力という新たな価値を創出することで、わが国の防衛に変革をもたらす防衛イノベーションを実現し、将来にわたってわが国の技術的優越を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。

4 目指す将来像を実現するための手法

第1の柱、第2の柱を実現していくためには、防衛省・自衛隊が必要とする機能・装備を「創（つく）る」こと、戦略的な視点で技術を「育てる」こと、様々な科学技術について「知る」ことが必要である。これらの取組を、防衛省内のみならず、関係府省庁、研究機関、企業、大学などと共に、技術の保全を意識しつつ、シナジーを生み出しながら、無理なく持続的、自律的に連携し、共に成長を続けられる環境と仕組みを構築していく。

(1)「創る」

防衛力を迅速に強化すべく、あらゆる手段を講じて、機能・装備の研究開発期間の短縮などを実現していく。必要な機能・装備を迅速に実装し、運用現場で実証し、その結果や教訓事項をさらなる改善に反映していく。早期装備化を指向した研究開発手法も積極的に取り込みながら、迅速かつ柔軟に機能・装備を提供していく。研究開発のなかで、部隊運用が可能な品質の試作品を製造し、試験的に部隊配備を行い、できるだけ早く運用の現

場で実証し、抑止力の向上につなげるなどの新たな手法も導入していく。防衛省外の研究開発リソースや、各種課題の解決に向けたアイデアなども積極的に活用するオープンイノベーションを進めていく。

省内の政策部門、運用部門、技術部門が一体となって、将来の戦い方の構想と、機能・装備の研究開発や取得の方向性を創る。技術の将来を予測し、将来の戦い方を見通していくとともに、民生分野の科学技術に関する豊富な知見を有する省外の専門家にも協力してもらい、新たな脅威に対する技術の活用方策を検討していく。

研究開発には、技術的知見、人材、施設、試験設備などの研究開発の基盤が不可欠である。研究開発の基盤を有する防衛装備庁の研究所、試験場や研究開発事業を支えてきた企業などと目標を共有し、企業などの予見可能性を高め、方向性を合わせて事業を実施していく。研究開発を進めるうえで不可欠な基盤装備技術を継続的に維持・強化するための投資も行っていく。スタートアップを含む、防衛分野の研究開発とは関係が薄かった企業などとも連携し、コミュニケーションを取りながら、多様な企業などが事業に参画できる仕組みを構築していく。スタートアップなどが持つ技術を防衛関連企業が機能・装備にインテグレートできる技術基盤を構築していく。防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、目的指向の基礎研究を公募・委託する安全保障技術研究推進制度は、民生分野では育成されにくいニッチな技術を創ることや、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究の発掘、育成に力を入れており、今後も本制度を活用して、新たな技術基盤を創り続けていく。多様な役割を果たす人材を柔軟かつ適時に必要な部門に配置できるよう、人材育成のさらなる強化、経験者採用の拡大など、人材の活用、登用に関する新たな取組も積極的に進めていく。

(2)「育てる」

これまでの研究開発の経験のみにとらわれず、新たに育てていくべき技術を見出していくとともに、従来の研究開発手法とは異なる新たなアプローチも積極的に取っていく。チャレンジングな研究も推奨し、予期しない技術的リスクを許容できる研究開発の仕組みも創っていく。

防衛省のリソースに限界があることや、防衛省の研究開発投資が政府全体の科学技術・イノベーション投資のごく一部であることを踏まえ、省外にある様々な科学技術を防衛分野で積極的に活用していく。目的の違う研究開発の成果を防衛目的で効果的に活用していくために、防衛省のニーズや取組の方向性を努めて具体的に発信し、防衛省事業に参画しやすい環境を創り、新たなパートナーの開拓や、研究者同士のネットワーク構築、拡大を進める。企業などの努力が報われ、ビジネスがおのずと育つ仕組みも構築していく。防衛分野と、防衛とは関係なかった分野を掛け合わせることによる新たな化学反応を起こし、これまでとは違う発想で技術的なソリューションを育てていく。技術を育てるために、わが国と海外の科学技術・イノベーション力を最大限に活用する。

防衛省の研究開発の成果は、わが国の科学技術・イノベーション力の底上げにもつながっている。地球規模課題への対応などに寄与するという観点も踏まえ、様々な研究開発を防衛省で進め、わが国の科学技術・イノベーション力を育てていく。安全保障技術研究推進制度を通して、目的指向の基礎研究を実施する人材を拡大するとともに、多様な研究者の確保、新たな研究分野の開拓、新規研究分野における人的つながりの構築、強化などを進め、科学技術・イノベーション力の裾野を広げていく。

(3)「知る」

国内外の民生分野の技術動向や、わが国のスタートアップを含む企業などの状況、研究機関、大学などが持つ先端技術、革新技術や、研究開発プロジェクトとその成果を知り、科学技術の最新状況を正確に把握したうえで、防衛省がこれから何をしていくべきかを検討していく。

様々な科学技術が、戦いの現場で使われ始めているなかで、科学技術が今どう使われているのか、新たに生まれる科学技術が、今後どう使われうるのか、その結果、安全保障環境やわが国の防衛にどういった変化を及ぼすのかなどを正確かつ迅速に把握し、防衛省として必要な

資料：防衛技術指針2023 ― 将来にわたり、技術で我が国を守りぬくために ―
URL：https://www.mod.go.jp/atla/guideline2023/

対策を講じていく。

防衛省が、技術に関して何を、どのような目的で行っているのか、それらがわが国を守るという観点でどのような効果があるのかなどを、積極的に省外に発信していく。防衛省の研究開発事業の計画や将来の見通しを可能な限り省外とも共有し、省外関係者の予見可能性を向上させる。

5 わが国を守り抜くうえで重要な技術分野

将来にわたり、わが国を守り抜くうえで、どのような機能・能力が必要なのかを考え、それをブレークダウンしてわが国を守り抜くうえで重要な技術分野を具体化している。

参照　図表Ⅳ-1-2-2（わが国を守り抜くうえで重要な機能・能力）

図表Ⅳ-1-2-2　わが国を守り抜くうえで重要な機能・能力

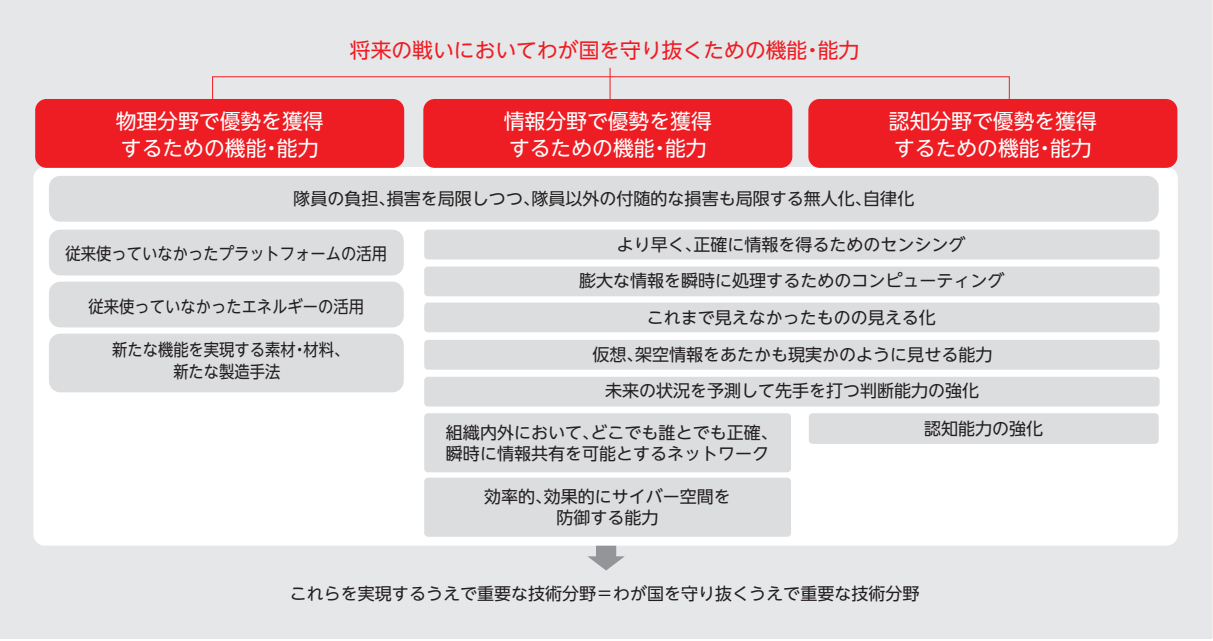

3 次期戦闘機の開発

わが国の防衛にとって、航空優勢を将来にわたって確保するためには、最新鋭の優れた戦闘機を保持し続けることが不可欠である。このため、2035年頃から退役が始まる予定のF-2戦闘機の後継機である次期戦闘機については、わが国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性などを実現する国内生産・技術基盤を確保するよう開発していくことが必要である。次期戦闘機の開発については、この実現のため、2020年10月、戦闘機全体のインテグレーションを担当する機体担当企業として、2020年度事業に関し三菱重工業株式会社と契約を締結し、開発に着手した。

そのうえで、日英伊3か国で機体の共通化の程度にかかる共同分析を行い、その結果を踏まえ、3か国は共通の機体を開発することに合意し、2022年12月、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を発表した[1]。これは、3か国の技術を結集し、開発コストやリスクを分担しつつ、将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機を共同開発するものである。この協力は、各国の産

Global Combat Air Programme

1　グローバル戦闘航空プログラムに関する共同声明（2022年12月9日）

次期戦闘機のイメージ

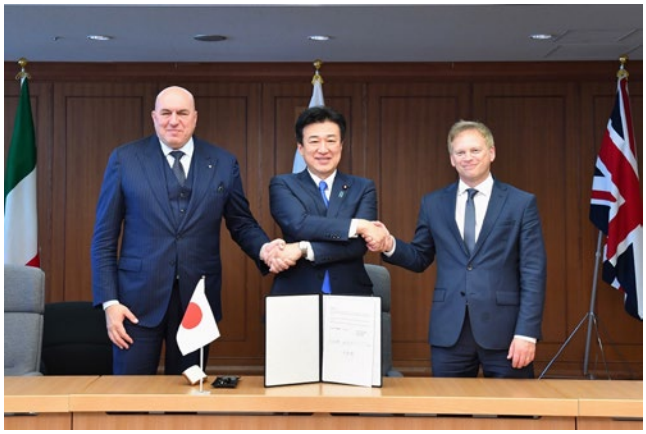

GIGO設立条約に署名する日英伊国防相（2023年12月）

業界の協力を促すとともに、次期戦闘機の量産機数の増加、国際的に活躍する次世代エンジニアの育成、デジタル設計などの先進的な開発・製造手法の導入などわが国の防衛産業・技術基盤を維持強化するものである。

2023年12月、木原防衛大臣は、シャップス・英国防大臣とクロセット・イタリア国防大臣と東京で会合を行い、効率的な3か国の協業体制の確立に不可欠なGIGO設立条約[2]に署名した。

GCAP International Government Organisation

基本的価値を共有し、ともに米国の同盟国である日英伊3か国の協力は、今後何世代にもわたり、英伊両国との幅広い協力の礎となるとともに、インド太平洋地域および欧州地域の平和と安定に大きく貢献するものである。なお、2022年12月、米国は、英国やイタリアとわが国の次期戦闘機の開発に関する協力を含め、わが国が行う、志を同じくする同盟国やパートナー国との間の安全保障・防衛協力を支持することを発表した。

日米間においては、次期戦闘機をはじめとした装備を補完できる、無人航空機などの自律型システムについての具体的な協力を2023年中に開始することで一致していたところ、2023年12月、次期戦闘機と連携する無人機への適用が見込まれる、「無人航空機へ適用するAI技術に係る日米共同研究」に関する事業取決めに防衛省と米国防省の間で署名した。

Artificial Intelligence

参照　Ⅲ部1章4節1項2（2）（無人アセット防衛能力の強化）

資料：次期戦闘機の開発について
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html

2　グローバル戦闘航空プログラム政府間機関の設立に関する条約

解説　次期戦闘機：国際機関の創設

2022年、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発が決定され、3か国の首脳はGCAPを公表しました。このプログラムを効率的に遂行する協業体制を実現するため、3か国はGCAPを一元的に管理・運営する国際組織GIGOを創設します。
Global Combat Air Programme
GCAP International Government Organisation

GCAPを遂行するため、英国に置かれる本部に、3か国から派遣された職員が集まります。職員は、それぞれ異なる専門性を有します。まず、技術のエキスパートとして、多数の技官が派遣されます。開発を円滑かつ確実に進めるためには、IT環境や高度な保全環境を整備することも必要であり、航空技術の専門家だけでない人材が求められます。また、実際に戦闘機を運用することとなる自衛官や英伊の軍人の知見も必要不可欠です。さらに、組織を円滑に運営するため、契約や会計、人事といった業務を遂行する事務官も派遣されます。職種のみならず、ベテランも若手も幅広く配置され、職場は非常に多様性に満ちたものとなります。

GIGO外との調整も多々発生します。開発の実作業を担う企業側の人々とは、プログラムの進捗を管理するため、日常的に顔を合わせながら調整を行います。プログラムが適切な方向に進んでいるか、3か国政府とも日々協議する必要があります。遠く離れたわが国やイタリアとは、ビデオ会議など、あらゆる手段を駆使することとなります。

GIGOは、日英伊3か国共通の利益を達成するための国際機関です。したがって、職員はそれぞれの国の立場を超え、3か国全てが納得できる戦闘機を開発するため、一丸となってGCAPの推進に取り組みます。

3か国協働の様子

4　民生技術の積極的な活用

1　国内外の関係機関との技術交流や関係府省庁との連携

先進的な民生技術を取り込み、効率的な研究開発を行うため、防衛装備庁と国立研究開発法人などの研究機関との間で、研究協力や技術情報の交換などを積極的に実施している。

国内においては、統合イノベーション戦略2023（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、先端技術の活用による優れた装備品の創製や効率的、効果的な研究開発を行うため、総合科学技術・イノベーション会議[3]（CSTI）などをはじめとする関係府省庁とは平素から緊密に連携を行っている。また、同戦略を推進するために設置された統合イノベーション戦略推進会議[4]に積極的に参画し、関係府省庁や国立研究開発法人、産業界、大学などとの一層の連携を図っている。
Council for Science, Technology and Innovation

また、政府内の取組として、民生分野の取組を進める関係府省庁と、防衛省とがお互いに連携することが有効である。国家安全保障戦略においても、研究開発などに関する資金や情報を政府横断的に活用するべく体制を強化するとしており、この戦略に基づいて、政府一丸で取り組んでいくことが重要である。

具体的には、AIや量子技術といった多義性を有する先端分野について、経済安全保障重要技術育成プログラ

3　内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップのもと、各省より一段高い立場から総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案や総合調整を行うことを目的とした「重要政策に関する会議」の一つ。
4　内閣官房長官のリーダーシップのもと、全ての国務大臣が参加し、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた項目のうち、特にイノベーション関連の司令塔間で調整の必要がある事項について、点検・整理などを行い、横断的かつ実質的な調整・推進を実施することを目的とした会議。

図表Ⅳ-1-2-3 国立研究開発法人などとの主な技術交流

協力相手	主な協力分野・協力技術
宇宙航空研究開発機構（JAXA）	航空宇宙分野 ●極超音速飛行技術 ●超広帯域電磁波観測技術
情報通信研究機構（NICT）	電子情報通信分野 ●サイバーセキュリティ技術 ●量子暗号通信
海洋研究開発機構（JAMSTEC）	海洋分野 ●海洋無人機システム ●水中移動体通信
山口県産業技術センター	水中無人機分野 ●水中画像を用いたセンシング技術

ム（K Program）などにより、国が重点的に後押しし、得られた研究開発成果は安全保障分野の強化にも円滑につなげていく。このほか、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化への貢献が期待できる技術の開発を加速する政府横断的な仕組みを設置した。

さらに、国外においては、同盟国・同志国との技術交流や技術者同士の人的交流を引き続き積極的に進めていくとともに、様々な場を活用して意見交換などを継続し、多様な可能性を検討していくこととしている。

参照 図表Ⅳ-1-2-3（国立研究開発法人などとの主な技術交流）、Ⅲ部1章1節2項（国全体の防衛体制の強化）、5節（経済安全保障に関する取組）

2 革新的な民生先端技術の発掘・育成・取込

先進的な民生技術を積極的に活用することは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠であるのみならず、米国防省高等研究計画局（DARPA）による革新的な科学技術への投資が、インターネットやGPSの誕生など民生技術を含む科学技術全体の進展に寄与してきたように、防衛分野以外でもわが国の科学技術イノベーションに寄与するものである。防衛省としては、こうした観点から関連する施策を推進していく。

Defense Advanced Research Projects Agency

Global Positioning System

具体的には、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、目的指向の基礎研究を公募・委託する安全保障技術研究推進制度（競争的研究費制度）を実施している。大学や研究機関およびスタートアップ企業などから広く研究課題を公募しており、2023年度までに165件の研究課題を採択している。2024年度も、引き続き革新的・萌芽的技術の発掘・育成を推進する。

なお、本制度が対象とする基礎研究においては、研究者の自由な発想こそが革新的、独創的な知見を獲得するうえで重要であり、研究の実施にあたっては、学会などでの幅広い議論に資するよう研究成果を全て公開できるなど、研究の自由を最大限尊重することが必要である。よって、本制度では、防衛省が研究に介入したり研究成果の公表を制限することはなく、防衛省が研究成果を秘密に指定することや研究者に秘密を提供することもない。研究成果については、既に学会発表や学術雑誌への掲載などを通じて公表されている。引き続き、本制度が学問の自由と学術の健全な発展を確保していることの周知に努めることとしている。あわせて、民生における先端技術の発掘・育成には、スタートアップ企業や国内の研究機関などとの連携が必要不可欠であることから、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進に取り組む。

また、2020年度から、安全保障技術研究推進制度で得られた基礎研究の成果などのなかから、有望な先進技術を早期に発掘、育成し、技術成熟度を引き上げて装備品の研究開発に適用する「先進技術の橋渡し研究」も開始している。2024年度も、将来的なゲーム・チェンジャーとなりうる装備品の創製につなげることを目指し、本研究を引き続き実施することとしている。

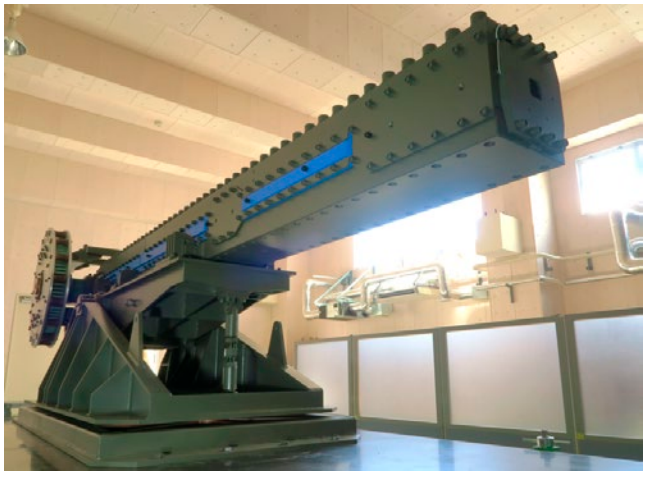

防衛装備庁で研究中のレールガン（電磁砲）

加えて、装備品の研究開発を加速するため、2022年度から、民間企業に研究を委託し、企業の有する先進的な技術を装備品の研究開発に使用可能なレベルまで向上

させる取組として、「ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組」を開始した。

参照　資料64（安全保障技術研究推進制度の2023年度新規採択研究課題）

3　新たな研究機関の創設

防衛イノベーションや画期的な装備品などを生み出す機能を抜本的に強化するため、防衛装備庁に防衛イノベーション技術研究所（仮称）を創設する。そして、DARPAや国防イノベーションユニット（DIU）における取組を参考に、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用することにより、変化の早い様々な科学技術から、将来の戦い方を大きく変える革新的な機能・装備を創出するブレークスルー研究を実施する。

Defense Innovation Unit

4　早期装備化のための新たな取組

自衛隊の現在や将来の戦い方に直結できる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性の高い事業について、企業などから優れた提案を広く募りつつ、民生先端技術の取り込みも図りながら、実証を通じて早期装備化の実現に取り組んでいる。

資料：安全保障技術研究推進制度について
URL：https://www.mod.go.jp/atla/funding.html

動画：【レールガン】ATLA R&D Projects Progress in FY2023（防衛装備庁の研究開発事業）
URL：https://www.youtube.com/watch?v=EYH1CqhxbdE

資料：最先端技術の早期装備化に向けた取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/budget/rapid_acquisition/index.html

第3節 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や技術基盤・産業基盤の維持・強化に資するよう、2014年4月に策定された防衛装備移転三原則およびその運用指針[1]に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略などに記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。

こうした観点から、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することとされた。自民党と公明党は与党ワーキングチーム[2]（WT）において、2023年4月以降、防衛装備移転にかかる過去の歴史や有識者からのヒアリングも含め、23回の議論を行った。これを受け、2023年12月、与党WTの提言を踏まえ、防衛装備移転三原則と運用指針が改正された。さらに、与党間での協議を経て、2024年3月、閣議決定および運用指針の一部改正により、厳格な仕組みを設けつつ、わが国が英国およびイタリアと共同開発を行っているグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）（Global Combat Air Programme）の完成品について、わが国からパートナー国以外の国に移転を認めうることとなった。

また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うことなどにより、官民一体となって防衛装備移転を進めることとしている。

1 防衛装備移転三原則にかかわる制度

1 防衛装備移転三原則

(1) 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、または③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

(2) 移転を認めうる場合の限定ならびに厳格審査および情報公開（第二原則）

移転を認めうる場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、または②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先（しむけさき）および最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

(3) 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保（第三原則）

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

参照 資料65（防衛装備移転三原則）、資料66（防衛装備移転三原則の運用指針）

2 防衛装備移転三原則などの一部改正

国家安全保障戦略などにおいて、安全保障上意義が高

1 防衛装備移転三原則の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となりうるものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム

い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することが記載された。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保などについて十分に検討することとされた。

これを踏まえて、2023年4月以降、与党WTが23回に渡って開催され、海外移転を認めうるケースの見直しについて議論されるとともに、移転の可否を判断する際の厳格審査や、第三国移転の事前同意を含めた移転後の適正な管理の確保のあり方について、諸外国の例も踏まえつつ、議論が重ねられた。2023年12月、与党WTは政府に対する提言をまとめ、政府として同提言を踏まえて、同月、防衛装備移転三原則と運用指針を一部改正した。防衛装備移転三原則の改正は2014年4月の策定以来、初めてのものである。

また、運用指針の改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となった。改正後の最初の案件として、わが国がライセンス生産を行っているペトリオット・ミサイルのわが国から米国への移転について、国家安全保障会議での審議の結果、海外移転を認めうる案件に該当することが確認された。防衛省としては、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するため改正された制度に基づき、関係府省庁と連携しながら、官民一体となって防衛装備移転を一層推進していく考えである。

この改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となったが、同時に移転にかかる審査をより一層厳格に行うこととしている。政府として、防衛装備移転にあたっては国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針に変わりなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針である。

2023年12月の防衛装備移転三原則と運用指針の改正の概要は以下のとおり。

(1) 防衛装備移転三原則

現行の三つの原則そのものは、引き続き維持し、国家安全保障戦略を踏まえ、前文に防衛装備移転の意義や安全保障環境認識などを追加・更新した。また、運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性などに応じて改正する旨を明記した。

(2) 国際共同開発・生産

国際共同開発・生産のパートナー国以外の国へ、わが国から部品や技術の直接移転が可能となった。

(3) ライセンス生産品にかかる防衛装備の移転

米国由来以外も含むライセンス生産品にかかる防衛装備（完成品を含む。）をライセンス元国へ提供可能となった。ただし、自衛隊法上の武器[3]に該当するライセンス生産品にかかる防衛装備をライセンス元国から他国へさらなる提供を行う場合については、わが国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

(4) 他国軍隊に対する修理などの役務提供

米軍以外の安保協力関係のある国に対しても、平素からの修理などの役務提供が可能となった。

(5) 部品の移転

部品[4]の定義を明確化したうえで、安全保障上の協力関係にある国に対しては、部品は総じて移転可能となった。

(6) いわゆる5類型（救難、輸送、警戒、監視および掃海）

掃海艦や輸送艦に搭載される機関砲など、本来業務の実施や自己防護に必要な自衛隊法上の武器の搭載が可能であることを明確化した。

(7) 侵略などを受けている国に対する自衛隊法上の非武器の移転による支援

わが国との安全保障協力関係の有無にかかわらず、国際法に違反する侵略などを受けている国に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品であれば、総じて移転

3　火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置などをいう（なお、本来的に、火器などを搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

4　完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。

可能となった[5]。

(8) 厳格審査

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充した。

(9) 審議プロセス

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本とした[6]。

3　GCAPの完成品の第三国への直接移転について

国際共同開発・生産におけるわが国からパートナー国以外の第三国への完成品の直接移転のあり方については、2023年12月に与党WTがとりまとめた提言において、引き続き議論が必要な事項とされた。こうしたなか、特に、GCAPの完成品について、わが国防衛に必要な性能を有する機体を実現するためにも、わが国からパートナー国以外の第三国に直接移転を行いうる仕組みを持つことが必要という考えのもと、政府として、与党との調整、国会などにおける説明を重ねた。

これを踏まえて、2024年3月、閣議決定において、GCAPの完成品について、わが国から第三国に完成品を移転しうることなどについて決定するとともに、将来、実際にわが国から第三国に直接移転する際にも、個別案件ごとに閣議決定を行うという、いわば「二重の閣議決定」を盛り込んだ。

さらに、運用指針を一部改正し、「3つの限定」として、①今回、第三国への直接移転を認めるのはGCAPに限定すること、②移転先の国は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束を締結している国に限定すること、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国には移転しないこと、とした。

これらの厳格な決定プロセスを設けることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持することを、より明確な形で示している。

防衛省として、今般の改正を踏まえて、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するため、わが国の安全保障環境に相応しい戦闘機の実現を目指して、英国およびイタリアとの協議をしっかりと進めていく。

5　改正前は、「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」と規定。

6　自衛隊法上の武器を初めて移転（直接移転または第三国移転）する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議。

解説

次期戦闘機の第三国移転（国会審議での主要な論点）

Q　なぜわが国にとって次期戦闘機の取得が必要なのでしょうか？

四面を海に囲まれた島国であるわが国に対する侵略は、必ず、空または海を経由して行われます。そのため、専守防衛を旨とするわが国が安全を確保するためには、航空機や巡航ミサイルによる空からの攻撃や、艦艇による海からの攻撃をできる限り洋上・遠方で阻止することが必要です。戦闘機は、これらの防御的任務を遂行するための中核的装備品として整備、運用されてきました。

周辺国が新世代機の開発や配備を進めているなかで、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するために、わが国自身として、それらの戦闘機を超える最新鋭の次期戦闘機を開発することが不可欠です。

Q　なぜ英国・イタリアとの国際共同開発を行う必要があるのですか？

装備品の高度化や高額化が進むなかで、優秀な装備品を取得するためには、パートナー国と協力して資金・技術を供与し合って共同で開発する方式が、国際的にとられています。こうしたなかで、次期戦闘機の開発を進めるにあたって、わが国の独自開発や米国との共同開発などの可能性を十分に検討しました。その結果、要求性能の実現可能性・スケジュール・コストなどの様々な観点から、英国およびイタリアとの国際共同開発が最適な選択肢であると判断し、3か国の技術を結集し、リスク・コストを分担しながら、優れた次期戦闘機を開発することとしました。

Q　なぜ次期戦闘機の第三国への移転を可能としたのですか？

国際共同開発の協議は、各国の安全保障環境に応じて必要となる性能について、議論を重ねつつ共通の機体を作り上げていくプロセスであり、各国が同等の貢献を行うことを前提に、自国が優先する性能の搭載を主張し合うことになります。

英国およびイタリアが、完成品の第三国移転を推進することを貢献の重要な要素と考え、わが国にも同様の対応を求めているなかで、わが国から第三国への直接移転を行う仕組みが存在しなければ、英国およびイタリアが、価格低減などの努力を行わないわが国が求める性能を実現するために、自らが求める性能を断念することは想定されず、わが国が求める戦闘機の実現が困難となります。

このため、第三国への直接移転を行いうる仕組みを持ち、英国およびイタリアと同等に貢献しうる立場を確保することが、わが国の国益であると考えています。

Q　次期戦闘機の第三国への移転にあたっては、厳格な手続きが必要ではないですか？

次期戦闘機の第三国への移転にあたっては、今般の運用指針の見直しにかかる閣議決定に加え、将来実際に次期戦闘機をわが国から第三国へ移転する際にも個別の案件ごとに改めて閣議決定を行う、いわば「二重の閣議決定」という、より厳格なプロセスを経ることとしています。

そのうえで、運用指針の一部改正においては、①第三国直接移転を認めるのはGCAPで開発される完成品にかかる防衛装備に限定し、②移転先国は、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国に限定し、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国には移転しない、との「3つの限定」を設けています。

このような、より厳格なプロセスと要件を設けることによって、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念をわが国が堅持することを、より明確な形で示すことができると考えています。

政府として、防衛装備の海外移転については、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針に変わりありません。

次期戦闘機の第三国移転について答弁する
岸田内閣総理大臣（2024年3月）【時事】

解説

防衛装備移転三原則改正に対する諸外国・企業などの反応

防衛装備移転三原則およびその運用指針の一部改正を受けて、防衛省は関係省庁と連携しながら、企業関係者や各国武官に対する説明会、各国高官の相互訪問、防衛装備庁がブースを出展する国際展示会などの様々な機会を捉えて、各国や企業関係者に対して、改正内容について説明してまいりました。

各国関係者からは、望ましい安全保障環境の創出などのため防衛装備移転を推進しようとする日本の取組を評価するとともに、日本と各国との新たな防衛装備・技術協力の可能性を広げるものであるとの期待が表明されました。また、今般の改正は、与党との調整を経て、幅広い分野の防衛装備を移転可能とすると同時に、自衛隊法上の武器の海外移転にあたっては、仕向国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和および安全への影響を考慮することを明記するなど、移転にかかる審査をより一層厳格に行うこととするものです。各国に対しても、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持することを説明し、日本の取組に広い理解を得るようにしています。また、幅広い分野の移転を認め、防衛装備移転の円滑化に繋がる今般の改正は、防衛産業の成長性の確保にも繋がりうるものだとして、企業関係者からも歓迎の声があがっています。

わが国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面するなかで、インド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するために防衛装備移転が重要な政策的手段であることを踏まえ、防衛省として、今後とも官民一体となって防衛装備移転を推進してまいります。

「INDO PACIFIC 2023」における和田防衛大臣補佐官(注)(当時)と防衛装備庁出展ブース官民関係者の様子(2023年11月)

「Singapore Airshow 2024」における高見防衛大臣補佐官(注)と防衛装備庁出展ブース官民関係者の様子(2024年2月)

(注) 2023年10月に防衛生産基盤強化法が施行されたところ、防衛大臣の補佐体制をさらに強化したうえで、同法に基づく施策を、強力かつ迅速に進めていく役割を担うため、防衛生産・技術基盤の強化を担当する防衛大臣補佐官として任命された。
2014年に新たに「大臣補佐官」の制度を導入して以降、初めての防衛大臣補佐官として、2023年10月に和田防衛大臣補佐官(当時)が着任。その後、2024年1月からは高見防衛大臣補佐官が務める。

2 防衛装備移転の推進のための取組

防衛装備移転に際しては、わが国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われることを防ぐため、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術にかかる情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者に実施させる必要がある。

このような問題意識から装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、防衛生産基盤強化法に基づき、防衛大臣が2024年2月16日に指定した指定装備移転支援法人に基金を設け、防衛大臣の求めにより相手国との防衛協力の内容に応じ装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する費用を

基金から助成することとしている。

参照　1節1項2（2）（装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人）

3 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、26件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、4件の共同研究（①高耐熱性ケース技術、②次世代水陸両用技術、③モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム、④無人航空機へ適用するAI技術）を実施している。

2022年9月の日米防衛相会談において、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意した。そして、2023年1月の日米「2+2」で将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致したことを受け、防衛省と米国防省で検討を行ってきた結果、日米両国は同年8月に、滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の共同開発を開始することを決定した。また同月の日米首脳会談において、両首脳は、これを歓迎した。

Glide Phase Interceptor

このほか、2014年7月以降、PAC-2（パック）の部品などの米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認めうる案件に該当することを確認しているほか、2023年12月には、ペトリオット・ミサイルの米国への移転について、国家安全保障会議において海外移転を認めうる案件に該当することを確認している。本移転は、米軍および世界規模においてペトリオット・ミサイルの需要が予想を超え、これまでにないほどの水準にあるなか、わが国として同盟国である米国からの要請に応え、米軍のペトリオット・ミサイルの在庫をできるだけ早く補完し、米軍の態勢を支えるというこれまでに例のない取組であり、米国との安全保障・防衛協力を新たな段階へと高めるとともに、わが国の安全保障およびインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものである。

Patriot Advanced Capability

参照　Ⅲ部1章4節1項2（2）（無人アセット防衛能力の強化）、Ⅲ部1章4節2項（ミサイル攻撃などへの対応）、Ⅲ部2章4節2項（防衛装備・技術協力）、2節3項（次期戦闘機の開発）、資料29（日米共同研究・開発プロジェクト）

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A戦闘機生産への国内企業の製造参画や整備拠点の設置

わが国は、2011年12月、F-35A戦闘機をF-4戦闘機の後継機とし、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した[7]。これを踏まえ、わが国は、2013年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体、エンジンの最終組立・検査（FACO）、関連部品の製造参画の取組を行ってきた。

Final Assembly and Check Out

2019年度以降の取得に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、完成機輸入を原則としつつ、より安価な手段がある場合には見直すこととされた。しかし、その後の製造企業による経費低減の取組などにより、国内企業がFACOを実施する方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、2019年度から2027年度までの取得については、国内企業が最終組立・検査を実施した機体を取得することとしている[8]。

また、F-35戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することとした。

2014年12月に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35戦闘機の機体の整備拠点は、2020年7月から愛知県にある三菱重工業小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備

7　2018年12月、F-35A戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替えうるものとすることが決定された。

8　2019年12月に2019年度や2020年度の、2020年12月に2021年度の、2021年12月に2022年度の、2022年12月に2023年度から2027年度までのF-35A戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。

拠点は、2023年6月から東京都にあるIHI瑞穂工場において運用を開始した。

F-35戦闘機の製造に国内企業が継続して参画することや、機体やエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、国内の防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に資するものであるとともに、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制の確保、日米同盟の強化、インド太平洋地域における防衛装備・技術協力の深化といった観点から、有意義である。

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備のため、2015年10月、整備企業として富士重工業株式会社[9]を選定し、2017年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始され、2024年3月末時点で7機の整備が完了し、3機を整備中である。

防衛省としては、①V-22（陸自オスプレイ）[10]の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来の陸自オスプレイの整備を木更津駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に掲げる「共通装備品の修理や整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。

4 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 諸外国との防衛装備・技術協力など

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る[11]。特に、防衛協力・交流・訓練・演習、能力構築支援などの取組のほか、政府安全保障能力強化支援（OSA）など、防衛省以外の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

Official Security Assistance

参照 図表Ⅳ-1-3-1（諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ））、資料39（各種協定締結状況）

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年12月、防衛装備品・技術移転協定[12]が発効し、2017年10月に日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を初開催した。以降、定期的に協議を行い日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。

また、2019年11月には、科学技術者交流計画に係る取決めに署名し、技術者の相互派遣の枠組みを整理した。この枠組みに基づき、2021年よりオーストラリア国防科学技術グループへの日本側からの技術者派遣を開始した。

なお、2021年5月には、「船舶の流体性能及び流体音響性能に係る日豪共同研究」と「複数無人車両の自律化技術に係る日豪共同研究」が開始しており、現在も継続中である。2023年6月には、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する取決め」に署名し、共同事業を迅速に開始する枠組みを整理した。2024年1月、本取決めを初めて適用し、「水中自律型無人機に関する日豪共同研究」を開始した。

2023年10月に行われた日豪防衛相会談において、木原防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣とともに、

9 2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更。
10 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機（オスプレイ）を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。
11 2024年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）と締結している。
12 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

図表Ⅳ-1-3-1　諸外国との主な防衛装置・技術協力（イメージ）

2024年3月末現在

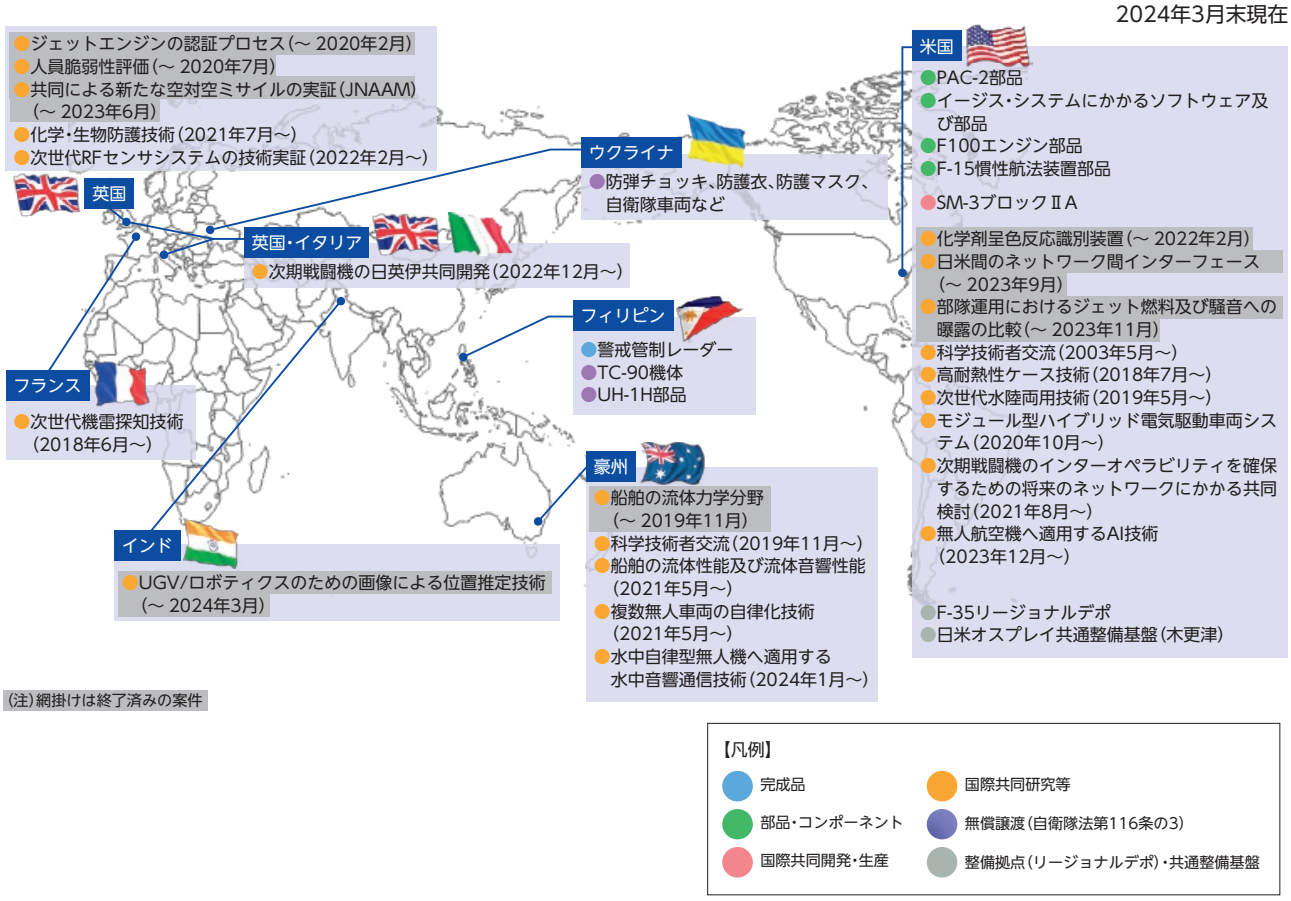

（注）網掛けは終了済みの案件

オーストラリア国防省が三菱電機オーストラリアとの間でレーザー技術を活用した共同開発事業の契約締結を公表したことに歓迎の意を表明した。本事業は、日豪間で初めての共同開発案件であるのみならず、日本の防衛関連企業の技術が外国政府から着目され、防衛分野での国際共同開発の実施に至った初めての事例であり、官民一体となって防衛装備移転を推進してきたわが国にとって新たな一歩となるものである。

2023年11月には、オーストラリアで開催された国際展示会「INDO PACIFIC 2023」において防衛装備庁がブースを出展した。この展示会には和田防衛大臣補佐官（当時）も参加し、わが国装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって発信した。

参照　Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年12月の日印首脳会談において防衛装備品・技術移転協定[13]の署名が行われ、2016年3月に発効した。

また、これまでに計7回の防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施している。2018年7月には「UGV[14]／ロボティクスのための画像による位置推定技術に係る共同研究」を開始し、成功裏に完了した。

さらに、2019年2月には日印・官民防衛産業フォーラムをベンガルールにおいて開催するなど、日印両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

13　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定
14　陸上無人車両
Unmanned Ground Vehicle

参照 Ⅲ部3章1節2項2（インド）

(3) 英国

英国との間では、2013年7月、防衛装備品・技術移転協定[15]の署名・発効に至り、2014年7月に防衛装備・技術協力運営委員会を初開催し、定期的に協議を行っている。

2013年7月、米国以外の国とは初めてとなる「化学・生物防護技術に係る共同研究」を開始し2017年7月に成功裏に完了したほか、4件の研究[16]を開始し、それぞれ成功裏に完了した。なお、2021年7月には、新たな「化学・生物防護技術に係る日英共同研究」を開始した。また、2018年3月に開始した「次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究」は、2022年2月に「次世代RFセンサシステムの技術実証に係る共同研究」に移行しており、次期戦闘機への適用も視野に現在も継続中である。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を発表した。2023年12月には、木原防衛大臣はシャップス・英国防大臣、クロセット・イタリア国防大臣と東京で会合を行い、GCAPを一元的に管理・運営する国際機関であるGIGO設立に関する条約に署名した。
GCAP International Government Organisation

同年9月に英国で開催された国際展示会「DSEI London 2023」において、防衛装備庁がブースを出展し、わが国装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって発信した。
Defense and Security Equipment International

参照 Ⅲ部3章1節2項3（1）（英国）、2節3項（次期戦闘機の開発）

(4) フランス

フランスとの間では、2014年1月、防衛装備品協力や輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、2016年12月には、防衛装備品・技術移転協定[17]が発効した。また、2018年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、「次世代機雷探知技術に係る共同研究」を開始した。

参照 Ⅲ部3章1節2項3（2）（フランス）

(5) ドイツ

ドイツとの間では、2017年7月、防衛装備品・技術移転協定[18]に署名し、発効した。また、2023年11月に日独・防衛産業交流会を開催するとともに、ドイツに本部を置く欧州防衛装備共同機構[19]（OCCAR）共同開発プログラムへオブザーバー参加が承認されるなど、多様な協力が進展している。
Organization Conjointe de Coopération en matière d'Armement

参照 Ⅲ部3章1節2項3（3）（ドイツ）

(6) イタリア

イタリアとの間では、2019年4月、防衛装備品・技術移転協定[20]が発効した。また、2023年12月には、日伊・官民防衛産業フォーラムを開催し、日伊両国の防衛装備・技術協力に関する議論が進展している。

次期戦闘機の開発については、日英伊3か国は共通の機体を開発することに合意し、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を発表した。2023年12月には、木原防衛大臣はクロセット・イタリア国防大臣、シャップス・英国防大臣と東京で会合を行い、GCAPを一元的に管理・運営する国際機関であるGIGO設立に関する条約に署名した。

参照 Ⅲ部3章1節2項3（4）（イタリア）、2節3項（次期戦闘機の開発）

(7) スウェーデン

スウェーデンとの間では、2022年12月、防衛装備品・技術移転協定[21]に署名し、発効した。

15 防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定
16 「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究」（2014年11月開始、2018年3月完了）、「人員脆弱性評価に係る共同研究」（2016年7月開始、2020年7月完了）、「ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究」（2018年2月開始、2020年2月完了）、「共同による新たな空対空ミサイルの実証に係る日英共同研究」（2018年12月開始、2023年6月完了）の4件。
17 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定
18 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定
19 1998年に創設された、欧州を中心とした各国による装備プログラムの仕様の検討、開発、製造、運用支援、廃棄といった一連のプロセスを管理する独立した国際機関。
20 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定
21 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

参照　Ⅲ部3章1節2項6 (1)（スウェーデン）

(8) ウクライナ

経由地ポーランドに到着した
自衛隊車両

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品などの提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、同年3月8日に国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正し、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローンを自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、民生車両（バン）などを追加提供した。さらに、2023年5月の日ウクライナ首脳会談におけるゼレンスキー大統領から岸田内閣総理大臣への要請を踏まえ、同年6月から約3万食の非常用糧食、および自衛隊車両（1/2tトラック、高機動車、資材運搬車）合計101台を追加提供した。

参照　Ⅲ部3章1節2項7 (1)（ウクライナ）、資料66（防衛装備移転三原則の運用指針）

(9) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援（HA/DR）や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力に期待が示されている。2016年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合の際にわが国が表明したビエンチャン・ビジョンにおいて、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

Humanitarian Assistance and Disaster Relief

具体的な取組として、インドネシアとの間では、2021年3月に東京で開催された第2回日インドネシア「2＋2」において、防衛装備品・技術移転協定[22]に署名し、即日発効した。

シンガポールとの間では、2023年6月にシンガポールで開催されたシャングリラ会合において、防衛装備品・技術移転協定[23]に署名し、即日発効した。

タイとの間では、2022年5月、岸田内閣総理大臣のタイ訪問の際に防衛装備品・技術移転協定[24]に署名し、発効した。

フィリピンとの間では、2016年4月に防衛装備品・技術移転協定[25]が発効した後、2018年3月までに、計5機の海自TC-90練習機をフィリピン海軍へ引き渡したほか、海自によるパイロットの操縦訓練支援やわが国企業による維持整備の支援を実施した。また、2019年9月までに陸自で不用となったUH-1H多用途ヘリコプターの部品などをフィリピン空軍に引き渡した。これら2件の移転は、2017年6月に施行された、自衛隊で使用しなくなった装備品の無償譲渡などを可能とする自衛隊法の規定を適用した事例である。

加えて、2019年1月には、防衛装備・技術協力に関する事務レベルの定期協議の枠組みを設置した。

2020年8月には、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で、同社製警戒管制レーダー（4基）を約1億ドルで納入する契約が成立し、2014年の防衛装備移転三原則策定以来、わが国から海外への完成装備品の移転としては初の案件となった。2023年10月に1基目、2024年3月に2基目のレーダーが

フィリピン空軍主催警戒管制
レーダー1基目の引渡し式典の様子
（2023年12月）

22 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定
23 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定
24 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定
25 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

フィリピン空軍に納入され、テオドロ・フィリピン国防大臣出席のもと、それぞれ2023年12月および2024年4月に現地で引渡し式典が実施された。また、本移転事業に伴い、空自および陸自においてはフィリピン空軍の要員に対する教育支援を実施した。

ベトナムとの間では、2016年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領」に署名した。また、2019年5月の日越防衛相会談の際に、具体的な分野などを示した「防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書」が署名された。その後、2021年9月の岸防衛大臣（当時）のベトナム訪問に際し、両国間で防衛装備品・技術移転協定[26]に署名し、発効した。2023年12月には、ベトナム軍からニーズが示されていた装備品への防錆処理技術について、ベトナム側と日本企業とが契約に至り、納入を完了した。

マレーシアとの間では、2018年4月、防衛装備品・技術移転協定[27]に署名し、発効した。2023年5月にランカウイ国際海洋航空宇宙装備品展示会「LIMA 2023」に防衛装備庁のブースを出展するとともに、この展示会に参加した海自の護衛艦「くまの」と連携しての装備品紹介

LIMA 2023におけるブースの様子
Langkawi International Maritime Aerospace Exhibition23

VOICE　日本製警戒管制レーダーの受領をうけて（フィリピン空軍第580警戒管制団司令の声）

フィリピン空軍　第580警戒管制団司令　ロニー D. ペティンライ　准将

2023年10月および2024年3月に日本製警戒管制レーダーの1基目および2基目がフィリピン空軍に納入され、記念式典を実施しました。日本にとって初の完成装備品の移転がフィリピンを対象としたものであることをうれしく思うとともに、本移転は日比両国間の連携を象徴するものだと思います。

記念式典まで無事たどり着くことができたのは、両国の担当者がお互いの国を訪問し、顔を合わせて話し合うなど、フィリピン空軍と日本政府、日本企業が緊密に調整を重ねることで信頼関係を構築できたからだと考えています。また、空自と陸自によるフィリピン空軍レーダー要員への教育が実施され、レーダーに関する知識を獲得できただけでなく、フィリピン国軍と自衛隊の関係深化にも繋がりました。

フィリピンは、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みに対し、同志国と協力する必要があると考えています。この点において、日本製警戒管制レーダーは、フィリピンの主権の及ぶ領土・領海・領空の防衛に資するものであり、フィリピン国軍の海洋・航空能力を向上させ、インド太平洋地域の平和と安定に一層貢献できるようになると考えています。フィリピンにとって日本は戦略的パートナーであり、本移転で築いた信頼関係を礎に、両国間の協力をより一層強化していきたいと考えています。

ペティンライ准将

26　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定
27　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

を行った。

参照　Ⅲ部3章1節2項8（東南アジア諸国（ASEAN諸国））

(10) 中東諸国

アラブ首長国連邦（UAE）との間では、2023年5月、中東の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移転協定[28]に署名、2024年1月に発効した。

イスラエルとの間では、2019年9月、わが国とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書[29]に署名した。

ヨルダンとの間では、2019年に陸自の退役済み61式戦車1両を無償で貸し付けるとともに、ヨルダン側からヨルダンで開発された装甲車が陸自へ贈呈された。こうしたやり取りを受け、防衛省において、式典を開催し、覚書の署名・交換が行われたほか、ヨルダン王立戦車博物館において、貸し付けた陸自61式戦車の除幕や説明パネルの設置が実施された。

参照　Ⅲ部3章1節2項11（6）（アラブ首長国連邦）、Ⅲ部3章1節2項11（7）（イスラエル）、Ⅲ部3章1節2項11（15）（ヨルダン）

2　開発途上国に対する装備品の提供

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国のなかには、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。

こうしたなか、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償または時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項[30]の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年6月から施行されている。

なお、この規定により無償または時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

5　防衛装備・技術協力にかかるその他の取組

1　国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

2023年5月にマレーシアで開催された「LIMA 2023」においては、わが国の近隣諸国としての協調関係や、これまでの国際緊急援助活動の実績を基礎としたHA/DR分野での移転やわが国と同じインド太平洋地域における海洋国家としての輸送（海上・航空）、警戒監視分野での移転を目的とし、艦船やその構成品、航空機などを展示した。また、同年9月に英国で開催された「DSEI London 2023」においては、装備品の国際共同開発・生産が主流となっていることにかんがみ、完成品の移転のみならず、コンポーネント・部品の供給を通じた協力を積極的に進めるべきとの考えから、艦船や航空機などの構成品レベルやAI技術に関する展示により、技術力の高さを幅広くアピールした。

さらに、同年11月にオーストラリアで開催した「INDO PACIFIC 2023」では、艦船やその構成品、航

28　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定
29　防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書
30　財政法第9条第1項は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と規定。

INDO PACIFIC 2023におけるブースの様子

Singapore Airshow 2024におけるブースの様子

空機、レーダー、衛星などの展示を通じ高い技術力などについて広く情報発信した。

加えて、2024年2月にシンガポールで開催された「Singapore Airshow 2024」では、航空機の模型や構成品レベルの展示、その他関連素材などに関する展示を行い、各国政府・企業関係者との懇談などを通じて官民一体となった防衛装備移転推進へのコミットメントを国内外に示した。

2 装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

装備品の海外移転について、防衛力整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。

防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を、2020年度から実施している。なお、この調査を通じ、2023年12月、わが国が有する防錆処理技術のベトナムへの移転が実現した。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、装備品の海外移転に関する意見交換を行う官民防衛産業フォーラムを、2017年8月のインドネシアでの開催以降、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンを合わせた計6か国において実施している。

わが国国内においても、各国への海外移転に関する官民の知識向上を図る取組として、防衛装備移転に関するウェビナーを開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を学ぶ機会を創出している。2020年から2022年においては、インド、ベトナム、マレーシアにおける商慣習に関するウェビナーを行った。また、2022年10月には装備品輸出実績が豊富な欧米諸国における装備品を輸出する側の制度や経験について、2023年12月には国際展示会を有効活用する方法についてウェビナーを行った。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年3月にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

3 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、防衛産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこととしている。

参照 1節1項2（3）（装備品等秘密の保全）、1節2項4（防衛産業保全の強化）、1節2項5（機微技術管理の強化）

資料：防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているリファレンスガイドなど
URL：https://www.mod.go.jp/atla/en/policy/defense_equipment.html#guides_and_movies

第4節 装備品の最適化の取組

1 合理的な装備体系の構築のための取組

人口減少・少子高齢化の急速な進展や厳しい財政事情を踏まえれば、領域横断作戦に対応できる十分な能力を獲得するためには、装備体系の合理化などにかかる取組を一層推進することが必要不可欠である。

防衛力整備計画では、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを行うこととしている。特に、陸自については、航空体制の最適化のため、一部を除き師団・旅団の飛行隊を廃止し、各方面隊にヘリコプター機能を集約する。また、AH-1S対戦車ヘリコプター、AH-64D戦闘ヘリコプターやOH-1観測ヘリコプターの機能を多用途／攻撃用無人機（UAV）や偵察用無人機（UAV）などに移管し、今後、用途廃止を進める。その際、島嶼防衛やゲリラ・特殊部隊への対処などのため、既存ヘリコプターの武装化などにより最低限必要な機能を保持する。

海自については、広域での洋上監視能力強化のため、滞空型無人機（UAV）を取得することに伴い、P-1固定翼哨戒機の取得数を一部見直す。いずも型護衛艦へのF-35B戦闘機の搭載など、艦載所要の見直しにより、SH-60L哨戒ヘリコプターの取得数を一部見直す。また、U-36A多用機は民間会社への訓練支援の委託により用途廃止する。

空自については、保有機種の最適化のため、要救助者の位置特定が容易な新型救命無線機の導入により初動を担うU-125A救難捜索機などの用途廃止を進める。

2 限られた人材を最大限有効に活用するための取組（無人化・省人化）

わが国を取り巻く厳しい安全保障環境や人口減少・少子高齢化の急速な進展を踏まえれば、限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化することが重要である。

1 無人化の取組

防衛力整備計画では、装備品の無人化・省人化を推進するため、既存の装備体系・人員配置の見直しを進めることとしている。このため、水中領域においては、警戒監視や対艦ミサイル発射などの機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有した戦闘支援型多目的無人水上航走体（USV）に関する研究を2024年度から開始し、作戦機能を強化することとしている。また、水陸両用作戦において自律的に行動可能であり、海上から部隊近傍まで補給品輸送などの任務を行う無人水陸両用車の開発を2024年度から開始するとともに、次期戦闘機などの有人機と連携する戦闘支援無人機（UAV）についても研究開発を推進することとしている。

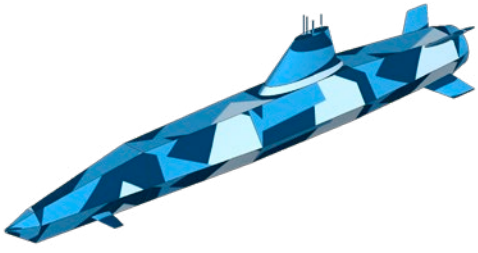

戦闘支援型多目的USVのイメージ

2 省人化の取組

防衛力整備計画では、省人化した護衛艦（FFM[1]）を早期に増勢することや、水上艦艇のさらなる省人化・無人化を実現するため、USVに関する技術などの研究を継続することとしている。

1 多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦。

3 ライフサイクルを通じたプロジェクト管理

1 重点的なプロジェクト管理による最適な装備品の取得

装備品の高度化・複雑化により、装備品のライフサイクル（構想、研究・開発、量産・配備、運用・維持など）全体のコストが増加傾向にあるなか、品質が確保された装備品を適切な経費で必要とする時期までに効率的かつ計画的に取得するには、ライフサイクル全体を通じた取得の効率化と、それを実現するための組織的な管理体制が極めて重要である。このため、防衛装備庁の設置（2015年10月）以来、同庁が重要な装備品を選定したうえでライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施し、最適な装備品の取得の実現に向けた取組を推進している。

具体的には、プロジェクト管理対象装備品（対象装備品）として、2024年3月末時点で、33品目のプロジェクト管理重点対象装備品と12品目の準重点管理対象装備品[2]を選定している。また、プロジェクト管理重点対象装備品については、専属の担当官としてプロジェクトマネージャー（PM：Project Manager）を指名した後、省内関連部署の職員で構成される統合プロジェクトチーム（IPT：Integrated Project Team）などによるプロジェクト管理を実施している。

図表Ⅳ-1-4-1　プロジェクト管理重点対象装備品および準重点管理対象装備品

(注)印の図はイメージ

資料：プロジェクト管理について
URL：https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_project.html

2　プロジェクトマネージャーの指名や統合プロジェクトチームの設置は行わないものの、プロジェクト管理重点対象装備品と同様に、機能・性能やコスト、スケジュールなどに関するリスクに着目し、プロジェクト管理を実施する特定の装備品。

また、2024年3月末時点の対象装備品の45品目は、これまでに取得プログラムの目的や取得方針、ライフサイクルコストなど、計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画や取得計画（対象装備品の計画）を策定している。

さらに、原則、毎年度、対象装備品の計画の実施状況を確認したうえで、分析および評価を実施し、これを基に適宜、対象装備品の計画を見直すなど、最新の状況を反映した適切なプロジェクト管理の推進に努めている。また、2023年8月の取得プログラムの分析および評価は、対象装備品の計画を策定してきたもののうち34品目に対して実施した。

参照　図表Ⅳ-1-4-1（プロジェクト管理重点対象装備品および準重点管理対象装備品）

2　プロジェクト管理推進・強化のための取組

(1) これまでの取組

プロジェクト管理を推進、強化するために次の取組を行っている。

ア　WBSによるコスト・スケジュールの管理

Work Breakdown Structure

一部の国内生産の装備品などについては、装備品などの構成要素（WBS[3]）ごとに作業の進捗状況、経費の発生状況などを可視化できるマネジメント手法の導入を推進している。2020年4月からは、共同履行管理型インセンティブ契約制度を活用し、コスト上昇やスケジュール遅延を早期に察知して、迅速な対応を行うなど、官民共同でのコスト・スケジュール管理に努めている。

イ　コスト見積り精度向上に関する手法の検討

ライフサイクルコストの見積りは、これまでに開発または導入した類似装備品の実績コストデータから推定している。見積り精度の向上には、より多くのデータに基づき推定する必要があるため、コストデータベースを構築し、コストデータの収集とそのデータベース化を推進することとしている。

ウ　専門知識の習得・発展

PMなどのマネジメント能力のさらなる向上や、プロジェクト管理に携わる人材育成のため、海外や民間におけるプロジェクト管理手法の研修などを定期的に実施している。

(2) 今後の取組

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するためには、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性や柔軟性の向上が必要である。このため、防衛力整備計画では、さらなる装備品の効果的・効率的な取得の取組として、長期契約の適用拡大による装備品の計画的・安定的な取得を通じてコスト低減を図り、企業の予見可能性を向上させ効率的な生産を促すことに加え、他国を含む装備品の需給状況を考慮した調達、コスト上昇の要因となる自衛隊独自仕様の絞り込みなどを行うこととしている。

4　契約制度などの改善

1　取得制度の見直し

防衛省では、環境の変化に迅速に対応するため、2007年から「総合取得改革推進プロジェクトチーム」会合において、2010年からは有識者による契約制度研究会において、取得制度の検討を行っている。2016年度からは、検討結果を確実に具現化するため、特別研究官制度[4]を活用している。

2　長期契約など

装備品の製造には長期間を要することから、一定数量を一括で調達しようとする場合、5年を超える契約が必要になるものが多い。また、装備品や役務については、①防衛省のみが調達を行っていること、②それらを供給する企業が限られていることなどから、スケールメリット[5]が働きにくく、企業としても高い予見可能性をもっ

3　プロジェクト管理を行うため、事業において創出する成果物について、その進捗や費用を管理可能な単位（構成品や役務など）にまで詳細化し、体系付けした階層構造。
4　実務を行う防衛省職員の視点だけでなく、経営学・経済学の分野で提唱されている理論なども踏まえ、効果的な取得制度の見直しを図るため、この分野を専門とする大学准教授などを非常勤職員として招へいし、装備品の取得制度に資する研究を実施する制度。
5　規模を大きくすることにより得られる効果のことであり、例えば、材料の大量購入などにより、単価を低く抑えることができる。

て計画的に事業を進めることが難しいという特殊性がある。

このため、財政法において原則5か年度以内とされている国庫債務負担行為による支出年限について、特定の装備品については、長期契約法[6]の制定により10か年度以内としている。この結果、装備品の安定的な調達が可能となり、計画的な防衛力整備が実現されるとともに、企業側も、将来の調達数量が確約され、人員・設備の計画的な活用と一括発注による価格低減が可能となる。

また、PFI法[7]（Private Finance Initiative）などを活用し、より長期の複数年度契約を実施することで、国の支出を平準化し予算の計画的取得と執行を実現するとともに、受注者側のリスク軽減、新規参入の促進などを通じた装備品調達コストの低減などのメリットを引き出している。

このほか、装備品の特性により競争性が期待できない調達や、防衛省の制度を利用しコストダウンに取り組む企業については、迅速かつ効率的な調達の実施や企業の予見可能性向上の観点から、透明性・公正性を確保し、対象を類型化・明確化したうえで、随意契約の適切な活用を図っている。

3　調達価格の低減策と企業のコストダウン意欲の向上

装備品の調達においては、市場価格が存在しないものが多く、高価格になりやすいという特性を踏まえ、調達価格の低減と企業のコストダウン意欲の向上を同時に達成することが必要である。

この実現のため防衛装備庁では、2020年4月以降、官民が共同して契約の履行や進捗の管理、コスト管理を行い、コストダウンが図られた場合は一定の割合を企業に還元する、共同履行管理型インセンティブ契約制度を次期戦闘機事業やスタンド・オフ電子戦機事業などに適用している。また、同月から、企業自らのコストダウンを評価する仕組みとして、価格低減に対して報奨を付与する制度を施行しており、適用範囲の拡大など、企業のコストダウンをより促す仕組みとなるよう検討を続けている。

5　調達の効率化に向けた取組など

1　効果的・効率的な維持・補給

装備品の定期整備について、安全性の確認を十分に行ったうえでその実施間隔を延伸し、効率化を図っている。また、装備品の可動数の向上と長期的なコスト抑制を図る観点から、PBL[8]（Performance Based Logistics）などの包括契約の拡大に取り組んでいる。

2　装備品取得のさらなる効率化

装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上などを適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などによるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在や将来の戦い方に直結できる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現することとしている。

参照　Ⅱ部3章2節4項（最適化への取組）、2節4項4（早期装備化のための新たな取組）

3　公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかる公正性・透明性の向上を図るため、契約の適正化のための措置や、チェック機能の強化のための措置を講じている。

まず、政府全体の取組である公共調達の適正化として、防衛省においても総合評価落札方式[9]の導入拡大、入札手続の効率化を継続して実施している。これに加え、

6　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（2015年4月成立。2024年3月改正により恒久化。）
7　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
8　装備品の可動率の向上と長期的なコスト抑制を図るための包括契約。
9　技術的要素の評価などを行うことが適当であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

防衛関連企業による過大請求事案や装備品の試験結果の改ざん事案などの反省を踏まえた再発防止策として、制度調査の強化や違約金の見直し、監督検査の実効性の確保などを着実に実施しており、これらを通じて不祥事の再発防止、公正性・透明性の向上や契約の適正化に取り組んでいる。

また、防衛装備庁では、監察・監査部門において内部監察などの一層の充実を図るとともに、防衛監察本部による監察や外部有識者からなる防衛調達審議会における審議などにより、同庁が行う契約について内外から重層的なチェックや組織内の相互牽制を行っている。さらに教育部門を充実させ、職員に対する法令遵守にかかる教育を徹底することにより、コンプライアンス意識の向上にも努めている。

6 FMS調達の合理化に向けた取組の推進

1 合理化に向けた取組

FMSは、米国の武器輸出管理法などのもと、米国の安全保障政策の一環として同盟諸国などに対して装備品を有償で提供するものである。FMSには、①価格が見積りである、②前払いが原則であり履行後に精算される、③納期が予定であるなどの特徴があるが、わが国の防衛力を強化するために非常に重要なものである。

（Foreign Military Sales）

一方、FMSについては、納入遅延や精算遅延などの様々な課題があることは事実であり、近年FMS調達額が高水準で推移しているなかで、日米が協力して改善に努めているところである。

具体的には、2016年以降、防衛装備庁と米国防安全保障協力庁との間でFMS調達をめぐる諸課題について協議を行う安全保障協力協議会合（SCCM）を8回開催している。

（Security Cooperation Consultative Meeting）

2024年1月の第8回会議においては、FMS調達額が高水準で推移するなか、未納入・未精算に関し日米間で引き続き履行管理の強化を行い、未納入額・未精算額の縮減に取り組むとともに、価格の透明性確保に関し、改善に向け責任をもって取り組むことを確認した。

また、2023年4月に防衛装備庁と米国防省との間で、装備品などにかかる品質管理業務を相互に無償で提供し合う枠組みを締結している。本枠組みにより、FMS調達にかかる品質管理費用が免除され、FMS調達額の縮減や同盟国である米国との調達分野における協力関係の向上につながっている。

2 その他の取組

FMSで調達する装備品を含む輸入調達品については、国内企業による維持整備の追求や、能力の高い装備品について、米国などとの国際共同研究・開発をより一層推進していくこととしている。その一環として、国内企業の日米共通装備品のサプライチェーンやインド太平洋地域における米軍の維持整備事業への参画を図るため、在日米軍や米国防衛産業とのマッチングの機会となる展示会（インダストリーデー）を開催している。2023年は10月に実施した。

インダストリーデーを視察する三宅防衛大臣政務官（左から2番目）
（2023年10月）

参照 図表Ⅳ-1-4-2（FMSによる装備品等の取得にかかる予算額の推移（契約ベース））、1節2項2（3）（インダストリーデー）

図表Ⅳ-1-4-2 FMSによる装備品等の取得にかかる予算額の推移（契約ベース）

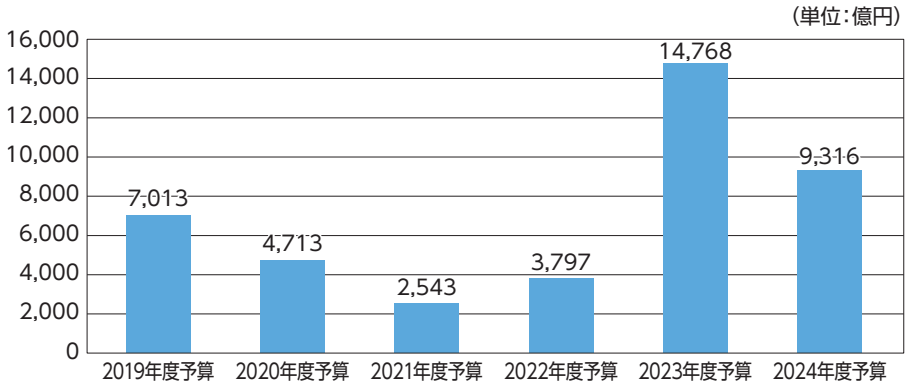

FMSにより取得している主要な装備品

【陸自】
V-22オスプレイ

【海自】
SM-6
SM-3ブロックⅠB
SM-3ブロックⅡA
トマホーク

【空自】
F-15戦闘機（能力向上）
F-35A戦闘機
F-35B戦闘機
AIM-120（空対空ミサイル）
KC-46A空中給油・輸送機
E-2D早期警戒機
グローバルホーク

○**【参考】FMS調達の代表例** ※FMSの金額

F-35A戦闘機
【ロッキード・マーチン】
2024年度予算：1,120億円

F-35B戦闘機
【ロッキード・マーチン】
2024年度予算：1,282億円

E-2D早期警戒機
【ノースロップ・グラマン】
2023年度予算：1,941億円

SM-3ブロックⅡA
【レイセオン】
2024年度予算：699億円

第5節 経済安全保障に関する取組

国家安全保障戦略では、わが国の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、わが国の自律性の向上、技術などに関するわが国の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策を、総合的、効果的かつ集中的に講じていく必要があるとしている。

1 日本政府内の動向

これまでも、わが国は、既存の法制の中で経済安全保障の推進に資する取組を推進してきた。

2022年5月には、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、先端的な重要技術についての官民協力、特許出願の非公開に関する制度整備を行うことにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための経済安全保障推進法[1]が成立した。

2024年5月には、特許出願の非公開および基幹インフラの両制度が運用開始となり、同法が定める全ての制度が運用されることとなった。経済安全保障に関する各種措置については、不断に検討・見直しが行われており、例えばサプライチェーンの強靱化については、2022年12月に半導体や蓄電池など11物資を特定重要物資に指定し、その安定供給確保を図っているところであるが、これに加え2024年2月には、先端電子部品（コンデンサ、高周波フィルタ）の新規指定（合計12物資）および指定済物資である重要鉱物の対象鉱種としてウランを追加するなどの取組も実施されている。

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）は、AI（Artificial Intelligence）、量子技術などの先端技術を含む研究開発を対象に、関係府省庁が一体となって、国のニーズを実現する研究開発事業を実施するもので、その研究成果は、民生利用のみならず安全保障を含む公的利用につなげていこうとするものである。K Programの支援対象とする重要技術は研究開発ビジョンに定められており、2023年には、サイバー空間領域などの取組を特に強化し、研究開発ビジョン（第一次）を補強・補完する形で、研究開発ビジョン（第二次）が決定され、研究開発が順次開始されている。このほか、経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度について、2024年2月、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が閣議決定・国会に提出され、同年5月、法律として成立した。

さらに、近年経済的威圧についても関心が高まり、様々な議論が行われている。2023年5月に開催されたG7広島サミットでは、経済的威圧に対処するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、同盟国・同志国との連携を進めていくことが確認された。

参照 2節4項1（国内外の関係機関との技術交流や関係府省庁との連携）

2 防衛省の取組

安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化するなか、国家防衛戦略などに基づくいわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の維持・強化と合わせて、先端技術の保全・育成といった経済安全保障の施策により、わが国の自律性の向上や、わが国の優位性・不可欠性を確保することは極めて重要である。

防衛省は、安全保障担当官庁としてこれまで蓄積してきた防衛生産・技術基盤の維持・強化にかかる知見・ニーズを提供するなど政府一体の取組に積極的に参画している。具体的には、内閣府の政策統括官（経済安全保障担当）への人員派遣を行っているほか、政府全体の取組に対し、安全保障に関する知見・ニーズの提供を積極的に行うために、職員の増員など省内の体制を抜本的に強化し、経済安全保障上の課題解決に貢献している。

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

第2章 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

第1節 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力を発揮するにあたっては、必要な人材を確保するとともに、全ての隊員が高い士気と誇りを持ち、個々の能力を発揮できる環境を整備すべく、人的基盤の強化を進めていく。

人材確保を取り巻く環境が厳しくなるなか、これまで以上に、民間の労働市場の動向や働き方に対する意識の変化といった社会全体の動きを踏まえ、人的基盤強化の検討を進める必要があることから、2023年2月、防衛省・自衛隊は、人的基盤強化にかかる施策の実効性を高めることを目的に、防衛大臣のもと、部外の有識者からなる「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会」を設置した。計6回の検討会での議論を経て、同年7月に取りまとめられた報告書では、危機的なまでの少子化の進展と人口減少社会のなかでも、わが国の防衛力を持続性のあるものとし続けるため、部外の人材を含めた多様な人材の確保、隊員のライフサイクル全般を通じた効果的な施策をこれまで以上に幅広く綿密に講じていく必要があるとの提言がなされた。

防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会（2024年1月）

2024年1月の第7回検討会では、こうした提言を踏まえ、部外人材も含めた多様な人材確保、隊員のライフサイクル全般における活躍の推進に向けた各種施策の進捗状況について防衛省から報告を行い、今後の課題などに関し、有識者から意見が述べられたところであり、これらも踏まえ、人的基盤強化に向けた施策を推進する。

1 採用の取組強化

1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、少子化による募集対象者人口の減少という厳しい採用環境のなかにあっても、優秀な人材を安定的に確保しなければならない。2023年度の募集については、人材獲得競争がより熾烈なものとなったことなどから、特に、いわゆる「士」となる自衛官候補生と一般曹候補生の採用者数は、2022年度に比べ、約1,900名減少となり、大変厳しいものとなった。このため、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容などを丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ人材を募る必要がある。

防衛省・自衛隊では、募集能力強化のため、採用広報動画、資料などのデジタル化・オンライン化、SNS（Social Networking Service）による情報発信、自衛官候補生と一般曹候補生の採用試験の一部オンライン化などを推進している。

また、全国に50か所ある自衛隊地方協力本部では、

資料：防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/kiban/index.html

2023年度に非常勤職員を増員して募集体制の強化を図り、地方公共団体、学校、募集相談員などの協力を得ながら、きめ細やかに自衛官などの募集・採用を行っている。なお、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝などを含め、自衛官、自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、防衛省はこれに要する経費を負担している。また、募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報の提出を含め、所要の協力が得られるよう地方公共団体などとの連携を強化している。

自衛隊地方協力本部による自衛隊の勤務に関する説明会

2　採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意思に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。自衛官候補生と一般曹候補生の採用上限年齢は、民間企業での勤務経験を有する者など、より幅広い層から多様な人材を確保するため、2018年に「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げられた。また、2024年度からは、空自航空学生の採用上限年齢が「21歳未満」から「24歳未満」に引き上げられた。さらに、防衛力整備計画に基づき、有為な人材の早期確保を図るため、貸費学生制度[1]について、対象となる教育機関や学術分野を拡大して名称も変更し、「自衛隊奨学生制度」として制度の充実・強化に努めている。

民間の人材を活用するという点では、キャリア採用幹部として、専門的技術に関する国家資格・免許などを保有する者を採用する取組や、中途退職した元自衛官の採用数の拡大など、中途採用の強化に取り組んでいる。また、サイバー分野などの専門的知識・技能を有する部外の高度人材を最大5年の任期で自衛官として採用する任期付自衛官制度の導入に向けて、関連法案を2024年2月に国会に提出し、同年5月に成立した。

自衛官は、自衛隊の精強性を保つため、階級ごとに職務に必要とされる知識、経験、体力などを考慮し、大半が50歳代半ば以降で退職する「若年定年制」や2、3年を1任期として任用する「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理[2]を行っている。

参照　図表Ⅳ-2-1-1（募集対象人口の推移）、図表Ⅳ-2-1-2 自衛官候補生と一般曹候補生の採用状況（2014年度～2023年度）、図表Ⅳ-2-1-3（自衛官の任用制度の概要）、資料67（自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移（過去10年間））、資料68（自衛官などの応募と採用状況）

動画：自衛官募集チャンネル
URL：https://www.youtube.com/channel/UCwvH00eFWmfs-FGkRCorzdA

1　理学・工学などの学術分野における人材を確保する観点から、将来自衛隊で勤務する意思のある大学生・大学院生に対し、毎月一定額（月額54,000円）の学資金を貸与する制度であり、卒業後は一般幹部候補生として入隊する。2024年度からは上記の要件に加え、貸与の対象となる教育機関の拡大、対象となる学術分野の拡大および制度の名称の変更を実施。
2　国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ。

図表Ⅳ-2-1-1　募集対象人口の推移

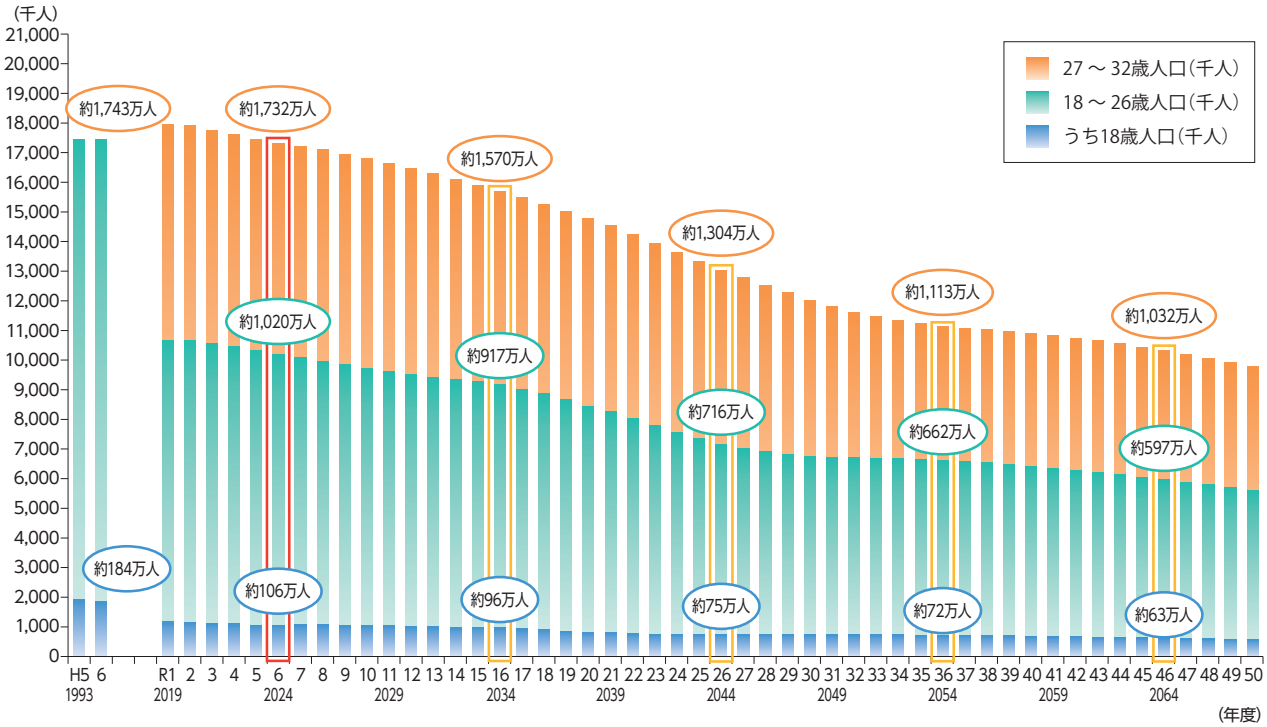

【資料出典】平成5（1993）年度、6（1994）年度、令和元（2019）年度は、総務省統計局「我が国の推計人口（1920年～2000年）」および「人口推計年報」による。
令和2（2020）年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和6（2024）年4月の中位推計値（日本人人口））による。

図表Ⅳ-2-1-2　自衛官候補生と一般曹候補生の採用状況（2014年度～2023年度）

自衛官候補生の採用状況

	採用計画数	応募者数	採用者数	計画達成率
平成26年度（2014）	8,595	31,361	8,239	96%
平成27年度（2015）	8,989	28,137	7,838	87%
平成28年度（2016）	7,981	29,067	7,610	95%
平成29年度（2017）	9,404	27,510	7,513	80%
平成30年度（2018）	9,882	28,145	7,075	72%
令和元年度（2019）	7,505	28,844	7,359	98%
令和2年度（2020）	6,280	28,903	6,664	106%
令和3年度（2021）	6,190	28,272	5,350	86%
令和4年度（2022）	9,245	23,834	3,988	43%
令和5年度（2023）	10,628	20,033	3,221	30%

一般曹候補生の採用状況

	採用計画数	応募者数	採用者数	計画達成率
平成26年度（2014）	3,850	31,145	4,436	115%
平成27年度（2015）	4,420	25,092	4,328	98%
平成28年度（2016）	4,720	24,312	5,011	106%
平成29年度（2017）	5,050	29,151	5,044	100%
平成30年度（2018）	6,300	27,580	6,464	103%
令和元年度（2019）	6,140	28,310	6,647	108%
令和2年度（2020）	6,500	29,848	6,744	104%
令和3年度（2021）	6,510	28,426	6,450	99%
令和4年度（2022）	6,980	24,841	6,132	88%
令和5年度（2023）	7,230	19,960	4,969	69%

図表Ⅳ-2-1-3　自衛官の任用制度の概要

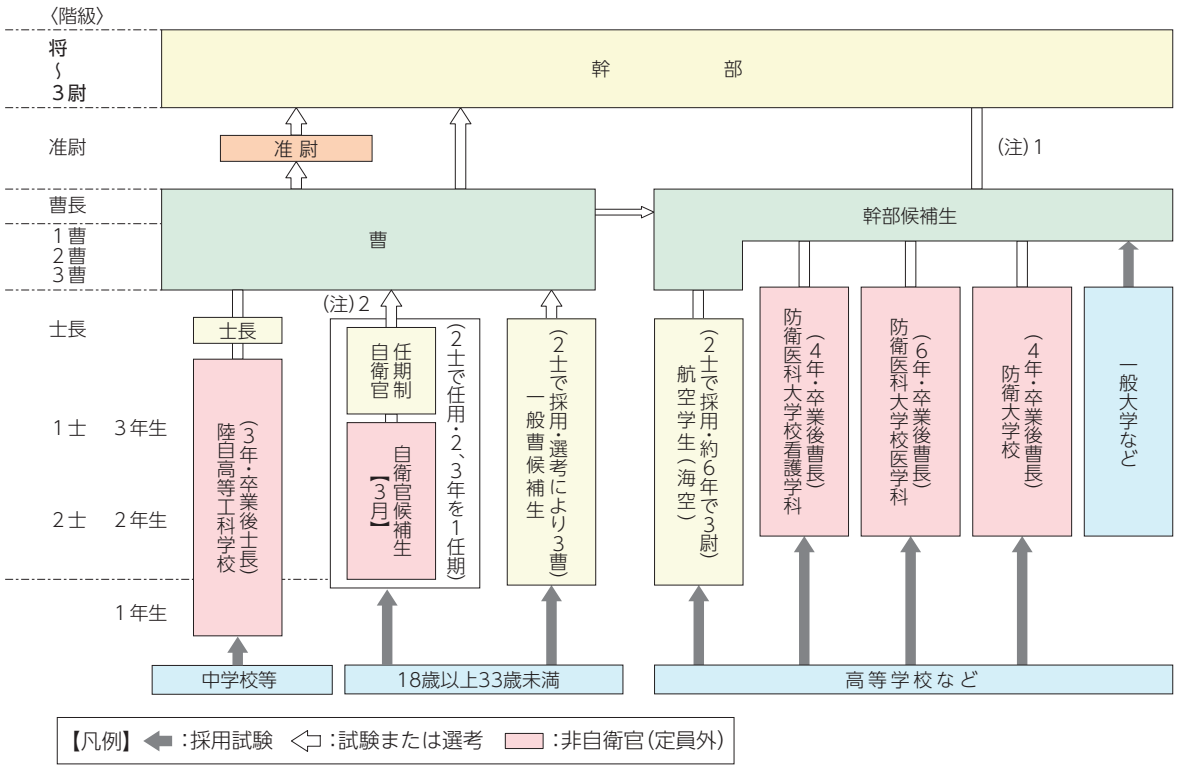

(注)1　所定の教育訓練を修了したものは、通常3尉に昇任するところ、一般大学などの修士課程修了者のうち院卒者試験により入隊した者、ならびに、防衛医科大学校医学科学生、歯科・薬剤科幹部候補生のうち、国家試験に合格した者は、2尉に昇任。
2　任期制自衛官の初期教育を充実させるため、2010年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。

(2) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員[3]として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験や国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用している。

事務官は、本省、防衛装備庁の内部部局などでの防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省、防衛装備庁の内部部局などでの防衛施設（司令部庁舎、滑走路、火薬庫など）や防衛装備品などの物的基盤に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛大学校、防衛医科大学校や防衛研究所などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

そのほか、防衛力整備計画を着実に実施するため、必要となる事務官等の確保に取り組んでいるところである。

参照　資料69（防衛省の職員等の内訳）

3　防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

2 予備自衛官などの活用

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官および予備自衛官補の3つの制度[4]を設けている。

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

これまで地震や台風などの大規模災害、新型コロナウイルス感染症の際に予備自衛官および即応予備自衛官を招集している。令和6年能登半島地震災害派遣においては、医師または看護師の資格を持つ予備自衛官および即応予備自衛官を招集し、被災地において、衛生支援（巡回診療）の活動や生活支援（物資輸送）の活動にそれぞれ従事した。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などへの参加には、雇用企業などの理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

また、予備自衛官または即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するため、雇用企業などに対し、「雇用企業協力確保給付金」を支給することとしている。

さらに、自衛官経験のない者が、予備自衛官補を経て予備自衛官として所定の教育訓練を終え、即応予備自衛官に任用された場合に、当該即応予備自衛官が安心して教育訓練に参加できるよう必要な措置を行った雇用企業などに対し、「即応予備自衛官育成協力企業給付金」を支給することとしている。

令和6年能登半島地震災害派遣において活動する予備自衛官

防衛力整備計画は、作戦環境の変化や自衛隊の任務が多様化するなかで、予備自衛官などが常備自衛官を効果的に補完するため、自衛官未経験者からの採用の拡大や年齢制限、訓練期間などの現行の予備自衛官等制度の見直しを行うこととしている。この見直しの一環として、2023年4月から、予備自衛官の一部の技能区分を対象に継続任用可能な年齢の上限を試行的に廃止し、2024年1月には、自衛官未経験者などを採用する予備自衛官補（一般）の採用の年齢要件を18歳以上34歳未満から18歳以上52歳未満に緩和した。また、予備自衛官が制度上可能な年齢の上限まで任用可能にすることや、予備自衛官補の教育訓練の修了期限を延長できる年数を拡大した。引き続き、現行の予備自衛官等制度の見直しを進め、予備自衛官などの充足率向上を図っていくこととしている。

そのほか、割愛[5]により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。

参照　図表Ⅳ-2-1-4（予備自衛官などの制度の概要）

資料：予備自衛官等制度の概要
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/

4　諸外国においても、予備役制度を設けている。
5　自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

図表Ⅳ-2-1-4　予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	●教育訓練修了後、陸自または海自の予備自衛官として任用
応招義務など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士：18歳以上55歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士：18歳以上50歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上52歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用 ●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般：志願に基づき試験により採用 ●技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	●元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時(指定) 階級が原則 ●予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能資格・経験年数に応じ指定	●元自衛官、元予備自衛官：退職時(指定) 階級が原則	●階級は指定しない
任用期間	●3年(継続任用が可能) [任用可能な年齢の上限：65歳未満] ※技能予備自衛官の一部(以下) を対象に試行的に任用時の年齢制限を廃止 【共通】衛生 【陸自】整備、電気、建設、放射線管理 【海自】船舶 【空自】語学	●3年(継続任用が可能) [任用可能な年齢の上限：自衛官の定年年齢と同じ]	●一般：3年以内 ●技能：2年以内
(教育)訓練	●自衛隊法では20日／年以内。ただし、5日／年(基準)で運用	●30日／年	●一般：50日／3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能：10日／2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数) を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数) を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇	●訓練招集手当：8,100円／日※ ●予備自衛官手当：4,000円／月 ※即応予備自衛官となるための訓練に従事する予備自衛官補出身の予備自衛官の訓練招集手当は8,300円／日を支給	●訓練招集手当：10,400～14,200円／日 ●即応予備自衛官手当：16,000円／月 ●勤続報奨金：120,000円／1任期	●教育訓練招集手当：8,800円／日
雇用企業への給付金	●即応予備自衛官育成協力企業給付金：560,000円／人 ※予備自衛官補出身の予備自衛官が即応予備自衛官に任用された場合に支給	●即応予備自衛官雇用企業給付金：42,500円／月	－
	●雇用企業協力確保給付金：34,000円／日		

VOICE

活躍する即応予備自衛官と雇用主の声

陸自　第13高射特科中隊　即応予備陸士長　宗（そう）　歩美（あゆみ）

まず、「令和6年能登半島地震」において被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私は、2020年の任期満了退職前に参加した、退職自衛官合同企業説明会のブース担当者の雰囲気が非常によかったことと「予備自衛官登録制度」、「家賃補助制度」があったことで、アート引越センター株式会社への入社を決めました。

入社後、予備自衛官となり、1年後の2021年に即応予備自衛官となりました。

年間30日の訓練は、当社独自の制度である「訓練特別休暇制度」で特別休暇を取得し、月に2～4日に分けて日本原駐屯地で行っています。元同僚にも再会でき、楽しんで訓練に参加しています。「訓練特別休暇制度」により、訓練参加のための特別休暇が20日取得できるため、仕事のない日や有休と組み合わせて30日の訓練に参加しています。また、訓練に参加する際は、勤怠シフトも協力的に組んでいただき、支店長、職場の仲間にも理解いただいています。

訓練はかなりきついですが、自衛隊で培った、人を思うことの尊さ、大切さを維持するためにも即応予備自衛官としてあり続けることが、社会のため、会社のためにもなると思っています。

職場の仲間の支えもあり、これまでしっかりと訓練に取り組むことができたため、即応予備3曹へ昇進する日も近いと伺っていますので、これまで以上に仕事と訓練の両立に頑張って行きたいと思います。

アート引越センター株式会社　執行役員人材戦略部長（元陸自　第25普通科連隊　3等陸曹）　本多（ほんだ）　隆雄（たかお）

弊社は、1976年に国内で初めて引越を専業とする会社として誕生して以来、お客様の「あったらいいな」の声に耳を傾け、数々のサービスを生み出し、引越を運送業ではなくサービス業として発展させてきました。ここ数年、当社では全国で年20名程度の自衛隊新卒の方を採用しています。そして、現在即応予備自衛官が6名、予備自衛官が11名在籍しています。

2020年には、退官自衛官の社員を支援する目的で、訓練招集には特別休暇を、災害派遣などの際には出勤扱いになる制度の運用を開始しました。

私自身が自衛隊に在籍し、レンジャー訓練含め、様々な経験をさせていただき、成長できたので、当社に入社してくれる自衛隊新卒の社員には深い思い入れがあり、精神面でも制度面でも入社後の皆さんの活躍をバックアップさせていただきます。

引越作業後、お客さまに「ありがとう」と言われ喜んでいる
（宗即応予備陸士長）

アート引越センター株式会社
執行役員　人材戦略部長　本多　隆雄氏

3 人材の有効活用に向けた施策など

1 人材の有効活用

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した技能、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、国家防衛戦略、防衛力整備計画では、知識・技能・経験などを豊富に備えた人材の一層の活用を図るため、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引き上げを行うこととされた。これに基づき、2023年には1尉から1曹までの定年が1歳引き上げられ、2024年には1佐から3佐および2曹から3曹までの定年を、それぞれ1歳ずつ引上げることとしている。

図表Ⅳ-2-1-5　自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	57歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	56歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	56歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	54歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	−
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

（注）1　統幕長、陸幕長、海幕長または空幕長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳
2　医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年は、年齢60歳

また、定年退職自衛官の再任用（定年から65歳に達する日以前）をさらに推進すべく、2023年には艦船乗組の一部および航空機操縦業務の一部を、2024年にはサイバーおよび飛行点検の業務を再任用自衛官が従事できる業務とした。

さらに、無人化・省人化などを推進するため、AIの活用促進などにかかるアドバイザー業務の外部委託など、AI活用に関する支援態勢を構築するとともに、部外委託講習により部内人材の育成を図るなど、AI活用にかかる環境整備を行っている。

加えて、一部艦艇では、複数クルーで交替勤務するクルー制を導入し、限られた人員による稼働率の確保に取り組んでいる。

参照　図表Ⅳ-2-1-5（自衛官の階級と定年年齢）

2 防衛省職員の自殺防止への取組

防衛省職員の自殺者数は、2023年度は64人であった。依然として、職員の尊い命が自殺により失われていることは、御家族にとって大変痛ましいことであり、また、組織にとっても多大な損失である。

2022年に、職員の自殺事故防止の観点から、防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針を策定し、各種施策を推進することとされた。

具体的には、全職員を対象としたメンタルヘルスチェックやカウンセリングの利用啓発などによる職員の意識改革、ワークライフバランスに関する施策の推進などによる職場環境の改善を図っている。また、有資格者のカウンセラーの確保、上司とカウンセラー、医療機関との連携や相談先の多様化といったサポート体制の強化などに取り組んでいる。

参照　図表Ⅳ-2-1-6（防衛省職員の自殺者数の推移）

図表Ⅳ-2-1-6 防衛省職員の自殺者数の推移

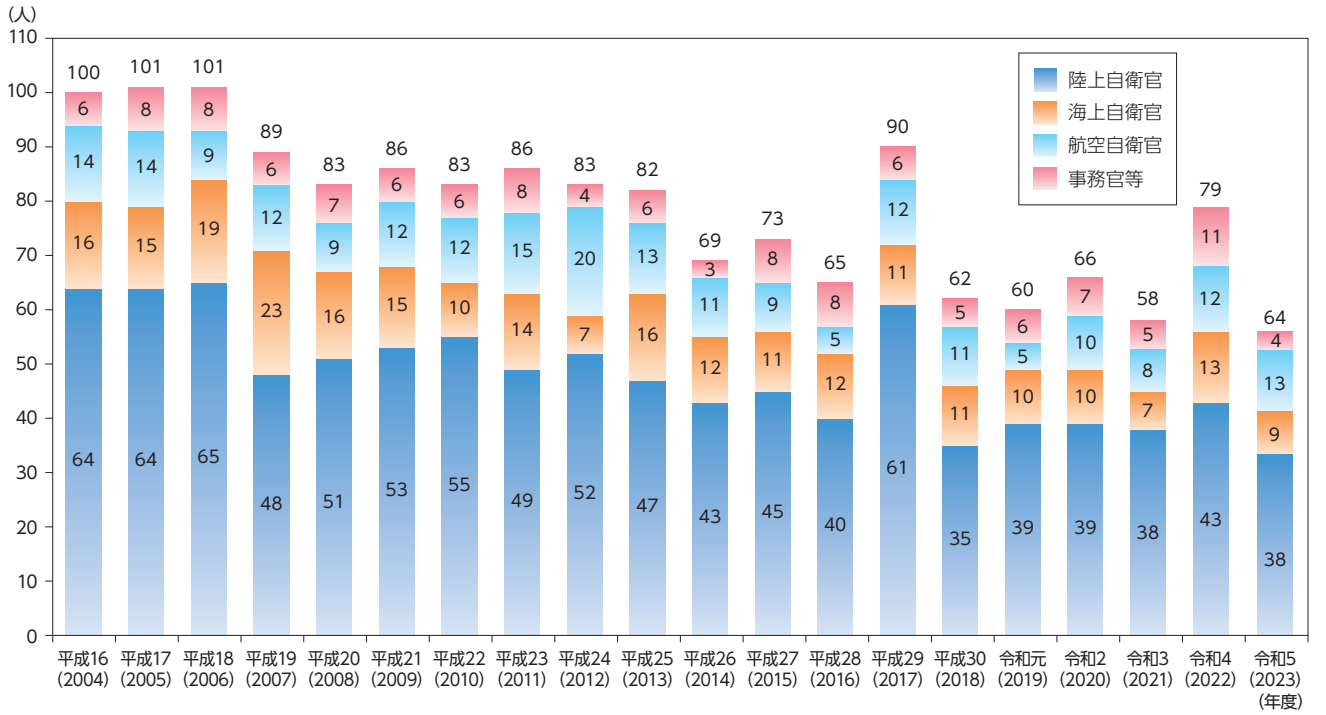

4 生活・勤務環境の改善など

1 生活・勤務環境改善への取組

国家防衛戦略において、全ての自衛隊員が高い士気と誇りを持ちながら個々の能力を発揮できるよう、生活・勤務環境の改善に引き続き取り組むこととしている。具体的には、即応性確保などのために必要な宿舎を整備するとともに、隊舎・庁舎や宿舎などの老朽化対策、耐震化対策を推進している。また、隊舎の個室化など隊員のプライバシーに配慮した生活環境を順次整備していくほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品などの所要数の確実な確保などにも取り組んでいる。

加えて、女性自衛官の教育・生活・勤務環境改善のため、隊舎や艦艇・潜水艦における女性用区画を整備、演習場などにおける女性用トイレや浴場の新設・改修などを行うこととしている。

隊舎の個室化

宿舎の整備

生活・勤務環境の改善への取組（隊舎の個室化、宿舎の整備）

2 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害発生時などの取

組として、隊員家族の安否確認、生活支援について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。

また、長期行動を予定する艦艇や海外に派遣される部隊には、隊員と家族が直接連絡を取れる通信環境を整備するとともに、家族から海外に派遣中の隊員に向けた慰問品の追送支援、家族に対する説明会の開催や相談窓口（家族支援センター）の開設、隊員家族向けホームページの設置など、隊員家族に対する各種支援施策を実施している。

5 人材の育成

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

防衛力整備計画に基づき、陸自高等工科学校において、陸・海・空自の共同化や男女共学化に取り組むとともに、各自衛隊などにおける統合教育の強化や、各自衛隊・防衛大学校におけるサイバー領域などを含む教育・研究の強化、教育課程の共通化、先端技術の活用などを進めることとしている。防衛大学校では、サイバー領域などを含む教育・研究の内容や体制を強化するため、全学年に対し、サイバーに関する素養を身に着けるためのリテラシー教育や領域横断作戦に関する教育を実施している。また、2024度からは、情報工学科をサイバー・情報工学科に改編し、よりサイバーを重視した専門的な教育・研究を行うこととしている。

なお、教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。

参照　Ⅲ部1章4節5項2（3）（教育・研究）

6 処遇の向上、再就職支援など

1 処遇の向上

自衛官は、厳しい環境下で任務を遂行するため、その任務や勤務環境の特殊性などを踏まえ、処遇の向上を図ってきた。2024年度には、護衛艦や潜水艦の乗組員のほか、自衛隊サイバー防衛隊、水陸機動団で勤務する隊員に支給する手当を引き上げるとともに、レーダーサイト勤務隊員、狙撃手、レンジャー訓練中の隊員などに新たに手当を支給するなどの改善策を講じている。また、2023年度からは、防衛力整備計画に基づき、自衛官の超過勤務の実態調査や諸外国の軍人の給与制度などの調査を進めているところであり、今後、これらの調査結果も踏まえながら、任務・勤務環境の特殊性や新たな任務の増加も踏まえた隊員の処遇の向上を図ることとしている。

そのほか、隊員が高い士気と誇りを持ちながら任務を遂行できるよう、叙勲対象範囲の拡大や功績の適切な顕彰など、栄典・礼遇に関する施策も推進することとしている。

2 殉職隊員への追悼など

1950年の警察予備隊創設以降、自衛隊員は、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。そのなかで、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は2,000人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚（しんじん）なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている。令和5年度自衛隊殉職隊員追悼式では、26

令和５年度自衛隊殉職隊員追悼式で献花をする岸田内閣総理大臣
（2023年10月）

再就職に向けた技能訓練を受ける隊員

柱（陸自20柱、海自５柱、空自１柱）を顕彰している[6]。

3　隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は50代半ば以降、任期制自衛官は20代～30代半ばで退職する。その多くは、生活基盤の確保のために再就職が必要である。このため、現役の自衛官が将来への不安を解消し、職務にまい進するためにも、再就職支援は極めて重要である。

防衛力整備計画においても、自衛官の退職後の生活基盤の確保は国の責務であるとしており、退職予定自衛官に対する進路指導体制や職業訓練機会などの充実、地方公共団体や関係機関、民間企業などとの連携強化など、再就職支援の一層の充実・強化を図ることとしている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災・危機管理部門をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。

特に、地方公共団体の防災・危機管理部門には、2024年３月末現在、全国46都道府県に109名、476市区町村に556名の計665名の退職自衛官が危機管理監などとして在職している。防衛省・自衛隊と地方公共団体の連携を強化することは、地方公共団体の危機管理能力の向上につながるため、このような再就職支援の強化にも取り組んでいる。

なお、防衛省では、地方公共団体の防災・危機管理部門などへの採用を希望する退職予定自衛官向けに、防災・危機管理教育を実施している。受講者は、申請により内閣府から地域防災マネージャー証明書が交付される。証明書を交付する要件は、１尉以上ないし２尉であって、１尉の実質的な職務経験があること、とされている。また、多くの自衛官が再就職している警備業界との間で、退職予定自衛官の再就職支援に関する意見交換を進め、2023年12月に一般社団法人全国警備業協会と防衛省との間で、警備業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援などに関する取組について連携することを申し合わせた。

加えて、任期制自衛官の充足の維持・向上に加え、予備自衛官や即応予備自衛官の充足向上を図るため、任期制自衛官の任期満了後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官などに任用された場合、進学支援給付金を支給することとしている。

一方、自衛隊員の再就職については、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、一般職の国家公務員と同様に３つの規制（①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供などの規制、②在職中の利害関係企業などへの求職の規制、③再就職者による依頼など（働きかけ）の規制[7]）が設けられている。規制の遵守状況については、

6　自衛隊殉職者慰霊碑は、1962年に市ヶ谷に建てられ、1998年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、メモリアルゾーンとして整理された。防衛省では毎年、防衛大臣主催により、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣の参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地や基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

7　自衛隊法第65条の２、第65条の３および第65条の４に規定。

隊員としての前歴を有しない学識経験者から構成される監視機関において監視される。また、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。

あわせて、内閣による再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員（本省企画官相当職以上）であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。

参照　図表Ⅳ-2-1-7（再就職支援施策として行っている主な職業訓練）、図表Ⅳ-2-1-8（2023年度再就職支援実績）、資料70（再就職等支援のための主な施策）、資料71（退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における在職状況）

図表Ⅳ-2-1-7　再就職支援施策として行っている主な職業訓練

自衛隊は精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば以降（若年定年制自衛官）または20代～30代半ば（任期制自衛官）で退職することになる。

退職後の再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、将来の不安の解消や優秀な人材の確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの再就職支援施策を行っている。

■ 任期制隊員の再就職支援

就職補導教育 ▶ 職業適性検査 ▶ 職業訓練 ▶ 任期制隊員合同企業説明会 ▶ 応募・面接等支援 ▶ 再就職

■ 若年定年退職隊員の再就職支援

業務管理教育 ▶ 職業適性検査 ▶ 職業訓練 ▶ 職業紹介 ▶ 応募・面接等支援 ▶ 再就職

■ 再就職支援施策として行っている主な職業訓練（2023年度実績）

自動車運転	● 大型自動車　● 普通自動車　● 大型特殊自動車　● 準中型自動車　● 中型自動車
施設機械等運転	● フォークリフト・ショベルローダー　● ボイラー技士　● 車両系建設機械　● クレーン運転士
電気通信技術	● 電気工事士　● 電気主任技術者　● 電気通信設備工事担当者　● 2級海上特殊無線技士
危険物取扱等	● 危険物取扱者　● 第3種冷凍機械責任者　● 高圧ガス製造保安責任者
労務実務等	● ドローン操縦士　● 警備員検定　● 運行管理者　● 海技士（3～6級）　● キャリアコンサルタント
情報処理技術	● マイクロソフトオフィススペシャリスト　● パソコン基礎検定　● OA機器　● ITパスポート ● 基本・応用情報技術者
社会福祉関連	● 介護職員初任者研修　● メンタルヘルス・マネジメント　● 介護福祉士　● サービス介助士
医療事務関連	● 医療事務　● 調剤薬局事務　● 介護事務　● 登録販売者
法務等実務	● 宅地建物取引士　● 行政書士　● 秘書検定　● 認定コーチ
そのほか	● 防災・危機管理教育　● ファイナンシャルプランナー　● 溶接技能者（ガス・アーク溶接など） ● 公務員受験対策講座　● 消防設備士　● 簿記　● 衛生管理者　● マンション管理士 ● TOEIC　● 防火管理者

（注）各区分ごとの職業訓練課目名は受講者の多い順で記載している。

図表Ⅳ-2-1-8 2023年度再就職支援実績

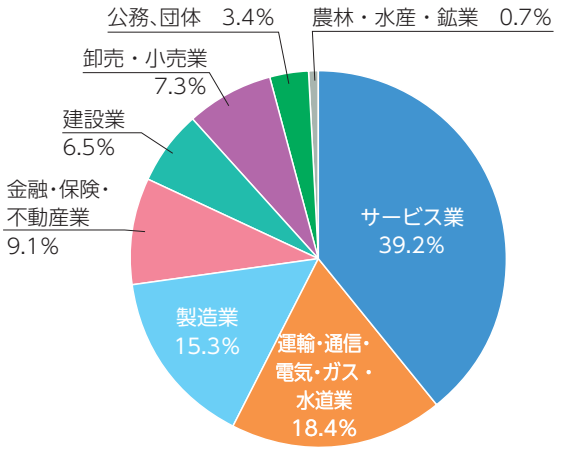

任期満了
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	1,171人
就職決定者数	1,166人
就職決定率	99.6%

若年定年
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	3,005人
就職決定者数	2,992人
就職決定率	99.6%

(注) 計数は四捨五入のため、合計と符合しないことがある。

資料：防衛省の再就職支援(援護)について
URL：https://www.mod.go.jp/j/profile/reemploy/index.html

資料：退職自衛官雇用ガイド(陸上自衛隊)
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/retire/index.html

動画：陸自は人材の宝庫～あなたのニーズに応えます！～(陸上自衛隊)
URL：https://youtu.be/wnLmn9VwlVY?si=_DbLnb2L2PkX-WL_

資料・動画：退職自衛官採用のご案内(海上自衛隊)
URL：https://www.mod.go.jp/msdf/recruit/engo/

資料・動画：退職者雇用(航空自衛隊)
URL：https://www.mod.go.jp/asdf/rehire/

VOICE

再就職した隊員と雇用主の声

株式会社インフィニティ　東京営業所　官公庁営業課　主任（海自　システム通信隊群　庶務班で任期修了）　三輪（みわ）　明日香（あすか）

私は海上自衛隊での任期満了後、株式会社インフィニティへ入社しました。現在は営業業務を担当しています。

入社当初は、自衛隊と民間企業とのギャップによる不安が多くありました。自衛隊では上官の指示に従い業務を行いますが、民間企業である弊社では、仕事を任された後は自分が主体となってスケジュールを組んで進めていきます。上司や先輩の助言を受けながら、徐々に自分のやり方を見つけることで業務を覚えていくことができました。自分が担当した仕事が成功し、会社に貢献できた際には達成感があります。現在入社3年目となり、任せられる仕事も増えてきました。上司の期待に応えられるように、努力する毎日を楽しく感じています。

自衛隊在籍当時は、副官付として勤務しました。主な業務内容は、接遇や外部との調整、書類の作成など副官の補佐であり、人をサポートする業務の経験は、現在も上司の業務のサポートなどに役立っています。また、自衛隊で学んだ礼儀作法は、社会人のマナーにも通ずるものがあり、現在も自分の基礎となっています。

就職活動の際は、就職援護室の温かいサポートを受け、部隊での業務と両立することができました。進路に悩んだ際は相談することができ、大変心強かったです。

今後も自衛隊で培った知識・経験を大切にし、新たなキャリアを重ねていきたいと思います。

株式会社インフィニティ　代表取締役社長　村中（むらなか）　昭夫（あきお）

弊社は、1994年に山口県岩国市でケーブル加工会社として創業、2010年9月には東京営業所を開設し、全省庁様向け（主に防衛省様向け）に物品の販売を行っております。

以前より業務を円滑に進めるうえで自衛隊を退職される方の再就職を支援しており、迎え入れた元隊員の方は、自衛隊で培った礼儀正しさ、丁寧な言葉使い、清潔感あふれる身だしなみで対外的に非常に高評価をいただいております。

そのなかでも、一昨年度入社した三輪氏は、対外折衝において、周囲をよく観察し空気を読みとり、気を配ることで、必要とする商品・サービスをいち早く、かつ的確に提供することができるなど、自衛隊で培った職務遂行能力は非常に高く、弊社の業績向上に大きく貢献しています。また、職場内においては、持ち前のコミュニケーション能力と協調性で、人間関係、職場環境を常に良好にしています。

今後も引き続き自衛隊を退職される方を受け入れていく予定でございます。より一層の品質・サービス向上に取り組み、更なる飛躍を目指してまいります。

株式会社インフィニティ　東京営業所 官公庁営業課 主任
三輪　明日香　氏

株式会社インフィニティ　代表取締役社長
村中　昭夫　氏

第2節 ハラスメントを一切許容しない環境の構築

防衛省・自衛隊に対し、国民から多くの期待が寄せられるなか、防衛省・自衛隊がその実力を最大限に発揮し任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠である。そのためには常に規律正しい存在であることが求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から服務指導の徹底などの諸施策を実施してきた。しかし、近年、ハラスメントを理由とした懲戒処分が少なからず発生している。防衛省・自衛隊が組織力を発揮し、様々な事態にしっかりと対応していくためには、防衛力の中核である隊員が士気高く安心して働ける環境を構築する必要がある。特に、ハラスメントは、部隊行動を基本とする防衛省・自衛隊において、隊員相互の信頼関係を失わせ、組織の根幹を揺るがす、決してあってはならないものである。

こうした認識のもと、防衛省・自衛隊は、ハラスメントを一切許容しない環境の構築のため、ハラスメント案件の対応およびハラスメント防止対策の抜本的見直しについて、スピード感をもって取り組むこととしている。

1 ハラスメント被害への対応

防衛省・自衛隊では、隊員からの相談に対応するホットラインを設置している。その相談件数は、2016年度の常設当初、年間109件であったところ、2023年度は857件と増加傾向にある。

特に、相談件数の約8割を占めるパワー・ハラスメントは、隊員の人格・人権を損ない、自殺事故にもつながる行為であり、周囲の勤務環境にも影響を及ぼす大きな問題である。パワー・ハラスメントは、隊員の認識不足や上司・部下との間のコミュニケーション・ギャップなどの問題に起因するとして、それらの問題を解消していくため、①隊員の啓発・意識向上のための集合教育・e-ラーニング、②隊員（特に管理職）の理解促進・指導能力向上のための教育、③相談体制の改善・強化などの施策を行ってきた。

また、暴行、傷害やパワー・ハラスメントなどの規律違反の根絶を図るため、2020年から懲戒処分の基準を厳罰化した。以後、2022年度までのハラスメントを事由とする懲戒処分者数は、549人であり、この内、最も重い「免職[1]」が30件（パワー・ハラスメント3件、セクシュアル・ハラスメント27件）であった。

さらに、ハラスメントに関する悩みを抱えている隊員の中には、部内の相談窓口では、相談しにくいと感じている者がいることから、弁護士が対応する相談窓口に加え、部外の心理カウンセラーなどが休日や勤務時間外に対応する相談窓口を設置している。

しかしながら、これまで様々なハラスメント防止対策を講じてきたにもかかわらず、ハラスメントが生起し、また、その対応も不十分であったケースが存在している。例えば、元陸上自衛官が訓練中や日常的にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、所属部隊に被害を訴えたにもかかわらず、上官への報告や事実関係の調査などが適切に実施されなかった事案である。本人の告発を経て、上級部隊などによる調査の結果、2022年9月に性暴力を含むセクシュアル・ハラスメント行為などが確認され、同年、関係者の懲戒処分が行われた。

こうした事案は、防衛省が行ってきたハラスメント防止対策が、その実効性において不十分であったことの表れであり、極めて深刻かつ誠に遺憾である。

参照 図表Ⅳ-2-2-1（ハラスメントを事由とする処分者数）、図表Ⅳ-2-2-2（防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移）

1 懲戒処分の種類には、免職、降任、停職、減給、戒告がある。これらは、違反行為の原因、動機、状況、規律違反者の地位、階級、部内外に及ぼす影響などを総合的に考慮し、決定される。

図表Ⅳ-2-2-1　ハラスメントを事由とする処分者数

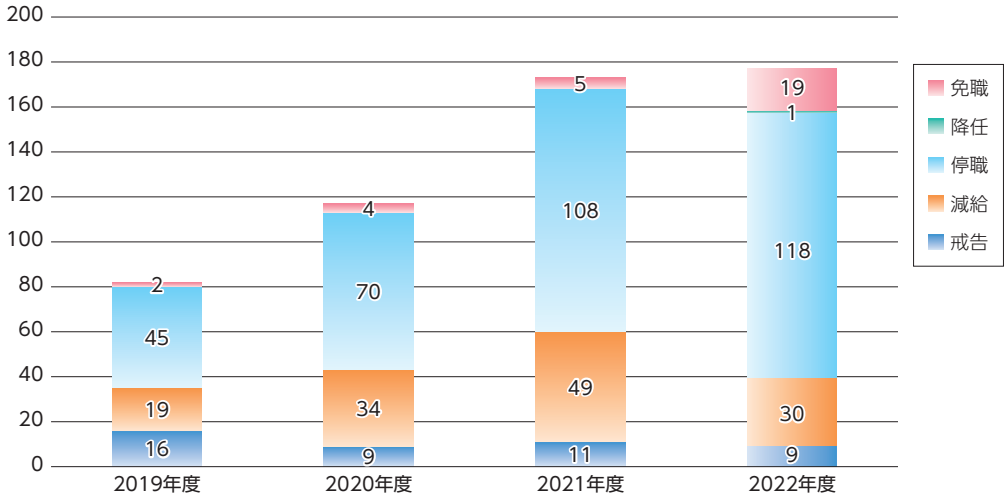

図表Ⅳ-2-2-2　防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移

（単位：件）

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
防衛省パワハラホットライン	519	1,010	1,706	1,217	782
防衛省セクハラホットライン	73	60	82	136	59
防衛省マタハラホットライン	8	7	23	44	16
各機関などの相談窓口	474	391	500	725	850
合　計	1,074	1,468	2,311	2,122	1,707

2　ハラスメント根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示など

2022年9月、浜田防衛大臣（当時）は、「ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示」を発出し、①全職員に対し、改めてハラスメントの相談窓口・相談員を周知徹底のうえ、相談・通報を指示すること、②現在のハラスメント相談の対応状況を緊急点検し、全ての案件に適切に対応すること、③全自衛隊を対象とした特別防衛監察の実施、④ハラスメント防止対策の抜本的見直しのための有識者会議の設置、を指示した。

また、後述する「防衛省ハラスメント防止対策有識者会議」の提言を受け、2023年8月、全隊員に向けて、浜田防衛大臣（当時）はトップメッセージを発出し、ハラスメントを一切許容しない環境の構築は、隊員一人一人に課せられた責務であり、抜本的対策を早急に検討・確立することが急務であることを示した。

ハラスメント根絶などについて訓示する木原防衛大臣

同年10月には、海上自衛隊で生起したハラスメント事案[2]などを受け、木原防衛大臣が「ハラスメント対応の

2　2022年12月、勤務中にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして上官に報告した海上自衛官が、本人の意向に反し、加害者の隊員との面会、謝罪を受けさせられた事案が生起した。加害者の隊員および上官は、2023年11月にそれぞれ10か月および3か月の停職処分を受けた。

厳正な措置に関する防衛大臣指示」を発出し、特別防衛監察で申出のあった案件の速やかな調査の実施、個別案件の緊急点検、未報告案件の速やかな報告によって、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、全隊員向けと司令官・管理職向けに、木原防衛大臣はトップメッセージを発出し、隊員一人一人が当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、被害を受けた際は、躊躇なく相談すること、被害を目撃、あるいは相談を受けた際は、被害隊員に寄り添うことを第一に、躊躇なく、しかるべき処置をとることなどを示した。

3 防衛省ハラスメント防止対策有識者会議

2022年9月の防衛大臣指示に基づき、同年11月に「防衛省ハラスメント防止対策有識者会議」が設置された。有識者会議では、ハラスメント防止対策の抜本的見直しについて計8回の議論や各自衛隊への現地視察・隊員との意見交換、セクシュアル・ハラスメントの被害者である元陸上自衛官との意見交換を行い、後述するハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察の結果なども踏まえて、2023年8月、防衛省に対し「ハラスメント防止対策の抜本的見直しに関する提言」を提出した。

提言では、防衛省・自衛隊として、ハラスメントを許容しない組織風土の醸成が未だ途上にあり、その努力も不十分であること、監督者（指揮官）のハラスメント対策にかかる責任が不明確、かつ責務の自覚が不足していることなどが指摘され、①予防対策、②事案対策、③事後対策に関し、防衛省が今後取り組むべき方策が示された。具体的には、定期的なトップメッセージの発出などによる組織風土の改革、教育の見直し、相談員などの資質向上、問題解決（懲戒処分）の迅速化、懲戒処分情報の周知などがあげられた。

4 ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察

2022年9月の防衛大臣指示に基づき、防衛監察本部は、ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察を実施し、防衛省・自衛隊の職員からハラスメント相談対応に関する申出を受け付けた。

2022年11月末の期限までに申出のあったハラスメント被害などのうち、最終的に1,325件の申出について、防衛監察本部が申出者に対し、ハラスメント被害の基本的な事実関係を聴き取り、申出者の意向を踏まえつつ、被害が発生した機関などに通知し、細部具体的な調査を進め、2023年8月に「特別防衛監察の結果について」を公表した。

特別防衛監察の結果、相談員・相談窓口が必ずしも十分に活用されていない実態が明らかになった。ハラスメント被害について適正な苦情相談対応が行われていないとする申出の6割以上が、そもそも相談員・相談窓口に相談しておらず、相談員・相談窓口の適正な対応や相談後に生じる状況に懸念を抱いているなど、ハラスメント相談制度が本来の役割を十全に果たしているか懸念される状況があることを確認した。また、苦情相談を行ったが適切に対応してもらえなかったと不満を述べる申し出も多数に上った。

このように、苦情相談への対応に対する不満が、ハラスメント相談制度の機能不全を招いている可能性があることが確認されたことから、今回の特別防衛監察では、改善策として、相談制度を含めたハラスメント対策について、改善・徹底する必要があると示された。

資料：防衛省ハラスメント防止対策有識者会議
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/harassment/index.html

資料：特別防衛監察の結果について
URL：https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/08/18a.html

5 ハラスメント防止対策の抜本的見直し

前述の有識者会議と特別防衛監察の結果を踏まえた今後の対策として、2023年8月、ハラスメント防止対策検討チームを防衛省に設置し、相談体制や教育の見直しを含めた有効な施策を検討しているところである。具体的には、ハラスメントの要因となりうる組織風土の改革を企図し、防衛大臣などによる定期的なトップメッセージの発信、教育機会を利用した隊員の意識改革を行うこととしている。また、ハラスメント防止教育の見直し、管理者（指揮官）および相談員の資質向上のための教育、懲戒処分基準の適正化・明確化、ならびにハラスメント相談体制の拡充、相談窓口の再周知を図ることとしている。

同年11月、木原防衛大臣は、「ハラスメント防止に関する会議」を開催した。会議では、隊員一人一人の意識改革、特に、組織の監督者や指揮官がリーダーシップを発揮してハラスメント防止に取組み、被害隊員に寄り添うことを第一に考え、速やかな対応をすることを省内幹部に指示した。また、被害に遭った隊員は、躊躇することなく上司や通報窓口に申し出、被害を目撃した隊員は、被害隊員に代わって通報するよう述べた。

防衛大臣指示によるハラスメント防止に関する会議（2023年11月）

さらに、2023年度の「防衛省職員ハラスメント防止月間」では、部外有識者による教育を含む各種教育や討論など、集中的なハラスメント防止の啓発に努めている。

今後も全ての自衛隊員にハラスメント防止を徹底させるとともに、時代に即した対策が講じられるよう、部外有識者の知見などを活用して不断の見直しを行い、ハラスメントを一切許容しない環境を構築していく。

資料：ハラスメント防止の推進・相談窓口
URL：https://www.mod.go.jp/j/profile/harassment/index.html

第3節 ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進

わが国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、防衛省・自衛隊の対応が求められる事態が増加、かつ長期化しつつある。一方、人口減少と少子化が急速に進展し、防衛力の中核である自衛隊員を確保することがこれまで以上に困難となっている。また、社会構造の大きな変化により、各種任務を担う防衛省・自衛隊の職員は、男女ともに、育児・介護などの事情のため時間や移動に制約のある者が増加することが想定される。

このような厳しい状況のなか、各種事態に持続的に対応できる態勢を確保するためには、職員が心身ともに健全な状態で、高い士気と誇りを持ちながら、その能力を十分に発揮しうるような環境を整えることが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、国家防衛戦略などに基づき、ワークライフバランスや女性職員の活躍を推進していく。

防衛省・自衛隊は、「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画（取組計画）」を2015年に策定し、各種取組を行ってきた。2021年には、①ワークライフバランス推進のための働き方改革、②女性の活躍推進のための改革、を2つの柱とする新たな取組計画を策定し、2023年3月には、①テレワークの推進、②ペーパーレス化の推進、③勤務時間管理の徹底、④男性育休の取得促進、⑤あらゆる職員が働きやすい職場環境の確立、の5つを重点的に進める旨の改定を行い、取組を一層推進している。

1 ワークライフバランス推進のための働き方改革

1 価値観・意識の改革

働き方改革を推進するにあたっては、特に管理職員などの働き方に対する価値観や意識の改革を行う必要がある。防衛省・自衛隊においては、働き方改革やワークライフバランスに関する意識啓発のため、トップメッセージの発出、セミナーや講演会などを実施している。また、育児や介護などで時間や移動に制約がある職員が増えていくなか、全ての職員が能力を十分に発揮して活躍できるよう、ワークライフバランス確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得の促進、テレワーク勤務の推進などに努めている。

さらに、管理職のマネジメント能力の向上に向けた「マネジメント改革」のための取組も実施している。

2 職場における働き方改革

ワークライフバランス推進に向けた取組は、職場の実情に合わせ、職員が自ら職場環境の改善策を考えることが実効性のある取組や風土作りにつながる。そのような考えから、「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について表彰を行うとともに、防衛省内に紹介し、他の職場の働き方改革の一助としている。

3 働く時間と場所の柔軟化

業務の繁閑の事情や、育児・介護など個人の抱える時間制約などの事情を踏まえ、防衛省・自衛隊においては、早出遅出勤務やフレックスタイム制を導入し、柔軟に勤務時間を選択できるようにしてきた。2023年4月には、フレックスタイム制におけるコアタイムの短縮など、さらなる柔軟化を図っている。

防衛省・自衛隊では、職務の特殊性を考慮しつつ、テレワークの実施が不可能な業務を除き、全ての機関においてテレワークが実施可能となっている。引き続き、端末の整備とともに資料の電子化などを含めたデジタル化を推進し、テレワークにおいて業務が完結できるよう業

資料：女性職員活躍とワークライフバランスの推進
URL：https://www.mod.go.jp/j/profile/worklife/index.html

務プロセスの確立を推進していくこととしている。

4　勤務時間管理の徹底

勤務時間管理のシステム化や超過勤務の実態調査などを通じ、職員の心身の健康と福祉に害を及ぼすおそれがある、長時間労働の是正を推進している。

5　育児・介護をしながら活躍できるための環境整備

防衛省・自衛隊においては、任期付の職員を採用し、育児休業などを取得する職員のための代替要員を確保するなど、職員が育児・介護などと仕事を両立するための様々な制度を整備している。特に、男性職員の家庭生活への参画を推進するため、男性職員の育児休業などの取得促進に取り組んでおり、こどもが生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指している。

また、育児・介護に関する制度の説明、ロールモデルの紹介、管理職員や人事担当部局がきめ細かく職員の育児にかかる状況を把握するため、「育児シート」を作成するなどの取組により、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境整備を進めている。なお、育児・介護により中途退職した職員を再度採用できる制度も整備されている。

6　保育の場の確保

職員がこどもの保育などに不安を抱くことなく、任務に専念できる環境を整えておくことは、防衛省・自衛隊の常時即応態勢を維持する上で重要である。防衛省・自衛隊においては、全国8か所の駐屯地などに庁内託児施設を整備してきた。また、災害派遣などの迅速な対応を求められる場面において、自衛隊の駐屯地などで職員のこどもを一時的に預かる緊急登庁支援の施策を推進している。

令和6年能登半島地震の災害派遣に従事する職員に対する緊急登庁支援

2　女性の活躍推進のための改革

防衛省・自衛隊は、これまで女性の採用・登用のさらなる拡大を図るため、取組計画において具体的な目標を定めるなど、意欲と能力のある女性の活躍を推進するための様々な取組を行ってきた。

また、女性・平和・安全保障[1]（WPS）に関する取組として、わが国は、防災・災害対応の取組や安全保障政策の意思決定の場における女性の参画を促進している。防衛省・自衛隊は、これらの取組の主体として、女性活躍推進に取り組むとともに、国内外でWPS分野にかかる様々な活動を行っている。紛争や災害時、特に脆弱な立場に置かれる女性や女児のニーズを考慮した活動の重要性が国内外で増すなか、防衛省・自衛隊は、全職員がWPSの主体者であることを認識し、女性の活躍推進などを通じて、WPS推進に一層貢献することとしている。

参照　Ⅲ部3章1節5項（女性・平和・安全保障（WPS）推進に向けた取組）

1　女性の採用・登用の拡大

防衛省・自衛隊は、取組計画で数値目標を設定し、計画的な女性の採用・登用の拡大を図っている。また、国家安全保障戦略などに基づき、女性の活躍を支える教育基

1　紛争、災害などにおいて、より脆弱な立場に置かれる女性、女児などが、紛争、災害などの発生時に、特に保護すべき対象であるという考えのもと、女性、女児などの保護や救済に取り組みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興および平和構築、ならびに、防災、災害対応および復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方。

盤の整備や、女性自衛官の増勢を見据えた隊舎・艦艇などにおける女性用区画の整備などを行うこととしている。

(1) 女性自衛官

女性自衛官は、2024年3月末現在、約2万人（全自衛官の約8.9%）であり、10年前（2014年3月末時点で全自衛官の約5.6%）と比較すると、3.3ポイント増となっており、その比率は近年増加傾向にある。

女性自衛官の採用については、自衛官採用者に占める女性の割合を令和3（2021）年度以降17%以上とし、令和12（2030）年度までに全自衛官に占める女性の割合を12%以上とすることとした。また、女性自衛官の採用数の増加に合わせて、これにかかる教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進することとしている。

登用については、令和7（2025）年度末までに佐官以上に占める女性の割合を5%以上とすることを目指すこととしている。

(2) 女性事務官、技官、教官など

女性事務官、技官、教官などは、2024年3月末現在、約5,500人（全事務官等の約27.6%）であり、10年前（2014年3月末時点で全事務官等の約23.4%）と比較すると、4.2ポイント増となっており、その比率は近年増加傾向にある。

採用については、令和3（2021）年度以降、政府目標と同様に、採用者に占める女性の割合を35%以上とすることを目標としている。また、登用については、令和7（2025）年度末までに、本省係長相当職に占める女性の割合を35%、地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合を10%、本省課室長相当職に占める女性の割合を6%、指定職相当に占める女性の割合を5%とすることを目標としている。

参照　図表Ⅳ-2-3-1（防衛省における女性活躍と取組計画における目標および現状値）、図表Ⅳ-2-3-2（女性自衛官の在職者推移）、図表Ⅳ-2-3-3（女性活躍推進関連予算の推移）

図表Ⅳ-2-3-1　防衛省における女性活躍と取組計画における目標および現状値

	項　目	目標	現状値
女性自衛官の採用・登用など	自衛官の採用者に占める女性の割合	17%以上 (2021年度以降)	18.0%（2023年度）
	全自衛官に占める女性の割合	12%以上 (2030年度まで)	8.9%（2023年度）
	佐官以上に占める女性の割合	5%以上 (2025年度まで)	4.4%（2023年度）
女性事務官等の採用・登用	国家公務員採用試験からの採用者	35%以上 (毎年度)	39.3%（2024.4.1）
	係長相当職（本省） （本省に勤務する行(一) 3，4級の者（防衛省は本省内局および装備庁内局）	35% (2025年度まで)	33.2%（2023.7.1）
	地方機関課長・本省課長補佐相当職（(行)(一) 5,6級）	10% (2025年度まで)	8.2%（2023.7.1）
	本省課室長相当職	6% (2025年度まで)	4.1%（2023.7.1）
	指定職相当	5% (2025年度まで)	1.8%（2023.7.1）

動画：夢を守る女性陸上自衛官の活躍
URL：https://youtu.be/-bcA9G417vU

動画：自分の時間も大切に働く女性海上自衛官
URL：https://www.youtube.com/watch?v=tsk6VAV6LP4

動画：航空自衛隊女性自衛官の活躍
URL：https://www.youtube.com/watch?v=CzUcZlTk_bs

図表Ⅳ-2-3-2　女性自衛官の在職者推移

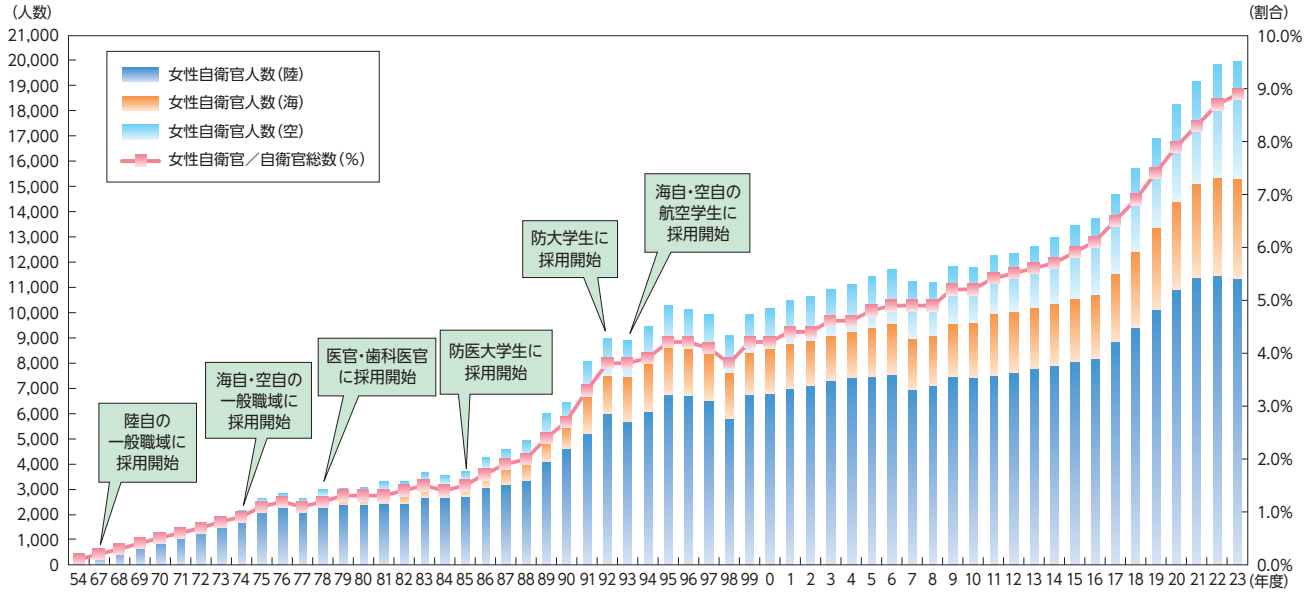

(注)　2024年3月末現在女性自衛官は19,961名(全自衛官現員の約8.9%)

図表Ⅳ-2-3-3　女性活躍推進関連予算の推移

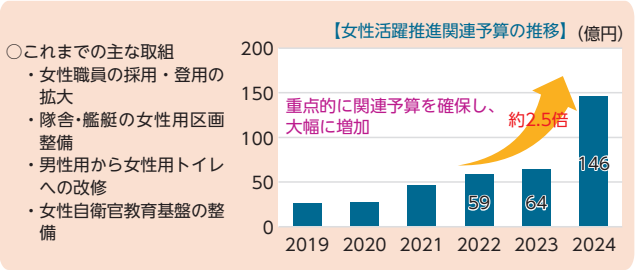

2　女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事管理の方針

自衛隊の任務が多様化・複雑化するなか、自衛官には、これまで以上に高い知識・判断力・技術を備えた多面的な能力が求められるようになっている。また、少子化・高学歴化の進展などによる厳しい募集環境のもと、育児や介護などで時間や場所に制約のある隊員が大幅に増加することが想定される。

こうした環境の変化を踏まえれば、自衛隊としても、従来の均質性を重視した人的組成から多様な人材を柔軟に包摂できる組織へと進化することが求められている。

自衛隊において、現時点で必ずしも十分に活用できていない最大の人材源は、採用対象人口の半分を占める女性である。女性自衛官の活躍を推進することは、①有用な人材の確保、②多様な視点の活用、③わが国の価値観の反映、といった重要な意義がある。このため、防衛省・自衛隊として、意欲と能力、適性のある女性があらゆる分野にチャレンジする道を拓き、女性自衛官比率の倍増を目指している。

なお、女性自衛官の採用・登用に際しては、機会均等のさらなる徹底を図り、本人の意欲と能力・適性に基づく適材適所の配置に努めることを人事管理の方針としている。

3　女性自衛官の配置制限の解除

防衛省・自衛隊においては、「母性の保護」の観点から女性が配置できない部隊（陸自の特殊武器（化学）防護隊の一部や坑道中隊）を除き、配置制限が全面的に解除されている。

これにより、戦闘機操縦者、空挺隊員、潜水艦の乗員などへの配置が進められている。

第4節 衛生機能の変革

自衛隊衛生は、これまで自衛隊員の壮健性の維持を重視してきたが、国家防衛戦略において、持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革することとされた。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化するなか、災害派遣や国際平和協力活動における衛生支援、医療分野における能力構築支援など様々な衛生活動のニーズに的確に応えていくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、戦傷医療対処能力の向上のため、①第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化、②衛生にかかる統合運用態勢の強化、③防衛医科大学校の運営の抜本的改革を3本柱とし、衛生機能の強化を図ることとしている。また、各種事態への対処や国内外における多様な任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能のさらなる充実・強化を図っている。

1 戦傷医療対処能力の抜本的強化

1 シームレスな医療・後送態勢の強化

第一線で負傷した隊員の救命率を向上させるためには、負傷した現場付近で応急的な措置を講じる第一線救護をはじめ、後送間救護、後送先となる病院それぞれの機能を強化していく必要がある。

参照 図表Ⅳ-2-4-1（シームレスな医療・後送態勢のイメージ）

(1) 第一線救護、後送間救護機能の強化

第一線で負傷した隊員に対しては、第一線救護衛生員[1]が緊急救命行為[2]を行うとともに、野外手術システム[3]などを備えた医療拠点において、ダメージコントロール手術（DCS[4]）を行った後、専門治療や根治的治療などの

Damage Control Surgery

図表Ⅳ-2-4-1 シームレスな医療・後送態勢のイメージ

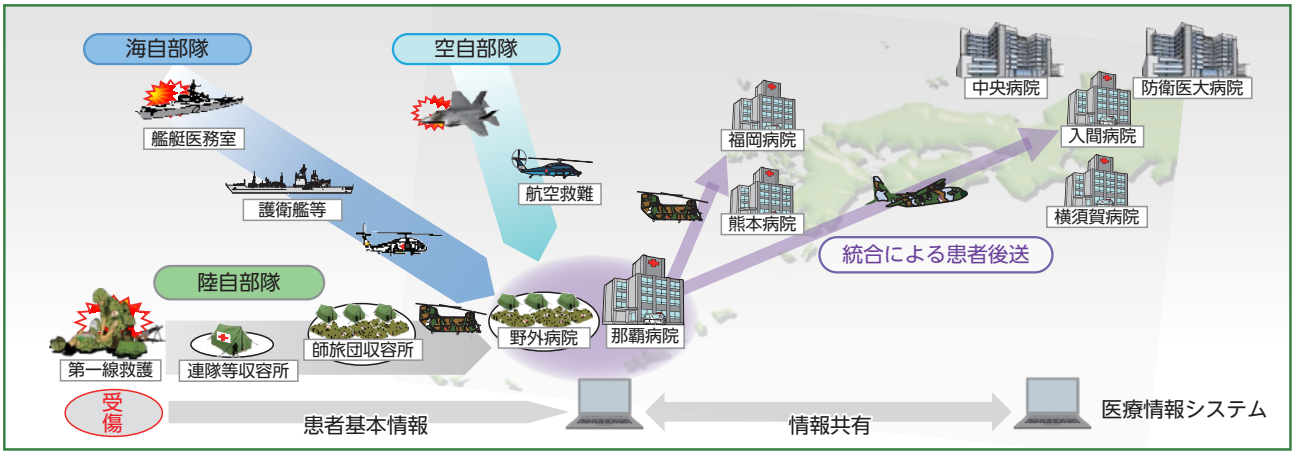

1 准看護師（保健師助産師看護師法に規定する准看護師。）および救急救命士（救急救命士法に規定する救急救命士。）の免許を有する隊員のうち、緊急救命行為に関する訓令に規定する協議会が認定した訓練課程を修了した者。
2 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状などとなった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置。
3 手術に必要な機能をシェルター化し、大型トラックに搭載（手術車、手術準備車、滅菌車、補給車）した動く手術室。開胸、開腹、開頭術など救命のための手術が可能。
4 損傷した内臓に対するガーゼ圧迫留置、縫合などによる止血と腸管内容物による汚染を防止するための応急的な手術であり、患者の状態を後送に耐えうるレベルまで安定化させることを目的としている。

令和５年度自衛隊統合演習「05JX」における統合後方補給・衛生訓練
（2023年11月）

ため、自衛隊病院などに安全かつ迅速に後送することとしている。

隊員の救命率向上のため、受傷から10分以内に救護が受けられる衛生支援体制・態勢の構築を図っており、陸・海・空自では、准看護師および救急救命士の免許を有する隊員が、任務遂行中に負傷した隊員に対し、その現場付近において緊急救命行為を行えるようにするため、教育・訓練を実施し、第一線救護衛生員としての指定・部隊配置を進めている。

また、あらゆる後送手段を用いた迅速・確実な後送態勢の構築のため、艦艇または航空機上での後送間救護について、陸・海・空自の部隊や装備の特性に応じた教育訓練の充実を図るとともに、航空医療搬送訓練装置の整備、救急処置能力向上教材の整備などを推進している。

戦傷医療教育にあたっては、各自衛隊共通の衛生訓練基盤の整備や統合化を推進し、共通の知識・技能の向上を図ることとしている。

(2) 自衛隊病院の機能強化・医療拠点の整備

自衛隊病院には、各種事態において、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割がある。また、平素においては、隊員やその家族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。このほか、医療従事者の技量の維持・向上および養成のための教育機関としての役割も有している。

南西地域においては、医療拠点である那覇病院をはじめ、後送先となる自衛隊病院の機能、抗たん性を拡充するため、病床の増加、診療科の増設、地下化などの機能強化を図ることとしている。

(3) 血液製剤など衛生資器材の確保

戦傷医療における死亡の多くは、爆傷、銃創などによる失血死であり、これを防ぐためには輸血に使用する血液製剤の確保が極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊は、国家防衛戦略などに基づき、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢の構築に取り組むため、2023年10月、松本防衛大臣政務官のもと、外部の専門的知見を持つ有識者で構成される「防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する有識者検討会」を設置し、全５回の検討会を開催した。

2024年２月に本検討会より出された提言書を受け、防衛省・自衛隊は、戦傷医療における輸血の実施体制を確立するための検討を推進している。なお、令和６(2024) 年度予算において、血液製剤を備蓄する機材などを整備する予定である。

2　衛生にかかる統合運用態勢の強化

衛生機能は、陸・海・空自で共通するものが多く、部隊運用の支援に深くかかわる衛生分野の統合運用態勢を強化するため、統合による衛生訓練や各種衛生教育の統一化を推進している。

また、各自衛隊間の相互運用性を考慮した衛生資器材の共通化や各自衛隊員の医療情報を区別なくタイムリーに取得できるよう、情報システムを整備することとしている。

3　防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官（医官）、保健師および看護師である幹部自衛官（看護官）や技官を養成する防衛省・自衛隊の唯一の機関であり、主たる医療従事者を育成・輩出し、その技能を維持・向上させる役割を担っている。

防衛力整備計画において、防衛医科大学校は、戦傷医療対処能力向上をはじめとした教育研究の強化を進めることとしている。具体的には、医官・看護官に対する外傷外科治療などの教育強化や、外傷・熱傷・生体損傷などの戦傷医療分野、感染症対策、メンタルヘルスなどの自衛隊衛生の高度化に必要な防衛医学研究を推進することとしており、特に、人工血小板の研究は、実用化できれば戦傷医療において有用なものとなる可能性がある。

解説　戦傷医療対処能力強化に向けた取組　～防衛省の戦傷医療における輸血戦略～

戦傷医療における死亡の多くは、爆傷、銃創などによる失血死であり、これを防ぐためには輸血に使用する血液製剤の確保・運用が極めて重要です。他方、血液製剤および血液製剤を用いた医療行為などに関する施策については、医学的な有効性・安全性、倫理的な観点から部外有識者の専門的知見も取り入れる必要があることから、松本防衛大臣政務官のもとに「防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する検討会」が設けられました。

有識者検討会では、地理的・人的・物的面で制約を受ける戦傷医療における輸血については、単純、安全、迅速な運用・管理が必要との共通認識のもと、戦傷医療という特殊な環境に鑑みれば、厚生労働省が定める国内の指針などによる輸血実施手順書に加え、防衛省・自衛隊として隊員の救命率向上のために、あらゆる手段を講じた輸血要領を目指すのは妥当であると評価を受けました。一方、それを実現させるためには、人材育成や省内の体制構築、安全管理・運用要領の作成などの様々な課題があることも指摘され、それを解決するための提言を頂きました。

防衛省・自衛隊としては、提言の内容を踏まえ、一人でも多くの隊員の命が救われるように、安全性が担保され、適切に運用することが可能な輸血戦略を策定していく方針です。

有識者検討会の風景

また、2024年度に「外傷・熱傷・事態対処医療センター」を防衛医科大学校に新設し、戦傷医療に対処しうる医官・看護官などを養成することとしている。

さらに、自衛隊病院では対応困難な重症隊員を受け入れる役割を果たすため、防衛医科大学校病院における高度な先進医療を提供できる態勢を構築することとしている。

これらの戦傷医療対処にあたる医官などにとって臨床の現場となる防衛医科大学校病院の運営の抜本的改革を図ることとしている。

2　各種事態や多様な任務に対応するための衛生機能の強化

1　衛生隊員の確保・育成

防衛省・自衛隊では、防衛医科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症や救急医療をはじめとした専門的な知識・能力の取得・向上などにより、医官の確保・育成を図りつつ、医療技術の練度を維持・向上させている。

また、看護官についても、医官と同様、部内外病院などにおける実習など、知識・技術を維持・向上するための施策を講じている。

さらに、国際平和協力活動、大規模災害などを含む多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するため、衛生科隊員、診療放射線技師、臨床検査技師や救急救命士などの医療従事者を自衛隊の病院や学校などにおいて教育・養成している。

動画：防衛医科大学校紹介動画　笑顔のチカラに。
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/about/recruit/boeiidai-igaku.html

2　国際協力に必要な態勢の整備

防衛省・自衛隊は、これまで、国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）の枠組みにおける国連野外衛生救護補助員コースへの教官派遣（UNFMAC）、国際緊急援助活動として、海外被災地での医療提供などに参加しているほか、インド太平洋地域を中心とする国々に対し、潜水医学、航空医学、災害医療など医療分野での能力構築支援や共同訓練を積極的に行っている。米軍主催のパシフィックパートナーシップに毎年参加し、各地で医療支援活動を実施しており、2023年は、米海軍病院船における診療やパラオにおける日米英共同の医療活動を実施した。そのほか、インドネシア海軍主催多国間共同訓練「Komodo（コモド）2023」に際し実施された医療支援活動プログラム（MEDCAP）や多国間共同訓練「コブラゴールド」など、海外で実施される各種医療訓練にも隊員を派出している。

感染症対応については、海外での活動に資する人材の育成や、感染症患者搬送用の機材整備、既知の感染症の中で最も危険性が高いとされる一類感染症[5]の罹患患者に対する診療を行うため、部隊、防衛医科大学校病院、自衛隊中央病院に所要の施設器材の整備を行うなど、能力の向上を図っている。

そのほか、海外での医療活動を行ううえで有効な移動式医療システムの更新、国際機関や米国防省などの衛生関係部局への要員派遣など、様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進している。

参照　Ⅲ部3章1節3項2（1）（パシフィック・パートナーシップ）、Ⅲ部3章3節2項5（UNTPPへの支援）

5　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱をいう。

第5節 政策立案機能の強化

国家防衛戦略では、自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波の領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要、としている。こうした機能を抜本的に強化するため、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中心とした企業との連携を強化するとともに、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化することとしている。

1 政策立案機能の強化に向けた取組

国家防衛戦略などにおいて、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案機能を抜本的に強化するにあたり、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置することが明記された。こうした方針を踏まえ、2024年2月、各界を代表する有識者や専門家からなる「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」第1回総会を開催した。同会議では、防衛力の抜本的強化や安全保障と経済成長の関係について率直な議論が行われた。

そのほか、国家防衛戦略などにおいては、自衛隊の将来の戦い方とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化することとしている。

防衛研究所をはじめとする防衛省の研究・教育機関では、知的基盤としての機能強化のため、平素から政策立案に資する成果を生むべく、研究の質的向上に取り組んでいる。また、こうした研究成果を含め、わが国の安全保障政策に関する知識や情報について、国民の理解をより一層増進する観点から、

① 国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンクなどとのネットワークの構築や組織的な連携強化を通じた、防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化
② 高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果の政策立案部門などへの提供
③ 前述の研究成果などを基にした信頼性の高い情報発信
④ 教育機関などへの講師派遣や公開シンポジウムの開催などを通じた、安全保障教育の推進への寄与

など、知的基盤の強化に関する各種取組を進めている。

2 防衛研究所における取組

防衛研究所は、国立の安全保障に関する学術研究・教育機関という特色を活かし、主に安全保障、戦史に関する政策指向の調査研究や政策立案部門との連携促進を目的とする政策シミュレーションを行っている。また、諸外国の国防大学に相当する教育機関として、防衛省・自衛隊の幹部、他省庁の職員などへの教育を行うほか、公文書管理法[1]に基づく歴史資料等保有施設として、多数の戦史史料の管理、公開を行っており、わが国最大の戦史研究センターとしての役割も担っている。

防衛力整備計画において、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の機能強化を支援するための研究体制の見直しや、知的基盤としての機能強化が示されたことを踏まえ、重要性を増すサイバー安全保障分野での研究ニーズへの対応として、2023年4月、防衛研究所にサイバー安全保障研究室を新設した。

さらに、防衛研究所は、防衛交流・安全保障対話の一

資料：防衛力の抜本的強化に関する有識者会議
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/index.html

1　公文書等の管理に関する法律。

翼を担う機関として国際交流も重視しており、各国との信頼関係の増進による安全保障への貢献と調査研究、教育の質的向上を主目的に、諸外国の国防大学・安全保障研究機関などとの研究交流などを行っている。具体的には、研究者の相互派遣による講義、研究会の実施や国際会議への参加、諸外国の政府・軍高官の訪問受入れや海外の研究者・専門家の招へいなどがあり、こうした交流を通じ、防衛研究所の調査研究の質的向上と知的ネットワークの強化を図っている。

2023年度は、「核時代の新たな地平」をテーマとして、安全保障国際シンポジウムを開催したほか、「冷戦期の日本の安全保障と朝鮮半島」をテーマに、戦争史研究国際フォーラムを開催した。また、「インド太平洋地域の安全保障環境に対応した政策シミュレーション技法の発展に向けて」をテーマに、政策シミュレーション国際会議「コネクションズ・ジャパン2023/24」を開催した。こうした国際会議は、安全保障の様々な課題について、最新の知見や国内外の議論を紹介する機会として開催したものであり、今後も政策課題への対応や知的基盤強化に資するよう時宜にかなったテーマを取り上げていく。

防衛研究所主催の政策シミュレーション国際会議
「コネクションズ・ジャパン2023/24」（2024年1月）

加えて、主な研究成果をホームページ上で公開しており、これまで毎年刊行してきた『中国安全保障レポート』や『安全保障戦略研究』を含む、各種刊行物を発行するなど、積極的に情報発信を行っている。このほか、防衛研究所の研究者は研究成果の一端を著書や論文、論考として多数発表しており、それらの中には優れた研究業績に与えられる賞を受賞したものもある。

参照　Ⅲ部1章4節5（サイバー領域での対応）

3 その他の機関における取組

防衛大学校は、自衛隊の幹部となるべき者の教育訓練や自衛官などに対するより高度な教育訓練に加え、これらに必要な研究を行う役割を担っている。

かかる役割のもと、防衛大学校では、一般学術研究や防衛政策に関連する基礎研究を多数実施し、高度な研究水準の維持・向上を図っている。防衛大学校の研究成果については、グローバルセキュリティセンター[2]が扱うテーマを中心に、防衛大学校が主催するセミナーやコロキアムでの発表、『セミナー叢書』や『研究叢書』といったオンライン媒体の発行などを通じ、広く部外に発信している。

自衛隊の幹部学校などにおいては、定期的に安全保障に関する各種のセミナーやシンポジウムを開催し、産（企業）・官（政府、地方公共団体）・学（大学など）からの研究員、海外研究者、外国軍人などの参加を得て、様々な視点からの討議や意見交換を通じ、将来のわが国の安全保障などに関する調査研究の資としている。

また、客員研究員の受入れや、国内外の教育機関、研究機関などとの交流などにより、調査研究に必要な知見や情報を得て、教育・研究の質の維持向上に努めている。主な研究成果や取組については、ホームページで公開しているほか、各種刊行物を発行するなど、積極的に情報発信[3]を行っている。

資料：防衛研究所が発信する出版物
URL：https://www.nids.mod.go.jp/publication/

2　グローバルセキュリティセンターは、先端学術推進機構に設置された部署であり、グローバルセキュリティにかかる研究または共同研究（防衛装備庁などと共同して行う研究をいう。）の企画、立案、実施やグローバルセキュリティにかかる研究成果の部外発信に関する事務を担っている。

3　陸上自衛隊教育訓練研究本部は『陸上防衛』、海上自衛隊幹部学校は『海幹校戦略研究』、航空自衛隊幹部学校は『エア・アンド・スペースパワー研究』などを公開している。

解説

防衛大学校卒業式

2024年3月23日、防衛大学校で卒業式が実施されました。卒業式には、岸田内閣総理大臣が出席し、自衛隊最高指揮官として卒業生へ訓示を行いました。

この中で、岸田内閣総理大臣は、古代ローマの金言「汝平和を欲さば、戦いに備えよ」などを引用して、戦争を未然に抑止し、平和を守るために抑止力が必要であることを強調し、外交力の強化とともに、防衛力の抜本的強化に取り組むことを示しました。そのうえで、防衛力の強化は、ただ自衛隊の装備を増やし、新しくするだけで実現できるものではなく、今後、防衛力を機能させるための重要な任務に当たることとなる卒業生自身が防衛力の中核であり、一人一人の努力が防衛力強化に不可欠であること、そして、一人一人の存在そのものが抑止力となることを指摘し、卒業生を激励しました。

防衛大学校卒業式での岸田内閣総理大臣
(2024年3月)

第3章 訓練・演習に関する諸施策

第1節 訓練・演習に関する取組

防衛省・自衛隊が、わが国の防衛の任務を果たすためには、平素から、防衛力の中核である各隊員および各部隊が常に高い練度を維持、向上させることが必須であり、高い能力・練度こそが、わが国の抑止力・対処力の根幹をなすといえる。

防衛省・自衛隊は、様々なハイレベルの共同訓練・演習および他省庁・自治体を交えた各種演習を積極的に実施し、抑止力・対処力のさらなる向上に努めている。

また、自国の平和を維持するためには、抑止力・対処力を強化するのみならず、自国を取り巻く安全保障環境の安定化が不可欠である。そのため、防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた取組として、広くインド太平洋地域において同盟国・同志国などとの共同訓練を積極的に推進している。特に、わが国の安全保障と密接な関係を有するインド太平洋地域において、パートナーシップを強化するとともに、共同訓練などといった共通の努力を同盟国・同志国などと行い、各国の能力・練度の維持・向上および共同・連携による抑止力・対処力の強化により、相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さ

Free and Open Indo-Pacific

図表Ⅳ-3-1-1 わが国独自および日米同盟を基軸とした主要訓練

ない安全保障環境の創出を図っている。そのほか、一国のみでは対応が困難なグローバルな安全保障上の課題や不安定要因の対応に向けた連携強化にも努めている。

参照 図表Ⅳ-3-1-1（わが国独自および日米同盟を基軸とした主要訓練）

1 わが国自身による各種事態への対処力強化に資する訓練

1 自衛隊の統合訓練

平素から陸・海・空自の統合運用について訓練を積み重ねることにより、自衛隊の抑止力・対処力がシームレスに遺憾なく発揮されるように準備しておくことが重要である。

このため、自衛隊は、1979年以来、統合運用を演練する自衛隊統合演習（実動演習）および自衛隊統合演習（指揮所演習）をおおむね毎年交互に実施している。また、大規模災害など各種の災害にも迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施しているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関と連携強化を図っている。

さらに、海外における緊急事態においては、在外邦人等の輸送または保護措置を速やかに実施できるよう、自衛隊は、平素から訓練を実施している。

(1) 自衛隊統合演習「JX」
Joint Exercise

2023年11月、自衛隊は、日本全国において令和5年度自衛隊統合演習（実動演習）「05JX」を実施した。本演習は、自衛隊が実施する統合訓練の中で最も大規模な実動訓練であり、陸・海・空自から約3万人が参加し、グレーゾーンから武力攻撃事態にいたる一連の状況を想定して、宇宙・サイバー・電磁波を含めた様々な領域において、武力攻撃に対処するための訓練を総合的に実施した。また、一部の訓練には、米軍が参加し、日米の連携要領の維持・強化も図った。なお、本演習では、空自戦闘機などによる民間空港を利用しての訓練を、統合訓練として初めて実施したほか、民間船舶・港湾を利用した部隊の機動展開訓練、米軍基地の共同使用、離島における防災訓練なども実施し、実戦的かつ高度な演習を通じて自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図った。

令和5年度自衛隊統合演習「05JX」における水陸両用作戦の演習
（2023年11月）

(2) 自衛隊統合防災演習「JXR」
Joint Exercise for Rescue

自衛隊は、大規模地震発生時における自衛隊の指揮幕僚活動、主要部隊間の連携要領、防災関係機関や在日米軍などとの連携に関する防災訓練を行うことで、災害対処能力の維持・向上を図っている。2023年6月に実施された本訓練では、南海トラフ地震が発生したことを想定し、孤立地域が発生した状況において、孤立地域への部隊・装備品などの緊急輸送、沿岸部の孤立した被災地域への物資輸送などにかかる訓練を実施し、対応方針の検証を行い、自衛隊の災害対処能力の向上を図った。

(3) 離島統合防災訓練「RIDEX」および日米共同統合防災訓練「TREX」
Remote Island Disaster Exercise
Tomodachi Rescue Exercise

離島における突発的な大規模災害への対処について、実動により訓練し、自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上および米軍・関係防災機関などとの連携強化を図っている。

(4)「防災の日」総合防災訓練

防衛省・自衛隊は、大規模地震発生時において、迅速かつ組織的な自衛隊の災害派遣などを行えるよう、首都直下地震発生時を想定した防衛省災害対策本部運営訓練を2023年9月1日に実施した。また、地方公共団体が実施する防災訓練などに参加した。

解説

令和５年度自衛隊統合演習（実動演習）「05JX」

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、防衛力の抜本的強化の実現に資するため、2023年11月、自衛隊が実施する演習として最大規模となる令和５年度自衛隊統合演習（実動演習）「05JX」を実施しました。

本演習では、統合対艦攻撃・統合防空ミサイル防衛といった陸・海・空の作戦に、宇宙・サイバー・電磁波といった領域を取り込み領域横断的に訓練することにより、作戦遂行能力の向上を図ることができました。また、これまでは陸上作戦、水陸両用作戦などの訓練を機能別に実施してきたところ、これらの作戦を有機的に連接させて総合的に実施するとともに、作戦司令部における指揮所活動と現場部隊の動きを緊密に連接させたことで、作戦レベルと戦術レベルの融合を図りました。その結果、05JXはこれまで以上に実践的かつ高度なものとなりました。

05JXを実施するにあたり、住民の皆様の深いご理解および関係自治体のご協力により、岡山空港、大分空港、奄美空港、徳之島空港において戦闘機の離着陸訓練などを実施することができました。また、本演習の一部に米軍が参加し、オブザーバーとして、オーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、フィリピン、韓国、英国、ドイツおよびNATOが参加したことにより、同盟国・同志国との連携強化にも寄与することができました。

防衛省・自衛隊は、力による一方的な現状変更やその試みを断じて許さないという強い意思のもと、このような訓練を通じ、わが国の平和と安全を守り抜くため、抑止力・対処力の一層の強化に取り組んでいます。

岡山空港に展開したF-2戦闘機

統合防空ミサイル防衛訓練実施中のイージス艦「まや」CIC

資料：自衛隊の部隊訓練について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/training/index.html

資料：統合演習・訓練
URL：https://www.mod.go.jp/js/activity/training.html

(5) 大規模地震時医療活動訓練

防衛省・自衛隊は、内閣府が主催する大規模地震時医療活動訓練に参加し、災害派遣時の各種行動や防災関係機関との連携要領を演練し、災害対処能力の維持・向上を図っている。2023年9月に実施された本訓練では、防衛省・自衛隊を含む関係機関（警察庁、消防庁、厚生労働省（災害派遣医療チーム（DMAT）含む。）、国土交通省、海上保安庁など）に加え、複数の自治体（徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県）が参加し、南海トラフ地震を想定した実動訓練を行った。
Disaster Medical Assistance Team

各自治体、DMATなどと連携して災害対応の訓練を行う隊員（2023年9月）

(6) 統合展開・行動訓練（中東アフリカ地域）「FD」

Furnace Darter

2022年12月、ジブチとヨルダンの協力を得て、中東・アフリカ地域の実環境下で在外邦人等の保護措置に関する訓練を実施した。本訓練では、派遣統合任務部隊の部隊展開後から在外邦人等の警護輸送までの行動に関し、関係機関、米軍、イタリア軍、フランス軍との連携強化を図った。なお、本訓練の教訓などは、2023年4月の在スーダン共和国邦人等の輸送および同年10月の在イスラエル国邦人等の輸送において活かされた。

参照　Ⅲ部1章7節2項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、Ⅲ部3章1節2項11（15）（ヨルダン）、Ⅲ部3章1節2項12（2）（ジブチ）

2　各自衛隊の訓練

統合による防衛力が十分に発揮される大前提は、各自衛隊の高い練度である。そのため、各自衛隊においては、隊員個々の訓練と、部隊の組織的な訓練を継続的に実施し、それが、精強な自衛隊の基礎となっている。

(1) 陸上自衛隊

陸自は、方面隊規模での実動演習を実施し、各種事態などへの対処能力の向上を図っている。また、全国の陸自部隊による陸上自衛隊演習を実施し、各種部隊行動の演練を通じて任務遂行能力や運用の実効性向上を図るとともに、抑止力・対処力の強化に寄与している。

そのほか、国内外における米空軍機などからの空挺降下訓練、水陸両用作戦にかかる訓練、中SAM/SSM部隊の実射訓練などを実施し、統合・共同による領域横断作戦に必要な各種戦術技量の向上を図っている。
Surface-to-Air Missile　Surface-to-Surface Missile

(2) 海上自衛隊

海自は、艦艇部隊間や艦艇、航空機（空自を含む。）、陸上部隊（陸自を含む。）間の訓練を実施するほか、国内における機雷戦訓練や、米海軍の協力を得て、良好な米国の訓練基盤を活用した派遣訓練を実施し、各種戦術技量の向上を図っている。また、全国の部隊が実動する海上自衛隊演習（実動演習）を実施し、即応能力の向上を図っている。2023年11月に実施した「令和5年度海上自衛隊演習」では、グレーゾーンから武力攻撃事態までの一連の状況を想定し、指揮官の戦術判断および部隊運用要領を演練した。本演習は、海上自衛隊において過去最大の演習となり、米、豪、カナダ海空軍に加え、フィリピン海軍から初のオブザーバー参加を得て、対潜戦、対水上戦など各種戦術訓練を行い、海上自衛隊の任務遂行能力の向上、参加国海軍との連携強化を図った。

海自は、海上保安庁との連携も強化しており、2023年6月、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後、初めて海上保安庁と実動訓練を実施した。本訓練は、武力攻撃事態において海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れ、住民の避難、船舶への情報提供および避難支援を行

資料：陸上自衛隊の教育訓練の概要
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/training/index.html

令和５年度海上自衛隊演習（2023年11月）

空自ペトリオット実射訓練

うことを想定したものであり、訓練を通じて、海上保安庁と情報伝達要領などについて演練、検証を行った。そのほか、海上保安庁との共同訓練では、総合的な対処・連携強化にかかる訓練、不審船対処にかかる訓練などを実施し、共同対処能力を強化した。

参照　Ⅲ部１章３節１項３（2）（海上保安庁との連携強化）

(3) 航空自衛隊

空自は、戦闘機、レーダー、地対空誘導弾などの先端技術の装備を駆使するため、個人の専門的な知識技能を段階的に引き上げることを重視している。また、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊などによる部隊ごとの訓練、部隊間の連携要領の訓練、さらに、航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えた総合的な訓練も実施している。

例えば、空自は、全国の部隊が実動する航空総隊総合訓練（実動訓練）、PAC-3機動展開訓練、国外運航訓練などを実施し、機動展開能力、即応能力の向上を図っている。また、米国におけるペトリオットの実射訓練や、米国高等空輸戦術訓練センターを活用した訓練により、任務遂行能力の向上を図っている。

資料：海上自衛隊の訓練・演習
URL：https://www.mod.go.jp/msdf/operation/training/

資料：航空自衛隊の訓練
URL：https://www.mod.go.jp/asdf/report/cat-kunren/

2 日米同盟の強化に資する訓練

日米同盟は、わが国の安全保障にとって不可欠であり、その抑止力・対処力の強化にあたり、日米共同訓練は重要な役割を果たしている。自衛隊は、各軍種間の共同訓練や日米共同統合演習（実動演習および指揮所演習）を着実に積み重ねており、自衛隊の戦術技量の向上や米軍との連携強化などを図るとともに、地域の平和と安定に向けた日米の一致した意思や能力を示してきた。

1 統合による日米共同訓練

自衛隊は、1986年以来、武力攻撃事態などにおける自衛隊の運用要領および日米共同対処要領を演練し、自衛隊の即応性と日米の相互運用性の向上を図るため、日米共同統合演習「キーン・ソード」（実動演習）、「キーン・エッジ」（指揮所演習）を実施している。

2023年度は、令和5年度日米共同統合演習（指揮所演習）「キーン・エッジ24」を実施し、各種事態における日米共同対処および自衛隊の統合運用にかかる指揮・幕僚活動を演練した。本演習では、日米豪防衛協力の実効性を向上するため、初めて豪国防軍が参加し、指揮統制について演練した。このほか、日米共同による弾道ミサイルへの対処などの訓練を実施し、自衛隊の統合運用能力および日米共同対処能力の維持・向上を図った。

「キーン・エッジ24」で米軍と調整を実施する隊員（2024年2月）

2 各自衛隊の日米共同訓練

(1) 陸上自衛隊

近年、陸自は、中央・太平洋レベルなどの米陸軍および米海兵隊と運用上・戦略上の連携を強化している。共同訓練は、ハイレベル交流などとあわせ、日米共同対処態勢の抜本的な強化につながる取組として、進化・発展を続けている。

2023年度は、米陸軍と実施した「オリエント・シールド23」、米海兵隊と実施した「レゾリュート・ドラゴン23」など各種の共同訓練により、日米の連携要領の具体化および相互運用性の向上を図った。また、9年ぶりに積雪寒冷地における米陸軍との共同訓練「ノース・ウインド24」を実施し、日米それぞれの部隊が有する積雪地での戦術行動にかかるノウハウを共有するなど、あらゆる事態に対処しうる能力の向上を図った。

共同対艦戦闘訓練（陸自MLRS）（2023年9月）

ア 米陸軍との実動訓練「オリエント・シールド23」

陸自は、2023年9月、領域横断作戦と米陸軍のマルチ・ドメイン・オペレーションを踏まえた日米の連携能力向上に資する訓練を実施した。本訓練では、日米共同での共同対艦戦闘などの指揮所訓練を実施したほか、実動訓練では、陸自多連装ロケットシステム（MLRS）、米陸軍高機動ロケット砲システム（HIMARS）などによる

Multiple Launch Rocket System
High Mobility Artillery Rocket System

資料：進化する日米共同訓練（陸自）
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/japan-us/index.html

「レゾリュート・ドラゴン23」における実動訓練（2023年10月）

沖縄南方で米海軍「セオドア・ルーズベルト」、「カール・ヴィンソン」空母打撃群と共同訓練を行う護衛艦「いせ」（写真中央）（2024年1月）

実射訓練を含む対艦戦闘訓練、対戦車ミサイルや砲迫などの実射を含む米陸軍歩兵部隊との共同戦闘訓練を実施した。また、奄美大島において、米小型揚陸艇と連携した補給品の事前集積・輸送にかかる訓練を初めて実施するなど、実動で相互連携要領を演練し、日米の相互対処能力を向上させた。

イ　日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン23」

陸自は、2023年10月、領域横断作戦と米海兵隊の(EABO[1]) を踏まえた連携を焦点としつつ、一連の島嶼防衛作戦について演練した。本訓練は、指揮所演習と実動訓練からなり、北海道、九州から沖縄にかけて実施した、国内における米海兵隊との最大規模の訓練である。実動訓練では、指揮所演習の成果を踏まえつつ、日米の指揮機関による戦闘指導と連携し、陸自の地対艦誘導弾（SSM）、多連装ロケットシステム（MLRS）、米海兵隊の高機動ロケット砲システム（HIMARS）などを活用した対艦・対空戦闘や対着上陸戦闘、共同兵站・衛生支援など、島嶼防衛に必要な訓練を実施した。また、陸自V-22（オスプレイ）が本演習に初めて参加し、日米オスプレイによる患者後送訓練を実施したほか、日米共同の滑走路復旧を実施するなど、島嶼部における作戦の持続性を向上させた。

Expeditionary Advanced Base Operation

(2) 海上自衛隊

海自は、伝統的に米海軍と精力的に共同訓練を実施してきており、艦艇や航空機による日米共同訓練、対潜特別訓練、掃海特別訓練、衛生特別訓練、日米衛生共同訓練を通じ、日米共同対処などの実効性や領域横断作戦能力の向上を図っている。

例えば、米海軍空母打撃群との共同訓練を着実に積み重ねるとともに、わが国周辺海域、東シナ海、南シナ海において幅広く日米共同訓練を実施し、日米同盟の抑止力・対処力を不断に強化している。また、2023年9月には、米海軍の無人水上艦と初めての共同訓練を行うとともに、陸自および米海兵隊との共同訓練や、空自および米空軍との捜索救助訓練「Rescue Flag Okinawa」など、他軍種を交えた日米共同訓練を積極的に実施し、総合的な抑止力・対処力強化に取り組んでいる。

(3) 航空自衛隊

空自は、1996年以来参加している米空軍演習「レッド・フラッグ・アラスカ」や、1999年以来実施している米空軍との共同訓練「コープ・ノース」などを通じ、日米同盟の抑止力・対処力を強化している。また、米海軍や米海兵隊との対戦闘機戦闘訓練、要撃戦闘訓練、防

動画：令和5年度国内における米海兵隊との実動訓練「レゾリュート・ドラゴン」
URL：https://youtu.be/rClkaLSKXW4

動画：日米共同訓練Rescue Flag Okinawa
URL：https://youtu.be/2wjXvLuzOwg?si=XFaa8P4RQaUVycJT

1　機動展開前進基地作戦。敵の火力圏内において迅速に分散展開し、一時的な拠点を設置することにより前線での作戦を実行する作戦構想。

空戦闘訓練、戦術攻撃訓練、空中給油訓練、捜索救難訓練、編隊航法訓練などの各種日米共同訓練により、日米共同対処などの実効性の向上や領域横断作戦能力の向上を図っている。

例えば、2023年度は、米軍のF-35A/B戦闘機やB-1爆撃機、B-52爆撃機を含めた訓練を実施するなど、強固な日米同盟のもと、自衛隊と米軍の即応態勢を確認し、あらゆる事態に対処する日米の強い意思と緊密な連携を内外に示した。

自衛隊と米軍は、引き続き、わが国の防衛および地域の平和と安定の確保のため平素から緊密に連携し、あらゆる事態に即応するため、万全の態勢を維持していくこととしている。

参照　資料28（主な日米共同訓練の実績（2023年度））

VOICE

米海兵隊との実動訓練「レゾリュート・ドラゴン23」に参加した隊員の声

陸自　第42即応機動連隊　普通科中隊長　3等陸佐　山田（やまだ）　憲司（けんじ）

私は、第42即応機動連隊普通科中隊長として、「レゾリュート・ドラゴン23」に参加し、米側共同部隊と対着上陸戦闘訓練および総合戦闘射撃訓練を行いました。

特に、本訓練において、米海兵隊中隊長マクニール少佐の指揮する中隊と共同して行った対着上陸戦闘訓練では、日米の連携した火力発揮と流動的な防御戦闘により、多くの成果と教訓を得ることができました。また、海兵隊の崇高な使命感、高い規律・士気・能力を目の当たりにし、共に戦う仲間として、揺るぎない信頼感を覚えるとともに、南西防衛における日米同盟による抑止力の重要性を改めて実感しました。

言語の違い、文化の違いなどから多くの苦労もありました。しかし、それらを乗り越え、作戦遂行にあたり、海兵隊の意見や考えを尊重しつつ、こちらの意見や考えを相手に伝えるなか、共通の価値観から生まれる絆や相互信頼により、良好な人間関係、協力態勢を築くことができたことに、充実感と達成感でいっぱいです。

今後も、自分の国は自分で守るという強い意志と覚悟をもって、わが国の平和を守り抜けるよう日々の訓練に取り組んでいきます。

日米中隊長間の第一線での調整（筆者（左））

3 日米に第三国を交えた多国間共同訓練

各自衛隊は、米国のみならず、第三国の参加も得たハイレベルな多国間共同訓練に積極的に取り組んでいる。オーストラリアや欧州諸国の軍隊を交えた訓練を通じ、自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに、各国軍隊との連携および相互運用性を高め、わが国の抑止力・対処力を強化している。

1 陸上自衛隊

(1) 日米豪共同訓練「サザン・ジャッカルー23」

陸自は、2023年6月から7月にかけて、オーストラリアで実施された米豪軍との実動演習に参加し、重要施設などの防護、攻撃・防御および砲迫射撃を含む各種地形に応じた射撃訓練を実施し、陸自部隊の作戦遂行能力の向上、米豪軍部隊との連携強化を図った。

米豪軍と対ゲリラ・コマンドウ作戦の訓練を行う陸自隊員（2023年7月）

(2) 日米豪共同指揮所演習「ヤマサクラ」（YS-85）

2023年11月から12月にかけて、わが国で実施したYS-85は、日米陸軍種による最大規模の指揮所演習であり、本年は、豪陸軍が初めて演習に参加した。

演習では、日米の海・空軍種の参加を得て、戦略レベルから作戦レベルの指揮幕僚活動を演練するとともに、作戦を支える兵站、衛生、人事などの要素も拡充して実施した。また、宇宙・サイバー・電磁波の領域を加えた自衛隊の領域横断作戦と米陸軍のマルチ・ドメイン・オペレーションにかかる日米の連携要領を演練するなど、日米共同での対処能力の向上および日米豪3か国の連携強化を図った。

また、フィリピン、英国、カナダ、シンガポール、フランスが初めてオブザーバーとして本演習に参加し、相互の連携を強化した。

2 海上自衛隊

(1) 米国主催大規模広域訓練「LSGE23」

Large Scale Global Exercise

米国が主催する抑止力強化を目的としたLSGEの一環として、海自は2023年6月、沖縄東方から東シナ海に至る海空域で、空母2隻を含む米海軍、米空軍、フランス海軍、空自F-15戦闘機とともに日米仏共同訓練「Multi Big-Deck Event」を実施した。そのほか、日米豪加共同訓練「ノーブル・ウルフ」、日米加仏共同訓練「ノーブル・タイフーン」、日米加共同訓練「ノーブル・レイブン23」、日米仏共同訓練「ノーブル・バッファロー」など、インド太平洋地域において複数の共同訓練を行い、対水上戦、対潜戦など各種訓練を通じ、参加各国との連携強化を図った。

米空母「ロナルド・レーガン」・「ニミッツ」、護衛艦「いずも」、仏海軍最新フリゲート「ロレーヌ」、空自F-15戦闘機などが参加した日米仏共同訓練「Multi Big-Deck Event」（2023年6月）

動画：令和5年度豪州における米豪軍との実動訓練「サザンジャッカルー23」
URL：https://youtu.be/FR0-cFToS8I?si=y_yJs_XWpyh_YLC9

(2) 日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード23」

海自は、2023年7月、グアム島周辺海空域において、米海軍、米海兵隊、豪海軍および韓国海軍との共同訓練を実施した。本訓練では、対水上・対地射撃、対水上戦および対潜戦などについて演練を実施し、戦術技量の向上や参加各国との連携強化を図った。

(3) 日米印豪共同訓練「マラバール2023」

海自は、2023年8月、オーストラリア東方海空域およびシドニーにおいて米海軍、インド海軍、豪海軍および豪空軍との共同訓練を実施した。海自からは、護衛艦「しらぬい」および特別警備隊が参加し、対潜戦、対空戦、対水上戦、洋上補給などの訓練を実施し、参加各国との相互運用性の向上を図った。なお、今回のマラバールは、2022年に正式メンバーとなったオーストラリアが初めて主催した。FOIPの実現の中核となる4か国の枠組みで、「マラバール」を継続して実施してきた意義は大きく、引き続き関係強化に取り組むこととしている。

3 航空自衛隊

(1) 米豪展開訓練

空自は、2023年8月、日豪円滑化協定（RAA）発効後にF-35A戦闘機の米国・オーストラリアへの機動展開訓練を、同年9月に日豪共同訓練「武士道ガーディアン23」をそれぞれ実施した。機動展開訓練では、F-35A戦闘機などをグアム、オーストラリアに展開し、今後のローテーション展開を見据えた空軍種間の連携強化を図った。

Reciprocal Access Agreement

(2) 日米豪基地警備共同訓練

空自は、2023年12月、日米豪で初めて基地警備共同訓練を実施し、相互の運用要領の共有などを通じて、基地警備体制の強化を図った。

(3) 日米豪共同訓練「コープ・ノース24」

空自は、2024年2月、グアムを拠点とする日米豪共同訓練「コープ・ノース24」において、海自とともに人道支援・災害救援（HA/DR）の共同訓練を実施し、相互運用性のさらなる向上を図った。

Humanitarian Assistance/Disaster Relief

日米豪共同訓練「コープ・ノース24」【米国国防省提供】

4 同志国との二国間共同訓練

1 陸上自衛隊

(1) 日仏共同訓練（実動訓練）「ブリュネ・タカモリ23」

陸自は、2023年9月、仏領ニューカレドニアにおいて、日仏陸軍種初となる2国間共同訓練を実施した。本訓練では、戦闘射撃や総合的な実動訓練を実施し、対ゲリラ・コマンドウ作戦にかかる作戦遂行能力および戦術技量の向上を図るとともに、仏陸軍との相互理解・信頼関係を促進した。

(2) 日英共同訓練（実動訓練）「ヴィジラント・アイルズ23」

陸自は、2023年11月、国内において英陸軍との共同訓練を実施した。本訓練では、潜入・偵察訓練、共同火力調整、戦闘射撃訓練、統合火力誘導訓練など島嶼防衛にかかる実動訓練を実施し、作戦遂行能力、戦術技量の向上を図るとともに、英陸軍との相互理解・信頼関係を

動画：令和5年度英陸軍との実動訓練（ヴィジラント・アイルズ23）
URL：https://www.youtube.com/watch?v=PlCrtAT-rSI

促進した。なお、本訓練にあたっては、同年10月に発効した日英RAAが初めて適用された。

(3) 日印共同訓練（実動訓練）「ダルマ・ガーディアン23」

陸自は、2024年2月から3月にかけて、インドにおいてインド陸軍との共同訓練を実施した。本訓練では、対テロ戦にかかる作戦遂行能力および戦術技量の向上を図るとともに、インド陸軍との相互理解・信頼関係を促進した。

2　海上自衛隊

海自は、艦艇、航空機による寄港（航）の機会などを利用し、各国との二国間共同訓練および親善訓練を実施しているほか、豪海軍と「日豪トライデント」、インド海軍と「JIMEX」、フランス海軍と「オグリ・ヴェルニー」、カナダ海軍と「KAEDEX（カエデックス）」などの二国間共同訓練を定期的に実施している。なお、2023年7月に実施したインド海軍との「JIMEX2023」では、インド潜水艦を使用した対潜戦訓練を実施するなど、海自とインド海軍との相互運用性の向上を図った。

日印共同訓練「JIMEX2023」（2023年7月）

3　航空自衛隊

(1) 日仏共同訓練

空自は、2023年7月、国内において初となるフランス航空宇宙軍との共同訓練を実施した。本訓練では、空自のF-15戦闘機、フランス航空宇宙軍のラファール戦闘機などが戦術訓練を行い、日仏空軍種間の相互理解の促進、防衛協力のさらなる深化に加えて、空自の戦術技量の向上を図った。

日仏共同訓練において、フランス航空宇宙軍参加者と交流する空自隊員（2023年7月）

(2) 日伊共同訓練

空自は、2023年8月、国内において初となるイタリア空軍との共同訓練を実施した。本訓練では、空自のF-15戦闘機、イタリア空軍のF-35A戦闘機などが戦術訓練を行い、日伊空軍種間の相互理解の促進、防衛協力のさらなる深化に加えて、空自の戦術技量の向上を図った。

動画：日仏共同訓練
URL：https://www.youtube.com/watch?v=MsUBOUlcqbM

動画：日伊共同訓練
URL：https://www.youtube.com/watch?v=l-jE2KtNAns

VOICE

日仏共同訓練に参加した隊員の声

空自　第９航空団整備補給群車両器材隊　空士長　近藤（こんどう）　智子（ともこ）

C'est une grande chance!（＝絶好の機会！）

2023年7月、私は航空自衛隊とフランス航空宇宙軍との共同訓練に、フランス語通訳として参加しました。本訓練にあたり通訳要員の話を初めて頂いたときの、飛び上がるような胸の高鳴りを今でも覚えています。ついに私の入隊動機が叶うからです。一方で、専門的な通訳はレベルが高いため、周囲の期待に押しつぶされそうでした。しかし、フレンドリーな性格や日本のおもてなし精神、そして大好きなフランス語を活かして、防衛協力・交流促進に尽力したい思いがありました。

本訓練１か月前から新田原（にゅうたばる）基地の部隊に臨時勤務し、様々な準備を整えました。フランス航空宇宙軍の航空機が初来日して実施した共同訓練であったため、全てはじめから作り上げる必要がありました。各イベントの打ち合わせ、昼食会のメニュー作成、フランス文化や国民性のイメージ共有、日仏２か国語分の司会や解説の原稿作りなど、多岐にわたりました。また、日仏両国VIPの懇親会、職種間交流、お茶会、歓迎パーティーなどで通訳を担当しました。時には、通訳の枠を超えて、その場の状況を考えて臨機応変に動く必要があり、苦労しましたが、日仏両国の懸け橋となり、この共同訓練を成功へ導くことに貢献ができ、感慨無量です。

このように、自身の夢や希望を叶え、個人の能力を活かす機会が自衛隊にはあり、例えば語学の分野では、米軍など各国との共同訓練において活躍の場が広がっています。私は本訓練に参加し、新たな発見や出会いに刺激を受け、切磋琢磨する意欲が向上しました。今後も語学力を磨きながら、夢を叶え続けるため邁進していきます。

Merci pour tout et à très bientôt!（＝色々と有難うございました。それでは、また！）

通訳業務に従事する筆者（左）

5　同志国などとの多国間訓練

1　陸上自衛隊

(1) 米インドネシア主催多国間共同訓練（実動訓練）「スーパー・ガルーダ・シールド23」

陸自は、2023年8月から9月にかけて、米・インドネシア陸軍主催、オーストラリア、英国、シンガポール参加による多国間共同訓練に参加した。本訓練では、空挺作戦および水陸両用作戦による島嶼奪回を共同で演練した。また、戦闘射撃訓練では、共同による攻撃戦闘を実射・実爆で演練するなど、島嶼奪回における作戦遂行能力、参加国との連携を強化した。

(2) 米モンゴル主催多国間訓練「カーン・クエスト23」

陸自は、2023年6月から7月にかけて、モンゴル・米国主催の多国間訓練に参加した。モンゴルで実施される本訓練は、国連PKO（Peacekeeping Operations）にかかる能力向上を目的とした世界最大級の多国間訓練であり、陸自は2015年以降、部隊を派遣している。「カーン・クエスト23」では、指揮所訓練や車列警護、文民保護などの実動訓練に参加し、

動画：スーパー・ガルーダ・シールド（陸上自衛隊）
URL：https://youtu.be/IPs9uibILOE?si=h8sBleNXVcRQc7VN

PKOなどへの派遣に資する各種能力の維持・向上、ノウハウの獲得・蓄積および参加各国との相互理解の促進・信頼関係を強化した。

2　海上自衛隊

(1) 令和5年度インド太平洋方面派遣「IPD23」

Indo-Pacific Deployment

海自は、2023年4月から9月の4か月以上にわたり、護衛艦5隻、潜水艦1隻を含む水上・潜水艦の各部隊を派遣し、インド太平洋地域において航行する間、16か国、19寄港地を訪問し、17件の共同訓練・8件の親善訓練を実施した。

IPD部隊の一部は、米国主催LSGEに参加し、インド太平洋地域においてハイエンドな内容を含む訓練を実施した。また、インド海軍と「JIMEX2023」、米・カナダ海軍と日米加共同訓練「ノーブル・スティングレイ[2]」を実施したほか、米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」、日米印豪共同訓練「マラバール2023」といった豪海軍が主催する共同訓練に参加した。

さらに、IPD23部隊は、初となる日米豪比（フィリピン）4か国共同訓練に引き続き、米・豪海軍とのマニラへの共同寄港、日米豪比艦隊司令官などによる南シナ海の状況視察、日米比艦隊司令官懇談を実施するなど、日米比、日米豪比の連携を強化した。

太平洋島嶼国では、パプアニューギニア軍、キリバス警察と初の親善訓練などを実施し、わが国が同地域に継続的に関与する意志を示すとともに、寄港した6か国の太平洋島嶼国との各種交流を通じ、相互理解を促進した。

(2) インド太平洋・中東方面派遣「IMED23」

Indo-Pacific and Middle East Deployment

海自は、2023年1月から5月にかけて、インド太平洋・中東方面に掃海母艦などを派遣し、ペルシャ湾（バーレーン王国および同周辺海域）で実施された米国主催国際海上訓練（IMX/CE23）に参加し、主催の米国をはじめ、参加国海軍（英国、アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン、サウジアラビア、バーレーンなど）と連携強化を図った。また、派遣に際し、インド、バングラデシュ、カンボジアなどに寄港し、これらの国を含む各国海軍などとの親善訓練などを通じて、同地域の安定と繁栄に深くコミットしていくというわが国の意思を示した。

International Maritime Exercise/CUTLASS EXPRESS 2023

United Arab Emirates

(3) 米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」

陸自および海自は、2023年7月から8月にかけて、オーストラリアで実施された「タリスマン・セイバー23」に参加した。本訓練は、米豪軍が主催する多国間訓練の中で最大規模のものであり、本年は日米豪を含む13か国が

「タリスマン・セイバー23」に参加する陸・海自部隊（2023年7月～8月）

動画：令和5年度インド太平洋方面派遣 IPD23 第2水上部隊 活動記録
URL：https://www.youtube.com/watch?v=x386tnv96MA

2　本訓練では、米海軍ならびにインド太平洋地域へのコミットメントを強めるカナダ海軍とともに、海自潜水艦を使用した初の日米加共同訓練（対潜戦）を実施した。

VOICE

米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー23」に参加した隊員の声

海自　輸送艦「しもきた」　LCAC整備員長　1等海曹　松村（まつむら）　貴志（たかし）

私は、2023年に行われた「タリスマン・セイバー23」にエアクッション艇LCACの武器整備員として参加しました。LCAC（Landing Craft Air Cushioned）は、艦艇が近づけない砂浜に人員や装備品などを運ぶホバークラフト型の輸送艇で、多国間による水陸両用作戦を主とする本演習には、欠かせないものです。本演習期間中に、輸送艦「しもきた」に搭載しているLCACに不具合が発生しましたが、同じく訓練に参加していた米海軍のLCAC整備員の支援を受け、共同で作業を行い、不具合を復旧することができました。昼夜を問わず作業をしてくれた米海軍LCAC整備員の協力に本当に感謝しています。

今後も日米共同における相互協力の機会は増えていくと思います。今回の経験を踏まえ、日米の連携強化のためには、ロジスティックスを含め平素からの日米の協力が重要であることを改めて認識しました。

米海軍整備員と海自LCACクルーおよび整備員
（筆者（2列目右から2人目））

LCACを艦内に収容する様子

参加した。陸自は、水陸機動団、第2高射特科群などが水陸両用作戦や、ミサイルの実射射撃[3]を含む対空戦闘、対艦戦闘にかかる訓練を実施した。海自は、IPD部隊の護衛艦「いずも」、輸送艦「しもきた」が本訓練に参加し、米海軍などとともに水陸両用作戦訓練などを実施し、戦術技量の向上および参加国との連携を強化した。

3　航空自衛隊

(1) 米比主催多国間共同訓練「パシフィック・エアリフト・ラリー」

空自は、2023年8月、フィリピンで実施された米比主催多国間共同訓練「パシフィック・エアリフト・ラリー」に初めて参加した。本訓練は、HA/DRにかかる能力向上、参加国空軍との連携強化を目的としたものであり、物料投下訓練、共同搭載しゃ下訓練などを行った。また、同訓練参加にあわせて、日比人道支援・災害救援共同訓練を実施し、HA/DRにかかる能力の向上およびフィリピンを含む参加国空軍との連携強化を図った。

動画：タリスマン・セイバー23
URL：https://youtu.be/VQd81bYj31k?si=jALGVethhKM-rE9a

3　対空戦闘訓練および対艦戦闘訓練では、米国以外では初となる03（マルサン）式地対空誘導弾（中SAM）および12（ヒトフ）式地対艦ミサイル（12SSM）の実射を実施した。

(2) 米空軍主催HA/DR共同訓練「クリスマス・ドロップ」

空自は、2023年12月、ミクロネシア連邦などにおいて米空軍が実施する「クリスマス・ドロップ」に参加した。空自からはC-130H輸送機が参加し、米軍が収集した日用品などの寄付物資を用いて海上への物料投下訓練を実施し、空自のHA/DR能力の向上や参加各国との連携強化を図った。

参照　図表Ⅳ-3-1-2（同志国などとの二国間・多国間による主要訓練）、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））

クリスマス・ドロップ

図表Ⅳ-3-1-2　同志国などとの二国間・多国間による主要訓練

第2節 各種訓練環境の整備や安全管理

1 訓練環境

一層厳しさが増す安全保障環境にあっては、自衛隊が持つ能力を最大限発揮できるよう部隊などの体制整備を図るとともに、訓練の質を向上させることが重要である。このため、自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、自衛隊の即応性を維持・向上させるためには、訓練環境をより一層充実させていく必要がある。こうした認識のもと、防衛省・自衛隊では、効率的・効果的な訓練・演習を行うため、国内外での訓練実施基盤の拡充にかかる取組を推進している。

その一環として、防衛省・自衛隊は、北海道をはじめとする国内の演習場の整備・活用の拡大を図るとともに、地元との関係に留意しつつ、国内に所在する米軍施設・区域の共同使用を促進することとしている。また、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリアなど国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーターなどを一層積極的に導入することとしている。

このほか、馬毛島（鹿児島県）に自衛隊が訓練・活動を行うことができる施設などの整備を進めている。

さらに、あらゆる事態において自衛隊の能力を最大限発揮するため、平素から民間空港を使用した訓練を行うことが必要との考えのもと、自衛隊統合演習において、民間空港における空自戦闘機の訓練を実施している。

参照　1節1項1（1）（自衛隊統合演習「JX」）

1 陸上自衛隊

演習場や射場は、地域的にも偏在しているうえ、広さも十分でないこともあり、大部隊の演習や戦車、長射程火砲の射撃訓練などを十分には行えない状況にある。これらの制約は、装備の近代化に伴い大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約もある。

このため、国内では実施できない地対空誘導弾部隊や地対艦誘導弾部隊の実射訓練などを米国などで実施するほか、海外における多国間共同訓練など、国内にはない良好な演習基盤を活用した実動訓練への参加を通じて、戦術技量の向上を図っている。

広大な米国射撃訓練場を活用した最大射程の射撃訓練
「ライジング・サンダー」（2023年11月）

また、師団レベルや方面隊レベルの実動演習では、限られた国内の演習場などを最大限に活用しているほか、地元の理解と協力を獲得しながら自衛隊施設・区域以外を活用した、より実戦的な訓練を実施している。

2 海上自衛隊

わが国周辺の訓練海域は、気象、海象、船舶交通や漁業などの関連から使用できる時期や場所に制約がある。

このため、例えば、比較的浅い海域で行うことが必要な掃海訓練や潜水艦救難訓練などについては、陸奥湾や相模湾などで行うほか、2024年3月、新たに九州西方の角力灘において掃海訓練を実施した。また、中東地域で実施される米国主催国際海上訓練（IMX-CE）への掃海部隊の派遣など、海外で実施される多国間共同訓練への参加を通じて、戦術技量の向上を図っている。

（International Maritime Exercise-Cutlass Express）

このほか、海外任務が増加するなか、短期間により多くの部隊が訓練成果をあげられるよう、計画的・効率的な訓練に努めており、海外で実施される多国間共同訓練への参加や同訓練海域への進出、帰投時における二国間・多国間共同訓練などを通じ、効率的・効果的な戦術技量の向上や同盟国・同志国などとの連携、対処力の強化を図っている。

3　航空自衛隊

現在、わが国周辺の訓練空域の多くは、広さが十分でないため、一部の訓練では、航空機の性能や特性を十分に発揮できないこともある。また、基地によっては訓練空域との往復に長時間を要する。さらに、飛行場の運用にあたっては、航空機の騒音に関連して早朝や夜間の飛行訓練について十分配慮した訓練を行うことが必要である。

このため、例えば、硫黄島の訓練空域では、逐次、部隊から航空機を派遣し、本土では十分に実施できない訓練などを中心に集中的な訓練を行うなど、計画的・効率的な訓練に努めている。また、在日米軍の射爆撃場の共同使用などにより、実弾の射爆撃訓練を行っている。

このほか、高射部隊による米国でのペトリオット実射訓練など、国外の訓練環境の活用にも努めている。

参照　資料58（多国間共同訓練への参加など（2020年度以降））、資料72（演習場一覧）

2　安全管理への取組

防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

2023年4月、陸自高遊原（たかゆうばる）分屯地（熊本県）所属のUH-60JA多用途ヘリコプター1機が、航空偵察中に沖縄県宮古島北北西の洋上において墜落し、隊員10名が殉職した。2024年3月、2基のエンジンを搭載する当該事故機において、第2エンジンの出力が緩やかに低下し、出力を喪失したのに引き続き、第1エンジンの出力も低下するという、これまでに報告事例がない事象が生起し、高度保持が困難となり、墜落したとの事故調査結果を公表した。再発防止策として、両エンジンの出力低下要因について、より詳細な点検・検査を実施することや、同事象に対する対処要領の教育などの再発防止策を徹底し、飛行の安全を確保していくこととしている。

また、2023年11月に屋久島沖合にて発生した米空軍CV-22（オスプレイ）の墜落事故を受け、防衛省は、米側に対し、国内に配備されたオスプレイについて、捜索救助活動を行う機体を除き、飛行にかかる安全が確認されてから飛行を行うよう要請するとともに、事故の状況や原因などについて早期の情報提供を求めた。陸自V-22（オスプレイ）については、当該事故の状況が明らかになるまで、当面の間、その飛行を見合わせた。国内に配備された米空軍オスプレイは、同年12月1日以降、飛行を行っておらず、同月7日、米軍は、オスプレイを保有するすべての軍種において、オスプレイの運用を停止した。2024年3月8日、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除する旨発表したが、米側からは、事故の状況や原因、安全対策について極めて詳細な情報提供を受けており、当該事故に関する米軍の原因分析や安全対策は、防衛省・自衛隊の専門的見地や、オスプレイを実際に保有し、運用している立場からも、合理的であると主体的に評価しており、陸自オスプレイを含め、安全に運用を再開することができるとの判断に至っている。また、同月14日以降、国内の日米オスプレイについて、必要な安全対策を講じた上で安全が確認されたものから、順次飛行を再開することを日米間で確認した。オスプレイの運用再開にあたっては、飛行の安全確保が最優先であることを日米間のあらゆるレベルで確認しており、引き続き、日米で協力し、安全確保に万全を期していく。

さらに、2024年1月に東京国際空港で発生した日本航空機と海上保安庁機の衝突事故を踏まえ、防衛省・自衛隊は、国土交通省と緊密に連携して、同様の事故の防止に向けた必要な取組を進めていくこととしている。

2024年4月には、海自SH-60K哨戒ヘリコプター2機が、夜間の対潜戦訓練中、伊豆諸島鳥島東の洋上において墜落する事故が発生した。搭乗していた隊員および機体の捜索を行うとともに、事故原因の調査を進めている。

そのほか、2023年6月、日野基本射撃場（岐阜県）において、新隊員教育における実弾射撃訓練中、自衛官候補生1名が3名の隊員に向け発砲、2名が殉職する事案が生起した。今回の事案は、武器を扱う組織として決してあってはならないものであり、引き続き、防衛省・自衛隊として、隊員の教育や射撃手順の見直しなどを含む安全管理の徹底、再発防止に全力で取り組んでいく。

このように、国民の生命や財産に被害を与え、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故・事案は、絶対に防がなくてはならない。防衛省・自衛隊としては、これらの事故・事案について徹底的な原因究明を行った

うえで、今一度、隊員一人一人が安全管理にかかる認識を新たにし、防衛省・自衛隊全体として、国民の信頼を損なうことがないよう隊員への教育の徹底、装備品の確実な整備など、艦艇や航空機、車両などの運航・運行にあたっての安全確保に万全を期していく。

参照　4章1節4項2 (3)（米軍オスプレイの墜落事故）、Ⅲ部1章7節1項2 (3)（米軍オスプレイの捜索救難への対応）、Ⅲ部2章5節2項7 (2)（MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

第4章 地域社会や環境との共生に関する取組

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

第1節 地域社会との調和にかかる施策

国家防衛戦略は、自衛隊と在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設や米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解と協力をこれまで以上に獲得していくこととしている。

このため、日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施することとしている。同時に、騒音などへの対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、わが国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進することとしている。

また、地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合などが存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地などの配置・運営にあたっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮することとしている。

1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、2023年度の処理実績は1,852件（約34.9トン）で、沖縄県での処理件数が全体の約24%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、2023年度の処理実績は、197個（約4.1トン）であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めるほか、各種の運動競技会において輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院[1]や防衛医科大学校における一般診療、

石垣駐屯地創立1周年記念行事における「ドーラン」体験の様子
（2024年3月）

資料：防衛省における地域社会との協力について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/index.html

1 一般診療を行っている自衛隊病院は、2024年3月31日現在、自衛隊中央病院、自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊入間病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊富士病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院。

離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域医療を支えている。

さらに、国などの方針[2]を踏まえ、分離・分割発注[3]の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保[4]、オープンカウンター方式[5]の導入など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進していく。

参照　資料73（市民生活の中での活動）

2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

(1) 自衛官の募集と再就職支援への協力

厳しい募集、雇用環境のなか、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

(2) 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかかわりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続の支援・協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化している。

3 地方公共団体と地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や自衛隊地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。2023年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、米軍無人機MQ-9の嘉手納（かでな）飛行場（沖縄県）への展開、自衛隊火薬庫の整備などについて、地元説明を実施した。また、防衛政策全般に対する理解促進のため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対して防衛白書などの説明を実施した。

参照　図表Ⅳ-4-1-1（地方協力確保事務について）

茨城県小美玉市における防衛問題セミナーの様子（2023年11月）

2　令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定）
3　例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグルーピングし、そのグループごとに落札者を決定する方法。
4　A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるCまたはD等級のみで競争することとしている。
5　発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容などを公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

図表Ⅳ-4-1-1　地方協力確保事務について

1　各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策

自衛隊の部隊改編など・米軍の訓練などにかかる地元調整

2　自衛隊などがかかわる事件・事故への対応にかかる施策

自衛隊などと連携を図り地方公共団体などへの情報提供などの必要な協力

3　各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策

大規模災害などにおける自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

4　広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナーなどの実施

4　防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

1　防衛施設の特徴と周辺地域との調和関連事業

(1) 周辺対策事業など

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2024年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、76の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

そのうえで、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省は、1974年以来、環境整備法[6]などに基づき、自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害の防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。

また、防衛施設の設置・運用による障害を緩和するため、民生安定施設の整備に対する補助や、生活環境などに及ぼす影響が特に著しい防衛施設の周辺自治体に対する特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付などを実施している。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、施設整備だけでなく、医療費助成などのいわゆるソフト事業にも活用されている。

2023年には、特定防衛施設の運用の態様やそれに伴う周辺地域への影響によりきめ細かく対応するために、特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定における評価事項を見直すとともに、訓練の多様化などを踏まえて、特定防衛施設以外の防衛施設などにおける自衛隊や米軍などの訓練を対象とする訓練交付金を創設した。さらに、地元自治体からの要望などを踏まえて、民生安定施設の助成内容を拡充するなど、自衛隊などの運用、そして地域への影響や地元からの要望といった実状を踏まえた制度の改正を行った。

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの

6　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

図表Ⅳ-4-1-2 自衛隊施設（土地）の状況

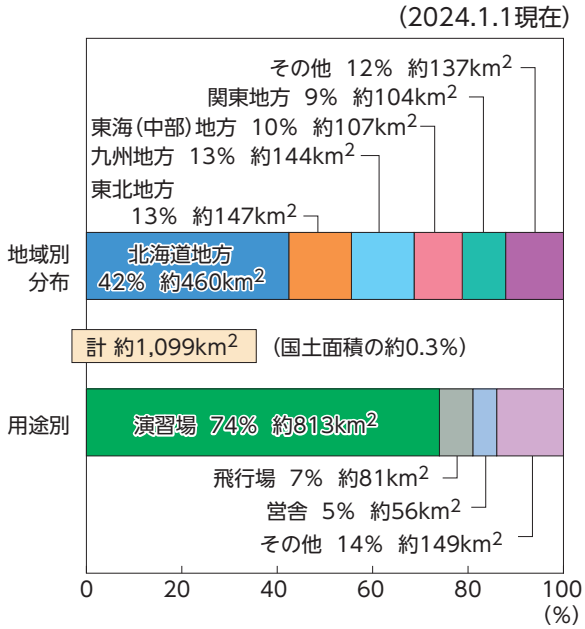

(注)計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅳ-4-1-3 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況

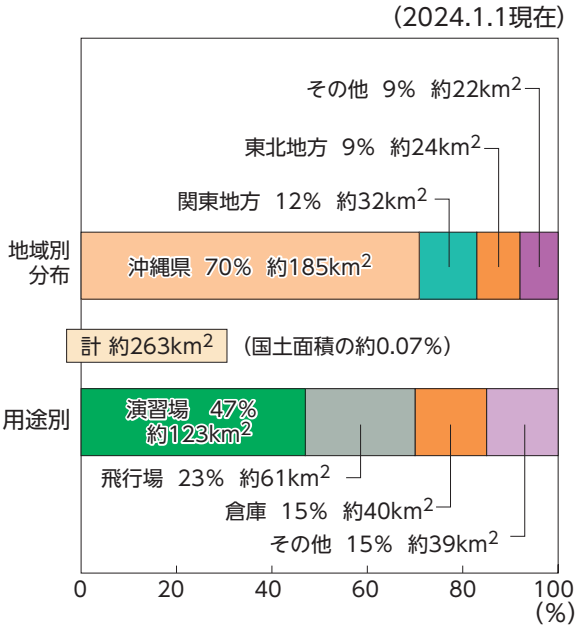

(注)計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

図表Ⅳ-4-1-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況

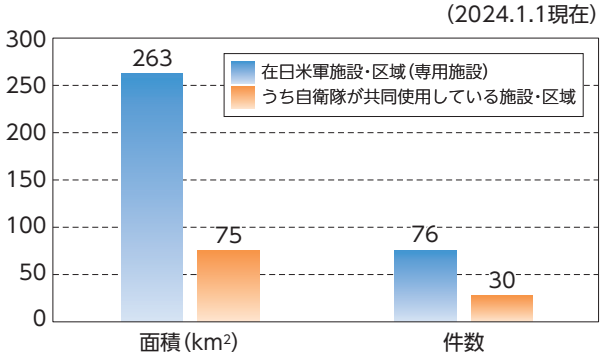

(注)面積の計数は四捨五入している。

図表Ⅳ-4-1-5 2024年度 基地周辺対策費（契約ベース）

(単位：億円)

事　項	本土分	沖縄分
障害防止事業	109	6
騒音防止事業	650	148
移転措置	51	5
民生安定助成事業	257	161
道路改修事業	62	17
周辺整備調整交付金	217	38
その他事業	18	4

要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

参照 図表Ⅳ-4-1-2（自衛隊施設（土地）の状況）、図表Ⅳ-4-1-3（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）、図表Ⅳ-4-1-4（在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況）、図表Ⅳ-4-1-5（2024年度基地周辺対策費（契約ベース））、資料74（在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む。）別一覧）

(2) 在日米軍再編を促進するための交付金など

再編交付金[7]は、再編を実施する前後の期間において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上

7 令和6（2024）年度予算では約53億円。

まちづくり支援事業で設置された「境港市民交流センター（みなとテラス）」（鳥取県境港市）

や産業の振興に寄与する事業[8]の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。

2024年4月現在、7防衛施設11市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置により追加的な施策を実施している。

参照　資料75（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

(3) その他の措置

① 漁業補償

防衛省は、自衛隊または在日米軍が水面を使用して行う訓練などのため、法律または契約により制限水域を設定し、これに伴う損失を補償している。

② 基地交付金など

総務省所管の防衛施設に関する交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）や施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）についても、防衛省は、各種情報提供などの協力を行っている。

基地交付金は、米軍や自衛隊が使用する飛行場などの施設が市町村の財政に著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的性格を基本として、その施設が所在する市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍資産に対する固定資産税が非課税とされていることや、米軍の軍人や軍属にかかる市町村民税などが非課税にされていることから、米軍資産の所在する市町村に対して交付されるものである。

2 在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保するうえで極めて重要な要素である。在日米軍の安定的な駐留のためには、防衛施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、様々な取組を不断に行っていくこととしている。

(1) 在日米軍の部隊運用に関する地方公共団体などとの調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備の配備などに際し、関係する地方公共団体や地域住民に対して事前に説明するなど、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

(2) 在日米軍の運用における安全確保など

在日米軍の運用にあたって、地域住民の安全確保は大前提である。政府としては、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、日米両国で協力して、安全な運用の確保を最優先に取り組んでいる。

防衛省においては、米軍機の墜落、部品落下・遺失などが発生した際には、米側に対し、速やかな情報提供、安全管理や再発防止の徹底などを求め、得られた情報は直ちに関係自治体などに説明しているほか、生じた被害が迅速・適切に補償されるよう措置している。

また、日米両国は、米軍機が日本国内の米軍施設・区

資料：補助金・交付金
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html

8 具体的な事業の範囲は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

域の外で墜落などした場合に備え、航空機事故に関するガイドライン[9]を定め、迅速・的確に対応することとしている。

また、米軍人などによる飲酒に起因する事件・事故については、防衛省は、米側に対して、累次の機会を通じて、綱紀粛正や隊員教育の徹底を申し入れている。

米側は、夜間飲酒規制措置、19歳以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなどの対策を実施している。今後も日米間で協力して、飲酒事案の再発防止に努めていくこととしている。

(3) 米軍オスプレイの墜落事故

2023年11月、屋久島沖合において、米空軍CV-22（オスプレイ）が墜落し、乗員8名が死亡した。

この事故後のオスプレイの運用再開に際しては、今回の事故原因は特定されており、この原因に対応した各種の安全対策を講じることで、同種の不具合による事故を予防・対処することができるといった点について、30以上の自治体を直接訪問して説明するなど、丁寧な説明や適切な情報提供を行い、地元の方々の不安や懸念の払しょくに努めている。そのうえで、事故の状況や原因については、事故調査報告書が公表された際に、関係自治体に対して丁寧に説明していくことを予定している。

参照　Ⅲ部1章7節1項2 (3)（米軍オスプレイの捜索救難への対応）、Ⅲ部2章5節2項7 (2)（MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、3章2節2項（安全管理への取組）、資料33（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

(4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う日米交流事業を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）、ホームページ・SNSを活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。

Social Networking Service

5 国家行事への参加

自衛隊は、国家行事において、天皇、国賓などに対し、儀じょう、と列、礼砲などの礼式を実施している。諸外国からの国賓や公賓などがわが国を訪問した際の歓迎式典などにおける儀じょうは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。

6 南極地域観測に対する支援

自衛隊は、文部科学省が行う南極地域における科学的調査に対し、南極地域観測が再開された1965年から砕氷艦「ふじ」を、1983年以降は砕氷艦「しらせ」を、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）をもって人員・物資の輸送、その他の協力を行っている。

2023年11月から2024年4月の第65次南極地域観測協力においては、のべ75名の人員輸送、約1,160tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援、基地設営支援を実施した。

参照　資料76（南極地域観測協力実績）

7 部外土木工事の受託

自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,272件の部外土木工事を受託している。

こうした活動により地域の災害対策に貢献するとともに、地域との連携を強化している。

9　日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

参照　資料77（部外土木工事の実績）

8 その他の取組

1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が発生している。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、2016年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

2 防衛施設の上空とその周辺における小型無人機などの飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があるが、これらの施設に対する危険が生じれば、わが国を防衛するための基盤としての機能に重大な支障をきたしかねない。このため、2019年6月13日、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空とその周辺における小型無人機などの飛行が禁止されることとなった。2024年5月末現在、主要部隊司令部などが所在する304の自衛隊の施設と63の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

3 重要土地等調査法[10]に関する対応

防衛省は、2013年12月に策定された前国家安全保障戦略において、安全保障の観点から防衛施設周辺における土地利用などのあり方について検討することとされたことを踏まえ、2013年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について、計画的に把握するための調査を行っている。

また、内閣府は、2022年9月に全面施行された重要土地等調査法に基づき、内閣府が安全保障上重要な施設（重要施設[11]）の周辺や国境離島などを注視区域[12]や特別注視区域[13]として指定し、区域内の土地や建物の利用状況などの調査を行っている。この区域内の土地などが、重要施設や国境離島などの機能を阻害する行為（機能阻害行為）の用に供され、または供される明らかなおそれがあると認めるときは、土地などの利用者に対し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うこととされている。これまで、同法に基づく区域指定は4回行われており、防衛関係施設としては、2022年12月の初回の公示

資料：小型無人機等飛行禁止法について
①自衛隊の対象防衛関係施設の一覧
URL：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list.html

②在日米軍の対象防衛関係施設の一覧
URL：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list_zaibeigun.html

10 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
11 防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）、海上保安庁の施設、生活関連施設。
12 重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内、国境離島などの区域内の区域で、その区域内にある土地、建物が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの。
13 注視区域のうち、重要施設や国境離島などの機能が特に重要、またはその機能を阻害することが容易なものであって、ほかの重要施設や国境離島などによるその機能の代替が困難であるもの。

では13か所、2023年7月の2回目の公示では48か所、同年12月の3回目の公示では176か所、2024年4月の4回目の公示では157か所の区域が指定されている。

同法は、国防上の基盤である防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点からも大きな意義があり、防衛省としては、内閣府と連携のうえ、適切に対応していくこととしている。

4　水産物の消費拡大に向けた取組

ALPS処理水[14]の海洋放出以降、中国などによりわが国の水産物の輸入規制強化などの措置が実施された。これを受け、政府として、全国の水産業支援に万全を期すため、「水産業を守る」政策パッケージを示した。これらを踏まえ、防衛省・自衛隊においても、わが国の水産物の消費拡大に積極的により一層取り組んでいくこととしている。

解説　わが国の水産物の消費拡大に向けた取組

防衛省・自衛隊では、わが国の水産物の消費の拡大を図るため、様々な取組を行っています。

各機関や部隊においては、国産水産物を使用したメニューやレシピなどについて、SNS、ホームページで積極的に情報発信を行っているほか、委託食堂・弁当販売店に対して、国産水産物を活用するよう呼びかけを実施しており、多くの店舗で国産水産物が提供されています。

陸自では、毎月3か7のつく日を「さかなの日」とし、該当する日に各駐屯地で「さかなの日」を発信するのぼり旗を掲げるとともに、各駐屯地の献立で積極的に国産水産物を使用するよう努めています。

海自横須賀地方総監部で実施した「オータムフェスタ2023」において、「艦めしーふーど」のロゴマークを用いて国産水産物を販売する様子（2023年10月）

海自では、国産水産物消費拡大に向けた取組を発信する新たなロゴマーク「艦めしーふーど」を用いて、SNSによる情報発信や海自公式HP内でレシピの掲載を積極的に行っています。2023年10月には、北海道漁業協同組合連合会および北海道ほたて振興漁業組合から、海を生業とする北海道漁業者は大変勇気づけられたとして、海自に感謝状が贈呈されました。

空自では、各基地や分屯基地において、国産水産物にかかる空自オリジナルポスター（国産水産物の特産品マップ）の掲示に加え、特産品マップのぬり絵を作成、配布することなどにより、隊員はもちろん、隊員家族などへも消費の拡大を図っています。

令和6（2024）年度予算では、わが国の水産物の消費拡大のための糧食費の単価引き上げを含め、駐屯地などにおける献立の魅力化のため、約13億円を計上しています。

（「艦めしーふーど」のロゴマーク）

14　東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射性物質を含む汚染水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水。

第2節 気候変動・環境問題への対応

地球環境の持続可能性に対する危機感は、国際的に高まっており、2015年には、持続可能な開発目標（SDGs）（Sustainable Development Goals）の国連における採択や気候変動に関する国際枠組みであるパリ協定の採択などを受け、各国で取組が進められている。

わが国においても、2018年に第5次環境基本計画を閣議決定し、持続可能な社会の実現に取り組んでいるところであり、国内外における取組をさらに加速させる旨表明している。また、2021年10月に地球温暖化対策計画、気候変動適応計画などを閣議決定し、2050年カーボンニュートラルや2030年度目標の達成に向け、具体的な気候変動対策が進められている。

こうした国内外における取組の加速を受け、防衛省・自衛隊としても、政府の一員として気候変動や環境問題の各種課題に対応し、解決に貢献するとともに、自衛隊施設や米軍施設・区域と周辺地域の共生についてより一層重点を置いた施策を進める必要がある。

また、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、装備品、さらにわが国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことは必至であり、これらへも適切に対応していく必要がある。

参照 Ⅰ部4章7節（気候変動が安全保障環境や軍に与える影響）

1 防衛省・自衛隊の施設に関する取組

防衛省・自衛隊は、従前から政府の一員として、環境関連法令を遵守し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきたところであり、防衛省環境配慮の方針のもとで環境への取組の推進を図ることとしている。2021年度には、本省内部部局に防衛省・自衛隊の環境政策全般を担当する環境政策課を新設するとともに、2022年度には、全国の地方防衛局に環境対策室を設置するなど、環境問題への対応について防衛省・自衛隊として一元的・効果的に実施する体制を整備したところであり、引き続き、さらなる施策の推進に取り組んでいく方針である。

1 防衛省気候変動対処戦略

気候変動を安全保障上の課題として捉える動きが、国連安保理をはじめ各国の国防組織にも広がってきている。防衛省では、2021年5月に、防衛省気候変動タスクフォースを設置し、気候変動がわが国の安全保障に与える影響について幅広く検討を行い、2022年8月、防衛省気候変動対処戦略を策定した。同戦略では、気候変動が今後与える直接的・間接的な影響に対し、防衛省において今後推進すべき10の具体的な施策を掲げたところである。防衛省・自衛隊としては、同文書に基づき、気候変動への対処を防衛力の維持・強化と同時に進めていくこととしている。

同戦略を踏まえ、2023年5月のG7広島サミットにおける運航時に政府専用機が、同年6月にF-15、F-2戦闘機が、それぞれ持続可能な航空燃料[1]（SAF）（Sustainable Aviation Fuel）を使用した。

資料：防衛省気候変動対処戦略
URL：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/kikouhendou/pdf/taishosenryaku_202208.pdf

資料：環境対策に関する取組
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/kankyo_taisaku/index.html

1　空自は、2022年11月、政府専用機の運航時において、SAFを初めて使用した。（2023年1月と5月の運航時においてもSAFを使用）

2　再生可能エネルギー電力の調達

防衛省・自衛隊は、約25万人の隊員を有し、日本各地で施設や様々な装備品を運用しており、政府の機関で最大の電力需要家として、温室効果ガスの排出の削減などに貢献するため、2020年度から、防衛省・自衛隊施設の電力の調達にあたり、再生可能エネルギーにより発電された電力（再エネ電力）の調達を積極的に進めてきたところである。

2024年度においては、契約件数は全国で968件あり、その内213施設などにおいて、再エネ電力の調達が実現した。また、157施設などでは、再エネ比率100%の電力の調達が実現した。2024年度の再エネ電力の調達見込み量は、約56千万kWh（一般家庭約13万世帯超の年間電力使用量）であり、防衛省・自衛隊全体の予定使用電力量（約131千万kWh）の約43%を再エネ電力で調達することになる。2024年度の再エネ電力の調達は、前年度に比べ調達量が大幅に増加したところ、防衛省としては、政府の一員として、引き続き、再エネ電力の調達比率が向上するよう努力していくこととしている。

3　再生可能エネルギーと安全保障の両立

気候変動問題への対応として風力発電を含む再生可能エネルギーの導入が進められており、風力発電設備は今後増加していくことが予想される。風力発電設備は、その設置場所や規格によっては、例えば、警戒管制レーダーの運用に支障を及ぼし、航空機やミサイルの探知を困難にさせるなど、自衛隊や在日米軍の活動に影響を及ぼすおそれがある。このため、防衛省・自衛隊としては、事業者をはじめとする関係者との調整を事業計画の早期の段階からきめ細やかに行っている。また、国家防衛戦略も踏まえ[2]、現在の取組を制度化するための法整備として、令和6年通常国会に防衛・風力発電調整法案[3]を提出し、同法案は同年5月に可決・成立した。

4　PFOS（ピーフォス）[4]などへの対応

防衛省においては、PFOSを含有する泡消火薬剤などについて、PFOS処理実行計画を策定し、作業を進めている。

また、2022年7月、全国の自衛隊施設において、過去にPFOSを含有する泡消火薬剤を使用していたまたは使用していた可能性がある施設の泡消火設備専用の水槽の水の分析結果を公表した。この調査により、PFOSなどが検出された水槽の水については、引き続き適切に管理するとともに、2024年度末の処理完了を目標として作業を進めている。

資料：風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へのお願い
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html

2　国家防衛戦略では、「海空域や電波を円滑に利用し、防衛関連施設の機能を十全に発揮できるよう、風力発電施設の設置等の社会経済活動との調和を図る効果的な仕組みを確立する」とされている。
3　風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案
4　有機フッ素化合物の一種であり、撥水性、撥油性、耐熱性の性質を持ち、これまで泡消火薬剤や半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤などに使用されてきた。

2 在日米軍施設・区域に関する取組

在日米軍は、環境補足協定[5]や在日米軍が策定した日本環境管理基準（JEGS）に基づき、周辺の環境保護と米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、適切な環境管理に努めている。

1 光熱水料節約の取組

在日米軍施設・区域においては、エネルギー効率の良い暖房・換気・空調設備への交換、不在時に消灯する人感センサーの設置、太陽光発電パネルの設置、冷暖房の運用期間の短縮・設定温度の見直し、照明の制御や夜間照明の消灯などの光熱水料節約の取組を行っている。

2 PFOSなどへの対応

在日米軍においても、2023年6月時点で本州に所在する全ての陸軍の施設、わが国における全ての海軍の施設、全ての海兵隊の施設と三沢飛行場（青森県）において泡消火薬剤の交換作業が完了し、2024年9月末までに、全ての在日米軍施設・区域において、原料にPFAS[6]を含まない非フッ素泡消火薬剤への交換、または水消火設備へ移行する予定である旨の説明を防衛省・自衛隊は受けており、在日米軍全体として保有する泡消火薬剤の交換を順次進めている。

米軍施設や区域において、PFOSなどを含む水が部外へ漏出した際には、環境補足協定に基づき、関係自治体とともに施設の立入りやサンプリング調査などを実施している。防衛省としては、引き続き、関係省庁、関係自治体、米側と緊密に連携し、必要な対応を行っていくこととしている。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。環境分野における日米間の協力について、日米地位協定を補足するため2015年に締結したもの。環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の米軍施設・区域内への立ち入り手続きの作成・維持や、米側による環境基準の作成・維持などについて定めている。

6 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物やポリフルオロアルキル化合物の総称。撥水性、撥油性、耐熱性の性質を持ち、これまで泡消火薬剤や半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤などに使用されてきたPFOSもこの中に含まれる。

第3節 情報発信や公文書管理・情報公開など

1 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものであり、広報活動は、国民の信頼と協力を得るために重要である。このため、防衛省・自衛隊の活動について、国民にとって分かりやすい広報活動を様々な方法で、より積極的に行っていくこととしている。

また、自衛隊が任務を安定的に遂行するためには、諸外国の理解と支持も不可欠であることから、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、国際社会に向けた情報発信を強化することも重要である。

参照 資料78（「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室））

1 国内外に対する情報発信など

防衛省・自衛隊は、公式ホームページ、SNS、動画配信など、インターネットを活用した積極的な情報発信（Social Networking Service）に取り組んでいる。また、パンフレットや広報動画の作成、広報誌『MAMOR（マモル）』への編集協力、報道機関への取材協力、講義や講演への講師派遣など、正確な情報を、幅広く、適時に提供するよう努めている。加えて、若年層に対する情報発信のための取組として、『防衛省・自衛隊KIDS SITE』において動画を含む若年層向けコンテンツを掲載するほか、小学校高学年から高校生を対象とした『まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書～』も発行している。

さらに、防衛省・自衛隊の活動が世界中に広がるなか、国際社会に対して、その活動を正確に広報し、諸外国の理解と信頼を得ることが大変重要である。そのための取組として、英語による情報発信を行っており、特に、英語版防衛省ホームページの一層の充実とSNSを活用した迅速かつ分かりやすい情報発信を英語で積極的に行っているほか、海外メディアへの取材機会の提供、英語版防衛白書の作成、英文広報パンフレット『Japan Defense Focus（JDF）』の発行など様々な方法により国際社会に向けた情報発信を行っている。

参照 図表Ⅳ-4-3-1（防衛省・自衛隊のSNS利用状況（フォロワー数））、巻末資料「平和を仕事にする」

図表Ⅳ-4-3-1 防衛省・自衛隊のSNS利用状況（フォロワー数）

（2024年3月31日現在）	X（旧Twitter）	Facebook	Instagram	YouTube
防衛省・自衛隊	約124万人	約16万人	約8万人	約6万人
統合幕僚監部	約31万人	約4万人	約3万人	約1万人
陸上幕僚監部	約87万人	約23万人	約10万人	約29万人
海上幕僚監部	約91万人	約25万人	約12万人	約34万人
航空幕僚監部	約69万人	約10万人	約15万人	約16万人
防衛装備庁	約5万人	—	—	約5万人

2　イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊では、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、陸自の富士総合火力演習[1]や海自の体験航海、空自のブルーインパルスによる展示飛行などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地などでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学などを行うとともに、地元の協力を得て、市中でのパレードを行っている例もある。さらに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛隊音楽まつりを毎年開催している。

また、陸・海・空自がそれぞれ主担当となり、観閲式、観艦式、航空観閲式のいずれかを毎年行っている。2023年は、空自入間基地（埼玉県）において、航空観閲式を実施した。

広報施設の公開にも積極的に取り組んでいる。市ヶ谷地区内の施設見学（市ヶ谷台ツアー）では、大本営地下壕跡も公開されており、2024年3月末現在までに約48万9,700人の見学者が訪れている。そのほか、各自衛隊において、広報館や史料館などを公開している。

令和5年度自衛隊音楽まつりの様子（2023年11月）

動画：令和5年度富士総合火力演習
URL：https://www.youtube.com/watch?v=GY2bqfCaSGk

動画：令和5年度自衛隊音楽まつり
URL：https://youtu.be/nqy0JOfFq70

動画：令和5年度航空観閲式
URL：https://youtu.be/sLA7dvZsH2g?si=N9w6_V7dTFbx1H10

1　富士総合火力演習は、部隊の人的資源を本来の目的である教育訓練に注力する必要性から2023年度より一般公開を中止し、現地の映像を配信することとしている。

解説

令和５年度航空観閲式

2023年11月11日、防衛省・自衛隊は、空自入間基地（埼玉県）において、岸田内閣総理大臣の観閲のもと、令和５年度航空観閲式を挙行しました。

本航空観閲式は、隊員の使命の自覚と士気の高揚を図ることを目的とし、自衛隊の最高指揮官である岸田内閣総理大臣の訓示や部隊視察を中心に無観客の形式により実施しました。

訓示では、在イスラエル国邦人等の輸送に関して、「機内や経由地において真摯に任務に当たる隊員の姿と、退避者へのきめ細やかな配慮により、不安を大きく和らげることができた。」などの具体的な成果にも言及され、隊員の士気は大きく高揚しました。また、部隊視察において岸田内閣総理大臣は、空自の任務や活動状況などの報告を受けるとともに、主要装備品であるF-15J戦闘機やF-2A戦闘機、さらに国際平和協力活動や在外邦人等の輸送などにおいても活躍するC-2輸送機などを視察しました。

本航空観閲式において、岸田内閣総理大臣から隊員に直接話しかけ、現場の声に耳を傾ける場面などもありました。

なお、航空観閲式当日の模様は、国民の皆様にもご覧いただけるよう、インターネット上の航空自衛隊チャンネルで映像を配信しています。

岸田内閣総理大臣による部隊視察

3 隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、大学生・大学院生または女性を対象とした自衛隊生活体験ツアー[2]や、団体・企業などを対象とした隊内生活体験[3]を行っている。これらは、自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、隊員とじかに接することにより、防衛省・自衛隊に対する理解を促進するものである。

帯広駐屯地（北海道）における生活体験の様子

2 公文書管理・情報公開に関する取組

1 公文書の適切な管理や情報公開制度の適切な運用の必要性

わが国において最も重要な制度である民主主義の根幹は、国民が正確な情報に接し、それに基づき国民が適切な判断を行って主権を行使することにあり、国民が正確な情報に接するうえで、政府が保有する行政文書は、最も重要な資料である。このため、行政文書を適切に管理

2 各体験ツアーの公募は、防衛省・自衛隊ホームページなどで行っている。
3 陸・海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって、民間企業などからの依頼を受けて実施している。

し、情報公開請求に適切に対応することは、防衛省・自衛隊を含む政府の重要な責務である。

2　公文書の適切な管理や情報公開制度の適切な運用の推進

防衛省・自衛隊は、南スーダン日報問題やイラク日報問題により、防衛省・自衛隊に対する国民の不信を招いたことを重く受け止めている。

防衛省・自衛隊は、政府全体としての公文書管理の適正化に向けた施策[4]も踏まえた再発防止策に全力で取り組み、職員の意識や組織の文化を改革し、チェック態勢を充実させるなど、行政文書の管理や情報公開請求への対応の適正化に取り組んでいる。

また、行政文書については作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理することにより、体系的・効率的な管理を進め、行政文書の所在把握、履歴管理や探索を容易にするとともに、文書管理業務の効率性を向上させることを推進し、紙媒体の行政文書を抑制することで勤務環境の改善やテレワーク勤務などの働き方改革にも寄与している。

参照　資料79（防衛省における情報公開の実績（2023年度））

3　政策評価などに関する取組

1　政策評価への取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策について評価を行っており、2023年度には、研究開発や租税特別措置に関する事業の政策評価を行った。

2　証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

Evidence-Based Policy Making

防衛省は、政策立案総括審議官のもと、行政事業レビューをEBPMの実践の場とし、意思決定のプロセスに活用するなど、EBPMの取組を推進している。

3　個人情報保護に関する取組

防衛省・自衛隊は、個人情報保護法[5]に基づき、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報の安全管理などの措置を講ずるとともに、保有個人情報の開示請求などに適切に対応している。

4　公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省・自衛隊では、内部の職員などからの公益通報に対応する制度と外部の労働者などからの公益通報に対応する制度を整備し、それぞれの窓口を設置して公益通報への対応、公益通報者の保護などを行っている。

4　公文書管理の適正の確保のための取組について（平成30年7月20日行政文書の在り方等に関する閣僚会議決定）
5　個人情報の保護に関する法律

資料編　目次

資料1　国家安全保障戦略について……1
資料2　国家防衛戦略について…… 15
資料3　防衛力整備計画について…… 31
別表1　抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期 …… 45
別表2 …… 46
別表3　(おおむね10年後)…… 47
資料4　国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について…… 48
資料5　主要な陸上装備(火器・装甲車など)の保有数…… 51
資料6　主要航空機の保有数・性能諸元…… 52
資料7　主要艦艇の就役数…… 52
資料8　防衛関係費(当初予算)の推移…… 53
資料9　各国国防費の推移…… 54
資料10　自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と武器使用権限など…… 55
資料11　自衛隊法第95条の2の運用に関する指針…… 59
資料12　国際平和協力活動関連法の概要比較 …… 60
資料13　中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について …… 61
資料14　中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況 …… 62
資料15　わが国のBMD整備への取組の変遷 …… 63
資料16　防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組 …… 64
資料17　国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況(2023年度) …… 65
資料18　災害派遣の実績(過去5年間) …… 65
資料19　自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について …… 66
資料20　在外邦人等の輸送実績 …… 67
資料21　中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について …… 68
資料22　米軍等の部隊の武器等防護の警護実績(自衛隊法第95条の2関係)…… 69
資料23　日米防衛協力のための指針(2015年4月27日)(仮訳) … 70
資料24　日米同盟にかかわる主な経緯 …… 78
資料25　日米協議の実績(2020年以降) …… 79
資料26　日米安全保障協議委員会(「2＋2」)共同発表(仮訳)(2023年1月) …… 90
資料27　日米安全保障協議委員会(「2＋2」)閣僚会合(概要)(2023年1月) …… 94
資料28　主な日米共同訓練の実績(2023年度) …… 96
資料29　日米共同研究・開発プロジェクト …… 100
資料30　再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳) …… 101
資料31　普天間飛行場代替施設に関する経緯 …… 104
資料32　嘉手納以南　施設・区域の返還時期(見込み) …… 107
資料33　米軍オスプレイのわが国への配備の経緯 …… 108
資料34　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要 …… 109
資料35　23事案の概要…… 110
資料36　SACO最終報告(仮訳) …… 111
資料37　SACO最終報告の主な進捗状況 …… 115
資料38　沖縄の基地負担軽減に関する協議体制 …… 117
資料39　各種協定締結状況 …… 118
資料40　留学生受入実績(2023年度の新規受入人数) …… 119
資料41　最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 120
資料42　最近の日印防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 123
資料43　最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 125
資料44　最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 134
資料45　最近のカナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 135
資料46　最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 137
資料47　最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 143
資料48　最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 144
資料49　最近のインド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 146
資料50　最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 149
資料51　最近の日中防衛協力・交流の主要な実績(2020年度以降) …… 151
資料52　最近の多国間ハイレベル交流の実績(2020年度以降) …… 151
資料53　最近の多国間安全保障対話の主要実績(インド太平洋地域・2020年度以降) …… 152
資料54　防衛省主催による多国間安全保障対話 …… 153
資料55　その他の多国間安全保障対話など …… 155
資料56　ビエンチャン・ビジョン2.0 …… 158
資料57　防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ(ジャスミン) …… 159
資料58　多国間共同訓練の参加など(2020年度以降) …… 160
資料59　国際機関などへの防衛省職員の派遣実績 …… 179
資料60　自衛隊が行った国際平和協力活動など …… 181
資料61　PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績(2013年度以降) …… 186
資料62　装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針 …… 187
資料63　防衛技術指針2023(Executive Summary) …… 198
資料64　安全保障技術研究推進制度の2023年度新規採択研究課題 …… 200
資料65　防衛装備移転三原則 …… 203
資料66　防衛装備移転三原則の運用指針 …… 205
資料67　自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移 …… 208
資料68　自衛官などの応募と採用状況 …… 209
資料69　防衛省の職員等の内訳 …… 210
資料70　再就職等支援のための主な施策 …… 210
資料71　退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における在職状況 …… 211
資料72　演習場一覧 …… 213
資料73　市民生活の中での活動 …… 214
資料74　在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む。)別一覧…… 215
資料75　防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要 …… 220
資料76　南極地域観測協力実績 …… 221
資料77　部外土木工事の実績 …… 222
資料78　「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋(内閣府大臣官房政府広報室) …… 223
資料79　防衛省における情報公開の実績(2023年度) …… 224

防衛年表…… 225

■資料編はこちら
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06shiryo.pdf

■防衛年表はこちら
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06nenpyo.pdf

索引（50音、アルファベット順）

1　本索引は、本文（脚注を含む）に使用されている用語および略語を対象としており、関係する用語や略語を→で示しています。

2　数字は、その用語および略語が出ているページです。ただし、数字がゴシック体のページは、その用語に関する意義などを説明しているページです。

あ

アヴァンガルド　／　44, **135**, 176
ASEAN地域フォーラム（→ARF）　／　92, 155, 382, **397**, 399
新しい戦い方　／　**211**, 213, 217, 226, 255, 427, 437
アタランタ作戦　／　**194**
アフガニスタン治安部隊（ANDSF）　／　170
ALPS処理水　／　**519**
ANZUS条約　／　146
安全確保業務　／　252, **253**
安全保障技術研究推進制度　／　439, **443**, 444
安全保障協力協議会合（→SCCM）　／　462

い

イージス・システム搭載艦　／　220, 222, 223, 224, 227, 230, 277, **278**, 279
遺棄化学兵器　／　423
維持費　／　**231**
イスカンデル　／　44, 112, **133**, 135, 137, 141
「一帯一路」構想　／　**87**, 89, 92, 93, 151
イノベーションアクセラレータ（→DIANA）　／　180
一般物件費　／　**231**, 232
違法・無報告・無規制（IUU）漁業　／　384, **416**
インダストリーデー　／　**433**, 462
インド太平洋軍　／　**61**, 62, 242, 321, 327, 330, 402, 403
インド太平洋地域　／　40, 41, 55, 56, 57, 58, 60, 61, 62, 63, 69, 70, 83, 84, 85, 91, 93, 95, 96, 97, 103, 127, 131, 140, 145, 147, 148, 149, 150, 156, 157, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 200, 203, 208, 211, 213, 218, 319, 322, 327, 328, 351, 353, 357, 358, **361**, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 372, 373, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 383, 384, 386, 389, 391, 392, 396, 397, 398, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 408, 411, 412, 416, 424, 429, 433, 441, 445, 449, 450, 451, 455, 456, 462, 490, 492, 494, 502, 506
インド太平洋・中東方面派遣（→IMED）　／　391, **506**
インド太平洋方面派遣（→IPD）　／　365, 404, 405, 416, **506**

う

ヴォストーク　／　**90**, 136, 141
ウクライナ侵略　／　39, 40, 44, **45**, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 56, 63, 90, 102, 126, 127, 130, 131, 132, 133, 135, 136, 138, 139, 140, 141, 143, 144, 148, 157, 160, 161, 162, 164, 165, 170, 178, 179, 184, 192, 195, 196, 218, 302, 304, 361, 372, 374, 380, 381, 394, 396, 397, 402, 421, 454
宇宙安全保障構想　／　283, **288**
宇宙活動法　／　284
宇宙基本計画　／　**283**
宇宙作戦群　／　286, 287, 289
宇宙状況監視（→SSA）　／　185, 288
宇宙領域把握（→SDA）　／　182, 221, **284**, 286, 323
ウラン濃縮　／　108, 198

え

衛生機能　／　217, 226, **487**, 488, 489
衛星「墨子」　／　177
ADMMプラス（→拡大ASEAN国防相会議）　／　143, 155, 382, 383, 384, 385, 387, 388, 397, **398**, 399, 402, 410, 416
択捉島　／　138, 139
SM-3ブロックⅡA（弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル）　／　222, **277**, 279, 306, 452, 463
Xバンド防衛通信衛星（→きらめき（1、2、3号））　／　285
円滑化協定（→RAA）　／　**356**, 359, 369, 503

お

欧州防衛産業戦略（→EDIS）　／　181
欧州防衛装備共同機構（→OCCAR）　／　453
沖縄基地問題検討委員会　／　340
沖縄に関する特別行動委員会（→SACO）　／　334
沖縄の負担軽減　／　336, 339, 343, 347, 451
沖縄米軍基地問題協議会　／　352
オスプレイ　／　62, 274, 275, 315, 332, 337, 338, 339, **348**, 349, 350, 352, 354, 451, 452, 463, 500, 510, 511, 517

か

海外派兵　／　204
海空連絡メカニズム（→日中防衛当局間の海空連絡メカニズム）　／　193, **396**
海警　／　72, **74**, 75, 78, 81, 82, 92, 150, 152, 153, 154, 264, 266
海警法　／　**74**
外国による情報操作と干渉（→FIMI）　／　178, **180**
海上協力　／　78, 80, 85, 86, 90, 91
海上警備行動　／　244, **247**, 260, 265, 268, 269, 413, 414
海上交通路（→シーレーン）　／　97, 283, 350, 413
海上保安能力　／　208
海上保安庁の統制（海上保安庁の統制要領）　／　**266**, 497
海上民兵　／　**74**, 385
海上優勢　／　82, 102, 211, **270**, 273, 280, 282
海賊　／　40, 41, 85, 87, 88, 150, 153, 171, 193, **194**, 200, 247, 260, 317, 319, 367, 370, 371, 372, 373, 375, 388, 392, 393, 394, 395, 412, 413, 414, 415, 416
海賊対処行動　／　**247**, 325, 412, 413, 414, 415
海賊対処法　／　247, 317, 413

ガイドライン（→日米防衛協力のための指針） ／ 57, 92, 152, 165, 188, 193, 280, 294, 300, 319, 328, 330, 370, 451, 517
海兵沿岸連隊（→MLR） ／ 58, 336, 350
海兵空地任務部隊（→MAGTF） ／ 336
海洋安全保障 ／ 151, 156, 161, 169, 170, 193, 194, 208, 255, 258, 261, 319, 356, 363, 366, 368, 369, 372, 373, 375, 378, 379, 383, 385, 386, 391, 392, 399, 400, 401, 403, 405, 406, 412, 413, 415, 416, 454
海洋基本計画 ／ 412, 416
海洋状況把握（→MDA） ／ 146, 154, 384, 386, 416
海洋プラットフォーム（東シナ海） ／ 81
科学技術 ／ 39, 66, 87, 88, 127, 164, 175, 177, 181, 210, 235, 256, 362, 364, 427, 437, 438, 439, 442, 443, 444, 451
化学兵器禁止機関（→OPCW） ／ 423
化学兵器禁止条約（→CWC） ／ 110, 197, 423
拡散に対する安全保障構想（→PSI） ／ 423, 424
核実験 ／ 41, 106, 108, 109, 110, 124, 130, 157, 196, 277
核心的利益 ／ 53, 95, 99
核・生物・化学（→NBC） ／ 196, 298, 310
拡大ASEAN国防相会議（→ADMMプラス） ／ 143, 155, 382, 397, 398, 399
核態勢の見直し（→NPR） ／ 59
拡大抑止 ／ 58, 59, 125, 128, 213, 320, 321, 323, 326, 327
拡大抑止協議（→EDD） ／ 326, 327
核兵器 ／ 40, 41, 44, 45, 49, 59, 68, 76, 88, 106, 107, 108, 109, 110, 112, 119, 120, 121, 122, 123, 127, 128, 131, 132, 141, 143, 157, 196, 205, 211, 212, 255, 318, 327, 423
核兵器不拡散条約（→NPT） ／ 196, 205, 423
駆け付け警護 ／ 252, 253
滑空段階迎撃用誘導弾（→GPI） ／ 276, 279, 450
活動経費 ／ 231, 232
可動数 ／ 213, 215, 226, 306, 308, 309, 461
カリブル ／ 44, 133, 135, 136, 137, 138, 140
火薬庫 ／ 221, 227, 306, 307, 309, 326, 468, 513
環境影響評価 ／ 339, 340, 342, 346
環境整備法 ／ 514
韓国型3軸体系 ／ 127

き

キーン・エッジ ／ 363, 364, 499
基金 ／ 52, 165, 180, 430, 431, 445, 449, 450
気候変動 ／ 39, 55, 56, 57, 95, 148, 149, 162, 166, 175, 199, 200, 208, 217, 306, 310, 316, 356, 358, 378, 394, 397, 401, 405, 409, 520, 521
キーン・ソード ／ 499
技術的優越 ／ 180, 427, 437, 438
基地交付金 ／ 235, 335, 516
基地対策経費 ／ 231, 232
機動戦闘車 ／ 227, 282
機動展開能力・国民保護 ／ 213, 215, 216, 219, 221, 222, 225, 227, 228, 229
機動展開能力 ／ 213, 215, 217, 219, 220, 221, 222, 225, 227, 228, 229, 273, 498
基盤的防衛力構想 ／ 209, 210, 211
機微技術管理 ／ 435, 457
「君シカオラン」制度 ／ 432
君シカオランセミナー ／ 435, 436
キラー衛星 ／ 182, 285, 286
急患輸送（→緊急患者空輸） ／ 312, 512
九段線 ／ 83, 85, 86, 150
共同開発 ／ 56, 90, 146, 154, 158, 227, 273, 279, 320, 331, 363, 367, 371, 429, 437, 440, 442, 445, 446, 447, 448, 450, 451, 452, 453, 456
共同計画策定メカニズム（→BPM） ／ 330
共同使用 ／ 309, 323, 326, 344, 345, 346, 353, 354, 355, 495, 509, 510, 514, 515
共同対処行動 ／ 321
共同統合運用調整所 ／ 337
機雷 ／ 281, 283, 306, 323, 325, 392, 453, 497, 512
きらめき（1、2、3号）（→Xバンド防衛通信衛星） ／ 285
緊急患者空輸（→急患輸送） ／ 248, 312
緊急対処事態 ／ 246
キンジャル ／ 133, 135, 136
緊急発進（→スクランブル） ／ 78, 79, 81, 138, 249, 267, 268, 280

く

クアッド ／ 55, 56, 57, 97, 361
グアム協定 ／ 346
空母艦載機着陸訓練（→FCLP） ／ 336, 339
空母打撃群 ／ 57, 61, 62, 98, 128, 164, 169, 367, 368, 500
空母「山東」 ／ 75, 79, 82, 84, 85, 264
空母「福建」 ／ 73
国後島 ／ 138, 139
国全体の防衛体制の強化 ／ 207, 215, 255, 256
クラスター弾に関する条約（オスロ条約） ／ 423, 424
グレーゾーン事態 ／ 39, 82, 145, 175, 319
グローバル戦闘航空プログラム（→GCAP） ／ 367, 440, 441, 445, 453
グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（→GIGO） ／ 441
グローバルホーク（RQ-4B） ／ 264, 273, 463
軍事拠点化 ／ 65, 78, 83, 85, 86, 97
軍事支出報告制度 ／ 423, 424
軍備管理 ／ 59, 95, 97, 139, 196, 197, 208, 217, 255, 327, 356, 423
軍備登録制度 ／ 423, 424
軍民融合 ／ 65, 66, 88, 89, 180
訓練交付金 ／ 514
訓練移転 ／ 334, 335, 338, 347, 348

け

警戒監視 ／ 53, 77, 79, 108, 136, 147, 154, 164, 166, 220, 250, 258, 259, 263, 264, 265, 269, 270, 273, 275, 277, 298, 299, 302, 319, 323, 324, 325, 350, 362, 367, 374, 377, 413, 414, 415, 432, 456, 458
警戒管制レーダー ／ 227, 238, 267, 276, 278, 385, 452, 454, 455, 521
継戦能力 ／ 48, 49, 50, 85, 283, 306, 326, 331, 428, 429
経済安全保障 ／ 55, 175, 207, 208, 303, 368, 375, 385, 428, 435, 464
経済安全保障推進法 ／ 464
経済安全保障重要技術育成プログラム（→K Program） ／ 442, 464
経済協力開発機構（→OECD） ／ 233
契約ベース ／ 228, 231, 232, 463, 515
ゲーム・チェンジャー ／ 39, 65, 88, 175, 273, 427, 437, 443, 444
研究開発費 ／ 67, 231, 437

研究開発 ／ 58, 60, 88, 107, 121, 122, 175, 176, 177, 178, 180, 181, 184, 185, 192, 197, 217, 221, 225, 229, 230, 235, **256**, 257, 271, 283, 284, 287, 288, 331, 427, 429, 433, 437, 438, 439, 440, 442, 443, 444, 458, 461, 464, 468, 526
研究開発ビジョン ／ 464
原子力空母 ／ 73, **353**
原子力災害 ／ 248, 315

こ

公益通報者保護制度 ／ 526
公海自由の原則 ／ 153, 154, **193**
航空宇宙自衛隊 ／ 217, 220, 287
航空機訓練移転（→ATR） ／ 335, **347**, 348
航空優勢 ／ 101, **270**, 273, 280, 281, 282, 296, 440
攻撃的兵器 ／ 96, **204**
航行の自由 ／ 97, 147, 193, 195, 412
航行の自由作戦 ／ 58, 97, 98
工廠 ／ **427**
交戦権 ／ 204, **205**
抗たん性 ／ 57, 95, 97, 99, 162, 166, 183, 189, 200, 215, 221, 284, 285, 286, 294, 306, 309, 323, 326, 335, 488
高等研究発明局（→ARIA） ／ 180
合同推進会 ／ **433**, 434
後年度負担額 ／ 228
公文書管理 ／ 491, 523, **525**, 526
公共インフラ整備 ／ 235, 256, **257**, 274
後方支援活動 ／ 200, **250**
コールド・ローンチシステム ／ 115, 116, 118
五か国防衛取極（→FPDA） ／ **147**, 151
低軌道通信衛星コンステレーション ／ 285
国際共同開発・生産 ／ 446, 447, 456
国際緊急援助活動 ／ **253**, 324, 410, 417, **422**, 456, 490
国際テロリズム ／ 160, **173**, 397
国際平和共同対処事態 ／ **251**, 417
国際平和協力活動 ／ 217, 244, 252, 253, 255, 356, 367, 377, 384, 394, 404, **417**, 418, 487, 489, 525
国際平和協力業務 ／ **252**, 253, 324, 417, 418, 419, 421, 513
国際平和協力センター（PKOセンター） ／ 417
国際平和協力法 ／ **252**
国際平和支援法 ／ **251**
国際連携平和安全活動 ／ **252**, 418, 419
国際連合（国連） ／ 45, 48, 52, 53, 83, 87, 89, 91, 98, 106, 108, 124, 125, 126, 129, 131, 141, 152, 159, 165, 166, 167, 169, 170, 171, 172, 177, 182, 187, 188, 193, 199, 209, 249, 250, 251, 252, 253, 259, 264, 287, 319, 320, 324, 356, 358, 366, 372, 380, 392, 396, 397, 410, 411, 413, 415, 417, 418, 419, 420, 421, 423, 445, 446, 447, 448, 449, 451, 456, 490, 506, 520
極超音速 ／ 44, 111, 119, 120, 121, 123, 133, 146, **175**, 176, 272, 427, 443, 450
極超音速兵器 ／ 44, 88, 117, 119, 131, **175**, 176, 182, 214, 221
極超音速滑空兵器（→HGV） ／ 44, 69, 71, 72, 135, **175**, 230, 275
極超音速誘導弾 ／ 220, 222
国際連合平和維持活動（国連PKO） ／ 87, 93, 171, 209, 235, **252**, 253, 356, 383, 392, 394, 417, 418, 419, 420, 421, 505
国土強靱化 ／ 316
国防安全保障アクセラレータ（→DASA） ／ 180
国防イノベーション・ハブ ／ 180
国防イノベーションユニット（→DIU） ／ 180, 444
国防科学技術工業局 ／ 88
国防戦略見直し（オーストラリア）（→DSR） ／ 55, 56, 78, 93, 98, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 153, 161, 164, 170, 180, 181, 189, 194, 250, 253, 259, 287, 289, 294, 319, 320, 324, 336, 356, 361, **362**, 363, 364, 365, 366, 370, 372, 373, 385, 389, 390, 391, 397, 400, 401, 405, 406, 408, 416, 423, 424, 451, 452, 456, 457, 496, 502, 503, 505, 506, 509
国防の基本方針 ／ **207**
国防費 ／ 50, 65, 67, 68, 88, 102, 106, 128, 130, 132, 145, 150, 154, 165, **233**, 234, 235, 327
国民保護 ／ 213, 215, 219, 221, 222, 225, 228, 229, **246**, 270, 298, 299, 300, 301, 315, 369, 469, 470
国民保護法 ／ **246**, 299
国連海洋法条約（→UNCLOS） ／ 92, 152, **193**, 412
国連南スーダン共和国ミッション（→UNMISS） ／ 87, 172, 394, 418, **419**, 420
個人情報保護 ／ 526
固体燃料推進方式 ／ 69, 71, 108, 112, 115, 116, 117, 118, 120, 123
国家安全保障会議 ／ 205, 207, 208, 209, 210, 219, **236**, 237, 245, 249, 250, 261, 328, 445, 446, 447, 450, 454
国家安全保障局 ／ 236, 303, 328, 329
国家安全保障戦略 ／ 207, **208**, 211, 234, 235, 236, 257, 283, 290, 317, 322, 394, 402, 412, 414, 423, 427, 438, 442, 445, 446, 464, 484, 518
国家安全保障戦略（米国）（→NSS） ／ 55, 95, 125, 173, 189
国家安全保障戦略（ロシア） ／ 131, 187
国家防衛産業戦略（→NDIS） ／ 63, 180
国家防衛戦略 ／ 207, **209**, 211, 212, 213, 215, 216, 217, 219, 226, 228, 236, 242, 255, 259, 263, 270, 299, 303, 306, 318, 323, 329, 331, 356, 362, 381, 389, 412, 423, 464, 472, 473, 483, 487, 488, 491, 512, 521
国家防衛戦略（米国）（→NDS） ／ 55, 63, 95, 182, 189
国内総生産（→GDP） ／ 67, 208, 233
小型無人機等飛行禁止法 ／ 518
5類型 ／ 446

さ

災害派遣 ／ 244, **248**, 298, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 324, 325, 409, 411, 469, 471, 484, 487, 495, 497, 513
在外邦人等の保護措置 ／ **249**, 316, 384, 394, 395, 497
在外邦人等の輸送 ／ **249**, 316, 409, 415, 495, 525
在韓米軍 ／ 43, 58, 61, 105, 106, 107, 127, **128**, 129, 130
財源 ／ 225, 233
再就職支援 ／ 474, 475, 476, 477, 513
歳出化経費 ／ **231**
歳出ベース ／ **228**
最適化 ／ 77, 97, 145, 156, 215, 219, 220, **233**, 288, 308, 309, 327, 336, 350, 458, 461
再突入技術 ／ 122
在日米軍 ／ 43, 61, 215, 219, 235, 277, 313, 321, 326, 327, 328, 329, 330, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 343, 345, 347, 348, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 433, 462, 495, 510, 512, 514, 515, 516, 517, 518, 521, 522

在日米軍関係経費　／　334, 335
在日米軍再編　／　215, 336, 339, 350, 515, 516
在日米軍駐留経費負担　／　334, 335
債務の罠　／　93
サイバー安全保障　／　179, 208, 235, 256, 257, 289, 290, 292, 491
サイバー空間　／　39, 58, 60, 175, 186, 188, 189, 190, 220, 257, 290, 291, 294, 303, 319, 401, 440, 464
サイバー軍（米国）　／　60, 61, 189
サイバー攻撃　／　39, 52, 77, 82, 101, 175, 179, 182, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 197, 220, 257, 258, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 373, 428, 429, 430, 433
サイバーセキュリティ　／　52, 158, 189, 190, 215, 217, 219, 221, 257, 286, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 331, 359, 373, 385, 400, 401, 406, 429, 431, 434, 435, 443
再編交付金　／　350, 515, 516
再編特措法　／　350
再編の実施のための日米ロードマップ（ロードマップ）　／　336, 337, 338, 339, 340, 342, 343, 345, 346, 348, 350
SACO関係経費　／　228, 232, 234, 235, 335
サルマト　／　44, 49, 133, 176
サプライチェーン　／　39, 55, 145, 175, 181, 188, 208, 221, 331, 332, 427, 428, 429, 431, 432, 433, 435, 462, 464
ザポリッジャ　／　45, 46, 47, 48, 49
参加5原則　／　252
産業基盤　／　88, 131, 145, 331, 445
三戦　／　66
再生可能エネルギー　／　521

し

シーガーディアン（MQ-9B）　／　157, 158, 263, 273
シーレーン（→海上交通路）　／　61, 85, 259, 350, 351, 361, 365, 382, 384, 389, 391, 392, 408, 412, 415
自衛権　／　109, 141, 185, 204, 205
自衛隊海上輸送群(仮称)　／　273
自衛隊サイバー防衛隊　／　237, 242, 290, 291, 474
自衛隊施設　／　225, 227, 228, 230, 297, 309, 310, 316, 326, 339, 347, 348, 509, 512, 515, 518, 520, 521
自衛隊統合演習（→JX）　／　296, 494, 495, 496, 509
自衛隊統合防災演習（→JXR）　／　495
自衛隊法　／　241, 243, 244, 248, 249, 260, 266, 267, 277, 304, 324, 417, 446, 447, 449, 452, 454, 456, 470, 475
Jアラート　／　299
NATOジェンダー視点委員会（→NCGP）　／　372, 409
指揮統制・情報関連機能　／　213, 215, 217, 219, 221, 222, 225, 228, 229
次期戦闘機　／　273, 359, 367, 371, 440, 441, 442, 448, 452, 453, 458, 459, 461
次期防衛通信衛星　／　285
事業費　／　229, 231, 232
地震防災派遣　／　248
次世代技術基金　／　180
施設整備費　／　231, 334
施設の強靱化　／　213, 215, 216, 221, 225, 226, 229, 230, 306, 309
持続性・強靱性　／　210, 212, 213, 215, 219, 221, 225, 227, 228, 229, 230, 306, 309, 487
指定装備移転支援法人　／　430, 449
指定装備品等　／　429, 430
事態対処法　／　244, 245
自動警戒管制システム（→JADGE）　／　276, 432
シビリアン・コントロール（→文民統制）　／　205
ジブチ拠点　／　317, 394
ジャスミン(防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ)　／　382, 399, 401
シャングリラ会合　／　362, 364, 370, 371, 374, 375, 378, 380, 381, 384, 385, 386, 396, 402, 454
上海協力機構（→SCO）　／　91, 92
集団安全保障条約機構（CSTO）　／　141, 143
従たる任務　／　244, 417
自由で開かれたインド太平洋（→FOIP）　／　56, 96, 163, 203, 215, 219, 321, 329, 356, 357, 361, 374, 375, 377, 405, 412, 494
主たる任務　／　244, 266, 417
柔軟に選択される抑止措置（→FDO）　／　263
重要影響事態　／　244, 250, 251, 325, 417
重要影響事態安全確保法　／　250, 251
重要土地等調査法　／　518
巡航ミサイル　／　44, 48, 52, 59, 69, 70, 71, 72, 73, 76, 83, 101, 103, 107, 119, 127, 128, 133, 135, 137, 138, 140, 144, 146, 155, 157, 158, 170, 176, 198, 255, 275, 278, 280, 297, 324, 448
準天頂衛星　／　284, 285
常設の統合司令部（→統合作戦司令部）　／　217, 220, 242, 243
情報公開　／　445, 476, 525, 526
情報収集・警戒監視・偵察（→ISR）　／　53, 77, 108, 154, 263, 319, 324, 350, 362
情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（→ISRT）　／　273, 323
情報戦　／　39, 175, 178, 179, 187, 190, 211, 217, 220, 223, 224, 227, 255, 280, 302, 303, 304, 305, 368, 372, 427
情報通信技術　／　93, 175, 178, 179, 192
情報発信　／　179, 212, 304, 305, 311, 435, 457, 465, 491, 492, 517, 519, 523
情報保全　／　215, 219, 293, 303, 304, 305, 319, 331
情報保護協定　／　359, 362, 366, 367, 368, 370, 371, 377, 378
女性・平和・安全保障（→WPS）　／　368, 372, 397, 408, 410, 411, 484
自律型致死兵器システム（→LAWS）　／　177, 424
新型FFM　／　227, 282
新型補給艦　／　282
新型コロナウイルス　／　93, 124, 147, 152, 311, 396, 399, 401, 406, 428, 469
新規後年度負担　／　231, 232
新疆ウイグル自治区　／　55, 64, 92
人件・糧食費　／　225, 228, 231, 232
新戦略兵器削減条約（新START）　／　59, 60, 68, 97, 141, 196, 327
信息（情報）支援部隊　／　68, 183, 186, 192
新「三段階発展戦略」(中国)　／　66
人的基盤　／　208, 217, 219, 221, 226, 287, 465
人道支援・災害救援（→HA／DR）　／　62, 87, 88, 217, 348, 350, 362, 378, 385, 387, 391, 398, 422, 454, 503, 507
人民武装警察部隊（武警）　／　68, 72, 73, 74, 75
信頼醸成　／　91, 92, 155, 287, 357, 359, 361, 382, 396, 399, 400, 401, 402, 404, 418, 423, 424

す

水爆 ／ 109
水陸機動団 ／ 223, 224, 238, 239, 240, 274, 275, 327, 474, 507
スウォーム ／ 76, 77, 176, 177
スカーボロ礁 ／ 85, 86, 92, 152
スカッド ／ 108, 111, 112, 113, 114, 115, 198
スクランブル（→緊急発進） ／ 78, 79, 81, 138, 267, 268
スタンド・オフ防衛能力 ／ 208, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 221, 222, 225, 226, 227, 228, 229, 270, 272, 276, 285, 306, 307, 363
スタンド・オフ電子戦機 ／ 216, 222, 459, 461
スタンド・オフ・ミサイル ／ 146, 221, 223, 224, 230, 271, 272, 273, 306, 309
ステルス ／ 75, 76, 100, 139, 273, 275, 295, 458
ステレグシチー級フリゲート ／ 138
スビ礁 ／ 83
スペースデブリ ／ 182, 286

せ

政策評価 ／ 526
政策立案機能 ／ 491
西沙（パラセル）諸島 ／ 83, 86, 92, 97, 154
生物兵器禁止条約（→BWC） ／ 110, 197, 423, 424
政府安全保障能力強化支援（→OSA） ／ 235, 258, 385, 401, 451
セカンド・トーマス礁 ／ 92, 153
セキュリティ・クリアランス ／ 208, 464
積極的平和主義 ／ 217, 405
接続水域 ／ 67, 78, 79, 81, 264, 269
瀬取り ／ 91, 124, 125, 147, 164, 166, 259, 367, 377
尖閣諸島 ／ 57, 65, 67, 71, 78, 79, 81, 82, 97, 264, 265, 268, 269, 274, 329, 396
戦区 ／ 68, 72, 73, 75, 77, 88, 90, 102, 141
先進技術の橋渡し研究 ／ 443
先進戦略能力アクセラレータ（→ASCA） ／ 180
専守防衛 ／ 204, 205, 213, 214, 448
戦傷医療 ／ 487, 488, 489
潜水艦発射弾道ミサイル（→SLBM） ／ 59, 69, 115, 116, 127, 133, 196, 197
戦闘行為 ／ 249, 251, 252
船舶検査活動 ／ 250, 252
戦略支援部隊 ／ 68, 93, 101, 102, 183, 186, 192
戦略的互恵関係 ／ 395, 396
戦略的コミュニケーション（→SC） ／ 263
戦略爆撃機 ／ 59, 60, 128, 129, 133, 147, 204, 327
ゼロトラスト ／ 189, 290, 291, 292

そ

早期警戒情報（→SEW） ／ 277
早期装備化 ／ 219, 221, 288, 433, 438, 444, 461
総合評価落札方式 ／ 461
相互運用性 ／ 147, 152, 163, 165, 219, 296, 320, 321, 323, 326, 331, 335, 347, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 370, 488, 499, 502, 503, 504
相互の防衛調達に関する覚書（→RDP MOU） ／ 331
捜索救助活動 ／ 250, 251, 252, 510
装備品製造等事業者 ／ 429, 431, 449
装備移転仕様等調整 ／ 449
装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針 ／ 428
装備品等購入費 ／ 231
装備品等秘密 ／ 430
ゾーンディフェンス ／ 194, 413, 415
即応性 ／ 58, 69, 72, 153, 163, 178, 181, 182, 199, 200, 210, 215, 323, 326, 331, 335, 340, 351, 440, 473, 499, 509, 516
即応予備自衛官 ／ 220, 224, 248, 313, 314, 469, 470, 471, 475
即応予備自衛官雇用企業給付金 ／ 469, 470
存立危機事態 ／ 214, 244, 245, 247, 251, 325

た

ターミナル段階 ／ 130, 230, 278, 279
第一線救護 ／ 487, 488
第一列島線 ／ 65, 77
対衛星兵器（→ASAT） ／ 136, 176, 182, 285
大規模災害 ／ 209, 211, 217, 241, 253, 310, 311, 319, 328, 349, 350, 356, 410, 418, 469, 473, 489, 495, 514
大規模地震対処計画 ／ 315
第5世代戦闘機 ／ 75, 76, 102, 134, 135, 143, 177, 367
第3海兵機動展開部隊（→Ⅲ MEF） ／ 336, 337, 352
退職自衛官 ／ 300, 315, 471, 472, 475, 477
対中武器禁輸措置 ／ 93
第151連合任務群 ／ 194, 413, 414, 415
第二列島線 ／ 65, 77
太平洋抑止イニシアティブ ／ 60, 62
対米武器・武器技術供与取極 ／ 331, 356
大陸間弾道ミサイル（→ICBM） ／ 69, 106, 117, 118, 121, 133, 176, 196, 197, 204
対領空侵犯措置（領空侵犯に対する措置） ／ 244, 249, 267, 277
大量破壊兵器 ／ 40, 41, 58, 106, 107, 124, 127, 128, 132, 163, 187, 196, 197, 198, 209, 217, 277, 319, 356, 376, 423, 424, 425
竹島 ／ 40, 265, 268
多国間安全保障協力 ／ 358, 397, 404
多国間共同訓練 ／ 153, 164, 165, 316, 359, 362, 363, 364, 367, 369, 370, 377, 383, 384, 387, 404, 405, 490, 502, 505, 506, 507, 508, 509
多国間産業保全ワーキンググループ（→MISWG） ／ 434
多国籍部隊・監視団（→MFO） ／ 418
多次元統合防衛力 ／ 210, 211, 226
タリバーン ／ 158, 170, 171, 174
タリンマニュアル ／ 190
弾道ミサイル ／ 44, 48, 51, 53, 59, 69, 70, 71, 72, 76, 77, 78, 82, 84, 85, 91, 101, 103, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 130, 133, 135, 152, 157, 158, 168, 169, 170, 175, 176, 182, 183, 193, 195, 196, 197, 198, 204, 209, 211, 213, 214, 230, 241, 244, 247, 250, 261, 275, 276, 277, 278, 279, 284, 297, 299, 300, 319, 324, 325, 327, 329, 376, 397, 415, 423, 494, 499
弾道ミサイル等に対する破壊措置 ／ 244, 247, 277
弾道ミサイル防衛（→BMD） ／ 71, 113, 120, 130, 220, 222, 224, 230, 276, 278, 279, 299, 306, 331
弾薬 ／ 45, 47, 50, 74, 126, 168, 213, 215, 216, 221, 225, 226, 227, 229, 235, 249, 250, 251, 279, 306, 307, 309, 325, 326, 424, 429

ち

治安出動 ／ 244, 246, 265, 266, 297, 298
力による一方的な現状変更やその試み ／ 39, 40, 41, 212, 213, 215, 256, 263, 296, 318, 320, 323, 327, 356, 358, 397, 412, 494, 496
地対空誘導弾 ／ 222, 223, 224, 227, 238, 274, 278, 279, 306, 459, 498, 507, 509
知的財産管理 ／ 457
智能化 ／ 66, 77, 88, 89, 96
地方協力本部 ／ 300, 315, 465, 466, 513, 525
地方公共団体 ／ 215, 238, 241, 244, 246, 297, 300, 301, 311, 315, 316, 340, 383, 466, 475, 492, 495, 512, 513, 514, 516, 517, 518
地方防衛局 ／ 238, 241, 300, 468, 513, 520
中央軍事委員会 ／ 66, 68, 74, 75, 77, 123, 177, 184
中期防衛力整備計画（中期防） ／ 207, 219, 243, 306
中距離核戦力（INF）全廃条約 ／ 59, 69, 97, 141
中距離弾道ミサイル ／ 44, 69, 85, 107, 116, 117, 130, 157, 158, 197
中台「中間線」 ／ 83, 84, 101
中朝首脳会談 ／ 126
中東地域への自衛隊派遣 ／ 260
中露共同航行、中露共同飛行 ／ 41, 78, 80, 86, 90, 131, 140, 141, 142, 265, 267
駐留軍用地特措法 ／ 333, 351
長期契約 ／ 228, 232, 233, 460
長期契約法 ／ 461
朝鮮戦争 ／ 127
庁内託児施設 ／ 484

つ

「2＋2」 ／ 97, 143, 147, 157, 189, 277, 279, 288, 294, 320, 321, 322, 323, 326, 331, 332, 336, 339, 340, 343, 345, 346, 348, 359, 366, 367, 368, 369, 370, 382, 385, 450, 453, 454
ツィルコン ／ 44, 135, 136, 140, 176

て

ディープフェイク ／ 175, 178
ティルト・ローター機 ／ 451
デジタルトランスフォーメーション（→DX） ／ 308
デタント ／ 209
テポドン ／ 111, 112, 113, 118, 124
デュアル・ユース ／ 180, 452
テロ ／ 40, 57, 68, 72, 87, 91, 92, 131, 143, 148, 150, 151, 156, 158, 159, 161, 163, 164, 165, 168, 171, 173, 174, 190, 197, 198, 217, 270, 296, 297, 298, 518
電子作戦隊 ／ 223, 224
電子戦（→EW） ／ 77, 131, 133, 136, 146, 165, 183, 191, 192, 222, 223, 224, 274, 281, 295, 296
電磁波 ／ 39, 65, 76, 77, 136, 175, 191, 192, 211, 226, 285, 295, 296, 323
電磁波管理 ／ 191, 295, 296
電磁パルス（→EMP） ／ 295, 296, 309
電波妨害装置（ジャマー） ／ 182, 192

と

統合機動防衛力 ／ 210
統合運用 ／ 127, 132, 136, 210, 216, 217, 220, 238, 241, 242, 243, 270, 313, 316, 488, 495, 499
統合作戦司令部 ／ 77, 241, 242, 243
統合軍 ／ 60, 61, 82, 156, 177, 183, 189
統合訓練 ／ 316, 495
統合計画 ／ 336, 337, 341, 343, 344, 345
統合防空ミサイル防衛能力 ／ 213, 215, 216, 219, 221, 222, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 275, 276, 277, 278, 306, 307
統合任務部隊 ／ 49, 241, 242, 243, 313, 497
統合抑止 ／ 55, 57, 59
特定利用空港・港湾 ／ 257
特定臨時退避施設 ／ 300
島嶼防衛 ／ 224, 227, 230, 270, 275, 368, 458, 500, 503
島嶼防衛用高速滑空弾 ／ 220, 222, 223, 224, 227, 272, 459
同志国 ／ 203, 212, 213, 215, 255, 256, 258, 259, 263, 283, 287, 288, 294, 356, 358, 451, 455, 464, 494, 503, 505
動的防衛力 ／ 210
同盟国 ／ 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 63, 65, 80, 91, 95, 96, 97, 98, 103, 140, 144, 149, 165, 166, 177, 181, 189, 195, 203, 210, 212, 213, 215, 219, 221, 226, 234, 235, 259, 261, 263, 270, 283, 284, 286, 287, 288, 293, 304, 305, 322, 323, 324, 356, 358, 361, 362, 363, 364, 367, 384, 389, 402, 403, 404, 405, 412, 416, 434, 435, 441, 443, 450, 462, 464, 494, 496, 509
同盟強靱化予算 ／ 334, 335
同盟調整メカニズム（→ACM） ／ 215, 324, 328, 329
特定秘密保護法 ／ 303, 304
特定通常兵器使用禁止・制限条約（→CCW） ／ 424
特定防衛施設周辺整備調整交付金 ／ 514
特別協定 ／ 129, 334, 335
特別研究官制度 ／ 460
トマホーク ／ 222, 227, 230, 272, 273, 278, 306
ドローン ／ 174, 175, 178, 278, 380, 434, 454, 518

な

内閣サイバーセキュリティセンター（→NISC） ／ 187, 236, 257, 290
ナゴルノ・カラバフ ／ 143
NATOサイバー防衛協力センター（→CCDCOE） ／ 190, 294, 372, 379
南海トラフ地震 ／ 316, 495, 497
南沙（スプラトリー）諸島 ／ 74, 83, 86, 97, 152, 153, 154, 192

に

二重の閣議決定 ／ 447, 448
偽情報 ／ 39, 52, 158, 161, 163, 175, 178, 179, 304, 305, 372, 427
偽旗作戦 ／ 49, 179, 255
日ASEAN防衛当局次官級会合 ／ 387, 399, 454
日・NATO国別適合パートナーシップ計画（→ITPP） ／ 372
日印秘密軍事情報保護協定 ／ 366
日韓GSOMIA ／ 377
日・太平洋島嶼国国防大臣会合（→JPIDD） ／ 389, 390, 401
日中防衛当局間の海空連絡メカニズム（→海空連絡メカニズム） ／ 193, 396
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（→SCC） ／ 97, 277, 320, 321, 323, 330, 331, 336

日米安保条約 ／ 97, 250, 294, 318, 321, 323, 324, 331, 333
日米宇宙協力ワーキンググループ ／ 287
日米韓防衛実務者協議（→DTT） ／ 375
日米共同開発 ／ 227, 279
日米共同技術研究 ／ 279
日米共同情報分析組織（→BIAC） ／ 324
日米共同統合演習 ／ 294, 363, 364, 499
日米合同委員会 ／ 321, 328, 333, 348, 353, 354, 355
日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（→CDPWG） ／ 290, 294
日米装備・技術定期協議（→S&TF） ／ 331, 332
日米地位協定 ／ 333, 334, 352, 514, 522
日米同盟 ／ 203, 213, 215, 255, 318, 319, 320, 321, 322, 326, 329, 333, 334, 336, 350, 351, 356, 361, 375, 451, 495, 499, 500, 501
日米防衛協力のための指針（→ガイドライン） ／ 280, 294, 319, 328, 330, 370, 451, 517
日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（→DICAS） ／ 320, 332
日米ロードマップ ／ 336, 337, 338, 348
認知戦 ／ 82, 101
認知領域 ／ 77, 221, 227, 304, 305, 427

の

能力構築支援 ／ 148, 158, 161, 173, 294, 358, 359, 361, 362, 363, 369, 382, 383, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 400, 401, 405, 406, 407, 408, 410, 416, 418, 451, 487, 490
能動的サイバー防御 ／ 235, 257, 290
能登半島地震 ／ 313, 314, 329, 411, 469, 484
ノドン ／ 108, 111, 112, 113, 115, 118

は

排他的経済水域（→EEZ） ／ 81, 124, 148, 150, 260, 263, 374
ハイブリッド戦 ／ 39, 131, 158, 160, 175, 179, 211, 255, 280, 427
派遣海賊対処行動航空隊 ／ 260, 262, 413, 414, 415
派遣海賊対処行動支援隊 ／ 413, 414, 415
派遣海賊対処行動水上部隊 ／ 260, 262, 370, 371, 372, 373, 377, 391, 392, 393, 394, 395, 413, 415, 416
パシフィック・パートナーシップ ／ 62, 390, 404
バスチオン ／ 41, 85, 137, 139, 140
働き方改革 ／ 483, 526
抜本的強化 ／ 211, 212, 215, 216, 219, 221, 226, 227, 228, 234, 235, 255, 256, 257, 290, 292, 410, 487, 491
ハマス ／ 56, 167, 168, 178
ハラスメント ／ 101, 479, 480, 481, 482
ハルキウ ／ 45, 46, 47, 48, 49, 50, 54
反撃能力 ／ 44, 203, 213, 214, 218, 276, 323, 363
反腐敗 ／ 64
板門店宣言文 ／ 125, 126

ひ

BMD統合任務部隊 ／ 276, 277
PFI法 ／ 461
ビエンチャン・ビジョン2.0 ／ 382, 399, 400, 401
非核化（朝鮮半島の完全非核化） ／ 56, 58, 91, 106, 125, 126, 259
非核三原則 ／ 205
東シナ海 ／ 40, 41, 65, 73, 74, 78, 79, 80, 81, 85, 87, 90, 91, 98, 119, 141, 162, 164, 166, 193, 259, 263, 264, 267, 268, 364, 371, 377, 384, 385, 387, 396, 397, 402, 412, 500, 502
東シナ海防空識別区 ／ 78, 79, 268
非国家主体 ／ 180, 197, 198
「一つの中国」の原則 ／ 64, 98
12式地対艦誘導弾能力向上型 ／ 220, 222, 227, 230, 272, 306, 459
比中仲裁判断 ／ 83, 85, 97, 152, 153
非伝統的安全保障分野 ／ 87, 367, 377, 399, 404, 454

ふ

ファイアリークロス礁 ／ 83, 86
ブースト段階 ／ 279
武器輸出三原則 ／ 279, 331
武警（人民武装警察部隊） ／ 68, 72, 73, 74, 75
不審船 ／ 269, 498
武装工作員 ／ 297, 298
物件費 ／ 225, 228, 231
物品役務相互提供協定（→ACSA） ／ 324, 325, 356, 359
★日印ACSA ／ 366
★日英ACSA ／ 367
★日加ACSA ／ 377
★日豪ACSA ／ 362
★日独ACSA ／ 370
★日仏ACSA ／ 369
★日米ACSA ／ 325
普天間飛行場代替施設 ／ 336, 337, 340, 341, 342
不発弾 ／ 387, 390, 391, 406, 407, 512
ブラヴァ ／ 133
武力攻撃事態 ／ 244, 245, 246, 247, 265, 266, 276, 299, 300, 324, 325, 495, 497, 499
武力攻撃予測事態 ／ 244, 325
プルトニウム ／ 108, 169
ブレークスルー研究 ／ 444
プロジェクト管理 ／ 219, 238, 459, 460, 461
プロジェクトマネージャー ／ 459
プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム ／ 400
文民統制（→シビリアン・コントロール） ／ 205, 206, 236

へ

米韓合同軍事演習 ／ 58
米軍再編 ／ 333, 334, 335, 336, 339, 350, 515, 516
米軍再編関係経費 ／ 228, 232, 234, 235, 335
米軍等の部隊の武器等防護 ／ 249, 324, 362
米国防省高等研究計画局（→DARPA） ／ 180, 443
米朝首脳会談 ／ 58, 106, 125
平和安全法制 ／ 325
平和維持活動即応能力登録制度（→PCRS） ／ 417
ペトリオット（→PAC-3） ／ 51, 277, 279, 297, 352, 446, 450, 498, 510
ヘルソン ／ 45, 47
辺野古 ／ 337, 339, 340, 342

ほ

防衛安全保障産業戦略（→DSIS） ／ 181
防衛イノベーション技術研究所（仮称） ／ 444
防衛会議 ／ 206, 237, 241
防衛関係費 ／ 67, 225, 226, 228, 229, 231, 232, 233, 234

防衛監察本部 ／ 237. 238, 462, 481
防衛協力小委員会（→SDC） ／ 320, 321, 330
防衛計画の大綱（防衛大綱） ／ 207, 209, 210, 211, 221, 224
防衛研究所 ／ 54, 63, 91, 163, 168, 179, 218, 237, 238, 290, 292, 381, 468, 491, 492
防衛サプライチェーン戦略 ／ 181
防衛産業保全マニュアル ／ 434, 435
防衛産業サイバーセキュリティ基準 ／ 290, 292, 434, 435
防衛産業参入促進展 ／ 433
防衛産業支援オフィス ／ 181
防衛産業発展戦略（→DIDS） ／ 181
防衛事業庁（→DAPA） ／ 181
防衛施設 ／ 213, 215, 221, 226, 237, 238, 241, 306, 468, 512, 514, 516, 518
防衛出動 ／ 205, 244, 245, 247, 266, 276, 280, 297, 298, 469
防衛省気候変動対処戦略 ／ 520
防衛省気候変動タスクフォース ／ 520
防衛情報通信基盤（→DII） ／ 291
防衛生産基盤 ／ 180, 181, 221, 225, 229, 427
防衛生産基盤強化法 ／ 428, 429, 430, 431, 432, 433, 435, 449
防衛技術基盤 ／ 437, 438
防衛技術指針2023 ／ 438
防衛生産・技術基盤 ／ 180, 181, 208, 217, 219, 221, 226, 238, 427, 433, 435. 437, 449, 451, 464
防衛生産・技術基盤戦略 ／ 428
防衛装備移転 ／ 208. 235, 259, 385, 387, 401, 435, 445, 446, 449, 451, 452, 457
防衛装備移転三原則 ／ 208, 279, 445, 446, 449, 454, 456
防衛装備・技術協力 ／ 215, 219, 238, 259, 319, 331, 332, 358, 359, 362, 363, 382, 385, 389, 392, 434, 437, 445, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457
防衛装備庁 ／ 237, 238, 241, 292, 331, 424, 434, 435, 439, 442, 443, 444, 449, 452, 453, 456, 457, 459, 461, 462, 468, 492, 523
防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議 ／ 331
防衛装備品・技術移転協定 ／ 356, 359, 362, 366, 367, 368, 370, 371, 378, 382, 383, 384, 385, 388, 392, 451, 452, 453, 454, 455, 456
防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（→SoSA） ／ 332, 433, 434
防衛駐在官 ／ 235, 302, 367, 381, 384, 393
防衛調達審議会 ／ 462
防衛目標 ／ 207, 209, 211, 212, 213, 255
防衛問題セミナー ／ 513
防衛力強化資金 ／ 225, 233
防衛力整備 ／ 163, 165, 207, 209, 211, 219, 225, 226, 227, 228, 231, 233, 238, 241, 432, 461
防衛力整備計画 ／ 149, 207, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 228, 233, 234, 235, 236, 242, 243, 275, 306, 310, 457, 458, 460, 466, 468, 469, 472, 474, 475, 488, 491
防衛力の抜本的強化 ／ 203, 208, 211, 212, 213, 215, 216, 218, 219, 226, 227, 228, 234, 235, 255, 256, 283, 288, 299, 318, 322, 323, 327, 402, 409, 410, 427, 432, 491, 493, 496
防衛力抜本的強化実現推進本部 ／ 212
包括的核実験禁止条約（→CTBT） ／ 423, 424
包括的共同作業計画（→JCPOA） ／ 169
防空識別圏（→ADIZ） ／ 268
防災業務計画 ／ 315
飽和攻撃 ／ 103, 114, 121, 214, 278
ホーシー派 ／ 167, 168, 169, 170, 194, 261, 415
北斗 ／ 77, 183, 284
北極海 ／ 60, 86, 136, 194, 195, 196, 412
保障基地 ／ 86, 171
北方領土 ／ 40, 138, 139, 140
ボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（ボレイ級SSBN） ／ 133, 137, 140
本来任務 ／ 244, 417
防衛・風力発電調整法 ／ 521

ま

馬毛島 ／ 336, 338, 339, 509
マスタープラン ／ 230, 309, 345
マッチング事業 ／ 256, 257
マラバール ／ 363, 365, 366, 367, 503, 506
マルウェア ／ 186, 187, 188, 429
03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型 ／ 222, 227

み

ミコライウ ／ 45
ミサイル防衛 ／ 44, 59, 71, 103, 113, 119, 120, 127, 130. 131, 165, 168, 213, 214, 220, 224, 270, 276, 278, 279, 299, 306, 319, 331, 324, 364, 354, 375, 496
ミサイル防衛見直し（→MDR） ／ 59, 324
ミスチーフ礁 ／ 83, 86、192
3つの限定 ／ 447, 448
ミッドコース段階 ／ 71, 72, 279
南シナ海 ／ 40, 41, 57, 58, 62, 65, 73, 74, 78, 79, 83, 85, 86, 87, 90, 92, 95, 97, 98, 147, 150, 152, 153, 154, 155, 162, 192, 193, 364, 365, 370, 377, 378, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 396, 397, 402, 412, 455, 500, 506
南シナ海行動規範（→COC） ／ 92, 412
ミラージュ2000 ／ 100, 103, 104, 157
民間転用 ／ 65
ミンスク合意 ／ 52
民生技術 ／ 88, 180, 287, 433, 442, 443
民生支援活動 ／ 512

む

無人化・省人化 ／ 219, 458, 472
無人機 ／ 52, 53, 58, 62, 76, 78, 79, 80, 81, 84, 94, 131, 133, 136, 138, 150, 154, 156, 157, 167, 169, 170, 176, 177, 192, 220, 221, 223, 224, 257, 263, 264, 272, 273, 295, 324, 351, 441, 443, 451, 452, 458, 513, 518
無人アセット ／ 208, 211, 213, 219, 221, 255, 273
無人アセット防衛能力 ／ 213, 215, 219, 221, 222, 225, 228, 229, 273, 441, 450

め

メンタルヘルスケア ／ 468

や

ヤマサクラ（YS） ／ 363, 365, 502

ゆ

有償援助（→FMS） ／ 332

よ

抑止力 ／ 44, 55, 58, 59, 68, 95, 106, 107, 109, 118, 120, 123, 128, 131, 133, 136, 145, 157, 158, 161, 164, 165, 169, 189, 210, 212, 213, 215, **218**, 219, 235, 255, 256, 258, 295, 306, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 327, 333, 336, 340, 348, 351, 362, 370, 374, 385, 402, 428, 439, 493, 494, 495, 496, 497, 499, 500, 501, 502
横浜ノース・ドック ／ 350
予備自衛官 ／ 219, 248, 300, 313, **469**, 470, 471, 475
予備自衛官補 ／ 291, 314, **469**, 470

ら

ライセンス生産品 ／ 446
ライフサイクルコスト ／ 233, 428, 460
拉致問題 ／ 106, 369, 370, 371, 377

り

リージョナル・デポ ／ 450
リスク管理枠組み（→RMF） ／ 291
領域横断作戦、領域横断作戦能力 ／ 210, 213, 215, 217, 219, 220, 221, 222, 225, 228, 229, 241, 242, 243, 270, **271**, 280, 290, 295, 323, 458, 474, 497, 499, 500, 501, 502
領空侵犯 ／ 65, 81, 249, 267
量子暗号通信 ／ 177, 443

れ

レーザー ／ 176, 182, 183, 191, 257, 295, 363, 452
レーザー照射 ／ 518
レールガン ／ 176, 443, 444

ろ

ロウワー・プラザ ／ 343, **344**
ロケット軍 ／ 68, 101, 102
ロフテッド軌道 ／ 116, 117, **277**

わ

ワークライフバランス ／ 472, **483**

A

ACE ／ **57**, 58
ACM（→同盟調整メカニズム） ／ 215, 324, **328**, 329
ACSA（→物品役務相互提供協定） ／ 324, 325, **356**, 358
ADI（ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー） ／ 399
ADIZ（→防空識別圏） ／ 268
AI ／ 65, 77, 88, 127, 146, 175, 176, **177**, 178, 180, 186, 192, 197, 221, 257, 273, 303, 305, 308, 324, 424, 427, 434, 441, 442, 450, 456, 464, 472
ARF（→ASEAN地域フォーラム） ／ 92, 155, 382, **397**, 399
ARIA（→高等研究発明局） ／ 180
ASAT（→対衛星兵器） ／ 182, 183, 184, 185
ASBM ／ 70, 71, 72, 197
ASCA（→先進戦略能力アクセラレータ） ／ 180
ASW ／ 73
ATR（→航空機訓練移転） ／ **347**
ATACMS ／ 48
AUKUS ／ 56, 57, 97, 145, 146, 164
A2／AD ／ 65, 71

B

BIAC（→日米共同情報分析組織） ／ 324
BMD（→弾道ミサイル防衛） ／ 120, **276**, 277, 278, 279
BPM（→共同計画策定メカニズム） ／ **330**
BWC（→生物兵器禁止条約） ／ 197, 423, 424

C

CAP ／ 79
CARAT ／ **150**, 151, 153
CCDCOE（→NATOサイバー防衛協力センター） ／ 190, 294, 372, 379
CCW（→特定通常兵器使用禁止・制限条約） ／ 423, 424
CDPWG（→日米サイバー防衛政策ワーキンググループ） ／ 294
CIA ／ 53
COC（→南シナ海行動規範） ／ 92, 193, 412
CSpO ／ 182, **288**, 289, 404
CTBT（→包括的核実験禁止条約） ／ 423
CUES ／ 193, 374
CWC（→化学兵器禁止条約） ／ 197, 423
C4ISR ／ 182

D

DA-ASAT ／ 182, 185
DAPA（→防衛事業庁） ／ 181
DARPA（→米国防省高等研究計画局） ／ 180, 443, 444
DASA（→国防安全保障アクセラレータ） ／ 180
DF-17 ／ 44, **69**, 71, 176, 196
DF-41 ／ **69**, 71, 196
DIANA（→イノベーションアクセラレータ） ／ 180
DICAS（→日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議） ／ **320**, 321, 332
DIDS（→防衛産業発展戦略） ／ 181
DII（→防衛情報通信基盤） ／ 291
DIU（→国防イノベーションユニット） ／ 180, 444
DMAT ／ 313, 497
DMO ／ 57
DMZ ／ **105**, 107, 127
DPAS ／ 434
DSIS（→防衛安全保障産業戦略） ／ 181
DSR（→国防戦略見直し（オーストラリア）） ／ 145
DTT（→日米韓防衛実務者協議） ／ 375
DX（→デジタルトランスフォーメーション） ／ 308

E

EABO ／ **58**, 500
EAS ／ 92
EBPM（証拠に基づく政策立案） ／ 526
EDD（→拡大抑止協議） ／ 326, **327**
EDIS（→欧州防衛産業戦略） ／ 181

EEZ（→排他的経済水域） ／ 81, 82, 119, 147, 150, 260, 263
EMASOH ／ 164, 169
EMP（→電磁パルス） ／ 295, 309
EU（欧州連合） ／ 52, 78, 93, 98, 160, 162, 164, 165, 169, 174, 178, 180, 181, 185, 188, 190, 192, 194, 252, 289, 368, 371, 372, 373, 380, 397, 413, 416
EUNAVFOR ／ 373, 413
EW（→電子戦） ／ 136, 192
EWG（専門家会合） ／ 386, 397, 424

F

FCLP（→空母艦載機着陸訓練） ／ 336, 339
FDO（→柔軟に選択される抑止措置） ／ 263, 323
FIMI（→外国による情報操作と干渉） ／ 178, 180
FPDA（→五か国防衛取極） ／ 147, 151, 153, 164
FOIP（→自由で開かれたインド太平洋） ／ 56, 57, 58, 59, 96, 98, 203, 215, 219, 321, 322, 356, 357, 361, 364, 366, 367, 368, 371, 375, 376, 377, 378, 380, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 390, 392, 397, 399, 400, 403, 405, 410, 412, 494, 503
FMS（→有償援助） ／ 332, 433, 462, 463

G

GCAP（→グローバル戦闘航空プログラム） ／ 367, 368, 371, 440, 442, 445, 447, 448, 453
GDP（→国内総生産） ／ 67, 132, 145, 161, 162, 165, 208, 233, 234, 235
GIGO（→グローバル戦闘航空プログラム政府間機関） ／ 368, 371, 441, 442, 453
GNSS ／ 192
GPI（→滑空段階迎撃用誘導弾） ／ 176, 276, 279, 450

H

HA/DR（→人道支援・災害救援） ／ 362, 365, 369, 383, 385, 386, 387, 388, 389, 391, 393, 397, 400, 404, 406, 409, 411, 422, 454, 456, 503, 507, 508
HALE ／ 76
H-6爆撃機 ／ 70, 76, 77, 85, 141
HCM ／ 44, 135, 176
HGV（→極超音速滑空兵器） ／ 44, 69, 135, 176, 230, 275, 277, 278, 279, 285, 288
HIMARS ／ 46, 47, 101, 499, 500

I

IAEA ／ 108, 169
ICBM（→大陸間弾道ミサイル） ／ 44, 49, 59, 60, 69, 71, 91, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 117, 118, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 128, 133, 136, 176, 196, 197, 204
IMED（→インド太平洋・中東方面派遣） ／ 391, 506
IMSC ／ 169
INF（中距離核戦力） ／ 59, 69, 97, 141
IPD（→インド太平洋方面派遣） ／ 405, 506, 507
IPEF ／ 55
IRBM ／ 69, 71, 107, 108, 111, 113, 116, 117, 119, 120, 123, 196, 197
ISAF ／ 170
ISIL ／ 158, 161, 164, 173, 174, 197
ISR（→情報収集・警戒監視・偵察） ／ 53, 77, 102, 108, 154, 157, 183, 185, 263, 319, 323, 324, 350, 362, 363, 365
ISRT（→情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング） ／ 273, 323
ITPP（→日・NATO国別適合パートナーシップ計画） ／ 372, 373
IUU（→違法・無報告・無規制漁業） ／ 384, 391, 401, 403, 416

J

JADGE（→自動警戒管制システム） ／ 277
JASSM ／ 227, 272
JCPOA（→包括的共同作業計画） ／ 169
JL-2 ／ 69, 196
JPIDD（→日・太平洋島嶼国国防大臣会合） ／ 389, 390, 401, 402
J-20戦闘機 ／ 75, 102
JX（→自衛隊統合演習） ／ 495, 509
JXR（→自衛隊統合防災演習） ／ 495

K

K Program（→経済安全保障重要技術育成プログラム） ／ 443, 464

L

LAWS（→自律型致死兵器システム） ／ 177, 424
LCS ／ 153, 154
LTAMDS ／ 278

M

MAGTF（→海兵空地任務部隊） ／ 336, 345
MaRV ／ 69, 115, 119
Ⅲ MEF（→第３海兵機動展開部隊） ／ 336, 343, 345
MD ／ 130, 131, 133, 135, 139
MDA（→海洋状況把握） ／ 384, 386, 416
MDR（→ミサイル防衛見直し） ／ 59, 324
MFO（→多国籍部隊・監視団） ／ 418, 419
MINUSMA ／ 171
MIRV ／ 69, 158
MISWG（→多国間産業保全ワーキンググループ） ／ 434
MLR（→海兵沿岸連隊） ／ 58, 336, 350
MRBM ／ 69, 71, 196, 197

N

NATO（北大西洋条約機構） ／ 50, 51, 52, 53, 56, 59, 89, 93, 131, 136, 141, 143, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 170, 180, 185, 190, 192, 199, 200, 233, 235, 294, 322, 370, 372, 373, 374, 378, 379, 380, 404, 411, 422, 496
NBC（→核・生物・化学） ／ 49, 196, 298
NCGP（→NATOジェンダー視点委員会） ／ 372
NDIS（→国家防衛産業戦略） ／ 180
NDS（→国家防衛戦略（米国）） ／ 55, 57, 58, 59, 60, 63, 95, 97, 145
NGO ／ 372, 404, 418
NISC（→内閣サイバーセキュリティセンター） ／ 257, 290, 294

NIST SP800-171 ／ 434
NORAD ／ 165
NPR（→核態勢の見直し） ／ 59
NPT（→核兵器不拡散条約） ／ 196, 205, 423
NSC ／ 53
NSS（→国家安全保障戦略（米国）） ／ 55, 56, 57, 58, 95, 96, 97, 98, 125

O

OCCAR（→欧州防衛装備共同機構） ／ 453
OECD（→経済協力開発機構） ／ 233
OPCW（→化学兵器禁止機関） ／ 423, 424
OPG ／ 169
OSA（→政府安全保障能力強化支援） ／ 235, 258, 385, 387, 388, 392, 401, 451
OSCE（欧州安全保障協力機構） ／ 372

P

PAC-3（→ペトリオット） ／ 103, 222, 276, 277, 278, 279, 297, 306, 498
PBL（成果保証契約） ／ 233, 309, 461
PCRS（→平和維持活動即応能力登録制度） ／ 417
PFAS ／ 522
PFI ／ 221, 273, 274, 313
PFOS ／ 521, 522
PKO ／ 88, 166, 235, 252, 253, 383, 389, 393, 394, 397, 406, 410, 411, 417, 419, 420, 421, 506
PMC ／ 144
PSI（→拡散に対する安全保障構想） ／ 376, 423, 424, 425

Q

QDR ／ 101

R

RAA（→円滑化協定） ／ 356, 358, 362, 363, 367, 368, 369, 385, 503, 504
RDP MOU（→相互の防衛調達に関する覚書） ／ 331
RMF（→リスク管理枠組み） ／ 291

S

SACO（→沖縄に関する特別行動委員会 ） ／ 334, 352, 353
SAF（持続可能な航空燃料） ／ 520
S&TF（→日米装備・技術定期協議） ／ 331, 332
SC（→戦略的コミュニケーション） ／ 263
SCC（→日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）） ／ 320, 321
SCCM（→安全保障協力協議会合） ／ 462
SCO（→上海協力機構） ／ 91, 92
SDA（→宇宙領域把握） ／ 182, 183, 185, 221, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 324
SDC（→防衛協力小委員会） ／ 321
SEW（→早期警戒情報） ／ 277
SIPRI ／ 88, 90, 94, 109, 144, 181, 196
SLBM（→潜水艦発射弾道ミサイル） ／ 59, 60, 69, 85, 111, 115, 116, 120, 127, 133, 136, 137, 196, 197
SM ／ 222, 230, 277, 279, 306
SoSA（→防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め） ／ 433, 434
SRBM ／ 69, 71, 107, 111, 112, 114, 197
SSA（→宇宙状況監視） ／ 284, 285, 286, 287, 288
SSBN ／ 69, 128, 133, 136, 139, 195
START ／ 59, 60, 141, 196
S-300V4 ／ 139
S-500 ／ 135

T

TCBM ／ 287
TEL ／ 44, 69, 108, 111, 112, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 127
THAAD ／ 130

U

UAV ／ 47, 50, 76, 82, 221, 222, 223, 224, 273, 458
UNCLOS（→国連海洋法条約） ／ 92, 193
UNMISS（→国連南スーダン共和国ミッション） ／ 87, 171, 394, 418, 419, 420
UUV ／ 73, 222
UGV ／ 222, 452
USV ／ 48, 73, 222, 273, 458

V

VLS ／ 72

W

WMD ／ 196
WPNS ／ 193
WPS（→女性・平和・安全保障） ／ 368, 372, 382, 397, 401, 408, 409, 410, 411, 484

平和を仕事にする

自衛官とは

自衛官は特別職の国家公務員としての身分が保証されており、給与、保険など安定した処遇・福利厚生のもと、目標に向かって邁進（まい）することができます。また、一言で自衛官といっても、それぞれの役割に応じて階級が異なります。

幹部自衛官 …… 組織のリーダーとなる自衛官　　**准曹士自衛官** …… 各部隊の中核となる自衛官

予備自衛官・即応予備自衛官 …… 招集命令に応じて自衛官となり、任務にあたる非常勤の特別職国家公務員

階級章

共通呼称	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
幹部自衛官	陸上幕僚長	海上幕僚長	航空幕僚長
	陸　将	海　将	空　将
	陸将補	海将補	空将補
	1等陸佐	1等海佐	1等空佐
	2等陸佐	2等海佐	2等空佐
	3等陸佐	3等海佐	3等空佐
	1等陸尉	1等海尉	1等空尉
	2等陸尉	2等海尉	2等空尉
	3等陸尉	3等海尉	3等空尉
准曹士自衛官	准陸尉	准海尉	准空尉
	陸曹長	海曹長	空曹長
	1等陸曹	1等海曹	1等空曹
	2等陸曹	2等海曹	2等空曹
	3等陸曹	3等海曹	3等空曹
	陸士長	海士長	空士長
	1等陸士	1等海士	1等空士
	2等陸士	2等海士	2等空士

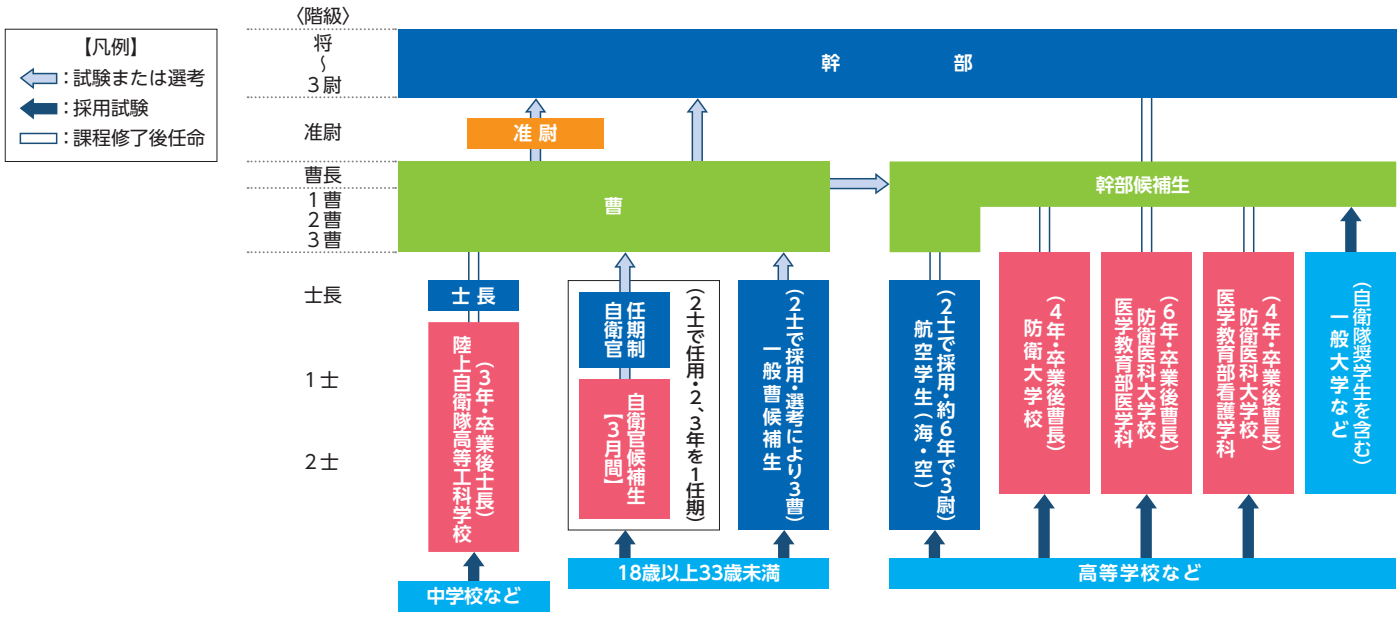

主要装備品の紹介 ■陸上自衛隊の装備品

12式地対艦誘導弾

〈諸元、性能〉
【誘導弾】全長約5.0m　直径約35cm　重量700kg
〈概説〉
対上陸戦闘に際して、洋上の艦船などを撃破する国産の対艦誘導弾

03式中距離地対空誘導弾（改善型）

〈諸元、性能〉
【誘導弾】全長約4.9m　直径約28cm　重量454kg
〈概説〉
方面隊の作戦地域、重要地域などにおける部隊、施設を掩護する国産の対空誘導弾

V-22（オスプレイ）

〈諸元、性能〉
乗員3名＋24名
航続距離約2,600km
全幅15.5m 全長17.5m 全高6.7m
最大速度約280kt
〈概説〉
飛行速度、航続距離および飛行高度の性能に優れ、滑走路のない離島においても離着陸可能であることから、島嶼への侵攻対処のみならず、災害救援や離島の急患輸送にも活用

ネットワーク電子戦システム

〈概説〉
電波の収集・分析および通信の無力化により、作戦を有利にする装置

16式機動戦闘車

〈諸元、性能〉
乗員4名　全幅約3.0m
全長約8.5m　全高約2.9m
最高速度約100km/h
105mm施線砲　12.7mm重機関銃
74式車載7.62mm機関銃
〈概説〉
空輸性および路上機動性に優れ、軽戦車などを撃破する装輪式の国産装甲戦闘車

19式装輪自走155mmりゅう弾砲

写真は試作品

〈諸元、性能〉
全幅約2.5m
全長約11.2m
全高約3.4m
最高速度90km/h以上
155mmりゅう弾砲
〈概説〉
各種事態において迅速かつ機動的な運用が可能な自走りゅう弾砲

10式戦車

〈諸元、性能〉
乗員3名　全幅3.2m
全長9.4m　全高2.3m
最高速度約70km／h
120mm滑腔砲　12.7mm重機関銃
74式車載7.62mm機関銃
〈概説〉
対機甲戦闘・機動打撃などで使用する国産戦車。C4I（指揮・統制・通信・コンピューター・情報）機能が特徴

水陸両用車（人員輸送型）

〈諸元、性能〉
全幅3.3m　全長8.2m
全高3.3m
12.7mm重機関銃
40mm自動てき弾銃
〈概説〉
海上機動性および防護性に優れ、島嶼部へ海上からの部隊などを投入する装軌式の水陸両用車両

UAV（中域用）

〈諸元、性能〉
全幅3.1m
全長1.7m
可視および赤外線カメラ搭載
〈概説〉
遠距離から艦艇・車両などの情報収集が可能

UH-2多用途ヘリコプター

〈諸元、性能〉
乗員2名+11名
全幅2.9m
全長13.1m
全高3.7m
最大速度約130kt
〈概説〉
UH-1Jの後継機として人員輸送や物資輸送など、部隊の迅速な展開が可能

（注）回転翼機およびティルト・ローター機の全長・全幅・全高はローター径を含まない数値

平和を仕事にする

■海上自衛隊の装備品

いずも型護衛艦

〈諸元、性能〉
基準排水量19,950t　乗員約470名
長さ248m　幅38m　深さ23.5m　速力30kt
高性能20mm機関砲　SeaRAM　魚雷防御装置
〈概説〉
統合運用や災害派遣時の司令塔的役割など多用途な任務に対応するヘリコプター搭載型護衛艦

P-1 哨戒機

〈諸元、性能〉
乗員11名　最大速度約450kt
全幅35.4m　全長38.0m　全高12.1m
〈概説〉
警戒監視、対潜水艦戦や捜索・救難などの幅広い任務に従事する国産の主力固定翼哨戒機

たいげい型潜水艦

〈諸元、性能〉
基準排水量3,000t　乗員約70名
長さ84m　幅9.1m　深さ10.4m
速力20kt
〈概説〉
リチウムイオン電池を搭載し、探知能力および被探知防止能力を大幅に向上した潜水艦

まや型護衛艦

〈諸元、性能〉
基準排水量8,200t　乗員約300名
長さ170m　幅21.0m
深さ12.0m　速力30kt
高性能20mm機関砲
VLS装置　魚雷発射管
SSM装置　62口径5インチ砲
哨戒ヘリコプター
〈概説〉
最新鋭のイージス護衛艦

もがみ型護衛艦

〈諸元、性能〉
基準排水量3,900t　乗員約90名
長さ133m　幅16.3m
深さ9.0m　速力30kt
SeaRAM　VLS装置　SSM装置
62口径５インチ砲
簡易型機雷敷設装置
〈概説〉
船体のコンパクト化、省人化も実現した護衛艦

あわじ型掃海艦

〈諸元、性能〉
基準排水量690t　乗員約50名
長さ67m　幅11m
深さ5.2m　速力14kt
20ミリ遠隔管制機関砲
掃海装置一式
〈概説〉
高い機雷捜索能力を保有する掃海艦

おおすみ型輸送艦

〈諸元、性能〉
基準排水量8,900t　乗員約135名
長さ178m　幅25.8m
深さ17.0m　速力22kt
高性能20mm機関砲
輸送用エアクッション艇
〈概説〉
被災者に対する医療、補給設備などを設置しており、多面的な活用が可能な輸送艦

砕氷艦「しらせ」

〈諸元、性能〉
基準排水量12,650t
乗員約175名
長さ138m　幅28m
深さ15.9m　速力19kt
観測隊員約80名
大型ヘリコプター
〈概説〉
南極観測の支援を任務とし、4代目となる砕氷艦

ましゅう型護衛艦

〈諸元、性能〉
基準排水量13,500t
乗員約145名
長さ221m　幅27.0m
深さ18.0m
速力24kt　洋上補給装置
補給品艦内移送装置
〈概説〉
補給能力が大幅に向上した補給艦

US-2救難飛行艇

〈諸元、性能〉
乗員11名
最大速度約320kt
全幅33.2m　全長33.3m
全高9.8m
〈概説〉
波高3mの洋上でも離着水可能であり、洋上での救難に従事する救難飛行艇

SH-60L哨戒ヘリコプター

〈諸元、性能〉
乗員4名
最大速度約140kt
全幅4.4m　全長15.9m
全高3.9m
〈概説〉
護衛艦に搭載し、護衛艦と共に多様な任務に従事する主力哨戒ヘリコプター

■航空自衛隊の装備品

F-35A戦闘機

〈諸元、性能〉
乗員1名　最大速度マッハ約1.6
全幅10.7m　全長15.6m　全高4.4m
25mm機関砲　空対空ミサイル
〈概説〉
高いステルス性能のほか、これまでの戦闘機から格段に進化したシステムを有する最新鋭の戦闘機

RQ-4B(グローバルホーク)

〈諸元、性能〉
全幅39.9m　全長14.5m　全高4.7m
航続時間約36時間　最大速度約310kt
最大高度約60,000ft
〈概説〉
各種センサーによって、夜間や悪天候下でも地上の静止目標の情報収集可能な能力を有する無操縦者航空機

F-15戦闘機

〈諸元、性能〉
乗員1名／2名
最大速度マッハ約2.5
全幅13.1m　全長19.4m
全高5.6m　20mm機関砲
空対空ミサイル
〈概説〉
優れた運動性能を誇る空自の主力戦闘機であり、国籍不明機への緊急発進など、空の守りを担う

F-2戦闘機

〈諸元、性能〉
乗員1名／2名
最大速度マッハ約2.0
全幅11.1m　全長15.5m
全高5.0m　20mm機関砲
空対空ミサイル
空対艦ミサイル
〈概説〉
日米で共同開発され、優れた技術が結集されている戦闘機

C-2輸送機

〈諸元、性能〉
乗員2～5名+110名
最大速度マッハ約0.82
全幅44.4m　全長43.9m
全高14.2m
航続距離約7,600km(20t搭載時)
〈概説〉
戦術輸送能力の強化、国際平和協力活動などへの積極的な取組のため開発された国産輸送機

UH-60J救難ヘリコプター

〈諸元、性能〉
乗員5名
最大速度約140kt
航続距離約1,300km
全幅5.4m　全長15.7m
全高3.8m
〈概説〉
遭難者を救助する救難ヘリコプター。右前方下部に空中受油装置を装備

KC-46A空中給油・輸送機

〈諸元、性能〉
乗員3~14名+104名
最大速度マッハ約0.86
航続距離約9,400km(20t搭載時)
全幅47.6m
全長50.4m
全高16.1m
〈概説〉
ボーイング767型機を開発母機とした最新の空中給油・輸送機

E-767早期警戒管制機

〈諸元、性能〉
乗員20名
最大速度約450kt
航続距離約9,000km
全幅47.6m
全長48.5m
全高16.0m
〈概説〉
速度性能や航続性能に優れる早期警戒管制機

J/FPS-7警戒管制レーダー

〈概説〉
航空機などの従来型の脅威と弾道ミサイルの双方に対応可能な固定式警戒管制レーダー

ペトリオットPAC-3地対空誘導弾

〈概説〉
弾道ミサイル防衛の下層迎撃を担う地対空誘導弾であり、弾道ミサイル発射事象に際しては、適所に展開して対応する。

平和を仕事にする

防衛省・自衛隊の組織図

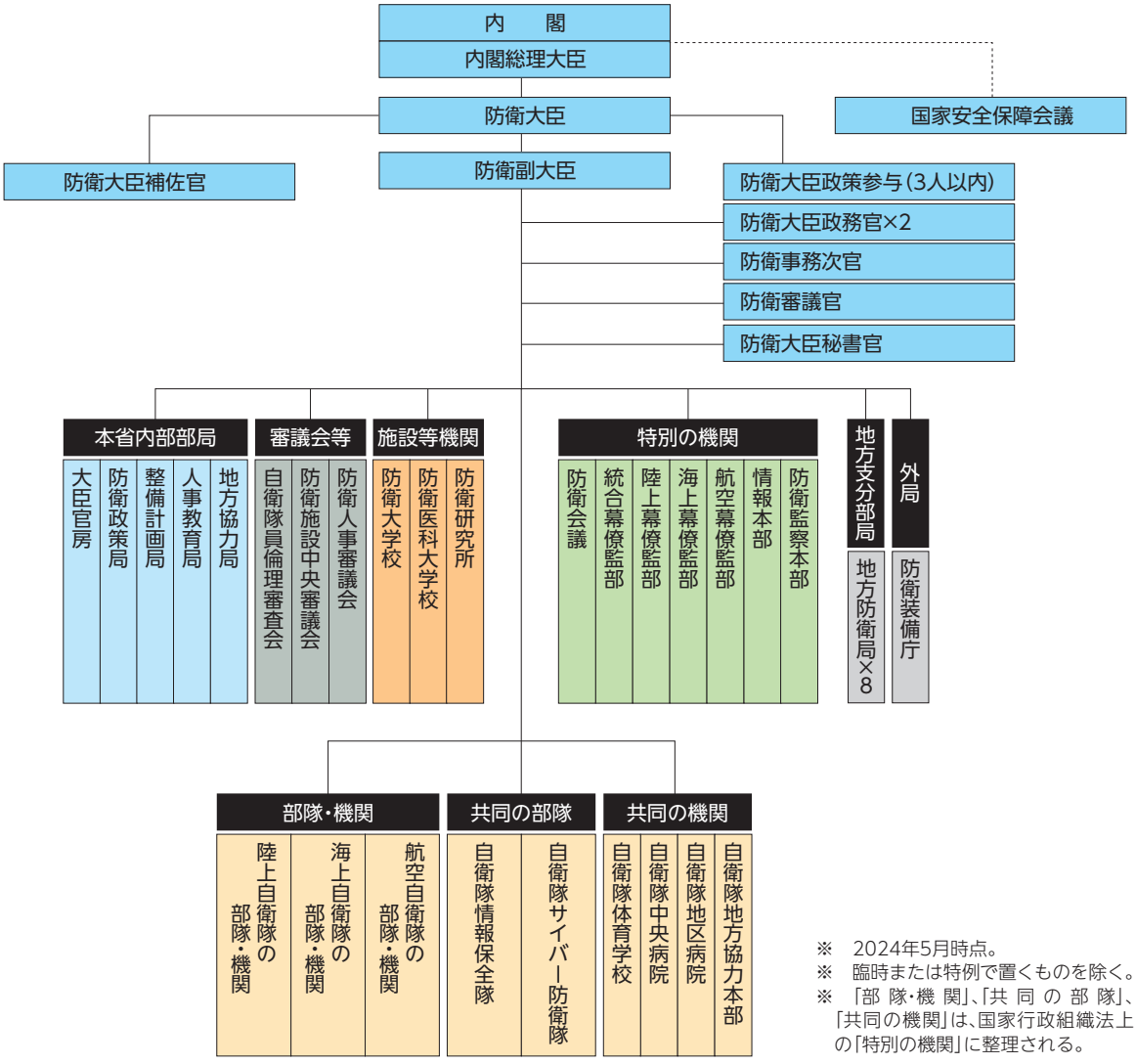

※　2024年5月時点。
※　臨時または特例で置くものを除く。
※　「部隊・機関」、「共同の部隊」、「共同の機関」は、国家行政組織法上の「特別の機関」に整理される。

陸・海・空自衛隊の編成

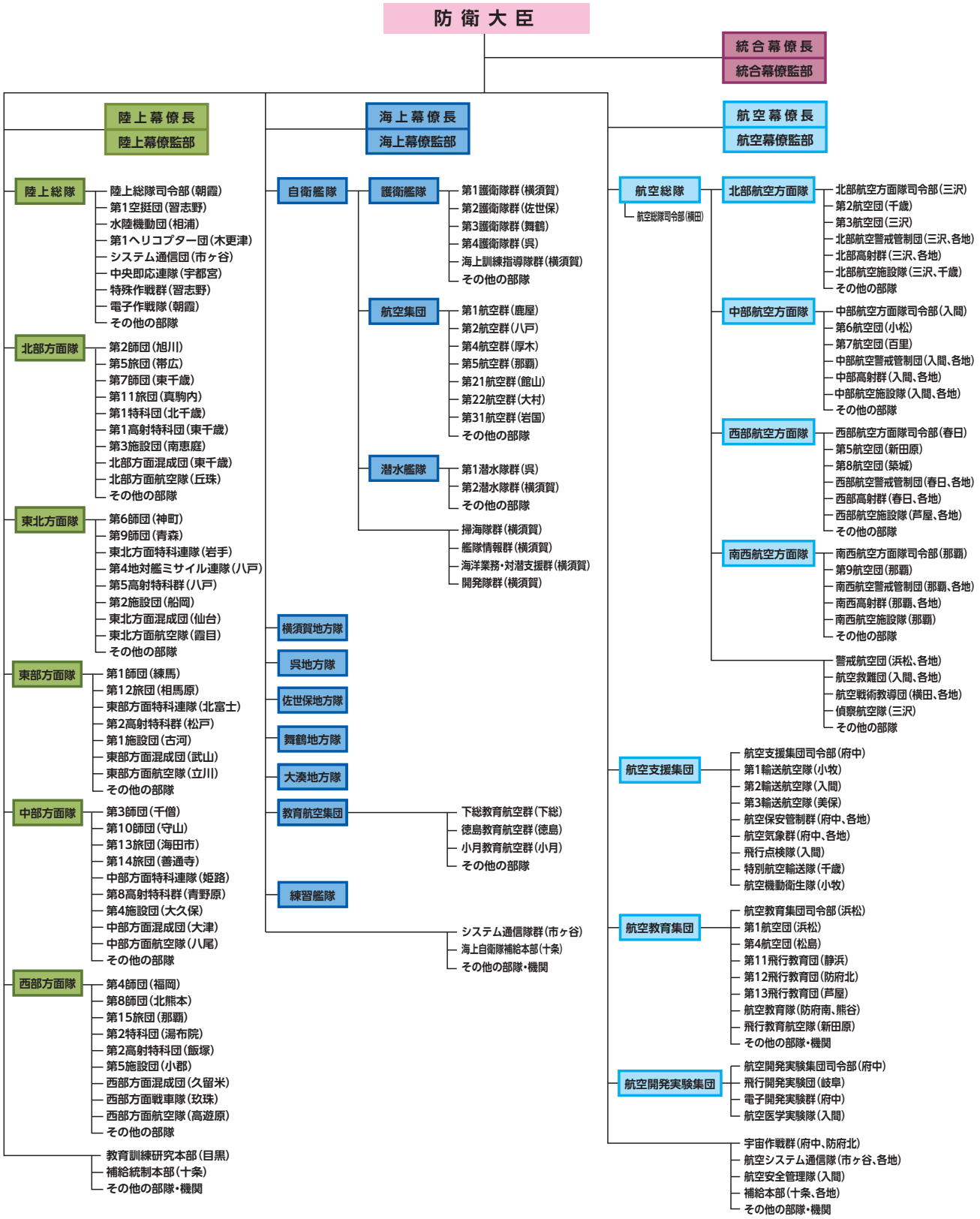
防衛大臣
統合幕僚長
統合幕僚監部
陸上幕僚長
陸上幕僚監部
陸上総隊
陸上総隊司令部(朝霞)
第1空挺団(習志野)
水陸機動団(相浦)
第1ヘリコプター団(木更津)
システム通信団(市ヶ谷)
中央即応連隊(宇都宮)
特殊作戦群(習志野)
電子作戦隊(朝霞)
その他の部隊
北部方面隊
第2師団(旭川)
第5旅団(帯広)
第7師団(東千歳)
第11旅団(真駒内)
第1特科団(北千歳)
第1高射特科団(東千歳)
第3施設団(南恵庭)
北部方面混成団(東千歳)
北部方面航空隊(丘珠)
その他の部隊
東北方面隊
第6師団(神町)
第9師団(青森)
東北方面特科連隊(岩手)
第4地対艦ミサイル連隊(八戸)
第5高射特科群(八戸)
第2施設団(船岡)
東北方面混成団(仙台)
東北方面航空隊(霞目)
その他の部隊
東部方面隊
第1師団(練馬)
第12旅団(相馬原)
東部方面特科連隊(北富士)
第2高射特科群(松戸)
第1施設団(古河)
東部方面混成団(武山)
東部方面航空隊(立川)
その他の部隊
中部方面隊
第3師団(千僧)
第10師団(守山)
第13旅団(海田市)
第14旅団(善通寺)
中部方面特科連隊(姫路)
第8高射特科群(青野原)
第4施設団(大久保)
中部方面混成団(大津)
中部方面航空隊(八尾)
その他の部隊
西部方面隊
第4師団(福岡)
第8師団(北熊本)
第15旅団(那覇)
第2特科団(湯布院)
第2高射特科団(飯塚)
第5施設団(小郡)
西部方面混成団(久留米)
西部方面戦車隊(玖珠)
西部方面航空隊(高遊原)
その他の部隊
教育訓練研究本部(目黒)
補給統制本部(十条)
その他の部隊・機関
海上幕僚長
海上幕僚監部
自衛艦隊
護衛艦隊
第1護衛隊群(横須賀)
第2護衛隊群(佐世保)
第3護衛隊群(舞鶴)
第4護衛隊群(呉)
海上訓練指導隊群(横須賀)
その他の部隊
航空集団
第1航空群(鹿屋)
第2航空群(八戸)
第4航空群(厚木)
第5航空群(那覇)
第21航空群(館山)
第22航空群(大村)
第31航空群(岩国)
その他の部隊
潜水艦隊
第1潜水隊群(呉)
第2潜水隊群(横須賀)
その他の部隊
掃海隊群(横須賀)
艦隊情報群(横須賀)
海洋業務・対潜支援群(横須賀)
開発隊群(横須賀)
横須賀地方隊
呉地方隊
佐世保地方隊
舞鶴地方隊
大湊地方隊
教育航空集団
下総教育航空群(下総)
徳島教育航空群(徳島)
小月教育航空群(小月)
その他の部隊
練習艦隊
システム通信隊群(市ヶ谷)
海上自衛隊補給本部(十条)
その他の部隊・機関
航空幕僚長
航空幕僚監部
航空総隊
航空総隊司令部(横田)
北部航空方面隊
北部航空方面隊司令部(三沢)
第2航空団(千歳)
第3航空団(三沢)
北部航空警戒管制団(三沢、各地)
北部高射群(三沢、各地)
北部航空施設隊(三沢、千歳)
その他の部隊
中部航空方面隊
中部航空方面隊司令部(入間)
第6航空団(小松)
第7航空団(百里)
中部航空警戒管制団(入間、各地)
中部高射群(入間、各地)
中部航空施設隊(入間、各地)
その他の部隊
西部航空方面隊
西部航空方面隊司令部(春日)
第5航空団(新田原)
第8航空団(築城)
西部航空警戒管制団(春日、各地)
西部高射群(春日、各地)
西部航空施設隊(芦屋、各地)
その他の部隊
南西航空方面隊
南西航空方面隊司令部(那覇)
第9航空団(那覇)
南西航空警戒管制団(那覇、各地)
南西高射群(那覇、各地)
南西航空施設隊(那覇)
その他の部隊
警戒航空団(浜松、各地)
航空救難団(入間、各地)
航空戦術教導団(横田、各地)
偵察航空隊(三沢)
その他の部隊
航空支援集団
航空支援集団司令部(府中)
第1輸送航空隊(小牧)
第2輸送航空隊(入間)
第3輸送航空隊(美保)
航空保安管制群(府中、各地)
航空気象群(府中、各地)
飛行点検隊(入間)
特別航空輸送隊(千歳)
航空機動衛生隊(小牧)
航空教育集団
航空教育集団司令部(浜松)
第1航空団(浜松)
第4航空団(松島)
第11飛行教育団(静浜)
第12飛行教育団(防府北)
第13飛行教育団(芦屋)
航空教育隊(防府南、熊谷)
飛行教育航空隊(新田原)
その他の部隊・機関
航空開発実験集団
航空開発実験集団司令部(府中)
飛行開発実験団(岐阜)
電子開発実験群(府中)
航空医学実験隊(入間)
宇宙作戦群(府中、防府北)
航空システム通信隊(市ヶ谷、各地)
航空安全管理隊(入間)
補給本部(十条、各地)
その他の部隊・機関

平和を仕事にする

主要部隊などの所在地（イメージ）（2023年度末現在）

主な広報施設のご案内

市ヶ谷台ツアー（※要予約）

見学概要

防衛省の心臓部とも言える市ヶ谷地区の見学ツアーです。市ヶ谷地区に所在する庁舎や極東国際軍事裁判の法廷となった大講堂などを移設・復元した市ヶ谷記念館や大本営地下壕跡などをご案内します。

見学時間 ①09：30～11：30（午前） ②13：30～15：50（午後）
開催日 平日のみ　料金 午前（無料）、午後（700円 ※18歳未満は無料）
駐車場 なし（お車でのご来場はご遠慮ください。）
所在地 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
ご予約・お問い合せ 記念館係：03（3268）3111（内線：21904）

陸上自衛隊広報センター りっくんランド

見学概要

災害派遣や国際平和協力活動など分かりやすく紹介。多数の装備品を館内・屋外に展示しています。操縦を疑似体験できるシミュレーター、90式戦車や操縦席に座って写真が撮れるなど、お子様から大人まで楽しめる、見て、触れて、体感できる施設です。

開館時間 ①09：30～11：45（午前） ②13：15～16：45（午後）
休館日 月曜日、火曜日（祝祭日の場合は翌日）、年末年始
料金 無料　駐車場 あり（無料）
所在地・交通 〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
お問い合せ 03（3924）4176

海上自衛隊呉史料館 てつのくじら館

見学概要

海上自衛隊の歴史や、呉市と海上自衛隊の歴史的な関わりについて紹介しています。魚雷や掃海艇などの装備品や、機雷を除去する掃海作業の様子も必見です。また、実物の潜水艦を屋外に展示し、ふれあいながら見学することができる貴重な史料館です。

開館時間 10：00～18：00（最終入館17：30）
休館日 火曜日（祝祭日の場合は翌日）、年末年始
料金 無料　駐車場 なし（HPをご確認ください。）
所在地 〒737-0029 広島県呉市宝町5番32号
お問い合せ 0823（21）6111

航空自衛隊浜松広報館 エアーパーク

見学概要

「見て体験して楽しむ」をコンセプトとし、歴代ブルーインパルスなど多数の航空機の実物が展示されています。また、パイロット訓練生と同じ飛行コースを体験できるシミュレーションなど、大空を飛ぶパイロット気分を心ゆくまで満喫することができます。

開館時間 09：00～16：00
休館日 月曜日（祝祭日の場合は翌日）、毎月最終火曜日、
3月第2週の火曜日～木曜日、年末年始（HPをご確認ください。）
料金 無料　駐車場 あり（無料）
所在地 〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町　お問い合せ 053（472）1121

防衛大学校ツアー（※要予約）

見学概要

帽子投げで有名な記念講堂、本校の歴史が一目でわかる資料館、学生が生活する学生舎（外観）、防大グッズが購入できる学生会館などをご案内します。水曜日の見学では、「学生の行進」がご覧になれます。（都合により行わない場合もあります）

見学時間 12：30～14：40
開催日 平日の月曜日、水曜日、金曜日
料金 無料　駐車場 事前にお問合せください。
所在地 〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1-10-20
ご予約・お問い合せ 広報ツアー係：046（841）3810（内線：2019）
jndatour@nda.mod.go.jp

防衛省 MINISTRY OF DEFENSE

令和６年度自衛官等採用案内

平和を、仕事にする。

種目		採用人員	資格	受付期間（締切日必着）	試験期日	合格発表	入隊時期（入校時期）	待遇・その他
幹部候補生	一般	[大卒程度試験] 参考（令和５年度） 陸 約230名（うち女子約40名） 海 約111名（うち女子約22名） 空 約84名（男女の区分なし。）※１	22歳以上26歳未満の者（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満の者）	①３月１日～４月12日 ②４月24日～６月13日 ③（一般）８月26日～９月26日 ※３	①１次：４月20日・21日（４月21日は海・空飛行要員のみ） ２次：５月24日～30日 ３次（海・空飛行要員のみ）（海）：６月20日～24日（空）：７月13日～８月１日 ②１次：６月22日 ２次：７月30日～８月５日 ③１次：10月５日 ２次：11月８日～11日	①１次：５月17日 ２次（海・空飛行要員のみ）（海）：６月13日（空）：６月17日 最終（陸）：７月４日（海）：７月11日（空）：８月22日 ②１次：７月18日 最終：９月19日 ③１次：10月31日 最終：12月23日	令和７年３月中旬～４月上旬	入隊後約１年で３等陸・海・空尉（院卒者試験合格者は２等陸・海・空尉）
	歯科・薬剤科	[院卒者試験] 参考（令和５年度） 陸 約10名 海 約９名 空 約10名 ※１	20歳以上28歳未満の者修士課程修了者等（見込含）					
		参考（令和５年度） 陸 約13名 海 約12名 空 約６名 ※１	専門の大卒（見込含）20歳以上30歳未満の者（薬剤科は20歳以上28歳未満の者 ※２）		①１次：４月20日 ２次：５月24日～５月30日 ②１次：６月22日 ２次：７月30日～８月５日	①１次：５月17日 最終（陸）：７月４日（海空）：７月11日 ②１次：７月18日 最終：９月19日		歯科は入隊後約６週間で２等陸・海・空尉 薬剤科は入隊後約１年で２等陸・海・空尉
医科・歯科幹部		参考（令和５年度） 陸 約４名 海 約５名 空 約３名 ※１	医師・歯科医師の免許取得者	①２月１日～６月６日 ②７月30日～10月24日 ※３	①６月21日 ②11月15日	①７月25日 ②12月19日	①令和６年９月下旬～10月上旬 ②令和７年３月下旬～４月上旬	２等陸・海・空尉以上で採用（経験年数等により異なります。）
キャリア採用幹部		令和６年度新規 陸 若干名 参考（令和５年度） 海 約20名 空 ①約20名 ②約20名 ※１	大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、２年以上の業務経験のある者	①３月１日～５月17日 ②（陸・空キャリア採用幹部）８月１日～10月11日	①（陸）：６月10日（海）：６月17日（空）：６月17日～19日 ②（陸）：11月１日（空）：10月30日～11月1日	①７月25日 ②12月16日	（陸）：令和７年４月上旬頃（海）：令和６年９月下旬頃（空）：①令和６年10月上旬頃 ②令和７年３月下旬～４月上旬頃	３等陸・海・空尉以上で採用（経験年数等により異なります。）
技術曹		令和６年度新規 陸 約16名 参考（令和５年度） 海 約30名 空 ①約20名 ②約20名 ※１	20歳以上の者で国家免許資格取得者等	①３月１日～５月17日 ②（技術空曹）９月20日～11月15日	①（陸）：６月７日（海）：６月14日（空）：６月12日～14日 ②（空）：12月４日～６日	①７月25日 ②令和７年１月17日	（陸）：令和６年10月上旬頃（海）：令和６年９月下旬頃（空）：①令和６年11月下旬頃 ②令和７年３月下旬～４月上旬頃	３等陸・海・空曹以上で採用（免許資格、年齢等により異なります。）
航空学生		参考（令和５年度） 海 約74名（女子若干名） 空 約72名（男女の区分なし。）※１	海：18歳以上23歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含）） 空：18歳以上24歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含））	７月１日～９月５日	１次：９月16日 ２次：10月12日～17日 ３次：（海）11月15日～12月11日（空）11月９日～12月12日	１次：10月４日 ２次：（海）11月６日（空）10月31日 最終：令和７年１月20日	令和７年３月下旬～４月上旬	入隊後約６年で３等海・空尉
一般曹候補生		参考（令和５年度） 陸 約4,200名（うち女子約500名） 海 約1,630名（うち女子約250名） 空 約1,400名（男女の区分なし。）※１	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）	①３月１日～５月７日 ②７月１日～９月３日 ③10月１日～11月28日 ※４	①１次：５月17日～26日 ２次：６月15日～30日 ②１次：９月14日～22日 ２次：10月12日～27日 ③１次：12月７日～12日 ２次：令和７年１月６日～13日 ※いずれか１日を指定されます。 ※５	①１次：６月６日 最終：７月18日 ②１次：10月３日 最終：11月21日 ③１次：12月23日 最終：令和７年１月30日	令和７年３月下旬～４月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。	入隊後２年９か月経過以降選考により３等陸・海・空曹
自衛官候補生		参考（令和５年度） 男子 陸 約5,000名 海 約1,000名 空 約1,700名 女子 陸 約750名 海 約200名 空 約600名 ※１	18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）	年間を通じて行っております。	受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。 ※５	試験時にお知らせします。	令和７年３月下旬～４月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。	所要の教育を経て、３か月後に２等陸・海・空士に任用 陸上（技術系を除く。）は１年９か月、陸上（技術系）・海上・航空は２年９か月を１任期として任用（以降２年を１任期）
防衛大学校学生	推薦	参考（令和５年度） 人文・社会科学専攻 約45名（うち女子約20名） 理工学専攻 約145名（うち女子約30名） ※１	18歳以上21歳未満の者 高卒（見込含）又は高専３年次修了（見込含）で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	９月５日～９日	９月21日・22日	10月25日	令和７年４月上旬	修学年限４年 卒業後約１年で３等陸・海・空尉
	総合選抜	参考（令和５年度） 人文・社会科学及び理工学専攻合わせて約50名（うち女子約10名） ※１	18歳以上21歳未満の者（自衛官は23歳未満） 高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含）		１次：９月21日 ２次：10月26日・27日	１次：10月11日 最終：11月20日		
	一般	参考（令和５年度） 人文・社会科学専攻 約45名（うち女子約10名） 理工学専攻 約195名（うち女子約30名） ※１		７月１日～10月17日	１次：11月２日 ２次：11月30日～12月４日 ※いずれか１日を指定されます。	１次：11月20日 最終：12月27日		
防衛医科大学校医学科学生		参考（令和５年度） 約85名 ※１	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含）	７月１日～10月９日	１次：10月19日 ２次：12月11日～13日 ※いずれか１日を指定されます。	１次：11月28日 最終：令和７年１月30日	令和７年４月上旬	修学年限６年 医師免許取得後、２等陸・海・空尉
防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生）		参考（令和５年度） 約75名 ※１	18歳以上21歳未満の者 高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含）	７月１日～10月２日	１次：10月12日 ２次：11月23日・24日 ※いずれか１日を指定されます。	１次：11月７日 最終：令和７年２月４日	令和７年４月上旬	修学年限４年 看護師免許取得後 卒業後約１年で３等陸・海・空尉
陸上自衛隊高等工科学校生徒	推薦	参考（令和５年度） 約120名 ※１	男子で中卒（見込含）17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	10月１日～11月29日	令和７年１月11日～13日 ※いずれか１日を指定されます。	令和７年１月23日	令和７年４月上旬	修学年限３年 卒業後は陸士長 卒業後約１年で３等陸曹
	一般	参考（令和５年度） 約230名 ※１	男子で中卒（見込含）17歳未満の者	10月１日～令和７年１月16日	１次：令和７年１月25日・26日 ２次：令和７年２月13日～16日 ※いずれか１日を指定されます。	１次：令和７年２月６日 最終：令和７年２月28日		
自衛隊奨学生		参考（令和５年度） 陸 海 空 約20名 ※１	大学、大学院、高等専門学校等で理学、工学、文学又は法学※６を専攻しており、正規の課程を終了する年の４月１日現在で26歳未満（大学院在学者は28歳未満）	①６月３日～10月11日 ②12月２日～令和７年１月31日 ※３	①11月４日 ②令和７年２月22日	①令和７年１月31日 ②令和７年５月16日	①自衛隊奨学生採用時期は４月上旬 ②自衛隊奨学生採用時期は５月 ※幹部候補生採用（入隊）時期は大学、大学院等を卒業（修了）する年の４月上旬	自衛隊奨学生として採用された４月又は５月から大学又は大学院の正規の修業年限を終わる月まで毎月54,000円貸与されます。
予備自衛官補	一般	陸 約1,540名	18歳以上52歳未満の者	①１月22日～４月11日 ②６月１日～９月19日 ※３	①４月６日～21日 ②９月21日～10月７日 ※いずれか１日を指定されます。	①５月29日 ②11月７日	教育訓練の開始時期：①令和６年７月以降 ②令和６年12月以降	階級は指定しない。 教育訓練招集手当：日額8,800円 所定の教育訓練修了後、予備自衛官として任用
	技能	陸 約350名 海 約20名	18歳以上で国家免許資格等を有する者（資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満）					

（令和６年６月現在）

（注）１．※１：令和６年度の採用人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。
２．※２：① 学校教育法に基づく大学において、正規の薬学の課程（６年制の課程に限る。）を修めて卒業した者（令和７年３月卒業見込みの者を含む。）
② 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
③ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に限ります。
３．※３：採用予定人員の採用が見込まれる場合は、第２回目以降の試験を実施しません。
４．※４：第１回及び第２回までで採用人員数を満たせた場合、第３回は実施しない場合があります。
５．※５：令和７年３月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和６年９月16日以降に行います。
６．※６：理学、工学、文学又は法学に類する学部・学科も応募資格に該当する場合があります。詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
７．資格欄中の「高卒」は中等教育学校卒業者を含みます。
８．応募資格年齢の起算日は、種目ごと異なっていますので、それぞれの採用要項又は自衛官募集ホームページ等で確認してください。
９．その他、詳細については、各採用（募集）要項又は自衛隊地方協力本部で確認してください。（事務官・技官の採用試験については、防衛省大臣官房秘書課へお問い合わせください。）
10．記載内容については変更する場合があります。変更事項については自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

＜自衛官募集ホームページ＞

＜自衛官募集X（旧ツイッター）＞

防衛省・自衛隊 公式コンテンツのご案内

防衛省ホームページ ▶

防衛省公式アカウント ▶

◀防衛省公式アカウント

◀防衛省・自衛隊公式動画チャンネル

/@modchannel

防衛省公式アカウント ▶

そのほかの防衛省・自衛隊公式SNSは
こちらからチェック! ▶

各自衛隊・機関などのホームページ

統合幕僚監部 Joint Staff
https://www.mod.go.jp/js/

陸上自衛隊
https://www.mod.go.jp/gsdf/

海上自衛隊 Japan Maritime Self-Defense Force
https://www.mod.go.jp/msdf/

航空自衛隊 Japan Air Self-Defense Force
https://www.mod.go.jp/asdf/

防衛大学校 National Defense Academy
https://www.mod.go.jp/nda/

防衛医科大学校 National Defense Medical College
https://www.mod.go.jp/ndmc/

陸上自衛隊 高等工科学校
https://www.mod.go.jp/gsdf/yt_sch/

まるわかり! 日本の防衛 はじめての防衛白書2024

NIDS Tokyo Japan NIDS防衛研究所 National Institute for Defense Studies
http://www.nids.mod.go.jp/

情報本部 Defense Intelligence Headquarters
https://www.mod.go.jp/dih/

IGO Inspector General's Office of Legal Compliance 防衛省 防衛監察本部
https://www.mod.go.jp/igo/

地方防衛局
https://www.mod.go.jp/rdb/

ATLA 防衛装備庁 Acquisition, Technology & Logistics Agency
https://www.mod.go.jp/atla/

自衛官募集 Japan Self-Defense Forces
https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/

https://www.mod.go.jp/j/publication/events/index.html

小学校高学年、中学生、高校生のみなさんにも、防衛白書について
わかりやすく説明しています。大人の方にも、短い時間で防衛白書の
おおまかな内容が分かるのでおすすめです。

https://www.mod.go.jp/j/kids/wp/index.html

〈防衛白書の内容・転載に関するお問い合わせ先〉

〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省　大臣官房　広報課　防衛白書事務室
（電話）03（3268）3111（代表）

令和６年版　日本の防衛 －防衛白書－

令和６年８月　発　行

編　集　防　衛　省
〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5-1
電話　03（3268）3111
URL：https://www.mod.go.jp/

発　行　日経印刷株式会社
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋2-15-5
電話　03（6758）1011
URL：http://www.nik-prt.co.jp/wp_site/

自衛隊発足70周年

DEFENSE of JAPAN 2024

防衛白書刊行50回

防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE